和泊町誌 歴史編

題字　和泊町長　武田恵喜光



明治百年記念として、昭和四十三年一月に制定された。

「和泊」を「輪と鞠（まり）」におきかえ、輪は和・団結を、鞠は弾力・飛躍をあらわす。

小円はゆりのおしべの色から希望・歓喜をあらわし、大輪は海の色から悠久・信頼をあらわしている。

町民憲章

わが和泊町は、先人の残したかがやかしい歴史とうるわしい伝統をもっています。わたくしたちは和泊町民であることに誇りと自覚をもち、みんなで住みよい町をつくるため、次のことを行います。

一、わたくしたち和泊町民は、
　よく働いて、豊かな町をつくります。

一、わたくしたち和泊町民は、
　きまりを守って、明るい町をつくります。

一、わたくしたち和泊町民は、
　心をあわせて、美しい町をつくります。

一、わたくしたち和泊町民は、
　心と身体をきたえ、健康な町をつくります。

一、わたくしたち和泊町民は、
　子供の幸福を守って、伸びゆく町をつくります。



町花（ゆりの花）



町木（がじゅまる）

町民歌

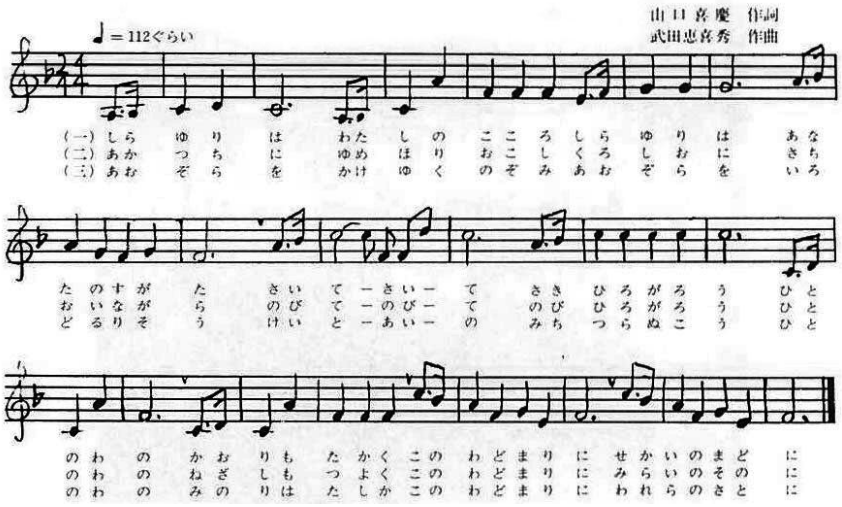

町民歌

作詞　山口　喜慶
作曲　武田恵喜秀

(一)
白ゆりは　わたしの心
　白ゆりは　あなたの姿
咲いて咲いて　咲きひろがろう
　人の和の　香りも高く
この和泊に　世界の窓に

(二)
赤つちに　夢ほり起こし
　くろ潮に　幸追いながら
伸びて伸びて　伸びひろがろう
　人の和の　根ざしも強く
この和泊に　未来の園に

(三)
青空を　かけゆく希望（のぞみ）
　青空を　いろどる理想
敬と愛の　道つらぬこう
　人の和の　みのりは確か
この和泊に　われらの郷（さと）に

歴代戸長・村長



第３代　戸長
坂本　元明
明治30．１．25～35．１．４
（在職年数５年）



第２代　戸長
操　坦勁
明治26.11．９～30．１.15
（在職年数３年２月）



第１代　戸長
土持　政照
明治20．１.17～26．９.28
（在職年数６年８月）



第２代　村長
土持　綱義
明治45．２.29～大正９．８．１
（在職年数８年５月）



第５代　戸長
第１代　村長
土持　綱安
明治38.12．９～41．２.27
41．２.28～45．２.28
（在職年数６年２月）



第４代　戸長
沖島　曽徳
明治35．１．５～38.12．８
（在職年数３年８月）



町長　武田恵喜光



和泊町役場

歴代村長・町長



第５代　村長
山口禎善
昭和７．８．２～９．４．10
（在職年数１年10月）



第４代　村長
沖島曽徳
大正13.8.2～昭和7.8.1
（在職年数８年）



第３代　村長
沖　元綱
大正９．８．２～13．８．１
（在職年数４年）



第８代　村長
第１代　町長
山下兼道
昭和14．６．11～16．５．４
16．５．５～18．６．10
（在職年数４年）



第７代　村長
皆川恵三
昭和10．６．11～14．６．10
（在職年数４年）



第６代　村長
重信饒丕
昭和９．５．３～10．３．11
（在職年数11月）

歴代町長



第４代　町長
武田恵喜光
昭和33．２．20～至現在
（在職年数　　）



第３代　町長
重村中久
昭和29．２．20～33．２．19
（在職年数４年）



第２代　町長
東　仲一
昭和18．10．９～28．12．18
（在職年数10年２月）



南洲翁謫居の地



南洲神社



世之主神社



世之主の墓



研修センター



高千穂神社



沖永良部空港



慰 霊 塔



和 泊 港



伊 延 港

和泊町誌　歴史編

はしがき

和泊町誌編纂の経緯については前編「民俗編」で述べたとおりでありますが、これにひきつづき歴史編を編纂して完結したいと思うのであります。

和泊町の歴史については前編でも述べたとおり断片的で系統だった資料に欠け、はなはだ困難なものがあると思うのでありますが、さいわいにして「沖永良部島郷土史資料」の中に先人たちの研究によって残された尊い歴史的資料がまとめられておりますので、これを主軸として琉球とつなぎ、薩摩とつなぐことによって歴史的体系がととのえられるのではないかと思料するものであります。

そのようなことで歴史編の編纂にあたっては多少前編と趣を異にして歴史専門家のご協力をお願いすることとし、考古学的立場から鹿児島県考古学会長の河口貞徳先生、古代史については鹿児島女子短大助教授中村明蔵先生（瀬名出身）のご協力をいただくこととし、さらに明治大正期における金融経済関係と沖永良部守備隊については和歌山県在住の有川貞辰先生（和泊出身）に、戦後最も人心を揺れ動かした母国復帰前後の状況については花田吉浦先生に、それぞれ稿を託することにいたしました。そして琉球と薩摩と沖永良部島の関係については甲斐不二男先生の指導のもとに永吉毅氏、玉起寿芳氏その他の方々にそれぞれ分担して執筆をお願いしました。

すでに沖縄や鹿児島においてははやくから専門家の研究によって完成された郷土史が編纂されておりますので、この中から沖永良部島と関係のあるものを引き出し本町の歴史をいくらかでも解明できないかという切なる願いからであります。

このようなことで先生方もつとめて正確な町誌にしたいとあらゆる文献を調査するとともに度を重ねて討議し、時間をかけて推敲し刊行に踏みきるというきわめて慎重に慎重を重ねた執筆となりますので、四年有余の長い期間におけるご苦労はその人でなければ分からない数々のものがあったと思うのであります。九千人町民とともに深甚の謝意を表するしだいであります。

したがってこの小編は和泊町の史実を歴史的体系に綴り合わせた骨格であって、これに肉をつけ血を通わせて真の和泊町誌にするにはむしろこれからの研究に俟たなければならないものが多いと思うのであります。

願わくば温故知新、この書が町民各位の愛読するものとなって将来へ伸びていこうとする心の糧になり、また沖永良部島の歴史に関心をもつ諸賢の研究の資料ともなればまことに有り難いことと思うしだいであります。

最後にこの書の発刊に当たって資料を提供してくださった多くの方々のご協力と、執筆の労をとってくださいました方々に心から感謝申し上げて筆を擱きます。

昭和六十年五月

和泊町長　武田恵喜光

目次

グラビア写真
はしがき……2

第一章　時代概説（打ち寄せる時代の潮）
第一節　沖永良部の自然環境……12
第二節　先史・古代史の探究　付沖縄史の流れ……13
第三節　永良部世之主と北山滅亡……16
第四節　島津軍の琉球侵攻と奄美五島割譲……19
第五節　藩摩藩の財政改革と砂糖地獄……22
第六節　維新の夜明け……24

第二章　先史時代
第一節　奄美の先史時代……28
第二節　沖永良部島の先史時代……60

第三章　古　代
第一節　本土との交流……108
第二節　生　業……110
第三節　女性と信仰……115
第四節　鉄器の使用……119
第五節　神　話……121
（付）　大島の開闢神話……125

第四章　中　世
第一節　奄美の世（アマン世）……128
一　奄美の世……128
二　按司の世……130
三　源平伝説……136
第二節　琉球服属時代（ナハ世）……140
一　琉球への入貢……140
二　琉球王国治下の沖永良部島……141
三　琉球征伐と沖永良部島……143
四　割譲後の琉球と沖永良部島……144
(一)　御冠船時の見次物……145
(二)　災害時の救米……147
(三)　遭難船の処置……147
(四)　日常生活上の関係……149
第三節　永良部世之主……150
一　永良部世之主……150
二　世之主由緒書……156
三　世之主に関する記録……159
四　世之主徳之島由緒書……161
五　世之主由来・与人西平調書……162
六　世之主の子孫……163
第四節　大屋子時代……163
第五節　祝女……173
第六節　間切制度……183
第七節　「おもろさうし」と沖永良部……189
第八節　沖永良部と倭寇……201

第五章　近世（大和世）
第一節　島津氏の琉球入り……206
第二節　統治の基本……216
第三節　代官所の機構……222
第四節　沖永良部島の代官系図……226
第五節　間切制度から方制度へ……261
第六節　糖業政策……263
第七節　交　通……270
第八節　教　育……282
一　沖永良部島における維新前の教育史……282
二　沖永良部島における維新以前の教育……293
第九節　西郷南洲先生の流謫……296
一　流謫の南洲翁……296
二　南洲翁の流謫……336
三　嶋の南洲先生……346
四　西原村の川口雪蓬先生……354
第十節　藩政治下諸事……359
一　薩琉両属的地位の維持……359
(一)　御冠船時の見次物……359
(二)　御慶事上国……360
二　砂糖搾取策……363
三　検　地……372
四　土地制度……374
五　税　制……377
六　古文書の焼却……382
七　服装と簪の制限……384
八　忠勤誓約……385

九　簪の再制限と庶民礼法……386
(一)簪再制限令……386
(二)庶民礼法の厳達……387
十　藩吏の権勢……388
十一　異国船の来航と本島船の漂着……389
(一)異国船の来航……389
(二)永良部船の漂着……390
十二　遠島人と文化開発……392
第十一節　人　物……397
第六章　明治時代
第一節　諸制度の改革……402
一　行政機構の改廃……402
二　地租改正……409
三　戸籍調査……414
四　砂糖自由売買の允許……415
五　金銭の使用許可……416
六　平民への苗字許可……418
七　太陽暦実施……419
八　徴兵制実施……419
九　郵便事業開始……423
第二節　沖永良部社倉の沿革……426
一　島民の生活……426
二　島治と西郷先生……428
三　社倉と西郷先生……430
四　社倉の創立……432
五　備荒貯蓄の状況……436
六　事業の状況……446
七　社倉の解散……449
八　結　び……451
第三節　行政区画と和泊村の発足……452
第四節　正義会と同志会……456
第五節　糖業事情……459
第六節　ゆり事情……470
第七節　水産業……475
第八節　工・鉱業……482
第九節　商　業……484
一　経　済……484
二　金　融……491
第十節　出稼ぎ……494

第十節　交通・通信……509
第十二節　教　育……524
一　学校教育……524
(一)学制頒布と我が教育の発展……524
(二)和泊小学校の沿革……534
(三)国頭小学校の沿革……551
(四)大城小学校の沿革……554
(五)内城小学校の沿革……565
(六)教職員免許状・辞令・証明書等……568
二　社会教育……569
(一)新進舎について……569
(二)青年団……574
第十三節　明治時代諸事……577
第七章　大正時代
第一節　議　会……588
第二節　世界大戦と景気……590
第三節　糖業事情……597
第四節　ゆり事情……602
第五節　水産業……607
第六節　交通・通信……608
第七節　教　育……616
一　学校教育……616
(一)大島郡教育会……616
(二)第六部教育会……617
(三)和泊尋常高等小学校の沿革……619
(四)国頭尋常高等小学校の沿革……624
(五)大城尋常高等小学校の沿革……625
(六)内城尋常高等小学校の沿革……627
(七)実業補習学校……631
(八)和泊村立和泊実業補習学校校則……632
二　社会教育……634
(一)民育研究会……634
(二)夜学校と日曜学校……636
(三)青年団……638
(四)婦人会……642
第八節　大正時代諸事……646
第八章　昭和初期
第一節　議　会……652

第二節　天皇の行幸……653
第三節　産業組合……658
第四節　沖永良部電気会社……665
第五節　和泊町の発足……668
第六節　糖業事情……670
第七節　ゆり事情……678
第八節　商　業……686
第九節　工・鉱業……693
第十節　交通・通信……694
第十一節　治安・消防・防災……700
第十二節　教　育……727
第十三節　昭和初期諸事……737
一　昭和一新会……737
二　経済恐慌……739
三　自力更生運動……740
四　大島郡振興計画……741
五　共通経済……743
第九章　太平洋戦争時代
第一節　議　会……746
第二節　沖永良部駐屯部隊……746
第三節　戦争災害……754
第四節　戦死者芳名録……761
第五節　糖業事情……780
第六節　ゆり事情……781
第七節　食糧事情……790
第八節　交通・通信……792
第九節　教　育……793
第十節　戦時下諸事……811
一　旗行列とちょうちん行列……811
二　国家総動員法……811
三　大政翼賛会と隣組……811
四　紀元二千六百年の祝典……812
五　産業報国会……812
六　価格等統制令と国民徴用令……813
七　千人針をたのむ婦人……813
八　関門海底トンネル開通……814
九　苦しい食糧事情……814
十　衣料切符、その他……815
十一　防空訓練……815

十二　学徒出陣……815
十三　根こそぎ動員……816
十四　供出時代……816
十五　集団疎開……817
第十章　米国軍政時代
第一節　終　戦……820
第二節　行政分離……827
第三節　軍政府……829
第四節　議　会……835
第五節　琉球銀行……837
第六節　L／C貿易と密航……840
第七節　B円・低物価政策……843
第八節　糖業事情……851
第九節　ゆり事情……852
第十節　工・鉱業……913
第十一節　食糧事情……914
第十二節　衛生事情……917
第十三節　交通・通信……922
第十四節　沖縄との関係……935
第十五節　教　育……938
第十六節　復帰運動……974
沖永良部・与論二島分離反対運動……974
第十七節　分離中の諸事……1033
第十一章　日本復帰後
第一節　議　会……1038
第二節　教　育……1042
第三節　農業協同組合・農業共済組合・
農業開発組合……1153
第四節　復帰後の諸事……1168
(付)鹿児島地方法務局和泊出張所の沿革……1174
第十二章　和泊町の発展
第一節　奄美群島特別措置法……1176
第二節　和泊町の交通・産業・福祉基盤の整備……1181
和泊町史年表……1202
執筆者一覧表……1224
おわりに……1227

第一章　時代概説（打ち寄せる時代の潮）

第一節　沖永良部の自然環境

沖永良部の自然環境については本誌民俗編に詳しく記されているが、少しく見方を変えて、再度取り上げて考えてみたい。

九州本土から南西方に飛石状に延びる種子・屋久・トカラ、奄美・沖縄、宮古・八重山の南西諸島弧の大体中間部に位置するのが沖永良部島であり、行政中心地鹿児島市へ約五三〇キロメートル、名瀬市と那覇市へは約一七〇～一八〇キロの地点にある。気候は多湿・亜熱帯性で照葉樹林の生育に好適であるが、夏から初秋の台風常襲地帯として知られている。

(注)　照葉樹林帯の文化　ヒマラヤ山脈南麓―アッサム―雲南―揚子江南側山地―台湾―日本南西部の常緑広葉樹林帯。くす・かし・しい・茶・桑・芋類・粟(あわ)・稗(ひえ)・稲・わらび・くず・砂糖きび・バナナなどの植物が生育する。これから焼畑農業・水田作、醸造発酵法、養蚕が生まれ、各種食料衣料が開発される。(鹿大南方文化研究所中尾佐助氏)

島の地形は細長いヒサゴに似て、大島・徳之島・沖縄島に比較すれば低平で、最高の大山で二四五メートル、次いで越山一八六メートルである。毒蛇ハブの生息もない。河川に見るべきもの無く、水田地域が少なく、石灰岩層の地下水を堅穴・横穴から得た湧清水を中心に集落を形成し、周辺の平地は広く耕され畑作農業を主とする。海岸は一部に砂浜を成し、大部分は隆起珊瑚礁(さんごしょう)の断崖を造り、出入少なく防風防波の港湾に恵まれず、小舟利用の沿岸漁業は小規模にとどまり、珊瑚礁上に漁する自給程度である。

面積は九四・五平方キロ、可耕性高いとしても人口収容に限界あり、地域的小集団の協力体制にとどまり、政治的に権力を張る組織には至り難い風土である。

以上の諸点から抽出すれば

(一)　人多く物豊かなる地方に文化優先するの原則からみて、強大なる支配権者は出現しえなかったし、沖縄または鹿児島からの圧力に対抗する力も持ちえなかった。―沖縄は南方視界の中に在り、その政治的文化的影響は生

活万般に波及している。

(二)　鹿児島本土からの距離遠く、面積が割に小さく、今日のいわゆる四、五級僻地視されたせいか、砂糖の栽培導入が遅れ、その上納貢法の施行が藩政末期であり、上三島の苦しんだ砂糖地獄が比較的短期間であったことは、逆に幸運とも言える。

この項に「打ち寄せる時代の潮」と題したが、時代により、南風吹き来れば胸襟(きょうきん)を開いてこれを迎え入れ、北風逆巻けば身を伏してこれを避ける歴史の経過は、この位置、自然環境に課せられた悲しき宿命とも言える。

どの時期に、いかな理由で、いかにして吹き来りし潮流かを、国史・薩摩史・琉球史その他に照らして沖永良部の変遷を見、その意義を理解したいと思うのである。

第二節　先史・古代史の探究

付―沖縄史の流れ（略年表）

沖永良部史、広くは奄美の先史・古代史に関しては資料少なくいまだ解明されない部分が多く、それだけに、われわれの祖先がいつごろにどこから来たか、いかなる生活をしていたか、興味ある問題である。しかし現段階ではなかなか結論には至らず、今後の研究に期待するより致しかたない状況と思う。

地図を開けば、南北に連なる日本列島は東方に太平洋を区切り、アジア大陸とは千島列島・樺太の二條の花綵（つな）で吊り下げられた形となり、北西では朝鮮半島、対島・壹岐の花綵で日本海を囲み、弧状の南西諸島は遠く台湾に結び東支那海を抱く。黒潮暖海流はトカラ列島南部で二分し、本土両岸を洗って北上する。夏の季節風は南から冬は北よりの風に変わる。――この大陸との三方接点、暖流北上、夏冬の季節風こそが、古来日本人の大陸との往来交流の方法・経路を示し、特に海洋に生きる奄美沖

縄の人々には重要な風土条件であったに違いない。

南西諸島は日本本土と中国南部を結ぶ飛び石の道であり、単に薩摩―琉球の「道の島々」と言うよりも、大きな意味で南北交通の重要経路であっただけに、この地域の上古史解明は日本史に深く関連しその意義は真に大きいものがある。したがって内外学者が早くから注目し、学説を多く残してきた。大正時代には、歴史・民俗・言語学に新境地をひらき「沖縄学」の父と仰がれる伊波普猷氏は日琉同祖・日本文化南漸説を唱え、民俗学の先導者柳田国男氏は日本の基層文化を形成した稲作の北上説を述べている。

太平洋戦争後は、関係する言語学・民俗学・宗教関係・考古学・民族学など各分野からの研究が進み、古代社会が漸次その姿を現してきた。特に、従来の中国・朝鮮の資料を重視する方式から、島尾敏雄氏（元県立図書館奄美分館長）のいわゆる「ヤポネシア」方式とも言うべき日本全土をアジア大陸東海の島弧と見なし、日本海東シナ海を一衣帯水とする汎太平洋圏から広く考察する方式が採られるのが注目される。近来の資料は、フィリピン諸島・東南アジア各地・インドネシア、さらに太平洋の諸島にまで及ぶ場合が多い。

中でも考古学の遺跡発掘は、特に昭和五十年代に入り急テンポで進み、県考古学会長河口貞徳氏をはじめ、九学会連合奄美大島共同調査団、鹿児島大学考古学教室、琉球大・熊本大・沖縄国際大など、地元関係学究の調査活動めざましく、その学術報告は耳目を引きつけるものが続いている。また各市町村には博物館・資料館が設置されて専門の学芸員が配置され、学究層の拡大、一般人の関心度など従前の比ではなくなった。

現在まで発表された論説を要約すれば、次のように成るのではあるまいか。

(一)　先住民が南方から北上したか、日本本土から南下したか、現在では結論には至っていない。南九州とは各方面近似の事例多く、言語関係では日本語と同祖語であることは明らかで、宗教儀礼もきわめて近い関係にあるという。

(二)　縄文時代には南西諸島相互間の交流もあり、土器に独自の文様・型も残されているが、南九州から南下する技法（市来式など）は奄美沖縄圏に波及している。原始的漁業・狩猟・採集で生活し、血族中心の小集団

を成していたのであろう。

(三)　弥生時代に入り土器は南九州の型式（山ノ口式など）が沖縄本島および付近島嶼まで分布が明らかにされたが、同時代に北九州・山陰・山陽の遺跡に、奄美以南の南海特産ゴホウラ製貝輪が発掘され、南北対応してその交流が認められる点興味深い。

土器種に炊蒸・貯蔵・祭祀の目的が示され、金属器具使用が始まり、前代の採集経済から計画的な生産経済へ進展する。相互扶助の形態も地域集団化し、支配・被支配の関係が生じ、遠く大陸や朝鮮半島の政治・社会・文化の影響を受け、かつこれを意識するようになる。

(四)　大和朝廷の記録たる日本書紀では七世紀に、続日本紀では八世紀前半に、多禰・掖玖（夜句・益救）・吐火羅（都貨羅）・爾加委・奄美・度感・信覚・球美・阿児奈波などと記された南島人との往来、交渉が記録され、最近では大和朝廷の出先機関たる大宰府から「掩美」と記された木簡が発見されたとの報があったが、その後遣唐使船の大陸への渡航路が南島経由から五島（長崎県）―揚子江下流域直航路に変更されるとともに、南島経営が放置されたようで、記録も薄れる。

(五)　奄美沖縄群島の中では、沖縄島が最も耕地に恵まれ人口も比較的に多く、当然に先進文化の導入摂取も早く、その地方支配者の権力は奄美各地に及んでいる。位置が近い沖永良部が早くからその支配下に入り生活万般に強い影響受けたのも当然である。江戸時代前はすべてその波紋渦中にあると言える。それゆえに沖縄史と日本史で主たる事項の年代を対比すれば、沖永良部史の変遷も推察されると思うのでそれを提示したい。事によっては沖縄と相前後するし、多くはさらに数世紀後れることと考えられる。

沖縄史の流れ（比嘉春潮・新里恵二・その他「沖縄」より）

	沖縄	日本
1	他国の史書への登場　七～八世紀	一～二世紀初
	「日本書紀」など―「南島」から漂着、朝貢・使節派遣、七五三年唐僧鑑真など漂着、六〇七年隋煬帝遣使	
2	政治的支配者の発生　一一～一二世紀 前一～後一世紀	
	九世紀村落共同体に階級分化―十一世紀末按司発生―対立	
3	文字の伝来と使用　一三世紀	五世紀末

英祖王時代僧禅鑑佛教と儒教を伝うと云う

4 佛教の伝来　一三世紀　六世紀

一二六五年頃浦添に極楽寺創設

5 鉄製農具の普及　一四世紀　六～七世紀

中山王察度（即位一三五〇年）青年期、鉄塊を買い与えて農具を造らせ人心を得――浦添按司に推さる。

即位後明に進貢貿易、南海および日本と交易

6 国土の統一　一五世紀初　四世紀末

三山対立――一四一六北山滅亡　一四二九南山討滅

7 中央集権国家の成立　一六世紀初　七世紀

尚真王時代百花繚乱身分制成立、各按司は首里に住居

第三節　永良部世之主と北山滅亡

沖永良部の歴史において記録に見る最初の人が、「永良部世之主」である。北山王（今帰仁城主）攀安知が中山の尚巴志軍に攻撃され自殺するのが一四一六年（室町四代義持・応永二十三）であり、世之主の自決は同年か翌年と推定される。

琉球史では、九世紀に村落共同協力社会が崩壊して支配・被支配の階級分化し、十一世紀末に至って小地域の政治的統率者＝按司が発生したと言い、さらに勢力抗争は進んで地域は拡大し、一三一四年（鎌倉時代末期）ごろには中山・南山・北山の三山対立状態に入る。永良部世之主は北山系であり、その悲話は約百年後の三山抗争末期に当たるわけであるが、三山支配者の推移、根拠地と主要港、末期の勢力範囲（間切）、大陸関係を表示すれば、悲劇に至る運命がしのばれると思うのである。

A　中山（浦添世の主――中山王）

(一) 舜天王統（一一八七―一二五九）

（源為朝）―①舜天―②舜馬順煕―③義本

(二) 英祖王統（一二六〇――一三四九）

①英祖―②大成―③英慈―④王城―⑤西威

一二六四　久米・慶良間・伊平屋の各島入貢。一

一二六六　大島諸島入貢。

一二九一　世祖フビライ汗の元軍来攻……一二九六再侵、いずれも成功せず。

(三) 察度王統（一三五〇―一四〇六）

奥間大親――①察度―②武寧

（妻＝天女伝説）

一三七二　明の太宗に初めて進貢（以後毎年）。太陽暦下賜。

一三八三　中山王号下賜（南山・北山も進貢）。

一三九〇　宮古・八重山の入貢。

一三九二　中山王および山南王留学生派遣。そのころ福建人三十六姓帰化（久米村）。朝鮮へ二回使者派遣――南海貿易も開拓。

一四〇四　武寧、明の成祖永楽帝より初めて冊封（山南王も同じ）

(四) 第一尚王統（一四〇六―一四六九）

①尚思紹―②尚巴志……⑥尚泰久―⑦尚徳

一四〇二　佐敷按司尚巴志、大里按司を討ち東四間切を制す。

一四〇六　尚巴志、中山王武寧を滅し、父思紹を王とす。以後毎年明へ進貢―朝鮮・室町幕府・シャムと交渉あり。

一四一六　山北王攀安知を討滅。

一四二九　山南王、他魯毎（タルミイ）を滅す＝三山統一。首里王府整備土木事業、南海・朝鮮・日本と意欲的に交易。

○支配地域（間切）

浦添城……浦添・泊・那覇・真和志・南風原・西―首里城　原・中城・越来・北谷・読谷山・勝連・具志川

牧港――泊――那覇

B南山（しもの世の主・山南王）

○南山（山南）王統（年代に諸説あり。一四二九滅亡）

①大里按司＋②大里按司―③承察度（ウフサト）―承察度

┌江英紫―④汪応祖(オウオウソ)―⑤他魯毎(タルミイ)

一三八〇　承察度　明に初進貢……一三九二初めて留学生派遣。

一四〇四　汪応祖・成祖の冊封（山南王）

汪応祖、他魯毎時代、進貢貿易に努む。

○支配地域（間切）

南山城…東四間切（大里・佐敷・知念・玉城）

（別に大里グスク説あり）

島尻七間切（具志頭・東風平・摩文仁・喜屋武・真壁・高嶺・豊見城）

糸満港

C　北山（山北王）

○北山王統（冊封なく不明な点多し―一四一六滅亡）

今帰仁按司―（不明）―怕尼芝(ハニシ)―珉(ビン)―攀安知(ハンアンチ)

真松千代

永良部世之主

与論大主

一三八三　怕尼芝初めて進貢―一三九〇まで。

一三九五　珉進貢（一回）一三九六珉没し攀安知代わる。

○支配地域（間切）

今帰仁城…今帰仁・羽地・名護・金武・国頭の五間切、伊江・伊平屋・与論・沖永良部の島々

親泊港

山北・北山とは沖縄本島の北部を意味し、地勢は山岳多く（山原(ヤンバル)）嶮岨で人心剛毅で知られる。

中山の察度、山南の承察度、山北の怕尼芝は相共に明の太祖洪武帝の招撫に応じて朝貢し、大陸の文物を入れて生産を向上し民生を安定するに努め、留学生を派遣して文化の進展を競った。なかでも中山地域は豊饒で生産力に恵まれ、優位に立ったと思われる。後の尚巴志の三山統一までの約半世紀の間、三者の明国への進貢回数・留学生数は次のとおりである。

中山	五十二回（約一年一貢）	二十人
山南	十八回（二年一貢）	四人
山北	九回（五年一貢）	〇人

明史琉球伝に見る「中山益々強く、其国富めるを以て一歳常に再貢三貢」、「山北最も弱く、故に其朝貢亦最稀」のように、国頭地方を地盤とする山北の劣勢はやむをえない。一四一六年中山勢の北伐に際し、諸按司の離反あり、城中の部将本部大原の内通などで滅亡に至るが、大勢抗し難きものあるを認める。

第四節　島津軍の琉球侵攻と奄美五島割譲

奄美にとり文字どおり最大の変革、その後の運命を決定したのが、島津軍の琉球侵攻、その結果として奄美五島の薩摩領編入の歴史的事件である。それだけに、その原因を慎重に広い視野で見極める必要がある。

それには、大陸東方海上の舞台動向を見、次に室町時代後半期の戦国争覇が信長・秀吉・家康の出現活躍によりようやく統一国家体制が成立しつつある国内情勢を併せ考えるべきであると思う。

一　南海貿易

元に代わった明国（一三六八―一六六一）は、厳重な鎖国政策を採り、初代大祖朱元璋即位以来周辺諸国を招撫し、朝鮮・日本・琉球・安南・シャム・マラッカ・パレンバン・スマトラ・ジャワなど五十余国に及び服属国として臣礼を取らしめ、貿易は宗主国（諸侯の上に立って覇権を行う国）へ進貢する形式しか許さなかった。一五世紀初め室町幕府三代将軍義満の対明交易＝勘合貿易がすなわちこれである。

これを活用して巨利を収め南北海上に勇飛したのが、一四世紀末―一六世紀初めの琉球国であった。季節風の荒波あり、ちょうどそのころは衰微傾向にあったとはいえ「和寇」の脅威あり、その間を縫っての渡海は危険高いものだが、それだけに収益もまた多大であった。大陸側の希求する蘇木（染料）、胡椒（香辛料）を遠く南海に求め、硫黄を地元鳥島に掘り出し、進貢して日用品・生糸・絹織物に換える。その還元評価は中華自尊の国らしく物によっては五十倍を超したと言い、その事業主（三山国王）の財政を潤した。南海産の物資が日本からの進貢物品にも見られ、当時の生糸・絹織物の需要が最も大きなのが日本であることを思えば、明らかに三国中継貿易において琉球が重要地点たりしことが推察できる。

第一尚王朝六代泰久王が首里正殿前に建立した万国津梁の鐘の銘が、如実にその間を語り伝えているので、次に掲げる。

萬国津梁の鐘（一四五八年六月）
琉球国は南海の勝地なり
三韓の秀を鍾（アツ）め（朝鮮の良き点を集め）
大明を以て輔車となし（輔は車の添木＝互に助け合う）
日域を以て脣歯となす（利害最も深い間柄）
この中間に在りて湧出する蓬萊島なり
舟揖を以て万国の津梁とし（舟とカジ、渡し場と橋）
異産至宝は十方刹に充満せり（異国の産物、各地の寺院）
地は霊、人は物（ブツ）へ遠く和夏の仁風を扇（あお）ぐ

琉球国の海外活躍はその後も著しく、第二尚王朝により国内統一が完成し自力充実するに応じて、遠くジャワ・マラッカに乗り出し、南方物産を蒐集（しゅう）して、大陸・日本との中継交易量の増大に努めている。

その結果、土木工事としては一四五一年長虹堤が成り那覇港に結んで中心貿易港を造成し、幾多の伽藍（がらん）を造営して仏教を受け入れて鐘銘に隆盛を誇り、一四六六年鬼界島遠征、一五八〇年八重山のアカハチ反乱鎮定など版図を固め、首里の城府の美化整備に当時の財政充溢の姿を見ることができる。

二　島津軍の琉球侵攻

その侵攻理由として、薩摩側と琉球側から正反対のものが従来提示されている。これは一面当然のことかとも思われるが、事件の経過に応じて両側からその背景を考察すべき必要がある。

(一)　薩摩側が第一根拠として挙げるのが①嘉吉付庸事件であるが、当時の国内情勢から見て、九州本土ならともかく、南海の琉球に幕府支配力が及んでいる状態とは考えられず、史上記録としての初見も享和二年（一八〇二）完成の「島津国史」であり、真実性を疑う史家が多いのも事実である。

その後一四七一年足利幕府の島津氏に対し印巻（幕府の許可状）不帯の琉球渡航船の取締命令あり、一四八一年には島津氏を介して琉球国の来聘を催促している。さらに下り一五一六年に②三宅国秀事件、一五九二年に③亀井茲矩事件が伝えられる。

①嘉吉付庸事件＝付庸とは宗主国に属してその命令に従う弱小国。足利六代将軍義教は弟大覚寺義昭に対し謀反の罪で

追放令を出していたが、島津忠国これに応じ嘉吉元年（一四四一）その部将が日向国福島の永徳寺に義昭を誅殺した。義政これを大いに賞し琉球国を与えたとの説。

②三宅国秀事件＝永正十三年（一五一六）備中蓮島の三宅和泉守の兵船が琉球攻略のため坊ノ津に入港。これを知った島津忠隆は将軍足利義稙に連絡し彼らを一掃す。二十年後その党類三宅三郎兵衛ら再攻、挫折。島津氏は天文三年（一五三四）、琉球三司官に「貴国とは一心同体ゆえに安心するよう」伝う。

③亀井茲矩事件＝出雲豪族の出、信長・秀吉に従い播磨・因幡に転戦し功あり。山崎合戦の後、秀吉に所望し、出雲に代わり「琉球守」を許さる。文禄元年（一五九二）朝鮮出兵の時「琉球征伐使」の朱印を与えられたが、島津氏の反対で諫止さる。

(二)　応仁の乱（一四六七―一四七七）後、室町幕府の勢威全く衰え、群雄各地に覇を競い世にいう戦国時代に入る。一六世紀初め、南九州の島津氏は、旧豪族の鎮圧いまだ成らず一族内の抗争に明け暮れたが、名君忠良（日新斎）子貴久・孫義久・義弘出ずるにおよび、域内諸豪を抑え、北進して一五七二年木崎原の戦（えびの市加久藤）に日向の伊東勢を破り、さらに当時島原半島まで占拠した新興竜造寺氏、日向を南下する大友氏に対峙（たいじ）して両面にこれを撃破し、全九州を圧するに至り、天正十五年（一五八七）秀吉の九州出陣となる。

九州の平定成るや秀吉は続いて東国の伊達氏北条氏を屈服せしめて戦国乱世を収拾するが、転じて大陸に向かい文禄・慶長両度の朝鮮半島大遠征となり、諸侯にその兵員糧食を割り当てたが琉球王尚寧には兵員七千人の糧食十ヵ月分を賦課している。琉球では驚き、その不可能を訴え、島津氏が仲介し、糧食は代納して事を収めている。

(三)　慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いで徳川の天下が決まり、江戸幕府開設のころから島津側の対琉球策が再開される。上記のとおり南九州に勢力を振るう島津氏は、善隣友好の邦としてその防壁となり、他の介入を許さず貿易利潤の独占を目指した。天下統一者たる秀吉は、武力行使せずとも当然その支配下に立つものとして賦課を命じている。琉球としては明の朝貢国であり日本とは相互独立の関係にある。すなわち三者の従来の立場が崩れつつあるのである。

その理由を挙げるなら次の事情であろう。

①天下が安定し諸大名領が定着して、島津氏の北進の望みは完全に断たれたこと。

②南海の風潮も変化し、日本商船の南進あり、中国人および華僑の進出あり、西欧人の東漸あり、琉球支配が貿易の拡大のためには残された最善の方策たること。

③天下統一の余勢は海を越えて大陸にも及ぶ動向を解せず、琉球は易(やす)きにつき、漂流民の返還や諸保護措置に対し、当事者たる秀吉・家康・島津氏に十分の謝意・対応を怠り侵入口実を与えたこと。

島津氏は、慶長十年琉球出兵の許可を請い、翌年許可される。一方琉球に対して幾度か来聘を促しているが、親中国派の謝名親方（鄭迥）三司官にありこれに応ぜぬ状況にあった。そこでついに慶長十四年三月出発した。

百戦練磨の荒武者と、兵器を捨てて平和百年の徒手の士、武器の大差、勝負はすでに明らかである。

その結果、奄美五島は割譲されて薩摩藩領に編入され、慶長十八年大島奉行が置かれ、元和元年（一六一六）南部三島統治のため徳之島奉行を分設、施政はますます整備されて奄美史の一大転機に入る。

第五節　薩摩藩の財政改革と砂糖地獄

江戸幕府が諸大名統制策として採用したものに、参勤交代制度と、建築・治水などの公共事業に応分の寄付または工事の割り当てがある。これが中央集権の強化に効果あげた反面、諸藩の財政への影響も甚大であった。特に薩摩藩に著しいものがある。

参勤は藩主が一定期間を江戸と国元交互に居住し、妻子は江戸に常置するもので、島津氏は最も遠隔地で莫大な旅費を要し、江戸中期以降人口百万を超えた大消費都市との二重生活、人災天災の頻発など、藩財政を痛めつけた。「お手伝普請」の最大なのが濃尾の木曽川治水工事（二十四代重年公、宝暦四年―一七五四、薩摩義士）で、予想以上の出費に財政赤字が累加する。

泰平の世が打ち続き、貨幣経済・都市文化の発達につれて消費生活は向上し、各藩財政のバランスは崩れていく。二十五代重豪公（宝暦五年襲封―一七八七隠居・後見―一八三三死）は進取の気象に富み高邁な知識は和漢洋に及び、名君として内外に知られた。開化策として造士館・医学館・明時館（気象観測＝天文館）の設立、各種学術書の編纂、生活様式には上方風を入れて新風を吹き込んだ。しかし在位・後見役六十余年のそれらに要した出費は著しく、藩債は身動きならぬ窮状に達した。

年次	借金高（万両）
元和二年（一六一六）	二
寛六九年（一六三二）	一四
同十七年（一六四〇）	三四～五〇
寛延二年（一七四九）	五六
宝暦四年（一七五四）	六六
享和元年（一八〇一）	一一七
文化四年（一八〇七）	一二六
文政十年（一八二七）	五〇〇

原口虎雄著「幕末の薩摩」より

次代斉宣公は赤字財政の改革を図り挫折（一八〇八樺山主税・秩父季保等の近思録崩れ）。二十七代斉興公は隠居の重豪公と謀り、不退転の決意で調所笑左衛門広郷の起用となる。

調所はその任に就くや、身を挺して誠意事に当たり、①有能の人士商人を登用し、②主命の借用証を回収して「年二万両ずつ二百五十年賦利息なし」の無法とも言える書き換えを敢行し、③他藩から技術指導者を入れて地場産業の増産に努め、④流通の仕組みを改善して特産物を専売制にし大阪市場で高利潤を挙げた。嘉永元年（一八四八）琉球を介しての密貿易の件が露見し江戸藩邸に服毒自殺するまで約二十年、枯渇の藩庫は充満し幾多の事業は遂行され、後世の斉彬公の驚くべき開明政策・維新回天の大活躍の財的基礎が確立された。

地場特産品の最たるものとして奄美の砂糖がある。黒糖販売の有利性は琉球産の大阪市価で早くから知られていたので、大島に甘庶栽培を奨励し喜界・徳之島に拡げて生産を高め、定式上納糖に買重ねを増加し惣買入（専売）を進めた。調所は黒糖政策を財政改革の中軸とし、「三島方」を設け周到な行政指導で偉大な成果を挙げた。

黒糖政策はその後も拡大踏襲され藩財政に寄与したが、反面、①余計糖には各自希望の日常物品支給する羽書を振り出して通貨を停止し、②島役人の弾圧は住民を苦しめ、生きる喜びを失わせて幾多の悲劇を生み「砂糖

地獄」の語が生じ、余影は長く尾を引き癒しがたい深傷を残している。

沖永良部はその位置が中央より僻遠で面積狭小と見られたせいか、三島方から除外され、耕作・製糖法の伝来が文政期（一八一八―一八二九）であり、藩政はわずかに四十年を残すのみで、北三島に聞く砂糖地獄の責め苦を知らぬは不幸中の幸いとも言える。

貨幣経済は発展して、①農民層は分解して富農大地主が生じ、江戸と地方を結ぶ五街道および運送船の大型化により商品流通は円滑かつ大規模化して豪商高利貸の権力が伸び、②一八三〇（天保）年代以降飢饉と百姓一揆が頻発して封建社会の変革を求め、政治改革の必要に迫られたが、幕府や諸藩の対策はその効を奏しなかった。

さらに、変革を不可避にし急速に推し進めた原因に、続々押し寄せる欧米諸国のアジア進出がある。早くも一六世紀にはポルトガル（天文十二年―一五四三、種子島に鉄砲伝来）・スペイン（一五七八、マニラに根拠地）が現れ、一七世紀に入ると先進二国に代わり英・蘭・仏が印度――南海地方に着々地盤を固め、通商重視のオランダの我が国との接触は早く（寛永十八年―一六四一、平戸から長崎出島に商館を移す）、北シベリアではロシアの馬蹄が響く。一八世紀後半には欧米の新体制整い（一七七〇年ごろ英の産業革命・印度支配、一七七六米合衆国独立、一七八九仏大革命）東洋進出めざましく、日本近海には英・露の艦船が頻々と出没し、一八四二年大清国も阿片戦争に敗れて英国に香港島割譲、五港開港のやむなきに至り、日本は米国ペリー艦隊に太平の眠り覚ま

第六節　維新の夜明け

砂糖地獄に苦しみつつも南海の島々には昔ながらの太平の日は昇り、貧しいながらも山野の作物は飢えを救うには足り、夜は三味線の音に生を楽しんでいた。時に北空に尾を引く異様な星影を認めたものの、隔離の世界は依然安穏の天地であった。

しかし時世の荒波は、すでに島国に押し寄せていた。江戸時代二百五十年は泰平続き農工業の生産は向上し

され、安政元年（一八五四）和親条約へと進む（同五年井伊大老、日米通商条約、続いて蘭・露・英・仏とも結ぶ）。

琉球も決してその枠外ではなく、欧米からの波は真っ先に受ける位置にある。英米艦隊の長崎や浦賀への来航にはまず琉球に寄港し阿片戦争ごろその出入最も多く、八重山・宮古では土地測量・動植物の採集を行い、英・仏は宣教師を那覇にとどめて（英ベッテルハイムは滞在八年）内情調査に従事せしめ、和親通商の条約も日本と相前後して要請している。これに対し薩摩藩では弘化三年（一八四六）通商の要求やむを得ざれば受けても可と内示しており、安政五年藩主斉彬の密使市来四郎（広貫）は駐留フランス人を仲介に蒸気船・大砲小銃の購入、留学生の派遣を企図している（同年七月斉彬公急逝し中止）。時勢に明るく修交の不可避を確認し泰西文物の先取りを図る薩摩と琉球の置かれた立場を見るべきである。

江戸幕政末期は尊皇攘夷、勤王佐幕の声に揺れ動いたが、世界の流れに対応し民心を結集して挙国一致の態勢を結成するには、全国民統合のシンボルたる皇室を中核とする中央集権を樹立する以外になく、やがて大政奉還と成り、戊辰の戦果を経て明治四年廃藩置県で庶政一新の明るい夜明けを迎える。

その変遷は以下各項で詳しく説かれるであろう。

（甲斐不二男）

第二章　先史時代

第一節　奄美の先史時代

一　概　説

九州と台湾の間に連なる薩南・沖縄・先島の諸島は南島と呼ばれ、日本列島のなかで先史時代の様相を把握しにくい地域となっている。明治時代以降、調査の絶対数が少なく、明治末に鳥居龍藏博士が城岳貝塚・荻堂貝塚・伊波貝塚・天願貝塚を発見したことによって初めて遺跡の存在が判明した。大正時代になって松村瞭博士が荻堂貝塚、大山柏公爵が伊波貝塚、小牧実繁・西村真次・橋本増吉・金関丈夫博士らが城岳貝塚を発掘し、昭和初期には島田貞彦氏の崎樋川貝塚、廣瀬祐良・小原一夫・三宅宗悦博士らの面縄貝塚発掘があり、三宅博士にはほかに宇宿貝塚・喜念原始墓の発掘がある程度で、調査された遺跡数も十指に満たないものであった。

そのあと久しく調査が途絶えていたが、昭和三十年の九学会による奄美大島の先史時代の調査で、宇宿貝塚を発掘し、遺跡の上層から、宇宿上層式土器（無文土器）、下層からは、宇宿下層式土器（有文土器）を出土した。これらの土器形式は、奄美諸島全域に見られるものであることが判明した。

宇宿下層式土器は、本土の縄文後期の、市来式土器を伴ったことから、下層式土器のうちに、縄文後期と同時期の土器があるという大発見があった。この事実によって初めて奄美の土器を、本土の土器と同じ規準で論ずることができるようになった。

一方、奄美諸島の土器は本土的というより南につながりをもつもので、南の土器と一括して考えることができ、宇宿貝塚は奄美と沖縄を結ぶ同一系統土器文化の北端に位置して南九州と接触する姿をあらわしていると考えられる。

以来、考古学の調査はさらに進んで、沖縄・奄美における遺跡、遺物の様相が、明らかになるにしたがって、両者に共通する土器文化が存在することも判明し、両地域の先史文化が、共通の文化圏に属することは、もはや

疑いない。これを南島先史文化圏と呼ぶことができよう。

南島先史文化と本土先史文化との交渉の跡は、宇宿貝塚において、縄文後期の市来式土器、一湊式土器が発見され、瀬戸内町嘉徳遺跡では、市来式土器のほかに同じく縄文後期の小池原下層式土器が発見され、縄文時代後期には本土との交渉が、広域に渡って行われていたことを示している。

読谷村における渡具知東原遺跡の調査は、曽畑式土器、貝殻条痕（じょうこん）文土器の発見によって、一挙に、本土との交渉が縄文時代前期までさかのぼることを示した。同様の発見は奄美の高又遺跡でも見られ、その普遍性を示している。渡具知東原の第二次調査では、曽畑式土器より下層からヤブチ式土器（爪形文～押圧文）を発見し、縄文草創期の爪形文と対比されるようになった。爪形文土器は、奄美においても、ヤーヤ洞穴、高又遺跡のほか、最近、中甫洞穴でも発見された。

弥生土器の発見も、沖縄・奄美ともに、地元の土器にまざって発見されていたが、近ごろ、弥生の遺跡として発見されるようになった。笠利町のサウチ遺跡がそれで、前期から後期まで続いた遺跡である。

二　早　期

奄美諸島で最も古い遺跡は、笠利町土浜のヤーヤ洞穴と中甫洞穴である。中甫については後述するので、ここではヤーヤ洞穴について述べる。ヤーヤ洞穴は、笠利半島の基部にあり、海岸砂丘の内側にある隆起珊瑚礁にできた洞穴遺跡である。二層の包含層があり、上層からは、甕（かめ）形土器・条痕文土器・無文土器・凹文土器、下層からは、沈線文土器・条痕文土器・貝殻押圧文土器・凹文土器が出土した。

上述の土器のうち、凹文土器が奄美最古の土器と考えられる。沖縄県ヤブチ洞穴で発見された土器と同じ型式であるところから、国分直一・三島格氏によってヤブチ式と名付けられた。

ヤブチ式は、深鉢（ふかばち）形丸底の器形で、文様は指頭押圧文を横に並べ、器面全体に施すもので、時に爪形を残す例もあり、また裏面にも指頭の圧痕を印すものも見られる。

沖縄県読谷村渡具知東原遺跡で、縄文土器の曽畑式土

器を上層から、爪形文土器を下層から、さらにヤブチ式土器を最下層から出土したことによって、ヤブチ式土器の古さが見直されることになった。

ヤブチ式土器は、本土の福岡県門田遺跡出土の爪形文土器と酷似し、草創期に属する可能性が考えられた。また昭和五十八年には、沖縄県嘉手納村野国貝塚の発掘によって、大量の爪形文土器が発見され、地元で生産されたものであることも判明した。

笠利町高又遺跡では、三、四層からローリングを受けたヤブチ式土器片が出土している。この包含層は標高にして、四・七三メートルから三・六八メートルの高さにある。

笠利町サウチ遺跡の調査によると、縄文時代最大海進時（C—14、6630±150Y・B・P・）の汀線は標高四メートルと推定される。したがって、高又遺跡のヤブチ式土器の包含層は、最大海進時には汀線を中に挟む高さにあり、主としてヤブチ式土器を出土した四層は、ほとんど汀線以下にあったことになる。

高又遺跡出土の土器のうち、ヤブチ式土器だけがローリングを受けているのは、最大海進時に汀線以下に没し

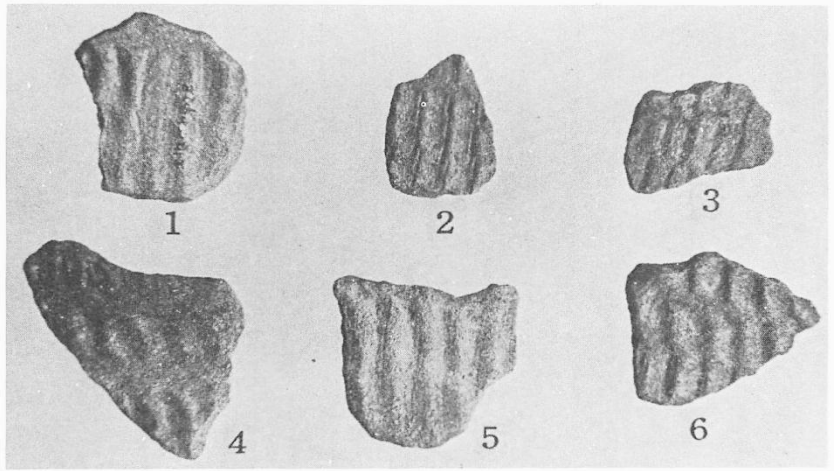

1．ヤーヤ遺跡出土ヤブチ式土器（「水産大学校研究報告，人文科学編ヤブチ式土器」より転載）

たためと考えられ、この時期にはすでにヤブチ式土器は存在していたことを示している。

渡具知東原遺跡のヤブチ式土器包含層の、貝によるC—14年代は、6450～6670Y・B・P・である。この数値は、縄文時代の最大海進時と一致する。測定に使用した貝は当時遺跡地に生息していたものであろう。ヤブチ式土器は、台地上の遺跡地から押し流されて、堆積したものであるから、成立年代はさらにさかのぼるもので、貝の生息年代より古い時期と考えられる。

高又遺跡・渡具知東原遺跡・野国貝塚の状況からみて、ヤブチ式土器の成立年代は、縄文時代の最大海進時以前の時期であろう。

三　前　期

南九州では、貝塚の数がきわめて少ない。縄文時代早期に属するものはなく、前期後半になって初めて出現する。不思議に西海岸にかたよって分布し、種子島の苦浜貝塚、薩摩半島の上焼田貝塚・阿多貝塚、出水平野の庄貝塚、宇土半島基部の轟貝塚・曽畑貝塚などがある。出土する土器は轟式と曽畑式に限られ、沖縄・奄美の遺跡と密接な関係をもっている。南九州西海岸において、内陸から海岸へ進出して貝塚が営まれた時期に、沖縄・奄美との間に、密接な交流が始まったことは間違いないところである。

高又遺跡の用水路左岸では、下層から曽畑系土器を出土している。一片は本土からの移入であるという。おそらく遺跡地全域には曽畑式土器そのものも埋存することは確実と考えられる。宇宿貝塚・アヤマル遺跡においても曽畑式土器の発見がある。

また高又遺跡用水路右岸の下層からは、砲弾形尖底の貝殻条痕文土器二個が、重なりあって出土している。

貝殻条痕文土器は、瀬戸内町嘉徳遺跡、笠利町ヤーヤ洞穴・宇宿貝塚にも少量出土しており、喜界町赤連遺跡にも見られ、赤連系土器と呼ばれている。

十島村の宝島大池遺跡では、本土の縄文前期の轟Ⅲ式土器と赤連系土器とが共伴出土している。

曽畑式土器は九州の西海岸に、轟式土器は九州全域に分布する縄文前期末の土器型式で、轟Ⅲ式と曽畑式土器は、志布志町片野洞穴では共伴出土している。

高又遺跡出土の曽畑式土器出土層の貝による、C―14年代はN―3107、4450Y・B・P・であるが、この層からは、ヤブチ式・曽畑系・面縄前庭式の三型式の土器が出土している。大池遺跡のC―14年代は4820±95Y・B・P・である。

最近、沖永良部島の中甫洞穴や神野遺跡からも轟式土器および轟式系統の土器が発見され、奄美におけるこの時期の様子がだいぶわかってきた。

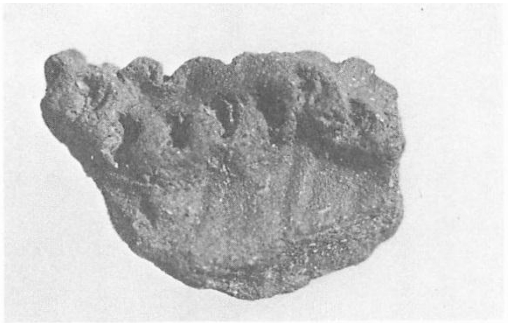

2―1．宇宿貝塚出土・貝殻条痕文土器（縄文中期）

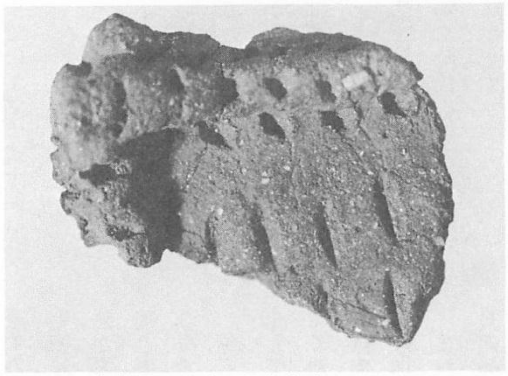

2―2．宇宿貝塚出土・貝殻条痕文土器（縄文中期）

四　中　期

中期の土器と考えられるものは、宇宿貝塚の最下層から小数出土している。深鉢形土器の口縁部で粘土紐を貼り付け、刻み目を施したもので、器面に貝殻条痕を施している。他の一個は、同じく深鉢形土器の口縁部で、粘土の凸帯を施した上から貝殻縁で押圧し、器面には縦に爪形文を施している。胎土に白粉を含むから、あるいは地元で作られたものかもしれない。共に焼成は良好である。

南九州の縄文土器で、中期末に凸帯貼り付け文土器があり、出水貝塚・麦ノ浦貝塚・石郷遺跡・春日遺跡・飛岡遺跡などで発見されている。

奄美・沖縄を通じて、中期の文化に関する資料は大変少ない。将来中期に関する遺物が発見される機会は、あるとは思われるが、多くを期待することはできないように思われる。中期の生活環境になんらかの制約があったように思われるからである。

五　後　期

奄美の土器と本土縄文土器とが、明確に結びつくのは、いまだに市来式土器と面縄東洞式土器との関係だけである。昭和三十年の宇宿貝塚調査によって、宇宿下層式土器と縄文後期の市来式土器および一湊式土器とが共伴出土して以来、奄美・沖縄を通じて、本土の各時期の縄文土器、あるいはその影響を受けた土器の発見は、相当の数にのぼっている。しかしそれらに対応する南島の土器は明らかにされていない。

市来式土器は、その後沖縄の浦添貝塚、奄美の嘉徳遺跡・面縄第Ⅰ貝塚・喜念貝塚などでも発見され、この時期の本土と南島の交流が広範囲に渡るものであることが明らかになった。

南九州では、前期末の貝塚形成以後、貝塚の形成はほとんど見られない。後期になって前葉を過ぎ中葉にさしかかって、市来式土器文化の発生期に至って、鹿児島湾岸に武貝塚・草野貝塚、西海岸に市来貝塚・尾賀台貝塚・出水貝塚・南福寺貝塚などが急に形成されているが、これにはなんらかの原因があるはずである。

市来式土器のC―14年代は、3500Y・B・P・とされているが、日本列島は、四千～三千年前ごろには、汎世界的な海面低下と小氷期的な寒冷気候の下にあり、気候悪化により縄文文化は大きな打撃を受けている。縄文時代中期末・後期には、中部山岳地帯や東日本では遺跡数が激減しているのに対し、西日本の岡山などでは遺跡数が漸増し、焼畑農耕の導入によるのではないかという説もある。

気候悪化への対応は、地域と時代によって種々であったと思われる。南九州にあっては、縄文後期前葉の指宿式土器文化では内陸に分布し、消極的であったのに対し、縄文後期中葉の市来式土器文化では、海岸へ分布を広げ、積極的な対応を示し、盛んに貝塚を形成し海外へ発展していったのである。

南九州と南島との交流が、この時期に急に活発に行われたのは、このような流れの一環と考えられる。

昭和五十三年に行われた宇宿貝塚の再調査では、宇宿下層式のうち最も古い型式である面縄東洞式土器と市来



3—2．面縄東洞式土器
（宇宿貝塚敷石住居址出土）

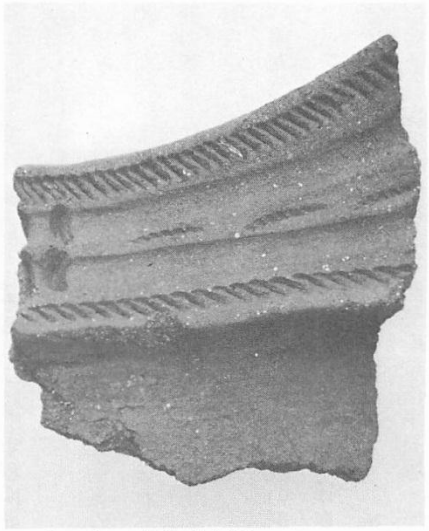

3—1．市来式土器
（宇宿貝塚敷石住居址出土）



3—3．宇宿貝塚敷石住居址—A市来式土器，B面縄東洞式土器，C面縄東洞式土器（復元したもの）

式土器とが、敷石住居址内で共伴出土して両者の関係を一層明確なものにした。（N—3378、敷石住居址貝、C—14、3510±65Y・B・P・）

面縄東洞式土器は、面縄第四貝塚の東洞穴最下層から出土する土器を標式とする、平底深鉢形の器形が主であるが、上げ底の脚台を有する二重口縁土器という独特の土器を創造している一面、市来式土器の影響と見られる脚台付皿形土器も製作している。籠（かご）をモチーフにした文様を押引の手法で施文しているのが特徴で、それ以降の奄美の土器の文様の基本になっている。南島で発見された市来式土器は、古いものから新しいものまであり、本土と南島との交流は、およそ市来式の発生期から終末期まで続いたものと考えられる。

この期間に市来式の土器製作法が、面縄東式の土器製作に相当の影響を与えている。深鉢形の土器では、口縁部を厚くして、断面が三角形に作られたもの、面縄東洞式に見られなかった波状口の器形、器面調整に貝殻縁を使用したもの、このほか、市来式の施文法まで取り入れたものなどのほか、新たに台付皿型土器を制作するなど、一時的な交易の程度では、到底考えられないほどの影響である。まして女性が土器制作に携わったとするならば、婚姻などを通じ定着もあったと考えるのが適当であろう。ここで注意すべきことは、市来式の土器の影響を受けた土器製作にあたって、ただ一つだけであるが、絶対に守らなければならなかったことがある。それは面縄東洞式の特徴である「押引文」を必ず施文することであった。おそらくこの社会の掟（おきて）とでも見るべきもので、この文化圏に属する土器製作者のすべてが、従わなければならぬ規制であった。

南九州と南島との交流のなかで、特に交流の盛んであった市来式の時代においても、その流れは常に一方的で、南島にもとづく遺物が、本土においては、まったくと言ってよいほど発見することができない。これは不可解なことであった。最近、昭和三十六年に発掘した市来貝塚の貝輪を調べていたら、市来式土器の包含層から出土した、半製品のオオツタノハ製貝輪を発見して狂喜した。オオツタノハは奄美以南に生息する貝である。市来貝塚出土の貝殻にはもちろん含まれていない。いうまでもなく、この貝輪の素材となったオオツタノハは、奄美または沖縄からもたらされたものである。貝が、縄文時

代の南島交易品の一つであったことを示す、唯一の資料となったのである。貝のほかにも種々の交易品があったと思われるが、有機物が残存しにくいという条件も、今日交易品とされる資料の発見が困難な原因であろう。

六　土器の編年

面縄東洞式土器以降の土器編年は、次の表のようにまとめることができる。

文様の変遷を見ると、面縄東洞式土器の押引による籠編状の文様が基本形になっている。次の嘉徳Ⅰ式は、面縄東洞式の文様を沈刻線で縁取りしたもので、嘉徳Ⅱ式は、さらに押引の手法がなくなって、沈刻線のみで文様が構成されている。面縄西洞式は、口縁部と頸部にそれぞれ一条の刻み目凸帯をめぐらし、凸帯間には羽状または編み目沈線文を施すものである。（H図）犬田布式は、面縄西洞式に類似するが、上部凸帯は口唇部と癒着したものもあらわれ、一体に細くなる。器形は深鉢形および甕形の平底である。次の喜念Ⅰ式への漸移的様相が見られる。（G図）



4—2．面縄西洞式土器（サウチ遺跡出土）



4—1．嘉徳Ⅰ式土器（嘉徳遺跡出土）

奄美大島土器の編年

	形　式　名	出　土　遺　跡	器　　形	宇宿式	南九州との関係
1	面縄東洞式	宇宿，面縄Ⅱ・Ⅳ	深鉢平底	下層式	市来式(縄文後期)
2	嘉徳Ⅰ式	宇宿，面縄Ⅱ・Ⅳ，嘉徳	深鉢平底	下層式	
3	嘉徳Ⅱ式	宇宿，面縄Ⅱ・Ⅳ，嘉徳	深鉢平底	下層式	
4	面縄西洞式	宇宿，面縄Ⅳ，犬田布	深鉢平底	下層式	
5	犬田布式	犬田布	深鉢，壺形，平底	下層式	
6	喜念Ⅰ式	宇宿，喜念	甕鉢，壺形，丸底	下層式	
7	宇宿上層式b	宇宿，喜念	甕鉢，壺形，平底，丸底	上層式	山ノ口式(弥生中期)
8	宇宿上層式a	宇宿，喜念	甕鉢，壺形，平底，丸底	上層式	

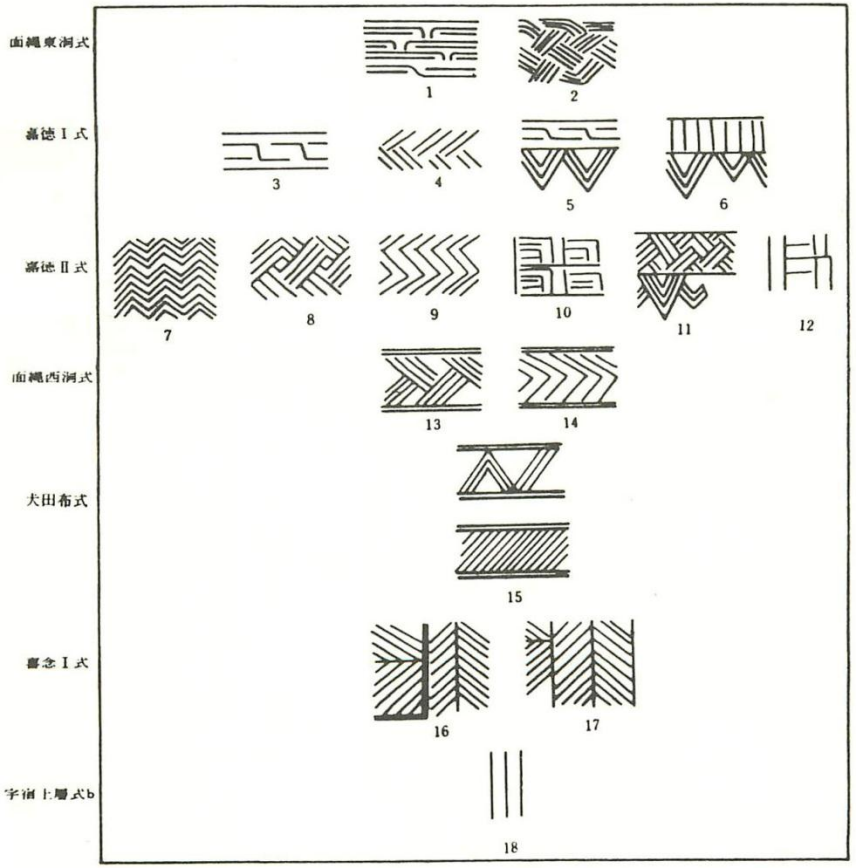

図G　奄美の先史土器文様

壺形土器で注意されるものに、宝島浜坂貝塚下層出土の土器（A図1・2・3）がある。文様は直線を組み合わせて枠をつくるもので、X字状に交差するなどの共通点があり、2の土器は枠にそってケバを刻み、3の土器は連点を施している。特に3の土器の口縁部の刻み目は、面縄前庭式の口縁部との類似点が目だつ。これらの土器の編年については、現在のところ資料不十分で、今後の研究に待つほかはない。

喜念Ⅰ式には壺形土器と甕形土器とがあり、口縁部はわずかに外反し、頸部はしまり、胴部はやや張り、底部は壺形土器は丸底、甕形土器は平底である。口縁部は直口のもの、三角形の断面を呈するもの、蒲鉾形に肥厚するものなどがあり、口縁部には一条ないし三条の細いみみずばれ状の凸帯をめぐらし、縦位の凸帯を加えたものもあり、凸帯にそって連点を施すのが特徴である。頸部から胴部にかけて、斜行文、綾杉文、羽状文などの沈刻線を不規則に施文するのも特色となっている。胎土は粒子が細かで砂などを混ぜず、焼成は悪くてもろく、色調は黄色味を帯びて脆弱の感じがある。有文土器（宇宿下層式）に属するが、質は無文土器に近く、土器の流れ

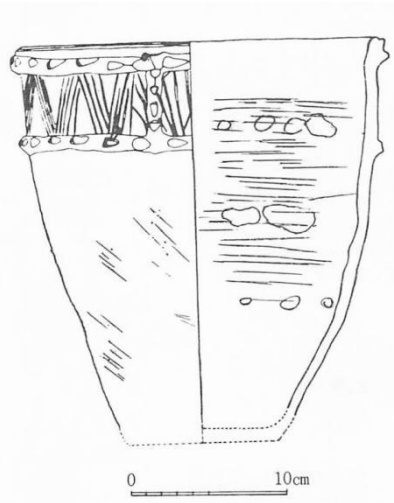

図H．面縄西洞式土器（サウチ遺跡出土）

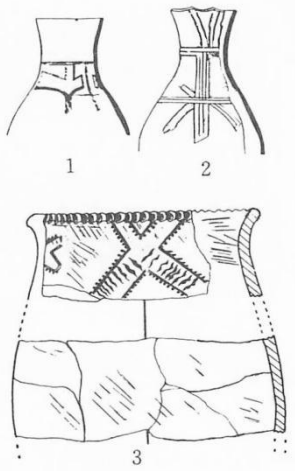

図A．1・2　宝島浜坂貝塚
3　ヤーヤ洞穴
（考古学雑誌50―2より転載）

の中で画期的な位置を占めるものである。

宇宿上層式土器は最も大量に生産された土器で、土器の大量生産体制ができたことを示している。器形は、喜念Ⅰ式に続いて壺形土器と甕形土器の二種類のセットからなっている。その時期については、従来、種々模索されて来たが、確定的な結果が出ていなかった。宇宿貝塚の調査では、宇宿上層式土器と弥生後期の土器との伴出が認められた。

壺形土器は丸底、甕形土器は平底で、共に口縁部は、断面三角形、蒲鉾形、帯状に肥厚するもの、直口のものなどがある。胎土は粒子が細かで砂粒を混ぜず、焼成は良くない。色調は黄褐色を呈するものが多く軟質で、風蝕を受けやすく、ほとんどの土器が、器面が荒れ、破損面は摩耗して丸味を帯びるのが常である。口縁部に刻線の残存する土器が、宇宿上層式b、全く文様のないものが、宇宿上層式aである。

七　弥生文化

奄美諸島に弥生文化は定着していたのか否かは、久しく疑問とされた問題であった。弥生土器は採取されても、遺跡としての発見がなかったからである。昭和五十二年に行われた、笠利町サウチ遺跡の調査によって、この問題は解明された。

サウチ遺跡は、笠利湾に突き出した打田原半島の西岸で半島の北端に近い海岸砂丘に位置している。背後には、標高八十メートルで低いが、急峻な山地をひかえ、砂丘との間には、山麓からの湧水による低湿地がひろがっている。弥生時代初期の遺跡立地条件に、ぴったり一致する自然条件をそなえたところである。

遺跡は海岸に面する標高九・二メートルの砂丘に形成され、相互に無遺物層を挟んだ三つの遺物包含層からなっている。下層は面縄西洞式、中層は弥生前期・中期、上層は弥生後期の層である。



6—1．サウチ遺跡・珪岩礫配石土壙

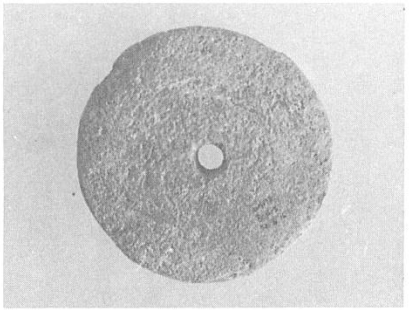

6—3．サウチ弥生前期住居址出土紡錘車

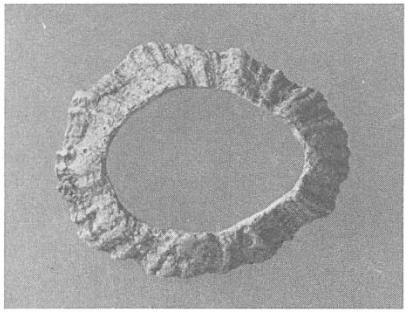

6—2．サウチ土壙底より出土したオオツタノハ製貝輪

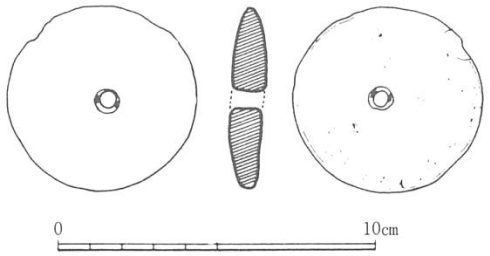

◀図C．紡錘車実測図



▲5—1　サウチ遺跡—弥生前期住居址

▶図B．弥生式土器
（サウチ遺跡出土）

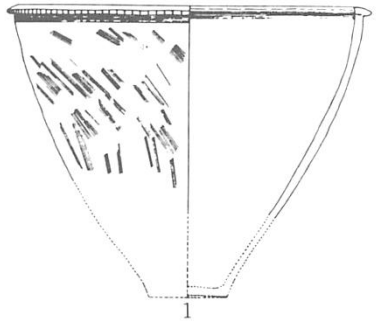

▼5—2．弥生前期甕形土器（サウチ遺跡出土）

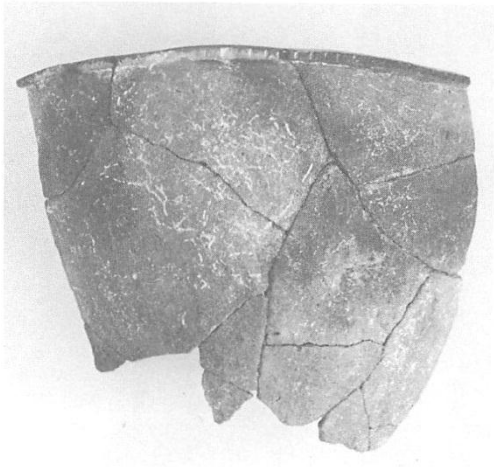

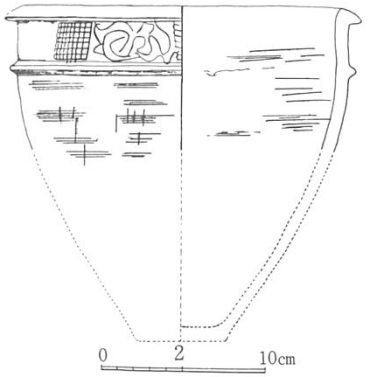



7—2．サウチ遺跡出土・弥生中期の土器，地元文化との融合を示す

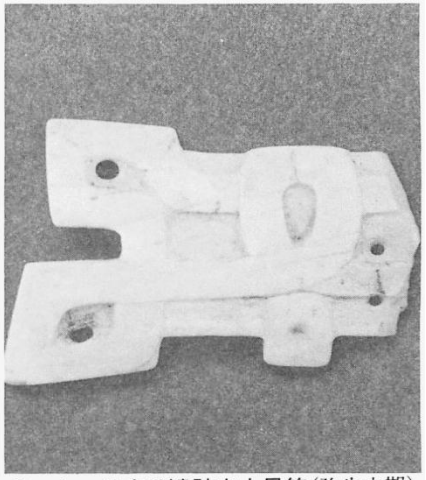

7—1．サウチ遺跡出土貝符（弥生中期）

(一) 弥生前期

中層の下部に包含層があり、楕円形の縦穴住居址、中に珪岩の円礫十一個を配置した土壙（どこう）、底部にオオツタノハ製貝輪を納めた土壙が発見された。土器は壺、甕、鉢が出土し、大半は本土から移入したもので、南九州西岸にまれに見られる特殊な土器も含まれるが、地元で作られたと思われるものもある。

壺形土器は破片のみで、復元できないが、前期前半の特徴をよく示し、紅褐色のよく研磨された土器で、頸部と胴部の境に沈線をめぐらしている。

甕形土器は外反した口縁部の外側に刻み目を施すもの、口縁端に短い凸帯をめぐらし刻み目を施すもの（B図1）などがあり、胴部に張りのない平底の土器である。

住居址からは紡錘車（C図）が出土し、土壙のオオツタノハ貝輪もこの時期のものである。

(二) 弥生中期

中層上部にあたる。中期初頭および中葉の甕形土器が、主として出土している。この時期には移入土器のほかに、

図D．サウチ遺跡出土・兼久式土器ほか

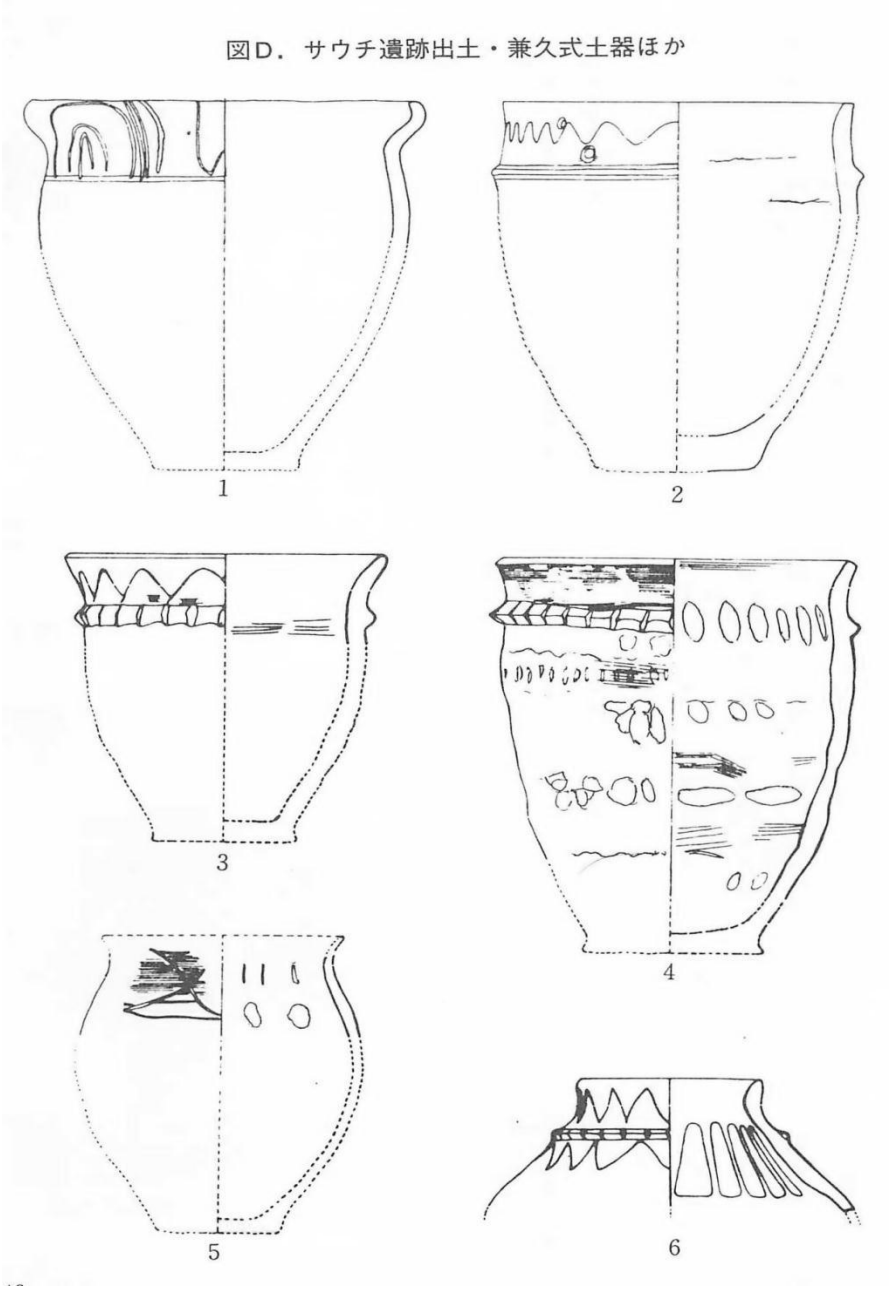

地元で作られた弥生土器の量が増加してくる。これらの土器には、弥生土器の形態を持ちながら、本土では見られない文様を施した土器（B図2）、同じく中期の甕形土器に、三日月状の外耳がつく土器などが出現して、弥生土器に地元などの文化要素が結びつく形態が現れる。

また一方では、中期の弥生土器に共伴して、地元の土器と見られる、キャリパー形の口縁部に曲線文を施した甕形土器（D図1）や、兼久式土器の祖形と見られる土器（D図2）などが出土し、この時期は、波及してきた外来の弥生文化と、在来の地元文化とが接触して、目まぐるしいような反応を示している。（E図）なおこの時期には、種子島広田遺跡に見られる饕餮（とうてつ）文類似の文様を彫った貝符も出土して、いやが上にも文化の多様性を見せつけるのである。

(三) 弥生後期

上層にあたる。破片でまとまったものが少ないが、南九州の後期弥生土器に見られる、肩部または胴部に刻み目凸帯をめぐらす壺形土器、口縁部が外反し、内側に稜線（りょうせん）を残し、上げ底の脚台を付ける甕形土器が出土している。これに共伴する地元の土器は、頸部に刻み目凸帯をめぐらし、口縁部に鋸歯状の沈線文を施す甕形平底の土器（D図3、4）およびこれとセット関係にある同種の壺形土器（D図5）で兼久式と呼ばれるもののほか、口縁部に曲線文を施す壺形土器（D図6）や、縦位の凸帯を添付する甕形土器などが出土している。

上層からは、鞴口（ふいごぐち）（F図）および鉄器破片が出土しており、この時期には早くも製鉄技術まで伝来していたことを示している。

中期には弥生土器と奄美の土器との間に相互の影響が

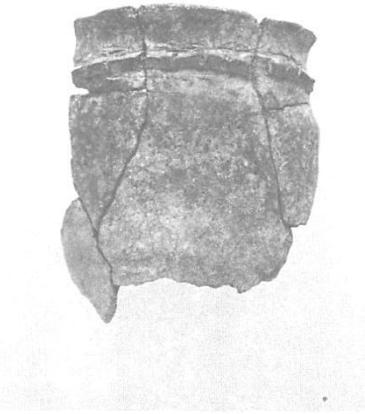

8—1．サウチ出土・兼久式土器

図E．土器文化の接触と変容

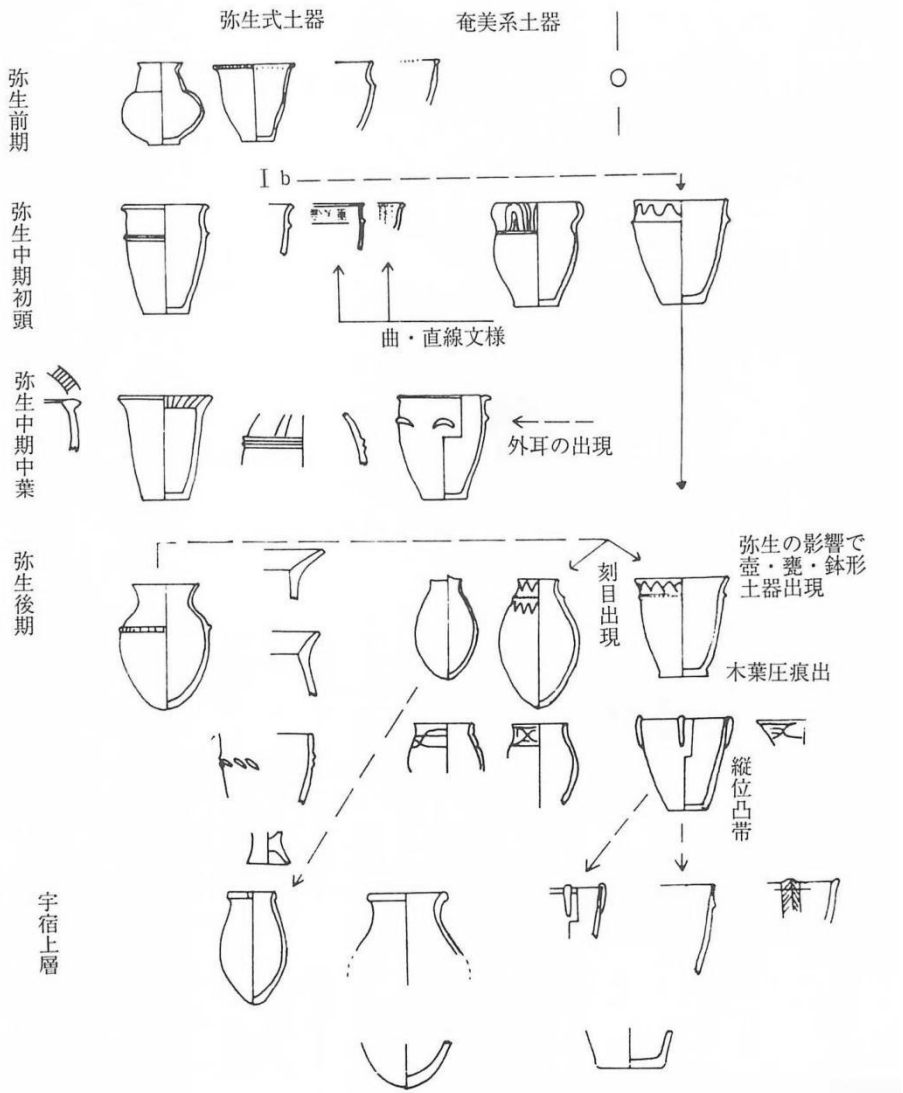

見られたが、後期には弥生土器の影響のみが目だってくる。

（N—3103、上層出土の木炭、C—14、1920±80Y・B・P・）

八　遺　構

(一)　住　居

奄美諸島では、宇宿上層式の時期に石囲の住居址が見られる。宇宿貝塚では昭和三十年の調査で石囲い住居址一基が発見され、昭和五十三年の調査では、その北西十メートルを隔てて、同型式の石囲住居址一基が発見された。昭和三十年に発見されたものはほぼ方形をなし、内側は約二メートル、外側の各辺は約二・三メートルで、径二十～六十センチの塊石を用いている。内側には根石を使用したところもある。この石組の一部には、石皿の破片を使ったところもあった。北側はやや開き加減である。北東隅には礫（れき）が多くつまれ、これに囲まれた部分では木炭が多量に発見された。

石囲内の床面、中央よりやや南よりに、瓢箪（ひょうたん）形の炉址があり、内部は土が焼け、木炭片が多量に発見された。床面から宇宿上層式の大型土器片や「しい」の実が出土し、特に「しい」の実は北西隅組石の内外から多量出土

図F．サウチ出土・鞴口（ふいごぐち）

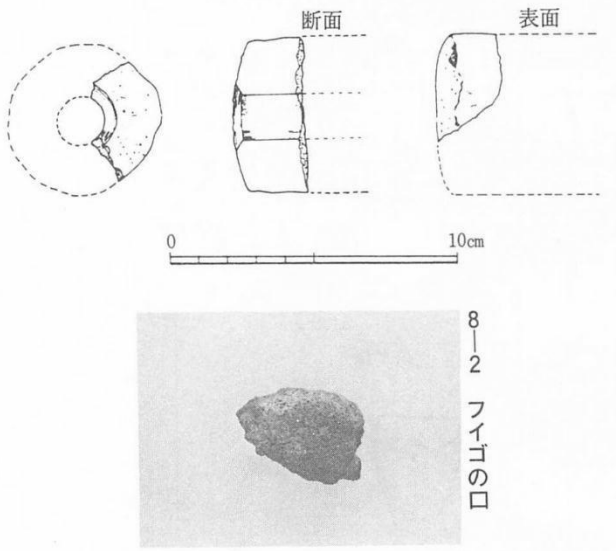

図J．宇宿貝塚住居址

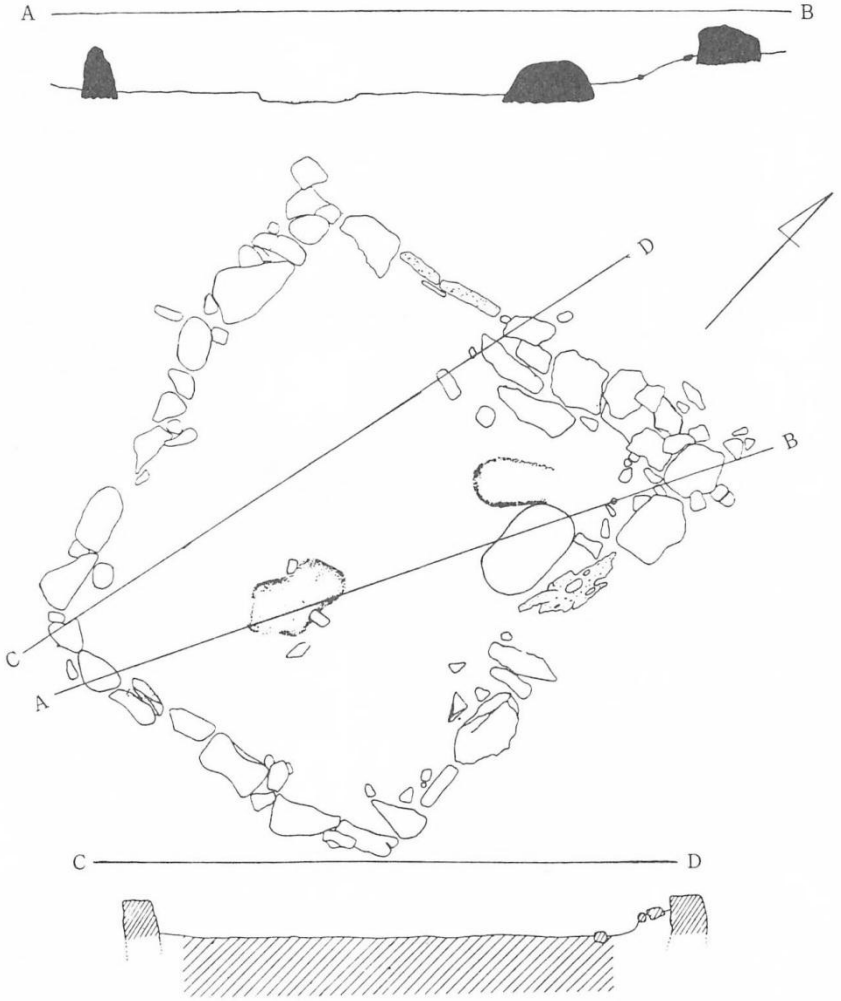

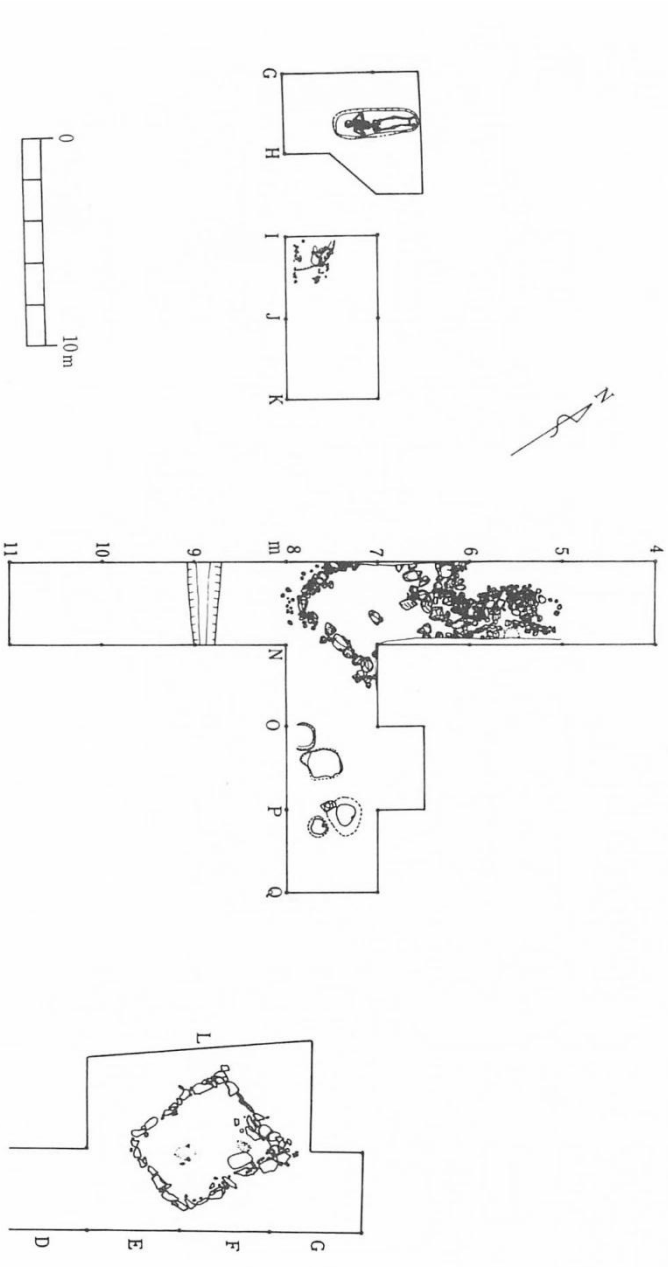

図Ⅰ．宇宿貝塚遺構分布図

した。（J図）

昭和五十三年に発見された石囲住居址も、前のものと同時期でまったく同規模のものである。ほぼ方形で、内側は約二メートル、外側の各辺は二・五メートルで、炉址は発見されなかったが、床面の南西隅は、土が焼けて赤褐色を呈していた。組石北辺は、石が多く積まれ、ほぼ完形の壺形土器が、礫に囲まれて出土した。床面は全域に木炭片が散布し、獣骨片・魚骨片・貝殻などが点々と発見されている。（I図）

この二基の住居址を通じて、不思議な現象が発見された。それは住居址の上に大量の角礫や円礫が堆積していたことである。礫のなかには自然礫のほかに、人工の加わった礫も含まれており、自然の堆積という考えもあったが、遺跡地の周辺の低地より、数メートル以上高い孤立した砂丘であり、風成層であることから、礫が住居址の上だけに、自然に堆積することは不可能であることが判明した。

人工による堆積と考えると、その理由が問題である。住居址が廃絶した後にわざわざ大量の礫を運搬して、堆積する必要性は考えられないから、住居が営まれていた時期にはすでに、礫は存在していたと考えられる。とすれば、屋根の置き石以外には考えられない。台風常襲地帯の奄美に成立した遺跡地としては、なんらかの暴風対策を講じなければ、生活が成立しなかったにちがいない。置き石屋根もその一対策であったと考えることができる。

宇宿上層式の時期の住居址は、沖永良部島の住吉貝塚でも発見されているが、これについては後に述べる。

宇宿上層式以前の住居址は、今まで発見例がなかったが、昭和五十三年の調査で、宇宿貝塚において、面縄東洞式の時期の敷石住居址が発見された。半分は未調査であるが、直径二メートルの円形敷石住居址であった。床面は大小の礫を、平坦面を上にして、平らに並べ、中央部へわずかにくぼみ、中心付近には、深さ三十センチの船底状の炉が設けられ、木炭片・有機物が検出された。床面からは、面縄東洞式土器二ヵ所、市来式土器一ヵ所のほか、貝匙、貝斧、叩石などが発見された。（L図）

弥生時代の住居址としては、笠利町のサウチ遺跡に、前期の縦穴住居址が発見されている。長径三百十一センチ、短径二百四十六センチの不規則な楕円形で、深さは

図Ｎ．サウチ遺跡弥生前期住居址

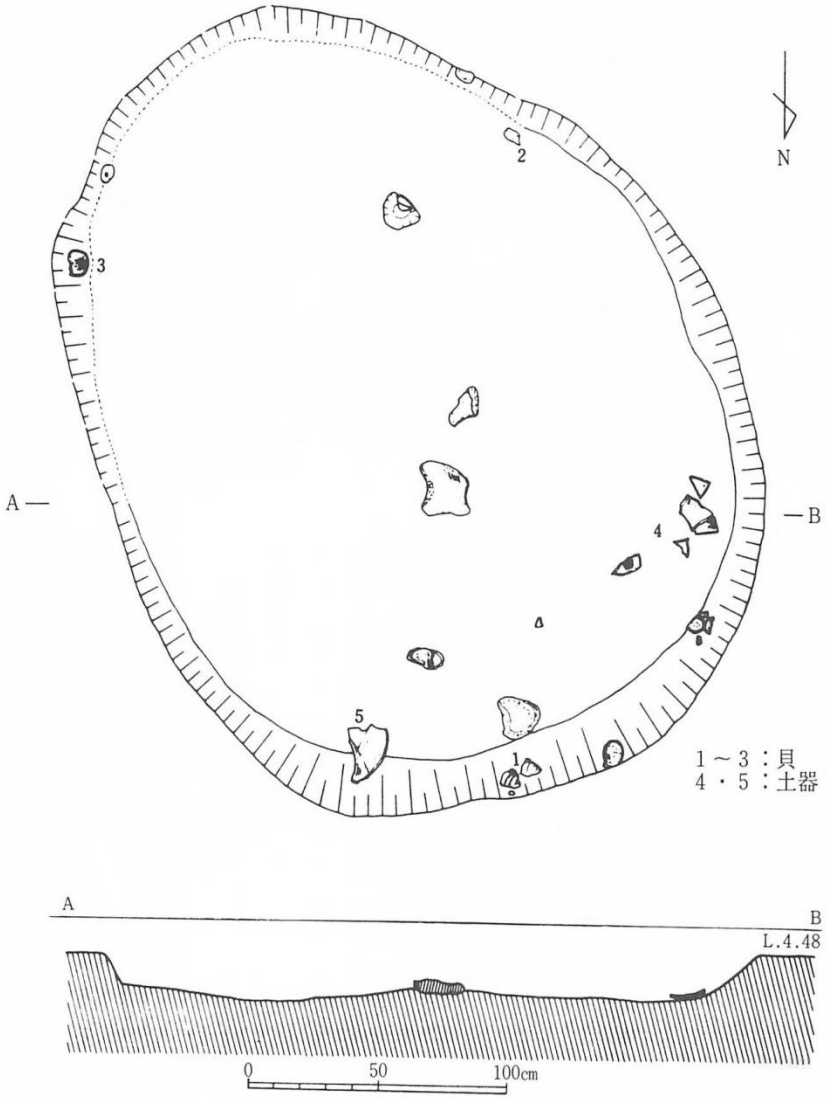

図Ｌ．宇宿貝塚敷石住居址
（1・2 面縄東洞式土器　3 市来式土器）

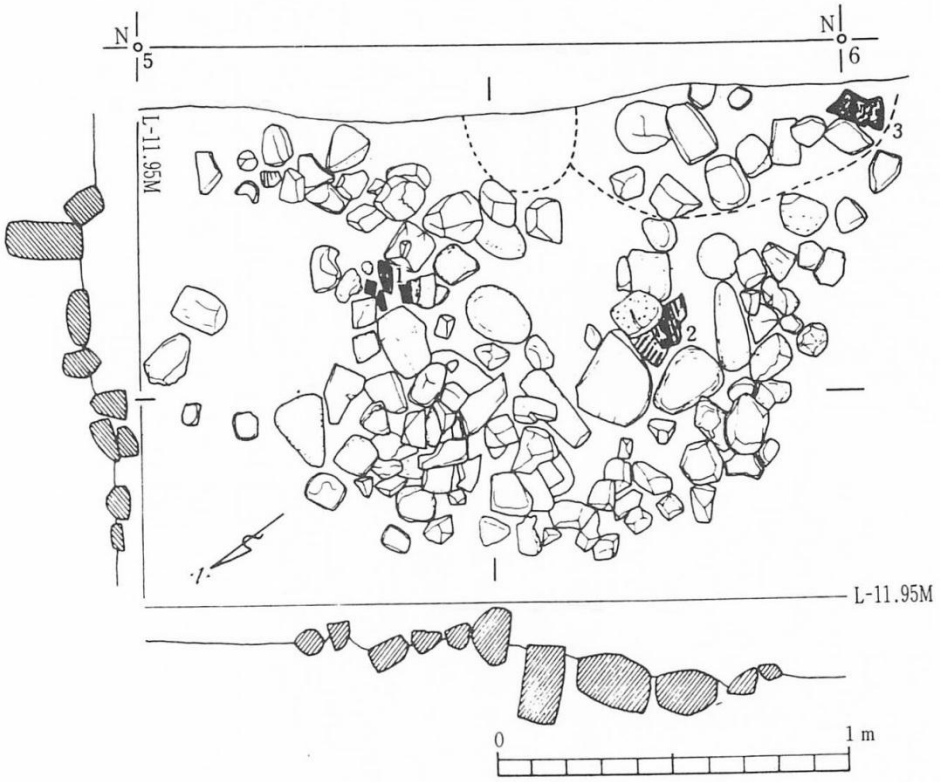

十七センチの浅いものである。炉址、柱穴は発見されていない。住居址内からは、土器のほかに土製の紡錘車が出土している（N図）

(二) 特殊土壙

瀬戸内町嘉徳遺跡で発見された、二重口縁土器は、二個発見された。高さは二十センチと十八センチの共に小形の土器である。面縄東洞式である。関東・中部地方に見られる香炉形の釣り手土器と異なり、細身の壺形土器である。上げ底で、胴部はやや張り、頸部はしまり、口縁部は二またに分かれ、内側は壺状にすぼまり、外側は外反し、いわゆる二重口縁をなす。

上げ底の底部下面から外面へ通ずる穴四カ所（小型の土器は二カ所）と、これと対応して、頸部に四カ所（小型の土器は二カ所）、内外の口縁の中間に通ずる穴を設けている。この穴は、底部から、口縁の二叉中間へ紐（ひも）を通して、つるすためのものである。しかも、紐を安定させるために、紐道の両側に粘土帯を張り付ける工夫を施している。二重口縁土器の今一つの特徴は、二叉口縁の中間から、土器の内腔（ないこう）へ通ずる穴が四カ所（小型は二カ

図M．二重口縁土器

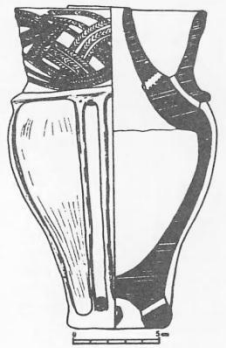



9—1．二重口縁土器・面縄東洞式
（嘉徳遺跡出土）

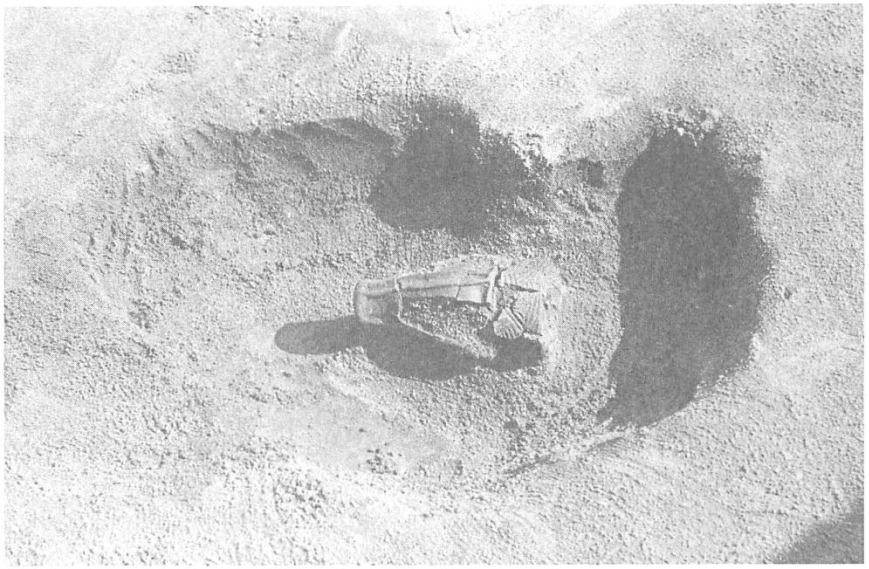

9—2．二重口縁土器の出土状況（嘉徳遺跡出土）

図O．二重口縁土器出土状況

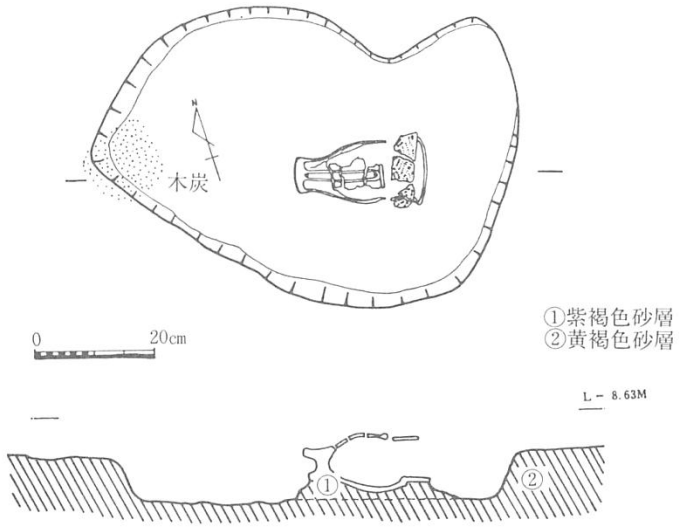

所）設けられていることである。

関東・中部地方の釣り手土器は、土器の主体部に、懸垂するための釣り手を付設したものである。したがって、本来は据え置いて使用したもので、鉢形または皿形の土器であり、上面は開放されていた。防虫香炉とすれば、煙の上昇する性質を考えると、懸垂して高所に上げるほど、効力は減殺されるが、灯火器とすれば、懸垂の効果は大きく、むしろ灯火器とする方が、実情に合うものと考えられる。

使用法としては、窓が大きく、懸垂に用いる紐がかりは、釣り手の部分に取り付けられているから、運搬には適しない構造で、屋内で静止した状態で使用したものと考えられる。

二重口縁土器の場合は、懸垂用の紐は、底部で土器の全重量を支えることになる上に、器形が壺形で、釣り手土器のような大きな窓がなく、小型で軽量であるために運搬、移動に適している。おそらく携帯用として作られたものであろう。ただし口径がわずかに四センチ（大形の土器）で、容量も小さいために、中にものを入れるには、大きな制約があり、おそらく特殊な物を入れたと考えられる。

二重口縁土器の出土状況を見ると、小型の土器は、遺跡の西南隅に、石囲の中から発見され、大きい土器はそれより十数メートル離れて、東北隅の土壙の中から発見された。石囲の中の小形の土器には、焚火（たきび）などを受けた様子は見られなかったが、大きな土器は、縦七十センチ、横四十一センチ、深さ九センチの土壙の中央に、横倒しの状態で発見された。これは当初より故意に横位に置き、焚火を行ったもので、土器の上面は火熱を受けて変色していたが、下面の土に接していた部分は、何の変化も受けていなかった。

二重口縁土器が、遺跡両隅に設けられた、石囲いと土壙のなかに配置され、しかも大きな土器は、通常の煮炊きと異なる状態で、焚火を行っていることは、特殊な意味をもって行われたことを感じさせるものである。

懸垂用の土器という意味で、釣り手土器としたが、内容も異なり、発生についても別系統と考えられ、むしろ携帯土器と呼ぶのが適当と考えられる。しかし一面では、呪術的な用途をもつことが、その出土状況から考えられ、単に携帯用とするだけでは、その呪具としての性格を表

現できないうらみがある。

この特殊な土器の系統については、最も関連の深い市来式土器について見ても、類例がまったく見られない。複雑な構造と機能をもつこのような土器が出現したことはまったく驚きである。（M図—O図）おそらく、習俗に根ざして新たに工夫考案され、創造されたものであろう。

(三) 埋葬土壙

宇宿貝塚では、遺跡発見のきっかけとなった、昭和八年の県道工事中に、壺を抱いたような格好で人骨が発見されたという。現在県道は、遺跡の東に沿ってほぼ南北に走っているから、この人骨は、石囲い住居址より東側で発見されたわけである。

昭和五十三年の調査では、西側の石囲住居址より北西方向十メートルの地点から、母子の埋葬址が発見された。

埋葬土壙は、地表より五十五センチの深さにあり、底面では長さ百八十五センチ、幅七十一センチ、深さ三十七センチの隅まるの長方形を呈する、袋状の土壙であった。土壙上面は底面より狭く、長径百五十七センチ、短径六十センチの楕円形で、表面に清浄な砂をまき、その上を、自然礫を用いて一部被覆している。

埋葬の時期は、土壙内の遺物から見て、宇宿上層式土器の時期と考えられ、弥生時代後期に該当するものと思われる。

母子と思われる二個の遺体の合葬で、その方法も極めて特殊なものである。

成人の遺体は土壙の中軸に沿って、SW35°の方向に、仰臥屈葬され、顔は斜め左に向け、両手は曲げて、右手は胸に、左手は腹上に置き、両足は伸ばしているが、左脚は少し曲げて左膝がやや外側へ移行していた。骨の保存状態は良かったが、右半身に比べれば、左側はやや劣っていた。両膝の間には、四個の礫と磨製の小形石器が配置され、これを除くと、真下に嬰児（えいじ）骨の埋葬を発見した。

成人骨は頭頂骨から踵（しょうこつ）骨まで、現場で測った結果では、身長が百四十五センチで低い方であるが、骨格がきゃしゃであるために長身のような感じを与えた。四肢骨の粗面は発達がほとんど見られず、生前、労働に従事していなかったことを示している。年齢は二十～二十五歳の

宇宿成人骨出土過程

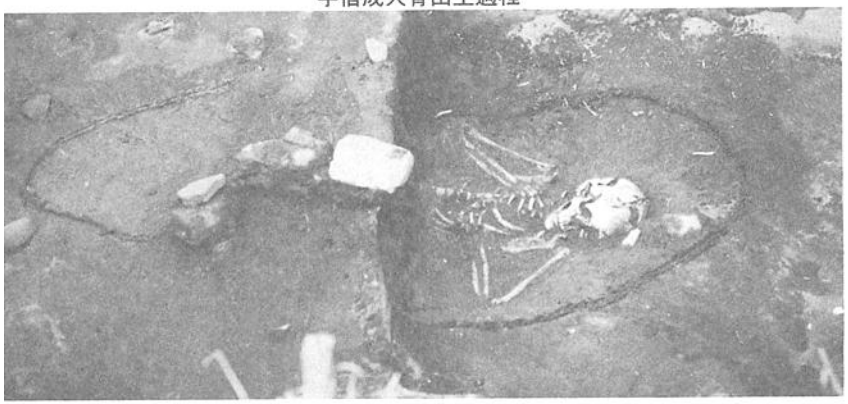

11—1．上半身出土　下半部は埋葬時の状況

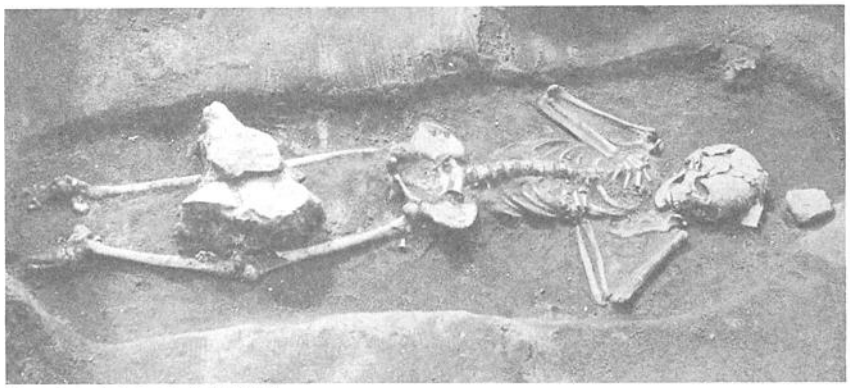

11—2．石の下に新生児骨

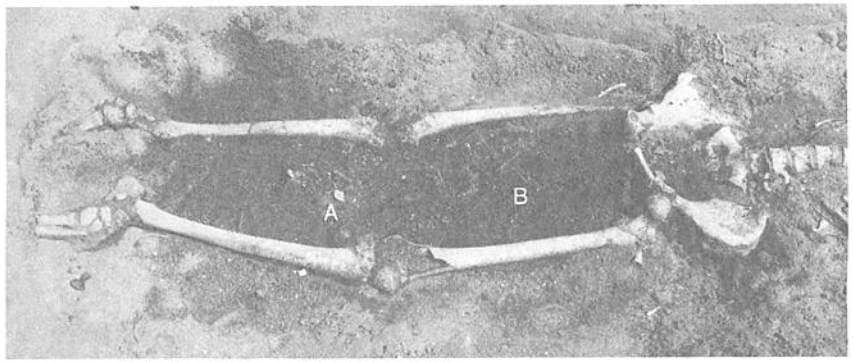

11—3．A新生児の頭骨，B新生児の四肢骨

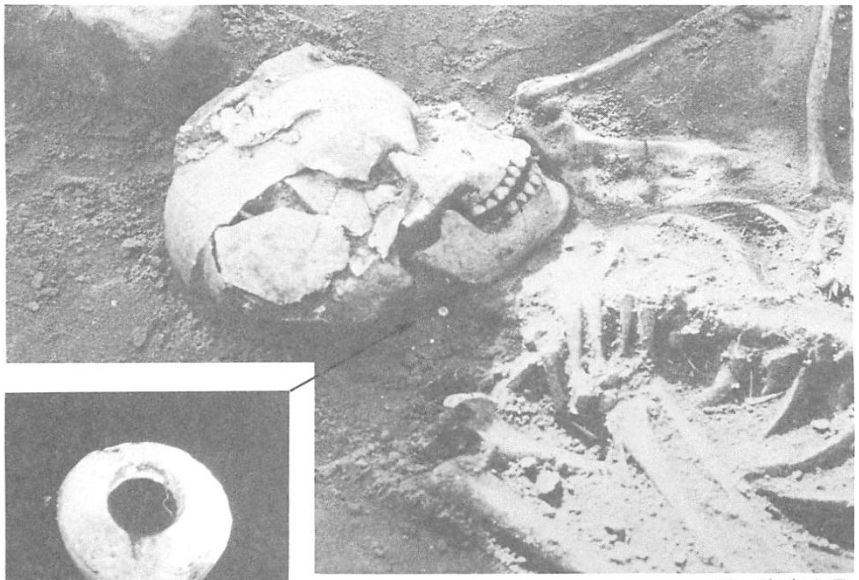

10．宇宿人骨

ガラス小玉(青色半透明色)黒点は気泡，黒線は巻痕（巻きつけ法によって製作したもの）

図P．宇宿貝塚埋葬人骨

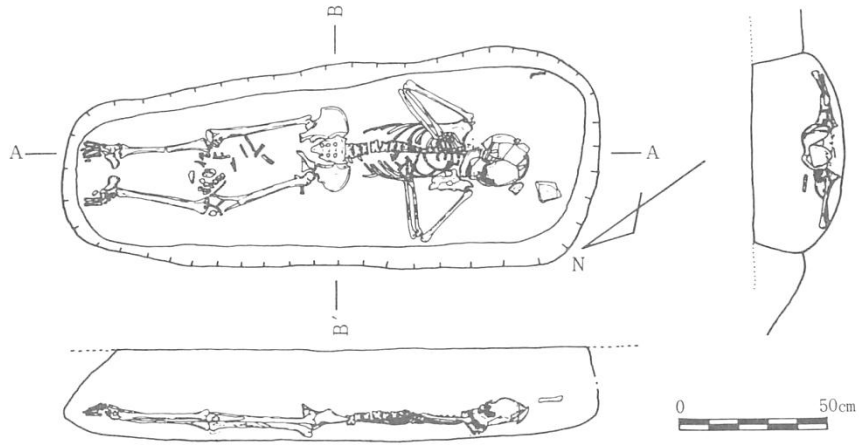

女性で、ガラス製丸玉二個、同小玉四十個、骨製管玉四個を首にかけた状態で玉は右耳のあたりから後頭部へかけて発見した。

嬰児骨は、成人骨の両足の間に狭まれて、四個の礫の真下から発見された。頭部を成人骨の左膝関節に接し、成人骨とは方向を逆にして、脚部を成人骨の右大腿骨の半ばあたりに置き、やや右向きの姿勢で埋葬されていた。頭部から脚部までの長さ三十センチ、幅十五センチの範囲に分布し、頭骨は平坦にひらいているが、右側面にやや原型をとどめ、左上腕骨・尺骨・橈骨は胸のあたりに、ひじの関節で浅く「く」字状に屈折して明瞭に認められ、両脚は大腿骨・脛骨・緋骨左右ともにそろっており、右足は上体と直角をなして前方に伸ばし、左足は深く屈折してその上に重ねた状態であった。嬰児骨の直上は、四個の礫で、頭部から胸部へかけてすっぽりと覆われ、礫群に浴って、長さ四センチの、二等辺三角形に近い、小形磨製石器が副葬されていた。

両遺体は、袋状土壙を掘って、その床面に置き、嬰児遺体を礫で被覆したのち、土を埋め戻し、最後に、他より運んだ清浄な砂を散布し、成人遺体の上半身の直上あたりに、礫を配置している。（P図）

宇宿貝塚の埋葬法は、配石墓で土壙の上面を、一列に半周する程度の配石である。標識としての意味をもつのであろう。袋状土壙である点に特色があり、他に類例を見ない。母子埋葬の例は、縄文後期福岡県山鹿貝塚に、成人女性二体の間に一体の乳児骨を葬った例があって、母子関係が推定されているが、股間に新生児を納めた埋葬はめずらしい。分娩によって母子共に死亡したものであろうか。

新生児には、特に四個の礫によって被覆を行い、成人骨には被覆が見られない。この差別はいかなる理由にもとづくものであろうか。疑問の生ずるところである。新生児には、小型の磨製石器が副葬されているが、石器時代にあっては副葬品は、被葬者が生前に着装していた身体装飾品に限られた感があり、この例はきわめて特殊なものといえよう。副葬された小形磨製石器は、一種の儀器であろう。

ガラス製玉類が、連珠として身体に着装されたことが確実になるのは弥生時代中期で、福岡県立岩遺跡（弥生中期）28号甕棺からガラス製管玉五百五十三個・丸玉一

個・棗玉一個・塞扞状ガラス器五個が、着装の状態を推定できるような連珠のままの形で出土した。これは女性の頭飾とされている。

弥生時代後期には、着装の位置が判明する数も増加している。たとえば、三津永田遺跡の石蓋を有する単甕では、遺骸の頸部から小玉数十個が発見され、対島塔ノ首遺跡の2号棺では、ガラス玉類が胸から頭にかけての位置に散乱して出土した。福岡市玉満尾遺跡の15号土壙墓では頭の位置に、小玉五百四十個が出土し、首にかけていたものと推定された。また、福岡県門田遺跡辻田地区の石蓋のある土壙墓の遺体頸部付近から百八十個の小玉が数条になり、両耳付近には数百の泡玉が環状をなして出土している。以上にあげた例でもわかるように、おおかたは頸飾として着装されており、検出例は北九州に限られている。おそらくガラス製玉類を、連珠として頸飾とする風習は、北九州で農耕を生産基盤とした新しい社会構造が形成されていき、その中での特殊な身分（司祭者）の人々の間に産まれたものであろう。はるかに遠く海山を隔てた奄美の宇宿貝塚において、北九州と同じガラス製玉類の連珠頸飾を着装する風習の存在が明らかになったことは、その文化の伝播が意外に急速に行われたことを感じさせると同時に、サウチ遺跡における弥生文化の定着、宮崎県大萩遺跡、鹿児島県広田遺跡におけるガラス製小玉の発見などの背景を考えるときに、伝播の必然性も首肯できる。

成人被葬者は百四十四・八一センチと低身長で、短頭・低顔であり、種子島広田弥生人骨の形質に、類似点が多いという。上腕骨は短くて細く、三角筋粗面の発達も悪く、扁平性も認められない。大腿骨も同様で、短く細く、粗面の発達もきわめて悪く、頸骨も短くて細く、骨体の扁平性は認められない。以上の特徴から被葬者は生前に労働を全然行っていなかったとされている。

被葬者が属する社会で、特殊な、たとえば司祭者というような身分の人と推定されるが、その身体的特徴が明らかになったことは、大変興味のあることで、身分と身体的特徴のあいだに、必然的関係があるとすれば、司祭者の日常生活の一面も考察することができるであろう。

第二節　沖永良部島の先史時代

一　概説

沖永良部島は奄美諸島のなかでも、先史時代の調査については、やや遅れた地域で、初めて遺跡が発見されたのは、昭和十一年であった。『人類学・先史学講座』第十六巻「南島の先史時代」（三宅宗悦）によると、「昭和十一年鹿児島市在住の宮田吉憲氏は、郷里沖永良部島を訪れ、和泊村畦布湾門（アゼフワンチョ）に貝塚のあった事を自著「大島郡和泊村畦布之遺跡ト伝説」―謄写版本―に報じている」とある。その後、昭和二十九年、筆者は南島調査団に属し、同遺跡の試掘を行った。

昭和三十二年、九学会連合奄美大島共同調査（第二次）で、考古班（河口貞徳）は、分布調査と知名町住吉貝塚の発掘調査を行ったが、これより早く、金関丈夫博士は、人類学調査のかたわら、沖永良部島の石斧実測を行い、考古班に提供された。（昭和三十一年ごろ）

昭和四十七年には、鹿児島短期大学南日本文化研究所の主催した考古班（白木原和美・上村俊雄）による調査が行われた。

昭和五十七、五十八年には、鹿児島大学および沖縄国際大学によって、知名町スセン当遺跡と神野遺跡の発掘調査が行われる一方、同じく五十七、五十八、五十九年には、河口貞徳・本田道輝・瀬戸口望らによって、知名町中甫洞穴の発掘調査が行われた。（二、三次は知名町主催）

以上が沖永良部島における、これまでに行われた考古学的調査の大略である。

沖永良部島で、今日までに、発見された遺物のうち、最も時代のさかのぼるものは、中甫洞穴で出土した爪形文土器である。縄文の草創期に比定されるもので、本島最古の土器である。

次に古い年代と考えられる土器は、同じく中甫洞穴から出土した、貝殻を施文具とする、連点波状文土器と呼ばれる土器である（15図）。轟Ⅰ式土器の下層から出土

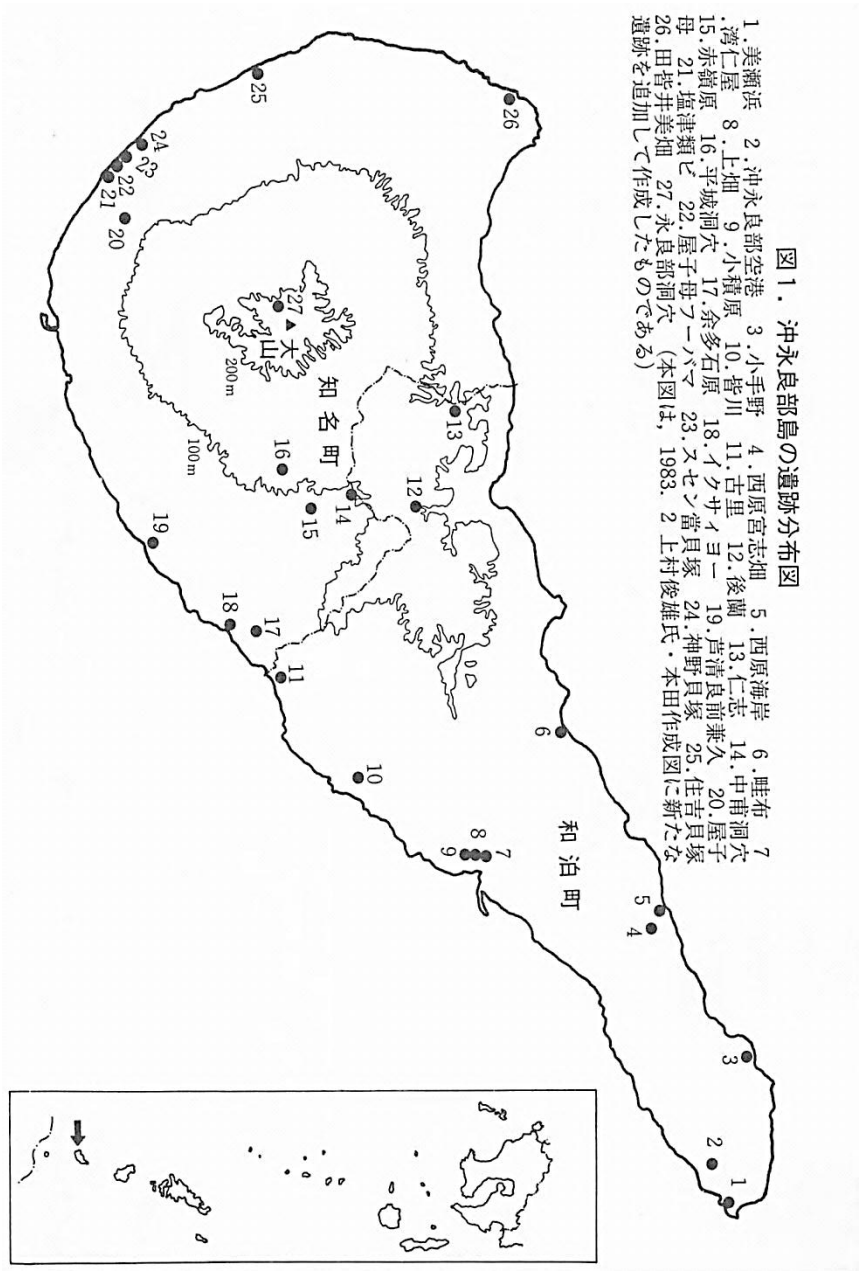

図1．沖永良部島の遺跡分布図

1.美瀬浜　2.沖永良部空港　3.小手野　4.西原宮志畑　5.西原海岸　6.畦布　7.湾仁屋　8.上畑　9.小積原　10.沓川　11.古里　12.後蘭　13.仁志　14.中甫洞穴　15.赤嶺原　16.平城洞穴　17.余多石原　18.イクサイヨー　19.芦清良前兼久　20.屋子母　21.塩津類ピ　22.屋子母フーバマ　23.スセン當貝塚　24.神野貝塚　25.住吉貝塚　26.田皆井美畑　27.永良部洞穴（本図は，1983．2 上村俊雄氏・本田作成図に新たな遺跡を追加して作成したものである）

し、縄文早期ないし前期に該当するものと考えられる。この型式の土器は、現在のところ、他の遺跡からは発見されていない。

連点波状文土器の次に来るものは、赤連系土器ないし室川下層式土器と呼ばれる土器である。貝殻によって器面調整を施すもので、神野遺跡から出土している。宝島大池遺跡において、轟Ⅲ式土器と共伴出土したことから、その年代を推定できる。縄文前期末に該当するものと考えられる。

以上にあげたグループが古い時期の土器群である。その後に続く、縄文中期に該当する時期は、奄美全域と同様に、沖永良部島にあっても明らかでないが、若干の、この時期に該当するのではないかと思われる資料は存在する。

縄文後期に該当する時期については、面縄東洞式土器も、移入土器の市来式土器も、現在のところ発見されていないが、存在の可能性は十分にある。神野遺跡では南九州から移入されたと思われる、松山式土器が出土しており、市来式以前に、すでに南九州との交流があったことを示している。同遺跡では、面縄東洞式土器に続く、嘉徳Ⅰ式土器も出土しているのである。

宇宿上層式土器の時期については、宝島浜坂貝塚では、縄文晩期および弥生中期土器との共伴関係があり、宇宿貝塚では、弥生後期の土器と共伴している。一時期に特定することは不適当で、年代に幅をもたせることが必要であろう。沖永良部島では、住吉貝塚・小手野遺跡で出土している。

兼久式土器は、沖縄から奄美にいたる広域に分布する土器であるが、弥生土器および土師器との共伴関係が見られ、いくつかの型式に分類できるものと思われる。沖永良部島では、中甫洞穴およびスセン当遺跡から出土している。

沖永良部島において、現在、判明している遺跡の数は二十七カ所である。（図１）その分布状況を見ると、海岸砂丘地帯を主とし、若干、内陸部にも存在している。立地条件としての共通点は、湧水池が選ばれている、と言うことである。このことは内陸部の遺跡地の分布を見ると明らかで、いずれも段丘崖下の湧水地に立地しているのである。現在の集落分布を見ても、同様な条件で選地されており、古来「水」が重要な集落立地の条件であったことを示している。

前節でも若干触れたが、市来式土器と轟式土器とは、南島に移入された、本土の土器のうちでも顕著なもので、南島式土器の編年を考える上で重要な意味をもっている。しかし轟式土器は幾型式かに分かれ、しかもその分類が明確でないために、比較する場合、不都合が多かった。そこで、次にその分類を試みたい。

轟式土器の分類

轟式土器の型式分類は、志布志町片野洞穴出土の土器について、層序に従って分類を試みたことがあるが、さらに同町鎌石橋遺跡・吉田町小山遺跡・吹上町黒川洞穴・加治木町日木山洞穴・熊本県宇土市轟貝塚その他の資料を参照して層序に従って分類すると、四つに分けられる。これを古い順に轟Ⅰ式・轟Ⅱ式・轟Ⅲ式・轟Ⅳ式と呼ぶ。（図２）

轟Ⅰ式（図２―１～３）

轟式土器のなかで最古と思われる型式である。鎌石橋遺跡では、鬼界カルデラ起源の幸屋火砕流の直下から出土する貝殻縁で器面調整した土器で、小山遺跡でも、同じく鬼界カルデラ起源のアカホヤ層（幸屋火砕流と同一時期）直下から、同類の土器が出土している。また、遠く大分県においても、下菅生Ｂ遺跡・桑木Ｇ遺跡でアカホヤ層の下から同類の土器を出土することが知られており、宮崎県北川内区内野々遺跡でも同様な層序で同類の土器が出土している。これらの土器が轟Ⅰ式土器である。器形は深鉢型で、直口が多く、口縁部がわずかに外反するものも見られる。底部は丸底または平底のようであるが、まだ完形を見ない。土器の内外面を貝殻縁で器面調整を行うが、さらにその上に、貝殻縁による格子目または曲線文を重ねるものもある。

轟Ⅰ式土器は、上にあげた遺跡のほかに、志布志町片野洞穴の最下層から出土し、片野Ⅰ式（河口貞徳）と呼び、日木山洞穴から出土したものは、条跟文土器（樋口清之）と呼ばれ、轟貝塚から出土したものは轟Ａ式（松本雅明）と呼ばれている。

以上の状況から見て、轟Ⅰ式土器文化は、鬼界カルデラが大爆発を起こす以前に、九州一円に広く分布していたことがわかり、塞ノ神式土器文化が、九州全域に広がっていったあとを受けて、轟Ⅰ式土器文化も南九州を起点として広域化していったと推定される。

図２．轟式土器
轟Ⅰ式（１～３），轟Ⅱ式（４～６），轟Ⅲ式（７・８），轟Ⅳ式（９～11）

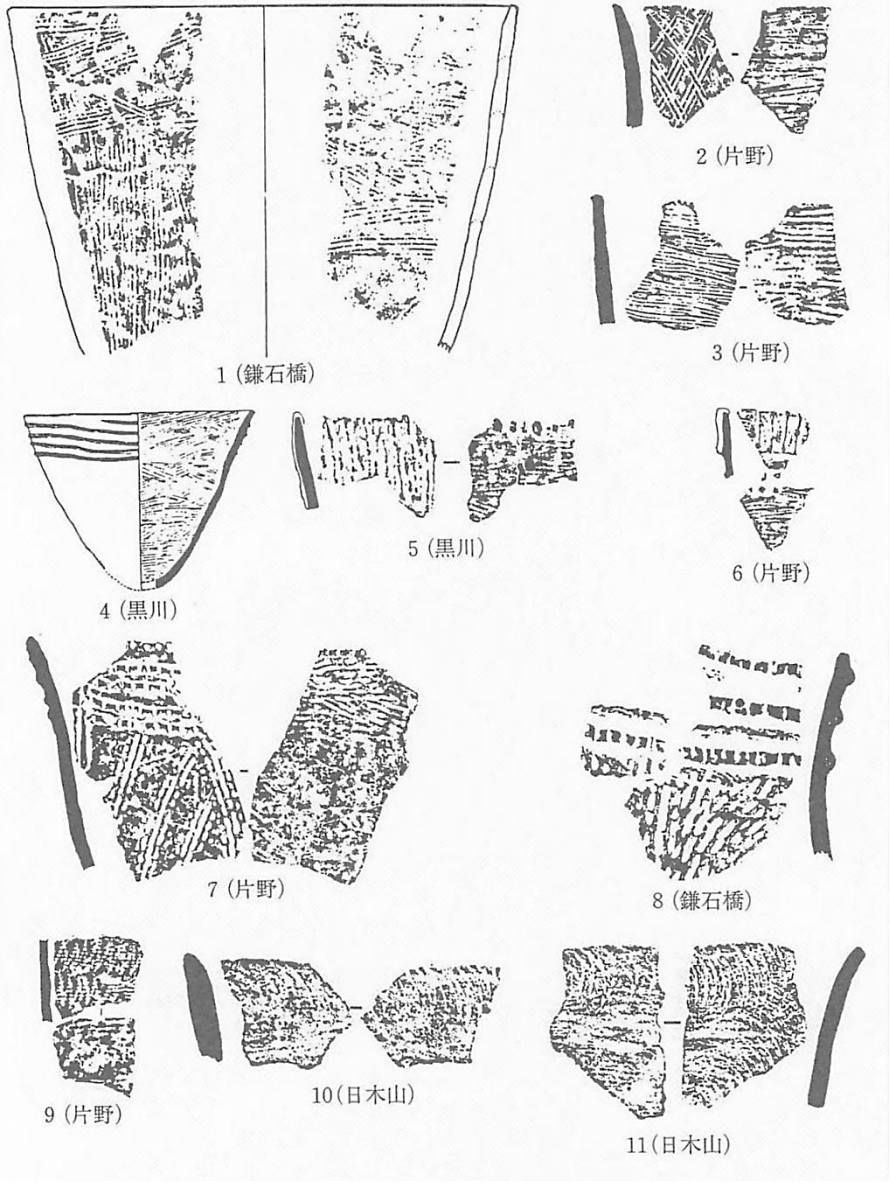

轟Ⅱ式（図２―４～６）

轟Ⅱ式は、轟Ⅰ式に後続する型式である。層序関係は片野洞穴遺跡・黒川洞穴遺跡で明らかにされている。土器の内外面を貝殻で調整し、みみずばれ状の凸帯で器面を飾る土器である（図２―５・６）。胴が張り、口縁部で外反する丸底の器形と、直口の深鉢形丸底の器形が見られる。轟Ⅱ式は轟式の代表的型式で、ほとんどの轟式遺跡から出土しているが、南島ではまだ発見されていない。

轟Ⅲ式（図２―７・８）

轟Ⅲ式は、轟Ⅱ式に後続する型式である。片野洞穴では轟Ⅱ式出土層の上の層に、鎌石橋遺跡では幸屋火砕流の上の第三層から出土している。土器の内外面を貝殻縁で調整し、さらに同じく貝殻縁による連点文を施し、刻み目凸帯を貼付する土器である（図２―７・８）。

土器表面の貝殻縁による条痕がかすかに見られる程度のものもある。宝島大池遺跡では、赤連系土器とともに出土し、また片野洞穴では、貝殻条痕を地文とする曽畑式土器を共伴出土している。

轟Ⅳ式（図２―９～11）

轟Ⅳ式は、轟Ⅲ式に後続する型式である。片野洞穴の層序によって、轟Ⅲ式との関係が判明している。土器の内外面を貝殻縁で調整し、さらに貝殻縁によって、連続して弧文をジグザグに施す土器（図２―９～11）である。日木山洞穴出土の相交弧文土器（樋口清之）に該当する。

二　遺　跡

(一)　住吉貝塚

住吉貝塚は沖永良部島の西端、知名町住吉金久の海岸にあり、松下植安・木下池実氏所有の畑地にまたがり、千平方メートルを超える平坦地である。遺跡直下の海岸には湧水が見られ、良い立地条件を備えている。

昭和三十二年八月十二日より同二十二日に至る十一日間、九学会考古班（河口貞徳）が発掘調査を行った。

その後、農地構造改善事業によって、遺跡は破壊されたが、なお残存している部分もあるようである。

１　遺跡の状態

表層（第一層）は、砂質褐色土層で、厚さが十四～二

十センチあり、遺物は包含していない。第二層は、粘質褐色混土貝層で、厚さは二十八～六十センチあり、中間にマイマイを主としたレンズ状、純貝層が挟まっている。上層との境は水平であるが、下層との境は北より南へ傾斜しており、この層は遺物を多量に包含している。第三層は、粘質礫まじり層で、厚さは二十二～四センチあり、遺物を包含している。第二層との接触面は北から南へ傾斜しているが、下部はほぼ水平である。第四層は、砂質褐色層で、ごく薄く、厚さは三～八センチにすぎず、遺物を少量包含している。住居址の床面をなしている。（図K）

礫まじり層の下に、宇宿上層式の時期の住居址が発見された。石囲住居址で、ほぼ長方形をなし、内側の各辺は縦二・四メートル、横一・八メートルである。北隅と北西辺は塊石を用いて石組みし、外側には根石を使用したところもある。東隅、東南辺、西南辺は、自然の珊瑚礁の面を調整したものである。したがって東南辺と東隅の壁は、他より著しく高い。床面は周辺二十センチ幅の部分を除いて、一面に灰に覆われ、西隅には縦四十センチ、横三十五センチの矩形（くけい）に近い炉址があり、周囲に点々

図K．住吉貝塚住居址

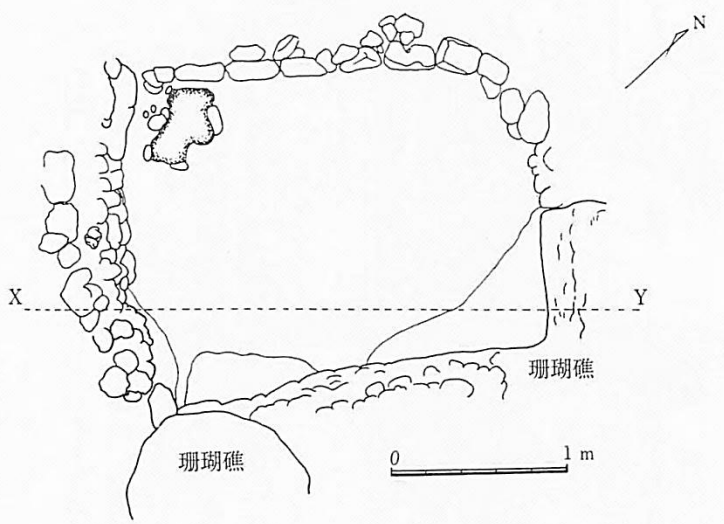

と小礫が配されていた。宇宿貝塚の石囲住居址に酷似するもので、この時期の住居址のひとつの形態と考えられる。

2 遺物

(1) 土器

土器は無文の宇宿上層式と、有文の下層式とが、混出する状態であった。

① 無文で口縁部の断面が蒲鉾状に肥厚し、胴部の張った丸底の壺形土器、および平底の甕形土器がセットをなすもので、いわゆる宇宿上層式土器であるが、出土した土器のうちで大半を占めている。

② 次に多いのは、器形は、①と同様であるが、肩部に細い隆起帯をもち、口縁部と隆起帯との間に沈線綾杉文を施したもの、および細隆起帯を縦横に施し、その両側もしくは片側に刺突文を連続して施し、これに細線文を配したもので、これらの土器には、犬田布式と喜念Ⅰ式の二つの型式の土器が含まれている。

③ 鉢形の平底土器で、口縁部から頸部へ幾何学的文様を施したもので、嘉徳Ⅱ式に当たる。出土量は少ない。

④ 深鉢形平底の土器で、口縁部に文様帯を有し、籠編みに類する押引文を施文する土器で、面縄東洞式と呼ばれる土器がごく少量出土している。

⑤ その他ごく少量であるが、横位に点文を連続施文したものや、やや幅をもった沈線を波状に施したものなど、沖縄出土の土器に類するものが出土している。

以上の土器の中では、①の土器が最も分量が多く、かつ大型の破片が出土している。次に、②の土器が多く、③の土器は少量で、④の土器は最も出土量が少ない。かつ③・④の土器は破片が小さく他から移動混入したもののように思われる。したがってこの貝塚の主体は①・②土器と思われ、遺跡の時代も①・②の土器が示す時期と言えるであろう。

(2) 石器

石器では、定角式石斧、半磨製石斧、矩形の小形磨製石器で一端に刃を付けたものなどが出土しており、地表採集および地主の耕作によって出土したものには、わりに薄い中形の半磨製のもの、乳棒状に近いもの、断面楕円形で刃部の幅が広く短いものなど、数個の石斧と槌石、石皿などがみられる。

(3) 牙器および貝製品

各区の貝層から発見されている。猪の牙の両端に各々二カ所穿孔（せんこう）した装飾品、同じく骨に加工し一面を平らにすり磨き、一端に刻み目をつけ

図３．神野貝塚地形図（高宮論文より）

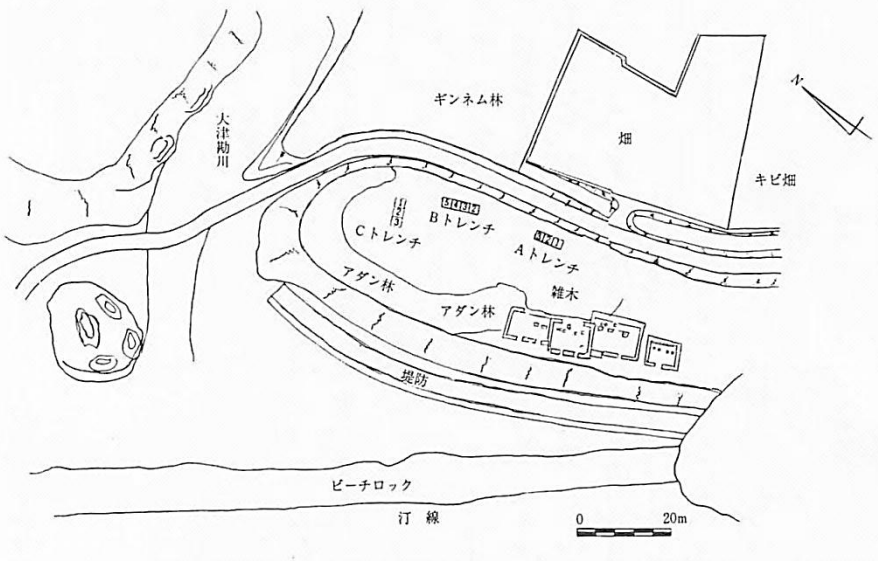

た棒状の製品、夜光貝の殻を利用した貝匙三個、同じく貝輪の破片三個などが出土している。

(4) 自然遺物　各区の混土貝層および貝層から獣骨、魚骨、貝類が出土した。獣骨はすべて猪で、宇宿貝塚出土の猪骨と同大で、南九州のものより小形である。林田重幸氏によれば、種子島・屋久島までは南九州と同様の大形のものであり、奄美大島は沖縄とともに小形のものが分布しているということである。

貝層は、ほとんどマイマイ類の単純な層であるが、少量の海産貝を混じている。面縄第二および第四貝塚においても、マイマイの単純貝層であったために、自然層ではないかとの疑いをもったのであるが、この貝塚においては木炭あるいは土器などの人工遺物を包含しているので、マイマイを捕食したものと考えられる。

(二) 神野遺跡

神野遺跡は、知名町大津勘神野にあり、沖永良部島の南西海岸、太平洋に面する海岸砂丘に立地する。昭和五十五年二月、高宮廣衛によって発見され、同五十七年・五十八年に沖縄国際大学（高宮廣衛）によって発掘調査

が行われた。また五十八年には鹿児島大学（上村俊雄）も、平行して同遺跡の調査を行った。

1　遺跡の状態

遺跡地は、北は大津勘川を境界とし、西は海岸に面する堤防、東はサイクリング道路によって囲まれる小高い砂丘地である。発掘は、サイクリング道路よりのA・B・C三地点について行われた。

A・B地点は沖縄国際大学、C地点は鹿児島大学が担当し、それぞれトレンチによる発掘調査を行った。

Aトレンチは二×六メートルで、第一区は七層まで、第二区は八層まで発掘し、深さ三・七メートルに及んだために、壁面が崩壊し発掘もそれまでに止めた。

Bトレンチは、二×十メートルで、第三区は十一層、第五区は十二層に達し、深さ三・五メートルで地山を検出した。

Cトレンチは、二×六メートルで、全区第十四層に達し、深さ四メートルまで発掘して基盤の一部に及んだ。

Aトレンチでは、縄文後期該当の遺物が主体をなし、主として四、五層から出土した。七、八層以下の発掘が、壁面崩壊のために不可能で、下層の資料が得られなかったためである。

Bトレンチでは、さいわい地山まで完掘できたために、良好な結果が得られた。四～七層からは、主として縄文後期該当の遺物が得られ、九～十二層からは縄文前期末該当の遺物が出土した。

Cトレンチでは、これまた完掘が行われ、六層、八層、九層、十層、十一層からは、縄文後期該当の遺物が出土し、十三層からは、縄文前期末該当の遺物が得られた。

各トレンチの状況は、次に挙げるNo 1～No 3の層序表によって伺うことができる。

2　遺物

(1) 土器　土器は南島式土器を主体とし、少量の縄文土器を共伴出土したことによって、若干の時期的基準が得られ、また一方では、奄美の土器と沖縄の土器とが伴出したために、これまで推定の域を出なかった両者の関係が、共伴関係土器の時期を基点として、比較的に正しく対比できるようになった。次に、下層から出土した古い土器から順次述べよう。

①　赤連系土器（室川下層式土器）　各トレンチを通じて、最下層から出土する土器で、本遺跡で最も古いと

図４　神野土器　１・２―室川下層式　３―神野２類
４―神野３類（高宮論文より）

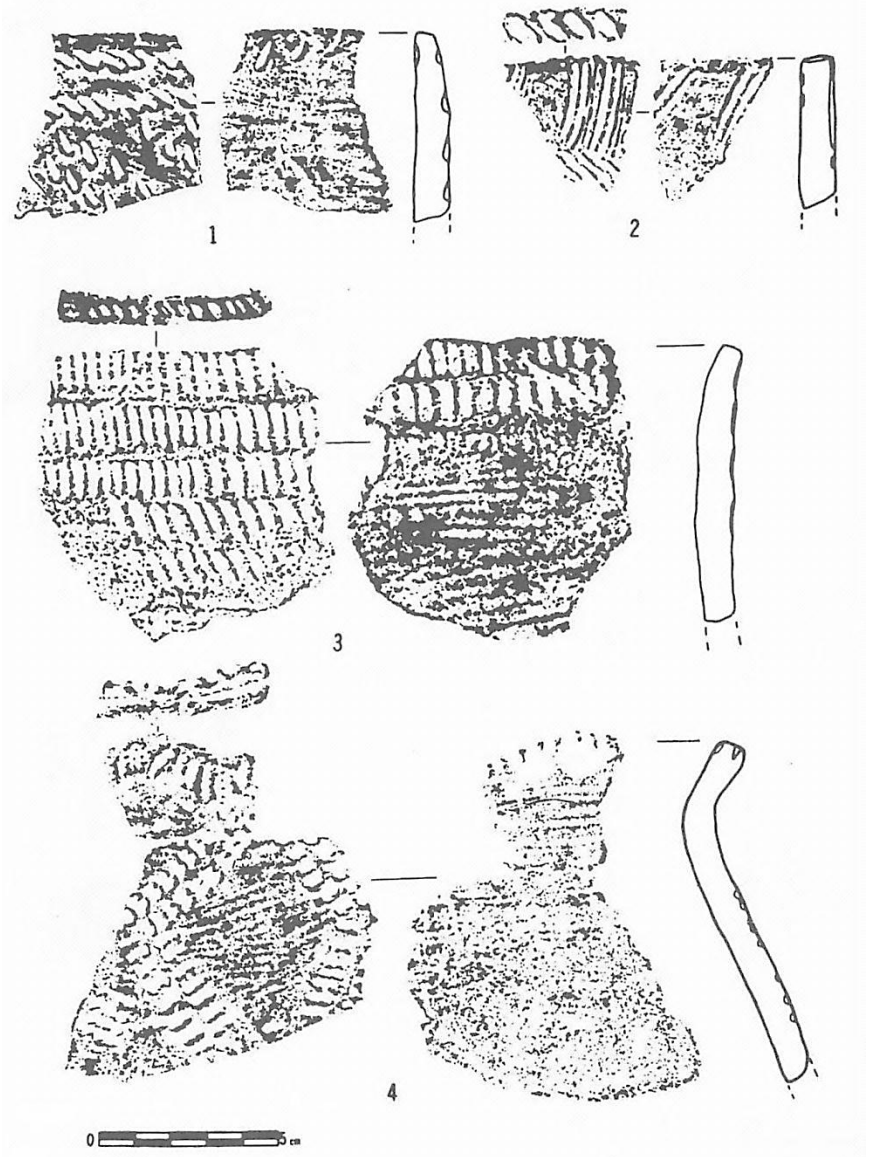

No.１　Ａトレンチ層序

層	土壌	厚さ	遺物	備考
Ⅰ	黄褐色砂層	２５～５０cm	無遺物	
Ⅱ	暗黄色砂層	２０～２５cm	攪乱層	
Ⅲ	黄褐色砂層	５０cm	無遺物層	
Ⅳ	黒色砂層	３０～５０cm	縄文後期該当	
Ⅴ	浅暗褐色砂層		縄文後期該当	
Ⅵ	黄白色砂層	５０～７０cm	無遺物層	
Ⅶ	紅白色砂層		轟様式　１片	崩壊
Ⅷ	淡黒色		室川下層式	崩壊

No.２　Ｂトレンチ層序

層	土壌	厚さ	遺物	備考
Ⅰ	黄褐色砂層	３０～５０cm	無遺物層	
Ⅱ	暗黄色砂層	１０～２５cm	縄文後期該当	
Ⅲ	黄褐色砂層	１５～２０cm	無遺物層	
Ⅳ	黒色混貝砂層	３０～５０cm	縄文後期該当	
Ⅴ	黒暗灰色砂層	４０～６０cm	縄文後期該当　（松山式１片）	
Ⅵ	暗黄色砂層	１０～３０cm	面縄前庭式　（面縄東洞式１片）	
Ⅶ	暗褐色砂層	２０～４０cm	面縄前庭式	
Ⅷ	黄白色砂層	４０～６０cm	無遺物層	
Ⅸ	紅白色砂層	３５～５５cm	3区－(2類)、5区－(室川下層・2類)	A-Ⅻ該当
Ⅹ	黄白色砂層	６０～８０cm	3区－(室川下層・疑縄文)、5区－無遺物層	
Ⅺ	明褐色砂層	3～5cm	室川下層式	
Ⅻ	赤色混砂層	5～１８cm	室川下層式－３片	
ⅩⅢ	赤色地山	５０cm掘る	無遺物層	

No.３　Ｃトレンチ層序

層	土壌	厚さ	遺物	備考
Ⅰ	黄色砂層	４０～４５cm	無遺物層	
Ⅱ	淡褐色砂層	１５～２０cm	貝小玉　1	
Ⅲ	灰褐色砂層	３０～３５cm	兼久式（少量）	
Ⅳ	淡黄白色砂層	３０cm	無遺物層	
Ⅴ	暗褐色砂層	２０～４０cm	土器片・貝小玉・貝輪片	
Ⅵ	黒色砂層	４０cm	伊波式（主）、嘉徳Ⅰ・Ⅱ式	
Ⅶ	白色砂層	３０～４０cm	無遺物層	
Ⅷ	紅褐色砂層	１５cm	嘉徳Ⅰ・Ⅱ式、面縄東洞式	
Ⅸ	黒灰色砂層	３０～４０cm	面縄前庭式・松山式的なもの	
Ⅹ	黄白色砂層	３０cm	面縄前庭式	
Ⅺ	淡黄褐色砂層	２０～３０cm	面縄前庭式	
Ⅻ	白砂層	２０～４０cm	無遺物層	
ⅩⅢ	淡褐色砂層	４５～５０cm	土器大片　1	
ⅩⅢ	茶褐色砂層	１０～２０cm	赤連系（室川下層式）	
ⅩⅣ	褐色粘湿土	基盤	無遺物層	

考えられる土器である。器形は深鉢形の尖底で、直口が普通でわずかに外反するものも見られる。器壁は厚く一センチ前後である。色調は暗褐色で、まれに茶褐色も見られる。貝殻で器面調整し、ナデ仕上げも行われる。文様は、篦(へら)状工具を用いて、羽状または「ハ」字状の連続文を、斜位または横位に施す。

この土器は南島に広く分布し、宝島大池遺跡では轟Ⅲ式と伴出し、最近（五十九年度）の面縄第四貝塚の発掘調査では、縄文前期末の春日式土器より下層から出土していることが判明した。このような層序から見て、縄文前期末の時期に該当するものと思われる。（図4―1・2）

② **神野Ⅱ類土器**　Aトレンチ七層、Bトレンチ九層、Cトレンチ十三b層から出土している。深鉢形で底部は尖底と推定され、波状口縁土器である。器壁は厚さ一センチ前後あり、胎土は石英粒を含み、わずかに雲母も見られる。器面は貝殻によって調整され、外面はナデ仕上げを行ったものも見られる。文様は、口縁部から縦位または斜位の沈刻短線を数段にめぐらすが、下部で変化し、沈線で縁どりする部分も見られる。口縁部内面は同様な文様を二段めぐらしている。

この土器は喜界島赤連遺跡の土器に類似しており、同一系統のものと考えられる。赤連系土器（室川下層式土器）に後続するものであろう。（図4―3）

③ **面縄前庭式土器**　Bトレンチ六、七層、Cトレンチ九、十、十一層から出土し、縄文後期該当の土器グループの中では、最下層から出土し、これらの土器の中では最も古い型式と考えられるものである。胴部の張った尖底または丸底の土器で、口縁部に細形の刻み目凸帯を二条めぐらし、凸帯の間および凸帯以下の胴部に、鋸歯状の沈刻線を施す土器である。二条の凸帯のあいだを縦位の凸帯で結ぶもの、あるいは上部凸帯を波状にめぐらすものなどもある。土器面は研磨され、器壁は薄いのが特徴である。本遺跡の土器は文様がやや複雑で、本型式の多様性を示しており、おそらく型式分類の必要が生ずるであろう。

時期については、本遺跡の層序から見て、面縄東洞式より先行するものと思われるが、面縄第三・第四貝塚においては、面縄東洞式土器と共伴し、最後に下層で単純に面縄前庭式土器のみが残存するという状況から見て、

図5．神野土器　1―面縄庭式　2―面縄東洞式
3―松山式　4―嘉徳Ⅰ式　5―面縄西洞式
6―伊波式　7―伊波式祖形（高宮論文より）

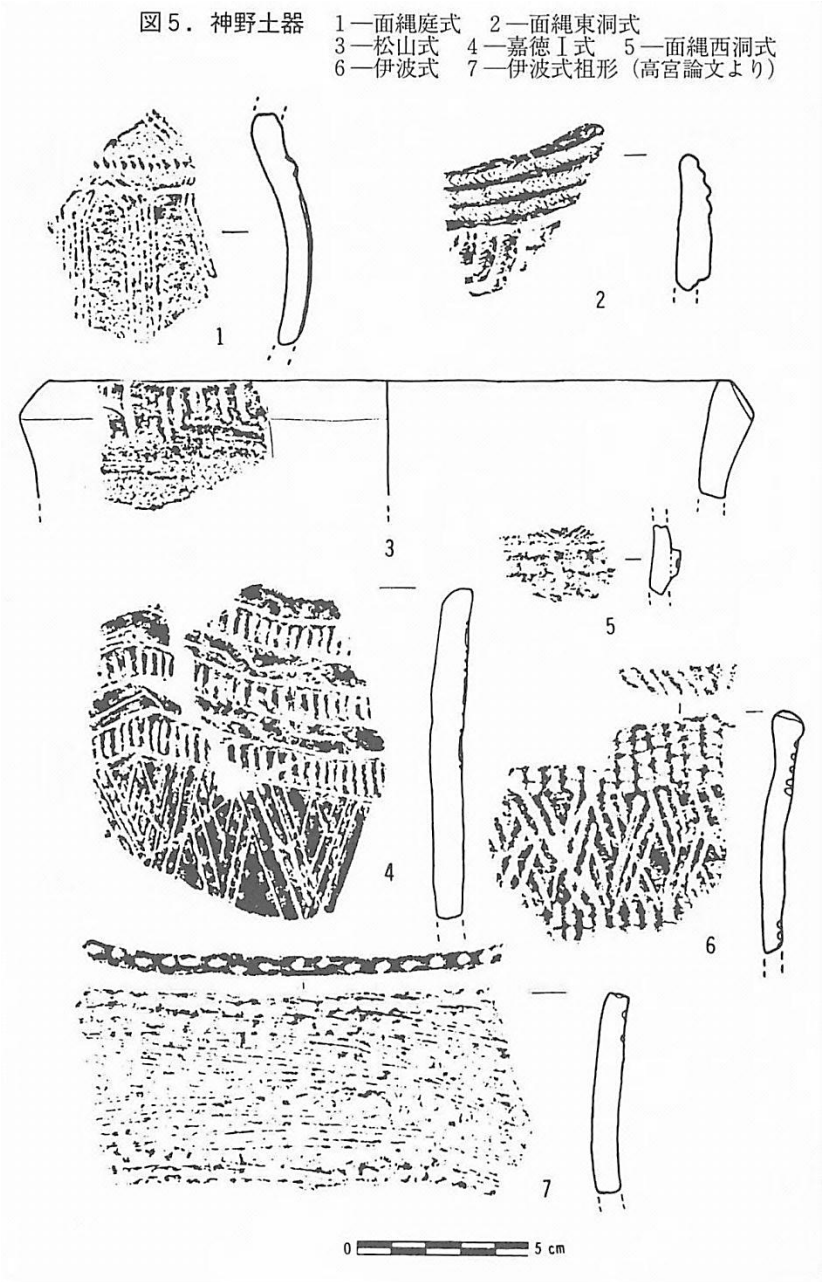

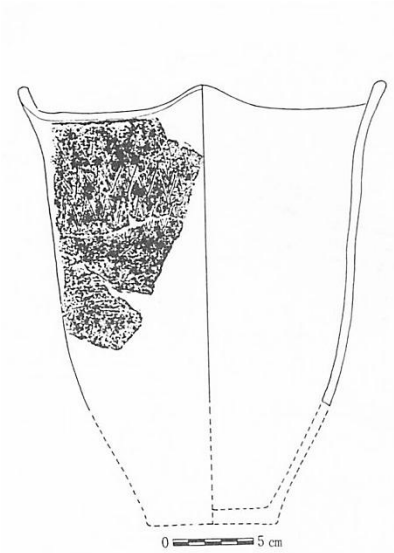

図７．神野土器・嘉徳Ⅱ式
（高宮論文より）

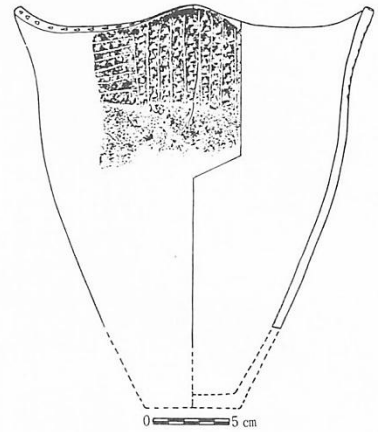

図６．神野土器・嘉徳ⅠＡ式
（高宮論文より）

飛び離れて古いものとは考えられない。（図５―１）

④ **面縄東洞式土器**　面縄東洞式土器は、各トレンチから出土している。層序から見て面縄前庭式に後続するものである。器形は平底深鉢形の土器で、口縁は平坦であるが、市来式土器の影響を受けて波状口縁となったものも見られる。口縁部に編籠をモチーフにした押引文を施している。（図５―２）

⑤　嘉徳Ⅰ・Ⅱ式土器　嘉徳Ⅰ・Ⅱ式は、三型式に別れるが、Ｃトレンチでは八層、六層から一括して出土している。いずれも深鉢形平底の土器で、波状口縁が見られる。嘉徳Ⅰａ式は、押引文に沈線の加わるもので、嘉徳Ⅰｂ式は連続爪形文に沈線文の加わるものである。嘉徳Ⅱ式は、文様が沈線文だけで構成されている。これらの三型式は、本来、分離するはずであるが、砂丘遺跡であるために、上下移行があって、一括して出土したものであろう。（図５―４）

⑥ **伊波式土器**　伊波式土器は、Ａトレンチでは、第五層から上部に集中して出土し、Ｃトレンチでは、第六層から主として出土し、嘉徳Ⅰ・Ⅱ式と共伴出土している。器形は胴部の張った平底深鉢形で波状口縁土器である。文様は、叉状の施文具をよく用い、口縁上端と胴上部に点文、短沈線文、長沈線文を連続してめぐらすものである。上下両文様帯に、綾杉文や斜沈線文を施すものもある。この部分に編籠状の文様を施すものが見られるのは、奄美の土器文化の影響であろうか。

伊波式は沖縄の土器型式であるが、本遺跡は一括出土の北限である。奄美の嘉徳Ⅰ・Ⅱ式と平行する時期であることが判明したが、嘉徳式のどの時期に当たるかを、明確にするのは、今後の究明すべき研究課題であろう。

以上にあげた土器類の他に、本土から移入されたと思

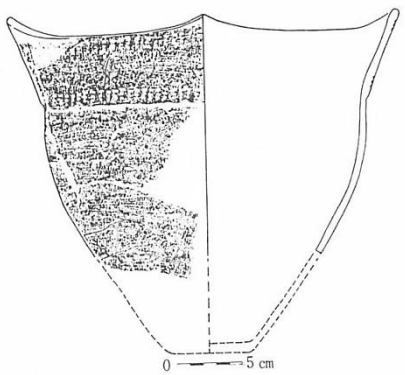

図８．神野土器・伊波式祖形
（高宮論文より）

われる土器に轟式土器、松山式土器などがある。特に、松山式土器の出土は、上部層の一括土器が、縄文後期に該当することを知る根拠となった。（図５―６・７）

(2) 石器　石器の出土は骨角牙器とともに、その量は少ない。石斧・磨石・石皿など数点が出土しているほか、一、二孔を穿った石製垂飾などが出土しているにすぎない。

(3) 骨角牙製品　骨角牙製品も、出土量が少なく、骨針などの実用品はまれで、ほとんど装飾品である。

(4) 貝製品　貝器は比較的に多く、ヤコウガイのふたで作った斧、貝匙、スイジガイの管状棘を研磨したもの、有孔鏃などのほか、ゴホウラ・メンガイ・オオツタノハ・サラサバテイなどを素材にした貝輪、イモガイの螺塔部を研磨したもの、ヤコウガイ・クロチョウガイの体層部を切り放して穿孔したもの、ガンセキボラを両面から研磨したもの、ゴホウラの外唇部に加工穿孔したもの、オオツタノハに穿孔したものなどがある。

(三)　スセン当遺跡

スセン当遺跡は、知名町大字屋子母小字スセン当にあ

り、沖永良部島の南西部海岸砂丘に立地している。昭和五十七年三月、上村俊雄が発見し、同八月四日～十二日まで、鹿児島大学が発掘調査を行った。サイクリング道路に沿って、その東側に二×十四メートルのAトレンチを設けて調査を行った。

兼久式系統の単純遺跡で、若干の土器、石器、貝製品などを出土した。

(四) 屋子母遺跡

屋子母遺跡は、沖永良部島の西南海岸にあたる知名町屋子母植村上坂にあり、部落中央部の小高い丘陵上にある大平武雄氏宅地である。土器片と石器が出土している。土器は無文の小片で型式は明らかでない。石器は石斧、槌石などがあり、すべて砂岩質である。石斧は欠損していて完全ではないが、断面楕円形で蛤刃のものである。片側に敲打を加えてややくぼませた部分のあるもの一個、断面は楕円形を示すが、うすくひらたい石斧で両側に打ちかきおよび敲打による凹部を作ったもの一個。また刃部、胴部の幅が同じくらいの石斧の、頭部が欠損しているものが一個ある。断面が楕円形で厚く、刃部と胴部の幅の変わらぬもの二個、他に定角式のものの破片一個がある。

槌石は円礫を使用したもの一個、定角式の石斧の両端を敲打用として使用したもの一個、小型の円柱状のもの一個、大形で片側に凸帯を有するもの二個が出土している。概して石器の出土量が多い。(河口三十二年調査)

(五) 小積原遺跡

小積原遺跡は、和泊町役場に近い新納定明氏宅地を中心に、その隣接地におよぶ相当広い遺跡地である。今までに多くの石器の出土があって、一部は残存している。現在も地表に土器などの散布が見られ、隣接地の井戸を掘削した際は多量の貝と石器が出たことを報じている点からみて、遺跡の一部は貝塚となっているものと思われる。

地表散布の土器片は無文の宇宿上層式土器である。石器には石斧、槌石などがあって、石斧は定角式の磨製石斧の他に自然礫面を残し、一面を打ち欠いて刃をつけたものが多い。槌石は普通のもののほかに、大形で長径二十四センチないし二十センチ、短径十五センチないし十

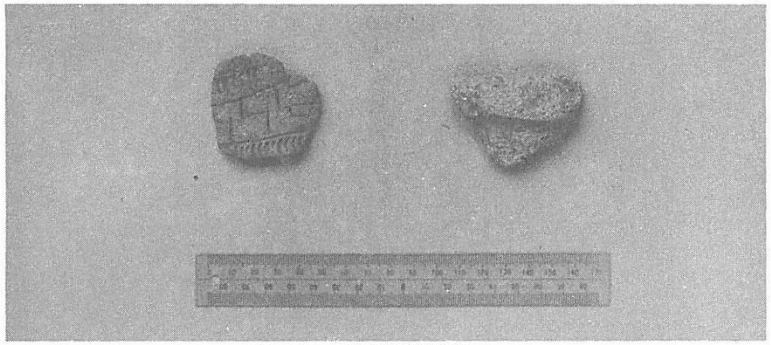

12—1　小積原遺跡出土

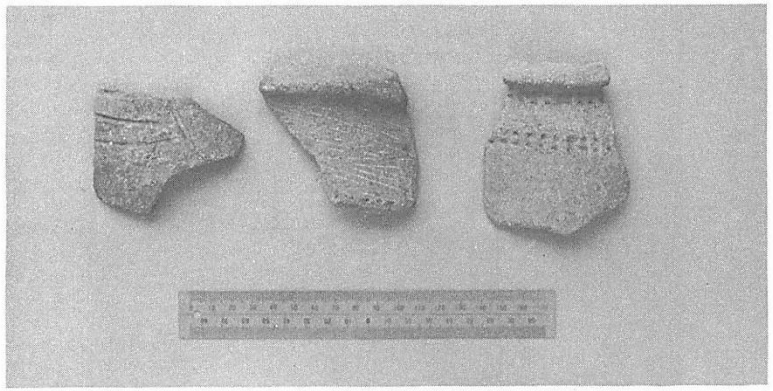

12—2　小積原遺跡出土



12—3　小積原遺跡出土



13—1　畦布ナーバンタ出土



13—2　畦布ナーバンタ出土

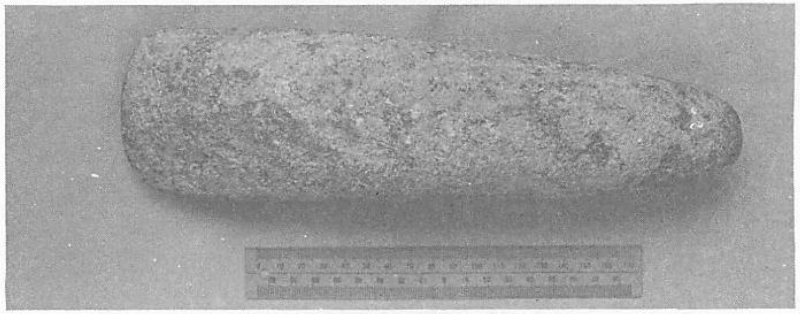

13—3　後蘭ターシキ又出土

三センチの楕円形の礫で長軸の両端に敲打のあとを残すものである。これに二種類あって、礫の両側に凸帯のあるものと、片側のみに凸帯のあるものとがある。砂岩質で重量はかなり重く、粉砕力は相当大きいものと思われる。同様の形状の槌石が屋子母の遺跡にも出土している。

以上は昭和三十二年の調査結果であるが、五十七年に再度現地を訪れたところ、家屋の模様などは変わったものの、遺跡地にはさしたる変化はないようである。有望な遺跡の一つであろう。

(六)　畦布遺跡

畦布遺跡は、沖永良部島の北海岸に面する畦布の部落の北端にあたり、海岸泉地直上の崖端部のワンジョ、ナーバンタに位置している。島盛文氏畑地およびその付近の道路・畑地などに、遺物が広く散布している。

遺物は宇宿上層式土器片、弥生式甕形土器片、須恵器片などの出土が見られる。弥生式土器片は甕形土器底部三個と口縁部破片で、底部には木ノ葉の圧痕があるものもあった。この底部は甕の器台部に当たり、山ノ口式土器に類似して充実した器台部を有している。石器としては打製石斧断片と磨製石斧の断片があった。

以上は昭和三十二年の調査によるところである。昭和五十七年八月十日、現地を訪ねたところ、地主の島氏は畑地の整備中で、大型機械を用いて掘削し、遺跡地は完全に破壊されていた。島氏は作業中に出土した石斧を採集していたので、これを調査した。石器は石斧九個、環状石斧一個、槌石一個であった。石質は砂岩、変成岩、安山岩などが用いられており、環状石斧は径十・五センチ、厚さ三センチあり、中央の穴は両側から穿孔し、穴の径は二センチである。打製で頁岩(けつがん)製である。また槌石は、長径十八センチ、短径十四センチ、厚さ十一・五センチあり、花崗岩製である。

(七)　中甫洞穴

中甫洞穴は、知名町東北部の久志検水窪にあり、和泊町との境界線に接している。大山山頂より東北東三・五六キロ、北部海岸線より二・二キロの内陸部にあり、標高百メートル、大山を囲んで分布するドリーネのうちの一つで、径七十メートルほどの窪地（くぼち）となっている。

遺跡地は地下に水脈があって、北より南方向に流れ、鍾乳洞を形成している。窪地内には所々に珊瑚礁が露呈し、南東側と北西側の二カ所に、地下の鍾乳洞へ通ずる洞穴が開口している。南東側の洞穴は小規模であるが、北西側の洞穴は規模が大きく、いわゆる「中甫洞穴」と呼ばれるもので、南東方向に向かって大きく開口し、入口幅十四メートル、奥行き二十メートル、天井の高さ五メートルである。

中甫洞穴遺跡は、昭和四十七年ごろ、和泊町後蘭の岸田善光氏が発見した。その後昭和五十七年八月、和泊町郷土史執筆のための資料採集に、後蘭を訪れた際に、善光氏の尊父岸田和夫氏から、中甫洞穴の紹介をうけ、遺跡について知ることができた。

同年十月には、河口貞徳・本田道輝・瀬戸口望が、発掘調査を行った。続いて昭和五十八年・五十九年には、知名町の主催で同じく河口らが発掘調査を行ったのである。

1　遺跡の状態

第一次の調査では、中甫洞穴入口の西側絶壁に沿って、二×七・六メートルの第一トレンチを設けて、発掘調査を行った。

第二次調査では、洞穴入口の西側、中央、東側および下部洞穴入口堆積部において、それぞれ第二から第五の、四本のトレンチを設け、第二トレンチは洞穴入口西壁より東へ向かって二×四メートルの区画、第三トレンチは洞穴入口中央部に南北方向に二×八・四二五メートルおよび東側に接して二×四メートルの区画、第四トレンチは洞穴東壁に接して二×十メートルの区画、第五トレンチは下部洞穴入口堆積部に南北方向に二×五メートルの区画を設定して発掘調査を行った。

第三次調査では、洞穴内部、洞穴前の窪地、南洞穴および同南入口、洞穴上部台地に、第六から第十五まで十本のトレンチを設け、第六トレンチは窪地入口から中央

図９　中甫遺跡周辺地形図



図10　第１トレンチ東壁断面図

へ向けて二×十四メートルの区画、第七トレンチは窪地南隅に二×十メートルの区画、第八トレンチは窪地東辺に二×八メートルの区画、第九トレンチは窪地西辺の小洞穴に二×二メートルの区画、第十トレンチは南洞穴内に一メートル四方の区画二カ所と南洞穴南入口付近に二×二メートルの区画、第十一トレンチは洞穴入口西壁に沿って三×三・五メートルの区画、第十二トレンチは洞穴上の台地に二×十二メートルの区画と二×二メートルの区画、第十三トレンチは洞穴入口東側壁に沿って二×二メートルの区画、第十四トレンチは洞穴の内部岩盤の上に四×六メートルおよび両側の壁に沿って不定形の区画、第十五トレンチは窪地西壁に沿って珊瑚礁に囲まれた不定形の区画を設定して発掘調査を行った。土が粘質であることと、珊瑚礁の巨岩が土中に埋存しているために発掘は極めて困難であった。

層序は第一次調査の第一トレンチの層序を標準としてあげよう。堆積土は五層に分けられる。

第一層　黒色土層で厚さ十センチ、下部は黒褐色に移行する。有機質を多く含み、乾燥して粒状を呈し、石灰岩屑（せつ）を含む、遺物包含層である。

第二層　茶褐色で厚さ二十センチ、上層部は黒褐色で、下部に下るにしたがって茶褐色に漸移する。遺物包含層。

第三層　暗褐色で厚さ十五センチ、上部は褐色を呈し、下方へ暗褐色に漸移する。粘質が強く石灰岩を含む。遺物包含層である。

第四層　厚さ百六十センチあって三層に分かれる。

第四上層　褐色で粘質が強く、石灰岩屑を多く含む。遺物包含層である。

第四中層　黒褐色で粘質が強く、石灰岩屑を含む。遺物包含層である。

第四下層　茶色土層で粘質が強く、石灰岩屑を多く含む。遺物包含層である。

第五層　灰褐色土層で粘質がやや強く、石灰岩屑をほとんど含まず、一方他の層に見られない雲母を含み、粒子もきわめて細かである。水平に堆積していて、他の層と異なっている。無遺物層。

遺　構　中甫洞穴遺跡の三次にわたる調査は、洞穴の内部、前面の窪地、南洞穴、洞穴上の台地など、調査した地点は十五カ所に及び、中甫洞穴およびその周辺の発掘はほぼ落ちなく行われた。



14—3．中甫第Ⅳトレンチ土壙墓

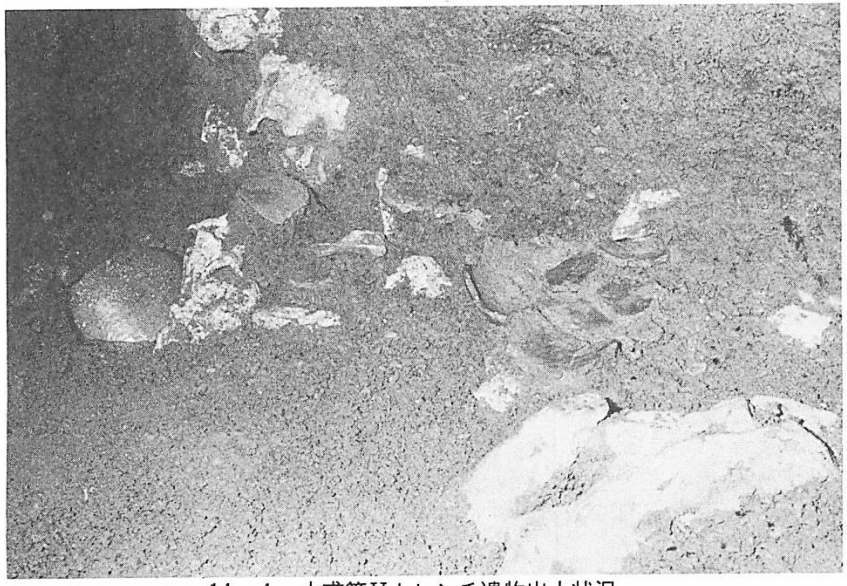

14—4．中甫第Ⅴトレンチ遺物出土状況



14—1．中甫洞穴全景



14—2．中甫第Ⅲトレンチ調査風景

調査の結果、遺跡と思われる所は、中甫洞穴と南洞穴および両者の中間にある巨岩の下に発見された小洞穴の三カ所であった。

南洞穴では、内部に設けた二カ所の試掘溝から少量の土器片と獣骨が発見されて、先史時代に利用された跡が認められた。

南・北洞穴の中間に発見された小洞穴では、若干の土器・石器・獣骨が出土したが、二次堆積の疑いもある。しかし上部に遺物遺構が検出されていないところから、遺跡の一種と見られよう。

中甫洞穴は中心的な位置にある遺跡である。洞穴内部では、南へ傾斜した床面中央部から東壁までは、古い型式の遺物が出土しているのに対して、西壁下からは新しい型式の遺物が出土している。一方、洞穴西側の地下水路に通ずる空洞内の堆積土からは、古い遺物が相当量出土するが、この土は、洞穴入口の西壁下から流れ込んだ二次堆積である。

洞穴入口の西壁下は、最も遺物の堆積状況の良好なところで上下に分かれて、最古の遺物から最新の遺物まで、層位的に出土し、本遺跡の基準となる出土状況を示している。ここが、この遺跡で最初に人が住んだ所であり、また最後まで人が住んだ所でもある。この地点の入口付近では、最後の時期の埋葬も行われている。

洞穴入口東壁下で、最も注意されるのは、土壙墓の発見である。土壙は第四層を掘り込んで作られており、石灰岩屑を含む、あまり粘質の強くない暗褐色土を埋土としている。土壙の形は隅丸の三角形状で、このなかに頭を南東方向に向けた、東向きの横臥屈葬の遺体が埋葬されていた。頭骨と尾骨に接して、石灰岩礫を頭骨の上方に三個、尾骨の下方に二個を配置してあった。このうち尾骨下方の一個は基部を四層内に持っていた。他の四個はいずれも基部が土壙内にあるが、共に埋葬にあたって、意図的に礫を配置したものと思われる。また土壙上にも石灰岩礫が数個発見されている。副葬品はないが、直上の石器・土器の出土状態から見て、縄文時代該当の時期に属するものと思われる。

この遺跡は、遺物の出土状態から見て、遺跡が成立した当初は、洞穴の中央部から車壁までと、入口西壁下および車壁下が生活面として使用され、この時期の終末期に、東壁下の入口付近に埋葬が行われたと見られる。こ

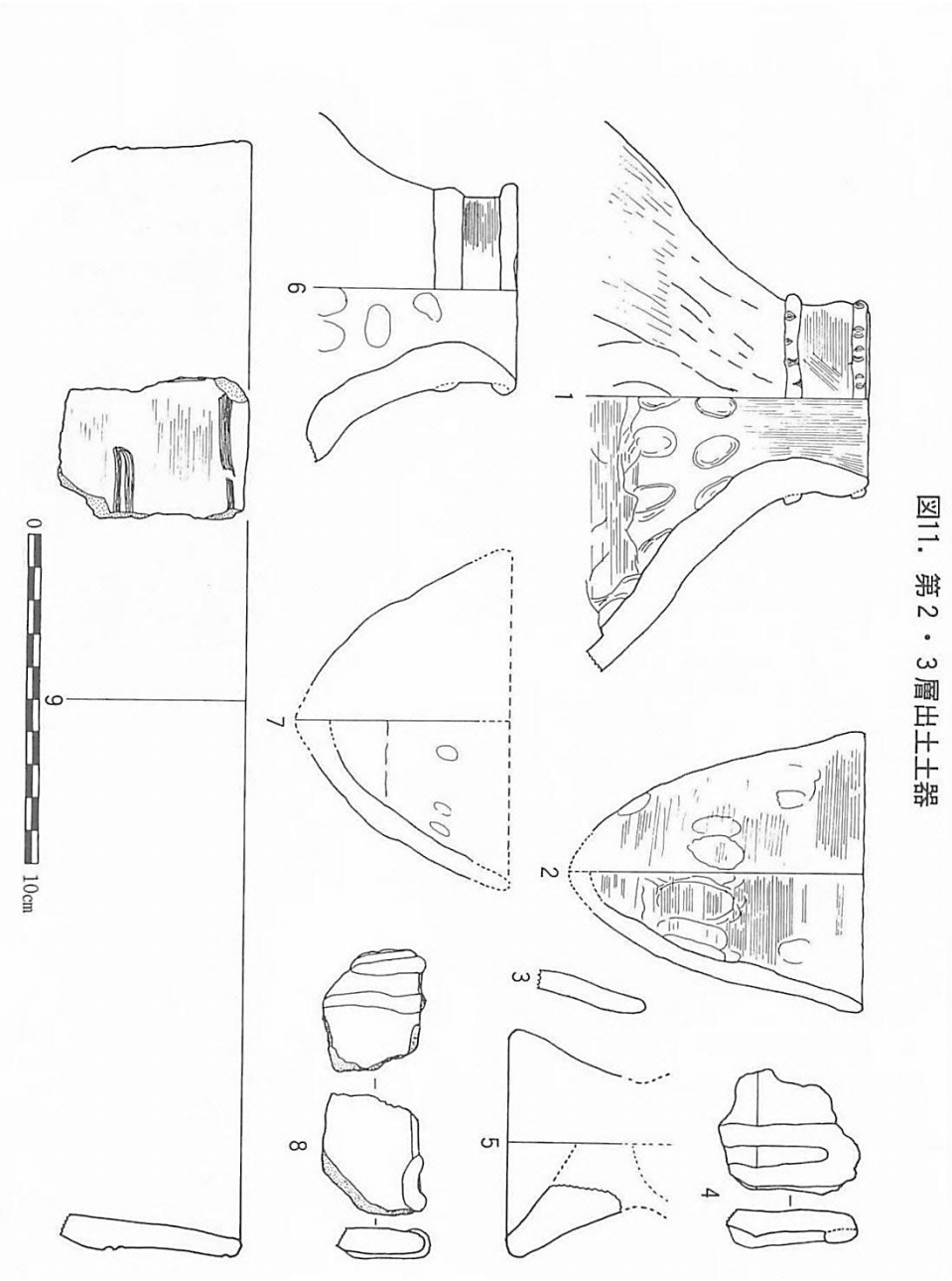

図11. 第2・3層出土土器

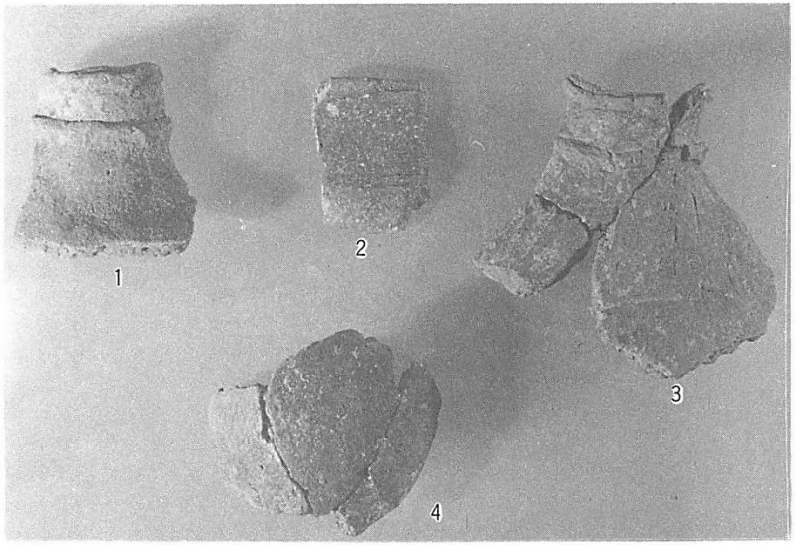

15—1　第２・３層出土土器

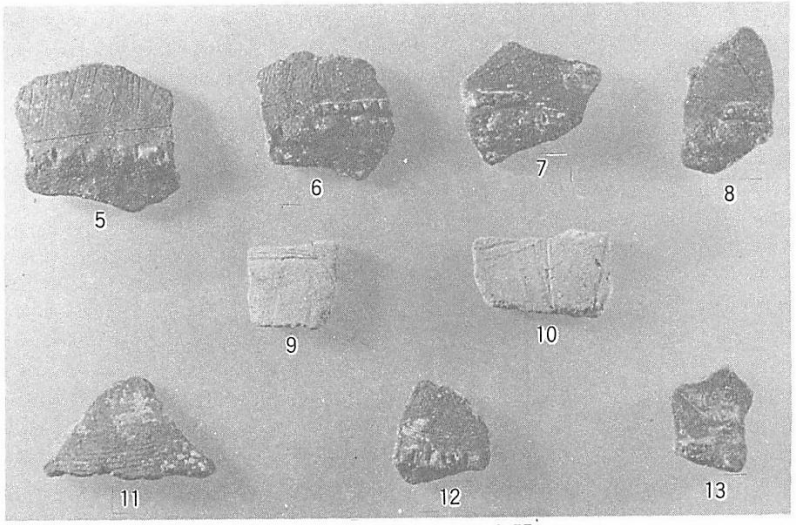

15—2　第２層出土土器

図12.　第２層出土土器

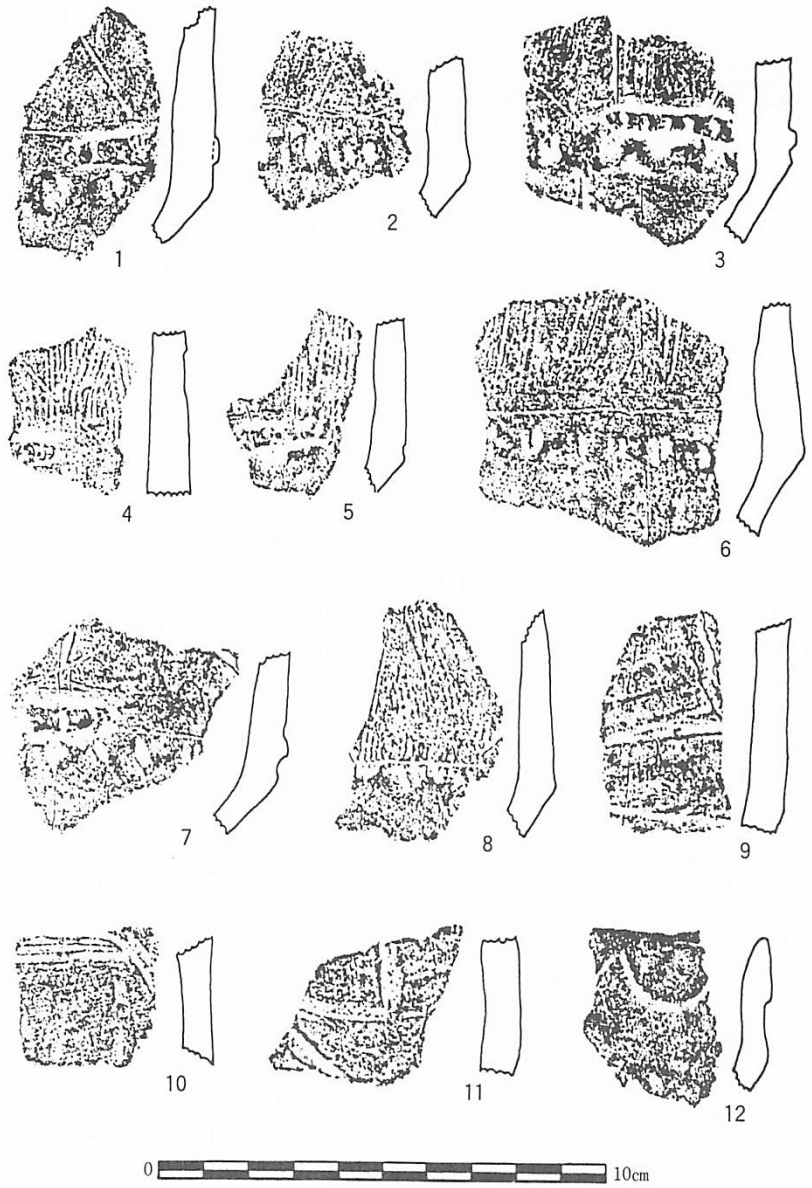

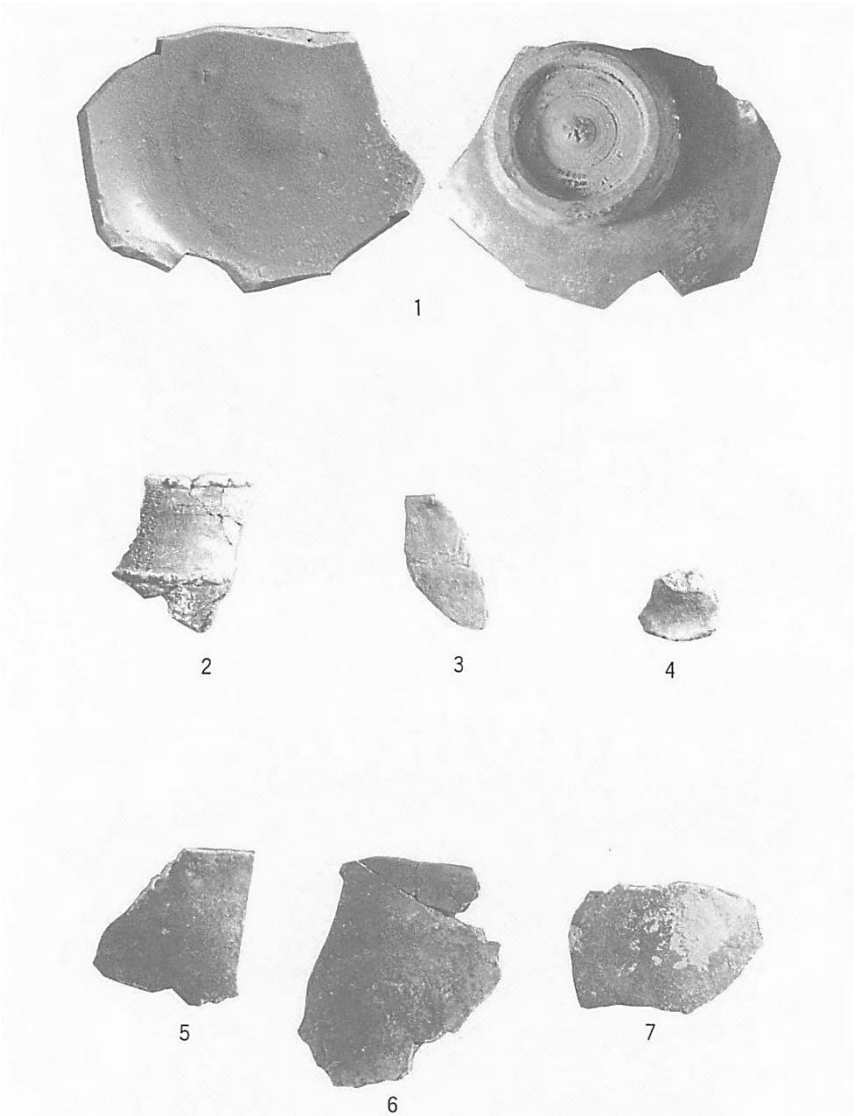

15―3　中甫出土土器

1：(XIV－4－表層)，2：(XIV－1－1)，3：(XIV－11－上層)，4：(XIV－8－下)
5～7：(XIV－6－大岩に付着)

の後、相当の空白期間を経て、洞穴入口西壁下から洞穴内西壁下にかけて、再び生活が営まれ、入口付近で埋葬も行われている。

2　遺物

(1) 土器

中甫洞穴では、最近、南島においてようやく知られるようになった、爪形文土器のほか、南九州から移入されたと思われる、轟Ⅰ式土器を中に挟んで、貝殻を施文具とした、連点波状文、連点文など、数種の新しい型式の土器が発見され、また、弥生後期土器と共に兼久式土器を出土した。最も新しいものでは、青瓷も、一片であるが出土している。

第一トレンチの層序でいうと、第二、三層（上層）からは兼久式などのあたらしい土器が出土し、第四層からは古い土器群が出土している。第四層（下層）はさらに上・中・下三層に分かれて、層位的に出土しそれぞれ新旧の別が認められる。

①　青瓷　第十四トレンチ四区にある巨大な石灰岩落盤の下にできた空隙（くうげき）から、青瓷の椀が出土した。胎土は灰色を呈し、削出し高台である。灰味のある透明感の強い釉薬（うわぐすり）が薄くかかり、体部の回転ヘラ削痕が見える。釉は高台外面までかかり、一部畳付にまわっている。無文で貫入が見られる。

②　上層の土器　第一次調査の第二、三層土器および、それに該当する層から出土した土器である。

兼久式土器　壺形土器と甕形土器とのセットをなしている。壺形土器は、高さ十五～二十センチの小形土器である。輪積で、継ぎ目の内側には指頭でおしつけたあとが明瞭に残っている。焼きは良く、色は明るい褐色である。形は胴部が球形に張り、肩から急にせばまって、頸は筒状になって立ちあがり、口縁部には細い凸帯を二条めぐらし、刻み目を施している。底部は丸底である。器壁が厚く、器面はナデ仕上げを施している。胎土には石灰岩粒子および雲母が認められる。煮沸には使用していない。

甕形土器は、口縁部から胴部へ移行するところで、「く」字上に屈曲する器形である。口縁部に凸帯・沈線などを施し、この部分が肥厚するものもある。「く」字状屈曲部に刻み目を施し、その直上に横位の刻み目凸帯を部分的に貼り付け、さらに細い沈線で口縁部に直線文を描くものもある。この土器は粒子が荒く、胎土に石灰

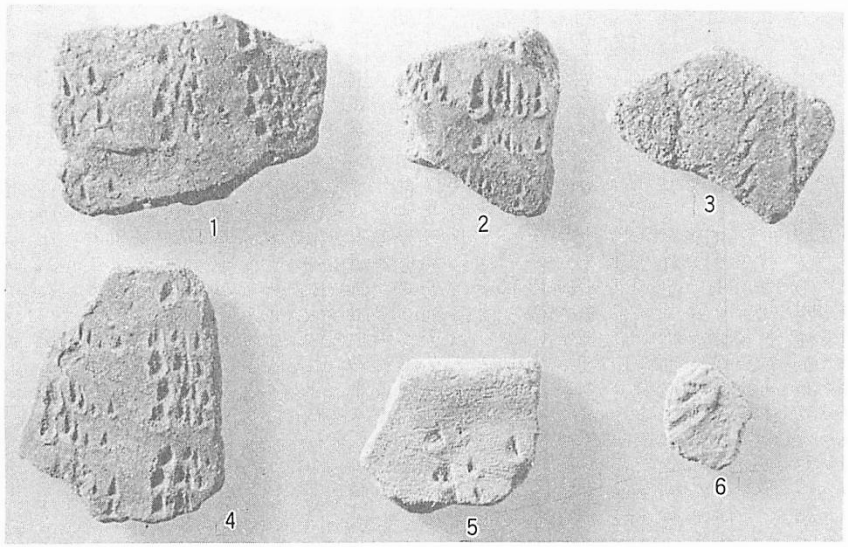

16—2．4層下部出土土器

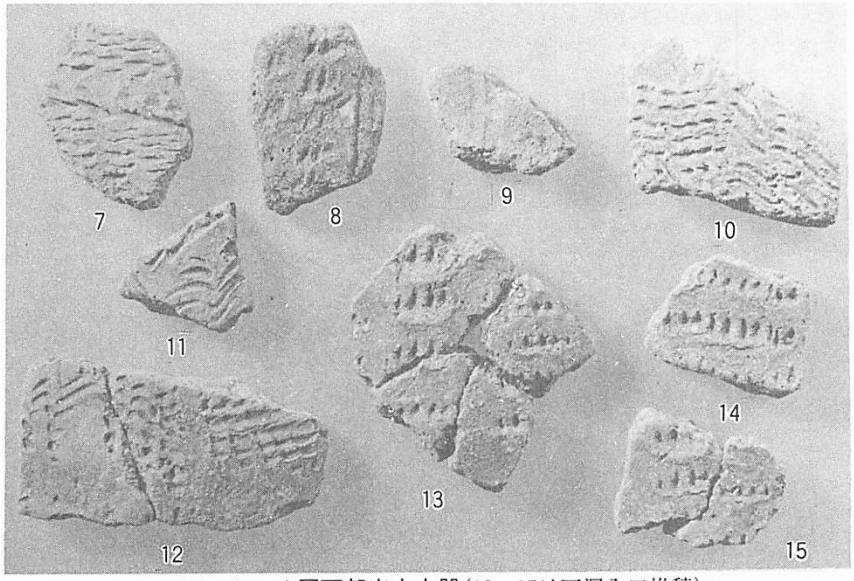

16—1．4層下部出土土器(10～15は下洞入口堆積)

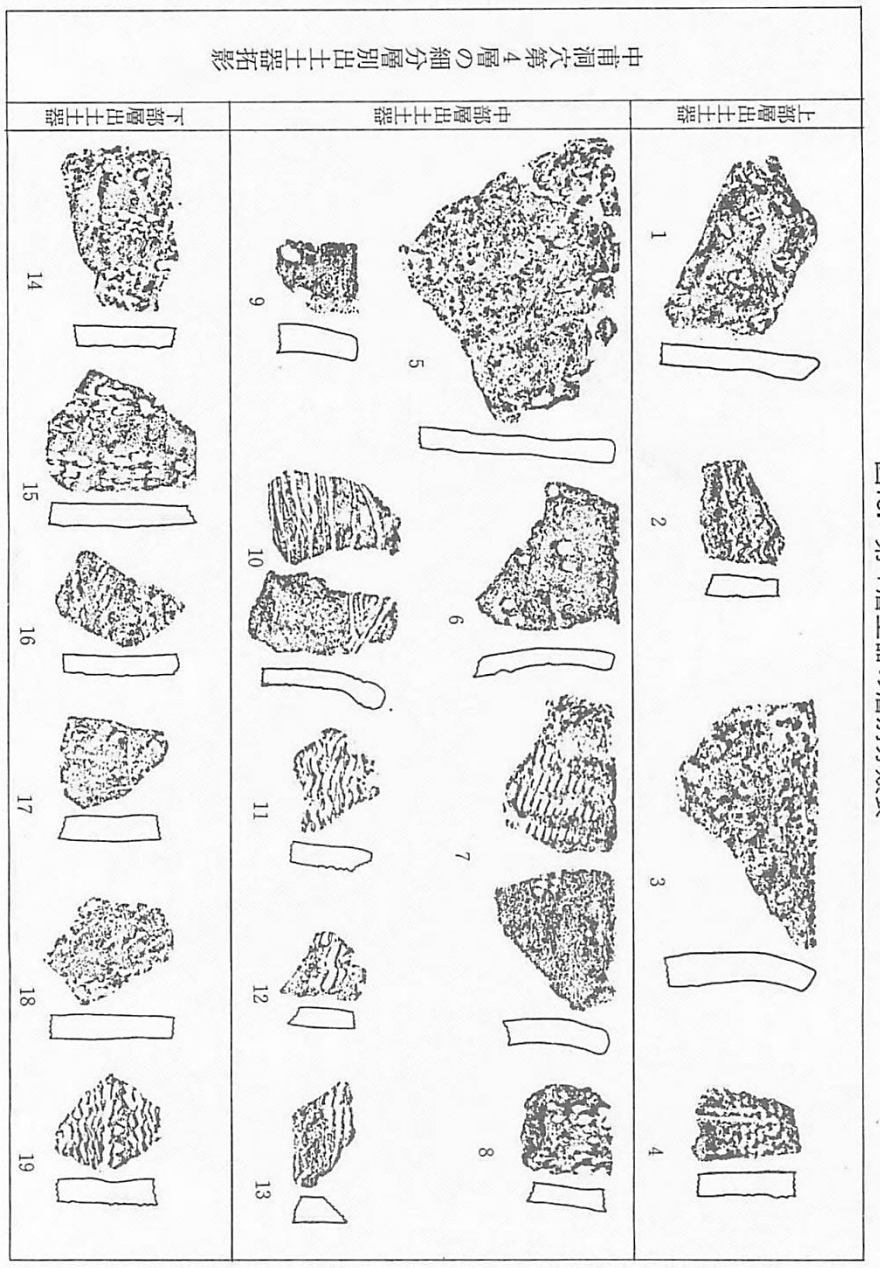

図13．第4層土器の層別分類表

岩粒子・雲母を含み、八ケ目仕上げで焼成は良くない。煮沸に使用した痕跡がある。甕形土器の底部は平底で、底面に木葉圧痕があって兼久式の特徴を現している。

上げ底の底部　この層からは、南九州から移入されたと思われる上げ底の底部が出土している。松木薗遺跡出土の弥生後期甕形土器の底部に類するものである。このほか、地元で作られた鉢形土器で、弥生後期の影響を受けたもの、あるいは弥生後期と思われる土器片などが共伴出土していて、本遺跡出土の兼久式土器は、弥生後期に該当する可能性が強い。

③　下層の土器

第四上層の土器

縄文前期の轟Ⅰ式土器以後に当たる時期である。口縁部の外反するもの、波状口縁をなすもの、口縁部が内側へ傾斜し、したがって胴部の張るものなどの器形があり、概して深鉢型と考えられる。胎土は粒子が細かで、器面は平滑に仕上げられており、焼成は普通であるが、もろくて破損しやすいものもある。文様は連点文・浅い波状文・篦削連続文・凸帯文の四種があり、他に無文土器がある。

波状文土器　細い篦状工具で、浅い波状文を断続して、あるいは継続して施文したものである。

貝殻腹縁刺突文土器　貝殻腹縁を工具として、条痕を施し、同工具で連続刺突して、斜行する連点状の文様を描きだすもので、文様の縁には、工具の刺突による粘土の盛り上がりが見られる。胎土に細砂を含み、その中に石灰岩の粒子も見られる。焼成は良好で、色調は紅褐色である。

凸帯文土器　低い粘土帯を貼付した土器である。小片で全体の様相は不明である。

第四中層の土器

轟Ⅰ式土器　南九州からの移入土器と考えられる。第一トレンチ二、三区の第四中層から出土した。一個体分の土器である。高さは三十四・八センチ、やや乳房状に近い尖底土器で、外側へ開きぎみの直口深鉢型の器形である。器壁は厚く、一センチ内外あり、底部は四センチに達する。輪積で成形され、アナダラ属の貝殻腹縁を用いて器面を調整し、内面は太めの肋を有する貝殻を使用して、主として横位に調整し、その間にわずかに斜位をまじえ、外面はやや細めの肋を有する貝殻を使用して、斜位調整を主として、わずかに縦位をまじえ、底部は中心より放射状に調整する。

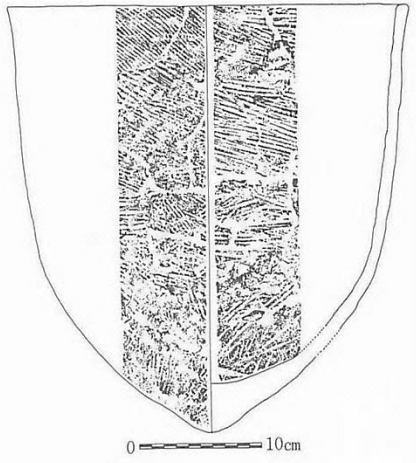

図14. 中甫轟Ⅰ式土器
（第４層中部出土）



17. 中甫轟Ⅰ式土器
（２区４層中部出土）

胎土は砂粒を多く含み、石英・輝石・雲母・石灰岩粒が認められ、色調は、底部は黒褐色、下胴部は赭褐色、上半は黒褐色ないし紅褐色で、内面底部は黒褐色、胴部へ移行すると赭褐色となり、上部へ移行するにしたがって黝褐色に変わる。焼成は普通であるが、砂粒を多く含むために器壁面より粉状となって剝離する傾向がある。

轟式土器については、概説で述べたが、本遺跡出土の轟式土器は、轟式土器の内で最も古い轟Ⅰ式土器である。この土器が第四中層から出土したことで、中甫洞穴第四層出土の土器が、縄文時代前期以前に属することが明らかになった。

中甫第四層出土の土器群は、南島で今まで発見されたことのない土器型式で、時代判定の決め手を欠くものであったが、轟Ⅰ式の共伴出土によって、その時期が推定できるようになり、従来南島において空白であった、爪形文土器と赤連系土器（室屋下層）との間の空白を、中甫第四層出土の土器群が充填することになり、南島の先史時代の古い時期に、貝殻を施文具とする一連の土器

文化が存在したことを、新たに発見したことになった。

南九州の縄文土器文化の最も古い時期に、貝殻を施文具とする文様を施した円筒形土器群の文化があるが、南島の貝殻文土器文化と対比して、おもしろく、両者の比較研究もこれからの研究課題であろう。

轟Ⅰ式土器と同一層序の土器について見ると、口縁部が外反するものが多く胴部の張るものもある。一般に小形で口径二十五センチ内外である。胎土は粒子が細かで、焼成は良く、色調は紅褐色を呈し、まれに黒褐色のものもある。文様には、連点文・櫛描文・沈線文・波状文の四種類があり、この層でも連点文が多い。

連点文土器　第四層上部の連点文に比べて、点が小さく、施文具は二叉に近い細めの篦状工具を用い、縦または斜めに施文している。

櫛描文土器　歯の数が四本の櫛状工具、あるいは貝殻腹縁を利用したかと思われる施文具を用い、横方向に連続して施文したもので、同じ様な工具で、土器の裏面にも局部に施文したものである。

沈線文土器　横位の細い沈線を、口縁に平行に施すものである。裏面にも幾何学文様を施し、前者とともに南島では極めて珍しい例で九州の前期縄文土器と対比されるものといえよう。

波状文土器　貝殻腹縁あるいは櫛状工具を施文具として、横位の波状文を施したものである。

第四下層の土器

第四下層の土器は、層位的に轟Ⅰ式土器以前の時期に属すとみられる。文様は、連点文・羽状連点文・篦削連続文・波状文の四種類がある。

連点文土器　第四中層の土器文様より規則的で、前者は施文具に篦を用いるが、本例は貝殻腹縁を使用するために、点文の数や間隔に規制が見られる。

篦削連続文土器　篦を施文具として、連続して爪形あるいはジグザグの文様を施文したものである。

波状文土器　第四中層の波状文と同類であるが、施文法が一層複雑になっている。貝殻腹縁を用いて、一方向に引き描くだけでなく、多様な操作を行って施文している。

羽状連点文土器　貝殻縁を施文具として、羽状の連点を施文したものである。

連点波状文土器　この土器は第五トレンチの堆積土

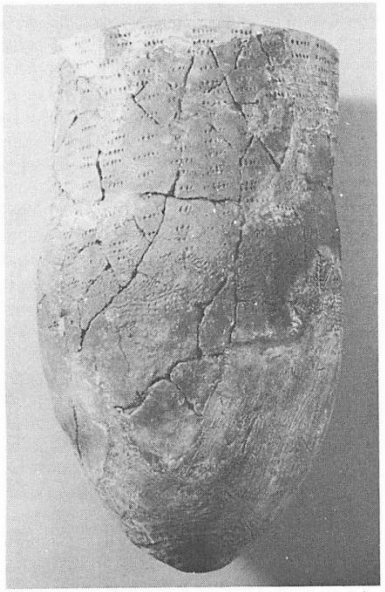

18. 連点波状文土器（下部洞穴出土）

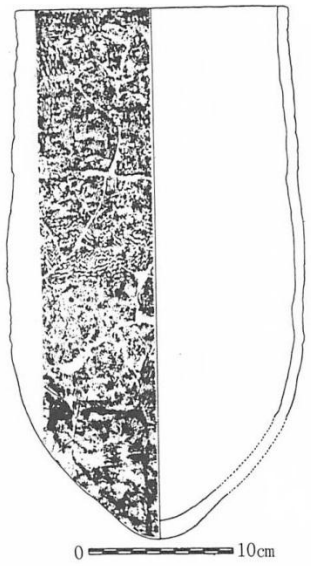

図15. 中甫連点波状文土器

から出土したものであるが、第四下層出土の土器である。推定高三十七センチ、口径十九センチ、下胴部のやや張り出した、丸底に近い尖底で、直口であるが、外反するものも見られる。器高が著しく高く、南島の古い時期の一つの特徴を現すものといえよう。後半の土器に比べて、大形である。

成形に輪積の手法が用いられ、凹凸が著しい。胎土は粒子が細かで、少量の石灰岩粒を含んでいる。焼成は普通であるが、質は割にもろい。色調は赭褐色であるが、下胴部の張りだした部分に、炭素の付着による黒褐色化が見られ、底部も黝褐色を呈している。内面は褐色であるが、底部にはこげつきの跡が残っている。器面は平滑でナデ仕上げであるが、下胴部には粘土粒が付着し、これをなでつけて、表面がぶつぶつした状態となっている。

文様には特色がある。施文具は肋のある貝殻腹縁部で、土器口縁部から胴部中央のあたりまでは、横にならんだ四～六個を単位とする連点を、縦横に並べて施文し、胴部中央には同じ施文具で波状に横引きし、あるいは連点を加えるなどして、複雑な横走する文様を描出するものである。

第四層最下部の土器

爪形文土器は、第四層最下部から出土した。中甫の爪形文土器の特徴は、土器の表裏に相対応して、指頭による押圧痕を有することである。これは輪積みによって土器を制作する際に、粘土の輪を重ねて、これを接着するために指頭によって内外からつまみ、土器を左方向に回転しつつ成形する。この時に生じた成形痕である。この作業によって器面には指頭痕をつらねた溝状のくぼみが、横位にやや顕著に、縦位には浅く出現する。この押圧痕や隆起帯は、意図的なものではない。しばしばこれを文様として取り扱うのは誤りである。中甫洞穴出土の土器に施された爪形文は、押圧成形したのち、二次的に人の爪によって施文されている。器面調整にはナデ仕上げが行われているが、爪形文には、ナデによるかぶりが見られないから、器面調整を行ったのち、爪形を施文したものと見られ、土器の制作過程は、指頭押圧による成形→ナデ仕上げによる器面調整→爪形の施文、の順で行われたことがわかる。

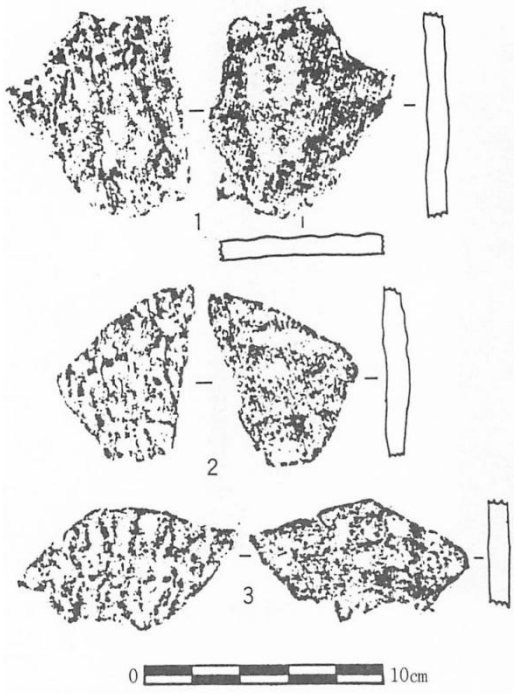

図16. 中甫・爪形文土器

中甫洞穴出土の土器に施された爪形文は、文様の幅は五～六ミリで小さく、隆起帯・押圧痕の差別なく施され、一次的に指頭の押圧によって、爪形が印されたものでないことを示している。厚さは三・五ミリ～四・五ミリ、平均四ミリである。胎土は粒子が細かで、石英・長石・雲母を含み、石灰岩粒子を含むものもある。いずれも焼成がよく堅く焼きしまっている。

以上、出土土器の大略について述べたが、他に、下層の土器には、円筒形丸底の無文土器、

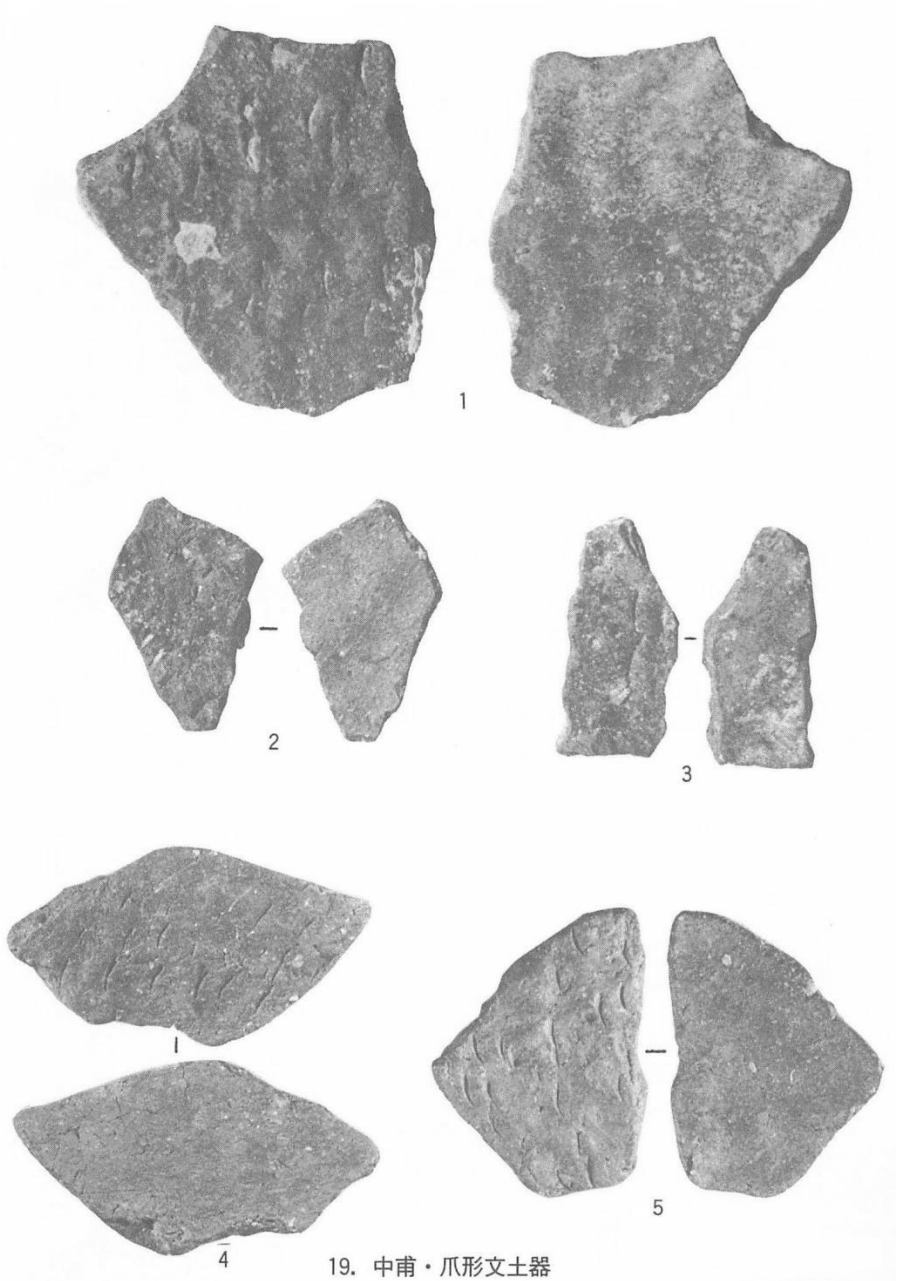

19. 中甫・爪形文土器

同様な器形の土器で、縦または横のふとめの爪形文を施したものなどがあり、採集土器には弥生土器と思われるものもあり、須恵器の破片も見られる。この遺跡が縄文時代早前期該当の時期から、古墳時代該当の時期まで継続したことを示すものであろう。

(2)石器　石器は、三次にわたる調査で比較的多く出土した。種類は打製石斧・磨製石斧・磨石・叩石・石皿・剝片石器などである。

打製石斧　第一トレンチ三区四中層から出土した物である。長さ十一・三センチ、幅四・二センチ、厚さ一・八センチ、片刃である。轟式土器に共伴出土した。砂岩製である。

磨製石斧　第十四トレンチ一区第四中層から出土したものである。長さ六・五センチ、幅二・八センチ、厚さ〇・七センチで小形である。砂岩製で、刃部は欠損している。

局部磨製石斧　本遺跡では最も多く見られる石斧である。第二次調査で六点、第三次調査で七点、計十三点出土している。両面および側面に打割面や敲打(こうだ)痕を残し、局部的に研磨したものである。大半は砂岩製である。

磨石(すりいし)　局部磨製石斧と共にその出土量は多く、第二、三次調査で計二十八点出土している。径十センチ内外のものを主体とし、石材は砂岩、花崗閃緑岩、石英班岩などからなる。

叩石(たたきいし)　第一トレンチおよび第五トレンチから出土している。石材は砂岩を主とし、花崗岩をまじえ、火熱を受けたものも認められる。石の大きさは磨石にほぼ一致し、側面に敲打打痕を残すものである。

特殊石器　第十四トレンチ一区で除去した石灰岩下底部に付着していたもので、おおよそ第四層最上部に該当するものと思われる。刃部を欠損するものの、略完形であり長さ二十六・五センチ、両面を丁寧に研磨するもので、わずかにのこる刃基部から見れば、刃部は片面から研ぎだして片刃としたものと考えられる。南島では初めての出土である。

その他の石器　自然円礫を打ち欠いて一部を剝離調整し刃部を形成したもので、ほかにも小数例見出すことができる。砂岩または頁岩製である。

その他、石皿、砥石の小破片が第四、五トレンチから出土している。

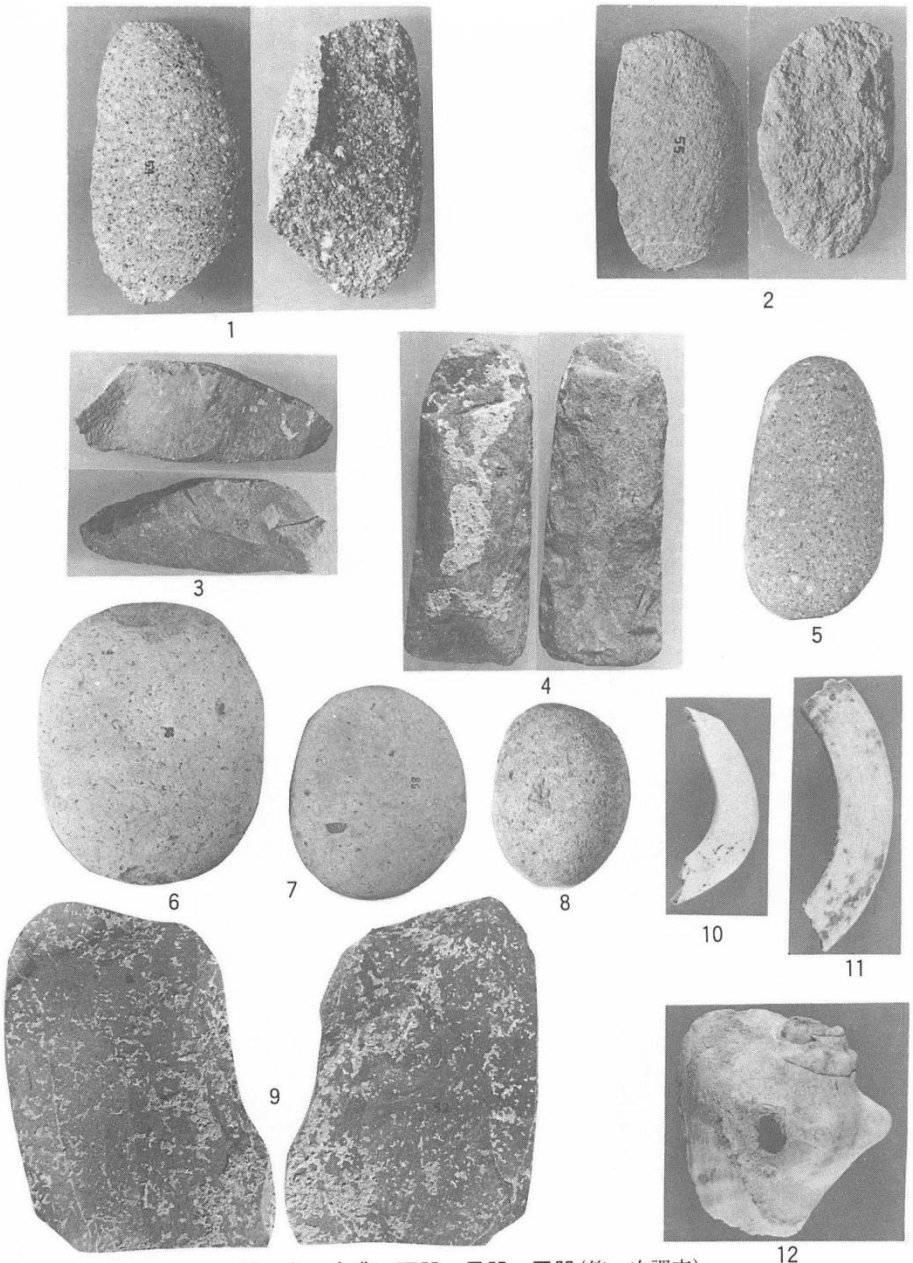

20—1．中甫—石器・貝器・牙器(第一次調査)

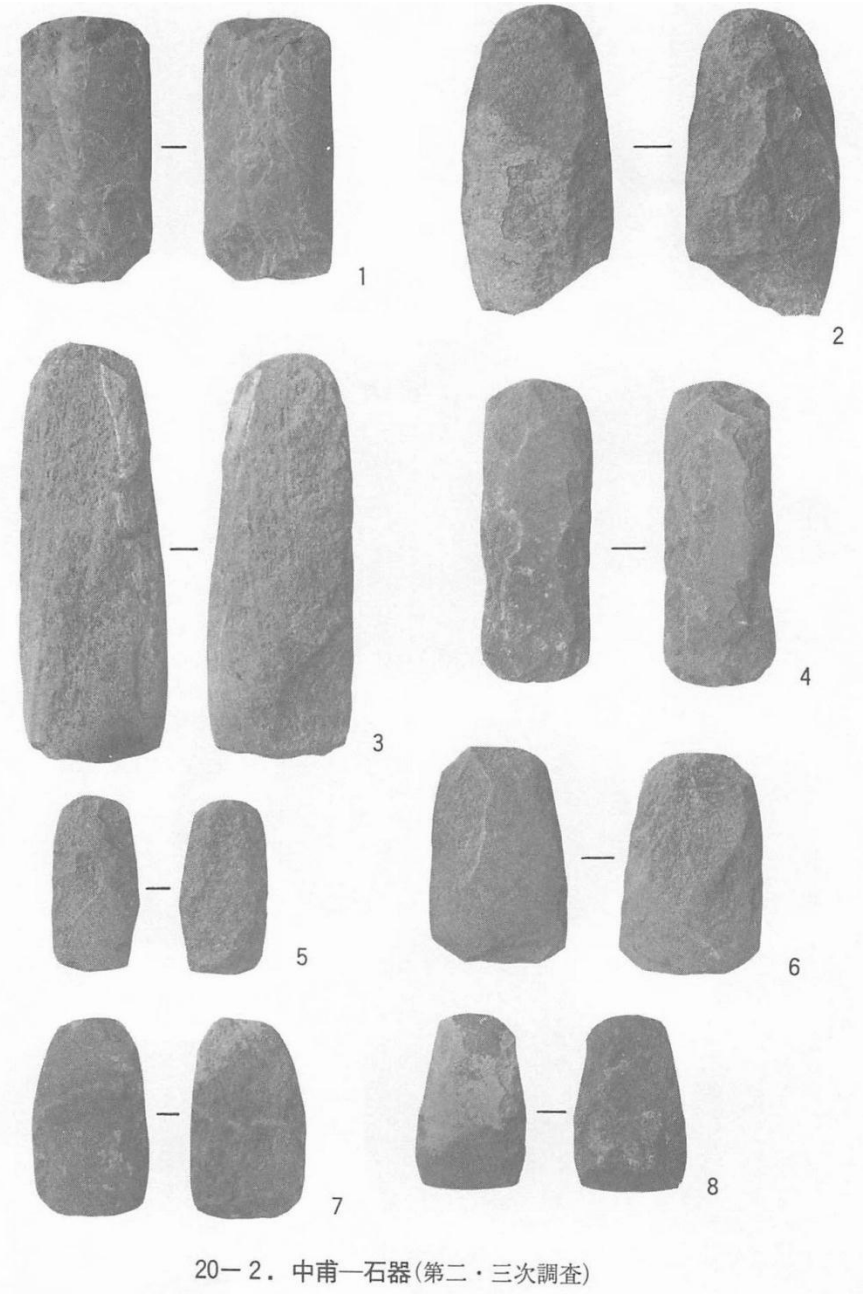

20－2．中甫一石器(第二・三次調査)

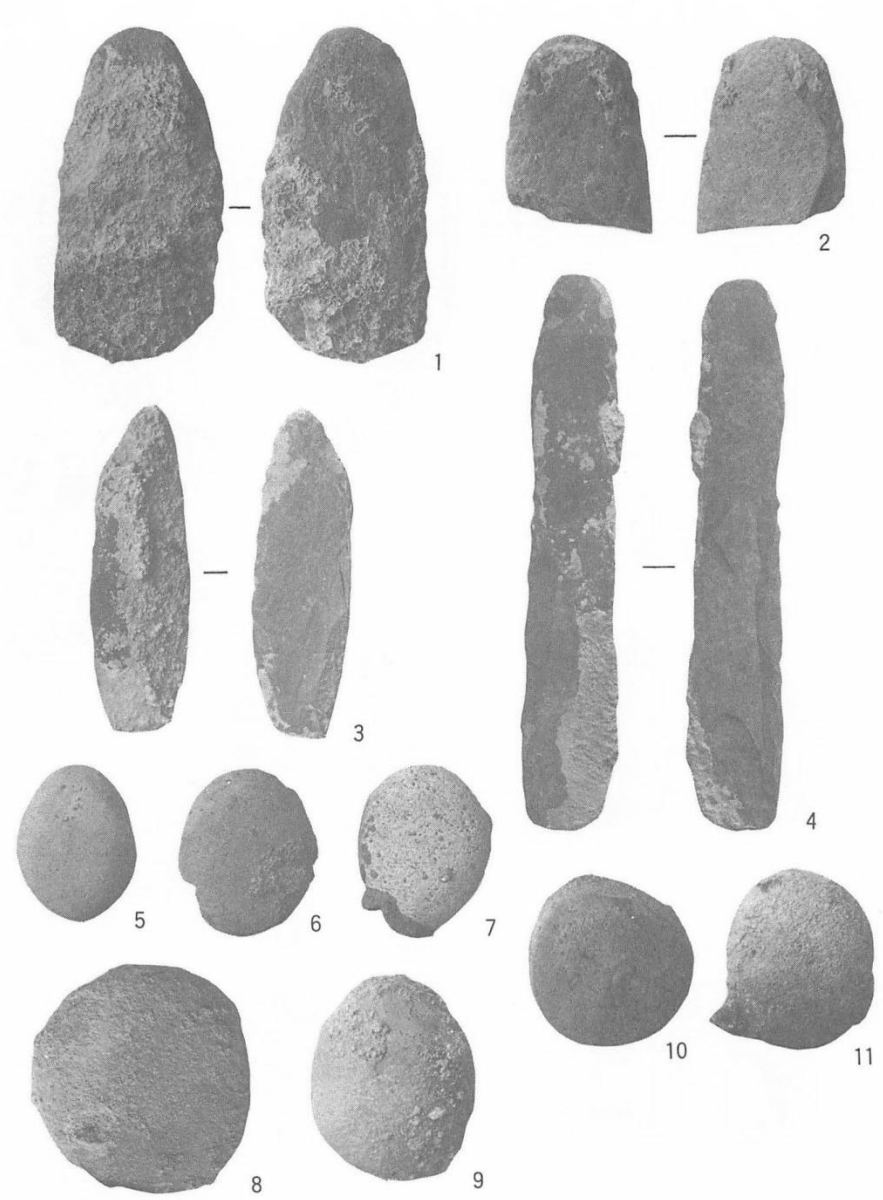

20－3．中甫一石器(第三次調査)

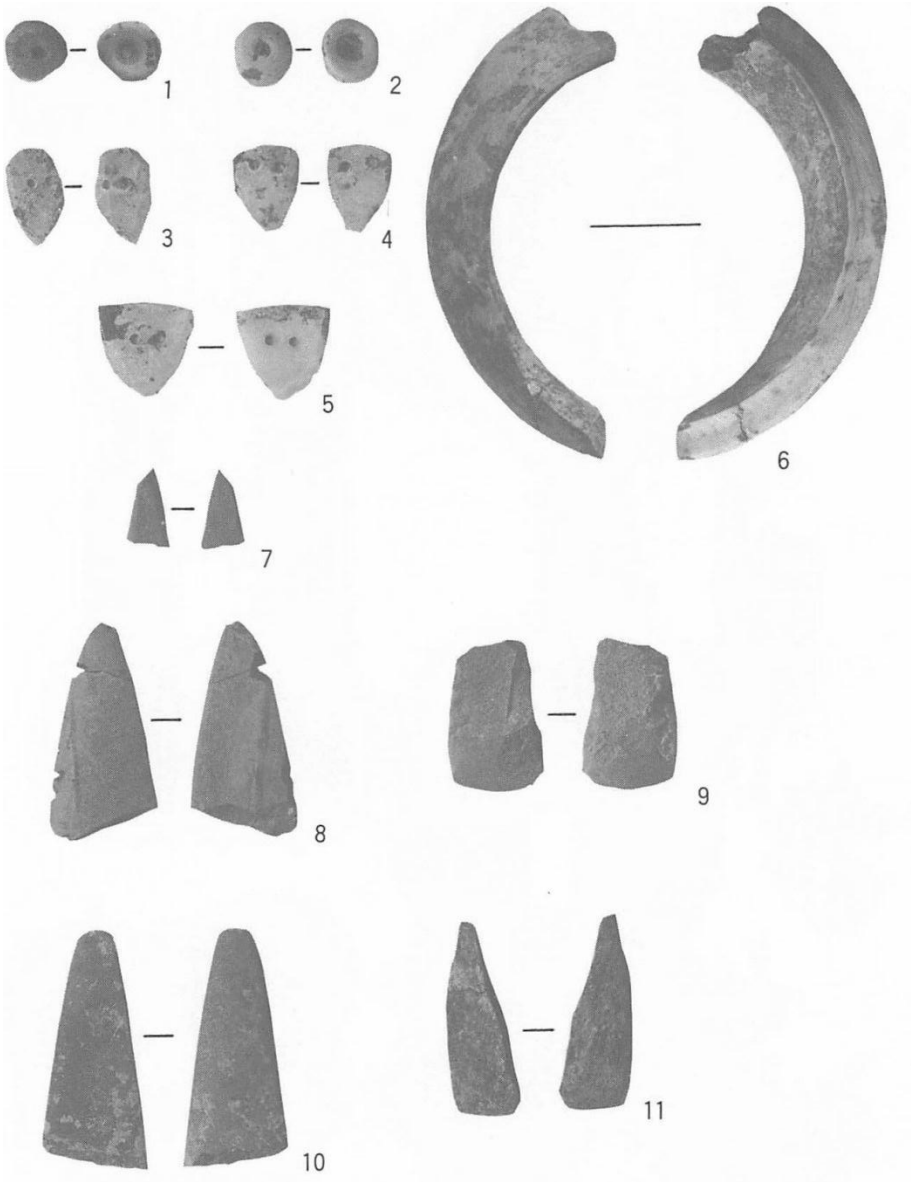

20－4．中甫―貝・牙製品・石器（第二・三次調査）

(3) 貝・牙製品

貝製品は、第一、三次調査で少量検出されている。出土地点は第一、十四トレンチに限定される。

貝輪　第一トレンチ四区第二層下部から一点出土した。ゴホウラ製貝輪の残欠である。

貝玉　第十四トレンチ三、六区第四層から一点ずつ出土した。イモガイ類の螺塔先端部を研磨し、穿孔したもので、光沢がある。一センチほどの大きさで中央部に小孔をうがっている。三、六区の境付近で、牙製品と伴出した。

三角状有孔貝製品　第十四トレンチ一区三、四層から出土したもので、両面および側縁部を丁寧に研磨し三角状に形を整えている。真ん中より上に小孔を二つ穿ち、両面共に真珠光沢を呈する。長さ一・九センチ、ヤコウガイ製、垂飾品。

穿孔貝　第一トレンチ四区第二層出土。ゴホウラの背面中央に一孔を穿ったもの、人骨に沿って出土した。

牙製品　第一、三次調査で出土した。イノシシの牙を利用したものである。端に小孔を穿っている。連結して腕輪として使用したものかもしれない。（河口貞徳）

第三章　古　代

本章では、本土の時代区分ではほぼ古墳時代ころから平安時代までを取りあげることになる。しかし、沖永良部島の場合は、これらの時代についての歴史記録はまったくなく、当代の様子は、本土との関係や南西諸島の歴史のなかで推測するしかない。

第一節　本土との交流

わが国の歴史記録（「日本書紀」など）の上に南島のことが見えるようになるのは、聖徳太子が推古天皇の摂政をつとめていた七世紀初めのことである。

すなわち、六一六年（推古天皇二十四）三月から七月にかけて掖玖人が合わせて三十人来たので、朝廷では彼らを朴井という所に置いたが、帰還しないうちに全員死亡したという。

この記事からすると、掖玖が屋久島だと簡単に決めてしまうわけにはいかないようである。というのは、掖玖人は、この年三月に三人、五月に七人、七月に二十人というように三度にも分かれて来ているので、どこかに漂着した可能性が大きい。六二〇年（推古天皇二十八）八月にも、やはり掖玖人が二人伊豆島に流れ着いたとの記録がある。そこで、掖玖を屋久島だとすると、なぜに屋久島だけから次々と漂着するものが出たのかを説明することは困難である。そこで、掖玖を南島全体を指すと考えると、これらの記事のようなこともありうるとみられよう。南島から漂着した三十人は、衰弱がひどかったのか、流行病にでもかかっていたのか、皆死んでしまった。

おそらく、この記事と関連してのことであろう。朝廷では六二九年（舒明天皇元）四月に田部連らを掖玖に遣わしている。南島の情勢を視察させたのであろう。一行は翌年九月に帰朝しているが、その期間が一年五ヵ月におよんでいることからしても、掖玖は屋久島ではなく、南島とひろく解するのがよいであろう。いずれにしても、南島は七世紀以降、ようやく朝廷の視野の中にはいってきたといえよう。

奄美大島が歴史記録に初めて見えるのは、六五七年（斉明天皇三）七月のことで、覩貨邏国の男二人、女四人が海見島付近を漂泊したあと、筑紫（北部九州）に漂着し

たとの記事（「日本書紀」）がある。覩貨邏国（吐火羅国とも書く）とは、トカラ諸島ではなく、今のタイ国のメコン河下流にあった一王国と考えられている。

また、大化の改新を経て、七世紀の末、六八二年（天武天皇十一）七月には、阿麻弥人が種子島・屋久島の人々とともに、朝廷で禄を賜わっている。これは奄美の人々が朝貢したことがわかる最初の記事となっている。さらに六九九年（文武天皇三）七月には、奄美・度感等の人が種子島・屋久島の人々とともに土地の産物を貢上して、官位を授けられ、物を賜わっている。（「続日本紀」。以下同じ）ここに見える度感とは徳之島のことと考えられている。このときには沖永良部島のことは見えないが、周辺の島々の中では大きい島として徳之島が代表されていたとすれば、このとき沖永良部島からの朝貢もあった可能性がある。

六九九年のこの記事は、前年南島に派遣された覓国使と関連するようである。すなわち、六九八年（文武天皇二）四月に、朝廷は文忌寸博士ら八人を覓国使として南島に遣わしている。その目的は、一行を国を覓める使いとしているように、南島を国土の一部として行政区画に加えようとの意図があったものと思われる。また、遣唐船の航路としても南島路が注目されてきたため、その航路開発も兼ねていたとみられる。覓国使一行は翌六九九年十一月に帰ってくるが、それに先立って種子・屋久両島や奄美・徳之島から朝貢があったのは、覓国使の成果とみてよいであろう。

奈良に都が遷ってから四年後の七一四年（和銅七）十二月には、太朝臣遠建治らが南島の奄美・信覚・球美などの島人五十二人を率いて帰還している。太朝臣遠建治らがいつ南島に出発したかは明らかではないが、やはり一年半以上の日程を費したと想定すると、前年の春ごろ派遣されたのであろうか。ここに見える信覚は沖縄の石垣島、球美は同じく久米島だとすると、一行は南島をほぼ踏査したものとみられる。この記事と関連して、翌七一五年（霊亀元）の正月には、奄美・夜久・度感・信覚・球美らの人々が土地の産物を貢上している。これらの人々の中にも沖永良部島からの朝貢者がまじっていた可能性があろう。

以後、七二〇年（養老四）十一月に南島人二百三十二人が来朝し、七二七年（神亀四）十一月にも南島人百三

十二人が来朝し、それぞれ官位を授けられている。これらの記録からみると、南島からの朝貢は定期化したかにみえるが、以後、それに類する記録がないことからすると、南島からの朝貢は一時的なものに終わったようである。

南島に使者などを派遣したことは、すでに指摘したように遣唐船の航路確保とも関連していた。特に、漂着船などへの対応に意を注いだようで、七三五年（天平七）には南島に牌をたてさせている。航路にあたる島々の要所に、島名、船の停泊できる場所、水のある場所などを書いた札をたてさせたもののようであるが、七五四年（天平勝宝六）にはそれらがすでに朽ち壊れていたので修復させたという。この時期には、実際に南島経由の遣唐船のことが記録に見えている。すなわち、唐僧鑑真一行の乗船していた船が七五三年（天平勝宝五）十一月には阿児奈波島（沖縄島）を経由して、翌月薩摩国阿多郡秋妻屋浦に入港しているし（「唐大和上東征伝」）、また大宰府からの報告によると、翌七五四年三月には奄美島を発した遣唐船が消息不明になったことも伝えている。沖永良部島にも海岸のどこかに牌がたてられていたのであろうが、いまではそれがどこであったかはわからない。

このように、南島は古代史に登場するのであるが、結果的には一つの行政区画を形成することはなかった。その点では、種子・屋久両島が多禰島という一国に準じた取り扱いをうけたのとは異なっており、朝廷との関係は、朝貢関係で保たれる程度であった。しかし、それも必ずしも長期にわたって維持されたわけではなく、八世紀の末葉以後は、その関係が不明確なものになっている。

一方、朝廷では阿麻弥人を夷人雑類として、いわば異種族とみなしているが、その点では南部九州に住んでいた隼人も同じ取り扱いをうけていた。

第二節　生業

沖永良部島の古代の人々は何を食べて生活していたのであろうか。

現在のように米を常食とするようになったのは、もちろん新しいことである。それ以前は、さつまいもなどを

多く食べていたのであろうが、さつまいもが沖永良部島にはいったのは、せいぜい数百年余り前のことでしかないであろう。その前はどんな食事をしていたのであろうか。

食事の問題をつきつめていくと、つまりは農業がどのように発達してきたかという問題になってくる。いま使っている水田や畑地も、以前は低湿地であったとか、山であったとか、あるいは原野や荒れ地であったとかいう場所がかなりあるはずである。また、それを記憶しておられる方もあろう。現在、水田や畑地として使用している耕作地のうち、第二次大戦以前も耕作地であったもの、また、明治時代以前も耕作地であったもの、さらに、江戸時代以前も耕作地であったものというように、いわば耕作地の歴史をたどっていくことができたら、はたして古代にはどれほどが残るであろうか。

ところが、古代の耕作地は意外に広かったのである。それは、古代の農業が焼畑農業にかなり依存していたと想定されるからである。焼畑農業とは、森林や原野を伐採して焼き払って、耕作地をつくり、そこで一定の期間作物を栽培したのち、その耕作を放棄して、耕作地を他に移動させる粗放な農業である。このような農業では、山や原野が数年の間は耕作地として利用されるが、そのあとは放棄されるので、そこはまたやがて山林や原野にかえることになる。したがって、現在のような半永久的な耕作地とはその概念を異にしている。

日本史では、一般的には弥生時代以降、水田稲作が始まったと説かれている。紀元前三世紀ごろである。ところが、焼畑耕作はそれ以前から行われていた可能性がある。それは焼畑耕作が水田耕作より原始的農法であり、水田耕作以前からあった農法と考えられるからである。すなわち、焼畑耕作では、焼き払うという開墾方法がとられること、焼き払うことで灰が生成され、また焼土効果によって速効的な肥料効果をあげうること、さらにそれが、雑草の根絶にかなりの程度役立つということなど、いずれも低い技術段階にある農民が農業を営む場合、焼畑耕作がもっとも適応した農耕形態とみられるからである。鍬（くわ）・鋤（すき）などの農具らしいものもほとんど必要としない。それは、焼畑耕作では畝（うね）をつくったり、土地を耕したりなども一切しないからである。それほどに原始的農法なのである。

焼畑耕作では、もちろん水田や常畑（永久畑）ほどの収穫は望めない。したがって、土地の条件の良い所は水田や常畑にし、多くは傾斜地などを利用して焼畑が開かれることになる。

そこで、沖永良部島でも古くは行われていたとみられる焼畑耕作について、以下に少し述べてみたい。

永吉毅氏が、地名の研究から沖永良部島でもかつては焼畑があったことを想定されていることは注目される。氏はキナ（木名）系の地名がそれにあたるとして、次のように述べている。

「キ」はこの「毛」つまり一毛作、二毛作という場合の「毛」と同一語で、地上に生えた草木を意味し、「ナ」はナイ（地震）、ウブスナ（産土）の「ナ」と同じく土地の義である。それで「キナ」とは、つまり「草木の生えた場所」ということである。こういう場所では「火田式農法」がよく行なわれるので、転じてこの種の農法の名として用いられるに至ったのであろう。火田はまた焼畑ともいい、山野に自生している草木を焼き払い、その灰を肥料として、特別耕すことも施肥をすることもせず作物を作り、数年して地力が尽きれば放棄して他に移る原始的農法で、野原と丘陵地帯との間にある緩傾斜地や段丘でよく行なわれた。（「沖之永良部島地名考」）

以上のように述べられたあと、キナ系地名として、村落名では、

知名・久志検・手々知名・瀬名・田皆

などを指摘され、ほかに小字名をあげ、和泊町に属するものとして、

湾仁屋（ワンニヤ）（和泊）、アンニャ、木場野・吉辺名（ユシビニヤ）（喜美留）、喜野口・湾仁屋（国頭）、伊地野（西原）、アンニャラ俣・木武手名（グンテラ）（畦布）、朝知野・田皆窪（皆川）、糸知名（内城）、田知木名（後蘭）、良木屋（谷山）、佐木名・内喜名（永嶺）、内喜名・玄寺（瀬名）

などをあげている。

このような場所では、おそらく古くから焼畑耕作が行われていたのであろう。また、そのなかの一部では、近世・近代にいたるまで、焼畑耕作が行われていた可能性もある。焼畑耕作は、いまでこそほとんど見られなくなったものの、かつては、日本各地で古くから広く行われ、地域によっては、明治・大正時代をへて、昭和時代になっても行われていた。

焼畑耕作の歴史的実態を具体的に知ることは、いまではきわめて困難である。それでも、その一端を知ることのできる資料がある。それは、「鹿児島県農事調査」である。「鹿児島県農事調査」は、その刊行に努力された原口虎雄氏の解説によると、前田正名が明治二十三年一月農商務省次官に任命されたときに始めた全国的な調査で、鹿児島県の分についていえば、勧業に熱心であった渡辺千秋知事辞任の明治二十三年九月初めまでには大方の作業が終わり、大迫貞清知事（明治二十五年十一月～二十七年一月在任）のときまでに進達されたものであろう、という。

「鹿児島県農事調査」は、その名のとおり農事全般についての調査であり、それも全県にわたっていることから、一八九〇年（明治二十三）という時点における農業事情を知ることのできる貴重な資料となっている。ここでは、とりわけ県内各郡別に記された田地・畑地・切替畑地の面積が参考になる。切替畑地とは焼畑地のことである。これによってみると、

大島郡は、

田地　三千九百四十六町四畝二十七歩
畑地　一万三千百八十町八反七畝十四歩
切替畑地　二千四百二十四町七反八畝十一歩

となっている。

この調査では郡以下の町村別記載がないので、大島郡内の各村の状況までは明らかでないが、郡全体の概況は知ることができる。すなわち、大島郡では、明治二十三年の段階に二千四百二十四町余の焼畑耕地があり、耕地全体の十二・四パーセントをしめていた。この数値は、鹿児島県全体の焼畑耕地の割合が二十一・四パーセントとなっていることからすると、その比率は低いことがわかる。

焼畑耕地や経営農家数が統計的に全国規模でわかるようになるのは昭和期になってからである。一九三六年（昭和十一）の山林調査によると、鹿児島県の焼畑耕地面積は、全国五位で二千七百六十三町となっているが、経営農家数は三万千八百五戸で全国一位になっている。この二つの数値からすると、鹿児島県の場合は小規模な焼畑経営の戸数が多いのが一般的傾向であったとみられる。大島郡関係の焼畑についての資料は希少で、推測を多く

一種で、熱帯の多種類のイモ類の中から、南シナから日本にかけての地域で早くから栽培されたものである。特に、九州山地の焼畑では最近まで広く栽培されていたので、イモといえばサトイモを指すほどになっている。また、一部では甘藷も栽培されていたが、甘藷が導入されるまではサトイモが主要作物になっていたとみられる。したがって、沖永良部島でもサトイモを想定してみたのであるが、いかがであろうか。

次に、焼畑農業が主な耕作方法となっている場合の社会の特色について考えてみたい。

焼畑農業では、耕作地をつくる場合には森林や原野を伐採して焼き払うことと、そこで一定期間作物が栽培されると、耕作を放棄して耕作地を他に移動させるという耕作方法がとられる。このような農業では、厳密な意味での土地の私有観念は生じにくい。というのは、いまでも焼畑農業が行われている東南アジアでは、伐採や火入れ、播種（はしゅ）などが共同労働で進められる例がきわめて多いという。共同労働は村落共同体で行われる場合もあるし、それ以下の小集団のこともあるが、世帯単位をこえて行われるのが普通である。

はさむことになるが、大島郡内における焼畑経営も小規模なものが多かったのではないだろうか。

ところで、古代の沖永良部島の焼畑ではどんな作物がつくられていたのだろうか。この問いに対して明解な答えを出すことはできないが、ここでも推測を試みると次のようになる。

最近まで本土のごく一部の地域で行われていた焼畑における作物を作付面積から見てあげると、

ソバ・アワ・ヒエ・麦類・大豆・小豆・甘藷・サトイモ・ナタネ・トウモロコシ

などが主なものである。

このなかで、沖永良部島で主に栽培された可能性のあるものは、アワとサトイモではなかったかと思われる。というのは、アワはインドの原産で、インド東部のアッサム山地や南シナの山地で多く栽培されているし、台湾の山地焼畑民の間ではもっとも重要な作物になっている。また、沖縄の焼畑でも古くからアワが栽培されていた。このような状況からすると、沖永良部島でも、焼畑ではまずアワの栽培が想定される。

サトイモは、東南アジアでタロイモとよばれるイモの

また、耕作地は数年間利用されると放棄して移動することから、ある特定の土地を占有するという考え方は生じにくい。それに、耕作地を無制限に拡大することは、実際には除草作業が過重になって耕作を不能にするため、耕作面積にはおのずから限度ができてしまう。東南アジアの焼畑農業では、村落を単位とする土地共有制の原理がはたらいているというが、それもこのような焼畑農業に固有な特性を考えると理解できるのではないだろうか。

ところで、焼畑農業を主とする村落共同体では、その中から卓越した経済力をもつ有力者が出現するということはきわめて考えにくいことである。したがって、このような社会では、上下にあまり隔差のない村落構造を想定してよいのではあるまいか。

（この節の執筆にあたっては、部分的に佐々木高明「稲作以前」などを参考にさせていただいたことを付記しておく。）

第三節　女性と信仰

いま、沖永良部島の人々が使っている言葉のなかに、ときどき古代的なものがあることに、ハッとすることがある。それは、ある言葉がそのまま本土の古代の言葉であることもあるし、そうではないが、ある言葉がきわめて古代的考え方を示している場合と二通りある。

ここにとりあげる「ヲゥナイ」という言葉も、後者の例である。ヲゥナイとは、男の兄弟から女の姉妹を呼ぶときに用いるもので、それがときにヲゥナイ神ともいわれるように、兄弟を守護する姉妹の霊を意味している。

永吉毅氏によると、沖之永良部島には、

あがる太陽拝（ティダオウガ）でぃ　徳之島向こうてぃ　ヲゥナイ神
拝でぃ　吾島（ワシマ）戻ら
越山ぬ頂上（チジ）に　線香花立てぃて　ヲゥナイ神拝でぃ
吾島戻ら

などの歌が伝承されているという。

これらの歌は、その結びが「吾島戻ら」となっているように、ヲゥナイ神の加護によって、旅から無事帰ってくることを念じて歌われているものである。

しかし、いまでは島の人々も大部分の人が、ヲゥナイ神のことをあまり知らないし、このような歌もほとんど忘れられてしまっている。

ヲゥナイ神は、一般的には「オナリ神」といい、沖縄から奄美にかけて分布する信仰で、姉妹が兄弟に対して霊的に優越するという考え方にもとづいている。特にこの信仰がめだつのは兄弟が旅に出たり、戦争に行ったりするときに、それを守護するとされていることである。沖縄や奄美では、旅に出るとなると船旅であったが、兄弟が旅に出るときには、姉妹がみずから織った布地・手拭い、あるいは姉妹の毛髪をもたせると、無事帰ってくると信じられていた。このようなオナリ神の信仰が、かつては沖永良部島でも生きていたはずである。

ところで、これまでに述べたオナリ神の信仰は、ほとんどの場合、一家内部で兄弟が姉妹の加護を受けるものであったが、古代社会ではそれが一族や共同体などに拡大されて信仰されていたものと思われる。

八世紀の歴史を主に記録した「続日本紀」の七〇〇年（文武天皇四）六月の項に、ほぼ次のような記事がある。

薩摩比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、肥人等を従えて兵を持して覓国使刑部真木等を剽劫す。ここにおいて、筑紫惣領に勅して犯に准じて決罰せしむ。

この記事を理解するためには、話をさらに二年前にさかのぼらせねばならない。すなわち、六九八年の四月に、朝廷から南島へ、覓国使という国を設置するための調査団が派遣された。おそらく、南部九州から南島にかけての地域に新しい行政区画を立案するための諸資料を得るという目的をもって遣わされたものとみられる。一行は、文忌寸博士・刑部真木ら八人で、朝廷では出発前に武器を支給して万一に備えさせた。

ところが、予想どおり、一行は南部九州で調査を妨害されている。このあたりからが、さきの「続日本紀」の記事である。その記事によると、妨害したのは薩摩比売・久売・波豆たちと、衣評督衣君らと肝衝難波らのメンバーであった。衣評というのはのちの薩摩国頴娃郡であり、評督とはその長官を指し、助督とは次官を指している。したがって、衣君県と弓自美は頴娃地方の行政を担当した豪族といえよう。一方、肝衝難波は大隅国肝属郡の地域の豪族とみられる。彼らが一緒になって覓国使一行を剽劫、すなわちおびやかしたというのである。衣君は薩摩半島の南部に割拠し、肝衝は大隅半島南部に割拠する豪族であってみれば、領域を侵犯した覓国使を剽劫したのはその立地からしても当然の行動ともいえよう。

この一連の事件のなかで注目されるのは、薩摩比売久売・波豆などの存在である。この人々は、その名前からして女性であろう。しかも、この記事のなかで筆頭にかかげられていることからすると、指導的役割を演じていたとみられる。豪族を従えて覓国使一行を剽劫したこれら女性集団は、おそらくまじないに優れた巫女たちであったと思われる。このような女性たちは、戦闘などに際してはその先頭に立ち、霊力を発揮して味方を勝利に導く役割を演じていたのであろう。さらによく知るために、沖縄の歌謡集「おもろさうし」を参考にとりあげてみたい。

「おもろさうし」の全二十二巻のうちの第一巻には、王国時代の国王に対応する最高の神女、聞得大君がやはり戦闘に関与した歌謡がいくつか見出される。その二、三をとりあげてみよう。

聞得大君ぎや
初め軍　立ちよわちへ
合おて　行き遣り
敵　治めわちへ
（又）鳴響む精高子が

〔巻一、25〕

聞得大君ぎや
赤の鎧　召しよわちへ
刀うちい
大国　鳴響みよわれ
（又）鳴響む精高子が

〔巻一、5〕

聞得大君ぎや
押し遣たる精軍
按司添いしよ　世　添ゑれ

（又）鳴響む精高子が
　押し遣たる精軍
（又）あはれ愛し君南風
　島討ち為ちへす　戻りよれ
（又）あはれ愛し君南風
　国討ちへす　戻りよれ
〔巻一、35〕

これらを通釈すると、ほぼ次のようになる。

聞得大君が戦の先頭に立ち給いて、戦って行って、敵（相手）を治め給いて、霊力豊かな人よ。

聞得大君が美しい鎧を身につけ給いて、刀をつけて、国（天上まで）鳴りとどろかせ給え、霊力豊かな人よ。

聞得大君が遣わした霊力ある軍勢、按司を守護し、世を守護し、霊力豊かな人よ、遣わした霊力ある軍勢、あっぱれすぐれた君南風よ、国・島を平げて治めてこそ、戻り給え。

以上であるが、君南風とは、聞得大君に直属していた久米島の最高神女で、初代の君南風は首里軍が八重山遠征のとき（一五〇〇年）、従軍して呪力を発揮したことで名高い人物という。

この一連の「おもろさうし」の歌謡によると、沖縄では聞得大君あるいは君南風などの神女が存在し、戦争に際してはみずから従軍し、その先頭に立ち、霊力を発揮していたことを知ることができる。彼女らは、ただ戦闘に参加するだけではなく、いつ戦うのがよいかという、戦争の吉日まで選定したようで、次のような歌謡ものこされている。

精軍吉日　取りよわちへ
　島討ちせぢ　もちよろ
精百吉日　取りよわちへ
　国討ちせぢ　もちよろ
〔巻一、34〕

などともある。

「おもろさうし」二十二巻がすべて完成するのは尚豊王の三年（一六二三）とのことであるが、ここにとりあげた第一巻の成立は、それより約九十年早い尚清王の五年（一五三二）とされている。しかし、「おもろさうし」の成立は後の時代であっても、そこに展開されている世界はきわめて古代的である。

それでは、薩摩比売・久売・波豆や聞得大君・君南風などの巫女あるいは神女が存在し、霊力を発揮するのは南部九州と沖縄などに限定されるのであろうか。

そこですぐ思い浮かぶのは、「魏志倭人伝」にみえる女王卑弥呼であろう。同書では、卑弥呼は「鬼道に事へ、能く衆を惑わす」と記述されており、彼女には政治を司る王としての一面とともに、巫女としての一面があったことが認められる。

もう一つ思い出されるのは、ヤマトタケル伝説に出てくる、ヤマトタケルの伯母は、ヤマトヒメである。ヤマトタケルは、父景行天皇の命をうけて東方の荒ぶる神や服従しない人々を討つために出発したが、途中伊勢神宮で伯母のヤマトヒメから草那芸剣と火打ち石とを賜わった。そして、のち相模国で土地の豪族の計略で火攻めにあったとき、その剣と火打ち石によって難をまぬがれたという。ヤマトヒメは、ここでは明らかにヤマトタケルを守護する立場で描かれている。

このようにみてくると、沖永良部島における「ヲゥナイ」という言葉の、はるかなる由来が浮かびあがってくるのではあるまいか。オナリ神は、のちには沖縄や奄美に限られる信仰となっているが、類似の信仰は、もとは本土にも広く存在したものと考えられる。それが南部九州では少し後まで残り、南島ではさらに後まで伝えられていたとみられるようである。

沖永良部島の「ヲゥナイ」という言葉は、きわめて古代的信仰の名残とみることができるのではあるまいか。

第四節　鉄器の使用

文化の発達段階を示す方法の一つに、使用している利器によるものがある。すなわち、石器時代・青銅器時代・鉄器時代などの区分である。この方法によって文化の発達区分をすると、石器時代の次には青銅器時代が、さら

にその次には鉄器時代へと発達するのであるが、わが国では大陸や朝鮮半島の影響を強く受けたため、石器時代の次には、青銅器と鉄器がほとんど同時にもたらされた傾向がある。したがって、石器時代から金属器時代へと移行したとみてよい。

本土では、縄文時代までが石器時代、弥生時代以後は金属器時代と区分されているが、沖永良部島の場合はいつごろから金属器が、とりわけ鉄器が使用されたのであろうか。この問題は鉄器の出土によって解明されるべきであるが、現在までのところ鉄器の出土例は報告されていない。一方、一説によると、島内での鉄器使用は中世以後であろうとする考え方もある。そこで、鹿児島県本土や南西諸島における鉄器あるいは製鉄関係の遺跡の状況を概観して、沖永良部島における鉄器使用の時期について推察してみたい。

鹿児島県本土では、弥生時代前期に日置郡金峰町の高橋貝塚で鉄器が使用されていたことが確認されている。この鉄器は腐食していたため形状が明らかではないが、わが国でも鉄器使用の最古の部類に属するものとして注目されている。次に、弥生時代中期になると、鹿屋市王子遺跡で鉄製の鉇（やりがんな）や刀子（とうす）が発見されたほか、鉄滓（てつし）（かなくそ）が出土している。鉄滓の出土はとりわけ重要な意味をもっている。というのは、鉇や刀子などは外部からその製品を移入したとみることもできるが、鉄滓は製鉄によって生じたものであることから、その地で製鉄が行われたことを示しているからである。

また、種子島では、南種子町の広田遺跡から弥生時代後期の鉄製釣針が出土し、西之表市住吉の上能野（かみよきの）貝塚からも古墳時代の鉄製釣針が出土している。種子島は古くから砂鉄の産地として知られていることなどから、これらの釣針も島内で作られた可能性が大きい。

大島郡内では、笠利町のサウチ遺跡で弥生時代終末期の鞴口（ふいご）が出土していることが注目される。鞴口が出土したことは、この地で鉄器が製作されていたことを示しており、意外に早い時期における製鉄技術の導入がなされていたようである。ついでに沖縄に目を向けると、具志川市の宇堅貝塚群から弥生時代の板状鉄斧が出土している。この遺跡では九州系の土器も発見されていることからすると、この鉄斧も九州地方との接触によってもたらされたとみられるようである。

いずれにしても、弥生時代には南西諸島に鉄器が持ちこまれ、一部ではその製作にまでおよんでいたことが明らかになっている。このようにみてくると、沖永良部島でも今後の調査によっては鉄器類の出土が予想されよう。それが弥生時代にまでさかのぼるものかどうかは別にしても、古代には鉄器が一部で使用されるようになっていたのではあるまいか。

第五節　神　話

沖永良部島の神話とも考えられる話が残されているので、それをとりあげて多少の考証を加えてみたい。この神話は、岩倉市郎著「おきのえらぶ昔話」に採録されているもので、岩倉氏が昭和十一年五月に来島し、出花池栄老から語ってもらったものである。

島建国建

島コーダ国コーダが島を建設して、
島は建設したが地揺れし、土がぐらついて、
ここ踏めばかしこ上り、かしこ踏めばここ上り、
仕方がないので神に相じた（相談した）。
相じた処が神様が言われる。
汝程の島コーダ国コーダ、その位の事が分らなかったのか、
東の岸に黒石置け、西の岸には白石置け。
国は建設したが、人間造る事が出来ない。
又神に相じた。神様は、土で仏様のごと造って、息を籠めれば人間が出来る。と言われる。
人間は造ったが、子の出来る方法は如何であろうか。
又神様に相じた。神様が言われる。
えけが（男）の家は風上に造れ、女子の家は風下に造れ。
造った処が、風上の男の息が、風下の女の息にかかって、子が出来るようになった。
子が出来るようになったが、食べるものは如何。又

神様に相じた。神様が言われる。
ニラが島（竜宮）で、物種を貰って来て、作らするごとせよ。
島コーダ国コーダは神様の教えに従いニラが島へ行った。そうしてニラの大王（ウフヌシ）にお願いしたら、初穂祭をしない故、物種は出されぬ。新祭（アラマツ）をした上で上げよう。
と言われる。そこで島コーダ国コーダ、
これ程の島コーダ国コーダが来たる上、ただ戻る事はならじ、
と言って、田圃の稲の穂を摘み切って袂に隠し、ニラが島から遁げ帰った。そうしてニシントーバルアメノカタバルという処まで来たら、ニラの神様に追いつかれ、打倒されて気が遠くなって死んだ。
一日しても二日経っても、島コーダ国コーダが戻って来ない。天の神様が心配されて、使いを遣って尋ねさせた処が、ニシントー原アメノカタ原に、目こぼれ鼻こぼれして死んでいた。
天の使が薬を飲ませると、島コーダ国コーダは生返った。神様は事情を聞かれ、その穂は元に返して、あらためて貰い受けて来るように言われた。島コーダ国コーダは再びニラが島へ行って、盗ってきた穂を元の稲に接いで、新祭を済ませて後改めて稲穂を貰って来た。その稲がこの島に古くからある、アサナツヌヨネゴンダネである。

（五月十九日　出花池栄老）

この話には、次のような補注があるので、ここにつけ加えておきたい。
この話は話者が幼少の頃、さる老翁のユタが唱えていたものを、いつとなく覚えたものという。そのユタはお竈願いという儀にこれを唱したという。沖永良部島は、東海岸の石は黒く、西海岸の石は白いという、あらまつは旧暦九月十五日に行われる初穂祭。この祭が終るまでは、新藁で拵えた海沓を穿くことはならぬと言われる。
また、「島建国建」と類似の話も、次のように採録されている。
島コーダ島テーシが永良部の国を建てた。建てる時ニラの大王が、東の大潮、西の大潮を干かせた。最初、島は船の浮くごと、かしこ踏めばダブダブ、ここ踏めばダブダブとぐらついた。それで島コーダ島テーシが、西の崎に白石、東の崎に黒石を置いて、島を安定せしめた。国は建てたが、人の種がない。太陽の神にお願いしたら、子の星と午の星を降して下された。子の星はエケリ（姉妹に対する兄弟）、午の星はウナリ（兄弟に対する姉妹）である。その二人の息子が出来た。

この神話は、その内容からみて沖永良部島の創世神話とみてよいであろう。国土の創造・人の誕生・穀物の入手などが系統だって語られている。したがって、内容的には古い伝承にもとづいて形成されているとみられるが、伝承の過程で新しい要素が入りこんでいることも否定できないであろう。そのうちの古い伝承とみられる部分には、「古事記」・「日本書紀」などとの類似も指摘できる。
たとえば、島コーダ国コーダが建設した島は、「地揺れし、土がぐらついて、ここ踏めばかしこ上り、かしこ踏めばここ上り」という状態であったというが、これは、「古事記」が国土のはじめは、「国稚（わか）く浮きし脂の如くして、くらげなすただよへる」と表現しているのに似ている。また、「東の岸には黒石置け、西の岸には白石置け」ということで島固めを行っているが、この部分についても、天つ神がイザナギノミコト・イザナミノミコトに、「このただよへる国をおさめつくり固めなせ」と命じて、天の沼矛（ぬぼこ）を授けたことに対応している。
次に、子を生み出す方法については、「男の家は風上に造れ、女子の家は風下に造れ」としているのに対し、「古事記」の場合は、イザナギノミコト・イザナミノミコトの結婚によるものとされてはいるが、話の筋としては国土創造の次に展開する点では類似している。
さらに次には、「物種」（穀物の種子）の入手の話となっているが、それにはニラの大王の許可が必要であり、初穂祭を行うことが条件となっていた。「古事記」では五穀はオホゲツヒメの死体から化成しており、この点では大いに異なっている。「物種」入手についての叙述には、沖永良部島創世神話の特色がみられるようである。すなわち、この神話では、穀物の種子はニラ（ニライカナイ）からもたらされるものとの観念が強くはたらいているこ

とである。

ニラは、おそらく海のかなたの聖地と考えられており、ニラの神々が人間世界に幸福をもたらし、穀物の種子をもたらすとの考え方は、沖永良部島の人々に浸透していたのであろう。このように、太陽ののぼる水平線のかなたに聖地を求めるのは、沖永良部島を含めて南島に広くみられる思考であり、神々の水平的来臨も、本土の神話にみられる天孫降臨のような神々の垂直的来臨とは対称的である。

初穂祭の重要性もこの神話は指摘しているようである。旧暦九月十五日の祭りということからすれば、初穂祭は収穫祭であろうが、それを新祭ともいうのは穀霊の再生をも祈願してのことであろう。しかし、沖永良部島において稲穂を祭る形での新祭が行われるようになったのは、さほど古い時代ではないようにも思える。

（中村明蔵）

付　大島の開闢（かいびゃく）神話

（「大奄美史」より）

奄美大島の発祥は、祖國日本の開闢と同じく美しい神話に始まっている。神話の伝ふるところによれば、太初この島は波の上に低く漂へる浮島にすぎなかった。この有様を高天原（高は美称、天原はある空間を指す）から俯瞰（ふかん）し給い、不憫（ふびん）に思召されたのが、日の神（天照大神）であった。日の神は一日アマミコ（阿麻弥姑）という女神とシニレク（志仁礼久）という男神と、この二柱の神に詔（みことのり）して、この島を修理せよと宣（のたま）はせられた。二神は詔のまにまに高天原から降臨されたが、海浪氾濫して未だ島を成さず、東海の浪は西海に打越し、西海の波は東海に打越して居所とするに至らなかったので、一応昇天し、土石を運び、草木を下して海浪を防ぎ、無数の島嶼を造られた。

後三男二女を生み、長男は天孫子（あまみこ）と称し國君の始となり、次男は按司（あじ）すなわち諸侯の始となり、三男は百姓すなわち庶民の始となり、長女は君々（王宮にあって祭祀を司る女の神職）の始となり、次女は祝々（地方の神事を司る婦女で、方言でノロクメと称す）の始となって、人倫の道がこれより始まったと。一説によれば、当時の住民は穴居野処して果実を食ひ、禽獣の血を飲み、未だ火食を知らなかったから、アマミコは島造りの後再び昇天し、五穀の種子を乞ふてこの地に下り、栽培の法を民に教へ、その始て出来たものを以て天神地祇を祭り、また機織や耕作の法も火食の道も併せて授け給ふたと、これは恐らく後から附足した説であろう。口碑によれば、女神アマミコの額の上には瘤（こぶ）があって、角の如く盛り上ってゐたが、これを人に示さず、常に珍絹（うづぎぬ）を頭に纏（まと）ふて隠してゐられた。当時の婦女子はアマミコの徳を慕ひ、それに倣って珍絹を頭に纏ひ、これを角隠し、又は珍首（うちくひ）といった。昔は嘉宴祝祭の時にこれを用ゐたが、今は採樵耕耘の時か八月踊（盆踊の類）の時などに婦女子が被ってゐる。勿論今ではその由来などは全く忘れられてゐるが、遠い祖先の名残を伝ふるゆかしい風習の一つである。かくてシニレク、アマミコの二神は大島を経営してから、暫く経って、島伝ひ浦伝ひに南下し、琉球を修理し給ふたと伝へられてゐる。琉球のオモロ（神歌）に大島を根の島と歌ひ、大島を祖國として景慕しているのはそのためであろう。

第四章　中　世

第一節　奄美の世（アマン世）

一　奄美の世（「奄美群島の概況」支庁編より）

奄美や沖縄では、世のはじまりの時代を「くばの葉世」あるいは「アマン世」と呼んでいる。

奄美群島の奄美（あまみ）という呼称は、南島の祖先神といわれる「アマミコ」から出ている。「奄美」という表記は、続日本紀ではじめて用いられたが、文献に「アマミ」という地名が最初に見えるのは、日本書紀六百五十七年の項の「海見」という表記からである。この表記からもうかがえるように「アマミ」という地名は、もともとこの地方の住民の海洋民族的な性格に由来したものである。

奄美群島は日本でもっとも濃厚に海神信仰の残っている地方である。他の地方では稲作儀礼が祭りの中心であるが奄美では、海神送迎祭の方が最大の祭礼である。そのとき唱えるオモリ（神歌）に「コエムン」といい、豊漁など、海の寄り物（ユリムン）のにぎわいを祈願する神歌がある。海の幸（さち）に依存することの多かった古代人が生んだ美しい祈りの詩である。この、海のユリムンに由来する地名は、さんご礁にとりまかれたこの島々に点々として指摘できる。漢字による表記は異なるが、方言名ではみんな「ユン」である。黒潮にのって北上してくる海のユリムン、海の幸のアニマ（精霊）を手招き呼んだであろう古代人の、その豊漁儀礼、海神祭礼とかかわりのある地名にちがいない。そしてこの列島はまた「ヲナリ（姉妹）神信仰」の地でもある。そこでは女性に、神と感応するすぐれた能力と強い呪力を認め、祭司権は女性の手に握られていた。

古代奄美人の精神に深い影響をもったこのふたつの信仰、つまり海神を主神の座におき、強い祖先崇拝とも結びついたアニミズム（精霊信仰）と、「ヲナリ（姉妹）神信仰」という形でのシャーマニズム（巫俗）は奄美の村落の構造や社会の形成と展開に深く影をおとしているようである。

奄美古代の集落はマキョといった。本土におけるマキと同じく、同族団的な血縁社会であった。マキョの中心の家は、部落共同体の祖家と見なされるウフヤあるいはフーヤ（大屋または大親）である。この家の男子（エヘリ）は村の行政をつかさどり、やがてヒヤーに成長していく。ヒヤーはウフヤーの転じたことばで、ふつう「百」の字をあて、共同体の族長的な首長のことである。

一方ウフヤの家の娘、つまりヲナリ（姉妹）の一人は集落の祭りをつかさどって、自分のエヘリ（兄弟）の行政権をバックアップする。これが南島特有のノロ（祝女）制度の母体となる。

奄美の古代村落の構造には欠くことのできない四つの基本的な道具だてがあった。第一はモリ、オデ（御嶽）、ウガン（拝山）、オボッ山、カグラ山など部落によって呼び名の違う「聖なる林」である。オボッカグラ（天の神座）から神が天下る神聖な場所である。第二は、これも所によりキユッキョ（清い川）、カンギョ（神の川）、ミゾリ（身そぎ、あるいは水ごりの転訛）、ヤンゴ（屋ん川）などと、呼称を異にする「清めの泉」である。祭事に参加する神女たちが身を清める霊泉である。第三は部落の中をつらぬく「神ん道」である。その上端は聖林に発し、他の端は海辺にでて、海の彼方のネリヤ（根の国、竜宮）に通じることになっている。部落を訪れる海神や天上神（発生的には海神の転訛）を神女たちが送迎する神聖な通い路である。第四の道具だては「祭りの庭」である。これには海の神の浜ウドン（御殿）のあるウドン浜、部落の中にあるミヤーという広場があり、トネヤやアシヤゲという聖屋もこれにつく。部落が聖林の麓の「里（さと）」から、時代とともに海岸の方の「金久（かねく）」に発展するにつれて、また後に琉球王朝やさつま藩の支配者たちの行政的な配慮が加わって、もっとも変化をうけた道具だてである。

さて、奄美史の時代区分を、島ふうになぞろうと、まず原始から八・九世紀頃までを「奄美（アマン）世」という。階級社会以前の部落共同体「マキョ」時代である。長いこの時代の流れのなかで、奄美の農業は、水田での水芋（水中に生える里芋）、焼畑での粟や里芋、やがて赤米、真米と展開していったものと思われる。

しかし、縄文時代以来の漁猟採取への依存が大きな比重をしめて、長く歴史時代まで残存していたろうことは

疑えない。

文献によって察するに、七世紀からはじまった大和朝廷の南島経営は、八世紀前半に遣唐使船が奄美を通った南島路時代がピークで、七五九年以後この航路が、利用されなくなると後退し、八二四年のタネ国廃止以後は全く放置されたようである。いわゆる「奄美世」を考古学的に見ると、本土の縄文後期や弥生後期の文化圏内にあったことは、現在の乏しい資料でも明らかである。それに続く須恵器の時代になると、この土器は沖縄より奄美の方にはるかに多く出土し、南九州とはちがった南島独自の須恵器であるという。考古学的な調べがもっと進めば、太宰府の南島経営放棄に応じて深化していった奄美の独自性を、須恵器編年の上でもたどることができるものと期待される。書紀によると、当時この地方の産物で中央の注目を引いたものは、染料としてのクチナシ、むしろを織るイ草と「種々の海産物（うみのもの）」である。

この「奄美（アマン）世」につづいて「按司（アヂ）」という首長たちの支配割拠する階級社会にさしかかるが、これを「按司世」と称している。これにつづく琉球王朝時代が「那覇（ナハ）世」であり、藩政時代を「大和（ヤマトユ）世」とよびならしている。

二　按司の世

鉄文化移入のおくれが条件となって、奄美における階級社会の登場は、本土より七～八百年ほどおくれたようである。つまり八～九世紀ごろには、奄美は按司という首長たちの支配割拠する階級社会段階にさしかかっていたものと思われる。

首長のことを、書紀には「阿芸」、風土記には「阿自」と記してあるが、南島の「按司」もそれと同類の語である。

按司とは、土地や人民を支配する階級社会の首長のことと言われ、あるじ（主）からの転とも、あぎ（君）から出たとも言われるが定説はない。

按司の字を当ててあるが、「あぢ」が本来の呼称で「あんじ」とも言っていた。「あんじ」は例外なく「あんじ」で、「あんぢ」ではない。「おもろさうし」にも「あんじやあぢ○となよら」などという用例があるように、二音のときは「あぢ○」、三音のときは例外なく「あんじ○」と書かれ、話し言葉や組踊りの台詞（せりふ）などは、すべて二音の「あぢ」に限られ「あんじ」と言うことはない。

「按司の又の按司」とも「大世之主」とも形容され、大按司をティダ（太陽）または「世之主」と言い、王も「世之主」と言って領主のことである。

琉球の位階では、王子の次が按司、その下に親方、親雲上と続いている。

ここで按司の発生とその生成転化について、沖縄史を参照しながら考えてみよう。

「球陽」によると、国初の琉球の分野および開闢の項に、「天帝子三男二女を生む、長男は天孫子となる國君の始めなり、二男は按司の始めとなる（按司は即ち中朝の諸侯の類の如し）、三男は百姓の始となる。長女は君君の始となる。（君は婦女の神職を掌る者の称なり、君君は貴族の婦女数十人をして各神職を掌らしむ故に之を合称して君君という、康熙の初め儀して其数を減ず而して今数職の存するあり）次女は祝祝の始めとなる。而して倫道始まる。始めて國を分ちて三区となし、且城都を建て画野分郡して以て按司を置く。」とあるが、「中山世鑑」や「中山世譜」にもほぼ同様のことが述べられている。これは神話伝説を歴史現象としてとらえようとしたための記述である。

沖縄・奄美の歴史は、次のような時代区分でとらえることができる。

一　原始時代（漁猟時代……三、四世紀まで）

二　古代社会（農業部落時代…三、四世紀から十二世紀末）

三　封建社会前期（按司時代、三山対立時代…十二世紀から十五世紀）

四　封建社会後期（第一尚王国、第二尚王国…十五世紀から十九世紀）

五　近代社会（十九世紀から現代）

これにそって一べつしてみると、原始時代は別として、部落時代の中心は根所（根家）で、根所の娘が神女（かみ）として祭祀をつかさどり、その兄は大ころと呼ばれ、マキヨ（クダ、フダ血族団体の部落）のころ（男）などの先頭に立った。神女（かみ）と大ころは妹兄（ヲナリ、エケリ）で根神、根人と呼ばれた。

このころは大陸との交通がまだなかったため、金属使用がおくれ、一二～一三世紀ごろまで石器を使用していたのではないかと思われる。そのために米作時代に入っ

ても、そのころまで停滞的、封鎖的な部落生活が続いていたのではないかと言われる。このような古代的部落共同体の社会が一二、三世紀まで続いたとみられる。

鉄器が全面的に石器に入れ代わりあらゆる用具の革命が行われたのは、一三世紀から一四世紀にかけてであろう。金属農具の使用とともに耕地は低湿地にまで拡大され、新しい村ができる。新村はもはやマキョ（血族団体の部落）ではなく、地縁団体である。そうなると生産は増大し、人口は増え、革命は生産機構にとどまらず、物の交換、流通の範囲も拡大する。

これらの変革を推進した新しい指導者、支配者が各地に現れる。これがアヂと呼ばれる武力者たちである。アヂは按司を当てて、アンジとも言われた。しかし、アヂをアジと表記した例は一つもない。ヂとジの発音が明瞭に区別されていた証である。

按司は、いちはやく鉄器に着目し、これを獲得した人々とみられ、最初は武器として、さらに農具、工具としてこれを入手した。これにより産業的、社会的変革を促進し、その変革を通じて政治的権力をにぎり、各地方における人民の支配者にのしあがった。

一四世紀の初めまでに、沖縄本島を中心に北は奄美大島から南は宮古・八重山まで、按司たちの支配に入った。北山・中山・南山の三大按司の対立があったのも、このころである。

彼らは石囲いの城郭を築き、支配下の住民から租税を取り立てた。百内外の城跡が残っているから、今の一村に平均二人の按司がいたことになるが、時の経過につれ盛衰興亡しつつ結合へと進んだ。

前時代の部落の長は、掟（対語は物言い）という根人が掟になった者が多く、按司の支配機構の末端をつとめたとみられる。「掟持ち」という言葉があり、納税の事実をうたった「おもろ」も散見する。根人は神事に関しては依然として根人であるが、根人でない掟は行政の末端にすぎず、神事には関与しない。

第一尚氏の時代、中央政府ができても各按司は地方に居住し、直接人民を支配していたので地方では度々反乱が起こった。按司たちは人民から租税を徴収するが、彼ら自身もまた下人を使って農業を営む土豪であった。

第二尚氏の時、按司たちを首里に引き揚げさせ、中央集権制度に改めた。しかし、按司の数は非常に減少して

いた。按司は首里に居住し、かつての領土は按司掟と呼ぶ代官に支配させ、しだいに俸禄によって徒食する文官的貴族と化していったのである。

以上で、琉球における按司の発生とその動向の大体について、うかがい知ることができよう。

次に、奄美諸島における按司の割拠についてみることにしよう。「奄美大島史」によると、

「大島の諸処に按司屋敷あり、あるいは村近き高丘の嶺を平かにし、あるいは山間人の通い難き険峻の地を選びて地引をなし、且つ環らすに往々壕を以てせり。伝え云ふ、大昔戦斗のありし跡なりと（奄美史談による）徳之島小史に曰く、往昔当島は所々に酋長の如きものありて其部落土人を支配せり、之を按司といい、按司の居所を『グスク』と伝えたり。今なお所々部落の後方なる丘山に『何々グスク』と名付けたる所あるは、すなわち『按司屋敷』の遺跡なりといい伝ふ。酋長の城塞としては規模小なりといえども、三方断崖をめぐらし、前方は漂びょうたる海岸に臨み、如何にも形勝の地を占めしものというべし（中略）これらのことより推考すれば、当時の按司が土人にあらずして、琉球より渡来せし者なる事を知るべし。かくの如くして按司は当島に勢力を有し、土人を率る常に琉球と連絡を結び終にその制を受けたり」

と述べている。

また、「大奄美史」の「按司と按司屋敷」の項では、

「酋長の中には自ら称して按司といった者もある。按司は本来琉球の貴族で、諸侯を意味する語である。大島の酋長の中には、三山分争時代に琉球本島で志を得なかった貴族や勢力の弱かった按司が、宮古・八重山におけると同じく、大島にも渡ってきて、酋長（按司）となった者のあることが注意される。大島と琉球との交通は、大島が琉球に服属する遠い以前から行われたらしく、ただに按司が渡来したばかりでなく、普通の琉球人の渡来や移住もあって、その交渉はすこぶる密接であり、すでに服属以前に琉球本島から侵入した勢力は相当大きかったと思はれる。（中略）大島には所々に按司の居城であった按司屋敷なるものがあって、あるいは村近き丘陵の頂を平坦にし、あるいは山間嶮阻の地を選んで地引をなし、めぐらすに往々壕を以てし、

その当時としては難攻不落の要害を誇っていたが、口碑は伝えてこれが往古戦斗のあった跡だといっている。今は荒廃に帰して畑地に変り、僅かにその痕跡を止むるばかりである。」

と述べられている。

これで、奄美諸島における按司の全ぼうをうかがい知ることができたであろう。

次に、沖永良部に按司屋敷跡という所があるということについては、これまで耳にしたことがないが、「大奄美史」によると、

「舜天の孫義本王は在位中、國内饑饉に襲はれ、疫癘流行して人民の半数を失ったので、その罪を自己の不徳に帰し、位を攝政英祖にゆずり隠退したまま行先不明になったということである。

然るに沖永良部島の伝説や、大島の芝家および清原家の系図など綜合して考えると、義本王は隠退後一たん國頭村に姿を消し、そこから西紀一二六〇年一族を率いて曽祖父為朝が一時居住したという、沖永良部島の畦布を慕い畦布の湾川浜に上陸し、按司として島に君臨した。畦布は按司府の転である。」

と述べられている。

畦布の湾川浜の近くに湾川山があり、その山麓に湧泉「湾川」がある。部落民の飲料水に供されていたので、水源涵養林として保安林になっていたからであろうか、部落民は霊山としてあがめ、ここに立ち入ることはもちろん、指さすことさえはばかられるほどで、昔から斧鉞を入れたことのない聖地とされている。四季を通じ、常時うつ蒼と樹木が茂り、三方断崖に囲まれ、北方は断崖を隔てて海岸を望み、いかにも要害の地である。この湾川山の中央部やや西寄りに「大和城」跡と言われる所がある。

かつては城塞があったといわれるが、明治末年ごろ道路改修のために城塞の石畳を崩し大部分が持ち去られたよしで、現在は当時人力では運べなかった礎石の一部分が散乱しているだけである。

伝え聞くところによると、平家の落武者がここ湾川泊に上陸し、湾川山に居城を定めたのでそこを「大和城」と言う、との伝説もある。また、ここに往昔「按司府」があったとし、按司時代貢物の集荷倉庫であった「貢倉」敷跡や「御百殿敷」跡、それにここの浜を「按司浜」と言う理由などと関連づけた伝承があり、土地の人々はそれを信じている。

しかし、「畦布は按司府の転である」とすることについては、按司の本場ともいうべき沖縄では按司の本拠を「グスク」と言って「按司府」とは言わないし、表記の「按司府」という字面から按司は分かるとしても、「府」には役所の意があるが琉球の古文献にもまた地名についても府の字を用いた役所名がないことから「按司府」説には否定的で疑問をいだく向きがおられるので、「畦布は按司府の転である」と解するのは早合点であろう。

また、按司の居所を「グスク」と言うことについてであるが、沖永良部で「グスク」と言えばとりもなおさず内城のことである。その「グスク」についてはいまさらくどくど言うこともあるまいが、ここが真松千代世之主以来のことであることは「世之主由緒書」にも述べられており、それを裏書きするかのように、「おもろさうし」巻十三の一一四に

本文

一　ゑらふたつ　あすた　一　永良部発つ　長老たち
大くすく　げらへて　大ぐすく　造って
げらへ　やり　造って　やりなさい
おもひくわの　おため　思い子の　おため
又　はなれたつ　あすた　又　離れ島発つ　長老たち
大くすく　大ぐすく

訳文

とある。通訳すると「離島の沖永良部へ出発する方々、大きな城を造ってやりなさい。かわいいお子のために」となるが、これを通してみても、その辺の消息を伝えるものであることが分かる。

沖永良部の古謡に「グラル孫八が積み上げたるグスク永良部三十祝女の遊び所」というのがあることに照らしても、このグスクが按司にちなんだものでなく、「世之主」の城以降のものであることが分かる。

「沖永良部島史」は、「城とは御宿の意味から起った琉球独特の文字であるをみると、按司は琉球からきたものかと思はる。沖永良部の上城、下城、大城、内城、玉城等はすなわち按司の居城であった」と述べているが、字面は城を当てていても訓はすべてシロであり、内城をグスクという以外は、ニシミ（上城・下城）、フースク（大城）、イニヤト（玉城）と呼ぶ地名から推しても、按司

の居城跡と解するのは早計であろう。

何々「グスク」に当たるものに、前記の畦布の湾川山の大和城のほかに、上平川の「ヒヨウグスク」がある。かつては城塞らしい石櫓があったが、耕地整理で取り壊されて今では跡形もないが、「ヒヨウグスク按司」の居城跡という伝承はあるという。

いずれにしろ、琉球統治下に行政官を派遣して奄美の島々を統治せしめたことについては理解できる。とりわけ沖永良部島の場合は、按司の統治せし痕跡なく大島諸島が入貢せし翌年すなわち文永四年（一二六七）から「酋長を遣わし」とある。酋長とは按司ではなく大屋子のことではなかろうかと思われる。

三　源平伝説

(一)　為朝来島伝説

史書に記された資料によると、鎮西八郎為朝は保元元年（一一五六）の保元の乱で、味方していた崇徳上皇方が敗北したため伊豆の大島に流され、治承元年（一一七七)追っ手を受けて自決したことになっている。したがって為朝は、伊豆の大島に二十二年間居たことになる。

当時、日本国内でも豪勇無比といわれていた彼為朝が、この小さな伊豆の大島に二十二年間という長い期間、安閑として日が過ごせるはずはない。初めのうちは退屈しのぎに海に船を出して遊んだことであろう。そのうち、しだいに沖の方遠くまで出て漁などしたに違いない。

学者の説では、彼為朝は永万元年（一一六五）従者数名を従えて舟に乗り、東風を利用して西に航したとある。風の吹き具合いによっては、伊豆の大島から喜界島までは一日で行けるという。彼もおそらくそのような風を利用したのであろう。

伝説では、彼は風に舟を任せて走らせるうち、かなたに島影らしいものが見えた。彼は雲か島か判じかねたので、得意の弓に矢を番え、満身の力をこめて引きしぼり、ヒューッと矢を放した。手ごたえあり、「島だ」と叫んだ。こぎ寄せて上陸した。矢の当ったと思われる方向に進み行き、探し求めた。ようやく見つけた矢は岩に刺さっていた。引き抜いたところ、矢跡から水が噴き出した。これが喜界島の志戸桶の狩俣の水として現在も人々の飲料に使われている泉である、ということである。

さらに伝説は続き、為朝は民家の方に訪ねて行った。そこに一人の美しい娘が機を織っていたが、彼を見るなり「貴男はヤマトの御曹子八郎殿だろう」と言う。為朝がびっくりすると、昨夜夢を見たというのである。それから二人は夫婦の契りを結び一子を得た。

為朝は次いで大島に渡り、加計呂麻でも土地の女と子を設けた。その子は実久三次郎と呼ばれる人で、怪力の豪雄になる。さらに各地に足跡を残し徳之島に渡り、犬田布岳頂上から南方を望見した時に座って見たという座石が今も残されているという。

次いで沖永良部に渡り、畦布の小字城前に為朝居城の跡と伝えられる所があり、子弟に武術を伝授したという「手使」に、日穴・洞穴御温習俣などと呼ばれる所がある。為朝はここでも島の娘「思志那」(お品か)をめとって、一子を挙げた。さらに沖縄に渡ったことになっている。

沖縄での為朝伝説は周知のとおりであるが、運天港に上陸したということも、舜天が為朝の子であるということも、いまのところ伝説または一学説の域を出ないもののようである。

「大奄美史」で、舜天の孫義本王は前述のように、「沖永良部畦布の湾川浜に上陸し、按司として島に君臨した。また、間もなく次男継好は奄美大島に渡り、阿麻弥大主となって西間切篠川に居住した。これが芝家の祖先である」と述べられている。

これとても、歴史的に科学的に立証することは、おそらくできないであろう。彼為朝は、伊豆の大島に流された時が十七歳の青年である。十三歳で九州に流され、十六歳で九州を平定したほどの豪勇の彼が、二十二年間も男盛りの血気時代を小島でむなしく過ごしたとは考えられない。彼の琉球渡来、そしてその間奄美大島に一年近く居たことや、沖永良部に一年余り居たということの伝説は、事実あったものと信ずるに足るものがあると思われる。

(二)　平家残党南下伝説

平家落人伝説は全国的に各地にあり、北は対馬から南は与那国島に至るまで、六七十箇所に及び、そのいずれもその地方では信じられていることであるけれども、歴

史には採り上げられていない。

宮崎県の椎葉村とか熊本県の五箇荘など、その代表的なものであろう。

歴史の示すところによると、文治元年（一一八五）壇ノ浦の戦で敗れた平家は全滅し、安徳幼帝は二位の尼に抱かれて海に没したことになっている。しかし考えてみると、平家は海の強者を味方にしているのであるから、海にはあまり慣れない源氏の兵にそうやすやすと全滅させられるはずはない。あまたの軍船の中には、主力の教経や知盛の戦死を見て戦っても無駄なるを悟り、再起を期して逃亡を企てた者もいたであろうことは当然のことである。そこに、各地の平家落人伝説の種が残るわけである。

ここで硫黄島や奄美大島の伝説に移ることになる。

安徳帝を擁した一行は、後に奄美大島にまで来た資盛・行盛・有盛といった平家の御曹子（おんぞうし）たちで、彼らは壇ノ浦を逃れて南下し、豊後・日向を経て大隅にたどり着き、さらに南下して硫黄島に身を隠した。

そこに安徳幼帝の行在所を設け、神器を奉祭した。しかしまだ油断はならない。再興を計る安全な地を求めていたのである。安徳幼帝を守る一部を残して、資盛・行盛・有盛という三人の公達（きんだち）を擁して南下した。幣原博士の「南島沿革史」によると、竹島・硫黄島・黒島・口之永良部・口之島・中之島・臥蛇島・平島・宝島を経て、まず喜界島に上陸した。三年間喜界島に滞在し、様子を探った。

大島には恐れるほどの武力がないことが分かったので、有盛は東表から北表へ、行盛は南表へ、資盛は西表へと船を乗りつけ、資盛は諸鈍に、行盛は戸口に、有盛は浦上に、それぞれ居城を構えた。その間若干の抵抗があったことはいうまでもない。

このようにして大島の各要衝の地に分散駐在して、都へ帰還の機を待っていたことであろう。

その後源氏の子孫といわれる島津氏の領することになった奄美では、平家の残党であることを隠す必要があったであろうから、そのための作り話もあるようである。

壇ノ浦で平家が敗れたのが文治元年（一一八五）、それから奄美までたどり着くのに五年かかったとみても一一九〇年、彼らが奄美で何年暮らしたか明らかでないが、

仮に三十年とみても一二二〇年くらいまでである。そのころには、すでに為朝の子といわれる舜天が琉球王になった後であり、一二六四年には琉球に入貢しているから、それ以前に平家の残党としては身に危険があったわけである。

それで平家の流れであることを隠すことに努め、次の代になるともはや自分が平家の血を引く者であることを知らない者もいることになったことが考えられる。しかし主立った者は、ひそかに我が子にそれを伝え継いだであろう。それが若干の物的遺跡につながって語りつがれ、今日の平家伝説が残ったというべきであろう。

大島本島の次に八重山島、与那国島にその遺跡を止めているが、沖永良部島にはなんらの痕跡（こん）も止めていない。これは、その当時沖永良部には為朝の子孫が勢いを得ていたから、平氏はここを避けたのであろうと、幣原博士は「南島沿革史」で述べている。

沖永良部では、畦布の湾川山にあったといわれる大和城（やまとんぐすく）に住んでいた人々は、平家の残党の一味郎党ではなかったろうかとの伝承があったが、歴史的に科学的に立証できるものはない

また沖永良部の人々の中に、かの世之主の家臣の一人後蘭孫八は平家の落人の一人だと言う人がいるが、壇ノ浦で平家が滅亡したのは文治元年（一一八五）で、世之主が自決したのが応永二十三年（一四一六）であることから、どう推考してもとうてい承服できない。

それにしても、平家の落人説が沖永良部にあることは、何に原因するのであろうか。

○参考文献　「大奄美史」ほか

第二節　琉球服属時代（ナハ世）

一　琉球への入貢

昇曙夢氏著「大奄美史」によると、

「大島諸島が始めて琉球へ入貢したのは亀山天皇の文永三年（一二六六）琉球王英祖（えぞのてだこ又はえぞのいくさもい）の時であった。初め英祖王はその来貢を辞して言った。『遠海の地吾が政令の及ぶ所にあらず、然るに何ぞ来貢せしや』と。島民益々悦服して言ふには、『近年吾が海島烈風猛雨の災害なく五穀豊熟を見る。是れ専ら國王善政の天地を威動せしめたるの結果なり。是を以て朝貢し来れり』と。

そこで英祖王大いに悦びて、その貢物を受け、厚く之を賞して送り帰らしめた」とある。

また、琉球の正史（評定所の秘書）「球陽」には、

「英祖王七年大島等（大島諸島のこと）の処皆始めて入貢す。王曰く海を隔て地を異にす、素より我が政令の及ぶ所に非ず。何の為に来り貢するやと、対へて曰く、近ごろ我が海島烈風猛雨の患なく五穀饒熟す。是れ必ず國王の善政、天地に感ずるの故なり。是を以て来り貢すと。王悦びて其の貢を受く。而して厚く賞して送り帰す。

次後毎年入貢す。東北諸島（大島諸島のこと）入貢の後王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置きて諸島の事を治めしむ。即ち今の泊御殿是れなり。又公倉を泊御殿の北に建て諸島の貢物を収貯せしむ。即ち今の天久山の聖現寺是れなり。但公館公倉は何れの年に之を建て並びに何れの代に公倉を以て寺院と為せしや、倶に年代考え難し故に附記す。」とある。

いずれも英祖王の聖徳を慕っての入貢としているが、中山の権威を誇示しての叙述にすぎない。

これについて、伊波晋猷氏はその著「沖縄考」の中で「これは後世の思想を以て往時を推したものに相違なく、好んで属国になりに出かけた筈はないのだから之を文字通り解してはなるまい。多分連年の豊作で生活

に余裕のできた島民等が剰余の物資を以て交易しに来たと考えるのが真相に近く、その齎した物資は琉球側から見れば『かまへ』で、その代りに与えられた文化的製造品も、大島側から言えば等しく『かまへ』であった。

こうして彼等は有無相通ずる為に以来頻繁に来航したが、この経済的関係は漸次政治的関係に推移し、いつしか併合されたものと見るのが妥当であろう」と、述べている。

したがって、大島諸島の琉球服属は征服によるのではなく、招諭によるものでもなく、善政を慕って自発的に入貢したのである。このことは大島諸島を属領扱いすることもなく、奴隷視したり差別扱いをしたこともなかったことからも、推測できることである。

しかも、それが大島諸島の同時的入貢ではなく、沖縄本島に近い与論や沖永良部島は、以北の諸島より早かったに相違ないとの学説もあるが、喜界島や大島本島の離反は長く続き、琉球の遠征が後を絶ったのは元亀二年尚元王十六年（一五一七）であった。英祖時代の入貢より約三百年後のことであることを思えば、なるほどと首肯できる。

琉球服属時代のことを、古老たちはナハ世（那覇の世）と言い、琉球への旅行をナハタビ（那覇旅）と言い、ときには那覇見物したなどと言って、親近感と慕親の情を表していたと伝えられているが、日常歌われている俗謡や習俗などからも、琉球との関係がどのようなものであったかが想像できる。

爾来（じらい）、慶長十四年（一六〇九）島津氏の琉球征伐に至るまでおよそ三百四十年間、大島諸島は琉球の支配下にあったのであるが、琉球との関係はその後もずっと続くのである。

二　琉球王国治下の沖永良部島

「中山世鑑」によると、英祖時代の道之島支配権は中山にあったが、それが三山分立時代には北山に移っていたことは、「沖永良部島郷土史資料」の「世之主がなし由緒記」によると、初代永良部世之主は北山王の第二王子真松千代で、初め玉城村の金（ふば）の塔（とう）に館を構えていたが、後に後蘭孫八の築いた越山の城に移り居城とした、とい

うことからも想像できる。

北山による支配の前後を問わず、国頭按司の居城国頭城の外港屋嘉比を通じて相互に交易が盛んであったことは、「おもろ」によって知ることができる。

大島諸島がはじめて入貢した後、その統治に関する機関として、泊村に公館（後の泊御殿）が建てられて官吏が配され、また諸島の貢納物を収貯する公倉（後の天久寺）が天久に建てられた。（「球陽」巻二）、その後に設置された統治機関が「自二奥渡一上之設理」である。

それについては、「琉球國由來記」の「無二于今官職一御蔵之事」の条に「尚清王時代嘉靖十八己亥（一五三九）六月二十九日、毛氏保栄茂親雲上盛定任比職従国頭至与論、永良部掌」之也（見家譜）建官止官之年代不可考矣」とある。「球陽」にも「毛見彩（保栄茂親雲上盛定）奥渡より上の設理に任ぜられ以て國頭より与論、永良部に至る事を掌る」と記載されている。「琉球国旧記」（一七三一）には「自奥渡上之設理専二管國頭並与論、永良部等事一」とあり、また国頭も「自奥渡上之設理」の管轄としている。「おくとより上」は国頭方全体の呼称でないから「琉球國旧記」のいう国頭は、与論島に渡る奥、辺戸地方を指すのであろう。首里からみて沖縄島の奥＝端の渡と解してよい。

中山王の完全支配に服する以前の道之島が、その方面の海上権を握っていた。勝連の阿麻和利の支配下にあったことは伊波晋猷の説くところである。勝連間切には「よろん」という村があり、後で廃村になるがこれは勝連按司が、かつて支配していた与論の島名によった村名に相違なく、さらに与論の支配権の喪失が「よろん村」の衰滅を招いたと推定されないこともない。

自奥渡上之設理の実権は阿麻和利から護佐丸に移った。むしろ道之島およびそれ以北の大和との貿易によって経済的ひいては政治的、軍事的に強大化していく勝連を抑えるために、西海岸の護佐丸が進出したとみるべきである。

護佐丸による道之島への支配的進出は、第一尚氏王統による支配を確立化していった。そして、尚徳王が喜界島遠征からがい旋した一四六六（文正一・尚徳六年）、「おくとより上」の行政事項を掌る泊里主がおかれた。

「琉球國由來記」には任命当時の泊里主の全職掌は未詳であるが、道之島五島の年貢のことが含まれていたと

記してある。泊里主はその後泊町奉行、泊地頭となり、また表十五人の一つとなって戸籍以下の事務を掌り、兼ねて泊町の民政を預ったが、職掌が複雑化する過程で「おくとより上の設理」が独立した。

前記の保栄茂親雲上は、一五二八（尚清王二年）に那覇里主、一五三九（尚清王）に自奥渡上之設理、一五五六（尚元一年）に双紙庫裡に任命された人である。

道之島の行政機構は、「自奥渡上之設理」の下に間切、村役人が任命されて、沖縄本島と同一体制の支配が行われていたことは、辞令書や家譜からも知られる。

沖永良部関係でいえば、一六〇七（万暦三十五年尚寧十九年）与那覇康村が伊良部文子に任命され、万暦年間姚姓又吉が恵良部地頭職に任ぜられている。

こうして、大島諸島が琉球への服属を歌ったものであろうといわれる。

(一)大島七間切喜界五間切、徳、永良部与論ナハの世さめ

(二)喜界や五間切、大島や七間切、徳水良部そろてい　那覇の地方

という琉球の三味線歌のごときは、琉球との同一体制が樹立してからできたものであろう。

三　琉球征伐と沖永良部島

琉球と道之島との関係を政治的に切断したのが、慶長十四年（一六〇九）の薩摩による琉球侵略であった。薩摩軍の沖永良部島における状況をみると、慶長十四年三月四日山川港を発して、七日ごろ奄美大島諸所に着岸し、次いで徳之島、沖永良部島に進んだ。

「島主首里の主（那覇の國主の婿）は、薩軍の大島を伐つを聞き、胥議して曰く我が島の周り岩石多くして船を寄せるに困難であるから之を捨て那覇の方へ進むであろうと、その備へを怠った。ところが薩軍至るに及び潮満ちて、岩石を没したので衆船悉く乗入れた。首里の主、蒼皇なす所を知らず僧を遣って降参を申込んだ。薩将樺山権左衛門久高は『一戦にも及ばで馬鹿共等』と笑われたるより、之より此地を馬鹿尻と名づけたと。

又一説に曰く、島民粟粥を炊いて薩兵の脛を爛さんとしたが、薩軍上陸の頃は冷えていたので、薩軍は

之を食し却て元気を起したから馬鹿尻というと。」

薩軍はこれから琉球に攻め寄せ、尚寧王をはじめ謝名親方以下の捕虜を連れ鹿児島にがい旋したのは、慶長十四年五月二十五日である。

(注)粟粥を炊いたのは穀霊信仰に基づくものである。

四　割譲後の琉球と沖永良部島

琉球は敗戦の結果として慶長十六年(一六一一)八月、喜界、大島、徳之島、沖永良部島、与論島の五島の割譲を命令され、琉球と道之島との約三百五十年にわたる支配対被支配関係は断絶されることになった。

それでも寛永十二年(一六三五)盛増高、寛永八年(一六六八)報告の「琉球國郷帳」には琉球国之内永良部島とあって、高千七百八拾石徳時間切、高五百八十八石大城間切、高千七百九拾石五斗枇留間切と、沖永良部の三間切について年貢の石高を規定している。

「中山世譜附巻」(一七三一)は「彼五島原係吾國管轄之地故容貌衣服迄今留、与吾國無二以相異一」と記し、割譲後も共同体関係の持続があったことを指摘している。事実、両者の歴史的関係は政治的な面をも含めて割譲以後も続いた。

その中から具体的に、(一)御冠船における道之島側の見次物貢納、(二)災害時における琉球側の米穀の貸し付け、(三)遭難漂着船の相互処置、(四)島民間の日常生活上の関係等につき、沖永良部に関する分を略述するが、それには薩摩の琉球および道之島支配の基本路線を一瞥しておく必要があろう。

薩摩の琉球侵略の主目的は、①異国領有の事実を天下に誇示して、その権威を高めること。②日明貿易復活のあっせんを行わしめること(復活が不可能になったため、琉球は貿易の仲介役を強制され、その利益はすべて幕府、薩摩に収奪された)にあった。そして②の目的を達成するためには、対外的措置として琉球の独立を否認することは絶対にできなかった。

薩摩の付庸国たる事実の偽装にいかに苦心したか、それは後の「勅使御尋之時晴様」(「旅行人心得書」)の一例でも知られるところである。

道之島領有以後、その方面の諸島を宝島と称せしめ、島民の風俗習慣をはじめ、生活様式の本土化を禁止したのも、すべて如上の苦肉の策の表れであった。これらの点からみて、薩摩からすれば道之島は対外的には割譲後も独立国琉球の一部であった。したがって割譲後の琉球と沖永良部島との関係については、両者の日中両国に対する両属的地位を無視することは、問題の本質を見失うことになる。

(一)　御冠船時の見次物

道之島が割譲後も御冠船時の見次物(調物)を負担したことは、上記のごとく、中国に対しては道之島は琉球の属領であったからである。「道之島代官記集成」による限り、享保四年(一七一九)の尚敬冊封に始まって、慶応二年(一八六六)の尚泰に終わっているが、寛永十年(一六三三)の尚豊、寛文一年(一六六三)の尚質、天和三年(一六八三)の尚貞のときも負担したに相違ない。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくである。

回数	冊封年	国王	調物名	宰領人物
1	享保四年(一七一九)	尚敬王	諸入目調物	与人平安山取払役一人
2	宝暦六年(一七五六)	尚穆王	調物	与人寄富久政掟具志政
3	寛政二年(一八〇〇)	尚温王	調物	与人真玉橋掟平安端
4	文化五年(一八〇八)	尚灝王	調物	与人西正取払役平安雄
5	天保九年(一八三八)	尚育王	調物	与人寄饒覇取払役饒丕
6	慶応二年(一八六六)	尚泰王	調物	与人蘇延良取払役蘇延譲

右のうち5に関しては、宰領人与人寄饒覇の弟ノ葉(操垣晋)の「天保九戊戌歳渡琉日記」がある。それには「後年冠船之節御見合可然候」と記されており、この記録は大正十年(一九二一)伊波晋猷が操垣勁(垣晋の孫)家で収録され、「渡琉日記を紹介する」の題で同年十月二十日～二十七日までの「琉球新報」に掲載され、後に「琉球古今記」に収められた。

見次物の品目は、「右者冠船渡来に付沖永良部島より御見次物として宰領人饒覇より確かに相受取候」とある。辻平等主取の受領証のごとく、豚八十四匹、鶏二十七羽、卵六百五十二甲で、ほかに小麦十二俵が借り入れ船で送られたことが日記に記されている。6の慶応二年(一八六六)の、沖永良部島からの豚八十四疋のうち四十疋は荒海のため捨荷したもの、四十四疋は船が小さくて最初から積み残したもので、これらは従来の冠船時における

死損豚の例にならい、四千八百貫文をもって代銭納入している。

見次物の種類からみて、冊封使の食料に当てるための貢納であったが、見次物の受領証を出した辻平等は、冊封使一行に供給する食糧その他のことを取り扱う所であった。

一行は与論島から借り受けた水夫六人乗りの舟（喜玖仁舟）で、天保九年閏四月十二日伊延港を出港して、与論島赤佐港に寄港し、そこから古宇利島を目指して航行したが、風向きが思うに任せず伊是名島にたどり着き、ここから本部半島を通過して、沖永良部出港後十日目の二十一日に那覇川内に乗り入れた。沖永良部から古宇利島のコースは「おもろ」にも見えるごとく、道之島通いの航路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押し流される海域であった。

ノ葉は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御典薬役、盛元親雲上を訪問したとき、そこに豊見城按司ほか二、三の官吏が冊封使接待の役用で同宿しており、その中に後の牧志恩河事件の中心人物たる板良敷里之子（牧志朝忠）がいた。一行は詩歌を賦して旧懐をあたためた。琉球の名士たちとの詩歌の交換や書簡の往復はその後も続き、ノ葉の琉球人との交友の深さを物語っている。十六年振りの旧友との再会ともあるから、彼はおそらく琉球の国学で学んだのであろう。

四月二十六日、見物人が沖永良部島からやってきて宿の部屋が狭くなったので、糸目という所へ引っ越しをした。こうしてみると、御冠船のときには見物人が道之島からもつめかけてきたことが知られる。冠船時には道之島も琉球国内となるのであるから、見物人の往来は禁止しようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関しては、道之島は偽装的属領におかれていたばかりに、薩摩より臨時負担を強いられたわけである。

一行は六月二十九日に帰島することになり、その前の晩ノ葉は盛元親雲上、板良敷里之子らの送別会に招かれ、また豊見城按司からの招待もあり、互いに和歌、琉歌の贈答があった。彼らは、八月三日の冊封式の盛典をも見ないで帰っているから、その来琉目的はまったく見次物の貢納にあったことが知られる。

(二) 災害時の救米

道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来する所で、生産に乏しく、備荒貯蓄もできない地域であっただけに、台風のもたらす被害はきびしく、餓死に通じた。台風のほか霖雨、干ばつ、蝗害、それに伝染病による病被害も続出した。これらの被害からの復旧にあたっては、各島の代官所は食糧の供給、建築資材の提供、上納の延期などを緊急事項とした。食糧の供給については、本琉球からの救米借り入れが慣例化していた。これは、この事実が中国に知られても、何の支障も起きるものではなかった。

史料上での沖永良部島の本琉球からの借り入れは、天明元年（一七八一）に見えている。全国的に広がった天明のききんにつながる災害は、琉球や道之島では安永年間（一七七二―一七八〇）に始まり、とくに天明元年（一七八一）には徳之島、沖永良部、与論島とも、五月十九日夜、六月十七日夜、七月二十六日夜、八月四日夜に台風の襲来を受け、十月には大ききんが訪れた。そのために三島とも琉球から救米を借り入れているが、沖永良部島の拝借米五百四十石は、与論島のもの三百六十石とともに琉球で借り受けた五艘の積船で運搬した。

沖永良部島の分の受け取り人は、横目真玉橋ほか三人で、運賃は一俵につき二升三合であった。五艘の中一そうは遭難し、二十石余の捨て荷を余儀なくした。

(三) 遭難船の処置

頻繁たる台風の襲来は、航海船の遭難および漂着を多発せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざまの船が災難に遭っているが、鎖国令が布かれていたので、異国船では、さすがに唐船、朝鮮船以外のものは少なかった。道之島沿岸での琉球船の遭難、漂着は代官所の指令に従い、琉球沿岸での道之島船の処置は、在番奉行の指令に基づき相互の島に送り届けられた。

また道之島における異国船は幕府の取締令に従い、薩摩藩の指令によって処置された。その後元禄九年（一六九六）に至り、幕府は道之島漂着船中の南蛮船ならびに切支丹の疑いのある者以外の異国船の中、破損しないものは順風しだい出帆せしめ、破損したものはその乗組員、貨物とも琉球へ送り、琉球から進貢船あるいは護難船を

もって福州へ送らせることにした。沖永良部島に関係のあるいくつかの例をあげてみよう。

宝暦七年（一七五七）十月、島津重年の一年忌法会のために上国した向氏真境名親雲上の帰国船が沖永良部島で座礁し破船した。真境名は小舟を雇い入れ、十二月に帰国した。

文化十四年（一八一七）久高島人三人が鳥島に赴き、そこで連縛独木小舟三隻を組み立て、鳥島人四人を乗せて七人で沖永良部島に渡り、米や豆などの食糧品を仕入れて鳥島に帰る途中で遭難した。連縛独木小舟というのは普通三隻の独木船を組み合わせて一隻の船のごとく仕立てたものである。七人は台湾金包里地方に漂着して救助され、淡水府、福州経由帰国した。ただし、鳥島人四人はほうそうにかかり、治療を受けたが一人は死亡しその地に埋葬された。（「中山世譜」巻十一）

文政三年（一八二〇）には琉球へ帰る夏、楷船が沖永良部島古里村（与和の浜）に漂着し破船した。乗組員は、一部は迎船によって琉球に帰還した。（沖永良部島代官系図）

また嘉永三年（一八五〇）七月には、沖永良部島古見間役衆の乗船が国頭間切で破損し、かつ同島代官および見聞役の借船二隻が今帰仁間切に潮掛かりした。破船および潮掛かりのことは、那覇役人を通じて在番奉行に届けられた。国頭間切には取締定式に従い横目、附役衆を差し越すこととなり、人馬、飯料の調達が関係筋に令達された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間切の潮掛け船で国元に上ることになった。（評定所書類）。同年には、六月と七月に台風があり、七月の台風では、宮古島の貢納船が道之島亀津に漂着するという事故があった。

沖永良部島に漂着し、あるいは付近で破船したもので、乗組員が琉球に送られた唐船は、享保十七年（一七三二）、寛延二年（一七四九）に、朝鮮船は享保十一年（一七二六）にその例があった。ほかに琉球回送を拒否して、長崎へ出港して行った朝鮮船もいた。

享保十九年（一七三四）伊延港に漂着したものがそれで同船には男十八人、女十人（うち生子二人）が乗り込んでいた。

修理のできる船は、あえて琉球に回航させなかったようである。

遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それに要する経済的負担はばく大であった。それは慣例的には地元の負担であった。道之島の貧困ぶりを知しつしている琉球では、琉球遭難船の救助に当たった道之島の人々には褒賞するところがあった。天明六年（一七八六）に制定した褒賞条例では、それを条例化し「道之島者於洋中逢難船破損等之節相働人命を相助候者、道之島の者より在番所へ相付申出候はば吟味之上相当之位又は品物にても可被下事」と規定してある。沖永良部島民にも当然適用された条項であった。

(四) 日常生活上の関係

道之島が薩摩に割譲される慶長十六年（一六一一）、近くまで中山の遠征を被ったことは両者間の政治的対立の間歇的勃発を物語るものであるが、島民の日常生活が地縁共同体的なものであったことは種々の面から指摘されている。特に与論、沖永良部は国頭村を中心とする山原と生活上類似的な点が多い。

たとえば、道之島全体が琉球方言圏に属する中で、与論、沖永良部島では山原方言が日常に生きており、ウムイやミセゼルもいまに歌われ、琉歌やそれによる踊りも同じように行われている。お嶽信仰や神女組織も同一宗教団たる要素を残しており、同一内容の年中行事や通過儀礼もきわめて多い。年中行事のうち与論や沖永良部島にいまも残るシヌグは、沖縄本島では一部地域の行事と化したが、両島に近い山原では交通関係の深かった辺戸、奥、楚洲、安田、安波では現在も盛んな行事である。

物資の交換を求めての山原船の往来、季節労働者の山原行き、銭の貸借なども王国時代盛んに行われていた。

（参考文献）

宮城栄昌編「沖縄と沖永良部との歴史的関係」

○沖縄の復帰を祝して詠める歌

沖力子（明治二十七年手々知名生）

那覇と永良部、與論ひだみてぃむ
昔たずねりや　親子島やたむ

第三節　永良部世之主

一　永良部世の主

世之主というのは、「もと一国の元首の意だが後に一城の主すなわち按司にいうようになった」と「沖縄語辞典」には述べられている。大按司をティダまたは世之主とも言ったが、統一国家後は国王も世之主と言っていたから国王や君主のことで、広くは地方の領主、支配者の意にもなっている。

このように世之主とは君主や国王のことであるが、永良部では島主のことになり、しかもあたかも固有名詞であるかのような感を受けるが、それは初代世之主が自決していることと、その遺徳のしからしめるものであろうか。

俗に「世之主加那志」と言うが、それは「某の按司加那志」とか「殿加那志」、「をなり神加那志」等々と用いられるように「加那志」は人名につく接尾敬称辞であるから、敬称または愛称の意を込めたたえ方であるといえる。

はじめて沖永良部島世之主となった人は、琉球北山王の二男真松千代だといわれている。琉球では七代玉城王のころから政治が衰え、諸按司が服せず分裂の兆しがあったが、察度王が中央に、大里按司が島尻に、羽地按司が今帰仁により三分の形を示した。それから十二代尚巴志王の時までを三山時代といっているが、このとき与論、沖永良部、徳之島などは北山の領分になっていたのである。

さて「真松千代」の読み方であるが、操担勁編「沖永良部島沿革誌」の序文には「真松千代」と称す、と記されているが「真」は美称辞であるからそのまま「真松千代」と読むのではあるまいか。琉球では「真」とか「真物」とかには傑物とか偉物という意味があるとかで、「真金」とか「真物」などと読む例があるという。

ここでついでに述べると、沖永良部と与論は兄弟島だといわれるが、そのゆえんは沖永良部世之主は二男で、

与論世之主は三男だからだという俗説があるから、それによるものであろう。たとえそれにしても同腹の兄弟ではなく、いずれも妾腹の生まれで異母兄弟であることには違いない。

宝永七年（一七一〇）沖永良部、与論の与人五人の連署になる藩庁への上書の「世之主に関する記録」によると、大略次のようなことが述べられている。

沖永良部島、本琉球支配のとき、毎村女一人ずつ「ぬる久米」と申す役目の者がおられ建代わり合いの節は琉球に渡り御届け申し上げて「ぬる久米」役を仰せつけられ、朱書印判の書き付けをいただくものであったが、上城村の「ぬる久米」代わり合いの節（一説には貢納を奉じてと）年ごろ十四、五歳の娘を召し連れ渡海いたしたところ、その娘生まれつき美しくその上器量衆人に優れ、国王様のお目に立ち御所望遊ばされたので差し上げましたところ、その後右腹に王子懐妊遊ばされたので「沖祝女」に任ぜられた由である。

沖祝女はお産のため琉球から帰るのであるが、産月になっていたため船中でお産の兆しがあったので屋子母港に入港し大津勘付近でお産をしようとしたが、ここでは「シニグ祭」で不浄として断られ、次の島尻港でも同様に断られ、やむなく沖泊に入港して下城の「入間」という所でお産をしたそうである。そこで生まれた子が後の世之主で、幼名を「思かまで」と言い、西目で成長し七歳のとき琉球に渡り、（一説には七歳のとき父王に会ったが、まだ若いから十年後に再登城せよと言われたとか）父王から徳之島、沖永良部、与論三島の大親役を命ぜられ、沖永良部へ渡海して玉城村の金之塔に館を構えた。

あるとき、大城村の「川内の百」という者を連れて「与和の海」に漁に出かけたが、その帰り道「川内の百」が、今の世之主神社のある丘を指さして「あそこは大城村の地所ですからあそこに居城を作ってはどうですか」と申し上げたそうで、その勧めで実地を検分してみると南は沖縄島から伊平屋島、与論島を、北は徳之島が一目で見渡され、地形が険しくいざというときの守りにもよい所であるので後蘭孫八に築城方をおおせつけ、三年かかって成就したので、移り住んで居城としたとのことである。

「おもろさうし」巻十三の一一四しよりゑとのふしに、次のようなおもろがある。すなわち、

（本　文）　　（訳　文）

一、ゑらふ　たつあすた　一、永良部発つ　長老たち
大くすく　げらへて　大ぐすく（城）　造って
げらへ　やり　造って　やりなさい
おもひくわの　おため　思い子の　おため
又、はなれたつ　あすた　又、離島へ発つ　長老たち
大くすく　大ぐすく

とある。通釈すると「離島の沖永良部へ出発する方々大きな城を作ってやりなさい。かわいいお子のために」ということになる。

これからみると、築城の際、琉球から加勢の者が遣わされたことが分かる。一説に、いまの世之主神社の敷地にすでに孫八が築城し居城していたが、世之主が「永良部中で何処でも気に入った所をやるから此処は自分にゆずるように」と、たっての所望だったので世之主に譲り、孫八自身はそれから七日間にわたって島内に城を構える適地を探し求めたあげく、結局いまの「後蘭ウ百」の屋敷を居城と定め、移り住んだとのことであるが、いずれにしても「世之主」と「孫八」との間に、居城をめぐってなんらかの経緯があったようである。古謡に「後蘭孫八が積み上げたる城永良部三十祝女の遊び所」というのがあるが、その歌詞からみて孫八が築城したことには間違いない。

前述のとおり、「応永二年（一三九五）世之主この頃を以て島主に封ぜられるとあり、応永二十三年（一四一六）世之主此の年頃を以て自殺と推定す。」とあるから世之主の在位二十一年間ということになる。その在世のとき三年に一度島中を巡視したが、村役人の者どもが途中お出迎えしたという。その行事をシニグ祭りといって、明治三年まで続いたと言い伝えられている。このように世之主在世中は、島はよく治まっていたようである。

世之主加那志の御奥方は中山王の姫で、御名前は真照間兼之前と申した。当時琉球では三山互いに威勢を争っていた時勢だったことから考えると、政略結婚によるものではなかったかと思われるが、男二人女一人と、子供にも恵まれ幸福な生活を送っていたのであろう。

世之主の家臣で四天王といわれる者については、世俗でもよく知られているとおりである。すなわち、国頭弥太郎、屋者真三郎、後蘭孫八、西目国内兵衛佐の四名である。「世之主由緒書」の注に「後蘭孫八但し後蘭居

住屋敷今に御座候。屋者真三郎屋者村居住屋敷今に御座候。右二人共長九尺余り大男にて候由、島人や琉球人にては孫八、真三郎などと名乗申さず多分日本よりの落人にて世之主へ奉公仕り居る者ではござなく候かと申し伝へ候、委細由緒相知り申さず候」と、孫八と真三郎のことについて記されている。

玉江末駒氏は「沖永良部史稿本」で、「平家の落人の家人の中にてやあらん」と四人の名を連ね、「弥太郎は国頭を領したりと伝ふれど遺跡の見るべきものなし、国頭の人士に弥太と称する者多きは弥太郎に肖るものなり。西目国内兵衛佐は詳に伝ふる所なし。越山の頂上に俗に『ごうじんどう』と称する土を盛りたる古墳二基あり、これ孫八等の主君の墓にあらざるか」と述べている。

後蘭の田志木俣に、孫八と国内兵衛佐との先陣争いにちなむ伝承がある。あるとき、世之主から召集令がかかった。越山の城に近い孫八が先にならなければならないのに、遠くの国内兵衛佐が先方へ行くのを見かけた孫八は一計を思いつき「西目は火事だ」と叫び、国内兵衛佐が振り向いて西目を見る間に馬に一むち与え、先へ追い越そうとした。「西目は火事だ」ということが虚言だと分かった国内兵衛佐は計られたと思った一瞬、腰の一刀を抜いて孫八めがけて切ってかかった。孫八が身をかわしたので、その刀で切り割ったのが田志木俣のあの大きな岩石であるという。昔は、乗馬のままここは通れなかった。一応下馬して馬を引き、「通ち給り」という口上を言わねば通れなかったというヌンギ所であった。

四天王の遺骨は、世之主の墓（ウフア）の四隅にいまも世之主を守る形に安置されている。

黄美留菜津久美という宝刀のこと。

世之主時代、黄美留村に扇子丈という者がいた。釣りをしているとき刀を釣り上げ、所持していた。この宝刀のわけは分からないが、魚を切ればまな板まで切り込むのでそれから秘蔵していたところ、その子がその刀でけがをし、それゆえに相果てたので立腹し、古場野という野原の真石を切ったところ真っ二つに切り割ったので恐れをなし、元の海中に投げ捨ててしまった。ところが、夜な夜な海中で光を放っているのが城から見えるので、世の主が使者を使って取り寄せ秘蔵していた。

そのころ、世之主へ奉公していた島尻村の国吉里主と

山王攀安知の部下本部太原の謀反により）、南山も落城し、中山が全島を統一した。

そこで世之主は頼むものもない小島でうつうつとしていたが、折から中山より和睦の使船数隻渡海してきつつあるのが見えたので、使者を「与和の浜」に遣わし、船が征伐のためか、和平のためかを確かめさせることにしたが、恭順を促す和平の使船だったので、使者たちはあんどして出された振る舞いの酒に酔い、帰りが遅くなった。一方世之主の方では、いまかいまかと使者の帰りを待っているが来ないので、さては征伐の使船で使者の者どもは殺害されたものと思い込み、自分か北山王の二男であることや先に国吉里主のざん言のあったことなど思い起こし、そうであれば小島をもって大国には敵し難しと、すぐに奥方をはじめ御嫡子そのほか無残にもお差し違い自害なさったとのことである。一説には和睦の船である場合は白、征伐の船である場合は赤の旗を掲げて知らすことにしてあったが、使者の者どもが旗を間違えて掲げたためだとの説もある。

この騒動の際、男子三歳の若主一人、女子五歳の者一人乳母真升兼（ますかね）が連れて西原「あがりの百」

いう者が勝負馬を二匹所持していたが、世之主が御所望なさったので一匹は差し上げましょうと申し上げると、二匹共にと無理に御所望なさいましたので、里主が申し上げるには「私はこの馬の助けで遠方から城へ参っていますので一匹は御免下さい」と願い上げたが、世之主はお聞き入れなく二匹とも取り上げてしまった。

後になって、島尻村国吉里主が馬を取り上げられた恨みを含み、中山へ逃げ渡り「私主人には黄美留菜津久美という宝刀、名馬等相備へ中山大王へ謀反の企をしている」と申し上げたところ、中山より使者を差し越し「永良部世之主には宝刀御所持の由と聞いているが御見せ下さるように」と言ったので、世之主返答には「私事海外の小島にいて宝刀の扶助で島中を相治めている事ですので差し上げ申すことはできない」と答えた。ところが中山の家臣のうちに智恵のある者がいて、こっそり当島へまいり奥方へ手を入れ、盗み取り帰国していたことが分かった。

「琉球では三山時代で、互いに威勢を争い度々合戦があり、北山今帰仁城は中山の尚巴志に滅ぼされ（実は北

の所に逃げたところ、折よく西原村の下に徳之島船が着船していたので頼み込んで徳之島へ遁走させた。

その後沖永良部は中山領となり、島中何の異状もなく治まったので島役人とも相謀って、幼主を徳之島から迎えたが幼少の両人では本城には居住し難く、古城より北に当たる小高い所にお館を構えてここにおらしめた。ここを「直し城」と言う。

王子の子孫成長の上は、中山王取り立てて代々大屋役を仰せ付けられ勤めてきたそうで、之により当今私までも島中の者ども大屋役子孫と申しているが、何代勤めたかは詳でない」と、「世之主由緒書」に述べられている。

右女子は、王女であるゆえ妻嫁の相手がなく、古城の下に小庵を建て一生寡婦で世を終わったそうで、その小庵の屋敷はいまでも男子禁戒とのことである。

世之主の墓は和泊町内城小字泉川の部落共有地にある。俗にウファと言っているが、ウファとは直訳すると「お墓」という意である。世之主加那志、奥方、嫡子の御三名の骨ガメが中央に安置され、家臣で四天王と言われる後蘭孫八、西目国内兵衛佐、国頭弥太郎、屋者真三郎の遺骨を納めた骨ガメが死後も主君を囲み守護する

形に配置されている。

この墓の造り方は、方形納骨堂式の掘り込み墓で純琉球式墓地で、こんな墓を沖永良部では「トゥール墓」と呼んでいる。

人間は「死ぬと元に還る」という琉球の思想に基づくとかで、その外形は女性の股間を形どったものであるということである。

築造年月日についてはつまびらかでないけれども、世之主死後であることには疑いないが、死後何年ぐらい経て造られたかについても詳しく伝わっていない。

築造に当たった石工は、琉球から招かれてきた人だということである。世之主の墓築造後、前方にある「チュラドゥール」を築造したといわれるが、この方が美麗でそのために、世之主の墓よりも民間人の墓をよく造ったことをとがめられ、帰琉後石工は処刑されたという口碑も残っている。

世之主の墓の築造には鉄器を使用した痕跡が見えるが、ある民族集団が鉄器を使用し、文字を使用する文化段階に達したのがいつごろだったかを知ることは、その歴史の発達段階を知るため重要な契機を把握すること

になるので、世之主の墓に鉄器を使用した痕跡があることは、沖永良部の歴史の発達段階を知るための大きな一つの手掛かりになるのではなかろうか。その意味からも貴重な文化財である。

世之主の死はいまから五百七十年ぐらい前の昔である。

世之主神社

明治四年（一八七一）廃仏毀釈により世之主城跡にあった禅王寺が廃され、その後に世之主神社が建立された。

祭神世之主は十四世紀初めごろの沖永良部島島主で、琉球北山王の二男「真松千代」である。

例祭日は神月（正月、五月、九月）の十七日であるが、世之主の生誕日であるか、命日であるか不詳。

○　世之主の墓　　十首詠　　永吉　毅

一　今を去る五百七十余年前
　　果てし島主の奥津城哀れ

二　いにしえの巨き石工は知らねども
　　巨岩抉りて墓穴とはせし

三　死に逝けば元に還るの思想とや
　　女陰を型どる掘込墓これは

四　本つ国琉球に政変ありしといふ
　　風の便りに嘆き佗びしや

五　軍船かはたまた和睦の舟なるか
　　沖辺に見ゆる船脚はやし

六　遣わせし家臣等ふるまいの酒に酔い
　　掲げし旗の主を死なしめき

七　先ず妻子殺めし後に自刃せしとう
　　世之主加那志も老いずして死にき

八　妻子等を従う如く世之主の
　　骨瓶はあり家臣等に囲われ

九　三年毎のシニグ祭りのその秋は
　　民と親しく世を語りしと

十　鎮魂の語り悲しくささやくを
　　聞きおり給うや世之主加那志は

二　世乃主由緒書（平安統記録）

沖永良部島先主、世之主かなし幼名真松千代（まちじよ）王子

右御由緒私先祖より申伝之趣左条之通り。

一、琉球国の儀、往古者中山南山北山と三山為被成御在城由、北山王の儀は今帰仁（なきじん）城主にて琉球国の中より国頭（くんぢやん）九ヶ間切其の外、伊江島、伊平屋島、与論島、沖永良部島、徳之島、大島、喜界島迄御領分にて御座候由、北山の御二男右真松千代王子の儀は沖永良部島為御領分被下御渡海の上玉城村金の塔（ふばとう）え御館を構へ被成候由、左候処、大城村川内の百と申すもの御召列毎々魚猟に古里村の下、与和海え御差越海上より右川内の百当今の古城地を指し、彼地の儀は大城村の地面にて御座候につき、世乃主かなしの御居城為御築可被遊段申し上候処添被思召旨の御返答にて、則ち其比後蘭村え居宅を構へ罷居候後蘭孫八と申すものへ城築方被仰付三年目に城致成就夫より御居城と相成候。

一、世乃主かなし御奥方の儀は、中山王の姫にて御名前真照間兼之前と申唱候由

一、本琉球の儀三山御威勢を争ひ度々合戦為之有然処北山今帰仁城之儀は中山の大将本部太原と申すものより被攻亡され南山も落城終には中山一統に相成為由、右に就て世乃主かなし事頼むなき小島にて鬱々として被成御座候折柄中山より和睦の使船数艘渡海有之候由、未実否御聞届も不被成此方事北山之二男にて候得ば中山より軍船に相違無之候、左候へば小島を以て大国へ難敵と直に奥方を始め御嫡子其の外無残御差違へ御自害の由。

一、右騒動の砌、男子三歳若主一人、女子五歳之者一人乳母之真升兼（ますかね）と申すもの右御両子列上、西原村あがれ百所に逃越候折柄西原村の下へ徳之島船着船いたし居り候を頼人徳之島へ罷渡り已後中山領島相成島中無異相治り候に付島役共より王子迎として渡海いたし候に付、御帰島被成候得共幼少両子にて本城の住居難被成、古城より北に相当り小高き処へ御館を構へ御直り被成候に付き今に直城（なおしぐすく）と申唱申し候。

一、右王子の子孫成長の上中山王御取立にて、代々大屋役仰付相勤来り候由、依之当今私迄も島中のもの其大屋役子孫と唱申候。尤大屋役何代相勤申候哉不詳候。

右女子の儀王女之故妻嫁に可仕似合無之、古城之下え

結ぶ庵一生寡にて終り候由、右小庵之屋敷于今男子禁戒。

一、黄美留菜津久美と申候宝刀之申伝

世乃主時代、黄美留村へ扇子丈と申すもの罷居しが引差越候処刀一腰つり上げ、宝刀の訳は不相分ものにて魚を切候得はまな板迄切込、夫より秘蔵いたし置き候処、其子右刀を以て怪我仕り夫故相果申候につき立腹し余りに古場野と申野原の真石を切り申候処夜々海中にて光をあらはし候を城より御見届、使者を以て御取寄せ秘蔵相成候由。

一、其比世之主へ奉公仕居申候島尻村住居国吉里主と申者之為勝負馬弐匹致所持候につき世之主より御所望被成候に付壱疋は進上可仕と申上候ところ弐疋共にと無理に所望被為成候処国吉里主より申上候は私事此馬の助を以て遠方より御城へ毎勤仕候儀御座候間壱疋は御免し被下度段願上候得共御聞入無之、御取揚相成候に付、国吉恨みを含み中山へ逃渡、私主人には黄美留菜津久美と申候宝刀、名馬等相備へ中山大王へ謀判の企仕申候段申上候処、中山より使者差越、永良部世之主には宝刀御所持之由御聞候間御見せ可被給段被仰下候処、世之主御返答には、私事海外の小島に罷居宝刀の扶助にて島中相治罷居申事にて候得者、差上申儀相叶不申段被申断候由、然処中山之家臣共之内智有人陰々当島へ罷後奥方へ手を入窃取帰国為仕由右仕合以後相知れ殊に北山王も落城、宝刀も被盗取旁々付気鬱被成居候折柄中山より数艘船渡海に付き、軍船と御心得御自害の由申伝も御座候。

右の通り私先祖より代々申伝御座候。

夫々書記差上申候　以上

与人格本間切横目勤

内城村居住　平安統

嘉永三年（一八五〇）戊三月

註

一、百と申候は、往古は百家部の頭取仕申候、村役の役名にて候由。

一、のろ久米と申すは女にて村々神まつり仕申候。村役にて御座候由、奥方へも相対奉公仕為申由、于今古城之四季まつりに登城仕申候。

一、後蘭孫八、但後蘭村居住屋敷于今御座候。

一、屋者真三郎、但屋者村居住屋敷于今御座候。右二人共に世之主に相対奉公仕申候、老臣と申伝御座候、弐人共に長九尺余りの大男にて候由、近年迄世之主墓所へ骨御座候処誠に人の骨などとは見得不申候。島人は琉球人にては孫八、真三郎杯と名乗不申賦候、多分は日本よりの落人にて、世之主へ奉公仕居為申者共にては無御座候哉と申伝御座候、委細由緒相知り不申候。

一、古城の儀は、島中統一より四季まつり仕来申候。

一、直城の儀は島中勿論当内城村も相構い不申私より四季まつり万事支配仕居申候。

一、北山の古城今帰仁の城下、王城と申候由、右御二男御渡海の上御館を御構へ被為成候に付当島玉城村と王城（稲戸部落）

三　世之主に関する記録

宝永七年（一七一〇）　沖永良部与人役平安山（大坪氏の祖）与人役貝永久（陽兼良氏の祖）　与人役久米村（前氏の祖）与人役前里（与論島大野前弘氏の祖）与人役喜久里（与論麓氏の祖）の五名薩藩の命を受け世之主の由来及制度風俗を調査して五名連署を以て藩庁に上書せし書類に依る世之主の事実を確むべき所以を得べし。

道の島与人役の者共金の髪差並に朝衣帯使用の儀内証にて御許被遊候由被仰渡候事承知候右に付申伝候儀共御内意にて申上候

覚

沖永良部島本琉球御支配の時毎村女一人宛「ぬる久米」と申役目被召建代り合ひの節は琉球へ罷り渡り御届申上候を以て「ぬる久米」役を被仰付朱書印判の御書付被下申候然るに上城村の「ぬる久米」代り合ひの節年頃十四五歳の娘召連琉球へ渡海致候処右娘生付美々敷其上器量衆人に勝れ国王様の御目に立ち御所望被遊候に付差上申候処其の後右腹に王子懐妊被遊御出生御成人の後沖永良部島被成下御渡海の後内城村へ御城御普請有之世之主と奉称附人其外役々の儀琉球に準じ御召連夫々官位に応じ金銀の髪差朝衣朝冠大帯着用仕候由世之主御在世の時は三年に一度島中御巡視有之村役人の者共其白黒赤の鉢巻木綿白地の胴衣袴着用致途中御迎へに罷出候由今に城籠（シニグ）祭と申伝へ其例有之申候尤も其砌りまでは文字等覚えたるもの無之候哉世之主御子孫断絶の儀確なる

書留等無之候。
　与人金髪差相用候由緒存不申候へ共本琉球御支配の節私共先祖の内道の島頭役にて親方官カナ染鉢巻御免の者も有之御国許蔵入（薩摩支配を指す）に罷成候て本琉球より鉢巻取寄せの儀御差止被遊且又大親役差止められ其子孫の者共過半与人役相勤居申候。
　道の島の儀前代には大屋子が頭役の官にて大屋子にも人柄に依て鉢巻の品相変り申候由に候へ共金髪差は何れも相用候由に申伝候事。
一、右之通りにも御座候哉御国元蔵入罷成候て其後大屋子召止められ与人役被仰付鉢巻の位本琉球より取寄せ方差止められ以前の頭役大屋子の用候金髪差を子孫の与人役柄に伝申候由与人役も頭役に候へ共左程品には外に替り不申今に用来り申候由且又御国許蔵入後は道の島本琉球より鉢巻取寄方差止其外諸島本琉球に親しまざる様表向には差止め無之候へ共御趣意の程奉考て本琉球に親類共有之候へ共音信の附届方遠慮致し万端琉球の古風を替へ御国許の御仕置の一筋を専らに相守る可き旨老人共の申伝を私共承り覚へ居り申候。
　道の島銀髪差相用候ものは掟（役名）筆子（役名）類の役人前代より用来り候由にて鉢巻の御免しは無之候前代より髪差を以て役々の等下を定め来り申候由尤も髪差の外支度身廻りの様子は無役の者も相替り御座なく候。
　朝衣胴衣大帯袴着用仕候儀等祝事又は岐立候砌は持合ひのものは用ひ仕来り島の風俗に存じ仔細何様とも私共存不申候。
一、諸役の外百姓共の儀は公界（クガイおもてむき公儀の義）らしき存候所には袖緒（スデナ）と申事御座候
一、前代は親方位のものも道の島頭役相勤候事別条無之御国許御支配以後は与人役へ御知行被下候且又島中の掟書は御家老中様の御判物の直書頂戴仕候右琉球支配由緒の次第は大島にて頭役の子孫共代々絶え間なく与人役を相勤め来り候者共より御訴訟申上候趣きに付元禄八年亥五月大島の代官伊地知五兵衛殿へ御差上置候御家老様の御判物の書付若し御見合せにも相成候へ者五兵衛殿御取次ぎにて差上置候写所持仕居候ものを差上申候此儀は入らざる申分には候へ共金髪差前代より用可申筈の者道の島頭役相勤夫より段々右申上候
右の通り私共承伝申候道の島老幼の者共又は島々の代官所へ度々申上候事
　宝永八卯年御国許書き合ひ一巻

与人　平安山
仝　具永久
仝　久米村
与論与人　前里
仝　喜久里

四　世之主徳之島由緒記

一　首里の主
右前代は本琉球御時代徳之島押役探題として譜代高家の子孫の者大親役と名付けられ居候に付差し渡され子供出生すれば本琉球に罷り渡り官位鉢巻頂戴し御奉公の功勲に依り親の跡役仰付られ勤め来り候もの有之
一　由緒記
一　西の世之主童名思太良
右は親首里主跡役、徳之島の主大親役一切相勤候也西目本用人宮城本与人宮澄和瀬の宮可知当倶瀬滝出生の思万行古仲大和瀬事儀間当時の支配方被命右先祖也
一　安佐珍童名思弥戸
右親首里主嫡子西の世之主の後当島の主大親役一往は相勤め居り亀徳の佐安元所へ居住致し先妻亀徳ぬるの腹に男子両人出生致し後妻腹に女子一人出生候也
一　大親役安佐珍病死致候以後沖永良部島詰の主大親首里主より当島へ罷り渡り差引致右後妻と縁組みし亀津へ仮屋相立居住致候処慶長十四年酉二月下旬薩州より琉球御征伐の軍船数隻徳之島亀徳港へ御着船の節御攻め成され候につき右世悴佐武良と掟右弟思真良兼の両人必死を相極め其時戦死致候右子孫東の主の子本用人大山本与人佐喜真本与人宮里宝里本与人白満本与人佐栄久の元祖也
一　首里主童名思鎌戸と為申由に候
右は沖永良部島詰の主大親役也
当徳之島の主大親病死につき右跡役召遣はされ候間差引として罷渡り徳之島の主大親後妻に縁付き亀津へ居所の仮屋を相立候此時御国御支配と相成候其節右首里主事は永良部へ詰替へとなる御手に召し付けられ候以後までも有り来り候通り一往は永良部徳之島の両島の差引仰渡され当島へも子供出生致候

右大親役程なく御引役仰せ出られ大親役召し止められ候以後は其子孫共へ用人高官役仰せ付けられ召し仕へらる可き旨仰せ渡され候右の子孫は亀津の本用人大勝子孫の大勝大屋宜内城の池城本の浦浜等の先祖也
右の通り大親役御国許より御引役仰せ出られ候

一　元和二年丙辰の春初めて御国許より昔は探題に御奉行衆の御功家方より御一人御家来御召列れ当島沖永良部与論の押役として徳之島へ御下り初め沖永良部首里主の立て置かれ候亀津の仮屋へ三年御在勤にて代り合ひ上国相成候
御奉行御役の時は島々の御仕置方までも聞召されし由に候御高官務御仕上方は用人役を頭に取り目差掟筆子役より相勤候。
御勘定方に付ては用人より筆子召列れ三年に一度上国仕り御勘定を遂げ候夫より御奉行役を代官役に召し替へられ候節より道の島より用人御勘定上国を召し止められ代官附役の御下を初め御詰込みにて島方代官所に於て御勘定を遂げられ候上古は御奉行衆中古は代官附役衆云々。

五　世之主由来与人西平調書

沖永良部琉球御支配の時琉球国は勿論両先島道の島々に至る迄女に「ぬる久米」という役目仰せ建てられ置き節々貢物積み渡り上納仕り「ぬる久米」代り合ひの節は琉球諸司代へ訴へ出跡殿仰付けられ御教書御朱印頂戴仕り来り候由今に御教書を所持する「ぬる久米」罷居候処昔は上城村の沖ぬる琉球渡海の節年頃十四歳に相成候娘一人召列れ渡られ候処生付紅顔美麗気量勝れ候に付国王様の御気に叶ひさせられ御所望につき差上帰島仕候、其後右腹に王子御誕生成人の後徳之島大島喜界まで被成下沖永良部島内城に居城構へられ世之主と奉称候処仔細ありて御切腹なされ候由慥かなる書留は御座なく城滅亡の時五六歳又は七八歳に相成候者共親の物語を承り居候と申すを与人西平承はり書留め候までに御座候。

（注）　与人西平とは延享元年（一七四四）与人になった仁志平（和気西亮祖先）のことと思われる。

六　世之主の子孫

上城に要氏なる一族あり世之主の裔と称す系図あり。

要氏系図

一、高十右
右知行の事其地に於て別而召し仕はへるに依り宛て行ひ畢はんぬ（田坪字別紙に有り）愈々御奉行を抽んずる者御恩賞有る可き旨仰せ出さるる所なり御目録件の如し。

慶長十八年九月二十五日

伊勢兵部大輔貞呂印
三原諸右衛門尉重種印

沖永良部よひと
右の知行拝領の先祖は三島大親子直城の大屋わらべ名の次郎金女房大はんしられ思みつ金

次朗金
- 長女　思と金
- 長男　茶上金
- 一男　思松金
- 二女　思なびえひ
- 三女　思ふだ金
- 四女　思まかど金
- 三男　思かな金
- 四男　しよたら金

内城宗平安統氏の祖宗豪三代の池城なる人出でて要家を嗣ぎたる確証のあるを以て見れば宗家要家共に世之主の後裔にして要家嫡たるが如し。

第四節　大屋子時代

郷土史年表によると、世之主没後つまり一四一六年ごろから、薩藩時代徳之島にはじめて代官が置かれる元和元年（一六一五）まで約二百年間の統治者の欄は、大屋子時代となっている。このことから全島統治者は大屋子であったことが分かるが、一体大屋子とは何であろうか？　そのことについて究明を試みてみることにしよう。

「球陽」によると、「英祖王七年大島等の処皆始めて入貢す。（中略）次後毎年入貢す」とあって、使臣を派遣したことについては一言もふれていない。

ところが、伊波普猷はその著「琉球古今記」の中で「英

祖はその翌年大屋子（総督のごときもの）を派遣して之を統治させています」と述べており、また島袋源一郎著「沖縄の歴史」にも「その翌年即ち文永四年（一二六七）から酋長を遣わし統治させるようになり、大島諸島も亦年々入貢することが例となった。」と述べられている。

そこで、酋長を遣わし統治させるようになったとあるが、ここでいう酋長とは按司もしくは大屋子のことを指していると思われる。「大奄美史」によると「旧記によれば大島の儀上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海、在島にて支配有之、中古は大親役一間切に一人宛都合七人の支配有之、琉球へ年貢を納めたる由、大島置目条々の旧書あり」と述べられており、徳之島では「大親を大屋子といったが云々」と見えている。「沖永良部島郷土史資料」によると、「文永四年（一二六七）より始めて大屋子なる官吏を遣わし、大島諸島を統治せしめたる如し、考えるに大屋子は俗に按司と称せられ云々」とあることをもってみても分かることであるが、西紀一二六六年から一六〇九年まで約三百四十年にわたる琉球統治下に、按司もしくは大屋子という行政官を派遣して島々を支配せしめたことが分かる。とりわけ沖永良部は按司の統治せし痕跡なきうえに、判然と「文永四年に大屋子を遣わして統治せしめらる」と、「沖永良部史稿本」に述べられていることから、大屋子による統治であったと思われる。

したがって、大島諸島が入貢の翌年すなわち文永四年（一二六七）から「酋長を遣わし」とある酋長とは、沖水良部の場合按司ではなく、「大屋子」のことではなかったのかと思われる。

それは、「南島雑話」にも「大島諸島が琉球の支配下にあった時、親方官を各島に派遣して統治させた。それには『大親』といった」ことが見えているし、「徳之島小史」には「文永三年亀山天皇の代琉球國首里の譜代高家子孫の者徳之島大親役申付けられ……大親役は六名の使者に護衛せられて小舟より徳之島に渡り任に着けり」と見えており、また「沖永良部郷土史資料」によると「道之島の儀前代には大屋子が頭役の官にて大屋にも人物に依り鉢巻の品相変り申候由」とか「大屋子なる官吏を遣わし統治せしめ、大屋子は俗に按司と称せられ云々」と述べられていることでも推察できる。

このように沖永良部に限らず、大島や徳之島を通じて

みても、派遣された酋長と言われている支配者は「大親」、「大親役」、「大屋子」であったようである。してみると右に述べた「沖永良部島郷土史資料」に、「大屋子なる官吏を遣わし統治せしめ、大屋子は俗に按司と称せられ云々」というあたりが、案外正しい伝承であるといえる。

ここで、「大親」、「大親役」、「大屋子」と使い分けられ、書き分けられているのに気づくのであるが、その違いはどうなっているのか、それを追究すれば勢いその語源に触れてくるであろう。そこで伊波普猷著「沖縄考」を参照しながら、かいつまんで述べてみよう。

大屋子の前は「大親」である。はじめて明に進貢したと伝えられている察度王（おやなもい）は、「奥間大親」と天女との間の子なり、といわれている。その察度王の元中元年（一三八四）、「阿不耶」を遣わして進貢し鈔幣を賜ったことや、同じ察度王の代に今帰仁間切健堅村に健堅之大親という人があったなどというのが、大親の古い用例ではなかろうか。

「薩摩旧記所輯文書」に「永正十三年（一五一六）四月二十五日琉球國文船着岸、使者謝名大屋子」と見え、大永二年（一五二二）から元和六年（一六二〇）までの一世紀間に建てられた六個の琉球文の石碑には、何郡邑の「大やくもい某」と見えているが、この「大やくもい」は「大屋子」に、敬称の接尾辞「もい」をつけたものである。「琉球國由来記」に国々の按司部に首里在住を命じたとき、その領地に「大屋子」を派遣して統治させたことが見えている。「大屋子」は属官の部類に入り、諸間切諸島地頭代外上級吏員の呼称にも現れている。この呼称は上から下へと、段々下っていたようにも考えられるが、その語源をせん索するとまさにその逆であることがわかる。

「おや」という語は母権時代に母を意味したもので、それは高群逸枝女史の「女性の歴史」の中で「原始時代の人々は家庭というものを知らず母系氏族を中心として群居し、群の指導権を持つ者は母系であった。婚姻は群と他群との間に行われ、特定の妻又は夫を定めず男女が結合する乱婚と称すべき男性が女性の方に通う招婿婚であった。したがって生れた子の哺育は母の責任であった。」と述べられているように、母即親であったのである。琉球語で、「おや」と言えば母をさす場合が多いのもその名残で、「おや」におほ（大）をかぶせて、血族の「大

親」の義に用いたに違いないが、父権時代になって「おや」は父にも転用され、「大おや」はもっぱら氏の上の義を有する「マキヨの根の大男」の同義語として用いられるようになった。根人大屋子というのは氏の上の義で、これに対し祝女には根神と言っている。この氏の上すなわち「マキヨの根の大ごろ」の城主に仕える者を、古くは「按司附きの大や」と言ったらしいが、「大やこ」にその位置を譲ったのは、呼称として長過ぎたためであろう。

このように「マキヨの根の大親」の呼称が、そのまま政治社会の官制に採用されたが、音韻変化のはげしい琉球語では、「大や」も「大やこ」も「大やこもい」も永くその原形を保つことができず、いずれにも絶えず音形の変化が起こって種々の語形が生じ、意義の分化も起こった。

「おほおや」は「おほや」となまった。「おほや」の頭音が落ち、「ほや」となった。「ほや」はさらに「ふや」となり、「ひや」となった。この「ひや」にも新しい意味が盛られ、組踊りでは「比屋」の字をあてて、子の次の位階の名にしてある。たとえば「元國吉の比屋今や國吉の子」などというようなものである。

「比屋」とは昔の按司の家来の役名で、往昔諸在郷の地頭、村頭などの呼称なり、いまの山当（山林監督官）を昔は「山のヒヤ」と呼べりとか、組踊り大川敵討に出てくる「村原の比屋」や「大謝名の比屋」などのように姓の後につく場合もある。比屋の上には「大親」という役名もあった、など参照すべきであろう。

この大屋子がだんだん変わって、いつしか奴もしくは下僕を意味する卑語に成り下がった。「大やこ」は「ヤクー」となまって、久米島や久高島などでは兄貴の義に用いられているが、首里、那覇で兄を「ヤッチー」と言っているのもその転訛したもので、守り役の義を有する「ヤカー」も関係があろう。

そういえば、沖永良部でもいまは耳遠くなったが大正年間まで兄貴の義にあたる「ヤク」、「アク」や「ヤクミ」それから派生したであろう草刈り男に「草刈りヤク」、「〇〇ヤクマまたは〇〇ヤクモ」（ヤクモイの語尾イが脱落したもの）などという語が使われていたことや、兄貴の義に与論の人が「ヤッカー」と言っていたのが思い出される。

このほかに、「大親」に関係のある語で中央の官制に取り入れられたのが、「おもろさうし」に「手登根の大やこ」、「だうの大や」、「しれま大や」が対語として出ている。いずれも、「マキヨの大親」の同義語として用いられたもので、「大屋子」の前身を推測する資料になるものである。

「大やこ」は位階の名で、前出の「謝名大屋子」のように采邑（領地、知行所）の下につけて用い、後世「大屋子」の字をあてた。大屋子は大役の転であろう、と「遺老説伝補註」に述べてあるが、参考とすべきであろう。

このように大親、大親役、大屋子の表記をめぐり、そのよってきたであろう縁由を追求してみたつもりであるが、それは母権時代の母を意味する「おや」を起こりとし、それに「大」をかぶし血族の「大親」の義に用い、父権時代になって「大おや」は氏の上の義となり、さらに「大やこ」となり政治社会の官制に採用され、「大や」「大やこ」「大やこもい」などと、音形変化に伴い種々の語形を生じ、それに伴って意味の分化が起こり、また簡素化され、「おほおや」「おほや」「ほや」「ふや」「ひや」などとなり、それにつれ語意を合わせた漢字が配され、大親、大親役、大屋子など異なった表記がなされたのではないかと思われる。

大屋子は、後世では「属官の部類に入り諦間切、諸島の地頭代、村頭外上級吏員の呼称なり」と言われているが、奄美諸島が入貢したころは、この大親役、大屋子が頭役であったことは疑うべくもない。按司と混同され「俗に按司と称せられ云々」などという郷土史の記述が生ずるようになったのも、この辺の消息を伝えるものではあるまいか。

さて、頭役である大親、大屋子はどのように島を統治していたであろうか。

「大奄美史」によると琉球服属時代に、大島の統治に当たった役員とその職掌とは、時代によって多少の変遷はあったが、大体において次のとおりであった。

「按司一人　全島を主宰し、位は正一品、金簪を使用した。しかし按司職は早く廃せられ、慶長のころにはすでになかった。

大親七人　各間切の長として事務を総理した。従五位以上正二位以下。金簪仮名染め、黄鉢巻きをつけ、親雲上之に補せられた。

与人七人　古くは用人とも書いた。各間切に一人ずつ大親を補佐し、その指揮に従い間切の事務を管掌した。従五位以上、従二位以下。金簪黄鉢巻きをつけ、親雲上同格。

目指（指役）　人員を限らず、大親、与人の指揮を受け、庶務に従事した。正七位。銀簪赤鉢巻きをつけ、筑登之同格。

筆子　位階なく切米だけを受く。

掟役　右に同じ

（切米とは春夏冬の三回支給される扶持米）

大親役の多くは琉球から派遣された者で、中には従来の大島の酋長から取り立てた者もあるが、大体世襲であった。与人には大島の名門、もしくは酋長の子孫か、大親役の子孫の者を任命した。大親役以上は毎年一度ずつ琉球の王府に登城し、貢物を献じ拝謁する例であった。」とみえ、「徳之島小史」には、

「大親役一名　島主として全島を主管す。仮名茶黄鉢巻　親雲上上位、金の髪指を用う。知行弐拾石切米五石。

与人九名　大親役の子孫世襲す。黄鉢巻親雲上。金の髪指を用う。知行拾石、切米二石。

目指（員数不明）　赤鉢巻、筑登之位　銀の髪指を用う。切米二石。

筆子（員数不明）　位なし、切米二石。

掟　（員数不明）　位なし、切米二石。」

と、当時の職制が述べられているが、前にも「大島の儀上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海在島にて支配有之」と述べたとおり、当初は按司が全島を統治していたようであるが、それも慶長のころまでにはすでになくなっている。

その後は大島、徳之島を通じ、大親、与人、目指、筆子、掟と職制が定められ全島を主管する者は大親役で、それを補佐するのが与人役以下の者であった。大親役は琉球から派遣された者か、酋長から取り立てられた者で大体世襲であり、毎年一回琉球王府に登城し貢物を献じ拝謁する例であった、ということから大親役の職能の大体をうかがい知ることができる。

ところが、それが沖永良部島の場合になると、大分様子が変わってきているようである。操担勁編「沖永良部島沿革誌」の琉球服属時代の項に、「琉球は中世において中山、北山、南山の三王割拠し、本島（永良部）は北山の所轄に属せり、民事を司らしむるには、与人、掟、筆子の吏をおき、また百（男）、祝女の祭職を各村におきて祭事に与らしめ、かつ毎年北山王に参候するを例とせり」と見えている。

もっとも「元和二年（一六一六）島内の行政区画は琉球服属時代の制を襲用して三間切とし、与人三名をおきて万事を処理せしめ、その下に掟、目差、筆子、掟の順位となりおれり」とも見えているので職制に変更のあったことが分かるが、それにしても大島、徳之島では全島を統治していた者は大親役で、それを補佐していたのが与人職であったのに比し、沖永良部の場合は百（ヒヤに語呂の合う百の字を宛てたもので大親、大屋子の意）は祝女とともに祭事をつかさどる祭職になっている、ということが特に目立つのであるが、それはどうしたわけであろうか。

嘉永三年（一八五〇）世之主死後四百三十四年後に書かれた「世之主由緒書」の一節に「御國許蔵入に罷成候て本琉球より鉢巻取寄の儀御差止被遊、且又大親役差止められ、其子孫の者共過半与人役相勤居申候」とか、また「右王子（世之主自害の際乳母に伴われ西原あがり百所に逃越候三才の若主）の子孫成長の上、中山王取立にて代々大屋役仰付相勤来り候由、依之当分私までも島中の者共大屋子孫と唱申候、尤も大屋役何代相勤申候哉不詳候」と見え、また「大屋役は与人の上席なりし由爾來与人役所のことを民間にて大屋宿と称す」などと、見えていることから、琉球服属時代は大屋役が全島を統治していたことであろうし、階級を示す鉢巻き類も琉球から取り寄せていたであろうが、それが御国許蔵入後つまり薩摩服属後は大屋役も禁止され、その子孫の者および世之主死後は、その子孫の者が大方与人役になったということのようである。

「世之主由緒書」に「大城村川内のヒヤと申す者を召列云々」とか、「西原村あがりヒヤ所に逃越候」とかいう記述が見えていることから、世之主以前に「ヒヤ」という職制のあったこと、そしてその「ヒヤ」は「大城村川内のヒヤ、西原村あがりのヒヤ」などと見えているように村々にいたことが分かる。このころになると「ヒヤ」が全島を統治したのではなく、「世之主由緒書」に「百と申候は往古は百家部の頭取仕申候村役の役名にて候

由」とか「ひや及び祝女は各村に一人づつ之をおき、その一村を統率したるが如し」などと記されているように、一村を統率する村役になっていたようである。

薩藩服属以後ならともかくとして、琉球服属（一二六六）以後、世之主時代（一四一六）までの約一五〇年間ぐらいに全島統治者であったはずの「ヒヤ」が村役に転落していったということは、職制の改変のほかに何か大きな理由があったのではあるまいか。

それはともかくとして、「百及び祝女は各村に一人づつ之をおき」と「世之主由緒書」に見えていることについては前に述べたが、「郷土史資料」の「しにぐ祭」の項にも「全島には百（百とは家百戸よりの上納をとる家なるをもって其役目の名）という者が各村（現在の大字）に二名若くは一名いる」と見えていて、村役としての百が各村に一～二名いたことが分かる。

この「ひや」に語呂の似た百の字をあてて「ひや」と読ましていたからであろうが、「家百戸の上納をとるのが『ひや』の役目である。」との説明づきがあるけれども、これは百という文字にとらわれすぎた感がある。現在でもそうであるが、全島で人口一万人を上下していた往時は、戸数百以下の村落が大半以上ではなかったかと思われる。ちなみに、本島でいちばん古い人口調査は安永元年（一七七二）で、当時の人口は一万一千四百七人、次が天明六年（一七八六）で、人口九千百四十五人と一万人を割っている。戸数にして二千戸そこそこということになっている。それで「ひやが家百戸の上納を取る云々」ということは、大凡の見当であり目安ではあったかもしれないが、必ずしも家百戸ということではあるまいと思われる。厳密に百戸ということになると、各村に百がいなくてもよいということになるからである。

そこで、村役としての「ひや」が各村ごとにいたということは理解できるが、では当時の村の数はいくらであろうか。

それについて、「沖永良部島沿革誌」に「三間切三十六村というのは往古よりの呼称ならん。従来全島を三間切に分ちしが、それは村と村相交錯して不便なりしため、安政四年（一八五七）接続の位置を基にして三ヶ方（和泊方、東方、西方）に改む」と見えている。おそらく琉球服属時代の制を踏襲してきたものであろうが、いつごろ三間切制が定められたかについては史料にも見当たらない。琉球においても間切という行政区画の起源については、「大変古いが文献明確を欠き判然としない」というのが実情のようである。

それはともかくとして、この「三間切三十六村」に少なくとも一人ずつの「ひや」および「祝女」がおり、一村の政治や祭事を中心にその村を統治してきたのである。つまり、祭政一致の政治が行われていたのである。

それが、「沖永良部島沿革誌」によると、（明治四年（一八七一）此度の改新によりシニグ祭、盆祭等は廃止せられ各村の祭役たる百、祝女付属の地所（役地）は血統襲職者の私有となり、村選就職者のものは共有となる。」と見えているように、琉球服属（一二六七）この方全島統治者としての大親役（大屋子）、世之主時代（実際はそれ以前から）以来とも思われる。長い歴史を有する村役（祭職）としての百（祝女も）の役職は、ここで終止符を打つことになるのである。

大親役、大屋子は初め、琉球から派遣された者であり、中には島の酋長つまり有力者から取り立てられた者もあったようだが、沖永良部ではそのほかに世之主死後その子孫の者も、大親役に取り立てられたことが記録に見えている。これらの者の子孫が、代々世襲で受け継いできたようである。世襲といっても地位だけでなく職業、財産などを嫡系の子孫が代々受け継ぐのである。

このように村役（祭職）としての百、祝女の付属地所（役地）は、その血統襲職者の私有物として処理したのである。

村選就職者のものは共有となる、ということについて、村選就職者という者の条件や適用範囲についてつまびらかでないけれども、百または祝女の村選就職者の付属地所が字共有となった。部落有地を現在も共有している字があることは周知のとおりである。

村役としての百や祝女の役職が廃止されて、すでに百余年の歳月が流れている現在では、そのことについて教えてくれる者とてないのは当然であるが、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」の口承文芸「屋号」の項に「屋号はその家の人が制定したものではなく、社会が命名したものであるが、無苗字時代に民間では屋号を苗字の代用にしたもので、現代でも屋号は苗字以上の存在価値を持っている。」と述べ、歴史にちなむものとして、「往時の間切時代は各間切にウヒヤと称する首長がいて、間切の政務

を管掌し又各村落にはヒヤーという役人がいたが、これらの役人に因みを持つらしく現在でも『ヒヤ屋』『ウヒヤ』『ウフ屋』と称する屋号が残っている。」と見えているのに思いつき、往時三間切三十六村の各村に、少なくとも一人ずつは居たであろうといわれるヒヤの名残りが屋号としてどれくらい残っているであろうかと調べたのが次表である。

和泊町			知名町		
字	屋号	当主名	字	屋号	当主名
國頭	ウヒヤ	福峯氏(本家)	久志検	ウヒヤ	奥山真良氏
西原	ヒヤ屋	東　一興氏	上平川	ウヒヤ	丸山氏
同	ウヒヤ	大屋白富氏	余多	ウヒヤ	村山氏 大屋　稔氏
喜美留	ヒヤ屋	白石氏(廃家)	黒貫	ウヒヤ	吉富　本家
手手知名	フーヤ	谷元義男氏 沖　氏	瀬利覚	ウヒヤ フーヤ	大屋　氏 吉俣与名吉氏
玉城	ウヒヤ	伊井秀吉氏	屋子母	ウヒヤ	永島　氏
根折	ウヒヤ	栄　西明氏	大津勘	ウヒヤ	
大城	川内の百	山田中国氏 不詳	田皆	ウヒヤ	大屋サダ氏
内城	フーヤ	宗　安明氏	同	ウフヤ	山田憲彰氏
後蘭	ウヒヤ	平　島信氏	下城	ウヒヤ	先山　氏

以上のとおりであるが、三十六村に各村に一人、大きい村では二人いたであろうことから考えると半分ぐらいという感じである。

明治三年（一八七〇）午年の「シニグ祭」の際の「ヒヤ」の首長だったといわれる余多の百、屋子母の百、西見の百や、世之主自刃の際三歳の若君と五歳の姫君を、乳母「真升兼」が避難させたと伝えられている、「西原アガリの百」の末えいであろうところの屋号も見えている。

ある古老は、「百は貢租取り立ての際は、お越し枡（一升二合）で受け取り、支払いの際は京判（一升枡）を使っていたので大低が素封家であり、高倉の二～三棟、牛小屋の二棟くらいは所有していたということであるが、中には取り立てに厳しさを極めて人民のえんさを買った者もおり、圧迫が続くと反発をよぶのでそんな所は早く廃絶しているようだ」と語っていたが、そのようなヒヤも中にはいたのであろうか。

長い歴史と伝統を有する由緒ある大親、大親役、大屋子にちなむ語源からその職能、転化などについて書冊に頼りながら述べてきたつもりであるが、十分言い尽くせなかったことを遺憾に思うものである。

○　大屋子　　五首詠　　永吉　毅

一　ある時は与人の上に位して
　　島治めゐし大屋子なりしが

二　永良部史の証人ともならん大屋子の
　　その業蹟を語る人もなし

三　遠き代の幾変遷に耐えてきし
　　屋号のみに見るウヒヤの来し方

四　おしなべて素封家なりしとふウヒヤ屋敷
　　いらか競いし跡ぞしのばる

五　祝女と並び村治めゐて人々の
　　崇敬集めし　大屋子なりしが

第五節　祝の女ろ

祝女のことがはじめて沖永良部の史書に見えるのは、いまから二百七十年ぐらい前の宝永七年（一七一〇）に、与人平安山以下五名の連署で藩庁に上書した「世之主に関する記録」の覚書に、「沖永良部島本琉球御支配の時、毎村女一人宛『ぬる久米』と申役目被召、建代り合いの節は琉球へ罷り渡り御届申上候を以て『ぬる久米』役を被仰付、朱書印判の御書付被下申候」とあることであろう。

これは、薩藩の琉球入り後はじめて世之主の由来および制度、風俗等について調査報告方を沖永良部、与論の与人五人に命じ提出させたものの一節であるが、薩藩の琉球入りから百年も経ていることにまず気づく。

琉球では「大和の御手内（支配）に成候て以後四五十年以来、いかよう御座候て国中衰微いたし候哉」（羽地朝秀＝向象賢）と嘆息するくらい、慶長の役後薩摩は琉球の在り方について、厳重な規制を設け、次々新しい施策を打ち出してきているのに照らし合わせると、僻遠（へき）の離れ小島には、百年を経てやっとこのような調査がなされたということである。

さて、この上書つまり報告書には、祝女についてその具有すべき諸条件の中の基本的なものが簡潔にまとめら

れているといえる。

すなわちはじめに、「本琉球御支配の時、毎村女一人宛『ぬる久米』と申候役目被召」とあるが、もと琉球支配のときとは、とりもなおさず大島諸島が琉球に入貢した英祖王の代（一二六六）この方を指すものであろう。そして、それは風習、文化などの移入後のことであろうと思われるが、毎村「ぬる久米」という役目の女が一人宛いたということになるのである。毎村とは「ひや」（大親役、大屋子）もそうであったが、三間切時代の三十六村の各村ということである。村とは現在の大字のことであり、それは明治四十一年（一九〇八）島嶼町村制が施行されるまで村と称えられていたのである。

次に「ぬる久米」という語について、祝女のことを別に「のろくむい」と言い、その役地のことを「のろくむい地」と言っていたが、この「のろくむい」を音訳表記したのが「ぬる久米」で、これには敬称の意がある。

「ぬる」とは「宣る」の意で、神託を宣る人の義である。祝女は村人から生き神様のように信じられていたが、神がかりした祝女が神として神託を発すること、それが「宣る」であるから祈る人という意にもなる。

ここで神託という語が出てきたが「みせぜる」の「み」は敬語で「せる」は貴人の発言、おおせ言のことで、「せせる」は「せ」を重ねたものである。神託は「おもろ」のように謡ものではなく、韻律的なことばを繰り返し、繰り返し述べることで、いわゆる神遊びの初期的形態といわれる。この「宣る」を意訳したのが「祝女」である。

祭る人は神人で、そして狭義の神人は女性だから神女と「おもろ」などには書いてあるが、神女とは祝女のことである。

「ぬる久米」の「久米」は「のろくむい」の「くむい」の音釈表記であることは前に述べたとおりであるが、琉球の官制に出ている「大屋子」のことを「大やくもい」というのは、「大屋子」に敬称の接尾辞「もい」をつけたもので、「もい」は思いの略であるともいわれる。この「大やくもい」が「うや、くむ、うい」そして「うふやくみー」と転訛し、この語尾の「くみー」を「久米」と表記したのが「のろ久米」で、これに敬意があることは前にも述べたとおりである。

沖永良部でいう「ヒヤ」（大親役、大屋子）は村々で行政に携わり、祝女は村々で公的な村の祭りをつかさ

どっていたとのことであるが、琉球では部落時代の司祭者（根神）と族長（根人）とは妹兄で、この関係が発展して祝女と按司となるが、沖永良部の祝女と「ヒヤ」の関係はこの観念の拡大されたものとみてよかろう。

この司祭者と族長のコンビ、沖永良部でいうならば祝女と「ヒヤ」の組合わせで島を治めていたこの時代は、古代社会に多く見られる祭政一致の形態がとられていた時代であったとみてよかろう。

祭政一致といえば、我が国においても上古は諸事簡易にして祭事と政治の区別なく、祭政一致の時代があったことはすでに御存じのとおりである。政治のことを「まつりごと」と言うのは、これにゆえんするのである。

沖永良部島では世之主時代（一三九五年島主に封ぜらる）以前に、「ヒヤ」や祝女という村役がいたことが察せられるが、そのころから薩藩の琉球征伐まで続く大屋子時代を通じ、祝女および「ヒヤ」による祭政一致の形態で島を治めていたと考えられる。時代的には十三世紀以降とみるのが穏当ではなかろうか。

次に、「建代り合いの節は琉球へ罷り渡り御届申上候を以て『ぬる久米』役を被仰付朱書印判の御書付被下申候」と、祝女の交代について述べられているが、由来祝女は独身終身の神職であるから、その交代とは祝女の死に伴って行われるものと考えるべきであろう。

終生独身であるから嫡系の子孫という者はなく、従って一族における世襲神職ということになる。だから一族の中で次の祝女になるべき者が琉球に渡り、その筋へ届け出て「ぬる久米」役をおおせつけられ、朱書印判の書き付けをもらって正式に祝女になるのであるということである。

朱書印判の書き付けのことを「御印がなし」と言っているが、現在でいうならばさしずめ「辞令書」ということになろう。

沖永良部で、昔那覇泊村の「ぬる殿内」島袋家から祝女として赴任していた屋者の島袋祝女、「真加戸」（一六六五年死）は独身で子がなく弟の子に世襲せしめたとの伝承があるが、独身終身の神職である祝女の世襲法を物語る例であるといえよう。

ところで、沖永良部にも三十六村に祝女がいたことになっており、いたはずであるからその交代のときに首里からのおおせごと、つまり「御印がなし」と呼ばれてい

り五年前の慶長十年（一六〇五）に浄土宗の僧袋中が三年間琉球に滞在して見聞した結果を琉球で著した「琉球神道記」には、「この国初めまだ人のいない時、天より男女二柱の神が降り、男神を『シネリキョ』女神を『アマミキヨ』といい、その間に三人の子が生れ、一人目は国君の始、二人目は祝々の始、三人目は百姓の始となった」とある。

また、「中山世鑑」より七十五年後、すなわち享保十年（一七二五）に具志頭親方「蔡温」が著した「中山世譜」は漢文書きで「琉球の書紀」といわれる史書であるが、その「中山世譜」には最初に「シネリキユ」「アマミキユ」という二柱の神が降り、別に天帝子という独化神が出て三男二女を生み、それぞれ国君、諸侯、百姓、君々および祝々の始めとなったと書かれており、三書に多少の相違点はあるけれども、いずれも国初から祝々の始めになった者のいることが説かれている。

さらに、「球陽」や「聞得大君御規式の次第」にも、国初から祝女の始めになった者のいることが述べられている。

これらの書によると、創世の昔から祝女がいたことに

ところで、十四世紀ごろ祝女という名の神女が現れているということであるが、十四世紀には沖永良部にも祝女がいたということである。すなわち、沖永良部世之主の生母が西目祝女の姪であったことや、世之主が沖永良部島主に封ぜられたのが応永二年（一三九五）ごろと推定されるからである。

このように、早くから沖永良部に祝女がいたということは、まことに驚嘆に値すると言わざるを得ないが、それにしても沖永良部の祝女は、元来屋者の島袋祝女のように琉球から派遣され、渡来してきたことに基づくものであるから、琉球においては沖永良部より以前に祝女がいたということは疑うべくもない。

さて、祝女は村という共同体の公儀の祭祀をつかさどる女の神職であったが、それが政治と結びつくようになってくると、宗教上ばかりでなく政治、経済のうえでも勢いが強くなってくる。

すなわち、第一尚氏の武力により三山は統一されたが、この征服国家は経済的基礎が薄弱なためわずか七代六十年で崩壊してしまい、それに代わって第二尚氏のぼっ興するに及んで、中央集権の制がしかれるや武力はその影

る辞令書がなければならないはずであるが、それがまだ一つも発見されていないことはまことに遺憾である。

以上郷土史に見えている祝女に関する記録を中心に考察を試みてきたが、本場琉球での祝女の起源や沿革などについてその大要をかいつまんでみよう。

いまから約三百三十年ぐらい前、すなわち慶安三年（一六五〇）薩摩の琉球入り後、社会制度が弛緩し、上下とも虚脱状態に陥った琉球に「黄金のたが」を嵌めたと言われる「世直し」政策を打ち出し、精神作興に努めたかの有名な政治家向象賢（羽地按司朝秀）が編集した琉球正史「中山世鑑」は、和文で書かれた「琉球の古事記」と言われる書で、琉球の精神文化の振興に寄与したところの大きい書であるが、その琉球開闢説によると、「初め天帝子（あまみこの漢訳か）が群類を分ち、民居を定めた。天帝の御子男女二人を下し給い、三男二女を生み、長男は天孫氏と称し国君の始めとなり、次男は按司即ち諸侯の始め、三男は百姓即ち庶民の始めとなり、長女は君々の始め（聞得大君、王宮にありて祭祀を司る女の神職）となり、次女は祝々（地方神職にて女子）の始めとなり、倫道これより始まる」とあり、薩藩の琉球入りよなっており、祝女の発生の悠遠なことを物語るかのようである。しかし、これは琉球の精神文化の由縁を思わせるものではあろうけれども、後世になって往古のことを推量したものである。

では実際に祝女が出現したのはいつごろであろうか？それについて、祝女の起源は古く十四世紀ごろには祝女という名前の神女が現れている、との説がある。

それはおそらく、彼の第一尚氏（佐敷尚氏）の第一代王尚思紹の父佐銘川大主が、伊平屋（伊是名島）から出て佐敷間切新里村場天に居を移し、大城按司の女をめとり一男一女を生んだが、その一男は思紹（苗代大比屋）で、一女は場天祝女と言ったという。

その尚思紹（苗代大親）が中山王となったのが応永十三年（一四〇六）であったことから、十四世紀ごろに祝女という名の神女が現れたというのは、この場天祝女のことではなかろうか。

後に十六世紀ごろ第二尚氏の中央集権が完成すると、祝女は国家組織の中にくり入れられるが、国家最高の神職である聞得大君に場天祝女の聖号（日代）が譲られたということなどからしても想像できることである。

をひそめ、代わって祭祀の隆盛期に入るのである。

それまで各地方に居住していた按司およびその従臣たちを首里に引き揚げ、その住地を次のように定め、各居住地にそれぞれ神殿をつくった。それは

北山から来た者は西の平等、儀保に居住せしめ、
そこに儀保殿内
中山から来た者は南風の平等、赤田に居住せしめ、
そこに首里殿内
南山から来た者は真和志の平等、山川に居住せしめ、
そこに真壁殿内

をつくったのである。そして各神殿にそれぞれ「大あむしられ」を任命し祭祀をつかさどらしめるのであるが、この三人の「大あむしられ」を通じて上、下、地離れの三山の祝女たちを統制せしめたのである。三人の「大あむしられ」は親祝女とも言い、聞得大君の統率下におかれていることは申すまでもない。言い替えれば、国家最高の神職である聞得大君の下に三山の神職「大あむしられ」（親祝女）がおり、その下に祝女がいるという体制が整ったのである。

祝女の上に位する女神職を君と言い、その上の最高女神職が大君である。その大君をたたえて「聞得大君」ととなえた。「聞得大君」とは「名高き大君」ということである。そして初代の「聞得大君」は、尚真王の姉妹「おとちとのもいかね」であり園比屋武御嶽を建て、炉を納れて火の神を祭ったが、祝女のいつく神は「火の神」であるから、祝女の住む「祝女殿内」に火の神を祭る由縁がうなずけることであろう。

こうして、祝女の制度は全琉的に組織化され、政治と結びついた琉球独特の祭祀組織になったのであるが、それに伴って宗教上はもちろん、政治上にも祝女の勢力は強大なものとなってくるのである。例えば国王即位のとき、君真物が出現し、王の寿をなす「きみてずりの百果報」や、即位のその翌年出現するという「きみてずり」をはじめ、五年ないし七年に出現し「島民の善悪を裁く」という「新懸り」などに見る王室における神女の役割をはじめ、村々の祭祀における祝女の役回りを通してみても、上は王室から下は村々に至るまで祝女たちの勢力がいかに強いものになってきたかが想像される。

このような中央集権期の祭祀の隆盛も、薩藩の琉球入り後は、その統治政策との絡み合いもあって祭祀の衰退期に入るのである。

すなわち、薩藩の琉球政策をまとめた法令十五ヵ条の中にある、「女房衆へ知行遣わさざる事」という一項に見られるような政略の現れである。ここにいう「女房衆」とは、聞得大君以下「大あむしられ」などの神女やその他の女官を指すものであろうが、琉球の神道を薩藩側では邪教と見ていたのではなかろうかと考えられないでもない。それにしても「聞得大君」の霊力も、薩藩の武力には勝てなかった、というべきであろうし、こうして特に王室における祭祀は衰退の途をたどったものといえる。

このように琉球の神道、言い替えれば祭祀には、栄枯盛衰の途をたどった跡がうかがえるが、離島の沖永良部島などではそれがどう反映していたであろうか。

郷土史に「建代り合いの節は琉球へ罷り渡り御届申上候」と見えているが、この場合琉球とは世之主時代以前、つまり琉球が三山に分立していた時代は北山を指すであろうし、三山統一後は首里を指しているのであろうと思われる。

したがって祝女は、首里王府から辞令が交府され勾玉、神衣裳、銀の簪、鳳凰扇などが与えられたと伝えられているが、沖永良部の祝女たちは所管の儀保殿地を経てこれらのものが交付されたことであろうと想像される。

沖永良部の場合、祝女は「ひや」（大親役、大屋子）と提携して村を治めていたといわれる。けれども、実際には祝女の教えによって政治がなされていた。つまり主導権は祝女が持っていたともいわれるだけに、村人の祝女に対する崇敬の念は我々が常識で考えている以上のものではなかったかと思われる。祝女は、村人から生き神様としてあがめられていたということを物語るものであろう。

これも村の公儀の祭祀になっていたのであろうが、明治の初めごろまで女の子が一定の年齢（十七歳という）に達すると「アラミ」を入れると言って、祝女の祭場である「フーナー」に集まって祝女から斉戒を受けるならわしがあって、このことを「アラメに入る」と言っていた。その際、祝女の服装は白装束（シユーチヌ）で、「ハンザシ」と称する長さ一尋ぐらいの布を頭にかぶり、その上を「ハチマキハジラ」（鉢巻き葛）と称する「カズラ」で頭に輪を巻いていたといわれる。そして、娘たちの間

に座ってミカンの枝をたたきながら、「ヒンデ、ヒンデ」と神様遊び（神事）の打ち出しのことばを言いながら、（神託を宣り）祈禱するのであったという。

「アラミ」やその他祭日には、餅やその他ごちそうを携えて「フーナー」に集まり、太鼓をたたいて踊ったりした。祝女神は女の神で、「ヒヤガナシ」は男の監督だったという古老もいた。

祝女の祭場のあとは、ほとんどの村（字）に残っていて、そこを「フーナー」と言い、そこに屋敷構えした家を「フーナー屋」ととなえている。

祝女は世襲で、その家柄は定まっており、その家の娘か一族の娘が選ばれて、交代のときは首里王府から辞令が交付され職を継ぐのであるが、終身職で、元来は独身を原則としたが、後に結婚有夫が許されたけれども、祝女の夫は短命だといわれるので求婚者が少なく、たとえ結婚しても祝女のところへ婿入りせねばならず、結婚にも問題があったといわれている。祝女の住む家を祝女殿内（略してただ殿内ともいう）と言い、守護神として「火の神」を祭り、根神、掟神など下級神人を従え村の公儀の祭祀を行ってきたのであるが、このようにいろいろな制約を伴う状況の下で、連綿として世襲されてきたのである。

それが明治四年（一八七一）、廃藩置県の行われた年であるがこの年に、「此度の改新によりシニグ祭、盆祭等は廃止せられ各村（字）の祭役たる『ヒヤ』祝女付属の地（役地）は血統襲職者の私有となり、村選就職者のものは共有となる」と見えているように、琉球服属（一二六七）この方統治者（村役）としての「ヒヤ」、十四世紀以来と思われる長い歴史を有する祭職（村役）としての祝女の役職も、ここで終止符を打つことになったのである。

この村役としての祭役の廃止に伴って、その付属の地所（役地）は私有になったのであるが、「ノロクモイ」は「おえか人」すなわち村役と等しく役地として一定の土地があてがわれ、これを「ノロクモイ地」と言い、耕作の権が与えられていた。これは琉球の場合であるが、祝女には「祝女垣」という漁垣や、「祝女漁場」という漁場（海神祭に伴うもの）も所領し、受け継がれていたということである。

沖永良部の場合は、この「ノモクモイ地」が明治四年から私有となったのである。祝女は独身の終身職で世襲

されてきたのであるから、「村選就職者のものは共有となる」という場合の「村選就職者」というのは、「ヒヤ」の場合を指すものと見るべきであろうと思われる。

このとき私有になった「祝女付属の役地」、つまり「ノロクモイ地」と言われていた土地が、祝女の後継ぎの家に引き継がれたはずである。

沖縄県が明治二十年（一八八七―）代に実施した調査によると、国頭地方に四十四人、中頭地方に六十四人、島尻地方に百四人の祝女がいたが、これに宮古、八重山および奄美群島の祝女を加えると、古くは三百人からの祝女がいたことになる（「琉球古今紀」による）とあって、これによると沖縄本島だけでも、明治二十年代まで二百十余名の祝女がいたことになっているし、大島本島やカケロマ島では「ノロ神」と称して、祝女信仰が現在でも残っている。

これらに比べると、沖永良部の場合どうしてこんなに早く祝女が絶え廃れたのであろうかと思われてならない。もっとも「この度の改新により」とあるから、いわゆるお上からの命によるものであることは間違いなかろうが、それにしても十四世紀ごろからなじんできた祝女が一遍の政令によって、あえなくも廃されたことはなお疑問が残る。それは、シニグ祭りや盆祭りの廃止についても同様のことがいえる。

それはさておき、柏常秋著「沖永良部島民俗誌」の口承文芸「屋号」の項に、「屋号はその家人の制定したものでなく、社会が命名したものであるが無苗字時代に民間では、屋号を苗字の代用にしたもので屋号は苗字以上の存在価値を持っている。」と述べ、歴史にちなむものとして「間切時代にウヒヤという首長がおり、それにちなむ屋号としてヒヤ屋、ウヒヤなどと称する屋号が残っている」ことが述べられているが、同じ歴史にちなむものとして、祝女に関する屋号についてはまったくふれていない。

祝女の住む家を「祝女殿内」と言い、略して単に「殿内」とも言っているが、屋号として村々に残っていることはすでに御存じであろう。それに祝女の祭場のことを「フーナー」と言い、「フーナー」跡に屋敷構えした家を「フーナー屋」ととなえている。久志検では、「ワーナー」では舞をした所」だという伝承さえ残っている。

その「殿内」や「フーナー」が屋号として、どこにどれだけ残っているかを調べてみたのが次表である。

和泊町

字	屋号	当主名	屋号	当主名
和泊	トウンチガマ	山口氏	フーナー	元平梅氏宅地
下殿内	伊地知氏			
和	メーマ殿内	シマアタイ	ヲウーナー	
手々知名	メントンチ	大坪盛仁氏	フーナー	小浜シゲ氏
	メーマトンチ	南洲神社敷地		
	ウシュトンチ			
喜美留			ウフナー	元村田道隆氏宅
				現空地
上手々知名	トウンチ	菅村為忠氏	フーナー	山本秀夫氏旧宅
国頭	トウヌチ	川間富秀氏		
畦布	ホーリウシュ	速水為広氏	フーナーぬ屋	森　英吾氏
	アガトウシュ）殿内	森　実文氏		
玉城	トウヌチ	竹田盛清氏	フーヌ屋	
皆川	トウヌチ	中原富安氏	フーナー	美野　氏

知名町

字	屋号	当主名	屋号	当主名
久志検	トウヌチ	沖久ウメ氏	フーナー	大山カネ氏
上平川	トウヌチ		フーナー	
屋者			フーナー	永田博氏
芦清良			フーナー	吉山植隆氏
瀬利覚	トウヌチ	金城アキ氏		
屋子母	トウヌチ	永島シズエ氏		
徳時	トウヌチ	四並蔵神社敷地		

調査に疎漏があるかもしれないが、それにしても世之主に関する記録の覚書に「毎村女一人宛ヌル久米と申役目被召」ということに照らし合わせると、屋号ということだけからながめた限りにおいては、あまりにも少ないような感じがする。また、祝女の遺品といわれる文化財を多く保持している旧家でも、殿内という屋号のない所があることや、反対に屋号はあっても祝女とは無関係らしい家のあることなどを考えると、祝女の世襲ということと屋号をめぐってはなんらかの経緯があったのではなかろうか。

次に、屋号の殿内や「フーナー」とは無関係に、祝女にちなむ小地名のあることについてである。その一つ畦布字に「ヌルバント」という小地名のついた所がある。古老たちは「祝女番當」と漢字を当てたりして、「祝女が上納用の反布の長さを測定する所」だったと言い伝えているが、祝女は「ヒヤ」の集めた貢物を琉球に朝貢するのが例であったという言い伝えとともに、祝女がかつ

住吉正名下城	福永一夫氏宅	フーナー	平清一朗氏
トウヌチ トウヌチ	要　氏		

て「かまえ」つまり租税の取り立てに関係したという遺風にちなむ遺跡の一つと見るべきであろうか。

いま一つ後蘭字に「ヌルバンタ」と言って、祝女の墓跡だと言い伝えられている所がある。巨岩の屹立（きつりつ）した雑木林の中で、土地の人々は怖い所として敬遠している所である。

祝女の墓といえば、畦布の「あがりはんた」のがけ下に掘り込み墓の「トゥール墓」が四つあるが、その一つに殿内墓（とうんちばか）」というのがあって、その入り口左わきに粘板岩の自然石に「奉加修補忌屋代々為祖先也孝孫敬白」とあって、さらに「貞享三年（一六八六）子八月九日和之掟」と彫刻されているのがある。

この碑文は、いまから約三百年ぐらい前のもので、沖永良部（奄美群島でも）に現存する金石文としては、いちばん古いものであるといえる。（和泊町文化財に指定されている）

天保十三年（一八四三、名瀬市小宿に遠島されていた名越左源太が島の生活を絵や文で記録した「南島雑話」に、「ノロクメの亡骸を樹上に櫃（ヒツ）にをさめて掛置くこと三年骨洗って後に壷に納め置く」とあるが、沖永良部では祝女に限らず死がいを樹につるすという葬法はなかった。

祝女は村人から生き神様のように尊敬されていたから、死とともに昇天するものと信じ、祝女の墓は一般の墓と区別して、一ヵ所に葬っていたのであろうと思われる。

第六節　間切制度

間切とは手っ取り早く言えば、現代の町とか村とかというのと同じく行政の区画名で、その下に現在の大字（あざ）にあたる村々があったのである。

「南島風土記」によると、「間切に作り『まぎり』と訓（よ）む行政区画は現在某村と呼ばれているもので、その管下の村が現在では字（あざ）とよばれている。間切の起源については文献明確を欠き、天孫氏始めて野を画し間切を置くという旧記の説明は元より證左とするには足りないが、

その起源太(はなは)だ古いことが知られ且つ野を画しという語が示唆に富んでいる。

マ（間）は方言で場所または方面を意味する語で、アマ（彼所）コマ（此方、此所）の如き類である。この見地から出発して『まぎり』は『処切』で国語の『カギリ』に相当する語意と考えられる。『カギリ』また『クギリ』すなわち二者の間の区画を意味する語から転じて包括の意味にも使用される」と述べられている。

このことからも分かるように、行政区画名としての間切はもともと琉球において発生したものである。

琉球服属時代の沖永良部島の間切名については、文献がないので判然としないが、琉球服属時代から薩藩直轄時代に移ったころの、いわば藩政期初期の間切名と同じであろうことは疑うべくもない。それは慶長十四年（一六〇九）、薩藩が琉球を征伐し奄美五島を割かしめ、その直轄としたが、それから八年後の元和二年（一六一六）徳之島に代官を置き、沖永良部、与論を併せ、治めさせた。その当時の行政区画は、琉球服属時代の制を襲用して三間切とし、与人三名を置いて万事を処理せしめたとあることから推察できることである。

徳之島に代官を置いた元和二年から五十二年後の寛文八年（一六六八）に、報告という形で「琉球國郷帳」というのが出されているが、これはそれより三十三年前の寛永十二年（一六三五）の盛増高である。

その琉球国郷帳によると、北は喜界島、大島本島から南は八重山群島の与那国島に至るまでの全琉球国三十六島中の二十一島、五十五間切一七六村にわたり、島ごとに間切別の石高を田方、畠方、桑役に分け、何升何合何才と詳細にわたり盛増高が述べられている。

この琉球国郷帳によると、沖永良部の間切は三間切で、次のように記されている。

琉球國之内　永良部(エラブ)島

一、高千七百八拾石　徳時(とくじとき)間切（ちな村、西目村）
　内九百拾貳石七斗八升　田方
　八百六十貳石四斗五升　畠方
　四石七斗七升　桑役

一、高五百八拾八石　大城(おおぐすく)間切（下平河村、和村）
　内三百壱石五斗二升　田方
　貳百八拾貳石壱斗壱升　畠方
　四石三斗七升　桑役

一、高千七百九拾石五斗　枇留(きびる)間切（あぜふ村）
　内九百拾八石壱斗六升　田方
　八百六拾六石八斗八升　畠方
　五石四斗六升　桑役

合高四千百五拾八石五斗

村　数　八ツ

内貳千百三拾貳石四斗六升　田方
貳千拾壱石四斗四升　畠方
拾四石六斗　桑役

これは琉球服属時代から薩藩直属時代に移ったころの、いわば藩政期初期のころの間切別の割増高である。つまり薩藩時代徳之島に代官を置いて、沖永良部と与論を治めさせていたころの間切名である。

ところで、琉球国郷帳に記されている永良部の村数についてであるが、前述のように徳時間切（ちな村西目村）、大城間切（下平河村和村）、枇留間切（あぜふ村）と記され、村数八つと書かれていることにお気づきであろう。村名が五つしか記されていないのに、なぜ村数八つと書いているのだろうかと、奇異に感じられることであろうと思うが、これには間切同村を算入しているからであろうと思われる。つまり徳時間切徳時村、大城間切大城村、枇留間切きびる村を加えて数えているからであろうと思われる。

間切同村とは、間切内においてその間切と同名の村を間切同村と言い、間切内の首邑(しゅゆう)で、間切番所の所在地である。「山州名跡志」に「郷においてその郡名となす所俗にこれを親里という」と、また「東海道名所図会」に「桑名郡に桑名あるはこれを親里という。山州宇治郡に宇治あり、愛宕郡に愛宕ある如し」とあるによると、同村は親里に該当するものであると言える。

本来、間切は若干の村を集めて結成され、その中の大村の名をとって間切名ができるのであるから、間切内には必ず同村があるといってよい。

ところが、沖永良部では、元禄三年（一六九〇）に徳之島から分立して代官が常駐するようになって以来、間切役所はすべて代官役所のある和泊村に置かれたので、それ以後は間切内の首邑とか間切番所の所在地とは言えないばかりか、喜美留間切のように間切同村のない間切さえ生じたくらいである。

それにしても、古来沖永良部は三十六村と言われてき

ているのに、村数八つとは一体どういう思惑があっての村数の数え方であろうか。これには何か規程があったのではなかろうかと思われてならない。

ところで徳時間切の範囲、つまり区域の村々であるが、前述のように徳時間切（知名村西目村）と記されているが、これだけで徳時間切の区域の村々のすべてということではあるまいと思われる。ひょっとしたら区域の両端の村を挙げて代表させたのではあるまいか、すなわち知名村、屋子母村、大津勘村、徳時村、島尻村、馬鹿村、田皆村、西目村と記すべきものを、両端の知名村と西目村だけを掲げたのではなかろうかとも考えられるが、もしそうだとすると、他の大城間切（下平河村・和村）、枇留間切（あぜふ村）の場合はどう解したらよいのか、また貢納の均衡上からもこれだけの村数では首肯し難いものがある。

「沖永良部島代官系図」によると、寛文八年（一六六八）「琉球国郷帳」が報告される五十二年前の元和二年（一六一六）、徳之島に代官を置き始めてから七十五年後の元禄三年（一六九〇）に、徳之島から分かれて代官附役などが沖永良部島に常詰めになっていることが分かる。これは沖永良部島にとっては画期的な一大変革であり、それ以来明治初期まで二年ないし四年と、任期の違いはあるけれども、代官附役などが薩藩から派遣され、常駐して島を治め支配してきたのである。

それによると「安永元年（一七七二）、（代官系図には明和九年（一七七二）壬辰と記されている）代官三原浜右衛門の代に人躰手札改仰せ渡され、三間切共に弁財天に於て宗門帳相認候処人数左之通り」とあって、

総人数一万千四百七人　外に流人七十九人

内　三千五百九人　大城間切

外に二十五人　流人

三千八百三十九人　久志検間切

外に二十六人　流人

三千九百七十八人　喜美留間切

外に二十八人　流人

とある。

ここで、琉球国郷帳では、枇留間切とあった表記が喜美留間切と書き変えられていることもだが、それよりも徳時間切が消滅して久志検間切が出現してきていることに目を引かれるし、驚きを感じさせられるのである。

これは琉球国郷帳の報告から百四年後という、いわば一世紀間の間における出来事である。それにしても、安永元年（一七七二）の記録に出ているから判明したのであるが、それ以前に間切名の変更はあったのかもしれない。その間に、代官の常詰めという政治的一大変革があったことは前にも述べたとおりであるが、そのことだけで間切名の変更があったなどとはとうてい考えられない。

琉球側からか、それとも島内に何かよんどころない事情があって間切名の変更がなされたのであろうか。謎につつまれた、徳時間切から久志検間切への移り変わりである。

それはそれとして、間切は若干の村を集めて結成されるというけれども、沖永良部の三間切の村々はどのようになっていたであろうか。

操坦勁編「沖永良部沿革誌」によると、

大城間切（十一ヶ村）、和泊、和、大城、赤嶺、後蘭、田舎平、下城、田皆、島尻、屋子母、瀬利覚。

久志検間切（十一ヶ村）、喜美留、國頭、西原、古里、久志検、余多、屋者、芦清良、黒貫、馬鹿、徳時。

喜美留間切（十四ヶ村）、手々知名、出花、畦布、根折、玉城、内城、瀬名、永嶺、上城、大津勘、知名、上平川、下平川、皆川。

となっており、各間切の村々は地理的に分散し、相交錯しているので処理上不便で、これが後には区画変更の原因ともなっている。

従来、与人役所は三間切の役所とも和泊村内にあった旨が述べられているが、後で安政四年三カ方に区画変更が行われると同時に移転したようである。

間切の長官は大親（うひや）あるいは大屋子（うーやく）と言い、この地位は琉球渡来の貴族が占め、後には島の名門の子孫の者を任命した。

「各間切に与人をおき万事を処理せしめその下に掟・目差・筆子の副役あり、後世に至りては目差、筆子、掟の順となりおれり」と述べられている。

「大奄美史」によると、琉球への服属と当時の諸制度の職制の項に、「旧記」によれば「大島の儀上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海在島にて支配有之、中古は大親役（うふやや）一間切（行政区画、今の村に当る）に一人宛、都合七人の支配有之、琉球へ年貢を納めたる由、大

島置目条々の旧書あり」とある。しかして、琉球服属時代の政治的中心地は、この時代を通じて二、三ヵ所に移動しているが、その中でも笠利間切の赤木名が最も長い間政庁の所在地であったようだ。

琉球服属時代に大島の統治に当たった役員と、その職掌とは、時代によって多少の変遷はあったが、「第四節大屋子時代」に述べたとおりである。

徳之島では大親を大屋子と言ったが、両者いずれも親雲上（ペーチン）から出た語で、同役であることは言うまでもない。そのほか、徳之島で与人を用人、目指を指役と言っているのも、要するに語を変えただけで同じ役目を指したものである。筆子と掟役は両島とも一致している。大島本島の役員の俸禄は明らかでないが、徳之島では大屋子が知行二十石、切米五石、用人が知行十石、切米二石、指役が知行五石、筆子と掟役は切米二石であったから、大島でもほぼ同様であったとみてよかろう。

(注) 旧制度によれば、琉球士族の階級は王子、按司、親方、親雲上、里之子、筑登之、子、仁屋などである。王子は藩王の叔伯兄弟子孫にして皆尚姓を用い、按司は先王の遠孫にして皆尚姓を用いる。向は尚の欠画である。

〃大島七間切　喜界五間切
徳永良部与論那覇の地の内〃

という琉歌は、琉球との同一体制が樹立してから歌われたものであろうと言われるが、行政区画としての大島、喜界の間切の数が挙げられているので、琉球国郷帳に記されている奄美諸島の間切名を掲げ、参考にしよう。

琉球国之内　大島

一、高千貳百石　笠利間切（かとく村、喜瀬村、あかきな村、やん村、うすく村、節田村、かしけん村）
一、高千四百拾九石　奈瀬間切（小港村、うら村）
一、高千五百壱石　焼内間切（ゆあんかま村、けせん村、なおん村、うけん村、すこ村）
一、高貳千百九拾石　西間切（小名瀬村、こし村、へた村、西のこみ村、芝村、すこし村、たけな村、おさい村、おしかく村、うけ島、よろの島）
一、高千七百三拾壱石　東間切（かとく村、あきな村、

くねつ村、かちょく村、しよどん村、かめの川村）
一、高九百四拾七石　往用間切（かねく村）
一、高千六百六拾五石五斗　小見間切（とくち村）
合高壱万四百五拾五石五斗　村数四拾

琉球国之内　鬼界島

一、高千八百六拾貳石　碗間切
一、高千三百貳拾貳石　荒木間切　しつる村
一、高千九百八拾六石　東間切
一、高七百拾貳石　志戸桶間切
一、高千五拾石四斗　西目間切　いしやく村
合高六千九百三拾貳石四斗　村数七ツ

琉球国之内　徳之島

一、高三千九百八拾貳石三斗　面縄間切あごん村
一、高貳千五拾壱石貳斗　東間切(花徳村　かめ津村)
一、高三千九百七拾六石貳斗　西目間切（せたき村、よなま村、てて村）
合高壱万九石七斗　村数九ツ

琉球国之内　与論島

一、高千貳百七拾貳石六斗　むきや村、あかさ村

第七節　「おもろさうし」と沖永良部

かつてテレビで放映されたことのある「野生号」は、大陸から耶馬台国への海路、道路、道順をこぎ舟によって追体験し、往古の事跡を確認しようというものであったが、その耶馬台国の史料は「魏志倭人伝」によるものであると聞いている。「魏志倭人伝」は、我が国古代史に関する最古の史料であると言われている。ところが、それに比類すべき我が国の古代史資料は、我が国にはないと聞かされている。また、朝鮮の「成宗大王実録」というのに、琉球の尚真王（一四七七～一五二七）時代に朝鮮人（済州島人）、金非衣、姜茂、季正などの琉球漂流記が載っているということであるが、それに類する内

容の文献は琉球側にはないとも聞かされている。

このように、ある国の史料がその国にはなく、隣の他国に残されているということはまことに珍らしいことであろうが、それはその当時の国々の文化度の違いを物語るものでもあるかのようである。

それはそれとして、かつて沖永良部島で歌われていたであろう「永良部のおもろ」が、その発生地である沖永良部島ではまったく忘れ去られてしまっているのに、「おもろさうし」に収録されていたために残っているということは、沖永良部島にとって、この「沖永良部島に関するおもろ」は「魏志倭人伝」や「成宗大王実録」とまったく同じような役割を果たしていると思われてならないのである。

島には島人自らの記録が少なく、いわゆる無意識伝承によって受け継がれてきた諸文化も、時の移りとともにしだいに消滅しつつあることを思うとき、「おもろさうし」に収録されている「沖永良部のおもろ」が、たとえ部分的であるにもしろ、古い昔の沖永良部島の一面を知るうえで、まことに貴重な史料であり文化遺産であると言っても言い過ぎではなかろう。そういう意味で、「沖永良部島に関するおもろ」について認識を新たにすべきではあるまいか。

「おもろさうし」は琉球の紀記、あるいは万葉とも言われ、沖縄、奄美の古謡を集めた貴重な文献として知られ、この地方の歴史、言語、宗教、民俗、芸能などあらゆる分野にわたる、魅力的な資料を豊富に集録した秘庫の観があるとさえ言われている。

「おもろ」は「うむる」の表記で、「うむる」はもともと「うむい」と言ったらしく、現在でも地方の神女たちは「うむい」と言っている。「うむい」は「思ひ」の転訛(てんか)で、胸中の思い「うむい」を美辞麗句を連ねて、韻律的に表現したものである。

「おもひ」、「おもい」はいずれも「うむい」の表現であることは言うまでもないが、「うむる」(おもろと表記)は「うむい」の連体形で、「うむるぐと」(思うこと)の省略形であろうと言われている。「おもい」とか「おもり」というのは地方語、平民語で、地方の神女(のろ)のものであり、それに対し「おもろ」というのは、首里語、貴族語で、草紙に記録されたものであるとする説もある。

「おもろ」は、「お杜でうたう神聖な歌」を意味するものであるとの説もあったが、それに対しては反論があったようである。

一　「おもろ」の採集と「おもろさうし」の編集についてはつまびらかでないが、沖縄・奄美の歴史を、

1　原始時代(漁猟時代、三〜四世紀まで)

2　古代社会(農業部落時代、三、四世紀〜一二世紀末)

3　封建社会前期(按司時代、三山対立時代一二〜一五世紀)

4　封建社会後期(第一尚王国、第二尚王国一五〜一九世紀)

5　近代社会(一九世紀〜現代)

という時代区分でとらえると、「おもろ」は部落時代の末期から按司時代、三山対立時代を経て第一尚氏による統一王国の成立、次に第二尚氏の中央集権、全沖縄の統一、さらに島津侵入による従属政権への変質まで、およそ六世紀、大体一二世紀から一七世紀半までの五〜六世紀間の歌謡の集積であると言われる。

二　「おもろさうし」の編集年次は、一五三二年〜一六二三年であろうとされている。

三　「おもろ」の種類については、次の八種類があると言われている。

1　地方おもろ。各地に歌われているものを集めたもので、部落時代のもの、按司時代のもので、すなわち初期および中期のもので、いわば農村の「おもろ」である。

2　ささおもろ。これは「えいさー、えいさー」と、にぎやかな囃子(はやし)を伴う集団舞踊の歌の先行形態とみられる「おもろ」である。

3　えとおもろ。1、2の次に現れるのが、「えとおもろ」である。巻十「ありきえと」、巻十三「船えと」などで「おもろ」総数の四分の一を占める。「えと」は「いーと」(沖永良部では「いっとう」)の表記で、本来は労働のときの掛け声を意味する。畑打ち、船こぎ、木挽(ひ)き、籾(もみ)すりなどいろいろな労働の掛け声から出発し、リズムに合わせて歌う歌に発達したものか舞踊は伴わない。

4　こねりおもろ。こねりは舞いの手の一つで、振り付けの定まったおもろである。

5　あすびおもろ。あそびは神事、をどりは芸事と言

われるが、神遊び、一般の饗宴（きょうえん）の歌舞も入っている。

6　名人おもろ。「おもりねあがり」と「あかいんこ」の二人の、おもろ歌唱の名人のおもろ。

7　神女おもろ。首里王宮の高級神女のおもろ。

8　公事おもろ。「みおやだいりのおもろ」と言い、王家の公的祭礼に歌うものである。

四　おもろのふし。「おもろ」にはそれぞれふし（曲節）の名がついている。すべて歌われたもので、歌うことによって伝承されたものであることを物語っている。ふしの名は三百一種あがっているが、別名がついているのもあって、整理すると約百二十種になると言われている。

五　「おもろ」の用語は、歌言葉で当時の口語をそのまま使用したと思われるのは少ない。

六　「おもろ」の記録は平仮名を主として、きわめてまれに平易な漢字を交え、句点および濁点はまちまちで、付してないのも多いと言われる。

七　「おもろ」の歌型については、自由と定型の中間にあると言われ、八音（三、五または四、四）が基調となっていること、対語、対句を用いていること、折り返しのあることが特徴的であると言われている。

八　対語は千三百余種もあると言われ、その多くは同義語、並行的なもの、正反対のものもある。たとえば、

あめ（雨）＝くれ（雨くれ）
かえて（帰りて）＝もどて（戻って）
おもひ（思い）＝かなし
げに（実に）＝だに（……でさえも）
やまと（大和）＝やしろ（山城）
きや（京）＝かまくら（鎌倉）
ほこ（矛）＝ゆみ（弓）
てだ（日）＝月
にし（西）＝ひが（東）
ゆう（夕）＝あさ（朝）
いし（石）＝かね（金）

などのごときである。

九　対句は対語と同じく、頻繁に使用され、「やかの大はまに、やかの中はまに」、「やかのおい人、やかのもと人」、「しまじりくねぶ、おや国くねぶ」、「おれづもが立てば、わかなつが立てば」などがあり、自然脚韻をふむ結果となり、軽快な行軍歌や進行型の集団舞踊

歌に多く用いられている。

十　折り返しは「おもろ」の一特長であるが、すべての「おもろ」にあるというわけではなく、巻十の二四や巻十一の八二のように折り返しのないのもある。折り返しは、例えば巻十三の八九「はつにしやがふし」に

一　地天とよむ　大ぬし　一　地天とよむ（名高い）大ぬし
ちゅらの　はなの　美らの花の
さいわたる　みもん　咲いわたる　見物
又　天地とよむ　大ぬし　又　天地とよむ　大ぬし
（折りかえし）

と表記してあるが、前（一）と後（又）の二節からなり、又の第一行目は一の一行目の対句（天ち）をすえ、二行目以下は前節の二行目以下の繰り返しである。

だから

一　地天とよむ　大ぬし
ちゆらの、　はなの
さいわたる　みもん
又　天ちとよむ　大ぬし
ちゆらの　はなの
さいわたる、みもん

と、読むべきものである。短い感動を表出する叙情的歌謡に多く見られる。

十一　「おもろ」の総数は千五百五十三首と言われるが、その中には二重、三重の重複があるので実数は千百四十四首であると言われている。

十二　奄美大島の「おもろ」は、すべて巻十三に入っている。おもろ時代の終期まで、奄美は沖縄の一地方であった。しかし「おもろさうし」編集時代には島津藩の中に入っているので、主として海上活動の「おもろ」を集めた巻十三に入れたのであろう。喜界、大島、徳之島、沖永良部、与論の「おもろ」約三十種がそれで、文学的に優れたものであると言われている。

沖永良部島関係の「おもろ」は、次のように十五首ある。すなわち、

○　巻十三の一〇五、はつにしやがふし

（本文）　（釈　文）

一　月しろの、大ぬし　一　月代の　大主
きくやなきたけから（又はききや）　月あなぐり嶽から
やまは　ひちめかちへ　山端　漬（ひ）ちめかして

又　あかて　てる　月しよ　又　上って　照る月こそ
あか　なさか　せひき　吾(わ)が汝背が　瀬引き
やひ　きゑあかるやに　綱引き　上るように
又　ゑらふ　てる　月しよ　又　えらぶ　照る月こそ
注釈　月しろの大ぬし＝月のこと。月の擬人化。きくやなき（ききやなき、ともある）＝月の昇るのを求める意。やまは＝山端。めかちへ＝めかして、ようにするの意。しよ＝間投助詞「こそ」の約。ゑらふてる月＝「混効験集」に「さやか成月也」とある。抜きんでて照る月という意であろうか。一書に永良部てる月、とあったのでここに取り入れた。
通釈　月の大神が月を探求するお嶽から出て、山の端をぬれるようにして昇って美しく光るお月様は、我が父が引き寄せて昇るようだと詠んだものである。
○　巻十三の一一二、しよりゑとのふし
一　あかかにか　ふなやれ　一　あかかにか船遣り
てたかまへ　しられて　按司に申し上げて
おゑちへ　こうて　追い風を請うて
くもに　おくられれ　雲に　送られよ
又　おゑましか　ふなやれ　又　上間子が　船遣り
てたか　まへ　按司の前
注釈　あかかに＝人名。赤銅色の肌をした沖永良部の船頭とみられている。ふなやれ＝船遣り、航海。てたかまへ＝按司の前。しられて＝申し上げて、守護されて。おゑちへ＝追っ手の風。順風。おこられれ＝送られよ。送られなさい。おゑまし＝人名。上間のお方。し（子）は人名につく接尾敬称辞。
通釈　年老いたあかかにの航海だ。神様に順風を願い求めて雲に見送られよ。
○　巻十三の一一三、しよりゑとのふし
一　あかかにか　ふなやれ　一　あかかにか船遣れ
ゑらふ　むすひよもへ　永良部むすひよもへ
いみやこ　より　いま　ここより
めつらこゑ　やらに　珍しい声を遣ろうか
又　おゑましか　ふなやれ　又　上間子か　船遣れ
又　たひに　たつ　あんは　又　旅に　立つ　我は
くれるてや（又はくれかてや）　あれとも　別れかねて寂しいことだが
いみやこ　より　いま　ここより
注釈　むすひ＝人名。よもへ＝思え、接尾敬称辞。いみやこ＝いまここ＝指小辞。めつらこゑ＝珍ら声、美

しい声、珍しい消息。やらに＝遣ろう、遣わそう。くれるて(か)＝別れかねて寂しいこと。
通釈　年老いたあかかにの航海だ。沖永良部のむすいを思い、珍しい消息を送ろう。
○　巻十三の一一四、しよりゑとのふし
一　ゑらふ　たつ　あすた　一　永良部発つ　長老達
大くすく　げらへて　大ぐすく　造って
げらへ　やり　造ってやりなさい
おもひくわの　おため　思い子のおため
又　はなれたつ　あすた　又　離島発つ　長老達
大くすく　大ぐすく
注釈　あすた＝部落の長老たち。大くすく＝大きな城。げらへやり＝造って。やり、は補助動詞。おもひくわ＝思い子。可愛い子。はなれ＝離れ島のこと。ここでは沖永良部島のこと。
通釈　離島の沖永良部へ出発する方々、大きな城を造ってやりなさい。可愛いいお子のために。
○　巻十三の一一五、しよりゑとのふし
一　ゑらふ　まこはつか　一　永良部　孫八が
たまのきやく　たかへて　玉の客　崇(たか)えて
ひといちよは　ひといちよ(船名)は
すかまうちに　はりやせ　朝のうちに　走らせ
又　はなれ　まこはつか　又　離れ　孫八が
たまの　玉の
注釈　ゑらふまこはつ＝後蘭孫八のこと。たまのきやく＝神名、奥社の神。たかへて＝崇えて。ひといちよ＝船名。すかま＝「混効験集」に、四ツ時分とあり。午前、午後の十時から後二時間のことであるが、ここでは早朝のこと。
通釈　離島の永良部孫八が玉の客（女神宮）を崇えて、船を出すのは早朝のうちにせよ。
○　巻十三の一一六、しよりゑとのふし
一　ゑらふ　世のぬしの　一　永良部世之主の
ゑらて　おちゃる　のさ　選んでおいた蔵
あくか　むむよみの　吾子がももよみの
まきんとて　みやせ　真絹　取って見やせ
又　はなれ　世のぬしの　又　離れ　世之主の
ゑらて　おちやる　選んでおいた
注釈　のさ＝蔵(おさ)。むむよみ＝布の長さを計ることの意。まきん＝真絹。ま着。ゑらておちやる＝選んでおい

た。

通釈　離島の沖永良部の世之主が選んでおいた蔵で、我が子がむむよみの美しい着物として差し上げます。

○巻十三の一二三、うちいてはさはきしうがふし

一　きこゑおしかさ　一　聞こえ押笠（かさ）
　とよむ　おしかさ　響む押笠
　やうら　おちへつかい　やうら押ちへ　使い
又　ききやの　うきしま　又　喜界の浮き島
　ききやの　もいしま　喜界の燃え島
又　うきしま　にから　又　浮き島にから
　ひるかさり　きやち　辺留　笠利に（へ）
又　ひるかさり　から　又　辺留　笠利から
　中せとうち　かち　中瀬戸内に
又　中せとうちから　又　中瀬戸内から
　かねのしまかち　金の島（徳之島）に
又　かねのしまから　又　金の島から
　せりよさにかち　せりよさ（沖永良部）に
又　せりよさにから　又　せりよさから
　かいふたにかち　かいふた（与論）に
又　かゑふたにから　又　かえふた　から
　あすもりにかち　又　安須森（辺土にある）に
　あすもりにから　安須森　から
又　かなひやふにかち　かなひやふ（今帰仁城の美称）に
　かなひやふにから　又　金比屋武（今帰仁城）に
又　ききやの　おきしま　又　喜界の浮き島
　ききやの　もいしま　喜界の燃え島
又　おきしま　にから　又　浮き島にから
　ひるかさり　かち　辺留　笠利に
又　ひるかさり　から　又　辺留　笠利から
　中せとうち　かち　中瀬戸内に
又　中せとうち　から　又　中瀬戸内から
　かねのしま　かち　金の島（徳之島）に
又　かねのしま　から　又　金の島から
　せりよさ　にかち　せりよさ（沖永良部）に
又　せりよさ　にから　又　せりよさから
　かいふた　にかち　かいふた（与論）に
又　かいふた　にから　又　かえふた　から
　あすもり　にかち　又　安須森（辺土にある）に
　あすもり　にから　安須森　から
　あかまる　にかち　赤丸（辺土名にある）に
又　あかまる　にから　又　赤丸　から
　さちちゃもりかち　崎ぎや杜（古宇利島）に
又　さちちゃもりから　又　崎ぎや杜から
　かなひやぶ　にかち　金比屋武（今帰仁城）に
又　かなひやぶ　から　又　金比屋武　から
　さきよた　にかち　崎枝（読谷山）に
又　さきよた　から　又　崎枝から
　おやとまり　にかち　親泊（那覇港の美称）に
又　おやとまり　から　又　親泊から

　中せとうち　かち　中瀬戸内　に
又　中せとうち　から　又　中瀬戸内から
　かねのしま　かち　金の島（徳之島）に
又　かねのしま　から　又　金の島から
　せりよさ　にかち　せりよさ（沖永良部）に
又　せりよさ　から　又　せりよさから
　かいふた　にかち　かいふた（与論島）に
又　かいふた　にから　又　かいふた　から
　あすもり　にかち　安須森（辺土にある）に
又　あすもり　にから　安須森　から
　あかまる　にかち　赤丸（辺土名にある）に
又　あかまる　にから　又　赤丸　から
　さちちゃもりかち　崎ぎや杜（古宇利島）に
又　さちちゃもりから　又　崎ぎや杜から
　かなひやぶ　にかち　金比屋武（今帰仁城）に
又　かなひやぶ　から　又　金比屋武　から
　さきよた　にかち　崎枝（読谷山）に
又　さきよた　から　又　崎枝から
　おやとまり　にかち　親泊（那覇港の美称）に
又　おやとまり　から　又　親泊から

　しよりもり　にかち　首里杜に

注釈　にから＝格助詞で動作、作用の起点を示す格助詞「に」と、格助詞「から」の接続した形。かち＝方向の格助詞「に」、「へ」に当たる。いまの方言では……ンカチとなる。せりよさ＝沖永良部島の古名。かいふた＝与論島の古名。安須森＝辺土にある別名。さはや岳。あかまる＝辺土名にある。さちちゃもり＝古宇利島にある杜（もり）。かなひやぶ＝今帰仁城の中にある杜。さきよた＝読谷山の別名。残波岬の別名。おやとまり＝泊の美称。那覇港の美称。

通釈　1名高く鳴り響く押笠（女神官名）が、静かに船を押しての使者だ。
2喜界島の情熱をかきたてる海に浮かぶ島。
3その浮かぶ島にいてから辺留、笠利へ進み。
4辺留、笠利から中瀬戸内へ進み。
5中瀬戸内から徳之島へ進み。
6徳之島から沖永良部島へ進み。
7沖永良部島から与論島へ進み。
8与論島から安須森（辺土）へ進み。
9安須森にいてから赤丸へ進み。

10赤丸にいてから崎が森（古宇利島）に進み。
11崎が森から金比屋武（今帰仁城の中に）に進み。
12金比屋武から崎枝（読谷山）に進み。
13崎枝から親泊（那覇港）に進み。
14親泊から首里杜に進み。

説明　押笠女神官が、喜界島から首里城へ国王を拝しにくるまでの道程を列挙したものである。離島の「ありきゑと」として、祭式用に用いる歌には必ず自分の島から首里城へ、船をこいでのぼる内容のものが歌われる。いわゆる「島渡りのオモロ」と言われるゆえんである。この歌も本来はそうしたものとして作られ、祭場で歌われて、喜界島の神女が国王へあいさつに行く次第を述べていたものと思われる。同文が巻十と巻十三に重ねて収められているように、後には一般の航海のとき出港に当たって歌われ、その言挙げによって寄港地を無事に通過して、帰ってくることができるようにと願われて、歌われるようになったのであろう。ここにオモロの持つ宗教的呪（じゅ）力性がある。

○　巻十三の一九〇、しよりゑとのふし

一　ゑらふ　世のぬしの　一　永良部　世之主の
　おうねはし　しよわちへ　お船橋　し御座して
　ゑらふしま　なちやる　永良部島　成したる
又　はなれ　世のぬしの　又　離れ　世之主の
注釈　はししよわちへ＝橋のように足がかりにして。なちやる＝成したる。造った。
通釈　沖永良部の世之主が、お船でお渡りになられて沖永良部島をつくられた。

○　巻十三の一九一、しよりゑとのふし

一　ゑらふ　よのぬしの　一　永良部　世之主の
　ゑらておちやるみちやふれ　選んでおいた御駄群
　みちやふれや　御駄群は
　世之主ぢよ　まちよる　世之主ぞ待っている。
又　はなれ　世のぬしの　又　はなれ　世之主の
又　金くら　かけて　又　黄金鞍かけて
　よわ　とまり　おれて　与和　泊下りて
注釈　みちやふれ＝御駄は馬のこと、馬の群れ。ぢよ＝こそ、係助詞。金くら＝黄金鞍、りっぱな鞍。
通釈　離島の世之主が選んでおいた馬の群れ。その馬の群れは世之主をば待っている。りっぱな鞍をかけて与和、泊下りて。

○　巻十三の一九二、はつにしやがふし

一　ゑらふ　せりよさに　一　永良部　せりよさに
　はこき　はりそゑて　端漕き　走り競いて
　あまへ　こが　歓え子が
　まふり　よわるゑそこ　守り給う　ゑそこ
又　はなれ　せりよさに　又　離れ　せりよさに
注釈　せりよさ＝沖永良部島の古名、または沖永良部内のある地名。はこき＝船名、沖永良部島の船。はりそえて＝走り競いて。あまへこ＝神名、お岳の神。まふりよわる＝守りたまう。ゑそこ＝大型の船。
通釈　離島の沖永良部島のせりよさ（地名）へ早く舟を進ませて、歓（よろこ）ぶ神が見守っていらっしゃる舟だ。

○　巻十三の一九三　しよりゑとのふし

一　かつれんが　ふなやれ　一　勝連が　船遣れ
　うけよろは　はししやり　請　与路は　橋しやり
　とく　ゑらふ　徳　永良部
　たより　なちへ　みおやせ　たより成してみお遣らせ
又　ましふりか　ふなやれ　又　ましふり（人名）が船遣り
注釈　かつれん＝勝連の人。うけよろ＝請島、与路島。はししやり＝橋のように足がかりにして。ましふり＝人名。勝連の人。
通釈　勝連のましふりの航海だ。請、与路を橋わたしにして、徳之島、沖永良部とを縁あるものとして、差し上げます。

○　巻十三の一九五、はつにしやかふし

一　さと中の　ころかま　一　里中（地名）の子ろかま
　いちのたし　まちよく　一の櫂　真強く
　あまへこか　歓へ子（神名）が
　まふり　よわるゑそこ　守っておられるゑそこ
又　としらもい　ころかま　又　としらもい子ろがま
又　たみなたけ　めより　又　田皆岳　見より
又　にしめたけ　めより　西目岳　見より
又　せりよさの　はつきは　又　永良部の　はつき（船名）は
　へきおり　あけより　走ってきつつある
注釈　さと中＝地名。ころ＝男。がま＝親愛を表す指小辞。いちのたし＝一の櫂、立派な櫂。としらもい＝地名、年よりの意との説もある。たみなたけ＝田皆

岳で田皆の拝所。にしめ岳＝西目のお岳で西目の拝所。はつき＝船名。へきおり＝走ってきつつあるの意。あけより＝未詳語。

通釈　里の青年の最初のこぎ出しがまことに強く、歓ぶ神が見守っておられる船だ。田皆岳や西目岳の神々が見ている。沖永良部のよく走る船を海に浮かべており。

○　巻十三の一九六、しよりゑとのふし

一　ゑらふやま　またけ　一　永良部　山　真岳
おさんする　かみかみ　鎮座する　神々
あんまふて　我　守ふて
此と　わたしょわれ　この渡（海）渡し給へ
又　はなれやま　またけ　又　離れ　山　真岳

注釈　やま、またけ＝沖永良部島にあるお岳。おさんする＝鎮座する、おさんは、神が聖域にましますことをいう。と＝海、海峡、渡と書いてある。渡中など。わたしょわれ＝渡し給へ、渡してください。「よわれ」は補助動詞。

通釈　離島の沖永良部の美しいお岳から、ながめておられる神々よ、わたしを見守ってこの海を無事に渡してください。

○　巻十三の一九七、しよりゑとのふし

一　ゑらふ　おわる　みそのろ　一　永良部おわる　三十祝女
みそのろは　たかへて　三十祝女は　崇へて
あん　まふて　我　守ふて
此と　わたしょわれ　此渡　渡し給へ
又　はなれおわる　みそのろ　又　離れおわる　三十祝女

注釈　おわる＝おわす、いらっしゃる。みそのろ＝三十祝女（のろ）、数多くの神女。たかへて＝崇めて、敬って、尊んで。

通釈　離島の沖永良部にいらっしゃるたくさんの女神官（のろ）たち、そのたくさんの神女たちを崇めて、わたしを見守ってこの海を無事に渡してください。

○　巻十三の二一三、しよりゑとのふし

一　ゑらふ　むすひよもへ　一　永良部むすひ　思え
くれる　てや　なちゃる　別れかねて寂しくなった
いみやこ　より　いまここより
めつらこえ　やらに　珍らしい　消息をやろう
又　たひ　たつ　あんや　又　旅　立つ　我は
又　なつたなし　やれは　又　夏手無し　なれは

はたからむ　さわらん　肌からも　触らん
又　つしやの　たまやれは　又　数珠（ずず）の　玉なれば
くひからむ　さわらん　首からも　触らん

注釈　むすひよもへ＝「むすひ」は人名、「よもへ」＝貴人名につける接尾敬称辞。くれるて＝別れかねて寂しいこと。（くれかて）。なちやる＝なした。なつたなし＝夏手無し、衣の名、芭蕉（ばしょう）や麻で作った着物。やれは＝であるから。さわらん＝触ろう、触れよう。つしやのたま＝粒の玉。

通釈　沖永良部のむすひを思い、別れかねて寂しくなった。いま、ここから美しい声をやろう。旅に立つ自分は、夏に着る手無し着物であるので肌からなりと触れよう。数珠の玉をかけているので、首からなりと触れよう。

沖永良部にかかわりのある「おもろ」は、以上のようなものではなかろうかと思われる。

沖永良部島の郷土史を調べていて頼りなさを感ずることは、何といっても史料がないということである。それは、この島の文化度がまだ文献時代に達していなかったということとかかわりがあることであろう。南島で鉄器を使い、文字を使用する、いわゆる文化段階に達したのが、沖縄では十三～四世紀、沖永良部では十七世紀以後ではなかろうか、との見方をする向きもある。

そういうことどもを併せ考えながら、「おもろさうし」に収録されているこれら「永良部のおもろ」を味読すると、まことに興味深いものがわいてくるのではなかろうか。

第八節　沖永良部と倭寇

「世之主時代（一三九五～一四一六年）黄美留村に扇子丈という者がいて、釣りの最中刀を釣り上げ所持していたが、魚を切るとまないたまで切り込むほど切れるので、それから秘蔵していたところ、その子がその刀で怪我をしそのために死んだので、腹立たしさのあまり古場野という野原の真石を切ったところ、真っ二つに切り

割ったので恐しくなり、元の海中に投げ捨ててしまった。ところが、夜な夜な海中で光って見えるので、世之主の城から使者を遣わし、取り寄せて秘蔵しておいた。」という意味のことが「世之主由緒書」に記されているが、海中から刀を釣り上げたとか、海中へ投げ捨てた刀が夜な夜な光って見えるとか、ということは現代の常識ではとうてい理解できないことである。

これはおそらく、海からの来訪者との交渉があったことを物語るものではなかろうか。海からの来訪者とは、つまり倭寇である。昔「沖縄本島、東海岸の石川村海岸に倭寇があって、伊波の按司との間に大激戦があった。日本人（倭寇）はその船に積んであった金銀、財宝をことごとく海中に投じ全員自殺したという。現に石川村には日本人が投げ捨てた金塊を拾い上げ、金持ちになった者もいるという口碑がある。（「倭寇史蹟の研究」）」ということなど考え合わせると倭寇との出会いのあったことが想像される。

倭寇とは、十三世紀から十六世紀にかけ朝鮮や中国沿岸をあらした、日本人を中心とした海寇集団に対する朝鮮や中国側からの呼称である。

観応元年（一三五〇）以後文和四年（一三五五）我が辺民高麗を侵す。天授元年（一三七五）倭寇激しく、この年高麗より使きたり、禁圧を請うということも起こっている。

このように初めのころは、主として高麗を侵していたのであるが、対象としたのは米穀と人民で、被虜一人に付き綿布十匹が相場であった。後には北支、中支、南支にわたって、その沿岸を侵したようである。

倭寇の根拠地は長崎県の五島や、佐賀県の松浦、鹿児島県の坊津などが中心であったと言われ、主に東支那海を舞台に活躍した。

十六世紀ごろの倭寇の主体は中国人で、日本人は一～二割程度だった。密貿易を主目的とした海上暴力集団で、琉球は中継基地として利用された憾がある。

琉球では尚清王が死んだ翌年、嘉靖三十五年（一五五六）夏、尚元王が即位して間もなく、中国の江浙（江蘇省・浙江省）を襲って撃退された倭寇が那覇港左岸のヤラザ森城の下に現れ、尚元王はたちまちこれを撃退したということがある。

琉球における倭寇は、これ一度ではなかった。離島に

もしばしば倭寇があった。宮古島の「殿の時代」というのは、倭寇の連中が一時占領していた時代のことである。慶良間や伊平屋島に倭寇の口碑があり、一時もしくは永久的に占領し、根拠地としたのではなかろうか。

倭寇についての文献はほとんどなく、そのことについては史跡や伝説、習俗、行事などについて考察するよりほかに方法がないと言われている。

稲村賢敷著「琉球諸島における倭寇史跡の研究」の中で、童名「ガーラ」は倭寇の子孫であると述べた中で、次のようなことが記されている。「そのころ中国では倭寇の隊長のことを『日本甲螺』といって恐れていたが、『甲螺』というのは『頭目』すなわち『カシラ』のことで、この『カシラ』の音を漢字にあてて『甲螺』と書き、訛って『コーラ』というのだろう。南方諸島で日本人のことを『ゴーレー人』というのは、『頭目』に対し『カシラ』ということから起こり、しだいに日本人全体の名称となったのだろう」と述べた後で、沖永良部の俗謡「後蘭孫八が積み上ぎたる城、イラブ三十祝女ぬ遊び所」を取り上げ「後蘭孫八と漢字で書いてあるので発音が分らないが『ゴーレー』又は「ガーラ」に近い音だから、孫八は明らかに日本人である」と述べている。

後蘭が地名で「ゴラン」（グラル）と訓んでいることが分からないまま想像して書いているようだが、童名「ガーラ」は倭寇の子孫であるということを強調し、倭寇とのかかわりから孫八が日本人であることを立証しようというのであろう。

「世之主由緒書」に「後蘭孫八、屋者真三郎二人共長九尺余りの大男にて候由……島人は琉球人にては孫八、マサバルなどと名乗申さず、多分は日本よりの落人にて、世之主へ奉公仕居為申者共にては無御座候哉…」とあることからも、孫八らが日本人であることを主張しているものといえる。

これを裏書きするかのように、玉江末駒編「沖永良部史稿本」に「越山の頂上に俗に『ごうじんどう』と称する土を盛りたる古墳二基あり、ごうじんは方言『ぐじん』と同じく土石を積みて盛ることなり。明治二十五年の頃これを発掘したる者あり。その言を聞くに最初饅頭形に積みたる石を取除きしに黒石を畳み合せたる跡あり、これが下には白砂を敷きその中に少量の人骨と黄銅の破片ありしと、他の一基はまだ原形のままにてその上に雑木

茂れり。思うに御陵の形を模したるものの如し。これあるいは孫八等の主君の墳墓にあらざるか」とあって、孫八らには世之主に仕える以前に別の主君のあったことを暗示しているが、いずれにしても孫八ら世之主の四天王と言われる人々は同時に島にきたのではなく、個々にきて住みついたものではなかろうかと思われる。

東支那海を、長い日数かけて行き来していた彼ら倭寇が目的を持って立ち寄ったり、あるいは難船漂着したりして島にき、帰りの船を待ちながらその機会もなく、不本意ながら島に住みついた者もいたであろう。

倭寇史跡には松明を点じ、遠く沖を通る僚船（倭寇船）に合図する「灯つけ原」「灯ヤ原」などと言われる遺跡があると言われているが、根折の「チイヤ原」や畦布の「灯ヤ原」や「灯つけ原」などはそれに当たるものではなかろうか。

畦布の湾川浜の西側に「ドヌシ」と呼ばれている小地名があるが、これは「何の瀬」のなまり音であるという。昔ここに和船が度々入港したが、そのとき「何の瀬に舟を繋ぐか」と言っていたことから頭音の「何の瀬」が地名になったものとの口碑がある。一説にはここに緞子を乾したので緞子がなまって「ドヌシ」となったのだとの説もある。和船といい、緞子といい、何か倭寇とかかわりがあるような気がするが、詳しい口碑は残っていない。

屋久島、口永良部島に「バンドカ」（番所）という所があって倭寇の見張り所であったと言われているが、上城や田皆のバンド（万当）も番所からきたものではなかろうか。案の定、上城のバンドは攻めてくる船の見張りをする番所であったとの口碑があるが、船とは倭寇船であろう。

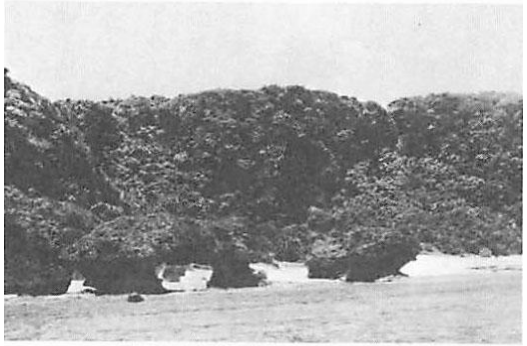

畦布湾川浜西側にあるドヌジ

第五章　近世（大和世）

第一節　島津氏の琉球入り

慶長十四年（一六〇九）、島津氏が琉球を侵略した事件を、薩摩侵入、島津入り、慶長の役、征縄の役、琉球征伐、島津の琉球入りなどと呼んでいる。日本の封建的統一運動の一環とみて島津進入と評価する見解も一方にはある。

幕府統一政権の対明（中国）政策は、豊臣秀吉の第一次朝鮮侵略（一五九二年の文禄の役）挫折後、それまでの唐入から勘合（単に公貿易の意味）要求に転換するのであるが、薩摩藩主島津氏は室町時代から琉球貿易の有利なことを知り、これを独占しようと考えていた。けれども幕府はそれを許さないで島津氏に監理を命じた。

島津氏の琉球入り（一六〇九年）より九十三年前の永正十三年（一五一六）、備中の三宅和泉守国秀が琉球征伐を企てたのを幕府が知り、島津氏に命じ三宅氏を山川港（一説には坊ノ津）で取り押さえた事件があった。

それより六十八年後の天正十二年（一五八四）、因州の亀井武蔵守茲矩が琉球征伐の允許を秀吉に請うたので、秀吉は即座に腰の扇子を取り、それに「亀井琉球守」と書いて渡したことがある。この扇子は「亀井武蔵守」が船中に遺失したが、拾い上げられて今日に伝わっているという。ところが亀井氏の琉球征伐は征韓の役（文禄の役）のため沙汰やみに終わった。

それまでの琉球と薩摩の関係は善隣友邦としての間柄であり、兄弟としての関係であったことは、永正五年（一五〇八）島津忠治から琉球王あての書簡に「抑々我國貴國を以て善隣となす事、他國の比量すべきものなし。云々」とあり、また元亀元年（一五七〇）島津義久から中山王あての書簡には「貴國は阨邦と鯨海千里を隔つと雖、往昔より昆弟の約あり」の文句があり、天正十二年（一五八四）三司官から鹿児島奉行衆へあてた書簡に「今より以後、又旧規にたがわず、隣好を修むべき事こいねがう所なり」とあることからも、善隣友邦と考えていたことがわかる。

また、慶長以前の琉球王に対するあて名にも、殿下陛下・階下などの敬語があるくらいで、島津氏は琉球を

善隣友邦と考え、決して配下とは考えていなかったのである。

島津氏の琉球入りは、すでに十四、五年も前の秀吉の征韓時代に始まっている。

文禄元年（一五九二）の征韓役に当たり、島津氏は秀吉から一万五千人の出兵を命ぜられたが、その一部を琉球に負担させるつもりで、差し当たりその半数の七千五百人に対する十ヵ月分の食糧を出すか、それでなければ大島以下五島をゆずり渡すように、との難題を持ちかけてきたのである。そのころの一人分の軍糧は一日分五合の割合であったから、七千五百人の十ヵ月分では、一万一千二百五十石の量になるので、琉球にとっては大きな負担である。ちょうどそのころ琉球では、冠船（冊封使の乗船）迎接の準備中であったのでひとかたならず当惑し、群臣を集めて協議した。このとき三司官（法司ともいい三人の重職）謝名親方が顔色を変えて激昂し反対を唱え、拒否することに決した。「喜安日記」にこのときのことが「勅使迎えの事、金銀米銭、山の如く霞の如く積みたりとも、なお飽き足らじ、いかにもなり難しと憚るところなう申されけり」とある。

こういう事が口実となって、島津家久が幕府の許可を得て征討の軍を催すことになったのである。

島津氏が琉球を征伐するに至った原因は一朝一夕のことではなかったが、その直接の原因として「琉球軍記」（中山国並大島諸島攻取日記）には、次のように記されている。

「慶長征縄役前琉球国尚寧王の臣に謝名親方（鄭迥）と池城親方との二人あり。この二人七島の船頭に依頼して曰く、国主尚寧王近来銀子別けて差迫り候に付き大和の殿様（島津氏）へ御訴へ申上げ、銀子二百五十貫目御拝借仕りたしと。この時七島の船頭は右両人の親方と相談の上、利銀五割に取り定め、島津氏に右の旨訴へ、願いの通り銀子二百五十貫目拝借し、琉球国へ下り右両人の親方に渡したり。之より毎年利米として五枚帆の船に積み登り上納せりと雖も、其後利米を納めざるに至りしかば、其故を詰問せしに謝名親方曰く、右銀子の儀は年々米にて元崩しにて返し只今出入なく返済せりと。因て諸船頭も迷惑に思い、次に池城親方に問いしに同氏は曰く、謝名親方斯くと申せば予も亦如何とも致し難し、一応謝名親方へも其旨相達し相談すべしと。斯くて事再三に及

べども相変らず斯る非道の行ありければ、船頭共遂に決議相談の上急に薩州へ登り、島津氏へ此旨申上げしに、島津氏之を聞き入れ、再度使者を琉球に遣わせしも謝名親方蔑ろに散々もてなせしかば、遂に事征伐に及びしなりと。」

(注)　謝名親方は、唐名を鄭迥といって明の帰化人三十六姓の裔で、那覇久米村の胡城家の先祖である。十七歳のとき福州に渡り、多年南京の国子監（明の大学）に学び、帰国後講解師として子弟を教え、数回進貢使人として入閩し、功によって浦添間切謝名の総地頭に任ぜられ謝名親方と称し、尚寧王時代、慶長十一年（一六〇七）三司官に抜擢された人で、大小の政治皆彼によって決せられるほどであった。唐栄（久米村）出身で三司官になったのはこの人が最初である。

極端な親明派の頭目で中国思想の代表者であった。「喜安日記」に「謝名は六尺ばかりの色黒き男なり」とあるが、身長六尺ばかりで色黒く容貌魁偉しかも傲骨の士で終始一貫王の信認を得ていた。薩摩でもこの人を手ごわい者として評判が高かったとみえ、捕虜となって薩摩に上陸したときには「音に聞ゆる謝名見んとて見物の人市をなした」と「喜安日記」に見える。鹿児島で斬首の刑に処せられた。本土側からいえば逆賊であるが、琉球側からいえば無二の忠臣であった。

これが琉球征伐の直接の原因であったろうが、この征戦の由来するところはきわめて遠かった。

琉球は察度王が明主朱元璋の招諭に応じ、明に入貢しその子武寧王のときから支那の勅使冊封を受ける例を開いたが、室町幕府の末から徳川幕府の初めにかけて、琉球が礼を失したことは一再にとどまらなかった。もとよりわが国は琉球が支那の冊封を受けて、彼に入貢している事実を知らないのではなく、よく知っていて見逃がしてはいたものの、それかといって琉球を支那の略奪に任せる意志はなく、薩州島津氏をしてこれを監理せしめたのである。しかるに友邦としての実を尽くさず、みだりに礼を失したのであるから憤怒を招くに至ったのも偶然ではない。たとえその間に情状の察すべきものがあったにしても、つまりは責めなきを得ないのである。

琉球はもと薩州に属し、古くは島津氏に対して納貢時をたがえず、慶弔にも一々使いを派して礼を失わなかったのが、室町幕府の末葉すなわち戦国時代になって、日本国内の騒乱に乗じて貢を違えて、礼を失したことが一再でなかった。

次に琉球入りの原因になったであろう罪状を列挙してみよう。

1　天正元年（一五七三）、島津家の使、僧雪岑が琉球に致るや、尚永王これを持つことはなはだ倨傲、三司官らまた館に来りて慰労せず、雪岑をして憤然帰国せしめたこと。

2　秀吉の朝鮮征伐を起こすや、琉球に説き肥前名護屋に来り謁すべき旨申し遣わしたにもかかわらず、秀吉に対し一言の回報にも及ばずして、侍臣謝名親方鄭迥を明に遣わし、かえって日本がまさに入冠せんとすることを明に告げしめたこと。

3　征韓役に際し、島津氏は使を琉球に遣わして、七千五百人の十ヵ月分糧食を肥前の陣屋に輸次せしめんとしたが、琉球王尚寧はかえって暴令と疑い、窮国の疲民兵賦償出の途なしとの理由の下にこれを拒絶したこと。

4　爾来尚寧王は島津氏に怨恨を抱き、しきりに好を明国に通じて、本土と疎遠になったこと。

5　慶長七年同八年琉球人が奥州ならびに肥前平戸に漂着した時、これをその本国琉球に護送したが、彼てんとして謝意を表さなかったこと。

6　島津氏から徳川氏の創業を慶賀するよう、尚寧王に忠告したが、彼はこれに応じなかったこと。

7　慶長九年二月薩摩から一書を贈り、年来の無状を詰問して来聘せしめようとしたが、尚寧王頑として耳をかさず、翌年明の冊封を受けてからはその力をたのみていよいよ島津に疎遠となったこと。

8　徳川氏が明と互市を開く目的をもって、琉球を介してその媒たらしめようとしたとき、三司官鄭迥をしてこれを拒絶せしめたこと。

9　慶長十三年島津家久は竜雲、雪岑の二僧および島原宗安らを琉球に遣わし、速やかに駿府に来聘すべき旨を諭さしめたが、彼断固として応ぜず、かえって使節を謗辱したこと。

かくのごとく島津氏に疎情であったばかりでなく、ついには薩摩からの使節を侮辱するに至ったので、島津氏ももはや黙視することはできなくなったのである。

しかしこれは薩摩側からの一方的言い分であって、琉球側から言えば、たとえ弱小国とはいえ純然たる独立国であり、少なくとも慶長までは主徒の関係はなかったのだから、一々薩摩の命令に盲従する義務はなかった。

薩摩であってもまんざらこれを知らなかったわけでなく、島津氏の来翰にも「往昔より昆弟の約あり」とあるように、まったく対等の交際をしていたことは、当時の往復文書によって見ても明らかである。しかるにこれを知りながら、あえて口実を設けて征琉の挙に出るのは、隠れた意図があり、琉球を介して対支貿易の巨利を独占せんがためであった。

薩藩としては、すでに朝鮮貿易が九州の他の諸藩に先手を打たれて容易に手出しができなかったので、せめて琉球を対支密貿易の拠点として、その利益を独占することが多年の宿望であった。琉球征伐もこの宿望から発した予定の行動であった。聘問の礼を失したとか、借金の滞納、権臣謝名親方の横暴、使節の侮辱とかいうことは単なる口実である。真の原因は支那との密貿易にあったことは、その後の薩藩の政策によって裏書きされている。琉球に対しても王国としての飾りには手をつけず、その制度風俗は旧来のままに存置して、もっぱら実質的の商利を搾取するをもって賢明な政策としたのである。

〔琉球入りの準備〕

薩摩ではすでに侮辱をこうむる前、一度は琉球を討ってこれを懲らす必要を認めていたから、慶長十年七月に本田親貞を駿府に遣わして、琉球を討たんことを幕府に請わしめたことがある。しかるに徳川家康は今一度使を遣わして来聘を説き、それでもなお聞かなかったらいよいよ征討の軍を発せよとの沙汰があった。それで一時猶予したが、翌十一年六月島津家久が徳川家康に伏見城で謁見して、「琉球近年懈怠致候、殊更権現様（家康）へ御礼申上之旨使礼を以て申付候得共領掌致さず候間、人衆を差越し退治可致云々」の旨を山口直友から言上せしむるに至って、家康もこれを許したというから、慶長十四年の琉球入りの準備はすでにその数年前から着手していたことが分かる。

そしてこの準備は慶長十三年の秋にはもはや整頓して

いたらしく、すでに同年九月六日には「琉球渡海の軍衆御法度之条々」という布達まで発して、

堂、宮、寺等荒すまじき事
無罪者殺害一切停止たるべき事
町人百姓之類差而取るまじき事

などを訓戒している。かくて明くれば慶長十四年の春、いよいよ琉球入りの幕は切って落とされたのである。

〔琉球入り〕

島津家久は策をめぐらし、津令十三章を定め、樺山権左衛門尉久高を総大将とし、平田太郎左衛門尉増宗を副将として、諸勢三千余名は五反帆の兵船百余艘に分乗し、慶長十四年二月二十一日鹿児島を船出して、山川港に勢ぞろいしたうえで、七島の楫師二十四人の水先案内によって、三月四日威風堂々と出発した。

この軍勢は戦略上からいって、まず琉球の属島たる大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島を討伐する必要があった。ところがたまたま七島灘で難風に遭い、衆船散乱して大島の諸処に漂着したが、樺山久高大将搭乗の船および七島船四艘計五艘約百五十名は三月七日笠利間切津代港に着いた。

笠利の大親真牛は三千人を率いさくを海岸に設けて防戦大いに努めたが、薩船中から火器（鉄砲）を連発するに及んで、土民これに対する武器の備えなく、退却した。薩軍上陸し大親を擒にしたので、頭目を失った土民は皆降伏するほかはなかった。

津代港頭の戦に大島勢は大敗を招いたにもかかわらず、名瀬、焼内両地でも各々大親を大将に押し立てて奮戦したが、武器を持たない悲しさに皆薩軍の火器で打ち破られてしまった。当時大島に武器のほとんどなかったことは事実であるが、琉球でも火器がなかったので、これがもろくも敗戦した大きな原因であった。この戦において焼内の大親は最も勇敢に戦い、ついに陣没するに至った。

焼内の大親があまりに頑強に抵抗したので、薩軍が怒ってこの地を全部焼き払ったため、それ以来焼内と称するに至ったということであるが、この村名がたたってその後火災が絶えなかったというので、大正六年に村名を宇検と改めて今日に至っている。

西間切には副将平田増宗の旗下にその他の軍勢が攻め寄せたので、土民大いに驚き恐れて、最初から戦うに至

らずして皆降伏した。

次に東間切の嘉鉄村へ軍船六十七艘で攻め寄せたが、浅瀬が多く寄り着き場がないので、しばらく港口にとどまっていた。陸上の土民は、戦争は一生の大事だからと、この世のいとまごいにと各々酒宴を催した。それから薩軍を迎え撃とうとした。それからしばらく経って、薩軍は小船でわずかの人数だけで押し寄せたが、村民は最後の酒宴に酔いつぶれ足腰も立たなくなっていたので、戦う力もなく大親一人を置き去りにして皆逃げ去り、大親はついに捕えられて首を打ち落された。

同じく東間切の伊須村には剛勇の兄弟三人がいたが、次々に斬り倒された。残った土民はことごとく捕えられ、あるいは殺されて戦いは終わった。

これより先、喜界島では、薩軍が大島本島を攻略して軍威大いにふるうと聞いたので、頭領永語（勘樽金）はしょせん勝つ見込みはないと知って、船を仕立てて大島の東間切へ乗り渡り、両大将に謁して恭順の意を表し、ついに島民を兵火の惨害から救った。

〔徳之島秋徳港での奮戦〕

勝ち誇る薩摩勢は再び隊位を整えて、三月二十日、徳之島秋徳港（今の亀徳）に押し寄せ、百余艘の兵船をもって港内を埋めてしまった。旗艦を中心に前後左右に船列をしき、大将は陣幕を張り巡らした中央の床几に腰掛け、平田以下三千の将卒はいずれも鎧のそでを連ね、冑の星を輝かし、威風海を圧して息詰まるような緊張の気がみなぎり渡った。

早朝よりこのものすごい有り様を見た陸上では、一大事到来とばかり、起きたばかりの島民が浜辺に雲集して上を下への大騒ぎである。このとき船上の一将士は立って大音声に呼ばわった。

「島民共よく承れ、汝等の祖国琉球は先にわが薩摩より借用なせし銀子返済の義務を怠り、剰え無礼の振る舞い多く、中にも謝名親方のごとき、わが使者にはなはだしき侮辱を加えたり。よって捨ておき難く、今回征伐に赴く途中まず道の島を討ち取らんがため来れり。すでに大島は異存なく降参せり。汝等も彼に倣って降れ。もし刃向かはば全島を焼いて土民を皆殺しにせんのみ」

言葉は通じないけれどそれと察して、陸上からは当時三代の島主思弥戸金の死後いまだその後継ぎも決定していなかったので、島主の遺子掟役佐武良兼（幼名思太良兼）が同じく大声張り上げて島言葉で答えた。

「この島は只今大親不在、しかも本国よりいまだ何たる沙汰もなければ、銀子借用の儀も、謝名親方の不都合云々も与り知らず。たとえそれが事実としても、われら臣下の分際もて漫りに降参するは主君を蔑にするもの、いかなる攻撃に遭うともただ臣子の分を完うせんのみ」

言い終わると同時に群衆は反抗の動作を示したので、船からは猶予なく鉄砲を打ちかけた。佐武良金は弟思呉良佐金（同じく掟役、幼名坊太兼）と共に命の限り防ぎ戦う決心で、すぐさま島民に下知して応戦に努めた。

佐武良金は身長七尺膂力無双、よく一丈五尺の丸太棒を振り回す剛の者であった。彼は牛皮でしっかり腹を巻いて銃丸を防ぐ身支度を整え、島民を指揮して集めた弓矢その他の狩道具をはじめ、竹槍、天秤棒、山鍬、大斧、鉈、村中の包丁を棒の先に結びつけた種々の武器を擁して海岸に陣を構え、さらに浜と村の間を区切る海岸の絶壁では盛んに粟粥を炊き湯を沸かして、寄らば掛けんと待ち構えつつしきりに敵を誘った。薩摩勢は飛び道具を持っていたので、離れての戦いは島民勢にとって不利であるから、いろいろな動作で敵を誘い寄せようと努めたのである。

やがて薩摩勢は庄内衆を第一線に押し立て、各船から端舟をおろし一塊になって、潮のごとく島民の屯するまっただ中に鉄砲をあびせながら殺到してきた。

佐武良金は、わが計画図に当たれりとばかり、にわかに勇み立って群衆を指揮し、自らは三尋に余る樫の大丸太を取って風車のように振り回し、今しも渚に着いた薩軍を片端から打ち倒せば、これに勢いづいた兄に劣らぬ豪勇の思呉良佐金以下、島民は思い思いの武器をもって縦横無尽に当たり散らした。その決死の勇のすさまじさは到底槍薙刀の及ぶところでなく、庄内衆数十名は見る間にたたき伏せられ、残る軍勢は浮き足立って我れがちに端舟にのがれ、退却を始めた。掟兄弟はここぞと猿臂を伸ばして、手当たりしだい舟から引きずり出して海中へ投げ込むと、島民はわめき寄ってこれを叩き殺し、あわや庄内衆は皆殺しに遭わん有り様となった。

これを見た大将樺山久高は烈火のごとく怒って各船に一斉射撃を命じた。島民は雨と降る銃丸を右に左に避け

南海岸に殺到した。時の島主首里の主（童名思鎌戸）は琉球尚寧王の聟であった。初め島主は、薩軍が大島を討伐したと聞き、左右の者と議して、「わが国の周り岩石多く、船を着くるに不便である。薩軍は必ずこれを捨てて那覇に向かうであろう」と、安心して備えを怠った。しかるに薩船の殺到したときはあたかも満潮時で、海水がみなぎり岩石を没したので、薩船ことごとく着岸し、士卒は自由に上陸することができた。島主蒼惶なすところを知らず、衆を率い出て降参した。薩将樺山久高は笑って、「一戦も交えずに退き降る馬鹿者共よ」とののしった。それからこの地を馬鹿尻と呼ぶようになったという。

一説にはまた次のように伝えられている。

武器を持たない島民は敵勢を前にして防戦の協議にふけった。そのうちにだれ言うとなく、「粟粥を炊いて、ぶっかけようじゃねえか」と献策した。それは名案だとばかり衆議一決、早速戸ごとに三枚鍋一杯ずつ粟粥を炊き、煮立ったままのものを海岸に持ち出すことになって、間もなくもうもうと湯気の立ち昇る粟粥の鍋は渚から村口まで程よく置き並べられた。ちょうど夕まぐれである。今にも薩軍の兵隊がこの鍋地獄を知らずに押し寄せて、ながら奮戦したが、たまたま渋谷丹後守が進み出て、ねらい定めて放った銃丸は佐武良金の胸元を射通してしまった。彼は怒りの声を張り上げ、

「陸上にて戦う勇気なく、船より飛道具を放つ卑怯者奴ー」

と呼ばわり、大石を取って投げつけ、なおも抵抗を続けたがすでに全身血を浴びているので、人々が無理に家に担ぎ込む間もなく息絶えた。弟思呉良佐金は、

「棒の先からヒヤー（火矢）が出て兄を殺した。」

と憤激し、母親や家族を残らず諸田村に逃れさせ、兄に代わって華々しく戦い、重傷を負うて自害した。

大将を失った島民勢はついに敗走したので、薩摩勢は凱歌をあげて秋徳港を発し、三月二十一日沖永良部島へと攻め下った。

秋徳港の戦において島民の戦死者多く、海岸は死屍累累として目も当てられなかったという。一体に徳之島の人は勇猛果敢、反抗心に富み、掟兄弟のほかにも史上幾人かの勇士を出している。

〔沖永良部の戦い〕　「大奄美史」による

愈々勝ち誇る薩摩の兵船は、勢い込んで沖永良部島の足を突っ込むかまたはつまずき倒れて大やけどするだろうと、島民はくさむらや蘇鉄の葉陰や榕樹の上で待ち構えていた。

兵船は夕暮れを待っていよいよ海岸近くに押し寄せた。浜に上った薩摩勢は無数に並べられたなべの中に、ちょうどよい加減に冷えた粟粥が満たされているのを見て大いに喜んだ。今まで耐えていた食欲を急にそそられて、「これは親切な島民が我々をごちそうするのかね」と、半ば感激し、半ば不審に思いながら、我勝ちに鍋に手を突込んで粟粥をすすり始めた。

物陰でこの有り様を見た村人たちは驚きあきれて、これではとてもかなわないと、思い思いに物陰から飛び出して、平伏して降参した。何一つ抵抗もせずに降伏した村人をしり目にかけて、大将樺山久高は声高く呼ばわった。「手向いもせずに降参する馬鹿者共！」。それ以来村の名は馬鹿尻と呼ばれるに至った。

この名は明治二十七年九月十日から明治三十一年八月二十九日までの四ヵ年間大島島司だった笹森儀助翁が前田正名男爵の名から正名をとって正名と改称し現在に至っている。

なお、粟粥を炊いて云々については、「琉球軍記」の徳之島秋徳港でも「家毎に粟の粥たぎらかし大和人の脛をただらさん云々」とあり、首里近くの村落でも粟粥を炊いたという伝承がある。粟の穀霊による悪霊祓いの呪術が広く信じられていたのであろう。

かくて奄美諸島はことごとく薩軍の征服するところとなったのである。

〔首里落城と戦後の処置〕

三月二十四日、薩軍はいよいよ那覇港へ向かったが、港口には鉄鎖を張り、警備を厳にして、容易に近寄ることができなかった。やむを得ず船を返して、四月一日運天港に上陸した。

琉球は尚真王時代（一四七七―一五二六）に武具を撤廃してからすでに一世紀を経過していたので、戦いには慣れず、地方には武器がまったくなかったので、たまたま抵抗する者は山刀や豆打棒を持って出るといった調子であったから、薩軍の士気はいやが上にも奮い、途中の守備隊を難なく撃破して、破竹の勢いで水陸両方から那覇と首里へ攻め寄せた。

間もなく那覇の久米城を破って、敵将謝名親方鄭迥を

とりこにし、四月五日には首里城下に殺到し、水陸合して総攻撃に移った。激戦数刻、琉軍死力を尽くして防戦大いに努めたが、薩軍の精鋭なる火器の威力には敵すべくもなく、三司官は連署して降を請い、尚寧王も捕らわれた。ここにおいて琉球はまったく平定せられ、四月十三日ついに城下の盟を結び、勝ち誇る薩軍は尚寧王以下百官を人質として、五月十四日那覇を解纜し、凱旋の途についた。

その後種々の経緯を経て、慶長十六年八月九日琉球の処分を決定するとともに、大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の五島は琉球王国から分割して、薩藩の直轄に編入されたのである。

かくて琉球は自ら招いた災いとは言いながら、薩摩の征服するところとなり、その結果名目だけは琉球王国の形骸を保持することができたが、事実は薩摩の付属国としてその政令を奉じ、以後三百年間まったくその搾取機関となり終わったのである。

第二節　統治の基本

慶長十四年（一六〇九）、島津氏の琉球侵略の結果、奄美五島は琉球から分割され、大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島は共に薩摩の直属となった。それから明治四年（一八七一）の廃藩置県に至るまで二百六十年の間、封建政治の桎梏（しっこく）下に島民は呻吟（しんぎん）しなければならなかったのである。

薩藩は当初から琉球を介して対支貿易の巨利を独占することが多年の宿望であったから、侵略後の琉球に対しては、王国として一応独立の体面を保たせつつ琉球を中国その他外国貿易の利益を追求する拠点として最大限に利用することを政策としたのである。

それが、奄美諸島に対しては最初から経済的搾取の対象として考えていたようである。慶長十四年（一六〇九）の琉球入りは、ある意味において新財源を見出し、窮乏せる藩財政を建て直し危機打開の道を見出さんがためであったと見ることができよう。だから新領土が経済的搾取の対象となったのは不思議なことではない。

これを文化史的にみるならば、薩藩は施政二百六十年の間、政治経済方面における極度の干渉にもかかわらず、島民のためになんらの文化的施設もしなかったばかりか、この方面に関してはほとんど干渉らしい干渉もしていない。砂糖さえうまく搾取できるなら、文化的には琉球的であろうと、何であろうと構わないという態度を取っていたようである。

後に至ってその政策の非なるを悟るや、しきりに琉球との関係を遮断することに努めた。たとえば元禄期前後において、注目すべきことに寺社の建立がある。

喜界島では元禄八年（一六九五）にはじめて八幡宮が建立され、徳之島では寛文十年（一六七〇）ごろに諸田村に建てられた観音堂が破損して荒寺となっていたので、宝永七年（一七一〇）ごろ亀津の拝山に弁財天堂を建立したという。沖永良部島では宝永元年（一七〇四）和泊村奥崎に弁財天宮を建立した。

以前は祈願など行う場合は祝女（のろ）を頼んで祝事をすませていたが、代官赤塚吉右衛門の発意によって薩摩藩に願い出、琉球在住の「奥山以海」上人に依頼してその扁額（へんがく）を掲げたという。この沖永良部島における弁財天宮の勧請に、これら寺社建立のねらいがよく表されている。

古来の祝女、ユタなど在来の信仰を物理的に破壊し、薩藩の宗教を権威の象徴として導入せんとする政治性がうかがわれるのである。

しかし、三百四十余年間の流属時代は祝女による島民の精神的統一が行われ、宗教文化が普及し、民間の交流が頻繁であったから琉球文化は全島に浸潤していた。したがって文化的にいうならば奄美諸島は今でも琉球文化圏に属しているということができるし、琉球時代は島民にとって思い出よいものであった。

それに比べると、薩摩の文化的影響はきわめて希薄であり、その思い出はむしろ重苦しい陰惨な印象で満たされている。薩藩が島民に対してあえてした文化的圧迫は、島民が家宝として大切にしていた系図や古文書類を没収、焼棄し、簪（かんざし）や服装類を極度に制限したばかりでなく、名前のつけ方までも干渉し、庶民には一切名字を許さずわずかに郷士格の者に限ってこれを許したが、それも城下士と区別するために二字姓を禁じて一字姓を用い

させた（たとえば沖永良部の郷士格四家部は竜、市、町、山の一字姓であった）。琉球では万葉仮名音により表記させ、一見して判別できるようにした。名前も中国風につけさせるといった風で、あくまでも属領として差別的に取り扱っていた。

これに反し琉球時代は、すべてが寛大で、同等の自由を認め、なんらの差別もおかなかった。どこまでも一視同仁の同化政策で臨んでいたので容易に共同生活体に入ることができたのである。したがって政治的に薩藩に服従を強いられても、文化的にはいつまでも琉球色が清算できなかったのである。薩藩の圧制がひどかっただけ、琉球に対するあこがれが強化されている。

この時代に特記すべきことはただ一つ、遠島人（流刑人）の島の文化に及ぼした影響である。薩藩は奄美五島を領有すると間もなく、これを罪人の流刑地として多くの政治犯人を送ったものである。無論その中には不良悪質の者もあって、風教上害毒を流した者もあるが、中には西郷隆盛をはじめ、川口雪蓬、紀の平右衛門、児玉万兵衛、竹之内助市、平富里、萩原藤七らのごとき著名な政治家や学者があって、島民の教化、知能の啓発、風俗の改善に意を注ぐなど藩の政策とは正反対に文化の開発に貢献することが多かった。

特になんらの文化施設も教化機関もなかった当時の島において、流人たちの啓蒙事業は暗夜を照らす唯一の光明であった。もちろん彼らは謹慎中の身として、その教化はもっぱら個人的であり、ある地域とか範囲に限られて、広く一般島民には及ばなかった。しかし、後日明治時代に至って島民教育の第一線に立った者が多く彼らの教え子であったことを思うと、その感化影響の及ぶところ測り知れないものがある。

これら心ある流人たちの教化事業とは反対に、藩庁の島民に対する圧制はますます増長するばかりであった。なかんずく藩の圧制が最も極度に発揮されたのは、糖業政策においてであった。

峻厳なる監督と苛酷な取り締まりとによって、強制的に砂糖の産額は増加したが、それは藩庫を富ますだけで、島民はその粒々辛苦の結果たる砂糖の一かけらすら口にすることはできなかった。おかげで糖業だけは相当の発達を遂げたが、その反面他の産業の発展を阻止したことは島の経済生活にとって取り返しのつかない損失であった。

とはいいながら、文政期（一八一八～一八三〇）の薩藩財政は破局であり、藩債は累積して五百万両に及んでいたというから、江戸、京都、大阪三都の銀主も薩藩への貸し出しには応ぜず、すべての支払いは滞り幕府への公用にも差し支える状態であった。

そこに結局五百万両の藩財政上の赤字を補塡し他日の積極的活動に資すべき藩政の財的基礎を立つべく、いやおうなしに奄美諸島からの貢糖が必要であったのである。

この貢糖によって、かの木曽川治水工事に多大の傷疾を被った薩藩の財政を救ったばかりでなく、藩公の豪華な政治による藩財政の窮乏を補い、さらに軍備施設と国防工業とに巨費を費し、ひいては明治維新の大業を翼賛する財源の一助として役立ったことを思えば、虐げられ通しだった大島島民たる者もいささかもって慰むるに足るであろう。

奄美諸島が薩藩の圧政に苦しみぬいたことも、遠い歴史のかなたに過ぎ去っていこうとしている。

以上、薩藩の新領土、奄美諸島に対する施政の概観とでもいったことについて述べてきたつもりであるが、「名瀬市誌」によると、「元和改革」の項で次のように述べている。

薩藩は新付の領土に対する懐柔策を講じながら一方で着々基本的な統治方針を練りつつあった。まず基礎になるのは正確な検地である。

元和七年（一六二一）藩主家久から道之島検地の旨をうけた川上久國に大島、喜界島の検地を行わしめたのである。

徳之島など南三島の検地については、遙かに遅れて万治二年（一六五九）の検地をもって「初而御竿入仰渡せられ」としているが、万治の検地が最初でなく元和の竿入れが行われたことは間違いない。

この元和の竿による道之島五島の高は四万三千二百五十七石七斗六升である。これを元和十年（一六二四）道之島竿という。

これまでの慶長の竿にくらべ実に六割増に近い約二万石の増高である。たった十年足らずの間にこんなに耕地が増加するということは、とても考えられないし、ことにこの間は藩は道之島に対し何ら施策らしいことも講ぜ

ず、現状維持の方針できた期間であるからなおのことである。

慶長十五、六年竿も、慶長内検も、道之島では実地の竿入れによる丈量が行われず、琉球王朝時代の額を踏襲換算した数字であったのでこのような大差が出たとしか考えられないのである。このあたりから藩の道之島に対する行政の近世化と、そして植民地化も巨歩を踏み出していくのである。

藩の重臣たちは新しく蔵入れになった道之島に対する施策を討議し、「置目の条々」を制定した。制令は元和九年（一六二三）閏八月二十五日付けで国相島津久元ほか四名の連署になっている。道之島統治の大綱を示したものである。

道之島置目之条々

一　島中田畠の名よせ帳可レ被二書調一事付あれ地并仕明地可レ被二相糺一之事

一　おほや（大親）向後相やめられへき之事付御扶持被下間敷事

一　上木のよひと（用人）　めさし（目指）可レ被二相止一之事

一　一郡に用人三人づつに相定候事

一　ひと村にをきて（掟）壱人づつに相定候但壱人に付切米壱石可レ被レ下事

一　一郡にてくこ（筆子）壱人づつに相さだまり候但壱人に付切米壱石くださるべき事

一　よひと壱人に付切米五石被レ下此中之知行はめしあげられべき之事

一　用人てくこ并諸役人の数御定の外可レ為二停止一事

一　からう（唐芋）米むしろ布男女によらず出すまじき事

一　よひとてくこ百姓をいろいろ召つかう儀かたく可レ為二停止一事

一　おっか（債負）の方に御百姓を人之内之ものに召なし候儀曲事候間元和五年より以来のは相かへすべき事

一　諸役人田畠作職いたすましく候但百姓に罷成候はゝ作職つかまつるべき事

一　島中におひて私に人を成敗いたす儀かたく可レ為二停止一但ころし候はて不レ叶科人は可レ得二御意一事

一　諸役人百姓にたいし私に検断いたす儀停止之事

一　島中諸役人百姓をやとい供につれ間敷事

一　かいせん作ましき事

一　日本衆其島へ被レ参候共礼物いたすましき事

一　おりめまつり早々つかまつり米すたり候はぬやうにじゆうに可レ致二取納一事

一　諸役人琉球にいたりはちまきのゆるしを取事可レ為二停止一付島中のもの共百姓以下にいたる迄さうり（草履）はくべき事

一　赤つぐ（棕櫚）黒つく牛馬之皮不レ残御物を以可二買取一事

一　島中麦之納は小麦をもはらにとられへき事

一　から苧むしろはせをわた御物を以買取可二相納一事

一　牛馬年々に付しるし役儀可レ仕事

一　諸百姓借もの三わりの利にとるべき事

一　諸百姓なるへき程しやうちうを作り可二相納一事

一　仕立筵之儀人数付の上を以可二相納一事

一　おさめもの何色によらす百姓に請取を可出事

一　諸役人御物をとりこみ候御沙汰之事

一　数年百姓未進之事

一　百姓手前より役人共へいろいろ出物仕候向後なにいろによらす可レ為二停止一之間田畠のおさめ相かさむへき事

一　米此地へ仕上之時分二月より船を被レ遣三月此方へ着船之事又四月より五月六月迄に一上下可レ仕事

一　七月よりあくる正月までは仕上船之上下停止之事

一　用人御算用に可二罷上一刻は主従三人たるべし多人数めしつれ候儀停止之事付逗留中之飯米は可レ被レ下事

一　右御算用に付まかりのぼるへき時はよひと壱人に付御舟間弐拾石あし（足代）くたさるへき事

右条々もし相そむくものあらはきびしく可レ有二沙汰一者也

元和九年閏八月二十五日

（比志島国隆）　宮内少輔　判
（三原重種）　備中守　判
（伊勢貞昌）　兵部少輔　判
（喜入忠政）　摂津守　判
（島津久元）　下野守　判

一読して目立つのは、琉球王朝的な古代的な統治体制の否定と、近世大名領の存立基礎である農民に対する関心の深さと、収納体制の合理化強化である。

以上が「置目条々」のあらましである。この法令は、喜界島も共通である。文献の不足で分からないが、徳之島など三島に対するものも同じものか、大差のないものであったろう。ただ、大島ではこの時なくなった「目指」役が、南三島ではずっと残っているのを見れば、実情に応じた法令ないし運用の小差違があったものであろう。

この「置目条々」を中心とする元和改革は、後の享保改革、天保改革とならんで、道之島（奄美群島）に対する薩藩の三大改革の一つである。藩の支配体制、収奪体制はこの元和改革で緒につき、享保改革で整備され、最後の天保改革の専売制で仕上げをみるのである。

第三節　代官所の機構

一　代官所の設置

慶長十四年（一六〇九）島津氏の琉球入り後、大島五島は薩摩直属に帰した。そして、慶長十八年（一六一三）初めて大島に代官所が設置され、法元仁右衛門が初めて代官奉行として赴任してから大島統治の中枢として、喜界島をも管轄することになった。

喜界島は大島代官所の所管であったが、元禄六年（一六九三）島民の願いによりあらためて代官を置かれた。

徳之島は大島本島に遅れること三年、元和二年（一六一六）に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。

沖永良部・与論の二島はともに徳之島代官の統治するところであったが、それから七十五年を経て元禄三年（一六九〇）徳之島から分離し、翌四年（一六九一）沖永良部島に代官詰所を設け与論島ともあわせ管轄した。

代官詰所の位置は、現在の和泊農協および鹿児島銀行沖永良部支店の敷地で、これを大仮屋と呼んでいた。附役官舎の位置は、今の和泊郵便局向かい側でここを中仮屋と呼んでいた。横目官舎の位置は、現在の撰正蔵氏宅の東側および東北の二ヵ所に設けられ、東側を東仮屋、北側を西仮屋と呼んでいたが、安政四年に至り東西仮屋を他に移転した。

二　代官所の職制

代官　一人。藩公の代理として無上の権力を有し島政を処理した。もっとも十三代までは代官と言わず奉行と称しか。（「大島代官記」によると寛永十四年までは奉行といい、寛永十六年以降は代官となっている。）

横目（検事）　一人。一に見聞役または検事とも称し、罪人の糺問（きゅうもん）その他為政上監督の地位にあった寛永十八年以来二人に増加した。

附役　二人。代官に付随して島内全般の事務を処理す。寛永十八年以来三人に増加した。

書役　数名。代官の指揮に従い、附役を補佐し、庶務に当たった。

(付)　代官、横目、附役は藩庁より派遣され、最初は二年または三年であったが、後に四年交代となった。彼らはいずれも単身で赴任したから、多くは妾（めかけ）をおいた。これをアングシヤリ（姉御志良礼）といい、その給料は島費で支弁したのである。

三　間切役所の職制

地方の行政区画は琉球服属時代と同じく三間切で、地方行政の中枢を間切役場といった。各間切の役場はいずれも和泊村にあった。

各間切の役員は次のとおりである。

大親役（うふややく）　一人。間切一切の事に当たる。知行二十石御切米五石。（位階、髪指、琉球時代に同じ）

与人役（よひとやく）　一人。大親を補佐し、主として戸籍をつかさどり、罪人糺問（きゅうもん）に当たる。知行十石御切米二石。

目指　数人。大親、与人の指揮に従い、庶務に従事す。知行五石。

筆子（てっこ）　数人。間切の庶務に従事す。役料一人一日米五合宛。

掟役（おきて）　数人。庶民と接すること多く、会合および協議の際議長となり、殖産の指導に当たる。役料一人一日米五合宛。

功才（こうせ）　数人。掟役を補佐す。夫役を免ぜられる。（夫役とは労働の賦課（ふか）である）

居番（あばん）　村民輪番にてこれを勤む。村役場の小使である。

およそ一村に事があれば村集会所において村民全体の協議をもって決行し、掟役これを指導した。一ヶ間切に関する事は掟役の合議をもって大親役これを処決した。罪人糺問と戸籍調査は与人役これを掌（つかさど）り、全島に関する事柄は大親役の協議に従い中央代官これを指導した。

元和九年（一六二三）古制を改め、大親役を廃し与人役をもって大親役に代えた。万治二年（一六五九）に至り横目役を増置し、元禄以後さらに増員して与人の補佐とした。横目役はいずれも銀簪（ぎん）を許され、その地位および職制は次のとおりである。

間切横目　惣横目ともいい、犯人糺問、戸籍整理等監督に関する事務を行う。年給米四石。ほかに勤務日数に応じ一日人夫一人宛を受け、その子息は空役（公の夫役を免ぜられること）となる。

黍横目　甘蔗の事を掌る。年給米三石六斗。ほかに勤務日数に応じ、一日人夫一人宛を受け、その嫡子に限り空役とす。

田地横目　田地の事を取り扱う。勤務日数に応じ一日米五合。人夫一人宛を受く。

津口横目　船舶の出入を検査す。役料同右。

竹木横目　砂糖樽用の榑木（くれき）その他の竹木の事を掌る。役料同右。

黍横目以下竹木横目までは、いずれも元禄十一年以後に増置されたものである。

以上は大島本島における職制であるが、徳之島においては、与人六名、惣横目六名、黍横目七名、田地横目六名、津口横目（不明）、竹木横目（不明）、目指六名、筆子六名、黍見回（不明）、掟二十四名、と見えている。

沖永良部島においては、琉球服属時代の制を襲用したようであるが、後に多少の改廃があったようである。

与人　三名。各知行十石、島中一切の行政事務を統轄す。簪黄鉢巻を許さる。子は空役として夫役を免ぜらる。

目指　三名。役料知行五石、一にオヨビヂウとも称え、与人の指揮を受けて庶務を処理す。

筆子　三名。役料一人一日米五合、俗にテングと称え、主に倉庫を保管し、その出入を掌る。

掟　十八名。役料一人一日米五合、俗にウッチと称え、村の長にして村を代表し村内を統理す。

功才　人員数十名。掟を補助し村内の事務を掌る。二十年勤続すれば一生の夫役を免ぜらる。

作見回　人員二十九名。年貢糖の植付け、施肥、収穫の監察・督励をなす。

居番　村民輪番にこれを勤む。村役所の小使いである。

享保三年（一七一八）になって横目役を増置して与人を補佐せしめた。

間切横目　人員七名。享保三年に置かる。役料四石。与人を補佐し庶務をつかさどる。

津口横目　人員三名。元文四年（一七三九）に置かる。出入船舶の検査、砂糖密売の取り締まり。外国船他藩船の漂着などのとき取り締まりをなす。

田地横目　人員六名。宝暦十二年（一七六二）に置かる。津口横目として兼務せしむ。役料三石六斗。作見回りをして耕作収穫を督励す。

山方横目　人員三名。宝暦年間に置かる。山林の保護および植林の奨励をなす。

黍横目　甘蔗栽培の強制、施肥の督励をなし、砂糖の増殖をはかるを任務とす。

右のほかに代官に出仕する書役四人、書役定助四人、書役助二人、唐通事あり。

与人、横目、書役は藩庁御家老においてこれを任免し、それ以下は代官においてこれを任免した。

定助　書役の定員になっているのを替役、または定助といい、書写・文案作成に当たる。

書役助　島役人が自分の子供らを願い出て、書役見習稽古、茶番などという名目で代官所に採用され

る者がいたが、見習がだんだん書写や連絡文が上手になってくると、書役助という名称がつけられ、代官所の書役に欠員があればそのまま書役になれる。それまでの費用は全部親が負担する。

唐通事　寛保三年（一七四三）からこの役が置かれた。支那または朝鮮と交渉のおこる際における通訳のことで、鹿児島または琉球に留学して支那語を修業した者がこの役に任用され、役格は横目格ないし与人格であった。

　天保年間に、夏鼎幹（夏鼎用男）、曽勲は学力があり、唐語をよくしたので、共に唐通事に任ぜられた。

第四節　沖永良部島代官系図

「沖永良部代官系図」というのは、歴代の代官所役人すなわち藩庁から派遣された「詰役（つめやく）」の交代を主として、それぞれの年代における主な出来事を記録したもので、歴代これを一冊に書きつぎ、以（も）って明治の御改新に及んだもののようである。

原本は和泊村役場に保管されていたが、大正四年、時の和泊小学校長衛藤助治氏（大分県の人）が貴重な郷土史料であると認め、これを整理して（原本は草書体で書かれ、しかも筆者が同一人でないから判読は容易でなく、操担勁翁やその他長老の助けをも借りたようである）、同校訓導玉江末駒氏に清書をさせて一冊にした。ところが、原本は過ぐる戦災で焼失、この複写本のみが残っているということである。

なお、昭和十二年、当時の和泊小学校長玉江末駒氏から右複写本を借用、小生が自費で謄写印刷に付し、県立図書館をはじめ郷土史研究家に寄贈、また残部は実費で頒布したことがある。この謄写本も、自分所持の物は戦災で焼失したので、玉江氏から譲り受けた。左の調査は、すなわちこれに拠るものである。（安藤佳翠記）

沖永良部島代官系図（玉江文庫所蔵）

慶長拾四年琉球御征討より七年目

元和二年丙辰　相良勘ヶ由
元和四年戊午　曽木甚右衛門
元和六年庚申　野村但馬
元和八年壬戌　伊地知采女
寛永元年甲子　平山藏人
寛永三年丙寅　常円坊
寛永五年戊辰　平山内匠
寛永七年庚午　山鹿市右衛門
寛永九年壬申　野村五郎左衛門
寛永十一年甲戌　入佐郷左衛門
右郷左衛門代人射手札被仰付候
郷左衛門徳之島於亀津死去
寛永十三年丙子
寛永十五年戊寅
大田丹後
寛永十七年庚辰　猪俣傳右衛門
正保元年甲申　藤崎六郎右衛門
慶安元年戊子　辻右京
承應元年壬辰　樺山左京
明暦二年丙申　田上利兵衛
此代万治三年庚子五月大御支配被仰渡御竿取宮原五兵衛
川田與右衛門筆算岩切卜庵同河野治部左衛門同蒲生上村
李左衛門同出水武宮大覺左衛門時見指宿吉留次郎左衛門伊作井尻諸兵衛永山嘉左衛門松元甚助葉山六右衛門竹内形右衛門
万治三年庚子　川田與右衛門
寛文四年甲辰　柏原弥右衛門
寛文八年戊申　国分彦右衛門
野村隼人
寛永十九年壬午　岩切縫殿
正保三年丙戌　四元六左衛門
慶安三年庚寅　冨山弥右衛門
明暦元年乙未　大島勘右衛門
萬治元年戊戌　宮原五兵衛
寛文二年壬寅　土持段右衛門
寛文六年丙午　別府助右衛門
寛文十年庚戌　伊地知筑右衛門

附役　青山　形部左衛門　附役　吉本　八右衛門

寛文十二年壬子

有川　彈右衛門

此代るげれす船壱艘爲商賣長崎へ着候処無御免許歸帆被仰付之由左之通被仰渡候

一筆令啓候仍去頃るげれす船壱艘爲商賣之訴訟令来朝之処無御免許歸帆被仰付候今月下旬頃長崎出船之由申来候自然依風波其島江於栗来者陸地番相付人之乗下し無之様堅申付且亦用所之物望候ハゝ一向不可請付旨可被申渡候左候テ早便より宜鹿児島に可被申越候

忽々謹言

七月三日　肝　彈　正

島　市　正

島　出　雲

有川彈右衛門殿

延寶二年甲寅　附役　有　川　太郎左衛門　附役　迫　田　太右衛門

附役　岩　崎　杢兵衛　附役　野　崎　勝右衛門

延寶四年丙辰　附役　宮　里　五右衛門　附役　郷　孫兵衛

附役　吉　本　八右衛門　附役　武　松　権兵衛

延寶六年戊午　附役　三　原　治部右衛門　附役　川　西　段右衛門

附役　有　馬　諸右衛門　附役　相　良　五郎左衛門

延寶八年庚申　附役　有　川　蔵之允　附役　有　馬　六左衛門

附役　青　山　形部左衛門　附役　家　村　與右衛門

天和二年壬戌　附役　堀　甚左衛門　附役　押　川　六兵衛

附役　重　信　與右衛門　附役　西　俣　孫　七

右堀甚左衛門事於與論島死去　尤墓所彼島之米良嶽と申所之近所南之方に有之蘇鉄杯も植付有之

貞享元年甲子　附役　樺　山　蔵之烝　附役　有　馬　甚兵衛

附役　町　田　爲兵衛　附役　徳　持　嘉左衛門

右樺山藏之烝事徳之島於井之川死去

貞享三年丙寅　附役　大　島　慶右衛門　附役　中　江　與左衛門

附役　山　内　孫兵衛　附役　鮫　島　權之助

元禄元年戊辰　附役　甲　斐　勝右衛門　附役　山　口　彦右衛門

附役　堀　五右衛門　附役　園　田　甚左衛門

元禄三年庚午　附役　南　郷　仁左衛門　附役　千田原　左衛門

附役　中　郷　市右衛門　附役　山　内　孫兵衛

此代徳之島沖永良部島御支配相分れ與人上國も此代より被仰渡候

元禄四年辛未四月十七日より同七年甲戌四月十四日迄

代官　附役　家　村　勘右衛門　附役　藤　井　三右衛門

附役水引衆中　附役　薬　師　寺　六左衛門　附役　湯　地　十郎兵衛

右同小根占衆中

中　村　善左衛門

右六左衛門善左衛門両人は徳之島先代官南郷仁左衛門附役の内より被召付候

元禄七年甲戌四月十五日より同九年丙子三月廿九日迄

代官　附役　川　島　新右衛門　附役　大　河　平　才右衛門

附役　上　村　嘉左衛門　附役　隈　元　八右衛門

右才右衛門嘉左衛門両人は亥四月十日迄相勤め此代西原村の下へ唐船壱艘漂着難破いたし乗組人数百拾壱人内壱人於當島死残百拾人御米船両艘に乗付右宰領附役隈元八右衛門與人慶久甫横目安里松下相付薩州山川迄送り届候

附役　蒲生衆中　附役　花牟禮　源兵衛　本　田　榮　庵

右同　西　田　弥兵衛

右榮庵弥兵衛事才右衛門嘉左衛門代合詰

元禄九年丙子四月朔日より同十一年戊寅三月廿九日迄

代官　附役　左　近　允　五左衛門　附役　蓑　田　四郎右衛門

附役　西　田　弥兵衛　附役　本　田　榮　庵

元禄拾壱年戊寅四月朔日より同拾参年庚辰三月晦日迄

代官　町田源五左衛門　附役　妹尾六左衛門
附役　本田與右衛門　附役小根占衆中　池畑六右衛門
元禄十三年庚辰四月朔日より同十五年壬午三月晦日迄
代官　曽木甚右衛門　附役　家村六右衛門
附役山川衆中
野間口爲右衛門　右同大根占衆中　阪元十左衛門
元禄十五年壬午四月朔日より寶永元年甲申三月晦日迄
代官　野間孫右衛門　附役　肝付三右衛門
附役姶良衆中
川上休兵衛　右同高山衆中　池袋藤左衛門
寶永元年甲申四月朔日より同三年丙戌三月廿九日迄
代官　赤塚吉右衛門　附役　古川勘右衛門
附役　赤塚五右衛門　附役　小牧休右衛門
此代寶永元年申申和泊村へ辨財天宮建立
寶永三年丙戌四月朔日より同五年戊子三月廿九日迄
代官　東郷次兵衛　附役　平田助右衛門
附役　吉井爲右衛門　右同　有馬清兵衛
正徳四年甲午四月朔日より享保元年丙午五月廿日迄
代官　東郷次兵衛　附役　平田助右衛門
附役　吉井爲右衛門　右同　有馬清兵衛
享保元年丙申五月廿一日より同二年丁酉九月十二日迄
代官　郷田源七左衛門　附役　和田伊右衛門
附役　鮫島源右衛門　右同　伊集院九右衛門
享保二年丁酉十一月九日より同五年庚子四月迄、但郷田源七左衛門死去に付代理として下島
代官　浦川金左衛門　附役　和田伊右衛門
横目　伊集院九右衛門　鮫島源右衛門　右同
此代享保四己亥年大清國より両勅使　正使海老爺　副使徐老爺　被差渡
尚敬王被封王位依之道之島より御調物被差越當島より宰領與人平安山取拂役具永久被渡候
享保三年戊戌四月七日より右三人の代りとし下島金左衛門も同前に歸國有之候事
代官　附役

黒田納右衛門　東才庵
附役　西千左衛門　附役谷山衆中　岩崎正左衛門
右同　伊地知新右衛門
右新右衛門事西千左衛門死去につき代りて亥十一月下島二而折田八與左衛門代迄詰
寶永五年戊子四月朔日より同七年庚寅四月九日迄
代官　折田八與左衛門　附役　伊地知新右衛門
附役指宿衆中　能勢三左衛門　附役高山衆中　宮里仲右衛門
寶永七年庚寅四月十日より正徳二年壬辰六月廿九日迄
代官　三原六兵衛　附役　美代三右衛門
附役　渕村理兵衛　築瀬権右衛門
正徳二年壬辰七月朔日より同四年甲午三月二十九日迄
代官　徳永治左衛門　附役　小倉與右衛門
附役　入木用右衛門　右同　中山治兵衛
山田助右衛門　野田喜兵衛
附役　兒王次郎兵衛
享保五年庚子四月より同七年壬寅三月迄
代官　鎌田彦左衛門　附役　有馬源助
附役　折田平右衛門　右同　長倉與右衛門
享保七年壬寅四月より同九年甲辰四月迄
代官　相良嘉右衛門　附役　有馬孝右衛門
附役　面毛田諸右衛門　右同　黒田喜左衛門
享保九年甲辰四月十三日より同十一年丙午四月十三日迄
代官　西覺太夫　附役　市來清左衛門
附役　岩元治左衛門　右同　五代正助
此代午三月喜美留村之下へ朝鮮船一艘漂着致破船乗込人数當島より船取仕立宰領與人久米村右同平安山取拂役富玖安相付琉球へ送届候
享保十一年丙午四月十四日より同十三年戊申四月廿五日迄

代官　　附役　森田仲右衛門
附役　　右同　木場孫右衛門
肱岡藤三衛門　　右同
入田貞右衛門
右藤左衛門事仲右衛門貞右衛門死去に付代として下島田中五兵衛代迄詰　附り此代大御支配被仰渡左の人数下島郡奉行　　筆者
伊集院源右衛門　永田藤兵衛
筆算帖佐　　筆算指宿
野元甚右衛門　永田甚右衛門
右同谷山　　右同福山
伊集院助人　前田新右衛門
蒔見大村　　蒔見帖佐
松澤三右衛門　田上孝兵衛
竿取小根占　　牛根
神宮司善左衛門　長濱政右衛門
享保十三年戊申四月廿六日より同十五年庚戌三月晦日迄
代官　　附役
田中五兵衛　児玉千兵衛
附役　　右同

徳永甚右衛門　肱岡藤左衛門
享保十五年庚戌四月朔日より同十七年壬子五月七日迄
代官　　附役
伊集院源右衛門　和田平左衛門
附役　　附役
宮紙吉右衛門　伊藤七兵衛
享保十七年壬子五月八日より同十九年申寅五月十日迄
代官　　附役
田尻八郎右衛門　四元八郎右衛門
附役　　右同
別府正兵衛　妹尾六左衛門
此代子冬喜美留村の下へ唐船一艘致漂着琉球への乗筋不案内候間案内附させ呉候様唐人より申出候に付御用船取仕立與人宜喜統横目平安統取佛役富久政相付琉球へ送届候
享保十九年甲寅五月十日より元文元年丙辰四月朔日迄
代官　　附役
松澤十左衛門　松山六兵衛
附役　　右同
美代甚右衛門　川上助右衛門
此代伊延へ朝鮮船一艘漂着いたし飯料野菜薪請取無程致出帆候事

元文元年丙辰四月より同三年戊午三月晦日迄
溝口孝左衛門　山口助左衛門
附役　　附役
左近充喜兵衛　森田八郎左衛門
元文三年戊午四月より同五年庚申三月迄
代官　　附役
日高九太夫　児玉與右衛門
附役　　右同
川崎新右衛門　永吉藤右衛門
元文五年庚申四月より寛保二年壬戌四月迄
代官　　附役
東郷惣左衛門　市成紋兵衛
附役　　右同
伊集院藤兵衛　徳尾武左衛門
寛保二年壬戌四月より延享二年乙丑四月迄
代官　　附役
野村甚兵衛　平田平左衛門
附役　　右同
池田助右衛門　三島利兵衛
右甚兵衛事丑春より
延享元年甲子四月より右三人代りとして下島伊藤七兵衛代迄
附役　　附役

鎌田與助　橋口新藏
右同
日高武右衛門
延享二年乙丑四月より同四年丁卯四月迄
代官　　附役
伊藤七兵衛　鎌田與助
附役　　右同
橋口新藏　日高武右衛門
延享二年乙丑六月爲締方下島同三年丙寅夏歸國
座横目　　表横目
谷山次郎右衛門　西郷甚助
延享四年丁卯四月より寛延二年己巳四月迄
代官　　附役
溝口孝左衛門　小笹與兵衛
附役　　右同
肥田木勘左衛門　市來新左衛門
寛延二年己巳四月より寶暦元年辛未四月迄にて候処越年いたし翌年の夏帰國
代官　　附役
肥田正右衛門　川上甚右衛門
附役　　右同
黒葛原平八　梶原新之丞

右覚兵衛事酉春迄詰重被仰渡候

寶歴二年壬申春より同三年癸酉春迄

座横目　岩下與兵衛　表横目　松山休太夫

寶歴三年癸酉五月四日より同四年甲戌四月十四日迄

代官　山口五郎兵衛　附役　折田善藏

附役　中江甚右衛門　右同　和田五右衛門

寶歴三年癸酉春より同四年甲戌春迄

座横目　岩下與兵衛　表横目　亀山次郎右衛門

右與兵衛事戌春詰重被仰渡候処酉九月十三日死去

寶歴四年甲戌四月十四日より同五年乙亥五月二十日迄

代官　福屋助左衛門　附役　萩野半助

附役　新納平八　右同　鬼塚正左衛門

寶歴四年甲戌春より同五年乙亥春迄

座横目　川上仁右衛門　表横目　安藤主右衛門

寶歴五年乙亥五月二十日より同六年丙子五月廿日迄

此代唐船一艘知名村の下へ漂着破船いたし乗込人数十七人和泊村本御藏之内に圍置與人池悦横目平安統取拂役永喜三宰領にて琉球へ送届候　尤唐人共鹿一疋大犬一疋持渡有之候通事人平安統にて候此代午春爲締方横目兩人共下島

寛延三年庚午正月下島寶暦元年辛未帰國

座横目　川上次右衛門　表横目　松山金右衛門

寶暦元年辛未四月より同二年壬申四月迄

代官　市來茂左衛門　附役　坂口覺兵衛

附役　妹尾六左衛門　右同　海老原清八

此代より一年詰被仰渡候

寶暦元年辛未春下島同二年壬申夏帰國

座横目　新納九八　表横目　平城休左衛門

寶暦二年壬申四月朔日より同三年癸酉五月四日迄

代官　海老原権之助　附役　黒江権之烝

附役　鎌倉伊右衛門　右同　坂口覺兵衛

代官　山口五郎兵衛　附役　松澤十助

附役　竹之内鉄之助　右同　松元幸兵衛

寶暦六年丙子五月廿日より同七年丁丑四月十五日迄

代官　冨山二郎左衛門　附役　郷田源左衛門

附役　渋江勘右衛門　右同　鎌田助左衛門

此代寶暦六年丙子八月琉球へ大清國より兩勅使　正使冊翰林　副使冊翰林　院全鬼　院周煌　被差渡尚穆王被封王位依之道の島より調物被差越當島より與人寄富久政掟具志政宰領にて被渡候

寶暦六年丙子春より同七年丁丑春迄

座横目　堀平左衛門　表横目　野村慶右衛門

寶暦七年丁丑四月より同九年己卯四月二十五日迄

代官　高橋武右衛門　附役　市來瀬兵衛

附役　鎌田甚七　右同　細田正助

此代丑春より又々二年詰被仰渡候

寶暦七年丁丑春より同八年戊寅春迄

座横目　岡村嘉左衛門　表横目　本田治郎右衛門

寶暦八年戊寅春より同九年己卯

座横目　瀬戸山権之助　表横目　上別府半藏

右権之助事寅十月晦日於當島死亡

寶暦九年己卯四月廿六日より同十年辛巳三月迄

代官　佐多休左衛門　附役　石神勘左衛門

附役　阿多源四郎　右同　井上鉄之助

寶暦九年己卯五月より同十一年辛巳春迄

表横目　蓑田条助　座横目　高橋喜左衛門

寶暦十年庚辰五月より同十一年辛巳七月迄

表横目　川上十左衛門　表横目　蓑田条助

右条助事詰越被仰渡候

寶暦十一年辛巳四月より同十三年壬未

代官　家村清右衛門　附夜　相良傳右衛門

附役　右同

中　山　佐　平　次　　川　面　藤　兵　衛
右清右衛門事未夏帰國の筈の處病気有之其上順風後れ相成九月七日死亡

寶暦十一年辛己四月下旬より同十二年壬午

表横目　川　上　藤　之　丞　　座横目　濱　田　傳右衛門
右兩人午夏帰國之筈候処順風後れに相成越年いたし翌未六月帰國

寶暦十二年壬午四月十日より同十三年癸未四月迄

表横目　山　田　太郎兵衛　　座横目　伊　地　知　正左衛門

寶暦十三年癸未四月十七日より明和二年乙酉三月迄

代官　長　崎　郷　太　夫　　附役　石　神　勘左衛門
附役　伊　藤　孫　市　　右同　鎌　田　兵　次　郎

寶暦十三年癸未四月より

座横目　伊地知猪　助　　表横目　鮫　島　孝左衛門
右孝左衛門事酉八月喜美留村にて死去

明和元年甲申五月より同二年乙酉五月迄

表横目　　座横目

明和五年戊子四月廿一日より同七年庚寅六月十九日迄

表横目　木　尾　助　七　　座横目　伊地知　正左衛門

明和六年己丑四月廿三日より同八年辛卯六月二十八日迄

代官　川　越　三右衛門　　附役　松　澤　十　助
附役　折　田　武左衛門　　右同　永　井　十郎左衛門

明和七年庚寅春より同九年壬辰七月五日迄

座横目　松　崎　十左衛門　　表横目　川　上　正　九　郎
右十左衛門事辰七月朔日當島にて死去

明和八年辛卯五月廿三日より安永二年癸巳六月廿四日迄

代官　三　原　濱右衛門　　附役　池　山　喜三右衛門
附役　中　原　仲左衛門　　右同　迫　田　甚　藏
此代御祝儀に付當島より與人富久治上國有之候事附り屋子母村の上新溜池出来候事

明和九年壬辰五月十二日より

座横目　肱　岡　藤　八　　表横目　安　藤　善左衛門

門　松　源　太　夫　　大　山　六右衛門
右兩人酉夏帰國筈候処越年いたし翌戌夏帰國尤伊地知猪助にも同船より同行

明和二年乙酉三月より同四年丙亥四月迄

代官　伊佐岡　伊右衛門　　附役　平　田　平右衛門
附役　伊集院　庄　八　　右同　黒　田　嘉平次

明和二年乙酉三月より同三年戊子四月迄

表横目　有　馬　筑右衛門　　座横目　久　保　五次右衛門

明和三年丙戌四月より同五年戊子四月迄

表横目　町　田　勘左衛門　　座横目　相　良　嘉　兵　衛
此代より三年詰被仰渡候餘島は先々通

明和四年丁亥四月より同六年己丑六月十二日迄

代官　平　山　平　之　丞　　附役　新　納　十郎太夫
附役　武　二佐右衛門　　右同　福　島　半　七
右半七事二佐右衛門代りとして與論島へ渡海有之筈候処子三月十五日死去

右三原濱右衛門戌辰十一月十二日人躰手札改被仰渡三間切共に於辨財天宗門帳相認候処人数左之通

總人数一万千四百七人

外ニ　七十九人　流人
内　三千五百九人　大城間切
外ニ　二十五人　流人　三千八百三十九人　久志検間切
外ニ　二十六人　流人　三千九百七十八人　喜美留間切
外ニ　二十八人　流人

安永二年癸巳四月朔日より同四年乙未六月迄

代官　谷　元　兵衛門　　附役　日　高　喜　兵衛
附役　川　上　郷次郎　　右同　野　村　正　助
右正助事甲午三月廿八日於當島死去

安永三年甲午四月二日より

座横目　篠　原　喜右衛門　　表横目　野　村　清右衛門
右谷元兵右衛門代就御祝儀與論島與人喜周上國有之候事
右同代若君様御誕生の就御祝儀當島與人玉江源上國有之候事

右同代琉球中城王子上國有之候事

安永四年乙未五月十日より同六年丁酉八月八日迄

代官　愛甲弥三太　　附役　小森新藏

附役　肥後伊右衛門　　右同　兒玉次郎左衛門

此代就御祝儀當島與人久志堅上國有之候事附り六月廿七日より七月三日迄大風其の上洪水岩岸を洗崩し方々大分の普請有之候事

安永五年丙申三月八日より同七年戊戌六月八日迄

座横目　川越嘉右衛門　　表横目　川上作市

安永六年丁酉四月十四日より同八年己亥六月八日迄

代官　野村勘兵衛　　附役　冨山九右衛門

附役　川崎源右衛門　　右同　上野弥太郎

此代就御祝儀與論島與人永澄上國有之候事附り戊八月七日大津浪有之辨財天石垣並上仮屋石垣打崩し仮屋床の下より三四尺程あがりて仮屋門二三尺程有之候大魚数疋相見得候

安永七年戊戌三月十九日

表横目　永山覚太郎　　座横目　肱岡藤八

右藤八事戌五月廿六日於當島死去

安永八年己亥三月朔日より同十年辛丑五月二日迄

代官　吉田六郎右衛門　　附役　新納八左衛門

附役　平田仲左衛門　　右同　高橋弥三次

座横目　新納仁兵衛

右仁兵衛事肱岡藤八死去に付代りとして下島

安永九年庚子四月廿五日より天明二年壬寅六月迄

表横目　久保七郎右衛門

右七郎右衛門事永山覚太郎代りとして下島

天明元年辛丑四月

座横目　市來六右衛門

右六右衛門事新納仁兵衛代りとして下島

天明元年辛丑四月廿一日より同三年癸卯三月廿八日迄

代官　亀山長太郎　　附役　佐土原八郎兵衛

附役　日高左三　　右同　相良新左衛門

天明二年壬寅三月廿九日

表横目　中村孫右衛門

天明三年癸卯三月廿九日より同五年乙巳四月十五日迄

代官　横山平覚　　附役　川田甚右衛門

附役　上田作右衛門　　右同　山本弥助

座横目　伊集院六郎

天明四年甲辰三月

表横目　伊集院清右衛門

右清右衛門事巳三月十五日死去

天明五年乙巳四月十六日より同七年丁未四月十七日迄

代官　中野織右衛門　　附役　川北幸右衛門

附役　簗瀬源左衛門　　右同　新納五左衛門

座横目　山本納介

天明六年丙午四月

表横目　田中諸右衛門

右中野織右衛門代午十一月十日人躰手札改被仰渡三間切共ニ於辨財天宗門帳相認總人数左之通

一、男女九千百四十五人　島中

内　男　三千百四十人

女　三千六百一人

生男　千百四十六人

生女　千二百五十八人

一、男女　六十人　遠島

天明七年丁未四月十八日より寛政元年己酉五月十日迄

代官　本田甚右衛門　　附役　木藤彦七

右申四月十七日死去

附役　川上作市　　右同　坂元正右衛門

藏方目付　新納平右衛門　　表横目　植村半左衛門

右本田甚右衛門御目附御役の内にて沖永良部島代官被仰付候

寛政元年己酉五月十日より同三年辛亥五月六日迄
代官　伊地知恕兵衛　附役　宮内権兵衛
附役　市来早左衛門　右同　谷元喜八
藏方目附　和田平太　表横目　福屋助左衛門
右伊地知恕兵衛御目附御役の内にて沖永良部島代官仰付られ候

寛政三年辛亥五月六日より同五年癸丑六月二十四日迄
代官　伊集院権右衛門　附役　町田勘左衛門
附役　大山清太夫　右同　木脇仁右衛門
藏方目附　鎌田七左衛門　表横目　谷元兵右衛門

寛政五年癸丑六月廿四日より同七年乙卯五月廿七日迄
代官　鎌田四郎左衛門　附役　桂民右衛門
附役　田中五右衛門　右同　山口七郎
藏方目附　表横目　鎌田貞右衛門　佐藤賢助
右貞右衛門事卯五月廿五日死去

寛政七年乙卯五月廿八日より同九年丁巳五月廿二日迄
代官　渋谷四郎左衛門　附役　矢野権四郎
附役　岩山八郎左衛門　右同　齋藤次左衛門
藏方目附　田上次郎太　表横目　図師嘉太郎
右嘉太郎事與論島より當島へ帰航の砌德時村下にて辰九月廿七日溺死の事
右次左衛門事辰十一月廿七日死去
右渋谷四郎左衛門御目附御役の内にて沖永良部島代官被仰付候事
田上次郎太事巳夏代合上國被致筈の処図師嘉太郎溺死の故詰越被仰付午夏上國致し候事

寛政九年丁巳五月廿三日より同十一月己未六月五日迄
代官　土持権之丞　附役　家村杢太郎
附役　迫田仲左衛門　右同　河口平八
藏方目附

岩元平内
右杢太郎事午四月廿九日死去
右土持権之丞事御目附役の内より沖永良部島代官被仰付候事

寛政十年戊午五月下島同十二年庚申六月三日上國
表横目　川上孫太夫
右孫太夫事田上次郎太代り下島

寛政十一年己未六月六日より享和元年辛酉四月廿八日迄
代官　種子島次郎右衛門　附役　吉田早太
附役　中野新次郎　右同　宮原新助
藏方目附　別府善助

寛政十二年庚申四月十五日下島享和二年壬戌六月上國
木脇仁平次
右仁平次事川上孫太夫代り
此代寛政十二年辛申七月琉球へ大清國より兩勅使（正使正　副使正）
一品翰林院宣修趙文階
一品内閣中書李鼎元　被差渡尚温王被封王位依之道の島より御調物被差越當島より與人眞玉橋掟平安瑞宰領にて被渡候事

右種子島次郎右衛門代申十一月十一日人躰手札改被仰渡
三間切共於辨財天宗門帳相認兩島惣人数左の通り
一、男女九千五百八人　沖永良部島中
内男　三千百六十人
女　三千五百二十人
生男　千三百三十五人
生女　千四百四十五人
手札落　男二十一人
同　女二十七人
一、男一人　禪王寺住職
一、男五人　遠島の内御赦免にて島居付
一、男女七十人　遠島人
内男　六十九人
女　一人
一、男女三千三百五十七人　與論島々中
内男一人　遠島人八人
内男　千百四十五人
女　千七十四人
生男　六百三人
生女　五百三十五人

享和元年辛酉四月廿九日より同三年癸亥三月廿九日迄
代官　附役

新　納　悠右衛門　　東　郷　六郎兵衛
附役　右同
川　邊　平　八　　平　瀬　四　郎
藏方目附
坂　元　正　藏
享和二年壬戌五月朔日下島
河　野　甚　兵衛
右甚兵衛事木脇仁平次代り
享和二年壬戌四月朔日より文化二年乙丑五月九日迄
代官　附役
伊　藤　覚　兵衛　川　上　雲　八
附役　右同
山　本　源　七郎　堀　平左衛門
藏方目附
平　城　市左衛門
平城市左衛門事亥七月十七日於當島死去
伊藤覚兵衛事亥九月二日同断
堀平左衛門事子七月十三日同断
代官
遠　矢　金兵衛
右は覚兵衛死去に付詰役被仰付子四月廿一日下島翌廿二日より御用相勤め丑五月九日迄
文化元年甲子五月より同三年丙寅五月迄
藏方目附　横目
海老原権之丞　橋　口新　藏
海老原権之丞事亡市左衛門代として子五月下島
橋口新藏事河野甚兵衛代として子五月下島
文化二年乙丑六月九日より同四年丁卯五月三日迄
代官　附役
日　高　十兵衛　川　邊　平　八
附役　右同
五　代　二郎左衛門　石　川　庄右衛門
文化三年丙寅五月下島同五年戊辰七月上國
藏方目附　横目
若　松　孫平太　有　川　與佐衛門
文化四年丁卯五月四日より同六年己巳四月二十五日迄
代官　附役
碇　山　八郎右衛門　山之内　善　助
附役　右同
大　山　用之進　湯　地　嘉藤次
右加藤次事卯春下り時分後に相成辰春下島
文化五年戊辰四月下島同七年庚午七月上國
御徒目附　横目
向　井　新兵衛　大　山　源兵衛

此代文化四年七月琉球へ大清國より兩勅使　正使翰林院編修加正二品銜斉鯉　副使工科給事中加正二品銜費錫　被差渡尚灝王被封王位依之道の島より御調物被差越當島より與人西正取拂役平安雄宰領にて被渡候事
大山源兵衛事御用の儀有之巳夏上國之節時分後に相成於大島越年午三月及兩三度出帆之処逆風にて又々當島へ漂着同六月被致上國候
文化六年己巳四月廿六日より同八年辛未五月八日迄
代官　附役
中　村　源　助　佐　藤　休　藏
附役　右同
松　山　納右衛門　脇　田　源左衛門
大山源兵衛代として横目寺師次郎左衛門巳五月廿五日下島の処同六月十四日病死
文化七年庚午三月下島同九年壬申七月上國
横目　藏方目附
河　野　喜左衛門　山　下　仁左衛門
一、脇田源左衛門事午九月廿三日沖永良部島にて病死
一、松山納右衛門事午十二月四日與論島にて病死
一、此詰巳八月頃より午三四月迄近年無之大旱魃打續田畑作職不出來の上午七月より兩島共に麻疹流行五十七年廻の由にて老若死人夥敷相聞得候に付拝借米相渡候事
一、與論島凶年に付飢拝借米渡方として附役佐藤休藏午十二月廿九日島元知名村へ差越未正月二日渡海同四月十六日帰島
文化八年辛未五月八日より同十年癸酉四月十一日迄
代官　附役
大　田　筑左衛門　上　野　戸十郎
附役　右同
井手籠　壯之進　大　山　源之進
中村源助事未七月廿九日沖永良部島にて病死
文化九年壬申四月十七日下島同十一年甲戌七月上國
横目　藏方目附
林　休左衛門　樺　山　喜兵衛
大山源之丞事文化九年正月二十日與論島に於て病死
文化十年癸酉四月十一日、同十二年乙亥四月五日迄
代官　附役
川　上　権之進　大　山　孝兵衛
附役　右同
横　山　直右衛門　長　倉　七左衛門
藏方目付
浅　江　源五左衛門　川　崎　平右衛門
一、井手籠荘之進上野戸十郎與論島與人喜久里御船宝壽丸より乗船にて酉八月八日致出帆候処於洋中本船走倒橋船

より徳之島へ漂着酉九月十七日當島へ被帰居翌戌夏迄滞
島にて同六月三日當島船より徳之島へ差送彼島より上國
文化十二年乙亥三月廿八日より
代官　有川休右衛門　附役　中村源助
附役　入佐助八　右同　原田孫四郎
一、川崎平右衛門事十一月五日病死
一、有川休右衛門代亥十一月廿八日人躰手札改被仰渡三間
切共於辨財天宗門帳相認両島總人数左之通
一、男女八千九百七十一人　沖永良部島中
内　男　二千九百二十六人
女　三千百五十七人
生男　千四百三十五人
生女　千四百五十三人
一、男女十一人　内男十人　女一人
遠島の内御赦免にて島居付被仰付候
一、男六十四人　遠島人
一、男女三千五百三十人　與論島々中
内　男　千二百六十二人
女　千百二十一人
生男　五百八十一人
生女　五百六十六人
文化十三年丙子五月下島同十五年戊寅七月上國
横目　藏方目付　木脇仁平次　山田伴助
右仁平次事文化十五寅二月四日致死去
墓所之儀は手々知名村の上に有之候
文化十四年丁丑五月十三日より文政二年己卯五月十四日迄
代官　日高與一左衛門　附役　安田喜藤太
附役　伊藤権兵衛　右同　川上彦十郎
文化十五年戊寅四月下島文政三年庚辰八月上國
横目　藏方目付　佐々木源助　園田喜三次
右源助事文政三辰七月三日致死去候
文政二年己卯五月十四日より同四年辛巳五月五日迄
代官　附役　丹生助右衛門　大山源之進
附役　右同　竹下伊平太　鎌田鐵兵衛
郡奉行　横目　鎌田曽右衛門　有川助左衛門

藏方目付　地方検者
伊勢八右衛門　河野休藏
郡方書役
鎌田甚七
右御用有之文政二卯四月下島同四巳
一、文政三年辰十一月古里村の下へ夏楷船一艘漂着致破船
乗込人数當島より便船又は琉球よりの迎船へ乗せ付差
送候事
文政三年庚辰四月下島同五年壬午七月上國
横目　藏方目附　本田七左衛門　坂元正藏
文政四年辛巳五月五日より同六年癸未五月朔日迄
代官　附役　樺山半之丞　町田七郎
附役　右同　野村甚八　竪山助左衛門
地方検者
樋口休八
文政五年壬午春下島
横目　藏方目附　大野鉄兵衛　坂本廉四郎
右鉄兵衛事文政六年未七月十六日死去
座横目　地方検者
有川勘左衛門　冨田清之進
右清之進事文政七年申五月廿九日死去
文政六年癸未四月廿五日下島同八年乙酉五月朔日迄
代官　附役　畠山甚六　伊地知源左衛門
附役　右同　入佐助八　鎌田新之丞
一、此代手札改被仰渡申十一月於辨財天宮宗門手札改帳面
相認両島札本人躰左之通
申札本
一、人数九千三百二十四人　島中
内　男　四千四百九十八人
女　四千八百二十六人
申札本
一、人数五十四人　遠島
内　男女十三人　男十一人　内女一人　御赦面にて島居付
男四人　但御赦免にて滞島人
男一人　但寺番
男三十六人　但遠島
申札本
一、人数四千二百四十八人　與論島

内男　二千百九十九人
女　二千四十八人
男　一人　但遠島

文政七年甲申五月下島

横目　藏方目附
本田新助　竹下伊左衞門

座横目
遠矢金兵衞

右伊左衞門事文政八年酉五月廿七日死去、新助儀は丙戌春代合下島無之詰越に而亥夏上國

文政八年乙酉春下島同十年丁亥夏上國

地方検者
徳永清左衞門

文政八年乙酉五月朔日より同十年丁亥四月晦日まで

代官　附役
樺山休兵衞　中村清之丞

附役　右同
伊藤勘右衞門　橋口李左衞門

文政九年丙戌四月下島同十一年戊子七月上國

大目附座書役助横目兼務　藏方目附
仁禮源之進　園田喜三次

右源之進事戌春順風後相成同冬下島

横目　藏方目附
山田増右衞門　法元仁右衞門

文政十二年己丑四月十七日より天保二年辛卯四月廿一日迄

代官　附役
武宮十左衞門　市成直左衞門

附役　右同
門松源之助　吉井市助

一、此代寅十二月伊延へ無人唐船寄來詰役並島役々出張にて致差引候処御用立候品無之其段御届申上候処唐船の儀は格別御取締の儀に付船滓其外小品迄も不残差登候儀被仰渡翌々辰夏楷木切、不残差登候委細此代伺留へ記置候

天保元年庚寅春より同三年壬辰夏迄

横目　藏方目附助
伊集院次左衞門　左近允多六

天保二年辛卯四月廿一日より同四年癸巳四月廿日迄

代官　附役
田中藤右衞門　貴島八郎次

附役　右同
土持直助　馬場傳兵衛

天保三年壬辰春より同五年甲午夏迄

横目　藏方目附
松本猪右衞門　岩元市十郎

右猪右衞門事辰十月十三日於與論島死去

横目助
有馬長蔵

右猪右衞門為代已正月下島之事
此代手札改被仰渡卯十一月於辨財天後之濱宗門手札改帳面相認兩島札本人躰左之通

卯札本
一、人数九千五百九十八人　島中
内男四千六百十一人
女四千九百八十七人

一、右内人数七十六人　遠島
内男十人　島居付
女一人　徳之島人島居付
男三人　御赦免にて滞島
男二人　但申札御改以後被差下候八人の内赦免滞島
男五十六人　内一人大島人五人徳之島人　遠島
男四人　借島

卯札本
一、男女三千百八十人　與論島
内男一人　徳之島遠島
男二人　徳之島借島

文政十年丁亥五月朔日より同十二年己丑四月十七日迄

代官　附役
三原金平　畠山小平次

附役　右同
大久保次右衞門　相良彦八郎

右彦八郎事亥九月廿七日死去

附役
小牟田矢太郎

右彦八郎爲代子十月二日下島

一、此代子六月七日與論島へ異國船一艘漂來橋船より七人乗込にて前濱へ近く乗付彼島前座其場へ駈付何國の船にて候哉と問掛候得共言語不通にて候然處鉄切二ツ陸へ投捨本船の儀引取候段飛船を以右鉄切相添届申出候同十六日當島南の方へ相見得翌十七日島尻村一里計沖へ漂來橋船より六人乗込にて知名村湊へ乗入陸へ上り村の者共追々出張手様等を以て唐いも望の向見受候に付取寄相與候處別て歓右返礼として鉄延金七ツ字突一ツ銘々差送兼て横文字通用之手様等いたし暫居合橋船へ乗付本船の儀引取候折節田地横目宮川廻勤先にて成行致見分候に付右宰領にて上國申付候此代伺留へ委敷有之

文政十一年戊子四月より同十三年庚寅夏迄

天保四年癸巳四月廿四日より同六年乙未四月五日迄
代官　武　五郎右衛門　附役　能　勢　彦右術門
附役　門　松　源之助　右同　堀　平左衛門
天保五年甲午春より同七年丙申夏迄
横目　五　代　庄太夫　藏方目附助　益　山　金兵衛
天保六年乙未四月五日より同八年丁酉四月廿六日迄
代官　岩　元　助　七　附役　毛　利　次左衛門
附役　土　持　叶之丞　右同　門　松　覚之丞
天保七年丙申春より同九年戊戌夏迄
横目　川　南　三左衛門　横目助　谷　村　孫右衛門
右三左衛門事戌三月死去
天保八年丁酉四月廿六日より同十年己亥四月十日迄
代官　本　田　新左衛門　附役　門　松　覚兵衛
附役　勝　部　善兵衛　右同　大久保　次右衛門

一、此代戌四月琉球へ大清國より兩勅使
正使　欽賜正一品銜狀元林駉年
副使　翰林院學士編修　高人鑑　被差渡被封王位
依之道之島より御調物被差越當島より與人寄饒覇取拂
役饒丕宰領にて被渡候事
一、此代手札改被仰渡戌十一月於弁天後之濱宗門手札帳面
相認兩島札本人躰左之通
戌札本
一、人数九千七百六十八人　島　中
内男四千五百九十六人
女五千百七十二人
戌札本
一、人数百人　遠　島
内男三十九人　遠　島
男一人　大島人遠島
男一人　徳之島人遠島
男四十七人　居　住
男三人　徳之島人借島
男一人　喜界島人借島
男二人　御赦免にて滞島
男一人　大島人滞島
男四人　居　付
女一人　徳之島人居付

戌札本
一、人数三千二百三人　與論島
内男千六百十七人
女千五百八十六人
右同
一、男一人　徳之島人遠島
天保九年戊戌春より同十一年庚子夏迄
横目　土　持　叶之丞　藏方目付　池　田　市　二
天保十年己亥四月十一日より同十二年辛丑四月二十日迄
代官　岩　切　新左衛門　附役　江　夏　源四郎
附役　木　尾　喜左衛門　右同　曽　木　新　蔵
天保十一年庚子春より同十三年壬寅夏迄
藏方目附　日　置　吉兵衛　横目　法　元　宇左衛門
天保十二年辛丑四月廿一日より同十四年癸卯三月晦日迄
代官　土　持　叶之丞　附役　勝　部　善兵衛
附役　徳　田　助十郎　右同　東　郷　覚右衛門

右東郷覚右衛門事寅十月十九日八ツ時分於當島死去墓
所仮屋より東の方にあり
天保十三年壬寅春下島同十四年癸卯夏迄
横目勤　矢　野　平八郎　藏方目附助　黒　田　藤十郎
天保十四年癸卯四月朔日より弘化二年乙巳四月晦日迄
代官　川　村　與十郎　附役　和　田　乗九郎
附役　日　置　源左衛門　右同　山　本　十郎太
一、源左衛門事卯七月十四日於當島病死
附役　日　置　吉兵衛
右源左衛門代として卯十一月下島
一、十郎太事辰三月於當島病死
附役　長　瀬　吉之進
右十郎太代りとして巳二月下島
天保十五年甲辰春下島弘化三年丙午夏迄
藏方目附　左近允多六　横目助　木　尾　喜左衛門
弘化二年乙巳四月晦日より同四年丁未四月九日迄

代官　伊集院甚助　附役　徳田助十郎
附役　右同
上村笑之丞　和田乗九郎
一、此代手札改被仰渡巳十一月於兼久原宗門手札帳面相認
兩島札本人躰左の通り
巳札本
一、人数一万六百三十六人　在郷
同男五千六人
女五千六百三十人
右同
一、同百三十三人　郷士格四家部
内男六十六人
女六十七人
右同
一、同百二十四人　流罪人
内男百二十三人
女一人
右同
一、同五人　島居付
内男四人
女一人

右同
一、同三千七百人　與論島
内男千八百七十八人
女千八百二十一人
男一人　徳之島遠島
弘化三年丙午春下島同五年戊申夏迄
蔵方目附　横目助
肥後與左衛門　田原源左衛門
源左衛門事同四年未三月四日於當島死去墓所仮屋より
東の方にあり
弘化四年丁未四月九日より嘉永二年己酉四月廿七日迄
代官　和田平太　附役　山之内齊之進
附役　右同
日置吉兵衛　黒田藤十郎
一、弘化五年申四月九日より嘉永元年に改元の事
一、弘化四年未七月　大嶺御札相下り金毘羅堂新造立にて
御札建立の事
一、和田平太事未八月十三日於當島死去墓所仮屋より北の
代官方喜美留村の下にあり
和田平七
右平太代りとして未十二月十五日下島嘉永二酉四月廿

七日迄
横目助　市来八郎
右源左衛門代として被仰付未十一月十五日下島
弘化五年戊申春下島
橋本助八
一、此代知名村湊瀬割有之申十月大山の内へ山神建立
の事
嘉永二年己酉四月廿七日より同四年辛亥四月廿四日迄
代官　附役　伊集院新介　伊集院甚助
附役　右同
関八郎右衛門　山本勘左衛門
嘉永三年庚戌春より同五年壬子夏迄
横目　蔵方目附
徳田助十郎　黒田藤十郎
嘉永四年辛亥四月二十四日より同六年癸丑四月まで
代官　附役
貴島伴之進　山之内齊之進
附役　右同
和田彦右衛門　日置吉兵衛
嘉永五年壬子春より同六年癸丑春迄

横目　蔵方目附
山本勘左衛門　関八郎右衛門
右勘左衛門事子七月廿七日病死
横目
河野勘四郎
右勘左衛門代として嘉永五年子十一月晦日下着
一、此代手札改被仰渡嘉永五年子十一月兼久原に於て手札
帳面相認両島札本人躰左之通
子札本
一、男女一万千三十人　島中在郷
内男五千百七十人
女五千八百六十人
右同
一、男女八十二人　流罪人
内男八十一人
女一人
右同
一、男女四人　居付人
内男三人
女一人
一、男女百七十四人　郷士格四家部
内男九十一人

女八十三人

右　同

一、男女三千八百八十八人　與論島
　内男千九百九十四人
　　女千八百九十四人

右　同

一、女一人　沖永良部島借島人

嘉永六年癸丑四月朔日午の刻比伊延湊へ着

御仮屋役官役　横目　面高與蔵

伊地知八右衛門

蔵方目付助　郡見廻代官附役

木場傳内　川口萬次郎

三島方書役代官附役

大野彦四郎

一、右者此節御仕向替に付銘々役儀持越にて渡海被仰付候事

一、此代　太守様旧臘十六日　従四位上中將御任官被仰渡候段御到来候依之御慶事與人上國被仰渡當島與人龍嘉美座へ上國申付候此節供夫二人外二献上物取仕建三人飯焚一人罷登候儀被仰渡上國扶持米并進覧失脚料砂糖斤数並運賃米諸進覧用等之品々員数被相究候事

但諸失脚夫数等の儀就御慶事與人上國の節二三島方へ御届申出置候様被仰渡候事

但現用夫御狩夫掛

三間切合現用夫二千百九十四人

一、三間切牛馬千九百三十四疋

内牛千七百三十七疋

馬百九十七疋

安政二年乙卯三月廿一日辰之刻比伊延湊へ下着

一郡奉行代官勤　物奉行所書役代官附役

伊東正太　森岡次兵衛

三島方書役助代官附役

近藤勘助

右銘々役儀持越にて渡海被仰付候事

蔵方目附助　蔵方目付助

町田七郎左衛門　蘭牟田利兵衛

右は安政二年卯四月二日七ツ時分伊延湊へ下着

一、此代　太守様先月廿五日　御大小并御菓子箱御拝領被遊候段御到来候依之御慶事與人被仰渡與論島與人喜久仁へ上國申付候処辰夏罷登首尾よく為相済同冬下島の事

安政四年丁巳四月二日巳の刻比伊延湊着船

郡奉行見習代官勤　御船手書役代官附役

山口九十郎　永吉藤介

三島方書役助代官附役

一、此代丑十月十三日用夫改に付左の通

用夫千五百人　大城間切

内二百二十一人

但御狩夫除與人より作見舞造並欠落病者込

百二十四人

但御狩夫掛

七百五十五人

但現用夫御狩夫掛

用夫千百九十一人　喜美留間切

内二百三十六人

但御狩夫除與人より作見舞迄欠落病者込

百五十二人

但御狩夫掛

八百三人

但現用夫御狩夫掛

用夫九百二十八人　久志検間切

内百八十六人

但御狩夫除與人より作見舞迄欠落病者込

百六人

但御狩夫掛

六百三十六人

大迫清右衛門

右銘々役儀持越にて渡海被仰付候事

安政四年丁巳四月六日巳之刻比同断

横目助　蔵方目付助

坂本廉四郎　松永清右衛門

右書同断

一、此代　篤君様御事被遊御入城御婚礼被仰出　姫君様ト奉称候段御到来　太守様御祝儀朔望其外御登城之節向後御廊下下の御休息所二可被遊御座旨御到来

右兩條の御祝儀被仰渡候二付當島與人伊名川巳夏罷登御祝儀方能首尾為相済巳冬下島

一、此代午正月四日被仰渡候　宰相様旧臘十五日　従三位被仰出候段被仰渡候二付當島與人坦晋罷登御祝儀方能首尾為相済未二月下島

一、當島の儀先年來大城喜美留久志検三間切にて役所の儀は都て仮屋元へ有之候処巳年より和泊方並東西方と相唱役所の儀も右方限へ引直候様被仰渡方限分被究置候事

一、此代東西並中仮屋新造立相成候事

但古仮屋の儀は三方與人役所に引直相成候事

一、午四月十三日より伊延湊船路切廣並波戸十四間廣方御普請取付同十月十七日迄御成就に相成候事

一、巳十一月より與論島へ新黍七十町餘植出相成り未春新

出来砂糖見込口打込拾四万五千六十三斤入樽千百四十
一挺相及寶來丸並住徳丸より仕登相成候事

安政六年己未四月二日辰之刻比伊延湊へ着船
郡奉行代官勤　大阪手形所書役代官附役
猿渡彦右衛門　高柳八次
御船手書役助代官附役
池上平左衛門

安政六年己未三月廿二日辰之刻比伊延湊へ着船
御徒目付　蔵方目付助
加藤清次郎　能勢甚左衛門
一、右代　又次郎様御儀御胥養子外兩條の御祝儀として與
論島與人納富上國有之候事
一、右同御初入部の御祝儀被仰渡候処折節外御祝儀に付與
人納富上國に付相兼御祝儀申上進上物の儀者申夏札方
與人政照宰領にて首尾為相済候事
一、右同宗門手札御改被仰渡兼久原へ木屋出來兩島札本人
躰左の通
未札本
一、男女一万千九百七十五人　沖永良部島
在郷二千九十四家部
内男五千六百十七人
女六千三百五十八人
右同

一、男女九十三人　郷士格四家部
内男四十四人
女四十九人
一、右同　男女九十五人　流罪人
内男九十四人
女一人
一、右同女一人　右同居付
右同
一、男女四千三百五十八人　典論島
在郷五百四十九家部
内男二千二百二十人
女二千百三十八人
右同
一、男女三人　借島人
内男二人
女一人
一、代官附役池上平左衛門事申八月十八日の暁死去墓所仮
屋本より東兼久原にあり
一、中仮屋酉正月元日の夜月火差発し及焼失候事
一、右焼失に付酉正月より本の通新造立いたし候事
一、當酉春黍地百六十三町九反三畝十二歩植重相成候事
外ニ是迄の黍地五百八十三町有之候事
萬延二年辛酉四月九日午の刻比伊延湊着船

郡奉行代官勤　御作事方下目付助代官附役
黒葛原源助　三木原甚左衛門
郡方書役助代官附役
福山清藏

同二年辛酉四月五日午の刻比伊延湊着船
横目　横目
山口七之助　高田平二郎
一、右代稀成早魃打續諸作不熟の上七月下旬より十二月比
迄與沖兩島共麻疹相流行拝借米等相渡置候得共格別の
死人無之候事
但倭並琉球其外島々へも相流行夥敷死人有之由ニ候事
一、右代和泉様御事御實方の御身柄に被復候為御祝儀與人
蘇延良戊夏被登居候処又二郎様御儀関白様より御烏帽
子御直垂等被進候付御祝儀の儀者目録を以て右同人兩
様相兼申上現品の儀外三様の御祝儀共亥夏上川與人山
真粋憲持登致上納候事
一、酒三挺　但五十盃ツゝ入　一、素麺三箇
右沖永良部島へ
一、右同一挺　同断　一、素麺一個
右與論島へ
右者両島の儀去る卯年三島同様島中方限を以て典人役所
被召置請持の　場所へ混と相詰候様申渡候処両島黍地惣

畝反相増手入拵等も行届當春沖永良部島二百六万斤與論
島二十四万斤出來に相及専役々諸下知行届候処より出来
増にて一廉御都合相成候に付褒美として被渡候事
文久三年癸亥三月廿六日辰の刻伊延湊着船
物奉行郡奉行勤代官勤　六組觸役所書役代官附役
山田平藏　木藤源左衛門
鹿児島郡見舞代官附役
川口萬次郎

文久三年癸亥四月八日辰之刻伊延湊着船
御宮格蔵方目付勤　横目助
赤崎源助　鎌田八之丞
吉井中介
福山清茂
西郷信吾

右三人沖永良部島へ御用の儀有之此節前之濱へ致滞船居候
外車蒸汽船より渡海被仰渡子二月廿一日七ツ時分和泊沖へ
二時計滞船にて直に致帰帆候事
但大島吉之助召連被帰候事
一、右代従　天朝太守様御事御馬被遊御拝領候旁々御慶事に付
大赦被仰出旨被仰渡候事
一、右代　太守様御事年来御國家御為藩屏の任御盡被遊候段御
満足に被思召候依之御差の御刀御脇差御拝領且　少將様御

儀も御鞍置御馬御拝領に付重畳の御慶事に付與論島與人納
富被登御祝儀申上候事
一、右代去亥七月前の浜へ異國船数艘渡来乱暴いたし御打拂相
成候哉に相聞得　御機嫌伺として當島馬盤船より間切横目
坦栽被登首尾克御用相済下島いたし候事
一、右代　少将様御儀京都二條　御城へ被遊御登城御太刀一腰
黄金五枚并天盃頂戴且鞍置御馬一疋被遊御拝領　太守様に
は御在國の御事に候得共裸脊馬一疋并判金十枚御拝領に付
三様の御祝儀として與論島與人納富被登御祝儀申上候事
一、右代於京都　三郎様御事不容易御時節付　朝議参預可有之
被仰出候御祝として與人右同人相兼御祝儀申上候事
一、右代　太守様御儀二條御城へ御登城被成御差の御刀御脇差
並少将様へ御鞍置御馬并御刀被遊御拝領候御祝儀として右
同人被登候事
一、右代　少将様御事天盃御頂戴傳奏衆野宮様より御扇子三本
御白晒五端御拝領外五様の御祝儀相兼目録を以て右同人よ
り御祝儀申上候事
一、右代今度長藩士及暴挙候処速に人数出張兇徒追退の段　叡
感不斜候依之移鞍一具賜はれ候御祝儀として與人政照被登
候事
一、右代今般於京都長藩御征討に付一同出勢抽丹誠候段　叡感
に付御祝儀被仰渡候処外四様の就御祝儀與論島與人納富致
上國居候ニ付進上物目録を以て一緒に御祝儀申上候事
慶應元年乙丑四月六日辰之刻伊延湊着船
郡奉行代官勤　物奉行所書役代官附役
肝　属　郷右衛門　久　留　佳　兵　衛
三島方書役代官附役
伊　地　知　徳　四　郎
慶應元年乙丑四月六日辰之下刻伊延湊着船
御代官格横目勤　蔵方目付助
阿　多　源左衛門　淵　邊　仲左衛門
一、久留佳兵衛事同二寅四月十一日七ツ時分於當島死去墓所仮
屋より北の方兼久の原にあり
一、阿多源左衛門事同二寅十一月十九日夜五ツ時於當島死去墓
所右同所にあり
一、右代寅四月琉球へ清國より両勅使　正使翰林学士趙新
副使翰林学士干光甲被差渡
尚泰王被封王位依之道之島より御調物被差越當島より與人
蘇廷良取拂役蘇廷譲宰領にて被渡候事
一、右代手札改被仰渡寅九月於兼久原宗門手札張面相認両島札
本人躰左の通
札本
一、男女一万三千三百三十六人
沖永良部島在郷二千二百六十九家部
内男六千三百四十六人

女六千九百九十人
一、男女九十三人　郷士格四家部
内男四十七人
女四十六人
一、同　七十九人　流　罪　人
内男七十八人
女　一人
一、女　一人　島　居　付
一、男女四千九百七十二人　與論島在郷六百四十二家部
内男二千五百二十一人
女二千四百五十一人
一、同　五人　借　島　人
内男三人
女二人
物奉行所書役附役
左近允六右衛門
右六右衛門事久留佳兵衛代として寅十二月廿八日夕和泊
湊へ着船尤詰越にて巳春迄
慶應三年丁卯三月六日夕六ツ時伊延湊着船
御目付宗門掛代官勤　二万石三万石御代官所書役附役
川　口　市左衛門　上　別　府　藤左衛門

慶應三年丁卯三月廿一日夕六ツ時伊延湊着船
御勘定方小頼格
御徒目付勤　御徒目付
大　窪　八太郎　伊　東　助　市
一、酒三樽　但百盃入　一、素麺三箇
沖永良部島へ
一、酒一樽　但百盃入　一、素麺一箇
與論島へ
右者當年両島砂糖無類の出来増にて取合二百七十一万斤餘
に相及當時柄一廉御都合相成第一掛役々諸下知行居候筋に
相聞得本行褒美被仰付候事
一、右代卯冬より京大阪辺変動の向にて事実不分明當時一統不
穏時節殊に　太守様當分御在京中の由に付伺御機嫌且御模
様承として與人政照急に上國申付差登候事
一、右代辰正月　太守様御儀従、天朝御剱御拝領勅書御頂戴且
殉國戦死の者へ賜御金五百兩厚葬礼設一社祭祀候様是又被
為蒙勅命候段御到来依之與人上國被仰渡蘇廷良差登御祝儀
申上候事
一、右代辰二月　太守様御儀従　天朝御短刀並御文臺御料硯御
拝領　勅書御頂戴且積年勤王の御志御厚　叡感被思召上候
旨被蒙　勅命候段御到来依之右同人より御祝儀申上候事
但前文與人上國後相達ニ付御献上物の儀津口横目長庵外一

人宰領にて差登候事

一、右代當村西儀美屋鋪内へ往古井戸為有之由聞傳にて先詰代官勤肝属郷右衛門代尋付本々の通り掘調置候処廻り狭く殊に自然石突出居汲揚方不自由故此節切廣度段願出に付科夫を以て修補為致候処存分成就永代之調法相成候事

附村内用水無之急事の折不自由故溜池据調置度願出候に付賀竹屋鋪東の畠へ科夫を以て為掘調候事

一、右代當村の儀用水無多事纔井戸二三個所有之殊に磯川の儀は潮時を以て汲運び候得者仮屋方用水不自由故大仮屋内へ一井掘設度吟味の折書役勤玄碩自分失脚を以て營度願出候に付免許にて為掘調候処清水湧出一廉之為筋相成候事

明治二年己巳四月四日五ツ時伊延湊へ着船

代官　附役　面高與藏　肥後直助

附役　伊藤新兵衛

明治二年己巳四月五日五ツ時伊延湊へ着船

巡察　右同　前田源次郎　福崎節右衛門

一、右代より代官事在番巡察事検事附役筆者と相唱候様被仰渡候事

一、右代今般復古御一新の儀太政官より被仰出候に付被爲在　思召の譯島々迄も郷社取仕立候様相良角兵衛取次を以て被仰渡高千穂神社御正躰神鏡代官守下り和村さだり松山の内へ建立相成候事

巡察　鮫島元吉

古代道の島へ廻島被仰渡兵器方足軽吉利勇藏召連大島より明治四未二月十四日着島島中廻村御用相済三月二十日出帆いたし候事

但大島より津口横目喜九範巡察方へ付被渡候尤與論島へは足軽吉利勇藏間切横目坦栽差渡候事

種痘医師　井口周介　國生善介

喜界島右同　禎嘉登

一、右代種痘爲植付方道の島へ渡海被仰渡明治四未二月十四日着島種痘植付方相済三月十九日出帆いたし候事

一、右代太守様就御慶事與人上國被仰渡與論島與人喜久里爲差登御祝儀申上候事

一、右代人別改被仰渡午潤十月三方於役所帳面相認翌未夏勘定方書役勤玄碩兼務にて勘定相遂候尤両島人躰左之通

札本

一、男女一万四千三百三十七人　沖永良部島在郷二千三百四十八家部

内男六千八百六十六人　女七千四百七十一人

一、男女百二十六人　附属長格　五家部

内男五十九人　女六十七人

一、男女四十六人　流罪人

内男四十五人　女一人

一、女一人　右同居付

一、男女五千三百五十三人　與論島在郷六百九十二家部

内男二千六百五十一人　女二千六百五十八人

一、男女七人　附属長格一家部

内男四人　女三人

一、男三人　借島人

明治四年辛未四月八日七ツ時分和泊湊着船

在番　筆者　園田四郎助　津留半藏

筆者　町田仲左衛門

右同八ツ時分伊延湊着船

検事　上同　野元嘉納　村山小四郎

一、右代　勅使御下向就御慶事與人上國被仰付與人山真粹憲爲差登御祝儀申上候事

金毘羅之事

一、大物主神社　但毎年三月十日、十一月十日祭日

天神之事

一、菅原神社　但毎年二月廿五日、十一月廿五日祭日

辨天之事

一、嚴島神社　但毎年二月初申、十一月初申祭日

右之通社号被相改祭日被定置候事

一、世主之儀當島の古主にて于今島中一同尊敬仕申候間佛事被廢世主宮と社号被召建神祭仕候様被仰付度上國與人山真粹憲勘定方書役玄碩より願出候処御免許有之社司川松へ被仰付禪王寺被廢候跡へ建設相成候事

附右同所へ於當島病死の詰役祭魂社一社建設之事

一、素麺一箇

一、酒　百盃

右者與論島の儀當春砂糖無類の出来増畢竟兼て島役々出精諸不知行届候処より右次第に及び本行御褒美被仰付候事

巡察　柴　善次郎

右者當島巡察として附役原口金右衛門召連申四月廿六日伊延湊へ着船にて當地御用相済の上同六月十九日出船之事

一、右代島中一統佛事被廢神祭相成候事

一、右代より検事監督掛筆者事在番附属と相唱候様巡察使より被仰渡候事

一、右代年貢の儀是迄砂糖を以て致上納来候得共追々公平至當の御布告に基き已来年貢米右代市街平均直成を以て金納被仰付正金取建無滞租税課へ可致上納左候て正税上納の外餘計糖の儀は作得米同様の譯にて都て勝手商賣被仰付就而は精々垂仁の御趣意貫徹いたし日用の品々迚も追々植殖し各産業を相励可成於島々用辨の道相立候様沖與兩島へ被仰渡候事

明治六年癸酉旧三月二十六日晝八ツ時分伊延湊へ着船

監督掛　附属　川畑壯介　深見源次郎

巡察　同附役　武井四郎太　上野嘉右衛門

右同月二十九日八ツ時分伊延湊へ着船

在番　監督掛　田中十太郎　土橋休之進

附属　尾上平右衛門

右七人大島迄蒸汽船より下島にて彼地より和船兩艘より銘々乗船にて下着之事

鹿児島縣大属　伊集院兼吉　鮫島中介

租税大属　租税権中属　青山純　久野謙次郎

九等出仕　熊谷十一郎

右者大藏省御用に付廻島として酉十月八日蒸汽船三邦丸より伊延湊着島尤蒸汽船儀は半時斗沖掛にて即刻大島之様帰往然処十一即事着涯より病気相慎二旬程臥床にて服薬効を不奏終に黄泉の客と相成候事

但與論島の儀は副戸長寄撰玄碩差渡彼島戸長東喜久里副戸長寄前偉同道にて帰島御用爲相済候事

小宮山少　属　染川史生

右兩人戸籍取調方として徳之島船より和泊港着島二十日餘滞在にて御用略手を付徳之島へ帰航尤與論島の儀は黍横目玖米村差渡両島共帳面取仕立の上副戸長陽玉川徳之島迄差渡御用首尾克爲相済候事

大正四年一月和泊村役場所藏之原本より謄寫

衛藤助治

玉江末駒

第五節　間切制度から方制度へ

薩藩直轄時代になって引き継がれた沖永良部島の行政区画は、琉球服属時代の制をそのまま踏襲したので、沖永良部島の行政区画名は、喜美留間切・大城間切・徳時間切の三間切であった。

この三間切は、徳之島に初めて代官のおかれた元和二年（一六一六）から後の寛文八年（一六六八）の琉球國郷帳に記載されているので、確認されたのである。

ところが、それが安永元年（一七七二）―代官系図には明和九年壬辰と記されている―、沖永良部島で初めて「人躰手札改仰せ渡され、三間切共に弁財天において宗門帳相認候処の間切別人口調査の表」には、徳時間切は消滅して、久志検間切が出現している。

琉球國郷帳の報告から百四年という期間に、徳時間切が消え、久志検間切が現れているのであるが、そのことについての詳細な理由や経緯については今のところ分かっていない。このことについては第四章の間切制度でも述べたとおりである。

いずれにしても、この三間切は地理的に近接せず、分散し、相交錯して不便であるため、接続の位置を基にして安政四年（一八五七）間切制度を廃し、近接村をもとにして三方に改編し、与人・横目などの役所つまり与人役所も、おのおの方ごとに設けることにした。すなわち和泊方は、和泊・手々知名・喜美留・國頭・西原・出

その島役人は次のとおりである。

与人、三人（各間切＝方に一人）。知行十石。島中一切の行政事務を執る。簪、黄鉢巻を許され、その子は空役として夫役を免ぜられた。

㊟元和九年（一六二三）までは与人の上役に大屋子（大親役）がいたが、元和九年に大屋子を廃し与人役がこれに代わった。

目指、三人（各方に一人）。俗に「オヨビジウ」といわれ、与人の指揮をうけて庶務を処理する。

筆子、三人。俗に「ティング」といわれ、主として倉庫を保管し、その出納をつかさどる。

掟、十八人。俗に「ウッチ」といわれ、村（字）の長にして村を代表し、村内を統べる。

功才（こうぜ）、数十人。掟を補佐し村内の事務をつかさどる。二十年勤続すれば一生の夫役を免ぜられる。

作見廻、二十九人。年貢糖の植付、施肥、収穫の監督をする。

居番、村（字）民輪番につとめる。村役所の小使に当たる。

右のほか、それ以前から設けられていた次の諸役が加

花・畦布・根折・内城・大城・皆川・古里・玉城・和の十四ヵ村で、与人役所は和泊村においた。

東方は、余多・屋者・上平川・下平川・芦清良・黒貫・瀬利覚・知名・屋子母・大津勘・徳時の十一ヵ村で、与人役所は芦清良においた。

西方は、瀬名・永嶺・上城・下城・田皆・馬鹿・島尻・田舎平・後蘭・久志検・赤嶺の十一ヵ村で、与人役所は最初上城村においたが、明治五年台風による被害のため、上城村より田舎平村に移転した。

従来与人役所は、三間切の役所とも和泊村一ヵ所にあったが、安政四年（一八五七）の区域改正と同時に、これまで和泊村一ヵ所においてあった与人役所を各方ごとに分散させるようにしたものである。

それは代官や附役らの詰所であった三仮屋を新築したので、その古い建物を三ヵ方の与人役所に充てることができたからでもある。

この与人役所に勤める人々はすべて島の人で、島役人ともいっていたようであるが、そのうち、与人・横目・書役は藩庁で「家老」がこれを任命し、それ以下は代官が任免していたとのことである。

えられていた。

享保三年（一七一八）

横目役を設置し、与人を補佐させた。間切横目七人、役料四石、与人を補佐し、庶務をつかさどる。

元文四年（一七三九）

津口横目三人、出入船舶の検査、砂糖密売の取り締まり、外国船、他藩船の漂着などの取り締まりをする。

宝暦十二年（一七六二）

○田地横目六人。役料三石六斗。津口横目に兼務させ、作見廻りをして耕作、収穫を督励する。

○山方横目三人。山林の保護、植林の奨励をする。宝暦年間（一七五一～六三年）におかれた。

○黍横目　人員不明。甘蔗栽培の強制、施肥の督励をし、砂糖の増産をはかる。

以上のほかに、代官所に出仕する書役四人、書役定助四人、書役助二人、唐通事一人があった。

第六節　糖業政策

奄美諸島全般における糖業の由来、藩の政策等については「和泊町誌民俗編」に述べられているので、ここでは沖永良部に重点を置いて述べることにする。

一　沖永良部の糖業開始

奄美大島で糖業が始まったのは、「名瀬市誌」によれば元禄初期である。一方、沖永良部で甘蔗（かんしゃ）を栽培するようになったのは文化・文政のころとされている。前者を仮に一六九〇年、後者を一八二〇年とするとその間百三十年、大島・喜界・徳之島三島では黍作（きびさく）が苛酷（かこく）な強制下で行われていたにもかかわらず、これだけの長期間沖永良部はそれに無縁であった。

安永六年（一七七七）、三島に対する惣（そう）買入れが実施される。それは藩庁から派遣された代官ですら「惣買入

と云ふときは、島民商売の交易を禁じて諸税の余りを悉く諸品に易へて同じく上に奉る。「是人君民の利を貧るに似たり恥ずべきに非ずや。」と批判したほど非情なものであった。[1]ところがこの惣買入れは十年しか続かなかった。このころまだ沖永良部では砂糖を作っていない。

天保元年（一八三〇）、第二次の砂糖惣買入れが実施される。これは第一次以上に収奪を徹底したもので、三島は疲弊のどん底に陥る。このころになると沖永良部でも黍作は始まっていただろうが、それは一部農民の任意によるものだったと思われる。少なくとも藩庁による干渉は受けていない。

ところが、この惣買入れに遅れること二十三年の嘉永六年（一八五三）に、とうとう沖永良部にも惣買入れが実施されるようになった。

ここで疑問が生じてくる。砂糖は藩庁に法外な利益をもたらすものであるにもかかわらず、一世紀余りの間なぜ沖永良部は黍作を強要されなかったか。また、惣買入れの実施が二十余年も遅延されたのだろうか。

二　糖業開始が遅れた理由

「大御支配次第帳」[2]によると、沖永良部の石高は六千四百十石（石以下切り捨て）、人口一万八十七人、喜界島は石高一万八百三十六石、人口一万八十五人である。両島とも人口を百とすると、沖永良部の石高は六十四、喜界は約二倍の百二十二となる。現在の時点からすると首をかしげたくなるような数字である。喜界の過重負担、沖永良部への過少評価ともみることができるし、また、当時はそれほど沖永良部の生産力は低かったとみることもできる。

ともあれ、藩庁が低生産島として沖永良部をとらえていたことに間違いはない。だとしたら、藩庁として最も重要なことは沖永良部の生産力を上げ、貢米を確保させることである。そのため他島には類を見ないほど多数の溜池（ため）が開削された。（先田光演氏は元禄三年から嘉永三年までの百六十年間に約三十ヵ所の溜池が開削されたものと推計している）[3]このことが後に述べる「沖永良部島之儀、専稲作仕候」という文面に表れている。

第二に次のような理由が考えられる。北三島に黍作を強要すると、当然食糧生産のための田畑は制限され、縮小される。沖永良部の米は近接の徳之島の飢饉に対する応急備蓄、同島産糖の代米供給地という役割を背負わされていたのではなかろうか。数多くはないが「徳之島前録帳」には次のような記録がある。（文面意訳）

「文化十一年（一八一四）、凶年、与人行孫等御救米願として上国、与人福美等琉球へ、黍横目富久岡沖永良部へ渡海。

去夏（天保元年か）大風、飯料差支え飢躰、琉球へ御救米掛合いのため与人福信等差渡り、春粟五十石並びに沖永良部島□□二十五石積入れ七月帰島。

沖永良部島から当島への御替米は嘉永六年から同島も惣買入れとなったため当年限りとなる。沖永良部島地船四艘から積渡しの折……。」

第三に砂糖運搬の実務にあたる船頭・水主らの抵抗ということも考えられる。先に述べた北三島に対する第一次の惣買入れは十年後の天明七年（一七八七）には解除になっている。すなわち、船頭・水主らにも利益を得させるためには、彼らの自由売買に任される余計糖というのを認めざるを得なくなったからである。

ところが、天保元年（一八三〇）、再び惣買入れを実施すると船頭たちは余計糖売買による利益を失うことになる。生命の危険にさらされながらも砂糖運送の任にあたる彼らから不満の声があがるのは当然である。

「調所笑左衛門履歴概要」には次の注目すべき一文がある。「亦砂糖の価低くなりたる年、外に産物を殖さんと需むれども他に良産なき時、沖の永良部の一島を諸人の交易を停め三島と同じくせんと云ひしか、尤もなり、去りながら残らず利を納しては下々立ち難しと」藩財政立て直しの最高責任者である調所は「砂糖の値段が下落して藩収が減少した場合は沖永良部にも惣買入れを実施してはどうか」という進言に対して、「すべての利を吸いあげると下々が立ち難い」と答えているのである。すなわち三島の砂糖は一斤残らず藩庁が買い入れて、船頭たちには一指も触れさせないかわりに、沖永良部という特別地区（諸人の交易の地）を設け、そこの砂糖は彼らの自由売買に任せて不満解消策としたのである。

第四にささやかながらも島民の抵抗ということが考えられる。先にあげた「沖永良部島之儀、専稲作仕候」は

文化二年（一八〇五）、与論島の掟・目差・横目・与人らが連名で同島に派遣された付役山本源七郎に出した口上書[4]の冒頭である。

「沖永良部島はこれまで専ら稲作をしてきたが、近年百姓共が困窮している。黍作を始めたら糖価は徳之島定式買入れ糖より代米一合増しとする。その分貢米から差引くことができるので島の潤いにもなるではないか」との藩庁から沖永良部代官への通達に対して、与論の前記役人たちは次のように丁重に断わっている。

当島は竹木なく、居宅・農具・燃料等にも不自由し、琉球の山原から購入している次第である。このような島で製糖を始めると多くの薪を必要とするため期待どおりにはできず、かえって厄介をかけることになりはしないか。また、必要な品々を他島から求めなければならないので、定められた期日まで製糖ができるかどうかもおぼつかない次第である。さらに、製糖は十二月から二月ごろまでがその期間であるが、当島は一、二月ごろまでは雨次第牛馬による田の踏み付けをしなければならない多忙な時期である。この時期に製糖もとなると稲作はできなくなる。「何卒黍作之儀ハ御免被仰付被下度奉願上候」（原文意訳）

彼らが述べているのは与論島についてであるが、沖永良部とても実情はこれと大差があったはずはない。また、文面にこそ表れていないが島の上層部は砂糖を作らされている三島の窮状を十分に知っており、その轍を踏まされてはなるまいと警戒していたのであろう。

三　沖永良部糖の惣買入れ

沖永良部糖の惣買入れに対しては否定的な調所が嘉永元年（一八四八）には江戸藩邸で自殺し、同四年には調所に批判的な島津斉彬が藩主となった。このころの日本には、欧米諸国による植民地化の危機が迫っていた。

嘉永三年、四年、五年と続いて英艦が琉球に来航、同六年四月と十二月には米使ペリーが同じく琉球に来航している。

このような流れの中にあって、斉彬は多大な経費をものともせず海防強兵策を進め、藩内各地に砲台を築いた。嘉永五年には、わが沖永良部にも野戦筒・砲丸等が送られ、弁天神社隣の小屋に収納、兼久墓北に射場が設けられた。

もはや船頭らの不満、島民の意向などには構っておれなくなり、嘉永六年（一八五三）、沖永良部もついに惣買入れの枠内に組み込まれたのである。

「大島代官記書抜」[5]にはその前々年、嘉永四年正月、藩庁から沖永良部代官への通達が載せられている。文字文脈等不明の点も多いが、その概要は次のとおりである。これによって「諸人の交易の地」であった沖永良部の様子をうかがい知ることができる。

「沖永良部へは毎年十四五艘の船が下島している。その際、米・茶・たばこ・諸白・そうめん・魚・木綿・反物・小間物類に至るまで過分に持ちくだって仮屋（藩役人役所）元で市を開いている。目の前に品物があれば欲しくなるのは人情で、しかも掛け売りなので後難もわきまえず買い入れる。仮屋元で売りさばけない品物は他間切に持っていき、不要な品までも村の功才（在地下級役職名）に届け、押し売りするのを手柄のようにしているとのことである。そのため、当然納入すべき砂糖の未進か四百万斤（当時一年の産額は約百三万斤）にも達している。このままではどれほど砂糖が出来増ししても未進糖を解消するのは容易でない。諸人交易の品は米・大豆・綿・鍋・半釜（はがま）等日常無くてはならぬ物に限り、魚類・器物・小間物等は島人が注文した以外は持ち下ってはならない」

この通達からして、藩庁はかなり詳細に島の実情を把握できるようになっていたものと思われる。そして、やり方によっては沖永良部に惣買入れを実施してもなんら支障なく、しかも、米・砂糖の生産を両立できるとの確信を深めていったのではなかろうか。

四　島民の反応

「諸人交易」は前述のような弊害を伴っていたので、いくつかの恩典とともに実施された惣買入れは、むしろ当時の島民から歓迎されたようである。「沖永良部島沿革誌」[6]は次のように述べている。

「数十年来、本島詰の藩吏が鹿児島より物品を輸入して、本島産の砂糖と交易せしが、愚民は前後の勘弁無きため負債となるのみならず、或は交易の残品あれば不要の物品と雖も強売され、剰へ用夫としての使役多く私事

を為すの暇無く、田圃は荒蕪し困窮日に迫り、妻子離散するの有様なりき。又智能徳望ありても賂資無ければ役職に登るを得ず。藩庁においてもこの事情を伝聞し、人選を厳にして代官一名、見聞役二名、付役二名を満二年交代にて差遣することとなし、又旧債の貸借を停止して大いに無用の失費を省き、且つ課役の軽減を図る。従前の用夫たるや種々の雑役に引去られて公役を勤むる現夫は僅かに三百人なるを以て、殆んど月の半分はこれに従ふため自家の仕事を為す暇無き有様なりき。因ってこの年用夫の調査を行ふ。これによりて、男子十五歳以上六十歳迄の者三千二百十九人、内与人以下間切横目・田地横目等役吏の子供、郷士格、詰役の子供、並に病者千二十五人を除きて現夫二千百九十四人となる。爾来物品砂糖の積却・道路・堤防・溜池普請の出夫も年に八、九日乃至十一、二日回りとなり、農事に働くことを得て民の悦び限りなし。日用必需品の購入は所謂官買となる。先づ品物は公費（役場の費用）を以て購入し、産糖の見賦りに応じて配分す。若し天災等のため砂糖の産額が品物の代に不足する時は無利息にて延期を許す。産糖は惣て藩庁において買上げ、音物（いんもつ）用としての小樽（一挺凡そ二十五斤入）六百挺の外は一切他売を許さず。砂糖と日用品との交換率は、木綿一反砂糖三十斤換、種子油一升砂糖三十斤換、百田紙一束砂糖三十斤換の如く高価なるも、従前に比して民生の途立つに至る。尤も大島・喜界島・徳之島には文政十二年（二十四年以前）よりこの方法施行せられ、鹿児島にある取扱所を三島方と云へり。年貢米は砂糖換納となる。起（おこします）枡四合（先枡（さきます）四合二勺四才）砂糖一斤換納なり。（先枡は現合の枡にして年貢米の賦課額は起枡による）売官の風粛正せされ、品行方正才能ある者は島吏に挙用の途開かる」

また「沖永良部島代官記事録」[7]には、「当御代より御仕向替被召替、従前之交易代及び諸出物一切御省略被仰渡、人民之幸福無上之仕合有難奉合掌候」とある。

五　惣買入れ開始後の状況

以上の文面をそのまま受けとればすべて万々歳であるが果たしてそうであっただろうか。

確かに藩にとっては大きな収益となった。「県史」は「安政三年正月二九日、名越彦太夫宛斉彬の状に、沖永良部島惣買入後の一昨年分七千両程と聞き、昨年も凡六、七千両の益ならんとあり、成績良好であったと見られる」とある。

それでは、沖永良部にとってはどうだっただろうか。惣買入れ以前の天保八年（一八三七）から、嘉永六年（一八五三）までの十七年間の年生産額は百二万斤であるのに対して、惣買入れから九年後の文久二年（一八六二）には二百六万斤と二倍の産出を示している。もっともこれは「古来始めての産額」で特例ともいうべきものであるが、その前年六三町余を開墾し増植した結果とも言えよう。また、事業上藩政の継承であった明治五年には二百三十二万斤を産している。[8]

このような飛躍的増産の陰には厳しい督励があったことは容易に想像できるが、それによって島民は潤ったのであろうか。否である。一度旧債を全免されてもその年からまた新たな債務を背負わねばならなかった。嘉永六年から二十年後の明治六年には「保護会社（藩立）に対する物品代百四十六万斤余の未済分あり。而るに本年の砂糖産額は凡百四十万斤の予想なるを以て之を挙げて右未済分を納入すれば日用品の購入出来ざる状態」[9]となったのである。

ともあれ、北三島は藩政時代において粗放的な黍作を中心とした期間が長く、沖永良部は集約的な稲作を主体とする期間が長かった。この経験の差が農民の性格にも差を生ぜしめ、そのことが明治・大正・昭和の歩みにも大きく影響したものと思われる。

注①「大島私考」文化二年春から同四年春までの大島代官本田孫九郎の手記
②福岡大学研究所発行「道之島代官記集成」中記載「大御支配次第帳」
③「奄美郷土研究会報」23号所載「薩摩藩の沖永良部支配」先田光演
④「道之島代官記集成」中記載「与論在鹿児島役人公文綴」冒頭に「沖永良部嶋之儀」とありながら、この口上書の発信者は与論島与人らである。当時沖与両島は沖永良部代官の管轄下にあった。「沖永良部嶋之儀云々」は藩庁から沖永良部代官への通達文の引用だと思われる。
⑤「大島代官記書抜」による。この写本の末尾には「本書ハ大正十年八月教員夏期講習之節沖縄図書館長伊波文学士携帯ニ付写」とある。書き抜きしたのは操坦勁もしくは彼に近い人であろう。

⑥「沖永良部島沿革誌」は操坦勁編。

⑦「沖永良部島代官記事録」は「道之島代官記集成」中所載。

⑧⑨「沖永良部島沿革誌」による。

参考論文

「薩藩の大島と沖永良部に対する糖業政策の差異」甲東哲（奄美郷土研究会報第二号三四、一〇刊）

「薩摩藩の沖永良部支配」先田光演（奄美郷土研究会報第二三号五八、二刊）

第七節　交　通

一　海上交通

島は、海によって隔てられ、海によってつながる。海が南の島の道であったことは、昔もいまも変わらない。また、港と船は親と子のようなもので、どちらがなくても存在はあり得ない。島の文明開化は、港が生んだ船という子が、簡単に親のふところで育つことのできなかった時代から始まる。

では、日本本土から五百六十キロメートルの位置に隔絶された周囲五十・三キロメートルの小さな島、天然の良港に恵まれず、しかも、見るべき産業もなかった沖永良部島の海上交通はどうであったろうか。

古文書によると、奄美の島々は常に日本本土と海外諸国を結ぶ「道之島」として、重要なポイントをなしていたようである。

道之島であったからこそ、遠い〳〵遣隋使（けんずいし）、遣唐使（けんとうし）の中期（六七二〜七六九ごろ）には、九州西海岸沿いに下って本土の最南端、坊之津に達し、ここを発港地として種子島、屋久島、道之島を飛び石として琉球に達し、東支那海の最も狭くなっている所を順風に乗って一気に中国に至るいわゆる「南島路」が用いられたのである。

遣唐船による国交がやみ、私交の時代となっても坊之津と道之島の海上路線は依然として重要な役割を担っていた。

また、本土と沖縄の中間に位置する地理的背景のため、古来沖縄との関係は言うに及ばず、本土とも密接な関係にあった。明和年間（一七六四〜一七七一）に歌われたという道之島の上り下りを表した琉球民謡がある。

上り口説

旅ぬ出で立ち、観音堂、千手観音伏し拝で、黄金酌とて立ち分る。袖に降る露うし払い、大道松原歩み行く、行けば八幡崇元寺。美栄地高橋打ち渡て、袖を連ねて諸人の行くも帰るも中の橋。沖のそばまで親子兄弟、つれて別ゆる旅ごろも、袖と袖とに散ゆ涙。舟のともづなとく〳〵と、舟子勇みて真帆引けば、風は真ともに午未。又も巡り合う御縁とて、招く扇や三重城、ザンパ岬も後に見て伊平屋渡立つ波おしそえて、道之島々見渡せば、七島渡中や灘安く。立ちゆる煙や硫黄が島、佐多の岬にはい並でエイあれに見ゆるは御開聞、富士に見まごう桜島、何時ぬ間に着ちやが山川港。

下り口説

さても旅寝の仮枕、夢の覚めたる心地して、昨日今日と思えども、早九、十月となりぬれば、やがて御いとま下されて、使者の面々皆そろて、弁財天堂伏し拝で。いざやお仮屋立ち出て、滞在の人々引きつれて、祇園の浜にて立ち別る。名残おし出る舟子共、喜び勇みて帆を上げぬ、祝の盃めぐるまに。山川港にはい入れて舟のあらため済んで又、錨引上げ真帆引けば。風や真帆ともに子丑の方、佐多の岬や後に見て、七島渡中や灘安く、波路はるかに眺むれば、後や先に友舟の帆引きつれて走りゆく。道の島々早過ぎて、伊平屋渡たつ波おしそえて、ザンパ岬もはい並であれ〳〵拝み御城元、弁のお岳も打続き、袖を連ねて諸人の迎えに出でたや三重城、親子ひきつれて首里にのぼる。

当時の船はどのようであったかは、後述する渡海日記に出てくるが、平安座船と言って独木船を四隻組み合わせたものから六反帆船、十六反帆船で明治時代になって汽船が登場する。

琉球渡海日日記

この日記は、慶長十四年（一六〇九）、いまから三百七十五年前、島津氏の琉球征伐のときに従軍した高山衆（肝付郡高山町の人）の市来孫兵衛慰家元が、高山を出発した日から山川を出帆し、琉球を征伐して山川に帰着するまでの記録で、鹿児島からトカラ列島、奄美の島々を経て琉球を往復した最初の記録だと言われている。

○慶長十四年三月一日、二日、三日とも順風でないため山川に逗留、同三日の晩に港口へ漕ぎ出し、四日の寅の刻（午前四時）に船を出し、エラフの島（口之永良部島）へ亥の刻（午後十時）着く。その船道は三十八里。五日は天気悪くその島に逗留。

○六日の辰の刻（午前八時）出船して夜通し走り、七日の申の刻(午後四時)ごろ琉球大島の内の深江ケ浦という所に着岸。

○九日、十日、十一日深江ヶ浦に逗留、十二日に船を出し大島のヤマトバマ（大和浜）という所に着く。

○十三日、四日、五日とヤマトバマに逗留し、十六日に船を出して丙之古見という地に参る。ヤマトバマとは間は八里、この日、類船のうち十三艘がトクという島（徳之島?）に出船した。十七日に出船したが順風でなくもとの西之古見に引き返し、同十八、九日も逗留した。十九日は終日雨が降り、船の中で窮屈な一日を過ごす。

○二十二日の卯の刻（午前六時）西之古見を出船してトクノ島の秋トク（亀徳）という湊に申の刻に着く。

船道は二十五里。二十二日は島津軍に手向った者を大勢で山深く追って討伐した。

○二十四日の巳の刻（午前十時）ごろ、徳之島の内亀ザワ（亀津）を出船してエラフ（沖永良部）の岬を日の入る時分に通り、そのまま琉球に向う。夜を通して走り次の日二十五日の酉の刻（午後六時）過ぎのころに琉球の内コホリという所に着く。

徳之島と沖永良部の間十八里、沖永良部と琉球の間三十八里。（琉球上陸後の征伐記録は省略。島津氏に降伏した琉球の尚寧王は、島津氏の帰還する軍船と共に鹿児島に出発する）

○慶長十四年四月十五日の巳の刻、琉球尚寧王は船に乗り、十六日の朝コホリへ着く。十七日辰の刻に薩摩の船、琉球の船ともに出船して相そって走り、十九日午の刻（正午）ごろ七島灘の内の中之島に着く。思い思いに船を進めてよいという御沙汰であったので、百艘（そう）に及ぶ薩摩、琉球の船のうち十二、三艘（そう）が中之島に着いたが、大島のヤキウチ（焼内）という湊に権左様（総大将、樺山久高のこと）をはじめ、三十四、五艘着岸した由。

二十一日の寅の刻ごろに中之島を出船したところ、良い順風に恵まれ、申の刻ごろ山川港に着いたそうである。

この日記によると、山川から琉球まで十一日、琉球から山川までは僅か四日であり、如何に天候に左右されていたかがわかる。（続奄美風土記）

漂流船、来航船の処遇（名瀬市誌）

嘉永二年八月、朝鮮の船一隻が大島へ漂着した。乗っていたのは七人であった。その際、唐通辞の程進儀が駆け付けて、九月までその世話に当った。その後同船はどうなったであろうか。徳之島院家前録帳にも載っている。

九月五日、朝鮮人七人の乗った船が山港に漂着した。長さ六尋、幅一丈四尺の板付船であった。通事等役々が出向いたが、ことばがわからないので筆談した。その結果、七月漁に出たところ、風に吹き流されて七日目に大島に着き、九月四日南風になったので、大島を出たということがわかった。山村へは十一日間置いたが、遠くて何かと不便である。それで、唐船方津口横目乗船で、秋徳へ船を回した。朝鮮人のため、米、野菜、宿賃は六つの曖（現在の村に当る）で分担した。

彼等を琉球へ送り届けるため、伊仙曖総横目美能富を与人寄、唐稽古通事正理を本通事に昇格し、亀津目指前徳と共に渡海した。三人が朝鮮人を伴って琉球へ出発したのは十二月、琉球から帰島したのは翌三年の二月であった。中略……

道の島へ唐船が漂着破船した際、乗り組員を琉球へ送り、琉球から更に中国へ送るようになったのは、元禄九年以降で、それまでは長崎へ送っていたようである。

一方、こちらから中国へ漂着した場合は、琉球へ送り返す場合とが併存していたようである。これは漂流者の出身地によったのであろう。

中国へ漂着ということは、その理由が風波という不可抗力によるとはいえ、異国の地を踏んだことに違いはない。そういう人々が帰国した際、鎖国の当時はどのような処置がとられたであろうか。その例をあげると

文化七年、長久丸という船が中国へ漂着した。船主は鹿児島の下町の者、船頭は同じく堀江町の者である。水主としては鹿児島、指宿、今和泉、垂水、種子島等の人が乗り、他に沖永良部島の者五名も加わっていた。彼等二十六人は同年十二月、唐船から長崎へ送られ、長崎奉行の調べを受けたのであるが、その結果は次のとおりである。

一、切支丹の疑いはないから、構いなく国許へ返す。ただし、島津領以外に居住してはいけない。

二、所持品のうち、琉球から薩摩への届状は、一たん唐へ漂流して持ち帰ったのであるから焼き捨てる。その他の品々は残らず本人に渡す。

三、米及び碇の代として受け取った唐銀及び唐銭は取り上げ、代りに日本銀及び日本銭を与える(犯科帳)。

以上、自分自身の衣食住さえ苦しい時代に、漂着者に

対しては、相互に生命を保証し、帰国の便が与えられていたことは特記に価するといえよう。

しかし、中国、朝鮮以外の、いわゆる異国あるいはオランダという名称で総括されていた欧米船の来航に対しては、言うまでもなく、幕府も藩も極度に警戒的な態度で終始したようである。

院家前録帳によれば、次のような達示が、藩庁から各島代官へ出されているようである。即ち、英国船が貿易を求めて長崎に来たが許されなかった。それで今月下旬帰国の予定になっている。風波の都合によっては島に漂来するかも知れない。だから番人をおいて人を上陸させることがないよう、堅く申しつける。何か物を所望した場合は受け付けないようにし、早便、鹿児島へも報告せよ、とのことである。年号は記されていないが、延宝一年（一六七三）五月、英国船来航に対するものであろう。

嘉永二年（一八四九）正月二十四日、徳之島の亀津沖に異国船四艘が現われた。十三人の者が小舟二艘で佐弁村下宮戸へ上陸した。通事その他の島役々が出向いたところ、アメリカ、イギリスその他諸国の乗り合いであることを指でもって説明した。大根、せんもと、からいも等を与えた。彼等はしばらく遊んでから本船に帰った。

また、一艘は面南和港に乗り入れ、番所の下へ上陸した。役々も直ちにそこへ赴いた。角のまねをして牛を呉れとのことだったので、同じく手まねで牛はいないといったら、方々指してたくさんいるではないかという。

牛を呉れたら首を切られると手まねで答えたところ、両手の指を頭の後に向けて山羊を呉れとのことだった。山羊を与えたら、自分の国にも山羊はたくさんいると、さして嬉しそうにもせず受け取った。その礼として銀貨二枚を差し出したので、役々が断ったところ、小舟に乗り移る際、その内の一枚を投げやって去った。この銀貨は与人から代官所に届けた。

二月五日にも八人が小舟で面南和浜へ上陸した。六、七歳くらいの子供もいた。島の馬を見て笑い、自分達の国にはもっと大きい馬がいると手まねで言った。同十四日にも七人が面南和へ上陸した。

同年閏四月二〇日付をもって、在琉球の倉山作太夫、島津登からの書状が道之島代官に送られた。その中で琉球における異国船の模様を述べ、次のように言っている。

近来道之島辺毎度異国船致通船就而ハ大島花天湊辺ハ

浅深相計タル哉ニモ相聞得自然乍此上三島沖永良部アタリ江登留イタス様之儀共有之候而ハ大変之儀弥以難之事ニ付自ラ右様の儀共申立候砌ハ必至差ハマリ申断候様可被取計ハ勿論之事候……」

この例からして、島民は異国船員の上陸に際しても許される範囲の親切は尽くしていたようである。

渡航手続き

藩政時代は、役人であっても内地への自由渡航は許されなかった。遊学は医術修業か唐通事（支那人との応待に備える通訳）に限られ特に一般の人は、病気、湯治保養など特別の場合に限られ、何れも代官所の許可を必要とした。

「沖永良部郷土史資料」に次のように記されている。

口上覚

掟　　平安潤
座見舞役寄　政　友
賄方居番　　松
泊り　　先　平

右者乍恐奉訴上候私事当島出来糖今般格別御仁慈商法変革被仰渡候ニ付一同ヨリ之御礼且未進糖並御品代糖年賦上納願等

重大事件ニ付上県被仰付難有奉存候依之右之モノ共召列罷登

申皮候間何卒（以下腐蝕）

申十二月

与人　土持　政照

これは、政照の上県に当り「右之モノ共召列罷登申度」につき在番所の許可を得る為の願書である。

「右之モノ共」は上官の出張に随行する属官とは趣を異にするものだと思う。往時島役人が上国の際宿泊する場合の宿屋（これは問屋といった）は大島問屋、喜界問屋の如く定宿がきまっていた。そこでの食事一切はいわゆる自炊であったから、賄方、泊りなどの従僕も帯同したのである。また食料として携帯する米、味噌、焼酎、塩豚の類も一々品目と数量を申告して、持出しの官許を得たようである。太政官発布以前「上国」と称していたものが、「上県」に改められても、内地への旅行には制限のあったことをこの文書が示している。

また、喜界島史料の中に一般の人が私用で上国しようとする際、どのような手続きが必要だったか、病気治療で上国する場合の記事が載せてある。

一、病気療養のため上国したいという願いを、何某はまずその掟役に提出する。その中には「御国元ニ於テ御訴訟ケ間敷儀、一切申上間敷候」等の文句がある。

二、掟は、右願い通り免許下されたいと、それぞれ添書きして与人に提出する。与人は更にこれに添書きして、代官役所の許可を仰いだようである。

三、許可になったら、積荷明細を添えて何丸で上国したいから「御手形御免被仰付下候様」との願いを掟役に出す。掟は添書きして与人に出す。

四、帰島の際は、積荷（これは藩で購入したもののことと思われる。）の願いを、三島方書役に提出する。なお、前述の他に提出しなければならない、或いは前述の別様式と思われる書状を原文のまま揚げる。

私事、此節病養方として上国御暇奉願候処、御免被仰付難有奉存候。就而ハ上国前、自分注文外御品物並米大豆御払之願一切申上間敷候。万一於御国元ニ御訴訟ケ間敷儀屹と申上間敷候。万一下島の節、茶煙草其外音信物等不依何品無手形ニ而持下申候ヘハ其品御取揚可被下候。少モ難渋申上間敷候。尤下リ船船頭ヨリ飯料米取替一切申間敷候。

一、御暇中御高格護之儀ハ親類共別紙受合証文差上申候。

一、御国元滞在中給料トシテ別紙之通持登申候。

右之通御受仕候。若右之趣相背申候ヘバ、何様共奉畏候。仍而御受書如斯御坐候間、成合申候様被仰上可被下儀奉願上候。以上。

月　日　　何　某

御掟衆

右願申出趣承届申候間、願之通御免被仰付被下度奉存候。以上。

月　日　　掟　何某

御与人

五、下島の際は、購入物積入許可願を三島方書役に、津口通御手形御免の件を取りついでもらうための書状を問屋に提出する。問屋とは、それぞれの島から上国した人々を泊める指定宿と、一切の事務世話係を兼ねた家のことである。

以上が上国の手続きであるが、実際の病気療養のため上国できた例はごく限られた人であった。一般無役の者が上国できた例は皆無であったと言ってよかろう。

幕末における薩藩の海運について

奄美の島々は、慶長十四年琉球が島津氏に敗れてから

その直轄地となり、砂糖の生産が奨励された。初めは一定量の買い上げにとどまった藩の砂糖もしだいに買い重ね、次いで総量買い上げとなって苛酷（かこく）な砂糖生産が強いられたのである。

なお、これと並行して砂糖積み用の「三島方御用船」と「御仕登船」の数も増えていったようである。

初めての汽船

「汽船胡蝶丸が和泊港ニ投錨セシハ実ニ元治元年二月二十一日午後一時」とある。（沖永良部郷土史資料）

これは、沖永良部島に流謫（るたく）中の西郷隆盛を迎えにきた初めての汽船で、その様子を次のように記してある。

「英鑑ノ襲撃後鹿児島ニ於テ公武党中山等ノ一派漸く勢力ヲ失ヒ尊王派勢力ヲ得小松大久保其他ノ志士翁ノ召還ヲ久光公ニ説キシニ公之レヲ容レ吉井友実西郷従道福山健偉ノ三名ヲ使者トシテ汽船胡蝶丸ニ搭シテ翁ヲ沖永良部ヨリ迎ヘシムルコトトナリヌ。（中略）

一行カ初メ鹿児島ヲ発スル時ハ和泊ニ一週間滞在シテ大ニ遊ブ積リナリシガ汽船ノ石炭缺乏シ其ノ日ノ内ニ乗ラザル可カラザル事ナリキ……。

胡蝶丸ガ当島ヲ抜錨センハ実ニ仝夜午前一時ニシテ即チ二月二十二日ナリキ」

とあり、燃料の石炭も十分でなかったようである。

港のこと

奄美の島々が昔から本土と沖縄、中国を結ぶ「道之島」として、海路の要所となっていたことは前に述べたとおりである。

「奄美の島々」誌によると、元禄十五年（一七〇二）に作成された絵図面に、奄美の港は、本島七、徳之島三、喜界、加計呂麻、与路、請、沖永良部、与論に各一の計十六港とあり、また、文化三年（一八〇六）大島代官、本田孫九郎が、二十三反帆船をつなぐ港として、藩へ報告したものが十九港あったと記されている。

さらに、明治六年（一八七三）に書かれた「南島誌」には、二十四の港名が記録されており、逐年港の数が増えている。これは、奄美の島々に薩摩藩の砂糖専売制がしかれ、産糖量は年を追って増えたが、砂糖を運搬する陸路が発達しておらず、したがって、砂糖積船が方々の港を必要としたことによると思われる。

薩琉海路図（年代不詳、県立図書館蔵）には、和泊港

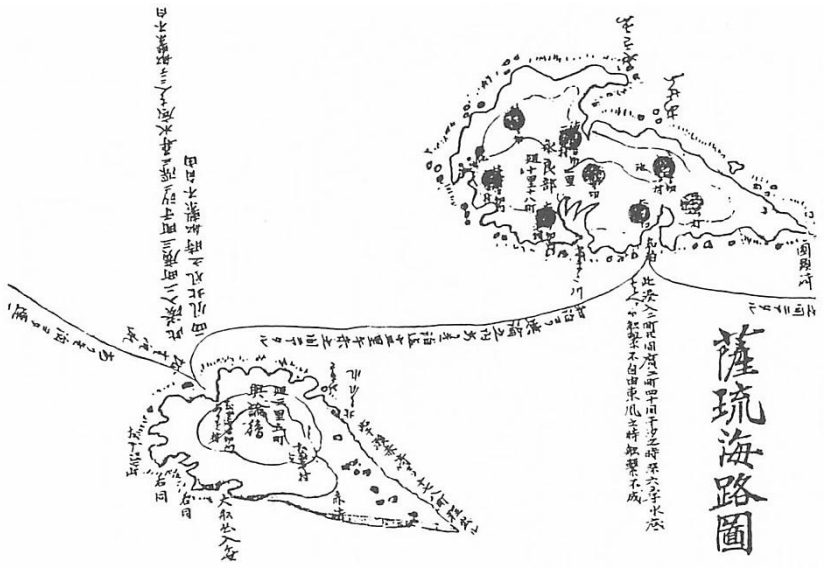

のことが次のとおり記されている。

「此湊入二町九間、広さ二町四十間、干潮の時深さ六尋、水底七尺　船繋不自由、東風之時繋船不成」。

とある。

「沖永良部郷土史資料」によると、

「由来本島は自然の地形上海岸の出入なく、従って港湾なきを以て舟泊不自由なり。毎年十月頃より翌年二月頃迄は和泊に出入し、三月頃より九月迄は伊延港を停泊地とせり。然れども伊延港は港内狭隘にして不便甚しきを以て、安政五年四月之が築造に着手せり。時の代官山口九十郎氏は博学に能筆なり。日置郡串木野より石工八名、人夫十名を拉し来り島費を以て之に充てたり。」

従来貢米上納の際米一俵（三斗）につき百分の五過分に収納せり、之を出所米と称し役人の賞与等に使用す。島費とは此の出所米の積蓄したるものなり。

工事は仝年十月中旬に竣工し、旧港より東方へ十四間拡張せり。当時伊延には沖縄辺の商姑蝑集し繁盛なる港津にして、冬期は和泊を市場とし夏期は伊延を市場とせり

とある。

旧港より東方へ……とあるが、寛政十一年（一七九九）沖永良部の代官を命ぜられた薩摩藩士、種子島次郎右衛門氏が、附役数名と書役を従え、藩船常平丸で上陸

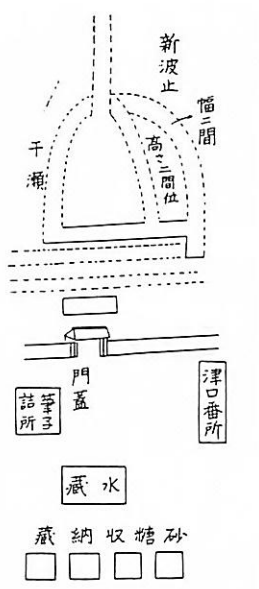

伊延港見取図（安政５年）

したのも伊延港である。

「畦布の遺跡と伝説」誌は、伊延港のことについて次のように記してある。

此の港は、薩藩所属時代に於ける本島第一の物資集散地にして、当時は、

徳時（トウドウヂ）ヤマグワ、サイタナモン、ゼヒサイタナモン、ムッタラヌ石ム、ムッテイムッテイチ、ハリク、ヤマク。

と歌に残れる名工匠、徳時ヤマグワが、あの石持て此の石揚げよと指揮し、唐俣（トーマタ）池（港の東のイノ）が埋もれて陸となるとも、此の港は揺かぬと自慢して積み上げ、成就の暁よりは幾十艘の大和船が代る代る入港し恰もひな鳥が母鳥の懐に安らかに眠るが如く、北風荒む冬期を難なく越して貿易する事幾代も続けしが、時勢には抗ぜられず、明治維新の業なり廃藩置県と時を同じふして蒸汽船航海し、和泊港に来る事となるや伊延港は波浪に任せて顧るものなく、徳時ヤマグワが精神を込めて積んだ石も、年に幾度となく起る暴風に詛（のろ）はれ、波に洗はれて四散し、今は昔の面影を止めず、名匠の事績を称（たた）ふ歌と、大西郷の上陸記念碑が埠頭に聳へるこそ、此所の全盛を物語るものなり。

また、「古都畦布及び沖琉の交通」として

現今の畦布は古の唯一の港津なり、旧古都たりしこと口碑及遺跡によりて推知するを得べし。伝へて曰く今昔は七島（現今の十島村の内）より沖永良部に入貢し之を収納せし倉庫の跡今残れり。文永四年以来琉球政府より役人を派遣せられしも此地にして、琉球との関係絶えて薩藩との交通ありしも此の地なり。其の海岸いたる所に墳墓あり。中に唐人墓、沖縄墓等があり。古代交通の要地にして内外人の集合したりし一端を覗うに足らんか。現に唐人のもたらし来りし漢訳の仏書を所蔵せるものあり。

とある。

このほか、平家の落武者が湾川に上陸して居住したと言われる「大和城跡」（石おのなどが数多く出土している）や源為朝が上陸したとの口碑、為朝が居住せし屋敷跡等々の説があることから推察すると、あるいは、湾門が

沖永良部島最古の港かもしれないが、このことは今後、郷土史家の研究にゆだねることにする。

二　陸上交通

中国の魯迅は「人間の通った跡が道になる」という名言を残している。始め、おおまかな方角に踏み出し、ある面を試行錯誤で通り抜け、その結果として道ができる。というのである。「畦布之遺跡ト伝説」誌に、「開闢（カイビヤク）の国津神の御世より踏み開きたりと伝へらるる運崎の海の中道を通りて按司浜に着いた（海の中道は、運崎を廻り伊延濱と按司濱を連繋せり。）」とある。

沖永良部島に、いつのころ、何人が足を踏み入れたか定かではないが、昭和五十七年、知名町の中浦洞穴で石器時代の爪型紋土器が発見されたことで、一万年前に人類が存在したと推定されている。

だとすると、おそらくこの時代が沖永良部島における道の始まりであろう。そして、海路がひらけ、特に琉球服属時代、薩藩直轄時代となってからは、生活道路、産業道路がひらけたものと思われる。

○「嘉永六年、爾来物品砂糖積卸道路、堤防、溜池等の出夫、年に八九日乃至十一二日廻りになり、従是民力農事に尽すことを得（以下略）」とあり、男子十五歳以上六十歳まで夫役を課して道路整備に当たっていたようである。

○「沖永良部誌」に、「並木の植付として、伊延街道は文化年間、代官大山筑左衛門代に植付、金毘羅街道は弘化年間代官和田平七代植付たり。」とあり、当時この二つの道もひらかれていたことがわかる。

○「安政五年、和泊、手々知名を流れる川流に与名川橋を架設せり、石造の太鼓橋にして壮麗なる築造なりしも慶応三年八月暴濤のため破壊せられたり。当時、内城の横目・宗悦、掟・平安明、其弟平安良、和村の掟玖米統謀り、自費を投じて内城、玉城間の川流に石橋を架せり。」

当時の交通は、そのほとんどが徒歩であったが、一部では馬も利用されていたようである。文久二年、流罪となった西郷隆盛を迎えに行ったときも乗り馬を用意、また世之主の四天王、後蘭孫八と西目国内兵衛佐がタシキ

マタで一戦を交えたとされるときも馬が登場するし、さらに、世之主由緒書に「世之主に奉公する島尻村の国吉里主と申すものが、勝負馬二疋を持っているので一疋は進上してもよい旨申したら、是非二疋共ほしいと所望された由。

その国吉里主が、私はこの馬の助けを以って遠方よりお城へ毎日通っているので、一疋は御免……」とある。

当時の馬は小型だったらしく、道路の発達していなかった時代にはちょうど適していたといわれる。前述の例は役人の乗り馬であり、一般の人が馬を利用していたかは定かでない。

荷物の運搬は、担ぐか頭に載せ、あるいは二人で「サシ」（唐竹で作った長さ五尺くらいのもの）を通して担いでいた。

また、ヒカシヤマ（直径十センチ、長さ二・五～三メートルくらいの丸太棒二本に、横棒二本を通したもの）に荷物を載せ、牛に引かせて運んでいた。港までの砂糖運搬はすべてこの方法で行い、時には病人を運ぶこともあったと思われる。



最初に架けられた与名川橋（手々知名、旧とさつ場上）
昭和40年代にコンクリート橋に架け替えられた。



安政５年築造の石橋川
点線は石畳道路（玉城～内城間）

第八節　教　育

一　沖永良部島における維新前の教育史

沖永良部島における近世（明治維新以前）の教育について、①島伊名重氏は「沖永良部島郷土史資料」で「本島維新前後の教育史」と題して、次のように述べている。

(一)　維新以前本島教育の方針・学派・程度

及び其学科目

いでや後輩の諸賢、明治八年以前本島に於ける教育は概して二派に分れ、一は本島の文人及び医師の手に委ねられしものと、一は遠島人の手に托せられしものと二派とす。此の二派は全く教育の方針及び目的をも異にし、一は和文体の文字を授けて早成を要し、一は漢文を最初より教授して晩成を期待す。左に其学科目及び教授法訓練法並びに維新前の奨励法罰則法教師の報酬等の概略を述べませう。

(二)　読方科

維新以前の教育は本科目に最も重きを置き、書方綴方及び珠算は殆ど随意科目となす。然して読方教授の内容に至りても実質的方面は敢へて問はないで等閑に附し去り形式的方面にのみ重きを置きました。其形式的方面の教科書も前述の如く二派に分かれ、和文を本旨とする方面はイロハ（伊呂波）の読方書方から進んで実語教、初登山、童子教、商売往来、今川、庭訓往来、文禄の虎狩、日新公の伊呂波歌の如き和文を以てし、一はいろはより五十音の読方書方を授け、進んで三字経、二十四孝四書（即ち大学一冊中庸一冊論語四冊）朱喜小学四冊及び五経（十一冊即ち詩経二冊書経二冊礼記四冊易経二冊春秋一冊）古文真宝前集並びに同後集唐詩選等を授け、礼記の一二の巻の読書教授をなしつつ朱喜の小学の巻の一より徐々に解釈を授け内容即ち実質を理解せしむ。

斯くの如く漢学を授けし本島漢学の淵源とも申す可き方は、現代の竹夏再志の元祖で②夏鼎用と云ふ人である。享和二年即ち今を去ること約百二十二三年にして寛政享和文化の頃に其子③夏鼎幹及び彼の書に巧に漢詩和文を

以て有名なる④操坦晋翁等も其高門弟なりと。其後文政天保の頃には其子夏禎幹も同じく教育に従事せりと。文政以降より明治八年十一月までの間は操坦晋、⑤沖島曽勲、⑥栄寿鳳、⑦撰玄碩、⑧安藤佳竹、⑨鎌田宗円等の諸賢和泊に私塾を開き指南の労を執られましたが、又手々知名にては弘化嘉永の頃より明治の初年まで⑩町右左則、⑪沖蘇廷良（後に沖利有と改名す）⑫龍真玉橋、⑬玉江福村、⑭矢野忠正等私塾を開かれたり。内城には⑮曽木藤太郎（鹿児島市の人にして遠島人、根折の藤円の祖父にて死亡せし墓所は内城の寺の西方にありしが今は根折に改葬せりと云ふとか）⑯宗平安統、⑰本城宗悦、⑱豊山真粋敏、⑲甲文郁等あり。余多には⑳安田蘇泉、㉑今栄民直等ありて重に漢学を授けたり。併し乍ら父兄の希望又は本人の速成を要求する方には和文を授けたりき。又遠島人には和泊にては大西郷翁文久二年潤八月十四日伊延着より同じく四年二月二十一日まで、翁の教育を受けしは矢野忠正氏に近思録、㉒操坦勁氏に古文真宝及論語孟子の解釈を授けられ、其他の㉓市来惟信、鎌田宗円、㉔沖利経氏等も翁より親しく教育せられたり。翁の談話の友人としては沖利有、㉕土持政照、㉖町田実矩、㉗東一元の諸氏は翁の在牢中私淑して親しく薫陶を受けたりと。又同時に和村には（村とは現代の大字を云）㉘紀の平右衛門、西原の河口量次郎（号雪逢と云ふ）喜美留の児玉万兵衛、皆川の竹の内助市、㉙平富里、畦布の萩原藤七、黒貫の村田、玉城の五郎左衛門等、此の外上平川及上城等にても遠島人の自宅教授者ありたる由なるも氏名詳ならざればここに略す。

此等の各村に於ける（村とは現代の字）遠島人の教育は重に和文体の文章を教へしが、大西郷翁は群羊の一虎千鷺の一鶴とも申す可きか全く漢学を授けたりと。又綴り方の日用往復文の如きも、文章家と云はれ文才ある人の書きたる文章を書方に兼用し、模倣せしめて学ばしめたる傾向ありたりき。中に大西郷翁及び和村の紀の翁、和泊の操坦晋翁、栄寿鳳翁、沖利有翁及び西原の河口量次郎の数氏は碩学にして詩歌の趣味を有せる方々なりとか。

(三)　書方科

書方教授は最初は孰れの塾に於ても大筆（筆の柄は真紅なるもの）で、百田紙の草紙十二三枚より二十枚位までを綴りこれを反古と云ふ。其一枚にいろはのいの一字

を大きく習ひ、ろならばろの一字、以下同じ繰り返し繰り返し幾度となく練習せしめ、数日間練習せしむ。其際は本師匠又は中師匠なる人、手を握り反覆叮嚀に手本を見せつつうーんと押へどんと跳ねてなどの形容詞を用ひて文字の要点に注意を与へつつ教授す。いろはの書方及簡易なる文字の書方終らば、一行四字若くは五六字を習はしめ、日用往復文の語句例へば一筆奉啓上候〇花見は如何に御座候也、又は人之初性本善詩歌花鳥風月の類及び古人の格言名句又は嘉言善行の短句を習ひ、進んで唐詩選等の傑作を行草に改書したる手本を見て練習す。細字の練習は綴方の日用往復文を習字に兼用して練習せしむ。

然り而して明治八年十一月前仮屋を以て変則学校即ち仮学校となして、爾来は別に習字の教師は習書とて和村の梶原新林、手々知名の関周明及び沖利安の担任教師ありたれば却って今日の学校の書方教授よりも惟だ三科目の第二位にあるを以て文会とか字会などは却って奨励せられたりき。

(四)　綴り文

本科は現代教育の如く与へたる観念把握せしめたる知識を脳裡より啓発的に引っ張り出して文字に顕はさしむるには全く非ずして、最初より注入的に文才ある人の書きたる文章の読み方書き方を鸚鵡的に記憶せしめ、これに模倣せしめ或は類推して綴らしむるの方針にして、其教授法の拙きこと言語に絶す。左に先づ其遣り振りを演べん。

本科は現代教育法の如く別に時間を設けて授くることなく、年令十五六歳以上に達したる時、生徒の細字に熟達したるものには、文才ある文章家と云はれる人の書きたる日用往復文を細字に兼用して練習せしむると共に、或は読み或は習ひつつ記憶せしめ、これを模倣せしめて綴り、或は宿題を課して綴らしめ、二三日を経て提出し、担任教師批評訂正し添削して返附す。

以上は各村各自の私塾にての教授法にして、全島の各私塾は自然廃止となりたり。然るに明治八年亥の十一月前仮屋を以て変則の仮学校となりて以来は、時間割を以て文会日を定め、其当日には必ず受持の教師文題を課し、漢文及び和文の日用往復文より漢字交りの新聞体の記事文及び論説文を綴らしめ、即席に提出し批評訂正して返附す。この時より十七八歳の生徒は大に面目を改め、文

明社会のほのめきて顕才新誌等流行して、これを読み然して自己の理想を自在に実現して活気を帯び来れり。

(五)　算術科

各村の私塾に於ては別に時間を設けず、随意科目として、年齢十五六歳以上に至らば朋友間互に研磨するに止り、然して家内にて父兄より学びし友あらばそれに就き段算を習ひ、或は割方の本に就き互に研究す。其段算とは例へば一億二千三百四十五万六千七百八十九個の珠を置き、之を法にて割り、又これを乗じて本の一二三四五六七八九個の数に戻れば之を二の段と云ひ、三四五六以下同じ九十九の段まで稽古するを以て目的とせり。然かし尚法多位数にて割る場合も学ぶことあり。これは実際社会にて応用する場合なり。然るに明治八年亥十一月前仮屋を以て仮学校となしてよりは、珠算の教師は市来政棟氏を以て担任教師となし毎日十五六歳以上の生徒は各自随意に学びたりき。

(六)　維新前私塾の教授時間割及び教授法並びに訓練法

各村の私塾は教師に依り異りといへども大同小異にして、朝起きを尊び朝の時間を最も尊重せり。当時最も盛大と評せられし私の実験せし塾の内容を茲に述べん。

春夏秋冬を分たず、宿泊生たると通学生たるとを問はず、毎朝鶏鳴と同時に起き、一番の鶏鳴(即寅の刻)と共に塾に来り、劈頭第一に来て、自ら大声を挙げて一番と唱へたる人は当日勤務すべき命令を下す名誉ある役人となる。然して遅刻者は必らず其命令に服従すべき義務あるの規則なりき。其方法は最も遅刻したる者二人は大水夫とて、朝一回夕一回一日二回担荷二桶に水を汲み、昼間の習字用水と翌朝の手洗水用に供す。然して其次の遅刻者二人は小水夫と称へ、一日一回丈汲まして、中師匠連中の仕用水に充つ。其次は卓下しとて夜は卓を積み上げて徹退し、其処に宿泊し、翌朝は団楽集合して其処にて読書をなすが故に毎日其当番をなす。次は掃除当番、其次に来る人には家の戸の開閉番を命す。最も年少者にしては九歳なるものの遅刻者二三名には命じて、全生徒に習字の時に水を配らしむ。此の当番の命令を下すは、大凡そ日の出十分間前に全生徒に聞ふるやう大声を挙げて命令を下す。勤労当番の命令終るや、全生徒各自受持の庭を掃除し洗面を済ますまで約三十分間なり。其次に庭より整列して先生に向って御早うございますと朝礼をなす。此の時は殆ど五時半頃全生徒集合す。それより各

自随意に中師匠の前に行き（どの中師匠の所に行くも随意なり）昨日授けられたる本の復読をなし、若し前日授けられし所を忘れたるものは決して読方は進行せしめず、再び当日も熟達するまではそこらを授く。

読方科を始めて教授するには、読書力にまだ熟達せざる幼年生徒に対しては、反復叮嚀に師唱ひ生徒従ふといふが如く全く鸚鵡的に模倣せしめて授くること数回又は十数回に及ぶものもあり。所謂盲目的の暗誦と同様にて実に今日の読方科の比には非らず困難を極めたり。然し稍や熟達したる生徒には教師は数回読み聞かして記憶せしめ幾度となく生徒自ら反復練習せしむ。中師匠の授けし本を再び本師匠（即ち今日の校長）の前に出でて、其日即時に稍や声を挙げて明瞭に再読して検閲を受く。若し読方に誤謬あるときは、本師匠、それは違いますから中師匠に糺して来いと再び其師に質問せしめ、生徒自身の誤りならば宥恕すと雖ども、若し中師匠の杜撰不注意にして誤りて教へたるときは、本師匠より大眼球を頂戴するのみか大に叱責せられ、嗚呼汝こそ一人を以て万人を傷ふものと非常に叱らる。然して塾長若くは校師逐一点検して済むとき、今日の教授せしところは決して忘れざると認めたる時に教鞭にて宜しいと教可の声を賜ふ。其時は再び中師匠の前に行き点検済みましたと報告をなし、一礼して其前を去り、随意に同一の本を友人と互に研磨す。

前述の如く、自分の事は自分でなすと云ふ観念即ち自立自営主義には適応すと雖ども、又其背影には個人教授の困難の潜み居るを免れず。然るに我が私塾の斯の如き百数十名の多数の生徒を有しつつかかる好成績を挙げたるは、先生の徳望と学力の抱負とに因ると云へども、先生が高門弟等に秀才ありて此等の中師匠をよく無報酬にて利用せし賜物の結果ならんかと予は思ふ。左はさり乍ら其困難の報酬として脳裡に堅く印象せられたる観念把持せられたる記憶は、実に其堅きことは堅固の根府川石にも勝れり。彼のペスタロッチ氏の家庭教育即ち個人教育の有効を論ずる説あるも、大に玩味すべきには非らざるかと予は大にこれを信ず。

全生徒数百数十名の読方科を午前六時頃より九時頃まで四五組に分けて、各個人別々に所謂朝飯前に於て全部委く教授し終り、各自宅に帰りて朝飯を済ますを例とす。此時間約一時間半を要す。

同じく午前十時頃には再び出塾して書方科の練習をなす。先生は医師で外診に出られ、十八九歳の中師匠の公務に出勤するもの多ければ、昼間出塾するものは少年生徒のみ。この最も大事の時間には習字の練習をなしたり又は復読をしたり、或は薬を刻み又は薬局の手伝をなしたるも多かりき。然して午後二時頃には昼飯の為再び家に帰りて出塾するものは殆ど昼間と同じく少なし。大概家事の手伝をなすもの多く、然れども晩頃には年長者の中師匠等も再び出塾して、種々の武勇談や文学上興味ある談話をなしたりき。（注意＝一、朝起の必要及び時間の尊重す可きこと並に自立自営の精神・服従の義務・相互の研磨・麗掃・応待の実践等必須徳目の如きは知らず識らずの間に訓練せられたりき）

1 奨励法　読方科

読書科の引き開け法

引開法とは数日前に於いて来る何月何日は引開日と掲示す。然し乍ら何歳より何歳までとの区域も決定せず、又誰々との氏名をも挙げず人員も定めずに、誰人も自己の終りたる書籍はどの書籍でも総て忘れざる様、再三再四反復復読して忘れざる様、準備的研究をなし居らざるを得ないのである。

其方法例へば三字経大舜の類より朱喜の小学・四書五経史・左記伝・日本外史・十八史略・古文真宝・仝後集・近思録・唐詩選等の総べての漢籍を検台の左傍に積み重ね、塾長・校師（校師とは現今の校長の如くにて仮学校となりての名称）は床の方より検台と受験生の方に向ひ上座に厳然として端座し、他の塾長若くは掛官は（他の塾長とは私塾にて施行せるときのことにて掛官とは維新後明治八年亥の十一月仮学校としてのこと）表の方より奥に向ひ、中師匠は列坐して奥の方より表の方に向ひ、受験生は一人づつ呼び出して（勿論畳の上に厳坐せり）検台の前に正座す。其呼び出したる生徒に一人の中師何書の何の巻までを読み終りしやを尋ね、読み終りたる内よりは、遠慮会釈なくどしどしと引開をなして素読又は講釈をなさしむ。其際当らず障らず、流水の如く其難関を切り抜きたるものは非常なる名誉にて、直に昇級又は就職し恰かも現代の高等各種学校の入学試験に及第したるが如し。

2 講釈法

此の法は兼ねて読み終りたる本の内より、最も興味あ

る古人の嘉言・善行及び面白き伝記並に格言等を書き抜きて、其読方講釈を能く暗誦せしめ置き、旧正月の八日の薬師の祝には、代官を始め詰め役及び与人以下諸役人並びに生徒父兄公衆の前に出て素読及び講釈をなす。其時渋滞なく無事に通過するものは非常なる名誉とす。

依りて此の講釈を練習するには夜学を企て研究せざるを得ず。然るに今日の如く電気燈や瓦斯燈は愚か石油種子油だも乏しき時代にて、松樹の髭を掘り採りて夜学の燃料に供したりき。

3 書方科

書方の奨励法（現代小学の書方に似たり）

字会の方法は大字即ち一字一枚に大書すると、又は三四字づつ二行に書くと、若くは五六字三行四行に書く等種々あり。殆んど現代小学校の清書の如し。然して一人一枚又は二三枚及び数枚出すも其人の随意なり。然して大字は大字と二行三行は二行三行と組み合せ、又細字は細字と七八名又は十数名の多人数とも組合せ、混合して書家の方に依頼提出して、一一点検考査して就中最も優秀のもの一枚を撰びて一をつけ二流三流のものには二三を附して返附す。然して其紙は一になりたる人の所得とする法にして、八月十五夜踊りの桟敷の中や七のけ日踊りの日等に一を得て字会紙を多く得たる人は非常なる名誉とす。常平生も同窓間に於いて互に約して自己の能不能を試みるため、他塾の書家の先生方にも字会を出して考査点検を依頼することもありたり。而して歴代代官の中にも黒葛原源助と申す方は、文学奨励の為熱血を注いで、年長者には述懐の文会をなさしめ、又青年者には字会を奨励せりと。綿密周到なる操坦勁詞兄には、黒葛原代官時代の字会に大勝を博し、一になりたる一筆奉啓上候の二行三字詰めの行書の字会の紙を、永久的に保存しあるを五六十年の今日実見せりき。

4 綴り方科（綴り方の奨励法）

本課に於ては、各私塾に於ては字会の外奨励法は聞かざれども、日用往復文を文章家に書かしめ、習字に兼用して読方・書方・意義を学びつつ、これに模倣して綴り方を練習せしめ、而して類似の題を課して綴文の文題として自作せしめ、これを批評訂正して各自に返附す。然るに各私塾廃止となり、明治八年十一月旧前仮屋を以て仮学校となす前、即ち明治五六年より七八年の頃までは、前述の如く文会とて例会の日を決定して、当日には教師

文題を課し、二三日を経て教師に提出し、教師は逐一考査点検して甲乙丙丁を附して返附せしが、仮学校設立後は十五六歳の生徒には時間割を以て何曜日の第何時と決定し、日用往復文より新聞体の漢字交りの記事・論説文等を課し（文題例、日用文には新築に友を招く文・祝祭日の案内状・遊学の友に送る文即ち両親の安否を問ふ文の類・記事文は闘牛見物の記・十五夜踊り見物の記・観月の記・論説文には本島書生の前途を論ず・維新前後の教化を論ず・火事の説・軽気球の説・小野道風の説・西郷隆盛の説・友人の放蕩を誡しむ等の類）即席に綴らしめて提出せしめ、批評・訂正・添削し、甲乙丙丁を附して送附す。

(七) 維新前各私塾の教師の報酬

当時各私塾教師の報酬は各々異なれども、概して殆ど名誉職と言っても敢へて過言ではない。多く本島の方々は島吏又は医師なれば、年末に畳一枚を出して自己の卓の席に敷く位なれども、それだも出さない方も多かった。又殆んど稀に田舎の富豪の子弟は籾幾俵か玄米参斗入壱俵位を呈上するものもあったが、それ位が関の山で、其他には床餅大の卓餅を仝一のもの二つ拵らへ来りて、旧暦師走の二十八日頃には各々自己の卓上に飾り置き、正月八日の薬師の祝の日には必ず父兄兄弟若くは姉妹等我が子弟の講釈を聞き、講釈終りて其席に於て父兄の内一人は先生の内に残り、二つの餅の内一つは先生の宅にて煮て（一つは生徒の自宅に持ち帰る）教師及各父兄生徒と団欒して、和気藹々骨肉の兄弟もたたならざる間に餅を食べるを例とす。所謂これが小学校にて現代の父兄会の如き乎。

斯くの如くにして年々歳々師弟の間の親睦交情は知らず識らずの間に温められ、所謂古の弟子は七尺を去って師の影を踏む可らずとか。師弟は三世の契りなど言ふことは此の間に薫陶せられしものならん乎。前述の如しと雖とも物換り星移り幾何もなく、全世界の物質的文明と文化的生活の大勢は偏乎たる我が一小国の一国いかんともする能はず、維新の大改革となり、日本全国一般にも明治五年には大木喬任氏立ちて文部卿となり、文学の枢権を司どり学制を頒布せしがため、我が郷里にも其余波として、明治八年亥十一月前仮屋を以て一の仮学校として設置せられ、これ即ち本島公立的教育の嚆矢とす。それより全島の私塾廃止となり、随って教師の待遇も一変

して、全島共有の与人地と云ふものを以て学田として学資に充て、随って教師の報酬も優待せられ、校師栄寿鳳先生は（校師、現代の校長と仝し）一ヶ年玄米参斗入拾六俵、一等授読は参斗入拾二俵、二等授読は仝八俵なるも、なし。三等授読二名にて各六俵、四等授読二名にて一人に付仝上四俵づつ、其外に一等生二名・二等生三名・三等生三名、而して一等生より三等生までは公役御免として夫役を免除せられたり。又別に珠算の教師一名、習字の教師習書として三名あり。専科教員四名ありて何れも年米四俵づつの報酬ありたりき。左に当時の教師の資格及氏名等を記す。校師栄寿鳳、一等授読㉚沖揖賢、二等なし、三等授読栄寿祥、仝上㉛坂本元明、仝上㉜東一徳、四等授読㉝沖利尚、仝上撰政鋭、一等生㉞平瀬武儀、仝上㉟鎌田円済、二等生㊱有川薫誠、有川定経、㊲木尾為定、三等生㊳西文隆、仝上㊴市来惟徳、仝上島伊名重、習書掛㊵梶原新林、仝上㊶伊集院周明、仝上㊷沖利安（珠算教師）、仝上市来政棟

（八）維新以前各私塾にての通常経費及び臨時経費出資

1 各私塾を建設するには、塾舎を新築すると又自己の住宅の一室を以て之に充つるとを問わず、其経費は総べて塾長より下さるものとす。

2 水槽水甕及び水桶柄杓並に其修繕費迄総べて塾長より下されたり。

3 臨時に塾舎修繕又は葺替等の時には、縄・茅及び竹等のあるものは少しづつ割当てて出さしむ。なきものは買ふてまでは出すに及ばずとて出さしませぬ。

4 庭箒や家の箒は生徒自作にて用を弁じたりき。

5 栄寿鳳先生の塾舎は前と後に二軒あり。後のは参間角の家にて、敷賃までも無賃にて先生より下されしものなるも、前の二間角の塾舎は、敷賃は無賃なれども、家は山口通亮外中師匠連中の出資して買入れたりと聞く。

（九）維新前私塾にての罰則及び処分法

1 昨日学びし書籍の暗誦・素読若くは文字を忘れたるものは叱責せらる。其上先へは教授せず。

2 告口をなしたり、虚言を言ったり、友人を讒誇するものは、板を末広く削りたるものや、又は弓の折れにて尻を笞つ行為、若くはその善悪に依て素より軽重あり。

3 虚言を構へ檀に出塾せざること数日に及ぶものは、友人数名を其家に遣わせ、父兄の許可を得て、縄にて両手を後に縛ばり、今の罪人の如くにして塾に縛ばり置き、実際の事実を吐露し改悛の情顕はるるを待ちて放免す。

4 喧嘩口論を吹きかけ、無理酷どく打ったり苦しめたりするものは、其行為に依り固より軽垂ありたれども、塾長呼び出し懇諭訓戒し、或は尻を笞つ。

5 窃盗等の嫌疑者にして、事実を糾問しても白状せざるものは、水を茶々碗一杯に盛り、両手に載せ、本を明けて其上に伸べしめ、水をこぼす時は尻を笞つ。尚ほ白状せざるものは相中をなす。

其当時の相中とは、庭又は宅内にて、全生徒輪環をなして坐し、嫌疑者一人を中央に出して、種々と年長者より詰問糾合せしめ、尚ほをも（実際なしたるも）事の真相を吐露せざるときは（未来の窃盗違反者と仝類者の場合）全生徒一人一回づつ弓の折りにて尻を笞って出さしむ。

斯くの如き法は、確かなる証拠あるに拘らず白状せざる悪漢者、又は平素の操行修らず、数回の犯罪者にして、殆んど社会の犯罪者仝然にて、塾生の体面を汚がすが如き行為のあるものに課する法なりき。

（注）

①島　伊名重　和泊字の出身・沖永良部高等小学校の教師・博学多才、雄弁家であった。

②夏　鼎用　和泊　竹　玉寛氏の祖

③夏　禎幹　和泊　夏　鼎用の子

④操　坦晋　和泊　操　坦道氏の祖

⑤沖島　曽勲　和泊　沖島曽徳氏の父

⑥栄　寿鳳　和泊　栄　寿太郎氏の祖

⑦撰　玄碩　和泊　撰　静子氏の祖

⑧安藤　佳竹　和泊　安藤佳翠氏の父

⑨鎌田　宗円　和泊　鎌田静枝氏の祖

⑩町　右左則　手々知名　町田定美氏の祖

⑪沖　蘇廷良　手々知名　沖　利雄氏の祖

⑫龍　真玉橋　手々知名　龍野為忠氏の祖

⑬玉江　福村　手々知名　玉江末駒氏の祖

⑭矢野　忠正　手々知名　矢野盛久氏の祖

⑮曽木藤太郎　根折　曽木藤市氏の祖

⑯宗　平安統　内城　宗　武庸氏の祖

⑰本城　宗悦　内城　本城伸子氏の祖
⑱豊山真粋敏　内城　竹　玉寛氏母系の祖
⑲甲　文郁　和泊　甲　東哲氏の祖
⑳安田　蘇泉　余多　中村初夫氏母系の祖
㉑今栄　民直　余多　今栄健喜氏祖父の弟
㉒操　坦勁　和泊　操　坦道氏の父
㉓市来　惟信　和泊　市来惟隆氏の祖
㉔沖　利経　手々知名　沖　利雄氏の祖
㉕土持　政照　和泊　土持六男氏の祖
㉖町田　実矩　手々知名　町田精男氏の祖
㉗東　一元　西原　東　一興氏の祖
㉘紀の平右衛門　和　紀　利雄氏の祖
㉙平　富里　皆川　西テツ氏の祖父
㉚沖　緝賢　手々知名　沖　隆成氏の父
㉛坂本　元明　手々知名の関家に生まれる。旧衆議院議員
㉜東　一徳　西原　東　一吉氏の祖
㉝沖　利尚　手々知名　沖　シゲ氏の祖
㉞平瀬　武儀　手々知名　上別府義武氏母系の祖
㉟鎌田　円済　和泊　町田晃氏母系の祖
㊱有川　薫誠　和泊　有川亨氏の祖
㊲木尾　為定　和泊　木尾　司氏の祖
㊳西　文隆　和泊　西　元康氏の父
㊴市来　惟徳　和泊　市来惟隆氏の祖
㊵梶原　新林　和　梶原景雅氏の祖
㊶伊集院周明　手々知名　伊集院正光氏の祖
㊷沖　利安　手々知名　沖淑子氏母系の祖

二　沖永良部島における維新以前の教育

沖永良部島における近世（明治維新以前）の教育について、①坂井友直氏はその著「沖永良部島史」で次のように述べている。

沖洲教育発達史を語る前提として、我国教育の発達概要から序幕を開いて見たい。我国に学校が出来たのは明治五年のことで、その以前は寺小屋なるものが到る所に設けられ、或る個人が無秩序に学問を教へたものである。而して寺小屋が全盛を極めたのは徳川時代であるが、其の前にも之に似た学校がなかったわけではない。即ち天智天皇の御宇には大学と云ふ小学校があるし、国学と云ふ小学校があった。それが奈良朝から平安朝まで続いた。平安朝に至って学問が頭をあげた。藤原氏とか和気氏とかのやうな勢力家が、私立学校を設立して学問を勧めたが、平安朝から足利時代になると、武士は専ら武芸本位で自然学問は下火になった。随って大学だの国学だのと云った学校は有名無実になって了った。此の頃足利学校とか金沢文庫とか云ふものが設立されたが、それは今日の図書館と云ったやうなものであった。時々先生が学問の講義をやるに過ぎなかった。乃で其の頃から学問はお寺の坊さんの専門になって、学問をしたい武士はお寺に行って坊さんから教へて貰った。之が寺小屋の始まりであるが、徳川時代に至ると徳川家康が大変学問が好きで、奈良朝以来公卿や武士の子供だけに限られていた学問を解放して、誰でも自由に学問が出来るやうに一般に学問を奨励したので、坊さんの外に神官や医師等の人々からも学者が輩出して、次から次へと寺小屋を開くやうになった。これから学問をする所はお寺でなくとも寺小屋と呼ぶようになった。寺小屋の教場は大抵一つの部屋で、部屋の中は畳の上へ天神机と云って細長い机を並べ、その両側に端坐し、先生（師匠様）の机は正面に置くのである。而して読書算を教へらるるので今日の学校とは霄壌の差があったものである。

以上は全国に於ける状態であるが、翻って、沖永良部島教育の発達史を辿れば、往昔遠島人が僅かに読み書きを教へた位の事は判るが、他に文献の徴すべきものがない。但し寛政、享和、文化の頃には、玉江春（夏鼎用と改名）と云ふ人が鹿児島に遊学して、和漢学並に唐話を

修め帰島後子弟を教育している。此人は極めて剛強で勇敢で、そして廉直な人であった。鹿児島遊学中は如何なる酷寒でも綿入れを着けないで袷壱枚で通ふすと云ふ豪のもので、或夜或堂に一泊を試みたが、如何にも寒いので眠ることが出来ない。乃で堂の柱に凭れて、両膝を両手で抱いて居眠りして居ると、夜更けに堂の中から暫く待てと云ふ聲が聞えたかと思ふと何の音もなくなった。偖化け物が居ると云ふ噺は聞いて居たが本当に化けものではあるまいかと思いつつ何時しか寝入った。而して夜明けに眼が覚めると、堂の奥から紙製の着物を着た男が出て来て曰く、夜前暫く待てと声かけたのは余であった。それは貴下が余りの寒さで帰へられはすまいかと思ったから、夜明けになると幾らか寒さが薄くなるからそれまで辛抱せよと云ふ意味で言ったのだとの事であった。其人も玉江春と同じく酷寒に紙製の衣物を着て心身の鍛練をやる人なので、玉江春も始めて夜前の化けものが判ったと云ふ逸話がある。

　此人は沖永良部与人奉職の傍ら私塾を開いて居たが、教育が却々厳格であったと聞く。文政、天保の頃には、玉江春の子夏鼎幹、坦晋、曽勳等の学者が子弟教育に努め、弘化、嘉永の頃には町右左則、寿鳳、蘇廷良等の教育家が輩出した。殊に寿鳳は才子肌の人ではなかったが勉強家で記憶力強く、そして博学の士であった。四書五経の如きは暗記して居るので、老後明を失したがそれでも不自由なく門弟を教授し、彼等の読むのを聞いて居て、それは何枚の表の何行目、裏の何行目にある文字だと誤りを正し居ったそうである。而して門弟も百十余名を有し、其門弟が凡て沖永良部島の中樞人物となったので、寿鳳は沖洲文化の開祖と後世崇拝の標的になって居るのである。明治廿六年八月は寿鳳の十三年忌に相当するを以て、其薫陶を受けた和泊人士操坦勁外四十九人は、恩師に報ゆるため墓石並に石燈寵を献立し、且つ操坦勁は別に石碑を立て、門弟操坦勁建之と刻み込んであるから見ても、いかに寿鳳が和泊教育に寄与貢献したかが知られる。寿鳳と共に私塾を開いたのは蘇廷良(沖利経の父)である。最近安政、文久、慶応の頃には玄碩、佳竹、忠正、蘇泉、民直等の教育家が出て居る。

　蘇泉と民直は共に知名町余多の産である。従来沖洲文化の中心は和泊に集中して居たが、此二名が出て私塾を開いた為此の地方の教育が大に発達するやうになった。

殊に民直は安政以後明治九年頃迄、二十有余年間子弟の薫陶に余念なく、知名村の中堅たるべき人材を造った功労者である。蘇泉も又幾多の人材を生んだので、大正十一年十月三十日の学制発布五十年記念式典の際、時の知名村長は此の二人を表彰して居る。

(注)

①坂井友直　伊仙町阿権出身　明治八年生
　鹿児島県師範学校名瀬分教場(修業年限一年半)卒、
　小学校長、県議会議員

第九節　西郷南洲先生の流謫

一　流謫の南洲翁

西郷南洲先生の流謫とその指導・影響について、土持政照氏の長男綱義氏は「沖永良部島郷土史資料」で「流謫の南洲翁」と題して、次のように述べている。

本書編纂について

本稿ハ　南洲翁沖永良部謫居中　①土持政照親シク翁ヨリ直接伝聞セシ事実及政照ガ実見セシ事実ヲ筆記シ順ヲ逐テ綴立テタリ　歴史家ノ参考ニ資スルヲ得バ大幸ナリ

昭和三年一月十九日

筆者　②土持綱義

一　流謫ノ事情

南洲翁幼名吉之助　後改メテ隆盛ト称ス　南洲ハ其号ナリ　文政十年十二月七日鹿児島市加治屋町ニ生ル　大久保利通　海江田信義　伊地知正治　吉井友実等ト共ニ藩儒ニ学ビ　又学館聖堂ニ入リテ精究苦学ス　後家計豊ナラザル故ヲ以テ郡方書役トナル　干時年甫テ十五励精衆ニ挺デ当時ノ異物ト称セラル　後　小姓伊藤才蔵之ヲ斉彬公ニ薦ム　公其言動ノ非凡ナルヲ察シ御庭方役ヲ命セラル　翁是ヨリ自由ニ庭内ニ出入シ常ニ公ニ面謁シテ国事ノ機密ヲ談ス　言尽ク正理ニ合シ事皆公ノ所思ト相投合スルヲ以テ　益々公ノ信任ヲ受クルニ至レリ

此時ニ当リ　斉彬公尊王ノ大義ヲ説キ国家ノ統一ヲ謀ラント欲シ　安政五年翁ヲシテ京師ニ入り諸藩ノ有志ト謀り幕府ノ専横ヲ制シ望威ノ式微ヲ恢復スルノ策ヲ講ゼシム　翁内命ヲ奉ジテ京師ニ入り清水寺ノ僧月照ト相往来シ公卿縉紳有志ノ間ニ奔走遵旋スル所アリ　月照其間ニ立チ縉紳ノ間ニ出入スルノ便利ヲ与ヘ　事漸ク其緒ニツキ諸大藩合従連絡ノ策将ニ成ラントスルニ当リ　京師

ノ形勢一変　井伊大老ガ大飛躍ヲ試ミ　幕威大ニ奮ヒ天日マサニ光ヲ失ハントスルノ勢ヲ呈シ　為ニ大ニ幕府ノ注目スル所トナリ　諸有志多クハ捕縛セラレ　公卿縉紳退縮スルニ至り　翁等ノ探偵亦頗ル厳ナリ　翁報國尽忠ノ熱誠溢レテ禁ズル能ハズ　大ニ決スル所アリ　書ヲ斉彬公ニ奉り永訣ノ意ヲ表セリ　曰ク

臣吉之助終身君側ニ侍シ以テ駑カヲ効サント期セシニ　今ヤ形勢一変シ　幕威大ニ振ヒ　皇室ノ危キ累卵モ啻ナラザル勢ヲ現セリ　時斯クノ如クナレバ俄ニ目的ヲ遂グルニ由ナカラントス　臣唯一死君国ニ報ズルノミ云々

書未ダ達セザルニ忽然公ノ訃音故国ヨリ飛来ス　翁長歎大息我事已ムト終ニ屠腹殉死ニ決ス　干時僧月照諫メテ曰ク　大守ノ薨去ニ志ヲ屈シ玆ニ非命ノ死ヲ為スハ却テ君命ニ背クモノナリ　君ニシテ死セバ誰カ能ク後事ニ任シ尊王ノ大志ヲ貫徹スル者アランヤ　能ク百難ヲ排除シ先公ノ遺志ヲ継ギ後日目的ヲ達スルコソ先公ニ報ヒ奉ルノ道ニシテ又皇室ニ対スル本分ニアラズヤ　愚僧不肖ト雖モ亦カヲ効スアラント　翁大ニ感悟シ　互ニ水魚ノ交ヲ結ビ供ニ力ヲ協セ大権ノ恢復ヲ謀ランコトヲ約セリ而テ翁及月照等ノ探偵益々厳ヲ加ヘ　捕吏出没身ヲ京師ニ容ルルノ地ナキニ至り　近衛公ノ依嘱ヲ受ケ百方月照ヲ庇護スト雖モ　彼我共ニ危ク　遂ニ難ヲ薩摩ニ避ケ時運ノ至ルヲ俟ツニ若カザルヲ察シ　海江田信義ト共ニ月照及其僕大槻重助ヲ伴ヒ　窃ニ遁レテ長州下ノ関ニ至ル然ルニ翁以為ラク月照ヲシテ薩摩ニ潜匿セシムルニハ一旦薩地ニ帰リ之ガ準備ヲ為サザル可カラズト　月照主従ヲ海江田氏ニ託シテ筑前ニ潜匿セシメ自ラ郷里ニ帰リ　翁ガ帰藩ノ当時ハ恰モ斉彬公逝キ忠義公嗣ギ久光公其上ニ立ツテ藩政ヲ聴断シ　藩内ノ形勢全ク一変シ　啻ニ斉彬公経営ノ規模存セザルノミナラズ　尊王派ノ勢力地ニ墜チ佐幕的公武論勢ヲ得専ラ幕府ノ意ヲ迎フルノ色アリキ　斯ノ如クナルヲ以テ翁ノ所思大ニ齟齬シ月照潜匿ノ準備モ遂ニ水泡ニ属セリ　是ヨリ先海江田氏モ亦謀ル所アラント欲シ　月照主従ヲ同志ニ託シ藩ニ帰レリ然ルニ幕吏ノ追跡益々急ニシテ　月照己ニ危カラントスルニ方リ　筑前ノ志士平野次郎国臣海江田氏ノ音信ヲ待ツニ遑アラズシテ　月照等ヲ伴ヒ行脚ノ装ヲナシ漸ク薩摩ニ入ルヲ得　翁大ニ其無事ヲ喜ビタリ　幕吏月照ノ薩地ニ遁レタルヲ聞キ　追テ鹿児島ニ入り探偵最モ急ニシ

テ捜索頗ル厳ナリ　是ヲ以テ藩庁大ニ幕府ノ嫌疑ニ触レンコトヲ憂ヒ　翁ニ告グルニ事情ヲ以テシ　且曰ク宜敷月照ヲ日州ニ潜匿セシメ以テ時機ノ到ルヲ待タシムベシト　翁之ヲ諾シテ帰り月照ニ言ヒテ曰ク　薩庁昌アリ師ヲシテ難ヲ日向ニ避ケシム可シト　月照曰ク吾之ヲ悟ル日州ハ風濤険悪余ノ死ス可キ所ナリ　今難ヲ彼ノ地ニ避ケ後日幕吏ノ辱ヲ受ケンヨリハ君ノ手ニ死セン　我命今日ニ極マレリ願クバ刎頸ノ労ヲ惜ム勿レト意気自若タリ翁曰ク吾豈国柱ヲ研ルニ忍ビンヤト互ニ悲憤慷慨禁ズル能ハズ　遂ニ身ヲ錦江ノ魚腹ニ葬ランコトヲ約セリ　茲ニ於テ安政五年十一月十六日夜舟ヲ艤シ　平野国臣　大槻重助等ト共ニ纜ヲ鹿児島湾頭ニ解ク　舟行矢ノ如ク忽ニシテ大崎鼻沖ニ至ル　此夜一天拭フガ如ク四顧沈々トシテ艫声収マリ玉鬼皎々トシテ溶々タル滄波ヲ照ラシ万斛無限ノ感慨一葉ノ軽舟ニ集ル　翁予メ酒饌ヲ具ヘ月照ニ謂テ曰ク　江山ノ勝風月ノ清以テ我塵心ヲ洗フニ堪ヘタリ　謂フ慷慨悲憤ノ涙ヲ収メテ此風光ヲ賞セント杯ヲ挙ゲテ月照ニ属ス　月照之ヲ受ケ少焉ニシテ船艫ニ至リ和歌ヲ咏ジ翁ニ示ス　翁之ヲ手ニ吟咏数次即チ辞世ノ歌ナルヲ感ジテ　懐中ニ収メテ尚艫頭ニ立チテ四方ノ景勝ヲ指点シ互ニ相抱キテ海ニ投ズ　国臣等水声ニ驚キ舟ヲ還サントスルモ帆ハ風ヲ孕ンデ進行矢ノ如シ　国臣刀ヲ抜キ帆綱ヲ絶チ漸ク舟ヲ転回シ　舟子ヲシテ之ヲ救ハシム　月照ハ既ニ絶息翁ハ気息奄々タリ　茲ニ於テ急ニ花倉ニ上陸シ扶持介抱ヲ加ヘ翁遂ニ甦ルヲ得タリ　月照辞世ノ和歌ハ今尚翁ノ家ニ保存セリ即チ左ノ如シ

曇リナキ心ノ月ノ薩摩潟
　沖ノ波間ニヤガテ入リヌル
大君ノ為ニハ何カヲシカラン
　薩摩ノ瀬戸ニ身ハ沈ムトモ

藩庁ハ翁ヲ月照ト共ニ溺死セリト称シ　罪人ノ遺骨ヲ以テ翁ニ擬シ　月照ノ屍ト共ニ幕吏ノ検視ニ供シ　月照ヲ花倉ニ仮葬シ後南林寺墓地ニ改葬セリ　是ニ於テ翁ハ親類預ケトナリ　又国事ニ奔走スル能ハザルニ至レリ藩議翁ヲ醸スモノトナシ屠腹ヲ命ゼンコトヲ斉興公（斉彬公ノ父君）ニ伺フ　公ハ翁ガ他日有用ノ器タルヲ察シ暫ク身ヲ大島ニ潜マシメ機ヲ待チ再ビ召換スルノ得策ナルヲ以テセラル　是ヲ以テ翁ハ安政五年十二月姓名ヲ菊池源吾ト改メ大島ニ潜居スベキノ命ヲ受ケヌ　翁命ヲ受ケテ　鹿児島港頭ヲ解纜セシハ仝月三十日ニシテ　大

竜郷村ニ着セシハ実ニ安政六年正月十二日ナリキ

ニ　謫居地竜郷ニ於ケル事蹟

翁ハ竜郷村竜佐民氏ノ家ヲ借リ此処ニ寓居セリ　翁ガ渡島当時ハ未ダ薪水ノ労ヲ採ルノ婢僕ナク　又朝夕翁ガ心情ヲ慰ムル人ナク　炊事ノ労ヲ自ラシ苦辛ノ状態ナリシガ　後児童教育ノ任ヲ嘱セラレ炊事ノ如キ之ヲ児童ニ托シ　専ラ読書習字ノ教授ニ余念ナク宛然寺小屋ノ観アリ　後家主佐民氏ノ媒介ニ因リ愛子ヲ納レテ箒ノ労ヲ執ラシム　文久元年正月二日一男ヲ挙ゲ翌年七月五日一女ヲ挙グ　男ハ即チ菊次郎氏ニシテ女ハ菊子トイヒ大山精之助氏ニ嫁ス　翁常ニ書ヲ繙キ精神ヲ修養シ　又児童ヲ集メテ古今聖賢ノ事蹟ヲ説キ以テ楽トナス　閑アレバ即チ出デテ漁猟シ曽テ悠々徒食セシコトナカリシトイフ翁ノ好伴侶トセシ猟夫ハ土人宮勇気ト称スル当時六十八才ノ老爺ニシテ　常ニ「トンサクイコキ」ト唱フル深山ニ出猟セシトイフ　翁始メテ此山ニ猟スルニ当り宮勇気翁ヲ好位置シ野猪射殺ノ任ヲ以テス　翁銃ヲ肩ニシ待ツコト数時忽ニシテ犬声獄々タリ　声ニ応ジテ猛猪アリ断崖巨樹ノ間ヲ突キ翁ノ前ニ至ル　翁銃ヲ擬シ狙ヒヲ定メテ将ニ放タントスレバ　猪已ニ奔逸シ山谷ニ遁ル　宮勇気大ニ怒リ翁ヲ詰ル　翁大ニ之レヲ逸セシヲ謝ス

翌日又猟シ逸スルコト前日ノ如シ　宮勇気満面朱ノ如ク沸然大呼翁ヲ叱シ再ビ好位置ヲ与ヘザランコトヲ以テス　翁只々其不覚ヲ拝謝ス　後数日又猟ス　翁宮勇気ニ請フテ曰ク余大猪ヲ逸スル事戒ニ二回汝ニ対スル面目ナシト雖モ　願クバ今一回好位置ヲ与エヨ誓テ復タ逸セザルベシト　宮勇気漸ク之ヲ諾ス　翁欣然銃ヲ構ヘ待ツコト少時ニシテ猪至ル翁倉皇発射シ又中ラズ　宮勇気激怒切歯翁ヲ詰ルコト一層甚ダシ　翁合掌再拝シテ曰ク余好獲物ヲ逸スルコト既ニ三回何ノ面目アリテ汝ニ見ン希クバ恕セヨ豚ヲ屠テ汝ニ与ヘント　宮勇気怒漸ク解ケ帰途豚ヲ買ヒ之レヲ翁ノ居所ニ於テ割キ快食セリトイフ之レヨリ猟スル毎ニ獲セザルコトナカリシトイフ

翁ノ竜郷ニアルヤ普通ノ流刑ト異り　一時潜匿セシメ機運至レバ召還セントスルニアリ　故ニ扶持米トシテ米六石宛ノ給与ヲ受ケクリ　翁常ニ心ヲ細民ノ救助ニ傾ケ鰥寡孤独廃疾等憫ムベキモノアレバ　僅カ受クル所ノ禄ヲ割キ之レヲ施与シ専ラ島民ヲ愛撫セシヲ以テ自己ノ衣食ニ不足ヲ生ジ更ニ二石宛自家ヨリ取寄セラレ其補助ニ

当テラレキ　後薩庁之レヲ聞キ扶持米ヲ拾弐石ニ増加セリトイフ　翁ガ此地ニ潜居当時ノ一佳話アリ　凡ソ大島各島ノ砂糖製造ニツキ　薩庁ノ干渉甚ダシク　吏員ハ甘蔗ノ植付反別ニヨリ製糖高ヲ予定シ　若シ製糖期ニ際シ予定額ニ不足ヲ生ズルアレバ風旱ノ被害ニ原因スルト否トニ拘ラズ　之ヲ島民ノ隠蔽セルモノトシ甚ダシキ苛責ヲ加ヘタリ　翁常ニ之レヲ憂フ　時恰モ大島十三ヶ方各役場ニ於テ例ノ予定額不足ノ結果トシテ隠蔽嫌疑ノ島民数十人ヲ召換シ厳問至ラザルナシ　島民ノ多クハ昼夜ノ責問ニ堪ヘズ長ク此苦痛ヲ嘗メンヨリハ寧ロ死スルニ如カズトナシ自殺ヲ企ツルモノアリキ　義気ニ富メリ翁此惨状ヲ黙視スルニ忍ンヤ　直ニ旅装ヲ整ヘ行程四里余飛ブガ如ク名瀬ニ赴キ在番役相良角兵衛氏方ニ至り徐ロニ説キテ曰ク　農作物ハ気候及風旱等ノ如何ニ依り其収穫ニ増減アルハ明カナル事実ナリトス　故ニ見積額ノ如キ実ニ一時ノ予定ニ過ギズ　然ルニ之ヲ以テ直ニ確定ノ収穫ト速了スルハ苟シクモ政ヲ行フ者ノ為スベキコトナランヤト　具サニ条理ニ訴ヘ島民ノ帛恕ヲ乞フ　相良氏曰ク製糖ノ件ハ余ノ権内ニアリ敢テ足下ノ容喙ヲ要セズト　翁容ヲ正シテ曰ク　或ハ然ラン然レドモ此事タルヤ君公ノ御不徳ニ関スルコトナレバ　臣トシテ之ヲ黙視スルニ忍ビズ斯ク帛恕ヲ乞フノミ　然ルニ足下ノ暴言今斯ノ如シ　余ハ事ノ顚末ヲ上申シ此非法ヲ改ムルニアラザレバ止マズト憤然トシテ立チ帰リカネテ親交ノ見聞役木場伝内（貞長博士ノ父）氏ヲ訪レ事ノ次第ヲ語ツテ帰ル氏大ニ驚キ直ニ相良氏ノ邸ニ至リ　翁ノ言ノ至理ナルヲ説ク　相良氏前言ノ非ヲ悔悟シ　直ニ急使ヲ以テ十三ヶ方役場ノ島民ノ苛責解クベキ旨ヲ達シ　一面自ラ木場氏ト共ニ馬ヲ駆テ翁ノ跡ヲ追フ　翁ハ時恰モ民家ニ息ヒ握飯ヲ出シ昼食中ナリキ　相良氏直ニ馬ヨリ下リ失言ヲ謝シテ曰ク　各方役場ニハ既ニ島民ノ苛責ヲ解クベキ旨ヲ達セシヲ以テ藩公ヘ上申ハ希ク止メラレン事ヲト　翁莞爾トシテ曰ク之レ固ヨリ余ノ欲スル所何ゾ好ンデ事ヲ為サンヤト　談笑ノ間ニ別ヲ告ゲテ去ル　而テ翁其住所竜郷ニ帰リタル時ハ島民皆苛責ヲ免レ各自其業ニツキ居タリトイフ

又大島各島砂糖買上物品売下ノ事ヲ司ルタメニ島方ナル法度アリ　其吏員高慢不遜ニシテ威権遙カニ在番役ヲ凌グ　時ノ吏員中村某ハ殊ニ傍若無人ニシテ乱暴最モ甚ダシク人皆之レヲ嫌ヒタリ　翁偶々中村ト宴席ニ会ス

某例ニ依り乱暴無礼至ラザルナシ　翁某ガ嘗テ鹿児島市冷水町ノ丸田某ノ食客タリシヲ知リ心窃ニ之レヲ喜バズ酒酣ナルニ及ビ　翁中村ヲ大喝睥睨シテ曰ク　汝ガ丸田氏ノ手水鉢換ヘシヤツタ昔ノ事ヲ忘レ其高慢ハ何ゾト鉄拳ヲ彼ノ頭上ニ加フ　某倉皇狼狽シテ去ル　是ヨリ又乱暴スル事ナカリシト云フ

又名瀬ニ一老僧アリ　巧ニ妖言ヲ吐キ愚民ヲ誑惑シ剰ヘ高慢不遜破戒ノ言行多シ　翁常ニ之レヲ喜バズ　一日馬ヲ駆ツテ名瀬ニ赴ク　途中馬ニ跨り傲然トシテ来ル者アリ　是即チ例ノ悪僧ナリ　翁騎馬ノ疾走ニ乗ジ一鞭ヲ彼ノ円頂ニ加エテ去ル　僧ハ是ヨリ大ニ戒心セリト云フ

翁ノ大島潜居後ハ猶ホ幕府ヲ恐レ勤王党ヲ排斥スル党ノ首領中山尚之助等枢機ニ参シ居タルヲ以テ　勤王派ノ勢力萎霏振ハズ殆ンド燈火明滅ノ観アリキ　然ルニ小松帯刀要路ニ当リ　大久保利通又漸ク枢機ニ参与シ　共ニカヲ勤王論ニ効スニ当リ久光公ハ中山等ト謀リ　又小松大久保等ノ賛助ヲ得　勅命ヲ奉ジテ幕府ヲ改革シ　越前候ヲ大老ニ任ジ　一橋公ヲ将軍ノ後見トナシ　幕府ヲシテ尊王ノ実ヲ挙ゲシメ公武ノ協同ヲ謀ラシコトヲ議決セリ　此時ニ当リ島津下総ノ一派ハ内ヲ整理シテ外ニ及ボスベシトナシ一意自重ノ説ヲ主張シ　有馬派（寺田屋騒動ノ首領有馬新七等ノ一派）ト称スル一派ハ　久光公ヲ推シテ盟主トナシ　幕府ヲ制シ　王政復興ノ策ヲ断行セントスル激烈ナル説ヲ把持シ国論紛々タリ　小松大久保其他ノ有志ハ之ヲ憂ヒ　西郷ヲシテ其統一ヲ謀ラシメント欲シ　其召還ヲ久光公ニ懇請ス　久光公之ヲ許シ遂ニ召還セラルルニ至ル　是ヨリ先文久元年十一月翁ハ地ヲ龍郷村ノ中央ニ相シ　新ニ家屋ヲ建築シテ仝月二十日茲ニ移転セリ　当夜鶏鳴剥啄ノ声アリ　曰ク藩主ヨリノ書状ヲ持参セリト　翁直ニ披見スレバ　姓名ヲ改メテ速カニ上麑スベシトノ命令書ナリ　翁時運ノ到来ヲ察シテ君命ノ辱キヲ感ジ且ツ泣キ且ツ喜ビ之ヲ木場伝内ニ謀ル　伝内喜ンデ曰ク　足下既ニ大島ニ於イテ三年ノ歳月ヲ消費セリ　姓名ヲ大島三右衛門ト改メテハ如何ト翁之レヲ可トシ是ヨリ大島三右衛門ト改称　文久二年正月十四日国家経綸ノ大志ヲ抱キ迎船ニ搭シテ龍郷村ヲ解纜シ七島洋ニ至レバ風濤険悪ニンテ航スルコト能ハズ引返シテ大島渡連方ニ一泊翌十七日宇検ニ一泊十八日再ビ龍郷ニ回航シ　仝月二十九日出帆仝年二月中旬着麑セ

リ（二月十二日）

徳之島滞在時代

一　遠島の経緯

翁ノ帰麗スルニ当リテヤ党派軋轢シ薩藩ノ分裂激甚ナリ　翁窃カニ以爲ラク　薩摩一藩ノカヲ以テ幕政ヲ改革シ王政ノ復興センコト固ヨリ其目的ヲ達スベカラズ　寧ロ此際久光公ノ上京ヲ止メ　内国論ノ帰一人心ノ統一ヲ謀り　外雄藩ノ合同有心ノ聯結ヲ固クシテ　而テ後奮起スルニ若カズト　即チ久光公ニ面謁シテ曰ク藩内有志ノ説何レモ時機早ク感服セズ　内人心ノ一致ヲ計り外有志諸藩ノ聯盟ヲ固クシ　京師関東ヲ計画シ而テ後初メテ奮起スベキナリ　独リ薩藩ノカヲ以テ京師ヲ守護シ勅令ヲ以テ諸藩ヲ招キ公武ノ間ニ尽サントスルモ到底其効ヲ奏セズ　且ツ今回若シ不幸ニシテ京師ニ滞留セラルアランカ　諸藩ノ有志ノ徒悉ク集合シ遂ニ一変動ヲ起シ不測ノ紛乱ヲ起スコト明ナリ　若シ之ヲ決行セントセバ長州公ヲ先ニシ薩摩ハ之ヲ援助スルニ非レバ成功セズ　如何トナレバ　長州ハ智者多ク若シ薩摩ガ先ニセバ長州ハ之レヲ悞（ねた）ミ幕府ヲシテ我ヲ討タシムベシ　此時ニ際シ之ニ対スル備アルヤ　台場ノ設備アリヤ　非常ノ事ヲ爲サントセバ非常ノ備ヲ爲サザルベカラズ　故ニ今回ノ参府ハ中止サレテ　固ク守リテ時機ヲ待チ先ヅ諸藩合同ノ計策ヲ爲スコト宜シカラント

久光公之レヲ聞キ憂慮スル所アリ　既ニ決定シタル出発ノ期ヲ三月十五日ニ延長シ　翁ニハ暫ク休養スベキヲ命ジタリ　翁ハ君前ヲ辞シ帰途国老小松帯刀ノ邸ヲ訪フ偶々大久保利通　中山尚之助等ノ有志会合アリ　此処ニテ翁ハ今回ノ出京ノ不可ヲ談ジ　語次斉彬公ノ卓見ニ及ビ　久光公ハ斉彬公ノ踵ニモ及バザル旨ヲ話ス　然ルニ中山尚之助之ヲ聞キ心常ニ翁ヲ喜バザルヲ以テ翁ヲ排斥スルノ好餌得タリトナシ百方久光公ニ讒ス　公大ニ怒リ西郷ノ説聞ク必要ナシト遂ニ参府ニ決シ　翁ハ下ノ関ニ止り京師ヨリノ命令ヲ待ツベシト命ジ　三月十六日久光公ハ小松・中山・大久保以下一千余人ヲ引卒シテ京師ニ向ケ出立セリ

翁ハ三月十三日村田新八ヲ伴ヒ鹿児島ヲ発シ　九州各所ヲ経テ三月二十二日下ノ関ニ到着セリ

此時諸藩ノ勤王有志ノ士京阪ニ出ルモノ益々多ク天下

ノ事情日ニ切迫シ　久光公着京セバ将ニ一変動ヲ起サントスルノ状アリ　又薩藩志士の間又粉々生ジ遂ニ有名ナル寺田屋騒動ヲ起スニ至レリ　翁下ノ関ニテ之レヲ聞キ憂国ノ念勃々禁ズル能ハズ　君命ヲ待タズシテ村田新八・森山新蔵ヲ連レテ出発　仝月二十六日大阪ニ着シ京阪ノ間ニ出入善後策ヲ講ゼリ　久光公之レヲ聞キ大ニ怒リ　左ノ罪科ニ依り翁及村田・森山ニ帰国ヲ命ジ　三名ハ薩摩ノ汽船天祐丸ニ乗ジ四月下旬揖宿郡山川港ニ着シ待命ノ人トナレリ　翁ノ罪科ハ

第一　諸藩浮浪ノ士ト計リテ決策ヲ立テタル事
第二　年少ノ士ヲ煽動シ以テ血気ヲ鼓舞セシ事
第三　久光ノ滞京ヲ計リタルコト
第四　久光公ノ命ニ背キ下ノ関ヨリ大阪ニ出デタル事

以上四ヶ条ニアリシガ　浪士ト決策ヲ立テ久光ノ滞京ヲ計リ壮士輩ヲ煽動シタリトイフ事ハ　大ニ事実ヲ誤リタルモノニシテ御附ノ士等ノ誤リタル報告ニ基因ス　然シ翁ガ勤王有志ノ党ハ国家ノ元気ニシテ此徒ノ力ヲ借ルニアラザレバ天下ノ大事ヲ爲ス能ハズトシ　此士ニ交リテ結ビタルハ事実ナリ　要スルニ君命ニ背キタリトノ罪ニ外ナラザルナリ

翁外村田・森山が山川ニ護送セラレタル報鹿児島ニ達スルヤ　藩廷ノ諸有司民間ノ有志ノ士ハ大ニ不当ヲ論ジテ人心沸々タリ　故ニ家老喜入摂津ハ久光公ノ通知ニ準拠シ　翁ヲ徳之島ニ村田ヲ喜界島ニ渡航ヲ命ジ　流罪ノ刑ニ処セズ　是人心沸騰ヲ恐レタル所以ナリ　森山新蔵ハ遠島ノ地未定ナリシヲ以テ死刑ニ処セラルベキヲ察シ俄カニ自刃シタリ　森山ハ人ト爲リ忠誠ニシテ義気ニ富ミ　勤王ノ志厚ク誠ニ惜シキ人物ナリシト　翁後ニ至り土持政照ニ話シタリトイフ

二　謫居地岡前ニ於ケル事跡

翁ハ大島召還サレテ三十余日ニシテ　再ビ久光公ノ怒ニ触レ流謫ノ身トナリ　山川に滞留スルコト三十余日文久二年六月漸ク山川ヲ出帆シ七月初句徳之島ニ着シ仮屋元即千代官ノ詰所ヲ距ル五里ナル岡前ニ寓居セリ翁ハ茲ニ滞留スルヲ覚悟シ　家屋ヲ求メ農具ヲ用意シ自ラ耕耘シテ自活ノ道ヲ立テント　大島龍郷ニアル妾愛子及ビ子女ヲ取寄セル事トナレリ愛子ハ二子ヲ伴ヒ仝年八月二十六日徳之島ニ着シ直ニ翁ノ居ニ到ル　翁ハ愛子

等ノ来島ノ速カナリシニ驚キ　且ツ喜ビ二子ヲ膝ニ抱キ或ハ頭ヲ撫シ頬ヲ舐ブリ　大ニ其ノ無事ヲ喜ビ　愛子モ又一別以来寒暖ノ序ヲ述ベ悲喜交々至リ談漸ク其ノ緒ヲ開クニ際シ　快濶ナル語調ヲ以テ門外ヨリ翁ヲ連呼スルモノアリ　翁之ヲ迎フレバ即チ時ノ在番附属役中原万次郎ナリキ　是ヨリ先久光公下藩セラルルヤ　翁ニ寛宏ノ処分ヲ施シ単ニ徳之島ニ差遣シアルヲ聞キ　其ノ処分ノ軽キニ失スルヲ憤リ　同年七月更ニ左ノ命令ヲ発セシメタリ。

大島三右衛門先ニ徳之島在留ヲ命ジ置キシ処尚聞召被通リ　此ノ節沖永良部島ニ遠島申付候条　着島ノ上ハ囲ニ召シ込ミ　昼夜開カサル様番人両人ヲ附スベシ　尚護送ノ際ハ必ズ船窄ニ入ル可キ事

翁ヲ流謫ニ処スルノ命令書ガ　飛船ヲ以テ徳之島在番所ニ達セルハ仝年八月二十六日ニシテ　恰モ愛子ガ児女ヲ伴ヒ来リ翁ト再会ノ当日ナリキ　徳之島代官上村笑之丞及ビ在番役員ハ常ニ翁ヲ敬ヒ且ツ畏ルルコト甚ダシカリシヲ以テ　此命令ヲ達セントスルニ当リ　或ハ翁ガ自殺センコト恐レ　或ハ禍ノ己ニ及バンコトヲ慮リ　甲譲リ乙避ケ　其ノ任ニ当ラントスルモノナカリキ　時ニ中原万次郎進ンデ曰ク　余又諸氏ノ言ノ如クナランコトヲ恐レザルニアラズ　然レドモ君公ノ厳命豈片時モ猶予スベケンヤ　余身軽ク職賤シト雖モ諸氏ニシテ差支ナクンバ此大任ニ当ラント　衆之ヲ諾シ委スルニ命令伝達ノ事ヲ以テス　氏即チ命令書ヲ携ヘ翁ノ居ニ至レバ　室内喃々歓声ノ溢ルルヲ聞キ邸外ヨリ覗見スレバ喝ゾ計ラン児女鐘愛ノ歓喜場裡ナラントハ　氏庭内ニ入ラントスルモ無限ノ感ニ打タレ　悲涙滂沱躊躇逡巡恍惚トシテ足進マズ　遂ニ腫ヲ回ラシテ去ルコト数町　私情ノ爲ニ公事ヲ空フスベカラズト覚リ　再ビ転シテ邸内ニ至リ大声翁ヲ呼ブ事三回　翁声ニ応シテ氏ヲ迎ヘ其来訪ヲ喜ブ　氏ハ故ラニ庭前ヨリ快活ノ声ヲ放テ　御前様ハモウ此処ニ居ラルル事ハ出来ヌ様ニナリマウシタ誠ニ名残リ惜シキコトデゴワンスト　翁自若トシテ　ハー左様デ御坐ンスカ　飛脚船ガ来タチウ事ヲ聞キ申シタデ腹ヲ切レチウ事デ御座ンソト　是ニ於テ直ニ命令書ヲ翁ニ示ス　翁児女ヲ傍ニ坐セシメ　黙拝少時披見スレバ即チ沖永良部島ヘ流謫ノ達書ナリキ　翁再読莞爾トシテ曰ク命丈ハ御助ケ下サル容子デ御坐ンスナー　誠ニ有難イ事デ御坐ンスト蓋久光公帰藩スルアラバ必ズ刎首ノ刑ニ処セラルベキヲ

予想セシニ　図ラズモ流謫ノ命令ニ接シ生命ノ安全ヲ得タルヲ喜ビ　国家百年ノ大計ヲ後日ニ遂グルノ期アルベキヲ信ジタレバナランカ。翁幾度カ該書ヲ拝戴シテ君命ノ辱ケナキヲ拝謝シ　妾愛子ヲ顧ミ　海路遙カニ危険ヲ冒シテ来訪セシト雖モ　今汝シ聞クガ如ク這般更ニ沖永良部ヘ赴キ入牢ノ身トナラザルベカラザルヲ以テ汝ヲ伴フニ由ナシ　汝再ビ此児女ヲ伴ヒ郷里ニ帰リ愛撫養育成長ヲ楽ムベシ　余幸ニシテ健全ナルヲ得バ再会シ期アルベシ　汝気ヲ励マシテ自重セヨト　言未ダ終ラザルニ愛子流沸袖ヲ濡ス　言終ルヤ忽チ悲泣絶倒ス　児女ハ其何故タルヲ解セズ翁ト母トヲ諦視シ怪ムモノノ如シ　中原亦之レヲ聞キ之レヲ見テ首ヲ垂レ慮欷流沸ス　嗚呼当時翁ノ胸中果シテ如何ゾヤ　英雄ノ心緒乱テ糸ノ如シ　聞クモノ今尚断腸ノ感ナクンバアラズ　妾愛子ハ翁ノ許ニ止ルコト僅ニ二日古往今来ノ情ヲ叙スルニ遑アラズシテ仝月二十八日二子ヲ伴ヒ惜別ノ涙ヲ濺キ再ビ大島ニ帰ル

翁ハ仝月二十七日岡前ヲ距ル約五里ナル井ノ川村ニ移リ　仝所ニ閏八月十三日迄滞在　仝月十四日同地ヲ出帆沖永良部島ヘ航ス

沖永良部幽囚時代

一　和泊ニ於ケル流謫中ノ事蹟

文久二年閏八月十四日船沖永良部島伊延港ニ着スルヤ徳之島間切横目龍禎用喜他壱名ハ和泊在番所ニ至リ　流謫ノ命令書ヲ時ノ代官黒葛原源助ニ渡シ　且ツ曰ク　翁ニ勧ムルニ渡航中ハ入牢ヲ要セズ島着ノ上入牢スベキヲ以テセシト雖モ聞カズ　遂ニ舟牢ニ幽シテ護送セリ　願クハ速ニ出牢セシメ　牢獄建設中相当ノ待遇アランコトヲト　然ルニ黒葛原ハ君公ノ命令厳ナルヲ以テ　牢獄建設中尚ホ船ヲ伊延港ニ滞泊セシメ依然翁ヲ舟牢中ニ置キ地ヲ和泊役場ノ邸内当今ノ西郷隆盛謫居記念碑所在地ニ相シ　牢獄建設ニ着手シ　昼夜兼行工事ヲ急キ同月十六日竣工セシヲ以テ　代官黒葛原ハ附属役福山清蔵（後ニ健偉ト改名）等ヲ伴ヒ　乗馬ヲ用意シテ翁ヲ伊延港ニ迎フ。土持政照又島ノ間切横目タルヲ以テ之レニ従フ　翁ハ舟牢ニ端坐シ動作整然　遠来ノ労ヲ謝シ且ツ是ヨリ一流罪人トシテ各位ヲ煩スコトトナレリ　希クハ拳顧を垂レンコトヲト　言容乱レズ専ラ謹慎ノ意ヲ表セリ　衆皆感歎其礼ノ篤キヲ謝シ翁ニ乗馬ヲ勧ム。翁肯カズ切ニ徒

歩ヲ乞フ　左右怪ミテ故ヲ問フ　翁言ヲ改メテ曰ク　余自今幽囚ノ身トナラバ再ビ土ヲ踏ムコトナカラン　希クハ余ヲシテ一度此土ヲ踏マシメヨト　衆泣然トシテ感涙ヲタレ其意ニ任セ共ニ徒歩シテ和泊ニ着セリ　和泊役場ニ於テハ　翁ヲ慰ムルノ意ヲ以テ酒肴ヲ備ヘ置キシガ翁辞退シテ受ケズ　速カニ自分ノ住ムベキ所ニ入ランコトヲ請求ス　而テ其獄舎ニ入ルヤ鹿児島ヨリ派遣ノ足軽ヲ呼ビ　錠前ノ堅固ナルヤ能ク検視セヨト大呼シ　足軽之レヲ検シ其堅固ナルヲ答フルヤ端坐自若タリ

翁ノ幽囚セラルル牢獄ハ広サ漸ク弐坪余咄嗟ノ建設ニ係ルヲ以テ　其構造極メテ疎粗ニシテ　東西戸ナク南北



西郷南洲先生肖像
（鹿児島武西郷家所蔵）

壁ナク四面繞ラスニ四寸角ノ格子ヲ以テシ　室内ニ廁圊及小炉ヲ設ケ板屏風ヲ置キテ之ヲ覆ヒ室内狭隘殆ンド膝ヲ入ルニ足ラズ　加之疾風甚雨之ヲ防グニ由ナク　炎日輝々タル夏ノ昼間　北方颯々タル冬ノ夜半ナドハ思ヒヤルサヘ燗然ノ至リナリ　翁ノ牢内ニアルヤ　水ヲ飲マズ湯ヲ求メズ　又喫煙ヲ絶チ　只毎朝一回牢番ヲシテ飯ヲ炊カシメ　昼夜ノ二食ハ熱湯ヲ以テ残飯ヲ温メ粗菜ヲ食シ　一日三回ノ外間食スル事ナク　常ニ牢中ニ正坐シ沈思黙考以テ日ヲ消セリ　土持政照ハ同僚福山清澄ト共ニ在番役ノ命ヲ受ケ交互牢獄ヲ巡検セリ　一日政照翁ニ拍子木ヲ与ヘテ曰ク　用アラバ之ヲ打テト　翁之ヲ喜ブ然レドモ曽テ打折ノ声ヲキカザリシトイフ　牢獄ハ前述ノ如ク其構造粗ニシテ狭隘ナルノミナラズ　廁圊亦其中ニ在ルヲ以テ　幽囚後未ダ幾何ナラザルニ穢臭紛々　室外スラ尚且鼻口ヲ穿チ　頭髪蓬々鬚髯疎々垢賦身ニ満チ衣襦穢臭ヲ極ム　加フルニ栄養不良ナルヲ以テ顔色日ニ憔悴シ形容月ニ枯槁シ実ニ愍然ノ至リナリキ　土持政照惻隠ノ情ニ堪ヘズ憂悶ヲ慰メント欲シ　朝夕翁ヲ訪ヒ談話ヲ試ミ其説尽ク模範トスルニ足レリ　肉落骨出ヅト雖モ言容温乎トシテ春ノ如ク又海ノ如シ　政照遂ニ其徳ニ

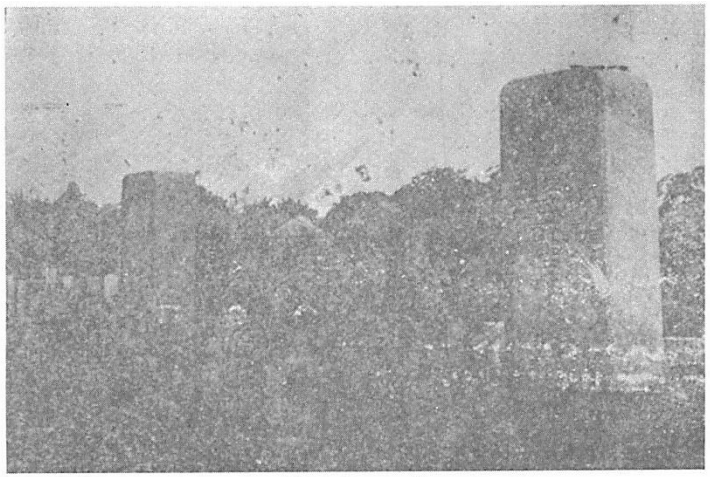

謫　居　の　地（昭和２年）

沖永良部島和泊港の桟橋を上って仮屋の馬場を北に行くこと約三丁にしてドンドン川に架する南洲橋に出づ、其橋の右袂五、六間ヲ隔てて四方石垣を以て囲む処が即ち南洲翁謫居の遺址なり即ち中央は南洲翁記念碑向って左は土持政照氏彰徳碑右は操坦勁氏彰徳碑なり

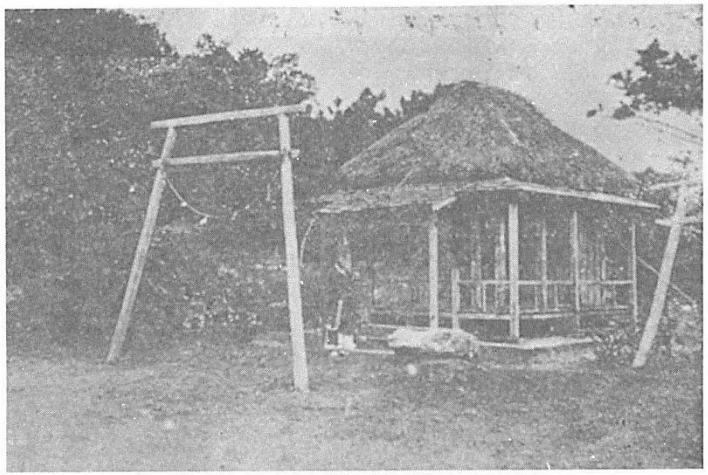

南　洲　神　社（昭和２年）

南洲翁の英霊を奉祀す　写真は神社の全景なり　神社の傍らに南洲文庫も建設され居れり　神社前に立つ人物は故社掌玉江柳曹氏なり



翁が度々訪問の土持家

茅葺の家屋は南洲翁の半屋改築の際度々翁が来訪した土持政照氏の住家なり（人物向って右は同家を訪問した世界徒歩家秋月重光氏左は同家当主土持綱義氏）



離別の詩

詩幅は南洲翁が藩庁より赦免召還の命を承けて元治元年二月廿一日の夜沖永良島和泊港を出航に際し土持政照氏へ贈られた離別の詩なり其詩に曰く

別離如夢又如雲。欲去還来涙泫紜。獄裡仁恩謝無語。遠凌波浪瘦思君。

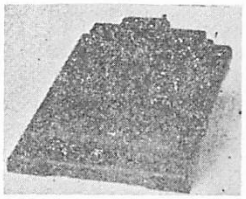

硯

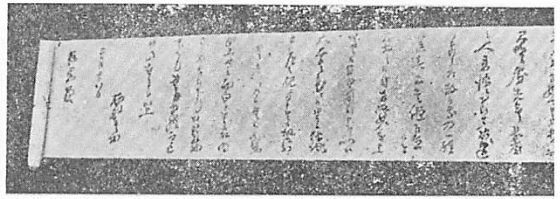

文状

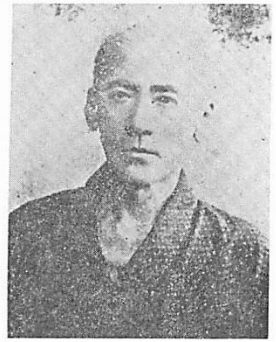

肖像

文状は南洲翁より土持政照氏へ贈りし書状、硯は長州藩の勤王家三吉慎蔵が南洲翁に贈りしものにて後ち翁は之を土持政照氏へ贈りたるもの、肖像は土持政照氏なり

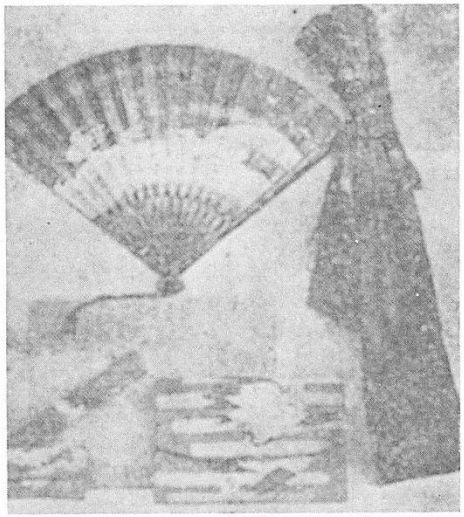

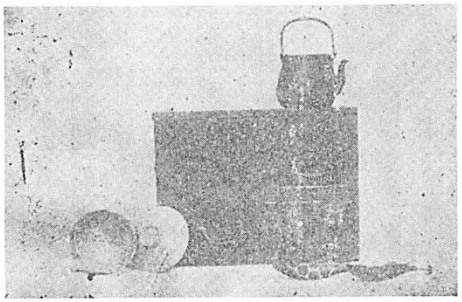

扇子・紙入・煙草入・日本刀

（本図は昭和二年八月今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり）以上四品は南洲翁が元治元年京都の戦功により尹の宮より拝領せしを翁が慶応元年土持政照氏へ記念として譲与せるものなり

〔中図〕

銅の薬鑵・桐の火鉢・薩摩焼の弁当入・烏賊の擬似鉤

（本図は前記同様昭和二年、今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり）以上四品は南洲翁が獄舎内にて使用したるもの、擬似鉤は翁手製のものなり。

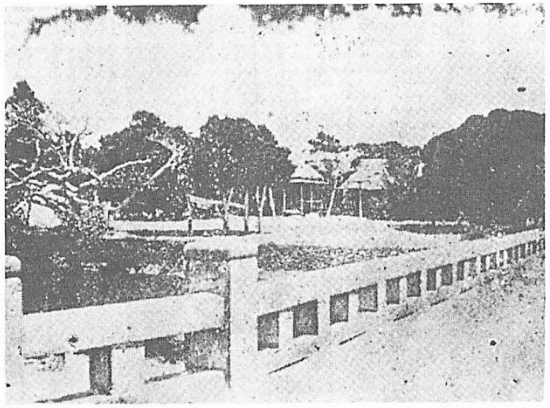

南洲橋より南洲神社を望む

（本図は昭和二年八月、今上陛下大島行幸の御砌献上したる写真の複写なり）南洲神社は明治三十四年の冬建立され南洲翁は大正八年の末の架設にかかれり共に大島郡和泊の名所なり

懐キ朝夕滋味ヲ送リ又浴湯ヲ具フ　浴後ニハ牢外ノ運動ヲ勧ムレドモ翁敢テ応ゼズ　浴終レバ牢ニ入リ従容タリ政照其ノ志ノ奪フベカラザルヲ知リ百方翁ヲ救ハント欲シ　一日黒葛原代官ヲ訪ヒ曰ク　大島吉之助氏ノ流謫命令書ニ依レバ囲ニ召込云々トアリ　囲ハ概ネ家屋内ノ一室ヲ劃シ之ヲ設クルヲ例トス　然ルニ氏ノ幽所ハ囲ニアラズシテ純然タル牢獄ナリ　而カモ構造不完全且狭隘ニシテ起臥ニ堪ヘズ　小吏牢獄ヲ巡視スル毎ニ其辛酸ノ状ヲ見未ダ曽テ催涙セズンバアラズ　故ニ私自費ヲ以テ家屋ヲ買ヒ置キシニ依リ　其屋内ニ囲ヲ設ケ幽囚の用ニ供セント欲ス　仰ギ願クバ允許アランコトヲト　在番手ヲ拍ッテ曰ク然リ〳〵囲トハ氏ノ言ノ如シ　余等当初之レニ念及セザルヲ恥ヅ　子ノ買イ入レタル家ハ官ニ買入ルニ付キ其建築方一切汝ニ託セン　速ニ建築ニ着手セヨトテ直チニ出舛米ヲ支出シテ政照ニ交付セリ（出舛米トハ人民ヨリノ収納ハ大半大斗ヲ以テ之ヲ容レ　人民ニ支払フ時ハ小斗ヲ以テ之レヲ渡シ　其量目ノ剰余ヲ出舛米トシテ諸雑費ニ供セリトイフ）政照ハ手ノ舞足ノ踏ヲ知ラズ其当日ヨリ家屋建築ニ着手セリ　之レ文久二年十月初旬ノ頃ナリキ　翁ハ右工事中ハ詰役福山清蔵預リ幽囚ヲ解カレタリ　政照ハ翁ヲ永ク牢外ニ置カン事ヲ計リ故ラニ建築ヲ遅延セシメ荏苒二十余日ニシテ工事漸ク落成セリ　翁ハ其当日福山清蔵ニ送ラレ新設ノ囲ニ移転ス　是実ニ流謫当年ノ極月北風凛烈ノ候ナリキ　囲ハ政照ガ最モ意ヲ注キ構造シタルヲ以テ　従前ノ牢獄ニ比スレバ室広ク且清潔ヲ極メ殆ンド大厦ノ草屋ニ於ケル差アリ　翁偏ニ土持ノ好意ヲ喜ビ涙ヲ垂レテ感謝シタリトイフ　翁牢獄ニ呻吟スル数月ニ渉リ身体枯痩シ歩行サヘ自由ニナラザリシト雖モ　囲ニ移転後土持浴湯ノ数毎月三回ヲ六回ニ増シ　後遂ニ隔日トシ厚ク之レヲ遇シ衛生ノ宜シキヲ得シ爲　日ヲ追フテ肥大シ漸次旧体ニ復シ　浴後ノ如キハ時々角力ノ好敵手ヲ望ムニ至レリ　政照一日之レヲ松尾璞潤（松尾璞元ノ祖父）ニ告グ　松尾ハ全島中ニ於テ魁力ノ名アルヲ以テナリ　松尾喜ンデ之ヲ諾ス　其取込ミトナルヤ松尾連敗一回モ勝ツ能ハズ　翁曰ク松尾ハ怪力余ノ及ブ所ニアラズ　然レドモ借ムラクハ角力ノ法ヲ知ラズ他ニ好敵手ナキヤト　偶々時ノ在番附属役川口万次郎ノ下僕ニ三五郎（鹿児島郡武村ノ生）ナルモノアリ　元角力ヲ職トシ膂力ヲ以テ衆ニ誇ル　土持即チ川口ニ之レヲ当ラシメンコトヲ請フ　三五郎倨傲不遜辞スル

ニ翁ガ其敵手ニアラザルヲ以テス　土持強テ之レニ望ム彼傲然トシテ諾ス　翁常ニ之レヲ笑フ　其取組トナルヤ彼秘術ヲ尽シ龍戦虎闘スト雖モ連敗亦一回モ勝ツ能ハズ宛然毬ヲ弄スルガ如シ　三五郎土持ニ向ヒ翁ハ凡人ニアラズ元角力職ナリシナラシト憤然トシテ去ル

翁入牢中常ニ黙然トシテ憂愁ノ態アリシガ　囲ヘ移転後ハ読書ニ耽り好ンデ韓非子・近思録ノ類ヲ読ミヌ　細井平洲先生ノ著ニ係ル鸚鳴館遺草ヲ愛読シ　傍ラ習字詩作ヲ事トシ　又児童ヲ囲外ニ集メテ古今聖賢ノ事蹟ヲ談シ句読ヲ授ケ以テ楽トスルコト龍郷潜居ノ時ニ於ケルガ如シ　初メ島民翁ヲ恐ルルコト鬼神ノ如クナリシモ　後其徳ニ懐キ或ハ物ヲ贈り或ハ訪問シテ憂悶ヲ慰ムル者アルニ至ル　和泊村附近ノ児童ニシテ翁ノ教育ヲ受ケタルモノ数十人ニ下ラズ　就中矢野忠正・鎌田宗円・沖利経及操坦栽氏ノ実子坦勁最モ愛撫スル所タリ　翁嘗テ坦勁ニ一家睦スルノ方法ヲ問フ　坦勁即チ答フルニ五倫五常ノ道ヲ守ルヲ以テス　翁頭ヲ振り左ノ一章ヲ書シテ氏ニ与フ　坦勁之レニ表装ヲ施シ今尚秘蔵ス

此トキヤウ只アタイ前ノ看板ノミニテ　今日ノ用ニ益ナク怠惰ニ落チヤスシ　早速手ヲ下スニハ欲ヲ離ル處第一ナリ　一ツ美味アレバ一家挙テトモニシ衣服ヲツクルニモ必ヨキハ長ニユズリ自分勝手ヲ構ヘズ　互ニ誠ヲ盡スベシ　只欲ノ一字ヨリ親戚ノ親モ離ルモノナレバ　根拠スル処ヲ絶ツガ専要ナリサスレバ慈愛自然ニ離レヌナリ

土持政照一日黄昏焼酎ヲ携ヘ囲ニ至り翁ニ晩酌ヲ侑ム翁謝シテ曰ク穿屋人ノ酒ヲ飲ムハ君公ニ対シ謹慎ヲ破ルガ如シト雖モ足下ノ厚情ヲ甘受セント飲ム事数杯微酔ニ至レバ軍談ヲ語リ足下ノ静聴ヲ煩サント　土持ニ扇ヲ要シテ煙草盆ノ裏ヲ叩キ節ヲ附シテ面白ク謡ヒ終レバ扇ヲ投ジテ哄笑絶倒ス　斯ノ如クスルコト毎夜ノ例ナリ　一夜政照翁ニ謂フ　曰ク　毎夜軍談ヲ語リ扇ヲ損スル事既ニ数本　希クバ其代價ヲ價ヒ給ヘト　翁諧謔一番シテ曰ク　一文モ費サズシテ軍談ヲ聞キ尚且扇ノ賠償ヲ要ムルハ欲ナラズヤ　他日穿ヲ出ツルノ期アラバ之ヲ償ハン　扇ヲ吝ンテ余ノ楽ヲ止ムル勿レト啞然大笑セリトイフ

翁川口量次郎（雪蓬）ト相好シ　川口ハ翁ニ長スルコ

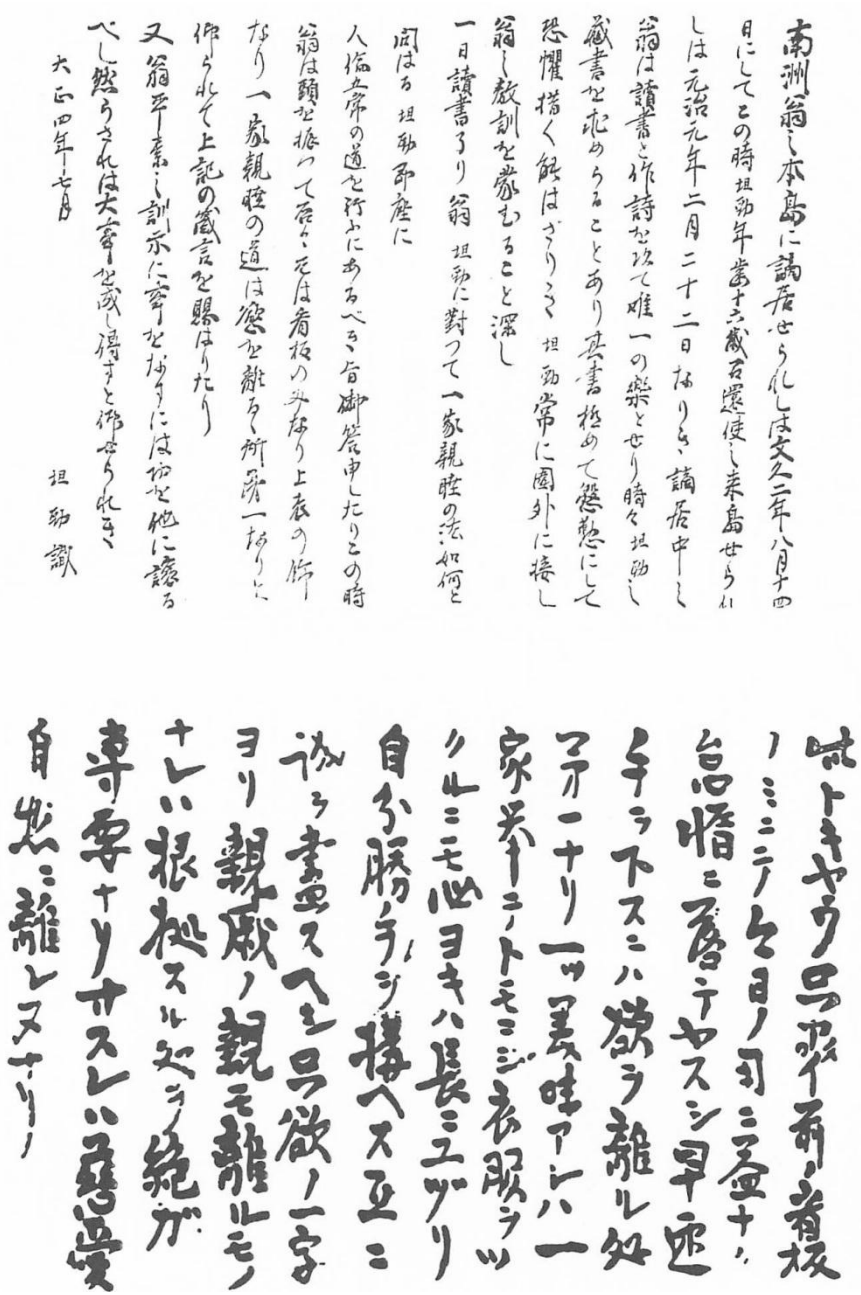

ト十有余年陽明学ヲ修メ書ヲ能クス　嘗テ久光公ニ召サレテ写字生トナル（薩藩定府京都ノ生）　雪蓬性酒ヲ嗜ム　家貧ニシテ余財ナク　公ノ秘書ヲ典物トシ以テ酒ヲ買フ　事露レテ沖永良部島ニ流サレ西原ニ寓居ス（西原ハ謫所ヲ北ニ距ル里許伊延港ノ隣）児童ニ読書　習字ヲ授ケ島民ノ施与ヲ受ケテ生活セリ　土持一日私用アリテ西原ニ至リ川口ヲ訪フ　川口曰ク和泊ニ大島吉之助ナル人穽居スルヲキク　願クバ相憐ノ情ヲ垂レ紹介拝趨ノ栄ヲ得セシメヨト　土持之ヲ諾シ帰リテ翁ニ語ル　翁大ニ之ヲ喜ビ之ヲ許ス　依テ土持旨ヲ川口ニ通ズ　是ニ於テ川口直ニ来訪シ一見旧識ノ如ク胸襟ヲ披瀝シテ古今ノ歴史ヲ談ジ　国家ノ盛衰興亡ヲ論ズル等朝ヨリ暮ニ至ル川口雪蓬ハ磊落朴訥小事ニ介意セズ　翁之ヲ喜ブ　是ヨリ頻ニ来訪シ翁ノ爲薪水ノ労ヲ執リ　閑アレバ即チ語リ談終レバ即チ囲外ニ仮眠シ宿泊数日ニ渉リ児童ノ迎ヘヲ受クルコト屢々ナリキ　翁嘗テ雪蓬ニ謂フテ曰ク　足下閑アレバ能ク昼寝ス今ヨリ睡眠先生ノ雅号ヲ呈セント是ヨリ雪蓬ヲ目シテ睡眠ト称シツヅイテ酔眠ト改メ交情日ニ密ナリ　雪蓬一日翁ヲ訪ハントト西原ヲ出テ路ニ迷ヒ喜美留ヲ徘徊シ又手々知名ヲ逍遙シ朝ヨリ午ニ至リ遂ニ道ヲ得ズシテ大地ニ偃臥ス　後田夫ニ導カレ黄昏ニ達スル事ヲ得　雪蓬話スニ実ヲ以テス　翁腹ヲ抱テ笑ツテ曰ク　足下性迂濶ナルヲ以テ狐狸ノ之レニ乗ジ足下ヲ魁セシナラン　昼間狐狸ノ魁スル所トナル前古未聞ノ珍事ナリ　自今睡眠ノ雅号ヲ取消シ迂濶先生ト改称セント欲ス敢テ足下ノ意ヲ問ハント　雪蓬哄笑シテ曰ク迂濶カ腫眠カ只唯足下ノ命令ニ従ハント少シモ意ニ介スルノ状ナシ　土持一日翁ニ謂テ曰ク　川口ノ来訪頻々タリ　想フニ先生其ノ煩ニ堪ヘザルベシ来訪ヲ謝絶セバ如何ト　翁曰ク否々彼ハ和漢ノ事蹟ニ通ジ共ニ語ルニ足ル　足下余ノ爲メ婆心ヲ労スル勿レト　翁赦免後川口モ亦赦サレテ鹿児島ニ帰リ　其女婿某ノ許ニ寓居シ翁ノ邸ニ寄食シ　明治十年翁戦死後ハ其遺子ヲ教育シ　明治二十三年仝邸ニ於テ病死シタリトイフ

翁囲ニアリテ細井平洲ノ著ニ係ル鸚鳴館遺草ヲ愛読シ川口共ニ之レヲ写シ取リ土持ニ与ヘテ曰ク　役人タルモノ宜シク之ヲ読ムベシ　常ニ本書ノ趣意ヲ服膺セバ足下与人（今ノ村長）ニ昇進スル事疑ナシト　本書ハ六冊ヲ二冊ニ合本シ内四冊ハ翁自ラ写シ二冊ハ川口之レヲ写ス　今尚土持家ニ保存ス

土持曽テ与人役及間切横目ノ心得ヲ問フ　翁即チ其大体ヲ語リ之レヲ政照ニ与ヘタリ其写左ノ如シ

一、与人役ノ儀ハ島中ニテ僅ニ人エラミ出サレ万人ノ上ニ立候ヘバ　人民ノ死命ヲ司ルト申場ニ相当リ至テ重キ職事ニ候　与人一人事ヲ誤リテ八千万人ヲ誤ルト申スモノナレバ一事タリトモ可慎ワザニ候　一体頭役ハ人心ヲ得候が第一ニテ　其人心ヲ得候ハ我身ヲ勤テ私欲ヲ絶去候事ニ候　万人ノ上ニ立候ヘバ下々ノモノハ如何様無理ヲ申付候テモ　イヤナガラ違背難相成畏マルコトニ候ヘバ　与人役ト申スハ貴キモノニテ我儘ニ取扱ハルモノト心得テハ　忽チ万人ノ仇敵ト相成頭役ニテハナク候役目ト申モノハ何様ノ訳ニテ被「相立」候哉　自分勝手ヲ致セト申儀ニテハ無レ之　第一天ヨリ万民御扱被レ成候儀出来セラレザル故　天子ヲ立テラレ万民ソレ〴〵ノ業ニ安ジ候様御扱被レ成候ヘトノ事ニ候ヘバ　天子御一人ニテ御届不レ被レ成故諸候ヲ御立被成候テ領分ノ人民ヲ安堵イタサセ候様御マカセ被成タル事ニ候ヘ共　諸侯御一人ニテ国中ノ人民御届不レ被レ爲故　諸整司ヲ御設被成候モ専万民ノ爲ニ候ヘバ　役人ニオイテハ万民ノ疾苦ハ自分ノ疾苦ニイタシ万民ノ歓楽ハ自分ノ歓楽トイタシ日々天意ヲ不欺其本ニ報ヒ奉ル処ノアルヲバ良役人ト申ス事ニ候若此天意ニ背キ候テハ即天ノ明罰ノガル処ナク候ヘバ深ク心ヲ用フベキコトナリ

一、百姓ハ力ヲ労シテ本ニ報ユルガ職分　役人ハ心ヲ労シテ本ニ報ユルノ職分ニテ候　力ヲ労スルトハ作職ニ骨折ヲイタシ年貢ヲ滞ラズ或ハ課役ヲ勤ルガ力ヲ労スルニテ御座候　心ヲ労スルト申スハ百姓ノタヨリヨキ様ニ取扱ハレ候コトニテ凶年ノ防ヲイタシタリ　作職ノ時節ヲ取失ハヌ様ニ仕向候ガ心ヲ労スルト申スモノニ候ヘバ此本意ヲ能ク合点イタシテ難儀ノ筋ヲハブキタレ候処専要ノ義ニ御座候　役人ノ取扱ガヨクテ万民怨嗟スル事ナク候ヘバ風雨旱湿ノ憂ハ無レ之モノニ御座候　万民ノ心ガ即チ天ノ心ナレバ民心ヲ一ヤウニ揃ヘ立ツルハ天意ニ随フト申スモノニ御座候　人心調和イタシ候ヘバ気候順環イタシ候儀ハ的然タル事ニ御座候故　頭役第一心ヲ可レ用処ニ候　タトヘ代官ノ下知ニモセヨ　ミスミス百姓イタミ相成ル処ハ幾度モ難渋ノ筋ヲ申解テ納得ノ出来候ヤウ心ヲ尽シ候ガ頭役ノ持前ニテ御座候　役義ハ代官ノ賜物ニテハ無レ之君公ヨリアタヘ置カレシ役職ナレバ代官ノ意ニ阿リ不忠ノ場ニ陥リテ君公ノ御不徳ヲ醸（カモシ）出シ

候間　能ク汲分ケテ代官ノ仕事ナレバ我々ノ咎ニ非ラズトヨソニ心得テハタマタマ君公ヨリ与ヘタマヒシ役職ヲ大切ニ思ハヌ不埒物ニテ　我ガ爲ニ禄ヲ貪ルト申スモノニ御座候　勿論奉公ノ身ノ上ハ「犯ス事アリテカクス事ナシ」トノ聖言ニ候ヘバ　代官ニ対シテモ道理ノ上ニテ意ニ逆フ事アリトモ不敬ノ罪ニテハ無レ之役場ノ節ヲ失ハヌト申スモノナレバ其弁（ワキマ）ヘ肝要ノ事ニ候

一　間切横目大体

監察ト申シテ　諸役人ハ勿論万事ノ目付役ニテ　只咎人ヲ探シタノ口問ガ上手抔（ナド）申ス事ハ枝葉ノ訳ニテ　全体咎人ノ出来ヌ様ニスルコト横目役ノ本意ニ御座候　深ク心ヲ尽クシテ咎ニ落入ラヌ様仕向候ガ第一ノ事ニ候　先ヅ鰥寡孤独ノモノヲアハレミ　或ハ患難憂苦ノモノヲ恵ミ　善行アルモノヲ求メ　人々相互ニ不便ガラザルヤウニ仕立候コトニ御座候　尤モ気ヲ付クベキ処ハ諸役人取扱ノ善悪百姓ノ疾苦スル処ニ御坐候　私曲ヲハタラキテハ取扱ノ上ヨリシテ咎人ニイタシ成シ候儀多ク有レ之モノニ候ヘバ　深ク心ヲ用ヒ罪人ノ因テ起ル処ヲ審ニ察スルガ要務ニ御坐候　若役人ノ取扱宜シカラズシテ万人ヲ苦シメ候罪モアリ君ヲ欺ク罪モアリテ重罪ニアタルノミナラズ一人ノ盗人ヨリハ格別重キ事ニ御坐候　刑ハ無拠（ソウロリゴト）モウケタルワザナレバ一人ヲ罰シテ万人ヲコラシメントノ事ニ御坐候　軽キ罪ヲ重ク罰シ重キ罪ヲ軽目ニ取扱ヒテハ法ヲ私スルト申場ニ相成リテ人々法度ヲ何トモ思ハヌ様ニ相成ルモノナレバ　万人オソレツツシム処アルガ第一ノ事ニ候

翁一日土持ニ謂フテ曰ク　役場ノ半櫃ノ内ニ火鉢アリ之ヲ出シ給ハズヤト　翁ノ荷物ハ凡テ役場ノ倉庫ニ格護シアルヲ以テナリ　土持役場ニ至リ櫃ヲ検スレバ桐板製ノ角火鉢アリ　即チ携ヘテ囲ニ至リ翁ニ問フテ曰ク　斯ノ如キ火鉢ヲ所持シナガラ入窄中敢テ用ヒザリシハ余其意ヲ解セズ　之レ是知ラズシテ先キニ琉球製ノ欠火鉢ヲ呈セシヲ恥ズト　翁笑ツテ曰ク言礼ヲ失スト雖モ窄獄ハ室狭ク且不潔イフ可ラズ是ヲ以テ足下ノ欠火鉢ニテ足レリ　然レドモ今足下ノ慈仁ニヨリ斯ノ如ク囲ニ移ルノ栄ヲ得タリ　故ニ囲ニ相応ノ火鉢ヲ出スノミト　後翁赦サレテ鹿児島ニ帰ルニ当リ　土持ノ母鶴子ニ記念トシテ譲与シ　今尚土持家ニ保存セリ

翁囲ニアリテ曽テ魚形様ノモノヲ造ル　土持怪ミテ之レヲ問フ　翁曰ク之是烏賊(イカ)餌木ナリ　木ノ葉ノ図ヲ番人ニ示シ此甘木ヲ伐リ来ラシメタリ　不日足下ニ烏賊ヲ恵マント　後数日ヲ経テ土持囲ニ至レバ翁果シテ大烏賊二尾ヲ出シ笑テ曰ク　囲ニアリテ烏賊ヲ釣ル妙ナラズヤ足下賞味ヲ得バ之ニ過ギズト　土持怪ミ故ヲ問フ　翁答ヘテ曰ク余嘗テ坐シテ魚ヲ釣ルノ秘術ヲ学ブ今此秘法ヲ試ミ之ヲ得タリト　土持其戯言ナルヲ知リ曰ク　之レ他人ノ恵与ニ係ルモノナラント　翁大笑初メテ実ヲ告ゲテ曰ク　余徳之島ニ配セラルニ当リ山川ヨリ乗リ来リシ舟ノ舟子来島セリトテ過日余ヲ訪フ　余試ミニ餌木ヲ貸シ以テ漂セシム　之レ彼ガ漂獲持参シタルモノナリ　因テ足下ニ与ヘント欲スルノミト　翁又曰ク該(ソノ)餌木ハ彼持参セザリシヲ以テ番人ヲシテ先キニ催促セシメシニ既ニ出船影ヲ止メズ　彼ノ烏賊ヲ携ヘ来リシハ其志感ズベシト雖モ　余今入牢ノ身ナレバ追及スベカラザルヲ知リ　之ヲ持去リシハ其罪恕スベカラズト哄笑ス

翁龍郷村ニアリシ時釣糸ヲ囲ノ天井ニ懸ケ之ヲ保存セリ　一日土持囲ニ至レバ翁笑フテ曰ク　先日国頭村ノ老漁夫来リ平伏シテ余ニ釣糸ヲ無心セリ　彼余ガ今幽囚ノ身ナルヲ以テ釣糸ノ必要ナキヲ察セシニヨルナラン　其真率ノ情愛スベシト雖モ　山海ノ漁猟ハ余ノ最モ好ム所ナリ　他日若シ入牢ヲ赦サルアラハ漁夫トナリテ大ニ楽マント欲ス　故ニ之ヲ謝絶セリト　翁ノ漁猟ヲ好ムコト斯ノ如シ

二　社倉

翁一日土持ニ問フテ曰ク　当島若シ天災アリテ飢饉ニ陥リシ場合ハ如何ニシテ窮民ヲ救助スベキヤト　土持対テ曰ク藩庁ニ救助ヲ乞フノミト　翁又曰ク当島藩庁ヲ距ル二百余里而モ風濤険悪加フルニ完全ノ船ナシ事ノ急ニ応ズル事ヲ得ンヤト　土持語究ス　是ニ於テ翁ハ宋時ノ創設ニ係ル社倉ノ欠クベカラザルヲ説キ　教ユルニ創設ノ方法ヲ以テシ　社倉趣意書ナルモノヲ草シ土持ニ与フ其写左ノ如シ　原文ハ土持家保存ス

凶荒ニ備トイフハ豊年ノ時ニイタスコトニテ　ソノ仕様ハ村々ニテ現夫ノツラツラニ賦リ　付テハ親疎モアルノミナラズ苦情モ起リ候半歟　然レバ第一作得ノ余計ヲ調ベ家内ノ人数或ハ雑穀ノ余分マデ相考夫ニ応ジ出米割

付候ハバ　人気モ宜敷オノヅカラ社倉ノ趣意ニ基キ仁恕ノ大事相立候半タトヘバ一ヶ村ニテ五石ノ米高ニ相及ババ弐割ノ利付ニテハ一ヶ年ニハ壱石ノ利米ト相成ルナレバ　右ヲ本ニ相立テ年々仕リ候ヘバ　三ヶ年ニハ元利八石六斗四升ニ相成ルベシ　五ヶ年ニハ拾参石余ノ米高ニ相成候半其節ハ最初出米ノ分ハ各々ヘ返シ与ヘ　利米計リヲ以テ右ノ手数ニテ仕繰候ハバ　人々不時ノ災難ヲ救ヒ又ハ廃疾ノモノモアハレミ　何歟救助ノ道相付事ニハアルマシキ歟　若荒年ニ逢ヒ候時ハ窮民ハ天ノ賜ト仰ギ候半　然ルトキハ積年ノ心苦ニ引カヘテ如何計ウレシキゾヤ　ドノ程ノ陰徳カモ知ルベカラズ　自然百姓ノ上ニ立テ御役ヲ勤メ候ハ何ノ訳ニ候哉　第一百姓ノ融通ヲイタシ呉レ候為ニハアルマシキヤ　凶年ニ臨ミテ饑亡ニ及候ヲ見ナガラ　只安閑トシテ　年柄ノ事ナレバ致方ハ無之〳〵ト年柄ニウチマカセ候テハ　弥々天ヨリハ其罪役々ニ帰シ候儀相違アルマシク　畢境此処古人モ論判セラレタリ　イツレニモ前以テノ備肝要ノ事ナリ　百姓ハ力ヲ労シテ御奉公ヲ致シ　役々ハ心ヲ労シ御奉公ヲ致スハ天然ノ賦付ニ候得者　心ノ限ハ可尽事ニ候　若又五ヶ年ニ相満スシテ凶年ニ逢ヒ候ハバ　現在極難ニ不迫ニハ頭出米外五部通相重配分イタシ　又至極ノ究シタルニハ一部通リ相重候テ相渡シ　翌年ハ重ミ丈ノ分ハ返米為致サバ行々ハ非常ノ回米相備リ云々　（以下腐蝕）

土持政照右ノ趣意ニ基キ　同僚及広ク全島ノ有志ニ謀リ社倉ヲ興シ　爾来究乏ヲ救恤セシコト枚挙ニ遑アラス然レドモ今ヤ交通便宜トナリ飢餓ニ備フル必要ナシトテ之レヲ村共有財産トナシ和泊知名両村相切半シテ有ス両村各々基本財産数万円ヲ有スルニ至ル　是皆翁ノ遺沢トイフベシ

文久三年五六月ノ頃ナリキ　翁囲ニアリ快談中ト雖モ卒然トシテ大息歎声ヲ発スル事屢々ナリ　土持深ク之ヲ怪ミ故ヲ問フ　翁答ヘテ曰ク　本藩将ニ生麦事件ヲ以テ英国ノ苦シムル所トナリ　今ヤ鹿児島ハ灰燼ニ帰シタルナラン　然ルニ余孤島ニ幽囚ノ身トナリ報国ノ微衷ヲ効ス由ナシ　之ヲ以テ慨歎自ラ禁ズル能ハズト言終リテ血涙潸然タリ　土持之ヲ聞キ深ク感激シテ曰ク　足下国ノ為ヲ熱思スレバコソ斯ル孤島ニ窮苦ヲ思ヒ居ラルルナラン祖国タル鹿児島既ニ滅亡セバ何ヲ苦シンデ茲ニ呻吟スルヤ　余モ又父鹿児島ニアリ　子トシテ父ノ苦難ヲ聞キ安

閑トシテ居ルニ忍ビズ　共ニ鹿児島ニ行カンコトヲ勧ム
翁船ナキヲ如何セント　土持曰ク余家ニ資産ナシトテモ
下男下女アリ　之レヲ奉公替セシメ其資金ヲ以テ船ヲ造
ランコトヲ約シテ家ニ帰ル　上持ノ母土持ノ顔色ノ常ナ
ラザルヲ察シテ曰ク　汝ノ顔色常ナラズ想フニ吏務ニ失
誤ヲ生ゼシタメナラント　土持覚ヘズ悲涙滂沱語ルニ実
ヲ以テス　母又土持ト翁ノ志ニ感ジ喜ンデ其請ヲ允ルシ
自ラ私財ヲ拠テ土持ニ与ヘタリ　是ニ於テ土持ハ婢僕ヲ
母ノ面前ニ呼ビ　造船ノ資ノ為メ雇主ヲ替ヘザル可カラ
ザル所以ヲ説示ス　婢僕唯々ト之ヲ諾ス　依テ僕次郎ヲ
屋子母村神屋某ニ　婢ゴゼヲ皆川村前島某ニ雇ハシメ米
六十俵ヲ受取リ造船ニ着手セントスルモ　元来沖永良部
島ニ民有トシテ樹木乏シク　家屋建築ノ用材ノ如キモ
其供給ヲ概ネ大島沖縄地方ニ仰グノ実況ナルヲ以テ　船
材ノ如キハ官林ヲ除ケバ他ニ得ベカラズ　是ヲ以テ政照
ハ在番役山田平蔵ン許ニ至リ　官林ノ払下ヲ請フテ曰ク
本島ハ藩庁ヲ距ルコト遠キヲ以テ　一朝非常ノ変ニ逢ヒ
藩庁ニ急報ヲ要スルアルモ完全ノ船ナシ　聞ク今ヤ形勢
不穏異人ノ襲来知ルベカラズ　政照茲ニ感ズル所アリ
舟ヲ造リ以テ有事ノ用ニ供セント欲ス　希クハ官林ノ払
下ヲ允許アランコトヲト　山田其志ニ感ジ願書ヲ提出ス
ベキヲ勧ム　土持窃カニ喜ビ帰途翁ノ許ニ至リ旨ヲ告ゲ
官木払下願書ノ草稿ヲ嘱ス　翁喜ビ即チ筆ヲ執リ之レヲ
草シ土持ニ与フ　其文左ノ如シ　草稿ノ原文土持家ニ保
存ス

乍恐手扣書ヲ以テ奉内訴候

私事不容易一島ノ頭役ヲモ被仰付大ニ面目ヲ施シ罷在
候上　家内モ難有扶助仕居候仕合ニ御座候　就テハ当時
ツラツラ熟考仕申候処　不穏ノ形勢ト被相伺　全体狡猾
ノ異人共ニ御坐候得者如何ノ憂到来可致モ難計　若哉本
島杯ヘモ乱妨ノ振舞共有之候テハ　旧来御恩徳ヲ奉戴居
只茫然トシテ其意ニ応ジ難罷在　縦ニ横行仕候テハ千万
残念ノ至　莫大ノ御鴻恩忽忘却ノ姿ニ罷成候次第　日夜
苦心仕百計手段ヲ尽居候テモ　此島人ヲ以テ十分防禦ノ
策有御坐間敷　イツレ成機ニ応ジ奉歎願候テ　御手元ノ
御援衛奉仰候外無他事且御城下杯ヘ異変ノ事共到来仕候
テモ　我々式如何程ハ有之候トモ　御用ニ相立候儀モ無
覚束去迚只只点止居候筋モ無御坐訳ニテ万慮仕候処　当
島ヘ変事有之候カ又ハ近他島ヘ同様ノ向モ御座候ハバ何

分早ク飛船ヲ以テ事ノ急ヲ御府内ヘ被為報告候儀モ可有
御坐カト奉存候　夫ノミナラズ山川辺ヘ発砲ノ機会モ御
坐候ハバ　自然飛船等ノ御手数ニモ可被為及哉奉恐察候
ニ付　何卒纔成共微力ヲ尽度山々相考申候処　急速飛船
等ノ御仕立共罷成候ハバ全右等之御用ニ相立候船迚ハ差
当相備不申候ニ付　是丈成共御事缺相成様兼テ相備置度
痛患ノ余リ存当候ニ付　島中ヘ維費相掛候テハ労百姓共
乍纔モ難渋仕候事ニ御座候間少シニテモ御用途罷成候ヘ
バ難有奉存候ニ付　自分失脚ヲ以テ造立仕度御座候間
何卒御免被仰付度奉念願候儀ニ御座候　左候得者出来之
上自分稼等ノ運搬決テ不仕　伊延港ヘ囲置非常之御備ニ
相調置申度含罷在候間　左様被思召上被下度奉願候　右
造立方ニ付テハ材木無多事場所故　互ノ売買迚モ無御座
次第ニテ必至ト込入候　仕合ニ御座候間至極奉恐入候得
共　御仕建山ノ内ヨリ相当ノ代米ヲ以テ申請被仰付被下
候得者　早速製造方取掛可申若哉御用弁無共相成候ハバ
微志ノ素願モ相遂難有義ト奉存候　左様御座候テ不被為
召遣儀ニ罷成候得者　無此上モ御大幸之訳ニ御座候間
其節ハ自分利得共相計候所存ニテハ毛頭無御座候間　望
ノ者ヘ売却仕申度御座候ニ付　是亦被聞召置被下度奉存
候　此等之趣奉願候間　御内意ヲ以テ成合候様被上可被
下儀奉願候　以上

文久三年七月

与人　政照

御代官所御付役様

土持右ノ願書ヲ清書シテ之ヲ在番所ヘ提出シ許可ヲ得
直チニ官木ヲ伐採シテ造船シ　翁船ノ名ヲ報恩丸ト命名
シタリ　偶々琉球通ノ商船徳之島ヨリ来リ　薩摩英艦ノ
来襲ヲ受ケ激戦連日遂ニ英艦ヲ撃退セリト報ス　翁大ニ
驚キ土持ニイフテ曰ク　余常ニ此事アランコトヲ憂ヒタ
リ　今ヤ果シテ彼ノ来襲ニ逢フ　薩人気鋭ニシテ死ヲ見
ル帰スルガ如キノ勇アリト雖モ　海岸ノ防備全カラズ
加フルニ旧式ノ武器ヲ以テ焉ンゾ彼ノ精鋭ニ抗スルヲ得
ンヤ　鹿児島ノ灰燼ニ帰セシヤ明カナリ　余囲中ニ踟蹰
シ軍事ノ情報ヲ詳ニスルヲ得ズ　遺憾ニ堪ヘズ　足下ノ
名ヲ借リ徳之島亀津村与人ニ問合サント欲ス如何ト　土
持之ヲ諾ス　翁即　左ノ草稿ヲ認ノテ之ヲ土持ニ渡シ清
書シテ差出シタリ　此草稿ノ原本土持家ニ保存ス

イマダ寛々不得鳳眉候得共　弥以御揃御勤在之筈珍重

奉存候　然ハ御城下前ノ浜ニ於テ　英夷乱妨ノ様子為有之哉之風聞有之　畢何某急速御下島之処ヨリ　右等之説相発シ候トノ事ニテ　表通御問越相成候訳ニ御座候　自然巨細虚実分明御返事可被為在候ニハ御座候得共　間ニハ表通ハ御嫌疑ノ廉モ難計推考イタシ候間　私共ヨリモ内輪ヲ以テ別段及御頼談候訳ニ御座候　其処厚ク御汲取被下候　而余計ノ儀ト思召候事迄モ　御腹蔵御洩説被成下候処　起而御頼申上候儀ニ御座候　軽キ者共ノ申ス事ニテ　虚実不相分候得共　痛心ノ余及御尋問候始末ニ御座候　就テハ其御許ヨリ御米御積登可相成哉抔トモ申ス事ニ御座候　実事ニ候得者大和船積入方トシテ早早罷下候　御振合ニ御座候哉　又ハ島次ヲ以テ御仕登可相成カ右様ノ手数相成候　而ハ一同ノ御難儀ト奉存候　右ハ如何ノ策ヲ以テ相補ヒ被成候向ニ御坐候哉　若当冬下船モ相滞向共成立候ハバ　砂糖御仕登ノ処モ不被為出来筈ト奉存候　如何御運相付候哉　御懐合之処詳悉御知セ被下度御頼申上候　尤モ当所ニテ粗風聞仕候　形行ハヶ条ヲ以テ虚実無構一々左条ノ通御尋申上越候　悉敷御返事被成下度御願申上候

一、山川口ニテハ　防戦ノ如何ノ間ニテ御坐候哉　火急ノ事ニテ全ク仕応セザルモノニ御座候哉

一、英艦何十艘乗込候哉　何月何日ノ戦ニテ候哉

一、御台場諸所破損ノ向ニ来リ候間　何方何ヶ所及破損候哉

一、英艦桜島之御台場ヨリ　壱艘ハ御打留相成タトノ向ニ御座候　何艘御打留相成候哉

一、英艦速ニ引取候哉　又ハ江戸表抔乗廻候歟　本国ノ方へ引払候哉

一、上下町ハ御焼払ニ相成　其余煙御城迄相及候トノ趣モ申触レ候　実事ニ御座候哉

一、琉球船二艘大和船四五艘相損候向ニ御坐候　何方へ繋居候而及損失候哉　且小船ハ数十艘破損トノ向ニ御坐候　波止場内江有之候船ニテ御坐候哉

一、上下町人何方江相延候哉　又ハ武家童女方如何ニ御処置相付候哉

一、戦死ノ御方ニ　大人数被為焼死候御様子ニ御坐候幾人許ニ御坑候哉

一、近国並宮崎御奉行抔　早々御援兵トシテ　被差入御向ニ御坐候哉

一、当島江ノ御用封モ有之　右ハ当所ヨリ飛船ニテ被差

渡候者江　御渡相成居トノ事ニ御座候　又上国与人真粋憲等ノ書状都而同様ノ由承居候弥　其通ノ事ニ御坐候ハバ　都而御取揚被成下候　而此度御差遣候飛船江御渡被下候御手都合被成下度分而御願申上候

右者忌諱ニ触候言モ可有御坐候得共　御存之通端島ノ

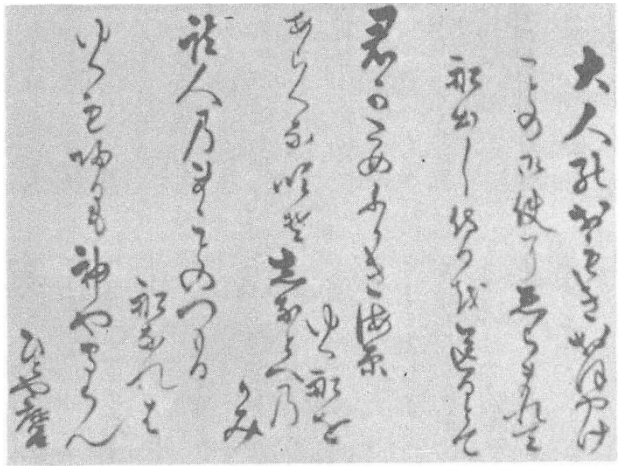

事ニテ詳ニ相分候訳無之　勿論非常ノ御世帯ニ御座候得者　御互ニ形勢委敷相知候処急務ノ事ニ御座候得者承候儀モ悉御尋越申上候ニ付　何卒細大為御知被下候　処分御願申上候　自然ヶ条ニ洩候処多分ノ事ニ可有御坐候間無残処為御知被下度　態ト飛船ヲ以テ御頼越申上候

英艦来襲ノ情報ハ其後　麑府ヨリ在番所ニ達シ　浮説百出人心恢々タリ　翁土持ニ謂テ曰ク　足下婢僕ヲ売リ船ヲ造リ　事既ニ過ギ誠ニ千歳ノ恨事トイフベシ　乍去往時ハ追フベカラズ　今妄ニ囲ヲ脱シテ麑府ニ至リナバ却テ君公ノ怒ヲ増シ　他日ノ抱負ヲ空フスルノ災厄ニ逢ハンモ知レズ　此処暫ク忍ンデ余煙ノ消ユルヲ待ツニ如カズト　是ニ於テ脱囲ノ事遂ニ止ミ　船ハ与人③操坦栽ヲ慰問使トシテ上麑セシメ　其帰港後ハ伊延港ニ定繋セシモ腐朽ノ慮アリテ他へ売却セリ　操坦栽発スルニ当リ翁左ノ歌ヲ送レリ

坦栽ぬしが　おもきおほやげ事のつかひに
　選まれて　船出し侍るを送るとて
君が為め深き海原行く船を
　あらくなふきそ　しなとへの神
諸人の誠のつもる船なれば

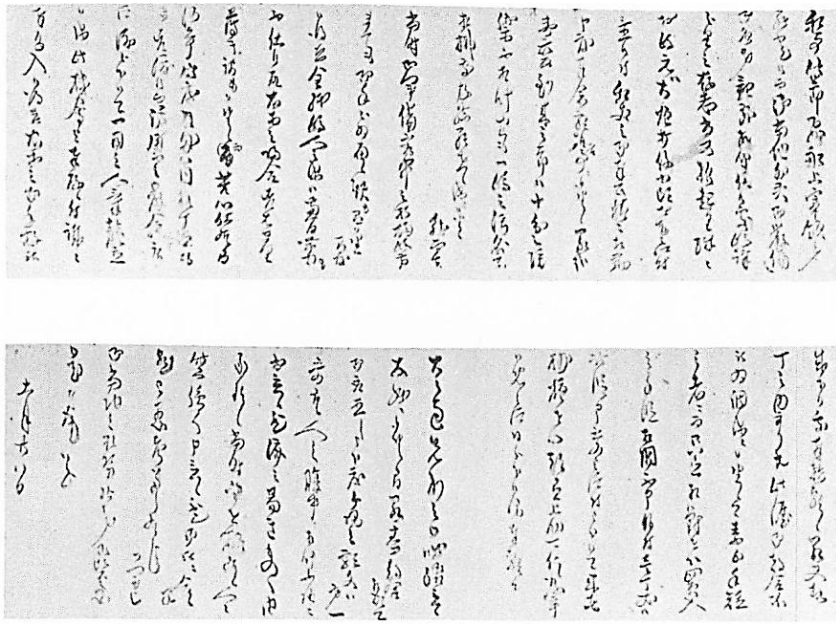

行くもかへるも神やまもらん

此歌操家ニ保存セリ

操坦栽氏上麗ノ際　沖永良部島ニ大砲備付ノ願書草稿ヲ請ヒシニ　翁ハ左ノ如ク綴リ之レヲ操ニ与ヘタリ　原文操家ニ保存セリ

私事此節飛船上宰領トシテ罷登候テ　御当地外夷御厳備ノ御次第親敷拝聞仕候処　島許ヨリノ存志尚又振起リ　殊ニ於島エハ大砲打役小頭ヲモ被仰付置候ニ付私丈ノ御奉公精々相勤申度奉念願居事ニ御座候　若哉夷変到来ノ節ハ十分ノ防禦不相叶迚モ一島ノ汚名不相掛処存詰罷在候儀ニ御座候　就テハ当時御軍備最中ノ折柄　島方迄モ御手被為届候訳モ有御座間敷候得共全体島人ノ儀ハ兼テ帯刀不仕候故右等ノ場合差ハマリ薄キ訳モ御座候而苦心仕居候間　何卒此処拾匁筒拾丁位モ被差渡候テ　防禦ノ厳命屹度被仰渡被下候テ一同ノ人気競立候儀此機会ト奉存候ニ付　誠ニ奉恐入候得共　右等ノ御手数被成下候処奉歎願候　若又拾丁ノ内ヨリモ此涯御都合不被為調儀ニ御座候ハバ素ヨリ手短ノ者ニテ只今相対ヲ以テ買入ノ手段相調不申候ニ付壱丁丈ハ此涯申受被仰付候ハバ来春砂糖ヲ以テ難有上

納可仕候間　何卒御免被仰付被下候様奉願候

右之通リ先刻ノ御咄綴立候大体ニ御座候間　若其都合相加テ御取直シ被下度ケ様ノ願文ハ　第一受取候人ノ腹中ニ相叶フ様ニ書立候歟済易キモノノ由承居候当時事ヲ執行候人ニ些強ク申立候歟　御口ニ合候半歟ト愚考致居候　イツレ御当地ノ形勢次第御賢慮御尤奉存候　以上

文久三亥十一月二十八日

吉之助

坦栽様

彼ノ英艦来襲ノ詳報ニ接シタル翁ハ土持ニ対シテ曰ク余ノ久光公ニ上言セルコト今悉ク符節ヲ合スガ如シ　赦免帰郷ノ事望ミ得ベカラズト雖モ　想フニ不日幽囚ヲ免ズルノ御沙汰アルナラン　若シ此恩命ニ接スル時ハ　足下ハ余ノ為ニ田皆村ニ配所換ノ斡旋ヲ為セヨ　聞ク田皆村ハ土地広漠最モ耕作ニ適スト　予来未ダ一歩モ和泊ノ外ニ出ズ　自ラ井蛙ノ感ナキニアラズ　故ニ足下等ノ斡旋ノ労ヲ執ラバ唐芋ヲ作リ足下ニ与ヘン傍ラ元気ヲ養ハント　言実ニ真意ニ出ズ　土持答ヘテ言ヘル様　先生赦免ノ君命近ニ到ラン　如何ニ先生此地ニ止マラント欲スルモ又得ベカラジト　果セル哉未ダ幾何ナラズシテ翁ノ親類ヨリ雁書飛来シタリ　曰ク赦免ノ上汽船ヲ以テ迎フルノ議アリト　然レドモ翁之ヲ信ゼズ　敢テ其来航ヲ待ツノ状モナク只閑日ヲ楽ミ悠々タルノミ　翁土持ノ義気ニ富ミ忠孝ノ心厚キヲ喜ビ　左ノ詩ヲ送リ且ツ土持ニ代リ其子孫ノ為ニ左ノ逸志ヲ書イテ土持ニ与ヘタリ　逸志ハ其儘表装ヲ加ヘ詩ハ明治八年翁ニ請フテ改書セシメ共ニ土持家ニ保存ス

政照子売僕以造船而備変感其志賦以贈

精神不レ減二昔人一清一　専顧二君恩一壮気横レ
開レ眼営レ船真意顕レ　揮レ涙鬻レ僕俗縁軽シ
北堂貞訓能応奉　先祖忠勤当ニル力行一
畢生勉手酬国ノ事　無レ私純志挺ニンズ群英一ニ

逸志

予土持氏綱政之庶子而居二南岐一　其先邦君事二貴久公一ニ為二執政一尽二奉忠誠一　嘗君幼而逢二危急之戹一ナン　当二此時一乎粉骨粋身以脱二君之難一　是以邦家得レ全遂起二中興之業一　有二専勤労一矣　予其苗裔而慷慨励志所二以異一二土人之

事也　嘗聴覺府備不慮ニ甚厳矣予以為雖レ生干草野之陋一豈無忠義之心一乎　殺レ身成レ仁不レ尋二於家名一有レ斯焉雖レ然万里之波濤不レ可二無レ船得レ渉也　苦二徒心志一耳既欲レ営レ船而無二余財一歎息久矣　奮然謂君父在二覺城一有二目前之禍一如何不レ暇レ顧レ家乎　故論二下婢一以レ実婢亦許諾焉　故売レ之以求レ償而一小船修成ス焉　先レ是雖下抛上予身命一為忠義一在二家老母一是亦所レ不可二人情之忍一也剛断難レ制唯茫然タリ　熟考不レ可二以レ実不一レ告也　一日告レ母　曰食二君之食一避二君之難一非二忠臣一也　父也生レ我不レ侍二父之禍一非二孝子一也　於二此二者一所レ不レ可二人倫之離一也　予冒二万死一赴二戦場一而可レ全二忠孝一矣　請免レ之乎　嗚嗚独如二阿母之悲一　焉言未レ終而涙満レ衣　母聴レ之曰　誠哉汝言　子幸而雄二将士一忠義之道　何喜若レ之莫レ憂独リ母ヲ快致レ死焉少無二愁色一自若而励レ声曰速造レ船促レ之而最勉　予聞レ之勇気百倍志操愈固矣　可レ惜衆人者貪レ利不レ知レ義　予全二忠義一不レ顧二其身一子孫思レ之勉レ之

文久三年秋ノ頃　或日酒ヲ携ヘ母ト共ニ囲ニ来ルベク翁ヨリ政照ニ来書アリタリ　政照ハ母同伴酒肴ヲ携ヘ囲ニ至ル　翁喜ビ迎ヘ政照ノ母ニ謂テ曰ク　余政照子ト意気投合ス　故ニ兄弟ノ約ヲナシ共ニ国家ニ尽サント欲ス請フ允許アランコトヲト　政照ノ母大ニ喜ビ之レヲ諾ス是ニ於テ翁ハ母子ト兄弟ノ盃ヲ取替シ左ノ詩ヲ政照ニ与ヘタリ　政照此詩ヲ明治八年翁ニ改書セシメ軸物トシテ土持家ニ保存ス

贈政照子

平素眼前皆不平　情之相適異二事情一
愉レ安停レ義如二仇寇一　禁レ慾効レ忠共二死生一
我許レ君々也許レ我　弟称レ兄弟却称レ兄
従来交誼知何事　報国輸レ身尽二至誠一

是ヨリ先文久三年春　在番役黒葛原源助、鎌田八之丞、高田平次郎（操坦水ノ母ノ実父）、三木原甚左衛門、福山清蔵等ハ任満チ　山田平蔵、赤崎源助、鎌田八之丞、木藤源左衛（木藤貞亮ノ実父）、川口万次郎等之ニ代ル此時高田平次郎一刀ヲ福山ニ托シ　土持ヲシテ之ヲ翁ニ致サシメ　且翁カ赦免ヲ待テ之ヲ翁ニ致スベシト告グ土持ハ数日ヲ経テ囲ニ至リ之ヲ翁ニ呈シ告クルニ其実ヲ以テス　翁大ニ喜ビ直ニ書ヲ認メ其厚意ヲ謝ス　其文左ノ如シ

昨日福山君ヨリ承リ候ニハ　貴丈御神刀御残シ置下サレ候トノ儀千万有難ク重畳ノ御親切謝スルニ言葉ヲ知ラス候　実ハ此一条御願申上度ト相含候得共獄中ノ事故申出兼候処　早ク御備ヘ被下候処何トモ難有奉感佩大ニ力ヲ得候事ニ御座候　余リノ嬉シサニ愚詩綴立差上申候御笑覧可被下候　一ツノモノハ先年差上候モノヲ些ト取直差上申候平仄合不申候故仕候間如斯御座候　此旨荒々得貴意候　頓首

追而機会ヲ見直チニ返剣可仕候

吉之助

高田君机下

憑レ君識ル取ヲ英雄ノ気一　斬レ賊勇肝百倍加ル
貴策恵レ刀三尺剣　血戦当千如二乱麻一

新任シタル在番山田平蔵ハ横目役土持政照ヲ伴ヒ一日翁ノ座穽ニ検視シ山田在番ハ先ツ新任ノ挨拶ヲ為ス　翁ハ端座黙礼スルノミ　山田ハ更ニ翁ニ申ス様　中山尚之助ガ足下ニ宜敷申上ル様ト伝言シ　且ツ貴下ノ事ヲ拙者ニ頼マレタト言ヒ終ルヤ　翁ハ目ヲ円ク憤然トシテ曰ク代官タルモノカ虚ヲ言フカト大声ニテ叱リツケタ　山田ハ虚ニアラザルコトヲ弁解スルモ翁信セズ　側ニ居タル土持ハ大ニ心配セリトイフ　後土持ハ其故ヲ翁ニ問ヒシニ　翁申ス様　山田ノ言虚ナリ　自分ハ中山ノ為ニ茲ニ幽囚セラル　然ルヲ自分ニ伝言スル訳ナシト　然シ段々調ベテ見ルト　中山ハ西郷ノ説ノ至理ナルヲ悟リ翁ノ事ヲ山田在番ニ頼ミシトイフ　嗚呼英雄モ神ニアラザレバ之レヲ知ル由ナシ　然レ共其時代ニ於テ代官ヲ叱リツケル是西郷ノ西郷タル所以ナランカ

英艦ノ襲撃後鹿児島ニ於テ公武党中山等ノ一派漸ク勢力ヲ失ヒ　尊王派勢力ヲ得　小松・大久保其他ノ志士翁ノ召還ヲ久光公ニ説キシニ公之レヲ容レ　吉井友実・西郷従道・福山健偉ノ三名ヲ使者トシテ汽船胡蝶丸ニ搭シテ翁ヲ沖永良部ヨリ迎ヘシムルコトトナリヌ

是ヨリ先　鹿児島城下ニ天然痘流行スルヲ以テ　内地ヨリ渡航ノ船舶ニ対シテハ一々検疫ヲ行ヒ　若シ該患者或ハ疑似患者アラバ　上陸ヲ禁ジ以テ之ヲ予防セリ　而テ間切横目中土持独リ天然痘ヲ経タルノ故ヲ以テ常ニ検疫ノ任ニ当レリ　一日（即チ元治元年二月二十一日）伊延港ニ和船入港ノ報ニ接シ　土持ハ例ノ検疫ニ出張途中

船ノ船頭体ノ者書状函ヲ手ニシテ来ルニ会ス　土持之ニ問テ曰ク　本島流人大島吉之助君赦免ノ命アリ　不日汽船ヲ以テ迎フルノ議アリト　果シテ信乎　彼曰ク然リ今赦免状ヲ在番所ヘ持参ノ途中ナリ　大島先生ヲ迎フルノ汽船ハ余ト同時ニ山川港ヲ出帆セリ　想フニ大島ニ寄港シ居ルナラント　土持大ニ喜ビ墨汁ヲ出シ塵紙ニ其趣キヲ記シ　之ヲ託スルニ翁ニ致サン事ヲ以テシ　倉皇検疫ヲ終ヘ帰途ニ就キタリ　時ニ船ノ舟子呼ンデ曰ク　貴下ノ尋ネル汽船ハ彼処ニ見エタリト　土持回顧スレバ徳之島ノ方ヨリ汽船ノ鯨波ヲ蹴テ来ルアリ　是ヲ以テ飛走和泊役場ニ帰リ直ニ翁ノ囲ヲ訪フ　時既ニ翁ハ礼服ヲ着シ囲ノ中ニ端座シ　土持ノ同僚福山清澄ト対話中ニシテ土持汽船来航ヲ告グルモ平然トシテ動カズ　先キニ託セシ書筒ノ厚意ヲ謝シ　徐ニ口ヲ開ヒテ曰ク「先刻山田在番ガ来リ　赦免状ヲ読ンデ聞カシヤンシタ　便船次第鹿児島ニ登レチユ事デ御座ンサ　今来ル船ハ異国船御座ンソウ　前ノ浜ノ戦デ汽船ハ皆ンナ焼ケタチウモンデ」ト土持ノ言ヲ信ゼズ　暫クシテ和泊海岸喧噪ノ声アリ　曰ク煙ノ出ル船来レリト　茲ニ於テ土持ハ翁ニ出穿ヲ勧ムレバ　翁尚平然トシテ曰ク「ハーモウ籠馴レタゴツ御座ンス」　土持曰ク赦免セラレテ穿ニ入ル人ガアルモンデスカ早ク御出ナサレト　翁ヤウヤク「トンゴツ」（煙草ヲ入レタ箱）ヲ携ヘ出デ　土持ト共ニ海岸ニ到レバ汽船近クニ見ユ　翁曰ク「彼ハ沖縄行ノ船グワンソ」ト尚疑ノ模様ナリ　然ルニ船ハ益々近ク来リ遂ニ碇ヲオロシ初メ日ノ丸旗ヲ揚ゲ次ニ十文字ノ旗揚ガレリ　是ニ於テ初ノテ翁モ之レヲ信ジ　土持ト共ニ囲ニ帰リ　諸荷物ヲ取出シ頻リニ何物カ捜索ノ状ナリ　土持其何物ナルカヲ問フ　翁曰ク　牢屋者ノ物ナリト雖モ　先君斉彬公ヨリ拝領縞縮緬ノ袷一枚　記念トシテ足下ニ呈セント欲スレドモ其所在ヲ失セリ　故ニ之レヲ捜索スト　土持フト翁カ腋下ニ衣裳用ナ物挟ムヲ見テ　其何物ナルヤヲ問フ　翁見テ拍手絶倒ス　翁性寛宏大度　平素事ニ臨ンデ動カサル山ノ如シ　然ルニ今周章斯ノ如シ　想フニ召還ノ恩命ニ接シ喜極マリ精神既ニ翁ノ肉体ヲ蟬脱シテ麾城ニ逍遙スル感アリシナラン　汽船胡蝶丸が和泊港ニ投錨セシハ実ニ元治元年二月二十一日午後一時　即チ土持ガ伊延港ニ於テ和船検疫ヲ為シタル当日ナリキ　翁ハ土持ニ記念ノ衣裳ヲ与ヘ荷物ヲ整理シテ　土持ニ謂テ曰ク　自分ハ在番詰役方ヲ訪問シテ御礼ヲ述ベ来ルベシ　足下願クバ

汽船迄行カレン事ヲト　土持諾シ伝馬船ヲ準備シテ本船ニ航ス　途中本船ヨリ来ル「ボート」ニ会ス「ボート」ニハ西郷従道、吉井友実、福山健偉ノ一行乗込居リ　頻ニ土持ニ「ボート」ニ移リ一行ト共ニ浜辺ニ至レバ　翁ハ他ノ人々ト共ニ一行ヲ浜辺ニ迎ヘ其上陸ヲ待ツ　一行ノ上陸スルヤ翁ノ実弟西郷従道ハ翁ノ前ニ進ミ「兄サン」ト一言ノ挨拶ヲナシタ儘首ヲ垂ル　翁又「ヨー来タカ」ト一言ヲ以テ之ニ応ジ　互ニ涕涙数行黙然タル事良ク久シ左右仰キ見ルモノナカリキ　既ニシテ翁ハ吉井友実ヲ顧ミ「オーヨゴレワイモ来タカ」ト謂ヘバ　吉井ハ翁ニ向ヒ曰ク「馬鹿ナ事ヲイフナ自分ハ御前ヲ迎ヘニ来タトジャッド　ヨゴレチウハ何ンチウコトカ」　時ニ翁ハ土持ヲ顧ミ「此奴ハ稚児ノ時分ハ非常ニヨゴレ虱五郎ノ腕白者デ御座ンシタ」ト啞然大笑シ　左右為ニ大笑トナレリ

一行カ初メ鹿児島ヲ発スル時ハ　和泊ニ一週間滞在シテ大ニ遊ブ積ナリシガ　汽船ノ石炭缺乏シ其日ノ内ニ乗ラザル可カラザル事トナリ　一行ハ和泊役場ニ酒宴ヲ張リ　当時ノ諸役馬役一同ヲ饗ス　翁ハ未ダ酒酣ナラザルニ吉井ヲ顧ミ「オイヨゴレモウ乗船スルヤ」ト頻ニ促ス是ニ於テ一行モ止ヲ得ズ乗船スル事トナレリ　而テ当島ヲ抜錨セシハ実ニ仝夜午前一時ニシテ即チ二月二十二日ナリキ

翁別ニ際シ獄中ニ於ケル謝辞ヲ土持ニ述ベ且一詩ヲ賦シテ土持ニ与ヘタリ　即チ

別来如夢亦如雲　　孤容何情涙泫々
獄裡仁恩無謝言　　心関波浪痩思君

明治八年土持出麾スルニ当リ　前詩ヲ写シテ翁ノ許ニ至リ絹地ニ清書ヲ乞フ　翁即チ筆ヲ執リ　前詩ヲ左ノ如ク訂正シ土持ニ与フ　是ヲ軸物ニシテ土持家ニ保存ス

別離如夢又如雲　　欲去還〻来〻涙淫々
獄裡仁恩謝無〻語　　遠凌二波浪一痩思〻君

翁又入牢中使用セシ食器（是レハ苗代川焼ノ弁当ニシテ底ニ小孔数十ヲ穿チ飯ヲ煖ムルニ用ス）ヲ政照ニ与ヘ桐ノ火鉢ト共ニ土持家ニ保存ス

翁囲ニ幽囚中　最モ力ヲ読書ニ用ヒ　深ク其精神ヲ修養セリ　初メ鹿児島ヨリ携帯セシ書冊ハ其数極メテ多ク三ケノ柳行李ハ悉ク書冊ヲ以テ充満セリ　習字及作詞ハ常ニ楽ミトセル所ニシテ　時ニ又勤王ノ士ノ詩歌ヲ集メ

テ之レヲ愛読ス　左ノ二首ハ座牢ノ衝立ニ自ラ書シテ朝夕之レヲ吟誦セリ

富貴寿夭不弐心　只向面前養精神
四十余年学何事　笑座獄中鉄石心

慈母勿悲罹厄身　古来如此幾忠臣
臨死自若如平日　不怨天不咎人矣

前詩ハ山崎闇斉ノ門人三宅尚斉獄中ノ作ニシテ　後詩ハ森山三十切腹当時ノ吟ナリ　翁カ手習セシ反古紙ニハ左ノ如ク書シアリ　今尚操家ニ保存ス

慈母莫悲係厄身　古来如此幾忠臣
臨死自若如平日　不怨天不咎人矣

森山三十

二　赦免後麑城着及其他ノ模様

汽船胡蝶丸ノ沖永良部島ヲ発シ鹿児島着　其後ノ模様ハ土持ニ贈リシ書筒ニ依リ知ルヲ得　故ニ其書状ヲ左ニ記サン

一筆啓上致候弥以御安康御勤務之筈珍重存上候　随而野生ニモ無異議　先月二十八日帰着イタシ候ニ付　左様御放慮可被給候　サテ其許江罷在候時分ハ　何廉御世話被成下　別而難有御厚礼申上候承事ニ御座候　其元出帆候処大島竜郷ヘ翌日九ツ時分安着致候処　皆々大悦ノ事共ニ蘇生ノ思ヒヲ成候　仕合御遠察可被下候　四日ノ滞在ニテ御座候処　愚妾ノ悦情義ニオヒテ是又御憐察可被下候　左候而二十六日朝出帆イタシ喜界島ヘ寄港ニテ　二十八日朝安着イタシ候処　親族ノ悦御察可被下候　今日出帆ニテ上京候処雨天ニテ山川港ヘ滞船イタシ候故荒々御礼迄如斯御座候　草々

大島吉之助

政照様机下

本手紙ノ原本ハ岐阜県不破郡岩手村大字大石遊景寺ノ僧橘遊景氏保存セリ　尚慶応元年政照ニ送リシ書筒左ノ如シ

春段相成候処愈以御家内中様御息災尚御元気御勤仕之段追々承申候　其上与人御役ニ御昇進ノ段誠ニ結構ノ御仕合御悦申上候　次ニ拙者ニモ不相変罷在候間御懸念被下間敷候　然ハ其後書状モ不相遣甚以不本意ノ次第ニテ嘸御立腹ノ筈ト相考候得共　麑府着ノ処中四日有之早々出

立致候位ニテ　何モ取込ノ仕合殊ニ足不相立津畑ヨリ自宅迄不帰付駕籠ニテ帰候事共ニテ衰ナル為射ニテ御座候着翌々日福昌寺迄参詣仕候処漸々這付候事ニテ苦心ノ次第ニ御座候　御察可被下候　夫形京都ヘ直様登掛候処色々難題勝ノ事ニテ苦心ノ次第ニ御座候　追々私ニモ昇進イタシ当分御側役仰付相勤居候　牢屋者ノケ様ノ仕合夢ノ様ナル心持ニテ恐入居候計ニ御座候　昨年夏ニハ京都ニ於テ大合戦有之　足ニ少々鉄砲瘡ヲ蒙リ候得共　浅才ニテ何モ子細無之大幸ノ事ニ御座候　御存知之通軍好ノ事ニ御座候得共　現時ニ臨候而ハ二度ハ臨度無御候実ニ難儀ノモノニ御座候御笑察可被給候　其節ノ功ニ御刀並ニ御陣羽織迄拝領被仰付冥加至極末代迄モ面目ヲ施シ候　仕合殊ニ御感状頂戴仕候　当時ニハ珍敷訳ニテ御悦可被下候　牢屋ニテ朽果候事ト相考居候処　戦場迄モ試ミ生前ノ本望此事ニ御座候　委細戦ノ様子モ申遣度候得共自慢咄ト相成候テハ兼ネテノ素志モ水ノ泡ト相成候間　態ト省略イタシ候　軍咄ハ御方ヘ早々相咄度直様相考候計ニ御座候　兼テ申居候言葉ト戦場ノ事トハ少シモ相違ハ不致候間夫丈ハ御安心可被給候　引続長州征伐ニ差越居正月十五日宿元ヘ帰付候得共直様上京被仰付当分相詰居申候　穿中ニテノ御厚恩旁々御一礼不申遣実ニ薄情ノ者ト御考被成候半　真平御免シ被給候　此旨乍略儀如斯御座候　以上

④三月二十一日

西郷吉之助

政照様　机下

尚々⑤和睨元充並⑥右左悦充ヘモ利啓不致候間宜敷御伝ヘ可被下候（充ハ殿ノ言）後又赤間関硯ト左ノ書面ヲ土持ニ贈レリ　此硯ハ長州ノ藩士三吉慎蔵ノ贈ル処　三吉阪本竜馬ト共ニ寺田屋ニテ遭難ノ際万死ヲ脱シ大西郷ニ依テ薩摩屋敷ニ投ズ　夫ヨリ共ニ汽船ニ投ジテ西帰スル時馬関ニ於テ　三吉ヨリ鶏ト併セテ大西郷ニ贈ルトコロナリ

未余寒甚敷候得共御懐様御始　弥々以御安清珍重存申候　随而弊家一同無事罷在候間左様御放慮可成下候　陳者私ニハ江戸在勤ニテ家許ニハ始終不罷居候処　此節帰省御暇ニテ三十日間御免相成罷下居候処折々御恵投ノ御被品々被成下候由　不浅御厚志之程深ク御礼申上候　殊ニ昨年ハ反物御送り被下別

而辱ナク　何難御礼申上含ニテ見合候処　先年長府ノ人京都ニ於テ難ニ逢候節相救候処　一礼トシテ相送呉候　而其儘召置候ヲ見出シ候ニ付乍軽少進上イタシ候間御用ヒ被下候得者大幸ノ至リニ御座候　彼地出産ノ硯ニテ御座候故　格別上品ノモノニテハ無之候得共細工少々面白御座候故為御慰差上申候間御笑留可被下此旨御礼而已如此御座候　以上

三月十八日

西郷吉之助

政照様

追而私方ヨリハ何モ不行届旅勝ノ事ニテ御座候処　幸罷帰候ニ付　余リ不埒ノ事故御礼而已如此御座候間　何卒御宥恕可被下候

明治戊辰ノ頃土持鹿児島ニテ翁ニ面会セシ時一ノ逸話アリ　兵隊募集ノ爲メ翁ハ帰麑シ　或日政照ハ翁ノ邸ヲ訪ヒ玄関口ニテ来意ヲ告ケルヤ　翁ハ当時表ノ間ニテ地図ヲ開き考察中ナリシガ　政照ノ声ヲキキ図ヲ見ツツ手ニテ指シ招ク　政照ハ招ニ応ジ表間ニ通リ一応ノ挨拶ヲシテ　地図ノ何処ナルヲ問フ　翁ハ地図中或点ヲ指シテ曰ク　此処が会津ノ城ニシテ是ヲ距ル近キ此処ニ若松ノ城アリ　官軍ハ今会津城ヲ攻メ居ルガ　会津ヲ攻ムレバ若松城ヨリ援兵来リ会津城ニ全力ヲソソギ中々落城セズ依テ自分ハ足軽二小隊ヲ引卒シテ若松城ヲ攻メ　本軍ハ会津城ヲ攻撃セシメナバ必ズ落城スルナラント考察中ナリト　政照聞テ何心ナク　足軽隊ノ二小隊ヲ以テ落城セシメ得ルカト問ヘバ　翁ハ座ヲ居直シテ真面目ニ曰ク足下ハ僅ニ小隊ニテ落城スルカト云フガ　然レバ戦争ハ兵ノ多少ヲ以テ其ノ勝敗ヲ決スルカト正々堂々ト論ズ政照大ニ驚キ其過言ナルヲ謝ス　然レドモ翁ハ尚曰ク今回ハ是非此考案通リ実現シテ御覧ニ入ルベシ　若シ失敗セバ討死シテ鬚髪ヲ送ル筈ナレド　散髪ニ付耳ヲ切ツテ送ルベシ　右ニ承了アランコトヲト　此時許ハ政照大ニ困却シタリトイフ　翁ハ足軽隊ヲ引卒シテ翌日出立ト聞キ　政照ハ見送ノ爲ニ海岸ニ待ツコト久シ　然シ翁乗船スル模様ナシ　依テ其翌日又翁ヲ訪問シテ出船ナキ理由ヲ問フ　翁曰ク「オッチョカレヨ」出帆ニ際シ足軽隊ヨリ歎願アリ　武士モ我々モ死ハ一ナリ　故ニ我々ノ隊長ハ吾々足軽ノ内ヨリ選定セラレタシト　余其至理ナルヲ

察シ之レヲ忠義公ニ伺ヒシニ　忠義公之レヲ允許セリ然ルニ陸軍方ノ役所ヨリ異儀ヲ称ヘテ曰ク　軍事ノ事ハ一応我々ニ詮議シ然ル後上様ノ決ヲ受クベキナリト物議ヲ生ズ　故ニ自分ハ責ヲ負フテ辞職シテ出軍セザル筈ナリ　然ルニ主君ハ西郷ニ任セテアルカラ其通リ計ヘトノ命ニ依リ　自分ノ決定通リ足軽ノ内ヨリ隊長ヲ命ジ　明日又出船スル筈ニテ出船ヲ延期セシ次第ナリト　其後政照ガ尚ホ鹿児島ニ滞在中　翁ハ戦争ヲ終リ帰麑セシヲ以テ政照ハ翁ヲ訪問ス　翁ハ面会早々　自分ガ考案通リ落城セシメテ来タカ何(ド)フカト政照ニ一矢ヲ発シタリ　政照ハ誠ニ感心ナリ貴下ヲ人ガ皆今孔明ナリト申シ居ルガ実ニ至言ナリト大ニ前ノ過言ヲ謝シタリト云フ

是ヨリ先政照ガ上麑シテ翁ヲ訪問セント翁ノ邸ニ至ル川口雪蓬政照ヲ招キテ曰ク　好イ時汝ハ来リ合セリ　家ノ工事ノ件ニ付吉次郎氏翁ニ罪ヲ蒙リ既ニ切腹シテ謝セントス　故ニ汝ヨリ翁ニ取リナシテ無事ニ取計リ呉レト政照諾シテ翁ヲ訪ヒ曰ク　近頃工事ノ件ニテ吉次郎氏ヲ御咎メナサリ居ル様承リマスガ　翁曰ク　然リ　自分兼テヨリ驕ツタコトヲシテハ如何ナイト言付ケアルノニ聞カズニ斯ク工事ヲシテアルカラ　此家ハ汝ニ与ヘルトイフテ居ル　政照曰ク　左様デスカ私ガ見マスノニ　此家ハ私ノ家ヨリモ好ク見エマセン　之レヲ驕ツタコトトハ私ハ見受ケマセン　翁曰ク早ヤ済ンダ事故別ニ咎ハ致サヌカ　然シ弟タル者ガ自分ノ言フ事ヲ聞カザレバ天下ノ人誰ガ私ノ云フコトヲ聞ク人ガアルカ　実ニ残念ナリト此時酒肴携ヘ来リ酒宴トナル　政照ハ吉次郎氏モ招キテ共ニ頂キタイト勧ムレバ　翁ハ　吉　吉ト大呼シテ吉次郎ヲ招キ　共ニ和気靄然トシテ快飲シ　是ニ於テ平和ニ事済トナレリトイフ

政照明治六年大山県令ノ召ニ応ジ東京ニ至リシ時事業ヲ爲ス時ニ標準ト爲ル句ヲ所望シタルニ　翁ハ左ノ書ヲ書キ与ヘタリ

当理而後進審勢而後動有所不爲爲無不成

応政照需癸酉初夏書於東京

南洲書

又家ノ屋号ヲ所望セシニ左ノ書ヲ認メ与フ

(7)皇天皇土知　　南洲書

又囲ニ幽囚中修養ノ爲メ左ノ詩ヲ政照ニ与ヘタリ　以上

皆表装ヲ加ヘ　土持家ニ保存ス

世俗相反処英雄却好親逢難無肯退見利勿全循斉過沽
之已同功売是人平生偏勉力終始可行身
南洲書

(注)

①土持政照
○天保五年十一月四日、代官土持叶之烝綱政と豊山鶴（内城）の長男として生まれた。
○与人
○西郷南洲翁と義兄弟の契りを結ぶ。
○明治三十五年十二月四日六十九歳で死去。

②土持綱義
○土持政照の長男
○第二代和泊村長

③操坦栽
○操　坦晋の長男（坦勁の父）

④三月二十一日―慶応元年（一八六五）三月二十一日のハハ。

⑤和暫元　東一元の号

⑥右左悦　町田氏

⑦南洲書「皇天皇土知」



喜美留字　伊地知斉二氏（土持綱義氏夫人カネ氏生家）所蔵

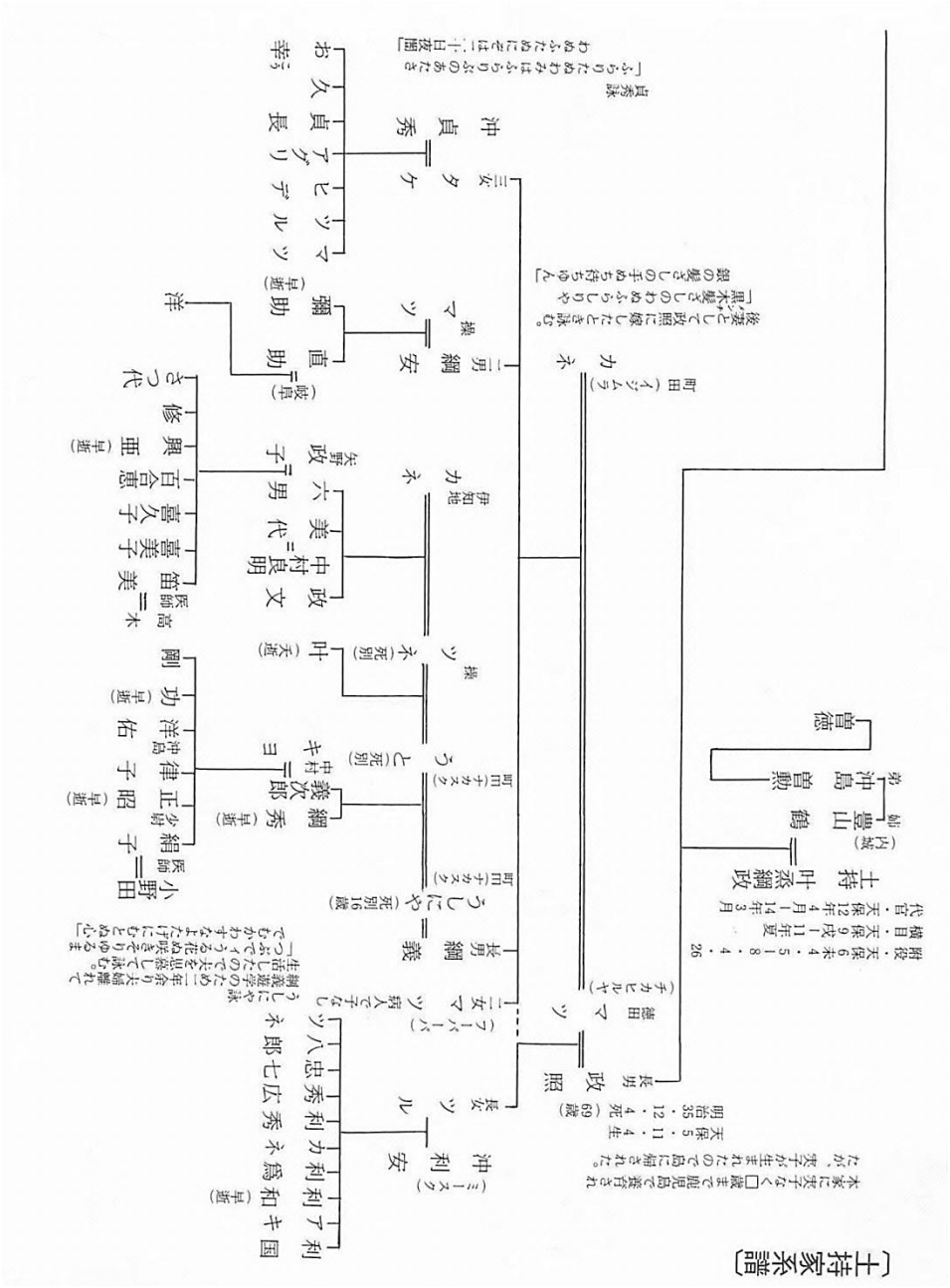

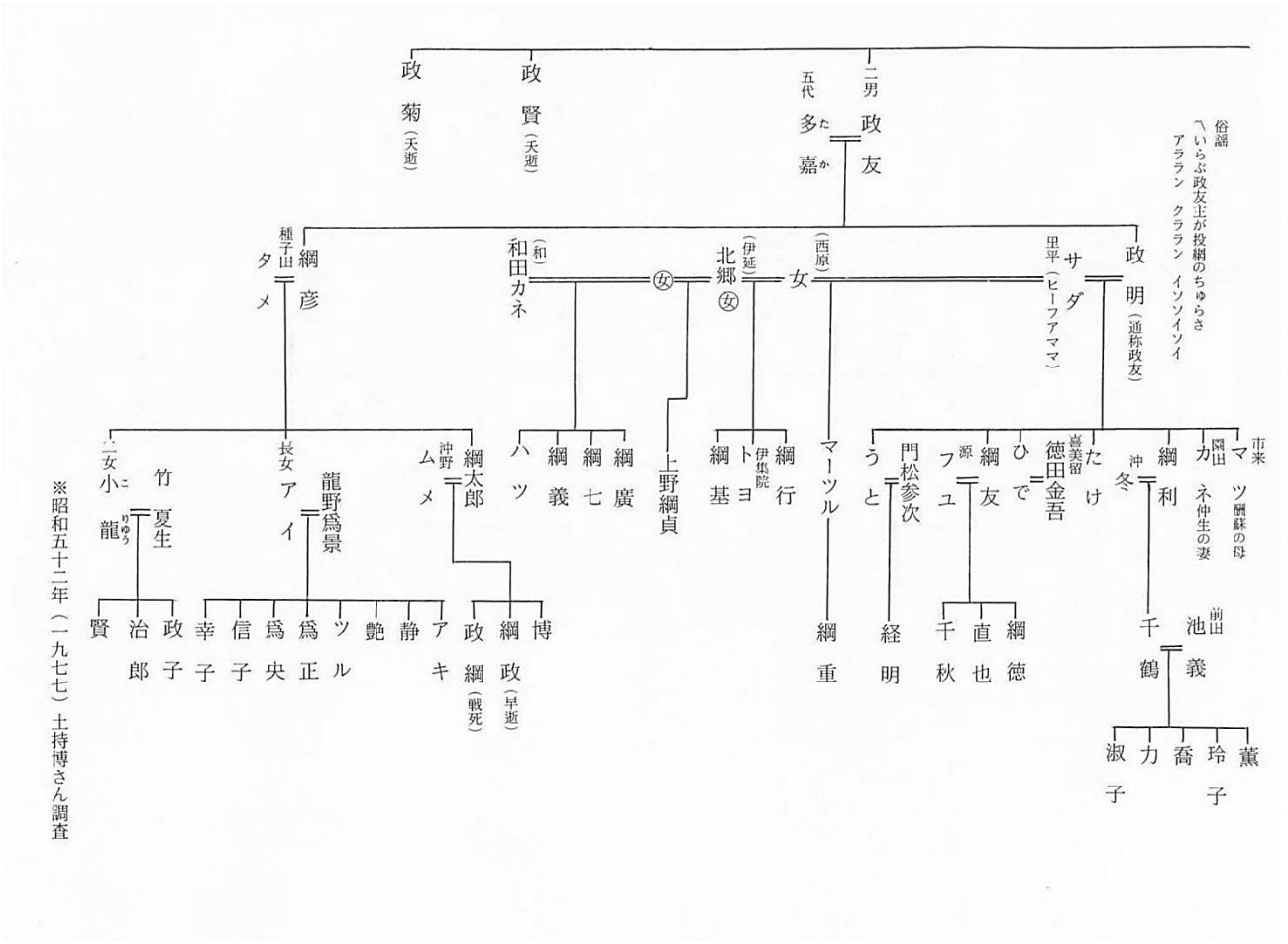

〔操家系図〕

注……線は異母兄弟

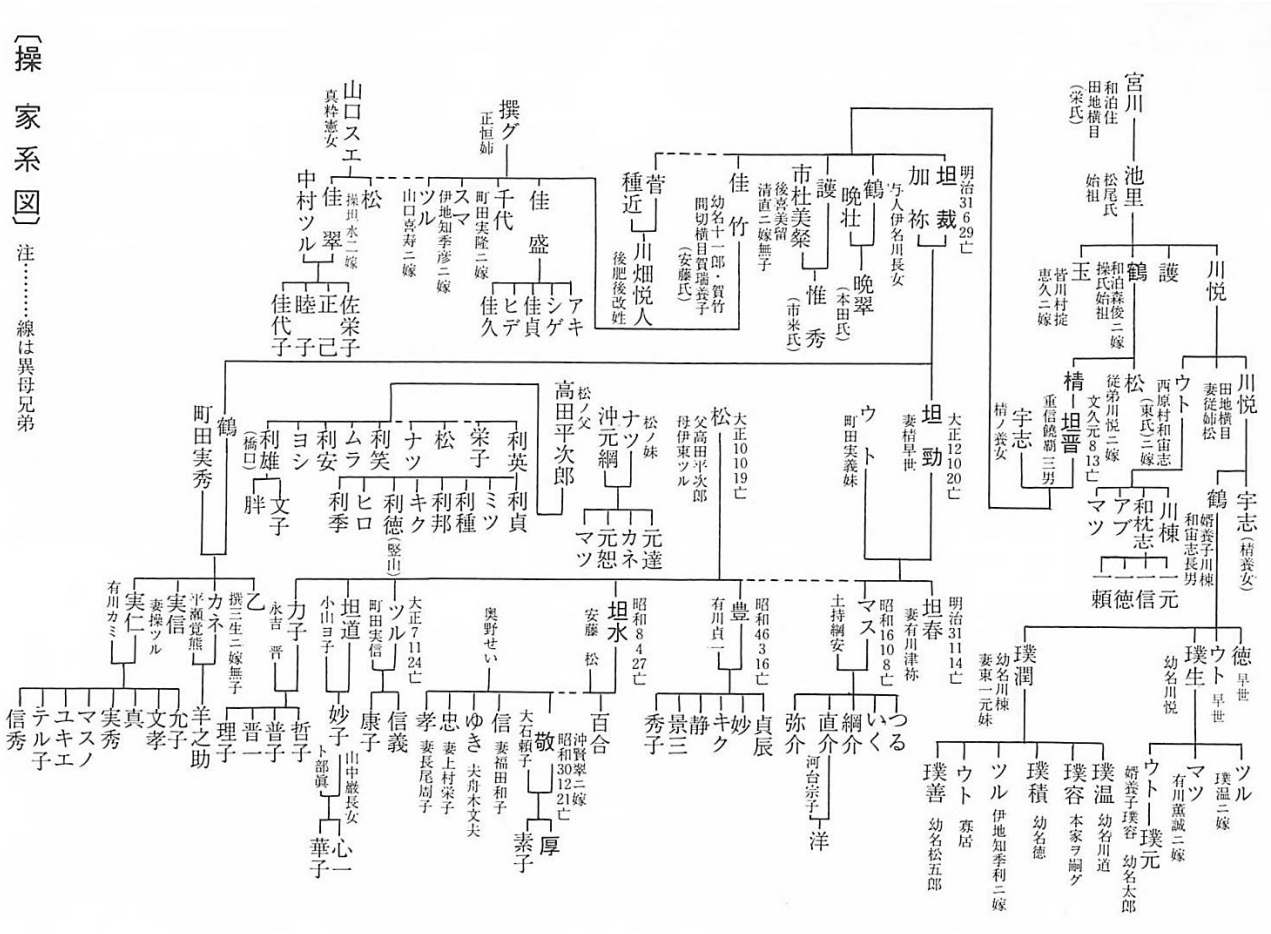

二　南洲翁の流謫

西郷南洲先生の流謫とその指導・影響について、元和泊尋常高等小学校長玉江末駒氏は、「沖永良部郷土史資料」で「南洲翁の流謫」と題して次のように述べている。

其　一

安政五年十一月十六日大西郷が月照と共に海に投ぜし時月照は逝き翁は蘇生せり其後藩議は翁を目するに其身分を顧みずして大事を謀り困難を醸すものなり宜しく切腹を命ずべしとて之を斉興公に伺ふ公は翁の忠誠にしてよく大事を成すの器なるを知り之を許さず幸に一罪人の死せるありしを以て之を西郷と偽りて葬り翁は菊地源吾と改名せしめて之を大島に流す時に安政五年十二月三十日なり。

翌六年正月十二日翁は大島龍郷に着し仝村龍佐民氏の家に寓す。文久元年十一月に至り別に居宅を仝村の中央に建て仝月二十日竣工し宴を張って新築を祝したり夜三更突如として藩主より召還の書状来る。是より先薩藩に於ては討幕の論盛に沸騰せしも大事を籌策するに足るもの翁より外なきを以て赦免召還し恩命に浴せしなり。翁之を当時見聞役として在りし知友木場伝内に諮る木場氏曰く君は既に大島に於て三年を経過したれば姓名を大島三右衛門と改めては如何と翁之を可とし爾後之を称せり。斯くて文久二年正月十四日龍郷を出帆したるも七島灘に近き頃天候険悪となりし為め引き還し仝月二十九日更に出帆鹿児島に着せしは文久二年二月十二日なりき。

翁の嘗て龍郷に在るや出ては山に猟し海に漁し家に在りては村童を集めて読み書きを教えて日を錯せり当時大島各島は薩藩の虐政の下に塗炭の苦を嘗めつつあり、殊に特産物たる黒糖は最も苛酷なる誅求を受けたり。

所謂島役人たる代官は島民の蔗苗植付の反別を検査して各人割当産糖額を予定す。もし製糖期に至り風旱等の為め予定の額に達せざる時は島民が之を隠蔽したるものとして峻烈なる刑罰を加へたりき無垢の良民は冤を訴ふるに所なくさい狼の如き藩吏の笞に恨を呑むの止むなき状態なりき、多感熱情之翁如何で之を座視すべき旅装を整へて名瀬に至り在番役相良角兵衛氏を訪ひ忠告して曰く、凡そ農作物は気候の不順天災の襲来により予期の

収穫を得る能はざるは当然なり然るを此自然の為す所を人に帰して之を惨刑に処するは治者の為す所に非ず宜しく島民を宥恕すべしと相良氏答へて曰く為政の事余の権内にあり敢て貴下の容喙を許さずと翁憤然容を正して曰く是れ或は然らん然れども此事たるや藩公の威徳に関す臣たるもの之を黙視するに忍びず是より余は事の由を上申して此非法を改めずんば已まじとて席を起つ、時に見聞役たりし木場伝内氏之を聞きて大に驚き相良氏を訪ひて翁の言の至当なるを説き急使を馳せて各役場に禁錮せる島民を放たしめ馬を飛ばして翁の跡を追ひ途中の民家にて及び前の過言を詫び深く不明を恥づ翁欣然として罪を改むるの速かなるを賞し些かも意に介する所なし。

翁の流謫は幕府の目を蔽はん為めのものたりしは前述の如し、されば藩よりの待遇も格別にして扶持米として六石を賜はりたりきされど翁は困憊せる窮民を救恤するを楽みとしあるに任せて施与したりしかば扶持米にては不足せり故に自家より二石宛を更に取寄せて之を補へり藩庁之を聞知し扶持米を十二石に増加せりといふ。

翁鹿児島に帰るや直に久光公に謁す（薩藩主第二十八代斉彬公は安政五年戊午七月十六日薨弟久光公幼主忠義公の後見となる）当時藩論二つに分れたり中山尚之助一派の人々は勅命を奉じて幕政を改革し幕府をして勤王の実を挙げしめ以て公武合体して国家の統一を計らんとす。尊攘党は諸藩の勤王の士を糾合し久光公を盟主と仰ぎて幕府に抗し王政復古を断行せんとす。久光公は中山等の所説を可とし京師に上りて勅命を奉じて幕政を改革せんとし翁の意見を問ふ翁答へて曰く藩内の説執れも時機早し内人心の一致を計り外有志諸藩の連合を堅くし京師関東を計画し而して後初めて蹶然奮起すべきなり薩藩の独力を以て京師を守護し勅命を以て諸藩を招き公武の間に尽さんと欲するも到底成功を期す可らず且今回若し不幸にして京師に滞留するあらんか諸藩の有志の徒悉く集合し遂に一変動を生じて不測の紛乱を醸すこと明かなり此大事を決行せんとせば長州公を先にし薩摩は之を援助して事功を挙ぐるを可とす如何となれば長州は智者多く薩摩先んずれば長州は之を妬みて幕府をして薩摩を討たしむべし。此場合之に応ずるの防備なきを如何にせん非常の事を成さんには非常の備を周密に為さざる可らず。故に今回は参府を辞し時機を俟ちて先づ諸藩の合同を策すべしと。久光公之を聞きて理の当然に服すと雖も

まだ遽に決する能はず後小松帯刀の邸にて同志相会せし時は翁は久光公を評して斉彬公に及ばざること甚遠しと言ふ座に在りし中山尚之助之を久光公に告ぐ短慮なる公は大に憤激し西郷の説取るに足らずとて参府に決し翁は下関にて待命せしむ。

文久二年三月十六日久光公は小松、中山、大久保以下一千余人を引率し船にて京都に向ふ是より先翁は村田新八を伴ひ陸路下関に着せり。諸藩勤王の士京阪に蝟集し形勢漸く急にして久光公着京せば将に一変動を生ぜんとす。翁此形勢を見て君命を待つの隙なく村田と共に馬関を発して三月二十六日大阪に着し加藤十兵衛方に潜匿せり。翁の予言せし如く四月二十三日には寺田屋騒動起れり久光公は西郷上阪せる由を中山尚之助より聞きて大に怒り直に帰国を命じたり翁は森山村田と共に薩船天祐丸に搭じて四月中旬山川港に入る此報一たび伝はるや薩藩の有志士大に其不当の処置たるを論じてごうごうたり。時の家老喜入摂津は久光公の命により翁を徳之島に村田を喜界に渡航を命じたり流罪とせざりしは人心の沸騰を顧慮したるなり。森山は遠島の地未だ定まらざるは畢竟死罪に処せらるるものなりと思ひ俄に自刃せり。翁は六月山川を発し七月初句徳之島岡前に着し茲に寓を定む翁は久光公之怒容易に解けず長時日を此処に過さざる可らざるを思ひ家屋を求め農具を購ひ自ら耕耘して活計を立てんとし龍郷にある妾愛子長男菊次郎長女菊子を取寄せたり。然るに久光公帰国するや翁を徳之島に渡航せしめたるを以て満足せず七月に至り左の命を下せり。

大島三右衛門先に徳之島在留を命じ置きし処尚聞召被通此節沖永良部に遠島申附候条着島の上は囲に召込昼夜不開様番人両名を附添ふべし尚護送の際は必船牢に入るべき事

此令書は愛妾愛子を乗せたる船にて同時に着せり徳之島在番所にては翁が此令書を見て如何ばかり落胆するならんとて之を翁に示すを躊躇せし程なりきといふ。

其後二日にして菊次郎母子を大島に帰し井之川村より乗船して沖永良部島に向へり。

其　二

文久二年八月十四日一葉の扁舟は稀代の偉傑を載せて伊延港に着せり。時の代官黒葛原源助氏横目土持政照氏等之を迎ふ伊延より和泊迄一里に近し用意せる馬に乗ら

ん事を勧む翁肯かず切に徒歩せんといふ其故を問へば今よりは幽囚の身或は土を踏む事なからん余をして暫く此土を踏ましめよと左右皆暗涙に咽べりといふ。

牢屋は役場敷地内に建設せしめ工を急ぎし為粗造言ふばかりなし四方格子を廻らしたるのみにて戸なく風雨に侵され炎日に曝す加ふるに牢内狭隘なるに揭(か)てて厠を中に設けたれば汚臭鼻をつきて甚し翁は垢に塗れ粗食に痩せ形容日に憔悴す。土持政照翁は西郷翁の非凡の器なるを夙に看破し此偉人を窮境より救はん事を決し、浴を勧め滋味を贈り且牢外の運動を懲憩す。翁固辞して応せず土持氏其志の奪ふ可らざるを知り在藩に謀つて曰く西郷氏の事藩命に依れば囲に召込云々とあり然るに今は囲に非すして牢獄に囚ふ願はくは私費を以て家屋を作り其中に囲を設けんと在藩理の当然なりとし官費を以て之を建造すべしとて其工事を督する事を命ぜられる。土持氏大に喜び直に翁を牢外に出でしめ工事中は時の在番福山健偉氏の許にあらしむ然して故らに工事を遷延して翁を休養せしむ。新設の令囲は広さ二間半角の屋内に九尺四方の坐牢とし堅牢且清潔なり是より月に十五、六回入浴せしめ敷物滋味を贈りなどしければ日を追ふて健康を恢復し魁偉旧の如くなりぬ土持氏は日事牢を訪ふて翁を慰問す。一日翁土持氏に問ふて曰く避遠の地一朝凶年に逢はば何を以て飢民を済ふかと氏曰く唯藩庁の救助を請ふの外途なしと翁曰く航程遠く急卒を救ふ能はず宜しく宋時の社倉法を劃すべしとて其方法を授く。氏同僚と謀りて社倉を起し爾来窮民を救恤せし事枚挙に遑あらず島民深く翁を徳とせり。

文久三年五、六月の交一日土持氏翁を訪ふ翁慶嵯嘆大息す氏故を問ふ翁曰く幕府生麦の変を以て薩藩に責を負はせ英国をして薩藩を討たしむるや必せり鹿児島は何等の防備なければ今頃は英艦のために苦しめるならん。余不幸令囲の身となり祖国の難に赴く能はざるを奈何せんと言畢りて涙潸々たり土持氏之を聞きて感激し余も又鹿児島に父あり故旧あり之を座視するに忍びず共に携へて難に赴かんと言ふ翁曰く船なきを奈何氏曰く余窮乏余財なしと雖も幸に下僕あり之を奉公替せしめ其資を以て船を造らんと約し帰りて之を母鶴子に語る母大に喜び私財を供して造船を助く船将に成らんとするに際し偶々商船来りて薩藩英艦の来襲を斥けし旨を伝ふ故に上国の挙は止めしも船は報恩丸と命名し御機嫌伺として操坦栽氏を

上鹿せしむ発するに臨み翁は左の和歌二首を贈る。

大人のおもきおほやけ事のつかひに選まれて
船出し侍るを送るとて

君かためふかき海原ゆく船を
あらくなふきそしなとへの神

諸人の誠のつもる船なれば
行くもかへるも神やまもらん　（操氏所蔵）

翁又政照の義気に感じ左の一詩を贈る。

精神不滅昔人情　専顧君恩壮気横
開眼営船真意顕　揮涙鬻僕俗縁軽
北堂貞訓能応奉　先祖忠勤当力行
畢生勉乎酬国事　無私純志挺群英

（土持氏蔵）

翁は前浜戦争ありたりと聞き其詳細を知らんと欲し徳之島へ問合せの書面を発したり其草稿今尚土持家蔵せり文面左の如し。

未だ寛々不能鳳眉候得共弥々以御揃御勤仕の筈珍重奉存候然は御城下前の浜に於て英夷乱妨の様子為有之哉の風聞有之畢何其衆急速御下島の処より右等の説相発候との事にて表通り御問越相成候訳に御座候、自然巨細虚実分明御返事可被為在候事には御座候得共間には表通に御嫌疑之廉も難計推考いたし候間私共よりも内輪を以て別段及御頼候訳に御座候其処厚く御汲取被下候而余計之儀与思召候事までも無服臓御洩説被成下候処起而御願申上候儀に御座候軽き者共の申事にて虚実不相分候得共痛心の余及御尋問候始末に御座候就ては其御許より御米御積登可相成哉抔与も申事に御座候実事に候得者大和船積入方として早々罷下候御振合に御座候哉又は島次を以て御仕登可相成歟右様の手数相成候而は一同之御難儀与奉存候右は如何の廉を以て御補ひ被成候向に御座候哉若当冬下船も相滞向共成立候はば砂糖御仕登の処も不被為出来筈与奉存候如何御運相付候哉御懐合之処詳悉御知被下度御願申上候尤当所にて粗々風聞仕候形行はヶ条を以て虚実無構一々左条之通御尋申上越候間委敷御返事被成下度御願申上候

一、山川口にて防戦如何の向にて御座候哉火急之事にて全く仕応させるものに御座候哉

一、英艦何十艘乗込候哉何月何日の戦にて御座候哉

一、英艦桜島の御台場より一艘は御打留相成たるとの向に御座候何艘打留相成候哉

一、英艦速に引取候哉又は江戸表杯乗廻候歟本国の方へ引払候哉

一、上下町は御焼払に相成其余煙御城迄相及候との趣も申触れ候実事に御座候哉

一、琉球船二艘大和船四五艘相損候向に御座候何方へ繋居候て及損失候哉且小船は数十艘破損との向に御座候波止内に有之候船にて御座候哉

一、上下町人何方江相延候哉又は武家童女方如何に御所置相付候哉

一、戦士の御方々大人数被為及焼死候御様子に御座候哉幾人許に御座候哉

一、近国並長崎御奉行杯早々御援兵として被差入御向に御座候哉

一、当島への御用封も有之右は当所より飛舟にて被差渡候者へ御渡相成居との事に御座候又上国与人真粋憲等の書状都而同様の由承居候弥其通の事に御座候はば都而御取揚被成下而此度差遣候飛船へ御渡被下候御手都合被成下度分而御頼申上候

右者忌諱に触候言も可有之御座候得共御存の通端島の事にて詳に相知候訳無之勿論非常の御世態に御座候得者御互に形勢委敷相知被処急務の事に御座候得者承候儀も悉御尋越申上候に付何卒細大為御知被下候処分而御頼申上候自然ヶ条に洩候処多分の事に可有御座候間無残処為御知被下度態と飛舟を以て御頼越申上候

翁と上持氏との親交は益々厚く遂に兄弟の契を結びたり時に土持氏に贈りたる一詩あり

平素眼前皆不平　情之相適異時情
偸安悖義如仇寇　禁欲効忠共死生
我許君君也許我　弟称兄弟却称兄
従来交誼知何事　報国輸身尽至誠

（土持家蔵）

其　三

元治元年二月二十二日午後一時汽船蝴蝶丸和泊港に投錨せり。翁を迎へんが為めなり当時薩藩にては勤王佐幕の二派対峙して議論沸騰翁を起用するに非ずんば之を収拾すべからずとし藩主久光公の命により吉井友実、西郷従道、福山健偉の三氏来り迎へぬ。過ぐる文久二年八月より約一年七ヶ月の間風餐雨虐の苦を嘗めし坐牢に名残を

惜しみ刎勁の友土持政照を始め慕ひ寄る島の人々に別れを告げて蛟龍池中を去りしは仝日の夜中なりき

翁別壮に臨み政照氏に贈りし詩

別離如夢又如雲　欲去還来涙淫淫
獄裡仁恩謝無語　遠凌波浪廋思君

翁或は嚶鳴館遺草なる一書を政照に示し牧民の任に当るものは須く読まざる可らず筆写して貴下に贈らんと六冊の中四冊は自ら筆写し二冊は川口雪蓬氏（謫居中）に代筆せしめ之を政照氏に贈れり外に政照氏のために翁の筆を執りて書き述べられし与人役大体横目大体の二冊も共に今尚土持家に蔵せり

翁入牢中最も力を読書に用ひたり初め鹿児島より携帯せし書冊は其数極めて多く三個の行李は書冊を以て充満せり又余暇に習字作詩を試み勤王の諸士の詩歌を集めて口論せり就中左の二詩は牢中の衝立に貼りて日夕之を吟誦したりといふ

富貴寿夭不弐心　只向面前養精神
四十余年学何事　笑座獄中鉄石心

三宅尚斉

慈母勿悲罹厄身　古来如此機忠臣

臨死自若如平日　不怨天矣不咎人

森山三十

翁は読書の余暇児童を教授し或は漁具を製作して楽みとせり時には政照氏等と晩酌を共にし興至れば煙草盆を倒にし扇子を以て之を叩き乍ら軍談を語る川中島宮本武蔵等は其最も得意とする所なりしといふ。

政照氏の外昵近して教を受けしものに矢野忠正氏鎌田宗円氏操坦勁氏等あり或時翁操氏に訊ねて曰く一家を睦くするには如何にすべきかと操氏答へて五倫五常の道を守るを以て要とすと翁頭を振りてそは唯看板なりとて左の訓誡を書して与へたり

此ときやう唯あたい前の看板のみにて今日の用に益なく怠隋に落ちやすし早速手を下すには欲を離る処第一なり一つ美味あれば一家挙つてともにし衣服をつくるにも必ずよきは長にゆずり自分勝手を構へず互に誠を尽すべし唯欲の一字より親戚の親も離るものなれば根底する処を絶が専要なりさすれば慈愛自然に離れぬなり（操家蔵）

社　倉

大西郷の流されて本島に在るや横目土持政照日夕獄舎を訪ふて牧民の道を問ふ翁説くに宋時の社倉の法を以てす当時政照に与へたる書信あり

（前略）凶荒の備といふは豊年の時に致す事に候仕様は村々にて現夫のつら〳〵に賦り付ては親疎もあるのみならず苦情も起り候半歟然れば第一作得の余計をしらべ家内の人数或は雑穀の余分まで相考夫に応じ出来割付候はば人気も宜敷自ら社倉の趣意に基き仁恕の大本相立候半譬へば一ヶ村にて五石の米高に相及ばば弐割の利付にては一ヶ年には一石の利米と相成るなれば右を本に相立て年々仕繰候得者三ヶ年には元利八石六斗四升に相成べし五ヶ年には十三石余の米高に相成候半其節は最初出米の分は銘々へ返与へ利米計を以て右の手数にて仕繰候はゞ人々不時の災難を救ひ又は廃疾のものをも憐れみ何歟救助の道相付事にはあるまじき歟若荒年に逢ひ候時は窮民は天の賜と仰き候半然る時は積年の辛苦に引かへて如何計嬉しきことぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず自然百姓の上に立て御役を勤め候は何の訳に候哉第一百姓の融通を致し呉候ためには有るまじきや凶年に臨で饒亡に及候を見ながら唯安閑として年柄の事なれば致方は無之と年柄に打任せ候ては弥々天よりは其罪役々に帰し候儀相違有るまじく畢竟此処古人も厚く論判致したり。いづれにも前以て備肝要の事也全体百姓は力を労して御奉公を致し役々は心を労し御奉公を致すは天然の賦付に候得者心の限は可尽事に候若又五ヶ年に相満たずして凶年に逢ひ候はゞ現在極難に不迫者には頭出米外一部通相重配分いたし又至極窮したるには一分通り相重候て相渡し翌年は重み丈の分は返米為致候はゞ往々非常の囲米相備はり云々（以下腐蝕）

吉之助

政照様

当用向

（土持氏所蔵）

政照之を見て大に発奮し時の同僚及上司に計りたるも顧みられず失望し居たるに恰も与人に任せらるゝに逢ひ好機到れりとして之を同僚に議し在番所（薩藩の役所）の許可を得て明治三年秋初めて社倉を創立す。

当時の計画は明治三年の秋に高頭一石につき米一升五合三勺余宛を醵出せしめ一ヶ年二割の利率を以て貸付け五ヶ年後に至りて元利合計二百四十八石八斗三升二合となる此中元高百石は醵出せし人々に返却し四十八石余は藩の倉庫に貯蔵し置きて不時に備へ残り百石は貸付くる定なり。而して比貸付は永年一定にして之より生する利息は之を蓄積しおきて不具廃疾の者鰥寡孤独の者其他不憫の者を救済せんとするにあり。

是より先明治五年冬砂糖藩買上を解かれ勝手売買を許されたるも藩立の保護会社（旧三島方）に物品代として砂糖百四十六万斤余の負債ありき。之を県令より六分通りは下渡し残り四分は三ヶ年賦にて上納せしむる事に定められたり其四分通り、即五十余万斤の砂糖も大西郷及士持政照翁の二人時の鹿児島権令大山綱良に折衝辛ふじて上納免除を得之を以て救済事業を企つべきを命ぜられたり。依って其半額は島民に配与半額は之を社倉資金に合し初め醵出したる元米百石は三ヶ年を経て返却するに至れり。尚大蔵省よりの課税糖三十一万斤も半額は金銭にて十ヶ年賦上納の件を松方租税頭と会見して協調せり負債糖免除につき県令より各島与人に与へられたる書簡左の如し。

各島の儀旧藩政時代より先覚先知の人屢々撫恤道の千辛万苦尽力すと雖も何分僻遠障絶の端島故百事行届兼加之両三年間には必旱風の天災打続き連々貧困の極に立至り憫然の為体日夜憂思す今茲に三四ヶ村巡見致し実際見聞致候処皆伝聞の外に出挙て乞食同前の家屋を並べ随て着服食料又思渉す就て外各島に於ても更に甲乙有之間敷実に愛民保護の職掌見聞に忍びざる次第に候依て先般旧保護会社へ取納む可き品物代来々亥年まで三ヶ年割本金返納の儀更に此節無納申付候条右者別途に取結協力同志相親相保の義を以て非常の天災等臨時差支無之様兼て良法を設け衆民をして真に、王政復古の大典を感戴為致度旨趣を反復評議相尽し仮にも私意偏頗の旧習を挟まず後年一同永久安全の方法を屹と相立可申事

明治六年癸酉十月　鹿児島県権令　大山綱良

大島外四嶋　戸長中

副戸長中

附記、明治六年与人を戸長間切横目を副戸長と改称せり明治七年金銭融通のためとして県庁より金子五万貫を無年限無利息にて貸与せらる更に明治八年大蔵省より三十四万貫（六千三百九十四円）を十ヶ年賦にて借受け之を人民に配当せしが明治二十三年国会開設の為決算の必要ありと三十四万貫は返済せしめられ県より借りたる五万貫は社倉資金に加へられたり。

斯の如く社倉の資本漸次かさむに及び専任の吏員を置きて事務を執らしめ諸所に倉庫を設置し、明治十六年に至りて公立病院をも設立するに至れり。

病院は現今の池畑倉庫の敷地内にあり院長は沖利有氏副院長は撰玄碩氏にして其下に数名の医員ありたるも明治□年廃止せり。

明治三十年和泊に電信局設立せらるるに及び米穀蓄積の要なしとして社倉資金を全島の学資金に編入したり而して此資金中より千五百円を西郷翁記念碑及西郷文庫建設のため五百円を士持政照翁彰徳碑建設のため寄附する事とし其残金を和泊知名両村に折半配分せり是れ両村基本財産の大半を占むるものにして爾来今日迄利殖しつゝあり。

三　嶋の南洲先生

西郷南洲先生の謫居中の教育について、①安藤佳翠氏はその著②「嶋の南洲先生」と③「西郷南洲先生と操家」の中で、次のように述べている。

先生は若い頃同志の大久保一蔵や吉井幸輔、税所篤等と福昌寺の無参禅師の許に参禅して、奇骨峻峭たるこの老僧から禅機を授かった。此の圍の中は実に究竟の参禅の道場であった。先生はここで実地にそれを修業する気でいた。今独結跏趺坐して「如何なるかこれ天」「生死交謝の時如何」等と瞑想する時、それは行ひすましたる清僧の姿であった。

操坦栽の先代坦晋は和漢の学者で、その書庫には大抵の書物が揃ってゐた。読書好きな先生は、その中から「古文真宝」や文選の中の「九成醴泉銘」等を借りて読んだ。その外に自分の蔵書として四書・五経・韓非子・近思録・童子経などを納めた三個の行李が、座牢の中に運び入れられてあった。中でも最も愛読した書は言志四録・通鑑綱目・韓非子・嚶鳴館遺草等であった。言志四録などは幾度か翻読した。そしてその実践躬行を説示した章句は　抜萃して暗誦したほどであった。又嚶鳴館遺草を、西原に流されていた学者川口雪蓬と、冊を分けて丹念に浄写して、土持政照に与えた。この書は尾州の学者細井平洲の遺訓をあつめたもので、治政の大事な点を説いてある。

圍の生活は閑々として、表面何の変化も見えないが、その日〳〵は無為碌々たるものでは無かった。座禅・読書・習字・詩作と、それにまた手習の子供を三四人頼まれて更に一つの仕事が殖えた。弟子は何れも十三四の少童で、廂の下の土間に蓆を敷いてそこに机を並べてゐる。それを格子の中からお師匠様が教へるといふのであるから、誠に奇態な寺小屋であった。

昨夜からの雨は今朝までも降り続いてゐる。島は一たいに風が強いので多くの雨は横なぐりに降る。此の雨では圍の中は嘸や辛いことであらうと、政照は朝早々と見廻りに来た。すると先生は傘の音も耳に入らぬらしく、雨の飛沫を衝立で防ぎ乍ら、机に倚って頻りと詩作に凝っている。

「これは降ることでごわすがお困りでせう」と、声を

雨帯斜風

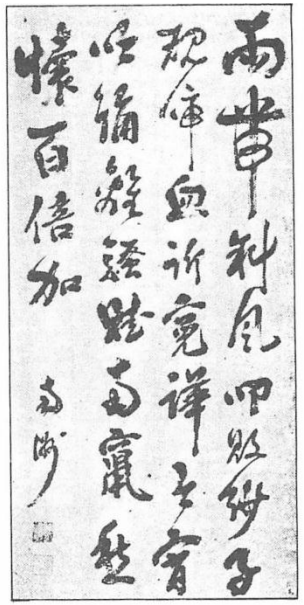

朝蒙恩遇

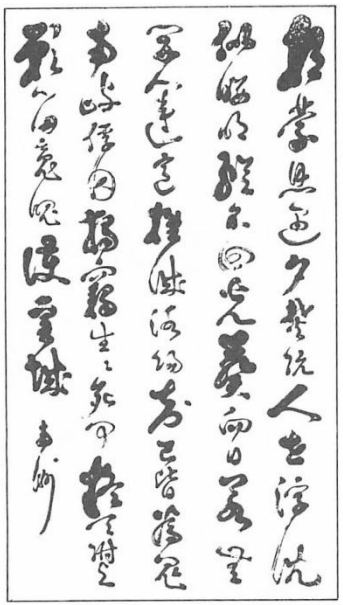

掛けられて先生は始めて気がついた。

「政照殿か。いや、雨も時にとっては風流でごわす。お蔭で昨夜は良か詩が出来もした。今一人で感心しとるところでごわす。見て呉いやんせ。」と、机の上の詩稿を政照に示した。

雨帯斜風叩敗紗　雨は斜風を帯びて敗紗を叩く
子規啼血訴冤嗟　子規は血に啼き冤を訴へて嗟し
今宵吟誦離騒賦　今宵吟誦す離騒の賦
南窻愁懐百倍加　南窻の愁懐百倍加はる

政照は格別詩を習ったことも無いので解し兼ねた。それを先生が解釈してくれた。破れた芭蕉の葉が風にはたたき、杜鵑一声血に啼く雨の宵、独寒燈の下に離騒の賦を吟誦して愁懐切々なる先生の心境は充分に察することが出来た。先生は更に手筥の中から、これも「この頃詠んだとでごわす。」と示された。

朝蒙恩遇夕焚坑　朝に恩遇を蒙り夕に焚坑
人生浮沈似晦明　人生の浮沈晦明に似たり
縦不回光葵向日　縦ひ光を回さざるも葵は日に向ふ
若無開運意推誠　若し運の開くる無くんば意は誠を推さん

洛陽知己皆為鬼　洛陽の知己皆鬼となり
南嶼浮囚独竊生　南嶼の浮囚独生を竊む
一死何疑天附與　一死何ぞ疑はむ天の附與なるを
願留魂魄護皇城　願はくば魂魄を留めて皇城を護らむ

実に見事な一聯の律詩であった。生死を天の附與に任せ、魂魄を留めて皇城を護らむとする、大丈夫の悲壮な決意は、一詩の中に渾然と流れてゐる。しかしそれは余りに苛酷である。六旬に近き圉囹の生活に、髪は乱れ髯は伸び肌は垢に埋れてゐる。それのみならず、狭苦しい座敷の中は常に厠より洩れる悪臭が漂ひ、払へども去らぬ蒼蠅が翔けまはってゐる。唯この汚穢なる陋舎の中に在っても平然として渝りのないのは謹慎の態度と靄々たる温顔のみである。

新しい圉に移ってからは書物読みの弟子も段々と多くなり、名簿に載ってゐるものが二十人近くにもなった。何分刺戟のない環境に育った島の子供達であるから、ともすれば怠け勝ちであった。いや此れだけの者が欠かさずに押掛けて来ようものなら、この狭い圉では始末に困ったに相違ない。その中で好学の志に富んでゐたのは、矢野忠正、市来惟信、操坦勁、④鎌田静碩、沖利経等の少年であった。坦勁はこれ等の中の年下であるが、特別恪勤の方で且宅が圉の近所に在ったから、弟子中の世話役の格で、休講の時など坦勁が皆へ振廻ることになってゐた。

さてその書物読みは、朝から昼までが素読、それは主に近思録や古文真宝の素読で、夜は論語、孟子の講釈となってゐた。龍郷でも岡前でもお師匠の経験は積んで来たのであるが、それは見台の前に端座して、弟子衆を睨め廻す夫子然たるものでは無くして、それ角力ぢや猪狩ぢやと、お山の大将になって駈け廻る日が多かったのである。ところが九尺四方の圉生活では、師匠然たる師匠を余儀無くさせられた様なものである。さて熱が加はると面前には弟子も無く小童も無く天と語り地と談ずが如く懇々と説いて倦まず、弟子衆は雲煙の中を彷徨する時もあった。それを終始熱心に聴講して解らうとつとめてゐる坦勁少年は一番教へ甲斐があると思った。此の少年の為に四書の一節でも注解して与えようと自ら筆を執った。これ恐らくは先生一生一代の述作であらうかと思ふが故に、左にその全部を記録する。（濁点と振り仮名を

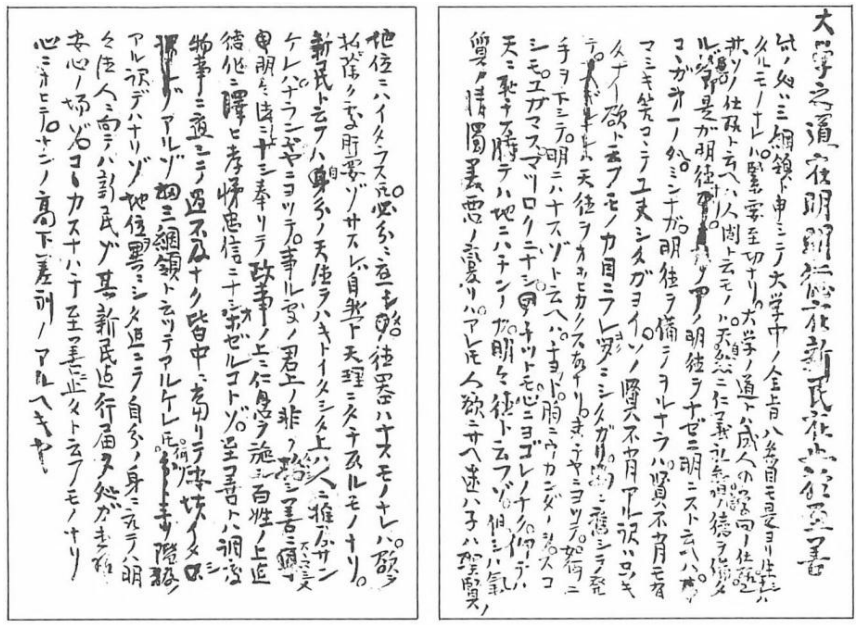

附したる外原文の儘）

大学之道在明明徳在新民在止於至善

此ノ處ハ三綱領ト申シテ大学中ノ全旨八條目モ是ヨリ生ジタルモノナレバ、緊要至切ナリ。大学ノ道トハ成人学問ノ仕様ナレバナリ。

サ、ソノ仕様ト云ヘバ人間ト云フモノハ、天自然ニ仁義禮智信ノ徳ヲ備タルゾ、即是ガ明徳ナリ。アノ明徳ヲナゼニ明ニスト云ヘバ、ココガ第一ノ處、ミンナガ明徳ヲ備テヲルナラバ、賢不肖モ有マジキ筈、ココデ工夫シタガヨイ。ソノ賢不肖アル譯ハ、只キタナイ欲ト云フモノガ目ニフレ聞ニシタガリ、物ニ應ジテ発テ天徳ヲオホヒカクス故ナリ。夫ヂヤニヨツテ、如何ニ手ヲ下シテ明ニハナスゾト云ヘバ、チヨツト胸ニウカンダノヲ、スコシモユガマズマツロクニナシ。チツトモ心ニヨゴレノナク、仰テハ天ニ恥ヂズ、俯シテハ地ニハヂンノガ明々徳ト云フゾ。但シハ氣質ノ清濁美悪ノ變リハアレ𪜈、人慾ニサヘ迷ハネバ聖賢ノ地位ニハイタラズ𪜈、必分ニ應ジタ徳器ハナスモノナレバ、慾ヲ拂除ク處肝要ゾ、サスレバ自然ト天理ニタチ返ルモノナリ。

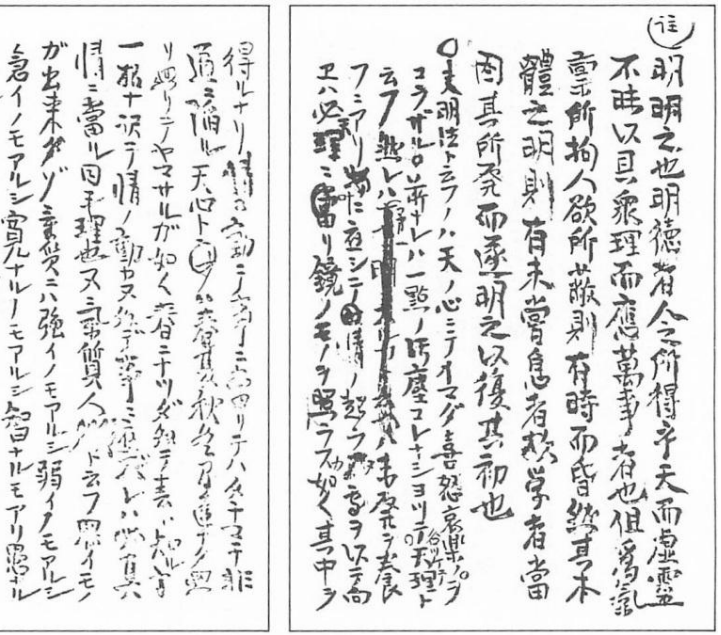

新民ト云フハ自分ノ天徳ヲハキトイタシタ上ハ人ニ推及サンケレバナランヂヤニヨツテ、事（つかえ）ル處ノ君上ノ非ヲ格（タヽ）シ善ニススマシメ、明明徳ニナシ奉リテ政事ノ上ニ仁恩ヲ施シ、百姓ノ上迄徳化ニ澤ヒ孝悌忠信ニナシオホセルコトゾ。

至善トハ調度物事ニ應ジテ過不及ナク、皆中ニ當リテ安堵イタシアルゾ。扨三綱領ト云ツテアルケレドモ、何ゾ階級ノアル譯デハナイゾ。地位ヲ異ニシタ迄ニテ自分ノ身ニ取テハ明々徳、人ニ向テハ新民ゾ。其新民迄行届タ處ガ皆様安心ノ場ゾ。ココガスナハチ至善ニ止タト云フモノナリ。心ニオヒテナンノ高下差別ノアルベキヤ。

(註) 明明之也明徳者人之所得乎天而虚靈不昧以具衆理而應萬事者也但為氣禀所拘人欲所蔽則有時而昏然其本體之明則有未嘗息者故学者當因其所発而遂明之以復其初也

夫明徳ト云フモノハ、天ノ心ニテイマダ喜怒哀楽ノヲコラザル所ナレバ一點ノ汚塵コレナシ、ヨツテ名ヅケテ天理ト云フ。然レバ第一未発ヲ養フニアリ、物ニ應ジテ情ノ起ラヌ處ヲ以テ向エバ必天理ニ叶ヒ、鏡ノモノヲ照スガ如ク其中ヲ得ルナリ。情ニ動テ事ニ當リテハタチマチ非道ニ陥ル、天心トハ春夏秋冬間違ナク廻リ廻リテヤマザルガ如ク、春ニナツタ處デ春ト知ルヤ一様ノ譯デ、情ノ動カヌ處デ事ニ應ズレバ必真情ニ當ル、同ジ理也。又氣質人慾ト云フ畏イモノガ出来タゾ。氣質ニハ強イノモアルシ弱イノモアルシ、急イノモアルシ寛ナルモノモアルシ、智ナルモノモアリ、愚ナルモアル。サアコレデ天理ヲヌイフサグト朱子ガ云ハシヤルゾ。人欲ト云フキタナイモノガ人々澤山持溜テイレバ、コレガ第一天理ヲスミニマゲコムノヂヤト六ヶ敷云ハシヤルガ、ミンナガ情ニ落チタ論ヂヤヨ、情ノ不變前ニオヒテミタガヨイ。自身ト云フノガ見得ナケレバ對立スルモノガナイ、ソレデイヤナ気質ト云フコトハノケテヲイタガヨイヨ。サア對立スルモノガナケイヤ欲ガヲコラヌゾ、ココガ工夫ノ用ヒ處ヂヤナイカイ。ソコデ情ノ顯ハレタ前ガ明徳ノ地位ナル事ヲ少シニテモ取リツケタラバ、一心不乱ニ修シ行ジテ其氣ヲ失フベカラズ。サスレバ自然ト初ウケタル天理ナリニヤリツクルモノ也。

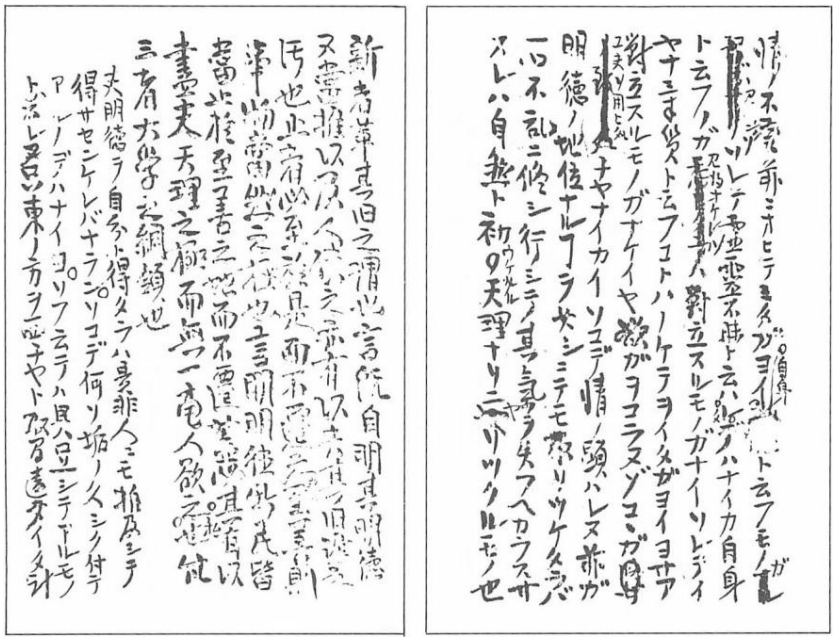

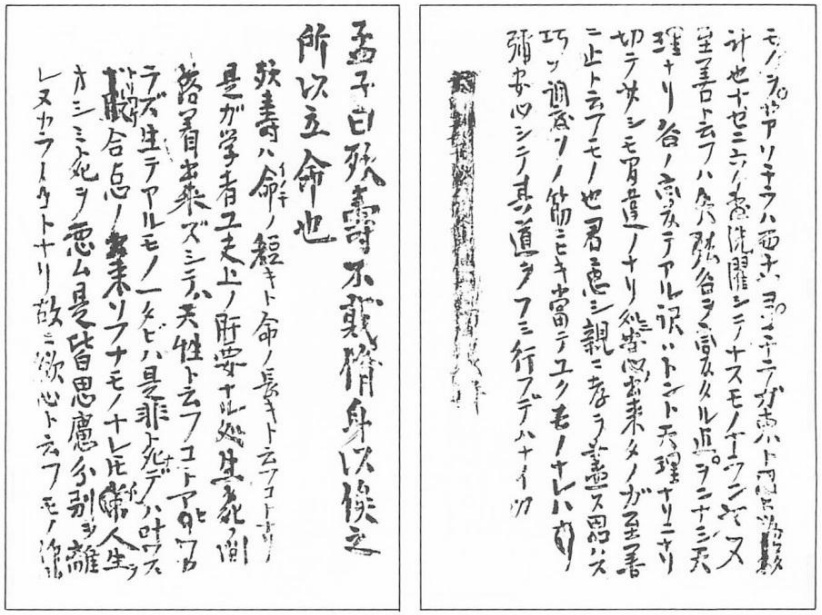

新者革其旧之謂也言既自明其明徳又當推以及人使之亦有以去其旧染之汚也止者必至於是而不遷之意至善則事物當然之極也言明明徳新民皆當止於至善之地而不遷蓋必其有以盡夫天理之極而無一毫人欲之私也此三者大學之綱領也

夫明徳ヲ自分ニ得タラバ是非人ニモ推及シテ得サセンケレバナラン。ソコデ何ゾ垢ノ久シク付イテアルノデハナイヨ。ソフ云フテハ具足シテアルモノトハ云レヌ。只東ノ方ヲ西ヂヤト取間違イタ計ヂヤモノヲ、サアソチラハ西ヂヤヨ、コチラガ東ト思ヒツカセタ計也。ナゼニ六ケ敷洗濯シテナスモノナランヤ。又至善ト云フハ矢張名ヲ變ヘタル迄、ヲンナジ天理ナリ、名ノ變テアル譯ハトシト天理ナリニナリ切テ、少シモ間違イナイ處ニ安心ノ出来タノガ至善ニ止ト云フモノ也。君ニ忠シ親ニ孝ヲ盡ス、思ハズ巧ズ調度ソノ筋ニヒキ當テユクモノナレバ、彌安心シテ其道ヲフミ行フデハナイカ。

孟子曰殀壽不貳脩身以俟之所以立命也

殀壽ハ命ノ短キト命ノ長キヲ云フコトナリ是ガ學者ユキ止ノ肝要ナル處生死ノ間落着出来ズシテハ天性ト云フコトアルマジヤ。天性ト云フモノハ是非ト云フテ叶ハヌ生死ヲ合点ノ悪ム是皆思慮分別ヲ離レヌカラノコトナリ。故ニ欲心ト云フモノ仰山起リ来テ、天理ト云フ事ヲ覺ルコトナシ。天理ト云フコトガ慥ニ譯タラバ、壽妖何ゾ念トスルコトアランヤ。只今生レタト云フコトヲ知テ來タモノデナイカラ、イツ死ントモ云フ事ヲ知ロフヤウガナイ。ソレジヤニヨツテ生ト死ト云フ譯ガナイゾ。サスレバ生テアルモノデモナイカラ思慮分別ニ渉ル事ガナイ。ソコデ生死ノ二ツアルモノデナイト合点ノ處ガ疑ハヌト云フモノナリ。コノ合点ガ出来レバコレガ天理ノ在リ處ニテ、為スコトモ言コトモ一ツトシテ天理ニハズル事ハナシ。一身ガスグニ天理ニナリキルモノナレバ是ガ身脩ト云フモノナリ。ソコデ死ント云フ事ガナイ故、天命ノ儘ニシテ天ヨリサヅカイシママデ復スノヂヤ　少シモカワル事ガナイ。チヨウド天ト人ト一體ト云フモノニテ、天命ヲ全フシオフジタト云フ譯ナレバナリ

註　右ハ文久二年戊季冬

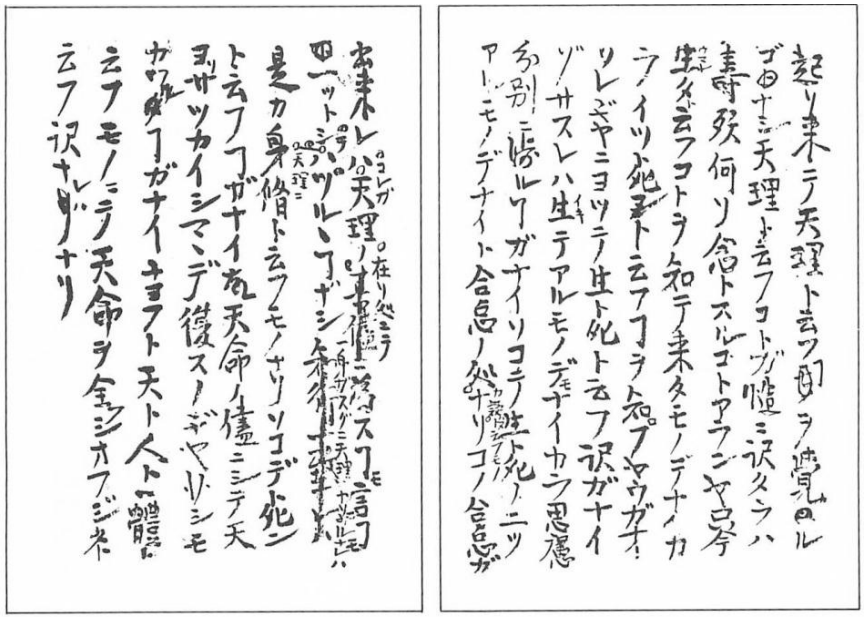

この坦勁少年に与えられた「欲ヲ離ル所第一ナリ」の箴言と言い「明明徳」の講釈と言い、先生の終生を貫いた信條のように思われる。

①安藤佳翠
○和泊字の出身
○明治四十三年鹿児島県師範学校本科一部卒
○古仁屋高等小学校訓導
和泊尋常高等小学校訓導
○文部省中等学校教員検定試験・国漢科合格
○鹿児島市立女子興業学校教諭
○鹿児島県女子師範学校第二高等女学校教諭
○沖縄県立第一高等女学校教頭
○私立鹿児島高等女学校教諭

②「嶋の南洲先生」
○安藤佳翠氏の著書
○昭和十一年十月発行　絶版
○昭和五十六年四月　西郷南洲顕彰会（会長―和泊町長武田恵喜光）が遺族の承認を受けて再版し、顕彰会員に配布した。

③「西郷南洲先生と操家」
○安藤佳翠氏の著書
○昭和三十九年甲辰一月発行

④鎌田静碩
○和泊字・鎌田静雄氏の祖

四　西原村の川口雪蓬先生

西郷南洲先生の沖永良部島流謫と時を同じくして、「流罪の身」となっていた川口雪蓬先生のことについて、元国頭尋常高等小学校長東貞良氏（西原字出身）は、「西原村の川口雪蓬先生」と題して、次のように「西原自治会史蹟部」に寄稿している。

和泊町西原二百五番地久冨中忠氏宅地の南西隅に一基の記念碑がものさびて立ってゐる。同町國頭産の黒花崗岩で出來、高さ百二十五センチ、幅五十五センチの碑面には裏葉に示す通り記してある。これは安政萬延の交から沖永良部島に配所の月を眺めながら、青年子弟の教育に勵みて國家有為の人物養成に努め、元治慶應の交歸還した雪蓬川口量次郎先生を追慕する気持から、直接その教授薫陶を受けた十人の遺志を継いで、それらの子孫及字民一同が建立したものである。

事の謂れを温ねると下の如くである。川口先生の生地は或は水戸といひ、或は京都といって定かでないが陽明學を修めた勤王家であった。幕末に勤王討幕の議論が盛であった安政の頃ほひ、先生は京都で王事に奔走した為に幕吏のにらむところとなり危害が將に身邊に迫って來たのを直感し難を薩摩に避けて來た。一角の學者であり勤王の志士であり、加ふるに達筆の書家であったから藩公の知るところとなり、寫字生の格で召使はれる身となった。性質が磊落で物にこだはらず氣持よく立働くので主公の覺えもよく側近にて典籍など取扱ってゐた。

好事に魔はつきもの、先生には玉に瑾ともいふべき飲酒の癖があった。偶々飲代に事欠いた時すまぬとは思ひながら暫くのつもりで藩庫の秘書を持ち出して金を借りた。天の惡戯といはうか先生が未だこれを取り戻さぬうち或日主公から件の書の要求があったので率直に事の次第を告白し御詫を申上げ罪を乞ひ奉った。綱紀上捨てゝも置けず沖永良部に遠島になったのだと傳へられてゐる。

當時流人の多くは代官詰所のある和泊を敬遠して田舎に留まり、能なき者は農業を營んで糊口を凌ぎ學ある者は子弟を教育してその届け物によって生活を支へるのが常であった。先生もそれにもれず最初は和泊に程近い喜美留村に粗末で狭隘な方丈の茅屋を結び弟子數人を集めて手習などさせてゐた。しかし弟子達は何れ劣らぬ腕白者ば



川口雪蓬先生謫居の地の碑

碑表面

川口雪蓬先生謫居之地
西郷隆治敬書

碑裏面

昭和十三年八月弟子
東　一元　東　盛継
東　武成　西村　實
柏　常憲　東　一信
東　一徳　東　一頼
池田祐一　東　稲治
之子孫及字民一同建立
岡山縣岡見正太郎彫刻

かりで、且學習の熱意がうすい為か一向に成績が良好でない。先生が熱心の割に弟子は冷淡で時には學問など無用の長物だといはぬばかりの態度もあった。それでとうとう流石の先生も面負けの態となり愛想をつかしてしまった。かくて一夜決するところがあり僅かばかりの書籍炊事具、食器、衣類などをからげあげ、生き物の豚の子といっしょに一人で擔ぎ、縁者隣人に無断で喜美留から北小半里のところに當る西原村へと逸走したのである。

村の人々に事情を話すと皆が非常に同情し相謀って小屋を建て必需の食品など贈るので先生は安住の土地を得たことを喜び再び弟子を募って教育の道に精進した。石碑に記されてゐる東一元、東盛継、東武成、西村實、柏常憲、東一信、東一徳、東一頼、池田祐一、東稲治等の若人十人が自ら進んで先生の教をうけて勉強したので學問の種子は根強く西原に生え着いたのであった。

後年川口先生は赦免にあひ鹿児島に歸還することになった。弟子達はその後も勉學を怠らず資産ある者は自費にて之なきものは選ばれて公費により六人の者が夫々上國して更に専門の道を研究した。先生と再會した喜は

譬へんに物なく、その激勵をうけて目的を遂げ歸村して世の為人の為に盡したことは申すまでもない。即東一元は經世の學を修めて戸長及社倉勤務を命ぜられ、西村實も同じく諸役を務め、柏常憲は神社祭式を講習して神職を奉じ、東一徳は教育教授を傳習して學校教師となり、東一頼は醫術を研究して醫師を營み、池田祐一は鍼灸術を傳習して難病を治療したのである。尚上國修學の好運に恵まれなかった他の四人も指導者として世に立ち後進子弟に及ぼした感化も僅少ではない。これ先生の遺烈の賜として皆が感謝措く能はざるところである。又明治維新前世間一般に學問が行渡らぬ時代に十人の若者が川口先生の教授訓育を受けたので西原村には向學勉勵の氣風が起り道徳修行の氣運も動いて人情豊富温厚篤實な民風が自ら出來上ったのである。そして先づ十人弟子の子孫から學者教育家その他の官公吏が輩出し延いて一般家庭からも同様な有為の人物が續出するやうになった。これ十人弟子の餘芳として字民が誇る所以である。要するに悠遠なる西原の歴史は川口先生の謫居を契機として黎明期に入り明治五年九月五日の學制領布によって愈々教育が普及し今日に及んだのである。部落の人々は今後も教育教化の維持向上をはかり新文化建設を目差して精進を續けてゐる。「郷土西原」の歌はその意圖の現れとみられやう。

郷　土　西　原

一、永久に麗はし　われらの郷土
　おゝその西原　道のしまばら
二、みちの開祖(みおや)は　川口先生
　おゝその遺烈　萬古つたへん
三、教うけたる　わかうど十たり
　おゝその餘芳　今にかぐはし
四、仰げかゞやく　郷土の光
　おゝその歴史　われら飾らん

前に記した通り川口先生は能筆の書家であった。「書は人なり」といひ得るならその書は磊落豪放豁達不羈自由奔放等先生の性質その儘が紙面に躍動してゐるやうである。先生は自ら別に狂迂などと稱してゐたがその書にも時に狂体を混へ讀む者をして當惑せしめる事が屢々あるのも特徴の一つに數へられる。

先生が歸還する際愛弟子達に縁額軸物の類を記念に遺したことはいふまでもない。その他自分が書いた手習の草子愛讀書の抜萃文章の草稿弟子への訓言習字の手本等も分ち與へ特に先生の住居近くにゐた柏常憲、西村實の宅には行李に詰める程もあった由である。而し玉石を別ち得ない子孫が先生の偉大さに思ひ至らず反故紙として使用し盡し縁額軸物も長い間に起った風災火災の被害の爲に多くは滅失し現今西原には左の五点が保存せられてゐるに過ぎない。

一、縁額「英達」
　　東一徳曽孫康厚徳所蔵
二、軸物「主人把酒聞黄鳥黄鳥一聲酒一杯」
　　東一元子東一直所蔵
　　①（現在松尾家所蔵）
三、同　「旌旗日暖龍蛇動宮殿鳳衛燕雀高」
　　②東一元孫東一意所蔵
四、同　「山雨到來風滿樓」
　　③東一徳曽孫東厚徳所蔵
五、同　「己知處無愁無益更覺全生醉有功」
　　④東一頼孫東猛所蔵

川口先生記念碑裏面の撰文及記事は東一頼の子東一



㈡主人把酒　㈣山雨到来　㈤己　知

熊が揮毫したのである。

本冊子は西村實曽孫西村徹也が書寫したものである。

本冊子は第一冊であって原本として西原自治會に永久に保存するものである。

(補注)

これら軸物の所有者は昭和十四年当時のもので、その後所有者の変動があった分について追記する。

①現在遠縁の松尾和貴氏所蔵

②同家東一徹氏所蔵

③親族の東兼良氏所蔵

④同家東一之氏所蔵

第十節　藩政治下諸事

一　薩琉両属的地位の維持

琉球と道之島との関係を政治的に切断したのは、慶長十四年（一六〇九）の薩藩による琉球侵略である。琉球は敗戦の結果として、慶長十六年（一六一一）八月、道之島五島の割譲を命令され、琉球と道之島との約三百五十年にわたる支配対被支配関係は表面的には断絶されることになった。

しかし、割譲後も政治的にはともかくとして、共同体的関係は継承されていた。

薩摩の琉球侵略の目的の一つは、日明貿易復活のあっせんを行わしめることにあったから、そのためには、対外的措置として琉球の独立を薩摩側は否認することはできなかったのである。

琉球が薩摩の付庸国であるという事実の偽装にいかに苦心したかは、かの「勅使御尋之時の晴様（はるみよう）」（旅行人心得書）の一例でも知られるところであることは、前にも述べたとおりである。

道之島領有後その方面の諸島を宝島と称せしめ、島民の風俗習慣をはじめ生活様式の本土化を禁止したのも、すべて如上（じよじよう）の苦肉の策の表れであった。これらの点からみて、薩摩側からすれば道之島は対外的には独立国琉球の一部であった。

したがって割譲後の沖永良部と琉球との関係は、薩琉両国に対する両属的地位を無視することはできない。

(一)　御冠船時の見次物

道之島が割譲後も御冠船時の見次物（調物）を負担したことは、中国に対しては道之島は琉球の属領であったから当然である。

「道之島代官記集成」によると、享保四年（一七一九）の尚敬冊封に始まって慶応二年（一八六六）の尚泰に終わっているが、寛永十年（一六三三）の尚豊、寛文一年（一六六三）の尚質、天和三年（一六八三）の尚貞の時

も負担したに相違ない。明記された沖永良部島関係の年次は次のとおりである。

回数	冊封年	国王	調物名	宰領人物
1	享保四年（一七一九）	尚敬王	諸入目調物	与人平安山取払役一人
2	宝暦六年（一七五六）	尚穆王	調物	与人寄富久政掟具志政
3	寛政十二年（一八〇〇）	尚温王	調物	与人真玉橋掟平安端
4	文化五年（一八〇八）	尚灝王	調物	与人西正取払役平安雄
5	天保九年（一八三八）	尚育王	調物	与人寄饒覇取払役饒李
6	慶応二年（一八六六）	尚泰王	調物	与人蘇廷良取払役蘇廷譲

(二) 御慶事上国

元禄三年（一六九〇）、沖永良部島に代官所が置かれたが、その年以後藩主家に御慶事があることに与人が島を代表して藩公に伺候御祝儀言上のため上覲（じょうげい）する例になっていた。その与人は定例の御祝儀品を携えて行って、藩公を始め関係諸役員方へこれを差し上げ、お慶（よろこ）びの御挨拶を言上するだけの任務であるがすこぶるこれを名誉としかつ重大使命と見られたものである。これを上国与人といい当時は帆船航海のことであるから、船便の都合がよかった場合でも二、三ヵ月、それでも早旅と喜んだものである。そのため与人一人一回の上覲に要する島費はけだし尠少（せんしょう）ではなかった。「三回上国すれば三代まで遺（のこ）る」と評されたものである。推してその収益を知るべしである。

されば御祝儀品は、藩主ならびに御家族へ差し上げるものを称して献上品といい、御家老以下の役員などへ差し上ぐるものを進覧品といっていた。献上品ならびに進覧品は島々によって異なるが、沖永良部島は白地芭蕉（生芭蕉）布、および堅縞芭蕉布貳拾反、泡盛などを献上物とし、芭蕉布・焼酎・砂糖・筵などを進覧物としていた。

一慶事につき前記のごとく献上ならびに進覧物を差し上げる例であるが、一ヵ年内に数回の御慶事重なる場合は献上物だけを増して進覧物は増すに及ばないことになっていた。献上物ならびに進覧物はすべて島費支出になるが、その高額すなわち賦課法は沖永良部島高額六千五百十二石六斗八合、与論島高額二千四百拾参石参斗五合に対し、焼酎千四拾壱盃五勺（強度の泡盛、もっとも二盃七合五勺をもって壱升となる）、芭蕉布百四反、うち黒五十二反（堅縞）、白五十二反（無地）、尺筵四束であった。

上国

一　延享二年（一七四五）（廿三代島津宗信公）御初入部に付御祝儀のため道之島与人上国を命ぜられ、大島の与人左栄統、喜界島の与人喜美智、徳之島の与人佐栄久と共に沖永良部島の与人仁志平上国、此年九月九日献上物相備へ御対面所にて拝謁仰付けられ、御家老其外役人方へ進上物例の通り差上げ、例により中取に相付御廻礼を了へ而して本丸より拝領紙、家老其外役人等より百田紙並に品々賜はり且つ御勝手の方並に家老を主人側として与人中両度中取御同心にて拝謁御料理を下さる。

一　明和二年（一七六五）太守様（廿五代島津重豪公）従四位上中将、御官位御累進之旨御到来依之四島之与人一人宛進上物等先格之通致用意來夏中罷登御祝儀申上候様申渡候、此御祝儀のため沖永良部島与人平安統上国す。ここに当時の御祝儀言上の有様を誌して後年の参考に資せん。

申渡により九月九日六ッ時時分登城致し献上物を先例の通り相備へ四島共召列候人数御座拝見仕候て御対面所に於て御番頭より御拝謁の稽古仰せ付けられ相済み琉球中山王御使者引次に道之島与人一人宛御奏者番一人宛御奏者成され御拝謁首尾能く相勤直に御家老島津仲様、島津左中様、樺山左京様、高橋此面様、菱刈藤馬様等々外御用人十六人御勝手方御用人堀四郎太夫様、道之島御用人川田彦七様等へ進覧物先例之通り差上げ御礼廻相済み候。十月廿七日御暇仰付けられ御本丸より紙十束拝領被成下難有頂載仕候。御勝手方御家老菱刈藤馬様、川田伊織様、道之島御用人川田彦七様の三人様、御屋敷よりは四島与人中被召寄進上物差上掛御亭主振りにて御料理段々御馳走被下百田紙並に品々を賜はり且又島津左中様御事、江府へ被為成御勤候処右御屋敷へ差上候進覧物之為御礼江戸より御屋敷へ被仰越候由にて右御役人より御状被相添百田紙一束に煙草一斤帰島以後より御下被成下候。

一　安政四年（一八五七）篤君様御礼外一条の御慶事御祝儀のため沖永良部島与人、伊名川上国す。（安政三年斉興公の養女篤姫大将軍徳川家定夫人となる）

一　安政四年（一八五七）宰相様（島津斉興公）叙従三位の御慶事御祝のため沖永良部島与人、坦晋上国。

一　安政六年（一八五九）御初入部御慶事御祝儀として与論島与人納富之を兼ね、献上物は翌年札方与人（札改の臨時役）政照宰領にて差上ぐ。

一　文久二年（一八六二）和泉様（島津久光公）御実形の御身柄に被復の御慶事御祝儀のため沖永良部島与人蘇廷良上国中、又久光公が関白より烏帽子、直垂を賜はった御慶事あり、右蘇延良目録を以て御祝儀をなし、現品は文久三年、与人山真粋憲持登る。

一　文久三年（一八六三）太守様（島津忠義公）天朝より御馬拝領の御慶事に付大赦仰出され、同年更に公が国家のため藩屏の大任を尽されし簾を以て御差の御刀御脇差拝領され、且又父島津久光公は御鞍置御馬拝領さるる等重畳の御慶事に付御祝儀のため、与論島与人納富上国す。

一　島津久光公、京都御城へ登城御太刀一腰、黄金五枚並天盃頂戴、且鞍置馬一疋拝領。

一　太守様（忠義公）裸馬一疋並判金拾枚拝領。

一　三郎様（久光公）容易ならざる時局に付朝儀参与仰せ出さる。

一　太守様（忠義公）二条御城へ御登城御差の御刀御脇差並少将様（久光公）鞍置馬並御刀拝領。

以上数様の御慶事に付在麑中の与論島与人納富一緒に御祝儀言上す。

一　元治元年（一八六四）禁門の変あり。我藩士死傷する者数人、尋で征長の役あり、長藩恭順の意を表し戦に至らずして止む、此功に依り移鞍一具賜はりし御慶事に付、御祝儀のため沖永良部島与人政照上国す。（政照は元治元年五月与人義盛死去に付後任となった人である）

一　明治元年（一八六八）戊辰正月旧幕兵大挙上京す。官軍伏見鳥羽に追撃して之を退く。尋で関東北の戦争となり九月平定に帰す。薩藩将士死傷する者多し。島津忠義公天朝より御剣御拝領勅書頂戴且つ殉国戦死者へ金五百両を下賜され、一社を設立して厚く葬礼すべく勅令を蒙りし御慶事に付、御祝儀のため沖永良部島与人蘇廷良上国す。

一　明治元年（一八六八）二月島津忠義公、積年藩屏の大任を尽し勤王の簾により天朝より御短刀並御文台御料硯御拝領勅命を蒙りし御慶事に付、在麑中の島与人蘇廷良御祝儀言上す。

明治二年薩藩は長・土・肥の三藩と共に藩籍奉還、王政復古の御一新に際し、御慶事献上物に及ばず御祝儀は島代官へ申上ぐべく令達があったにかかわらず、島津斉彬公大小並御菓子拝領の御慶事御祝儀のため既に献上物を調達してあったので与論島与人喜久仁辰相携へ上国す。

以上のように沖永良部島は、薩藩服属以後は藩主家に御慶事あるごとに与人が島を代表して、藩公に伺候御祝儀言上することが例になっていたが、一方琉球に対しても琉球国王の冊封ごとに沖永良部島与人は賀使として、調物宰領にて琉球王に拝謁したもので、いわば薩琉両国に対し服属の地位を維持してきたものといえる。

二　砂糖搾取策

道之島が薩藩直属になって間もなく、慶長十五年（一六一〇）に直川智が甘庶の栽培と製糖術を伝えると、それがよく風土に適し広く全島に及んだので、藩では早くもこれに嘱目（しょくもく）し、その増殖を奨励するとともに砂糖の吸収に努めた。

すでに正保四年（一六四七）以来、薩藩は年々琉球より買い上げまたは貢物された砂糖を転売し利益を占めていたが、大島の糖業に対し干渉し始めたのは元禄十一年（一六九八）からである。すなわち大島に黍横目、津口横目、竹木横目をおいたのがそれである。

黍横目は甘庶栽培、施肥のことを監督し、甘庶植栽地の割り当て、督責して庶苗を植え付けしめるなどもっぱら砂糖増殖のことをつかさどり、津口横目は船舶の出入りを検査し、砂糖の密売や他藩船や外国船の入泊するとき自由に上陸せしめないよう取り締まり、竹木横目は砂糖樽製造用の樏木（くれき）、その他竹木繁殖の事をつかさどるものであった。

これらによってみても、砂糖の増殖を督励し、かつ売買に関して干渉の手を伸ばし、産糖を独占しようとしていたことがわかる。

もっとも藩主による砂糖の買い上げは、以前から行われていたであろうが、正徳三年（一七一三）に「砂糖十三万斤づつ毎年御買入れあり」と記されてあり、その後買重んで二百五十万斤となり、延享三年（一七四六）に

は「更に百万斤を御買重み仰せ渡され都合二百五十万斤」完納とあり、その前年延享二年（一七四五）には、従来の貢米制度が改められて換糖上納制となったが、その割合は砂糖一斤につき代米三合六勺（玄米）であった。その後延享四年（一七四七）四月晦日「向後御買入砂糖に対する代米は享保の御規定により三合五勺」とあるが、宝暦十二年（一七六二）三月には五勺を減じて三合替となっている。下って天明七年（一七八七）には買い入れを止められ、定納外に百十万斤を買い上げたが、この時の代米は四合ずつであった。さらに寛政十年（一七九八）十二月には、定式上納に百十万斤を加えて都合四百六十万斤を定式上納とした。

薩藩が大島諸島を領有すると同時に、租税は米をもって上納する割合であったが、前述のとおり延享二年（一七四五）に至って貢米はすべて砂糖をもって上納せしむることとした（砂糖一斤につき三合六勺替）。いわゆる換糖上納がここに始まったのである。

もっとも、この貢糖の制度は薩藩の独創でなく、すでに琉球で範を垂れ、正保四年（一六四七）貢糖の制をしき私の売買を禁じ、利益を政庁が独占することにしていた。薩藩の貢糖制度も恐らく琉球のこの例に習ったものであろう。その後薩藩では安永年間（一七七二～一七七九）に至って貢糖のほか大島四島の産糖額の幾分を藩主が買い上げ、残余の勝手販売の砂糖を山川港において同じく藩主が玄米三合替で買い上げる方法を設けた。

江戸時代においては琉球および大島諸島は、わが国における砂糖の主産地であり、その砂糖が薩藩にとってはなはだ重要な財源であったのであるから、種々の方法によって砂糖からの利益を吸収し、それによって藩を財政難から救おうと努めたのである。

〔厳重なる取り締まり〕

藩庁では甘庶耕作を監視督励するために左の諸役をおき、増収のために種々の方法を講じた。

一、甘庶耕作に対しては各島の代官が藩庁の意を受けてもっぱらその任に当たった。

二、各間切に黍横目・黍見廻を置き、甘庶耕作夫を督促強作せしめた。この役の安危も一に甘庶栽培面積の増減いかんにかかっていた。

三、水田たりとも甘庶を耕作しうるところは黍横目をして奨励せしめ、藩は少しでも甘庶耕作地を広めんとし、

砂糖生産高の増加を計った。

四、圃場、甘庶畑は黍横目・黍見廻が常に監視して、中耕、除草、病害虫の駆除などに至るまで厳重に管理干渉し、農民の甘庶作を怠らしめないようにした。

五、検見役は圃場でまず立毛について検見を行った。検見が非常に厳重であったことは記録に明らかである。

六、砂糖製造の時期には重黍見廻を置き、庶汁検査まで行われた。生産額が検見の際の予想高に達しないときはきわめて苛酷なる刑罰を加えた。

このような制度であったから、栽培畑地のほとんど全部は甘庶畑であって、水田にまで植え付けを強制するに至った。島民の常食たる甘藷のごときは山腹を開墾して栽培したことを見ても、甘庶反別の増強にいかに意を配っていたかが分かる。

砂糖樽については、寛政元年（一七八九）の春定められた規定によると、砂糖樽寸法高さ一尺五、六寸、厚さ四分、口の差し渡し一尺五、六寸、ふたの厚さ五、六分、底の厚さ七、八分、樽一挺につき鉄釘十本、帯竹六帯の定めであった。もっとも樽の重さ十三斤ないし十七斤、樽の榑木一束およそ三尺回り、長さ一尺五、六寸、樽四挺分にて重さおよそ八貫目の定法であった。

〔勧農使と弊政改革〕

藩庁の糖業政策が周到であっただけに収斂もはなはだしいものがあった。三、四年の短期で交代した代官はじめ詰役は民の好嫌などに関せず功を急いでむやみに督励して産糖額の増加を促したり、代官のうちには島民が支給米の不足を甘庶で補うのを見て米穀がなくとも生活に事欠かないと独断し、給米を横領する者もあり、自己の功績を誇るために耕地の拡張、上納糖の増額を強要する者もあって、島民の受ける給米は年々減少するに反し、上納糖の高はますます増加して、島民は代官と藩庁から二重の苦しみを課せられた。

しかし、このような圧迫は永続きするものでなく、従順な島民も根気を尽くして後は疲弊のほかなく、農地は荒廃して藩庁の収入も減少することとなり、これが回復を図らなければならぬ状態となった。

安永六年（一七七七）、藩主島津忠豪公の時、得能通昭を勧農使として大島に派遣したが、当時の事情は「通昭録」にうかがうことができる。通昭は巡視して民情を査察し、地力を調べ、帰任後復命したが、藩庁ではこの

建議を採用し、弊政を改めさせた。それは次の三項から成っている。

一、従来過重に甘庶栽培を強制して余りに耕作の自由を束縛せしことを弛め、之を一定量に限りて其の程度は時宜に定むることとす。

一、甘庶以外にも、稲、甘藷その他各自の欲する作物栽培の余裕を与へ、民の衣食を豊かならしめんことを図る。

一、御蔵米を島民に分配して常食の料たらしむることは之を廃止す。

すなわち、大島をしてさながら藩の製糖工場であるかのような極端な政策を改め、甘庶は貢作物として重視すべきもその程度を定め、なるべく他種栽培もいたさしめるようにし、奸吏（かんり）の乗ずるところであった弊根を去り、島民をして伸びうる所に発展せしめんとの政策を採ることとなったのである。

〔惣買入と三島法〕

(一)　砂糖独占制度

天保元年（一八三〇）に始まる調所広郷の財政改革の基本をなすものは、大島三島砂糖の惣買入であった。三島砂糖の惣買入とは、大島・徳之島・喜界島三島の砂糖購入独占制度をいうのであるが、藩庁でこれを大阪に売り出して利益を独占した上からいえば、砂糖専売制度とも言われる。三島と言っても後には沖永良部島・与論島を加えて五島の産糖を独占したのである。調所は惣買入を始めるに当たって「三島方掛」なるものを設けて事に当たらしめた。

独占の方法として、まず三島の生産糖全部を藩主買い上げとし、これがためには私の売買を厳禁し、もし禁を犯して他に密売する者があったら死刑をもって処する厳法を設けた。同時に金銭の通用を廃し、各人の商業は停止せられ、すべての取り引きは消滅に帰せしめ、債者は返す義務なく、貸者は取る権利をなからしめた。これを払廃（はれすたれ）と称し、一種の徳政ではあったが債権者の迷惑は思いやられる。

そして大島より年々上納すべき砂糖、すなわち「御定式上納分」の額を四百六十万斤と定め、その以外の砂糖すなわち「余計糖」は島民の日用必需品と交換する方法を定めた。その手続きは村吏の掟役（おきてやく）、筆子（てっこ）らが立黍につきあらかじめ各人の次年に製出すべき産額を予定し、

この予定額より諸税糖を控除し、残余の砂糖（余計糖）をもって購入すべき品物を書き出さしめ、これを一の帳簿に書き写し、間切役場に差し出す。間切役場は各村のものを取りまとめ代官所に送付する。代官所はさらにこれを総括して藩庁に送達する。藩庁は品物を仕入れて各島に送る。右物品到着の上は代官、与人、横目役立ち合いで受け取り、これを各注文者に分配する。これを配当といった。そして日用必需品と砂糖との交換比率は藩において巨細に規定しておき、これを島民各戸に写し置かしめたようで、その価格は常に一定していた。この交換法を称して三島法といったのである。

(二)　日用品との交換比率

交換比率を規定した書類のうち、惣買入の初年なる天保元年（一八三〇）のそれと、その二十九年後の安政六年（一八五九）のそれとが今日残っている主なものである。前者は五十七種の物品と砂糖との交換比率を示し、後者は四百五十七種との比率を示しているが、そのうちの一部を掲載する。

一、砂糖惣買入に付品値段之覚（天保元年寅九月四日）

百田紙一束に付　代糖二十五斤

縞晒一反　同　八十　斤

半切紙一束　同　二十五斤

髪付　一斤　同　十八　斤

絞木綿一端　同　三十八斤

漆　十刃　同　六　斤

白地木綿一端　同〔上四十五斤下四十斤〕　四　斤

一寸釘百本　同　六　斤

二寸釘百本　同　十八　斤

傘　一本　同〔上十八斤中十五斤小三斤〕　上五斤

吸煙管一本　同　二十五斤

小筆　一対　同　二十　斤

繰綿一反織　同百四十二斤

蠟燭　一斤　同　三　斤

米二斗八升　同　六十　斤

素麺　百刃　同　二十　斤

渋蛇の目一本　同　八十　斤

鰹節一斤　同　十五　斤

白晒　一斤

葛粉　一斤

右之通代付を以て御買入被仰出候間銘々書写致置諸事可

致取扱候事　　代官者　㊞

一、惣御買入方御品物値致附葉（安政六年十月）

島津家臨時編輯所所蔵写本

真米三合ニ付　砂糖一斤替
粟　六合ニ付　一斤替
真籾六合ニ付　一斤替
蕎麦五合ニ付　一斤替
小麦二合五勺ニ付　一斤替
大豆三合ニ付　一斤替
茶　一斤ニ付　二十五斤替
繰綿一斤ニ付　二十八斤替
甚吉綿一斤ニ付　三十斤替
種油　一沛ニ付　二十八斤替
酒　一沛ニ付　十八斤替
酢　一沛ニ付　七斤替
國分上煙草一斤ニ付　二十一斤替
指宿上煙草一斤ニ付　十五斤替
百田紙一束ニ付　二十八斤替
半切紙一束ニ付　二十八斤替
高岡半切紙一束ニ付　四十五斤替
請帳紙一束ニ付（一束二百枚）　三十六斤替
美濃紙一束ニ付　四十五斤替
杉五分板一間ニ付　三十五斤替
杉八分板一間ニ付　六十斤替
蠟燭　一斤ニ付　二十斤替
漆　一斤ニ付　七十二斤替
麻糸　一斤ニ付　七十斤替
引網糸一斤ニ付　三十斤替
投網糸一斤ニ付　七十斤替
麻宇　一斤ニ付　十八斤替
数ノ子一斤ニ付　五斤替
昆布　一斤ニ付　三斤替
鯨髭　百匁ニ付　二十五斤七合四勺替
素麺　百目ニ付　十二斤替
大斧一挺ニ付　六十三斤替
中斧一挺ニ付　三十四斤替
鎌　一匁ニ付　七斤替
山鋏一匁ニ付　二十五斤替
手鋏一匁ニ付　二斤二合五勺替

屋根鋏一匁ニ付　三十五斤替
懐中小刀一匁ニ付　六斤替
合砥一面ニ付　八斤替
大鑢一匁ニ付　十斤半替
角鑢一匁ニ付　十斤替
料理包丁一匁ニ付　九斤替
木挽鋸一匁ニ付　二百九十二斤替

右はいずれも大島本島に関するものであるが、同様の交換比率は他の島々にも適用されたのであろう。そしてこれをしさいに点検すれば、砂糖の価値がすこぶる低いものになっていることがわかる。たとえば米一升は前の場合には砂糖五斤、後の場合には三斤と換えられることとなっているが、大阪で売った価格を見ると、砂糖一斤は天保元年から同十年までの価格平均銀一匁一分七厘五毛であり、米一升は同期間の平均価格銀九分六厘三毛余であった。これによると砂糖の価値がこの交換方法において一般にはなはだ低く見なされていることが察せられる。

砂糖は安価に買い上げてこれを大阪で高く売り、諸物品は大阪で安く仕入れて大島で高く換え渡している。その差額のあまりに大きなのには驚くばかりである。藩庁が二重の利を占めて三島法の成功を誇ったのも当然である。

(三)　砂糖専売卸度

このように独占した砂糖の販売策はどうであったのかというに、まず砂糖運送船として特に「三島方御用船」を造らせ、その船は主として三島と鹿児島の間を往復上下させたが、その船の大きさは十八反帆ぐらいのものでその数は十余艘あった。このほかに「御仕登積船」というものを数艘造らしめた。これは米その他の産物を大阪へ積登せる大船であるが砂糖も運送したのであるから、先の「三島方御用船」とならんで運賃をむさぼられることもなくきわめて有利であった。

こうして大阪へ上らせた砂糖およびその価格はどうであったか。調所広郷の「財政改革由緒書」によると、改革前の十年間と改革後の十年間のそれを比較している。すなわち以下のとおりである。

一　改革前の十ヶ年分　砂糖一億二千万斤
　代銀八万千九百六十貫目（但砂糖一斤に付代銀六分

八厘三毛廻）　金にして百三十六万六千両
一ヶ年分十三万六千六百両
一　改革後の十ヶ年分　砂糖一億二千万斤
代銀十四万千貫目（但砂糖一斤に付代銀一匁一分七厘五毛余）　金にして二百三十五万両
一ヶ年分二十三万五千両
差引、銀五万九千四十貫目、金にして九十八万四千両。
右一行御改革以後砂糖値進付御益銀高

この表によれば惣買入実施十年間の輸出額も改革以前十年間のそれも等しく一億二千万斤、一年平均千二百万斤となっているが、これは価格の下落に備え故意に改革後のそれを制限したためではないかと考えられる。ここで注意すべきは、右の額は単に三島の砂糖のみでなく、琉球や沖永良部島、与論島のそれをも包含していることである。

改革後において価格が著しく上騰したのは主として品質が精良になったためであろうが、他面には販売方法の巧妙になったことや需要の増加もまた原因しているであろう。

さて、その販売方法はどうであったかというに、享保年間より三島の黒砂糖に限り蔵屋敷において入札に付し、その他は薩州定問屋および同小問屋で取り扱った。しかるに惣買入後六年を経た天保六年（一八三五）に至って一切入札売となった。このような販売方法は問屋の手を経て売り払う場合に比し利益が多かったことは疑をいれないところである。

売り払った砂糖の大部分が貢納であり、買い入れた部分もはなはだ安く手に入れたのであり、かつ運送も売りさばくのも有利な方法によったのであるから、その純益は少なくとも売価の半分すなわち一年十万両を超えていたであろうことは想像に難くない。

〔貨幣廃止と羽書の発行〕

三島法と関連したものに羽書（はがき）の制がある。惣買入と同時に貨幣の適用を全廃した藩庁では、前に掲げた交換比率により、島民に対し砂糖と引き換えに日用必需品を分配することとしたのであるが、砂糖そのものを授受することははなはだ不便であったから、天保十年（一八三九）春より黍横目の名儀をもって「羽書（はがき）」と称する一種の手形を発行し、交換および分配の便をはかったのである。

早く言えば、砂糖の斤量を表示した証券で、これをもって互いに取り引き流通せしめたのである。

当時産糖は全部役所の倉庫に納めしめ、そのうちから諸税糖を差し引いた残余すなわち余計糖を基礎にして、黍横目において種々の額面の羽書を発行したのである。羽書は大半紙四つ切りであって、その書式は左のとおりである。

番号
羽書
何方何村
何之誰
㈠余計糖何千斤也 ㊞
甲子
何月
黍横目
何之誰 ㊞

かりに納付した砂糖を八百六十三斤とし、諸税を六百九十八斤とせば差引百六十五斤がすなわち余計糖である。これを本人の希望に応じて分割し、「余計糖何斤也」の所に五斤とか、十斤とか、百斤とか記入した羽書として交付する。交付を受けた者は前述の比率によって物品を購入するのである。羽書は島民相互の間に貸借することができたので、税糖の不足者などは土地、家屋、あるいは諸物を抵当として、羽書を多く所持する者からこれを借り、税糖として上納したこともあった。

羽書の通用期間は、五、六、七月の三ヵ月で、他の時期には無効となる。最初羽書を発行するとき、必ず一々これを台帳に登録し、その年の七月を過ぎればすぐに取り引きを停止し、ここに台帳と勘合して総勘定をした。羽書の授受は各人手控帳を作りおき、何某より受け取り何某に渡す旨を記したから、偽造はすぐに判明したわけである。総勘定の際羽書を多く所有する者は、先納として本人の注文に任せ、何品に限らず藩庁よりこれを授ける。物品を受けた者はこの品物をもって羽書を目当に売り付け、翌年羽書取り引きの際この代を羽書によって受け取るのである。

この方法によって貨幣廃止の不便を多少緩和することができたが、しかし到底金属貨幣の便利なことには及ばなかった。この方法は結局藩庁側から言えば利益が多く、島民側からは高価な日用必需品を買わされ、不便きわまりないものであった。この制度は明治七年金銭通融まで続いた。

〔苛酷（かこく）なる取り締まり〕

当時島民は砂糖一斤でも自宅に貯蔵することは許されず、しかも増収のため甘庶の植付反別によってあらかじめ砂糖の産出高を測定しておき、万一風害などで予定

額に達しないときは無理にも隠匿罪として苛酷きわまる体刑を課せられた。その上害虫の駆除や庶汁についても厳重な監督検査を行い、もし違反者のあるときは道路修繕の課役に服せしめるかあるいは刑に処した。甘庶の切り株が高ければ首に罪人札をかけて村中引き回され、指頭で砂糖をなめても鞭うたれ、製造が粗悪だとの理由で「カブリ」（首枷）や「シマサ」（足枷）の憂きめにあい、たとえ一斤でも売却すれば死刑に処せられ、これに付和同意する者はことごとく遠島（流刑）を申し渡された。それがため島民は厳しい笞の下に血と汗とで作り上げた自分の砂糖の一片を祖先の霊前に供えることさえできず、製糖終了と同時に全部藩の倉庫に納めねばならなかった。たとえ一塊でも隠匿したことが発覚すれば、それを「抜糖」と称して死罪に処したのである。

抜糖取締令に

「抜砂糖取締向の儀は先年以来追々申渡し殊更惣御買入の御趣法召し建てられ候に付ては、分けて厳密に申渡し候趣に有之候へ共、兎角利慾に迷い候哉。不正の手筋相止まず、別して不届至極に候。依て向後抜砂糖取企て候本人は何人に依らず死罪、本人の申すに任せ同意の者は軽量に依り、重きは遠島等仰せつけらるる可き旨屹与御規定相渡され候。若し此の後御法犯し候者は容易に御容赦仰せつけらるる問敷候。……人命にも相掛り容易ならざる事に候へば、自然末々に至り汲受うすく、御制度を破り候ては罪人不愍の至につき、前記御制法の次第も申聞置事に候間此旨承知承り、弥以御法令相聞、御取違ひ無之様頭人主人等より稠敷申つけらるべく候。右之通り与人中、支配中其の外向々洩れざる様通達致すべく候。」（久馬、但馬、丹波、信濃連署）

とあるが、あまりにも人間性を無視した厳法である。沖永良部島に砂糖惣買入制が施行されたのは、嘉永六年（一八五三）であるからそれ以後この厳法下におかれたことになる。

三　検　地

検地は藩の所領を掌握するため基礎としての石高を算出することが先決となるが、それには土地丈量と収穫高を査定し村高と領国高が定められ、これに基づいて貢租（年貢）や諸役が決定されることになるのである。

薩藩は慶長十四年（一六〇九）の琉球入り後翌十五年、広狭の実測、村里の調査などを行い検地帳七冊を作成した。これを琉球先竿といっている。

慶長十五年（一六一〇）九月から翌十六年五月にかけて検地を行い、検地帳二百七十余冊、石高八万九千八十六石と算出しているが、これが琉球本竿といわれるものである。

土地の丈量に際しては、六尺三寸を一間、一間四方を一歩（坪）、三十歩を一畝、十畝を一反、十反を一町とする統一的な丈量法が採用され、従来千差万別だった枡も京枡に統一され、籾一石五升をもって高一石とした。

収穫高の査定にあたっては、あらかじめ上村・中村・下村・下々村などの村位と上田・中田・下田、上畠・中畠・下畠などの地位が設けられ、それぞれの査定規準が定められた。石盛は作付けのいかんにかかわりなく、田畠屋敷ともすべて玄米で表示された。例えば中村の上田は反あたり玄米一石四斗、上畠は同一石、屋敷は同一石などのようなものである。

丈量は村ごとに地籍、地番を追って進められ一筆ごとに地位、面積、石高と作人名が検地帳に記帳された。これは藩政時代を通じて薩藩の基準となっているから、琉球本竿はこれに基づいてなされたものであろう。

道之島では元和七年（一六二一）から実施され、同十年までかかったからであろうか、「元和十年道之島竿」といわれる最初の検地が行われており、徳之島では万治二年（一六五九）、「初而御竿入仰渡され」とあるが、実際には元和の竿入が行われているとの説もある。

沖永良部島の検地については、郷土史資料によると、「慶長十五年琉球で先竿が行われた年から五十年後の万治三年（一六六〇）、地所丈量、地位査定あり、これを大御支配といい、貢納を定める台帳すなわち検地帳を作成した」とある。

この万治三年検地の際の石高は記されていないので分らないが、寛永十二年（一六三五）盛増高で、寛文八年（一六六八）報告の「琉球国郷帳」には、石高四千百五十八石五斗と記されており、元禄十五年（一七〇二）報告の「琉球国郷村帳」および天保五年報告の「天保郷帳」にもこれを模したのであろう、同じ石高が記されている。元禄十五年（一七〇二）松平薩摩守署名のある地図にも同じ石高が記されている。

万治三年検地の後、享保十一年（一七二六）に検地があり、翌享保十二年（一七二七）には地所再丈量、地位査定があり、「高額六千四百拾石二斗四升二合八勺八撮を定額とす」とあり、以後嘉永年間（一八四八―五三）に至る新開地高百二十二石九斗五合一勺六撮を加え、計六千五百三十三石一斗四升八合四撮となっている。

なお、享保十二年の調査は道之島全部および琉球諸島全域にわたって行われているが、その調査の結果による沖永良部島の税額は次のとおりになっている。

沖永良部島、田籍（田や畑、宅地などをあわせ指す）三十四冊、水陸田畝および宅地総計一万九千二百三十俵二斗五升五合、税額六千四百十石二斗四升二合八勺八撮、人口一万八十七人、男四千九百八十九人、女五千九十八人、牛馬二千八十五匹、牛千七百八十四、馬三百五匹、船艇八十一艘、五布帆三艘、四布帆一艘、三布帆七艘、繰舟七十艘となっている。

享保検地の後

一、安政三年（一八五六）全島測量、東西五里廿一町南北一里十四町、周囲十四里九町

一、明治十二年（一八七九）地租改正、全島反別、地価、地租算出、享保十二年検地以来、嘉永年間までの新竿込める。

総反別　一、五千四百八十六町一反一畝一歩

地価　一、三十三万五百六十五円九十銭

地租　一、八千三百六十四円十五銭一厘

一、明治十三年（一八八〇）道路測量、安政三年の丈量改定す。

四　土地制度

琉球では古来土地に関する所有権を認めず、三～十五年ごとに割り替えを行ってきた。このように個人が土地を所有することができなかった必然の結果として租税の中心をなしてきた地租を個人賦課にすることができず、間切やシマ（集落）が納税者となっていたことはよく知られているが、奄美諸島でも琉属時代にこの割地制度が行われたかどうかははっきりしない。

薩藩時代に行われた高配当は琉球の割地制度を模したようにも思われるが、これは恐らく薩藩の門割制度をそのまま実施したものであろう。

まず土地の所有関係から述べると、土地所有の関係に従って次の三種に分類される。

一、公有地　山林、原野（官有林を含む）

一、私有地　畑地、宅地、新開地、一部分の田地

一、共有地　田地、新開の田地

(一)　公有地

未開墾の山林原野をいい、往時人口の少なかったころはこの地積は相当大きかったに違いない。公有地は人民が自由に出入して薪炭および果実や食べられる野草を採取することができた。今でもこの古来の習慣があって、公有林に立ち入って伐採することをやめないので、管理には困惑するということである。しかし、同時にまた、公有地の中には特定の者以外には何人も山内に立ち入ることを禁止した所がある。そのために普通の住民は一歩も近づかない。これがために開拓を阻害したばかりでなく、山中に林木は多く繁っても家を建てることも薪を採ることすらもでなかった。

官有林は公有地のうちにも、また私有地の間にもあった。有用な良材、竹木ことに貴重な樹種を培養して、人民の自由採取を許さず、竹木見廻、山下見廻らをして絶えず巡回監督せしめたものであったという。

(二)　私有地

主に畑地で、宅地も含まれたが、新開地は多く私有することができた。私有の地積その他はこれを間切役場に登録して租年貢を上納し、その売買ならびに担保提供を許された。私有の結果、土地の分配がはなはだしく偏するに至り、雇主と被雇人（男は年に米三石ないし四石、女は米二石を給せらる）との間、最初は大差なかったが、後には主従の関係となり、借財が積もってついにその身を売り、奴隷となった者も少なくない。藩の政策として、水田でも畑にして利用しうる所はすべて甘庶の栽培を勧められ、後には水田で私有になるものもあるようになった。

(三)　共有地と高配当

共有地は主に水田で、間切内村民の共有するところであった。割地制度によって、夫役を勤める人々にはもれなく公平にこの共有地を配当したもので、これを高配当または当分高といった。これは主として砂糖増産の政策からきたもので、強制的に甘蔗を作らしめる一つの手段であった。

高配当は前にも述べた通り、琉球の割地制度とも似ているが、その形態実質において薩藩特有の門割（かどわり）制度をそのまま実施したものであることは疑をいれない。薩藩においては慶長のころから門割と称する特異の農民制度を設けて藩内の郷村を固め、一村を数多の門に割り付け、そして門内の農民をして所定年限の間耕作をなさしめ、年限が満ちたらその土地を藩に収取して、さらにこれを他の農民に配給耕作せしめていたのである。薩藩のこの門割は土地制度そのものの形態だけは、わが国中古の班田制度に類似しているが、それが一藩財政上の基礎を強固ならしむるために、徴税の源泉である土地の耕作を強制したことと、また一面農民に土地配当と共に労役を賦課した事実に徴するときは、土地門割の制度はむしろこれを単なる民政とみるよりも、一藩の財政および軍制の完備をもって原則とする方針からきたものと見るのが至当であろう。そして薩藩ではお手のもののこの強制耕作制度を移して、もって大島における甘蔗栽培、糖業政策に適用したのである。

高配当は五～三年に一度ずつ切り替えが行われたが、その際、もし一村内に夫役を勤むる人々が多くして公田が不足する場合には、余裕のある近村の田地をもってこれを補った。だから一村内に夫役人が多ければ、それだけその村は公田を多く配当され、反対に夫役人が少なければしたがって配当も少ないわけである。このように五年または三年に一度ずつそのときの夫役人数を基として村々へ高配当をしたというものの、その村々には年々人々の出入りがあって、配当を受けた当人がいなくなることもあり、また夫役を勤めても切替年限が来ないために高配当にあずからない者もあったから、この不合理を避けるためその村々では毎年一度ずつ算者一、二名を選出して、村中の総高を現夫役の人数に応じて等分に配当したもので、これを高割といった。

高配者は田地横目の監督するところであったが、直接の当事者として村々でその大小に応じて算者一名または二名を互選せしめ、算者には一日一人分の手当を給した。しかし実際には土地の位に応じて上・中・下・下々の四階に分かち、不公平のないように村民の合議によって全く自治的に行われた。旧記によれば、全村民が二、三組に分かれて組合を作って協議したもので、その主旨はもっぱら公平を期するためであって、耕地の良否ならびに従来所有の関係などを参酌（さんしゃく）した。割当高の面積は同じ組合内では平等であったが、組合が違えば必ずしも平等でなかった。分割の実務に当たる算者は算数に詳しいことはもちろん、田地横目の下にあって給料を受け、よく自然的ならびに経済的地位を判断しなければならなかったから、信望ある者を選出したことは言をまたない。

さて、土地の配当であるが、男十五歳、女十三歳になれば作用夫となり、男子は二反五畝、女子はその半分を受けた（別な記録には男二反歩、女八畝歩ともある）。だが、その面積は必ずしも一定せず、体質によって増減があったという。そして男は六十歳、女は五十歳に至れば給地を返上する規定で、つまり一代限りの私有利用を許されたのである。

この給与の性質は判明しないが、「徳之島事情」に甘庶反別を与えたとあるところから見れば、多く畑地にしてその大部分は必ず甘庶を栽培することと定め、一種の強制耕作をさせるために部分的に行われたようである。

五　税　制

地税の基礎となる土地の丈量は慶長十六年に完成したものと思われる。この慶長検地の結果、大島諸島の総石高を三万五千百十四石と定め、元和検地（一六二二）のとき、改めて四万三千二百五十七石七斗六升となっている。察するに租税は地所、人頭、牛馬に賦課したらしく、延享元年（一七四四）までは租米をもってし、同二年から租糖をもってした。

「代官記」によれば、延享二年年貢米はすべて砂糖をもって上納することとなり、砂糖一斤につき米三合六勺替とあるから、換糖上納は実にこのときから始まったものである。

(一)　租　米

享保十二年（一七二七）の検地によって、大島五島の総石高は五万一千七百五十六石六斗四升九勺と決定し、そのうち大島本島の石高は一万六千七百七十八石六斗一升一合四勺九才であったが、新開地（新仕明地ともいい山林を開墾した土地）と検地とを差し引いて、現在一万

六千七百七十石二斗五升七合一勺八才となり、納米七千百二十八石二斗四升八合二勺四才とある（大崎竊覧）。これを換算すると、石高一石につき納米四斗二升五合四才であるから、ほぼ四公六民に近かったことが分かる。寛保ごろと思われる大島住用村の検地帳には田租の例として次のようなものがある。（反当を括孤内に換算して参考に供する）

上田　五畝十八歩　籾一俵二斗三升（米五斗）
中田　一畝二十歩　籾　一斗二升（米三斗六升）
下田　一畝廿六歩　籾　九升（米二斗四升）
下々田一畝廿五歩　籾　八升（米二斗二升）

すなわち、平均一反歩に対して租三斗三升を上納したようである。

明治五年五月七日付けをもって租税課に届け出た大島五島の総石高は六万六千九百十九石八斗七升余り。その内訳は左のとおりである。

一、大島本島の分
　租　一万六千六百五十石四斗三升四合六勺（亭保検地高）
　　四百二十一石四斗五升四合四勺（亭保以来新開地高）
　小物成（現品上納）
　　八千三百八十二石九斗四升五合三勺
　　内　七千六百一石余、木海月　樫子　木粒　唐芋　鶏引尾　夜光貝　白のり　海栗　せさい海草　なからめ　現品上納あるいは代納米　二百二十九石、尺莚九千百六十五枚　現品上納、但御節礼、室蘭地　納牛馬口銭夫賃等の分　五百五十二石、黒津久　鹿角菜　赤津久　上中下三種の芭蕉及び真綿等現品上納
　　合計　二万五千四百五十四石四斗八升三合五勺
　　この外御節礼の時の現品上納
　　一、尺莚二千枚　一、赤津久五千三百五十三枚
　　一、芭蕉七千五百斤　一、米七十五石
一　喜界島の分
　合計一万二千六百三十五石三斗五升余
　合計尺莚五百枚
一、徳之島の分
　合計一万八千百石一斗五升余
　合計尺莚五百枚
一、沖永良部島の分
　合計七千九百十七石一斗七升余

一、与論島の分
　合計二千七百三十七石七斗二升余
　総計石高六万六千九百十九石八斗七升余

(二)　租　糖

租税としての砂糖の有利なことを認めた藩庁では、延享二年（一七四五）から従来の貢米をすべて砂糖に換算して上納することに定めたが、その率は諸記録ならびに古老の説区々として一致しない。とにかく玄米一升に付き砂糖三斤もしくは三斤三合、または砂糖一斤に付き玄米三合六勺もしくは三合七勺であったという。その後約三十年を経て、安永年中（一七七二―八〇）に至り、貢糖の外に産糖の幾分を藩主が買い上げ、さらに剰余の勝手販売糖をも山川港において同じく藩主が砂糖一斤玄米三合換で買い上げる法を制定した。五十年後の文政十二年（一八二九）に至って、斉興公は四島の産糖全部を藩主総買上げ制度を改め、もし他に密売する者があれば死刑に処する厳法を設け、この決定額四百六十万斤を除いて、余計糖は島民の日用品と交換の法を定めた。その換算率は一定しなかったようで、左のごとき異同がある。

　玄米一升につき砂糖三斤換　（「奄美史談」）
　玄米一升につき砂糖三斤三合換　（「南島雑話」）
　砂糖一斤に付き玄米三合七勺換（徳之島亀津益田氏）
　砂糖一斤に付き玄米三合三勺換（住用村和田氏）

この率によって米は御蔵から給与する定めであったが、後にはそれさえ満足に与えられず、島民はわずかに甘藷によって生命をつなぐ有り様であった。しかも代官の中には島民が甘藷によって支給米の不足を補うのを見てもっけの幸いとして、給米を自ら横領して私腹を肥やす者もあり、また自己の功績を誇るため耕地の拡張、上納糖の増額を強要する者もあって、島民の受ける給米は年とともに減少するに反し、上納糖の高はますます増加して、島民は代官と藩庁から二重の苦しみを課せられた。藩の重臣たちが、貧乏に苦しむ藩士の中からしばしば大島の代官を任じ、その窮迫を救った事実は、いかに藩庁が島民を食い物にしたかを裏書きするものである。

当時本土における物価は玄米一升よりも砂糖一斤の方が少々高かったくらいだから、薩藩の占めた利益の程度も察知することができる。参考までに大阪における米と砂糖との価格を示せば次のとおりである。

天保元年　肥後米一石(三俵)　九一匁（一升〇匁九一）
　　黒砂糖一斤　　〇匁七五
慶応元年　肥後米一石(三俵)二〇七匁五(一升二匁〇七五)
　　黒砂糖一斤　　三匁一七五

当時大阪市場に表れた砂糖は薩領からの品以外に、讃州、阿州、土州、岸和田、伊東、唐津、紀州などからの品があり、また長崎から輸入した外国産もあったが、輸入品は唐砂糖とよび、内国諸藩の産糖を和製砂糖といい、薩藩すなわち島津領三島産のものを特に黒砂糖と称えたという(「大阪市史」)。前表の黒砂糖とは大島産であろう。当時薩摩米は肥後米に比して低廉であったから、薩藩が大阪において砂糖を直営販売して収得した利益は莫大であったことが察しられる。

薩藩がかかる砂糖専売法を実施して、島民の膏血を搾ったのはもとより利益を壟断せんがためであって、どこでも封建制度の免れない弊政ではあるが、元来富強の大藩でありながら、新付の民に対してあまりの苛酷に失したのは、一つは藩主の威をかさにきて横暴をほしいままにした藩吏のいたすところではあるが、主として藩の財政難からきていることは争われない。すなわち一面には宝暦年中幕命を受けて木曽川改修の難工事に費消し尽くした藩財政の窮乏を救い、一面には重豪公一代の雄をもって豪快の政治を行った結果、破綻にひんした財政をばん回せんがため、大島を唯一の財源として搾取の対象に供したのである。

(三)　夫　役

共有地を配当された農民はすべて夫役といって、男子十五歳から六十歳まで、女子十三歳から五十歳までの者は皆労力の貢をする制であった。夫役に従事する者を作用夫または現用夫といい、兵役、輸卒をはじめ、池溝、道路、橋渠、堤堰などの修繕造営から田畑の復旧、租年貢の運搬、藩吏巡回の際の労役はもとより、俸給の一部として吏員の私用にまで使役された。したがって農民は一年の過半はこの夫役に従い、自己の農作に入念する日数はきわめてきん少であった。もっとも戸籍改めの際に躄者と不具者はこれを区別して夫役を免除した。そのほか、藩の公職を勤むる者すなわち与人、与人格、間切横目およびその同格、黍横目およびその同格ならびにこれらの嫡子は空役といって夫役を免ぜられ、詰役の女中妾となって失敗なく任務を終えた者およびその子は除外され、郷士格とその子三男までおよび一代郷士格の者もまた特に免除された。そしてこれらの資格によって夫役を免ぜられた者は二本簪を使用することが許された。この夫役については藩庁からしばしば警告して、農繁期にはなるべく農民を使役しないように、また私用には夫役を避けるように努力したが、実際上には行われ難く、農民は常に雑多な労務に使役されて非常に苦しんだ。

(四)　祝儀進上物

以上の年貢上納や労役奉仕のほかに、藩公道楽用の小鳥の上納や馬の尻尾の上納までも仰せ付けられた上に、代官、付役らの使用する薪炭、鶏卵、蔬菜類の臨時徴発もかなり多かったというから、島民の負担は察するにあまりあるが、これらのほかにしばしば御祝儀進上物という特別の付加税が割り当てられたので、これがまた島民の悩みの種であった。すなわち藩公家に何か御慶事のあるたびごとに、島民より御祝儀言上の慶賀使として与人を上国せしめ御進物を捧ぐる定例がそれである。この定例がいつのころから始まったものかは明確でないが、とにかく安永以後しばしば太守御縁組につきとか、あるいは御家督初めての御下国につきとか、その他若殿様の御元服、太守の初入府、太守の御任官、姫君の御縁組、太守の御病気御快復などおよそ事あるごとに油断なく御祝儀与人の上国を命じて、島民の懐を搾取したのである。

進上物はどんな品物でどのくらいであったかというに、もちろん事の軽重によって多少の差はあったろうが、次に示す一例は大体の標準を知る上に便利であろう。

進　上　物

一　若殿様　御軽被遊御疱瘡候段御到来に付、御三殿様、若殿様へ御祝儀申し上候様鎌田典膳より鹿島伝後左衛門様以御取次被仰渡候、尤進上物左の通
一　太守様　大御隠居様　若殿様へ　芭蕉布十端宛
　　焼酎一壷宛
一　焼酎十二壷宛、黒砂糖十斤宛　表方御家老様へ
一　焼酎十壷宛　黒砂糖八斤宛　若年寄様　大目附様へ
一　焼酎六壷宛　黒砂糖七斤宛　御勝手方御用人様へ
一　芭蕉布五端宛　黒砂糖十五斤宛　焼酎二十壷宛
　　御勝手方御家老様へ
一　芭蕉布三端宛　黒砂糖十斤宛　焼酎十壷宛
　　道之島掛御用人様へ
一　砂糖一万斤宛　運賃込

右者就御慶事為御祝儀与人致上国候節御失脚砂糖の儀に付願の趣有之候得共此節御吟味を以て以来右の通持ち登候様被仰付候条如例可申渡候

己二月十八日　　鹿島伝後左衛門

武与八兵衛殿

岩切　新平殿

六　古文書の焼却

奄美五島が琉球の手を離れ薩藩支配下に属した当時は、行政機構をにわかに改めては、島民の心に激動を与え、統御の上に少なからぬ支障を来すであろうことを恐れ、島民を懐柔しようという一種の政略に出たのである。しかし施政の内容は琉属時代と雲泥の差があった。

最初のうちこそその圧迫に屈服していたが、後年代官政治の弊害が暴露するにしたがって、島民の中にはその威令を軽んずる者がだんだん多くなってきた。

すなわち、当時わいろは公然と行われ、また代官、付役ら往々その人を得ずして、島民の間に威信を失う者もあり、それに在任期間が短かったので、彼らの政治が往々にしていい加減なものになりがちであった。したがって当時民間におそれられ敬われたものは、二ヵ年交代（後には四年交代）の詰役ではなく、むしろ土地の門閥であり、豊富な財力を持っている与人、横目たちであった。

彼らは常に金銀の簪（かんざし）を差し、朝衣、広帯を用い、威容厳として島内の門閥をもって自負し、精神的にも琉属以来の伝統的特権を固持して、あえて代官政治に悦服しないばかりか、むしろ島政のことについては代官以上の見識を有し、一体に代官政治に飽き足らない風潮を示した。そこで藩庁もこれを看過することができず、新たに対策を講じてこの風潮の抑圧に努めなければならなかった。

宝永三年（一七〇六）の諸家系図差し出しの命令をはじめ、その後における服装制限、忠勤誓約などがその表れである。

藩庁の圧迫が具体的に表れたのは二十一代吉貴公の宝永三年、四年にわたり、代官に命じて大島諸島における諸家の系図や諸記録をことごとく欺き取って、記録奉行所でこれを焼却し、一切の歴史的事実を隠滅し去ったことである。

「大島政典録」に次の文書がある。

大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、右四島人民の内家柄可レ差立一先代の由緒有レ之者は不レ残系図可レ差出一旨申渡可レ有レ之。尤も御蔵物に被二召上一儀にては無レ之。必可二レ被返下一候間内々致二其心得一持合之者差出候様有レ之可レ然候。

一、系図文書無レ之者の内にも先祖差立る家筋の由緒有レ之者、委細書記可レ差立一事

一、寺社方の儀も右同断

右之趣所中不レ洩様申候。無レ滞差出候様島中へ申渡し書付取揃付状にて可レ差越一旨、宝永三年戌十二月廿日堀甚左衛門殿御取次を以て代官川上孫左衛門氏被一仰渡一候事。

これは宝永三年（一七〇六）十二月廿日藩庁が発した系図取り上げの命令である。文面によれば、系図ならびに文書を一応取りまとめ祖先の由緒を調べて家柄を取り立てる。そして、これは決して御蔵物に召し上げるのでなく、取り調べの上は再び差出人に返すから安心して差し出すようにと明らかに示されている。正直な島民はこれを深く信じ一面には家柄を取り立ててもらいたく、同時に差し出さない場合の処罰を恐れて、一切の記録を代官の手を経て藩庁に差し出したのである。

しかるに藩庁は初めからかようにして島民を欺き、すべての歴史を隠滅して、その脳裏から琉球との関係を忘れしめようとたくらんだのであるから、一旦差し出した系図や諸記録はこれを全部焼却して、二度と島民の手もとには返らなかった。大島諸島に古記録、古文書、古系図のないのは、あってもきわめて少ないのはそのためで、なんとしても惜しい極みである。

およそよるべき文書を持たない民族ほど哀れむべきものはない。文書は実にその民族が祖先の業績と伝統とを立証する唯一の貴重な資料であるばかりでなく、民族生活のよって、もって立つべき大きな背景であり、同時に将来の発展向上を計る上における最も強大な力である。

ところが奄美の人々はその誇りであり力である文書を藩庁の奸計（かんけい）によって根こそぎ失ったのである。それがために誇るべき祖先の伝統を失って自卑自屈の敗残者として暗い運命をたどらねばならないようになったのである。

七　服装と簪の制限

琉球服属以来道之島の大屋子（大親役）および与人は一般に金の簪、朝衣、大広帯を用い、以下の諸役員も各々その格式、階級によって服装が定まっていたが、享保五年（一七二〇）になって島津吉貴公の命によって、金銀の簪および絹布着用の禁令が発布された。そこで与人ならびに横目一同から嘆願書を提出してようやく銀の簪を使用することだけが許された。

大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、右四島与人、横目是迄は金之簪並に朝衣、広帯致二着用一来候得共、向後金銀簪令二禁止一候。真鍮簪用可レ申候、朝衣、広帯は与人横目、目指、筆子、掟迄令二免許一候条、其外者かつて用間敷候。広帯之儀唐織用候儀者令二禁止一候。

一、右役々之者は紬着用は令二免許一候。絹布は令二禁止一候間かつて着用致間敷候。

一、右役々之外は木綿着用致し、絹布並紬までもかつて着用致間敷候。

右之通可二申渡一旨　弾正殿御指図にて候。以上

享保五年十月十二日　　和田治兵衛

大島代官上村半兵衛門殿

この禁令文発布の結果、右四島の役員は金銀の簪を用いることを禁ぜられ、しんちゅうの簪を用いることとなった。さらに、与人、横目、目指、筆子、掟までの役員は朝衣、広帯を許され、あわせて紬の着用をも許されたが、地質に絹布を使用することは許されなかった。その以下のものは朝衣、広帯、紬着用は一切禁止され、衣類はすべて木綿地を使用することとなった。

簪の使用は古くからの慣例で、その制度は琉球服属時代に確立したものである。慶長以後薩藩に直属するようになってからも、大親役、与人役は金の簪を用いることを許され、その他の諸役人は一様に銀の簪を用い、人民はしんちゅうの簪を使用したもので、つまり階級によってその区別を設けたのである。役人の身にとってはその職務を遂行していく上に多大の権威と便宜とを伴った金銀の簪を禁じられて、一般百姓なみにしんちゅうに限られることになると、従来どおりの威令を行い、統治の成績を期待することはできない。そこで与人一同連署して金銀の簪の使用を従前通り許可されるよう嘆願した。そ

の理由を要約すると、最初に簪の由来を述べ、次に金銀の簪の階級を示し、役人としての権威を保つ上にぜひ必要である理由を説き、もししんちゅうの簪を用うるにおいては、百姓と同輩に見なされ、役人としての権威を保つ上にぜひ必要であるゆえんを説き、しんちゅうの簪の使用を廃して、従来どおり金銀の簪を許可せられたいという内容である。

しかし金の簪の使用はついに許されず、銀の簪を用いることだけがようやく後に至って許された。

八　忠勤誓約

服装ならびに簪の制限令が出た同じ享保五年（一七二〇）に、島津氏は与人役、横目役に血判を押捺（おうなつ）せしめ、忠勤を誓わしめたが、その起証文は次のとおりである。

起証文前書

一、忠義疎意奉レ存間敷候、乖悪不忠之志輩於レ有レ之者、雖レ為二誰人之上一無二用捨一可レ遂二言上一事

一、当役儀に付勤方之儀御為め宜様無二緩疎一相勤可申候、相役中兼て宿志雖レ有レ之、御奉公之儀は不レ挟二孤疑一、以二熟談一可二相勤一候、勿論隠密可レ仕儀は雖レ為二親子兄弟無二之知音一曽て申間敷候、且又口事等之儀無二贔屓偏頗一可レ成程於二所中一相談之上相済可申候

一、異国船之儀に付而被二仰渡一候趣も有レ之候間、猶又大形之儀無之様入念可申候事

一、当役儀に付而邪儀私儀を以諸人より致二進物取入一儀候間、右躰の賄賂受用仕間敷候事

一、諸人より構レ私勝手罷成候儀を止、相頼雖レ有レ之贔屓之取持仕間敷候事

右の趣於二相背一者

梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆箱根両所権限、三島大明神、八幡大菩薩、天満大自在天神、部類眷属神罰冥罰各可二罷蒙一者也、仍起証文如件

享保五年五月吉日

以上述べたごとく、一に家柄可差立趣をもって人民を懲懲（しょうちょう）し、系図および文書を取り上げて、家門の由緒を隠滅し、二に金銀の簪および絹布を廃して次第に役人の品位を落とし、三に起証文を徴して心意上の束縛を与え

たのは、一つには島民の中に例の門閥を気取って代官政治に心服しない者があったからでもあるが、主として琉球との精神的連係を断絶しようとして、薩藩政治家の取った政策である。

九　簪の再制限と庶民礼法

(一)　簪再制限令

服装、簪に関しては長い間享保五年（一七二〇）の規定に従っていたが、その後新たに増設された役目に対しては別に待遇上の準拠がなかったため、単に一島の吟味をもって申し付ける所もあり、諸島まちまちになって大変都合が悪かった。本来この簪は琉球服属時代から役目・役格の等級を示す大事なものであり、これによって厳然おかすべからざる等級を識別し、尊卑を差別したものであった。当時島民に対して銀製二本の簪を許されることは男子無上の名誉だったのである。したがって藩庁の方でも再び精密な規定を設けて階級の差別を明らかにし、諸島区々の待遇法を統一する必要があった。その結果享保の禁令後百三十八年を経て、安政五年（一八五八）島津忠重公の時に簪の制限がさらに左のとおり定められた。

道の島掛御用人衆へ

一　銀菊形茸並同添差迄二本
　右郷士格、同嫡子、一代郷士格、与人、与人格

一　銀菊形茸、眞鍮並銀添差迄二本
　右一代郷士格嫡子、定式間切横目、惣横目より右同格迄

一　真鍮苺形並同添差迄二本
　右定式黍横目より諸横目格、山方横目迄

一　真鍮菊形並同添差迄二本
　右掟、目指、筆子、黍見廻、黍筆子、作見廻、砂糖方締、大島竹木見廻、沖永良部仮屋見廻、島々代官所書役等定め置候人数の外定助寄等の者共、御島方掛座見廻、大島代官仮屋付五人、同島見聞役並附役仮屋付三人宛、喜界島、徳之島、沖永良部島代官仮屋付三人宛、同島々見聞役並附役仮屋付二人宛、大島郷士格並一代郷士格二男以下五人迄、喜界島、徳之島、沖永良部島郷士格並一代郷士格二男以下三人迄、島々詰役子供、定式与人、田地与人、定式間切横目、惣横目子供、定式外与人、与人格、間切横目、惣横目、右同格嫡子、定式黍横目嫡子

一　真脇添差一本
　右大島郷士格並一代郷士格六人以下の末子、喜界島、徳之島、沖永良部島郷士格、一代郷士格四人以下の末子、定式外与人格、間切横目、惣横目二男以下、定式外黍横目より以下役々子供

一　前各項の外即ち一般農民は鉄の添差一本とす。

右者島人共簪物の儀、往古より役目の等級は勿論、尊卑の差別を以て相用い来り候処、先年来追々役目も相重み、間には一島の吟味を以て申付候も有之区々致居候に付、この節改正致し右之通申付くる条一統堅く相守り、後年に至りいささかも取違い有之まじく、左候て定め置候外銀元紛敷差物等相用い候儀、きっと停止せられ候、但規則帳へも書載置く様申付候。右申渡すべき旨島代官へ申越し、三島方掛へも申渡す可く候。

安政五年十二月十一日　　駿　河

(二)　庶民礼法の厳達

さらに安政六年（一八五九）には庶民礼法に関する厳達があり、ついに島民は下駄、燈灯の使用までも禁止されるに至ったが、その規定は左のとおりである。

一、島人共途中にて御役方其他貴人へ行逢い候節不敬の儀之れなき様との儀は先年来度々申し渡し置き候へども、近比に至り諸稽古事又は病養等にて罷登り候者の内、間には不敬の為体にて罷通り候者之れあるやに相聞候。不届の至りに候。之れにより以来道具等持たせられ候向へ行逢い候はばきっと平伏致し、其外程々に応じ不敬の儀共之れ無き様相慎しみ、尤も下駄を履き通行致し候儀きっと差留候。右体の儀は専ら問屋共受持の事に候に付何篇気を付け取締致し、若しや何ぞに付自儘の致方も候はば役々へ相付申し出ずべく候。左候て年限内にても島許へ差し返し、島法を以て取扱い致し候様申し付け候。

一、与人を初め、島役共に引山路相記し候燈灯相用い候由、右者夫々御格式も之れ有る事に候に付、御当地に於て相用い候儀をきっと差し留め候。然し乍ら島元は

頭立候目印にも相成るべき儀故に郷士格並に定式与人に限り差許し、其外は堅く停止せられ候。

右の通り申しつけ候条聊か取違い之れ有るまじく、此上ながら不守の者も候はばきっと沙汰に及ぶべく候。左候て規則帳へも書載置候様島代官へ申し渡し越し、三島方掛御役々並御代官へも申し渡すべく候。

但道の島問屋中へも申し渡し、罷登り候者共へ右の趣細々申し候様申付候。

安政六年六月廿三日　駿河取次　二階堂源太夫

十　藩吏の権勢

旧藩時代に島政をつかさどった代官、横目、附役らの藩吏はすべて城下の武士であったので、威勢が強く、配下の人民がいささかなりとも礼を失することがあれば、斬捨御免（きりすてごめん）で討ち果たし、人民はこれに対して争うことができなかった。彼らが一旦島に派遣されると、藩主の威をかりてむやみに島民を圧迫し、これを牛馬のごとく取り扱った。実に横暴を極めたもので、人民は乗馬のままでその側を通ることができなかったばかりか、彼らが通行の際には路上に平伏して頭を上げることすらできなかった。人民はたとえ富豪でも自分の屋敷の周囲に石垣を築いたり、模様入りの羽織を着たり、高傘を差したり、高下駄を履いたりすることは厳重に禁じられた。また官舎の近くに家屋を建築したり、子供を泣かしたり、高声で談笑したりすることさえ許されなかった。

代官が政庁へ出勤しまた退出するときには、二、三名の児童をお供として、刀その他の用具を携帯せしめ、島内巡視のときには大名行列のように無数の島役人が馬上の代官の前後に行列して、お通りお通りと声をかけると、人民は通路を横ぎるどころか道を避けねばならず、沿道の人家は戸を閉じて隙見をも許されなかった。

それに当時の悪弊の一つは、藩吏の収賄行為で、彼らはわいろの多少によって島吏の進退、夫役の免否、諸請願の許否など一切の事を決し、非常な害毒を流した。わいろの主なるものは焼酎・豚肉・反物・呉座・莚・米・砂糖・落花生などであった。その他民間に珍しい器物があれば何に限らず最低値で買い取られ、人民はこれを拒むことができなかった。わいろの贈収は特に離島においてひどかったらしく、徳之島では明治初代の在藩染川五

郎左衛門に関する収賄沙汰が発覚し、明治八年鹿児島県訟課より中村兼志ほか三名が突然下島して、島吏らを糾問した結果、ついに染川以下は鹿児島に引致されて相当の徴罰を受け、関係の島吏らもことごとく免職になったという事件があった。

十一　異国船の来航と本島船の漂着

(一)　異国船の来航

幕末のころわが国に異国船の来航が頻繁であったことは、今さらここで述べるまでもない。それは単に本土ばかりでなく、南西諸島でもしばしばその禍を被った。難船または漂着したものもあるが、多くは薪水食糧を求め、なかには近海を測量するなど勝手な振る舞いをしたのもある。

特に琉球へは文化年間（一八〇四～一七）以来英・仏・蘭の艦船が頻々と来航して和好を求め、嘉永六年（一八五三）には米国海軍提督ペリーが二度も渡琉して通商条約の締結を迫ったことは有名な事実である。

そのようなかかりあいもあって、この小さな沖永良部島にも異国船の来航がたびたびである。それを順を追って述べてみる。

1　元緑八年（一六九五）西原村の下へ唐船一隻漂着難破いたし乗組人数百十一人の内一人は当島にて死に、残り百十人御来船両隻に乗付右宰領附役隈元八右衛門与人慶久甫横目安里松下相付薩州山川まで送り届候

2　享保九年（一七二四）三月喜美留村の下へ朝鮮船一隻漂着破船致し乗込人数当島より船取仕立宰領与人久米村右同平安山取払役富玖安相付き琉球へ送届候

3　享保十七年（一七三二）喜美留村の下へ唐船一隻漂着致し琉球への乗筋不案内候間、案内附させ呉候様唐人より申出候に付御用船取仕立与大宣喜統横目平安統取払役富久政相付琉球へ送届候

4　寛延二年（一七四九）唐船一隻知名村の下へ漂着破船致し乗込人数十七人和泊村本御蔵の内に囲置与人池悦横目平安統取払役永喜三宰領にて琉球へ送届候もっとも唐人共鹿一疋大犬一疋持渡有之候通事人平安統にて候

5　文政三年（一八二〇）十一月古里村の下へ夏楷船一隻漂着致破船乗込人数当島より便船又は琉球よりの迎船へ乗せ付差送候事

6　文政十一年（一八二八）六月七日与論島へ異国船一隻漂来橋船より七人乗込にて前浜へ近く乗付彼島前座其場へ駈付何國の船にて候哉と問掛候得共言語不通にて候然処鉄切二つ陸へ投捨本船の儀引取候段飛船を以右鉄切相添届申出候、同十六日当島南の方へ相見得、翌十七日島尻一里計沖へ漂来り橋船より六人乗込にて知名村湊へ乗入陸へ上り村の者共追々出張手様等を以て唐いも望の向見受候に付取寄相与候処別て歓右返礼として鉄延金七つ宇突一つ銘々差送兼て横文字通用之手様等いたし暫居合橋船へ乗付本船の儀引取候折節田地横目宮川廻勤先にて成行致見分候に付右宰領にて上國申付候此代伺留へ委敷有之

7　天保元年（一八三〇）寅十二月伊延へ無人唐船寄来詰役並島役々出張にて致差候処御用立候品無之其段御届申上候処唐船の儀は格別御取締の儀に付船滓其外小品迚も不残差登候儀被仰渡翌々辰夏楷木切不残差登候委細此代伺留へ記置候

(二)　沖永良部船の漂着

沖永良部島の船や人の漂流または漂着などということについては言い伝えにも全くないようで、聞いたこともない。ところが、大川恵良著「伊良部郷土誌」によると、「一三〇〇年から一五五〇年ごろまでを按司（あじ）、殿（との）の世代と言伝えているが、そのころ伊良部島に三人の大和人が漂着して、原住民の指導啓発に当っている。すなわち佐和田元島の嵩平山に、沖永良部の人大世之主殿が漂着して、住民を統率して農業を盛にした。この人は非常に仁徳の高い人で住民から敬慕されていたので、この人が死んだ後お嶽を建てて祀り、大世之主殿と称し毎年九月例祭日を定めて崇めている。」とあり、一三世紀から一六世紀のころに沖永良部の人が、遠く先島群島の伊良部島に漂着していることがわかる。

これが年代的には一番古いのであるが、その後の漂着について「名瀬市誌」は次のように述べている。

享保五年（一七二〇）沖永良部船が、台湾へ漂着破損し、中国福州を経て帰された。

元文三年（一七三八）にも同様なことがあった（中山世譜巻九）。

文化六年（一八〇九）六人乗の沖永良部島船、ルソン国バタン島に漂着、一名死亡他は中国を経て送り返される（中山世譜巻十一）。

次は昭和五十三年十一月十一日の南海日日新聞の「南島通交史研究の進展」という記事から抜き書きしておいたものである。

寛政二年（一七九〇）沖永良部島から山原（やんばる）へ商売のため行った船が、辰の風（東南東の風）のため十四日間漂流し、朝鮮全羅道興陽県に漂着した。

この船の長さ六十尺、広さ十尺五寸、高さ六尺、船中に米、麦、粟、豆、木綿、蕉などのせている。商売用の物であろう。

船中の人口は七名で、真美留村の伊名川、前平、喜者富、國頭村の高甫、出花村の仲正、先甫、それに畦布村の神屋の七名であった。

そして服装、形貌が記録されており、当時の奄美の人々の服装・形貌を知る有力な資料となった。

というものであるが、朝鮮に漂着したこれらの人々はその後郷里に帰ることができたのだろうか。帰れたとすればどんな道順を経たのだろうか。名前や屋号などから子孫が分からないものか。何か言い伝えなどは残っていないものか。等々のことが知りたくなる。

県立図書館にある「犯科帳」に次のような記録がある。

文化七年（一八一〇）に唐へ漂着した船があった。船名は長久丸、船頭は鹿児島下町の貞次郎といい、乗組として種子島の人九名、川辺郡秋目の人が六名、指宿の人二名、今和泉、垂水、鹿児島下泉町の人がそれぞれ一名ずつで、以上の者には水主という肩書きが書いてある。

ところが肩書きのないのが五名いる。すなわち次の通りである。

琉球國沖永良部島　久志検村　中元

〃　喜美留村　白間

〃　手々知名村　季国

〃　和泊村　仲留

〃　畦布村　里江

この五名は肩書きのないところからすると乗客だったのではなかろうか。どういう目的で乗っていたのだろうか。長久丸は取り調べを受けた後、それぞれ郷里へ帰っ

てもよい、ということになった。

十二　遠島人と文化開発

薩藩が奄美諸島を流刑地に定めたのは、寛政元年（一七八九）からということであるが、実際にはもっとさかのぼるかもしれないという。事実沖永良部島の宗門手札改めの際の人口調査は明和九年（一七七二）から始まっているが、当時の総人口一万一千四百七人、流人七十九人と見えていることからもうなずけることである。

遠島に処せられる者は、主として国事犯のような重罪人で、なかには知名の士もいる。そして罪の重さに従って大島、喜界島、徳之島、沖永良部島と、だんだん遠隔の離島に流したことは、西郷隆盛の例に見ても分かる。

沖縄学の権威者伊波普猷氏が「渡流日記を紹介す」の中で「慶長以後、薩藩の國事犯罪人は大方道之島に、罪の重い者は特に沖永良部島に島流しされたといいますから、同島はこれらの危険思想家のおかげでその文化の向上を見たことでしょう。」と述べているように、罪の重い者ほど遠くの方に島流しされたようである。

この島流しを遠島といい、遠島される罪人を遠島人と呼んだのである。

さて、いかなる人々がいかなる罪名によって、いつ、どこ（島）に遠島されたかについては、最も興味あることでだれしもが知りたいことであろうが、記録の徴すべきものがないのではっきりしない。

そこで「沖永良部島代官系図」から宗門手札改めの際の人口調査の実態および遠島人数を摘録し、それを基にして推測を試みたい。

順	年	総人口	遠島人	島居付、借島、滞島
1	明和九年（一七七二）	一一、四〇七人	流人 七九人	
2	天明六年（一七八六）	九、一四五人	遠島人 六〇人	
3	寛政十二年（一八〇〇）	九、五〇八人	七〇人	居付五人、住職一人
4	文化十二年（一八一五）	八、九七一人	六四人	居付十一人
5	文政六年（一八二三）	九、三一四人	五四人	居付十三人、滞島四人 寺番一人
6	天保三年（一八三二）	九、五九八人	七六人	居付十一人、借島四人
7	天保八年（一八三七）	九、七六八人	一〇〇人	居付四七人、借島四人 滞島二人、居付五人
8	弘化二年（一八四五）	一〇、六三六人	流罪人 一二四人	居付五人
9	嘉永五年（一八五二）	一一、〇三〇人	八二人	居付四人
10	安政六年（一八五九）	一一、九七五人	九五人	居付女一人
11	慶応元年（一八五六）	一三、三三六人	七九人	居付女一人
12	明治二年（一八六九）	一四、三三七人	四六人	居付女一人

以上のように九十七年間に総計九百二十九人の遠島人と、居住・島居付・滞島・借島等々その意味は判然としないが、その総計百二十一人にもなる遠島人関係者がいたことが分かる。

九十七年間に十二回の宗門手札改めが行われているが、最初は十数年ごとに行われていたのが、後には数年ごとに行われていることや、遠島人の呼び方も流人、遠島人、流罪人と変わっていることなど、どうしてだろうかと疑問になるが、それらはさておき、九十七年間に九百二十九人もの遠島人がいたことは、宗門手札改めが行われるたびごとに毎回平均七十七・二人の遠島人がいたということになる。沖永良部は三十六村といわれるが、その三十六村に平均二・一四人の遠島人が常時配流されていたことになる。この数は大島本島の文化二年（一八〇五）の遠島人三百五十六人、滞島人六十人に比して決して少ない数ではない。

遠島人は本土をはじめ奄美諸島からも来ていることになっているが、受け入れ側としては代官所であらかじめ順番を定めておいて、遠島命令書受領次第本人を配流予定の村落に送ったものであろうか。

また、配流先の村落では受け入れ準備としていかなることをしていたのであろうか。ある村落では村有地に砂糖小屋のようにあらかじめ遠島人小屋を作っておいた、とのことであるが、そのへんのことについての記録も伝承も残っていない。

西郷隆盛よりも先に遠島で沖永良部島にきていた川口雪蓬は、最初喜美留村に配流になっていたという。ところが食が足らず空腹に耐えかねて余儀なく、ある夕方畑に出て芋を掘りあさっていたところを青年に見つかり、追われ追われて西原村に着き、以後西原村にいつき、子弟教育を業として生計を立てることにしたのだという。

（喜美留の故永井カネ媼談）

雪蓬に限らず遠島人にとっては、未知の地で衣食住の充足をはかるということがいかに大事なことであるか、とりわけ食の問題は緊要であるだけにどのように処置していたのだろうか。

天保十三年（一八四二）、今の名瀬市小宿に遠島され

ていた①名越左源太著「南島雑話」に次のように述べられている。

「下通の流人、同輩の者集りしたたかに呑み又喧嘩すること如二此図一、多くこの類流人なり。ばくえき酒乱は流人の常と知るべし。其古へは権夫と聞えし武士も零落すれば見る影なし。只時の幸を得て栄華を思ひ之を頼むものは如此図、非人乞食となりぬべし。是も下品の流人也。

流人の上通りなるは子供に手習素読を教え、又は島人の富家の者の書状を認め、砂糖の取引の算面をして加勢して呉れば其人への朝夕不如意なきように米穀をあたへ又家は明家をかし後々には自力により家作を拵(こしら)へ少したくはへあれば却て大和にての貧窮にまされば不幸中の幸といふべし。第一大酒、女色、放逸を慎むべし。地挟も慘危も其身々々の填によるべし。一身産業を以て渡世する者はと云へども時に取は又足也。」

さすがに流人の流人観とでもいうべきものだけに妙所を言いあらわして、流人の進むべき道を指示している感さえする。

ところで、九百二十九人もの遠島人が沖永良部島にきているが、その中で沖永良部の文化開発に寄与したであろうと思われる遠島人は幾人ぐらいいるであろうか。

明治以前、内城で曽木藤太郎(鹿児島市の人で遠島人、子孫は根折に移住藤円の阻父)が、宗平安統、本城宗悦、豊山真粋敏らと同じころに私塾を開いていたという。和泊では在牢中の西郷隆盛に私淑して教育を受けた者、また談話の友人として薫陶を受けた者がいたが、同時に和村の紀の平右衛門、西原村の川口量次郎(号は雪蓬という)、喜美留村の児玉万兵衛、皆川村の竹之内助市、平富里、畦布村の萩原藤七、玉城村の五郎兵衛門、黒貫村の村田某ら、このほか上平川村および上城村などにも遠島人の自宅教授者がいたようであるが、氏名が定かでない。

これら各村における遠島人の教育は、主に和文体の文章を教えたが、さすがに西郷翁は群羊の一虎とでもいうべきか、漢学を授けたりという。またつづり方の日常往復文のごときも文章家といわれ文才ある人の書いた文章を書き方に兼用し模倣させて学ばしめたという。南洲翁をはじめとして、和村の紀の平右衛門、西原村の川口雪

蓬の数氏は碩学(せきがく)にして詩歌の趣味もあったという。

学識あるこれら遠島人が島の文化開発に貢献したことはもちろんであるが、②衛藤助治編「沖永良部誌」には次のように述べてある。

「遠島人の多かりし時は百二十三人を数へ少き時は四十六人なりき。かくも遠島人の多きはその数少かるべし、遠島人中には西郷南洲翁あり、川口雪蓬あり。佐土原藩士三名の如きは佩刀を許され意気揚々として罪跡ある人の如くは見受けられざりしと聞く。流罪人中罪状の獰悪(ねいあく)なりしものあるを聞かず、藩候の嫌忌(けんき)にふれ配適せられたるもの多きが如し。

遠島人中居住、居附、滞島等の種類あり。居住は藩主より遠島を命ぜられたるにあらずして不都合の行為により、家族若くは親類のものを当地に居住せしめたるものなり。

居附は赦免されて其儘居附となるものをいう。

滞島は赦免されたるも故郷に帰り得ざるものを称せしなり。

遠島人は本島に如何なる影響を及ぼしたるか。流罪人の数は常に全島人口の百分の一内外を上下し、其の数敢て少なしとせず。本島人が流罪人に対する感情は一般に賤しくも見下したりしに関はらず、中には其の言動に感じ厚く之を礼遇せし例少しとせず。土持政照氏が西郷翁を優遇せし如きは其の一班を示すに足るべきなり。而して翁が政照氏坦勁氏に偉大なる感化を与へたる、其他一般人士に直接間接に偉大なる感化を与へたる如きは人の認むる所なり。

而して本島士民一般が比較的義気に富み、且つ其言語の語根これまた比較的に正しく普通語を使用するに当って拗音、訛音等の少きは数多き遠島人の力あつかって効ありしにあらざるか。」

(注) ①名越左源太

島津二十七代斉興のとき高崎崩れ(嘉永年間のお由良騒動)で嘉永三年(一八五〇)三月廿七日、三十二歳のとき大目付兼物頭を免職の上、大島(小宿)に遠島され約三年余を経て安政元年七月廿九日赦免、翌年六月帰麗した。この五年間の遠島生活が不巧の功績(南島雑話)を学界に残した。南島雑話は前後七章からなり大島の諸制度、人情風俗、日常生活、自然界等あま

ねく記述したもので貴重な史料である。

大島の流行歌に「名越様には始めて会うた。会うて見たればよかお人」というのがある。明治十四年六十三歳で鹿児島で長逝した。辞世の歌に

谷川のさざれいはをも　くずれつつ
ながれゆくなり　五月雨のころ

高崎崩れの首謀者高崎五郎右衛門の長男正太郎は十五歳に達して後名瀬、金久に三年、名越左源太は小宿に三年、大久保次右ヱ門（利通の父）は喜界島小野津に、近藤七郎右ヱ門は赤木名に、白尾伝右ヱ門は赤木名に、吉井七郎右ヱ門は久慈に、村野伝之丞は亀津に、それぞれ遠島された。

家譜によれば名越家は平家の出であるが祖先が島津家に仕え左源太は大目付兼物頭であった。若いころから文武両道の教養深く、かたわら医術を修め、和歌・書道・絵画をよくした。本草学にも精通していた。流刑に処せられたとはいえ普通の罪人とは異なり、今日の国事犯であり、当時の大島代官中山甚五兵衛とは旧知の間柄であった。

（注）②衛藤助治　（大分県出身）

明治四十三年四月～四十四年五月、和泊男子高等小学校長。

明治四十四年六月～大正四年八月、和泊尋常高等小学校長。

第十一節　人物

本項では郷土史に出てくる人物について集録することとし、期間は本島にはじめて代官が駐在した元禄三年（一六九〇）ごろから慶応元年（一八六五）までとし、それを年代順に当時の職名、後裔の判明している分についてはそれも併記する。

記

元禄　元年　大城間切与人中城没す。（内城宗家系図）
元禄（一六八八）八年　喜美留間切与人、中城の子池久保没す。
元禄十二年（一六九九）　喜美留間切与人先久間没す。
正徳　元年（一七一一）　与人平安山（手々知名大坪氏）、久米村（和の前氏）、具永久（和泊陽氏）の名、答申上書にあり。
享保　元年（一七一六）　平安山、久米村、豊峯（内城村豊山氏）与人に任ぜらる。
享保　三年（一七一八）　間切横目七名設置。具永久、具志川（有川貞辰氏祖）与人に任ぜらる。
享保　四年（一七一九）　琉球尚敬王即位、与人平安山、取払役具永久、祝のため渡琉。以後即位ごとに此の例あるも略す。
享保　九年（一七二四）　喜美留村下へ朝鮮船漂着。船取仕立宰領与人久米村同平安山取払役富玖安相付琉球へ送届候。
享保十五年（一七三〇）　嘉美座（手々知名龍野氏）亘嘉統与人に任ぜらる。
享保十九年（一七三四）　平安統（宗武重氏祖）、富玖治（大脇福荘氏祖）与人に任ぜらる。



具志川の肖像　享保三年(1718)与人に任ぜられた。(冠は黄冠)

天明　元年（一七八一）　与人に任ぜらる。
天明　六年（一七八六）　宜志甫（大城、伊集院周熊氏祖先）与人に任ぜらる。
天明　七年（一七八七）　董南美（和泊、有川貞康氏祖先）与人に任ぜらる。
寛政　二年（一七九〇）　永良部から山原（やんばる）へ向かった舟が辰の風のため十四日間漂流し、朝鮮全羅道興陽県に漂着した。舟の長さ六十尺広さ十尺五寸高さ六尺船中に米、麦、粟、豆、木綿、蕉などのせていた。船中の人口は七名、喜美留村の伊名川、前平、喜者富、国頭村の高甫、出花村の仲正、先甫、畦布村の神屋の七名だった。
寛政　三年（一七九一）　平安統（内城の宗氏祖先）与人に任ぜらる。
寛政　四年（一七九二）　真玉橋（手々知名龍野為秀氏祖先）与人に任ぜらる。
寛政　五年（一七九三）　玉川（和泊の陽兼良氏祖先）与人に任ぜらる。
寛政　九年（一七九七）　西正（和泊の西彦熊氏祖先）与人に任ぜらる。
延享　元年（一七四四）　仁志平（和泊和気西亮氏祖先）、池悦（内城）与人に任ぜらる。
延享　二年（一七四五）　富玖安（手々知名大脇氏祖）与人に任ぜらる。横目二名詰。
寛延　三年（一七五〇）　与人池悦、横目平安統、取払役永喜三、漂着唐人十七人琉球へ送り届く。
宝暦　元年（一七五一）　具志川与人に任ぜらる。この年喜美留与人池悦碑を建つ（内城の山田の家にあり）。
宝暦　四年（一七五四）　平安統（内城宗氏）与人に任ぜらる。
宝暦　六年（一七五六）　尚穆王即位に付、調物与人寄富玖政（大脇氏祖）、掟具志政送届（異国与人富玖郷の墓建つ）
宝暦十二年（一七六二）　津口横目六名、田地横目兼山方横目三名設置（いずれも氏名不詳）
明和　六年（一七六九）　富玖治（大脇氏祖）与人に任ぜらる。
明和　八年（一七七一）　藩主慶事により献上物調斉し、与人富玖治上国す。
安永　三年（一七七四）　御祝儀に付与人玉江原（和泊竹夏再志氏祖先）上国す。
安永　四年（一七七五）　御祝儀に付与人久志堅（伊集院氏祖）上国

寛政十二年（一八〇〇）　尚温王、王位に封ぜられ与人真玉橋、掟平安瑞宰領。
享和　二年（一八〇二）　宮川（和泊の栄宮信氏祖先）与人に任ぜらる。
文化　四年（一八〇七）　尚灝王王位に封ぜられ、与人西正、取払役平安雄宰領。
文化　七年（一八一〇）　唐に漂着した長久丸に種子島の人九人、秋目の人六人、指宿の人二人、今和泉の人一人、垂水の人一人、下泉町の一人船頭は鹿児島下町の貞次郎、この外に沖永良部島の久志検村中元、喜美留村白間、畦布村里江、和泊村仲留、手々知名村季国の五人いたが、肩書きはない。
文化十一年（一八一四）　夏鼎用（旧名玉江原、夏再志氏祖先）、平安統（内城の宗氏の祖先）与人に任ぜらる。
文化十四年（一八一七）　久志堅（伊集院氏祖）、清澄（喜美留の福山清寛氏祖先）与人に任ぜらる。
文政　元年（一八一八）　文化・文政のころ和泊の董美子、手々知名の盛平、甘蔗苗を徳之島より求め挿植製法伝習せしという。県史二巻には沖永良部の黍栽培開始は一八三〇年代で、与論島は一八四〇年代であったと記されている。
文政　五年（一八二二）　杜美粲（和泊市来惟一氏祖先）与人に任ぜらる。
文政　八年（一八二五）　喜美座（手々知名龍為久氏祖先）与人に任ぜらる。
天保　九年（一八三八）　尚育王被封王位、与人寄饒覇、取払役饒丕宰領。
天保　十年（一八三九）　杜敬業（和泊、市来惟一氏祖先）与人に任ぜらる。
天保　年間（一八三〇～一八四三）　右左美（うさみ）（町田実彰氏祖先）与人に任ぜらる。夏鼎幹（竹氏祖先）、曽勲（沖島氏祖先）唐本通事に任ぜらる。
弘化　四年（一八四七）　与人町右左美致至、その子右左則襲職。
安政　元年（一八五四）　伊名川（伊地知季忠氏祖先）与人に任ぜらる。
安政　二年（一八五五）　坦晋（操坦勁氏祖父）与人に任ぜらる。
安政　三年（一八五六）　蘇廷良（沖利基氏祖先）与人に任ぜらる。
安政　五年（一八五八）　内城村、玉城村境の石橋を内城村の平安明、平安長、宗悦、和村の玖米統らより工費寄

附し、架設す。

文久元年（一八六一）　山真粋憲（山口通志氏祖父）与人に任ぜらる。

文久二年（一八六二）　義盛（和泊の西氏祖先）与人に任ぜらる。

文久三年（一八六三）　政照自費を以て報恩丸を製造、英艦襲来の安否を伺わしむ。間切横目坦栽（坦勁氏の父）上麗す。

元治元年（一八六四）　政照与人に任ぜらる。西郷隆盛胡蝶丸で帰麗す。

慶応元年（一八六五）　和泊村の西宜美宅（宮窪）旧井捜掘す。

同年　尚泰王被封王位、与人蘇廷良、取払役蘇廷譲宰領。

第六章　明治時代

第一節　諸制度の改革

一　行政機構の改廃

(一)　代官から在番へ

明治二年、太政官より「今般王政復古御維新に付御改正被仰出」、旧弊一洗し公平廉直の御仕置成り代官所を在番所と改め、上下の区別なく一般平民となす。五百年代始めて一統の世に帰したり。各々安堵すべし。」と告示された。

この決定は、同年三月下島した代官伊東仙太夫の名をもって告示した（代官記）。「沖永良部島沿革誌私稿（操坦勁編）」によると「明治二年己より代官は在番と改称す。」とあるので本島においても告示があったものと推察される。

代官を「在番」、横目を「検事」、附役を「筆者」と改称し、島の大小によって大島を一等在番官、喜界島・徳之島・沖永良部島を二等在番官とし、官位は四等官とした。明治五年に検事は監督掛と改め、筆者は在番付属と改められた。在番以下の職員は次のとおりである。

在番　園田　四郎助
検事　野元　嘉納
筆者　津留　半蔵
同　村山　小四郎
（以上明治四年四月四日着任）

在番　田中　十太郎
監督掛　土橋　休之進
附属　尾上　平右衛門
（以上明治六年三月二十九日着任）

監督掛　川畑　荘介
巡察　武井　四郎太
附属　深見　源次郎
附役　上野　嘉右衛門
（以上明治六年三月二十六日着任）

(二)　大支庁および沖永良部支庁設置

「鹿児島県史」によると、県は明治七年十月大島に大支庁を設置、喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の四島に支庁をおくことを内務・大蔵両省に申請し、明治八年三月十五日許可され、同月県令大山綱良は大支庁や支庁設置のため、当該五島駐在の「諸役の儀今般都而引取申付」県官出張までの事務引き継ぎについて、次の処置をとるよう命じた。

一　是迄仮屋諸帳面等悉皆取纏メ切封之上戸長頭江格護可致事
一　臨時至急之儀到来之節者戸長中示談之上至当之取扱可致事
一　勧業之儀ハ不日官員出張之上今一層勉勵之旨趣可相達候得共其上戸長中厚ク致注意繁殖イタシ候様可説諭事
一　詰役仮屋之儀者厳重ニ切封イタシ立入可引取事
（中　略）
一　戸長中之内何分相達候迄此□上県不相成事

これより先、明治七年の春大島の基俊良・伊東三和益、亀津の亀藤賢・沖永良部島の土持政照、喜界島の泉禎哉ら五人の郷士格で与人経験者たちは、県庁へ等外出仕を命ぜられて勤務し、明治八年各島に支庁が設置されたとき、それぞれ支庁勤務を命ぜられた。

支庁の権限は、互いに同等で県が直轄し、指揮監督はすべて県令が行った。これによって在番所役員をはじめ、与人以下の役員をすべて廃して、戸長・副戸長を置いた。（名瀬市誌による）

明治八年四月十七日、鹿児島県少属小宮敬次郎、県掌大山源五郎の二人、徳之島を経て来島、翌十八日詰役引取方を令書をもって諭告し、十九日在番所（御座）を切封の上戸長にこれを預けた。

元禄四年代官詰所を設置せられて以来百八十四年の役所はここに廃せられ、詰役はその年五月二十六日をもって引き揚げをみたのである。（沖永良部誌）

支庁長以下職頭の着任を待って、明治八年七月九日旧大仮屋を庁舎とし、沖永良部支庁が発足した（沖永良部島沿革誌私稿）。支庁職員は次の通りである（沖永良部

誌）。

権大属（支庁長）　鮫島　中介
十五等出仕　伊藤　一作
等外一等出仕　有田　藤助
同　土持　政照
（右四氏共明治八年七月七日鹿児島より沖縄を経て着任）
権少属（支庁長）　伊集院　直二
等外二等出仕　大窪　矢七左衛門
（右明治九年四月十三日着任、鮫島・伊籐・有田の三人帰鹿）
等外三等出仕　操　坦栽（支庁詰）
（右明治九年七月五日沖永良部島戸長より転任）
支庁長二等属　福永　信治
九等属　関根　柳八
同　弘　道輔
雇　荒木　逸平
（以上明治十年九月着任）
支庁長二等属　西久保　紀林
（右明治十一年五月福永信治と更迭）

(三)　大島郡役所出張所

明治十二年四月八日、大島ならびに喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の五ヵ島をもって大島郡となし、大隅国大島郡と称した。明治十二年四月各支庁を廃して郡役所を今の名瀬市金久に置き、各島には郡役所出張所を置いた。西久保支庁長以下は帰鹿し、沖永良部出張所詰職員左のとおり任命された。

郡長心得郡書記　向井　新兵衛
郡書記　土持　政照
同　操　坦栽
（明治十六年春向井新兵衛退職に付跡出張所詰左之通）
郡長心得郡書記　土持　政照
郡書記　操　坦栽
郡書記　沖　利貞（十五年拝命）

明治十六年秋大島郡役所出張所廃止、郡書記凡て大島在勤被仰付（沖永良部誌）

明治十八年十月大島郡役所廃止金久支庁開設。

右開庁式参列のため、戸長、沖島・沖・安藤、外に勧業委員三名人民総代二名出瀬せり。

後明治十九年島庁と名称変更。

(四)　島吏職制と島治機関の変遷

明治改革の後代官以下の職名については呼称の変更があったが、藩政時代の統治機構には指もふれないまま放置されていたが（名瀬市誌）、島役人については明治六年十月「与人の儀戸長の改称にて定紋付可相用事」との令達によって従前の与人三名を戸長とし、間切横目を副戸長となした。すなわち列記すれば左のとおりである。（明治六年十月現在和泊戸長土政照「大蔵省御官員様御方へ書出留」による）

沖永良部戸長　土　政照
同　山　真粋憲
同　沖　蘇廷良
沖永良部副戸長　龍　嘉美座
同　陽　玉川
同　操　坦栽
同　佐賀基
同　曽　勲
同　川　廣

沖永良部支庁設置と同時に、正副戸長以下諸島役改正について、次のように令達された。

第二号
此節改正ニ付当島正副戸長人員都而令廃止
六月十二日　鹿児島県令大山綱良代理
七等出仕　右松　祐永

第四号
此節改正ニ付当嶋諸役々惣而廃シ更ニ正副戸長選挙之賦条各間切毎無洩目人民共見込之人品当月二十日限入札封書ヲ以可差出此旨及布立候
但　封書之裏ニ姓名可相記且戸長ヨリ取束無遅滞大支庁へ可差出候
六月十二日　鹿児島県令大山綱良代理
七等出仕　右松　祐永

この令達によって明治八年七月九日戸長を民選となし、一等副戸長より三等副戸長までを官庁から任命することとなった。これに伴い「黥横目以下諸役々令廃止候事。但功才以下在役之儀ハ従前ノ通リ」とした。これによって島吏職制の全般的改正をみたのである。

明治八年七月十六日戸長選挙の結果、沖島曽歴、操坦栽、沖蘇廷良の三氏が当選した。この時代においては財力のある者が当選するの弊を免れなかったのである。引き続き一等副戸長六名、二等副戸長九名、三等副戸長十八名を任命、各々三ヶ方へ配置された。明治九年七月五日、戸長操坦栽は鹿児島県等外三等出仕へ転任に付き後任は、時の一等副戸長撰玄碩が任ぜられた。

明治初期の方役所は、和泊方（一区）役所が和泊村東北端に、東方（二区）役所は芦清良東北端に、西方（三区）役所は上城村東端にあったが、明治五年九月七日の大暴風により西方役所大破し、防風対策上同役所を田舎平（谷山）村に移転している。

明治十二年二月戸長事務所を戸長役場と改称。明治十三年六月戸長制を改め、大区制・小区制を廃止して戸数四百戸未満の村にも戸長を置くことになり、大島郡は村（部落）数に対して戸長がふえた。この改正で副戸長はすべて用係・筆生等の名儀に改められ、明治十七年四月用係・筆生・手伝人等の称のあったものは用係の名称に統一された。

明治十三年八月十四日、戸長所轄全島十二分担役場敷地および役場建築費は村の負担、俸給、旅費、小使給、筆墨薪等は県税支弁、官選戸長の下に用係一名配置、戸長および所轄は次のとおりである。

和泊方
国頭役場　沖島　曽謙　国頭・西原・出花
和泊　沖　利有　和泊・和
手々知名　撰　玄碩　手々知名・喜美留
玉城　沖　利経　玉城・根折・畦布
内城　東　一元　内城・大城・皆川・古里

東方
余多役場　操　坦勁　余多・上平川・下平川
芦清良　矢野　忠正　芦清良・黒貫・屋者
瀬利覚　本城　宗元　瀬利覚・知名
大津勘　町田　実矩　大津勘・徳時・屋子母

西方
田皆役場　安藤　佳竹　田皆・正名・住吉
上城　市来　惟信　上城・下城・瀬名・永嶺
後蘭　甲　東生　後蘭・谷山・久志検・赤嶺

島吏職制（沖永良部島誌ほか）

一　戸長　禄　拾石

島中の諸事務を総管し且つ部民撫育に注意すべし

一　一等副戸長　禄　四石

戸籍を担当し、犯罪者の下調、諸夫使い、其他戸長と曳合い、且戸長欠員等の時は代理たるべし

一　二等副戸長　禄　三石六斗

耕地手入れ扱い、製糖の総指揮、年貢曳き結び、其他堤防、橋梁、道路修繕、船出入等の事に関すべし

一　三等副戸長　禄　二石

砂糖仕登せ、諸上納物曳き結び、且毎村勘定向き取り扱いに関すべし

右条々堅可遵守尤任役一ヶ年ヲ以テ一期トシ、恪別勤功衆賢アルモノハ、復一期ヲ増候条此旨相達候也

鹿児島県令　大山綱良（鹿児島県布達）

一等副戸長ハ間切横目ニ等シク、二等副戸長ハ黍横目及ビ津口横目ニ等シ、而シテ三等副戸長ハ毎村勘定ノ事ニ関シ、商社ト人民間ノ金銭物品貸借上ノ計算ヲナス

全島三十六村において村の事務を処理する役目の功才と村の事に関する小使役の里之子（各無給、全島人頭割夫役免除）および功才と共に村の細事に関与する取締一名ないし二名置いていたが、明治八年功才を世話人に改め、明治十一年には総代二名を置いて世話人、取締、総代により村々の細事を処理している。

なお、戸長の職務執行の要領については、次のような規定が残っている。（名瀬市誌）

鹿児島県規則便覧（明治十四年五月）町村事務「戸長職務条」

（明治十二年十二月五日丙第一五一達）

第一条　戸長は毎町村又は数町村に一名を置くものとす

第二条　戸長は其町村民の公選にして郡長の具状に依り県令之を命ず

但郡長に於て職務不適当と認める時は其の旨を具状し県令の認可を得て更に公選することを得

第三条　戸長は県令又は郡長の命令を奉し行政事務に従事すること、其町村の理事者たること、と二様の性質の者にして郡長の監督するところたり

第四条　戸長に附属する用掛、筆生、手伝人等を雇うときは其族籍姓名年令及び給額等を詳にし郡長の許可を得戸長に於て申付くべし

第五条　戸長疾病事故に依り不在の節は用掛、筆生又は手伝人を以て其職務を代理せしむることを得

第六条　戸長職務概目等に掲載の事務取扱諸費は地方税により之を支給す、其町村限り又は数町村共同の利害に係る諸費は其町村の協議を以て地価戸数割等適宜の方法を設け之を支弁すべし

「職務取扱心得」

第七条　戸長職務概目の件々は勿論県庁又は郡役所より臨時相達する諸取調事等期限を愆(あやま)らさざる様精々注意し諸布達等人民に告示す可き事件は遺漏なく町村内へ回示し趣意不了解の者之は懇篤説諭に及ぶ可し

第八条　人民より県庁又は郡役所への願伺等は別段の成規あるものを除くの外総て奥書証印す可し若し戸長別に所見あるものは意見書を附し県庁又は郡役所へ開申し戸長限りの届書面不都合のおそれこれある分は一応説諭を加え修正せしむるも妨げなしとするも其意見を変更するを得ず

第九条　戸長は掌管の事務に付ては他府県戸長へ文書を往復することを得、然して時々郡長へ届出へし

「戸長職務取扱」

（手続明治十二年二月十八日乙第二十四号達）

第一　布告布達を町村内に示す事

（説明文略す。以下同じ）

第二　地租及諸税を取纏め上納する事

第三　戸籍之事

第四　徴兵下調之事

第五　地所・建物、船舶、質入の書入並に売買に奥書加印の事

第六　地券台帳の事

第七　迷子、捨子、行旅病人、変死人其他事変あるときは警察署に報告の事

第八　天災又は非常の難に遭い目下窮迫の者を具状すること

第九　孝子節婦其他篤行の者を具状する事

第十　町村の幼童就学勧誘の事

第十一　町村内の人民の印影簿を整置する事

第十二　諸帳簿保存管守の事

第十三　官費附属県費に係る河港道路、堤防橋梁其他修繕保存すへき物に就き利害を具状する事

二　地租改正

(一)　地租改正の法的根拠（天城町誌より）

地租改正上諭

明治六年七月二十八日上諭

朕思うに租税は国の大事、人民休戚の係る所なり。従前その法一ならず寛苛軽重子を率いてその平を得ず。よって之を改正せんと欲し、乃ち所司の群議を採り、地方官の衆論を尽し、内閣諸臣と弁論裁定し、これを公平画一に帰せしめ、地租改正を頒布す。こい願わくは賦に厚薄の弊なく、民に労逸の偏なからしめん。王者奉行せよ。

地租改正条例（明治六年七月二十八日第二七二号）

今般地租改正に付き旧来田畑貢納の法は、悉皆(しっかい)（すべて）相廃し、さらに地券調査相すみ次第、土地の代価にしたがい、百分の三（税率のこと）を以て地租と相定むべき旨仰せ出され候。改正の旨趣は別紙条例の通り相心得べく、且つ従前官庁並びに郡村入費等地所に課し、取り来り候分は総て地価に賦課致すべく、もっともその金高は本税金の三カ一（三分の一）より超過すべからず候。

この旨布告候事

〔第一章〕　今般地租改正の儀は、容易ならざる事業に付、実際に於て反覆審案の上調査致すべく、もっと土地に寄り緩急難易の差別これあり、各地とも一時改正出来がたきは勿論に付、必らずしも成功の速やかなるを要せず、詳細整理の見据え相立候上は、大蔵省へ申立て、允許（許可）を受けたる後、旧税法相廃し、新法施行いたし候儀と相心得べきこと。但し、一管内悉皆(しっかい)（すべて）整理これなく候とも、一郡一区調査すみの部分より施行いたし苦しからず候こと。

〔第二章〕　地租改正施行相成り候上は、土地の原価に従い、賦税（税金をかけること）致し候に付、たとえ豊熟の年といえども、増税申しつけざるは勿論、違作の年柄これあり候とも、減税の儀は一切相成らず候こと。

〔第三章〕　天災により地所変換致し候節は、実地点

検の上、損潰の原簿により、その年限り免税、又は起返の年限を定め、年季中無税たるべきこと。

〔第四章〕　地租改正の上は、田畑の称を廃し、総て耕地と相唱え、その余り牧場、山林、原野等の種類はその名目により何地と稱すべきこと。

〔第五章〕　家作これある一区の地は、自今総て、宅地と相唱うべきこと。

〔第六章〕　従前地租の儀は、自ら物品の税、家屋の税等混淆いたし居り候に付、改正に当っては判然区分し、地租は即ち地価の百分の一にも相定むべきの処、未だ物品等の諸税目興らざるにより、まず以て地価百分の三を税額に相定め候えども、今後茶、煙草、材木その他の物品税追々発行相成り、蔵入れ相増しその収入二百万円以上に至り候節は、地租改正相成り候土地に限り、その地租に右新税の増額を割合わせ、地租は終には百分の一に相成り候まで、漸次減小致すべき事。

〔第七章〕　地租改正相成り候までは、もとより旧法据置きのはずに付、従前租税の甘苦により苦情等を申し立て候とも、格別偏重偏軽（不公平の意）のものにこれなき分は、一切取り上げこれなく候条、その旨相心得べく、もっとも検見（現場を見て検査した）の地を、定免（正税の地の意）の地となし、その土地を余儀なき願いにより破免（税地としない意）等の儀は、すべて旧慣（古くからの習慣の意）の通りたるべきこと。

〔第八章〕　地租改正後、売買の間、地価の割減（安くなる意）を生じ候とも、改正の年より五ヶ年の間は最初取り定め候地価により収税すべきこと。

但し、地価昂（高）低を生じ候節は、券状裏面へその地方官に於て、朱書にて記しおき申すべきこと。右の通り相定め候、猶お詳細の儀は大蔵省より相達すべき事。

明治十年（一八七七）一月四日、第一号

今般地租の儀、別紙詔書の通り仰せ出され候については、明治十年より地価百分の二分五厘と定められ候条、此の旨布告候事

〔証書写〕

朕思うに、維新日浅く、中外多事、国用実に賚（たか）られず（数え切れぬ程多い）、而して兆民、なお疾苦の中にありて未だ富庶（資産のある意）の沢をこうむらざるをあわれみ、さきに旧税法を改正して、地価百分の三となし、

偏重なからしめんとす。今また親しく稼穡（かしょく）（農業）の艱難を察し、深く休養の道を念う。さらに税類の減じて地価百分の二分五厘となさん。有司よろしく痛く歳出費用を節減して、もって朕が意を賛（たすく）べし。

(二)　地租改正の実施（名瀬市誌より）

明治六年、政府は地租改正条例を公布、直ちにこの事業に着手した。この改革は、明治維新の諸改革の中でも最も重要なものの一つであった。

その積極面としては、

1　江戸時代、各藩まちまちであった物納貢租を、全国一律の金納地租（明治六年、地価の百分の三、明治十年より地価の百分の二・五）に統一改編したこと。

2　江戸時代における封建的領有制を廃止し、農民の土地占有権を所有権として確認したこと。

消極面としては、

1　封建的領有制内部で形成されつつあった地主的土地所有制には手をふれなかったこと。

2　当初の地租負担が、旧貢租とほとんどかわってないこと。

である。

本県における地租改正がおくれたのも、今あげた積極面が、あのぼう大な士族の利害と相反したことに基因する。

この間の事情について、原口虎雄氏は「郷土史大系鹿児島県」の中で次のように述べている。

「一方地租改正も藩政期の土地制度が複雑特異的であったことと、それが直接に士族の秩禄制度と関連をもっていたため容易に進行しなかった。まず明治五年の田租石代金納も実施しなかったので、都城や帖佐の農民所有地とされ、浮免・拘地に門高なみの賦課がかかるようになったことにも大不満があった。その上地租改正時の各郷区長・戸長はもとより私学校徒であったから、このような方針の地租改正事業が進捗する筈がなく、西南戦争後明治十二～十四年の間に漸く解決がついたのである。」

西南の役後、直ちに県令岩村通俊は、これに関係のあった県官から戸長に到るまで厳重な処分をなした。これとあいまって、士族の敗戦による打撃が地租改正実施を可能にしたのである。

(三)　沖永良部における地租改正

（鹿児島県史による）

明治十二年地租改正再着手を布達。地租改正事務局も、本県地租改正事務指導のため三人の官員を出張、一方、本県官吏から地租改正担当を任命し、各地に派遣した。沖永良部島には次の二名を派遣した。

十二年四月十四日九等属　関根柳助
十三年三月二十二日　〃　上野吉徳

この掛員を長とし、県から若干名の随員を伴い、これに各方の正・副戸長が従い改正事業にあたったものと思われる。

「沖永良部島沿革誌私稿」に以下の記述がある。

地租改正の為め来島せし官吏及雇人左之通

属官賦税方　小川一誠　上野吉徳
雇　吉田亘
雇丈量方　田中清三郎、田中彦七、重信某、伊地知季顕、高木泰蔵、平川某、鎌田円斉

右の内、田中清三郎以下六名は十三年一月十三日着島にて同年夏迄に全島丈量し終て、其続きに小川一誠、上野吉徳、吉田亘、五月十日着島にて、村位及土地等級地価地租率（地租は地価の百分の二・五）調定の上翌十四年三月帰庁せり。

そして、各耕地の所有権者（地租負担者）の決定地券発行となった。

地券について

「地券」とは、官から下付する土地所有の証書で、明治五年以後地租改正に伴い、政府が人民に交付して土地の所有権を証明した証券で地券状ともいう。所有者名、地目、反別、地価を記載し、またその税額をも記載し、官庁に地券台帳をおいて保存していた。これによって、土地の売買が自由になった。明治十九年（一八八六）登記法の制定によりその必要がなくなり、明治二十二年（一八八九）廃止した。

沖永良部にこの地券を大事に保管している人々がいるがそれは、明治二十二年に廃止になったときのものであると思われる。

この間、沖永良部において地租帳整理に関する訴訟が

発生しており「沖永良部誌」より転記する。

明治十四年地価帳整頓終了後、帳簿整頓者、中間賢八なるものあり、村と請負い賃の件につき大審院へ上告、弁護士は元田肇氏に依頼せしが遂に勝訴となり、十五年冬帳簿を受取り十六年春前三年間旧租仮納之処租全を以



地検（明治15年）

て各納人分を清算せり。

改正地租の反別地価

総反別　五千四百八十六町壱反壱畝壱歩
地　価　参拾参万五百六拾五円九拾銭
地　租　八千貳百六拾四円拾五銭壱厘

内訳

田　六百五十六町九反八畝九歩
畑　貳千八百六拾五町七反五畝五歩
宅　地　百四十七町八反六畝二十一歩
山　林　九十七町八反九畝拾五歩
林　三百八拾五町七反壱畝廿四歩
藪　二拾壱町三段五畝十七歩
柴　生　四百貳拾町貳反七畝七歩
草　生　八百八十六町六反壱畝二十九歩
稲干場　参町六反四畝二十四歩
外に溜池
墓地
官有地　四百十九町九反五畝二十一歩

三　戸籍調査

藩政時代には今日のような戸籍簿というものはなく、代官所備付の人口台帳による推定に止まっていた。寛永十一年（一六三四）より、幅三寸五分、縦五寸の木札に族籍・氏名・年齢・宗旨等を記載して、各自へ交付した宗門手札を以て、七年目毎に出生死亡を記入し、籍を加除する掟であったが、素より杜撰を免れなかった。明治六年に初めて正確な戸籍調査が行われ、爾後出生死亡の都度戸主より届け出を要し、同時に戸籍簿を加除して、漸く遺漏なきに至った。この調査は明治五年になすべき筈であったのを明治六年に実行したのであるが、明治五年に調査したことにして「壬申戸籍」と名づけられている。とにかく、これによって始めて島民は日本国民としての名誉ある国籍を有するに至ったのである。（大奄美史より）

「沖永良部島代官系図」末尾の項に次のようにある。

「明治六年癸酉

小宮山少属

染川史生

右両人戸籍取調方として徳之島船より和泊港着島二十日餘滞在にて御用略手を付徳之島へ帰航尤与論島の儀は黍横目玖米村差渡両島共帳面取仕立の上副戸長陽玉川徳之島迄差渡御用着尾克為相済候事」

沖永良部島においても右両人の指導によって「壬申戸籍」を調整したものと思われる。

「沖永良部島郷土史資料」によれば次のとおりである。

「明治十一年七月より本県達示の戸籍調査規定に基き正副戸長各村現戸に付取調支庁官員にも不時出張同十月に至り調査済にて戸籍調簿二部を調整し一部は戸長所へ一部は支庁に納付す。全島本籍の者は総て平民籍の調査たり、但従前「膝生」と云者原籍なく雇人の名稱を以て只雇主の籍に而已記載ある分は、夫夫相糾し今般同居等にて更に原籍を設候爾来総て戸長に於て成規之通加除することとす。

戸籍調査済の節の総計

戸数　二千二百壱戸

人口　壱万六千七百五十七人　寄留　（再掲）

男　八千百十九人　七十二人

女　八千六百三十八人　三十人

明治十二年一月一日調

本籍戸数　弐千弐百壱戸

人口　壱万六千七百七拾弐人　寄留　（再掲）

男　八千百四十五人　七十二人

女　八千六百二十七人　三十人

此総計毎年戸長より出す事とす。」

四　砂糖自由売買の允許

旧藩時代においては砂糖の勝手売買は許されず、生産糖は租糖の外ことごとく藩主から惣買上となり、もし他に密買する者があったら死刑に処する厳法があった。文政十二年（一八二九）砂糖惣買上の厳命が出てから明治六年自由売買の許されるまで、四十五年の間、島民は売買の自由を束縛されていたのである。

新政府が大蔵省通達第四十六号で、奄美地区砂糖の「勝手売買さし許し」を鹿児島を始め、全国府県に達したのは、明治六年（一八七三）三月十日である。

第四十六号　　府　県

別紙のとおり鹿児島県へ相達し候間、各地方において砂糖買いうけたき望みの者は勝手次第渡島交易致すべきむね、心得のため人民へ触れ示すべき事

別　紙　　鹿児島県

其県管下大島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島産の砂糖従前勝手売買さしとめこれある趣のところ、自今貢納定額のほか島民所得分勝手売買さしゆるし、内地商人どもと往来いたし広く営業致さし申すべき事

廃藩置県によって大島郡の砂糖の帰趨（きすう）がどうなるかは、戊辰戦争も終わり藩もなくなって身分的経済的不安におびえている鹿児島士族にとっても、また利にさとい鹿児島の商人にとっても大問題であり、そのため砂糖をめぐっていろいろの動きがあった。

県は、新政府がこういう処置にでるだろうことを察知し、まだ実質的には藩体制のくびきにつながれていた島民の無知と従順に乗じて、事前に独占商社を設立し、島民との契約という形式をふんで「勝手売買」の裏をかいたのである。そしてこの大蔵省通達についてはこれを隠して島民には知らせなかったのである。

明治十年（一八七七）「大島商社」の独占に対する抵抗運動が大島島民によって組織され、その代表団が「勝手売買」の嘆願書を県に提出、丸田南里を中心とする「勝手世騒動」が持ち上がったが詳細は他の史書にゆずりたい。

五　金銭の使用許可

この事について、「名瀬市誌」には次のとおり記載されている。

「此御代（天保元年）ヨリ御仕向替島元惣御買入被仰渡、交易古取引、古未進一往差留」「一当亥（天保十年）春ヨリ銘々正余計糖之儀ハ、黍横目名前ニテ羽書ハシマル」（大島代官記）。以来、大島での使用は禁止された。

再び金銭の使用が許可されるまでには、幾多の変遷を見ることになる。まず明治六年秋「当島実地御見聞トシテ、権令大山綱良殿御三人御下島、（中略）金銭融通之儀被仰渡。」

その具体的方策の第一歩として次のような措置がとられた。

一　銅銭　十万貫文　大　島
一　同　五万貫文（一千三百三十二円余宛）　徳之島・沖永良部島・喜界島
一　同　二万貫文　与論島

右は去秋大島へ下島のみぎり貨幣融通之儀申渡置候処僻于今金貨行渡兼候段相聞得候付本行の員数無年限無利にて下渡候条毎戸無親疎配当致県下へ申渡置候直成を以て可致融通事

明治七年戊三月二十三日　大山権令

このことに関して「鹿児島県史」は次のように述べている。

「当初流通の為めに下された銭貨は、琉球通宝のやうで、七年二月六日その価位を一般県地とは別に定め、小銅銭一枚に付代百十二文、文久銭一枚代百六十六文、青銅銭一枚代二百二十四文、銅銭一枚代四文とし、当時県内に銅銭が乏しかったので、特に五十日を限り商人等の大阪方面より銭貨を買下することを許し翌三月県は大蔵省に諸島の琉球通宝をその時価によって通用許可の件を届けたが、大蔵省は之を許さず、四年十二月公布の旧銅貨品位の通りに通用せしめるよう指令した。」

（明治四年十二月）金銭貨幣価位　大奄美史・知名町誌参照

当時の貨幣	旧銭換算
一円金貨　十二貫五百文	三十七貫五百文
半円銀貨　六貫二百五十文	十八貫五百文
二十銭銀貨　二貫五百文	七貫五百文
十銭銀貨　一貫二百五十文	三貫七百五十文
天保銭（後の八厘）　百文	三百文
四文銭（後の二厘）　二十四文	七十二文
文久銭（後の一厘五毛）　十八文	五十四文
銅銭（後の一厘）　十二文	三十六文

た。」

このとき貸与された貨幣について、「沖永良部島郷土史資料」の中「社倉由来記」には次のようにある。

「尚是（五万貫）を少額として、また、明治八年参拾四万貫（六千三百九十四円）を十年賦の恩供を蒙り、前年の五万貫を加へ人民に配当して貸与せり。明治七年の五万貫は之を社倉資金に繰り入れ、明治八年の参拾四万貫（六千三百九十四円）については、当時の全島総戸数二千六百六十二戸を上・中・下の三等に区分し上家部は一戸一円五十銭宛中家部は一戸二円宛下家部は一戸三円宛とせり。右金銭受取の時の請書左の如し。

記

一金六千三百九十四円五厘三毛

今般御県治新栽之御制度に付従来の旧習を一洗し更に改正に着目し貨幣も一般同轍に融通致候様且厚き思召を以て島民為御救助年賦返上を以て本行の通り御下金相成奉拝受則毎戸へ配当仕候処難有御礼申出候間此段申上候也

明治八年乙亥七月　沖永良部島
戸長　沖蘇廷良
操坦栽
曽勲

大山鹿児島県令殿

明治二十三年国会開設のため決算の必要より十ヶ年賦与の二十四万貫即ち六千三百九十四円は返納し五万貫は之を下渡として社倉資金に加えたり。」

拝借金下付に当たって、県当局（支庁）は島民に対し金銭通用の便を知らせるとともに、特に次の二点に留意することを布達した。

1　産業をおこし民力をたくわえること。

「各好ノ品物ヲ勝手ニ買入候得共、日当金銭ハ天下ノ通宝タル旨モ相分候間、追々通融ノ道盛大ニ相開キ、次第ニ島民中ヨリ商法開店等相設候様可致注意」

「全島大基礎ノ目途ヲ三四五ヶ年ニハ一致ノ全力ヲ以尽汽船等ヲ浮べ諸湊へ航海商法之業相遂候様一涯勉勵非常改革ノ効験相立候様奮テ注意可致事」

2　商人に欺かれないこと

「既ニ金銭融通モ随分相開候哉ニ相聞候得共此機会ニ際シ商人共島民ヲ欺キ金銭引揚候テハ特別ヲ以莫大ノ拝借全モ全ク水泡ト相成訳ニテ」

右の布達にもかかわらず、「多クノ人々ハ、未ダ見タ事モナイ通貨ノ事ダカラ、之が使用ノ方法ヲ知ラズ、四、五年ノ間ハ通貨ヲ利用シテウマク利益ヲ計ルト云フ事ナドハ全ク知ラズ（碇山金次郎氏メモ）」という有り様であった。

六　平民への苗字許可

藩政時代から武士以外の平民には苗字を唱えることを許さなかった。しかし、農工商の者でも特に藩主が武士の士格を与えたら、苗字をつけることが許された。

薩摩藩では、奄美諸島には武士も郷士もおかず、勤功によって（主として砂糖の多額献納による）郷士「格」を許し、一字苗字を許し、帯刀は許さなかった。しかし、太政官布告をもって、明治三年（一八七〇）同八年（一八七五）全国の平民にも苗字をつけるよう、許可している。四民平等の建て前からである。その布告は次のようなものであった。

「平民苗字被二差許一候旨明治二年九月布告候処、自今必ズ苗字相唱可レ申、然シ祖先以来苗字不分明ノ向ハ新ニ苗字ヲ設ケ候様可レ致、此旨布告候事。

明治八年二月十三日　太政大臣　三条実美

前書之通太政官第二十二号ヲ以テ御達相成候此旨布告候也

明治八年八月二十二日　大島大支庁」

右の布告により奄美でも平民に苗字の使用が許可されたが、その際一字姓にする制限はなかったはずであるが、旧藩時代から苗字使用の郷士格にならって、新たに苗字を設けた人たちも一字姓が多かったようである。

この苗字をつけた当時は、百姓は文盲が多く苗字をつける術（すべ）を知らず、読書のできる島役人たちを頼んでつけてもらったようである。それも学問的につけたもの、出まかせにつけられたものと思われるものなど千差万別である。

明治六年に戸籍簿を調製しているが、平民には苗字の使用が許されておらず、明治八年上下ともに苗字の使用を許されたが、苗字を設けていない者が相当あったらしく、明治十一年六月「本島人民苗字なき者許多あり、各速かに苗字を用いる事」と説諭している。

七　太陽暦実施（明治六年）

改暦の詔

朕惟フニ我邦通行ノ暦太陰ノ盈虧ヲ以テ月ヲ立ツ故ニ太陽ノ躔度ニ合ワズ是ヲ以テ二三年毎ニ閏月ヲ置カザルヲ得ズ閏月ノ前後季節ニ早晩アリ寒暑ニ遅速アリ終ニ推歩ノ差謬ヲナスニ至ル陽暦ノ如キハ即チ然ラズ太陽ノ躔ニ従フテ月ヲ立ツ故二日子ノ差アリト雖モ年ハ即チ季節早晩ノ惑ヒナシ四歳以テ一日ノ潤ヲ置ク之ヲ彼陰暦ニ比スレバ其精粗固ヨリ辨ヲ待タザル也今ヨリ以往陰暦ヲ廃シ陽暦ヲ行フ諸僚有司其此旨ヲ体セヨ

右により、明治五年十二月三日（太陰暦）をもって明治六年一月一日（太陽暦）に改められた。

役場・学校・諸官公署においては太陽暦を、一般家庭においては太陰暦をあわせて用い、完全に太陽暦に移ったのは、大平洋戦争後であり、改暦が行われてから約百年も経過してのことである。

八　徴兵制実施

就学、納税、徴兵は国民の三大義務といわれ、明治当初の諸制度改革の中心をなすものである。その中で、善かれあしかれ農民生活に大きな影響を及ぼした徴兵制度に関する資料はきわめて少ない。「天城町誌」には詳しく郡内の様子についても記録されているので、同誌を参

考にして述べてみたい。

慶応三年（一八六七）、徳川慶喜が大政奉還した当時、二百六十七の藩主たちが兵馬の実権をにぎっていた。当時士分階級は全国で四十万といわれている。これらは皆藩主の私兵であった。

明治五年十一月初めて徴兵令を制定公布した。徴兵令は、国民皆兵とし、士族の常識であった兵事を、四民平等の上から農・工・商人たちにまで及んだのである。

その要点は、男子二十歳に至ればみな兵籍に編入し、さらにそのうちより徴集して陸海両軍に入れ、三年の常備軍四年の後備軍として前後七年の兵役に服せしむるという制度である。

この徴兵令は公布とともに天皇が詔勅を出し、太政官から告諭なるものを出した。告諭の要旨をみると、「我が朝上古の制、海内あげて兵ならざるはなし、有事の日、天子これが元帥となり、丁壮兵役にたゆるものを募り、服せざるを制す。役を解き家に帰れば農なり工たり、また商売たり。（中略）そもそも国あれば必らず兵あり、民みな兵に就く。故に西人これを称して血税とす。その生血を以て国に報ずるいわれなり。（以下略）」とある。徴兵令は、徴兵をもって「血税となし、生血を以て国に報ずる」と誤解されたが、明治五年（一八七二）の徴兵告諭では「世襲座食の士は其の禄を減じ、刀剣を脱するを許し、四民ようやく自由の権を得せしめんとす。これ上下を平均し、人権を斉一にする道にして、則ち兵農を合一にする基いなり」と書いてある。

徴兵反対というのは、「生血を以て国に報ずる」の誤解よりも、一家助け合って互いにガツガツの暮らしを立てている庶民にとっては、働き手の壮丁を兵として徴集されることは、生計の破滅をも意味したから、護国の権利などと喜んでおれなかったのである。

明治十三年全国において徴兵忌避のために逃亡失そうした者は一万三百六十人に達しており、これはその年の徴兵者の数と同じだったという記録がある。このような逃亡失そう者の戸主または家族は「本年徴兵失踪届」を戸長役場に出す。たいてい親子しめし合わせて出稼ぎにやったようである。しかし、このように徴兵忌避と見られる者に対しては、欠席裁判によって「一ヶ月ないし一年間の重禁固または抽せんなしの緊急徴集、または三円ないし三十円以下の罰金刑」が言い渡され、戸主または

家族が代納することになっていた。

明治二十二年（一八八九）陸軍省第三回統計年報によると、二十歳に達した壮丁数は三十万九千二百三十四人で徴兵逃亡不参加者は三万五千九百四十人で大体十パーセントとなっている。

明治時代は徴兵規則もしばしば改正されたが、つぎのような者に対しては兵役を免除した。

一　身長五尺一寸（一五七センチ）未満の者
二　病気、不具者
三　官省府県奉職者
四　陸海軍生徒
五　大学専門学校生徒洋行者
六　戸主
七　嗣子または継祖の孫
八　ひとりっ子、ひとり孫
九　徒刑者
十　養子
十一　兄弟が在役中

家族制度の家を守るため、戸主またはそれに準ずる者を免除しているばかりか、資産家は代人料として三百六十円納めると、兵役の義務を免除する規定があったから、徴兵されるのは貧之人が多かった。

徴兵令によって鹿児島県は、第六軍管区熊本鎮台管下に属した。西郷隆盛らの動乱もあって、薩摩大隅関係の明治十年（一八八七）と十一年度の両年分を、十一年に一括し常備軍に徴集した者二百九十七人で県本土側合計五百四人となっている。

また、熊毛郡、馭謨（ども）郡（屋久島）の二郡は航海不便のため明治十二年に延期された。大島郡は明治十二年度から始まったが、喜界島、徳之島、沖永良部、与論四島は交通事情で検査に間に合わなかった。

明治十三年度分の検査があり、熊毛、ども（屋久島）両郡は明治十年度以下の四年分を一括検査し、大島本島は十三年度分、喜界、徳之島、与論三島は十二、十三年度分九百十三人を徴集した。この年沖永良部島は検査の期に遅れて翌年回しとなった。

このことについて「沖永良部誌」には、「明治十七年四月、明治十四年より同十七年に至る四ヶ年分の壮丁二百六十四名を安藤戸長南洋丸にて大島島庁へ引率、安藤（佳竹）戸長は抽籤の為上鹿七月初帰島せり。」とあり、

検査が順調にいかなかった事を物語っている。

また、「沖永良部島郷土史資料」の操坦勁編「沿革誌私稿」には次のように誌されている。

「明治十七年申四月、徴兵適齢者受検大島出頭の始めなり、最も明治十四年より十七年まで四年分検丁二百六拾四名なり。

明治十八年四月、徴兵和村大吉政宜志、畦布村森里宜志入営のため出発、本島人入営の嚆矢。

明治十九年、徳之島亀津に於て徴兵検査あり、七月二十八日百二十四名渡航の処、徴兵官遅着八月二十一日受検済まししも風波の為九月十五日帰着。」

沖永良部支庁長西久保紀林編「沖永良部諸事改正令達摘要録」によれば、次のとおりである。

「徴兵調、国民軍調之事として、

一　明治十二年全島徴兵適齢之者、規則に基き取調候処百四十五名内就役の者三十一名免役相当の者百拾四名各名簿調理し、十一年十月二十日より本県へ逓送す。

一　明治十一年分の国民軍弐千九百七十一名、同じく十二年の分国民軍参千拾壱名、名簿調理し前同時に本県へ逓送す。右は毎年於戸長凡十月央迄に取調差出さざれば隔遠の地本県到達遷延に付、其辺戸長等注意し且国民軍名簿は時々加除する事とす。」

「明治十一年十二月中人民へ説諭ヶ条

一　男子満二十才に及ぶ者は毎年徴兵に出る事を心得べし。此徴兵は全国一般二十才の者は差別なく出る御規則にて、所謂男子に生れたる役目なり、尤も戸主と嫡子と廃疾者と体尺短き者等は徴兵に不及、然して徴兵と云う者は内地に至り兵隊を三ヶ年間勤むるなり、其往返の旅費並兵役中は衣服食用其外一切被相与美しき家屋に住居す、其兵役終れば又旧の如く島に帰りて家業をする云々。

一　長男を分家さす風習も有之趣、長男は決して分家させず本家を相続して両親の養育をなすべし。二男三男弟の如きは分家致さするも本年より徴兵満期の後にあらざれば分家等決して不相叶云々。（後略）」（「天城誌」より）

明治十二年十月徴兵令改正され、予備軍が設けられ十六年二月には普通の現役志願兵制および中等学校以上卒業者のため一年現役志願兵制度が設けられた。

また徴兵令は明治二十二年一月改正され、現役は陸軍

三年、海軍四年、予備役は陸軍四年、海軍三年、後備役五年と期間が十二年となり、昭和二年三月から改正されて「兵役法」となった。

九　郵便事業開始

明治四年三月一日から郵便法が公布され、明治五年から鹿児島市に郵便取扱所が設けられて官公庁だけの信書の取り扱いをしたが、翌六年には一般の信書も取り扱うようになった。

沖永良部島における郵便事業開始にあたっての通達文が、「沖永良部島郷土史資料」に次のように記載されている。

「　郵便設置之事

明治十一年の春本島和泊、伊延の両所へ郵便局設置、本県との往復も可相開決議にて郵便取扱役の人選其他筋伺之後、同年七月本県駅逓掛官員線路取調旁々出張之節、和泊伊延五等郵便取扱役両名辞令の書携来支庁に於て之を渡し然して同官員協議差向き仮設致置其後本開許の義更に本県より達あり、爾来其方法を以て往復す。但商店の便船等ある時其便に托すは実際不得止事とす、又伊延と和泊間は設置以来書状の往復一も無之無用の義に付追て改正の見込あり。

郵便局開設の達其他左に

沖永良部支庁長

管下与論島始め三島に郵便局開設郵便往復別紙方法書の通被相定候条其旨相心得べく尤仕立船入費之儀は本年九月往二百五十四号達之通可相心得此段相達候也

岩村県令代理渡辺大書記官

明治十一年十一月一日

鹿児島県管下与論島、沖永良部島同郵便局を新置し琉球国那覇を経て国頭より線路を接続し内地より該島へ達すべき郵便物は汽船便を以て那覇港郵便局に送達し該局国頭間は従来の方法を以て逓送し、国頭、与論島間及与論、沖永良部島往復左之通り。

一　国頭、与論島間線路

国頭に於ては郵便汽船にて到達したる与論、沖永良部島への郵便物到着せば直に与論島へ仕立船を発し瀬利覚村郵便局に至り郵便物請渡取計帰局の事

但凡月一回の積り

一　与論、沖永良部島間線路
与論島瀬利覚村に於ては国頭より郵便物到着せば沖永良部島へ達すべき郵便物を区別し直に仕立船を発し和泊郵便局に至り郵便物請渡帰局の事
一　沖永良部和泊、伊延間線路
和泊に於ては毎一の日午前六時郵便脚夫を仕出し伊延港に至り郵便物請渡取計帰局の事
右之通
往等二百五十四号、沖永良部支庁
該島へ郵便往復之儀に付先般掛官員巡回往復方法等協議之末其筋へ申牒中に有之候処右回送船之儀其地へ月一回航海賃に限り本庁費を以為仕払候条一時予備金之内より繰替追て仕払方可申立其他臨時仕立船等は其定額内より可仕払儀と可相心得将又該船賃之儀は航海之都合に因り時々増減可有之と雖も予而制限相立通常之願可届出此旨相達候事
鹿児島県令岩村通俊代理
鹿児島県大書記官渡辺千秋
明治十一年九月十三日　」

「沖永良部島郷土史資料」には以上のとおり通達ばかり記してあり難解であるので「名瀬市誌」によってわかりやすく再録する。
「明治十一年和泊・伊延に五等郵便取扱所が設置され和泊局は三月三十日業務を開始した。郵便物を送る路線は、各島に拠点を置いてそこに送ると次はどこへ送るという順序が決まっていた。沖永良部に至る路線は次の通りである。すなわち、沖縄経由がそれである。
那覇線は鹿児島から汽船で那覇港郵便局へ直行、那覇から国頭間は従前の方法（飛脚を使うのか）で逓送（ていそう）、国頭からは、船を仕立て与論島瀬利覚村郵便局へ。ここで沖永良部島行きの郵便物を区別して再び船を仕立て和泊郵便局へ。そして、ここでは本土行きの郵便物をもらって逆に送り届けて行く。これはおおよそ月一回の予定であった。和泊から伊延には毎一の日（一、十一、二十一日）の午前六時に郵便脚夫を出して、伊延港まで行き郵便物を受け取ってくる。
回送船の運賃は月一回航海費だけ本庁費で支払うが臨時便はその定額内で支払えと通達している。
明治十一年の春、和泊・伊延に郵便局を設置した。県

との往復（本土との郵便往復）も決議し、郵便取扱役の人選とそれぞれの関係機関に伺いを立てた。同年七月県の駅逓掛官員が線路（郵便物を送り届ける順序）を調査に出張してきたとき、和泊・伊延五等郵便取扱役二人の辞令を持ってきたので支庁（沖永良部島支庁）で渡した。その後、仮郵便局を設置、本免許が降りて開設した。本土との往復に商店の便船を使うのもやむを得ないこととして使っている。また、伊延・和泊間は設置以来書状が一通もないので無用だから改正する見込みであるとしているので、開設当初は本土との郵便、県庁などの公文書が中心で島内村民同志の郵便はなかったようである。
貯金・為替・小包については、和泊局は明治十一年六月十五日、内外国通常為替並びに貯金事務開始（沖永良部島史）となっているが、局側の記録によると、明治二十九年六月十五日、為替貯金及び外国通常為替業務開始となっている。それまでは郵便物のみの取り扱いだったものと思われる。和泊局では、同年七月一日から内国小包引き受けおよび配達業務が開始されている。なお、知名郵便局は明治二十九年十二月一日創立、三十年七月一日から小包、三十二年三月一日貯金、同年十二月十六日為替と順次発展している。
電信については、台湾線架設の際に、徳之島、沖永良部島への支線架設を請願し、明治三十年七月七日沖縄丸来津、三十年九月一日亀津和泊間海底電信線路開通、明治三十一年十月十六日和泊局では電信為替事務開始、明治四十年六月二日、沖永良部島と亀津との水路便を開設、玉城次良が一ヵ月三円で一往復請負う島内逓送手を置いた。「徳之島郷土研究会報二号」
明治四十一年、和泊・知名郵便局間電話開通。
明治四十三年三月、和泊局では、年金、恩給支給事務開始。
和泊局では大正四年三月一日国庫金事務開始（沖永良部島誌）となっているが、局側の記録では一月からとなっている。
大正五年十月一日、簡易生命保険事務開始。
大正十一年八月十二日、知名、与論間無線電信開始。
（以下省略）」

第二節　沖永良部社倉の沿革

本節は、安藤佳翠著「沖永良部社倉の沿革」を転載する。ただし、より詳細にするために、「四、備荒貯畜の情況」を、和泊町編「沖永良部島郷土史資料」により挿入した。なお、転載にあたり、西暦年号を補記した。

一　島民の生活

沖永良部の歴史的沿革を繹ぬるに、元は琉球国に隷属していたのであるが、慶長十四年（一六〇九）、島津家久の琉球征伐の結果大島・喜界島・徳之島・与論島の四島と共に薩藩の直轄となり、島治の為に代官所（普通には在番と稱す）が置かれることとなった。その始めは徳之島在番の所管となっていたのであるが、元禄三年（一六九〇）に徳之島より分れて、和泊に新しく代官所が設けられ、沖永良部島の外に与論島も同一の代官によって支配せられ、斯くて明治四年に及んだのである。

さて、薩藩の大島諸島を直轄するや、先ず其の特産たる砂糖に着目した。而して延享二年（一七四五）には従来の貢米は砂糖上納即ち貢糖（定式糖と呼んでいた）に改め、爾来之を藩外に売却し莫大の利益あることを看取するや、ますます其の増殖と取扱方に対する干渉を加えるに至った。砂糖増殖の方法としては、男女各々の人頭に一定の甘蔗の耕作を割当て、水田といえども干して畠となすべきは、ことごとく干田として甘蔗の栽培に充て、一方、雑穀・甘藷・蔬菜等の作物に対しては極端なる制限を加えた。こうして生産された砂糖は、是亦自由の処分を許さず、文政十二年（一八二九）に至るや、先ず大島、徳之島、喜界三島に対して総買上の方法を行なった（沖永良部にこの制が布かれたのは嘉永六年である。）。総買上とは、即ち貢糖の剰余（これを余計糖と稱した）は総て藩庁（其の取扱をなす所を三島方と稱した）に於て買上げるのである。それは金銭で買取るのではない。総買上と同時に金銭の流通を停止して、例えば種油一升が砂糖二十五斤替、ろうそく一斤が砂糖二十斤替の如く、島民日常必需の物品との交換を強要せられたのである。而して若し外に密売する者あらんか処するに死刑の厳法を以てした。砂糖の売りさばき、物品の購入に対し、島民は全然自己の利益を主張する権能を与えられなかったのである。

この砂糖に対する巧妙なる経済政策がいかに藩庫の収入を増し一藩の財政を豊かにしたかは言うまでもないことである。しかしその効果が大である程、島民の生活は実に悲惨であった。「農は納なり」（土農工商心得草）「百姓は飢寒に困窮せぬ程に養うべし」（昇平夜話）の如きはあたかもこの無辜（むこ）の島民のためにこしらえたような言葉である。

島民の窮乏、それは単に人為的政策の然らしめるものばかりではない。琉球、大島の諸島は台風の衝に当っている。夏秋、六・七月より八・九月にかけては、年三～四回暴風の災禍に見舞われたことは常例となっている。一度怒らんか、風師は海涛を叱咤して四方八面より島を襲撃し、樹木をなぎ倒し、百姓一年の辛苦を一日の間に皆無となすが如きもあえて珍らしいことではない。尚之に加ふるに干ばつによる作物の被害も深刻なものがある。沖永良部の如き、隆起珊瑚礁より成り、そのうえ土地低平水源となるべき山らしい山もなく、従って作物の豊凶が雨露に支配せられること殊に大である。それで干ばつによる大飢きんの襲来もまた幾度かあったことは記録によって知ることができる。

この天災と苛政は人口統計の上にも反映しているように思う。試みに之を示さんか。天明六年（一八〇六）沖永良部の人口は九千百四十五人であった。これが三十二年を経過した天保元年の調査までに一万の上に頭を出したことがない。ようやく弘化二年に至って一万六百三十六人、明治四年（一八七一）に一万四千四百六十三人となっている。しかるに明治に入り、いわゆる御維新後は毎年非常な増加を示して、昭和六年（一九三一）には、現住人口二万九千四百五人の多きに達している。その増加の割合を見ると、天明六年より明治四年に至る六十六年間の五割八分の増加に対して明治四年より昭和六年に至る六十一年間には、十割三分という飛躍的な増加を示している。この懸隔のよって生じたところ単に一・二の理由でないことは勿論である。しかし新旧両時代を合わせ考えた時、自ら首肯（しゅこう）せられるものがある様に思うのである。

二　島治と西郷先生

前項に述べたように、極めて少数の者を除いた島民の殆んど全部が、地上に於て与えられたのは生存の権のみであって、飢餓をしのぐの外に何等経済的の余裕というべきものはない。それで一度凶年に見舞わるる時は、蘇鉄によって露命をつなぐの外はなかった。その災禍甚しくして救助の道相立たざる時、代官の執る手段はただ一つあった。藩庁に対して拝借米の下渡を請うことである。之を代官記によって見ると、文化七年、万延二年両度共に大干ばつに加ふるに麻疹流行のため老若の病人死人続出の故を以て拝借米をそれぞれに配給したようである。

かかる姑息の手段は到底万全の策にあらざるを思い、ここに備荒貯畜に対する永遠の計を教え社倉の設立を首唱したのが、即ち西郷南洲先生その人であった。

西郷先生（当時は大島吉之助と稱していた）が久光公の怒りに触れて沖永良部島に配流せられたのは、文久二年（一八六二）閏八月であって、元治元年二月に至る一年有半の間、この孤島のしかも狭あいなる座敷牢の中において種々の辛酸をなめられたのである。しかるにかかる苛酷（かこく）な逆境に置かれながらも、南島蒼生を救済せんとする愛民の至情はまことに熱烈であったことを、うかがい得るのである。

西郷先生の南島流謫はこの島が初めてではなく、安政六年正月より文久二年正月までまる三年潜居を命ぜられて大島竜郷にあり、赦免叶って上国したものの又しも君公のけん責を蒙って徳之島へ遠島、在島七十余日にして更にこの島に追放せられたのであるから、大島諸島の治政の実状、島民生活の実際については知悉せられていたのである。しかしてそれはこの義人の黙過を許さざる状態にあった事を左の書面や事蹟が明らかに物語っている。

一　何方においても苛政の行はれ候儀、苦心の至に御座候。当島の体、誠二不レ忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまだ甚敷御座候次第、苦中の苦実に是程丈けは有レ之間敷と相考居候処驚入次第に御座候云々（安政六年二月十三日大島竜郷より税務所・大久保両氏宛書面の一節―大西郷全集による）

二　大島竜郷潜居の際、代官所下吏の島民に対する横暴を憤り、鉄拳を彼の頭上に加えて懲戒した事がある。（南州謫居逸話による）

三　大島竜郷潜居の際、島民が砂糖隠匿の嫌疑を受けて檻置、拷問を受けつつあるを聞き十余里を距る名瀬の代官所に駈付け、代官に被疑者の冤罪を説き、その釈放方を交渉して其等を救出せしことがある（南州謫居逸話による）

四　尚々当島代官三ヶ条の仁政相発し申候。一ヶ条は大島全様書役の奸計にて御注文品宜敷物は御渡し不足と相唱当人には不二相渡一自侭にて申受候処其弊を改め人々注文品の通帳を以御渡の節引合候様罷成候由、二ヶ条は寒中砂糖煎方、頓と取実も之無実に作人共込入候由二御座候処、充分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候との趣にて御座候処、一同雀躍いたし候由に御座候。三ヶ条は、当島は大島とは引違ひ正余計砂糖は過返して申して、三合代米被下候由、然処惣勘定不二相済一内は、右の過返米不レ被二成下一候処、手短の作人共にて、右の正余計は葉書を以て取引いたし、惣て一斤も不レ作奸商に謀取られ候処、此度は内斤を以テ正余計の者えは、速に代米被二成下一不二成入一者へは不二相渡一直に自分正余計の者へ配当相成筋に相決し、是以テ大に勢立候向に御座候（文久二年八月二十日徳之島より木場伝内宛書面の一節―大西郷全集による）

先生は、もとより島治牧民の任を帯びて島に差遣せられたのではない。一個の罪人であり一個の流人であった。しかし島民により善き生活、いささかでも生甲斐のある一生を送らせたいという事においては、代官役人以上に一大関心を持っていたことが分かるであろう。

さて先生が幽囚の身となって沖永良部島にある間、最も親交のあったのは、間切横目（島役人の職名警察の事に当る）土持政照であった。政照は先生の囲、即ち牢屋の監視を命ぜられて相接触する機会を与えられたのであるが、その間意気相投合し肝胆相照らすものがあり、後には、義兄弟の契を結んだ位の間柄である。

西郷先生は文久三年春自ら「与人役大躰」並に「間切横目役大躰」なるものを草して之を政照に与えた。与人役とは、島役人中最高の役職であり、代官の指揮を受けて島治の事務を掌るものであって、あたかも今日の町村長に比すべき役吏である。即ち与人役大躰とは、その心得書と稱すべきもので、その一節にいわく、

百姓は力を労して本に報ゆるが職分、役人は心を労し

て本に報ゆるの職分にて候。力を労するとは、作職に骨折をいたし年貢を滞らず、或は課役を勤るが力を労するにて御座候。心を労すると申すは、百姓のたよりよき様に取扱くれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作職の時節を取失わぬように仕向候が、心を労すると申すものに候えば、此本意を能々合点いたして難儀の筋をはぶきくれ候処専要の儀に御座候云々

右に挙げた三・四の事例によっても、如何に西郷先生が官吏の善政を庶機し、島民の福利増進を希望せられたかは充分に推察することができるであろう。しかして西郷先生が社倉の設立を唱道したる、また偶然でないことが首肯せられるであろう。

三　社倉と西郷先生

先生が或日政照に問うていわく、「当島に天災があって、飢きんにでも陥ったら如何にして窮民を救助するか。」と、政照答えていわく、「旧例にならい藩庁に救助米の拝借を願うの外に道はない。」先生はこの答えを聞くや「当島は鹿児島を距る二百余里、しかも風涛険悪、加ふるに鹿児島との往来は年わずか二期、半年は全然交通途絶の有様ではないか。それに飛脚船の備えもないし、何を以て事の急に応ずる事が出来るものか」と政照も辞に窮し改めて先生に教えを請うたところ、先生は諄々と説くに宋時における社倉の法を以てし、その設立の方法を教え、且つ自ら左に示すが如き社倉趣意書なるものを草して之を政照に与えた。

社倉趣意書

凶荒に備ふると云ふは、豊年の時に致すことあれ。其仕やうは、村々にて現夫のつらつらに何升と賦り付けては、親疎もあるのみならず苦情も起り候半か。然れば第一作得之余計をしらべ、家内の人数或は雑穀の余分まで相考へ夫に応じ出来割付候はゞ、人気も宜敷く自ら社倉之趣意に基き仁恕之大本相立候半。例えば、一ケ村にて五石の米高に相及はゞ、貳割の利付にては一ヶ年にては壱石の利米に相成るなれば、右を本に相立て、年々仕繰候得ば、三ヶ年には元利八石六斗四升に相成るべし。五ヶ年には十三石余の米高に相成候半。其節は最初之出来の分は銘々え返し与え、利米を以て

右の手数にて仕繰候はゞ、人々不時の災難を救ひ、又は廃疾のものもあはれみ、何歟（か）救助の道相付事にはあるまじき歟。若荒年に逢ひ候時は、窮民は天の賜と仰ぎ候半。然る時は積年の心苦に引かえて如何ばかりのうれしきぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず。自然百姓の上に立ちて御役を勤め候は何の訳に候哉。第一百姓の融通をいたし呉候為にはあるまじきや。凶年に臨んで飢亡に及候を見ながら、只安閑にして年柄の事なれば致方は無之しと年柄に打まかせ候ては、弥々天よりは其罪役々に帰し候儀相違あるまじく、畢竟此処古人も論判いたしたり。いずれも前以テの備へ肝要の事也。百姓は力を労して奉公を致し、役々は心を労し御奉公を致すは天然の賦付に候へば、心の限りは可レ尽事に候。若又五ヶ年に相満たずして凶年に逢ひ候はゞ、現在極難に不レ迫には頭出米外五部通り相重ネ配分致し、又至極の窮したるには一部相重ネ候て相渡し、よく年は重み丈の分は返米為レ致候はゞ往々は非常の囲米相備り（以下紛失の為欠落士持家蔵書）

これ実に沖永良部社倉の発祥とも称すべきもので、遺文欠落の為全容を知る事は出来ないけれども、その精神と実行の方法については充分うかがい得るのである。

宋時社倉の法をこの島に行なわしめんと愁容したる、それ亦単に先生が書冊の上より得たものであろうか。嘉永四年（一八五一）島津斉彬公襲封の始めに当り、藩士関勇助、横山安之亟の両名に、米価の暴騰を防ぎその平準調節を図るため、常平倉、社倉、義倉の選択を命ぜられたことがある。而して同年十月、遂に常平法が施行せられ闔藩（こうはん）皆その仁政を謳歌したというのである。当時先生はまだ郡方の小吏であり、この創設に関与したのではないと思うが、仁政に浴した者であるには相違ない。殊に地方民政に就いて関心の深い先生はこの法に留意有ったと思うのである。士持家蔵の古文書中に嘉永五年正月、公の自ら手裁親しく士民に訓諭せられた「常平倉法大意並愚考」（照国公文書中に載す）の写本がある。これは西郷先生自らの書写に成るものではないが、その当時のものたるべく、或は先生が政照に与えたか、或いは転写させたものであると思う。よって薩藩における常平倉と、沖永良部社倉とは一脈相通ずるものあるを信ずるものである。

四　社倉の創立

間切横目土持政照は、西郷先生より備荒貯蓄の良法たる社倉について懇切なる指導を受けたので、その趣意に深く感動し、直にその創立を企つべく時の与人（三人の与人あり）を始め、島の長老等に謀ってみたのであるが、何分にも事業が大きく、かつ各人の出資にまたねばならぬ性質であるために、眼前の姑息小康に馴らされた彼等は、目算のつかぬ新規事業を恐れて中々動こうとしない。それで政照は時機の到来を待つこととなった。しかして元治元年自身が与人役に挙げられるや再び社倉の創立を提唱したところ、同役山口真粋憲、沖利有等まずその熱意に動かされ、かくして機運は次第に熟し、代官の許可を得て明治三年秋（一八七〇）こゝに南島史上、否日本の経済史中にも一齣（いっせき）を録せらるるの値ある沖永良部島社倉が実現したのである。これ垂教の恩人西郷先生が、赦免に会い島を去って六年の後である。代官に提出した左の社倉創立願書はその事業計画を知るに貴重なものであり、左に全文を示す。

社倉創立願書

乍恐申上候。当島之儀、及二疲労一難島之段被聞召上去丑年（慶応二年）爲二御救助一御仕向被二取替一万端御省略被二仰渡一候ニ付テハ、御趣意ニ基キ諸事質素可二相守一旨節々申渡置候得共、年来驕惰之習慣直（なおり）兼、無レ故物人等ニテ米穀之費ヲモ不レ弁適々豊年ノ年柄循環致候テモ、不慮ノ変時ノ用ニ可レ備遠慮無之段、僅カノ凶年ニモ食料打絶、窮家ノ者其他借才覚等モ出来兼候処ヨリ、田畠牛馬等値段ノ高下無レ構買却仕、眼前ノ急ヲ遁レ候迄ニテ、跡弥々難渋ニ相及候者追々有之就テハ当年ノ儀一同押並テ中作ノ年柄ニ付、非常用トシテ島中ヨリ百石銘々請持高ニ割掛、御貢米ニ相添ヘ籾囲上納御免被仰付下度、左候テ右米筋ノ儀ハ、即当秋ヨリ百石共貳割付ヲ以テ貸付、来未（ひつじ）（明治四年）秋元利百貳拾石無滞返納相成候上、又々百貳拾石共ニ元米ニシテ貸出シ、夫ヨリ先亥年（いい）（明治四年）迄五ヶ年、毎年右ノ仕繰ニテ仕候ヘバ、亥秋（いい）、米都合貳百四拾八石八斗参升貳合ニ罷成候ニ付、其節最初銘々ヨリ差上置候本米百石丈ハ人々ヘ差返シ、残百四拾八石参升貳合、内百石ハ亥秋ヨリ先、年々貸付用ニ相究メ、四拾八石八斗参升貳合、並二年々利息米拾五石ヅヽ、御蔵ヘ囲置候ハヾ凶年ノ節ハ勿論不時ノ災難ヲ救ヒ、又廃疾ノ者モ憐ミ、何乎救助ノ道相付、社倉ノ趣意ニ基キ、仁恕ノ大本相立候儀ト奉存候。

右米筋ノ儀、近頃恐多奉存候得共御座（代官所役人ノ事務所）へ別段根帳御取仕立置被下、与人方ヨリ申受取納願出候節ハ御見分ノ上取納相成候様御免被仰付下度、尤貸付方ニ付テハ借主ヨリ掟（おきて）（与人の下役）取次ヲ以テ与人方へ申出シ三役（与人二名ノ意ナルベシ）吟味ノ上、其者ノ身体ニ応ジ、貸付候様仕度、左候テ返米ノ儀ハ翌秋十月朔日限り皆納相成候様堅ク取究申度奉存候

五ヶ年算立左ノ通り

午（うま）　秋

一、米百石起　但高頭壱石ニ付壱升五合参勺七四九七九宛（ずつ）右島中ヨリ高頭貳割掛上納爲仕候テ、則チ当年ヨリ貳割利付ヲ以テ貸出

未（ひつじ）　秋

一、米百石起　午秋元米

一、米貳拾石起右同利米

〆米百貳拾石未秋収納ノ上元米ニテ前条ノ利息を以テ貸出

申（さる）　秋

一、米百貳拾石起　未秋元米

一、米貳拾四石起　右同利米

〆米百四拾四石申秋収納ノ上元米ニテ前文同断

酉（とり）　秋

一、米百四拾四石起　中秋元米

一、米貳拾八石八斗起右同利米

〆米百七拾貳石八斗酉秋収納ノ上元米ニテ前文同断

戌（いぬ）　秋

一、米百七拾貳石八斗起　酉秋元米

一、米参拾四石五斗六升起右同利米

〆貳百七石参斗六升戌秋収納ノ上同断

亥（ゐ）　秋

一、米貳百七石参斗六升起　戌秋元米

一、米四拾壱石四斗七升貳合　右同利米

〆貳百四拾八石八斗三升貳合

右亥年迄五ヶ年相済候上、百石ハ午秋上納仕置候人々ヘ返賦、残百四拾八石参升貳合有之、右ノ内ヨ

リ四拾八石余ハ、亥秋ヨリ御藏へ囲置、年々百石ヅヽ貸付ク

亥(ゐ)秋

一、米百石起　利息壱割五分

右亥秋ノ間ハ右ノ元米組立候迄年々利息迄元米ニ相足貸付候得共、亥年迄ニテ元米相調候ニ付、前文ニモ申上候通り、本行百石元米ニ相究メ年々貸出シ利息米ノ儀ハ毎年御藏ニ囲置候ヘバ、亥年ヨリ先キ貳参拾年ヲ経テ利米五百石余ニモ相及候賦ニテ、左候得者凶年又ハ患難到来ノ者へ時々相渡急難相救ヒ、尤返米ノ儀ハ翌秋又ハ翌々秋ニテモ三ヶ年ノ間都合ヲ以テ無利ニテ返納相成候様仕候ハヾ第一窮家ノ者共取扱ヒ、社倉ノ趣旨ニ相叶ヒ、一同難有奉汲受儀ト奉存候

一、五ヶ年之定ハ、大抵順年打続候賦ニテ、豊凶ハ年々ニ違ヒ、又凶年ニモ大中小ノ区別有之先大概ヲ五ヶ年ト立置、其上ハ年ニ隨ヒ、若シ五ヶ年ノ内大凶年到来ノ節ハ銘々へ相渡シ翌秋無利ニテ返納仕度候。左候得者一ヶ年ハ利息相休候ニ付、六ヶ年ニモ相掛候テ丸五年ノ利息相掛候上、島中へ本米差返シ申度、尤モ中等ノ凶年迄ハ可成手ヲ掛ケザル様仕度奉存候

一、前文利息米ノ儀、毎年無残貸付相成候上之算立ニテ、若却テ貸付不二相調一節ハ、夫丈ケ利米相減賦候得者、利米ノ多少無構、本米百石ノ儀ハ銘々へ差返申度奉存候

一、当年高頭ニ割掛銘々が爲差出候儀ニ付テハ、五ヶ年目ニ本米差返ス事ニ候得共、愚昧ノ者共只今目前ノ利ノミ考、五ヶ年迄ノ利米ヲ迷惑ノ様ニ心得候儀モ難計候得者、右ハ全ク島中困究ノ者相借財旁々ニテ田宅ヲ失ナヒ、離散ニ及候様ノ事無之自然ト潤立一統ノ利益ト申所ヲ能ク申諭候ハヾ心服仕候儀ト奉存候

一、利息米ノ儀、御定法ノ参割ヨリ引下ゲ貳割又ハ壱割五分ニテ貸付候儀、第一究困ヲ取救候爲ニ御座候処、万一心得違者利潤ヲ考、右米筋借用仕候テ又参割ニテ貸付候儀モ難計候間、右等ノ儀無之様能々御吟味ヲ尽シ貸付候様仕度奉存候

一、後年利息米四五百石ニモ相及候節ハ、毎村藏造立候テ囲籾仕置度、尤藏買求方ハ勿論諸雑費旁々且掛役ノ労米迄モ、右米筋ヨリ御拂被下候様、左候而

新古籾入替等ノ儀ハ、其節ノ吟味ニ被仰付度奉存候

一、右米筋ノ儀、前文ニモ申上置候通り、不時ノ用鰥寡孤独廃疾等ノ者ヲ取救爲ニ設候儀ハ、当時惣役熟談ノ上ノ事ニテ、少モ惰ル儀ハ無之賦ニ候得共後年ニ至り若シ役々内意等承、無據伺申立、過分借用等願出候儀モ難計候間、万一右等ノ儀御願申上候節ハ御取揚被下間敷旨屹度被仰付置度奉存候

一、右米筋取扱方ニ付テハ与人ハ勿論ノ事ニ候得共、間切横目黍横目（甘蔗栽培ノ監督役）ヨリ一人ヅツ、書役ヨリ二人ヅツ掛役仰付置被下度、毎年勘定仕而御莚（代官ノ事務所）エ御届申上候様仕候而不締ノ儀無之往最通（誤写ナルベシ）可申、尤此法行ハルルト行ハレザルハ役々心ヲ用フルト用ヒザルトニ依ル儀ト奉存候

右者当島ノ儀御改革以来百姓中得手隙作時出精仕、追々延立候得共、元来生計ノ状態薄キ者共ニテ、適々豊年相成候テモ、貧富共ニ有丈暮ニテ、変ニ可備遠慮無之故、僅カノ凶年ニモ蘇鉄ヲ以テ、乍漸飢渇相凌申仕合ニ御座候。依之当年ノ儀ハ一同押並中作位ノ年柄故、本行畜積ノ法取行候得バ何カ救助ノ道相開往々(ゆくゆく)島中一廉ノ爲筋（誤写ナルベシ）罷成可申儀ニテ、百姓へモ右箇所ノ始終、篤ト呑込候様申諭候得者難有承知可仕儀ト、間切横目、黍横目ハ勿論、惣役（島役一同ノ意）ニモ申談、此段申上候間何卒御免被仰付下度願上候　以上

右願文の趣旨を概括すれば

一、目的

凶年の際に於ける備荒、鰥寡孤独、不具廃疾者の救助、資力薄弱なる者に対する低資の融通。

二、儲米積立の方法

明治三年秋、草高壱石に付米壱升五合余の割合を以て課出せしめ、総石数米百石を得る。然らば其れを年貳割の利息（当時公認の利息は年三割）にて貸付け毎年利米を元米に加へて、丸五年利殖して明治八年に至り元利合計米貳百四拾八石余を得る。そこで最初課出の元米は利息を附せずして各人に返還、其の内百石は運転資本として年利壱割五分で貸付ける。四拾八石は直に籾に代へて畜藏、翌年より生ずる利米も同様籾に替へて蓄藏する。

三、管理

代官を監督官となし其運用には与人三人、間切横

目、黍横目各一人、書役二人が之に当る而して毎年の事業成績は之を代官所に報告する。

要するに、社倉の眼目たる済生の機関たると共に、今日の信用組合の色彩をやや加味したと見るべきであろう。しかして旧藩時代は勿論、当時においても島治万般何れも官憲の指令に行う有様であったのに、独り社倉のみが何等官憲の発意によらず、ただ流人西郷の遺志によって此に至ったことは特に嘱目に値すると思うのである。

五　備荒貯蓄の状況

(註)　沖永良部島社倉史の中で特記すべき事は、保護会社に対する品代の全免による利益の繰り入れである（明治六年）。この事については「沖永良部島社倉の沿革」より和泊町編「沖永良部島郷土史資料」の方が詳細に記録されているので、本文は主として郷土史料を参考にした。

右願書は在番所より許可せられ左の役員を設立掛員に任命ありたり。

与　人　沖　利有（旧名　蘇廷良）
与　人　山口真粋憲（旧名　真粋憲）
与　人　土持政照
間切横目　操　坦栽
同　沖島曽謙（旧名　曽勲）
田地横目　和田川都志
同　本田親徳
書　役　俊　利憲
同　松尾川悦

前述（四、社倉の創立）の方法にて創立委員に依り追年貸付増殖を計りつつありしが明治六年時の鹿児島県令大山綱良東京に於て旧保護会社（島津藩の設立にて物品を官売する所、廃藩置県に依り県庁に引継き県有となりしを尚島津公の上京費用等に使用せりと言ふ）物品代砂糖百四拾六万斤余（一万挺）負債を六分通りは負債者に下さり切り、四分通りは三ヶ年賦にて上納すべき旨申渡されたり。又其四分通（五十八万四千斤）は大西郷の内意に依り大山県令上納を免し、右糖額を以て人民救助の方法を設くべき旨を命したるを以て、又其半額（二十九万二千斤）は負債者へ与へ、残り二十九万二千斤は社倉

の資本に合したるを以て、初めて借入たる出米は未だ五年の期限に達せずして各人に返戻し、利米七拾弐石八斗を貸付利殖して益々会社の資金の増加を計れり。

右旧保護会社の負債を免したる由来は社倉史に関係深きを以て尚詳細に説明すべし。

旧藩時代は藩主商業を行ひ、物品は藩庁より輸送し来り之を人民の生産せる砂糖と交易し、生産糖は全部藩庁に受取り大阪に於て販売せり。此事業を行ふが即保護会社なり。然して物品代は凡て右会社の勝手につけたる代価にして、人民の生産糖代を以て償う能はず、遂に負債となれり（風害に依り生産額減少して不足の場合もあり）。然るに御維新に依り明治五年冬右砂糖官売及物品売買は廃止せられ、自由売買を許されたるも旧保護会社の負債百四拾六万斤余あり、当年の生産予想高百四拾余万斤にては右負債を償還して商人と取引する余裕なく困難に陥りたり。茲に於て右負債の年賦償還を歎願するが先決問題となり、協議の結果与人土持政照は人民総代として右年賦償還の為め明治六年二月二十三日大和船順通丸にて上鹿し、最初に十ヶ年賦償還を県庁に出願したるを却下せられ、五ヶ年賦に変更して出願したるも許されず、又三ヶ年賦に出願せしも許されず、止むを得ず更に追願の為め総代の増加を請求し、仝年五月十二日間切横目操坦栽出発。同月二十六日着麑歎願せしも許容なかりき。是より先き即ち同年五月七日大山県令の命に依り政照は東京に出張し五月二十六日着京し、県令を訪問せしに、県令は当時大蔵省より大島各島の地租は砂糖を以て上納すべき旨命ぜられたるを以て右代金にて上納せしむる様交渉せしも許されず困却し居れり。依て西郷先生の力を借らんとするも、先生病中にて諸人の面会を禁じ居れり。君は先生と親交と聞く願くは余の書面を以て先生に面会せよと奨めたり。政照は県令の旨を受け西郷翁に面謁して依頼せしに、翁は県令の乞を斥けて曰く「そもそも御維新に依り全国一般に石代金上納の布達は既に発布あるに、島方に限り旧慣通り砂糖を以て上納せしむる筈なし。斯の如く法律にて命じ居ることを主張し得ずして、他の援助を乞ふは県令としていくじなきなり。宜しく黒田清隆氏に奮励努力すべし」と返答せり。

政照は已むを得ず此旨を県令に復命せり。其の後大山県令は数度交渉せしも其効なく、已むを得ず租税の半額は砂糖にて上納し、半額は十ヶ年賦にて金にて上納する

事を歎願し、大蔵省は之を許可したるを以て租税の件は遂に落着せり。

故に政照は一日大西郷を青山の別荘に訪ひ、帰省の近づきたるを告ぐ。翁其の理由を問ふ。政照租税の形行を語る。翁大に遺憾とし曰く「例県令に於て其如き処置を為すと雖もこれは違法なるを以て承知する勿れ。余、租税頭松方に書面を添付するに依り、君自身松方に面会して談判せよ。」とて一書を渡し、尚附言して曰く、「如斯条理の立て居る事彼聞かざれば彼の頭に手拳を加へ必ず敗を取る勿れ。」と励ます。政照諾して去る。然し翁の命なるも一応上官たる県令の許を受くる必要ありと思考し、大山県令に其旨を上申し其許を得て政照は松方租税頭の官宅を訪問す。時偶々休日なりしを以て租税頭は在宅す。直に面会し願意を通す。便宜の為め左に其問答を記す事とせん。

（松方）初めてお目に係ります只今西郷さんより御手紙を頂き承知しました丁度西郷さんの仰せらる通りにて少しも違ひありません。

然し御上に於て少し都合があるから本年丈旧通りにて上納して貰いたいですが其の御都合出来ませんか。

（政照）左様ですか然らば元通の上納にて宜しければ米にて上納致します。元来米にて上納し来りしが島方は米が多事ない処で、一辺上納した米も再び鹿児島より積戻す訳で、便宜の為め砂糖で代納している次第でありますから元通りで宜しければ米で上納しましょう。

（松方）そうではないでしょう。先生上納は砂糖でしょう。

（政照）いえ米です。若し御疑なら県令へ御尋下されば分ります。

（松方）それは私か島方の事情を知らずして斯く申すは失礼で或は御説の通りかも知りませんが時に本年は何程の産額ですか。

（政照）左様私が島元を出発した時は未だ収納になって居ませんで確に分りませんが、同役よりの通知に依ると凡そ百四拾余万斤位はあるとのことです。

（松方）左様ですか。百四十万斤も出来れば其内租税は只僅参拾壱万斤ですから其残余を以て商人と取引する事が出来るでしょう。

（政照）それはそうですが其残余は旧保護会社に負債が百四十六万斤余ありまして、実は其の年賦償還願の為

め私は鹿児島に参りましたが、許可せられず困て居る処に租税も又砂糖で上納せよとの事を承り私は急に上京した次第であります。

此時松方租税頭は卓子をたたひて曰く「そらそら内々で保護会社の負債は年賦でも出来ぬと言ひながら只僅三十一万斤納む租税に異議を云ふは甚だ県令が不都合である。其負債は打切て貰ひなさい。そうすれば租税のことはよい様に周旋致します。

（政照）其事は県令に御伝え致します。どうか租税のことは宜しく御願致します。

此時三条公より只今御用の急書参り松方氏は政照に対し「今日は寛々島方の事情を拝聴することと相考へ喜んで居ましたが只今御覧の通り御用で出勤致します。又どうぞ再び御来駕を願ひます」とあいさつして去る。政照も再会を約して帰り、其の日の状況を県令に報告せり。

其後数日経て県令よりの御用ありて、政照及び基俊良は東京事務所に出頭せしに左の意味の令書を受く。

大島、徳之島、喜界、沖永良部、与論へ

大島各島旧保護会社の負債糖は六分通りは不納申付四分通りは三ヶ年賦にて上納すべし。

政照は元来右負債の年賦償還を目的として上麑したるに右の如く過分の得物を得、手の舞足の踏む所を知らず令書を携へ西郷翁を訪問して謝辞を述ぶ。翁は却て未だ足らざる不満の模様にて斯の如き事は県令の当然の事なり。租税のことは石代金上納の外承知する勿れと勧む。然れ共前文述べたる如く県令より半額は砂糖にて納め半額は石代金にて十ヶ年賦上納に歎願し大蔵省の許可を受けたることなれば如何ともする事能わず。大山県令は横山大属を代理として大西郷に右の件を報告することを依頼して帰県したり。

横山大属は政照同伴西郷翁を訪問す。横山氏は翁と親しき旧友なりき。左に其談話を記さん。

（横山）久しく会はんであった、時に島方の租税の件に付ては色々と御世話に預り難有う。処が遂に目的通り出来ず半額は砂糖で半分は石代金で十ヶ年賦上納の処で落着した。それで実は県令直接御礼を申上ぐる筈であったが急用で帰県し、私代て御礼を申上ぐる様にとの事であるから左様御承知下さい。

（大西郷）なに条理の立ったことが出来ないことがあるか。そう言ふざまだから鹿児島の仕事は何日も事務渋

滞で甚だ困る。然しもう済んだことは致方ないが、旧保護会社の負債四分通りは三ヶ年賦上納とは何事だ皆やれ、人民の難儀する時救ふは上官の義務ではないか。

（横山）承知した帰庁の上県令に其旨申上ましょう。

此時横山大属は政照に向ひ、「政照さん君も先生の仰せられたること能く覚えて居て下さい。共に県令に申上げましょう。自分は他へ参る処があるから君は寛々先生と御話して下さい。私はこれで御いとま致します」と述べ辞去せり。

其後数日の後横山大属及政照は帰県して其旨県令に報告せしに、県令は大に感じ共に大島へ巡回し大島の二三村を巡視して左の令書を各島与人に発したり。

各島の儀旧藩政時代より先知先覚の人屢撫恤之道千辛万苦尽力すと雖も何分僻遠隔絶之端島故百事行届兼加之両三年間には必旱風之天災打続き連々貧困之極に立至り憫然之為体日夜憂思す今茲に三四ヶ村巡見致し実際見聞致候処皆伝聞之外に出て挙て乞食同前之家屋を並べ随て着服食料又困窮す就て各島に於ても更に甲乙有之間敷実に愛民保護之職掌不忍見聞次第に候依而先般旧保護会社へ可収納物品代来る亥年まで三ヶ年割本金返納の儀更に此節無納申付候条右は別途に取結協力同心相親相保之儀を以て非常の天災等臨時差支無之様兼て良法を設け衆民をして真に王政復古之大典を感戴為致度旨趣を反復評議相尽し仮にも私意偏頗之旧習を狭ます後年一同永久安全の方法を屯と相立可申事

明治六年癸酉十月

鹿児島県令　大　山　綱　良

右の次第にて沖永良部島は既に右趣旨にて社倉を設立し居たるを以て、右負債額を社倉資金に加へたり。尚明治七年金銭融通の為として県庁より五万貫（千三百三十三円余）無年限無利息にて貸与せり。

貨幣融通につき大山権令よりの御通達左の如し

一、銅銭　十万貫文　　大島

一、同　五万貫文宛、徳之島、沖永良部島、喜界島

一、同　二万貫文　　与論島

右は去秋大島へ下島のみぎり貨幣融通之儀申渡置候処僻島于（に）今金貨行渡兼候段相聞得候付本行の員数無年限無利にて下渡候条毎戸無親疎配当致県下へ申渡候置直成を以て可致融通事

明治七戌三月二十三日　　大　山　権　令

当時の貨幣

一、金札壱円　　代価三十七貫五百文

但適宜により三十八貫文もあり

一、半円札一枚　　代価十八貫七百五十文

一、二十銭札一枚　〃　七貫五百文

一、二十銭札一枚　〃　三貫七百五十文

一、天保銭一枚　〃　三百文（後の八厘）

一、四文銭一枚　〃　七十二文（後の二厘）

一、文久銭一枚　〃　五十四文（後の一厘五毛）

一、銅銭一枚　〃　三十六文（後の一厘）

（但一貫は九百六十文）

尚是を少額として又明治八年弐拾四万貫（六千三百九十余円）を十ヶ年賦の恩供を蒙り、前年の五万貫を加へ人民に配当して貸与せり。

明治八年の拝借金六千三百九十四円五厘三毛の配分は当時全島の総戸数二千六百六十二戸を上、中、下の三等に区分し上家部は一戸一円五十銭宛中家部は一戸二円下家部は一戸三円宛とせり右金受取の時の請書左の如し。

記

一金六千三百九十四円五厘三毛

今般御県治新裁之御制度に付従来之旧習を一洗し更に改正に着目し貨幣も一般同轍に通融致候様且厚き思召を以て島民為御救助年賦返上を以て本行の通り御下金相成奉拝受則毎戸へ配当仕候処難有御札申出候間此段申上候也

明治八年乙亥七月

沖永良部島

戸長　沖蘇廷良

操　坦栽

沖島曽勲

大山鹿児島県令殿

明治二十三年国会開会のため決算の必要より十ヶ年賦与の二十四万貫即ち六千三百九十四円は返納し五万貫は之を下渡として又社倉資金に加へたり。

以上述べたることにより社倉の資金に付きては明瞭になりたるを以て以下社倉の他の事項につき列記することとせん。

一、明治八年衛生方（鹿児島病院長兼校長英大医ウイリス）へ学生（三ヶ年課程）正則小学伝習生（一ヶ年課程）島費（社倉費）を以て入学せしむべき命あり是に由て坂本元明、東一徳、栄寿祥を伝習生に沖揖賢、鎌

田宗円、操担勁を医大生に選し七月業に就かしむ而して伝習生は正則下等を卒業明春より施行医学生は研学の央に西南役の騒擾に遭遇し卒業せざりき。

一、明治九年籾囲の為め桁行三間奥行二間半の高蔵を玉城、上平川、芦清良、瀬利覚、田舎平、下城に各一棟宛造営し籾を蓄ふ。

一、明治十三年迄は社倉事務は副戸長の兼任にて取扱ひ来りしが此年に至り前久憲（和字前久茂の祖父）和田清直（喜美留和田清実の父、向井清国の祖父）の二人を事務員に命じ戸長役場（村役場）内に於て執務す前者は月給五円後者は月給四円。

一、明治十六年社倉資金を以て公立病院を設置し院長に沖利有（利経の父）副院長に撰玄碩（撰鋭吉の祖父）医員に皆吉庸熙（皆吉平の父）福山清道（福山清明の父）栄寿祥（栄寿徳の父）任命執務せしむ。

一、明治二十一年社倉規則を設定し事務長一人事務員二人を置き執務することとなる。

利息は貨米は年一割五分貸金は月八朱とせり、事務長に沖利経（月給七円）事務員に木尾為定（木尾為傑の父）山口通亮（山口禎善の父）当選す（月給五円宛）。

一、明治二十二年十月事務所従来茅葺の処瓦葺家二十八坪工費七百円仝上高蔵十二坪工費三百円にて大工伊勢雪助（宮崎県の人）請負営造す。

当時社倉資金壱万六千余円米千余石現在せり。

一、明治二十四年四月一日左の社倉規則改定施行せり。

社倉規則

第一款　総　則

第壱条　凡そ定款の旨趣に従ひ取極めたる申合規則仝島一同確守すへきものなり

第二款　名　称

第二条　名号は従前通り社倉と称す

第三款　位　置

第三条　社倉は沖永良部島和泊村五百七拾九番地へ設置す

第四款　目　的

第四条　社倉はかん寡孤独、老病不具にして自活の途なきものを救助するにあり

第五条　公衆に係る天災及無拠事故ありて施与すべき事情ある時は議員の議決を経て支出することを得

但困難者にして壱名米壱斗金五拾銭以下は常議員の決議を要し同時に米弐石、金拾円以上は議員総会の決議を要す尤も危急に際する時は此限に非ず

第六条　社倉資本金の内壱万円を常定額とし其余有を以て全島の公益に関する衛生教育殖産興業の出金を必要と認むる時は議員総会の決議を施行することあるべし但該常定額金壱万円は毎年一月に於て常議員会を開き貸付証書を調査し確認したる金額とす

第七条　社倉資本金の内より議員総会の議決を経て神社費支出することあるべし

第五款　資　本

第八条　社倉の資本は従来の積立及貸付金穀にして社倉創立の際在籍人民及其子孫本島内に於て此れが共有権を有す

第九条　社倉の積立金穀は時機適宜の利子を附し満壱ヶ年以内の期限を以て左項に依り貸与すべきものとす

第一項　積立金穀貸与の節は価格貸与額に弐倍する不動産の抵当物あるを要す

第二項　抵当価格の適否は該村議員二名以上の認定書及社倉役員の見込みを要す

第拾条　公共に関する天災に際し困窮者へは議員総会の議決を経て無利息にて金穀を貸与する事あるべし

第拾壱条　社倉は準備として左項に依り常に蓄積すべし

第壱項　金五百円

第二項　籾五百石

但籾は三年毎に換蓄すべし

第拾弐条　前条の準備金穀を全島に関する支出の必要ある場合に於ては常議員会を経て一時立換へすることあるべし

第拾参条　五拾円以上社倉金を借用しあるものは毎年引結をするとき利金の外に本金の拾分の一づつを返金せしむべし若し其の拾分の一を返金せざるものは夫れに対する弐倍の抵当物を徴し貸与の手続きをなすべし

但実行し難きときは議員総会の決議に附すべし

第拾四条　新に社倉金を貸与するは参拾円以下は事務掛の見込みにして参拾円を超過するときは常議員の決議を経て貸与すべきものとす

第拾五条　全島に関する支出の必要ある場合に於ては一時に金参拾円以下は事務係の見込みに附し仝時に金参拾円以上は議員総会の決議を経るを要す

第拾六条　社倉金穀を貸与するは可成従来借用者少き村民へ貸与すべし

第拾七条　社倉金穀を借用し満弐ヶ年間返済の義務を怠るものは議員総会の議決を経て書人抵当物公売の処分を為し其代価を取立てたる上猶ほ返済金額に不足を生ずるときは本人は勿論保証人の資力限り速に弁償せしむべし

第拾八条　社倉貸付金に対し損害を及ぼしたるものは終身社倉に対し一切の権利なきものとす
但し救助は此限りに非ず

第六款　議　員

第拾九条　社倉規則範囲内の事柄を議せんが為め投票を以て村の都合に依り弐名以上五名以下の議員を選定す
但し期限は満弐ヶ年とす尤も再選するを得べし

第弐拾条　常議員は各村毎に壱名づつ議員中より選定す

第廿一条　議員中より六名の調査委員を置き毎月初めに社倉資本に関する帳簿及現在金を調査し各議員を経て全島に報告す

第七款　総　会

第廿二条　社倉議員総会は定式臨時の弐種とす
但定式会は毎年七月を以て開会す

第廿三条　議員拾名以上より臨時議員総会を開かんと要求するときは其目的の要旨を記載したる請求書を社倉へ差出すべし

第廿四条　社倉の役員は臨時議員総会を開くの必要あるときは何時にても総会を催すことを得

第廿五条　定式臨時の議員総会の招集をなすには其の集会すべき時日を報告すべし若し議員中総会に出頭し難き事故あるときは其旨書面に認め社倉へ差出すべし
但し同日出頭せざるものは後日異議を申立つることを得ず

第廿六条　定式臨時の別なく議員総会に於て其事を議するに当り議員半数以上出席するに非ざれば何事も議す可からず

第廿七条　凡そ議員総会に於て事を決するには同意多数に依る若し可否相半するときは議長は其一に決定すべし

第廿八条　凡そ総会に於て議決せし件々は会議簿へ明記し議長及常議員是れに調印し以て後日の証拠として社倉へ備へ置くべし

第八款　印　形

第廿九条　社倉に用いる所の印章は左の如し

第三十条　社倉の印章は事務掛の外社用と雖も取扱ふことを得ず

第九款　勘　定

第卅一条　社倉の計算は一月より十二月迄に損益の計算を遂げ七月議員の総会に於て全島一同へ明細に広告すべし

第卅二条　社倉の勘定は殖益金の内より諸経費を引去り現在金及び貸付金の既済額を詳記して全島一同へ報告すべきものとす

第拾款　経　費

第卅三条　社倉の費用は毎年予算案を製し議会の決議したるものに限る

第拾一款　役　員

第卅四条　社倉の役員は全島一同の公選とす

第卅五条　社倉に事務掛弐名を置く
但給金旅費日当は議会の決議に依る

第卅六条　役員在職年限は満弐ヶ年とす
但再選するを得

第卅七条　社倉事務繁忙の時は雇員を置く事を得

第卅八条　社倉役員にして其職務を怠り或は権利なき事等を為すときは議員総会の決議を経て不時に其職を免すことあるべし

第卅九条　社倉役員は自己の為め社倉金穀を繰替することを得ず又一個人に社倉金穀を繰替へせしむ可らず

第四拾条　社倉の役員たるものは自己の名儀を以て社倉内に於て売買なすを得す又社倉と他人との取引上に関する請人保証人となる事を得ず

第四拾壱条　事務掛は担当せし一切の事務に付社倉の名儀を以て願伺届亦は他人と書信の往復するを得べし

第四拾弐条　事務掛は担当せし職務を行うに付社倉に損益を生する事あるとも一身上に其責を負ふなし然りと雖其事柄故意に出てたるときは議員総会の決議に依り処分をなすべし

第四拾参条　社倉の金穀に対し裁判を仰ぐの場合にありては事務掛は原告被告たるの権利義務を有すべきものとす

第拾弐款　補　則

第四拾四条　社倉に事務例規を置く

第四拾五条　社倉規則書は活版の上各村に壱通づつ配付すべきものとす

第四拾六条　議員外と雖も議場に於て十分に意見を述ぶる事を得

但表決の数に与ることを得ず

第四拾七条　社倉資本に関する帳簿及現在金は一個人にても調査員の紹介を以て見聞する事を得

但調査員は故なく紹介を拒む事を得ず

第四拾八条　将来此規則の更正追加の必要あるときは毎村人民四分の三以上の同意を得るに非ざれば為すことを得ざるものとす

第四拾九条　本規則は明治二十四年四月一日より実施す

右の条々従来の社倉を維持せんが為め全島一同の協議を以て決定し取極めたるもの也。

六　事業の状況（一部再録）

社倉本来の目的たる済生救助に向って、社倉が如何に利用せられたか、詳細にわたってこれを語る文書記録のないのは遺憾であるが、乏しき中より拾った二三を左に紹介してみたい。

(一)　罹災窮民の救助

明治十九年十一月、未曽有の暴風襲来、風害、潮害を受けて全島ほとんど焦土と化し、蘇鉄を余す一葉の青色無きの惨状を呈した。その際、官米ならびに備荒貯蓄金よりの救助に先立ち、社倉より金弐百八拾円と米若干を支出して、罹災者四百十六人に施与した。明治二十八年七月暴風雨襲来、さきの明治十九年のそれに比すれば被害稍軽きも、古来まれなるものであった。よって社倉は金九百八円を支出して二百九十一人の罹災民を救助している。

細民の救助は右の二件に止ったものではなく、平常の場合にもあったものであると推察するのであるが調査届かざる故これを省く。

(二)　公立病院の設立

明治十六年、社倉資金を以て公立永良部病院を和泊村の地に設立した。当時本島には十人位の医師があった。それは多く鹿児島において二年或は三年医師の修業をして帰ったいわゆる漢法医で、その中にはわずかに蘭法医の心掛あるのもあった。が、概して医療費高くかつ薬の古きため医効少なく、ここに医療費の軽減、医療普及のために公立病院の設立となり、貧困者に対しては無料施薬もした。細民に対しては大きな福音であったが経営困難のためか、又他の理由によるか四、五年にして廃止となった。（明治十八年十二月火災のため、病院焼失これも有力な理由となったであろう。）

設立当時の院長は沖利有、副院長は撰玄碩、医員は皆吉庸熙、福山清道、栄寿祥等であった。

明治十四年九月、この島の畦布村に疑似コレラ発生その勢激しく村中に流行して一大恐こうを呈した。窮民に至っては加療の術なく、社倉資金中よりも金穀を支出して防疫救助をしたのである。この出来事が公立

皆吉庸熙の辞令・免許状など



西南役で西郷軍に従軍したことについての判決書

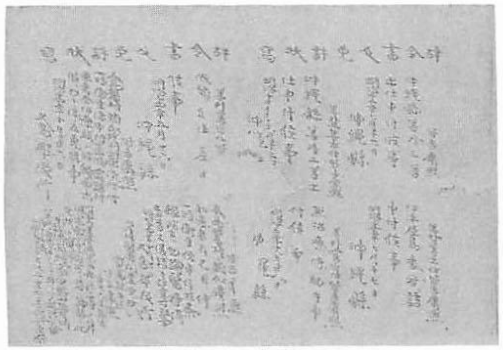

辞令書と免許状の写

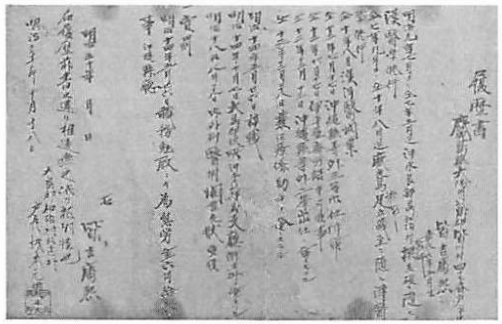

履歴書

病院設立の大きな誘因をなしているようである。

(三) 教育費の補助

明治九年、衛生方医学生三名（三ヶ年課程）正則小学校伝習生（一ヶ年課程）を島費で鹿児島へ修学のため派遣してある。（操担勁編沖永良部島沿革誌による）他の記録と勘へ合わせると島費とは社倉資金よりの支出なるべしと推量するのである。明治十年、島中十七ヶ所に正則小学校の設立を見るに至った。その際、社倉資金中より金参千円余を之に支出している。

(四) 港湾の開さく外

明治二十七年六月十八日、和泊港口狭隘なる而已ならず点々暗礁あり、満潮時といえども深七尺に過ぎず一歩を誤れば瞬息暗礁に触破する患あるを以て、従前砂糖積に来港する和船十七、八反帆（砂糖七、八百挺積）乃至二十二反帆（千二百挺積）水先を能く選択乗込せあるにかかわらず島民中、港口案内精練の者、和泊、伊延各二名かねて公役を免じ港預り、という役目にて和船の見える時は直に小舟にて港外に漕出し案内することとし実に危険を極めおりしを以て、予算三千三百三十四円（社倉寄附千五百余円、県補助千八百余円）長崎県山田栄作（潜水器械使用）請負本日より着手せるも、はかどり難きにより解約して、直営として島庁書記妻鹿猿吉、村役場中村源良監督にて天然岩穴又は鉄棒による穴へ潜水練達の者をして火薬を使用せしむ、もとより外海に臨むため、天候に左右され従事し得さる日多く漸く二十九年九月竣工、今や口径弐拾間となり暗礁干潮の時八尺以上となり昔日の患難を免れたり。

同年五月、巌島神社前断岸にて浜への卸口なく荷揚困難に付社倉金支弁弐拾八円を以て沖縄人「加美」請負開さく又神社後東浜卸口同上弐拾五円請負畳石とす。

右数項、詳細を欠くのではあるが、前章に示した社倉規則中の「第四条　社倉は鰥寡孤独老病不具にして自活の途なきを救助するにあり」また「第六条　その余有を以て全島の公益に関する衛生、教育、殖産、興業の出金云々」の目的に向って利用せられたことは明らかであろう。

七　社倉の解散

明治二十八年九月、全島各村より選出せられたる議員総会において、その四分の三以上の同意により左の議決をなした。

(一) 社倉資金の強固と、不時の用に適するためを計い在来の貸付方法を変じ公債證書を買入れ置くべきこと。

(二) 社倉在来金穀の債権は之を四分の一に減少して即納せしむべきこと、即納すること能わざるものは証書を引換え担保地所の売渡証取立、その登記の手続をなし置くべきこと、なお、その手続をなすまでは一ヶ月八朱の利子を附すべきこと。

(三) 来年五月三十一日まで完納せざるものは担保地所を公売に附すこと。

(四) 社倉規則全部更正は委員会において之をなすべきこと。

(五) 社倉規則中本議決に抵触するものはその効を失うものとす。

(六) 本議決に同意を表する証として署名捺印し置く事

右決議書に示されたる「在来の貸付方法を変じ公債証書を買入れ置くべきこと」といい「社倉在来金穀の債権はこれを四分の一に減少して即納せしむべきこと」といい、社倉の将来に対する暗影をここに見出すのである。その表面的理由としては、債務者は総て島民であり、社倉資金の増加は一方債務者の生活を窮迫ならしめ、ひいては一島の金融をひっ迫せしめることとなる故に、債務を四分の一に打切って即時回収し、民間貸付を改めて公債証書の買入れをしようということにあったようである。しかしその裏面には、時代の変遷、民権の伸長、債務者の策動等様々の事情が伏在していたであろうことを推察するのである。さて、債務の累加過重というが、それは取立の緩怠、貸付の不良等より来るものであって、当時民間の金利からすれば、はるかに低廉である。当時民間の貸付利息は普通年参割であるが、事情によっては、一年十二ヶ月に満たざる半年或は七、八ヶ月の貸付でもなお参割の利子を附したのであるから事実においてはそれ以上の高利に当ったのである。とにかく支弗の延滞が負債の累加となり、やがて社倉の動揺となったのは争うべからざる事実である。右決議書には現われていないが、

同時に社倉は、全島共有財産に編入せられて大島島司の監督に属し、和泊村外十七ヶ村戸長がこれを主管することとなった。それで沖永良部島社倉は事実この時に解散せられたと見るべきである。さて明治二十八年八月（右決議の直前）に財産は左の多額に上っていた。（一部再録）

貸付元利金　弐万壱千弐百四拾七円余
貸付元利玄米　七百六拾七石八斗壱升余
貸付元利籾　壱千参拾四石弐斗四升余
現　金　九百参拾五円余
現　囲　籾　百七拾五石参斗余
地　所　九拾四町弐反余
建　家　弐　棟
高　藏　七　棟

かくて明治三十三年（一九〇〇）この全島共有財産、即ち社倉財産は両分せられることとなった。その理由とするところは、明治二十四年以来汽船定期航海の便開け、加ふるに明治三十年電信の開通あり、通信交通が著しく便利となったから、最早備荒に金穀の必要がないというにあるのであるが、一面には明治十九年行政区画が二分せられ、一は和泊村外十七ヶ村（今日の和泊村）一は知名村外十七ヶ村（今日の知名村）となり、これが固定すると共に全島共有財産に対する両者の利害が必ずしも一致しないという点も大きな理由であったに相違ない。

さて右両者配分当時の財産は明らかではないが、同年十二月の決議において壱千五百円を西郷隆盛遺蹟顕彰の費用に、五百円を土持政照に贈呈することとして、これを控除した後をそれぞれ適当に分ち取ることとなった。しかして両村共に学資金に編入し、これが基本財産の根源となっているのである。

なお、右の決議に基き、壱千円を以て西郷隆盛旧謫居の址、ならびにその背後なる土地を買収して整美し、明治三十四年前者には記念碑を後者には西郷神社を建立し残り五百円は南州資金と称し、それ等の維持費として保管以て今日に及んでいる。土持政照に対しては、左の感謝状に添えて金五百円を贈呈した。（政照の頌徳碑処設費を含む）

感　謝　状

閣下さきに与人の任にあるや西郷吉之助幽囚の裡に規画せられし備荒儲畜の方法の懇諭を領容せられ蹶然社倉を設置せられたり。抑々社倉設立の企図たるや凶年飢歳及鰥寡孤独等の前途を顧慮せられしものにして、臨時其救済せし功績顕著なりしに、今や又教育の急務なるに際会し、進展して教育費の基本となる。如斯社倉は初より幾多の急事を弁済し今又無限の人材を養成するの基礎となる。実に累世繁栄して其推止する所なきが如し。是西郷翁及閣下の賜にして我等島民の幸福を荷ふと同時に両閣下の徳を遺忘し能はざる所なり。於茲今回全島代議会は閣下の功労を報謝せんが為め別紙目録の金員五百円を贈呈す。希くは閣下　微意のある所を領容せられんことを　　頓首

明治三十五年十月五日

沖永良部島全島代議会総代
和泊戸長　坂本元明
知名戸長　操坦勁

土持政照殿

八　結び

以上縷述したるもの土持綱義氏（政照の嗣子）の手記せる社倉由来記、沖永良部島代官記、操坦勁氏の編纂せる沖永良部島沿革誌、沖島曽徳氏の草稿せる故土持政照履歴調査等に據ったのであるが更に記録を漁り、或は故老について聞くことが出来たならば、別な資料を得るかも知れないが、大方これで尽きているかと思う。

徳川時代より明治の初年に掛けて、常平倉、社倉、義倉、所謂三倉の設立せられしもの二十七、八を数えるでは無かろうか。南海の孤島沖永良部島が、是等の一つとして其の中に位するとは寔に珍しいことだと謂わねばならぬ。而も其の創立の首唱者たるや一箇の流人であり、之を実現せしめたるものは微々たる島の小役人であり、之を堅実に成長せしめたるものは民度低しと目せられつつあった避島の辺民ではないか。それにも関らず何等官憲の庇護を受けずして、二十有五六年の間順調の歩みを続け、その本旨に副ひしばかりか、形は失なったけれども今日にまで恵澤の及んでいるということは、或は他の何れの三倉に比するも遜るところ無いではあるまいか。これ一に大西郷先生の敬天愛人の至情、土持政照の熱意と信望、而して島民の和合に因るものであると私かに思うのである。

鹿児島県社会事業協会の企てによる社会救済史資料編集の委員会に於て備荒貯蓄に関する事例の蒐集を予に命ぜられたるを以て県下沖永良部島にて一流罪人たる南洲西郷翁の獄中に在りて島の役人共勧奨せられて創始を見たる社倉の沿革を編述することにしたのである。沖永良部島出身にして「嶋の南洲先生」の著者として聞ゆる畏友安藤佳翠氏に之が執筆を煩はして県社会事業協会の依嘱に対ふることにしたのである。仍て茲に本編の由来を誌して大方に告ぐることにしたのである。

昭和十二年晩春

永井龍一

第三節　行政区画と和泊村の発足

一　分担制度の変遷

明治六年、与人を戸長、間切横目を副戸長と改称。

明治十二年二月戸長事務所を戸長役場と改称。

1　明治十三年八月十四日、戸長所轄全島十二分担、役場敷地および役場建築費は村の負担、俸給、旅費、小使給、筆墨薪等は県税支弁、官選戸長の下に用係一名配置。

戸長および所轄は、次のとおりである。

方	役場	戸長	所轄（村）
和泊	国頭	沖島曽謙	国頭・西原・出花
	和泊	沖　利有	和泊・和
	手々知名	撰　玄碩	手々知名・喜美留
	玉城	沖　利経	玉城・根折・畦布

	東	西
内城	余多　操　担勁 芦清良　矢野忠正 瀬利覚　本城宗光 大津勘　町田実矩	田皆　安藤佳竹 上城　市来惟信 後蘭　甲　東生
東一元	余多・上平川・下平川 芦清良・黒貫・屋者 瀬利覚・知名 大津勘・徳時・屋子母	田皆・正名・島尻 上城・下城・瀬名・永嶺 後蘭・谷山・久志検・赤嶺
内城・大城・皆川・古里		

2　明治十四年九月二十七日、戸長所轄六分担に改正の達示あり。もっとも六戸長とも事務は和泊村役場一ヵ所において取り扱うこととなる。戸長（官選）および所轄は次のとおりである。

和泊村外六村　沖　利有
　和泊・和・手々知名・喜美留・西原・国頭
玉城村外六村　沖島曽謙
　玉城・畦布・根折・内城・大城・皆川・古里
余多村外五村　沖　利経
　余多・上平川・下平川・屋者・芦清良・黒貫
瀬利覚村外四村　町田実矩
　瀬利覚・知名・屋子母・大津勘・徳時
田皆村外四村　安藤佳竹
　田皆・正名・島尻・下城・上城
後蘭村外五村　撰玄碩
　久志検・赤嶺・後蘭・谷山・永嶺・瀬名

3　明治十六年四月、戸長所轄を和泊方・東方・西方の三ヵ所に分担せらる。戸長（民選）および所轄は次のとおり。

和泊方　戸長沖島曽謙（月俸九円）
　国頭・西原・出花・和泊・和・手々知名・喜美留・玉城・根折・畦布・内城・大城・皆川・古里
東方　戸長沖　利経（月俸九円）
　余多・上平川・下平川・芦清良・黒貫・屋者・瀬利覚・知名・大津勘・徳時・屋子母
西方　戸長安藤佳竹（月俸八円）
　田皆・正名・島尻・上城・下城・瀬名・永嶺・後蘭・谷山・久志検・赤嶺

4　明治十九年十二月十四日、さらに戸長所轄を二区分して、一は和泊村外十七ヵ村、戸長役場を和泊村に置き、一は知名村外十七村役場を知名村に置く。戸長お

沖永良部島行政区画変遷図

（永吉毅氏作図による）



凡例

1．間切①琉球服属時代未比留・大城・徳時の三間切
②安永元年(1772)から喜美留・大城・久志検の三間切
2．方　安政4年(1857)から和泊方・東方・西方
3．全島12分担明治13年(1880)　8月から○で囲んだ所
4．全島6分担明治14年(1881)　9月から、で囲んだ所
5．全島3分担明治16年(1883)　4月から=で囲んだ所
6．和泊村・知名村明治41年(1908)　4月から一一で囲んだ所

よび所轄は次のとおりである。

和泊村外十七ヶ村　戸長土持政照（年俸弐百弐拾円）

和泊・和・手々知名・喜美留・国頭・西原・出花・畦布・根折・瀬名・永嶺・谷山・後蘭・内城・大城・玉城・皆川・古里

知名村外十七ヶ村　戸長操　坦勁（年俸百拾円）

ただし、明治二十年十二月、知名村戸長役場庁舎建設、翌二十一年一月二十七日開場式施行。明治二十六年十一月九日和泊方戸長土持政照辞職につき、知名村戸長操坦勁が和泊戸長に転じ、沖利経が知名戸長に任命された。

5　明治四十一年四月一日、大島郡に島嶼町村制施行さる。

「県令第十七号」

来る四月一日より大島郡に「沖縄県及島嶼町村制」施行に付、村名称及其区域並村役場位置左之通之を定む。

明治四十一年三月二十日

鹿児島県知事　坂本彭之助

従前全三十六ヵ村ありて各一村として立ち、若干名の村議員を置いて一村費を評議し、この中から連合村会議員を互選して一ヵ村すなわち今の一村の議事機関を組織していたものであるが、島嶼町村制実施に当たり、これらの村はすべて大字と称し、和泊村・知名村の二村となる。行政区画は現今と異ならず。

和泊村長（官選）　土持綱安

収入役　木藤貞亮

知名村長（官選）　操担勁

収入役　新納直定

従来、村会議員各十八名なりしも、今回より各十名となる。

6　大正九年四月一日より普通町村制実施、これ本郡民が初めて全国民一般の待遇を受けたわけである。このため、和泊・知名村会議員定員各二十四名となり、六月二十六日選挙。

七月八日和泊村長沖元綱

助役山口禎善

収入役木藤貞亮

七月六日知名村長新納直定

助役東前広

収入役岡本安広

選挙および選定をなす。

第四節　正義会と同志会

明治二十六年、和泊に正義会と同志会の二派が対立して容易ならぬ騒動を起こし、世人に深い印象を与えた事件があった。これは、政党間の経緯がからんでいると言われているので、事件について記述するまえに、当時の政党について誌してみたい。

昇曙夢著「大奄美史」に次のようにある。

「政治結社の勃興」

維新以来時代の歩みは浸々乎として止まるところを知らず、政府は遂に明治十四年十一月十二日を以て、明治二十三年に国会を開設する旨の大詔を宣告した。その前後から鹿児島には既にいくつかの政治結社が起って、印刷物に演説会に政治思想の普及に努めたが、大島ではまだ何等の動きも見せなかった。このころ帝都東京においては明治十四年十二月国会開設の大詔に接すると共に、板垣退助は自由党を組織し、大隈重信は翌十五年改進党を創立した。これに呼応して九州各県の有志は互いに気脈を通じ、十五年三月九日熊本において九州各県有志大会を開催して、九州改進党を組織し、鹿児島にもその支部を設くるに至った。然るに明治十八年ごろに至り、当局の圧迫に遭った。自由党も改進党もほとんど解散同様の運命に陥り、九州各県の改進党もまた、改党のやむなきに至った。が、二十二年になると時運一変して政治熱が再び盛んとなり、同年二月には九州連合同志会が新たに起り、三月には鹿児島同志会が成立して、九州及び東京在住の有志と気脈を通じて予め備ふるところがあった。かくて二十三年には全国を通じて第一回衆議院議員の選挙が行なわれることとなり、鹿児島県においても、同年六月その予選会を鹿児島同志会で行ったが、この予選会に当選した人々は、第一区樺山資美、第二区折田兼至、第三区長谷場純孝、第四区宇都宮平一、第五区河島醇、第六区蒲生仙、第七区（大島郡）基俊良であった。翌七月愈々本選挙となったが、この時の大島郡の選挙事情を考えるに、初め鹿児島同志会は厚地政敏を候補として大島郡から立たせる希望を以て大島の重だった人々と交渉したが、大島では既に徳望家の長老基俊良を推すことに内

相談がまとまっていたから、大島の有志達はせめて第一回だけは大島に譲ってもらいたいと歎願的に出たので、同志会もその意を諒として俊良を選挙したのである。俊良は名瀬村金久の人、与人郡書記、県属等を勤めて功労の多い名望家であった。大島の政党史は実にこの時に始まったと言ってよい。

「民党・吏党の競争」

帝国議会は国民待望のうちに明治二十三年十一月十九日を以て開会された。第一議会は当局の苦心によって漸く無事に終了したが、翌年の第二議会は予算削減のため解散となり、二十五年二月に第二回の総選挙が行なわれた。此の時鹿児島は民党（同志会）と吏党（独立倶楽部）に分れて競争激しく、大島も亦その渦中に陥り、民党側からは前代議士基俊良を推し、吏党側からは時の内務属大島信を候補者に推した。信は大島郡竜郷村仲勝の出身、駒場農学校卒業後内務省に入り内務属となった人で、温厚の君子であった。

此の時政府は内務大臣品川弥次郎指揮の下に強度の選挙干渉を行ったので、その惨害は全国に亘って甚しいものがあった。然るに大島の競争に関しては民吏両党共内地からの応援を得る余地がなかったため、単に島内人士の運動だけに止まり、内地の如き激争にも至らず、単に警官側において吏党に応援したのみで、大島信の当選を得た。だが、後に至り、これ等の行がかりから次のような小競合のあったことは、笹森儀助の「南島探験」にも記されている。

明治二十五年六月大島に郷愛親睦会なるもの起り、その附属として六百余名で共同組合なるものを作ったが、この組合員は大島信を衆議院議員候補者として運動したので、これより共同組合は吏党と唱えられるようになった。また一方郷愛親睦会から正義会なるものが分れて議員候補者に基俊良を推し、民党と称して吏党に反対するに至った。その政党の称を得たのは鹿児島の党派から来たのである。明治二十六年四月には吏党千五百余名、民党七百余名を数ふるに至ったが、当時の島民は別に政治思想があるのではなく、ただ大島信と基俊良の候補争いから吏党・民党の評を受けたに過ぎない。

和泊事変の経過と原因

奄美社刊「沖永良部島史」によれば、大要は次のよう

である。

　此頃、和泊と手々知名の両村内に正義会なるものが起って沖島曽徳、矢野盛綱、有川董誠等を首領として数十名の会員があった。今一方に同志会なるものが対立し坂本元明、沖利経、山口通亮等が首領となり之亦数十名の会員を有した。而して両派互に勢力を張るため、明治二十六年九月十五日双方懇親会を開いたが聊かの事より紛糾を生じ激論に及び愈々形勢不穏となった。両役場吏員を始め村の有志先輩共々仲裁に這入ったが其効なく終に四日目の十九日に大争乱を極め刀傷者二名瓦礫負傷者六十名を出すと云う頗る物凄い騒動に及んだ。正義会員六十名は和泊の社倉に、同志会は兼久原（ハニクントウ）に集合相対峙、投石争乱となったものである。

　正義会の籠城した杜倉の事務所前は礫石累々山を為すという光景であった。以て当時の騒擾が如何に猛烈なりしかが想像される。和泊役場では此事件発端の三日目に飛脚船から用係木藤貞亮を大島々庁に遣して之を報告した所が大島々司大海原尚義、大島警察署畠山警部一行同二十一日（操坦勁編沖永良部島沿革誌私稿には二十五日着島とある）来島、事情取調べの上諭達を与え両方の頭立つ者十名宛から証書を徴して無事平穏に鎮撫が出来た。その徴書の大意は次のとおりである。

　「従来の党派的感情を捨て一心同体の運動を為すべし元糖業改良と商業を正確にする意見より出てて政党関係なし」と。此事件鎮撫解決を告げたので大海原島司大島驚察署長等は両派の首領と懇親の宴を開いて平和裡に帰任したのである。

　此事変は外形上政党にのみ起因して居るらしくあるも、もともと鹿児島商人と島民との関係も与りて其発端の動機であったと見られている。其起りは鹿児島商人で徳之島に在住していた山崎商店と島民との契約に依れば三万二千余円の貸借あり、相方示談の上一万六千円に直し之れから三割金四千八百円を引き残金へ一ヶ月一歩五朱の利子を附し三ヶ年以内に完了の約束である。之には正義会側が賛成の意を表して居た。然るに同志会は之に反対して島民の為め今一層引落す事を山崎商店に談判致し正義会の上に出ようとした。これが遂に此騒動の原因の一つになったのである。正義会は吏党と見られ、同志会は民党と唱えられていた。

第五節　糖業事情

一　明治初期の状況

明治になってからとて、藩・県の財政が急に好転するはずはなかった。とすると、藩・県の財政に大きな比重を占める糖業について手をゆるめるわけにはいかなかった。「鹿児島県史」は次のように述べている。

「三年(明治)三月十九日会計局申告によれば、前年数度の大風の為に三島・沖永良部島の黍作は著しく損害を蒙り、大島は平年千万斤の産糖が本年は半額五百三十万斤程に減少し、他の諸島は未だ確報はないが、徳之島二百八十万斤、喜界島八十万斤位との風評で、三島合せて例年の大島一島の出産高にも及ばず。加之当年は外国産黒砂糖の渡来のため相場が著しく下落しているので、明年新砂糖の到着迄の間の繰回しは甚だ困難となり、新砂糖の到着を俟って返金の予定であった藩債の償却も実行覚束なく、政府貸下の合札の年賦返納その他の支出も莫大で、特に徴兵経費は巨額に上って居り、このままに進めば借財整理はおろか、或は再び銀主を依頼し借財を加重せねばならぬやも知れず、ここに藩財政は殆んど危機に曝された……。」

このような状況のもと、明治初期のわが沖永良部の実情はどうであったろうか。明治六年（一八七三）、戸長職にあった土持政照氏が、租税調査のため来島した大蔵省役人に提出した文書の控え「大蔵省御官員様御方へ書出留」から抜粋することにする。（段落・句読点は筆者）

「島中黍地反別ノ儀、人々諸持高并山野地、男女へ割掛毎年八月比(コロ)黍横目回村、作見舞・功才召列(ツ)レ地面取調竿人致シ、九十月比ヨリ鋤掊且肥土等持連ハセ、十分相成候時、作見舞・功才方ヨリ届出申候ヘハ、戸長・副戸長・黍横目立会毎坪見分分致シ、十一月中旬比ヨリ砂糖惣夫立為致黍横目回村、壹ケ村へ上中下三段相並候場所へ壹畦三ケ所へ伐試シ致シ、実取宜敷候ハヾ、即チヨリ為打立翌年三月十五日迄日限相究製糖為仕候。

其内黍穂宜敷内ヨリ取揃置、二月中惣差付為仕済次第作見舞ヨリ届申出候ヘハ、新差付場所毎ニ付何反何畦何某ト作人名前書記札ヲ為立。戸長・副戸長・黍横目立会作人精粗ノ見分致シ、四月中壹番草取、六月中貳番草取九月中三番草取為仕申候。

尤、六月比黍ノ草葉見分トシテ御詰役様・戸長・副戸長・黍横目・御在番所書役、其外居村掟・作見舞、召列レ黍地ノ御見分有之候ニ付、前広毎坪反別書記、作人何某ト札ヲ為立置候ニ

付、反別ト立黍ト見較ヘ見賦糖何拾斤ト札ノ裏ヘ書記、野取帳ヘ書写シ、少数拾ヒ揚ケ島中惣出来何百万斤ニ相及ト大概ノ見常ヲ以テ予算申上候得ハ保護会社（明治二年版籍奉還の際藩立の保護会社を設立し、奄美諸島の黒糖の専売権を与えた。四年、廃藩置県に際してはこれを県立に移管した。）船賦相成御シ方有之申候。

尤、右見賦糖ヲ以テ島中入ノ諸品併侭樽調文仕候ヘハ、樽木・底蓋・帯竹相添差下サレ候ニ付、御詰役様方ハ勿論島役々出張取納致置、銘々出来糖見当ヲ以テ筆子掟方ニテ印形帳為相認、御在番所ニテ精算ノ上、御詰役様井戸長・副戸長・黍横目・筆子・掟出張・帳面通無親疎配当仕候ヘハ、銘々受取ノ上樽口共ヘ樽壹挺ニ付賃米八合宛ニテ為詰調、副戸長・作見舞差人樽面風袋等見分致シ、方限戸長ヨリ以下作見舞迄官名相記シ、蓋底并包拾六斤ノ焼印押調作人ヘ渡置候ヘハ、追々砂糖煎糸屋ヘ持行砂糖煎入、黍横目・作見舞不断木屋ヘ馳回り、砂糖合ハ勿論火ノ用心其外無始末無之様諸下知相加ヘ、剰ヘ砂糖入樽方致シ十日越シ御在番所ヘ当番戸長取次ヲ以テ御届申上候ヘハ、諸村取合積船壹艘分相足リ候時、作主ヘ津下為致日限相究メ掛渡方有之申候。

其時モ御詰役様御壹人・戸長壹人・副戸長壹人・黍横目三人・御在番所書役貳人・筆子壹人・其外掛渡相成、村々掟并作見舞・書役毎樽糖位見分致シ、蓋ノ上ヘ見分ト書記候上目張為致、黍横目封印ニテ船頭立合分銅例ヲ以テ掛渡相成申候。

尤、黍横目壹人ハ掛占方、壹人ハ算面方、筆子壹人ハ蔵出并蔵入方、掟ハ銘々居村帳取致シ、作見舞壹人ハ作人名揚ケ、壹人ハ斤目付、壹人八番付。壹人ハ究合方、戸長・副戸長ニハ糖位見分其外諸指揮方ヘ、書役砂糖掛渡并荷作格護ノ儀ハ作主相弁ニテ別段出夫ニ及ヒ不申、船々積入ノ節ハ御詰役様御壹人、副戸長壹人、津口横目貳人、目指壹人、島中出夫ヲ以テ船頭立会積人掛占帳面ノ儀ハ御詰役様御證印ニテ保護会社ヘ御仕登セ候。」

水ももらさぬ監視監督体制である。県の財政を安定させるためには、奄美の砂糖を確保しなければならず、そのためには依然として藩政時代の法式が固守されたのである。また、本来商取り引きであるべきものが、重要な公務として行われたのも藩政時代の継承である。

二　島民の負債

「沖永良部沿革誌」（操坦勁編）によれば、沖永良部はいち早く明治五年（一八七二）に、砂糖の自由売買を許可されている。しかし、それを直ちに実施することはできなかった。というのは、保護会社に対する物品代糖百四十六万斤余の未払いがあったからである。（当時は

当座で物品を購入し、翌春の砂糖で仕払いをする仕組みになっていた）明治六年の産糖予想は百四十万斤、これをすべて未払い分にあてると島民の生活が成り立たなくなる。それで明治六年、物品代は三ヵ年で金納、租米代糖二十万斤余は金納にしてもらうよう与人土持政照が鹿児島に上った。（当時奄美諸島で金銭は使用されていなかったので、金納を願い出すというのは解釈に苦しむ。翌七年二月以降の金銭通用が予知されていたためか）

しかし、県としても財政が苦しい折なので許可されるはずがなかった。たまたま上京中の鹿児島県令大山綱良の命で、大島の与人基俊良とともに上京した。幸いなことに沖永良部流謫当時義兄弟の契りを結んでいた西郷隆盛が、今は陸軍大将近衛都督兼参議という要職にあったので、彼の助力を得て大蔵省租税寮と交渉した。その結果租糖はその半額を即納、半額は十年賦で金納、保護会社への物品代六分は棄却という望外の結果を得ることができた。さらに、同年大島を巡視した県令は、島民の余りの貧しさに驚き、残り四分も免除した。このことからして、土持政照は単に沖永良部のみでなく、大島郡民全体の恩人と言わなければならないだろう。

しかし、これも一時の恩恵であって低収入・高物価へ島民は全国的な相場を知らず、知っていても独自で購入販売の途がなかったため、砂糖価格・商品価格は鹿児島商人の言いなりであった。独立経済制による高税率へ例えば家屋税のごときは昭和になっても全国平均の四倍を負担していた。明治四十三年五月二十七日の鹿児島新聞には「大島郡より国庫に納付する金額は数年間平均約七十万円、国庫より同郡へ支出する金額は約十万円なりと聞く」とある。それに驚くべき高金利と、毎年のように襲ってくる風水害のため、郡民はその後も長く借財に苦しめられた。

三十六年八月二十一・二十二日の鹿児島新聞は、次のように述べている。

「大島郡民、目下負ふ所の債務百万円を下らず。而して之が利子の支出は実に四十万円に達すべし、僅かに二千万円の黒糖、三万端の紬之れのみに依て生計を支持し、如上の利子を支払ひ尚は進んで若干の元資を返済すること豈出来得べき計算ならんや。極言すれば大島郡民は実に借金に依て生れ、借金に依て活き、借金によって死するものの、則ち郡民の生命は一に繋で借金に在りと称するも敢て誣言にあらざるべし。（八月二十一日付）」

「大島郡金利の昂貴なること殆ど驚くに堪へたり。……三ヵ月若しくは六ヵ月間の貨借も尚年利三割を支払はざるべからず。例えば返済の期限を八月と定め四月若しくは六月に於て貸借の取引をなすも三割の利子を要し、若し期限の八月に至り元本を返済し能はざるものは更に利子を本金に加へ、年三割の利子と別に月二分五厘の利子を誅求せられ……則ち百万円の負債に対し四十万円以上の利子を要するの所以にして斯く昂貴の金利他に求めて得べけんや、債権者の強欲も此に至りて極まれり……（八月二十二日付）」

三　政府の糖業保護

明治七年（一八七四）十一月、鹿児島市易居町に沖永良部商会が設立された。沖永良部に支店を置き、産糖の交易に従事した。

同十三年（一八八〇）、二月から四月にかけて大阪で綿糖共進会が開催された。これは明治政府が黒糖助成保護に乗り出す第一歩であった。

同十四年（一八八一）、旧来、砂糖樽の風袋は十六斤と定められていたが、厚板・土礫等でこれを三十斤余にもする悪習が行われ、そのため声価を落としつつあったので、八月、大島郡長は樽詰めの厳正、斤量の正確を諭達した。

同十五年（一八八二）、この年から農商務省は大島の糖業の振興に力を入れ始めた。すなわち吏員一名を大島に派遣して甘蔗栽培改良の手続きを示した。また、宮里正静を讃岐式甘蔗搾汁機を携えて大島に出張させ、十七年まで製造試験を実施した。宮里は引き続き大島島庁の吏員となり、各村から伝習生を募集して白糖および白下糖製造法を伝授した。しかし同機械は大型に過ぎ、白下糖製造も民心を得ることができなかった。

明治元年からこの年までの沖永良部産糖高は年平均百三十九万六千斤（千以下切り捨て）、喜界島は百五十七万三千斤である。藩政時代も喜界島の産糖高は沖永良部を上回っていたのである。

四　糖業集談会の時代

県は明治十八年（一八八五）十月、郡役所を廃して大島金久支庁を置き、支庁長に新納忠三を任命して糖業の振興を図った。開庁に際しての告諭で県令は次のように

述べている。

「……旧藩制中、殊ニ厳制ヲ布キ以テ保護奨励ヲ務ム。故ニ品位粗悪ナラス、産糖モ亦巨額ナリトス。廃藩以降其ノ制ヲ解キ、一旦其各為ス所ニ任セショリ産糖ハ年ヲ逐フテ減少シ、品位随テ粗悪ニ陥リ、之カ為メ闔島ノ痕弊ヲ来シ、負債日ヲ逐ツテ増加シ、遂ニ窮困ノ域ニ沈淪セントス。……今ニシテ之カ回復ヲ図ラスニハ数年ヲ出スシテ又救フ可ラサルノ惨状ヲ見ルニ至ラン……。」

もはや、藩政時代の継続である強制労働では功を奏しない時代となっていたのである。したがって、新納支庁長は多方面にわたる糖業振興策を実施することになった。

まず、郡を五農区（沖・与両島は第五農区）に分け、各区に受け持ち委員・補助委員を配し、勧業委員を置き、戸長・副戸長と協力して糖業振興にあたらせた。

十九年春から、砂糖の品質を勧業委員が監別し、審査証を貼付して売買させた。

同年七月、大島各島砂糖品評会を金久村（現名瀬市内）で開き、続いて糖業集談会を開催した。これは島民自身の意見を集約実施して、もって砂糖の増産と品質の向上・販路の拡張を図ろうとしたものであった。

当時の郡は、藩政時代に比して甘蔗畑千八十六町、産糖九百三十八万八千斤を減じていた。支庁の目標は藩政時代の水準を回復し、さらにはこれを上回ることであった。砂糖品評会・集談会もそのための施策の一つであり、その他、勧農申合規約を設ける。施肥培養法・糖業器具の改良を図るなどのことがなされた。この年の集談会では、旧藩制にならって甘蔗畑を人口に割りあて、二年後には藩政時代に劣らぬ産糖高を得ることを期した。

一方、当時の郡民は多額の借財があり、その返済は大きな問題であった。そのためにも砂糖の増産は急務であり、増産のためには製糖器械の改良が必要であった。ところが郡民にその資金を拠出する力があろうはずがない。新納支庁長は政府と折衝した結果、十一月に十万円か交付されたので、これをもって製糖器械の年賦払い下げを実施した。これが、政府が郡糖業のために金を出した最初である。

さて、この年には一つの事件があった。新納の罷免がそれである。彼は鹿児島糖商が扱う商品の高価格と、貸付け金の超高利を怒り、それに対する島民の「今日全郡金六拾万余円ノ負債ヲ荷フハ元品物ノ高価ナルト不当ノ

利息ヲ負ハセラレシトニ依ルモノナレハ今更之レヲ返済スベキノ義務ナキナリ。結局ハ法廷ノ明裁ヲ仰グニ如カズ」（浜上謙翠編「大島郡状態書」）とする訴訟の頻発、人心の荒廃を憂えた。その解決のための大阪の豪商阿部彦太郎と計り、大島に出張店を設けて砂糖の売買に従事させ、低利融資の途を開こうとしたが、十二月突如として罷免された。

明治二十年（一八八七）、阿部は保護者を失ったにもかかわらず、計画どおり名瀬に進出して阿部組と称する商会を開設した。島民は当然これを歓迎したが、県の支援を受けた鹿児島商人と阿部組の対立は激化し、刻々不穏な情勢となっていった。

そのような状況下の四月、県令第三九号をもって「大島糖業組合規則」が出された。その内容に藩政時代を思わせる強圧的なものがあったこと、砂糖を売買するものはすべて支庁長の認可を受けなければならないとしたことなどが問題であった。県は阿部組を認可せぬことによって大島から排除しようと意図したのである。

これに対して郡民の反応は「三十九号ノ県令ハ藩代ノ圧制主義ヲ継ギタルモノニシテ人民ノ自由ヲ束縛スルモノト為シ、大ニ之ヲ嫌厭シ、島民常ニ云ヘルコトアリ、藩政ノ干渉ハ藩庫ヲ充ス為ナリ、大山県令ノ干渉ハ商店ヲ飽カシメン為ナリ、三十九号ノ県令ハ商社ヲ利セン為ナリ」（大島郡状態書）というものであった。当時支庁に勤めていた麓純則は、人民保護の任にあたるべき知事が商人と結託して、人民の生産品販売の自由を拘束するのは越権違法行為であるとの建白書を出して辞職、全郡的な第三九号撤廃運動を展開した。その後、麓は県会議員に当選して陳情を続け、翌二十一年には要求を貫徹することができた。

二十一年（一八八八）、この年度から大島郡は県から独立経済となり、昭和十五年度まで続いた。独立経済とは簡単に言えば、国からの補助は別として、大島郡の財政は郡民の税金でもってまかなうことを原則とするものであった。この制度は郡の糖業のみならず産業・経済その他の面にわたって郡の発展を阻害する一大要因となった。

このころから、在来の甘蔗より優れた読谷山種が漸次普及していった。また、毎年砂糖品評会、引き続いて農事集談会を金久で開催することが恒例となり、品質の向

上、農事の改良を図るなど自主的な施策が続けられた。

二十二年（一八八九）、明治十五年以降、製糖改良試験のため、度々農商務省吏員が製糖器械を携えて大島に出張した。県はこれの貸与を受けて生産者の参考に供してきたが、この年、すべて払いさげを受けて篤志者の使用に供した。

二十四年（一八九一）十二月、臨時集談会で甘蔗作と製糖を分離し、適当な場所を選定して製糖器械を設置することを支庁に出願した。

二十五年、六月の臨時集談会で甘蔗栽培の試験所の件を議決して金久に設置せしめた。

農林省および県は糖業改良のため技師各一名を大島に派遣、支庁も香川・宮崎などから技術者を招き、翌二十六年の製糖期から大がかりな改良事業を実施した。

二十六年、十一月の郡集談会で、その下部組織として各字に農事会を設置し、集談会の議定事項を実施させることにした。また、砂糖樽が粗製乱造となり中央市場で不評判なので樽の自家製を禁じ、樽製造人を選定して一定の寸法・量目によって製造させることにした。

二十七年七月、鹿児島糖商組合および県商工会議所は左記の旨の意見書を知事に提出した。

県下の製糖総高は、大島六万、永良部一万八千、喜界二万五千、徳之島三万五千、与論三千五百、種子島一万三千、桜島八千樽、その他七百五十樽、計十六万九千二百五十樽である。その価格は、従前は沖縄より高かったのに今では逆に低くなっている。これは本県の砂糖が粗製乱造なうえ、量目が不同で、樽に生木を使っているためである。県の特産物の声価を回復するためには、まず砂糖樽の改良が急務である。樽木は必ず製糖季節六ヵ月以前に切ったものを使用すること、樽の重量は縄込み十六斤を越えないこと、一樽の正味は百三十五斤以上と定めること等を規定せられるよう希望する。

明治中期以降、県の糖業は輸入糖による圧迫、沖縄糖の進出等の問題が加わるようになった。この年の末、大島郡代表者が農商務・大蔵両大臣に対し、租税改正の際、外糖に対する付加税率を三割以上とするよう陳情した。

二十八年、今年度以降、砂糖樽は法的に規正されるようになった。

八月、郡勧業委員規程を定めた。それによって毎戸長役場区域に勧業委員一名を置き、農事・植林等をつかさ

どらしめ、特に砂糖樽および荷造り・製糖・売買にあたらせた。

明治十八年から三十年までの十三年間の年産糖高の平均は沖永良部百八十五万四千斤、喜界百九十三万二千斤である。これを明治元年から十七年までの平均に比べると、沖永良部は四十五万八千斤、喜界は三十五万九千斤の増収である。総高においては依然として喜界が上位にあるものの、その差は十七万七千斤から七万八千斤と縮少している。

五　郡農会と模範場の時代

三十一年(一八九八)、時の県知事は加納久宜であった。彼は勧農知事とも称された人で、県民の自発性に待つというより、積極的な陣頭指揮と干渉によって県の農業を飛躍的に発展せしめた人である。

四月以降、彼が大島郡振興策として実施したのは次のようなことである。

(一)　農事集談会を解散し、郡農会と二十二の方農会を組織した。

(二)　三十一・三十二年は金久で、それ以降は各島で砂糖品評会を開催した。

(三)　各農会に試験田畑・堆肥場・改良農具等を付属させて、一般農民の耕作の標準とした。

(四)　島庁に勧業課を置き、その課長に警察課長をあてた。各戸長を方農会長に、勧業委員を農会幹事に、村会議員を農会議員とした。

三十三年、徳之島で、三十四年、喜界で、三十五年、古仁屋で、三十六年、沖永良部で郡農会、砂糖およびその他の重要物産の品評会が開かれた。

三十四年六月、重要物産同業組合法に基づいて大島砂糖同業組合が設立された。砂糖樽の風袋十六斤、正味百二十五斤、計百四十一斤とする従来の定式が乱れ、結局は生産者の損失となっていたので、同業組合の事業として風袋製品の検査を励行した。そのため、中央市場での信用は回復しつつあったが、一方、砂糖消費税法施行のため百斤につき一円を課税されるようになり、砂糖価格は低落の傾向にあった。

三十五年七月、大島糖業模範場を金久村に、瀬戸内支場を篠川村に、喜界島支場を早町村に、徳之島支場を阿

布木名村に、沖永良部支場を和泊村に置いた。また、同月から、郡糖業奨励規則により、甘蔗競作会・肥料品評会・製糖審査会に奨励金を出すことになった。

また、農事巡回教師十一名、糖業教授人二十二名を配し糖業巡回講話の制度を設けた。

糖業模範場の事業としては糖業伝習生の養成もあった。伝習生は甲種・乙種に分け、甲種は農学校もしくは乙種伝習卒業生を対象とした。乙種養成は三十五年度から、甲種は三十六年度から実施した。乙種養成の事業は後に糖業改良事務局・糖業試験場へと引き継がれ、大正八年までに五百五十一名を出した。内、三十名以上を出したのは笠利村(三十六)、和泊村(五十五)、知名村(九十五)の三村のみで沖永良部は全体の二十七パーセントを占めている。

三十六年四月、鹿児島商工会議所は次のような趣旨の建議書を各大臣に提出した。

黒糖は鹿児島・沖縄両県の特産物であるが、消費税法実施の結果、両県の糖業者は重税に苦しみ、だんだん輸入糖に押されている。最近の統計表でみると両県の黒糖生産高は年七千五百六十万斤、代価三百七十八万円に対し、税金は実に七十五万六千円の多額に上っている。このまま放置すれば両県の糖業はついに全滅して外糖の輸入を導く結果になるだろう。実情調査のうえ、同法の改正を決行されたい。

六月、前年の競作会・品評会・審査会のほかに、模範共同製糖場、甘蔗栽培地開墾にも奨励金を出すことになった。

八月、鹿児島新聞の「大島郡名瀬通信」の記事に「当地の金融界、砂糖は消費税の為めに下落し、紬は時局の影響を受けて下落し、金融逼迫の状、名状するの辞なし」とある。

三十七年十月、戸長・郡農会と砂糖同業組合代表者等の連合協議会で三十八年糖から共同販売を試みることを決議した。砂糖は農民がより有利と思う所を自由に選んで販売するというのがたてまえであるが、実際には糖商の数が少なく、協議して低価格でしか講入しないため、これに対抗するための手段であった。

三十八年三月、大島糖業模範場の瀬戸内・喜界・沖永良部支場が廃止された。

この年から、金融機関としての浪速銀行の、汽船の増

便という条件を得て、四十年までの三年間、大島郡農会砂糖同業組合による大阪市場への共同試売を実施した。その結果、生産者は一樽につき一円の増収となった。

八月、模範肥料製造所建設にも補助金を交付することになった。

三十八・三十九年度に模範場から読谷山種苗を配付し、大正八年までに二百二十八万余本を配布した。

三十一年から三十九年までのうち、沖永良部産糖高の判明していない三十四年から三十七年までを除く五ヵ年の統計によると、沖永良部は年平均二百五十二万八千斤、喜界は二百七十八万七千斤。これを十八年から三十年までと比べると、沖永良部は六十七万四千斤、喜界は八十五万八千斤の増収となっている。依然として喜界が上位で、しかもその差は七万八千斤から、二十五万九千斤と大きくなっている。これは、そのころから沖永良部でゆり栽培が始まったためだろうか。

六　糖業改良事務局と販売組合

明治四十年（一九〇七）四月、七島糖業模範場が廃止され、本局を沖縄に置く糖業改良事務局の大島出張所が設置された。

七月、産業組合法により大島郡販売組合が設置され、砂糖の共同委託販売は同組合の継続事業となった。

十月、糖業改良事務局を通して、郡販売組合に砂糖貯蔵庫建築費として年額七千二百円あて五ヵ年の国庫補助を請願してこの月許可された。そのため四十四年度までに三十棟の貯蔵庫が建造された。沖永良部では四十年和泊に、四十二年与和に、四十三年知名に、四十四年沖泊に各一棟が完成した。

十二月、砂糖積み降ろしに不便な沖泊の道路を改修し、牛馬で運搬できるようにした。また、島尻海岸に十八坪の郡販売組合倉庫を建設した。

同四十二年三月、砂糖消費税一部改正の結果、その引き下げが実現した。このことについて時の和泊村長土持綱安は次のように述べている。

「仮りに本村本年度の産糖高を予想通り一万二千五百四十挺とせば、無慮一万五千百六十二円五十銭の余裕を生じ、之を現在の戸数千六百戸に割当れば実に一戸平均九円七十二銭五厘に当り申候。斯くの如きは之を既往に

徴するも殆んど其例を見ざる処に有之候……」

これを契機として和泊村は「砂糖消費税記念会」を設け、砂糖生産額に応じて貯金をなさしめ、それでもって肥料・種苗および改良農具の購入、改良製精舎建築用材の購入、負債返却のための貸与等に活用した。

同四十三年「大島郡製糖改良器具機械購入補助規程」により、牛馬用は直径一尺六寸以上、水車用は一尺二寸以上の鉄車製糖圧搾器購入者に価格の三分の一以内の補助が与えられるようになった。大正八年までに補助購入した台数は五百七十二。五十台以上を購入したのは喜界村百七十六、鎖西村八十一、和泊村六十五、知名村九十二、与論村七十三の五村であった。沖永良部計百五十七は全体の二十七パーセントにあたる。

この年、販売組合を信用販売購買組合と改称し、共同購入も扱うこととなった。なお同組合は在庫糖を出荷するための船舶が不足していたため、汽帆船奄美丸百二十一トンを購入した。

島庁事業としては、廐肥（きゅうひ）・緑肥等のみを使用した畑とそれに販売肥料を併用した畑を各村に設け、甘蔗栽培の実験をした。大正七年までの結果により、販売肥料代を計算に入れてもそれを併用した方が農家の増収になることを実証した。

当時の状況を「鹿児島新聞」は次のように述べている。

「砂糖を買ひ入れるに三個の勢力あり。一は大島販売組合、一は鹿児島商人、一は鈴木阿部等の横浜商人之れ、（中略）……今の処、阿部鈴木等は損失を受けつつあるも、一旦手を出したる騎虎の勢ひ意地づくにて対戦するもの、或は手を引くの遠からずやも知れずと伝ふる者あるも、事実奈何にや。

島民全体が、内地商人に負ふの債、明治三十二年には、八十万六千五百二円の多額なりしが、明治四十一年には、五十八万六千百二十一円に減少す。これ取りも直さず、大島郡民生活状態の改善也。我は、之を祝す。

同郡砂糖の産額約二千万斤、価額約六十七万円に上る。砂糖は大島の生命なり、郡治の挙がると否とは、実に糖業政策の奈何によって存す。」（五月二十四日「大島雑感」）

以上、糖業改良事務局の時代、すなわち四十年から四十四年までの五ヵ年間の年平均産糖高は、沖永良部三百三十七万四千斤、喜界三百四十四万四千斤、これを三十一年から三十九年までに比べると沖永良部は八十四万七

千斤、喜界は六十五万七千斤の増収である。依然として喜界が上位であるが、その差は二十五万九千斤から七万斤へと大幅に縮少している。

参考文献

鹿児島県史（奄美関係抜粋）名瀬市誌編纂委員会昭三十八復刻

大島郡糖業関係例規集県立図書館奄美分館昭五十一復刻

奄美大島の糖業　島原技師編述　大正□年刊

島嶼町村制時代の和泊村内法　永吉毅　昭四十七刊

鹿児島新聞（明治期の分）

大島郡状態書　浜上謙翠　明二十六刊

沖永良部島沿革誌　操坦勁編　大十刊

第六節　ゆり事情

日本のゆりが初めて海外に紹介されたのは正徳年間（一七一一―一七一五）からで、もっぱら学者によって花ゆりが欧米に紹介された。

慶応年代から明治二十二年ころまでは、居留外人によってゆり根が貿易商品として輸出され、明治二十三年から日本人の手によって輸出が始まり、数多くの貿易業者が輩出し輸出額も増加した。大正の初期から昭和になり、外人経営の貿易商社は次第に影をひそめ、日本人貿易業者が盛大に貿易を営むことになった。

欧米諸国においては、キリスト教徒は十二月のクリスマス（降誕祭）と、四月上旬のイースター（復活祭）には必要欠くべからざるもので、すべて家庭では白ゆりを飾るようになった。切花・鉢植え・庭園、祭礼・葬儀など四季を通じて一般にも愛用されている。

以下、永良部ゆりのあゆみの主な事について、年次を

おって記録をまとめることにする。

1　明治三十年（一八九七）

奄美大島名瀬村において、ゆりの取り引きが始まった。

名瀬において、横浜植木株式会社・新井清太郎商店・高木作太郎商店・田中幸太郎商店・ポーマ商会などが、当時、奄美大島海運を取り扱っていた名瀬村の池畑回漕店に依頼し、山野に自生しているゆりを採集させて買い入れしたのが、奄美大島でのゆり取り引きの初めである。その後、高価で売られるようになった。

2　明治三十二年、三十三年（一八九九～一九〇〇）

①　沖永良部でのゆり栽培取り引きの創始者市来崎甚兵衛氏は鹿児島市に生まれ、明治二十三年名山尋常小学校卒業後、徳田豪商で商業の道に励み、後、帆船で沖縄と鹿児島や大阪間で黒砂糖や雑貨品等の輸送をしていたが、晩年和泊に移住して雑貨商を始めた。

本島の開拓と繁栄に心を砕いていた氏は、名瀬で山野に自生しているゆりが高価で売られているのを



市来崎甚兵衛氏



アイザック・バンデング氏

知り、ゆり栽培の有利なるを認め、白分から和字で栽培し、横浜百番館英国人アイザック・バンテングと三十五年から取り引きを開始した。これが沖永良部におけるゆり栽培の始まりである。

氏は爾来（じらい）生涯の事業としてこれが経営に従事し、ついに沖永良部をして今日あらしむるの基をなした。

氏は背の低い横太りの方でしたが厳格で商売には熱心な方だった。氏は大正十一年の秋、突然発病し、弟が迎えて大阪の子供宅へおつれし一年ほど介抱したが、老衰のため大正十二年九月二日、七十七歳で亡くなった。

その子孫は有名大学を卒業し成功している。手々知名、沖治氏の母堂は甚兵衛氏の長女である。

②　当時、市来崎其兵衛商店に奉公していた玉城の清

武新政氏は、玉城の大里宮元氏に名瀬ではゆりが高価で売られているとの話を伝えたので、大里氏は自生しているゆりを掘り取り、畑に栽培を始めた。

③　同時期に、当時名瀬の大島裁判所で書記をしておられた土持綱義氏（二代目村長）が帰郷し、親戚である喜美留の伊地知季道氏に名瀬では野生のゆりが高価で売られているとの話を伝え、栽培を勧めたので、アンゴ（喜美留集落の南西部）の山野に自生していたゆりを掘り取り栽培を始めた。喜美留でもゆり栽培が始まった。

3　明治三十四年（一九〇一）

和・玉城・喜美留を中心に盛んになり漸次全島に波及した。

4　明治三十五年（一九〇二）

①　横浜市山手百番地に営業所を設置（百番館という）した英国人アイザック・バンテング氏の仕入主任伊沢九三吉氏が来島し、市来崎甚兵衛氏にゆりを買い集めさせた。これがゆり取り引きの初めである。

②　大里宮元氏がゆり根を初めてお金にかえた。芋掘りザルの一杯で四十銭の大金を得た。当時、卵一個五厘もしない時代であった。

ユリ根が、ザル一杯四十銭で売れたとの話は、一両日中に島内一円にひろがった。大山のすそのをはじめ山野の自生ゆり採集は盛んになった。

5　明治三十六年（一九〇三）

ゆり栽培者も増加し、野生ゆりを掘り取って売る人も多くなった。喜美留ではキビルアンゴとして、国頭では国頭根太青軸として栽培された。ゆりの取り引きは相対取り引き（個人取り引き）であった。

6　明治三十七年（一九〇四）

横浜山手百番地に営業所を設置し、洋服のラシャ生地の輸人やゆりの輸出をしていた英国人百番館主アイザック・バンテング氏が、横浜杉田村の伊沢九三吉氏仕入主任を同伴し、わざわざ来島して、市来崎甚兵衛氏にゆりの収集・出荷と栽培荷造りの指導をした。

バンテング氏は熱心なゆりの研究家で荷造り輸送方法については非常に工夫をこらした。輸送途中にゆりが腐敗したり、荷いたみをしたりして損害を受けることが少なくなかったので、バンテング氏はこれを防ぐ方法を研究し、甘蔗（かんしゃ）枯葉を充てん物として包装するとよいことを発見した。これは、今日までも一般に使用され重宝がられている。

バンテング氏は、ゆりの取り引き・栽培・荷造りなど熱心な指導者で、たびたび、取り引きには沖永良部に来られたという。市来崎氏のもとでゆりの仕事をしていた和字の林米武氏（武一氏祖父）宅に泊まり、食はただエビのフライだけをこのみ、外人の食事や寝具のことで非常に苦労されたという。

バンテング氏は明治三十八年にいったん英国に帰り、ふたたび来日した。多年に渡って多量のゆりを取り扱い、息子のアンネス氏に譲ったが、昭和二年の取り引きを最後に由緒ある百番館を閉鎖し、カナダに移住したという。ゆりの取り引きは相対取り引きであった。

7　明治三十八年（一九〇五）

特に、喜美留・和泊・玉城・和においてゆりの栽培および鱗片（りんぺん）栽培が盛んになった。栽培も思い思いの栽培で、取り引きも相対取り引きであった。

8　明治三十九年（一九〇六）

ゆりが栽培され増産されたので、横浜植木株式会社・新井清太郎商店・田中幸太郎商店・高木作太郎商会・百番館主アイザック・バンテング氏・ポーマ商会・二八館等各商社の出張員が来島し、ゆりの取り引きを始めた。生産者は少しでも売買価格の高い商館に売り、取り引きは自由取り引きで、商社は競争買いであった。

9　明治四十年（一九〇七）

①　大島郡農会が横浜輸出商社とゆりの一手販売契約を結んだ。三ヵ年はその契約を履行したが、不正取り扱いや損害を受けたので、生産者は大島郡農会からはなれた。

明治四十四年横浜輸出商社との契約を廃止した。

②　ゆりの寸法取り引きによる建値取り引きが始まっ

た。

③　寸法取り引きと建値

六寸―二銭　七寸―四銭　八寸―六銭

九寸―八銭　尺以上―十銭五厘

④　一定した品種でなく混種のため、優良種系統選抜が始まった。

⑤　鱗片繁殖が盛んになった。

10　明治四十一年（一九〇八）

取り引き価格

六寸―一銭五厘　七寸―三銭　八寸―四銭五厘

九寸―六銭　尺以上―七銭

11　明治四十二年（一九〇九）

①　取り引き価格は前年と同価格とする。

②　畑栽培が盛んになった。

12　明治四十三年（一九一〇）

①　取り引き商社が本格的に畑栽培を奨励し、優良種系統選抜増殖が盛んになった。

②　取り引き価格

六寸―一銭八厘　七寸―三銭四厘

八寸―四銭五厘　九寸―六銭

13　明治四十四年（一九一一）

取り引き価格

六寸―一銭　七寸―二銭　八寸―三銭

九寸以上―四銭

今年は価格が値さがりした。

14　明治四十五年＝大正元年（一九一二）

①　取り引き価格

六寸―一銭三厘　七寸―二銭八厘

八寸―四銭　九寸―五銭

②　需要も伸び価格も良くなった。

第七節　水産業

奄美群島における漁業の歴史をたどると、古くは平家の落人（おちゅうど）たちが内海湾の浅瀬に石を積んで垣を作り、満潮とともに上ってきた魚をその中にとじ込め、干潮になってから捕獲したといわれ、沖永良部でもこの方法は行われたようである。

「奄美大島水産業沿革史」は、

「古来本諸島一般漁業を見るに原始的な一本釣りで、諸島沿海及び湾内などごく近い海域に出漁していたが、これらは朝夕食膳に供するだけの極めて副業的な遊漁に過ぎなかった。そしてこれらに使用された漁舟は小さな島舟で、無論沖合漁業及び規模のやや大なる漁業は到底望んでも得られない状態であった。網漁業としては、山野に自生するバショウ・シュロ、サネン、アダン等の繊維で糸を作り、それで網を製し、待ち網と称する張切網やサディ網で漁をしていた。

このようでは広く一般諸島民の需要を充たすことが出来ず、古来沖縄出稼者に頼って辛うじてその補いが出来ていたのである。その他、水産加工製品等皆内地から移入され、島内生産では自給自足できない状況であった。」

「県水産史」は、「南島雑話」によればとして、

「大島近海にはあれだけ魚族が豊富でありながら、なんらの漁業というべきものがない。ようやく明治の中・後期にさかのぼるだけである。それは何故か？　それは藩当局の方針が奄美の島々全体を黒糖工場化することであり、田を畑として甘蔗作を強制するような非道が平気で行なわれてきた状態であったから、水産業等に手を出そうにも出せなかった。いわば全島民が甘蔗作のために生まれてきたような島政の仕組みであった。このことは、本藩領内の百姓に対して「作、本なし」（作人に学問は不要＝作人は字で飯は食わぬともいった。）と訓えて、農学以外の商工水産業に従事することをきびしく取り締ったからである。」

「大島島治概要」（明治四十五年五月）は

「水産業ノ稍々発達ヲ見ルニ至リシハ僅ニ数年以来ノ事ニ属シ、其以前ニ在リテハ島民殆ド水産業ノ何物タルヲ解セサルモノノ如ク敢テカヲ致スモノナカリキ。蓋シ全郡環海ノ地タルニ係ハラス他ト交通ノ便ナカリシヲ以テ、各島何レモ農作ニ依リ糊口ノ糧ヲ得ルニ甘ンシ、嘗テ之ヲ顧ルモノナカリシニ交通ノ便次第ニ開ケテ生活ノ状態亦漸ク変遷セントスルノ折柄、内地人ノ本郡近海ニ於テ鰹漁業ニ従事シ大利ヲ得タルヲ見、茲ニ始

メテ鰹漁業ヲ経営スルモノアルニ至レリ。是實ニ三十四年以来ノ事ニ係ル爾後鰹漁業ノ有望ナルヲ察シ三十六年来、島費支辨ノ水産技手ヲ島廳ニ置キテ漁撈並ニ製造ノ指導ニ従事セシムルコトヽセシヨリ逐年鰹漁業モ繁盛ニ赴キ、郡民ノ之レニ従事スルモノ千六百餘名漁船七十六艘ヲ算スルニ至レリ。従テ漁業期最盛ノ時期ニハ他地方ヨリノ入漁者ヲ合シテ近海百五拾六艘ノ漁船ヲ見ルニ至リ一箇年ノ漁獲高ハ鰹漁業ノミヲ以テシテ近来貳拾萬圓乃至參拾萬圓ノ巨額ニ上レリ。此他鰯漁業ノ如キ鱶漁業の如キ有望ノ漁業亦少カラス。島廳ニ於テモ現ニ試験船ヲ置キテ各種ノ調査ニ従事シツヽアリ。要スルニ本郡ハ無数ノ島嶼ヨリ成リ加フルニ赤道黒潮ノ暖流ハ其近海ヲ流駛シテ海中無限ノ寶庫ヲ蔵シ漁業ニハ最モ適當ノ地利ヲ占ムルヲ以テ、今後水産業ノ奨励ニ伴ヒ其利得ハ更ニ益々多キヲ加フルニ至ルヘク糖業林業ト共ニ本郡ニ於ケル三大有望事業タルヘキハ信シテ疑ハサル所ナリ、但本郡ノ地ヤ気候概シテ温暖ナルヲ以テ漁撈方法ノ改善ト同時ニ製造ノ方法ヲ講スルニアラスンハ漁獲残部ハ為メニ空シク腐敗ノ不幸ヲ見ルナシトセス、是亦實ニ考慮ヲ要スルヘキ問題タリ。

将来有望ナル漁業

一、鰹釣漁業　一、鮪延縄漁業
一、鱶延縄漁業　一、鯛延網漁業
一、飛魚網漁業　一、鰹敷網漁業
一、鰆流網漁業」

と記してあり、「奄美史」にも

「大島は四面海を環らし、加うるに黒潮の流域に当り、温熱帯に産する種々の魚族は四季共に絶えず来遊して、これが漁獲は産業としても財源としても有望であったにも抱らず、長い間水産業の発達を見なかったのは不思議なほどである。ただ僅に農民の副業として、農業の合間〳〵に湾内又は沿岸において一本釣りが行われ、それが島民日常の食膳に供せられるに過ぎなかった。真に漁業らしい漁業の始まったのは極めて近代のことで、それも鰹漁業に限られている状況である。」

と記している。

では、沖永良部島の漁業はどのようであったろうか。

民俗編にも記述したが、沖永良部には昔から「海歩ち（ウニアー）ガッテ家喰れ倒しや（ヤーク　トウ）」と言って、漁の好きなものは肝心の家業（農業）をおろそかにし、家運を衰退させるという戒めもあって、堂々と漁ができない状況にあった。

しかし、現在のように肉などに恵まれていない時代であったから日常のおかずとして、農業の合間に、特に舟による夜釣りは明治の中ごろから盛んに行われていたようである。

また、冷蔵庫のない時代であったから、獲れた魚も縁故の者に分け与えたり、あるいは干物にして来るべき節

目に備える程度の漁業であった。漁舟も島の舟大工が、島の松材で造った小さなものであった。

「奄美史料統計」には、当時の郡内の漁業者・漁獲物等が別表のとおり記録されており、本町でも漁好きな者同士が共同で舟を持ち農業の合間、あるいは夜間出漁し、鰆（サワラ）突きやイジヤ魚（イユ）・万引き釣り、それに喜美留だけで見られる礁湾追込漁（おいこみ）（マハダ漁）などが行われていた。

漁舟は、長浜を中心に、美瀬浜・西原浜・伊延浜・湾門・内喜名・与和の浜にそれぞれ分散していた。

製塩も行われていたが、自給自足はできていなかったようである。

「南島誌」は、明治六年の製塩状況を次のように記している。

「和泊方畦布村・西方永嶺村に塩浜あり。然れどもその製する所甚だ僅少なり。その他海辺の各村は皆早旦潮水を岩に注ぎ、太陽に曝して日暮これを収め煮て塩となす。その多きは塩水一斗にして塩四升を得るというこの法に由りて各戸塩を製すといえども、耕耘多忙にして暇あらざる時は、皆塩を鹿児島に仰給す。

前項の製法によって塩を得るといえども、肴饌を調和し魚肉を煮る時、これを用ふるものにしてその平常の如きは、各戸潮水を汲みて直に野菜或は唐芋を煮てこれを食ふ。」

また、明治三十七年七月、大島郡を一円とした水産組合が設立され、豊島栄・永井實親らがその幹部として経営の任に当たったが、鰹漁業の衰微とともに昭和十九年解散のやむなきに至った。

村名	漁業戸数		漁船				漁網				漁業人員					
											専業		兼業			
	専業	兼業	三間未満	三間以上五間未満	五間以上		年末現在	年内新造	全廃用		男	女	男	女		
名瀬村	四	三九七	一二				一二				四		四八三			
大和村		四四〇		一九			一九						五一〇			
焼内村	四〇〇	二八九		二七			四二	一八	一四		四四六		四四四			
鎮西村		九四〇	五				一二	四	三				一、四一〇			
東方村	四	二一六	三	五			九	三	三		四		二八一			
住用村		三五	一七										三五			
龍郷村		二〇五	一四五	四			五						二五八			
笠利村		一四四	一六八				二						一七六			
喜界村		九九	九九										二九七			
龜津村	八	四九	七				七一	二	二〇		二九		一六五			
天城村		四九	四九										七五			
島尻村		一九	一九										四七			
和泊村		一二二	六〇	四									一八三			
知名村																
與論村		五		二			二						五			
十島村	?	?	?	?	?		?	?	?		?	?	?	?		
計	四一六	三、〇〇九	五八四	六一			一七四	二七	四〇		四八三		四、三六九			

村名	鰹		鮪		鯛		鰺		文鰹魚		鰆		
	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価格	数量	価格	
	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	
名瀬村	四八、七五〇	二四、三七五	一〇〇	六〇	八〇	四八	三、五〇〇	一、四〇〇					
大和村	四一、一一〇	二三、一九				四八		一五〇					
焼内村	一一四、七二五	八五、六八〇	一六〇	八〇	一〇	一〇	二六〇	二八一	九〇〇				
鎮西村	三三、五五二	二四、四六五	一七九	九三									
東方村	七、九六〇	三、七四一	五、八五〇	二、五一六	二六八	一〇二							
住用村					三〇〇	一五〇							
龍郷村	一、一七四	五八七											
笠利村							八六〇	二六七					
喜界村													
龜津村					一五〇	九三							
天城村					二〇	一二			五〇	一五			
島尻村					四一〇	二五八			三九〇	一四八			
和泊村									三三〇	一二〇			
知名村													
與論村									四〇	二			
十島村	一六、七七五	一六、一〇四	二五〇	一八七					六四〇	四四八			
計	二六四、〇四六	一七七、一五一	六、五三九	二、九三六	一、二八六	六八八	五、五二〇	二、〇五三	五、四九〇	二、六一八	七五二	五一〇	

村名		烏賊		鮹		鰒		鱶		其他		合計	
		数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価額	数量	価格	数量	価格
		貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	貫	円	……	円
名瀬村		一、八五〇	七四〇	四五〇	一八〇					八〇	八〇	……	二六、八八三
大和村		三二〇	九六	五〇	二〇					二三九	六二	……	二二、五〇三
焼内村		五〇	一六	一五〇	四五					八	四	……	八六、一一〇
鎮西村		四〇	一六	六七	二八					二〇	一八	……	二四、六二〇
東方村		八〇	三〇	一六〇	五〇					七五五	三一三	……	六、七五二
住用村		一五	六	二〇	七					一、三三一	五六〇	……	八四八
龍郷村		五五	二八	五〇	二〇							……	六三五
笠利村		一三〇	五七	四四八	九四					三、三五六	一、一〇八	……	一、五七九
喜界村		六八	三四	一二三	四九	二、四二〇	一、二一〇			六六	三〇	……	三、〇一五
龜津村		一五〇	五六	二五〇	七八					一六五	八三	……	六八一
天城村		一〇〇	六三	三〇〇	一三二					二、〇六二	七三〇	……	九五二
島尻村		二三〇	一一五	一五〇	五六					四、九七〇	二、一〇三	……	二、六八〇
和泊村		一一二	四二	二一	七			五六	一四	二、二四九	七六三	……	一、一六二
知名村												……	一八
與論村										二〇	六	……	一六、七三九
十島村												……	一九五、一七七
計		三、二〇〇	一、二九九	二、二三九	七六六	二、四二〇	一、二一〇	二〇三	八六	一五、三二一	五、八六〇	……	一九五、一七七

村名		製塩戸数	仝竈数	鹽田反数	産額	
					数量	価額
		戸	個	反	石	円
名瀬村		一、七〇〇	三一	四	一九二	一、三四四
大和村		九二〇	七〇	・一	五〇〇	二、五〇〇
焼内村		一五五	三三		三五〇	一、七五〇
鎮西村		八五〇	四一	・一	一、三三〇	六、六五〇
東方村		三二	一五	・一	二二八	一、八二四
住用村		六〇	一五		一三〇	一、〇四〇
龍郷村		三三一	九七	・四	四八〇	三、三六〇
笠利村		二一〇	四〇	一・二	？	？
喜界村						
龜津村						
天城村						
島尻村						
和泊村		一、〇八六	一、〇八六		一九四	九七〇
知名村						
與論村						
十島村						
計		五、二五四	一、四二九	二・二	三、四〇四	一九、四三八

第八節　工・鉱業

一　工　業

沖永良部島における工業で特筆するようなものはほとんどないが、古老の言によれば部落に神高い屋敷があるがそれは昔かじ屋があった所であると言われ、古くからあったようである。

和泊のかじ屋は鹿児島から渡来してきた人々によって経営されていた。すなわち、ジンシキ屋（前田甚助）、カミシキ屋（吉崎万次郎、日置出身）、カキチ屋（児玉嘉吉、加治木出身）の順である。

西原字の西に俗称「テーガナシ」という泉があるが、その近くにアダンがうっそうと茂った丘があり、土地の人々は「ハニヤマ」といって、そこに入るのを避けていた。鹿児島から来た人で、和泊のジンシキ屋という、かじ屋が一年のうち何ヵ月かここに住み、鉄くずをこの地に捨てたと言われている。


石でせきったあと追い込む


シ マ 舟


ナガリ（夜流れ）



ジンシキジヤージヤ（前田甚助）の墓

なお、西原に「前田家之墓」と記された無縁墓があるが、土地の人達は「ジンシキジヤージヤの墓」と呼んでいる。前田甚助氏はジンシキ屋（現徳田酒造所の倉庫）で開業していた。

吉崎氏は最初、現登記所西側で伊名隆屋南側のヤシニヤ屋で開業し、後カミシキ屋（現碇山久亮氏宅地）に移り、空襲中は上平川で開業していた。そのときの弟子が山田鉄工所主（山田島利氏）である。

カキチ屋（児玉嘉古氏）は、現豊山興三氏宅地で開業していた。

これらの人たちが本土の新しいすぐれた農具を普及させたことにより、永良部農業は大きく発展したのであろう。

二　鉱　業

沖永良部における鉱業は、明治の中期から大正にかけて、和字の大野勉正氏（勉充氏祖父）が和字のヒージョ、上手々知名のナーゴ山、瀬名等でマンガンを採掘したのがその始まりである。勉正氏は全財産をマンガン採掘に投入したとのことである。またミジシャ（ガラソウの上）のアンチモニーを発見したのも勉正氏であると言われている。

第九節　商業

一　経済

台風圏内に位置する孤島であるため、往古は、産物が少なく、交通の便もないので、島内は自給自足と、物々交換の経済であった。

文永三年（一二六六）に、奄美諸島が初めて琉球王に入貢したころから、琉球との往来も開けてわずかに琉球の文物が入り始め、応永二年（一三九五）ごろに、世之主が島主に封ぜられてから琉球との関係は深まった。

文化・文政の頃に、徳之島から伝来の砂糖黍（きび）で黒砂糖を製造開始以来、年を追って増産して、天保八年（一八三七）には砂糖生産高が三十六万斤余（約二十二万キログラム）になり、家畜の増加などとともに生活を豊かにした。

砂糖以外には換金作物がなかったので、明治中葉までの商業の歴史は、砂糖売買の歴史であった。明治四十年（一九〇七）ごろから、百合根（ゆりね）が換金作物に加わり、砂糖と百合根の取り引きの好不況が、商業の景気を左右した。

元禄三年（一六九〇）に、薩摩藩が代官を置いてからは鹿児島との関係が深くなり、商人が入り込んで砂糖の売買が行われ、交易の世と称して金銭も通用していた。

しかし、嘉永五年（一八五二）までの数十年間は、在勤の藩吏が、鹿児島から品物を移入して砂糖と交易した。売れ残りがあると、不要な品物でも強いて買わされて困る状態であったので、嘉永六年（一八五三）に、生活必需品を役場の費用で移入して、産糖の見積もりに応じて配分することにし、天災などのために品物代が不足する場合には、無利息で延期するように改めた。

せっかく改善したのに、翌安政元年（一八五四）には、沖永良部糖も藩の総買上制となって、商売は禁止され、同時に金銭の通用も廃止された。そして、一切砂糖の自家用も禁じ、密売者は死刑と定めて、もっぱら藩の三島方が交易に当たった。当時の品物と砂糖の交換は、砂糖

三十斤（十八キロ）と木綿一斤（六百グラム）、種子油一升（一・八リットル）、百田紙一束であった。

三島方では、島の産糖見積もりによって、米と大豆約三百石（約五十四キロリットル、産糖多量の年は追加）ずつと、その他日用品を移入して翌年の産糖と交換し、過不足分は互いに無利息で次の年に精算した。

（昇曙夢著『大奄美史』による）

大島では、砂糖と品物の交換は次のように行われた。

租税として砂糖を徴収した残余糖は、全部品物と交換して買い上げた。そのため、村吏の掟、筆子などが、あらかじめ立黍によって製糖高を予定し、その予定額から租税糖を控除した残余糖と交換する品物を調べてこれを間切役所に届け、間切役所はこれを取りまとめて代官所に送り、代官所でこれを総計して藩庁に送達する。藩庁はこれらの品物を仕入れて大島に送り、各代官、与人、横目が立ち合ってこれらの品物を受け取り、各注文者に渡した。

三島方の一八三〇年の交換率は次のとおり。

縞さらし一反と砂糖八十斤（四十八キロ）。百田紙一束—砂糖二十五斤（一五）。一寸釘百本—四斤（二・四）。傘一本—十八斤（十・八）。キセル上—十八斤（十・八）。風呂敷大一枚—二十八斤（十六・八）。酒一升（一・八リットル）—二十五斤（十五）。油一升—二十斤（十二）。米二斗八升（約五十リットル）—百四十二斤（八十五・二）。こんぶ一斤—三斤（一・八）。鍋一丸—二百斤（百二十）。数の子一斤—五斤（三）。ローソク一斤—二十斤（十二）。小刀一刃—二十五斤（十五）。七分板一間—五十斤（三十）。四分板一間—二十五斤（十五）。塩一升（一・八リットル）—三斤（一・八）。茶一斤—二十五斤（十五）。小斧一刃—三十斤（十八）。

この砂糖一斤（約六百グラム）と米約二合（〇・三六リットル）との交換は、大阪相場の砂糖一斤に対して米一・八リットルから見て大変な暴利であった。このように砂糖は安く買い上げて大阪で高く売り、品物は大阪で安く仕入れて大島で高く換え渡して、二重の暴利をむさぼった。

明治六年（一八七三）に、砂糖の自由売買が許された。

だが、永年にわたる藩の商業厳禁のために、貨幣の流通、運用を知らないので、商取り引きは鹿児島商人のなすがままであった。

砂糖の自由売買は名のみで、県庁が干渉し、鹿児島商人の組織である大島商社を保護して砂糖を一手に商わしめた。その上、砂糖取り引きの事務を大島支庁以下各村村役場に担当させて注文を取り、その注文に応じて島民の必要物品を仕入れて、その物品と交換に砂糖は商社の一方的値段で買い取った。これは、旧藩庁の総買上制を商社の一手売買に変形したに過ぎず、旧時代の苛酷な状態は継続された。

これにたまりかねて、大島を中心に、県庁の商社保護に反対する猛運動が展開された。首謀者たちは投獄されたり、明治十年役に決死隊として参戦させられたりしたが、大衆運動はやまず、ついに明治十二年（一八七九）に貫徹されて、鹿児島商社保護は中止され、他地方からも商人が入り込むようになった。

しかし、鹿児島商人は旧来の商習慣から抜けきらず、島民に高利で金銭を貸し付けて砂糖を安く買い、商品は高かったので、明治十九年（一八八六）に、新納中三支庁長が、大阪商人阿部彦次郎と砂糖一手販売の契約を結んだところ、鹿児島商人の反感を買って免官され、阿部との契約は破棄された。

明治十年（一八七七）前後の砂糖取り引き

正副戸長は、鹿児島商人池田九兵衛、林善左衛門と年々約定して、すべての砂糖を島で売り渡した。その代価は、貢租に充当分は一斤に付米四合二勺替えで計算し、借金の年賦返納用は一斤に付き約二銭六厘替えで計算した。

そして、貢租ならびに年賦返納は、商社から鹿児島で納め、その他の余り糖代金は、一斤に付き約二銭六厘替えで計算した。

砂糖を商人に渡すときは、各自に船場へ持ち出して、副戸長、其他の者が商人側と立ち会って量目を確認し、双方の帳面に記載した。副戸長は、その帳面に、各人の砂糖掛け渡しのうちから、その年の貢租と年賦返上の分を差し引きした残金の計算書を各人に交付し、これで各人は、商社支店で現金や物品を受け取った。

明治十一年（一八七八）に、産糖売捌の方法を改めて、取り引きに関する一切の権限を持つ部理代人六名を五月

に選出し、さらにその中から撰玄碩、小田為胤の二名を選んで県へ陳情させて、糖価を有利にした外、物価の利鞘を従来の十パーセントから八パーセントに下げさせて、十二年の産糖を取り引きした。

明治二十年（一八八七）に、渡辺県知事が、県令三十九号で大島郡の砂糖は鹿児島商人以外に売ることを禁止したので、また、鹿児島商人が横暴するようになって糖価は安く押さえられた。

この事態に憤慨した新納中三は、県令三十九号取り消し運動を画策、郡内各地の有志を集めて協議して猛運動を展開し、これに和泊戸長坂本元明も参加した。

しかし、知事は頑強に撤回を拒否したので、そんなに大島郡をまま子扱いするなら、大島郡は鹿児島県から分離して、沖縄県の管内に入る運動を起こすと県会で迫ったので、ついに知事も折れて、他県商人の砂糖取り引きを認めた。

その結果、阿部商店は再び郡へ進出したため、急に糖価は上って郡民は利益を得た。阿部側と鹿児島側との砂糖、商品交換比率は、次のような大差があった。

品物	阿部側	鹿児島側
番茶一斤	砂糖一斤	砂糖十斤
百田紙百枚	三斤	十斤
米一升	一・四斤	四斤

鹿児島商人は、砂糖一斤を前貸金二銭、現金三銭で買い、阿部商店は、金を年七パーセントで貸し付けて、その砂糖の販売委託を受けて大阪で販売して、その代金で清算し、残金は払い戻した。

このため、阿部の商法は島民の人気を博したが、鹿児島商法は次第に振るわなくなったので、相連合して南島興産商社を組織し、各枢要地に支店を置いて、阿部同様金利は年七パーセントにし、品物は大安売りすると宣伝して、両者間に砂糖の争奪が行われた。そうしているうちに、大島砂糖の売買が開放された事が知れ渡って、他の商人も入り込んだので砂糖を有利に販売できた。これらの商人は、砂糖一斤と米一升または二升と、番茶は三、四斤と交換し、現金取り引きは砂糖一斤を六銭五厘～八銭で買ったので好景気となった。が、南島興産商社は間もなく倒産した。

砂糖騒動（「奄美大島縮刷版」による）

明治十九年（一八八六）に、前代未聞の大暴風があって、農作物が皆無となり郡民が生活に困窮した時に、石井清吉が、その救済策として、一、負債償却、二、勤勉、三、節約の実行を提案し、これを三法方と称した。そして、負債償却について、石井清吉は、大台風のため砂糖が大凶作で負債糖を返済出来ないのだから、負債を今年返す必要はない。しかも法外な八十パーセントの利子は支払わないでよいと郡民を指導し、裁判事件も起ったが、その事が裁判でも認められて、郡民は救済された。

和泊で、三法方の総代坂本元明か、村民大会を開いて三法方の趣旨を説明した時に、偶々商人側店員が多数農家に押し掛けて、砂糖樽を強奪して店へ運んだとの知らせがあった。坂本総代は大変怒って、会衆にその砂糖を取り戻すよう命じたので、大挙して店に押しかけて砂糖を取り戻して村役場の倉庫に格納した。商店側もこれに屈せず、関係者を全部集めて、村役場倉庫から砂糖を強奪しようとした。

社倉主任土持政照は、この不穏形勢を心配して、事を円満に解決しようと社倉の庭で会合協議した。ところが三法方側は、土持一派は商人のひいきと誤解して、その会合に投石したので、社倉側はやむ得ず火縄銃で応戦した。が、間もなく誤解とわかって無事に収まった。

一方役場では、商店側の来襲に備えて、七日間火縄銃で警戒したが、大事に到らず終息した。

明治二十四年（一八九一）に、大島各島は交通不便で、文明の進歩に遅れ、産業も振興せず、移入商品は約五十パーセントも高いので、各島協議の上大阪商船会社と契約して、毎月一回鹿児島との定期航路を開いて物価を下げた。

砂糖販売の組合を組織

明治四十年（一九〇七）、前の商人買いの砂糖代金が、大阪の相場に比べて二銭九厘～四銭五厘ほど安くて不利益であったので、島庁、村役場取り扱いで、産出糖の一部を試験的に大阪で売ったところ、相当の利益があったので、明治四十年七月に、砂糖販売のため有限責任大島郡販売組合を創立し、各町村に支部を置いた。このために、商人も代価を定めて適当な値段で買うようになった。

明治四十三年（一九一〇）に、信用、購買事業を追加し、大正六年（一九一七）七月から、購買事業を開始して品物を安く供給したので、一般商店の物価も安くなった。

昭和十九年（一九四四）に、産業組合から農業会へ変更、さらに、協同組合、信用農業協同組合と変遷を経て、二十九年（一九五四）に、和泊町農業協同組合になった。

百合根

野に生えている百合根を採取して売っていたが、明治三十七年（一九〇四）ごろから畑作して、四十三年（一九一〇）に、横浜商人の手で主として米国に輸出された。当初の価格は、六寸球一銭、七寸二銭、八寸三銭であった。年によって価格は変動したが、年々栽培は盛んになった。

大正三年（一九一四）は豊作で、価格も六寸球三銭、七寸五銭、八寸七銭、九寸九銭、尺十一銭と高く、総売り上げ額は八万四千百五十円で大変活気を呈した。

大正七年（一九一八）の第一次世界大戦の時に、米国が輸入を禁止したのと、百合不作のため不況に陥ったが、翌年解禁されると急に需要が増大して、商人が競争買いして、五寸球六銭、六寸以上二十銭、九寸以上三十銭と高値で取り引きされた。

昭和十六年（一九四一）の第二次世界大戦勃発で、百合根の輸出は七年間中止され、二十四年（一九四九）に、初めて本土へ移出換金された。輸出の再開とともに順調に伸びて、五十六年（一九八一）には、生産額八億円を超した。

その他

従来、木材は主に沖縄県山原（やんばる）から移入していたが、明治四十年（一九〇七）ごろから、大島本島からも移入され、板貫、垂木、桟、桁、柱などの製材品は本土から移入された。

往昔は、染料は木の皮、木の実、泥などを使用していたが、明治時代以来、沖縄から藍（あい）を移入して使用し、藍染めの商売も行われた。

商　店

明治八年（一八七五）、大島支庁から、金銭価値表を

添えて金銭融通の布達とともに、金銭の貸し渡しが行われて、金銭の流通が始まった。そして、これからおいおいと金銭の流通も盛んになるから、島民の中からも商法開店するようにと慫慂があった。こういう時代の流れに従って、明治十年（一八七七）に、有川貞哉が、島の人として初めて開店した。開店資金は、三〜四百円（当時砂糖一斤二銭七厘）で、生活用品をなんでも商う万屋であった。その後に、島の人が開店したが振るわなかった。当時、鹿児島商店が数軒あった。

大正八年（一九一九）ごろは、第一次世界大戦の戦後景気で紬業は繁盛し、百合、砂糖も高騰して商業は活気があった。

昭和の初期ごろは、産業組合と商店が十数軒あったが、世界不景気の余波を受けて、島も不況で商業は振るわなかった。

昭和十六年（一九四一）に、第二次大戦が勃発して、次第に物資が少なくなり、統制経済になった上に人々が疎開したので、商業は難しくなった。

昭和二十年（一九四五）三月の米軍の空襲で、和泊字商店街は全滅し、終戦後、米軍政下におかれて本土と行政上分離されて、物資は欠乏、物価は高騰して生活困難し、一部に闇商売が行われたのみであった。

昭和二十八年（一九五三）十二月日本復帰に従い、国の復興事業に続いて振興事業が実施されて商業も軌道に乗り、三十一年（一九五六）には、商店数百四軒、販売額九千三百万円になった。その後、町の産業は年々発展して、その生産高は、四十一年（一九六六）に十三億円、五十四年（一九七九）に百一億円と急増した。町民の所得も四十一年度の十三億円から五十四年度は九十三億円と七倍に飛躍し、それにつれて商業も活発になり、五十四年には、商店数二百九軒、販売額二十五億円に増大した。

他方、港湾の整備、空港の開設によって、交通は阪神、鹿児島、沖縄へと四通八達して大変便利になり、五十五年（一九八〇）の港の乗降客約十万人、空港の乗降客約七万人と、人と物の移動が活発で、町民の所得の増大に伴い商業はますます発展し、昔のよろず屋形態から脱皮して専門店化、スーパーマーケット化し、商品は貧富になり、店頭の装飾も近代的になった。

二　金融

応永二年（一三九五）ごろに、世之主が島主となった琉球支配時代のころはまだ貨幣の融通はなかった。

文化・文政のころに、初めて黒砂糖を製造し、その生産高が相当量に達したころから、本土商人が砂糖を買って初めて金銭の流通が行われた。ついで、金銭の貸借も起こった。が、安政元年（一八五四）に、藩が砂糖の総買上制を実施すると同時に、商売を禁止し、金銭の流通を廃止した。

しかし、生活のために米の貸借は行われて、その利息は三十パーセント以上の高利であった。明治三年（一八七〇）に、土持政照が山口真粋憲、沖利有などと謀って社倉を創設して、その米を年利二十パーセントで貸し付けた。

明治六年（一八七三）は、藩から県が引き継いだ保護会社に対する債務として砂糖百四十六万斤（約八十七万キロ）と、貢租糖約二十万斤（約十二万キロ）の合計百六十六万斤（約九十九キロ）の負担があった。これに対して、当年の砂糖産額は約百四十万斤（約八十四万キロ）で、これを全部支払いに充当すると生活が出来ないので、与人土持政照が、保護会社の債務の軽減ならびに年賦償還の請願に鹿児島へ出張、ついで上京して、西郷隆盛の助力によって、大蔵省への貢糖は半額即納、残りは右代金の十ヵ年賦納入が許され、保護会社への品物代の六十パーセントは棄却になった。そして同年秋、大山県令が大島巡視の際、島民の窮状を察して残りの四十パーセントの品物代も免除された。この免除された砂糖の中から、明治八年（一八七五）に、二十九万二千斤（約十七万キロ）が社倉資本に編入された。

明治十一年（一八七八）末の社倉現金残高は五千二百九十九円余で、貸し付け額は四千二百十七円余。米残高は千百二十五石余（約百八十四キロリットル）で、貸出は三百八十八石余（約七十キロリットル）。社倉が最初の金融機関として相当利用されている。

明治六年（一八七三）に、県から貨幣融通の申渡しがあり、翌年、沖永良部島に千三百三十三円を無期限無利息で貸し下げ、さらに、明治八年（一八七五）に、沖永良部島に六千三百九十四円を十ヵ年賦で貸し下げたの

で、この二つを合わせて、島内の下家部（下世帯）に三円、中家部に二円、上家部に一円ずつ貸し付けて、貨幣の流通を奨励した。

同時に、次の金銭貨幣価値表が配布された。

一、金銀貨幣一円―九十六銭にして十二貫五百文、旧銭にして三十七貫五百文。

一、銀貨幣十銭―九十六銭にして一貫二百四十八文、旧銭にして三貫七百四十八文。

一、天保銭一枚―九十六銭にして百文、旧銭三百文。

一、寛永波形一枚―天保銭一枚に換えるに四枚を以てす。九十六銭にして二十四文、旧銭七十二文。

一、文久銭一枚―十八文、旧銭五十四文。

一、寛永通宝一枚―天保銭一枚に換えるに八枚を以てす。旧銭にして三十六文。

百枚を以て十銭に、千枚を以て一円に換える。

この金銭の通用によって、鹿児島商人が開店したので、貨幣の流通が促進された。

明治十一年（一八七八）十一月に、銭何貫何百といわずに、金何円何十銭何厘ととなえるようにと、大島支庁から諭達があった。

明治十二年（一八七九）ごろの米の貸借利子は年三十パーセントが普通であったが、これもいたって少なく、十二ヵ月間に、金、米、砂糖と三度にころがして計算し、倍以上の暴利をむさぼる者が多く、負債した者は大変困窮したので、向井新兵衛郡長心得が暴利について懇諭した。それにしたがって、島中から協議して利子は三十パーセントを超過させないように申し合わせたので、一時は守られたが、二、三年の内に乱れて、また倍以上の利子で貸借する者が多くなった。

明治十九年（一八八六）に、新納中三支庁長は、鹿児島商人が島民に高利で金銭を貸し付けて、其負債は積もり積もって返済に困って苦しんでいたので、大阪商人阿部彦次郎から年九・六パーセントの利子で借り変えさせた。そのため鹿児島商人も一時は九・六パーセントの利子にした。が、鹿児島商人の画策で新納中三が失脚し、阿部彦次郎が手を引くと、また高利に戻った。だが、後、阿部彦次郎が郡に進出して、金利を七パーセントにしたので、鹿児島商人も七パーセントにした。

明治二十一年（一八八八）に、社倉金利を改正して、貸付金年九・六パーセント、貸付米は年十五パーセントになった。

明治二十三年（一八九〇）に、前記の県からの借用金のうち、六千三百九十四円は返納し、千三百三十三円は返納を免除されて、社倉資金に加えられた。

明治二十八年（一八九五）八月の社倉金穀現在高は、貸付元利二万一千二百四十七円余と、貸付米七百六十七石余（約百三十八キロリットル）、籾千三十四石余（約百八十六キロリットル）。残高は現金九百三十五円余、籾在倉百七十五石余（約三十二キロリットル）。

同年、社倉資金を確保して万時の用に適応するために、従来の貸付法を変更して、公債を買入れること、既貸付金は四分の一に減少して即納させることを決定した。

明治三十二年（一八九九）に、社倉は解散された。

明治四十三年（一九一〇）に、有限責任大島郡販売組合に信用事業が付加されて、産業資金や納税などに金融の道が開かれ、貯蓄も奨励された。

この有限責任大島信用販売購買組合は、時代の変遷につれて、農業会、協同組合、信用農業協同組合と組織を変えて、和泊町農業協同組合へと発展し、昭和五十八年（一九八三）現在、貯金高二十三億円余、貸付額約二十億円と大金融機関になった。

大正八年（一九一九）ごろは、第一次世界大戦後の景気で金融は緩んだ。

古来、島の金融は個人の高利貸（金利三十パーセント以上）と、模合（頼母子講）に依存していたが、昭和七年（一九三二）に、龍野為孝氏が大島無尽株式会社の出張所を誘致、ついで、昭和十年（一九三五）に、有川貞辰氏が鹿児島相互無尽株式会社沖永良部出張所を開設して、当時としては大口の金融が行われるようになった。昭和三十年（一九五五）に旭相互銀行に統合され、四十二年（一九六七）に閉鎖した。

昭和二十三年（一九四八）に、米軍政下に置かれたので、通貨は軍票B券に切り換えられた。

昭和二十六年（一九五一）に、琉球銀行沖永良部支店が創設された。これが銀行による金融の始まりである。

昭和二十八年（一九五三）日本復帰に伴ない、琉球銀行支店が鹿児島銀行支店に変更して、近代的金融機関が確立された。

昭和三十八年（一九六三）に、奄美大島信用金庫和泊支店が、五十五年（一九八〇）に、奄美信用組合沖永良部支店が設置された。

昭和五十二年（一九七七）の沖永良部台風の被害が甚大であったので、沖永良部台風災害復興資金として、五十七億七千万円を国が融資した。

現在は、鹿児島銀行沖永良部支店、奄美大島信用金庫和泊支店、奄美信用組合沖永良部支店、和泊町農業協同組合など四つの金融機関があって、昭和五十八年（一九八三）九月現在、預金高は百十三億円、貸出額百二十三億と、いづれも百億円台を越し、大いに金融の機能を発揮している。この外に、奄美群島振興開発基金沖永良部駐在事務所があって、町の振興に寄与している。

第十節　出稼ぎ

一　口之津への出稼ぎ

沖永良部から長崎県口之津への第一回の集団移住（出稼ぎ）は明治三十二年である。（沖永良部島沿革誌私稿では明治三十一年となっているが、口之津町史等の資料によると明治三十二年二月とある。）

移住の人数は百六十四名で団長は沖利経氏である。同年十二月には、土持政照氏の引率により二百名が口之津に渡っている。

ところで、明治六年に「燃ゆる石」として発見された三池の石炭は、当初瀬戸内海沿岸で行われている製塩の燃料用として利用されていた。石炭の輸出は明治九年ごろからはじまり、主な輸出先は中国・シンガポールであり、輸送経路は三池――口之津――長崎――上海のように行われていた。石炭の輸出量は、明治十三年が上海（六万三千六百六十四トン）、天津（六千五百七十一トン）であったが、明治十九年には、三十五万トンとなっている。

明治二十七年の日清戦争後は、船舶数の増大もあって口之津からの輸出量は増加の一途をたどり、明治四十年には、九十二万トンを記録している。（表３）

沖永良部や与論など離島からの人夫募集は、こうした口之津の好況期である明治三十年代において集中的に行われた。



仕事は、口之津港における石炭輸出船の船積み人夫としてであった。当時、有明海は浅海で大型船が三池港まで入港できず、炭抗から運び出された石炭は口之津港まで「団平船」で運ばれ、沖積みがなされていた。

沖積み作業の様子について、「与論島を出た民の歴史」には次のように記されている。

「口之津の荷役は大牟田川の川尻から団平船で送られてきた石炭を貯炭場で担いあげる作業と、沖に仮泊している本船に手繰りで積み込む沖作業とに分かれていた。この沖作業は「ヤンチョイ」と呼ばれた。起重機もベルトコンベアもない時代なのでみな手繰りで行われた。

本船と団平船とを大きなはしごのような階段で連結させ、その階段の上に二列に人々は並び、バケツリレーさながら石炭を送り上げて本船に積み替えるのである。団平船の中で女たちがカガリと呼ぶざるに石炭をいれる。それをヤンチョイ、ヤンチョイとかけ声をかけて順次に上へ送る。本船は見上げるように高く、カガリはかけ声と共に送り上げねば調子がくずれる。船積みは一分の時間も惜しんで、一昼夜連続作業などはざらであった。」

続いて、同書から竹ハルさん（明治二十五年生）の話を紹介する。

「船に出たらよく徹夜がありました。入港した外国船がどのくらいの大きさの船かわかりませんから一回分のべんとうだけ持って出ます。そうすると大きな船だったり人夫の数が足りなかったり、船が出航を急いでいたりで徹夜になります。はしけで、また次のべんとうを取りに戻るんです。年の瀬から元旦にかけて二晩徹夜で作業させられて、涙がこぼれました。石炭は順送りですから、誰一人手を休める訳にはいきません。着るものはなし、布団はなし、みんな一生懸命になって、早く仕事が上手になって、食べられる賃金を稼がな、と歯をくいしばって働きました。

唐芋が十斤で二銭五厘、太いのは五銭です。三度三度芋炊きです。一日おきに賃銭前借りして唐芋買いに行きよりました。配給の芋では足りないから。

米は唐米が五日分二升五合配給になりました。配給分は勿論、賃金から引いてありました。唐芋は二十斤を五日分として配給されました。太いのは四つに切って鍋で煮ますけど、なかなか煮えん。朝四時に起きて炊きよりました。それでも生煮えを急いで食べて出ることもありました。天草に行ってみると、その唐芋は牛、馬の飼料だったとあとで父が話していました。

わたしは十四歳になって仕事に出ました。三合だてで十二銭から十八銭までもらいました。大人は三十五銭から六十銭の間でした。部長さんは一升五合（著者注、一・五人分の意）。代理さんは一升二合、土地の者で仕事の上手な人をやとって仕事を教えてもらっていましたから、その先生には二升。女の一人前は七合です。でも芋代や米代、ランプの油代を引かれますから手に渡る金はあるかなしでした」

記録に残っている、沖永良部や与論島などからの出稼ぎ数については、次表のとおりである。

このように島から大量の出稼ぎが出ていったということには大きな二つの理由が考えられる。

その一つは、明治前半の貨幣経済の浸透によって島の封鎖性がくずれたことがあげられる。その説明として、九学会連合が実施した調査報告書「奄美」の中から「明治以降村落構造の展開」を引用する。

表1　明治41年人夫の使用状況

種　別	人夫の種別		合計
	土　着	移住者	
沖積人夫	709人	657人	1,366
掻並人夫	187	0	187
陸揚人夫	537	59	596
雑貨揚卸	0	22	22
合　計	1,433	738	2,171

（三井港務所記録による）

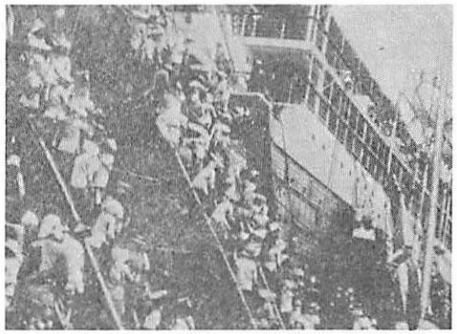

ヤンチョイとよばれる石炭荷役（沖作業）

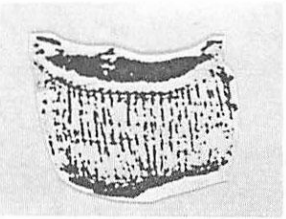

ヤンチョイかがり

表2　口之津への出稼ぎ者数

年　月	出身地名	人数	引率者名
明治32年2月	沖永良部島	164	沖　利経
	与論島	240	東　元良
	徳之島 甑島	56	上村荘之丞 小段関ヱ門
同　年　12月	沖永良部(和泊)	200	土持　政照
明治33年12月	与　論　島	100	川西　行実
明治34年	与　論　島	400	上野　応介
	その他の島々	100	

「本島の農業経営は、その自給作物を除けば、黒糖生産に限られている。藩政期においては、いうまでもなく、藩による絶対専売の形をとっていたが、廃藩置県以降も、旧藩の保護会社の独占するところであった。しかも、これら鹿児島商人は、正副戸長と結びつき、島産の全生産量を島元で受け取り、そのなかから貢租充当分（一斤につき米四合二勺と換算）ならびに借金年賦返納分を、自らの手で内地上納し、作徳糖分（生産者取分）を一斤二

銭六厘六毛六六として島元の支店を通じて、物品ないし現金で送付してくる。しかもこの間、運賃・人夫賃を取り、そこで利潤をあげ、また島民の好むと好まざるとにかかわらず一方的に見計らって物品にかえてしまう。このようにして鹿児島商人は、貨幣経済に無知の島民を相手に、往復の利潤を挙げていったのである。一方、島方役人もまた、その作徳代金のなかから船場で、貢納と年賦返上分の高を差引き、かくしてはじめて島民の手に物品ないし現金が入ってくる。当事の副戸長の役目は、もっぱらこの商人手代との立会い斤目計量や帳面記載にあたることであった。このようにして、島民の手元にはほとんど利潤がのこらないばかりか、貨幣の形ではまったくといってよいほど入ってはこなかった。

こうしたなかから不満の声がおこってくるのは当然で、県としてもこれを放置できず、明治十一年五月県令通達で、十二年からの製糖販売ならびに物品買入れは、従来の商社に限らず約定取結してよいこと、また島民が姦商の術計におちいる危険を防ぐため、小区毎に二名づつの部理代人をおき契約売渡に立会わぜること、その部理代人を置く置かぬ、ないし官選にするか民選にするかは島民の希望の多い方にすることなどを、正副戸長に命じた。

一方、地租改正は、十三年春丈量、十四年までに地価地租賦定帳簿の整理を完了する予定であったが、請負賃金のことで粉糾を生じ、大審院に上告するなどあって、十六年春から三年さかのぼって実施した。

貨幣経済の惨透は、明治の十年代後半に部落の中にも及ぶが、これは同時に高利貸資本の侵入をも意味する。島民は黒糖代金の前借に頼り、しかも災害などで翌年に繰越す状態であり、その場合には利子が三割にも及ぶという状態であった。明治十九年に当時の島司であった新納中三が島民のため鹿児島商人よりの低利貸金を計って失敗し、そこで大阪商人阿部彦太郎から月八朱で貸出させて、砂糖を阿部に売却する方針をたてたが、鹿児島商人の運動のため新納島司罷免、契約破棄にいたっている。黒糖代金の前借はその後も長く続き、西原部落についてみても、大正中期頃には土地の集中をも惹きおこすにいたっている。この頃になると、鹿児島商人は土地を吸い上げ、それをようやく寄生化しつつあった部落内地主に売却するという手段をとるようになった。（中略）

貨幣経済の滲透は、島あるいは部落の封鎖性をくずし、明治二〇年代から出稼ぎ労働が開始される。西原では、池畑池島（明治四年生）が十八歳で船員として島を出たのをきっかけに（明治二十二年）、二十年代には、四人が船員として出稼ぎをはじめた。明治末年にいたると北野前行が、神戸の川崎製鋼所に入り、この関係から神戸への出稼ぎがはじまり、大正初年には十名を数えた。この場合島との関係が切れるわけではなく、送金するものも多く、いずれは帰島するという考えからなされていた。一方、大正初年からは女子の出稼ぎがはじまり、大阪・関ケ原方面の紡績女工となった。その後は、紡績工場で二〜三年働いてから嫁入りするという慣行すら生ずるまでに一般化した。

こうして離島しうるという条件は、現金収入源を外にもとめ、過剰労働力を排出させることを可能にしたばかりでなく、貨幣経済の滲透とともに、封鎖的な村落内部の搾取関係を崩壊せしめていったのである。「ヤンチュウ」といわれる奴隷的労働力を使用しての手作り経営が雇用労働に切りかえられねばならなかった。」

残りの一つは自然災害（台風・かんばつ）である。明治三十一年八月、沖永良部と与論両島を襲った大暴風雨は島に大きな被害をもたらした。「沖永良部島沿革誌」から当時の様子をみると。

「明治三十一年八月廿七日、非常なる暴風雨にて人家夥しく破壊、人畜死傷多く惨状を極む南方最も激烈古里より漸次軽きも和泊に於ても破壊又は屋根吹剥れ無難なる僅かに二三戸内城村豊山龍助数百年前の建築たりし五間半に四間半の大厦も破壊又同時に赤痢大流行死亡多し」

とあり、台風で民家のほとんどは壊れたうえ、赤痢の大流行に襲われ、死者は続出したとある。一家全員が罹病し、飢死した子を墓穴に葬る力さえなく、岩陰に、こもでくくって捨てる者さえあったという。人々は蘇鉄で飢えをしのいだ。蘇鉄は幹を削って澱粉をとるが、毒気が多いので何回も洗って沈澱させねばならない。その力さえ乏しく毒気に当たって亡くなった人も多かったということである。

同年の十一月には、日根野侍従・三宅参事官・福山大島島司らが沖永良部島等の風害視察を行うとともに、三

千円を下賜されたとある。この後、福山島司は災害援助金の請願のために鹿児島県庁に知事を訪ね、たまたま人夫募集のために来訪していた三井物産口之津支店長浅野長七と出会い、集団移住（出稼ぎ）の話がでた。

「与論島ヨリ口之津出稼三池転住概況東元良」には次のように記されている。

「明治三十一年、三井物産口之津支店長浅野長七殿、鹿児島県、甑島ヨリ人夫募集交渉ニ鹿児島県庁ニ知事ヲ訪問セラレタル際、大島島司モ与論及ビ沖永良部両島ノ風害救助金請願ノタメ来鹿中ナリシタメ、両島ヨリ募集セラレテハトノ相談ヲサレタル処、支店長モ快諾」

このような経過によって、盛況をもたらした口之津での荷役の仕事も、明治四十二年の三池港の完成により、荷役の仕事は三池に移り、石炭の積み込み量は急減していった。

明治四十三年は十四万トンで最盛期である明治四十年の九十二万トンの約七分の一となっており、大正に入るとさらに減っていく。このような状況の中で明治四十二年から人夫の過剰の問題が起き、会社の説得により大牟田へ移住する者、あるいは島へ送還される者に分かれた。

表３　口之津港石炭輸出調

年次	輸　出　量
明 11	9,800 トン
13	◎70,000
15	74,000
19	184,000
23	240,000
31	420,000
35	610,000
40	920,000
43	140,000
大 5	140,000
11	38,000

（三井船舶八十年史　三井港務所五十年史による）

沖永良部へ送還された者は六十二人である。出稼ぎ人数は少なくとも三百数十人行ったはずであるから、残りの大部分については、現地での仕事がきついことや、土着人夫との給与の格差が大きすぎることなどにより、口之津に定着せず逃げだしたりして、長崎で造船関係の仕事についたり、鹿児島市に戻り、そこで船員になり阪神方面に流れていく者、また、種子島の事情を聞いて島に渡る者などに分かれて行ったようである。一方、与論島の出身者は、そのまま、口之津や大牟田で現在も共同体的結集を持続しているという。

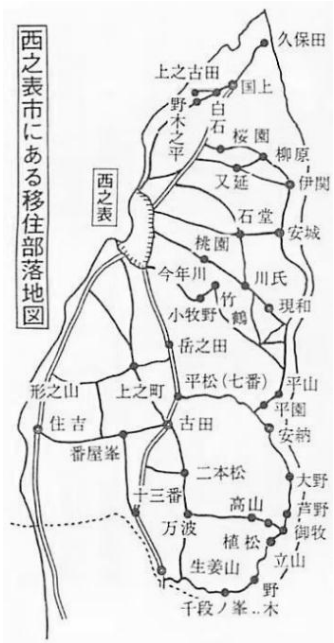

表４　西之表市にある移住部落名と出身地

移住部落名	出身地名	年度	戸数	備考
国上久保田	坊之津	明治19年	19戸	
安城立山の野木	徳之島	明治28年（明治24年?）	25戸	
安城立山の芦野	香川県	明治30年	10戸	
安城立山の芦野	与論島	終戦後	20戸	
安城立山の植松	与論島	終戦後	17戸	
安城立山の高山	与論、鹿児島市	終戦後	17戸	
安城立山の御牧	甑島	明治18年	15戸	
国上上之古田	沖永良部島	明治32年	数十戸	
国上白石	沖永良部島	昭和2年移転	24戸	
国上桜園	沖永良部島	昭和10年移転	15戸	
国上桜園	桜島	大正3年	86戸	529人
西之表桃園	桜島	大正3年	35戸	207人
西之表竹鶴	桜島	大正3年	13戸	68人
古田平松	桜島	大正3年	25戸	164人
古田大枯木	桜島	大正3年	5戸	27人
古田屋久川	桜島	大正3年	21戸	124人
安城中割	桜島	大正3年	135戸	863人
安城野木小野	桜島	大正3年	26戸	211人
伊関又延	静岡県	明治37年	数戸	
古田番屋峯	静岡県	明治42年		3人

二　種子島への移住

種子島西之表市国上地区には、沖永良部島からの移住者が桜園と白石および上之古田の三つの部落で生活を営んでいる。昭和五十九年八月現在の沖永良部出身者人口は、白石が五十七戸（百五十一名）、桜園が三十九戸（九十七名）である。

また、ほとんどが和泊町国頭集落の出身であり、種子島には、沖永良部のほか多くの地域から移住が行われており、さながら移民の島といえる。

主な出身地は、桜島・甑島・与論島・徳之島などである。移住の原因としては、台風災害や桜島の大爆発など自然災害によるものが多い。主な移住部落名は次図のとおりで、出身地名は（表４）のとおりである。

種子島がこれら多くの移住民を受け入れたのは、次のような条件がそろっていたからだと言われる。まず、一、気候が温暖で土地が広い割に人口が少なく、しかも土壌が豊かで農業に適している。二、砂鉄が多く海岸線は長く、製塩に適しており、砂鉄で農器具を製造し、製塩を

やれば自給生活が可能である。三、最も大きな利点は同島の住民に排他意識が全くなかったことで、特に鹿児島において一般的にヨソモン排斥の気風が強いが、種子島は例外であった。

和泊町からの最初の移住者は「轟木カネ」で明治二十六年ごろといわれる。移住することになった原因・入植当時の上之古田部落の状況について「種子島研究（種子島高校郷土研究部）」の聞き取り調査結果がある。

「　上之古田部落　話者　轟木　晃（大正十一年生）
　　末川綱吉（明治四十二年生）
　　山下愛三（昭和　三年生）

部落の名称由来

当時住んでいた人たちは、古田部落と呼んでいたが、古田校区の古田と区別がつかないので、戦後になってから上之古田とつけたらしい。また一つには、塩炊きをしていた場所に古桶という所があるので、そこがなまって古田と名づけられたという話もある。

入植時の事情

明治十年頃、種子島の西之表の人である宇辰岩女は、沖永良部の国頭に渡り、そこでキツネの皮をつかって村の子供たち相手にその日その日の暮しをたてる旅芸人としての生活をおくっていた。ちょうどその頃、島では赤痢がはやり、岩女もそれにかかり、どうすることもできなかった。そんな時、轟木喜之助・カネ夫婦はみるにみかねて彼女の世話を来る日も来る日もしていたが、看病のかいもなく岩女は亡くなった。

生前、宇辰岩女は轟木夫婦に、種子島は良い所であり、自分が亡くなったら自分の竹を郷里種子島へ届けて欲しいという遺言を残していたので、三年してから夫婦は骨を届けに種子島の親戚のもとへやってきた。明治三十年頃のことである。そのころ、親戚は現在種子島実業高等学校の付近に住んでいた。

カネ夫婦は、沖之永良部をたつとき、種子島に永住することを決意していたので、最初は野首部落で生活していた。しかしカネさんは沖永良部で生まれ育ったため、言葉にどうしても慣れることができず毎日が苦しみの連続だった。そんなある日、風の便りに古田（現在の上之古田）に福太郎という大島の人が住んでいるということを聞いたので、少しでも言葉の通じる人のいる所がよいということで、上之古田に行くことになった。当時はまだ道も整備されておらず、どういけばよいのかも人に聞くか、自分で行ける所まで行ってみるしかないといったような状態であったため、今日のように軽い気持ちで西之表から国上へとは行けなかった。

その頃の上之古田には福太郎さんの他に、野木之平の人（少数ではあるが）も塩炊きをしながら住んでいた。

明治三十四年になると、カネさんの四人の息子のうちの一人が、沖永良部の親戚のもとへ会いに行った。ちょうどその頃、島の人々は台風の被害により苦しい生活を強いられていた。その様子を目にした彼が島民に、『種子島は、作物に不自由しない島だ。』と話して聞かせると、そのうちの一人である深見さん一家が、種子島に移住することを決意し、カネさんの息子とともにやってきた。

また、明治三十七年になると、長崎へ石炭の積み荷おろしの出かせぎに出ていた沖永良部の人は、そこに来ていた種子島の人に島のよさを聞きそこで仕事を終わると、家族ともども島に移住してきた。その後、十年間に長崎・沖永良部の人々が移り住むようになり、昭和二年、他の部落に分かれたときにはすでに、四十戸に増えていた。その頃の上之古田の土地は、ほとんどが山や荒野で、作物は少ししかとれないといった状態であったので、人々は、海岸沿いの大崎原（牧）で塩炊きをして、そのとれた塩で少ないながらも収入を得ていた。塩を炊く鍋はブリキ板を一間四方、高さ三尺に切り、それをはりつけた簡単な鍋であり、その中で二日間海水を炊きつめていた。

上之古田の人たちは、その採れた塩を籠に入れて、頭にのせ、海岸から村へ行く急な坂道を、ただひたすら無心に登り、寺之門や国上中目方面で粟・麦などと交換していた。またある時は、西之表へ馬の背に乗せて売りに行くこともあった。その頃は塩一升が三銭の時代だった。

その他に、漁業として、五葉松を使用した丸木舟を造り、トビウオやテングサを採って生活の足しにしていた。

大正三年になると、神戸の酒屋をしていた商人である高田三郎氏が、上之古田の土地を買い上げていた。それで住民は一同立ちのきを命ぜられ、昭和二十一年の政府の農地改革で払い下げてもらうまで、上之古田という一つの部落は組織されていなかった。昭和二十二年に入植の許可が出されたので、二十三年から少しずつ移りはじめた。そして二十四年に二十七戸で上之古田部落として

組織された。また二十七戸というのは、野木之平から十四戸、白石から十二戸、残り一戸は他の部落の人だった。

その頃の家は、掘っ建て長屋で、一軒屋を一家族ずつ区切って細々と暮らしていた。生業としては漁業が主であり、副業として炭焼きや、さつまいも・麦・さとうきびなどを作り生活していた。最初は全体的に苦しい日々が続いた。そのため苦労して作ったさつまいもに実ができ、それを堀りおこした時、それを見て『これで家族の命が継げる』と言って、ほおずりをして喜んだこともあった。また日雇いとして地主の所に鍬と弁当を持参して、働きに行き、生活費をかせいでいた人もいた。

昭和三十年代に入ると食料事情はやや豊かになってきたが、四十年に入ってからは現金収入が少なかったため、出かせぎに出る人も多くなってきた。」

ところで、桜島や下甑島からの移住者については、国や県の援助により進められたが、沖永良部からの移住者はこのような公費もなく、しかも特別な指導者もなく定着するまで大変苦労されたとのことである。白石部落に在住する新里仲前氏（当時部落会長）は、当時の事情を次のように語った。（「種子島研究」）

「　白石部落　話者　新里仲前（明治三十三年生）

入植時の事情

大正三年に高田三郎氏から、たちのきを命じられた上之古田の四十戸のうち十五戸は、桜園の土地を買って桜園へ移っていった。しかし、残りの二十五戸は他に土地を買おうにも買えず、途方に暮れてそのまま上之古田に残っているほかなかった。しかし大正十三年に国上中目の河内道彦氏の斡旋によって、官有地であった白石の土地（一町六反）を、二百五十円で買うことができた。その二百五十円も河内氏の取り計らいで国上校区の人たちから十年契約で借りたのであった。そしてその年に県に白石部落として申請し、大正十五年に許可され、ようやく白石部落としての基礎がほぼ固まり、昭和二年に、上之古田に留まっていた二十五戸も移り住むことができた。土地の配分はくじで順番を決め、それぞれに自分の希望する場所を選んで、自分の土地として雑木が生い茂っていた原野の開墾が始まった。また優先的に、宅地近くに畑のある人は、その畑をもらいうけることもできた。そのようにして、開墾された畑に主にさつまいもを

植えて生活していた。また塩炊き、丸木船による漁業も盛んであった。

白石部落が出来上がった九年後に、部落の松を三百円で売り、国上校区民への借金をようやく支払うことができた。残りの五十円は白石部落青年団活動資金として、部落の発展のために寄付された。そして祖先の地である沖之永良部国頭に祭られてある、くるまだけ神社を分社してもらい、部落民の心の支えとして祭り今日に至った。

現在、祖先の功をたたえる『移住記念の歌』もでき、毎年十月に移住記念祭も実施されており、祖先の苦労をねぎらっている。」



新里仲前氏夫妻（昭和59年８月）

次の文章は、昭和三年に当時県会議員（第三代和泊村長）であった沖元綱氏が出納検査のために同島を訪れ、その折、和泊からの移住民の生活および農業等の状況について「月刊奄美大島」に掲載された記事の一部である。

「　和泊村移住民の状況

公務の余暇を繰り合わせて視察したので、郡移住民の総てに亘ってなすひまはなかった。西之表町大字国上には和泊村大字国頭出身者を主とし六十三戸、三百八十人が移住し、国上の桜園及び白石の二部落に分かれている。

桜園でも白石でも、約六十人ずつの郷人が集まって、私を迎えてくれ、色々談話を交換し、彼等の状況を聞き、又歴訪して実地に状況を視察したが、一言にして評せば皆立派な農家として生活して居る。家庭の設備、麦俵や唐芋や薪の貯え、牛馬小屋の整理など、日本の農民として立派な生計を営んでいる。農産収入には、陸稲・麦・粟・甘藷・馬鈴薯などがあり、雨の時には縄をない、炭俵を編み、又海に豊富なてんぐさ・ふのり・ながらみ（あわびの一種）・いわし・たづくりなどの魚介・藻類を採

集し、山に海に生産豊富で生活は楽である。ある主婦たちに『郷里とここととどちらが暮しよいか』とたずねると『郷里では柴を焚くが、ここでは薪を焚く、それだけでも郷里よりかましで』と種子島を賛美して居る。彼等は何れも種子島に骨を埋める決心で一時的でない。子々孫々永住の地と定め、墓所も持っている。

郷里国頭部落民の信仰の中心となっている『ふうにちじ』と称する祠堂の分霊を祭り、国頭岬の浄石を運んで神体とし崇拝している。祠前に鳥居を建て、桜を植え、境内の手水鉢は一里余りの海岸から大石を運んで造り、又白砂を撒いて清めて居る。春秋のお祭りには部落挙って集まり土俵を築いて角力に興ずるなど唯一の娯楽日となっている。』

和泊からの移住者への土地の分譲に際しては、沖元綱氏の功績によるところが多いといわれる。

また、国上の白石には沖永良部からの移住の先陣を切った轟木カネさんの碑と移住記念碑が昭和三年に建立されており、次にこの記念碑文の写しと桜園にある久留真嶽神社の謝恩碑写し、それに「白石部落移住記念の歌」の歌詞を記す。



轟木カネ女史の碑

移住記念碑

一、国上白石の沖永良部島移住記念碑

故郷沖永良部人稠地薄明治三十二年遂棄桑梓移於上古田大正十三年七月二十五日為白石官有地借地請願同十五年七月二日得許可即刈耕棘開草菜以為永住之地戸数二十四也此間河内道彦君翰旋頗力今相議建碑紀焉後世子孫応弗忘君之高義先人之努力

昭和三年　七月二日建立

久留真嶽神社について

位置は、部落の中央から北のはずれにあり、下から六十六段登ると間口三間、奥行二間の本殿がある。本殿の右横に謝恩碑が建てられている。この裏書きをそのまま書き写す。

「我が故郷沖永良部島ハ土地狭隘山岳少ナク毎年襲来ノ暴風ニ潮沫飛散、全島ヲ浴セ諸作枯死シ饑饉ヲ常トス明治二十七年以来続イタ凶作ニ食ヲ蘇鉄ニ求ム。悪疫蔓延悲惨困窮絶頂ニ達ス。

頃ハ明治二十八年轟木カネ女史ハ西之表生レ宇辰岩女ヨリ種子島ハ安楽ノ地ト聞キ独り意ヲ決シ、種子島ニ渡り、生活ノ道ヲ拓ケリ。土地肥沃諸作豊富ニシテ斯ル天恵ノ地ニ辿着セシヲ喜ビ親戚知人ヲ招キ今日一



移住地記念碑

部落ト成レリ。

昭和三年五月大島郡選出県会議員参事会員沖元綱翁ハ職務ノタメ当地ニ御出来序郷里同胞ノ居住ヲ聞キ態々御来訪視察セラレ吾等ノ土地所有皆無ニシテ浮草同様ノ生活ニ悲嘆シ当時桜島爆発羅災民移住地餘地ヲ耕作生活セル悲惨ナル吾等救助ニ志シ熱涙ヲ以テ県会ニ陳述当局ニ善処ヲ促シ寝食ヲ忘レ訣地分譲ニ努力セラレタリ。当局翁ノ意ヲ諒トシ拾数回詳細ナル調査ヲ了シ同十年六月土地所有権譲渡ノ有難キ恩恵ニ浴セリ

如斯吾等ハ種子島ニ渡り子孫繁栄シ生活安定セシハ之御両氏ノ賜ニシテ永久謝恩セン為メ茲ニ碑ヲ建設ス



久留真嶽神社にある沖元綱謝恩碑

昭和十四年旧一月十五日」

この久留真嶽神社は、沖永良部島の和泊町国頭部落にある親神社から、子神社として上之古田にあったものを桜園に移神したものである。

白石部落移住記念の歌　逆瀬川　建
佐々木義寛（共作）

一　右手にひたいの汗をふき
左手に高き幸じょうの
希望の光仰ぎつつ
雄々しく建てるわが郷の
古き歴史をひもとけば
われ等健児の胸躍る

二　ああいく年かそのむかし
壮志を抱いてはるばると
南の島より移り来し
その勢も消え失せて
安逸遊怠の日暮に
悲弊は極に達したり

三　かくては止まじと若人が
奮気精励白石の
国有の林切り拓き
永住の土地と定めたり
草ぼうぼうの荒野原
今は肥よくの畑なりぬ

四　われ等が愛するこの郷は
生活改善第一に
高雅善美を的として
腹から協力一にして
いでや建らん理想郷
いでや建らん理想郷

第十一節　交通・通信

一　海上交通

この時代に入ると蒸汽船が出現するが、奄美各島に就航したのは明治の中期になってからであり、依然として帆船が主体であった。

「南島誌」は明治六年の沖永良部の海上交通を次のように述べている。

「本島に汽船を繋ぎ大船を容るべき港湾なし。唯和泊方の長浜及び伊延は僅に四五百石の十二隻を繋ぎ得べし。この長浜は島の東南、伊延は島の北側にありて皆満潮の時にあらざれば、船を出入する能はず。その他板附船と唱ふる、幅三尺長さ三間ばかりの小舟を出入して、各村の産糖の道輸すべきもの数ヶ所あり。筒岩、クバ、アンザ、滿瀬、後海（ウンニュウミ）、西原泊、出花泊、喜美留の笠石、畦布の湾川（ワンジョ）、永峯内喜名、上城の沖泊、田皆の洲、馬鹿泊、島尻の与志泊、徳時長浜、屋子母泊、知名小米、屋者のウズズ、古里の与和等あり。往時貢税は小舟を以て徳之島へ運輸すといへども、近時は毎年九十月の頃鹿児島より商船来り、翌年三四月より砂糖を積み帰るといふ。運輸の不便なる五島の最にして、着岸の時岩礁に触れ、船を破損するもの比々然り。

船の大小は帆の布幅を以て称す。六反船七反船といふ、これなり。六反帆の船は大略七十石を積むべし。余は大小これに準ず。その漁船の如きは一搬に板船にして、幅三尺、長さ三間許り。その製造内地のものに比すれば、甚だ軽廉なり。釘皆木を用ふ。又飛船と唱へて、急遽の報告あれば、この板船を浮かべて大洋を渡るに、水主両三人の外、使漢一名を載するに過ぎず。島民物品を負担する、内地の人に比すれば、共量甚だ少し。」と。

また、「大島島治概要（明治四十五年）」は、大島郡の交通について、次のように述べている。

「本郡ハ鹿児島那覇ノ中間に在り隨テ両者トノ交通ハ比較的便宜ナルモ本島ト各離島トノ間ニ於テハ僅ニ毎月一回乃至二回ノ航海アルニ過キス、（中略）、本郡発展ノ遅々タル交通機関ノ不備亦實ニ其一大原因タラスンハアラス、本島及各離島間ノ航海ニ就テハ毎年国庫ノ補助二浴シツツアリ、今後尚継続補助ヲ望ムヤ頗ル切ナルモノアリ。」

それでは、到来する汽船時代に向けて、沖永良部では

どのように進展したであろうか、港の整備や航海状況についてみると

◎和泊伊延二港共に港鑿の必要を認め、春秋の干潮を利用し障害の暗礁を取除く事とせり、文久二年以来小舟二隻を組み、提鑿を以て開鑿に従事し明治三年一先づ工を終りたり。

◎明治五年九月、荒波にて伊延波止破損、西方役所最大破なり。

◎小米港の儀、港口甚だ狭くはしけの出入極めて困難なりしを明治五年鑿開して稍々便宜を得るに至りたり。

◎明治十九年十一月、古来比類なき暴風波にて、伊延波止を無体に打崩し、爾来再築至て難し。小米、谷川、増田等の商店流潰し、海岸及び浜辺へ打揚げられし魚類至て多く、常に風波を避く地勢の作物枯損するは勿論、深山にも一葉の青色あるを見ず、総て焼跡の如く僅かに青色あるは蘇鉄一種あるのみ、斯の如き災妖故、第一の食物なる甘藷枯腐し唯蘇鉄を以て粗食すと雖も世帯品欠くあるを以て人体自然憔悴楚色ある者多きも交通不便故、御救助歎願敏速に捗らす漸く二十年二月下旬以降官米並備荒儲蓄金（毎年官金百四拾万円府県地租に同額賦課）御救助下賜額左の通。

官　米、六十五石

公儲金、壱万七千参百四拾七円弐拾参銭八厘

全島自活し能はざるもの区別取調、食料小屋掛料、種穀配当の処忽ち蘇生の色を顕し、一同歓喜限りなし。

◎明治二十三年寅九月十五日、英国帆走船リージントロブ号長崎より帰路の際暴風波に遭遇で、帆檣破損にて針路を失ひ同月二十二日（二十日より当地も北風降雨天候悪く、二十一日東風午后六時より風雨強烈十二時南風に転じ最も甚しく大枝催折、家屋転倒二十二日午后一時鎮風）午前六時屋者海岸ウヅヾ港東の方岩涯へ乗揚げ船体直に破壊、乗組員弐拾弐名の中拾名溺死、十二名上陸の内船長外一名死亡残り十名（生存者西洋人七名日本人三名）を神戸迄護送。

なお、この処置に対して英国政府より次のようなお礼がきている。

◎明治二十五年辰

過る二十三年九月、英国船遭難の際尽力せし報酬として望遠鏡壱個並に英貨四拾弐磅（日本貨換算弐百七拾弐円四拾弐銭七厘に当る）英国政府より遥贈に付眼鏡の儀は知名村外十七村戸長役場へ備付、金員は遭難の際尽力せし戸長用掛及び医師村民等へ銘々区分を以て贈与相成候に付配当す。

右望遠鏡の表面彫刻文字を沖永良部高等小学校訓導丸山徳三解釈、左の通り

西暦一八九〇年（明治二十三年）九月二十二日に於てジョン、ニーウ、ブランスウイック」街の「ライジーンツループ」船の破船せし乗込の生存者にまで親切にして仁慈なる待遇の認定に於て彼の役場の使用の為め日本の海岸を去る琉球島の一なる屋者村の村長にまでカナダ政府より贈呈せられし。

◎明治十九年、徳之島亀津で徴兵検査あり、七月二十八日に百

二十四名行ったが天候不良のため、九月十五日やっと帰島す

◎明治期の渡航日記（「続奄美風土記」より）

大島が島津氏に統治されるようになった慶長年間から明治初年までの大島の歴史のうち、山川と大島の間の海上の往来をつぶさに調べてみると、難航路だったとはいえその往来の頻繁さに驚かされる。

それは奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島への代官の交代、藩の特命による役人の来島、与人の上国、特に物産（主として砂糖）の運搬など、北風の季節に下り南風の季節に上るだけでなく。向かい風の季節にも往来していたことは、渡航日記や『代官記』に記録されている。

明治以前はすべて帆船であったが、蒸気船がはじめて記録に出るのは明治二年で、『大島代官記』に在番（藩政時代の代官）の来島について「……右伊東殿・汾陽殿・井上殿・池田殿四人、蒸気船平運丸ヨリ巳三月四日伊津部湊ニ御下着」とある。それから『喜界島代官記』には在番の着任について「明治三年七月二十六日不時交代ニ而蒸気船ヨリ五人様乗船ニ而、四ツ時分湾湊江着」とあり、交代した五人が八月一日に蒸気船で上国した記録がある。このころから在番の交代や与人の上国、役人の巡察などに蒸気船が通うようになっているが、明治初年はまだ帆船が主体であった。

つぎに明治二年五月に帆船で上国した与人基俊良主（最高の敬称）の「御慶事就上国乗船ヨリ在国中下島迄日記」の上国の部分と、明治中年に蒸気船で来島した川上精一氏の『大島日記』によりその年代の渡航の様子をうかがってみる。二つの日記ともに候文になっているので、口語文にして要約した。

上国与人基俊良日記

○明治二年六月三日　晴天　海上安全の為祈念。有盛公（名瀬市浦上の平有盛を祀る神社）に参詣する。その日上国する与人一同海上安全を折り酒宴を催す。

○六月六日　晴天　南方向からの順風が吹き立てるので四つ時（十時）厚徳丸に乗船した。厚徳丸の外に徳之島上り、沖永良部上りの船がいて同時刻に出帆した。だんだん追い風が吹き立て、宝島よりおよそ五里ほど手前で縄が切れてしまい、帆を下げて縄を抜きかえたために厚徳丸に二、三里おくれてしまったが、間もなく走り抜き七、八里も先になって帆影がかすかに見えていた。それから宝島の四、五里ほど上手に行って夜に入ると、強い風が吹き、波も高く五合ぐらいに帆を下げて夜どおし走った。

○六月七日　明け方（暁）には臥蛇島と列んで走っていたが少し風向きがちがってきたので、口之永良部島に終日停泊していて、暮れ方に船を出し一里ぐらい行ったところで夜になる。

○六月八日　雨天　今日も南風で、明け方には御開聞（開聞岳）を仰ぎながら山川湊口に五つ半（九時）時分碇をおろした。この上国は南風の季節であり順風の追い風のため、二昼夜で

山川港に着いている。私は名瀬市金久町の基八重子氏を訪問して日記の原文を見せていただいた。基俊良主は、文政九年三月二十六日生まれで与人を務め、国会が開設されると大島から最初の代議士になられた方で、明治三十七年に病没された。

大島日記

『大島日記』は、鹿児島武橋の人で明治二十四年六月十八日鹿児島を出航して大島に渡り、同行者他に三人とともに大島沿岸の水産調査をなし、同年八月一日鹿児島に帰着した故川上精一氏の日記である。つぎに上り下りの航海の部分だけ摘記する。

▽大島下り

○明治二十四年六月十八日　晴天　午前七時起　旧十二日　木曜日。船中　今朝八時十分内を出て……午前九時、陸奥丸に乗り込み十時出帆する。まず栗川東江様、橘口殿、河野殿四人で船の中は至極静かであった。種子島、屋久島、硫黄島、黒島、竹島、口ノ永良部等の諸島を左右に見、七島も無事に過ぎた。七島灘をこのごとく無事に過ぎるということは、一年に一度ぐらいのものだという話である。実に大きな幸せでくたびれることもなく話をすることができた。夜十時に寝る。

○六月十九日　午前六時起　大雨　船　旧十三日　金曜日。今日もしきりに雨が降っていた。上陸するのに大変であろうと察せられた。午前十時に大島の名瀬の湊に着いた。私と栗川様が先の艀で上陸し、橘口殿、河野殿のお二人は荷物といっしょに後で上陸されることにした。

▽鹿児島上り

○明治二十四年七月三十一日　朝雨昼雨曇　午前五時起　旧二十六日　金曜日。今朝いよいよ陸奥丸は汽笛をならして入港した。荷物を取りかたづけて十時に乗り込んだ。午前十二時出帆する。風が少しあっておんな子どもが船酔いで吐き、特に子どもの泣き声がうるさいが哀れに聞こえる。われわれはいつもながら船中元気であった。船の中は船客が多く混雑した。

○八月一日晴天　午前七時起　朝まで船　旧二十七日帰宅　土曜日。今朝波は静かになって、船客はみな元気づいた。九時に鹿児島港に着く。

右の『大島日記』の原本は鹿児島県立図書館に所蔵されており、同奄美分館から解読版を刊行した。川上精一の母イサは、高崎崩れで遠島となり名瀬市小宿町に住んだ名越左源太翁の長女で、この日記の随所に御祖父様のことが出ている。また前記基俊良主と大島沿岸の漁場開拓のことについての連けいや、その他明治中年の島の事情など島外からの目がそそがれている。

そこで大島航路は、明治初年までながいながい帆船の世が続いた。しかしその帆船で上国（鹿児島）できる人は、島役人ぐらいのものであった。ところが明治中年になると『大島日記』によれば、陸奥丸の中はおんな子どももいて混雑していたと書いてあり、自由に渡航するようになったのである。このようにして彼の地に渡って島の人が住みつくようになり、また行政的

に中央と地方の意識から彼の地を本土、内地と呼ぶようになるのである。

(一)　定期航路

本土と大島諸島との海路は、明治十八年以来大阪商船会社の大阪・沖縄線の船が名瀬に寄港していたが、大島とそのほかの諸島との間には汽船の便がなかったので、県は二十一年度より年額八千円の補助を与えて大島各島航路を開かんとしたが交渉に応ずるものなく、二十四年に至ってようやく大阪商船会社と交渉成立し蒸気船による定期航路が開かれた。

○明治二十四年卯、大島郡各島は本邦屈指の難海中に碁石点在し、共間潮流険悪にして毎年遭難船少なからざる故、従来一定の航海なく、従て人事の進化及び殖産工業共に開けず又物価は四割乃至五割の高価を有し、加之秋冬の候は風波烈しく殆んど航海を絶ち為めに物品需用に欠き、其他公私の不便一々枚挙するに遑あらず、実に航海の開否は永く各島の盛衰に関する故、各戸長所轄二十二方より壱・弐名宛大島郡金久村外二百四十七村連合会議員金久村へ出会、議決を経て確実なる方法を設け大阪商船会社と約し二十四年度より各島間毎月一回朝日丸を以て定期航海を開設し、本郡の福利を増進せりもっとも二十四年四月より二十七年三月に至る参ヶ年の契約にて連合村費支出額左の通、総て戸数割、営業割に賦課す。金壱万九千百拾六円

定期航路補助費

内　金六千三百七拾弐円　二十四年度
金　〃　二十五年度
金　〃　二十六年度
外　金参百五拾七円弐十四銭　二十四年度会議費
金参百参円参拾九銭　二十五年同
金参百弐拾壱円参拾銭一厘　二十六年同

前文予算通り収入の外二十六年度以来政府より六千円宛補助せらることとなり、二十七年度支払残金弐千四百八拾参円八拾参銭四厘、二十八年度六千参百七拾弐円合計八千八百五拾五円八十三銭四厘救儲金することに決議なり、和泊五百弐拾弐円十銭九厘、知名五百五拾一円五十九銭六厘別戻を受く。

また、航海の補助に関する事項録（県立図書館奄美分館蔵）には、大島郡の航路改善を請願した県知事あての文書がある。

この後、明治二十七年に喜界島出身の浜上謙翠が大島興業汽船株式会社を設立し、同三十五年まで運行した。

息する者に取っては、海運交通の利を得られないことが何より不便であったからである。尤も当時大阪商船会社による月一回の交通はあったが、勿論之のみを以て満足することは出来なかった。そこで彼は明治二十五年冬官を退いて野に降った。爾来東奔西走、専らこの事に従って席暖まる暇なく、遂に明治二十七年、基俊良と共に興業汽船株式会社を創設した。

当時僅に月一回の大阪商船の寄港を除いては帆前船すら滅多に通はない頃、蒸汽船を大島の民衆的な所有船として就航せしめようとする浜上の計画は、識見山の如く胆量海の如き大英断の人でなければ到底企て及ぶところではなかった。果せる哉彼の此の提議が大島各離島の人々に伝はるや、恰も旱天に慈雨を得たやうに喜んだ。だが、一面には例の猜疑心より事業の成果を危み、進んで投資しようとする者が殆ど無かったのである。浜上は素より覚悟のことゝて、敢然として四方遊説の途に就いた。そして紛々たる群議を排し、これを統制して不動の輿論を作り上げ、一意専心汽船会社の創設に邁進した。

かくて明治二十七年四月、汽船平安丸を借りて出航せしめ、茲に始めて薩南海上の別天地に斯業の曙光を見ることが出来た。而して島庁はこれがため一航海毎に三百五拾円宛の補助を約束した。その後同会社は山中庄兵衛の問屋より百十一屯の汽船南州丸を購入し、更に海竜丸を借入れ、隆盛丸を購って、共に各離島を巡航せしめたが、不幸にして隆盛丸は台湾

大島における交通文化の曙光は、明治二十三年十月、時の島司森長義が金久村外二百四十七ヶ村の連合会を召集し、毎年金六千三百円づつを徴収して大阪商船会社に補助し、翌二十四年から二十六年に至る三年間大島各島月一回の定期航路を始めたのが嚆矢である。その後本郡の航路開拓に献身的努力を傾倒したのは喜界島出身の浜上謙翠であった。彼の名は大島の交通文化史上永遠に忘れてはならない。彼は嘉永四年（一八五一年）正月三日、小野安民の長子として喜界島小野津に呱々の声を挙げ、幼少の頃本家を出でて浜上家の家統を継いだ。資性温厚・意志堅固・精力絶倫にして、また非常に同情深い人であった。長じて阿木名村長となり、治績顕著なるものがあったが、後郡書記に転任し、勧業課長として夙に敏腕を以て聞えてゐた。彼は平素大島郡産業の開発に力を尽し、特に糖業の発達には全力を傾倒してその功績大に見るべきものがあった。此頃彼は大島郡状態書なるものを著はし、島民の生活状態並に糖業の沿革、農商間における幾多の積弊及び従来官庁の行へる糖業奨励の概況、将来の方針等に就き、赤心を披瀝して郡民に訴へ、その覚醒を促した。而して彼更に思へらく、此の計を完成せんがためには先づ航路を開き、運輸事業を起し、島外交通の路を開き、わが産物を移出して他の文物を納れ、以て全島の風俗を改善し、福利を増進するに如くはないと。蓋し交通文化に恵まれない絶海の孤島に棲

北部の淡水港外に座礁破船して救ふべからざるに至った。それでも定期の航海はこれがために少しも不便を感ずることなく、会社は間もなく万歳丸を借用し、隆盛丸に代って航海を続行せしめた。この間における浜上の活躍は文字通り家を忘れ一身を捨てゝ桔据経営、実に目覚ましいものがあった。（「趣味の喜界島史」参照）

この運動のために彼は私財を悉く倒尽して、最後には政府へ助成金請願のために上京する旅費にも窮し、自ら郡内を行脚して一戸一銭づゝの寄附金を集め、漸く七百円を得てこれを上京の旅費に充て、或は元老に頼り、或は国会議員に説き、或は当局者に迫り、先輩に縋り、苦心惨憺百折たゆまず、遂に政府をして二十八年四月以降毎季六千円の補助をなさしめ、更に三十四年四月以後は毎年一万八千円の補助を契約せしめた。これ全く浜上の至誠が天に通じた結果に外ならない。然るに惜むべし、此の歳の春彼は病床に臥して再び起つ能はず、事業の経営亦甚だ困難となった。仍て三月二十一日興業汽船株式会社は止むなく航海権を挙げて尽く太洋商船会社に譲り、彼も亦二十六日溘焉として長逝した。時に歳五十二であった。けれども彼が一旦創設した事業はその後益々隆昌に赴き、交通愈々頻繁を加へ、人智日に開け、民度月に進み、絶海僻陬の孤島よく文化の恵沢に浴することの出来たのは、これ一に浜上の至誠奮闘の賜である。因て大正二年郡の有志相謀って寄附金を募集し、翌三年三月名瀬湾頭蘭館の跡に彼の頌徳碑を建設して、その功績を永遠に記念することにした。碑文は文学博士上田万年の撰、題字は陸軍大将子爵大迫尚敏の書である。

航海事業の外、浜上謙翠は會て大島々庁在勤中名瀬に私塾を開いて、国語・漢文を教授し、まだ教育機関の備らなかった当時、郡の子弟教育に貢献するところが多かった。他日帝都の実業界に頭角を顕はし、斯界に活躍しながら社会教化事業にも功績の多かった亀岡豊二は、青年時代浜上の知遇を得てその門下より出た逸材であった。

なお、航路権を譲り受けた太洋商船株式会社は、資本金十万円で創業、明治三十六年から鹿児島と大島各島間に不老丸を就航させた。しかし、同船は三十八年十一月徳之島平土野湾で座礁したため十二月から「新不老丸（七百五十一トン）」を就航させ相当の業績をあげた。

また、明治四十一年には、大阪商船会社が進出して大阪から鹿児島を経て名瀬―徳之島―沖永良部―喜界に至る航路を開き、月二～三回航海するようになった。

(二)　港のこと

明治二十七年六月和泊港口狭隘なる而已ならず点々暗礁あり。満潮時と雖も深さ七尺に過ぎず、一歩を誤れば瞬息暗礁に触破する患あるを以て従前砂糖積に来港する和船十七八反帆（砂糖七・八百挺積）乃至二十二反帆（千二百挺積）水先を能く選択乗込ませあるに拘らず島民、中港口案内精練の者、和泊、伊延各二名予て公役を免じ港預り、と云う役目にて和船の見える時は直に小舟より港外に漕出し案内することとし実に危険を極め居りしを以て、予算三千三百三十四円（社倉寄附千五百余円県補助千八百余円）長崎県山田栄作（潜水器具使用）請負本日より着手せるも捗取り雖きに依り解約して直営とし島庁書記妻鹿猿吉、村役場用掛中村源良監督にて天然岩穴又は鉄棒穿鑿したる所へ潜水練達の者をして火薬を使用せしむる外海に瀬依する故、天候の為従事し得さる日多く漸く二十九年九月竣工、今や口径弐拾間となり暗礁干潮の時八尺以上となり、昔日の患難を免れたり。

○明治二十八年七月二十三日、午后五時東北風にて漸々暴濤となり七時より一層強烈（中略）操坦勁宅前馬場尺五寸位波浪上流、中城前の垣へ馬艦船打揚げ……（略）

○明治三十八年四月、定期航路船「不老丸」小米へ初来航

○明治三十八年七月二十七日起工、小米港口干瀬にして干瀬の際はハシケ舟も通行杜絶、潮時を以って出入をなし殊に汽船来港するも潮時を俟たざれば荷物の卸積自由に為す能はずして不便渋滞を極むるを以て、三十八年度予算六百参拾六円五拾銭、四十年度八百拾五円、四十一年度弐千弐百拾円（内千円県補助）計参千六百七拾壱円五拾銭、外に人夫〇名を要し港口以内水路溝長、幅四間深三尺五寸、湾内点在の暗礁、港外突出の干瀬割除橋舟便利たる而已ならず旅行船舶出入の危険免ることとなり同時に荷積道路畳積す。

なお、「奄美史料」によると明治四十二年に初めて郡内の船舶および乗降客、貨物の数量が統計にみられる。

二　陸上交通

「南島誌」は、明治六年の沖永良部の道路状況を次のように記してある。

「山野及び道路にある所の石は「皆ハブ石」と称ふるものにして、稜角極めて多し、これに触ふる時は傷つく。そのハブ石と称するは、即ち大島徳之島の「ハブ蛇」に擬して名づくるものなりといふ。然して水流に橋梁なし。

道路狭隘高低、尖石縦横にして、土人にあらざるよりは一日三里程も猶難しとす。然して矮馬のこれを歩すること甚だ熟せり。これに来る者、時として巌角に触れ、左右の足を傷つくるに至る。」

また、「大島島治概要（明治四十五年）」は、

「各島中ニ於テモ車馬ノ通スベキハ名瀬朝戸間ノ二里餘ニ過キズシテ他は未ダ車馬交通ノ便ナシ、此故ニ一里ノ行路モ尚崎嶇タル二三ノ険坂ヲ踰エザルヲ得ズ、貨物ノ運搬人馬ノ往復ノ為メニ徒ラニ時日ヲ空費スルコト少シトセズ、而シテ此不経済ニ労力ヲ要スルト用務ノ處辨甚タ敏活ヲ欠クノ一事ハ延テ各島村ニ於ケル産業ノ発達ヲ阻碍ジ、町村ノ経費亦之レカ為メニ膨張ヲ免カレズ故ニ本郡諸般の発展ヲ期スルニハ先ツ道路ヲ改修シ、以テ交通ノ便ヲ増進セシムルヨリ急ナルハアラズ、今や各町村何レモ道路改修ノ必要ヲ覚知シ、県亦其経済ノ許ス範圍ニ於テ昨年度以来町村ノ労力寄附ヲ根據トシ、之が改修ニ着手シツツアルモ現在ノ縣道三十餘里ヲ延長シテ五十餘里ヲ改修セントスルニハ縣経済ト町村経済トノ間ニ於テ約四十五萬圓ノ負担ハ之ヲ免ルヽヲ得サルベク隨テ今後少ナクトモ二三十年ヲ期スルニアラザレバ、其完成ハ之ヲ見ルベカラザルナリ本郡発展ノ遅々タル交通機関ノ不備亦實ニ其一大原因タラズンバアラス（後略）。」

とあり、明治の末期になってもなお道路は悪く、島を発展させるには何よりも道路整備を優先すべきだと指摘している。

近世の項でも述べたが、さいわいにも本島の先人たちはいち早くその必要性を認識し、道普請などの規定を作って道路整備に取り組んでいたようである。

それでは道路の整備はどう進展したであろうか、「沖永良部誌」によると、「明治十二年道路を測量せり」として、和泊村役場から各村への里程が記されている。すなわち

和	十六町五十一間
手々知名	六町四十五間
喜美留	十八町五十二間
国頭	壱里拾七町二十六間
西原	三十四町三十七間
出花	二十五町二十六間
畦布	二十六町五十一間
根折	一里五十一間
大城	一里八町五十六間
皆川	一里四町四十五間
古里	一里十町
後蘭	一里三拾四町二間
田舎平	二里九町二十七間
永嶺	一里三十三町三十七間

（注）　1間は曲尺6尺、1町は60間、1里は36町

瀬　名　一里十八町二十三間
玉　城　三十二町三十九間
内　城　一里十三町四間

○明治二十四年、凡そ人の便益を得る方種多き中にも道路の改良するを最も公益なりと予て吏員中深く注意せしに屋者村字東風平、村田本島宅地後凹曲昇降急にして。僅の間に於て百歩の苦労を煩はすを患ひ上平川村、川畑依江順畑地近傍に在るを以て之より道路を開通せば便利ならむと即ち役場員相議して適当の地料を弁償すると請談せしに、好し其の返弁たるや道路の便利となれば少しも地料に及ばず又道巾も十分にすべしと如斯高価の畑地を万人の為に潔く投するは徳義の本心より生ずる真に賞揚すべき者なり是新開路を来往する諸客道路の平担なりしを悦はば又地主の志操を感美せん事を欲す。

明治二十四年十一月知名村外十七村、戸長役場

前文道路を短縮せしは四間半なるも労倦を医するは其幾倍ならん又畑地を禿費せしは拾坪なるも農民土地を惜切なるべきに快諾寄附せしは殊勝なり依て路傍に前文通掲告せり。

○同年九月、下平川村字大竿道路曲折不便により城村貞政畑弐拾四歩（学校北方長拾六間幅一間五合）代米四斗を以て操坦勁買入人夫は下平川村負担直線新道開通す。

○同年十一月、上平川、久志検両邑界道路に水溝あり、平常は涸渇微水なるも降雨に際しては、洪水急流渡渉し能はず又他に譲るべき要路斯く不便を窮むる故に人夫両邑負担石材費並に石工費操坦勁寄附を収て架橋（巾六尺渡九尺）竣工号を久平橋と稱し一の石碑建立す。

新築の石橋を祝して　利有

うごきなき石をもてかけし橋なれば
行末永くくずれやはする。
今年より八千代をかけて人皆の
心やすくも　橋や渡らん。

○明治二十七年五月、巌島神社前断岸にて浜への卸口なく荷揚困難に付社倉金支弁弐拾八円を以て沖縄人「加美」請負開鑿又神社後車浜卸口同上弐拾五円請負畳石す。

○明治二十七年九月、田舎平、後蘭村中間道路、坂谷困難に付、平島秀金参円、操坦勁金壱円、市来政連、安藤佳盛各金五拾銭寄附、平新島、前田前村地所取添え幅広め築畳、稍平坦に帰し便利になる。

○明治二十八年十一月、従来各村里道の儀多くは三尺内外にして六尺を出でし処なく突石泥濘困難なるを以て全島協議、地主の寄附を要請し道巾を広め屈曲を直して改修す。尤も此改修多くは二十八九年に成りしも全部は急速に捗り難く三十五六年に及ぶ。

○明治二十九年九月、村役場より伊延港に至る道路改修費戸数割一戸四拾銭、営業割八円合計六百参円六拾銭可決し、（実際は各村戸数に割当）、同月十九日着手、十月十一日竣工、此時田畑貫通「トントン川」架橋伊延井戸下暗渠を設け道敷

築上け可なりの車道に改修、最も道敷土地は全部寄附。

○明治三十年七月、越山道路従来絶頂北側経過の処、夫より尚北方に転換、和泊方壱戸一人出夫八月二十四日田皆馬鹿島尻三ヶ村助力にて竣工。

○明治三十二年八月、大城村東西部落中間川に初めて板橋架設（三十七年九月石橋架換（石工平山新安）、経費該村支弁監督世話人、伊集院宜志政、村会議員橋口盛次外三名、石工弐百八十八名、人夫四百拾壱名、計六百九拾九人を要したり）

○明治三十二年、竿津、上平川間の川に初めて板橋架設（大正二年十月、石工平山新安により石橋架換。大正橋と号す。経費の内金百円知名村補助その余は余多、上平川両字支弁）

○明治三十六年七月、二十八九年の頃道路に沿ひ又無拠避くべからざる処は寄附を収て貫通改修せしも幾月過ぎ去り寄附苦情ある時に至り芦清良村富山富道は下平川字ガジマル畑中より隣地にも嫁せず幅九尺長五十間位快諾寄附殊勝の心底なり。

○同年九月、明治橋は二十九年松材架設後二回流壊の処沖島曽徳金百円寄附椎材を以て堅牢に営架

○明治四十年十二月、下城、沖泊道路之儀嶮岨にて体力強壮にして能く馴れたる者に非ざれば砂糖樽津下し能はず不便困難を極めしに上城、鼎新常、首唱し上下城戸数弐拾余日の割出夫を以て昨年より開鑿着手、牛馬を以て運搬し得る様本月竣工、万代の至便特筆すべきものなり。

等々個人からの敷地提供や工事費の寄付、村全戸への賦課あるいは近隣地域だけの負担、（田皆や住吉から応援を求めたこともあった）、さらに道普請という夫役で道路改修を進めていたようである。

なお、明治四十一年四月島嶼町村制が施行されてからは、大字別に道路整備の規則を作っていたようである。

しかし、このように道路が開かれても交通の主役は牛や馬であり、くらをかけて直接荷物を積んだり、ヒカシヤマに変わりはなかった。

知名町誌によると明治末に、徳時の勝部行弘という人が営業用乗り合い馬車を考案して、小米―田皆、小米―和泊間を有料運行したとある。ただ、道路といっても石ころだらけのデコボコ道であったから揺れも激しく、健康な人なら歩いたほうがかえって楽だったかもしれない。

人力車＝和泊出身の県会議員、撰正鋭氏が明治三十一年ごろ持ち込み傭（よう）人を使って走らせたというが、その後どうなったか不明である。



野菜といも



明治橋





砂運搬

グスク又道（内城）

ヒカシヤマによる平地運搬



三　通　信

人間が地球上に住むようになってから、自分の意志をなんらかの方法で相手に伝えることが必要となった。

昔、はじめの通信は、言葉や手ぶりなどのほかに、光や煙（のろし）、音（ほら貝）などでも伝えられ、その後、江戸時代には飛脚が走り、明治時代に入って郵便・電信事業が発達するのである。

「郵政百年のあゆみ」によると、

「電信は、明治二年八月に横浜の燈明台役所と裁判所との間八〇〇メートルに電信線が取り付けられ、官用の通信に限って送信が始められた。わが国における電信の始まりである。

郵便は、明治四年三月一日政府の手によって、東京と大阪の間を飛脚が走りだしたのが始まりである。」

それでは離島の沖永良部はどうであったか、記録をたどってみよう。「沖永良部島郷土史資料」によると、

○掲示場所之事、元来支庁前に壱ヶ所あり、是は官より掲示する所たり。然るに僻村の人民に於ては御布告の御趣意も通知せざるの形況なるを以て、明治十年の冬、全島各村に掲示場を仮設し時々の御布告等を掲示す。其後本県に具状する所ありて仝十一年十二月に至り、之を廃し十二年一月より更に各小区各一ヶ所と改設し全島三ヶ所と定め（但し支庁前は此外たり）其掲示場には時々の御布告と違式条例を掲示するを兼ねたり其費は都て民費とす。

○郵便局設置之事、明治十一年の春、本島和泊、伊延の両所之郵便局設置、本県との往復も可、総会決議にて郵便取扱役の人選其他筋伺之後、仝年七月駅逓掛官員線路取調旁々出張の節、和泊伊延五等郵便取扱役両名辞令の書携来、支庁に於て之を渡し然して同官員協議差向き仮設致置、其後本開許の儀さらに本県より達あり、爾来其方法を以て住復す。但商店の船便等ある時其便に托すは実際不得止事とす、又伊延と和泊間は設置以来書状の往復一も無之無用の義に付追て改正の見込みあり。

○明治十一年十一月一日、鹿児島県管下与論島、沖永良部島仝郵便局を新置し、琉球国那覇を経て国頭より線路を接続し、内地より該島へ達すべき郵便物は汽船便を以て那覇港郵便局に送達し、該局国頭間は従前の方法を以て逓送し、国頭、与論島間及び与論、沖永良部間往復左之通り。

一、国頭、与論間線路、国頭に於ては郵便汽船にて到達したる与論、沖永良部島への郵便物到着せば直に与論島へ仕立船を発し、瀬利覚村郵便局に至り郵便物受渡取計帰局の事。

二、与論、沖永良部間線路、与論瀬利覚村に於ては国頭より郵便物到着せば沖永良部島へ達すべき郵便物を区別し、直に仕立船を発し和泊郵便局に至り郵便物受渡帰局の事。

三、沖永良部和泊、伊延間線路、和泊に於ては毎一の日午前六時郵便脚夫を仕出し、伊延港に至り郵便物受渡取計帰局の事。

右之通

○往第二百五十四号、沖永良部支庁

該島へ郵便往復の儀に付、先般掛官員巡回往復方法等協議之末其筋へ申牒中に有之候処、右回送船の儀其地へ月一回航海賃に限り本庁費を以為仕払候条一時予備金の内より繰替追て支払方可申立其他臨時仕立船等は其定額内より可支払儀し可相心得将又該船賃の儀は航海之都合に因り時々増減町有之と雖も予而制限相立通常之願可届出、此旨相達候事。

鹿児島県令岩村通俊代理

鹿児島県大書記官、渡辺千秋

○明治三十年七月七日、沖縄丸来津電信架線九月一日より開始

○明治三十四年二月、従前郵便局は村役場前の土持政照借家の処、局長西彦熊厳島神社西隣へ建設移転す。

○明治四十一年申一月十一日、知名電話開始其架設費中四百九拾円村寄附

○明治四十四年五月二十七日、村役場内之梵鐘据付時報始む、該代価弐百拾円の内百円和泊尋常小学校訓練佳良に付知事より賞与金を以て充て、百拾円は和泊学校区六大字寄附、台楼は村費にて営設。

なお、「和泊郵便局一〇〇年の歩み」には次のように記されている。

○明治十一年三月三〇日、沖永良部島に初めて郵便取扱所が設置され、取扱役に和泊の素封家、西彦熊氏が任命されて自宅で郵便の集配事務を取扱ったのが沖永良部地区における郵便の始まりである。

○全二十二年十月九日、郵便取扱局が三等郵便局に昇格、初代局長に西彦熊氏任命される。

○二十九年六月十五日、為替貯金業務及び外国通常為替事務取扱い開始。

○二十九年七月一日、内国小包郵便物の引受、配達事務取扱い開始。

○三十年九月一日、亀津、和泊間に海底電信線路が開通し音響通信が開設、和文、欧文電報及び電報配達事務開始

○四十三年三月、年金、恩給事務取扱い開始。

とあり、任命を受けた局長が、年額〇〇円で郵便業務を請け負っていた。なお、局長および通信手は逓信省へ「御請書」を提出し、また集配員は「身元保證害」を添えて局長へ「請書」を提出していた。

当時は、船便が月二～四と少なく、したがって集配郵便物も少なかったので、町内を一人で数日かけて配達していた。

郵便箱（ポスト）は木製で、黒く塗られていた。

なお、「奄美史料統計」には、明治四十一～三年の大島郡内の郵便、電信状況が記録されている。

○歴代局長

	氏名	自	至
初代	西　彦熊	明治一一・　三・三〇～昭和	八・六・二五
二代	西　政幹	昭和　八・　六・二六～昭和三三・六・三〇	
三代	和田　隆一	昭和三三・一二・一八～昭和五〇・七・	一
四代	永山宜志頼	昭和五〇・　八・一六～現在	



本島最初の郵便取扱所（和泊西彦熊氏住宅跡）



（ホラ貝）の合図

第十二節　教育

一　学校教育

(一)　学制頒布と我が教育の発展

沖永良部島における明治時代前期の教育について島伊名重氏は「沖永良部島郷土史資料」の中で「学制頒布と我が教育の発展」と題して、次のように述べている。

明治五年に学制を頒布してから今日まで過去半世紀、我が国の教育制度と内容とは実に驚く可き発展を遂げた。凡そ維新以来百般の文物悉く長足の進歩を為したが、その中にも教育の発展程に大なるものはないと自分は信じて居る。然かもこの教育の普及と進歩とが燦然たる明治、大正の文化の原動力であったことを顧みるならば、今日文部省が学制頒布五十年祭の祝典を挙げることは頗る意義のあることと思ふ。翻って明治新政府が学制を頒布するに至るまでの努力の跡を考へるに、明治元年山内豊信侯が秋月種樹氏等に命じて学制を査定せしめたのを第一着手とし、尋いで山内侯知学事、秋月氏は副知学事として学制の取調に当られた。仝く二年五月には学校判事森有礼氏学校権判事で加藤弘之氏等が取調掛を命ぜられて居る。恐らくは此等の人々の取調の結果を纏めたものであらう。同じく二年二月には大学規則が定められた。此の規則は十分実施せらるるに至らなかった。又其間に学制の取調べや視察のために種々の人を外国に遣はして居る。例えば同じく三年十二月には小倉処平氏が学制取調べの為に英国に遣はされ、同年十月には文部大臣大丞田中不二麿氏が全権大使附属理事官として欧米各国へ差遣せられ、長与兼継、中島永元の二氏は更に其随行を仰せ付けられて居る。この頃に於ける文教の監督官庁と申せば、明治元年六月二十九日に政府は徳川幕府所設の昌平学校を復興し、同じく二年六月十五日之を大学校と改め、同年十二月十七日更に之を大学と改めたが、当時の大学は学校たると同時に教育事務の監督官庁であった。随って大学別当は後の文部大臣に相当するのであった。

然るに同四年七月十八日大学を廃して文部省を置き江藤新平氏が文部大輔となったが、同月二十八日大木喬任氏が文部卿となられ、江藤氏は半ケ月許りで八月四日他に転じたのである。大木就任の後教育制度の全躰に渡り極めて包括的な規程を造り上げ、いよいよ五年八月所謂学制の名の下に之を頒布したのである。之と同時に太政官は布告として学問普及に関する被仰出書を公にした。而して此の布告を発したるは八月二日の日附である。なお文部大臣は八月三日の日附を以て学制頒布の布達を発して居る。当時はまだ太陰暦を用いて居たから之を太陽暦に換算するとき八月三日は今の暦の九月五日に当ると云ふことである。学制には大中小学区の事、学校の事、教育の事、教員の事、生徒及授業の事、海外留学生規則の事、学制規則の事等諸般の事項が定められてあり、其理想の悠遠にして規模頗る雄大なことは賢明の至りである。当時としては非常な英断と云はねばならぬ。学制が頒布せられてから今日まで教育制度は幾多の変遷をなし、其内容に於ても驚く程の変革があった。それは其時の人々が時勢に適応するやうに改革を加へて誤ることがなかったと云ふことに帰すると思ふ。例へば明治二十七八年戦役の後には、将来の国運の趨勢を察して実業学校令を設け、更に明治三十七八年戦役の後には国民教育の光栄を期する意味から、義務教育の延長を実行し、欧州戦乱に際会しては国民の教育を更に一層高からしむるの必要を認めて大学校令等を制定することとなり、朝野協力して教育制度の革新と内容の充実に力を注いだのであった。今日我が国の学校教育と社会教育の実状とを見るならば、如何に国民が熱心に忠実に教育の振興に奮闘したかを知ることが出来る。

さりとて我が国の現状を以て完全なるものと認むることは出来ない。教育の内容実質は今日益々革新し充実せしむるの時期であらう。即ち明治五年の学制頒布に対し太政官からの被仰出書の中に記せらるる「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめざる可らざるものなり」との精神を徹底せしめ、教育勅語に宣せられ給ふ如くに国民個々の知能を啓発し徳器を成就して健全な国民の養成こそ急務であると確信する。斯く観じて教育が凡ゆる文化の原動力である以上、今後我が国運の発展の為に五十年を劃世期として、明治大帝及び今上陛下の教育に対する聖慮に副ひ奉ると共に、学制

頒布以来の教育行政に関与した人々及び野に在って教育に従事した人々の偉大なる功労を思って、朝野を問はず益々教育の振興革新を図りたいと望む次第である云々。

以上は文部大臣鎌田栄吉氏が学制頒布五十年記念式上での演説ですが本島教育史の参考にもなるを以て茲に附記し、且つ左の一篇も福岡県立図書館長伊東氏の同時の演説なるも記して以て後覚の士の参考に資せんとす。乞ふ諒せられよ。

九州最初の小学校、一校の生徒僅かに三十名、学制頒布は明治五年、其頃九州は第五大学区で長崎、佐賀、三潴、田川、鹿児島、宮崎、大分、福岡、小倉の九県に分れて居た。三潴は筑後、田川県は肥後、小倉県は豊前で、後に三潴、小倉の二県は福岡に合併した。明治五年に創立の小学校は非常に少い。明治六年の九州全体の小学校数は僅かに六八〇、教員数は一九一六人、生徒数は八四五三八人で、人口百人に付就学生徒が一・八六と言ふ有様であった。明治七年には校数はずっと多くなった。即ち九州全体小学校数は二四四七校、教員数は四二七八人、生徒数は一六六三四六人、人口百人に就学生徒数三・三〇となって居る。右の数字で知る様に、当時は学校数も少く又生徒も少い。一校一教員に生徒二〇～三十人といふやうな学校は沢山あった。

明治七年の九州各県の人口は左の通り。

長崎六六三三七四、佐賀四八六九六八、三潴三九六九〇三である。

三潴、鹿児島は差がない。即ち此の二県の学校は大抵明治六年に出来揃ったのである。其他の諸県は差が多いから其の差だけは明治七年の新設と見做される。中にも長崎は四二が二七二となり、福岡は二八が三二五となって居る。即ち此二県は明治六年までは至って校数が少なかったが、明治七年に至って俄かに激増したといふことになる。

明治七年の学校は校名・所在地・男女生徒数・男女教員数など記録に残って居る。但し鹿児島県だけは記録がない。県或は都市などで、学制頒布五十年記念として、地方教育沿革史の編纂に着手して居る処が幾処もあるやうだが、これは実に良い計画である。今の内ならば長く教職にある人、或はあった人から多少昔の事を探り出す便宜もあるが、今暫くすると其便宜もなくなってしもう。随って其記録も亦漸次なくなるから、教育史を編纂するならば、一日でも早く着手するが得策である。（中略）

維新後公立小学校の嚆矢

明治八年中本島和泊村に仮学校壱ヶ所新設、全島共有の与人地と云ふものを学田として学資に充て、子弟教育の方法は稍や確定すと雖ども、師員不足、生徒不進、且和泊を除くの外、各村に至っては未だ就学の者一人もあらず。然るに同十年八月以来、教育の道は一日も欠可らざるを屢説諭し、人民大に其旨を領し、終に各村小学校新設、子女就学の志願申出、随て人民より学校用として地所・家屋・金穀等を寄附するに至る。仍て凡土地の便宜を計り、同年十二月迄に新に十六の仮学校を創立し和泊を加へて拾七校となし、従来師員及び漢字の力あるものを以て適宜に師員となし、各所の仮校へ生徒を入れ、文部の正則に倣ひ授業す。其の拾七の小学校新設の儀は仝年仝月本県へ伺出尋で許可となり、同十一年の春本県より教員一名を雇入（其氏名を飯田安治といふ。）従来の師員或は優等の生徒を以て教則を伝習させ、其者共を漸次又は同心得申付、凡半年期を以て各校へ派遣す。和泊校にて教員の外事務掛りのものありて、各校の会計其他共総括する所とす。然して各校の生徒は春秋二季の試験例規に依り施行し、亦特別進歩の者は、二季の中間に一度づつ臨時試験をなす。不勤の生徒は時々説諭勉励させ、以て今日に至り漸次進歩の景況なり。然るに其教則中島民に於いて実用不適当の廉も有之を以て、本年より実際入用の廉のみ重に教へ稍適宜の方法を用ふることとなれり。学校の名称並に生徒の数及び学資の方法・費用の請払又は現今教師給料其他左の如し。

附録（学校の休日は年始・歳末・祝祭日・日曜日の外製糖の頃一～二週間を休む。其為暑中の休暇を減するなり）

但本文十七校と雖とも、追て経伺の上和泊校を以て沖永良部小学校とし、其他の拾六校を分校と改称せば百事都合宜しかるべし云々。

学校・名称・位置

一　小　区

一、和泊学校　生徒百八十五名

但和泊村にあり、但下等小学校より二級まで

一、国頭学校　生徒六十三名

但国頭村にあり、但八級より六級まで

一、畦布学校　生徒二十六名
　但畦布村にあり、但八級より六級まで
一、花実学校　生徒二十一名
　但西原村にあり、但八級より六級まで
一、玉城学校　生徒三十四名
　但玉城村にあり、但八級より七級まで
一、内城学校　生徒三十二名
　但内城村にあり、但八級より四級まで
一、皆川学校　生徒七十一名
　但皆川村にあり、但八級より四級まで

二　小　区

一、余多学校　生徒六十名
　但余多村にあり、但八級より五級まで
一、平川学校　生徒四十三名
　但上平川村にあり、但八級より六級まで
一、清良学校　生徒五十五名
　但芦清良村にあり、但八級より五級まで
一、覚知学校　生徒六十名
　但瀬利覚村にあり、但八級より五級まで
一、徳風学校　生徒四十三名
　但大津勘村にあり、但八級より六級まで

三　小　区

一、島尻学校　生徒四十八名
　但島尻村にあり、但八級より六級まで
一、田皆学校　生徒七十七名
　但田皆村にあり、但八級より七級まで
一、下城学校　生徒四十三名
　但下城村にあり、但八級より六級まで
一、後蘭学校　生徒四十一名
　但後蘭村にあり、但八級より六級まで
一、永嶺学校　生徒三十一名
　但永嶺村にあり、但八級より七級まで

学資の方法及費用元請払残　但勘定帳と小異り

一、金七千五百六十三円七拾弐銭
一、米拾四石三斗五升三合一勺
　是は従来学校用に充てたる学田（即与人地なり）拾弐町六反四畝拾弐歩売払代価並共有社倉金の内等、人民協議に依り学校資本となす分明治十一年学校に受くる。

一、金壱千七百壱円廿壱銭壱厘
外に六百八拾六円四拾弐銭三厘　田家代
　是は明治十年以来十一年中に至る支庁官員並産糖買受商人及全島人民合人員千拾五人分の学校寄附金高
一、金百九拾弐円弐拾弐銭五厘
　是は明治十年分文部省補助金、十一年に受くる。
一、金参拾壱円四拾銭弐厘
　是は明治十一年貸付金の利子
合計金九千四百八拾八円五拾五銭八厘
　右明治十年以来十一年十二月まで学校に受くる
　此内
　　金弐百五拾参円九拾銭九厘
　　米六石七升八合六勺
　是は明治十年中学校諸費合計
金弐千参百九拾参円拾壱銭弐厘
　是は明治十一年中諸費合計
　　内　訳
金九百六拾八円六十九銭三厘　書籍器械費
金千四百円弐拾壱銭九厘　教員俸給其他
　　小使給料
　　差　引
残金六千八百四拾壱円五拾参銭一厘
　　内
金四百六拾弐円四拾四銭九厘　寄附金未納
金百九拾弐円弐拾弐銭五厘　十年分文部省補助金
金五千七百拾弐円九拾三銭弐厘
　是は明治十一年十二月迄に地所抵当を取り一ヶ月元金拾円に付金拾五銭宛の利子にて人民貸付
金四百七拾参円九拾参銭壱厘
　是は明治十一年一月への越高現在金
米七石六斗弐升四合五勺
　仝十一年一月への越高
右貸付金の利子並現在金且十一年以後補助金等を合して此以降の学資に宛て、別段課出を要せざるの目途なり。
然して毎年教員の数等、出納表の如きは、学事年報仝一成規の通り出すこととす。
一、教員　　九人
　是は一名月給参円づつ本県へ届済の分
一、教員心得　二十六名

是は一名給弐円づつ、但伝習生等を以て支庁限り、適宜申付の分

一、教員手当金

是は教員各校派遣の節、路程に応じ壱人前金四拾銭より壱円迄

一、和泊事務所小使壱人　但事務員は副戸長の二名、教員の内二名

是は一日金八銭づつ、資本の内より支給

一、茶百五拾目

是は和泊事務所使用、資本より払ふ。

一、壱校毎に小仕壱人づつ　拾六人

此給料米弐石五斗或は三石、其掛りの村々より出す。

一、種子油三勺　但一夜分

一、柴薪拾五占　但一ヶ月分

一、茶百二十五匁　但一ヶ月分

一、菜三斤　但一人一日分

右は和泊学校を除き外十六校は教員派出詰切に付き、其学校掛りの村々より出す。

前述の如く全島を三小区に区分し、一小区は和泊校外六ヶ校、二小区は余多学校外四ヶ校、三小区は後蘭学校外四ヶ校、全島の学校拾七校にして、其教員数参拾五名（教員数九名、教員心得二十六名）、生徒計九百三十三名なり。而して教員の俸給は一名に付一ヶ月金参円、教員心得は一名一ヶ月金弐円づつなり。然して教員俸給の支払及其他諸雑品購入の出納等に至るまで、総ての事務は和泊学校にてこれをなすと雖も、管理者各学区担任の戸長これをなす。又三小区域には学校監督なるものありてこれを監督す。即ち一小区の監督者は手々知名の①町田実義、二小区は余田の安田蘇泉、三小区は久志検の②沖久清照の三名なりき。此の三名は各担当の学校監督者にして、又学校の区域内にも学務委員なるものありて、欠席児童の奨励及び其父兄の説明等をなして勧学の方針をとれり。此の学区域の学務委員なるものは、各学区内の有力なる有志者を以てこれに任じ名誉職とす。斯くの如くにして、明治十年十二年迄に新正則小学校の名称を用ひ、上等下等の二科に編制し、明治教育の根底基礎を堅め方針を確定して、文部省の方針に則り、所謂村に学ばざる戸なく家に学ばざる人なしと懇諭し、大に児童の父兄も其御趣旨を体し、薩摩の柱に縛がれたる犬が放飼されたるが如く、教育には奮発勉励して向上発展せり。

明治十一年五月には、鹿児島の教員即ち宮崎県延岡の人飯田安治氏を聘用して沖永良部島伝習所を設け、下等小学校授業法を伝習せしめ、而して同じく十三年六月には、東京師範出身の（現代の高等師範卒業、各府県よりの選抜生）長崎県人石井忠世氏が、沖縄県師範学校へ奉職赴任の途中、大島名瀬にて依頼聘用し、和泊伝習所にて上等小学全科を卒業せしめたりき。附、石井氏は流石は長崎県の秀才にして、普通学の実力抱負なりき。然して文才に長じ、殊に物理・化学及数学は最も得意の方なり。後年に至り佐賀県師範学校の教諭となりき。

明治十五年には初等・中等・高等の三学科の科程を課せられ、学科高尚となり、東洋の漢字時代復興せりき。然るに惜い哉、明治十六年二月、全島文学の中心とも言はれる和泊学校は、近隣より類焼して烏有に帰し、翌明治十七年五～六月、二階建の校舎を新築す。然して明治十七年六月新校舎にて、本県教員検定試験施行、同じく九月三十日付きにて教員免許状下附せらる。

これ本県教員検定試験本島にて施行の嚆矢とす。然して昨年は初等科及び中等科通じて、教科免許状を得たる者多かりしが、仝じく拾八年七月の受験にて、仝十八年七月十六日付きを以て、中等の全科免許状及初等科の全科及び数科免許状を得たるもの多かりき。

明治二十年には和泊方の和泊学校、東方の覚知学校（改めて知名学校と称す）、この二校には尋常小学校と称し、和泊学校には、尋常小学校と沖永良部高等小学校とを分立し、他校は総て簡易科小学校と称し、一日三時間の教授をなせば可なりとす。土地の状況に依り事情の許さざる場合は、夜間にても三時間の教授をなせば可なりと。

明治二十七年本郡に新小学校令実施せられ、其結果花実学校は廃止せられ、其学区域の内、西原は国頭尋常小学校に、出花及畦布校は廃せられて、和泊尋常小学校と併合せられ、而して和泊尋常小学校は校舎の狭隘を告げ増築するに至る。

此の時玉城学校及び皆川学校の二校は併合して、新に大城尋常小学校を新築す。又永誉校及び後蘭の二校は内城学校と併合して内城の上原に新築しこれを内城尋常小学校と称す。然して余多・清良の二校は廃止して、平川学校と併合して、下平川の吉川に新築し、これを下平川尋常小学校と称す。清良学校の一部黒貫と、徳風学校の廃止せられて其一部なる屋子母をも合併して、覚知学校

の名称は廃して知名尋常小学校と称し、大なる小学校は新築せられたりき。

徳風学校の一部徳時・大津勘の二ケ村は、島尻校に併合して島尻尋常小学校の学区域内に属するに至れり。然して田皆尋常小学校のみは、単に田皆簡易小学校より田皆尋常小学校と昇格せしに止りしが、下城簡易小学校は上城村へ移転し、従って其名も上城尋常小学校と改称せりき。明治三十一年八月の大風には、各学校共大破損の害を蒙りしが、就中最も甚しかりしは和泊尋常高等小学校及び下平川尋常小学校並に知名尋常小学校の三校は殊に甚しかりき。然して明治三十三年十一月和泊尋常小学校は新設、同じく三十四年九月竣工、現代の和泊高等小学校の北校舎なり。

明治四十一年四月には男子尋常高等小学校と女子尋常高等小学校と和泊には分立せしが、幾何もなく同じく四十四年六月一日には又もや二校併合して、目下和泊尋常高等小学校と称するに至れりき。

我が国の文化は実に旭日登天の勢を以て、駿々乎と進歩し、本島の如きも大正九年には下平川③尋常小学校と田皆尋常小学校には高等科④を併置し、同じく十年には尋いで内城・大城・国頭の各尋常小学校にも高等科を併置し、孰れも尋常小学校より尋常高等併置の小学校に昇格せりき。

（補注）

①町田実義―手々知名、町田定美氏祖父。

②沖久清照―知名町久志検、沖久清茂氏の父。

③平川小学校は明治三十年下平川尋常小学校と改称された。

④高等科併置について

原文には高等科併置年月日が明記されていないが、下平川・田皆両尋常小学校には大正九年四月二日に、内城・大城・国頭尋常小学校には大正十年四月一日に、上城・住吉の両尋常小学校には大正十四年四月一日に並置されている。

なお明治二十三年十一月和泊に沖永良部高等小学校が増置され、明治三十三年十一月には和泊高等小学校と知名高等小学校が新設されている。

⑤根折学校

原文には根折学校の名称はないが、「大城小学校沿革誌」には、次のとおり記載されている。

明治十年十一月根折村に根折小学校、玉城村に玉城小学校、皆川・大城・古里の三ヶ村を以って皆川村に皆川小学校を創立し、以って教養の道を開きたり。（中略）明治十九年学制に又変更ありて、小学校を分て尋常・高等の二等とす。夫れより根折小学校を廃して、玉城小学校に合併して玉城簡易科小学校と改称し、皆川小学校を皆川簡易科小学校と改称（後略）

⑥和泊町内九小学校跡地の位置・地名・現所有者名

（学校名）	（位置）	（地名）	（現所有者名）
和泊学校	前田商店付近		前田精造氏外
国頭学校	暗川（クラゴー）の南	学校敷（ガッコウシキ）	脇田新保氏（宅地）
花実学校	西原西溜池（イーダミチ）の東	学校敷	久留秀元氏（畑）
畦布学校	山崎商店南	学校敷	三島義徳氏（畑）
〃（移転）	旧公民館の東	学校の家（ヤ）	三島朝重氏（宅地）
根折学校	根折字南	学校の家（ヤ）	池田達彦氏（宅地）
玉城学校	玉城字公民館	学校敷	玉城字
皆川学校	皆川充氏宅南	学校敷	皆川忠造氏（畑）
内城学校	平田川（ヒャダゴー）	学校敷	種子島憲治氏（宅地）
後蘭学校	平　隆男氏宅		平　隆男氏（宅地）

永喜学校　永嶺・瀬名間　学校敷　宮永清秋氏（畑地）

○　花実学校の思い出　　西原字　　村（注）山上美

私は花実学校の一年生として入学した。学校の位置は西原の西溜池（イーダミチ）の東側で通称学校敷（ガッコウシキ）と呼ばれている土地（現在久留秀元氏所有の畑）にあった。私の同級生は東徳成氏（東一吉氏の父）や名越西道氏（旧国頭国民学校教諭名越八重氏の父）ら五～六名でした。全員西原字の男子だけで出花字の人は居なかった。年齢もまち／＼で三～四歳くらいも年の違う者が同時に一年生として入学した。花実学校の在校生は一年生だけで二年生以上は一人も居なかった。先生は伊地知季彦先生（和泊字、伊地知芳子氏祖父）一人っきりであった。伊地知先生は鼻が赤かったので、児童たちは赤鼻（アーバナ）先生とそのあだ名を呼んで親しんでいた。小使さんも居ない学校であった。校地面積は約一反歩くらいでした。学校は二間半角のカヤ葺きカヤ壁の家で、土間に木製の机・腰掛が数脚並べられていた。飲料水の用意もなかったので、附近の家でもらって飲んだり、自宅まで駆け戻って飲んだりしていた。

母の手織りの着物に黒い帯をしめて裸足で登校した。

ノートや鉛筆はなかったので、石板と石筆を使って勉強し、石板の字を消すときは拭(フ)きという布を使用した。石筆は落とすとすぐ折れるので大変困った。

一年修了と同時に花実学校は廃校となり、自分たちは全員揃って和泊尋常小学校の一年に再入学した。和泊尋常小学校に入学したのは自分たちまでで、自分たちの一年後輩からは国頭尋常小学校に入学した。

修身・読み方・書き方・綴り方・算術・唱歌等の教科について勉強した。当時はお金がなくて教科書が買えず、他人の教科書を借り、それを写本して間にあわせる人が多かった。私の家でも妹が一年に入学したとき、他人の教科書を借りて来て、自分が数日かかって写本し、それを妹に持たせたのを覚えている。

(注) 村山上美―明治二十二年九月五日生。西原出身。村山中生氏の父。旧西原字区長。旧国頭国民学校教頭村山上信氏の兄。

(二) 和泊小学校の沿革

1 和泊高等小学校沿革誌（明治三十三年十一月）には次のように記載されている。

(一) 沿革の大要

本校の由来経歴は苟も之を記せし記録なきを以て詳に知る能はずと雖、先進の士に温(タズ)ねて纔に聞知したる処を摘録すれば、明治八年和泊村に郷(注)校なるものあり。今日の所謂私立小学校なれども、是もとより一層不規則なる一黌たるは論を挨たざるなり。然り而して当局者監督の下に起つ宛然たる小学校を観るを得たるは實に明治十年なり。当時の学制は上等・下等の二種ありて各二学年宛の編成なりしを、明治十五年初等・中等・高等の三科に更制されたり。当時の校舎は明治十六年類焼の難に遭遇したるを以て、茲に改築せざるの止を得ざるに至り、二階造りにして稍々学校めきたる校舎を見るに至りたり。該上等・高等の両科は即ち今日の高等小学科教程にして、共に二三回の卒業生を出し来りしも、明治二十年学制の変革と共に、消へて跡なきに至りたり。そは其一部は和泊尋常小学校となりて現はれたりと雖、惜しい哉。高等小学科は設備・教員等の都合に依りて茲般の学制に則ること能はず、依て休校の不幸を演じたるなり。

其後二十三年十一月沖永良部高等小学校の設置指定あ

りて、仝時に三重県人丸山徳三氏校長として赴任せられて、茲に漸く高等科教育の基礎を見るを得たり。当初の学級は一学年一級にして生徒六十余名なりしも、或は死亡し、或は退校し、明治二十六年第一回卒業証書を与へしは四十七名なりき。仝年七月丸山校長辞任したれば、後任として本県人山下孫十郎氏来校せられ、鋭意進取其業に従ひ、明治三十一年迄第四回七十五名の卒業生を出して、其年十月辞職せられたり。

従前和泊尋常小学校と本校とは、校舎を同ふして並置の姿を爲したりしが、明治二十七年八月県令第五十三号を以て、明治二十三年の学令に則るべき旨布告せらるゝや、校舎敷地共に狭隘を告げて、本令の要求に応ずること能はざるを以て、三十年四月宏大なる校を舎を竣工し、和泊尋常小学校は移転するに至りたり。然るに本校は依然として旧態を脱すること能はざりしを、剰さへ、明治三十一年八月大風の爲に果敢なく校舎破摧せられたれば、和泊尋常小学校放課後の教室を仮りて教務を執りたりき。素より僅少の時間、且つ他校に宿するを以て教授・訓練意の如くならざるや蓋し免れざるべし。

明治三十二年八月校舎建築の議なり。十月着手の一端を始めしを以て、本校に出入するの生徒職員皆欣喜雀躍したりつるも、それも延期となりたり。何ぞ不運の本校なる。

三十三年十一月県令第□□号を以て、和泊・知名の二ヶ所に高等小学校を設置すべく指令あり。仝年八月小学校令改正せられたり。然れども、両所共設備の爲に、直ちに本令に準據すること能はず、荏苒(ジンゼン)日を送りしが、九月に至りて知名も仮校舎を設けて教授を始めたれば、我沖永良部高等小学校に在学しつつありし知名方児童の幾分は、知名高等小学校に転学せられたり。

明治三十三年十一月一日和泊高等小学校は成立ちたり。翌三十四年三月建築議可決せられ、四月工を起し、九月十五日竣工を告げ、翌十六日移転式を挙ぐ。

(注) 郷校―和泊小学校創立九拾周年記念誌には次のとおり記載されている。

これは、現小積原(クジンバル)家の前に、一間半角の学舎を設け、手習屋と言って、栄寿鳳(小積原(クジンバル)の先祖で、当時クレンダ町に居住する支那人学者から医学を学び、帰郷して医師となって、論語・孟子・四書五経・大学等の書に

依て漢学を指導したが)教育の任にあたり、その門弟には栄寿章(寿鳳の子)・東一徳(貞良の父)・福山清道(清寛の父)・和田清実(向井清国の父)・鎌田宗円(政太郎の父)などがあった。

(二)　明治三十三学年末調査の生徒数

学年	在籍男	在籍女	計	及第男	及第女	落第男	落第女
一	八三	一三	九六	六二	一三	二二	○
二	七七	一	七八	六六	一	一一	○
三	四五	○	四五	三九	○	六	○
四	三四	○	三四	三四	○	○	○
計	二三九	一四	二五三	二〇一	一四	三八	○

(三)　沖永良部高等小学校主要行事

1 明治二十八年中の主要行事

ア　開校式―一月八日開校式執行。前年度に於ける学力優等・品行方正且精勤なる生徒に賞品を授与し、余興として化学実験をなせり。

イ　教育会開会―一月十二日沖永良部教育会開会。

ウ　新教則研究会―一月二十日新教則研究会を本校に於て開会。参会者は和泊方各学校教員にして数回継続せり。

エ　国喪―三月五日より七日に至る三日間、大勲位有栖川宮熾仁親王薨去に付、弔意を表するため休業。

オ　島庁学務書記の談話―三月八日書記肥後七郎氏、学事上に付談話あり。両戸長・役場員・全島教員・各議員・世話人及有志者無慮四、五百名集まる。

カ　定時試験―三月十八日より二十七日迄十日間各学年定時試験施行。

キ　証書授与式―三月三十一日証書授与式挙行。

ク　教授細目調査委員会―四月一日教授細目調査委員会開会。

ケ　祝捷大会―五月三日、日清平和克復に付、和泊方祝捷大会を兼久の原に開く。各校連合して国旗行列をなす。

コ　二部授業―五月六日より尋常科と隔月交替にて二部授業開始。

サ　卒業大試験―五月八日より十八日迄十一日間卒業大試験執行。

シ　証書授与式―六月四日卒業証書授与式挙行。

ス　暴風雨及海嘯襲来―七月二十三日又々暴風雨及海嘯殺倒し、流失せる家屋数軒あり。校舎には警察署員及山崎店避難せり。

セ　遠行―十月十二日全校児童上平川村平川城(ヒョウグスク)の大石灰洞見学のため遠行せり。

ソ　新兵見送―十月十九日新兵出発―盛大なる見送りありたり。

タ　天長節―十一月三日賀式挙行。

チ　同窓会―十一月十七日本校出身第一回同窓会開会。

ツ　運動会―十一月二十八日運動会挙行。舟漕競走衆目を惹く。

テ　征臺軍人死去―陸軍憲兵上等兵玉江朝鶴君征臺中病没に付、学校は会葬弔意を表す。

2 明治二十九年中の主要行事―資料なし

3 明治三十年中の主要行事

ア　一月六日開校式挙行。前年中の精勤者に授賞せり。

イ　島司来校―一月二十五日笹森大島島司来校巡視。

ウ　研究会―二月より数度和泊方教員連合して教授法の研究会を開く。

エ　教場移転―三月二十七日より尋常科児童は新築校舎に移転。

オ　入学試験―四月六日より各学年共入学試験施行。

カ　教育会―四月十日全島教育会開会。

キ　授与式―四月十六日第三回卒業証書授与式挙行。本日尋常小学校落成式挙行。

ク　師範学校教員来島―六月十八日中原教諭来校参観せらる。

ケ　教育会―六月十日全島教育会開会。

コ　電信開通祝及豊年祝―九月十一日電信開通祝及豊年祝をなす。

サ　遠行―十一月十六日全島一周の大遠足挙行。

シ　他校遠足団来村―十二月七日知名方各校連合遠足団来る。玉城村迄出迎。

4 明治三十一年中の主要行事

ア　御影奉送―一月二十四日知名村御影着村端迄奉送せり。

イ　授与式―三月三十日第四回卒業証書授与式挙行。

ウ　臨時休業(三週間)六月二十七日より八月十七日迄三週間、伝染病(麻疹赤痢)流行のため臨時休業。

エ　未曽有の天颶風―八月二十七日未曽有の大颶風襲来す。倒潰家屋過半数。人畜の死傷あり。校舎又大破損を受く。

オ　検疫官風害調査員―九月五日金州丸より検疫官風害調査員来島。

カ　侍従御派遣―十二月二十日風害視察の爲日根野侍従御来島。随行三宅参事官・宮地警部長・福山島司・森書記の諸氏。

5　明治三十二年中の主要行事

ア　開校式―一月九日開校式挙行。前年度精励児童に授賞す。

イ　教育会―四月十四日沖永良部教育会開会。

ウ　教育会―十月十四日沖永良部教育会開会。

6　明治三十三年中の主要行事

ア　開校式―一月八日開校式挙行。前年度精勤児童に授賞。

イ　教育会―四月二十八日私立教育会開催。

ウ　講師来島―七月二十七日本県師範伊地知助教諭夏季講習会講師として渡来。

エ　教育会―十月二十日沖永良部教育会開会。

(四)　和泊高等小学校主要行事

1　明治三十三年中の主要行事

ア　学校開校式―十一月一日より新設和泊高等小学校開校。仝十日開校式挙行。

イ　教育会―十二月八日和泊方教育会を内城校にて開会。

2　明治三十四年中の主要行事

ア　教育会―一月二十六日知名校に於いて沖永良部教育会開会。

イ　授与式―三月二十三日　第一回証書授与式挙行。

ウ　随意教科目認可―五月三十日随意教科目農科認可なる。

エ　教育会―十一月九日大城校に於いて方内教育会開会。

オ　展覧会―十二月十一日沖永良部教育展覧会開会。

3　明治三十五年中の主要行事

ア　教育会―一月十八日沖永良部教育会開会。

イ　鯨捕獲―二月十二日喜美留沖にて鯨捕獲。児童を引率して見学せしむ壮観言語に絶す。

ウ　南洲翁記念碑及南洲神社建立式―二月二十五日南

洲翁記念碑及南洲神社建立式挙行。職員・児童参列。

エ　入学式―四月一日入学式挙行。

オ　校医新任―五月二十九日永野校医新任。

カ　活動幻灯―十二月十五日福永陽洲氏新種の活動幻灯挙行。

4　明治三十六年中の主要行事

ア　松樹栽植―一月十二日金比羅神社境内に松樹千五十二本栽植。

イ　教育総会―三月十八日下平川校にて全島教育総会を開く。

ウ　他島学生入学―四月十七日与論島より二名の学生入学。

エ　小動物園来る―五月十六日児童を引率して巡回小動物園を見学せしむ。

5　明治三十七年中の主要行事

ア　教育会―一月十六日和泊方教育会を開く。一月二十九日沖永良部教育会開会。

イ　動員令下る―二月十日出征軍人の送別会を南洲宮にて開く。

ウ　出征兵士の見送り―二月十二日出征兵士を長浜に送る。二月十三日―仝上。

エ　野球試合―二月十六日敵愾心国内に溢れる旧暦の正月元旦なり。東浜に於て野球試合をなす。

オ　快報来る―二月十六日敵国軍艦二隻捕獲。

カ　祝捷会―二月二十六日和泊方中総出にて祝捷会を南洲宮にて開く。

キ　出征軍人見送り―五月二十九日沖久中尉出征軍人引率のため帰郷。一同見送りをなす。

ク　凱旋軍人の慰労―十月十八日凱旋軍人慰労会を南洲宮に於て開く。

ケ　教育会―十月十五日沖永良部教育会を下平川尋常校に於いて開会。

コ　戦没軍人葬式―十一月十五日故陸軍歩兵伍長中田東友君葬式挙行。十一月十七日故陸軍歩兵上等兵竹前徳氏葬式挙行。十二月一日故陸軍歩兵伍長豊山保徳君葬式挙行。

6　明治三十八年中の主要行事

ア　祝捷会―一月五日旅順開城の祝捷会を開く。式後運動会及祝宴あり舟漕競争及異装行列衆目を惹く。

イ　戦没軍人の非式―一月二十八日故伊集院上等兵葬

式挙行。二月十日根折村故山田上等兵葬式挙行。
ウ　一大快報来る―五月二十七日バルチック艦隊を対馬沖にて粉砕し、敵国海軍の死命を制す。
エ　講和媒介―六月十一日米国大統領より講和申込の件電報にて来る。
オ　大々的祝捷会―六月十七日海軍祝捷会開く。陸軍模擬戦及海軍模擬戦あり。
カ　戦没軍人の葬式―七月四日永嶺村野村上等兵の葬式挙行。七月七日玉城村玉野上等兵の葬儀に参列。
キ　島司来島補充兵見送り―七月十五日富田島司来島。同日補充兵召集に付き見送り。
ク　講和談判落着―九月三十日、日露講和談判落着との報あり。
ケ　出稼人―九月二十六日球陽丸出稼人百余名を載せて口之津へ出帆。
コ　教育会―十月四日和泊方教育会開会。
サ　新進舎―十月九日和泊新進舎創設。
シ　凱旋軍人―十二月三十日二十余名帰郷大歓迎会。

7　明治三十九年中の主要行事

ア　凱旋軍人歓迎―一月二十日凱旋軍人七十名帰郷、長浜に歓迎す。
イ　凱旋軍人帰郷―二月二十七日不老丸より凱旋軍人五十七名帰郷。
ウ　授与式―三月十八日第六回証書授与式挙行。児童成績品陳列。理化学実験をなす。
エ　生徒募集―四月五日、補修科創設に付、生徒を募集す。
オ　野球の対抗試合―五月十三日知名校との対抗試合を下平川校にて開く。一点差にて我が校の勝利。
カ　補習科―五月二十九日補習科授業開始す。
キ　一大祝捷会及招魂祭―六月三十日、三十七八年戦役の大祝捷会及び招魂祭挙行。余興として凱旋軍人の模擬戦及異装行列、各村の踊あり。
ク　教育会―九月二十三日沖永良部教育会総会を開く。
ケ　水雷艇入港―十二月六日水雷艇二隻入港。

8　明治四十年中の主要行事

ア　義臣伝読会―一月二十七日赤穂義臣読会開催。
イ　勲章授与式―二月四日凱旋軍人に対する勲章授与式挙行。

ウ　陸上運動会―二月二十四日陸上大運動会をなす。
エ　授与式―二月十八日授与式挙行。
オ　体操講習―九月三日より数日に渉り体操講習会を開く。
カ　博物講習―九月六日より数回にわたり博物講習会を開催す。
キ　活動写真―十一月十六日県教育会理事上野信氏来校。活動写真を観覧せしむ。
ク　電話開通―十二月二十三日和泊知名間電話開通。

9　明治四十一年中の主要行事

ア　巡回農教師来る―一月十六日豊島巡回農教師来る。
イ　教育会―二月十六日沖永良部教育会開会。
ウ　授与式挙行―三月二十日授与式挙行。

○　和泊尋常小学校の思い出　　和泊字　沖隆成

私は明治二十七年四月一日、満六歳で和泊尋常小学校第一学年に入学した。私の次兄賢基は二歳年上の八歳であったが、これも私と同時に第一学年に入学した。このように年の異る者が同じ学年に入学することは極当然のことで、同じ学年の児童でも三～四歳の年齢差はざらで、中には五～六歳の年齢差のある者もいた。当時満六歳の者は大体揃って四月一日に入学したが、六歳以上の年齢の者は、学年途中でも随時入学し、又学年末を待たずに随時進級した。中には一年の中に二学年進級する者もいた。又当時「糞女（クソフウナグ）」と言う言葉があり、「女子は裁縫だけ出来れば学問をする必要はない」と言われ、当局の指導督励にもかかわらず、女子の就学率は極めて低かった。一年当時の私の同級生は男子が四～五〇名で女子が五～六名であった。しかもその女子は相当年上の者ばかりで、弟妹を背負って学校に出る者も多く、子供が泣き出すと教室を出て、校庭で子守りをするのが普通であった。

当時の学制は尋常小学校四年、高等小学校四年という制度で、和泊尋常小学校と和泊高等小学校は同一敷地内（現在の前田精造商店附近）にあった。北側には役場（現在の和泊郵便局附近）と栄氏（ヤシニヤ家）が経営する銭湯があり、三者で一つの井戸（現在の鹿児島銀行沖永良部支店西側の井戸）を共同使用していた。

校長は山下孫十郎先生（鹿児島市谷山出身）で、当時

の先生方には福山清俊先生(手々知名、福山稔氏の祖父)川畑祝人先生（和泊、肥後巌氏祖父）門松（平瀬）覚熊先生（手々知名、平瀬羊之助氏父）撰三生先生（和泊、県議撰正鋭氏弟）園田仲生先生（手々知名、園田慶良氏父）等が居られた。又私の同級生は福山清寛氏（手々知名、福山嘉雄氏父）町田実次氏（手々知名、町田実美氏の父）町田淳照氏(手々知名、町田昇氏父)源幹一氏(手々知名、源信一郎氏祖父）早川（永野）祝蘇氏（上手々知名、永野良助氏父）等であった。

当時の教科は修身・算術・国語・理科・体操・唱歌・図画・書き方・綴り方等で、女子には別に裁縫が特設されていた。又高等科になると、それに地理や歴史が加わり、高等科の男子は体操の時間に球竿体操・啞鈴体操や兵式体操も実施し、兵式体操では木銃を持って担え銃・立て銃・捧け銃等の訓練を受けたものである。

普通教科の学習には石板・石筆・石板拭き等を使った。石筆は鉛筆大のもので、木被がないため極めて折れ易く、学習に不便であった。書き方の学習に使用する草紙は真黒くなるまで使用したものである。

これ等の学用品は風呂敷に包んで通学したが、石板が重たいので、これを落して割るようなことも度々であった。

教科の試験は百点満点で採点された。尋常科生時代は紙や鉛筆がないため、先生の前で教科書を読んだり、算術を答えたりして試験を受けた。高等科生になると紙と鉛筆を使って筆答した。算術の応用問題の解答には冒頭に「術に曰く」と書いてから解答の説明を書くのが例であった。

学業の評価は甲・乙・丙・丁で行われ、甲の中の優等生には、学年末の授与式に賞状と賞品（筆・紙・墨）が授与された。丁の評価を受けた者は落第(現級留め置き)になった。時によると全学級生の三分の一程も落第することがあった。

出席状況—あまり良くなかった。精励克勤する者も相当いたが、中には山学校（登校しないで山林や海浜等であそぶ）をする者も居た。

昼食用の弁当—唐芋と塩をハンカチに包んで持参した。男子の中には自分で網袋をつくり、それに持参する者もいた。

標準語の使用を奨励するため、学校での方言使用は禁止されていた。方言を使用した者に対しては罰当番制が設けられていた。

服装—男子は手織りの着物に白帯を締めて登校した。高等科生になるとそれに袴を着用する者も居た。女子は手織りの着物を着て、黒帯を前に結んでいた。高等科生になると全員袴を着用した。

児童衛生—男女ともトラホーム患者が多かった。女子の中には頭髪に「しらみ」のわいている者も居た。

師弟関係—当時の親たちが子供をたしなめるのに「先生に言いつけるぞ」「巡査に言いつけるぞ」という言葉があった。児童たちは大へん教師を怖がって居た。

(注)　沖隆成—明治二十一年二月二十日生。手々知名出身。内城字中田珪子氏の父。元和泊高等小学校准訓導。元東京・明徳小学校教頭。

○　和泊尋常小学校・和泊高等小学校の思い出

手々知名　木尾カミ

私は明治三十一年四月一日、数え年十歳の時、和泊尋常小学校第一学年に入学した。一年生は男子組・女子組の二学級に編成されていた。児童数も男子組は相当多かったが、女子組は不就学者が多かったため、その数が少く三十名ぐらいであった。同じ一年生でも年齢はまちまちで下は数え年の八歳くらいから上は十二歳くらいまで同じ学級にいた。が、年の多い人は学年末を待たずに、学年途中でどんどん進級して行った。

当時の校長は川平植吉先生で、学級担任としては橋口虎熊先生（町田虎熊）、園田仲生先生（手々知名園田慶良氏父）、浅江ハル先生（和泊福山清蔵氏母）、木尾タミ先生（東京在永野圭介氏母）、操トヨ先生（和歌山県在有川貞辰氏母）、山崎テル先生（鹿児島の人）等が居られた。

私の同級生には源ノリさん（手々知名・沖隆邦氏母）、林タミさん（手々知名・大坪盛康氏母）、伊勢カネさん（手々知名・伊勢実良氏母）、大脇ムメさん（鹿児島市在市来健史氏母）、武山ハルさん（和泊・武山宮信氏妹）、有川ムメさん（和泊・種子田三千世氏母）、日置ハナさん（鹿児島市在日置光孝氏叔母）、阿多フジさん（和泊・山口通義氏夫人）、大山うとさん（上手々知々・大山一郎氏祖母）、関根ナヘさん（上手々知名・関根直弘氏母）等であった。

学校の往復等には、教科書・石板・石筆等の学用品は、全部いっしょに風呂敷に包んで、右腕に抱えて運んだものである。通学距離の遠い人の中には、学用品を風呂敷に包み、それを背中に背負って通学する人もいた。

学業成績は優等・甲・乙・丙・丁で評価された。毎年学年末になると、卒業式と修業式が同時に行われ、優等生に対しては賞状と賞品（紙）が授与された。丁に評定された者は落第（現級止め置き）になった。

通学にあたっては、母の手織りの着物を着て、帯を前に締め、前垂れをかけるのが普通であった。遠足等特別な場合は、髪をイツチョウマゲと言う髪型に結い上げたものである。

尋常小学校四年卒業後、高等小学校に進学したが、その頃になると女子はます〳〵減少し、高等科に進学したのは十名くらいであった。和泊・手々知名等学校に近い字の人が多かったが、後蘭の平マツさん（永嶺字・平慶良氏母）や古里の里村スミさん（手々知名町田オリユウ氏の母）等遠方からの通学生もいた。

その頃は日露戦争の勝ちいくさで、旗行列や提灯行列等が盛大に行われたものである。

高等科卒業と同時に、日置ハナさん、武山ハルさん、大脇ムメさん、有川ムメさん、里村スミさん方が揃って、鹿児島の女子師範学校に進学した。自分も友達といっしょに進学したくてたまらなかったので、その事を父に相談した。父は「兄清三と清定の二人が医学校在学中なので、女のお前まで進学させるわけにはいかない」と言って一言のもとに私の願いを退けてしまった。

仕方がないので、自分は当時土持村長が鹿児島から招聘してあった養蚕教師の許で製糸の指導を受けていたが、自分一人友人から取り残されてはいかない。自分も勉強して世のため少しでも大きく役立つ人間になりたいと思って鹿児島に上り、当時東郷元帥誕生地の側にあった石神助産婦学校で修業して助産婦になった。

㊟　木尾カミ　旧姓　福山カミ　明治二十四年七月七日生。木尾司氏の母

2　「和泊尋常高等小学校沿革誌（明治四十一年四月）」

には次のように記載されている。

(一)　沿革の大要

本校舎は旧和泊高等小学校にてありしが、明治四十年勅令第五十二号の改正小学校令実施と共に旧和泊尋常小学校と仝高等小学校との組織を変更し、両校の児童を男女の性に依りて区別し、男子を旧和泊尋常小学校に収容して和泊男子尋常高等小学校と称し、女子を本校に収容して和泊女子尋常高等小学校と称し、明治四十一年四月十三日始めて開校したり。

今両校の歴史を摘記すれば、明治八年和泊村に郷校なる寺小屋的学舎を設立して子弟を教養し来たりしも、未だ普く教育の余沢を一般に及ぼすこと能はざりしが、明治十年始めて正則の小学校に改めたり。当時の学制は上等下等の二科ありて、各八級の編成なりしが、其の後明治十五年初等・中等・高等の三科に学制変更なりたり。

当時の校舎は勿論完全なるものにはあらざるも教養上には左程不都合を感ぜざりしが、不幸にして其翌年十二月祝融（しゅくゆう）（火事）の災に遭遇したれば明治十七年更に工を起し、茲に稍々宏大なる二階造の校舎を見るに至りしが、明治二十年、又学制変更ありて、小学校を分ちて尋常科・高等科の二種となり、該中等・高等の両科は今日の高等小学校の教程にして、二三回の卒業生を出せしも、設備の都合に依り、這般（しゃはん）（このたび）の学制に則ること能はずして、遂に休校の不幸を演じ、初等科は和泊尋常小学校と改称し、漸く教育の普及を謀り、明治二十三年沖永良部高等小学校の設立なるや、当分全島の経済上の便宜を謀りて全校に増置して、卒業生を入学せしむる途を開きたり。

明治二十七年本県に令第五拾参号を以て、小学校教育規程実施の布告と仝時に県令第六十一号を以て、尋常小学校従来の設置区域和泊・和・手々知名・喜美留の四ヶ村に出花・畦布二ヶ村の加はるや、校地・敷地共狭隘を告げ、該規程の要求に応ずること能はざるを以って、明治二十九年八月金参千百八拾円を以て、校舎二二八坪の建築を鮫島直助氏に請負はしめ、翌三十年九月全く竣工し、一方には敷地を廣め、茲に創めて設備完全なる尋常小学校となり、其後就学児童増加するに及び、明治三十三年東部に五十五坪の増築をなし明治四十一年三月迄に、前後通じて第十一回の卒業生を出せり。今の和泊男子尋常高等小学校校舎即ち是なり。

旧和泊高等小学校は明治二十三年十一月沖永良部高等小学校の設置指定ありて、仝時に三重縣人丸山徳三氏校

長として赴任せられ、茲に漸く高等科教育の基礎を堅むるを得たり。当時最初一学年一級にして生徒六十余名なりしも、或は死亡し或は退校し、明治二十六年第一回の卒業証書を与えしは四十七名なりき。然るに仝年七月丸山校長辞任したれば、其の後任として本県人山下孫十郎氏来任せられ、鋭意卒進其業に従ひ、明治三十一年迄第四回七十五名の卒業生を出して辞任し、其後明治三十三年迄第□回□名の卒業生を出せり。従来本校は和泊尋常小学校の一部に於て仝校と併置の姿にて教務を取居りしが、明治二十七年八月県令第五十三号に依り仝校の移転するや、其旧校舎を譲り受けしも、明治三十一年八月大風の爲に果敢なく校舎破損せられたれば、又々和泊尋常小学校を借り受け、其の放課後教務を取りたりき。素より僅少の時間、且つ他校に宿するを以て教授・訓練意の如くならず、明治三十二年八月校舎建築の議ありて仝十月着手の一端を開きしも、故ありて延期の不運に陥り、然るに明治三十三年□月県令第□□号を以て和泊・知名の二ヶ方に高等小学校を設置すべく指令あり。仝年八月小学校令改正せられ、両方共設備の爲に直に本令に準據すること能はず荏苒(じんぜん)日を送りしが、其九月に至りて知名も仮校舎を設けて授業を開始したれば、我沖永良部高等小学校に在学の知名方児童の幾分は仝校に転学せしめたり。

明治三十三年十一月一日、沖永良部高等小学校は改稱して和泊高等小学校と成り、翌三十四年三月建築議案可決せられ、仝四月土木を起し九月十五日竣工せり。翌十六日移転式挙行。爾来明治四十一年三月迄第八回四百二十名の卒業生を出せり。

和泊女子尋常高等小学校は明治四十一年四月十三日開校以来四十四年三月まで三回百五十八名の卒業生を出せり。

然るに明治四十四年五月県令□□号を以て組織変更の指令あり、即ち従来の和泊男子尋常高等小学校と和泊女子尋常高等小学校とを合併して和泊尋常高等小学校と称し、明治四十四年六月一日を以て開校したり。

(二)　和泊男子尋常高等小学校主要行事

1 明治四十一年中の主要行事

ア　新設学校開校式―四月一日新設和泊男子尋常高等小学校開校式挙行。

イ　学校財産分配―四月十一日以降、両校財産分配をなす。

ウ　村教育会―十月十一日和泊村教育会開会。

エ　校長死亡―十一月十二日市川敬夫校長（高知県の人）死亡。葬式挙行。（墓所和泊にあり）

2 明治四十二年中の主要行事

ア　父兄懇話会―五月十七日より数回、各学年の父兄懇話会開会。

イ　村教育会―五月十三日大城校にて開催。

ウ　全島教育会―十月十日内城校にて開会。

エ　一泊遠行―十月十五・六両日一泊遠行をなす。

オ　芝居禁止―十二月中沖縄芝居渡来。良俗に背くもの多きを認め児童の見物を禁止す。

3 明治四十三年中の主要行事

ア　義臣伝読会―一月二十四日高全体・尋四・五・六の二団に分ち赤穂義臣伝読会をなす。

イ　壮丁教育―五月二十三日より浜田・島・伊集院三氏分坦教授。

ウ　研究会―六月十日より毎週金曜日　読本研究会を開く。

エ　新進舎監督―七月九日より本校職員、新進舎の監督指導することに決せり。

オ　日韓合併奉告祭―九月十八日、日韓合併奉告祭。児童引率参拝。

カ　教授細目編纂会―十月十日より両村校長会合して教授細目編纂会開会。（但、国語科にして郡教育会にて分担のもの）

キ　音楽会―十月三十日西郷神社境内に於て男女合併の音楽会あり。

ク　一日遠足―十一月二十二日、一日遠足を下平川校に試む。通過路次人民の歓待甚だ盛なり。

ケ　一部児童の出校停止―十二月二日より畦布字児童はチブス流行のため出校停止。

コ　伝染病予防法―十二月七日チブス予防方法協定。

サ　両村連合教育会―十二月十七日両村連合教育会下平川校にて開会。

4 明治四十四年中の主要行事

ア　効果表―一月十二日教授・訓練・養護に関する効果表を調製せり。

イ　職員研究―一月二十三日職員研究の一方法として

新聞・雑誌講読会を決定。

ウ　壮丁教育―五月十一日より壮丁教育開始。

エ　研究会―五月十三日国頭校に於て研究会開会

オ　両校廃合―五月二十八日島庁より校長へ両校廃合の通知来る。

カ　閉校―五月三十一日を以て本校閉校すべき指令ありたるに依り正午より閉校式挙行。

和泊尋常高等小学校主要行事

1 明治四十四年中の主要行事

ア　新設学校開校式―六月一日旧女子校に於いて新設学校開校式挙行。式後報告のため郷社高千穂神社に参拝。

イ　補習教育開始―六月十一日補習教育発会式挙行。

ウ　教育会―九月十六日より数回両村連合教育会を開会し、夏期講習会の報告をなせり。

エ　島庁視学―十月二日石原島庁視学、視察のため来校。

2 明治四十五年中の主要行事

ア　児童成績品陳列―三月二十二日学年末児童成績品陳列。

イ　学校記念日―六月一日校庭に於いて挙式後兼久原ヘアダン植付をなせり。

ウ　新制高等三学年設置―六月一日附を以て認可の指令ありたり。

エ　村教育研究会―六月二十九日本校にて執行。

オ　天皇陛下登仮あらせ給ふ―七月二十九日陛下、登仮あらせ給ふ。

(四)教職員名簿

1 和泊尋常小学校　（自明治二十年 至明治四十一年二月）

(出身地)	(職名)	(氏名)	(就任年月)	(離任年月)
和泊村和泊	訓導	門松経寛	明治二八・二	明治三三・一
仝　和泊	一時雇	川畑祝人	二八・九	二九・一一
仝　手々知名	一時雇	町田実起	二八・九	三〇・二
仝　和泊	授業雇	町田順円	二八・一二	三〇
仝　和泊	授業雇	志賀エイ	二九・七	三〇
仝　和泊	一時雇	市来政重	二九・一一	三一・六
仝　皆川	訓導	平　富秀	三〇・七	三一・二
仝　西原	准訓導	東　一熊	三〇・七	三一・二
仝　和泊	訓導	伊地知季彦	三〇・七	四一・三
仝　和泊	准訓導	撰　三生	三〇・七	三三・七
仝　和泊	雇	俊　道晴	三〇・三	三一・五
仝　和泊	准訓導	撰　正治	三一・五	三二・九
仝　手々知名	准訓導	永野益道	三一・六	三二・九
仝　和泊	訓導	平良重照	三一・一	三二・一一
仝　和泊	訓導	沖　貞秀	三二・一	三三・一
仝　手々知名	雇	木尾　為	三二・七	三三・七
仝　和泊	教務嘱託	川畑祝人	三三・三	三三・一〇
仝　皆川	訓導	川平植吉	三三・三	三四・二
仝　手々知名	雇	福山清俊	三三・四	三四・三
仝　手々知名	雇	園田仲生	三三・四	三三・九
仝　内城	雇	宗　利秋	三三・五	三三・九
仝　和泊	雇	山崎　照	三三・七	三五・五
仝　手々知名	訓導	永野益道	三三・七	三九・四
仝　和泊	訓導	橋口盛弘	三三・七	三九・三
仝　手々知名	訓導	町田実起	三三・九	三九・三
仝　和泊	訓導	川畑種生	三三・一一	
仝　和泊	訓導	撰　正治	三三・一三	三四・一二
仝　手々知名	訓導兼校長	沖　元綱	三四・一	四一・三
仝　手々知名	准訓導	園田仲生	三四・三	四一・三
仝　内城	准訓導	宗　利秋	三四・三	三八・六
仝　和泊	雇	操　豊	三五・五	三七・五
仝　和泊	雇	鎌田宗古	三五・六	三五・一一
仝　手々知名	准訓導	玉江末駒	三六・二	三八・二一
仝　和泊	雇	浅江ハル	三七・五	三八・六
仝　和泊	雇	本田アキ	三八・六	
仝　国頭	准訓導	佐々木寅之助	三八・六	
仝　皆川	准訓導	皆吉平保	三九・一	四一・三
仝　畦布	訓導	宮田新業	三九・三	四一・三
鎮西村押角	准訓導	河野瀬五郎	三九・三	
和泊村皆川	訓導	平　富秀	三九・四	
仝　和泊	准訓導	伊集院納安	三九・五	
仝　皆川	代用	皆川恵三	四〇・四	四一・三
仝　手々知名	代用	町田カネ	四〇・五	四一・三

2 沖永良部高等小学校　（自明治二十二年十一月 至明治二十三年十月）

三重県	校長	丸山徳三	明治二三・一一	明治二六・七
知名村田皆	授業雇	新納直定		
鹿児島郡谷山村	校長	山下孫十郎	二六・八	三一・一〇
和泊村和泊	授業雇	市来政隆	二七・三	三〇・
仝　手々知々	授業雇	呈　光良		
仝　和泊	授業雇	土持綱安	二九・五	三〇・六
仝　和泊	授業雇	川畑祝人	二九・一一	三三・一一
仝　古里	授業雇	里村中厚	三〇・九	三一・一〇
仝　皆川	授業雇	相良要文		

3 和泊高等小学校　（自明治二十三年十一月 至明治三十三年十月）

和泊村和泊	授業雇	山口禎善	明治三〇・一〇	明治三一・二
仝　和泊	授業雇	操　坦春	三一・四	三一・

仝	手々知名	授業雇	門松覚熊
仝	和泊	授業雇	土持綱安
仝	和泊	雇	島 伊名重
仝	皆川	訓導	川平植吉
熊本県		訓導兼校長	源 時太郎
和泊村手々知名		授業雇	園田仲生
仝	手々知名	雇	町田カネ
仝	和泊	授業雇	市来政隆
仝	和泊	准訓導	武山宮隆
仝	手々知名	雇	早川祝庸
仝	和泊	授業雇	橋口盛徳
仝	皆川	訓導兼校長	川平植吉
仝	和泊	准訓導	武山宮隆
仝	和泊	雇	土持綱安
仝	和泊	雇	市来政降
仝	和泊	雇	川畑祝人
仝	手々知名	雇	町田カネ
仝	和泊	准訓導	撰 正治
仝	和泊	訓導	安藤 松
仝	和泊	代用教員	市来政隆
仝	和泊	代用教員	川畑祝人
仝	手々知名	代用教員	竜 為信
仝	後蘭	代用教員	前田島信
知名村瀬利覚		訓導	宗前清直
和泊村西原		代用教員	東 一直

三二・			
三二・一	二	三二・一一	
三二・一	三	三二・一〇	
三二・一	四	三二・一一	
三二・一	五	三二・九	
三二・一	一	三二・三	
三二・一	二	三二・一一	
三二・一	四	三二・一一	
三二・一	五	三二・一一	
三二・一	一	三二・一〇	
三二・一	一	四〇・六	
三二・一	一	三二・一一	
三二・一	一	三二・一一	
三二・一	一	三五・二	
三二・一	一	三四・九	
三二・一	一	三四・七	
三二・一	一	四〇・一一	
三二・一	三	四一・三	
三二・一	三	三五・二	
三二・一	一	四一・三	
三二・一	一	三七・六	
三二・一	一	三七・二	
三二・一	一	三七・六	
三二・一	一	三五・五	
三二・一	一	三五・六	
三二・一	一	三八・二	
三二・一	一	四一・三	
三二・一	一	四一・三	
三二・一	一	三八・二	

4　和泊男子尋常高等小学校（自明治四十一年三月至明治四十四年五月）

仝	和泊	准訓導	有川貞明
		代用教員	平井 恒
和泊村内城		代用教員	武宮惟定
仝	和泊	代用教員	木藤貞義
薩摩郡西水引村		訓導	中村省吾
和泊村皆川		代用教員	皆川忠三
仝	手々知名	准訓導	沖 降成
住用村城		代用教員	要 泰蔵
名瀬村金久		訓導兼校長	永井亀彦
和泊村和泊		代用教員	山口通憲
肝付郡花岡村		訓導	森屋光司
和泊村畦布		訓導	宮田新業
仝	皆川	訓導	平 富秀
仝	和泊	訓導	沖 貞秀
仝	手々知名	農専訓	早川祝庸
仝	和泊	訓導	有川貞明
仝	手々知名	准訓導	沖 降成
仝	和泊	准訓導	伊集院納安
仝	和泊	代用教員	山口道憲
薩摩郡西水引村		訓導	中村省吾
高知県		訓導兼校長	市川敬夫
和泊村和泊		准訓導	武山宮定

三七・	六	四一・	三
三七・一	〇	三八・	二
三八・	五	四〇・	五
三八・	七	三九・一	一
三九・	三	四一・	三
三九・一	一	四〇・	三
四〇・	四	四一・	三
四〇・	六	四一・	三
四一・	一	四三・	三
明治四一・	四	明治四三・	三
四一・	四	四三・一	一
四一・	四		
四一・	四	四三・	三
四一・	四	四三・	三
四一・	四	四三・	三

(三)　国頭小学校の沿革

「国頭小学校沿革誌」には次のように記載されている。

(一)沿革の大要

沿革誌は学校創立以来の歴史なるを以って可成詳細に其沿革を記載せんとすれども、従前のは未其沿革を記録せし簿冊なく、只其概略を記述すれば、明治十年十一月に本校を創立し国頭小学校と稱へ児童を教養し居りたり。当時の学制は上等下等の二等ありて各八級宛を有せしが、明治十五年の学制に変更を来たし小学校を分ちて初等中等高等の三等科となれり。当時の校舎は完全なる

設備を有せるものには在らざれども先づ教授上には不都合なかりき。下て明治十九年に学制の変更ありて小学校を分ち高等・尋常の二等科となり、夫れより校名を簡易科小学校と改稱し、尋常小学校に代用し小学校教則綱領に基きて児童を教養し居りたり。下て又明治二十三年十月学制に変更を来たし、小学簡易科を廃し高等尋常の二等のみ存置すること布告せられたり。然るも其要求に応すること能はず、依然簡易科を設け従前の儘教務を執り居たり。之より明治二十七年八月に新小学校令の実施を布告せられしに、校舎堅牢を缺きて敷地は狭溢を告げ、新令の要求に応ずること能はざりしを以て、明治三十一年六月工を起し、仝年十一月仝工を竣し、茲に創めて校舎の新築等諸般の設備も稍整ひて完全なる尋常小学校を見るに至り、仝年十二月一日より新令を実施するに至りたり。之を本校概略の沿革とす。

(二)各学年度の児童数・学級数及び主要行事

1　明治三十一年度

ア　児童就学状況

性別／摘要	学齢児童数	就学児童数	就学児童百比
男	一五二	八七	五七・二四
女	一三八	七二	五二・一七
計	二九〇	一五九	五四・八二

イ　卒業・修業状況

性別	卒業生	修業生	落第生
男	一八	五〇	
女	〇	一六	
計	一八	六六	三九

卒業生中十四名は沖永良部高等小学校へ進学。

ウ　校区内字別戸数及び人口

字名	戸数	人口
国頭村	二一五	一、五〇五
西原村	五九	三五〇
計	二七四	一、八五五

2　明治三十二年度

新学令実施以前を追想すれば、校舎・設備の如き実に不完全不規律なるのみならず、民心向学の気風浅薄にして、学齢児童中就学せしむるもの微々たるに過ぎざりしなり。然るに漸次時勢の必要に迫られ、民心の帰向する所一般に教育の重んずべきを感ずるに至り、本学年度に於て学籍に登る者百九十一名の多きに達し、前学年に比し男女の増加著しきを見る。然るに転校或は死亡等に依りて除籍せし者五名ありて、児童現員百八十六名となれり。

3　明治三十四年度

爾来年を経るに従い、普通教育の必要は益々民頭を動かすに至り、就学児童は年々歳々増加す。之を前年に比較すれば一三・二四の増を見る。然るに校舎は就学児童の進歩と背馳する現状、是れ以って斯道の為遺憾とする所なれども、又以て資力の足らざる所なれば如何ともなす能はず、こらえて待つの外なし。

本学年に本校を卒業せし者三拾四名、各学年の課程を履修せしもの一二七名、合して一六一名の及第者を見ると共に、落第者又六三名を出せり。

4　明治三十五年度

ア　児童就学状況

性別／摘要	学齢児童数	就学児童数	就学児童百比
男	一六四	一五八	九六・三四
女	一七二	一四五	八四・三〇
計	三三六	三〇三	九〇・一八

これを前年に比較すれば二・三三パーセントの増加。世の進歩に伴いて益々父兄の好学心の増進せしを徴するに足れり。

学級数―前年仝数（四学級）。三十三学年来校舎狭隘の為、教授上困難を感ぜしが、本学年に於いて仮教場の姿を見るに至り、五月八日同場に一、三の両学年を移し教鞭を執るに至りあるを以って、先づ一難を免るるに至れり。

5　明治四十一年度

ア　義務教育年限延長の結果、本学年より五学年を編成するに至りたり。

イ　学級数―五

ウ　学級編制表

学年	男	女	計
一年	三一	四一	七二
二年	二五	二三	四八

三年	一六	二五	四一
四年	二五	一六	四一
五年	二四	一三	三七
計	一二一	一一八	二三九

6　明治四十二年度

本学年より六学年に編制、各学年児童数は左の如し。

（学級数―五学級）

学年	男	女	計
一年	三一	二三	五四
二年	二三	二七	五〇
三年	二四	二〇	四四
四年	一六	二八	四四
五年	二五	一四	三九
六年	二一	七	二八
計	一四〇	一一九	二五九

合級

(三)　教職員名簿

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村西原	訓導	東　一熊	明治三一・一	大正一四・三
和泊村国頭	訓導	時田栄利	明治三三・一	明治四三・四
和泊村大城	訓導	柳　窪実	三一・一	明治三三・一一
〃	雇	山口　己	三三・一〇	三三・一一
和泊村国頭	雇	佐々木寅之助	三二・一〇	三三・七
〃 国頭	訓導	名島直利	三三・七	三九・三
〃 西原	雇	西村実孝	三三・一一	三九・三
〃 手々知名	校長（兼任）	沖　元綱	三四・一	四一・三
〃 国頭	代用教員	佐々木寅之助	三四・一〇	三八・六
〃 和泊	代用教員	永野ウト	三八・五	四〇・四
〃 和泊	代用教員	俊　道久	三九・五	四〇・二
〃 国頭	代用教員	秋田栄盛	三九・五	四二・一二
〃 国頭	准訓導	佐々木寅之助	四〇・二	大正二・四
〃	雇	山下トヨ	四〇・五	明治四一・三
〃 和泊	訓導	川畑　種生	四一・四	大正二・三
〃	代用教員	柏　タメ	四一・四	〃二・四
和泊村和泊	准訓導	市来政憲	四二・一二	明治四四・三
〃 手々知名	准訓導	種子島スエ	四三・四	大正二・四
〃 和泊	訓導	橋口盛弘	四三・四	〃三・九
〃	訓導	宗　マス	四四・四	〃二・三
和泊手々知名	准訓導	町田実友	四四・六	〃二・四

(四)　大城小学校の沿革

「**大城小学校沿革誌**」には次のように記載されている。

(一)　沿革の大要

本誌は本校創立以来の歴史なれば、成るべく詳細に其沿革を記載せんとすれども、従前のものは其沿革を記せし簿冊なし。今只其概略を記述すれば、明治十年十一月に根折村に根折学校、玉城村に玉城学校、皆川大城古里の三ヶ村を以て皆川村に皆川学校を創立し以つて教養の道を開きたり。当時の学制は上等下等の二等ありて各八級ずつを有せしが、明治十五年学制に変更を来し小学校を分ちて初等中等高等の三等科となれり。当時校舎は完全なる設備を有せるものとては非ざれども先づ教授には不都合なかりしと。下て明治十九年学制に又変更ありて小学校を分て尋常高等の二等とす。夫れより根折学校を廃して玉城学校に合併して玉城簡易科小学校と改稱し、皆川学校を皆川簡易科小学校と改稱して、共に尋常小学校に代用し小学校教則大綱領に基き生徒を教授し居たり。下て又々明治二十三年十月学制に変更を来し簡易科小学校を廃して尋常高等の二等のみ存する事布告せられしも、財政の困難は其告示に応ずること能はず、依然簡易科の侭にてありしが、明治二十七年八月新小学令実施を布告せらるゝや、校舎と敷地の狭隘は到底新令実施の免る能はざれど、和泊・国頭・内城・大城の四ヶ校仝時に其実施を見るには、又財政の到底及ばぬ所なるを以て、明治三十年度に和泊・内城の雨尋常小学校新築開校の運びに至り、国頭・大城の両校は一足後廻しとはなれり。仍て茲に明治三十一年一月工を起し、仝年八月工を竣し、玉城・皆川の両簡易科を合併して、正に落成と開校の式を挙ぐるの運びに至りしも、惜しい哉、仝年仝月十七日古今未曽有の暴風は、大建築の校舎を見る見る一夜の中に破損、其用をなさしめず、皆川・玉城両簡易科とも大破損、借宅仮教場に充てたり。故を以て、更に仝年九月修繕に着手、仝年十一月茲に始めて諸般の設備を整え、完全なる尋常小学校を見るに至り、仝年十二月一日より新学令を実施するの宿望を達せり。是れ本校概略の沿革とす。

(二)　開校当時（明治三十一年十二月一日）の学校及び校区内の状況

1　校地・校舎

敷地九百坪　　参拾間角

校舎一棟九拾坪　　長さ拾八間　巾五間

教室六教室　　教場四室・裁縫室一室

教員室一室
便所一棟　四坪（二間角）
小使室一棟　四坪（二間角）
器具・器械　両簡易科より引継の分

2
職員

職名	氏名	俸給	備考
授業生	相良要文	月俸八円	皆川簡易科より
授業生	重村中信	月俸六円	玉城簡易科より
授業雇	伊勢直保	月俸四円	皆川簡易科より
小使	児玉富秋	日給八銭	

3
各学年生徒数及び学級担任教員

学年	男	女	計	学級	担任
第一学年	七四	二三	九六	一	授業生相良要文
第二学年	三〇	三	三三	一	授業雇伊勢直保
第三学年	一七	九	二六	合一	授業生重村中信
第四学年	二三	三	二六		
計	一四四	三七	一八一	三	

4
校区内各字の戸数・人口・学校からの距離

字名	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	学校との距離
根折	六一	一八八	一六四	三五二	十二町
玉城	一四六	四四四	四八〇	九二四	六町
大城	七〇	一九一	一六五	三五六	四町
皆川	七五	二三一	二三〇	四六一	一〇町
古里	六九	一七四	一七八	三五二	十五町
計	四二二	一二三八	一二一七	二四四五	

(三)　各学年度の児童数・学級数及び主要行事

1
明治三十一年
ア　明治三十二年二月一日職員に異動ありし故、学級受持を変更せり。

2
明治三十二年度

学年	学級数	職名	担任
第一学年	一	訓導	相良要文
第二学年	一	雇	玉松中安
第三学年	一	准訓導	重村中信
第四学年	一	准訓導	川畑種生

ア　明治三十二年四月二日学友会を創立したり。
イ　明治三十二年八月八日裁縫科増加の認許あり。
ウ　三十二年度末職員数及び落生徒数

3
明治三十三年度

性別	職員	卒業生	修業生	落第生	合計	学級数
男	五	一七	一〇三	三六	一五六	
女	一	八	六二	四	七四	
計	六	二五	一六五	四〇	二三〇	四

ア　明治三十四年一月二十六日知名尋常小学校訓導兼校長、島尻・田皆・下平川各尋常小学校訓導校長沖元綱、任和泊尋常小学校訓導兼校長・国頭・大城・内城各尋常小学校訓導校長・月俸拾七円。
イ　明治三十四年三月二十九日、校舎増築落成。増築坪数四拾参坪。

4
明治三十四年度
ア　職員及び旧新児童

性別	職員	旧児童	新入児童	合計	学級数
男	七	一三六	二七	一六三	
女	一	一三二	四四	一七六	
計	八	二六八	七一	三三九	五

イ　仝年四月、訓導兼校長沖元綱、小学校令四十三条により自然兼任を解かる。

5
明治四十年十月十四日
大城女子実業補習学校附設

6
明治四十一年度
ア　職員及び旧新児童数

性別	職員	旧児童	新入児童	合計	学級数
男	五	一三四	四五	一七九	
女	一	一四三	一五	一五八	
計	六	二七七	六〇	三三七	六

7
明治四十二年度
ア　職員及び新旧児童数

性別	職員	旧児童	新入児童	合計	学級数
男	六	一七六	三六	二一二	
女	二	一五六	三〇	一八六	
計	八	三三二	六六	三九八	七

(四) 教職員名簿

(出身地)	(職名)	(氏名)	(就任年月)	(離任年月)
和泊村古里	相良要文	明治二・三	明治四二・三	
〃 古里	重村中信	〃三二・一二	大正 五・三	
〃 手々知名	伊勢直保	〃三二・一二	明治三三・一一	
〃 玉城	玉松中保	〃三二・一二	〃三四・三	
〃 和泊	川畑種生	〃三三・一	〃三三・一一	
〃 和泊	操　豊	〃三三・七	〃三四・九	
〃 古里	里村中篤	〃三三・七	〃三九・一〇	
〃 皆川	皆吉平保	〃三三・四	〃三三・七	
〃 皆川	市成玉秀	〃三三・四	〃三三・七	
〃 西原	西村実孝	〃三三・七	〃三三・一一	
〃 皆川	皆村前二	〃三三・七	〃三九・三	
〃 大城	柳　窪実	〃三三・一一	大正一四・三	
〃 手々知名	校長(兼任)沖　元綱	〃三四・一	明治三四・四	
〃 国頭	佐々木更之助	〃三四・三	〃三四・九	
〃 手々知名	町田カネ	〃三四・九	〃三六・二	
〃 和泊	伊集院納安	〃三五・四	〃三五・九	
〃 和泊　校医	永野芳斉	〃三五・五	大正二	
〃 皆川	皆吉平保	〃三五・一〇	明治三八・六	
〃 玉城	荘山ツル	〃三六・二	〃三八・五	
〃 玉城	玉松中安	〃三六・六	〃三七・六	
〃 和泊	武山宮信	〃三七・六	〃三八・六	
〃 大城	平山ムメ	〃三八・五	〃三九・五	
〃 和泊	市来政隆	〃三九・五	〃四五・三	
〃 手々知名	上別府クミ	〃三九・五	大正 二・三	
〃 内城	豊山重彰	〃三九・一〇	明治四二・八	
〃 畦布	永吉池治	〃四一・五	〃四二・四	
〃 手々知名	逆瀬川カネ	〃四一・五	〃四四・一一	
知名村徳時	伊集院　栄	〃四二・三	〃四五・三	
和泊村西原	西村実孝	〃四二・三	〃四五・三	
〃 国頭	原野米秋	〃四二・四	〃四三・三	
〃 古里	里村中篤	〃四二・九	大正 八・三	
〃 和泊	門松経寛	〃四三・三	〃八・三	
〃 和泊	伊集院宏	〃四三・五	〃五・三	
〃 手々知名	沖　元綱	〃四四・三	〃六・七	
〃 和泊	日置ハナ	〃四四・三	〃四・六	
〃 手々知名	沖　隆成	〃四五・三	〃六・三	
〃 皆川	平　富秀	〃四五・三	〃一三・一一	
〃 和泊	有川ムメ	〃四五・三	〃三・三	

○　大城小学校の思い出

玉城字　花田吉浦(明三六・九・二二生)

私は明治四十三年四月、大城小学校第一学年に入学し、大正五年三月、全校尋常科六年を卒業した。入学当時の校長先生は門松経寛先生(和泊字出身)で、二年から六年までの校長先生は沖元綱先生(手々知名出身)でした。

入学時の児童数は、男子三十四名、女子二十六名、計六十名で一学級に編成され、教室内の配置は、一列から三列までは男子、四・五列は女子で「男女七歳にして席を同じうせず」の教えが厳然と守られていた。

担任の先生は、

一年～四年　里村中篤先生(古里出身)
五年　平　富秀先生(皆川出身)
六年　沖　隆成先生(手々知名出身)でした。

一　教科目と教育

(一)　修身

週二時間―必ず第一時限目に配当されていた。色刷りの掛図を見るのが楽しみであった。最初に見たのが、馬に乗って勲章を胸に長剣を腰にしたなんとか大将の勇ましい姿でした。すべての一年生が手を叩(たた)いて喜び、「よし自分もあの大将のようになって見せるぞ。」と思ったものでした。

(二)　読方

一年生の読方はハタ・タコ・コマで始まった。学校の行き帰りの道々「ハタ・タコ・コマ」を連呼して、耕作中の父兄を喜ばせたものである。片假名・五十音を習得し、次に平仮名の「いろは四十八字」を習得するように編成されていた。「読書百遍意自ずから通ず」式の教育が強調されたのか、暗誦(あんしょう)が盛んに行われ、大部分の児童が一～三年までの読本は全部暗記していた。

(三)　綴り方

高学年になってから始めた。

(四)　習字

日本紙を綴って、手習い草紙をつくり、真黒になるまで練習した。

(五)　算術

教具として一年生は長さ十五センチほどの細竹十本と、小さな小袋に入れた小石十個を持っていた。そのほか、そてつの実や松かさなどを数え方の練習に使用することもあった。一番多く使ったのは指であった。十本の指を机の上に並べて、自分の口で一本、二本と口づけして数えたものである。手の指で足りない場合は、腰掛の上に両足を乗せて数えることもあった。

四年生から算盤(そろばん)を習った。

(六)　唱歌

西村実孝先生の風琴、逆瀬川助熊先生のバイオリンな

ど楽器の音色が今でも耳に残っている。

(七)体操

児童の心身鍛練のため特に力を注ぎ、校長先生が先頭に立って、上半身はだかになってズボンをまくり上げ裸足になり、教児一体となって修練した。

市来政隆先生が亜鈴体操を指導した。亜鈴を両手に持ち、上下左右・前後に振りまわす体操である。亜鈴がふれ合って発するカチッカチッというかん高く澄みきった音に心の引きしまる思いがしたものである。

(八)規律訓練・士気の鼓舞

模範兵、松伊甫吉氏（陸軍上等兵。下士官適任証、善行証、銃剣術優秀賞）が満期除隊し、母校を訪問し、そのりりしい軍服姿は全校生徒のあこがれの的となった。軍隊時代、号令調整で鍛えあげた大声で「気をつけ」と号令をかけ全校学童を引きしめた。たまたま焼酎を一升ひっ下げて校門附近通行中の老人ら、その号令に驚いて焼酎瓶をとり落とし割ってしまったという笑い話もある。

輜重兵上等兵の逆瀬川助直先生と輜重兵上等兵栄池甫氏が銃剣術と剣道の試合をして学童たちに見せた。

体操の時間に学校の西方に連なる石橋たんぼに向かって、全学童が号令の練習をするようになった。

(九)手工科

学校の西方に粘土細工用の良質粘土がたくさんあった。その粘土を使って教児とも一心不乱に製作に取り組んだものである。傑作もたくさん出たが何よりも教師と児童のすばらしいふれあいの場であった。

二　学用品

入学当時の学用品は石筆と石板でした。先生は子どもたちの石板を見て評価し、それに赤チョークで一重丸や二重丸、ときには三重丸もつけてくださった。二重丸や三重重丸をもらった子どもたちは、他の学用品といっしょに風呂敷で包むと、だいじな赤丸が消えてしまうので、石板だけは外に出して赤丸の書かれている所を上にして持ち帰り、両親に見せたものである。転んで石板を割ってしまったことも再三ではなかった。

二年生の二学期ごろから鉛筆やノートも使用するようになった。

三　評価

低学年の場合　〇、□、△、×

普通の場合　甲（八五以上）

乙（六〇～八四）

丙（三〇～五九）

丁（二九以下）

優・良・可を使用することもあった。

四　賞罰

(一)賞

1　学業成績優良な者に対して

一等賞（一名）　二等賞（一～二名）

三等賞（二～三名）

各学年とも五～六名に厳選して授与していた。一等賞を授与された者が級長になり、二～三等賞を授与された者が副級長や列長になるのが例であった。学級役員の任命は全校朝礼で校長先生が辞令を交付して厳粛に行い、役員に任命された学童にとっては大きな名誉であった。

2　精勤賞

ア　精勤賞　一年間精勤した者に授与した。

イ　六年皆勤賞　六年間無欠席の者に授与した。

3　特別賞

牛馬の草刈り・畑仕事・他家の子守奉公等家計を助け、家庭の手伝いに精励しながら勉励する者に授与した。

4　島津奨学賞

県下各学校の卒業生中、学業操行最優秀な者に対し旧薩摩藩主島津家から贈与されたものである。副賞も黒朱塗蒔絵入りの硯箱に赤間関産の硯石を配した結構なものであり、受賞者にとって最高の名誉であった。この賞は和泊町では現町長武田恵喜光氏が最後で後は途絶えたと思う。

(二)罰

先生方は不心得な者に対しては「愛の鞭」を加えたものである。

1　個人罰

〇教鞭で尻をたたく

〇げんこつでたたく

〇耳をひっぱる

〇鼻をつまむ

〇股をひねる

○教壇の下に入れる

2　団体罰

級友の一人が学校や学級の規律を犯した場合、学級生全体の努力が足りなかったからだといって学級生全員が罰せられることがあった。それを恐れて級友同士互いに戒めあったものである。

3

学童時代の体罰をふり返って見て、あのような厳罰があったからこそ事の善悪を幾分でもわきまえることができたと思い有難く思っている。

五、同学年児童に年齢差があった。

(一)　学校長が学年末に学業成績不振の者を現級とめ置き（落第）にした。又、学年末に父兄が現級とめ置きを願い出た例も少なくない。それは「片仮名五十音」と「いろは四十八字」や「掛け算九九」など基礎的なものを修得せずに進級しても、本人のためにならないという考え方からである。一学級十名近くも停級する場合があり、あまり恥ずかしい思いはしていなかったようである。

(二)　明治四十年代ごろまでは親が役場に行って子どもの出生届を出すのみでなく、月一回役場職員が各字の集会所に行って届出事務を処理していた。父兄の怠慢で出生届がおくれ、そのために就学が遅れる子どももいた。

六、勉学状況

(一)　出席状況

当時の通学路は道幅が狭く、牛馬に荷物をつけてやっと通れるくらいで、その上石ころ道のどろんこ道であった。雨の日は、きまったように二、三人の子供がすべって転び泥だらけになった。それを上級生か手を引いて学校に連れて行き、水飲み場で裸にして身体を洗い、泥に汚れた着物を小使室で火をたいて乾かしたものである。

低学年の先生や小使いさんの労苦は大へんなものであった。明治四十二年には出席率九十九・三四パーセントとなり、以後大正五年まで連続大島郡一位を確保した。大島支庁から青地に桜の花の中央に「一等」と染め抜いた旗をもらい、校舎玄関屋上に掲げてあった。朝礼のとき沖元綱校長が「あの旗を見よ、何事も為(な)せばなるのだ」と口ひげをひねりながら訓示されたものである。

(二)　学業の状況

そのころ和泊村には「奉公農事小組合」という特殊な行政区画があった。現在の各字小組合である。教育振興のため、奉公農事小組合をそのまま教育振興小組合とし、小組合長が兼任していた。

毎学期末になると学校では学業成績と出席状況について、各小組合の平均点を出して順位をつけ、学期の最終日に教育小組合長会を開いてこれを発表した。各教育小組合長はそれを各小組合に持ち帰り、小組合内の学童とその父兄を集めてこれを発表し、今後の学力向上方策について話しあい、その手始めとして各教育小組合では競って夜学舎を設けた。個人所有の空家や家族の少ない家庭の表間、または小組合長宅を借用しこれにあてた。うす暗いランプ灯火の下でソーメン箱や石油箱などを机がわりとし、約二時間を限度として予習・復習に励んだ。父兄は交代で学童たちの学習ぶりを見まもり、又、「火の用心」に努力した。また毎晩のように部落担任の先生方が巡回指導された。この夜学校は昭和初期まで続いた。

土曜の晩は予習・復習を早目に切り上げ、その後で朗読・お話・唱歌・討論会などを実施し、父兄も参観した。

七、方言使用の禁止

そのころの子どもたちは家庭・学校の行き帰りなど、いつも方言を使っていた。全国的にも標準語使用が強調されていたので、学校は全国に通用する標準語使用の徹底を期して努力していた。

(一)　方言札という物があった。それは長さ三十五センチメートルほどの長方形の木札で、「方言を使いました」と書かれていた。方言使用者は罰としてその方言札を一日中腰にぶら下げて歩くことになっていた。誰か他に方言使用者を見つけたら、自分の方言札を外して新しい方言使用者につけるきまりになっていたが、方言使用者を見つけきらない場合は三日でも四日でも大きな方言札を下げていなければならなかった。

(二)　方言を使用して方言札を下げている者は、その罰として掃除当番にあてるのが例であった。新しい方言使用者を見つけることができない場合は、三日でも四日でも続けて掃除当番をしなければならず、とうとう泣き出してしまう児童もいた。

(三)　罰則には、そのほか、習字用の水汲(く)み・水くばり・使用ずみの墨水の処理・便所の掃除などいろいろあった

が、最高の罰は男女同じ机・腰掛けに座らせることであり、児童たちはこれを最も嫌がっていた。

八、しつけ　（学校が常に強調していたこと）

(一)先生や目上の人に道で会ったら礼をすること
(二)身体を常に清潔にしておくこと
(三)男子は頭髪を短く刈り、女子はきれいに結うこと
(四)着物は清けつなものを着用すること
(五)整理・整とんをしっかりすること（教室も・家庭も）
(六)机の中は時間割の順に教科書やノートを揃えておくこと
(七)ふろしきや筆入れの置き場を一定しておくこと
(八)敷居を踏まないこと
(九)鉛筆が短くなったら細竹にはめて使用すること
(十)無断で校外に出ないこと
(十一)鐘の音を聞いたら、かけ足で集合すること
(十二)遅刻をしないこと　病欠は必ず届けること
(十三)買い食い・立ち食い・歩き食いをしてはいけない
(十四)道草をするな　弱い者をいじめるな
(十五)人の悪口を言うな　けんかをするな
(十六)にわとりのけんかをさせるな
(十七)爪は常に短かく切っておくこと
(十八)机・腰掛その他の校具を大事にすること
(十九)かけごとあそびをしないこと

九、服装

(一)男子
たまには本土産の絣を着用する者もいたが、大部分の学童は縦縞や横縞の木綿織で、ほとんどが各家庭の手製であった。夏着は芭蕉糸製の着物である。六年を卒業するまで夏・冬とも各一着ずつの着物で済ませる学童が多かった。それは入学のとき、手製の布で長い着物をつくり、それに深目に揚をして置き、身長の伸びに応じて揚を少しずつ短くする方法である。黒の木綿帯をしめていた。
シャツやパンツ等はなかった。体操の時間には、黒帯で褌をしめて体操をしたこともある。

(二)女子
全員着物の上に「前だれ」を下げていた。かけっこの時は帯で着物も前かけも前に吊り上げ「ウシヤギ」をして走ったものである。

(三)雨具
児童　みの・笠（しゅろ製とわら製の二種あり）
教師　洋傘・蛇の目傘を使用していた。

十、けんか
そのころの子どもの間にはけんかが多かった。学校内では教師を恐がって自粛していたが、校外に出ると集落対集落の集団けんかもあった。これらのけんかはいずれもなぐりあいであり、刃物などを使うことはなかった。高学年のがき大将の中には、低学年生に「お前はあの子にけんか負けるか」とけしかけてけんかをさせ、それをたのしむ者もいた。けんかの勝敗は一方が泣くことで決着がついていた。

(五)　内城小学校の沿革

「内城小学校沿革誌」には次のように記載されている。

(一)　沿革の大要

一　明治三十年四月五日本校開校以前の沿革は記録多く散逸し、伝説亦漸く人の記憶を離れて、考証の資料に供すべきもの極めて少く、到底詳細に記述し難きを以って、左に唯其梗概を示さん。

一　明治十年十月一日創立。敷地を内城村小字平田川にトし内城小学校と称したり。当時の学制は小学課程を上下の二等に分ち、各々八級とし、半年毎に進級試験を行ひ、八ヶ年を以て小学全科を卒業するの規定なりき。

一　明治十二年財政の都合に依り和泊小学校に隷属して、和泊小学内城分校と改稱したり。此の期間に於て、敷地の変更と学制の改革ありて、敷地は小字日牛城と言える前敷地に比して比較的広濶且爽快なる所に遷され、学制は従前の上下二等制を廃して高・中・初の三等とし、初中二等は各六級・高等は四級に分ちたり。而して進級試験及び修業年限は前に異ることなかりき。

一　明治十九年修業年限三箇年の簡易科制を布かれしに依り、内城簡易科小学校と稱したり。当時此の短期の教育を以って不満足と思惟する者多く、沖永良部私立教育会また其異見を有したりしを以って、其筋に建議して、別科（三年）を置き、相当の学科を教授したり。

一　明治二十七年小学校規程実施せらるるや、其結果、修業年限四箇年の尋常科を置くこととなりしを以て、

内城尋常小学校と改稱し、通学区域を拡張し、校舎及び敷地を新に経営し、工を二十九年十一月に起して、三十年三月全く之を竣へ、四月五日を以て、芽出度く開校の式を挙げたり。

一　時世の進歩に伴ひ、国民教育が四ヶ年修業にて不十分にあるを以って、義務教育年限を六ヶ年に延長し、愈々四十一年度より実施せらる。在籍児童増加せしを以て、校舎狭隘を告げ、西方に壱反歩敷地を拡張し、四間半に五間弐拾弐坪半の一教場を増築し、四十二年四月一日より、仝増築教場に於いても授業せり。

一　明治四十四年度より六学級に編制して教授せり。然るに収容の教室なきを以て、教員室を取り直して教室に充て、裁縫室に於て事務を執り、裁縫は便宜各教室の机上に於て教ふることとなりぬ。斯く狭隘を感ずること約二年半、大正二年九月に至り、増築校舎五拾坪即ち二教室の設備完成せしを以て、各教室悉く備わり、将来数年間は不自由なく、安穏に授業することを得るに至れり。

大正二年九月二十七日

但し二教室増築と共に、敷地壹反六畝歩新に購入拡張せり。

(二)　各学年度の学級編制状況等

1　明治三十一年度

学年	児童数 男	児童数 女	児童数 計	学級数	担任 職名	担任 氏名
一年	二五	三五	六〇	一	准訓導	市来政隆
二年	二一	一六	三七	一	准訓導	町田実起
三年	二五	四	二九	一	訓導	武宮玄真
四年	二五	四	二九	一	訓導	平富秀
計	九六	五九	一五五	四		

2　明治三十四年度

学年	児童数 男	児童数 女	児童数 計	学級数	担任 職名	担任 氏名
一年	三〇	三三	六三	一	訓導	豊山重彰
二年	一六	三四	五〇	一	訓導	武宮玄真
三年	一一	一七	二八	一	訓導兼校長	平富秀
四年	一九	一四	三三	一		
計	七六	九八	一七四	四		

3　明治四十一年度（五年生増設）

学年	児童数 男	児童数 女	児童数 計	学級数	担任 職名	担任 氏名
一年	三二	二八	六〇	一	訓導	武宮玄真
二年	二三	二二	四五	一	准訓導	本城宗佳
三年	一九	二九	四八	一	訓導	皆村前二
四年	二二	二二	四四			
五年	二二	一七	三九	一	校長	永野益道
計	一一八	一一六	二三四	四		

4　明治四十二年度（六年生増設）

学年	児童数 男	児童数 女	児童数 計	学級数	担任 職名	担任 氏名
一年	三八	二九	六七	一	校長	永野益道
二年	二八	二六	五四	一	准訓導	本城宗佳
三年	二〇	二四	四四	一	准訓導	宗佐久秀
四年	二〇	二五	四五	一	訓導	武山宮定
五年	二三	二〇	四三			
六年	二二	一〇	三二	一	訓導	皆村前二
計	一五一	一三四	二八五	五四		

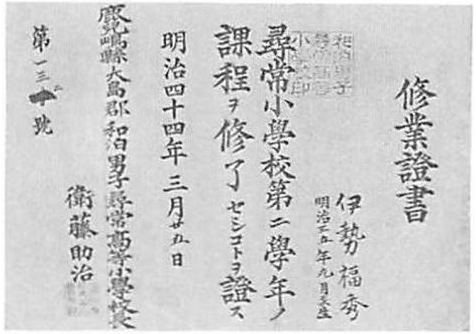
修業證書

伊勢力福秀
明治二十年九月三日生

尋常小學校第二學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

明治四十四年三月廿九日

鹿嶋縣大島郡稲男尋常高等小學校長

第一三號

衛藤助治

(三)　教職員名簿

(出身地)	(職名)	(氏名)	(就任年月)	(離任年月)
和泊村和泊		平良重照	明治三〇・四	明治三二・一
〃 大城		柳窪実	仝 三〇・四	仝 三二・一
〃 内城		武宮玄真	仝 三〇・四	仝 三二・一
〃 和泊		市来政隆	仝 三〇・四	仝 三三・三
〃 皆川	校長（一代）	平富秀	仝 三二・一	仝 三九・四
〃 手々知名		町田実起	仝 三二・一	仝 三三・七
和泊		浅江春	仝 三二・七	仝 三七・五
〃 内城		宗善次	仝 三三・四	仝 三三・八
〃 内城		豊山重彰	仝 三三・七	仝 三九・三





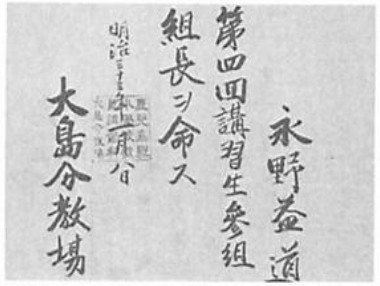



仝	内城	豊山重綱	仝 三五・五	仝 三七・六
仝	内城	豊山ハル	仝 三七・五	仝 三八・五
仝	手々知名 校長(二代)	永野益道	仝 三九・四	仝 四四・三
仝	国頭	秋田栄盛	仝 三七・六	仝 三八・七
仝	手々知名	上別府クミ	仝 三八・五	仝 三九・五
仝	内城	宗 利秋	仝 三八・六	仝 四〇・四
仝	和泊	鎌田宗吉	仝 三九・五	仝 四一・四
仝	大城	平山ムメ	仝 四〇・三	仝 四一・三
知名村新城		英 宗呈	仝 四〇・三	仝 四一・三
和泊村内城		本城宗佳	仝 四〇・五	大正 二・三
仝	内城	豊山ハル	仝 四一・三	明治四三・九
仝	皆川	皆村前二	仝 四一・四	仝 四二・九
仝	内城	宗 佐久秀	仝 四二・四	仝 四三・三
仝	和泊	武山宮定	仝 四二・九	仝 四三・三
仝	和泊	沖 貞秀	仝 四三・三	大正 二・三
仝	手々知名	沖 利秋	仝 四三・四	仝 二・三
仝	内城	豊山アキ	仝 四三・一一	明治四五・三
仝	和泊 校長(三代)	門松経寛	仝 四四・三	大正 八・六
仝	和泊	伊集院ヲシ	仝 四四・三	仝 三・三
仝	手々知名	逆瀬川カネ	仝 四四・一一	明治四五・三
仝	和泊	武山ハル	仝 四五・三	大正 二・三
仝	手々知名	逆瀬川助熊	仝 四五・三	仝 二・三

(六) 教職員の免許状・辞令・証明書等（上渇）



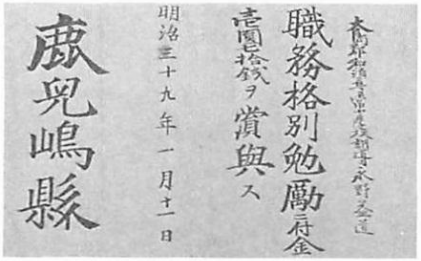

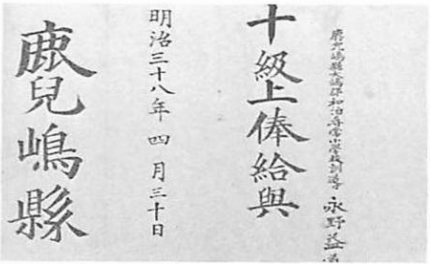

二　社会教育

(一) 新進舎（青少年教育）について

1　**「新進舎に関する記録」**として、手々知名字出身の沖隆成氏は昭和四十三年八月十一日発行の「奄美」紙上で次のように述べている。

新進舎に関する記録　　吾館出身　沖隆成

新進舎の前身は吾館（あかたじ）学友会と和泊後進舎である。

吾館学友会のはじまったのは割に古く日清戦役後の明治二十九年の春頃だったと思う。川畑祝人先生（肥後業昭氏の父）が、上別府家の裏の石灰売場を借りて、吾館の学童（尋常科生の希望者）約二十名を集めて、夕方から二時間程学童の予習復習をなさしめたのが始めだと思う。勉強というよりも子供達の集団訓育が主で、お月様の明るい晩など軍歌を高唱して遠く隣の字に遠足し



山下政一郎氏　新進舎の名づけ親で設立者の筆頭

たことを覚えている。それから多少の盛衰はあったが、ずっと続いたように思う。

和泊にはその頃、山下政一郎氏を中心とした短歌の同好会の集りがあった。明治三十五年頃、市①来政綱氏が病のため、鹿児島の中学を二年で休学して帰郷療養中、山下氏や市来政綱・政憲②兄弟、俊道憲、有川貞盛④、武宮清勝等の諸氏が中心となって、鎌田家の門側の隠宅を借りて、和泊青少年の勉学の会が始まった。これが和泊後進舎の始まりのように思う。市来政綱氏は其の後病が思わしくなく、後進舎が新進舎として吾館に移ったあとは殆んど活動せず、明治三十九年九月七日に、齢僅か二十一歳（数え年）で他界された。

後進舎が発足して二年ばかりで、鎌田家の都合で会場が使えなくなりました。その時後進舎の主なる人達、吾館学友会の幹部の人達の間に、両会を一緒にしてはという意見が出て、協議の結果、吾館で矢野家の門側の隠宅を借りて、新しく会名を新進舎として発足したと思う。当時の主なメンバーは、後進舎側、山下政一郎、市来兄弟、山口通憲⑥、俊道憲、有川貞盛、武山宮定⑦等、吾館学友会側、玉江末駒⑧、町田実次⑨、伊地知季文⑩、沖元成⑪、沖元達、玉江善信⑬、沖隆成等、当時会長其の他役員がきまったように思う。はっきり記憶していないが、多分最初は山下政一郎氏が舎長で、あと会場が吾館集会所に移ってから玉江末駒氏になり、その後ずっと同氏が舎長であったように思う。

会場の移動　(1)矢野家隠宅―一～二年　(2)和泊字集会所―一～二年　(3)吾館集会所　この吾館集会所は南洲宮、長浜兼久（ハニクン）とう、ヨシビニヤなど運動場が近いよい位置にあったので、その後ずっと会場として使用された。会員の入退舎は自由で、希望によって何時でも入退舎できた。従って会場の移動の度毎に増減した。会場が遠くなると退舎し、近くに移ると入舎した。

上級学校の入学に失敗して帰郷した者は、舎にもどって一緒に勉強した。富家の子弟又は家にあって自由に勉強出来る階級の者は割に入舎しなかった。

主な日課、(1)学習の予習復習、(2)団体訓練、(3)上級生による低学生の指導。

主な年中行事、(1)毎月定日の討論会・演説会・お話会、(2)早起会・試胆会、(3)運動競技会（相撲会・水泳会・大将倒し）、その他。

経費（主として灯油代）、(1)毎年冬の初頃、松毬の青いのをもぎとり、乾燥して傘のはじけた時種子をとって植林用に売る。(2)種子をとった後の松かさは燃料として売る。(3)松を切り倒した根株を堀りおこして薪として売る。これらの代金で石油を買うには充分であった。

舎の最も盛んであった時は、日露戦役から戦後にかけた数年であったと思う。この頃は会員も多く、舎の活動も活発であった。

新進舎前後の時代、青少年の多くは上級学校にある者も村にある者もよく勉強したと思う。財乏しくして進学出来ない者も、決して内に閉じこもってあきらめないで、独学奮起して各資格試験に合格し、よく大成した。この時代の前後に、独学によって各資格を得た和泊、吾館の人々を私の記憶によってあげて見ると、(1)普通文官試験にうかった者、沖元達、木尾為傑⑭、沖賢章⑮等、(2)裁判書記合格者、沖元隆⑯、平瀬覚熊⑰、沖定成⑱、平瀬武熊⑲、大坪盛茂⑳、沖賢基㉑、鎌田宗秀㉒等、(3)教員検定試験合格者、武山宮隆、武山宮信㉔、武山宮定、玉江末駒、沖隆成、鎌田宗秀㉕、鎌田静林志㉖、沖利秀㉗、栄寿竹、沖賢章㉘、松尾実友㉙、関周英等、これ等の中、なお勉学を続け、あと東京に於いて、高文に合格した者、松尾実友、栄寿竹、沖賢翠等がある。

これ等一連の資格試験は当時かなり難しいとされたもので、勉強機関もなく、勉強に使う本さえ容易に手に入らなかった時、しかも指導者もなかった時、よく独学によって、これ等の試験に合格した人々の苦心奮闘は、大いにほめたたえられるべきだと思う。

その外医師の資格を得た者、運転士、船長の資格を得た人もあるが、これ等は島外に出て勉強した人々である。

吾館学友会、後進舎、新進舎を通じて、よく当時の青少年を善導し、舎勢を盛り立てていった功労者は、和泊に於ける山下政一郎氏、吾館に於ける玉江末駒氏の二人をあげたい。

山下政一郎氏は鹿児島市の出生で、父が和泊の今の鹿児島銀行のある目ぬきの地で商店をしていた。多芸多能でよく青少年の面倒を見た。

(1)短歌をよくした。号を紫海又は月汀といって、その頃よく各種の雑誌に応募し選に入った。この頃の和泊の文学少年は山口通憲、俊道憲、安藤佳翠等、皆其の影響を受けた。

(2)運動競技にすぐれた能力を持っていた。水泳、陸上、野球等すべてにわたって指導力を持ち、又よくルールを知っていた。当時の和泊、吾館の青少年が、水泳をよくし野球を知り、陸上競技を覚えたのは、専ら氏の指導によるものであった。野球では和泊、吾館に別々にチームをつくり、よく試合をした。氏は何れのチームにも属さず、両チームの穴を埋めていたように思う。当時のメンバー、和泊、栄寿鳳、俊道憲、有川貞盛、伊地知季文、武宮清勝、市来政憲外、吾館、大坪盛茂、町田実次、沖元成、沖元達、玉江善親、沖隆成外。

(3)音楽的な才能があった。オルガン、風琴、笛、尺八等皆出来た。又これ等の楽器を自らつくって、皆に練習させた。

(4)書も極めて上手であった。皆が持って来る短歌を一々浄書して一冊の歌集にまとめたり、文集をつくったりした。誌名はたしか「草籠」といったと思うが判然しない。明治四十三年島を去り、鹿児島市（県病院東）に移住して写真屋を経営した。後年奄美社の選歌の先生をしていた。

玉江末駒氏は吾館の名家に生れ、幼少より才気すぐれ、好学の精神に富んでいた。青少年指導につとめ、よく若者達の衆望をあつめた。独学によって教員検定試験に漸次パスし、遂に小学校本科正教員の資格を得、和泊小学校長から古仁屋小学校長、名瀬青年学校長と郡一流の学校長を歴任して、一生を教育事業に捧げた人である。島外に去る迄よく新進舎長として後輩の面倒を見た。和泊吾館の青少年の中心目標であった。

大先輩の方で、時々舎をおとづれて色々の注意指導を下さった人々に、玉江柳曹氏、矢野盛綱氏、川畑祝人氏、園田仲生氏、沖元隆氏の諸兄がある。中でも沖元隆氏は度々お出になって、舎生の勉強振りを見たり、火の用心を注意して下さったり、時には年長舎員の仲間に入って、数学の難問を解明して下さった。吾館集会所は同氏宅の東隣りにあった。

(注)

①市来政綱　和泊　市来裕子氏祖父の兄
②市来政憲　和泊　市来裕子氏祖父
③俊道憲　和泊　種子田三千世氏の父
④有川貞盛　和泊　有川義夫氏の叔父

⑤武宮清勝　和泊　武宮清盛氏の兄
⑥山口通憲　和泊　山口禎善氏の弟
⑦武山宮定　和泊　武山信夫氏叔父
⑧玉江末駒　手々知名　玉江喬氏の父
⑨町田実次　手々知名　町田実伴氏の祖父
⑩伊地知季文　和泊　伊地知芳子氏の父
⑪沖元成　和泊　谷元昌子氏の父
⑫沖元達　手々知名　沖治氏従兄
⑬玉江善信　手々知名　玉江末駒氏弟
⑭木尾為傑　手々知名　木尾司氏父
⑮沖賢章　手々知名　沖隆成氏弟
⑯沖元隆　手々知名　沖治氏父
⑰平瀬覚熊　手々知名　平瀬羊之助氏父
⑱沖定成　手々知名　沖ミツ氏の父
⑲平瀬武熊　手々知名　平瀬一郎氏父
⑳大坪盛茂　手々知名　大坪芳子氏養父
㉑沖賢基　手々知名　沖隆成氏兄
㉒鎌田宗秀　和泊　鎌田健氏父
㉓武山宮隆　和泊　武山初枝氏の父
㉔武山宮信　和泊　武山信夫氏の父
㉕鎌田静林志　和泊　鎌田静雄氏の叔父
㉖沖利秀　和泊　福山ツネ氏の兄
㉗栄寿竹　和泊　栄寿一郎氏の父
㉘松尾実友　和泊　有川嘉勇氏叔父
㉙関周英　手々知名　沖俶子氏の父

2　年齢の異なる青少年たちが、自発的に新進舎に集って、先輩はよく後輩を指導し、後輩は先輩を敬慕して共励切磋勉強する、この異年齢集団に対して、学校当局が積極的に指導し激励したと見えて、和泊小学校沿革誌に次のような記録がある。

○明治三十八年十月九日　和泊新進舎創設。
○明治四十三年七月九日　七月九日より本校職員新進舎の監督指導することに決せり。
○明治四十五年六月一日　職員会に於いて新進舎の積極的な指導監督をきめる。

3　新進舎の精神は、大正時代に入ると「夜学校」「日躍学校」となって、島内の各字に波及発展し、後「親子会」「青少年団」として、広く大きく発展した。

(二)　青年団

我が国における青年団活動の発展について、「鹿児島県教育史」(鹿児島県教育委員会編)は次のように述べている。

明治初年の社会教育は、学校の建設・制度の整備等に忙しかったので、他を省みるの余裕がなく不振であった。勤労青少年の教育は、従来の若者組にゆだねて、放任の形であった。しかしながら、明治二十年代になって、日本の資本主義が進み、工場制工業が確立し始め、社会の変化が見えて来ると、一部青年は、夜学会・同志会などの名前で、自発的に勉強を始め、日清・日露の戦役では、戦争に協力することによって社会の進展に結びつき、脱皮を行なう青年会も現われてきた。

政府が青年団に目をつけたのは、日露戦役後からである。一九〇五(明治三十八)年十二月、政府は、文部省普通学務局長の名をもって、地方青年団の誘掖指導ならびにその設置を奨励した。続いて一九一五(大正四)年九月、内務・文部の両省は共同で訓令を出し、政府は、青年団は、(一)修養機関である、(二)年齢は二十歳までとする、(三)団長は学校長が適任であるなど、国の見解を示した。すなわち政府はこの国家の決めた基準で、全国の青年団を育成強化しようと図ったのである。しかしそれは、実は軍の要望であった。当時軍部においては、青年を手放しにしないで、徴兵検査前までに、身体と精神を訓練しておきたいと思っていた。そのために、青年団の育成を政府に要望して、内務・文部両省の訓令となったのである。のちこの方針は、青年訓練所(一九二六〈大正十五〉年)・青年学校(一九三五〈昭和十〉年)の設立となって完成された。

○　明治時代の青年会活動について、上手々々知名字出身の菅村友一氏(明治二十五年二月三日生)は次のように語った。

(一)、各字とも男子青年(ニーセ)が集まって〇〇字青年会と言うのが組織されていた。また女子青年(メーラビ)が集まって処女会を組織している字もあったが、当時「風紀取締り」と言うのがやかましく、青年会と処女会が共同で活動するようなことは全くなかった。

(二)、手々々知名字の青年会長は玉起寿間氏(寿芳氏父)で、

軍事教練の指導が多かった。

○相撲やかけっこの練習が盛んであった。

○伊集院周国氏(健了氏伯父)が棒踊りを指導した。

(三)、和泊村連合青年会があった。

毎年一回連合青年会の運動会が、村の一大行事として和泊校の校庭(現在の役場庁庭)で実施され、かけっこ・リレー・相撲競技等が、四小学校区対抗で盛大に行われたものである。

(四)、知名村青年会との合同運動会

○毎年一回、和泊村青年会と知名村青年会の対抗競技会が行われた。

○両村で交互に実施し、和泊村の会場は長浜または与和(ヲ)の浜、知名村の会場はジーチョガニク(瀬利覚の下の浜)またはヒョーシングドウ(上平川の前のたんぼ)であった。

○主な競技種目はかけっこ・リレー・相撲等であった。

○中でも人気を集めたのは、和泊村の一番力士永野益道先生(手々知名)と、知名村の一番力士和泉民雄先生(余多)による、全島一番を決める取り組みであった。

○明治時代の各字における青年会活動について、永嶺字の河地ツル氏(明治三十七年二月二十三日生)は、その父宮永先直氏(元治元年生)から聞いた話として、次のように語った。

(一)、男子青年(ニーセ)の集団活動

1　田畑のぬいたば仕事

2　砂運び　月の夜に内木名(ナイキナ)浜から、一斗鑵に砂を入れて、各自の畑に運び入れる。

3　相撲の練習―相撲に五種あり。

イラブジマ　永良部相撲
ヤマトジマ　大和相撲
ウデジマ　腕相撲
ハジジマ　足相撲
ユビジマ　指相撲

4　力石(百斤以上)運搬競争

5　長期病気療養家庭に対する労力奉仕

田植え　取り入れ
製糖作業　砂糖の運搬等

6　火の用心・防犯・風紀取り締まりのため、青年が四人一組の交替制で、拍子木をたたき、次の言葉を唱えながら毎晩夜間巡視を実施した。

ヨーチンチンチン　（用心・チン・チン）
ウカマヌメーム　（かまどの前も）
ジユウヌメーム　（表間のいろりの前も）
サブリテ　（片づけて）
ヤシモリヨ　（おやすみなさいよ）
ヤシモリヨ　（おやすみなさいよ）

(二)、女子青年（メーラビ）の集団活動

1　田畑への肥料運搬をゐいたばで実施した。

ヒヤーギ（ざる）で何回と運搬回数をきめて集団で実施した。

2　ヲゥーナビ（夜なべ仕事）

○本土から綿を買い、それを紡いで綿糸を作る作業を実施した。

○灯油が乏しいので、字の中央にある、冬でも暖かいヲゥーナビイヨー（洞くつ）に集まり、中央で松やにの多い松の根や幹を炊き、その周りに輪をつくって、夜おそくまで糸を紡いだ。

○松やにの多い松の木は、メーラビの父親やニーセたちが採取、運搬したものである。

3　各家庭におけるメーラビの仕事

○家族の着物つくり（夏は主としてばしょう着物・冬は主として綿織物）
○内木名（ナイキナ）海岸から自宅への塩水運び
○内木名（ナイキナ）海岸から自宅や畑への砂運び

第十三節　明治時代諸事

（年）　（主なできごと）

二　○島詰役人職名改称。代官＝在藩、巡察＝検事、附役＝筆者。
　　○和泊村佐多利松山へ高千穂神社建立（郷社）。

三　○与人土持政照社倉を設立。
　　○人別調査
　　人員　一万四千三百三十七人
　　男　六千八百六十六人
　　女　七千四百七十一人

四　◎廃藩置県
　　○膝生（ヒダワシ）解放

五　○九月七日、暴風にて民家、伊延波止、西方役所大破、西方役所は田舎平へ移転。
　　○砂糖二百三十二万斤産す。
　　○戸籍調査（壬申戸籍）。

六　○太陰暦を廃し、太陽暦を使うようになる。
　　○戸長土持政照がランプを東京から持ってきた。

七　○与人を戸長、間切横目を副戸長と改称。
　　○租税其の他万般取扱い慣行調査。
　　○十月、与論島分立す。

八　○貨幣融通開始のため、銭五万貫（銅銭一枚は百十二文の価格）無年限に貸し賜ふ。
　　○七月九日、在藩所を廃し、大島名瀬に大支庁、各島に支庁を置く（沖永良部島支庁長鮫島権大属）。旧大仮屋を支庁となす。
　　○東西二戸長役所を和泊方に合併し、沖島曽謙・操担栽・沖利有、民選戸長として任命せらる。
　　○平民に苗字使用許可。
　　○旧与人役料田畑作得を学資に充て旧前仮屋へ学校設置。

九　○撰玄碩戸長に任ぜらる。撰は学識あり雄弁医術及砲術に長ず。

一〇　○福永信二支庁長となる。

○西南の役起る。このため医学生三名沖縄賢・鎌田宗円・操坦勁は卒業せず。

○十七ヵ所に学校を置く。

○大島警視出張所沖永良部島派出所設置。

○洞籠(トゥール)墓(ハカ)を埋墓に改む。

墓所の儀和泊、手々知名、西原は数百年前より埋葬、其他は洞籠墓（岩岸を掘り或は石を築き石屋の如く木扉を造り戸口閉む。又墓屋とも云ふ）へ葬り来りしを夫では悪臭不潔の害あるに依り総て埋葬すべき旨、支庁長より命令ありて埋葬に改定。

一一　○五月三日、岩村県令及属官十数名千年艦より来島。同日支庁長西久保紀林着。二日在留にて出発せらる。

○五月、三級戸長（月俸六円）三名二級副戸長（月俸四円）四名三級副戸長（月俸三円）十四名官選を以て任ぜらる。

○初めて和泊郵便局を設置せらる。

一二　○四月八日、郡制施行。大島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島を以て大島郡とし大隅国に属せらる。

○四月、支庁被廃（支庁長西久保紀林並属官六月二十六日帰庁）郡役所を名瀬に置き、各支庁を廃し郡役所出張所を設置した。郡長心得郡書記向井新兵衛十一月十二日着任、郡書記土持政照同操坦栽在勤す。

一三　○八月十四日、全島を十二区に分割、各区に戸長（官選）を置く。

○地租改正に付土地丈量従前千七百町余の地積五千四百八十四町余となる。

一四　○九月二十七日、戸長所轄六分担に改正、事務は和泊村役場一ヶ所にて取扱う事となる。戸長（官選）

一五　○和泊正則小学校に初等科と中等科が設けられた。

一六　○四月、戸長所轄三分担となり戸長（民選）氏名左の通り

和泊外十三村　沖島曽謙
余多外十村　沖　利経
上城外十村　安藤佳竹

○社倉資金を以て厳島神社西隣に公立病院建設。

○十二月二十九日、正則小学校全焼。

○郡役所本島出張所引揚、郡書記総て大島在勤となる。

一七　○四月、徴兵適令者受験大島出頭の始めなり。最も明治十四年より十七年まで四年分検丁二百六十四名なり。

○六月、和泊学校瓦葺にて四十八坪の校舎造営す。最も二階十六坪まで都合六十四坪也八月二十八日竣工。

一八　○十月、大島郡役所を廃し金久支庁設置。

開庁式に付戸長、勧業委員、人民惣代出頭（十月十七日発程十一月十一日帰省）。

○節検申合に依り生年祝（十二支に当たる生年）年日祝（元日より十二迄十二支に当たる日）廃止せしも生年祝は数年ならずして又復旧。

一九　○四月、本島人入営の嚆矢。

徴兵　和村大吉政宜志、畦布村森里宜志

○五月、金久支庁を廃し大島島庁を置く。

○土持政照和泊方戸長（月給十五円）、東方、西方戸長兼任命ぜらる。

○大暴風・大飢饉

二〇　○十二月十四日、所轄両分担に改正。

○三月、和泊戸長役場内へ登記所設置。

戸長司法権にて管理、雇員二名を以て従事せしむ。

○巡査派出所設置。

二一　○十二月、知名村外十七村戸長役場、知名村に建設、翌二十一年、一月七日開場。

○一月、全島戸籍改正　人口戸数左の通り

戸数三千三百二十六戸
人口壱万八千七百十七人
男　九千百二十三人
女　九千五百九十四人

二二　○このころより改良鉄車流行。

◎大日本帝国憲法発布。

二三　○町村制実施。

○八月二十七日、法律二十二号を以て地租減額。

◎教育勅語発布。

○沖永良部高等小学校設立。
○第一回衆議院議員選挙。
　選挙区和泊戸長役場において納税拾五円以上にして三十歳以上の者町田実義（手々知名）、前田池常（大城）、平島秀（後蘭）、永野宮沢（永嶺）、遠矢金秀（上城）、投票提出、与人戸長を経歴島庁属たりし基俊良（六十五歳）当選。
○九月十五日、屋者にカナダ船漂着。
二四　○大島各島定期航海開始。
二五　○甘蔗「読谷山種」この頃より普及す。
二六　○四月、永野芳斉西洋医術試験及第開業。
　是れが本島人として西洋医術開業の嚆矢とす。
○九月十五日、正義会・同志会の対立
○十月十五日、県会議員選挙投票、土持綱義当選。
　本島より議員選出の嚆矢。
○和泊村戸長土持政照九月二十八日付辞職。
○十一月九日、知名村戸長操坦勁転任、沖利経
二七　○沖永良部島警察分署始めて設置、二月二日、警部鮫島員清着任。
○六月十八日、和泊港開さく工事開始。
　和泊港口狭隘なる而已ならず点々暗礁あり、実に危険を極めおりしを以て予算三千三百三十四円（社倉寄附金千五百余円県補助千八百余円）を以て工事を進め、二十九年九月竣工し、昔日の患難を免る。
○和泊に大島区裁判所が置かれ登記事務を扱う。
○全島小学校の儀
　明治十年以来十七ヶ校、外に和、根折、久志検、三分校ありしが後分校は廃止。
○大島分教場設立爾来教員資格者多くなる。
○日清戦争初めて出征軍人あり。
二八　○七月二十三日、大暴風襲来。
　午後五時東北風にて漸々暴濤となり七時より一層強烈、巌島神社、山崎泰蔵（旧学校東土持政照土地）、阿多実文、武山宮幾、重信

饒善、本部浜元、町田順円、有川貞哉、伊地知季彦宅地石垣破壊、山崎店、武山宮幾台所、沖貞平、岡本容静、宮田鶴（旧横目役所敷）家宅流失其他十余件暴濤の為め破壊、操坦勁宅前馬場尺五寸位波浪上流中城の畑へ馬艦船打上げ波浪は往古稀なるべし十時南風に転じ鎮静。
二九　○和泊知名両方共道路一新の大修繕をなす。
○三月、撰正鋭県会議員当選。
○六月、和泊尋常小学校外各校新築。
　和泊・内城・知名・島尻・下平川尋常小学校舎瓦葺棟石押にして壱坪金弐拾円、栄町材木商吉本与四郎、春日小路大工鮫島直助、清水町東条仲左衛門と戸長操坦勁、沖利経、鹿児島に於て契約締結し十一月四日和泊校建付始め（和泊校小使室便所まで百五十坪五合）、三十年三月竣工。内城校四月竣工（内城小使室便所まで八十九坪七合五勺）。知名校十月竣工、他の三校は其以降に及ぶ此構造たるや壮大堅牢にして実に驚目す。且又本島大工も鮫島その他の縄墨を習い迅速に技術進歩す。
○九月十五日、明治橋架橋。
三〇　○一月十五日、和泊十七村戸長操坦勁依願退職同月二十五日坂本元明後任命ぜられる。
○七月七日、海底電信線布設。
　沖縄丸来津電信架線九月一日より開始、最も陸揚場吉辺名（ユンピニヤ）削岩困難に依り工費三百円村寄附にて削岩す他は一切官費。九月一日から電報取扱開始。
○七月十五日、越山道路竣工。
三一　○三月、皆川村川平植吉、和泊村操担春、師範学校卒業、本島より卒業生の嚆矢。
○本島より口之津への出稼人百六十四名発程。
　出稼人の嚆矢。
○六月、大城校建築。
○八月二十七日、非常なる暴風雨にて人家夥く破壊、人畜死傷多く惨状を極む南方最も激烈古里より漸次軽きも和泊に於ても破壊又は屋根吹剥れ無難なる僅かに二三戸。内城村豊山龍助数百年前の建築たりし五間半に四間半の

大廈も破壊又同時に赤痢大流行死亡多し。

三一 ○十月二十三日、撰正鋭、県会議員当選。

○十一月二十日、日根野侍従、三宅参事官、福山島司其他属官、風害視察のため着島本島並に与論島へ金参千円御下賜。廿一日発程。

○警察分署之儀従前借家の処和泊字石川平弐畝廿四歩（七拾弐円八拾銭）敷地料寄附、県費を以て建築。四月十六日落成式。

○八月、大城村東西部落中間川に初めて板橋架設。（卅七年九月石橋石工平山新安架換、経費該村支弁監督世話人伊集院宜志政、村会議員橋口盛次外三名、石工弐百八十八名、人夫四百拾壱名、計六百九拾九人を要したり）

○秋、稲豊作、坂本元明弐百六俵、永野宮沢百参拾俵、奥山音、南川村仁、平島秀、町田実彰、武宮惟定、東富秀、百余俵産出、往昔内城村金城大作たる伝夙あるも他に弐百俵を超えしは坂本元明ならん。

○沖永良部高等小学校分かれて、和泊・知名両高等小学校となる。

三二 ○十二月十四日、社倉解散。

三四 ○二月四日、沖元綱和泊外三尋常小学校訓導兼校長被命来任。

○二月十二日、降霰、雪。最も霰は間々あるも雪は初めて本島にて見る処なり。

○二月十九日、知名村外十七村戸長沖利経依願退職操坦勁後任命ぜらる。

○三月、和泊、安藤松　女子師範学校卒業、本島より女師卒業の嚆矢。

○和泊高等小学校舎、字石川平へ建築。

三五 ○和泊外十七村戸長坂本元明依願退職、一月四日沖島曾徳後任命ぜらる。

○一月十七日、南洲翁記念碑建置。

表、西郷隆盛謫居之地

裏、文久二年戌閏八月十四日伊延港着于時三十六才、元治元年子二月二十二日和泊港発于時三十八才

右側、昭和三十四年十一月建之

○一月二十七日、西郷神社遷霊鎮座。

○二月十二日、長さ七、八尋位の鯨、喜美留、吉辺名泊え追込み捕獲最も死鯨は是迄寄揚りしも生鯨を漁獲せしは是れが嚆矢ならん。

三六 ○三月三十一日、知事より和泊尋常小学校訓導兼校長、沖元綱へ左之通り

「平素職務に熱心精励して能く其職責を尽し教育上の功績顕著なるものあるを認め明治三十四年県令第十七号教育資金使用に関する規則第十二条に依り金七拾円を賞与す。」

○十月五日、土持政照翁へ感謝状贈呈。

○十二月、世之主神社移転

○九月、明治橋は廿九年松材架設後二回流壊の処沖島曾徳金百円寄附椎材を以て堅牢に営架。

○十月一日、本郡重要物産品評会、和泊高等小学校教育品展覧会を和泊尋常小学校にて開会、七日千頭知事、鹿児島警察署長、県農会技師、島庁書記、糖業模範場技手、本郡各村戸長、教員、勧業委員、農業教授人、嶺山代議士、徳之島からの視察員、都合百名位来着褒賞授与式あり、八日学校庭前に於て、生存競争、優勝劣敗、種々引証しての知事の演説あり、知事・警察署長・代議士は十一時乗船発程九日より十日午前中郡農会、十日午后より十三日まで各村巡視十五日一同発程。

三七 ○三月二日、県訓令を以て勧業委員廃止。

三八 ○三月三十日、西郷神社地内へ和泊招魂社遷霊。

○十一月三日、風災に付両陛下より御救助として金壱千五百円本郡に御下賜。

○十二月十九日、和泊外十七村戸長沖島曾徳依願退職、土持綱安同十九日後任命ぜらる。

三九 ○二月六日、土持政照彰徳碑建置、彰徳碑々文

文久二年八月西郷南洲翁の罪を得て本島に流さるゝや藩命厳にして備に辛酸をなむ時に、島の間切横目土持政照君篤実義気に富む、其志ありて不遇なるを慨き救護百方誼骨肉の如し君与人となるや翁の教を奉じ、宋時の法に倣ひ明治三年里老と計り社倉を創め辺島の凶荒を救ひ、後の学校基金之礎を開き、同八年初めて和泊に学校を起し学田を寄附し又勧農に勉め勤倹を奨め率

先窮行公益を図り貧弱を賑わし、吏務を執る前後四十余年一日の如し、全島融和豊富の美今日ある、皆君の賜に非るなし而も君天性謙恭公正、功に誇らず利を貧らず名望益々高くして島民仰ぐ事父の如し、明治三十五年十二月君の卒するや相謀り公資を割き彰徳の碑を建て其蹟を不朽に伝へむとす。亦以てれが徳の盛と里俗の醇なるを察すべき他因て聊其梗概を叙すと云爾、薩南

樋渡清廉謹撰

三九　○四月一日、知名村外十七村戸長操坦勁、和泊村外十七村戸長沖島曾徳、明治三十七、八年戦役の功に依り勲七等青色桐葉章及金五拾円を授け賜ふ。

同日明治勲章の功（六級、七級）に叙し金鵄勲章を授与す

功七級陸軍工兵上等兵　国分利秋　国頭

功六級歩兵軍曹　田畑健蔵　知名

功七級歩兵上等兵　林　元信　古里

功七級歩兵上等兵　玉起寿間　手々知名

功七級歩兵上等兵　福山清秋　喜美留

功七級砲兵軍曹　田中新盛　古里

功七級歩兵軍曹　池田島池　知名

功七級歩兵上等兵　竹前治島尻

功七級歩兵上等兵　有川貞義　屋子母

功七級歩兵一等卒　林内徳田皆

功七級歩兵一等卒　成美国治屋者

功七級歩兵上等兵　富田富秋　余多

功七級歩兵一等卒　桐野植島　余多

功七級歩兵上等兵　奥野奥富　徳時

功七級海軍二等兵曹　川辺隆熊　手々知名

功七級海軍二機曹　町田実行　手々知名

○十月二日、鹿児島県私立教育会長より和泊尋常小学校訓導兼校長沖元綱旌表あり左の如し

本会は貴下が多年本県教育に従事し其効績顕著なるを認めたるにより茲に之を旌表す。

四〇　○三月一日、文部省より和泊尋常小学校訓導兼校長沖元綱、明治三十七、八年戦役中職務格別勉励、勤労不尠に付其賞として金参拾円給与。

○六月五日、第十五回赤十字社総会に分区委員として湾村戸長折田実積、知名村戸長操坦勁出会、本郡より東京出会の嚆矢。

○砂糖取引改善（大島信用販売購売組合認可）。

四一　○一月十日、知名電話開始　其架設費中四百九拾円村寄附。

○四月十日、島嶼町村制施行。

和泊村長土持綱安。収入役木藤貞亮任命さる。役場書記は平瀬覚熊、山口禎善、源瑞用、沖元貞、皆吉平安禎、松尼璞元、栄福松、川畑祝人、江夏勝熊の九名。従来村会議員各拾八名なりしも今回より各拾名となる。

○五月、坂本元明、衆議院談員当選。本島より代議士の嚆矢。

四一　○十一月十日、白浜事件発生。

○同年、和泊、磯川従来自然の処にては唯一の飲料水不潔に依り、セメントを以て堅牢に水溜を畳積す。

四二　○一月四日、和泊村国頭平民福島黒（天保六年三月生）堅忍不撓貞節を守る木杯一組知事より下賜あり。

○一月十二日、知名村長操坦勁依願退職、亀津村役場書記福岡富隆後任命ぜらる。

○四月二十一日、黒糖消費税是迄参銭の処本日

より弐銭となる。

四三　○一月、販売組合与和倉庫（三十坪）人工石を以て建設。

○十月、西郷文庫本棟十二坪、廂四坪建設、最も費用村三百五十円外和泊、手々知名各五拾円寄附。

四四　○五月二十七日、村役場内之梵鐘据付時報始む。

該代価弐百拾円の内百円和泊尋常小学校訓練佳良に付知事よりの賞与金を以て充て、百拾円は和泊学校区六大字寄附、台楼は村費にて営設。

○六月十五日、未曾有の大地震、午后十一時十五分より五分間、家屋倒壊の虞あり家より飛出でしも夫には至らざるも石垣は多分崩壊す。

○十月、高千穂神社、神殿拝殿兼併の処更に神殿九尺角新築す。

○同年、操坦水、長崎医学専門学校卒業、専門学校卒業の嚆矢。

○同年冬より大正元年春まで腸チフス大流行。

○和泊尋常高等小学校新築開校。

四五　○一月四日、和泊村長土持綱安（四十一才）腸チフスにて逝去、同六日村葬執行。

○三月四日、土持綱義、和泊村長後任命ぜらる。

○五月、旧学校敷地（和泊字東風平）弐反六畝七歩中央より南北二間幅道路貫通、残余は八区に分割して公売に付す。価格弐千九百九十三円十五銭。

○六月、村長土持綱義、書記山口禎喜、皆吉平安禎、村会議員有川董誠、中村源良、東一徳、区長上別府計、立会伊延通り、金毘羅通り並松敷確定。

同月、和泊女子尋常高等小学校、東風平字より石川字男子尋常高等小学校敷地へ移転、昨年より着手の処竣工。

○明治天皇崩御。九月十三日、兼久原に於て和泊村遙拝式。

○　参考資料　(1)沖永良部島郷土史資料操坦勁編「沖永良部島沿革誌私稿」(2)永吉毅編「郷土史年表」(3)和泊町編「和泊町勢要覧」

第七章　大正時代

第一節　議　会

一　議会の沿革

明治十三年四月、区町村会法が公布され、各区町村に町村会の設置が強制され、区・町・村の公共に関する事件およびその経費の支出・徴収方法を議定することになり、戸長が議会を召集し、議案を発し議長となり、その評決を施行することになった。町村会の議員は二十五歳以上の者で地租を納入している二十歳以上の男子の選挙によって選出される。

いつから本町に町村会が設置されたか明らかでないが、大島郡の市制町村制施行が明治二十二年四月であることや、操坦勁先生の沖永良部島沿革誌に「明治三十七年石橋を架換ふ。監督世話人伊集院宜志政、村会議員橋口盛次外三名」「明治四十一年四月一日島嶼町村制施行せらる。……両村共に村会議員十八名なりしも各十名とす。」などの記録から明治二十二年の市制町村制に基づく町村会が、明治三十七年以前から設置されていたものと考えられる。（明治二十一年の和泊方人口は八千八百三十人である。当時の議員法定数は人口五千ないし一万未満は十八人と定めていた。）

区町村会法はその後二回改正され、明治二十二年施行された市制町村制によると、市町村は法律上一個人と同じく権利義務を有し、公共事務は官の監督（郡区長▲▼県知事▲▼内務大臣）を受け自ら処理するものとした。

市町村内の居住者を住民と公民に分け、公民だけが市町村政に参加する権利を有し、同時に法律の規定に基づいて公務に参加する義務がある。住民はこの法律に従って公共の営造物ならびに市町村有財産を共有する権利を有すると同時に市町村の負担を分任する義務がある。

公民は選挙権を有し、市町村の名誉職（無給）に選挙される権利を有する。とされている。

わが和泊町の議会に関する資料は議員名簿が大正五年から、会議録が昭和十八年から、議決書が昭和三十一年から、公文書が昭和三十二年から議会事務局に保存されており、それらを基に大正・昭和時代の議員名簿、議会運営の変遷について略述する。

二　大正時代の議会

市制町村制はその後四回改正され、島嶼町村制が施行された明治四十四年当時の町村会（議会）の概要は次のとおり定めている。

1　市町村会議員の選挙は納税額（市町村税又は直接国税）による階級別選挙を行うこととし、町村は一級二級に分け各級ごとに定数の半数を選挙する。

2　議員の任期は四年とし全部改選とする。（従来は任期六年の三年ごとに各級半数を改選）

3　選挙権被選挙権は、一戸を構えて独立の生計を営む二十五歳以上の公民男子で二年の住所要件及び市町村税又は年額二円以上の直接国税の納税要件を満した者とし、町村会議員は全て名誉職とする。

4　議会の招集は市町村長又は三分の一以上の議員の要求によるものとし開会閉会及び議長は市町村長とする。

5　市町村長・助役の選挙、収入役の選任、及び予算条例の制定・改廃、地方税の賦課、地方債の起債、その他重要な行財政事項の議決を行い、その執行は監督庁の許可を要する。

6　市町村会は選任の書記に議事録を作成させ、議決選挙の顛末ならびに出席議員の氏名を記録させ朗読して議長及び議員二名以上が署名する。

※　議員名簿

大正五年五月～九年六月　定数十人

山口喜寿(泊)　中村源良(手)　伊地知季道(喜)　永吉喜志信(畦)
時田栄利(国)　山田十助(根)　栄　池目(玉)　皆吉恵三(皆)
平島　弘(後)　中村窪実(瀬)

大正九年七月～十三年六月　定数二十四人

土持綱義(泊)　陽　清保(泊)　東　忠人(和)　川辺実悦(手)
重信饒丕(手)　伊地知季道(喜)　福山清明(喜)　永吉喜志信(畦)
中村中吉(畦)　時田栄利(国)　今井吉利(国)　東　信愛(西)
文山中吉(根)　玉里窪島(玉)　玉野島元(玉)　栄　清一(玉)
平山新安(大)　中屋納保(皆)　重村中保(古)　豊山鳳生(内)
上間植平(谷)　野村納吉(永)　瀬川前吉(瀬)

(注)　一級・二級別選挙が大正十年まで実施されたが、定数全員について区分できる資料が得られなかった。

大正十三年六月～昭和三年六月　定数二十三人

土持綱義(泊)　木尾為傑(泊)　市来政興(泊)　東　忠人(和)
中村源良(手)　重信饒丕(手)　和田清秀(喜)　出山中宜志(出)
中村中吉(畦)　時田栄利(国)　今井吉利(国)　西村米保(国)
東　信愛(西)　松田池廣(根)　栄　池目(玉)　玉里窪島(玉)
伊集院宜志政(大)　美野入間(皆)　重村窪保(古)　宗　善廣(内)
平　島弘(後)　撰　長保(谷)　中野宮順(永)

(注)　選挙権について公民の要件として独立の生計を営み、二年以来税を納めることの二要件を撤廃し、市町村公民はすべて選挙権を有する普通選挙制になった。市町村長・助役・収入役の選任は知事の認可を廃し、町村会で決定することになった。

第二節　世界大戦と景気

一　全国的な傾向

(一)　沸き立つ財界

大戦勃発の当初、日本は不況のどん底にあった。しかし、大戦が進展するにつれ、連合国からの軍需品や日用品の発注が多くなってきたうえに、東南アジアやアフリカなどからの需要も増大してきた。このため、開戦翌年の大正四年（一九一五）の中ごろから、日本の輸出は非常な活況を呈してきた。大正四年の輸出貿易は未曾有の盛況で、その総額は七億八〇〇〇万円にのぼったが、翌五年は一一億二七〇〇万円、六年には一六億三〇〇万円、七年には一九億六二〇〇万円と、うなぎのぼりに増大していった。一方、輸入額はさほどふえなかったから輸出

超過額は莫大なものであった。

海運の需要もふえ、日本の船会社が外国から受けとった運賃や用船料も激増した。このため海運・造船・鉱業界のあげた利益は空前の巨額に昇ったのである。戦前は一～三割の利益率だった。これらの業界が、大正七年の下半期には一七～一九割の利益率を公表したというのだから、いかに莫大な利潤をあげたかが想像できよう。

大小無数の戦争成金が輩出したのはこのころであった。まさにヨーロッパの大戦は日本にとって「天佑神助」であったのだ。日本が近代的な工業国家に成長したのも、この大戦によるところが大であった。

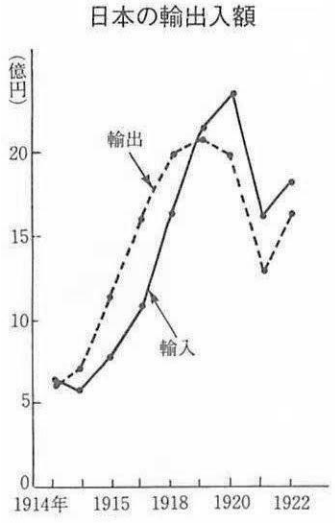

大正三年、日本の農業生産高は一四億円、これにたいして工業生産高はやや下まわって一三億七〇〇〇万円であった。それが大正八年になると四一億六〇〇〇万円―六七億四〇〇〇万円と逆転したのである。産業の発達は大資本家をますます太らせていった。事実、この大戦で日本の資本主義体制はめざましく強化発達した。大正三年に払込み資本金五〇〇万円以上の会社は全体の〇・三七パーセントにすぎなかったのが、大正八年には一・七七パーセントに急増している。

このころ、成金たちが有頂天のあまり、なかにはローソクのかわりに百円札に火をつけて明りにしたとか、客を招待するのに数百畳じきの座敷をもつ御殿を建てたとかいったたぐいの、ばかばかしいような実話が伝わっている。

(二)　物価の暴騰

しかし、成金がわが世の春を謳歌している一方で、庶民は空前の物価騰貴のために生活苦に喘ぐ羽目になるのであった。大正三年の物価指数を一〇〇とすれば六年には一七九、七年には二三〇、八年には二四八、九年には

二七三と、急騰をつづけ、物価は戦前のほぼ三倍になったのである。前代未聞の物価騰貴で企業家のつかんだ利益は莫大なものであったが、一般民衆の賃金や月給の値上がりは物価騰貴にはるかにおよばなかった。大正三年の東京賃金指数を一〇〇とすれば、七年のそれは一五七である。七年の物価指数は二三〇であるから、実質賃金は大正三年の一〇〇が四年後の七年には六八に低下したことになる。また下級官吏である判任官の実質月給指数は、同じ年間に五三・五まで低下している。これでは、労働者やサラリーマンの生活が困窮してくるのは当然である。これは農民にとっても同様であった。他の商品の価格が暴騰していたのに、生産米価は大正六年のはじめまでほとんど騰貴の勢いを示さなかったのである。生活苦はひしひしと国民の上にのしかかりつつあった。こうした背景がのちの「米騒動」への導火線となるのである。

(三) たちまち不景気に

第一次世界大戦は大正七年（一九一八）に休戦が成立した。その後、一年ほどはまだ戦争景気の余熱のようなものがのこっていたが、一九二〇年になると、大きな不

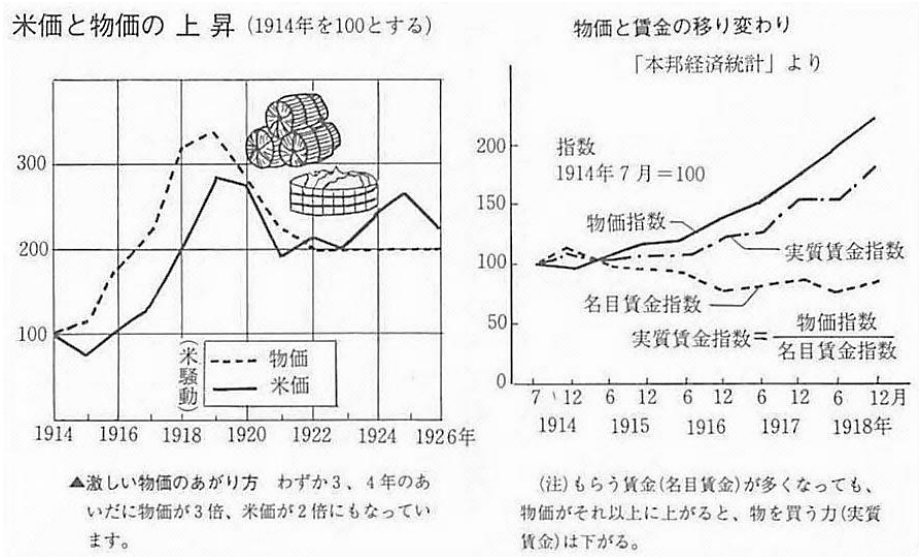

▲激しい物価のあがり方　わずか3、4年のあいだに物価が3倍、米価が2倍にもなっています。

（注）もらう賃金（名目賃金）が多くなっても、物価がそれ以上に上がると、物を買う力（実質賃金）は下がる。

景気の波がおしよせてきた。軍用品の注文がなくなったうえに、ヨーロッパ諸国の経済が平常にもどりだしたためである。輸出は目に見えて減って、株の相場が一挙に暴落した。せっかく工場をひろげて機械を増やし、大量生産ができるようになっていたのに、品物の売れ行きが止まったために、使えない設備と大きな借金をのこして倒産する会社が続出した。

産業の発達と好調な輸出、増える一方の海運などの収入でもたらされた好景気は、すべて第一次世界大戦のおかげだった。だから、戦争が終われば、景気がくずれるのはさけられないことだったが、それにしても、そこでぐっとふみこらえることができなかったところに、日本経済の底の浅さがあらわれているといえよう。

大正七年一月の白米一升の小売価格は三〇銭、それが二月＝三一銭、三月＝三二銭、四、五月＝三三銭、六月＝三四銭、七月＝三六銭と漸騰（ぜんとう）、八月にはついに四五銭までハネあがったのである。

二　奄美における動向

(一) 紬景気

当時の大島は、大正三年（一九一四）ぼっ発した第一次世界大戦をきっかけに大島紬の全盛期をむかえていた。大正四年の一反一〇円か、大正六年には一八円に、大正七年には二三円に、大正八年には三七円に急上昇し、織りさえすれば売れる。通帳一冊で飯がくえる。「ビールで足を洗う」時代が到来した。紬取引目当てに、第四十七銀行（鹿児島銀行の前身）大島支店ができたのが大正六年九月、九年には鹿児島商業銀行支店も設立され、大島紬の荷為替取引き、担保貸し出し、割引手形貨出しなど活発に行われた。

また、伊仙町（当時島尻村）の記録によれば、大正六年には三七七反で七五三六円（一反二〇円）七年には六〇三四反で十五万八五〇円（一反二五円）、八年には七一六〇反で二十一万五三八〇円（一反三〇円）と値上り空前の紬景気となった。当時紬織子の賃金は一日四十銭

で、一般労働男四十銭から五十銭、女二十五銭から三十銭に比較して家にすわりながらできる紬織りは女にとって大きな魅力であった。

(二)　ゆり景気

沖永良部においては、ゆり栽培の面から見ることにする。小林正芳著「沖永良部島におけるテッポウユリ栽培六十五年史」による。

大正二年（一九一三）

ユリ根販売価格の上昇により、沖永良部島は好景気となる。

大正三年（一九一四）

ユリ根がよくできて、ユリ景気で島はにぎわい、沖縄芝居やサーカスが来て活気にあふれた。価格は六寸球三銭、七寸球五銭、八寸球七銭、九寸球九銭、尺球十一銭で和泊村の売上高は一六八万三千球で八万四千百五十円になり、その主な栽培地は和泊・手々知名・喜美留で生産額から見れば、黒糖に次ぐ移出品として大きな伸びを示した。

大正六年（一九一七）

米国が輸入禁止を解除したので需要が増大したが、島の生産量が需要数に不足したため、商人の競買となり、五寸球六銭、六寸球以上平均二十銭、九寸球以上三十銭と大変な高値で取り引きされた。

大正九年（一九二〇）

前年とは逆に六寸球五銭、七寸球七銭、八寸球九銭、九寸球以上十三銭と安くなった。

(三)　経済恐慌

大正九年（一九二〇）三月の株式市場の暴落にはじまった恐慌は、つづいて商品の大暴落となり、綿糸・織物・生糸など軒並みに低落し、大島紬は大正一〇年を境に、棚落の下降線をたどった。手をひろげすぎた紬業者は何の対策をするいとまもなく倒産するものが相つぎ、価格下落と売行き不振のしわよせは、織工の賃金不払い、賃下げとなって生活をおびやかした。大島紬の値段は目にみえて下落し、一夜あけるごとにガタおちし「当時の大暴落は一反一五円になっても買手がなかった」そのため製品を売っても糸代も払えない状態が続いた。織工の生活は悲惨で多くの借金をかかえ、嫁入りにタンスや鏡台のかわりに家の借金を背おって嫁ぐ有様だった。

砂糖の相場も、大正九年五月の百斤当り、二九円五六銭が、十一月には一五円三四銭と四割に下り、一〇年五月には一〇円八六銭、六月には九円九四銭とあれよあれよという間に下り「甘蔗一反歩の収入は、七九円七九銭にすぎないのに、栽培費四三円四〇銭、製造費五四円、計九七円四〇銭を要し、二一円の損失だ」と政府に救済を訴えた。砂糖の値段も、昭和五年の農業恐慌でさらに下り、昭和六年の砂糖相場は一丁八円、九円代にさがり、紬の不況とかさなり「ソテツ地獄」といわれた。

なお、近藤大島支庁長は当時の状況について次のように説明している。

大島経済は大正八年頃までは大体二十八万円程度のものであったがその後時運の進歩と財界の好況の結果が九年には一躍して四十万円に近き予算に膨張し今日四十四、五万円の間である。然るに十一年頃より形勢は急転直下して不況のため事業家といわず農家と商店といわず大なる打撃を被り、延いて納税の成績不良となり、やむなく課税率を低下せねばならなくなった。殊に主要産物の紬が好況時代には千二百万円乃至千四百万円の移出が

大正元年より大正９年までの和泊村の生産実績

年次	作付面積(ha)	収穫高(球)	10a当り球数	生産額(円)
大正元年	19.50	489,060	2,508	9,782
2	36.60	732,000	2,000	18,300
3	30.60	1,683,000	5,500	84,150
4	52.00	2,930,730	5,636	26,376
5	50.40	3,276,000	6,500	16,380
6	37.10	1,855,000	5,000	9,275
7	10.10	404,000	4,000	362
8	11.30	135,600	1,200	87,984
9		869,700		60,879

重要輸出品の種類にユリが加えられた。

大正七年（一九一八）

世界大戦により米国が輸入禁止をしたため不況になり、ほとんど取り引きされなかった。

大正八年（一九一九）

あったのに、相場は下落に下落を続け、今日は半値にも達せぬ惨めな状態である。

次に町村方面では小学校教員俸給支払状態が悪く、郡内一町二十ヶ村のうちに満足に俸給を支払い得る村は七ヶ村に過ぎず、余の町村は或いは二ヶ月、三ヶ月、甚しきは四ヶ月も支払う事が出来ぬ実情で、如何に自治体が財政上困っているのかは窺知される。

牛の数も数年前までは一万五千頭であったのに、本年昭和三年は漸次減少して一万五百頭となっている。之は他に売って金にする品物がない為に、最愛の牛を売却した結果である。地所の如きも売って了うから自作農から小作農へ移る者の数も多い。

伊仙町誌の記録によると大正七年の七月の全国米騒動、同八月二十四日の住用村西仲間で起った米騒動の反響は大きく、県や米穀商組の協定で各村の白米一升が三十三銭となり、唐白米が一升二十四銭となったが、徳之島でも同様値段で売られた。とあるので沖永良部においても同様の値段であったものと思われる。一般労働の男子の一日賃金が四十銭～五十銭であるのに比較するといかに米価が家計を圧迫したか察するに余りあるものがある。

このような生活にたえかねて、出稼ぎに阪神地方へ行く者が多かったということである。これらの者は、たいして技術を持っているわけでもないので、女子は紡績へ男子は肉体労働へと流れて行った。

このような不況は関東大震災によって追い打ちをかけられ深刻の度を加え昭和時代へと進んだのである。

奄美においても「昭和二年の天皇行幸」を記念して、「昭和一新会」「自力更正」等の精神運動とともに、県・国においても「大島郡振興計画」を実施するようになったのである。

第三節　糖業事情

糖業試験場

○明治四十五年（一九一二）

四月、政府直軸の糖業改良事務局大島出張所が廃止され、大島糖業試験場が名瀬村金久に設置された。七月、これを鹿児島県立糖業試験場と改め大正十三年まで続いた。

○大正元年（一九一二）

九月、県立糖業試験場甘蔗種苗配布規程が定められた。

十月、大島郡共同製糖場設置及肥料共同購入補助規程が定められた。

甘蔗苗読谷山種普及のため、大正元年度和泊苗圃を皆川に、八年度知名村に設置。

○同二年（一九一三）

この年以降、ゆり景気が続き、郡内でも特に沖永良部はにぎわった。

当時の大島郡の黒糖は、沖縄糖より一斤につき二銭安であった。沖縄糖は全国を販路とするが、大島糖は東海道と九州の一部に限られていたからである。沖縄糖は一年中製造当時の状態を保つが、大島糖は梅雨時期になると溶けて、樽の外へまで流れ出るという状態だったため販路も限られてしまっていたのである。もし、沖縄なみに製法が進んでいたら、百二十五斤入り一樽で二円五十銭、郡の移出糖二十万樽として五十万円の増収になる計算であった。（全一論集）

○同三年（一九一四）

十月、第一回大島郡重要物産品評会が名瀬で開かれた。

○同四年（一九一五）

報効農事小組合表彰規程が定められた。それは「農事小組合の活動を促し、産業の改良発達を計らんが為め、毎年県費を以て小組合の表彰を行ふ」ためのものであった。

○同五年（一九一六）

糖業巡回講習（製糖実習）が五年四月、和泊村畦布、

知名村知名・上城・田皆・徳時・芦清良・下平川で、七年一月には、和泊村和泊・畦布・後蘭・国頭・皆川、知名村余多・上平川・知名で、八年二月には和泊村手々知名、知名村島尻・久志検で、九年一月には和泊村国頭・和泊・古里・根折、知名村田皆・正名・徳時・上城・知名で実施された。巡回講習の甘蔗栽培法は六年八月和泊村で九月知名村で開催された。

○同六年（一九一七）

大正三年の第一次世界大戦が起こると、日本経済はみぞうの好景気となった。欧州各国が船舶不足に悩まされている折、戦災を受けないわが国が、次々と外国航路を新設し、拡張していった。特に中国市場がわが国の独占状態となり、巨大な利益をあげるようになると、大阪商船は奄美・沖縄航路の船を次々と削減していった。

そのため、島民は日用品はもちろん米・塩にさえ不自由をきたすようになり、物価は上昇し、砂糖樽の積み残しも出るようになった。

このような状況の中で、奄美航路を受け持つ大阪商船と大洋商船は協定して十月一日から砂糖運賃の値上げを実施した。名瀬から鹿児島までの砂糖を一挺の運賃が三十三銭であったのが四倍近くの一円二十五銭、名瀬―大阪間は六十銭であったのが三倍強の一円八十五銭となった。沖永良部からだと二円五十銭の運賃である。

これを農家個々でみると、一樽を生産するための費用が六円五十銭、消費税が二円五十銭、運賃二円を加えると十一円、大阪価格が八円から九円だから毎樽二円ないし三円の損失である。大島郡全体では四十万円から六十万円の損失である。

その対策として、㈠船会社に対する値上げ中止の申し入れ、㈡政府に運賃の補助を求める、㈢県補助による汽船を別に就航させる等々の運動を展開したが、いずれも見込みのないまま年は暮れた。（全一論集）

○同七年（一九一八）

残された手段としては、郡民自身が船を持ってそれを就航させるよりほかない。二月、県議・各村長・砂糖同業組合議員・その他の有志が名瀬に会して、「大島汽船株式会社」の設立を決議した。同会社は大島信用販売組合と共同して二隻の木造貨物船を借り入れ、郡内各島と鹿児島間を航海せしめることにした。

ところがこの話がまとまると、商船会社側は運賃引き

下げを発表してこれに対抗した。そのため大島汽船は次第に成績不振となり、十三年十月以降は当の競争相手である大阪商船へ委託経営をせざるを得なくなった。

さて、このころの製糖技術の水準はどのようなものであっただろうか。湿度が高くなると溶けがちなことは先に述べたが、樽そのものも粗末で「全一論集」は次のように述べている。（大阪倉庫所見）

「砂糖の結晶が溶け出て居るが故に帯竹が切れたかとよく見てみると全く実の入らぬ若竹を小さく甚だしければ生まのを使用してある。或物は帯竹が緩るんで下に落ちて居る。之は樽木に生木を使用した為め其枯れると同時に樽木が締まって帯が緩るんで居るのである。或物は樽木があちこち抜けて無くなって居る。之は帯竹は切れ又は緩んで落ちた為め樽の取扱をして居る間に無くなったものと見へる。或は周囲を結った藁縄が切れて居る為めに蓋もないものがある。之は極く悪い藁を而かも小さく綯ふたに因るものである。

是等容器の不始末は買手が相当の工作を施して引取りつゝあると云ふものの併し砂糖会社が公入札を為す前に各買手は各倉庫に就き一々現物を調査して価格を定むるのであるから或は量目容器総ての事情を斟酌するは当然のことで随って我が糖業者の失ふ全体の損失は莫大なものであることを想像されるのである。」

「今日樽木も機械で製造され風袋は十六斤と定まり砂糖同業組合は役員を置いて厳重に規則を立て樽を検査しては居るが此点はしかと確実に励行されて居るとは見へないのである。」

○同八年（一九一九）

大正七年から上昇し始めた砂糖・ゆり根・紬等の価格更に上昇し好景気続く。

「奄美大島の糖業」には八年度の島別作付面積・産糖量・反当産糖量の一覧表を載せた後に、次のように述べている。

「沖永良部島と喜界島とは従来伯仲の間にありしが二年以前より沖永良部島の発展頗る非常にして遂に遥かに喜界島を凌駕し喜界島は年々衰微の風あり之れ風害の影響大なりし為めなりと雖紬業の影響亦一大原因たるを失はず其畑を視察する時に於てよく解するを得べし」

「又反當産糖量より見る時は沖永良部島の五百二十六斤を最多とし与論島の五百十六斤之れに次ぐ徳之島の四百三斤は郡平均に一致せり本島・喜界島は遥に劣れり」

なお、反当産糖量を村別にみると和泊五百四十九斤、知名五百二斤である。

これ以前に沖永良部農業が他より優れていたという記

録はない。沖永良部が郡内における農業先進地としての第一歩を踏み出したのはこのころからであろう。

○同九年（一九二〇）

砂糖の価格はさらに上昇したが、四月ごろから不況となり、八月、紬は大暴落した。「そてつ地獄」とも言われる長期不況の始まりである。

○同十年（一九二一）

糖価下落、不況。

三月、黒糖の等級の呼称が変更された。従来の「二歩以上」→「特等」、「二歩」→「一等」、「二歩半」→「二等」、「一歩」→「三等」、「半歩」以下→「等外」。

九月、甘蔗委託苗圃の設置に補助を与えることとなる。

○同十一年（一九二二）

糖価下落、不況。

六月脱稿の大島島司津村伊三郎の「大島郡開発上障害トナルベキ事項並之カ矯正方策」の中に「甘蔗稲作ニ就テハ沖永良部二ヶ村ヲ除キ他ハ殆ント肥料ヲ施サスト称スルヲ得ベク……」とある。

○同十三年（一九二四）

糖価下落、不況。

四月、糖業試験場を廃し、名瀬町金久に県立糖業講習所を置く。

○同十四年（一九二五）

この年、砂糖消費税のことが問題となった。同消費税は、日清戦争後の財政需要の増加に応えるための明治三十四年三月から百斤につき一円を課したのが始まりである。消費者が支払う税だというのでさして抵抗はなかったが直接には糖商が支払わなければならず、彼らは課税相当分安くで砂糖を買い入れたため糖価は下落した。明治三十七年日露戦争が起こると四月以降、百斤につき二円に増額し、さらに四十一年四月以降は四円とした。四十三年四月から二円に減額してそのまま継続してきたのである。好景気の時代はほとんど問題視されなかったが、糖価が下落しても税に変更がないということは、生産者には大きな痛手であった。

代議士涛邨代談「黒糖消費税はぜひ廃止すべきものであると思います。政府でも実は廃止したいという腹はあるけれども、一方資本家が輸入税減税運動をやっているので黒糖の方を廃するとこの輸入税減税運動に影響するので断行しかねているようです。……大島が経済的に行詰っているのも最大の原因はこの主要産物に課する苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）の結果であると断言するのも過言ではありますまい」

知事懸忍談「目下計画して居ります問題は大島の産業の振興に密接な関係を有する黒糖消費税の廃止であります。次に低利資金を産業組合で融通することに努め十万円の低利資金を交付することになり、これをいかに大島組合に配分するかにつき目下研究中であります」（「奄美大島」十一月号）

同十五・昭和元年（一九二六）

九月、けうの大暴風が大島郡を襲った。死者二十六名、被害額三百四十万円（陛下から救恤（きゅうじゅつ）金が下賜された）。不況のさなかだけあって郡民の受けた打撃は大きかった。

大正時代の特徴はいうまでもなく、短期の好景気と長期の不況であるが、これまで収入をほとんど砂糖のみに頼っていた大島郡で、沖永良部はゆり根、他島は紬という副収入源が重要な位置を占めることになったのも一つの特徴である。家内工業としての紬と農業は、一方が栄えれば一方は衰えるという性格であるのに対し、砂糖とゆり根とは共存が容易である。このことが島の性格を決定し、郡内の農業先進地としての位置を築かせた。

○参考文献

「鹿児島県史（奄美関係抜粋）」名瀬市史編纂委員会
「大島郡糖業関係令規集」県立図書館奄美分館
「奄美大島」縮刷版　武山信夫　昭五十八刊
「全一論集」宮原清一　大正九刊
「鹿児島新聞」（大正期の分）
「奄美大島の糖業」島原技師編述　大正年刊
「島嶼町村制時代の和泊村内法」永吉毅　昭四十七刊

第四節　ゆり事情

一、大正二年（一九一三）

(一)　ゆり根の競争買いのため値が上がり、建値と競争値の二本立てとなった。

(二)　取り引き価格

（建値）	（競争値）
六寸―一銭三厘	三銭五厘
七寸―二銭八厘	五銭
八寸―四銭六厘	六銭五厘
九寸―五銭	八銭

(三)　大里宮元氏が優良品種を発見し、前田植村氏に栽培増殖を依頼したので植村ゆりと命名した。

二、大正三年（一九一四）

(一)　日本ゆりの声価を高め、貿易の基礎を確立し、ますます需要も増大、輸出額も飛躍的に伸びたが、輸出したゆりがウイルス病に汚染されているものが多くなったため、一時不評をこうむったことがある。農商務省では大正三年に輸出入植物取締法、ならびに施行規則を公布すると同時に植物検査所を新設し、輸入側の要求事項に基づいて、ゆり根などの検査を行うことになった。その後、産地においては検査や選別が厳重になった。

(二)　ゆり根の競争買い取りがあり、価格も上昇し、島はゆりの好景気でにぎわい沖縄芝居やサーカスが来て活気にあふれた。

(三)　ゆりの取り引き価格は二本立てとなった。

六寸―二銭五厘	五銭
七寸―四銭五厘	六銭五厘
八寸―六銭	八銭五厘
九寸―七銭五厘	十銭五厘
尺以上―九銭	十三銭

競争買いで値が上がり、好景気となった。

三、大正四年（一九一五）

(一)　ゆり積み出しのため和泊港の旧桟橋を改良した。すなわち現在の古波倉石油から下ってプールと駐車場付近でプールの側に突出しているのがそれである。大正三年から継続工事金二千五百六十円八十一銭（内訳、補助金千六百四十五円八十一銭、村税九百十五円）で着工した。

ゆり取り引き商社、横浜の植木株式会社・新井清太郎商店・田中幸太郎商店・高木商店・ロバートフルトン社・バンテング百番館等が工事費の一部にと寄付をした。名瀬にもコンクリートの桟橋はなかった時代のことである。

(二)　ゆりの取り引き価格

五寸―五厘	六寸―一銭	七　寸―二銭	
八寸―三銭	九寸―四銭	尺以上―五銭	

今年から五寸球も出荷されたが、値下がりになった。

四、大正五年（一九一六）

(一)　ゆり取り引き価格の取りきめは、生産者の代表である交渉員が各商社別にゆり根の取り引き価格を交渉していた。

(二)　商社側は、前もって値くずれのないように協議し、万一不正取り引きをした商社があった場合は契約金を没収することにしたので、不正取り引きをしなくなった。

(三)　ゆり取り引き価格

五寸―	四厘	六寸―
七寸―一銭六厘		八寸―二銭五厘

五、大正六年（一九一七）

(一)　和泊小学校首席訓導（後校長）玉江末駒先生が新井清太郎商店の出張員加藤貞直氏に、ゆり根は外国に輸出する大切で特殊な作物であり、輸出も年々伸びているから、商社と生産者が一体となって生産販売に力を入れた方が良いではないかとの話があり、生産者代表として推薦されたのが皆川の皆川恵三氏（後村長となる）、喜美留の伊地知季道氏、国頭の名島米直氏である。三人とも篤農家で人望があり有力者であった。この三人を中心に新井組合の手先ができた。現在の集荷責任者の組合である。季道氏は弟の四郎氏を責任者とした。

(二)　ゆり取り引き価格

競争買いのため価格は二本立てとなった。

五寸―一銭　三銭
六寸―二銭　四銭
七寸―四銭　六銭
八寸―六銭　八銭
九寸―八銭　十銭

六、大正七年（一九一八）

(一) 第一次世界大戦のため欧米は輸入禁止となる。
植木株式会社だけが三万球買った。

(二) 新井商店の手先が増えた。和宇東忠人氏・畦布永吉
池治氏・玉城伊井中厚氏が中心になって生産組合ができた。

(三) 植木会社の手先として喜美留の伊地知季蔵氏・和泊
の陽兼生氏・陽宏氏を中心に組合ができた。

(四) 他の商社も次々生産組合をつくった。

(五) 第一次世界大戦のためゆりが販売できず、畑に植え
たまま放置した人が多かった。

七、大正八年（一九一九）

(一) 第一次世界大戦は大正七年十一月終戦。欧米の国々
がゆりの輸入禁止を解除した。
前年度戦争のためゆりが売れずに、栽培を手控えた
ため生産量が少なく、需要が伸びたにもかかわらず品
不足となり競争買いとなった。

(二) ゆりの取り引き価格
五寸―六銭　六寸―二十銭　七　寸―二十銭
八寸―二十銭　九寸―三十銭　尺以上―三十銭
ゆり不足のため高価で取り引きされた。

(三) ゆり球根の検査（玉取検査）は各戸別に各家で検査
をして、終了するとご馳走を作り、ビールや焼酎を出
して検査員の慰労をする習慣があった。和泊の某家で
ご馳走になり、ビールを飲んで残ったビールを足にか
けたのが「ビールで足を洗った」というエピソードの
おこりである。
この年は、価格が上昇し景気も良くなったので、
「ビールで足を洗った年」といわれている。

(四) 戦後のユリ景気と砂糖の高値で生活も急に向上し
た。

(五) 喜美留には新井商店・植木会社・多崎商会・鈴木商
店など、その手先がおり、有力者も多かった。生産量

も多かったので、喜美留が商人の集合場所であり、取
り引きの中心でもあった。
価格も喜美留相場で取り引き価格が決まった。

八、大正九年（一九二〇）

(一) 第一次世界大戦で生産量が減少していたにもかかわ
らず、戦後海外からの注文が多かった。常道取り引き
では思うように入手できないため、各社は競って畑買
いをした。そのため一部不良品が輸出され、海外の徳
意先からやかましい苦情があり、賠償を支払わされ、
各社とも相当な損害をこうむった。

(二) 新井清太郎商店出張員藤田定雄氏が初めて来島し
た。氏は非常にゆりに熱心で五十余年間もゆりの栽培
ならびに取り引きについて指導啓発され、栽培者から
藤田先生として尊敬された。昭和五十二年に永良部百
合生産出荷組合から、昭和五十五年には和泊町町制施
行四十周年記念式で功労者として表彰された。藤田氏
が残された功績は大きい。

(三) 取り引き価格
五寸―二銭　六寸―五銭　七寸―七銭
八寸―九銭　九寸―十三銭

九、大正十年（一九二一）

(一) 市来政敏氏が、余多の元栄川村氏が栽培していた余
多黒軸を栽培し、全部リンペンまきにして種子球をつ
くり、翌年全部、大小をとわず一球一銭で売却したの
で、一時は一銭ゆりとして世間からもてはやされた。

(二) 取り引き価格
六寸以上、和泊では十銭～十六銭まで暴騰。

十、大正十一年（一九二二）

(一) 新井清太郎商店初代店主は隠居の身でありながら鹿
児島県庁に伺い、海外での苦情を説明し、適切な行政
指導をとられるように陳情した。また、そのことにつ
いて沖永良部の有力者を集めて説明した。常道取り引
きを強調し指導されたおかげで品質も良くなり、増産
ならびにゆり取り引きの基礎が築かれた。が、おしく
も七月七日和泊の伊集院旅館（現在のシーサイドホテ
ル敷地にあった。）において六十一歳で急死された。

(二) ゆり取り引き価格

六寸―八銭　七　寸―十六銭　八寸―三十二銭
九寸―四十銭　尺以上―六十銭
立山買い二十銭から四十銭

十一、大正十二年（一九二三）

(一)　当時は商人の直接現金買い取りで、現金は横浜から持参して来た。弐拾円札が高額札であった。

(二)　金融機関としては郵便局だけであった。
和泊郵便局は貯金取扱高の実績が全国でも優秀だったので逓信省から表彰を受けた。これもゆり代金のおかげである。

(三)　ゆり取り引き価格
五寸以上、平均八銭。知名村は十銭であった。

十二、大正十三年（一九二四）

(一)　新井清太郎商店店員藤田定雄氏がえらぶゆりの種子を持って行き、沖縄県読谷山村を中心に栽培を奨励した。百七十万球の生産があった。品種はアンゴ種であった。

(二)　横浜植木会社も沖縄でゆり栽培を始めた。

(三)　沖縄ではそれまで、宮古ゆりを栽培していた。

(四)　田皆全黒軸ゆりは茎丈高く茎・花に紫色が着色するので商品価値が低く後廃止になった。最盛期には、百万球ぐらい生産されていた。

(五)　ゆり根取り引き価格
五寸―三銭　六寸―　五銭　七　寸―七銭
八寸―九銭　九寸―十一銭　尺以上―十三銭

十三、大正十四年（一九二五）

(一)　ゆり根取り引き価格
五寸―三銭　六寸―　五銭　七　寸―　七銭
八寸―九銭　九寸―十一銭　尺以上―十三銭

十四、大正十五年＝昭和元年（一九二六）

(一)　ゆり根取り引き価格
五寸―四銭　六寸―　六銭　七　寸―　八銭
八寸―十銭　九寸―十二銭　尺以上―十四銭

第五節　水産業

沖永良部の漁業が本格化したのは大正の初期である。この時、イトマンと称する沖縄の漁師（与論出身者も含まれていた）が、四隻の組みウバ（板付舟）で四十余人来島し、長浜に四十坪ほどの長屋を造って住みつき漁をしたときからである。

彼らは、和泊と伊延を基地として、大きな海原で、しかも優れた技術で大いに魚をとりまくり、島内を行商した。

これまで、食膳をにぎわす程度にとどまっていた島の人たちの漁も彼らに刺激され、あるいは漁法を習い、従来の鰆突き・イジヤ（すみやき）釣り・万引釣り・いか釣りのみでなく、飛魚・ムロアジ・ヒチ網漁、いかの誘火漁法なども行うようになった。

漁舟も、沖縄から「ウバ」と称する舟足の早いものや大島から「アイノコ舟」といってウバと島舟の中間的なものが導入されるようになった。

しかし、新しいタイプの舟、新しい漁法を学んでも農業の盛んな沖永良部では漁を専業とする者はなく、あくまでも農業の片手間に、あるいは夜間に舟を漕ぎ出して漁するということに変わりはなかった。また、獲れた魚も一部米などと交換することはあったが、干物にして蓄えたり、縁故の者に分け与えたりで、業として販売することは少なかった。

第六節　交通・通信

一　海上交通

大正になっても依然海上交通には溢路（あいろ）が多く、その整備改善に取り組んできた。「沖永良部島郷土史資料」によると、

○大正二年、三ヵ年継続事業として与和港開鑿工事あり、
総工費（村費）　一〇三五円二六銭。

○大正三年、与和港船舶繋留所険悪なるのみならずハシケ通路なきを以て干潮の際砂糖積入りには瀬潟遠方運荷せざれば得ざる煩ひあるを以て、昨年より本年まで継続工事費、千参拾五円弐拾六銭を要し開鑿す。

○大正四年、和泊桟橋築畳三年より継続、工事金弐千五百六拾円八拾壱銭、内金千六百四拾五円八拾壱銭　村税九百拾五円　横浜植木外八会社、東京二会社、大阪商船会社、大島太洋商船会社、大島池畑末吉寄附。

また、この年田中省三氏が本郡より代議士に選出され、新納政吉氏が県会議員に再選される。御大礼に付三日間大祝、これを記念しての和泊桟橋を築造したとも記されている。

この工事に加わった福山納川氏（和泊、明治三十年生）によると、それ以前は「はしけ」は、ナビグムイやウドウヌサチ（旧桟橋）に繋いでいた。したがって奥川からの土砂の流入が激しく、少し上方に土砂の流入を防ぐため砂防堤（高さ三尺、長さ十丈ぐらい）が造られた。日当は二十五銭だったという。

また、汽船入港時の導標は、船ランプを所定の場所に灯し、これの一致点で投錨（とうびょう）するものであった。

当時は、はしけの通路すら掘られていない時代だったので水脈木（ミヨキ）を立ててその通路を示したものであった。岩礁が多いためはしけ船頭は熟練したものでなければ運行できなかった。

当時和泊には、はしけが四～五隻、伊延に三～四隻、喜怨屋や農協、秋葉商店などが各自持っていた。

主な船頭は、福山納二氏・元治氏・元茂氏の三兄弟や

岡元氏らであった。しかし、皆その運行には自信がなく、まず、いちばんのベテランと言われた福山納二氏に先導させ、ほかの者はその後についてはしけをこいだそうである。

大正十年ごろ、和泊で精米業を営んでいた上城の平山中則氏が平和丸という焼玉エンジンのハシケを一隻入れ、その速さと便利さに島人の目を見はらせたが一般的にハシケが動力化されたのは復帰後である。



与和港



与和港砂糖倉庫跡

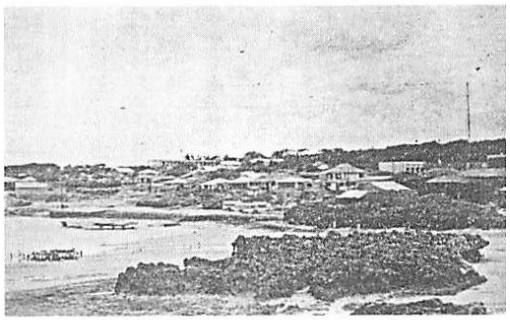

和泊桟橋全景（昭和初年ごろ）

また当時は、荷物や客の奪い合いが激しく、汽船の入港時には遠く船影が見えると、われ先にと競って伝馬船をこぎ出し、国頭岬の沖までも行ったという。これは、いちばん先に本船に着いたはしけが、もうけのいい客取りを競っていたためで、本船と伝馬船を結んである他船のロープを切ったり、荒々しく陸へ上がってもけんかとなり、警察官が仲裁に入ることもしばしばだったという。

なお荷物を積み下ろしする仲仕には、沖仲仕と陸仲仕がいたが、陸仲仕にはヘーバルや畦布の婦人が多く、船の入港ともなるとそれぞれ「ハシ」を持って倉庫や桟橋に集まり、桟橋までの百合箱や、また桟橋から各店々へ大きな荷物は二人で頭に載せて配達したものであった。

（一日男は一円、女は五十銭、大豆一俵六銭、米俵三銭五厘ぐらい）

○大正十三年六月、内喜名港二万円の補助を得て掘削工事完成し、砂糖積便利となる。

永峯誌によると、「内喜名には沖縄と内地通いのマーラン船、組み立てのくり舟も一、二隻停泊しており、砂糖積時ともなれば倉庫に砂糖を運ぶ人、検査を受ける人が瀬名道と本道から集る。殊に砂糖積取りの日高丸、奄美丸、鶴嶺丸、東成丸の入港ともなれば積込み人と汽船見物で賑やかだった。」と記されている。

組ウバは大正末期に至ってもなお、沖永良部と沖縄の間に航行していた。沖縄の有名な歴史研究家、伊波音猷先生は大正十年に組みウバで沖永良部から沖縄へ帰っている。

「南島文化研究所所報（第七号、一九七九・十一・二十六）」には平安座舟の航跡として次のように記してある。

与論や沖永良部で平安座船といっているのは、平安座方面から来航する船を一般にさしていたようであるが、その船の型は、テーサン（梯船）あり、マーランあり、カウチーありで壮観であったという。古くは平安座船の主流はテーサンであったと思われ、一九二一年に沖永良部からこのテーサンに乗って帰った伊波音猷先生は、「琉球古今記」にその平面図を書き残している。

テーサンは独木船を四隻組合せた組船で、沖永良部ではクミウバと呼んでいる。独木船を組合せて積載能力を高める方法は、古くから一般的に行われていたと思われる。十八世紀初頭に書かれた徐葆光の「中山伝信録」巻六に、「小船皆刳独木為之、極軽捷、村民漁戸皆用之、一舟不勝載則雙使為用」と出ている。このテーサン船は、伊波音猷先生の報告によると、明治末年に七・八隻、一九二一年には二隻しかいなかったとしている。

知名町竿津の宗吉栄二氏（八五歳）によると、平安座のテーサンは大正末期までたくさん来航したという。船載される品物は、泡盛・用材・薪・藍玉が主体で、沖永良部からは牛や豚を沖縄へ運んだという。当時の泡盛は県外出荷の場合、酒類出港税を課されたが、平安座の人々はこれを秘かに持ち出したものである。

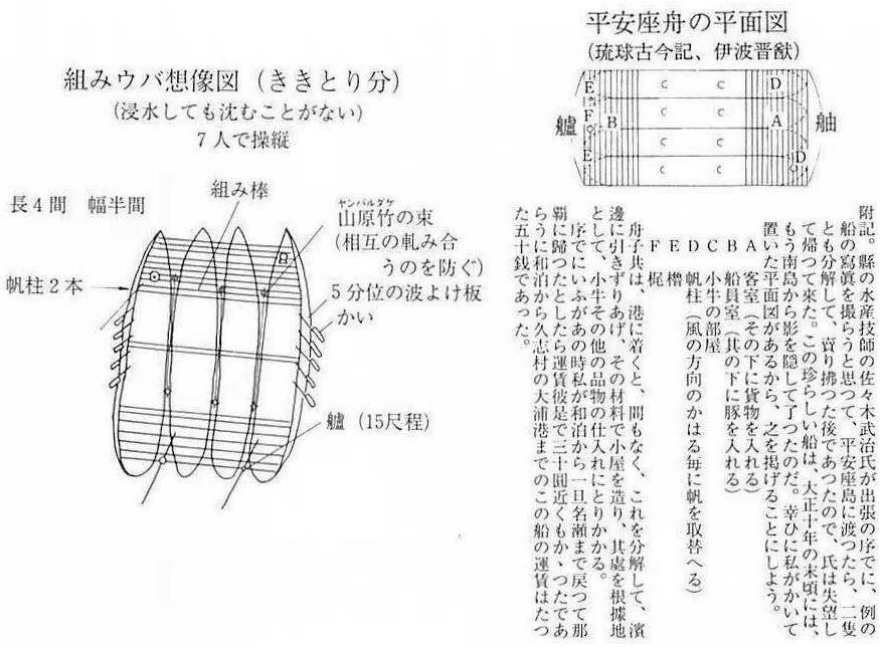

道之島と平安座の人々との長い通交の歴史からすれば、出港税はきわめて不当なものに思えたのである。平安座船と税官史との間にはトラブルがたえなかった。明治四十三年（一九〇九）には知名の白浜で税官史と巡査が殺害される事件が起きている。即ち伊計島のフナトウ六人が沖縄から泡盛四石五斗を沖永良部へ運び、これをテーサンから下して密売しようとし、その現場を押えられ、争いとなって殺人事件にまで及んだものである。これは双方にとってショッキングな事件であったと思われ、当時の琉球の新聞はこれを大々的に報道し、事件現場の知名町の浜辺には殉職碑が建てられている。

テーサンはのちの山原船とちがい原始的な船であったので、夏至南風（カーチーベー）に乗って道之島を北上し、新北風（ミーニシ）に吹かれて南下したという。寄港地は、本部半島、那覇、山原の東海岸一帯、平安座、泡瀬、与名原等であった。なお、戦後のヤミ貿易時代にも、平安座の人々はテーサンを駆ってひんぱんに道之島を往来したという。与論や沖永良部では、島の沖合いで組船を解体してひそかに上陸し、取引きを終えて貨物を積んだサバニを島かげに集め、そこで再びテーサンに組立てて沖縄へ帰港したという。

いっぽう、大正五年ごろから鹿児島と大島各島間に、鶴嶺丸、日高丸、白川丸、仁寿丸（いずれも七百トンぐ

らい）が就航し、このほかに台湾や沖縄・宮古・八重山を寄港して、名瀬―鹿児島―大阪に通う船も数隻いた。

寄港地は、鹿児島―名瀬―赤木名―喜界―赤木名―宇検―古仁屋―久志―亀徳（上り、平土野―亀徳―鹿浦）―和泊―知名―茶花であった。

本船はすべて沖掛（がか）りで、しかも本船との連船は櫓（ろ）こぎの伝馬船であったため、客の乗降、荷物の積み卸しにはかなりの時間を要した。

また、第一次世界大戦の進行に伴い定期航路を持つ大阪商船が次々減船したため、鹿児島からの生活物資が入荷不順となって物価が高騰し、大島郡民はばく大な不利益を被った。このような減船に対し郡民の間で船腹の補充問題が持ちあがり、大正七年二月郡民による汽船会社設立の話し合いがもたれた。その結果、

(一) 商社に運賃の値下げを哀願（○○）する。
(二) 政府に補助を求める。
(三) 大島郡として汽船を購入する。
(四) 県が補助費を組んで、現在の政府補助以外に汽船一隻を航海させる。
(五) 民間有志で会社を設立して汽船を就航させる。

ことなどが決められた。

参加者は、郡出身の県議会議員、各村長、砂糖同業組合議員などの有志であった。五月には近く成立予定の大島汽船株式会社発起人と大島信用販売組合が合体して、木造貨物船第二神徳丸（六百八十トン）、波津丸（一千トン）を借り入れて数ヵ月間、大島各島と鹿児島間に就航させた。また、翌八年五月には、東成丸（八百三十トン）を購入して同航路に就航させた。

これで大島航路は、大阪商船・大洋商船・大島汽船の三社となって競合することとなった。これまでいくら郡民が運賃値下げを哀願しても会社の経営が成り立たないと突っぱねていた大阪商船と大洋商船の両社が、直ちに運賃を値下げして大島汽船に対抗してきたのである。このため小資本の大島汽船は業績が振るわず同十三年上半期までに十七万円の赤字をかかえてしまった。しかも当時の海運業界は不況であったので、自立経営が不可能に陥った。したがって十三年十月以降は、競争相手である大阪商船への委任経営で事業を継続した。

ここで郡民の足として、大きな期待を担っていた東成丸の状況について記述しておこう。

内喜名港

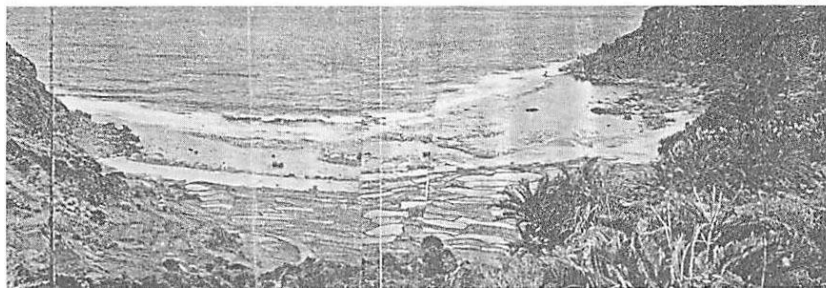



内喜名港の砂糖倉庫跡

内喜名の開さく碑文

工事責任者源瑞三（手々知名）、監督弓削竜太郎（瀬名）、中村窪実（瀬名）、委員、富嶺先二（永嶺）、撰長保（谷山）、福中富（後蘭）、喜島甚助（内城）、区長、前田島川（後蘭）、野村納吉（永嶺）、大江吉順（谷山）、沖蘇廷賢（内城）、沖田俊一（瀬名）の銘が刻まれています。

○大正十年四月、午後五時内喜名から伊延に航行中、砂糖二千八百樽を積んだまま伊延港西部へ座礁難破、人命無事、後長崎船渠回航修繕。

○同十月九日、和泊来津、港口荒波なるに危険を侵し便客二十余名上陸の際、港口に於てハシケ転覆十余名は湾内に出津猶予控居りしハシケに救助せられしも、伊仙小学校訓導　米田玄永、横川署巡査、玉城　赤山為英、赤峯　川内アキ、和泊　後川保、沖縄○○和孝の五名溺死す。

○和泊、菅村芳憲氏（東成丸乗組員、明治三十七年生）談

「乗組員は二十一名（機関部八、甲板部八、客室係三、炊事係二）であった。

寄港地は、鹿児島―名瀬―湾―早町―赤木名―名瀬―宇検―古仁屋―山―母間―亀徳―面縄―鹿浦―平土野―和泊―小米―茶花で上りはその逆、天候に恵まれた時で一週間を費やしたそうである。」

これは船足が遅いこともあるが、当時は各島の陸上交通が不便なため、多くの港に寄港せざるを得なかったのである。

二　陸上交通

自転車が登場し、南洲橋ができたのはこの時代である。

自転車は大正二年ごろ知名の向井文忠医師が往診用に初めて導入した。和泊町では大正九年に和泊の土持綱利医師が同じく往診用に導入している。

○大正三年七月、和泊下雲登（シムシント）、砂運道嶮岨にして僅かに頭上を以て運ぶ事にて困難に付、セメント石工費四拾余円、関係地主醵出、巾八尺長十一間築畳三間割下げ五間土引下げ牛馬を以て容易に運搬する事となる。

○大正三年十月、小米から田皆迄の二里二十七町に二間巾道路完成、大工事でしかも難工事ではあったが、初めての車道とあって島が非常に進化したので村民が大喜びであり、全島から見に来るものがあった。

○大正五年、永峯線、上城境より和福土まで道路改修完全な車道となる。同六年、和泊奥崎まで接続、県費補助里道改修の嚆矢。同五年　和泊東風平宅地壱反五畝拾六歩、中馬辰次郎氏より和泊村が購入し登記所へ貸す。同宅地と土持綱義氏畑間より南北並同宅地南側より東西道路貫通す。（島史）

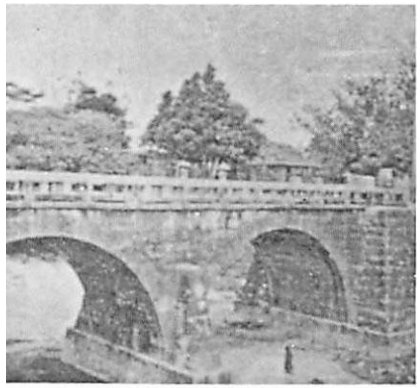

南洲橋（大正8年）

○大正五年、和泊から越山を経て上城境まで、和泊村の県道計画が立てられ、その第一期工事が根折の前から仁志の知名村境迄の一里を十八か部落民の奉仕によって完成し、曲り〳〵の道路が直線となり、道幅広く急坂であった越山の道路が平坦、かつ直線となりその便利に浴したのは永嶺部落民であった。和泊から工事を始めず根折から西を一期工事にしたのも坂元代議士の力と評された。永峯の坦当は、「国王どう」の西、永山家の前百間であった。

○大正六年、県道の二期工事、和泊から根折まで完成す。和泊村の幹線道路は之で開通し、自動車こそ一台もなかったが、自転車と荷車が走るようになり村の交通を躍進させた。（永峯誌）

○大正七年、国頭線、玉城線道路改修。

○大正八年四月、南洲橋基礎掘始め、六月二十九日巻留済、十一月八日欄干済、十二月二十九日通行開始式を挙行す。

最も工事は鹿児島郡小野村、宝地常次郎氏精工にして木工も啻ならざる結構にて堅牢を極め、且つ善美に営築す。本郡に冠たる而已ならず、内地有数の橋梁に比擬して遜色なからん。但し、工事金九千五百六拾円八拾五銭。

○大正八年、伊延海岸より和泊馬石まで道路改修。

○大正八年、明治橋石橋に架換、宝地常次郎氏、小園直吉氏、壱千円を以て請負い、径二間二尺、幅二間、一月起工、千円の外に石運賃百円、木材代五拾円、計壱千百五拾円の内、五百円村補助、余は和泊、手々知名負担。

○大正九年八月、和泊、松尾璞元氏宅地西側道路迂回不便に付土持綱義氏土地と交換、道敷は土持氏寄附にて直線に改修。

○大正九年十一月、和泊南分岐道より与和、余多接続まで道路改修。

○大正十年十月、内城線改修（大城線より内城学校まで）

○大正十一年十一月、西原並に畦布支道改修、同年、知名、上城間道路改修大正九年来着工の処竣工。

○大正十二年、前の永峯県道から阿多家、宮永家を径て、「のうあて」に通ずる道路完成。

○大正十四年、谷山から内喜名までの村道完成し、砂糖運搬が便利になった。

三　通　信

この時代になって特に進展はないが、郷土史資料等には次の事柄が記されている。

○大正四年一月、和泊郵便局で国庫金の受払事務開始。

○大正五年十月一日、全年七月に簡易生命保険法が制定され、十月一日から全国の集配局で契約事務及び集金事務の取扱い開始。

○大正十一年八月十二日、知名・与論間無線電信開始、十二月十一日、和泊郵便局長、西彦熊氏正七位に叙せられる。先是八年二月、勲七等陞叙瑞宝章を授けられる。と記されているのみである。

また、時代の進展とともに郵便物も漸増したので、区分けにも時間を要し、電報も配達員が受信して配達しなければならなかったので、彼らは郵便局に寝泊まりの状態となった。このような状況の下で二〜三人（内城の江夏源栄氏、宗氏、和泊の西光治氏ら）では困難であった。したがって内城校区などの遠方は生徒を頼んで配達させていた（瀬名の中村静造氏、大城の橋口富一氏、橋口栄一氏ら）。

和泊・知名間は、毎日郵便袋を担いで、しかも徒走で往復していた。郵便物は一人で十分運べる量であった。

電信工夫は、宇検村久志出身の奥福廣という人が一人で両町を見回っていた。

第七節　教　育

一　学校教育

(一)　大島郡教育会

大島郡教育会のことについて、「沖縄大百科事典」で当田真延氏は、次のように述べている。

大島郡教育会は一八八七（明治二十）年に発足した私立鹿児島県教育会の構成団体の一つである。会は全郡を第一部～第六部教育会に分け、教師の研修・児童・生徒の学力向上を目的として、さまざまな活動をおこなった。大正期には郷土教育が盛んになり、伊波普猷（イハフユウ）・比嘉春潮などを呼んで講演会を開いたりしている。伊波の南島史考（一九三一年七月）は一九一八年（大正七年）古仁屋小学校でおこなった講演の筆録をまとめたもので同会の

発行。また、産業教育の一環として奄美大島振興歌を制定している。

第一部教育会　名瀬・三方・大和・住用
第二部教育会　東方・西方・鎮西・実久・宇検
第三部教育会　北部大島（笠利・竜郷）
第四部教育会　喜界島（喜界・早町）
第五部教育会　徳之島（亀津・東天城・天城・伊仙）
第六部教育会　沖永良部（和泊・知名）・与論

相当な距離を隔てて五つの島にわかれ、しかもその島（大島・徳之島）の大部分が険しい山地におおわれた本郡地形の特色からして、陸上交通・海上交通共に不便を極めたこの時代に、ブロック単位に六つの教育研究会をつくり、各ブロック単位の教育振興を目指したのは、正に環境即応の良施策と言えよう。

(二)　第六部教育会

第六部教育会は、大島郡内の他の五教育会とともに明治二十年に発足した。長年の年月の間にはいくらかの消長はあったが、徹頭徹尾教育精神の高揚と児童の学力向上を目指して鋭意努力した。明治から大正・昭和へと年を追うて充実発展し、郡内六教育会の中でも最も大きな実積を挙げ、所期の目的を達成した教育会である。沖永良部は「教育の島」「優秀教員輩出の島」と言われ名声を博したが、そのことは、元鹿児島市教育長甲斐不二男氏調査による左表が如実にこれを示している。

師範学校卒業生の比較

	本科	二部	講習科	計
大島	五五（八）	二三（四）	二七（四三）	一〇五（五五）
徳之島	四八（〇）	三四（二）	四八（一一）	一三〇（一三）
喜界	四二（〇）	一〇（二）	三〇（七）	八二（九）
沖永良部	六六（一九）	一八（六）	四五（三一）	一二九（五六）
与論	一〇（〇）	一（一）	八（三）	一九（四）

（大正末まで（　）内は女子）

沖永良部・与論の教育が今日を築き上げたのは、第六部教育会の力がその原動力となっていると言っても過言ではない。第六部教育会の会長は和泊・知名・与論尋常高等小学校長が輪番でつとめていた。

1　同学年研究会

①　毎年四月初めに、沖永良部島内の九校長が集まって校長会を開き、尋常科一年から高等科二年までの八個学年と専科（農業・裁縫）の研究当番校をきめ

る。当番校のきめ方は抽せんではなく、学級数の少ない学校から順にそれぞれの希望学年をとっていく方法であった。

② 各研究当番学年では各学級ごとに、学童の学力向上や訓育に懸命の努力をした。

③ 各学校では研究当番学年・学級を中心に、たびたび校内授業研究会をもって、研究学年と研究教科、特に学力向上についての研究を深めた。

④ 同学年研究会は毎年六月の下旬か七月の上旬に、全島いっせいに、それぞれの学年の研究当番校で開催された。各教師は各自研究資料を持参して研究当番校にあつまり、終日熱心に研究討議した。当日の指導は各研究当番校の校長がおこなった。

2 秋季研究会

① 五つの研究ブロックをつくり、毎年十一月末に一ブロックずつ輪番で研究会を開催した。

和泊・国頭組
大成・内城組
知名・下平川組
田皆・島尻・上城組

② 研究日程

○第一日―ブロック内の一校で研究授業や研究発表等を実施し、研究討議した。

夜―青年団・婦人会等諸民主団体の研究公開。

○第二日―ブロック内の別の学校で研究授業や研究発表を実施し研究討議した。

夜―青年団・婦人会等諸民主団体の研究公開。

○第三日―民育研究会

午前―ブロック内の農耕地・各家庭のかまどその他施設状況の視察。

午後―民育研究会

3 教育講習会の開催

毎年夏休み・冬休みなどの機会を利用し、長期間にわたって郷土教育や各教科等の講習会を開催し、全教職員が参加して研修を深めた。町内各学校の旧職員履歴書等には次のような記録が多い。

○大正五年八月二日から八日間、第六部教育研究会開設の夏期講習会に於いて博物科講習。

○大正七年第六部教育会開設の夏期講習会に於いて偉人

研究及び批判講習。

4 優秀な教職員が多く輩出した

第六部教育研究会の非凡な活動によって、教育振興の気風が全島内に充満して来た。男女青少年の中に教職員を志望する者が多くなり、刻苦勉励、男女師範学校を卒業して教職員になる者、または独学で諸検定試験の難関を突破して教職員として採用される者らが多数輩出し、沖永良部島は郡内における優秀教職員の宝庫だと言われた。

(三) 和泊尋常高等小学校の沿革

「和泊尋常高等小学校沿革誌」には次のように記載されている。

1 大正二年度の主要行事・学級編制等

① 入学式―四月一日、入学式。式後校庭に於て小運動会開催。運動種類は新入児童の徒歩競走・在来児童の全部体操。

② 痲疹(マシン)流行―四月初旬より点々流行の徴を認めしが四月二十五日に至り欠席児童二百五十、全二十九日五百九名を算するに至りしが、五月下旬に至り終息を見るに至りたり。

③ 小笠原丸入港―徳之島・本島間海底電線切断久しく電音途絶せしが、五月二日接続工事のため来航。観覧の便を得、職員児童同船を視察せり。

④ 両村連合教育会―五月十日大城校において開会。政栄・橋口・沖・川平・長沢各氏の講習出張の報告ありたり。

⑤ 壮丁教育―五月十九日より開始。直接教育に従事されたるは島・俊・伊地知各訓導及び武山准訓導の四氏なり。

⑥ 島司来校―六月十日森谷島司来校。午前中授業を視察せられ、午後繭品評会へ臨席、講話。

⑦ 夏期講習会―七月二十二日より全二十九日に至る八日間、県師範学校教諭加勢氏を招へいし、知名校において国語科講習会を開き、授業は八月中に補充することとせり。

⑧ 同窓会―八月十日男子同窓会組織会開催。全十五日女子同窓会を開催せり。

⑨ 運動会参加―十一月八日知名校運動会に付、尋常

五年以上の男子を参加せしめたり。

⑩ 義士伝講話会―一月九日午後三時より尋常科一年二年三年を一組に、仝四年五年六年を一組に、高等科を一組に、三集団にわかれて講話会を開催し、後夜行軍をなしたり。

⑪ 桜島噴火―一月十二日桜島噴火。十二日午後より仝十七日に至るまで鹿児島市間は電信不通。十三日島庁よりの公報「昨朝桜島噴火し二村全滅。市は石と灰で埋まり海嘯も至り、壮丁の外皆避難の趣」との情報あり。人心恟々たりしが十七日後避難者帰来の消息もあり、汽船の入港に依り、本村出身者の異常なきを認め、やや安どせり。

⑫ 学芸会―二月十一日儀式執行後学芸会開催。回数四十九回。多数の参観者もありたり。

⑬ 陸軍記念式―三月十日南洲神社境内において記念式及び招魂祭を執行せられ、児童引率参会せり。

⑭ 大正二年学級組織及び教科

○学級編制

尋常科　十二学級　毎学年二学級

高等科　五学級　高一―二学級

高二―一学級

高三―二学級（男女別）

○児童数

・学年初めの児童数　九百十五名

半途入学児童数　二十名

合計　九百三十五名

・学年末の児童数　八百八十名

差引減　五十五名

その内訳　遊学　二十一名

死亡　八名

転学・退学　二十六名

⑮ 大正二学年度の沿革概要

本学年中における本校教授方針は、優劣により組を分け、劣組には特に復習時間を設け、専ら主要学科の教授を主とし、児童の力を基礎として其の上に築き立てることにせり。学年末における成績を案ずるに、多少劣等児童の学力向上を認むるに至りたるも、なお六十八名の認定及第あるは余儀なき次第なり。

2 大正三年度の主要行事

① 海軍記念講話―五月二十七日、川辺兵曹長の講話

ありたり。

② 開校記念日―六月一日、開校記念式挙行。

③ 同窓会―八月十一日男子同窓会開催。琵琶の弾奏、会員、来賓談話ありたり。十三日、女子同窓会開催。

④ 夏期講習会―八月二十六日より仝三十日に至る。教諭松下友一氏を招き両村連合講習会を開催せり。

⑤ 戦時講話―九月二日、全児童を三組に分ち戦時講話会を開催せり。

⑥ 講談　九月五日吉田勝丸氏を招き武勇伝の講談をなさしめたり。仝六日父兄の為に更に開催せり。

⑦ 遠足―九月二十三日、高二・三男島尻校における在郷軍人会開催の教練視察のため遠足。

⑧ 祝勝会―十一月二十六日、青島陥落祝勝会開催。余興として各校旗体操・舟こぎ競走・本校の摸擬戦等ありたり。

⑨ 補習講習―衛藤校長補習講習を命ぜられ一月十九日出発。三月二十三日帰校。

⑩ 活動幻灯会―三月五日及び十五日の両日、県教育会徳永書記来島。活動幻灯会を開く。

3 大正四年度の主要行事

① 両村連合教育会―四月十七日下平川校で開催。衛頭校長補習講習の結果報告ありたり。

② 特別学級設定―劣等児救済のため、一部、イ・ロ・ハ・ニの四組を設け、各学年より低下の児童を集め学力の特別補充をなす事とせり。素（モト）より固定的のものにあらずして、補充出来次第相当学年に上移若（モシ）くは復帰せしむることとせり。低下学年に籍を一時移すも六箇年在学する者は、学力は同程度に達せざるも義務は免除するの精神を有する組織となせるなり。

③ 校旗設定―七月五日汽船蔚山丸運転士撰正純氏より校旗一旒寄贈。之を以て本校校旗と定めたり。

④ 夏期講習会―八月二十五日より授業を繰り替え、師範学校の松下教諭を招いて、知名校で両村連合講習会を開催せり。

⑤ 教育組合―出席不良の字に出席組合を組織した。

⑥ 御真影拝戴―十一月二日伊延港に御真影を奉迎し翌三日拝戴式を挙行せり。

⑦ 御即位式―十一月十日午後二時御即位式挙行。一

般参列者多く、みぞうの盛式なりき。

⑧　連合大運動会―十一月十四日神社参拝後、長浜において村内各校連合運動会を開催せり。

⑨　村教育会―二月十三日本校で開催。第一時全校授業、第二時体操、第三時読方の研究授業、午後批評会及び郡教育会。校長会報告ありたり。

4　教職員名簿

和泊尋常高等小学校

（明治四十四年六月より大正十五年三月までに任命の分）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村和泊	訓導	橋口盛隆	四四・六	六・七
仝　和泊	訓導	操　松	四四・六	元・一二
仝　和泊	訓導	島　義智	四四・六	一三・三
仝　和泊	訓導	山口通憲	四四・六	明治　四五・三
仝　国頭	訓導	名島直利	四四・六	大正　三・五
仝　和泊	訓導	伊地知季彦	四四・六	四・三
知名村上城	訓導	英　宗皇	四四・六	二・一〇
和泊村手々知名	訓導	町田ツル	四四・六	
仝　和泊	准訓導	武山宮信	四四・六	二・一二
仝　手々知名	准訓導	園田仲生	四四・六	一四・三
仝	准訓導	皆川	四四・六	二・四
仝　手々知名	准訓導	沖　利文	四四・六	二・三
仝　畦布	准訓導	永吉池治	四四・六	二・四
仝　手々知名	准訓導	関　周英	四四・六	二・四
仝　和泊	訓導	鎌田宗秀	四四・六	
熊毛郡下屋久村	訓導	岩川覚之丞	四四・六	明治　四五・三
和泊村和泊	訓導	安藤佳翠	四五・三	大正　一一・三
仝　内城	訓導	宗　安明	四五・三	二・三
仝　和泊	訓導	俊　道憲	四五・三	七・一〇
仝　手々知名	訓導	大脇ムメ	四五・三	三・三
大分県	准訓導	衛頭マヨ	四五・三	三・三
和泊村畦布	代用教員	宮田吉憲	四五・五	九・二
和泊村手々知名	訓導	玉江末駒	大正　二・三	六・三
仝　和	訓導	前　マツ	二・三	三・三
仝　和泊	訓導	沖　貞秀	二・三	一三・四
仝　永嶺	農専訓	永野宮竹	二・一一	一二・七
仝　手々知名	准訓導	谷元重義		
仝　和泊	訓導	武山宮定	三・三	
仝　和泊	訓導	沖　ヲシ	三・三	一三・四
仝　和泊	訓導	俊　ムメ	三・三	五・四
仝　手々知名	訓導	沖　カネ	三・三	昭和　四・三
仝　和泊	訓導	木藤エイ	三・三	大正　二三・四
仝　和泊	代用教員	和　マツ	三・五	一一・六
仝　西原	訓導	西村実孝	三・五	四・六
仝　畦布	准訓導	永吉池治	三・七	一二・九

和泊村和泊　訓導　伊地知カネ　大正　四・三　昭和　二・三
仝　和泊　訓導　日置ハナ　四・六　大正　一五・一〇
仝　和泊　訓導　竹　ツル　五・三　八・三
仝　手々知名　訓導　上別府謙吉　五・一一　九・三
仝　和泊　訓導　鎌田静林志　六・三
仝　西原　訓導　東　貞良　六・三　一〇・四
大分県大分郡　校長　藤木亀雄　六・五　一二・三
和泊村和　訓導　東　仲一　七・三　一一・三
仝　手々知名　准訓導　沖　利文　七・一二　一四・三
仝　手々知名　訓導　玉江末駒　八・三
仝　和泊　訓導　武山ハル　八・三
仝　和泊　訓導　甲　東寿　八・五　一三・四
仝　和泊　訓導　武宮清盛　九・三　一〇・四
仝　手々知名　訓導　福山ナツ　九・三
仝　手々知名　准訓導　逆瀬川助直　九・五　一四・三
仝　手々知名　訓導　福山マツ　一〇・三　一二・一〇
仝　内城　訓導　豊山義綱　一〇・三　一四・一二
天城村岡前　校長　石　吉応　一二・三　一三・三
和泊村和泊　訓導　武宮清盛　一二・三　昭和　三・三
仝　和泊　訓導　永野益道　
天城村岡前　訓導　中島幸梅　一二・九　大正　一三・三
和泊村手々知名　訓導　田浦中澄　一二・九　昭和　一二・三
仝　手々知名　校長　玉江末駒　一三・三　一二・三
仝　和泊　訓導　源(武山)ハル　一三・三　八・三
与論村　訓導　福永卯之助　一三・三　大正　一四・三
与論村足戸　訓導　白尾義之助　一三・三
三方村小湊　代用教員　川上忠吉　一三・四　一三・一〇
和泊村和泊　訓導　川畑一誠　一三・四　昭和　四・八
仝　和泊　代用教員　有川貞辰　一三・四　大正　一三・一一
宇検村湯湾　訓導　屋　長良　一三・四　一四・三
喜界村坂嶺　訓導　盛　正　一三・四
天城村瀬滝　訓導　基　英城　一三・四　一五・三
和泊村手々知名　訓導　上別府謙吉　一三・四　一五・三
仝　手々知名　訓導　武田恵喜光　一三・一〇　昭和　六・三
伊仙村伊仙　代用教員　永喜佐官　一四・一　大正　一四・三
和泊村喜美留　訓導　伊地知実英　一四・三　一五・七
仝　田舎平　准訓導　撰　正雄　一四・三　昭和　元・一二
笠利村節田　訓導　島名太一　一四・三　二・三
和泊村古里　訓導　重村邦英　一四・三　三・三
仝　和泊　訓導　柴　タケ　一四・三　六・八
仝　永嶺　農専訓　永野宮竹　一四・三　八・四
仝　和泊　訓導　山口エイ　一四・三　四・三
仝　出花　訓導　泉　中安　一四・三　一五・三
仝　国頭　准訓導　南　米憲　一四・四
仝　国頭　訓導　福島忠綱　一五・三　二・九
仝　瀬名　訓導　中村静造　一五・三　二・九
仝　手々知名　訓導　福山ナツ　一五・三　八・八
仝　和泊　訓導　秋葉ミヨ　一五・三　一二・九
仝　玉城　准訓導　花田吉浦　一五・五　七・六
仝　根折　代用教員　池田池憲　一五・五　大正　一五・八

和泊村手々知名　代用教員　園田為久　大正二五・五　大正一五・八
仝　和泊　代用教員　種子田道起　一五・一一　昭和　二・八

(四)　国頭尋常高等小学校の沿革

「国頭尋常高等小学校沿革誌」には次のように記載されている。

1　大正十年六月一日修業年限二ヶ年の高等科を併置し国頭尋常高等小学校と改称す。教室不足のため二部授業をなす。

2　大正十一学年度学級編制表

科	学年	卒業修業児童数			学級
		男	女	計	
尋常科	第一学年	二三	二八	五一	一
	二	三六	三六	七二	一
	三	二八	二五	五三	一
	四	二九	二七	五六	一
	五	二二	二九	五一	一
	六	二五	三〇	五五	一
	計	一六三	一七五	三三八	六
高等科	第一学年	二七	一一	三八	一

3　教職員名簿

(出身地)	(職名)	(氏名)	(就任年月)	(離任年月)
和泊村古里	校長（三代）	重村篤利	大正　二・四	大正　四・三
仝　和泊	訓導	武山ハル	二・四	八・四
仝　古里	訓導	里村スミ	二・四	四・七
仝　国頭	訓導	名島直利	三・四	一〇・四
仝　国頭	代用教員	佐々木寅之助	三・一一	一〇・一〇
仝　西原	校長（四代）	柏　常秋	四・四	二・三
仝　西原	訓導	西村実孝	四・六	一〇・三
仝　和泊	代用教員	伊集院カネ	五・五	九・三
仝　国頭	訓導	佐々木ウメ	八・四	昭和　四・三
仝　畦布	代用教員	宮田吉秀	九・四	大正一一・一二
仝　出花	訓導	泉　中安	一〇・四	一四・三
仝　西原	訓導	東　貞良	一〇・五	一〇・七
仝　国頭	代用教員	脇田清澄	一〇・一〇	昭和　二・三
仝　和泊	代用教員	源　勝	一〇・一〇	大正一一・七
仝　和　泊	訓導	前　久徳	一〇・一二	一一・八
仝　和泊	校長（五代）	武山宮定	一一・八	一三・三
仝　西原	訓導	西村実孝	一一・一二	一四・三
仝　国頭	訓導	佐々木ナツ	一二・四	昭和　二・三

等	総計	二	一八	一五	三三	一
高		計	四五	二六	七一	二
	二〇八	二〇一	四〇九			八

(五)　大城尋常高等小学校の沿革

「大城尋常高等小学校沿革誌」には次のように記載されている。

1　大正十学年度学級編制表

学年	児童数	受持教員		
		職名	氏名	
尋一男	六〇	訓導	柳　窪実	
尋一女	五九			
尋二	八〇	訓導	川平　スミ	
尋三	六三	准訓導	重村　中信	
尋四男	四四	訓導	重村　窪秀	
尋四女	五七	訓導	西村　実孝	
尋五男	四八	訓導	平　富秀	

和泊村和泊　校長六代）　島　義智　大正一三・四　昭和六・三
仝　国頭　代用教員　西村米悦　一三・四　四・三
仝　和泊　訓導　甲　東寿　一四・四　八・三
名瀬市　訓導　松井亀助　一四・四　二・三
与論村茶花　訓導　白尾義之助　一四・四　二・三
和泊村和泊　訓導　武山初枝　一四・四　二・三
仝　西原　訓導　村山上信　一五・四　一二・三
仝　和泊　代用教員　種子田道起　一五・五　元・一二

2　大正十学年度末　卒業・修業・落第児童数等

学年	卒業生			修業生			落第生			学業賞			精勤賞		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
尋一															
二				五五	五二	一〇七	四	八	一二						
三				三六	三三	六九	三	六	九						
四				四三	三九	八二	三	四	七						
五				四〇	五〇	九〇									
六	三八	四二	八〇												
計	三八	四二	八〇	二〇	一九	四〇九	一三	一四	三七						
高一							四	○	四						

学年	計
尋五女	四七
尋六	七七
高一	六一
計	五九七

学年	訓導	訓導	訓導
	福山　ナツ	武山　宮定	重村　中久

3　大正十一学年度学級編制及び受持教員

学年	児童数	受持教員	
		職名	氏名
尋一男	五九	訓導	柳　窪実（二部授業）
一女	四八		

4　教職員名簿

尋二男	五八	訓導	平　富秀
二女	五八		（二部授業）
尋三	七〇	訓導	川平　スミ
尋四	六七	准訓導	重村　中信
尋五男	四二	准訓導	俊　道三
尋五女	五五	訓導	福山　ナツ
尋六	八〇	訓導	田宮　十内
高一	五八	訓導	橋口　富一
高二	四八	訓導	重村　中久
計	六三四		

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村手々知名	逆瀬川助熊	大正　二・四	大正　三・二	
仝　手々知名	逆瀬川助直	三・二	九・五	
仝　手々知名	大脇ムメ	三・三	六・三	
仝　古里	川平スミ	四・六	一三・三	
知名村上城	沖野マゴ	五・三	七・三	
和泊村古里	重村中信	五・五	一四・四	
仝　和泊	武山宮定	六・三	一一・八	
仝　和泊　校長	橋口盛隆	六・七	一二・三	
仝　大城	伊集院マツ	六・三	八・九	
和泊村後蘭	朝戸大屋治	大正一四・三	昭和　五・一一	
知名町屋者	林　清良	一五・三	四・四	
知名村屋子母　校長	藤村前吉	一五・三	三・五	
亀津村亀津	篠原道利	一五・五	三・三	
和泊村古里	田中　静	一五・六	五・三	
知名村余多	吉川ヨネ	一五・一〇	五・三	
仝　皆川	中原カ子	七・三	七・一二	
仝　手々知名	福山マツ	八・三	一〇・一二	
仝　古里	重村中久	八・一〇	昭和　四・三	
仝　大城	橋口富一	九・三	大正　一〇・五	
仝　古里	重村窪秀		一一・九	
仝　手々知名	福山ナツ	一〇・三	一二・九	
仝　西原	西村実孝	一〇・三	一一・一二	
仝　和泊	俊　道三	一一・一二	一三・四	
仝　手々知名　校長	玉江末駒	一二・三	一三・三	
仝　古里	古村マゴ	一二・三	一五・九	
仝　和泊	大内山ヨネ	一三・三	昭和　二・三	
仝　国頭	南　米憲	一三・四	大正　一四・四	
仝　和泊	武山宮定	一三・三	一三・八	
仝　古里	里村本道	一三・三	一三・一一	
知名町田皆	田宮十内	一一・九	一二・五	
和泊町根折	曽木新吉	一二・一〇	昭和　九・一	
仝　大城	橋口富一	一三・四	二・三	
仝　西原　校長	柏　常秋	一三・八	大正　一五・一	
仝　皆川	皆川恵一	一三・一一	昭和　三・三	
東天城村花徳	藤崎好景	一四・一	大正　一四・六	
伊仙村伊仙	永喜佐宮	一四・三	一五・三	
和泊村手々知名	沖　フミ	一四・三	昭和　七・三	
仝　古里	重村窪秀	一四・三	五・一二	
知名村余多	平瀬ハル	一四・四	大正　一五・六	
知名村上城	神崎西直	一四・五	一四・八	

(六)　内城尋常高等小学校の沿革

「内城尋常高等小学校沿革誌」には次のように記載されている。

1　大正十年度学級担任等

尋常科一年	訓導	市来種生
〃　二年	代用教員	赤池ヨネ
〃　三年	訓導	大内山ヨネ
〃　四年	訓導	永野貞久
〃　五年	准訓導	橋口富一
〃　六年	訓導	大田前二
高等科一年	訓導	武宮清盛
〃　二年	訓導	川平植美
校長		

2　大正十一年度学級担任等

尋常科一年	訓導	市来種生
〃　二年		
〃　三年	訓導	大内山ヨネ
〃　四年	訓導	橋口豊重
〃　五年	准訓導	橋口富一
〃　六年	訓導	大田前二
高等科一年	訓導兼校長	川平植美
〃　二年	訓導	武宮清盛
校長		川平植美

3　大正十二年度学級担任等

尋常科一年	准訓導	永吉池治
〃　二年		
〃　三年	訓導	大内山ヨネ
〃　四年	訓導	撰　正雄
〃　五年	訓導	橋口富一
〃　六年	訓導	橋口豊重
高等科一年	訓導兼校長	川平植美
〃　二年	訓導	豊山英敏
校長		川平植美

4　教職員名簿

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村内城	宗	安明	大正 二・三	大正 二・一一
仝　内城	宗	マス	二・三	五・三
仝　和泊	山口通知		二・一一	六・三
仝　和	前	マツ	三・三	六・三
知名村大津勘	大納ハル		五・三	五・九
和泊村和泊	平良勇次郎		五・一〇	七・一一
知名村久志検	沖久スエ		五・一〇	七・三
和泊村手々知名	大脇ムメ		六・三	九・五
仝　内城	宗	安明	六・三	七・六
仝	新村国元		七・三	七・五
和泊村手々知名	永野貞久		七・九	一一・九
仝　〃	大内山ヨネ		七・一一	一三・三
仝　和泊	市来種生		八・三	一二・三
仝　国頭	脇田清澄		八・一一	一〇・五
仝　後蘭	赤地ヨネ		九・五	一一・六
仝　和泊	武宮清盛		一〇・四	一二・三
仝　大城	橋口富一		一〇・五	一二・三
仝　内城	橋口豊重		一一・九	昭和 八・六
仝　内城	豊山英敏		一二・三	一〇・三
仝　根折	曽木新吉		一二・三	大正一二・九
仝　手々知名	福山マツ		一二・九	一二・一一
仝　畦布	永吉池治		一二・九	一四・三
仝	田舎平		一二・一一	一四・三
仝　皆川	仝	和泊	撰　正雄	一三・三
仝　和泊	川平スミ		一三・三	昭和 二・三
仝　和泊	山口エイ		一三・三	大正一四・三
仝　和泊	柴タケ		一三・三	一四・三
仝　永嶺	水野宮竹		一三・三	一四・三
知名村上城	沖野松盛		一四・三	昭和一五・六
伊仙村伊仙	守　益雄		一四・三	一一・三
知名村余多	元山マゴ		一四・三	七・三
和泊村和泊	有川　妙		一四・三	五・八
知名村屋子母	富里　健		一五・六	二・三
伊仙村	良　宗二		一五・六	四・三

○　内城小学校の思い出

竹　玉寛

私は、大正六年内城小学校に入学しましたが、五年生のとき、高等科が併設されて内城尋常高等小学校となり高等科二年を大正十四年三月に卒業しました。その時のなつかしい同級生が瀬名の市来武義、ツル夫妻、それに中村嘉昌さんが今なお健在です。内城では沖ハツさん、和泊に保ツルさん、徳田ナオさん、徳田ツルさんで三名、後蘭に前田豊盛さん、前田ミツさん、永嶺の永野ナツさんが今も健在です。本土にはたくさんの同級生が散在し、武玉安さん、中村源助さん、豊原秋さんとは今も賀状を

交換しておりますが、例外なく年をとり、もう七十三歳の老人になってしまいました。

一年生のときの恩師は大田前二先生でした。二年生になると平良勇二郎先生、後で大内山ヨネ先生、三年は市来種生先生、四年のとき永野貞久先生、五年生は橋口富一先生、六年生は大田前二先生、高一は福山マツ先生が一学期間、後は川平植美校長が担任代理になりました。そのころでした。教室不足で今のグラウンドのあたりにかやぶきで、かや壁の掘っ立て小屋が作られて、机腰掛けを持ち込んで高一の教室にしました。高二は豊山英敏先生でした。これらの先生方皆物故され、今なつかしい御姿に接することができないのは残念でなりません。そのご冥福をお祈りするだけであります。

私は小学校在学八年間、現在の仁志の我が家から学校まで八キロの道を通学したのですが、子供心にも通学の辛さが忘れられません。今の舗装道路とちがって道幅が狭く、雨のときは、困りました。雨が降ると永嶺の溜池からシニャタまでは魔の道路に変わりました。ぬかるみになり、足が取られて前に出ない、シニャタの溝のところは白土で油断しようものなら、すぐ滑る。それを通ってすぐ東は石原道。雨にたたかれて石が白く露出し、足が痛くて歩けないのです。

夏になれば、永嶺の池の一本道は、歩いても歩いても歩ききれないまっすぐな一本道で、子供の足にはあまりにも長いものでした。冬になれば帰り道、西に向かって歩くのですが、北風がもろに吹きつける場所が二ヵ所ありました。徒歩だった昔は万人が悩まされた個所だったのでしょう。

一年のときは、鉛筆やノートはなく、石板と石筆で勉強しました。先生が石板に白墨で丸を下さると消えないように石板だけは手に持って凱歌をあげながら帰った子もいました。学用品はふろしきに包んで通学しました。時にはそのふろしきで砂も運びました。学校では砂場に砂を入れる必要から年に一回か二回、内喜名の海から、全校生徒に砂を運ばせました。子供はそれぞれふろしきを持って出掛け、包んだ砂を肩や頭にのせて学校まで運ぶのですが、破れたふろしきの穴から砂が少しづつ漏れて、学校に着いたときは、ふろしきの砂は半分になっておりました。

苦しい思い出ばかりではありません。おもしろくてた

まらない遊びがありました。夏になると庭のせんだんの木がこんもりと茂り、その下に坐りこんで、休み時間中盛んに〝国取り〟に熱中しました。また男の子は蹴り合いの遊びをしました。これは勇壮活発で運動量がありおもしろくてたまらない男児向きの遊びでありましたが、危険だという理由で禁止になり、少年の楽しい遊びを取り上げられた寂しさつらさを味わったことは今でもよく覚えています。

それから机を年に一度お正月に学校の前の池で洗うことが年中行事になっておりました。学級ごとに机を運び出し、手に手に縄切れや棒切れでもって机のよごれを取れば作業は終わります。

五年生のときのことです。いよいよその時間になると級友たちは机をもって一斉にとび出しました。私はどうしたのか、今だにその理由は分かりませんが、級友に後れてしまいました。見ると教室の机は一つも残っていません。残っているのは教室の片隅に皆で物をのせる古机一つ、しかも何年も磨いたことがないからよごれや墨や手あかがこびりついた代物が残っていました。私は仕方なくその古机をもって池に行きました。一時間ほど躍起になって洗いましたが、少しも汚れが落ちません。池に残っていたのは私一人です。ちょっとさびしくなりました。級友たちはと見ると、校庭できゃきゃとして足蹴り遊びをしているではありませんか。私は未完成の古机を教室に持ち帰りました。そして先生に連絡をとりました。十八歳の橋口富一先生です。今の高校生ぐらいの年で、頭はざんぎり、霜降りの詰め襟を着ておられました。その先生は職員室から教室に帰って来られて私の前に立たれました。私は、「先生、この机はもうできません。」と例の少しだけ磨いた机を指しました。先生はあまりにも偉かったのです。高校生ぐらいの向こう気さかんな青年教師です。「おまえ、級長のくせにこれは何だ。」と大喝一声、私を張りとばしそうです。しかし橋口先生はそうはしませんでした。私の申し出に黙って下を向かれました。寂しそうな顔をしました。その寂しそうなお顔が心にやきついて一生私は忘れられません。いやそれどころか、私の一生を無言のうちに導いて下さったのであります。やがて先生は黒板の方へ歩かれてやおら白墨をとり、

「なせばなる、なさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」

と修身の教科書にあった上杉鷹山の道歌を書き終わると、私には一言も言わずに教室を出て行かれました。万事終わりです。私はその古机を池に持って行って、一気に汚れを落としました。やっぱりやればできると思い、意気揚々と磨き上げた机を持って教室に帰りました。〝成せば成る〟これは私の座右の銘となり、後に私のロマンチシズムに油を注ぎ火をつけ、それから学問にも、教育にもやれるだけのことはやり、ゲーテのファウストのように人生を駆け抜けてきました。その他にも学校に行くのがおもしろく、橋口先生から教わったことは全部覚え、先生がそこにいるだけで私たちは幸福感いっぱいでした。その先生とは一ヵ年でお別れしましたが先生とのお付き合いは先生が御他界なさるまで続きました。

以上のようにして悲喜こもごも、夢多かりし少年時代は過ぎましたが、ここに私の人間形成と不可離な関係にあったものがありました。それは八年間学校の行き帰りに、いやおうなしに見聞しなければならなかった田園風景とその奏でる詩であります。道を通りながらワタンヂブクルとグラルブクルが一望の下に見えました。今は耕地整理された畑になっていますが、当時は年中水をたたえた湿田だったのです。米の出来は悪かったらしいが、春には方々で田植えがあり、秋には取り入れが行われました。水田には、かに、ふな、うなぎなどがうようよしていました。五月雨のときは、白鷺が何十羽も悠々と空に舞い、やがて青い水田に点々と白い花を咲かせました。冬には水が光り、ばんやヲーバートが餌をあさり私たちは立ち止まってその静寂な風景に触れ、来る年も来る年も八年間この風景を眺めました。大山の広大なすそ野が横たわり、その向こうに何があるか少年の望みをかなえそうな何かがあると期待しながら八年間を過したのであります。

(七)　実業補習学校

実業補習学校について、「鹿児島県教育史」（鹿児島県教育委員会編）は次のように述べている。

義務教育を終えて上級の学校に進む者は別として、義務教育を終って直ちに社会で働く青年の教育はどうするか、このことは大きな問題である。政府は一八七二（明治五）年の学制において、「諸民学校ハ男子十八歳女子十五歳以上ノモノニ生業ノ間学業ヲ授ケ、又十二歳ヨリ

十七歳マテノ者ノ生業ヲ導カンカ為メ専ラ其業ヲ授ク。故ニ多ク夜分ノ稽古アラシムヘシ」といい、早くから配慮していたが、当時は小学校の整備に忙しく、勤労青年の教育はすぐには着手できなかった。一八九三（明治二十六）年十一月実業補習規定が出るに及んで、はじめてこの教育が始まった。

(八) 和泊村立和泊実業補習学校校則

（大正五年九月）

第一章 総則

第一条 本校は実業補習学校の規程に依り、実業に必須なる知識と技能とを授くるとともに普通教育の補習をなすを以って目的とす。

第二条 本校は和泊尋常高等小学校に附設す。
但し時宜に依り各大字において教授することあるべし。

第三条 修業年限は二ヶ年とする。
但し、特に修得の程度を認めて、年限以内に卒業を認定することあるべし。

第四条 生徒の定員は男子六十名女子六十名とす。
但し時宜に依り定員を越え入学せしむることあるべし。

第二章 学科及び課程

第五条 本校の学科目は修身、国語、算術、農業（男子）、機織、裁縫家事（女子）とす。

第六条 各学科目の課程及び毎週教授時数は別表の如し。

第三章 学年及び教授の季節

第七条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第八条 教授は農閑の季節を選びて行うものとす。

第九条 教授の終始の時刻は午後一時より午後五時までの間とす。
但し季節により夜間或は午前授業を行うことあるべし。

第四章 入学 退学

第十条 入学期は毎学年の始とし、募集すべき人員及び出願期日は学校長之を定め、其都度予め広告す。
但し時宜に依り臨時入学を許すことあるべし。

第十一条 本校に入学せんとするものは左の資格を備えるを要する。
一、尋常小学校及高等小学校を卒業したる者若くは年令満十二歳以上にして之と同等以上の学力を有する者
二、身体強健、品行方正、志願確実なる者

第十二条 入学志願者は左記の様式に依り、入学願書を学校長に差出すべし。

入学願

本籍〇〇県〇〇郡〇〇村（町）大字〇〇番地（戸）族籍〇〇男女
現住所〇〇郡〇〇村大字〇〇番地
氏名
生年月日
私儀御校へ入学志願に付御許可被下度 在学中は御規則固く相守可申候 此段相願候也
年 月 日
右 氏名 ㊞
父兄氏名 ㊞
和泊実業補習学校長何某殿

第十三条 疾病又は其他やむを得ざる事故に依り退学せんとするものは、その理由を具し学校長に願出で許可を受くべし。

第十四条 左の各号の一に該当する者は退学を命ず。
一、性行不良にして改善の見込みなき者。
二、正当の理由なくして、引続き教授時期の一ヶ月以上欠席したるもの。

第五章 試験・進級及び卒業

第十五条 各学年の課程の修了又は卒業を認むるに、平素の成績を考査して、之を定むるものとす。

第十六条 各学年の課程を修了したる者、又は卒業したるものには左記の証書を授与す。

修業証書

氏名
生年月日
本校第〇学年ノ課程ヲ修業セシコトヲ証ス
年 月 日
鹿児島県大島郡和泊村立和泊実業補習学校
校長 氏名 印
第〇〇号

卒業証書

氏名

生年月日

本校規定ノ学科ヲ了ヘタリ仍テ茲ニ之ヲ証ス

年　月　日

鹿児島県大島郡和泊村立和泊実業補習学校

校長　氏名　印

第〇〇号

第十七条　授業料は当分之を徴収せず。

附　則

第十八条　本則は大正五年九月一日より之を施行す。

大島郡和泊村立和泊実業補習学校

教科目課程並ニ毎週教授時数配当表

学年	第一学年		第二学年	
学科目	毎週教授時数		毎週教授時数	
修身	一	道徳の要旨	一	仝上
国語	男三 女二	日常須知の文字及普通文の読方、書方、綴方	男二 女三	仝上
算術	男三 女二	整数、諸等数、分数、珠算(加減乗除)	男三 女一	比例歩合算 珠算(加減乗除)

農業	男五	土壌・肥料・作物 耕耘・病害虫 養蚕・家畜・農産 製造等の大要	男五	仝上
機織	女四	組織・意匠・機織・染色方法	女四	仝上
裁縫	女三	通常衣類の縫い方 裁ち方・繕い方	女三	仝上
家事	女一	家事の大要	女一	仝上
計	男十二 女十二		男十二 女十二	

(備考)季節の都合により授業時間の増減をなすことを得。

二　社会教育

(一)　民育研究会

大正時代から昭和中期にかけて、沖永良部島社会教育進展の原動力となったものは、実に第六部教育会の民育研究会であった。

1　第六部教育会主催の秋季研究会は、毎年十一月末、

和泊・知名・与論の三村輪番で、各々当番村の当番学校区で実施され、三ヵ村の教育職員が、ほとんど全員参加し、大島支庁学務課の県視学が、これを指導した。

2　第六部教育会では、「心身ともに健全で優秀な子供」を育成するためには、学校教育・家庭教育・社会教育の三者連携が必要であることを痛感し、一日目と二日目の昼間は、各々の学校で学校教育に関する研究会を行い、

①　夜間は各集落で、青年団・処女会・婦人会・少年団・字常会等を公開し、その研究会を実施した。

②　三日目の午前中は各家庭を訪問し、住宅内外の環境整備状況や、改良かまどの普及状況・改良便所の普及状況・改良畜舎の普及状況とたい肥の積み込み状況等を視察した。

③　また田畑を巡視し、その耕作状況や農道の開設普及状況を視察した。

④　他村から参加した教職員は、当番学校区の学童のいる家庭に分宿し、家庭における学習やしつけなどについて指導したこともたびたびであった。

⑤　あわせて農産品評会を実施したこともある。

3　三日目の午後は民育研究会にあて、左のことについて研究討議した。

①　家庭教育のあり方について。

②　少年団・青年団・処女会・婦人会・小組合常会等、民主団体の充実発展について。

③　家庭の環境整備について。

○清潔整とん　　○改良かまど

○改良便所　　○改良畜舎とたい肥

④　農道の普及発達について。

⑤　耕作地の高率的活用について。

4　これらの社会教育・家庭教育の充実発展は、一朝一夕にしてできるものではなく、長年にわたる継続的努力が必要である。三村の住民は、それぞれ高い目標と、それを達成するための具体的な長期計画をもって、一つ一つ着実に実行していった。

5　それぞれの学校区において、社会教育や家庭教育の第一線に立って実地指導を行ったのは、各字担当の教育職員であった。各教職員は毎晩のように各担当字に出かけて行き、それぞれの民主団体を指導し、改良かまどの作り方やたい肥の積み方まで指導した。そのお陰で学校教育・家庭教育・社会教育の三者が有機的に

結びついて、三者連携の実を挙げ、各民主団体は充実発展し、各字に農繁期における無人売店ができるまでに社会が浄化された。

(二)　夜学校と日曜学校

大正時代における夜学校と日曜学校の活動状況について、昭和五十八年十一月、和泊町高齢者学級生（七十歳～八十三歳・各字とも二名以上出席）七十四名を対象に調査したら、町内の各字とも小組合単位または字単位に夜学校や日曜学校があったとのことである。

第六部教育会は、学童の人格形成と学力向上を目標として努力し、その目標は各学校単位に具体化され、実現されていった。すなわち、各学校とも、学校内における同年齢集団の切磋琢磨（せっさたくま）と平行して、各地域社会においては、新進舎の精神を受けついで、異年齢集団による共励切磋を促進した。

1　各学校とも学童の学力向上に努力した。

①　各学校では、毎学期末に、全校児童（尋常一年から高等二年または三年まで）の学業平均点数を、各小組合単位に集計し、その平均点を出し、各小組合単位に順位をつけた。

②　また全校児童（尋常一年から高等二年または三年まで）の欠席・遅刻・早退等の勤怠状況を、各小組合単位に集計して、百分率を出し、その順位をつけた。

③　各学期末には、各小組合長を学校にあつめて学力向上について指導するとともに、各小組合別学業成積一覧表と、勤怠状況の一覧表と、その小組合学童全員の個人別通知表を各小組合長に渡した。

④　各小組合長は、それぞれ自分の小組合の学童全員と、父兄および小組合員全員をあつめて、各学童に通知表を渡すとともに、学業成績や勤怠状況について、全校内における状況・順位等を説明し、全学童と父兄の奮起を促した。

2　夜学校が出来た。

①　各小組合単位に、大正中期ごろから夜学校が始まり、漸次全村内へと波及し、昭和初期までには、村内の全小組合に夜学校ができた。

②　夜学校には、その小組合内の尋常一年から高等二～三年までの男女全児童があつまり、ゆり箱を持ち寄って机代用に使用し、毎晩点灯時から二時間くらい、教科の予習や復習をした。

③　会場としては、最初組合長宅か小組合内で割方家が広くて家族の少ない家の母家を借用したが、夜学校が盛んになるにしたがって、小組合員全員が出資して、夜学舎を特設する小組合も多くなった。

④　灯火としては二～三個の石油ランプを使用した。石油代として、学童全員月二銭くらいの会費を拠出した。また日曜日などに学童がそろって山林に行き、松の木の枯葉や松かさなどを拾い集め、それを売って石油代にあてることもあった。

⑤　夏休みなどは夜間の学習会をやめて、毎日午前八時ごろから十時ごろまで、全学童が夜学校に集って勉強した。

⑥　夜学校の会長・副会長・ランプ係等の役職には各小組合の上級生があたり、先輩は良く後輩をかわいがって指導激励し、後輩は先輩を敬慕して、たがいに励ましあいながら、全員そろって、よく勉強したものである。

⑦　夜学校では、毎月一回くらいの割で、学童・父兄全員があつまって学芸会をした。学芸会には全学童が朗読・お話・唱歌などの発表をした。

⑧　夜学校の指導には小組合長・小組合内の有志・先輩・字指導担当教師らがあたった。

3　日曜学校が盛んになった。

①　日曜学校の始まりは、新進舎の流れをくむ手々知名字である。日曜日の早朝、手々知名字の全学童が、南洲神社にあつまって、境内や道路の清掃をしてから、全員そろって南洲神社や招魂社を拝み、その後で体操をしたり、歌を歌ったり、玉江柳曹氏その他字の先輩方が訓話等をして指導した。次に掲げる「日曜学校の歌」は、手々知名出身の園田中英氏（元和泊尋常高等小学校訓導）が作詞作曲したもので、今日に至るまで、手々知名青少年団の愛唱歌になっている。

日曜学校の歌

一、港湾みなぎる　太平洋
　くれない染むる　朝日子が
　光を我等に投げ出せば
　若き血潮はおどるなり

二、維新の三傑西郷を
まつれる清き西郷社
この英雄の魂ぞ
我等理想の的なるぞ

三、風景美なる南洲橋
真白き砂子の長浜も
共に我等アカタジの
パラダイスとも言うべきぞ

四、清きこの郷(さと)アカタジに
産声(うぶごえ)あげたる日曜校
いざいで学ばん文庫へ
いざ清め行かん文庫へ

五、立てよ勇めよ学友よ
我等健児の心には
言うに言われぬものあるぞ
つとめはげめよ手をとりて

② 同様のことを、上手々知名は菅原神社の境内で、和泊字は西郷南洲先生謫居之地で実施した。

③ 有名な沖元綱先生が、毎早朝、鈴(りん)を鳴らし、たい肥材料の牛馬ふんをあつめながら、早起きを奨励し、日曜学校に寄って、学童たちを指導されたのは有名な話である。

④ 日曜学校は手々知名・和泊から、町内の全字へと波及して行った。

⑤ 各日曜学校には、その字の全学童が参加し、ときには、神社の境内や道路などに砂を運び入れる奉仕作業なども実施していた。

⑥ 各日曜学校の会長・副会長・班長（各小組合）等の役職員としては、高等科二～三年の上級生があたり、各日曜学校とも、上級生は下級生をかわいがって指導し、下級生は上級生を敬慕し共励切磋の実をあげていた。

⑦ 各日曜学校の指導は、その集落の区長・小組合長・有志・先輩・字指導担当教師らがあたっていた。

(三) 青年団

1 大正時代における青年団について、「鹿児島県教育史」（鹿児島県教育委員会編）は次のように述べている。

一九〇五（明治三十八）年九月、内務省が、「地方青年同体向上発達に関する件」の通牒を出し、同年十二月文部省から「地方青年団体奨励ニ関スル件」の通牒が出されると、鹿児島県もそれに従って一九一〇（明治四十三）年、青年指導に関する訓示を出し、次のようなことを指導の目標とした。

① 目的の自覚　家族の一人としての自覚、国家の一人としての自覚
② 教育勅語・戊申詔書の趣旨の徹底
③ 忠孝の大義
④ 敬神の風
⑤ 模範人物の設定
⑥ 実業思想並実用的知識と常識

小学校の先生たちは、この目標に従って、青年会を巡回講演した。そのために青年団の夜学は、このころから盛んになった。

女子青年団は、男子に遅れて結成され、大正の初めになって、多くは処女会の名前で出発した。処女会は当局の指導で組織され、女子青年の自発的要求からではなかったので、活動は消極的であった。

2 和泊村青年団規則

第一条　本団は健全なる国民、善良なる公民たる素養を得しめ、団体員をして忠孝の本義を体し、品性の向上を図り体力を増進し、実際生活に適切なる知能を磨き、剛健勤勉克く国家の推進を扶持する精神と素質とを養ふを以って目的とす。

第二条　本団を和泊村青年団と称す。

第三条　本団員を分ちて左の二種とす。

1　一部団員……年令満十二才以上、満二十才まで

2　二部団員……年令満二十才以上、満三十才まで

第四条　本団を左の四区に分ち、各区を更に各字に分つ。

一　和泊学区域

1 和泊　2 手々知名　3 上手々知名　4 和
5 喜美留　6 畦布　7 出花

二　国頭学区域

1 国頭　2 西原

三　大城学区域

1皆川　2古里　3大城　4玉城　5根折

四　内城学区域

1内城　2瀬名　3永嶺　4田舎平　5後蘭

第五条　本団に左の役員を置く

一　団長

1村団長　一名、村長を推薦す。

2学区域団長　一名、学校長を推薦す。

3字団長　一名、学校教員又は特志者中より推薦し、任期を二ヵ年とす。

二　幹事

1村幹事二名、村役場書記より、村団長之を任命す。

2学区域幹事若干名、学区域団長之を任命す。

3字幹事若干名、会員の互選とし任期を二か年とす。

第六条　役員の任務を定むること左の如し

一、各団長は団務を総理し団を代表す。

二、各幹事は団長の指揮を受け庶務会計の事務に従事す。

第七条　本団において施設経営する事業凡そ左の如し

一、修養上の施設

二、団の収益を図る事業

三、公益を図る事業

四、社会教化事業

第八条　本団に要する経費は団員の負担とす。

第九条　開会の時期及び度数を定むること左の如し

但し臨時開会することあるべし。

一、村青年団、年一回、秋季之を行う。

二、学区域青年団、年一回以上、一回は秋季、余は学区域団長之を指定す。

三、字青年団、月一回以上之を行う。

第十条　優秀な字青年団及び善行ある団員は之を表彰する。

第十一条　団の目的に反し、団員たる体面を汚辱する行ある団員に対しては改悛を促し、尚改悛の情状なきものは之を除名す。

第十二条　本則の施設に関し必要なる細則は、学区域青年団及び字青年団に於いて之を定む。

3　和泊村青年団の活動状況

「大正時代における和泊村青年団の活動状況」につい

て、昭和五十八年十一月和泊町高齢者学級生七十四名を対象にしてアンケート調査を実施した。その結果は次のとおりである。

①　各字における青年団（男子だけ）の活動

○村内の全部の字に青年団があった。

○各字の青年団では定例日を設定して、毎月団会を開催し、いろいろなことを協議していた。

○村全体の運動会等に備えて、かけっこや相撲などの練習が盛んであった。

○字主催の敬老会や、町主催の祝賀行事などに備えて、沖縄おどりの練習が盛んであった。おどりは女役も男子青年が女装をして演じていた。

○字によっては早起き会をしたり夜警を回ったりする青年団もあり、また産業振興のため、ねいたば仕事をしたり共同農園を経営する青年団などもあった。

②　和泊村青年総会（男子青年だけ）

○毎年一回、和泊校校庭（現町役場庁庭）で、四小学校区対抗の運動会を実施した。

○徒歩（かけっこ）

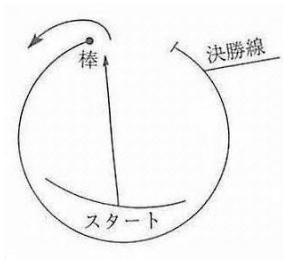

・トラックは円形

・出発は円の中のスタートから

・トラックの一周を百メートル、二周を二百メートルと言っていた。

・百メートル・二百メートル・四百メートル・マラソン・リレーなどの競技種目があった。

○相撲競技も盛んであった。

③　和泊・知名両村青年運動会（男子青年だけ）

○毎年一回実施した。

○会場は両町の会場で、交互に実施した。

和泊会場　和泊校校庭　与和の浜　長浜

ミーシャのシャー（奥川川口）

知名会場　和名校校庭　ヒョーシングドウ（上平川の前のたんぼ）　ジーチョガニク（瀬利覚の東の浜）

④　六部教育会主催青年運動会（男子青年だけ）

○和泊・知名・与論の三村青年団が連合して、毎年

いと考えられていたのである。

② 婦人会は、戦争に刺激されて起こった。日清戦争で組織化がはじまり、一九〇三（明治三十六）年、政府の指導で、愛国婦人会（明治三十四年奥村五百子創立）の支部が全国の各府県に設立され、婦人会は、戦争に際しては銃後を守り、平時は強兵を育てるという政府の軍国主義に協力することになった。鹿児島県の婦人も、愛国婦人会の全国組織にはいり、日露戦争では、出征軍人の遺家族・傷病兵の慰問など、恤兵（ジュッペイ）事業に従った。

③ 婦人はおとなしくて、すなおで、よく働くことがモットーである。明治・大正の婦人は、家族制度の縁の下の力持ちとして存在するのであって、近代婦人への自覚は期待されていなかった。

2 和泊村の婦人会について

① 婦人会の誕生

明治四十一年四月、和泊女子尋常高等小学校ができ、初めて純然たる女児だけの学校として発足した。その初代校長は沖元綱先生であった。沖校長は平素から、立派な人間を育成するためには、学校教育・家庭教育・社会教育の三者連携が大事であることを強く主張していた。特に女子教育の場合、何よりもしつけが大事である。しつけの場としての家庭教育を重視しなければならない。そのためには各家庭の母親と提携し協力することが大事であると痛感した。そこで毎月一回各集落に行き、母親との話しあいの場を持ち、それを継続実施した。このことが和泊町婦人会のさきがけになったと思われる。

② 各部落婦人会の組織と内容

○会員は全家庭の主婦とする。

○部落婦人会長には、各部落の徳望家が選出されて、その運営にあたった。

○例会には学校長・部落担当教師・女の先生等を招いて、講話を聞いたり、話しあいをしたり、実地指導を受けたりした。

③ 婦人会の活動

○各家庭における子供のしつけ

（婦人会での話しあいに基いて）

・早起き・早寝の習慣をつける。

・はだしのまま座敷にあがらないこと。

・机や食膳に向かうときは、必ず正座すること。

・食事の前には必ず手を洗うこと。

・うそをつかないこと。

・道端で小用をしないこと。

以上のことについて学校と家庭が緊密に連携しながら、習慣性を目指して努力した。

○社会の風俗・習慣の改善

衣服は従来の沖縄式の広袖を廃止し、ふだん着は筒袖、晴着はたもと袖と一定した。筒袖やたもと袖の裁ち方・仕立方は、婦人会で実地指導をした。

○髪型

沖永良部まげは、頭上に一塊の馬ふんをいただいたようで格好が悪い。本土や大島本島で流行しているチングリに結い改めることとし、会合の場所で実地に指導し、沖永良部まげを、即時解消するように、すべての婦人が努力した。

○交際の規約

冠婚葬祭は別として、日常の交際に豆腐や味噌コーバク（味噌をコーバクに詰めたもの）の持ち寄りは、先方の迷惑になるので、相当額のお金を包むこと。（ただし持参金は四銭）

(四) 婦人会

1 創設のころの婦人会活動について、「鹿児島県教育史」（鹿児島県教育委員会編）は次のように述べている。

① 婦人会は、明治の中ごろまでは、組織されなかった。当時婦人会は、家庭にはいればいわゆる主婦で忙しく、勉強はいらないし、社会活動も必要ではな

一回輪番で実施した。

○与論村の会場は与論小学校の校庭であった。

⑤ 各字における処女会の活動

○村内全部の字に処女会があった。

○各字の処女会は定例日を設定して、毎月会合をもち、いろいろなことを話しあっていた。

○敬老会や町の祝賀行事などに備えて沖縄おどりの練習が盛んであった。おどりの練習は処女会だけで実施し、男役も処女会員がつとめていた。

○時々あつまって、礼儀作法の指導を受けた。

○字によっては、ゐいたば仕事をしたり、共同耕作などをする処女会もあった。

○持参金の包み方と記名の仕方の指導
紙と鉛筆を持参させ、個別に実地指導した。婦人の大多数が文盲であった時代のこと、「人手を借りずに自分で記名できた」と喜ぶ婦人が多かった。
○他家を訪問するときの作法
「けんそん」「つつしみ深さ」を婦徳の第一義と考えていた時代のこと、婦人が他家を訪問するとき、台所の土間からあがる風習があった。それを改めて、他家の台所から出入りするのは失礼になるので、ハタナエ（側中間）からあがるようにした。
○就寝前の火の用心
就寝前は必ず、かまどの火の始末を厳重にし、点検の上、水おけに水を一杯満たして、かまどの前に置くことにした。
○たい肥運び
畑に芋掘りに行くときは、必ず、ヒヤーギに一杯たい肥を入れ、それを畑に運んで行って入れるようにした。

④　校区婦人総会
たもと衣装の奨励から一年程経って、婦人会の慰安と

して、和泊校で民謡大会が開かれた。実はたもと衣装の出初式を兼ねてのことだった。家庭で衣服を新調するときは、戸主や子供の衣服を優先させていた時代のことで、家庭の主婦が、自分のために晴れ着一枚新調することは、大変むつかしいことであった。そのため、集った婦人の中にも、筒袖が多く、たもと衣装は和泊・手々知名の一部の婦人に限られていた。さすがに広袖姿は一人も見当たらなかった。

⑤　料理講習会
鹿児島の出身で、和泊で下宿屋を経営していた山下商店の奥さんを講師として、お菓子や料理の講習会を開き、そのころ珍しかった金柑豆腐の作り方等を指導してもらった。

⑥　機の織り方競技会
○当時本土や大島本島では、高ばたで織物を織って能率をあげていたのに、沖永良部では、旧来の地ばたにかじりついて苦労していた。
○高はたを使用している和泊字の西つるさんと、地ばたの熟練者松本いせさんが、機織りの競争をし、大差をもって高はたの西つるさんが勝った。高はたと地ばたの機能の差に驚いた会員は、次々高はたに切り替えていった。

⑦　貯金奨励
家庭経済を確立するため「勤倹貯畜」を奨励し、各字ごとに婦人会貯金を計画した。毎月一回集金して、低利で会員に貸し出し、相互に助けあいながら、貯蓄増強につとめた。婦人会貯金は、今も引き続き、活発に行われている。

⑧　大正時代の婦人会
明治後期から大正にかけて、政府は軍国主義に傾き、富国強兵の立場から、青年団・処女会・婦人会の指導育成に力を入れた。和泊村内各字の婦人会は、毎月例会を持ち、学校の先生方などを講師として、時局認識や生活改善などについて、いろいろ指導を受けた。
○村内神社の大祭の折、境内で酒宴を開かないこと（このことは知名村にも呼びかけた）。
○役場が主体となって、カマドの改善に乗り出し、三ツ石カマドを土の塗り込みカマドに改善した。役場の農業技手今平市助氏が指導した。
○和泊・知名両村教育会は、大正十年八月六日から五日間、沖縄の文学士伊波晋猷先生を招へいして、講習会を開催し、音声学・南国史談について指導を受けた。その折、伊波先生が、知名から徒歩で和泊に来られる途中、ヘーバルから和泊字の入口にさしかかったとき、物腰の柔らかな中年の婦人が「先生方どうぞ家で、足ユイシーメンショリ」と声をかけてあいさつした。（その婦人は山口禎善氏夫人幸さんであった）
伊波先生は、そのときの和泊の一婦人の真心こもったあいさつが、心にしみたと見えて、婦人会で講演されたとき、ご自分の気持ちを詠まれた歌を発表された。

「イラブンチュぬナサキ　百合ぬ花心　行きスユル袖ニ香移チ」（伊集院カネ氏談）

第八節　大正時代諸事

（年）　（主なできごと）

元　○同年冬より二年春まで腸チフス大流行。

二　○和泊自治研究会組織重要事件研究す。

○同年、往昔井戸は和泊池里、下殿内、与名川、伊延、手々知名、上中城、中城、下中城、前殿内、福里、後殿内、金久、内城金城、元治年鑑以降、和泊宮窪、大仮屋、中馬、山崎、手々知名スン金久十七ヶ所にて水筋を探掘せざれば湧出せざるものと心得而已ならず硬石は穿鑿し能はず、又穿掘するには口を広濶にし居りしに、玉城字村山植吉氏、種子島にて掘井に従事し心得あり四五尺位の口にして硬石も直立穿鑿深浅こそあれ湧出せざる所は容易になきと推測、玉城字は翌年まで十余ヶ所、爾来各字続々堀設従前の不便を免れ至大の鴻益となり。実に特筆すべきものなり。

○三年継続事業として与和港開鑿工事あり総工費（村費）一〇三五円二六銭。

三　○百合根上作。

○七月、和泊下雲登、砂運道改修。

○同年、和泊村避病舎新築設備成れるを以て昇格して伝染病院となる。

○同年九月、和泊伝染病院（旧避病舎）井戸新設。

○同年、上手々知名菅村芳弘氏米国ドクトル学位受領、布哇（ハワイ）に開業、外国学位修得の嚆矢。

○九月九日、夜南風、大暴濤。

和泊日置力子氏、松尾璞元氏、伊集院納実氏、甲東平氏、撰正高氏、阿多実美氏宅地石垣破壊、且つ矢野盛綱氏（与名川にある湯屋）堀神里氏、武田寿間氏、川内薫盛氏家屋破壊。

四　○六月、和泊桟橋築畳。

五　○十月、永嶺線（上城界より和福士（フクチヂ）まで）、道路改修

六　○六月、和泊小学校井戸新設。

○十一月九日、手々知名平瀬覚熊氏（四十一歳）囲碁二段（上手に対し二三の手合）方円社より免状授与せらる。本島より段中に入る嚆矢。

○十一月十一日、和泊小学校庭前に於て本郡第六部、和泊知名与論三村青年団発会式挙行に付郡団長代理石原視学臨場。

七　○二月二十日、前大城尋常小学校長沖元綱、三十有七年功労に対し和泊村有志金盃一個（径二寸五分価百円）贈遺。

○四月、大島汽船株式会社（株金五拾万円）創立借船にて事業開始八年四月八百余屯東成丸弐拾七万円にて購入。

○六月二十一日、橋本知事、小野田島司、村役場・分署・学校視察の末学校に於て、役場学校職員有志へ訓示演説あり。

○同年、大島郡信用販売組合之購買組合併置。

○七月、門松経元氏、京都大学政治経済科卒業、大学卒業の嚆矢。

○十月、国頭線、玉城線道路改修。

○十月三十一日、和泊村長より、操坦勁氏へ感謝状贈呈左の通り。

教育の進歩産業の振興道徳の維持経済発展、地方の改良、自治の開発に関し多年尽力する所少からず今後一層の奮励を望む茲に金五拾円を授与す。

八　○十二月四日、操坦道氏、九州大学医学科卒業。

○四月二日、南州橋架橋。

○同年、伊延海岸より和泊馬石まで道路改修。

○同年、薩摩貿易会社創立本島の百合球を鹿児島開港と共に輸出せんと、鹿児島商人の計画なりしも一敗地に塗れ大正十一年解散、本村出資株は元金を還附する事に決したり。

○四月十八日、知名村農商務主任書記関周明依願退職（六十四歳）

大山共有地、上城奥川溜池西部へ五十年前松大木ありしも伐絶の処明治廿八年十二月、関周明知名村勧業委員任命後山中南北並芦清良通路両側へ三十年松苗植付三十六七年迄黒貫島尻痩地へ松種植付繁栄、谿（けい）谷

へは毎年挿杉、田皆番当原に茶園、山道に樟を植栽努力せり。大正三年瀬利覚、島尻岐道塔辻へ家屋営設林業技手英（はなぶさ）宗呈、常詰山番人前松里、成田植村、交代勤番取締、爾来杉樟の外檜槇等造植す。和泊村は三十七年勧業委員廃止後は村役場書記と山番人にて造林取締致す。藩政時代は一ヶ方山方横目二名山番二名都合十二名を以て三方限り受持水源涵養林其他取締致す。

九

○明治橋石橋に架け換える。

○四月一日、普通町村制実施。（註）助役の職制は大正九年、町村制実施までなかった。

和泊、知名村会議員定員各二十四名となり六月廿六日選挙。同年七月六日、知名村長新納直定　助役東前広　収入役岡本安広同八日和泊村長沖元綱　助役山口禎善　収入役木藤貞亮、選挙及び選定を為す。

○同年七月、和直綱（かの）東北帝国大学理科卒業

○九月、和泊山下兼道氏（明治八年生）勲四等に叙せらる。初め普通陸軍歩兵にて入営累進、陸軍一等主計従五位勲四等。

○十一月、和泊南分岐道より与和、余多接続まで道路改修。

十

○四月七日、大島汽船株式会社東成丸伊延港西部へ座礁難波。

○十月九日、東成丸和泊来津、港口荒波のためはしけ転覆、五名死亡。

○同年十月、内城線道路改修（大城線より内城学校まで）。

○八月、松尾実友氏（二十七歳）司法官試補命ぜらる。（年俸千円十二年六月予備判事十二級俸下賜）本島より高等文官の嚆矢。

○十二月二日、後蘭に沖島曾徳彰徳碑建置

碑　文

山高きが故に貴からず木あるを以て貴しとす、現代は益々有為有徳の士を仰望する最も切実なり宜なる哉沖島曾徳君功徳の発露する蓋し偶然にあらず君資性温厚寡黙にして夙に勧業の志篤く明治三十五年和泊外十七ケ村戸長に任ぜらるるや施設経営到らざ

るなく就中農事改良、設備製肥に独特の手腕を揮ひ在職四年終始一日の如く治績挙り村民悦服す、明治三十八年後進に道を譲りて勇退し明治三十九年勲七等に叙せられ青色桐葉章を授けらる幾ばくもなく明治四十年挙げられて県会議員となる是より先議員は自己の長所にあらずとして固辞し煩を鹿児島に避けたるも郷閭既に君の諾否を用ひずして選挙準備整たり又以て君が謙譲の徳の高きと里俗の敦朴なるを知るべし任期満了の後は専ら田園に親み大正二年後蘭袋の田地一町歩余を購入し深き造詣を以て肥料試験を行い苦心の効果空しからず遂に大正五年過燐酸石灰配合使用の要諦に到達し普く成積を表示して近郷を訓化す由来後蘭田舎平永嶺瀬名内城の五区は熟田多く荒蕪に属するもの君の丹精により一朝にして美田豊穣し米作の増石額実に三十割を算するに至る区民の君を謳歌する誠に故なきにあらざるなり因りて資を醵し其績を不朽に伝ふ。

鳴呼雲山蒼々江水泱々後世子孫を風化する尠少にあらず聊か其梗概を叙すと云爾

大正十年　　沖洲山口禎善謹撰

十一

○同年、初めて飛行機が島の上空を飛んだ。

○一月六日、村有和泊字東風平宅地壱反五畝十六歩の内西南両側より道路開通残余の内登記所敷地土持綱利氏金弐千六百円、秋葉店敷秋葉泉川氏金千百十一円にて落札。

○四月、梶原景徳氏所有和泊字石川平畑壱反歩金七百円を以て村買入登記所移転。

○壮丁検査、明治十七、八両年名瀬に於て十九年亀津に於てありし処本年同所にてあり。

○八月十二日、知名、与論間無線電信開始。

○十一月、西原並に畦布支道改修。

○十二月十一日、和泊郵便局長西彦熊正七位に叙せらる。先是八年二月勲七等陞叙瑞宝章を授けらる。

○十二月十七日、警察沖永良部分署和泊字石川平にありし処敷地狭隘庁舎腐朽に付字東風平

敷地村寄附庁舎三十五坪新築移転執務。

十二　○関東大震災。
○和泊港の開さく工事を行う。

十三　○沖島曾徳和泊村長となる。内喜名港開さく工事。

十四　○五月五日、法律第四十七号衆議院議員選挙法公布。（普通選挙法）
このころから二期作が一般に広がった。

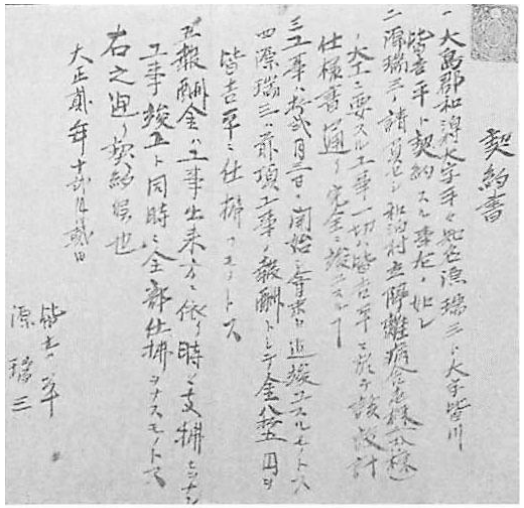
契約書

和泊村における最初の請負工事契約書

十五　○七月一日、郡制廃止に伴い島庁を廃し支庁とし、島司を支庁長と改める。
○沖永良部分署が沖永良部警察署に昇格す。

○　参考資料

(1) 沖永良部郷土史資料
操坦勁編「沖永良部島沿革誌私稿」

(2) 永吉毅編「郷土史年表」

(3) 和泊町編「和泊町勢要覧」

第八章　昭和初期

第一節　議会

議員名薄

昭和三年六月～七年六月　　定数二十三人

土持綱義(泊)　木尾為傑(泊)　市来政興(泊)　東　忠人(和)
重信饒丕(手)　逆瀬川助直(手)　伊東祐隆(喜)　出山中宜志(出)
永吉池治(畦)　時田栄利(国)　今井吉利(国)　西村米保(国)
福嶺純淵(国)　東　信愛(西)　池田池常(根)　栄　池目(玉)
安田前間(玉)　山田窪里(大)　美野入間(皆)　田中新盛(古)
宗　善廣(内)　撰　長保(谷)　中村源祥(仁)

(注)　議員に議案提出権および臨時会請求権が認められ、市町村会の意見書提出範囲が拡大された。欠員が定数の六分の一を越えた場合補欠選挙ができるようになった。

昭和七年六月～十一年六月　　定数　二十四人

市来政興(泊)　島　義智(泊)　有川貞辰(泊)　市来政敏(泊)
東　忠人(和)　大野勉俊(和)　重信饒丕(手)　川辺隆熊(手)
福山清照(手)　福山清寛(喜)　永吉池治(畦)　時田栄利(国)
今井吉利(国)　西村米保(国)　福嶺純淵(国)　東　一熊(西)
池田池常(根)　栄　窪秀(玉)　山田窪里(大)　相良要文(皆)
重村中信(古)　本城宗佳(内)　福　中富(後)　徳田前安(永)

改選後、重信饒丕議員の村長就任や相良議員の死亡等により、次の五氏が昭和十年五月二十日から議員に就任している。

陽　兼良(泊)　川畑業忠(泊)　伊集院義隆(泊)　伊地知季忠(喜)
中村窪実(瀬)

昭和十一年六月～十五年六月　定数二十五人

有川貞辰(泊)　川畑業忠(泊)　山口通志(泊)　東　忠人(和)
林　植明(和)　川辺隆熊(手)　和　中秀(喜)　伊地知季蔵(喜)
池田池富(出)　永吉池治(畦)　福嶺純淵(国)　福島清英(国)
池下沢元(国)　東　一熊(西)　池田池吉(根)　玉野島元(玉)
中山前福(玉)　柳　実博(大)　美野入間(皆)　田中新盛(古)
重村中信(古)　沖　蘇廷賢(内)　西村内保(谷)　徳田前安(永)
瀬川前吉(瀬)

第二節　天皇の行幸

一　天皇の行幸について昇曙夢氏はその著「大奄美史」に次のように記録している。

千歳一遇の光栄

昭和二年八月六、七、八日は天皇陛下の行幸を仰いだ歴史的記念日として奄美島民の永遠に忘るべからざる光栄の日である。時恰も八月初句佐伯湾頭における海軍聯合艦隊の戦技演習を統監せらるるに当り、大島への行幸を仰出だされ、盛夏猛暑の最中にも拘らず行程幾百浬を遠しとせず、この辺諏絶海の孤島に渡御せられ、而も三日に亘って親しく民情を視察遊ばされたことは開闢以来始めてのことゝて、二十万の島民は今更の如く皇恩の忝けなさに感泣するばかりであった。

この千歳一遇の光栄は、陛下が常に民衆の上を宸念遊ばさるる仁徳の現れであることは言ふまでもないが、特に先年の大風災に際し有難き御思召を以て御内帑金を賜ったことが陛下の記憶に存してをり、平素天地の幸に恵まれない南海の孤島を憐ませ給ふ特別の御心より今回の行幸を仰出だされたことゝと拝察するのである。今茲に当時の記憶を呼び起して行幸の模様を伝へることにする。

名瀬町御上陸

愈々その日となって、奉迎の準備全く成れる大島の首都名瀬町は朝来歓喜の色に包まれ、全島より集った四万の民衆は沿道の両側に坐して今日の行幸を待ち受け、軒毎に立てた国旗は七夕祭の色紙と共に折柄の涼風に翩翻として絶好の奉迎日和であった。やがて午前十一時を過ぐる頃お召艦山城は名瀬港外遙かの沖合に勇姿を現はし、満艦飾を施した供奉艦太刀風・羽風・秋風・帆風の四駆逐艦を従へ、檣頭高く天皇旗を飜へし、威風堂々海を圧して港口に投錨した。忽ち起る奉迎の煙火高く名瀬の上空に炸烈し、先着警備艦長良の発する二十一発の皇礼砲殷々として奄美の天地に轟くその中を、純白の海軍大元帥服に燦たる大勲位副章を帯びさせられた陛下には、長途の航海に御疲労の色もあらせられず、奉迎の長官に謁を賜った後、各艦全員登舷、君ケ代奏楽の裡に艦

載舟艇に召され、関屋宮内次官・珍田侍従長・奈良武官長など数多の供奉員を随へさせられ、午後一時十分新設の名瀬港仮桟橋に御着、松本知事の先頭にて奄美大島に第一歩を踏ませ給ふた。これより支庁まで七町に亘る道筋の両側に坐した四万の民衆が、文字通り眼の前に御顔を拝した時の感激は如何許であったらう。たゞ〳〵嬉し涙に寂として声なく、真に大島始まって以来の歴史的シーンであった。

かくして大島支庁に入らせられたまふや、庭内に堵列する県庁及び支庁員を初め、各団体代表者並に高齢者・節婦・功労者に拝謁を許されて、御座所に入られた。御座所では松本知事以下の有資格者に単独拝謁を仰せつけ、知事の呈する奉迎文を嘉納せられ、また知事より奏上する郡政を熱心に聴取遊ばされた。終って階上の特産陳列品大島紬・黒糖・鰹節などを一々御覧あらせられ、知事にいろ〳〵と御下問の後、支庁の庭にて大島紬製織の実況・黒糖製造の工程・ハブ毒素採取実況等を興味深く御覧あらせられた。これより名瀬小学校に成らせられ、松本知事・川崎校長の案内にて大島中学校・実科女学校・小学校児童の成績品陳列室に入らせられて、諸作品に親しくお目を留めさせられた後、校庭梅檀の樹の間に設けた御座所に立たせ給へば、整列せる郡内二十九校約五千の児童は最敬礼を以て奉迎し、知事の発声で一斉に天皇陛下万歳を三唱した。

それより陛下には濃緑の蘇鉄美しく生ひ茂るウガン山の赭土色の登山道に歩を運ばせ給ふた。真夏の日光の反射烈しき急勾配の坂路を、いとも健かに辿らせ給ひ、山腹に清楚にしつらへた野立所に暫時休憩遊ばされた。眼下には町家の軒毎に七夕の色紙虹の如くたなびき、名瀬湾の静かな水光は祝福にきらめいてゐた。陛下にはこの絵の如き南国の常夏の風光を賞覧遊ばされ、やがて午後二時二十五分下山になった。それより再び群衆堵列して奉送申上げる本町通りを玉歩軽やかに会釈を賜ひつつ御機嫌麗しく仮桟橋より帰艦遊ばされ、郡民は海岸に堵列して声を限りに万歳を奉唱しながら、御旅程のつゝがなきを祈った。

古仁屋御上陸

御召艦山城は長良の皇礼砲轟く中に、天皇旗を掲げて午後三時半抜錨、黒潮うねる大海原を緩かに南日本国防の第一線たる古仁屋に向った。山城が會津高崎（そつこうさき）燈台の沖

を繞って静々と大島海峡に入った頃から、お召艦を遙拝せんとして集まる数万の民衆は、文字通り古仁屋埠頭を埋めてしまった。午後七時入港と同時に警備艦長良の砲門は開かれて、二十一発の皇礼砲は殷々として轟き、名瀬におけると同じく古仁屋始まって以来の歴史的光景を呈した。

かくて赫々と照りつけた真夏の日はいつしか島山の彼方太平洋の波に落ちて、紺碧の空・紺青の海は斉しく茜に染まり、浜千鳥の声爽かに夕を告げ、弦月淡く中空に輝いて、如何にも平和を象徴するかのやう。夕風亦そよ〳〵とわたって、南海常夏の夕景色は先づ陛下の御感を深ふした。夜は島民の熱誠溢るゝ提灯行列や、埠頭に「奉迎」の二字を赤く大きく描き出したイルミネーションで古仁屋湾内を明るくし、有史以来初めての賑ひを呈したが、夜の更くるに従ひ、さしものどよめきも漸く静まり、やがて月影も落ちて、亜熱帯特有の闇夜に銀砂の如き星影美しくお召艦の上に輝いて、古仁屋における第一夜を過させ給ふた。然るにこの日の夕刻から吹き出した風は夜に入って強風となり、古仁屋湾内は白馬の躍り狂ふに委せたが、お召艦は名物の大風にもめげず、泰然として浮城の如き威容を誇った。

翌くれば七日、密雲低く垂れこめてゐたが、旭光雲間より洩れ初め、御召艦のメーンマスト高く天皇旗は燦として翻り、日章旗はためく道筋の両側には三万の奉迎者が幾重にも列坐してゐる中を、午前九時陛下にはいとも身軽に軍用桟橋へ御上陸、南国気分漲る蘇鉄葉の奉迎門を通御遊ばされ、道筋に堵列する奉迎者に絶へず挙手の礼を賜ひつゝ、松本知事の先導で奄美大島要塞司令部に入らせられた。司令部では福田第六師団長の先導で御座所に入らせられ、師団長以下有資格者に単独拝謁を仰付けられ、その他高齢者・功労者に列立拝謁を賜ひ、御紋章入の御菓子の下賜があった。

かくて陛下には要塞司令部を出御、前年暴風雨の惨害の痕まだ生々しく残ってゐる古仁屋小学校に成らせられ、島の子供が赤誠籠めて製作した約三百点の成積品を御覧遊ばれ、また蘇鉄・ルリカケス・黒兎・その他数々の特産品にも一々御目を通された後、校庭に設けられた御座所にて小学児童・青年団・処女会・婦人会員等約七千名の最敬礼を受けさせられ、ついで松本知事の発声で万歳を三唱した。終って学校の背後にある御野立所高千

御覧遊ばされたと拝聞する。

八日の朝に至っても夜来の暴風は鎮まらなかったが、この朝陛下には前夜に引続き各専門の学者を御召になり、島民より献上の動植物に就いて研究を続けさせられ、前日薩川湾に御微行の際潜水夫をして採取せしめられた珊瑚に就いても顕微鏡下に研究遊ばされた。この日は午前と午後の二回に亘り御微行にて折柄の暴風をも厭はせられず、御召艇が木の葉の如く翻弄さるゝ中を渡連湾に向はせられ、潜水夫をして海底の生物を採取遊ばされ、特に薩川湾において潜水夫の荒くれた手を取って御引上になるなど、御仁慈の厚さと御研究の熱心なるとは拝聞するだに感激の極みであった。天候は依然として変らず、古仁屋湾の風波は烈しかったが、陛下におかせられては御予定の如く、八日午後四時御発航御還幸の途に就かせられた。沿岸各村落の民衆は奉迎の時と同じく赤誠を籠めて手に〳〵日章旗を振り、万歳を連呼し、煙火を打上げて、艦影が港外に没するまで御名残を惜みつゝ奉送申上げた。

御仁徳の数々

天皇陛下には今回の行幸に際し、名瀬においても古仁

穂神社境内に御登りになり、古仁屋湾の風光を展望あらせられ、再び御徒歩にて海軍桟橋より午前十時二十四分、各艦登舷礼の裡に帰艦遊ばされた。

この日午後一時半より御旅情を慰め奉る余興として、青年団や在郷軍人団の選手によって大島特有の板付舟の競漕が行はれ、海国男子の妙技を尽して輸贏を争ふさまは壮絶を極めた。その間陛下には艦橋に出でさせられて御興深げに御覧遊ばされた。夜は夜で海陸相呼応して極めて特色的な提灯行列が行はれ、未曾有の盛観を呈したが、陛下には御召艦上から殊の外御機嫌麗しく御覧遊ばした。かくて七日の夜は御召艦上にて各専門の学者を相手に博物の研究を召され、また県より献上の大島郡実況の映画を御覧あらせられたが、海岸では絶えず篝火を焚き、煙火を打上げて御興を添へた。雲間を走る月影は波に躍り、この光栄に輝く夜の港を昼の如く描き出し、山城・長良のサーチライトは絶えず廻転して野山を照らすなど、南島の美しき海上に御仮泊の第二夜は楽しく更けて行った。長さ七里の大島海峡を繞る沿岸では二百ケ所近い要所に篝火を焚いたが、紅焔天を焦し海に映じて壮観極りなく、陛下にはデッキに御立ちになって興趣深く

屋においても侍医をして親しく多数の患者を診療せしめ、特に重病患者の宅には侍医を御差遣あらせられ、また高齢者・節婦・産業功労者にはそれ〴〵御菓子を賜り、窮民を御慰問遊ばされる等、皇恩の優渥なるに感泣しない者はなかった。陛下には特に大島の教育及び産業に御心を注がせ給ひ、教育奨励金五千円御下賜の外、名瀬・古仁屋を始め関係各村の青年団・在郷軍人団にもそれ〴〵御下賜金の沙汰があり、その他重要物産の御買上、斯業功労者の寵賞等深き叡慮の程が拝察されて有難い極みであった。なお紬染料のテーチ木は根絶の憂ひなきか、鉄道の枕木は多量にあるか、山地が多いから植林してはとの優渥なる言葉を賜ひて、大島産業の根本方針を授けさせられ、更に風害は恢復したか、学校は復旧したか、ハブの絶滅は出来ないかと、真に親子の情愛を以て宸襟を悩ませられ給ふ等、誠に恐懼に堪へないことであった。

（「奄美」誌参照）

二　奄美社では、昭和二年九月一日発行の月刊「奄美」を行幸記念号とし特集を組んでいる。記事の中に和泊町出身の次の方々の氏名を見ることができる。

地方自治功労者として、支庁または古仁屋要塞司令部において、列立拝謁を許され且つお菓子を御下賜された。

和泊村手々知名　沖　元綱

扈従記者団

鹿児島朝日新聞社　武山宮信

奉拝者

○大島支庁に於て

赤木名校長　東　仲一

○要塞司令部に於て

田検校長　橋口盛隆

須子茂校長　市来惟文

和泊村長　沖島曽徳

和泊校長　玉江末駒

国頭校長　島　義智

内城校長　川平植美

知名校長　川平植吉

田皆校長　新納盛定

第三節　産業組合

一　奄美地方における産業組合の設立

鹿児島県では、産業組合法発布の明治三十四年、日置郡串木野村に、有限責任串木野水産信用組合が設立されたのをこう矢とする。同年大島郡には三組合が設立されたが、年次ごとの設置数は左記のとおりである。

産業組合数の推移

年　次	大島郡	鹿児島県
明治39年	28	53
40年	25	45
41年	15	41
42年	10	37
43年	4	40
44年	19	65
大正1年	22	109
3年	25	141
4年	25	175
9年	12	275
10年	23	311
11年	28	310
12年	6	267
13年	25	287
14年	9	262
昭和1年	6	240
2年	8	246
3年	8	244
4年	9	239
5年	11	255
6年	19	246
7年	24	287
8年	31	297
9年	36	301
10年	37	301
11年	54	306

（当時の大島郡の組合は砂糖販売組合で、字別もしくは小組合単位に組織されていた。）

大正期に入ると、県本土各地に組合が急速に設立されて、大島郡の比重は低下していくが、初期においてこのように多数の組合が設立されたことは、その活動内容や質の面に問題はあったとしても、注目すべきことがらであった。

明治三十年代において、奄美地方の産業組合が、このように速やかに設立されたわけは奄美の農民がその特産品である黒糖の販売過程の合理化を求めたためであった。

○大島における産業組合設立の経過

明治三十七年九月
　砂糖共同販売計画協議会「島司福山宏氏」

明治三十八年一月
　砂糖共同販売事業（十五万二千五百九十三斤）

明治三十九年十二月
　産業組合法による有限責任大島販売組合設立協議会の開催。区域は大島郡一円。

明治四十年一月
　島司富田嘉則氏定款作製。

明治四十年五月
　創立総会の開催。

明治四十年六月　設立認可申請。

〃　〃　七月　指令商甲第一三〇〇号にて設立認可。

〃　〃　八月　大島区裁判所にて設立登記。

明治四十三年一月　有限責任大島信用販売購買組合定款変更。

〃　〃　三月　変更認可。信用販売事業開始。

大正　六　年七月　購買事業開始。

昭和　八　年六月　大島郡産業組合連合会を組織。

昭和　十一年三月　支部独立準備通常総会。

〃　〃　八月　臨時総会にて解散決議。

昭和　十二年二月　臨時総代会、産業組合法第七十一条による解散。

二　大島信用販売購買組合の解散と産業組合への組織替え

(一)　大島信用販売購買組合の解散

昭和三年ごろから、大島郡の産業組合組織を県本土や全国並に町村単位の産業組合に改組しようとする動きが始まった。

今まで大島信用販売購買組合長は大島支庁長が兼任していたが、昭和三年に、森百太郎氏が、その専任組合長として就任し、その計画が具体化した。

その計画は、各村または各部落に合計で五十以上の産業組合をつくろうというものであったが、昭和十一年七月までに設立された組合は三十余にとどまった。

支部独立問題は、このような町村または部落ごとの組合を設立しようという動きの中から持ち上がってきた。

大島振興計画を達成するためには、支部の独立が決め手になるということで、昭和七年二月二十五日の通常総代会で支部独立という政府の方針を了承した。

昭和八年六月十三日には、新設の部落組合の事業を遂行するために、大島郡産業組合連合会が組織された。

昭和十年二月二十日には、

1　部落組合を村単位の独立組合へ加入させる。

2　大島信用販売購買組合の本部は大島郡産業組合連合会に、支部は独立組合に組織を変更する。

という方針が決まり、昭和十一年八月二十六日の臨時総

県営検査がさらに品質の統一化を図った結果、大島糖の販路はさらに北海道や東北地方にまで拡大した。

この販路拡大は、産業組合の共販体制の確立をも伴ったため、産業組合は順調に伸び、五十一組合・一連合会の組織となり、組合員数は三万四千人を超え、奄美のほとんど全農家がその組織に入った。

しかし、戦時経済の影響が現れた昭和十年代の後半に、産糖量は急減し、昭和十七～十八年期は六千四百トンと昭和十三～十四年期の半分以下となり、昭和十八～十九年期にはさらに減少して二千七百トンとなり昭和十九～二十年期は七十六トンという壊滅状態になってしまった。その原因としては、

○食糧増産の必要に迫られ、さとうきび栽培面積が少なくなったこと。

○労力と生産資材が不足したこと。

○公定の黒糖価格が安く、農民の生産意欲が減退したこと。

○その輸送が困難であったこと。

などがあげられる。こうして、戦時経済体制のもとで、従来からの「さとうきび単作栽培」的構造は崩れていった。

会で大島信用販売購買組合は解散したのである。

(二) 新組織と糖業

郡連・町村産業組合設立後、組合はさとうきび栽培の積極的指導に乗り出した。

その成果として、黒糖生産量は著しく増大した。昭和十二～十三年期には、二千三百万斤（約一万三千八百トン）であった産糖量は、昭和十三～十四年期には、三千三百万斤（約一万九千八百トン）と飛躍的に伸び、明治以降の最高を記録した。

その原因は、一つには風害・虫害等の災害がなかったことにもよるが、当時の大島支庁と各村産業組合が、さとうきび栽培農民に対して徹底した指導を行ったためである。また、百数十の糖業小組合を組織し、品質の改善にも力をつくした。

その結果、奄美産糖は沖縄産糖に対して、量的には五分の一ながら、質的にはこれを凌駕（りょうが）するにいたった。すなわち、今まで大島糖のうち上質品は東西糖（現在の瀬戸内町の産糖）や永良部糖とされていたが、総体的にその品質が向上した。

三 産業組合から農業会への組織替え

昭和十八年十一月十九日、県産連と産業組合中央会鹿児島支会の解散総会が開かれた。

十二月二十七日、郡単位以上の農業団体六十を統合して県農業会を結成するため、その設立総会が開かれた。

昭和十九年一月六日に県農業会経済部に販売・資材・工業・離島の四課が設けられ、離島課長は慶祐一大島支部の鹿児島支所長が兼任することになった。

ここで大島郡の組合も、農業会への組織替えによって中央・県のより一層強力な統制下に置かれることになった。市町村農業会は、昭和十九年三月末までに結成させるという農林省の方針で、大島郡各町村の産業組合も農業会へ組織替えされた。

農業会へ移行したため完全な行政の末端組織となり、自主的組合活動とはほど遠いものになっていった。昭和二十年になると、空襲の激化により多くの農業会施設は焼失するなどの被害をこうむった。

四 戦後農業会の活動状況

昭和二十一年二月二日に奄美諸島は日本から分離され、米国軍政府の施政下に置かれるようになったので、農業会も分離され、五月二十三日県農業会大島支部は、大島中央農業会と名称を変更した。

ここでも、農業会の戦時中の活動・官僚化・自主性の喪失に対する批判が急速に盛り上がり、農業団体の民主化が強調されたので、日本の改正法にのっとり、昭和二十一年七月、二十一単位農業会および中央農業会が一斉に理事の改選を実施し、農業会の民主化の推進を図った。これは、民主的大島再建の諸改革と呼応してなされたものであった。

当時、農業会の最大の課題は食糧増産であった。その食糧増産を指導する技術員を養成するため、農業会は年々臨時北部南西諸島政庁から補助を受けていた。この補助は、昭和二十三年度限りとなったが、そのときの技術員は、中央会に二十名、各市町村に四～六名ずつで八十七名、計百七名に及んだ。

農業会時代の経済事情をみると、設立後間もなく戦時災害に遭遇し、事務所その他の重要施設を喪失したところが多く、その災害額はばく大な額に達した。

資材入手困難のため、容易に復旧できなかったのみならず、戦時下において職員の更迭がひんぱんで事務にたんのうな者が少なく、十分な活動ができなかった。

しかも、分離後において運営面で支障を来した原因の一つは、鹿児島県農業会をはじめ、その他の関係取り引き先に頂け入れた預金、その他の債権五百九十一万円が凍結されたことである。

このように、きわめて困難な状況の中で、黒糖の集荷・ガリオア資材の取り扱い等を行っていた。

五　占領下、奄美地方における農業協同組合の設立

日本本土では、昭和二十二年十一月、農業協同組合法が公布されたので、奄美大島でも昭和二十三年八月以来、本法の施行が提唱されてきたのであるが、農業会の財産凍結、または、経営困難による財務の窮乏などの諸事情にはばまれ、解散、清算が不可能であるとの見地から、容易に実現をみなかった。

しかし、昭和二十四年十二月二十日、臨時北部南西諸島政庁令第二十三号で農業協同組合法が公布され、昭和二十五年二月一日から施行されることになった。本法によって同年五月、農業会時代の債権・債務を包括継承して、各市町村農業会はそれぞれ市町村農業協同組合、大島中央農業会は、大島農業協同組合連合会として発足し、他に部落単位の二組合が新設され、一連合会、二十二農協となった。

昭和二十六年五月二十四日琉球協同組合法が公布され同年六月一日から施行されることになった。既存の農業協同組合は、同年八月二十五日、同連合会は九月二十九日同法の下におかれることになった。

ただし、琉球農業協同組合連合会への加入は遅れて、大島農協連ほか二十農協は昭和二十七年十二月二十三日、加入したが、名瀬市農協ほか一部農協（与路・住用村・鹿浦）などは未加入のまま復帰を迎えた。

琉球協同組合法の特徴は、従来の四種事業中、信用事業の経営を認めず、信用事業を切り離して、別個に同一

地区を対象に、同一組合員を構成員として、しかも、事務所も同一場所に役員も兼任する農業協同組合と信用協同組合を設立させたことであった。

ただし、奄美大島では、信用協同組合連合会の設立はみられなかった。

信用事業が切り離され、資金の導入や、余裕金の預け入れは、両組合とも初期は琉球銀行のみであったが、昭和二十八年二月から協同組合中央金庫も加わった。農協・信用両組合間の直接的な関係が絶ら切られていたので、農協は、事業資金が枯渇して、ほとんどが経営難におちいるという事態に追い込まれた。

六　日本復帰後の奄美地方における農業協同組合の発足

奄美群島の日本復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置に関する政令に基づき、琉球協同組合法は、昭和二十九年十二月三十一日で無効となるので、従来の農協の解散と新農協の設立を急がなければならない状況下にあった。

だが、当時の農協は機能停頓（とん）状態であり、農民もまた農協から遊離しているというありさまであったので、新農協の設立はきわめて困難であった。

七　日本農業協同組合法による和泊町農業協同組合の設立

昭和二十九年六月十三日、和泊町農業協同組合創立総会が、和泊小学校講堂において開催された。設立同意者総数は七百八十八名で出席者数は五百八十三名であった。

設立発起人代表永吉実定氏が登壇し、琉球農協法から日本農協法への組織替えのため、四月十六日発起人会の開催・五月五日設立準備会の開催等経過報告を行い、伊勢福英氏が発起人を代表して、永吉実定氏を議長に推し、徳田前安氏が賛成を表明、拍手多数で決定した。

議事録署名者に松尾璞元・山下兼二の両氏を指名同意を得た。

第一号議案・定款承認の件その他を審議した後役員選挙を行う。投票管理者　有川定明

投票立会人　福山清寛・島義智・松尾璞元

理事　柳元則・安田前間・新村宮甫・永吉実定・皆吉平・大江吉順・柏誠之助・伊集院周國・福島清英

監事　伊集院武一・平新利・竹　玉江川

※　昭和二十九年度第一回臨時総会の開催

昭和二十九年六月十三日役員選挙後の互選会で、伊集院周國氏が組合長に互選されたが、七月一日付で辞任した。繰り上げ当選の山下兼二氏が組合長に選任されたが十月十九日付けで辞退届提出、十月二十二日役員会でそれを承認した。

事業計画推進等で続いて四名が辞任、残る四名の理事も辞任した。理事総辞退になったため、定款に基づき（監事会招集）総会を招集した。代表監事平新利氏が開会の挨拶を述べ、議長に西義興氏を選任した。

事業推進計画の承認と選挙の件を上提した。

選挙管理者　有川定明

選挙立会人　中田実隆・種子田三千世・末川白秋

理事に永吉実定・柳元則・永山島宜志・安田前間・大栄奥島・川村安盛・伊地知季良・島義智・市来哲次郎の各氏を選任した。

理事会における互選の結果、満場一致で島義智氏が組合長理事に推された。

監事は伊集院武一・平新利・竹　玉江川の三氏がそれぞれ再任された。

その後昭和三十三年度以降再建整備等重要案件の処理を終え、現在の和泊町農協に至っているが、昭和五十九年度発行の「三十年のあゆみ」に収録されているので割愛する。

昭和六十年五月二十七日改選された役員は次のとおりである。

組合長理事　速水朝重

理　事　池村清秀・山下純利・川間元生・東一吉・玉井浦秀・山下祐孝・中原恒美・和田季盛

監　事　橋口俊彦・中屋一吉・橋口豊仁

指令二九農政第三七号の九

和泊町農業協同組合

発起人代表者　永　吉　実　定

昭和二九年六月一四日附申請のあった和泊町農業協同組合の設立の件は農業協同組合法第六十條により認可する

昭和二九年七月二日

鹿児島県知事　重　成　格

参考資料　鹿児島県農業協同組合史

産業組合創立二十五周年記念誌

第四節　沖永良部電気会社

一　電力の概況

奄美群島の電気事業は、明治四十四年、大島電気株式会社が電力を供給、つづいて四公営電気事業（大和村・瀬戸内町の一部・喜界町・与論町）で行われた。

奄美群島電気事業の九州電力株式会社への統合計画はまず四公営電気事業を大島電力株式会社に吸収合併して、その後、大島電力株式会社を九州電力株式会社に合併する方針であった。昭和四十五年四月一日、大和村公営電気事業の吸収合併を手始めに、昭和四十七年四月一日、喜界町公営電気事業の大島電力株式会社への吸収合併をもって、四公営電気事業の大島電力株式会社への合併を完了した。

昭和四十八年三月一日、大島電大株式会社は、九州電

力株式会社に統合された。

二　沖永良部島における電気事業

(一)沖永良部電気会社創立の計画

大島・徳之島は、すでに電気会社が設けられて、文明の恩恵を被っていたのに、大島・徳之島に次いで、面積も人口も生産も大きい沖永良部島は、まだ電気の恵沢を受けず、これは、残念な事だと島民は嘆いていた。そこで、吉川県会議員を筆頭に島の有志が発起人となって会社設立を計画した。

島民の間には、「電気設備は生活の向上だ。文化施設だ。会社が維持できさえすれば、配当などは眼中に置かないでやろう」との意見もあったが、賛成・反対半々であった。

電気会社設立計画の要項

一、資本金　二十万円
一、重油機関　六十馬力原動機
一、電灯取付　二千灯
一、工事費　十万円
一、配当　年一割二分
（灯数千あればちょうど維持できるという）

(二)電気事業の歩み概要

昭和二年四月二日　沖永良部電気会社創立。
昭和四年十月　和泊町古里に発電所建設完成。
昭和四年十一月　送電開始。古里・皆川・玉城・和・和泊・手々知名・喜美留・畦布・大城・知名・小米・瀬利覚・黒貫・芦清良・下平川・余多・上平川・竿津・赤嶺・久志検の二十字。
電灯数約八百灯であった。
原動機六十五馬力、発電能力は四十五キロワットであった。

知名村長吉松総照氏は、税外収入の途を講じて村民の負担を軽減せんとの動機から慎重考慮の結果、沖永良部電気株式会社を買収して、村営となさんとの計画を立て、さきに指宿郡頴娃村の電気村営状況を視察するなど、着々研究調査の歩みを進めていた。成果を得たので三月

初旬の予算村会において詳細これを発表して賛同を求め、村会議員から委員を選んで共に沖永良部電気会社の内容を精査し、越えて三月三十一日臨時村会を招集し全会一致でこれを議決した。

当時沖永良部電気は資本金十万円、昭和四年の冬営業を開始した。固定財産八万二千円、負債四万九千円あり点灯数千二百戸・月八百五十円の純利益がある。

二回払い込みまでの未払込一万一千円あり、その整理に苦心していた。

昭和七年四月　知名村営として電気課を設置営業。
昭和十年二月　知名村長吉松総照氏は知名町役場西隣（現在地）へ移転。七十五馬力の予備機増設、さらに田皆地区をはじめ、西部方面へ延長し、電灯数も約千七百灯に増加した。
昭和二十年二月　空襲のため全焼（二十五日）。
昭和二十三年六月　三十キロワットの発電機で戦後はじめての点灯を行う。（一日から）
昭和二十七年　米軍政府により大島電力株式会社設立。
昭和二十八年五月　沖永良部島もその傘下にはいる。

復帰当時の発電施設は、大島電力株式会社によって、最大出力わずかに三十二キロワットの施設しか設置されておらず、点灯率も、昭和三十三年にわずか十七パーセントであった。また、発電施設の内容も、戦後まったく補修が加えられないままに酷使が続けられ老朽化が甚だしかった。

産業の振興・生活文化の向上をはかるためには、何よりも電力の整備が急務とされた。

復興事業で、昭和三十四年未点灯部落解消事業が導入され、昭和三十八年には、出力四百十二キロワット、点灯戸数も千二百六十三戸、点灯率七十二パーセントに達した。

その後、産業の著しい進展と住民の生活水準の向上により、電力需要も年々増大してきたので、引き続き振興事業でも施設の充実と電力供給体制の整備を図った結果、昭和四十一年三月二十五日電気記念日を期して、二十四時間送電が実施された。昭和四十八年三月、大島電力株式会社は九州電力株式会社に合併、昭和四十八年度末の発電能力は、復帰時の九十六・八倍の三千百キロ

ワットとなって、点灯率も九十九・二パーセントとなった。

しかし、高度経済成長に伴い、業務用・家庭用の電力需要が増大し、電力不足を生じたために、九州電力株式会社は新知名発電所を設置した。

昭和五十六年度の発電能力は、千七百キロワットで、全家庭・全事業所に電力の供給が行われている。

発電能力の推移　（単位　KW：倍）

年度別	28		38		43		48		53		56	
出力と倍率	出力	倍率	出力	倍率	出力	倍率	出力	倍率	出力	倍率	出力	倍率
奄美群島全体	89.4	1.0	6,871	7.7	17,731	19.4	31,384	35.1	52,229	58.4		
沖永良部知名発電所	32.0	1.0	412	12.9	2,430	75.9	3,100	96.8	4,100	162.5	4,100	303
沖永良部新知名発電所									1,100		5,600	

○　参考資料

原田孝次郎氏「回想録」

月刊奄美大島縮刷版上巻

奄美群島の概況

和泊町統計資料

第五節　和泊町の発足

郡内の各町村は終戦後村から町に昇格したところが多い。そこで資料もよく保存されており、すでに発刊された町誌を見ると、昇格に伴う諸種の事情が克明に記録されており、その町の独自性がよく表れている。

ところが、和泊町においては、昇格に伴う公的な記録はほとんど見当たらない。それは主として次の事情によるものであろう。

1　村から町へ昇格したのが、大東亜戦争開戦直前であり、戦争の進展と共に軍事機密の名の下に諸統計が行われなかったか、あるいは行われても公表しなかったので記録として残らなかった。

2　空襲に伴う疎開によって資料が汚損するか、戦災によって焼失して現存しない。

和泊町においては、昭和五十五年が町制施行四十周年に当たるので、五月一日午前九時から町民体育館において町制施行四十周年記念式典を挙行した。そのとき、武田町長は式辞の中の一節で、次のように述べている。

「さて、本町が町制を施行したのは昭和十六年五月一日で、大島郡では名瀬と古仁屋だけに町制がしかれているときでありました。当時わが和泊村は、東京在住の予備役陸軍主計少佐山下兼道氏を村長に迎えていろいろ改革がなされていた時でしたが、純農村である和泊村に町制を施行することについては、時期尚早との批判もありましたが、山下村長は英断をもってこれを施行し、自ら初代町長となったのであります。この刺激を受けて同じ年の九月に喜界町、十二月に亀津町が誕生致しました。

それから、二代東仲一氏、三代重村中久氏を経て昭和三十三年二月に四代目の町長として私がバトンをつぎ今日に至っております。

沖永良部は民情豊かな島であると自他共に許しております。また、わが和泊町の為政者は常に和の精神をモットーとして町民を指導してきました。私も町長就任に当たり、伝統ある歴史の流れの中にあって先輩たちの意志を継ぎ、和泊の名にふさわしく和を基調として町政をすすめたいと決意致しました。そして今日まで六期二十二年一貫して考えてきたことは、

1　町民を離島の苦しみから解放したい。

2　働きがいのある農業の町を作りたい。

3　弱い者のための施設をつくり福祉の心を育てたい。

4　教育の振興と文化の昂揚をはかり、健全な町民の心と身体を育てたい。」

このことによって町制移行へのいきさつが推察でき、それ以来歴代の町長の施政に対する根本理念がはっきりと読みとれるのである。

本町は農業が基幹産業であるから第一次産業の割合が高い反面、大島紬など第二次産業の割合が低いのが他の奄美群島市町村と異なる点である。次に町制施行一年前すなわち昭和十五年十月一日実施の国勢調査による当時の人口は次のとおりとなっている。

町制施行以後の歴代町長

代	氏　　名	就任年月日	退職年月日
初代	山下　兼道	昭16.5.1	昭18.6.10
2	東　　仲一	〃18.10.9	〃21.6.22
	〃	〃21.7.1	〃23.9.30
	〃	〃23.10.1	〃27.12.6
	〃	〃27.12.7	〃28.12.18
3	重村　中久	〃29.2.20	〃33.2.19
4	武田恵喜光	〃33.2.20	〃37.2.19
	〃	〃37.2.20	〃41.2.19
	〃	〃41.2.20	〃45.2.19
	〃	〃45.2.20	〃49.2.19
	〃	〃49.2.20	〃53.2.19
	〃	〃53.2.20	〃57.2.19
	〃	〃57.2.20	現　在

和泊村人口

種別＼年度		昭15年 国　調
総世帯数		2,450
総 人 口		11,642
男女別	男	5,383
	女	6,259

第六節　糖業事情

一　農村の疲弊と沖永良部

昭和二年（一九二七）

昭和は深刻な不況で始まった。特に大島郡の黒糖は価格暴落のため絶望的状態となった。

この年の状況を「南島経済記」は次のように述べている。

「作れば作る程損になるのが今日の大島甘蔗である。製糖のために人を雇えば勿論大きな損となり、人を雇わずに自家労働を主としても矢張りその労働報酬は零になるものと覚悟せねばならぬ。これでは甘蔗に熱がなくなるのは当たり前である。七、八年前、黒糖の価格が今日のように低落しない時には生産高も十四、五万樽から十七、八万樽におよぶ盛況を見た折もあったのであるが、

その後だんだん減じて最近は十万樽から十一万樽見当、作付反別も減じて昭和二年十一月の最近の調査では四千七百六町歩ということになっている」

そのような中でも沖永良部は農業先進地への歩みを進めていた。再び「経済記」から引用しよう。

「昭和二年全郡で移入した肥料は豆粕・過燐酸その他で僅に七万四千三百円、その大半の三万三千七百円は和泊村で使用し、和泊は好い成績を挙げているのに他の村はこれに倣おうともせぬ。名物の台風があって肥料を入れても益がないのだと弁ずるのもあるが所詮は耕作の無知を証するに外ならない」

この年、砂糖消費税が百斤につき二円から一円に引き下げられたことはせめてもの朗報というべきであろうが、不況にあえぐ大島郡にとっては焼け石に水であった。

なお、特記すべきこととして、八月、天皇の奄美大島行幸があった。このことが契機となって大島郡の困窮が全国的に注目され、国・県がその救済に腰をあげるようになった。

二　糖業改良奨励費の交付

昭和三年（一九二八）

この年、政府から大島郡糖業改良奨励費約二十一万九千円（三年六月から四年二月までの分）が交付された。これは大島郡産業助成五ヵ年計画の一環をなすもので、砂糖消費税を免税する代わりに免税相当額を補助したものである。

その内訳の主なものは、甘蔗苗圃設置費・甘蔗灌漑（かんがい）設備奨励費・糖業改良奨励職員設置費・甘蔗病害虫駆除奨励費・共同製糖場設置奨励費等であるが、沖永良部島出身の県会議員沖元綱氏は、これを次の二点から批判している。

(一)　人件費が多く事業費が少ない。

(二)　沖縄県の糖業改良奨励費の内容をうのみにしたものである。沖縄県はこの奨励費の他に、肥料・畜産・養蚕・水産・工業・商業等各資金に恵まれている。したがってこれらの資金に恵まれない大島郡の実際には適せぬ計画である。（「奄美」七月号）

三　小組合と婦人会

昭和四年（一九三九）

糖業に関してはもちろんのこと、和泊村の教育・産業生活面全般の向上発展を促してきたものに小組合と婦人の活動があり、これはしばしば他島から訪れた人々を感嘆せしめた。

このことを当時の「奄美」（六月号）の記事によって見ることにしよう。

「大島糖業史に特筆さるべき共同製糖場、手々知名第一小組合の活動」「大島郡糖業助成金に依って全郡和泊村手々知名第一報効農事小組合に共同製糖場が建設され組合員協力して、三月二日より製糖に着手し四月十八日全部の終了を見た。労力不足のため農村疲弊を訴えつつある際、この共同製糖場の創設は実に農村開発上適切なる施設なりと政府及県当局の着眼に感謝すると共に、尚此の施設を年一年と増加計画して農村を救済されんことを絶叫するものである。」

「原動力は戸畑農工用小型石油発動機四馬力を使用し、圧搾機は吉岡式五輪車を使用しておるが、両機共故障少なく良成績を挙げ、従来の圧搾車で一日漸く黒糖一挺分（蔗量約千四百斤位）を搾汁して居たものが、本機では僅かに七十五分乃至八十分間に黒糖一挺分の蔗量を圧搾し、一日に七挺分蔗量約一万斤以上を搾る能率がある。竈はロストル式にし三尺に六尺の角鍋と三尺径の丸鍋を二連装立とし、浅野煙筒を塗り立てあるを以て蔗汁一石四斗を僅かに二時間弱（従来の竈にては約四時間を要す）にて取上げられる。燃料ははかま（蔗葉）か搾茎を以て之に充てているが、搾茎の三分の二位は余す勘定になって、燃料経済に於ても亦多大な利益がある。更に砂糖は精製して品質の向上を主眼とせるため特等品多く、この品質向上よりの利益も多大なものである。」

「製糖方法は着手前に抽籤を以て古蔗の順次を定め、新蔗は其の逆番を以てすることとし、機関士と製糖技術者は雇傭し、其他は全部組合員共同し、全く一家族の如く自他の区別なく焚夫一名、圧搾茎手一名、外回（蔗苗採取及蔗刈）二名は理事之を指名従事せしめる」

「由来本小組合は共同相助を主義として団欒せる組合

なるが、毎月陰暦十二日を例会日と定め、会員宅を輪番会場として、組合員全部出席して、知識の交換、農事経済其他一般の協議研究を重ねること既に二十有余年、其間約二百円を拠出して共同井戸の開削をなして飲料水の便を図り、約百九十円を拠出して学舎の建設をなして児童の奨学に力を傾注し、二千八百五円（此内糖業助成金の補助あり）を投じて共同製糖場を建設して黒糖の奨励及品位向上に努め、小組合員共同して村有林野の見締をなし、其他道路の改修改良、農具の共同購入、共同桑園の設置、稚蚕共同飼育を実行して能率増進を計り、共存共栄主義を徹底せんと努力しつつある」

なお同誌には農学博士石田研氏が沖永良部所見を次のように述べている。

「昭和四年の甘蔗植付面積六七七町九反、之より二八三九二挺の黒糖を製造し、原料の歩留一割九厘に達し、本部各島中にしては歩留最も高く、其品質に於ても優良なる定評あり（「奄美」昭和六・新年号）」

昭和五年（一九三〇）

昭和四年、五年と大島郡の不況は深刻化していった。この年、奄美各島を巡視した小林支庁長は次のような所見を述べている。

「沖永良部はいろいろな点で他に一頭地を抜いている。産業が合理的に発達し、教育も経済に結びつけて行われ、しかも精神教育もよく徹底している。特に和泊村は非常な努力を払い、これが着々高価に報いられている。元来なら赤土―小石交りの粘土であるが、それがどうしてこんなに立派になったのか。甘蔗・麦・百合などがのびのびと見事に栄えているのを見ると本当に感心する。百合を五反も六反もの広い畑に何万株といって植えているが、その百合を一農家で千五百円も二千円も売上げているという状況である。これは連作を嫌うので外の作物を交替に作る。唐芋を掘った跡によく肥料が運ばれているが、今度はそこに百合が植えられるそうだ。和泊村のある処で産業婦人会という十七八歳から五十歳位の婦人たちが百合畑に一列になって草取りをやっていたが、この婦人会は荒地を借りて耕やし、百合の鱗片を蒔いて種子を作り、百合の共同作業をやっているのだという。外の畑でも十人位の屈強な男が活気よく働いていた。又、和泊手々知名の連合婦人会の作場を見たが、二反位の畑が

元は石原みたいな荒地であったのを借りて自ら開墾し百合根等を植え涙ぐましいほどの努力を払っている。こんなに和気藹々の裡に勤労精神がハッキリ現われ、笛吹けば直ちに踊るという形に人間の精神が生々している。共同製糖場もよく成績をあげている。到る処堆肥が行われ海藻がよく肥料に利用されている……（「奄美」四月号）」

昭和六年（一九三一）

「政府の糖業助成金によって出来た県立糖業講習所付属沖永良部島甘蔗原苗圃―和泊村大字内城所在―を見た。同圃主任本県農林技手今平市助氏は記者に語る。

県立の甘蔗原苗圃は名瀬町と伊仙村とこちらの三ヵ所にある。聖上行幸記念事業として昭和三年度に創設され、民間の畑地一町五反歩を買上げて苗圃・事務所・牛馬舎その他の施設をなし、創立費約一万二千円を要している。大茎種三反五畝、読谷山種三反五畝を栽培しているが何れもこの通りの繁茂ぶりで、台湾から移入した大茎種もよく此処の土地に適して成育がよい。これを苗に切って永良部と与論に配付して蔗圃一町七反歩に栽培する……（「奄美」新年号その二）」

「両村は例の百合根黒糖等の産額大島各島中第一に位しているため最も富裕と称せられ、旁々組合（大島信用販売）預金も総額二十七万余円中過半たる十六万円余は両村のものに属している……（鹿児島新聞六・二四）」

四　時局匡救事業

昭和七年（一九三二）

この年も国全体が不況下にあえいでいた。ましてわが大島郡は、失業した出稼ぎ者の帰郷、大島紬の下落による織工の失職、甘藷の不作等の問題をかかえてその窮乏は目を覆わせるものがあった。鹿児島新聞（八・八）は大和・鎮西・実久・和泊・知名・与論・十島を除く名瀬町十三ヵ村（伊仙村は報告未着）で、甘藷さえ持参できない欠食児童が千五百四十五名にのぼっていることを報じている。

政府としては疲弊した農村対策のため、時局匡救（きょうきゅう）事業を実施することになった。対象となったのは東北六県および大島郡と沖縄で、七年度から九年度までの三ヵ年実施された。主な内容は道路・港湾・河川・耕地の施設

整備で郡民の生活救済・各島の基盤整備に大きな実績をあげた。（名瀬市誌）

十月、疲弊の極にあった大島を市村知事が巡視したが、その際、次の投書があった。

「大島本島の疲弊荒廃住民の無気力に一驚しつつ、更に徳之島を経て沖永良部に行け。住民の活気、道路の整頓、耕地の発達、人情の美、同日の論に非ず。南洲翁謫居の地に立ちその遺徳の大なるを偲べば低徊去るにしのびぬだろう云々（鹿児島新聞一〇・二三）」

郡の砂糖樽については、従来何度かその改善が叫ばれたが、このころになってもなお不徹底であった。

「大島郡の黒糖は郡の主要物産として農家経済上の緊要なる位置にありながら、今日品質は向上せるに拘らず斤量は不統一にしてその包装容器に至っては原始的にして全く商品としての価値なく、荷造り粗悪により運搬中破壊したり又は容器汚損して貯蔵中に糖蜜漏出するなど商品をして取扱上不便を極め従て需要を阻害し価格低落し、斤量統一包装完全の沖縄糖に漸次圧迫され、大島黒糖は商品として非常な不利批難を受けていたので、大島支庁糖業係りではこの実情を当局に陳情して斤量統一包装の大改善を計画したが、幸いに今日国庫の補助を得て一千個の秤器を給与されたので、去る一日大島郡砂糖同業組合総会を支庁楼上で開催し、

一、定量糖七十八瓩としその未満は不合格
一、定量糖は蓆巻き六方掛腹掛縄上下二ヶ所を施すこと
一、定量糖は従来通り仕蓋四方掛とし正味量を明記すること

右の如く大島糖業界の一大改革を決議し来年出産糖からこれを実行することになった（鹿児島新聞十二、十一）。」

昭和八年（一九三三）

この年、市村知事が第二次として大島郡各島を巡視した。その際同行の記者は次のように述べている。

「富には恵まれないがどこか伸び〳〵とした一つのユトリを残しているのが喜界島なら、開拓の緒につかず多少こせついているのが徳之島、既に開拓し尽し島村としての或程度のユートピアを建設し、今後は耕種方法の改善と農業の集約化に俟たねばならぬのが沖永良部島、位置本県の最南端に存在し交易極めて至難、今は只政治的救いの手をまっているのが与論島……（鹿児島新聞五・二

四)」

税金・砂糖運賃の不合理についても目が向けられるようになった。

「全県が挙って大島を救え。政府は原案送達を待っている。金井代議士の帰来談」として次の数字が述べられている。「大島の家屋税は十八銭三厘、全国平均四銭二厘、黒糖運賃はハワイ大阪間四十銭、台湾大阪間二十九銭、沖縄大阪間五十銭に対して大島大阪間は七十三銭。(鹿児島新聞六・十二)」

この年の黒糖から、従来正味百三十斤(七十八キロ)であったのを沖縄糖に合わせて正味百二十斤(七十二キロ)とし、樽胴部中央の包装用わらむしろに各島別に色別横線を入れるようにした。沖永良部は赤線であった。(鹿児島新聞十二・二十)

五　大島郡振興計画

昭和十年(一九三五)

時局匡救事業が昭和九年度打ち切られたのに続いて、十年度から大島郡振興計画が実施されることになった。

郡砂糖貯蔵庫建設補助規程を定める。糖業小組合補助規程を定め、戸数三十戸以上、糖業戸数五割を下らぬ小組合を促進した。

大島・沖永良部を巡視した内藤県農事試験場長談「大島郡の産業助成は着々と成功、昭和五・六年に比べると現在は反当生産額に於ても全生産額に於ても殆んど倍に近い成績を示している。即ち樽数に就て云へば従来八万乃至十万樽であったのが現在二十万樽に増加している。」(鹿児島新聞二・五)

昭和十一年(一九三六)以降

昭和十一年以降、大島郡の糖業は順調に発展していった。特に十三、十四年期は二十一万余挺の生産を推定されるに至った。これは振興計画の目標二十一万挺を突破する数量でこの二十年来の記録である。

その原因としては、十二年から糖価が上昇し始め農家の意欲が出てきたこと、十三年は天候に恵まれたこと、大茎種が九十六パーセント程度普及したこと、肥培管理の技術が向上したことなどがあげられる。(鹿児島新聞一四・一・一六)

しかし、十二年の日華事変以降、振興計画の予算は毎年度計画の四分の一程度しか執行されず、産業振興も思うようにはかどらなかった。男子青壮年の人手不足、特に砂糖運搬の船舶不足が深刻化していった。

参考文献　「鹿児島新聞」(昭和二年〜十四年)
「奄美大島」縮刷版　武山信夫(昭和五十八年刊)
「南島経済記」下田将美(昭和四年刊)著者は昭二大島巡視毎日新聞経済部長

第七節　ゆり事情

一、昭和二年（一九二七）

(一)　ゆりの病害虫防除について県の指導が始まった。

(二)　生産農家はゆり根貿易の将来を考えて、ウイルス病、その他の罹病球根の除去等県の指導に進んで協力するようになった。

(三)　ゆり根取り引き価格

五寸―二銭　六寸―五銭　七寸―七銭
八寸―九銭　九寸―十一銭　尺以上―十三銭

二、昭和三年（一九二八）

(一)　東京・埼玉・千葉・山梨・長崎・群馬・佐賀などのゆりの主産地をはじめ、各産地に逐次ゆりの同業組合が結成されて栽培や販売を共同で運営するようになった。

(二)　県内でもこしき島ゆり同業組合ができた。

(三)　ゆり根取り引き価格

五寸―二銭　六寸―四銭　七寸―六銭
八寸―八銭　九寸―十銭　尺以上―十二銭

三、昭和四年（一九二九）

(一)　和泊村・知名村のゆり生産者を組合員として沖永良部信用販売利用組合（沖永良部百合同業組合）が設立された。組合ができたので、直接生産者が商社や仲買人と接触せずに、同業組合が商社と建値の折衝をして取り引きするようになった。したがって、一方的に損害を受けた立山買いの取り引きも跡をたった。

(二)　同業組合ができるまでは生産者代表として交渉員が各社とゆりの取り引き価格を決めていた。

(三)　玉取（商社の球根検査）は商社側の玉取であって会社の出張員や埼玉県・群馬県のゆり生産者を雇ってきて玉取をさせていた。また、地元の生産者からも商社が雇って玉取をさせていた。同業組合ができてからは組合検査となり、組合員から球根検査員が出て検査するようになった。

(四)　県当局が病害虫防除ならびに栽培指導・検査に力を

入れるようになった。

(五)　商社の玉取時代は球根の数や寸法の不法取り引きがあって、生産者は不利なことがあった。生産者の前で平気で不法取り引きをする商人がいたので、「横浜商人は生馬の目を抜く」とまで言われていた。

(六)　永良部百合根同業組合定款の抜粋

第一条　本組合は改良統一を図り、営業上の弊害を矯正し、組合員の利益を増進するを以て目的とする。

第二条　本組合は前条の目的を達成するため左の業務を行う。

(一)　品種の選択統一をなし品質の向上を図る事
(二)　病害虫防除に関する事項
(三)　販買の斡旋に関する事項
(四)　荷造り及び運般上改善に関する事項
(五)　営業上に関し行政庁に建議し、または其の諮問に応ずる事
(六)　前各項の外、本組合の目的を達する必要な事項

第三条　本組合は永良部百合根同業組合と称す。

第四条　本組合の事務所は鹿児島県大島郡和泊村役場に置き、支所を同県同郡知名村役場に置く。

第五条　本組合は鹿児島県大島郡沖永良部島一円を地区とし、ゆり栽培者を以て組織する。

第六条　本組合の地区内に於てゆり栽培を営む者は其の住所氏名を組合長に届けて組合員に加入すべし。前項の届け出を受けたる時は、組合長はこれを組合員名簿に記載するものとする。

第一三条　本組合に左の役員を置く。

組合長一名　副組合長三名　組合書記・会計二名　評議員一〇名

第一九条　本組合に左の職員を置く。

書記二名　検査員若干名　技術員四名　小組頭三八名

※　小組頭は組合長の指揮を受け組合経費の徴集、会書の配布及び経費の収集に従事する。

第三八条　百合組合はゆり根の販売については買取人との間に価格を指定し、買取人をして代金を予納せしむるものとする。（以下略す。）

(七)　ゆり根取り引き価格

小五寸―一銭　五寸―二銭　六寸―四銭
七寸―六銭　八寸―八銭　九寸―十銭

尺以上―十二銭
小五寸の取り引きが始まった。

四、昭和五年（一九三〇）

(一) ゆりの圃場栽培地検査を実施することになり、圃場検査合格証を出荷箱に貼布（てんぷ）して出荷する事になった。病害虫防除に関する注意を大いに喚起することになった。

(二) ゆり根取り引き価格
小五寸―二銭　五寸―四銭　六寸―六銭
七寸―八銭　八寸―十銭　九寸―十二銭
尺以上―十四銭

(三) 昭和五年六月、バイラス対策として苗圃を設置した。和泊村一反、知名村一反、同業組合が設置した。
町田実彦氏が同業組合のゆり栽培の指導員であった。

五、昭和六年（一九三一）

(一) ゆり球根が六十六万七百十五球生産過剰となり、ハシケに積んで沖の海中に投棄した。これによって乱売防止ができ、販売価格の維持ができるからである。

(二) 過剰球の補償は全組合員の負担とする。

(三) 過剰球が出て、海中にすてなければならない状態を見て、当時の和泊村助役山口禎善氏が「エラブユリの花」の歌を作った。後この歌は現和泊町長（ゆり組合長）武田恵喜光氏が補作した。

(四) ゆり根取り引き価格
小五寸―三銭　五寸―四銭　六寸―六銭
七寸―八銭　八寸―十銭　九寸―十二銭
尺以上―十四銭

六、昭和七年（一九三二）

(一) 輸出品の品質の統制をはかるとともにダンピング等無謀な競争をさけ、輸出業者と生産者の利益を守るために、商工省が認可した輸出商による日本百合根輸出組合が設立された。

(二) 日本百合根輸出組合に関係のない三菱商事では、エラブ島のゆりの売買を一手に引き受けようとする意図で、沖永良部信用販売購買組合（沖永良部百合同業組合）と契約を結び、これまで購入していた商社および

これに協力していた農家と、同業組合側の生産者との間にゆり戦争といわれる紛争が起こった。

(三) 三菱商事進出の真相。昭和三年よりゆり根の輸出を始めた某商社は、内にありてはゆり買い入れに際してしばしば悪らつな手段をくり返し、海外に向かっては不良品を積送して本邦ゆり根の不評の因をなし、その当然の結果として近年に至っては内外共にほとんど同商会を顧みなくなった。
沖永良部島百合根信用販売組合理事和泊村助役は一部の有力者と話し合い、知名村助役とともに上京し三菱商事と交渉して、三ヵ年ゆり根一手売買の契約を締結した。沖永良部同業組合では、その前年過剰六十六万球を海中にすてた事があったので、三菱の進出で今後はそのようなことはないだろうと喜んだ。しかし、その条項に委託販売が含まれていたため生産者は不利になると考え、従来二十余年も取り引きした輸出商への恩義もあり、今この期に縁を切ることは商業道徳上よくないし、また、今後三菱商事に独占されると将来は実に不安になると判断した。同志百三十八名は、断岡反対を表明し組合から脱退した。沖永良部百合同業組合は島民から不法防止実行員を集め、組合に属しない反対者に圧力を加えた。

(四) 一例を示すと
1 一切の交通機関ならびに運般機関の利用を禁止すること。
2 生活必需品の交換売買をなさぬこと。
3 親戚友人であっても交際を断つこと。
4 飲料水の供給を断つことなど、あらゆる手段で百三十八名の生活をおびやかすにいたった。
5 中には公職・役職をやめなければならないことになった人もいる。元和泊尋常高等小学校の先生でその時教壇を去り、その後、和泊町役場に二十九年間勤め、内二十二年間は、助役職について町行政の振興発展に大きな功積を残し、昭和四十三年勇退した花田吉浦氏もその一人である。
6 喜美留新井組は人手不足のため沖縄県久米島から大勢の人夫を雇い、ゆりの掘取・荷造・出荷の仕事をさせたほどであった。
7 反対派のゆりは二百七十万球の内、合格球は七十万球程度であった。その時の反対派の球根に対する

検査がいかに厳重であったかが想像できる。

その上、合格球を荷造りしたものは無断出荷を許さず、組合側からゆりを詰めた箱は封印され、自由に出荷させなかった。

三菱商事側は、もし反対者がゆり箱を出荷した場合は契約を破棄するという事であった。

また、反対者側は旧来の関係輸出商に販売すべく、ついに七月七日を期して国頭佐々木保賢氏（進氏の父）のゆり箱を最初に持ち出す事になり、反対者側は家族を動員して佐々木氏宅に集まった。商社側は植木会社・新井商店・高木商会・田中幸太郎商店・日本輸出合資会社の出張員が集まった。船積みの時間が近づいたので、商社の代表植木会社の打木辰雄氏と新井商店の尾島俊夫氏が、封印をとかせるように同業組合に掛けあいに行ったが会えず、警察署長に封印を切って出荷するとの説明をして強制出荷をした。百合組合は検査員や不法防止員が集まったので、当時の国頭区長先田先業氏が二つホラガイで部落民に合図をした。国頭部落民や他部落民が黒山のように集まった。両者とも、ものものしい雰囲気でにらみあいが続いた。植木会社の古川嘉英氏は柔道三段で体格も大きくかっぷくもよかった。午後三時ごろ、古川氏が封印を切って和泊の山口先高氏の馬車にゆり箱を積み隊伍を組んで和泊桟橋に向かった。途中、南洲橋付近には組合側の防止員を先頭に多数の人が気勢を上げ防害行動に出たが、百三十八名は決死の覚悟で大勢を押し破り、二、三の小ぜりあいはあったが前もって警備についていた署長以下の警察署員が中に割ってはいり、血を見ずに船積みをした。ハシケは組合側の協力が得られず他からチャーターして積みこみを終えた。が、今後の事態は予測できないので、署長以下十二名の警察陣容ではとても手不足で万一のときに備えられないということで、七月八日になって松本休七沖永良部署長から鹿児島県警察本部へ打電した。電文は「ゆり出荷問題に関し七日八日にかけて騒ぎを起こし、組合側は各所で出荷妨害をなしますます悪化する見込み、検事正と打ち合わせの上検事・予審判事の急派遣を請う。なお、ひきつづき暴動激化のおそれあり」である。そのため県では保安課の警官が応援のため派遣された。

この紛争は大事にいたらず無事におさまったが、ゆり栽培史上最大の不祥事件であった。在郷軍人の分会長が防止員で在郷軍人も動員したので憲兵曹長が沖永良部に派遣された。

8　植木株式会社出張員は大山旅館に、新井商店は伊集院旅館に宿泊していたが、旅館の中に石を投げこまれたり、防害されて寝られずに、屋根の上で一夜を明かした事もあったそうである。三菱側のボスに植木会社の平井新三氏と古川嘉英氏が長浜海岸に呼び出されて制裁を受けたので、出張員の中にはこわくなって沖縄へ逃げた人もいたという。

9　反対者の組合員百三十八人の内、新井組が七十八名他社六十名であった。

10　反対者側の中心になった主動者は、

田中幸太郎商店関係者	市来政敏氏	
高木商会	〃	大里宮元氏
植木会社	〃	陽　兼生氏
寺内商会	〃	木尾為傑氏
新井商店	〃	永吉池治氏・東忠人氏

らであった。

11　日本ゆり輸出組合長鈴木清蔵氏は鹿児島県知事野次郎あて陳情書で、同業組合側の検査不正と自由取り引き派への圧迫ぶりを訴えた。

12　七月八日鹿児島新聞記事と七月九日福岡日日新聞（現西日本新聞）記事転記

沖永良部ゆり根問題悪化、輸出ゆり根同業組合三〇〇〇名と反対者組合一三八名が対立争議、遂に暴動化の危険に瀕す。鹿児島県下の絶海の孤島大島郡沖永良部島では同島名産のゆり根の取引問題から輸出ゆり同業組合三〇〇〇余名と、之に反対する一三八名の小数派との間に紛争を惹起し、絶海孤島の別天地は一大暴動化せんとする危険に瀕せりとの急電が八日朝鹿児島県警察部に到着し成行きを大いに危険視するとともに県警察部及び大島署から警察官を急遽派遣する事となった。事の起り及び危機迫って居ると云う現状は次のとおりである。

沖永良部のゆりは年産額五〇万円に達し県下唯一の重要海外輸出品として島民生活を潤ほして居るが、最近主なるゆり栽培者三〇〇〇余名が輸出百合

同業組合を組織して三菱商事との間に特約取引を契約した為、これに反対する一三八名の小数派に対しては、組合定款に基き組合外の取引を阻止して、違約金徴集其の他の動きを起して居たが、県当局では同業組合の希望通り組合定款の変更を認めた結果、組合に加盟せざる小数派には頗ぶる不利となると共に、自由取引の途を殆んど失ったに等しく、遂に小数派では一致団結して、二〇数年前から取引をしている横浜其の他の地方の輸出商人と相呼応し、貯蔵するゆり根二五〇万球を島外にはこんで輸出せんと計画したため、大多数を占める組合員は組合定款をたてにして小数派の自由取引を阻止し、海岸一帯には監視員を配置し、中には暴力行為を以てこれに臨むがごとき傾向に現れ、数日前から沖永良部島のゆり根騒動は刻々悪化の傾向となったため、県警察部では成行を驚戒していた折柄、前記の如く八日県知事及び警察部長宛松本同島署長から「七日以来同業組合及び小数派の対立争議惹起し、出品妨害の行為多く形勢悪化し、此際主謀者を拘引せねばゆり取引の公平は期し難く、検事正と打合わせの上検事及び予審判事など急遽出張させられたし、事態は暴動化する慮あり」との急電が到着したので、八日午後一時から広岡保安・田中特高・江口高等・上村刑事の各課長は大いに驚き協議打合わせの結果検事局の指揮を求め、同日午後五時出港の開城丸にて保安課園田警部・特高課中間警部補・刑事課有村警部補三名を派遣し、一行は大島署・徳之島署から応援巡査十五～十六名を引連れて沖永良部島へ急行する事になった。同島警察は松本署長以下一二名で、万一悪化する場合は警察力手不足にして頗る危険とされていた。

13　三菱商事が積み出した球数は五〇〇万球であった。

14　この事件は検事が取り調べ、鹿児島地方裁判所から組合側の主謀者六名に有罪の判決があった。

15　木尾為傑氏は気骨があり正義感の強い人であった。百合同業組合の主旨にはついて行けないという事で、組合から脱退した百三十八名の主動者として団結を図って来た人だけに門（ジョー）（宅地に通じる道路）が長いのでゆり組合側の不法防止員が毎日監視して

いたという。ある日、組合側の防止員某氏が木尾氏との交渉のためおとずれた。そのなりゆきを見るため宅地内には黒山のように人が集まり、それを見かねて母堂がおいはらったので、門の前のガジュマルの大木にのぼって交渉のなりゆきを見まもっていたという。

(五)　取り引き価格　小五寸―三銭　五寸―四銭
六寸―六銭　七寸―八銭　八寸―十銭
九寸―十二銭　尺以上―十四銭

七、昭和八年（一九三三）

(一)　鹿児島県ゆり検査条例が施行された。七月からゆり根の県営検査となり担当者児玉義人技師が実施指導に当たった。検査の対象がアンゴ種だけに限定されたので、大里宮元氏は徳之島と与論島で植村ゆりの栽培計画をしたが失敗した。それは沖永良部同業組合の不法ゆり持ち出しを止める警備がきびしかったからである。二回目の計画は成功し、徳之島と与論に植村ゆりを栽培させた。知名町新山松治氏（森山繁氏の父）は与論のクリ舟を雇い、夜白浜港から運び出し、与論島で栽培して横浜商人に売った

(二)　取り引き価格
小五寸―三銭　五寸―四銭　六寸―六銭
七寸―八銭　八寸―十銭　九寸―十二銭
尺以上―十四銭

八、昭和九年（一九三四）

(一)　鹿児島県ゆり検査条例によって圃場検査・球根検査が実施された。全島から検査員を採用し全島一円に配置して、検査が公平にできるようにした。

(二)　三菱商事は、ゆりの病害が多かったので補償金を要求された。

(三)　取り引き価格
小五寸―三銭　五寸―四銭　六寸―六銭
七寸―八銭　八寸―十銭　九寸―十二銭
尺以上―十四銭

九、昭和十年（一九三五）

(一)　沖永良部百合根同業組合が廃止になった。

(二)　鹿児島県は輸出ゆり根の病害虫防除について徹底的に指導した。

(三)　三菱商事会社と無条件委託　平均一銭

十、昭和十一年（一九三六）

(一) 二・二六事件おこる。

(二) 鹿児島県ゆり検査条例が一部改正となった。検査は移出するゆりについて行う。

(三) 移出検査の期間は六月一日から八月十日までとする。

(四) 圃場検査申請は毎年三月十日までに提出すること。

(五) 移出検査申請は五日前までに提出すること。

(六) ゆり根取り引き価格

小五寸―八厘　五寸―一銭　六寸―二銭

七寸―三銭　八寸―四銭　九寸―五銭

尺以上―六銭

第八節　商　業

一、和泊町商業会の移り変わり

昭和三十五年十月に商工会法が制定され、同三十六年三月三日に和泊町商工会が認定された。

昭和三年ごろ、これといった遊びのなかった時代、和泊尋常高等小学校の玉江校長先生の提案で、小学校の職員と商店街の店主店員が和泊小学校校庭（現役場庁庭）において、対抗野球大会を催したのに端を発し、市来政興氏らが発起人となって毎年一回十五夜に催しを行った。

和泊本通りにおいて綱引き大会を催し盛況だったことを記憶している。そして遊びだけでなく夜は親睦会を開き、商店街発展のためにいろいろ話し合いを持たれるようになった。

昭和八、九年ごろから日支事変が激しさを増すにつれ物資が不足し、個人で仕入れするよりも団体で仕入れる方が有利であり、米・大豆・バラカスなどの共同仕入れが行われるようになった。これが共進組合の発足である。

市来政興氏が中心になって、住民の日常生活に不自由させない努力が続けられた。現在の徳田酒造ビルの一部と町田石油の敷地にあった尾辻藤助氏の「ユンヌミシ」の倉庫を借りて事務所を置き営業を始めた。

当時の組合員は尾辻藤助氏・前田喜恕氏・肥後徳仁氏・弘野中吉氏・佐久川氏・古波倉正弘氏・秋葉泉川氏・大坪政熊氏・喜美留の喜利徳氏で、当時の和泊商店街の見取り図は別記のとおりであった。

終戦後間もなく尾辻氏が亡くなり、事務所を市来氏の店（現在大坪やえ商店敷地）に移し、米などの穀物類を扱った。当時米は専売品ではなく、誰でも扱うことができた。運営費は共同仕入れの手数料でまかなった。

昭和十年ごろ和泊村商業組合ができ、事務所を前田喜恕商店（現在の鹿児島銀行敷地）に置いた。その後ますます戦時色が強くなり、政府の指導で昭和十六年ごろ生活必需品統制組合が発足した。共進会・商業組合・生活必需品統制組合と名称は変わったが、通り会的な活動は変わらず、取り扱い商品が多くなったために事務所を秋葉商店の倉庫（現在の福助商店敷地）へ移した。当時はすでに切符制時代に入り、衣料品を始め日常品等に不自由を来していた。

大島郡の連合会長は久井喜美悦氏で笠井純一氏は県の郡出張所長であった。戦争の激化に伴い食糧事情が悪くなり、米は許可制となって食糧営団が生まれ郡の初代所長に笠井純一氏が就任した。和泊では肥後商店、手々知名では大坪商店が取り扱うようになった。食糧営団は戦後自然消滅した。

昭和二十三年ごろこれまで組合を指導して来た市来政興氏がもとになって、通り会を復活させ春秋二回慰安会を開き、高千穂神社まで仮装行列をしたり高千穂神社や金比羅神社で相撲大会を行った。通り会の活動は二十四年から三十五年ごろまで続いた。

昭和三十五年六月商工会の法制化に伴い、笠井氏から商工会を早く発足させたら指導員の派遣や県からの助成金もあり、他町村に先がけて設立した方がよいとのアドバイスがあった。それで前田精造氏・大坪政照氏が中心

となって定款を作成し設立準備にとりかかった。

三十六年二月、山田三十茂・大坪盛仁両氏が県庁に申請に行き、三十六年三月三日認可され四月一日設立総会が開かれた。そして山田三十茂氏が初代会長で大坪政照・前田精造両氏が副会長になった。その後会員一致協力、和の精神で各々の分野に励み、県下でも優秀な商工会に成長発展した。

二　商工会と農協の関係について

農協発展のために永い間貢献した平新利農協長が引退して、現在速水朝重氏が農協長に選出されている。当初は産業組合と称し伊集院周国氏が組合長であった。大島郡は明治に入って苛酷（かこく）な薩摩藩の黒糖支配から自由になったのもつかの間、今度は本土の商人たちの支配を受け苦しめられた。

明治三十七年九月島司（現在の支庁長）福山宏氏が、黒糖の取り引き方法を改善するため、黒糖の協同販売を計画した。島司を引き継いだ富田長則氏は明治三十八年一村一組の産業組合を作ることを強力に指導した。当時の島の人たちは借金が多く組合に加入する人は少なかったが、役場に勤めていた周国氏は農家の利益のためにどうしても組合を作らなければならないと各農家をまわり、組合設立の必要を説いて歩いた。彼の情熱が実を結び明治四十年七月、産業組合が設立された。

組合を通して農家の生活もだんだん良くなり加入者もふえてきた。周国氏の努力が認められ明治四十年に二十五歳の若さで主任書記となり、支部長（今の農協長）を兼務することとなった。そのころ砂糖の積み出しには荷車・馬車・ヒカシヤマを使ったが、道路は悪い上にせまく、砂糖小屋（サタヤ）から和泊の店まで運ぶのは一日仕事で大変な苦労であった。そのため砂糖積み出しの労力と暇を少しでも軽くするために、道路を整えることと港をふやすことを考え、製糖期には和泊港だけでなく伊延港・与和港・内喜名港にそれぞれ砂糖倉庫を造り、四つの港に寄港させるように努力した。今でも与和の浜・内喜名の浜に黒糖を集荷した倉庫の跡が残っている。

周国氏は、困っているときこそ貯金が大事だと貯蓄の奨励をした。また全国で始めて婦人部をつくり婦人消防団を結成して防災意識を高めた。婦人部長には伊集院カネ氏を始めとし優秀な婦人がたくさんいた。周国氏は偉大な指導者で、販売や購買に対し常に商工会と競争していた。場所はやはり現在地であった。

商工会は市来政興氏のもとに大坪政熊氏・前田喜恕氏・尾辻藤助氏・市来武夫氏・市来政仲氏・市来徹生氏・福元二郎氏・中村宏氏・弘野中吉氏・古波倉正弘氏・佐久川氏・田崎三良氏等かおり、ゆり関係では前久茂氏・大里宮元氏・川畑業忠氏・陽兼生氏・福山清定氏・伊地知季蔵氏・永吉池治氏・東忠人氏・名島中治氏らが業者になっていた。

当時は現金に困り品物を買う際、農協では現金、商店では砂糖・ゆり代金でと当座売りがなされた。昭和六年ごろの物価は米一キロ十一銭・ソーメン百匁四銭であった。黒砂糖飴が一銭で六個買えた。また当座買いには現金買いより五厘上げて利息分に見合わせたが実行はむずかしかった。

農協は特に購買事業に力を入れ次第に大きくなり、鉄筋コンクリート建で一階は倉庫、二階は会議室ならびに催し場となり、婦人部貯畜会を作るなどますます発展した。

伊集院氏は昭和二十一年八月二十九日に組合長を辞めるまでの三十九年間、農協のために頑張った人である。次に永吉実定氏が組合長になり、その後島義智氏に変わった。そのころの農協は貯金もなく本当に大変な時代であり、山田三十茂氏の応援を得て苦難を乗り切った。

町が良くなるためには役場・農協・商工会が協力しお互いに切磋琢磨（せっさたくま）しなければならないと思った。

知名のAコープに次いで六十年五月三日に和泊Aコープがオープン、新装の店舗で商品もそろい町民が喜んでいる。

三　鹿児島出身の商人

薩摩藩の支配下時代は砂糖取り引きのために御用商人が来島し、砂糖と日常生活用品との交換をしていた。記憶は定かではないが大正末期から島で活躍した鹿児島商人を紹介してみたい。

(1) 尾辻藤助氏　叔父の山田伊八氏が鹿児島で商売をしており、その支店長として沖永良部に来た。当時一番大きかった店で「ユンヌミシ」といい腕をふるっていた。

現在の町田石油と徳田酒造ビルの敷地の一部に店があった。藤助氏の父は鹿児島の人で母は大里宮吉氏のおばあさんにあたる人である。砂糖と雑貨を扱い、人望家で私設の消防団を作り初代消防団長となって尽くした。その店の番頭が大坪政熊氏・嶺本郁三氏（古里）、まだほかにもいたと思う。世界大戦が始まり砂糖相場の変動が激しく失敗して引きあげた。

(2) 川村大吉氏　多喜屋の屋号で現在の前田呉服店の屋敷で店を経営していた。ユンヌミシと一、二位を争う多額納税者であった。そこに勤めていた店員として藤武安秀氏・市来武夫氏・池田内義氏らがいる。藤武氏の話によれば当時見習いで五円、二十歳代で十円だったそうである。物価は石油一合四銭・油一合四銭・酒一合（沖縄泡盛）十五銭・大豆一升二十銭・米一升二十五銭・粟一升二十銭・塩一升四銭～五銭・ナフトル生地の反物一尺七銭であった。川村商店も砂糖の値くずれで損をして引き揚げた。

(3) 迫十次郎氏　屋号は十次郎店でその親せきである前田喜恕氏が番頭をしていた。十次郎氏の長男は現在七十歳ぐらいであるが、鹿児島で扇屋という大きな商売をしている。

(4) 菊屋宗次郎氏　砂糖や反物を手広く扱い、現在の秋葉ミヨ先生の屋敷にミーシャという屋号で経営していた。島出身の番頭は秋葉泉川氏・市来武雄氏・川畑業忠氏がつとめ、菊屋氏が引き揚げた後に秋葉泉川氏が屋号を引きついで店を開いた。

(5) 山口喜仁ヱ門氏　先に列挙した人たちと同じように店を持っていた。

(6) 丸野金之進　屋号はキヌシンヤで現在の福元金物店の敷地で雑貨商を経営していた。昭和十三年三月郷里の川辺郡笠沙町に引き揚げた。

四　沖縄出身の商人

鹿児島商人が引き揚げた後、マーラン船で行き来していた沖縄の人がそのまま住みついて島で店を開いた。

(1) 田崎三良氏　昭和六、七年ごろ開店。沖縄の焼酎・砂糖樽用のクリ木・ホーライ米（トウグミとか台湾米）を扱い、敷地は現在の東書店の所であった。

(2) 佐久川商店　田崎三良氏と同じ商売。

(3) 古波倉商店　大きな店で沖縄航路の切符を取り扱っていた。当時は木造の十四、五トンの船であった。沖縄泡盛やキザミタバコの販売をしたり精米所もしていた。古波倉氏はもともと首里の酒造屋で大正の末期沖永良部に来た。店は現在の竹之下土産店から森土産店まで使い、現在の重信商店・東洋タクシーの敷地に大山旅館があったが、やめたのでそこまで借りて商売をしていた。

(4) 永山盛吉氏　盛吉氏の父である盛源氏は、ヤンバル船をチャーターして沖縄から薪などを運んで来て商売をしていたが、沖永良部は良い所だということで昭和七年家族をよんだ。子の盛吉氏は現在の鹿銀の真向かいに工場を兼ねた店を開き、和泊で始めてパン・コンニャクの製造を始めた。当時の姓は慶佐次であった。父の盛源氏は農作業も得意で現在のいこいの家辺りで、当時としては珍しいスイカを作ったりしていた。

五　沖永良部出身の商人

(1) 前田喜恕氏　島の出身で商売を営んだ最初の人である。明治二十四年生まれで若いころ迫十次郎氏の番頭をし、また桜島あたりで行商をしたりして、大正四年ごろ前田商店を創業した。なんでも屋で繁盛し黒糖六千丁も取り扱い、農協の八千丁に次いで多かった。番頭は常時四、五人はいて、現在の鹿銀の敷地で商売を始めいまの場所に移ったのは昭和十六年ごろであった。

(2) 大坪政熊氏　尾辻商店の番頭をつとめた後、現在の手々知名の場所で独立した。黒砂糖も五千丁ぐらい扱い和泊商店街ではヘー（南）のキゾ屋、ニシ（北）の政熊屋と並び称されていた。

(3) 市来政興氏　商工会の前身である通り会・共進組合・生活必需品組合・商業組合の会長をつとめ指導者であった。市来氏は現在の信用金庫の敷地にあった鹿児島の三島という店の番頭をしていたが、主人が引き揚げたのでそのまま商売を続けた。また町会議員や議長もつとめ、永年の功績により勲五等を授与された。

昭和８年ごろの和泊商店街図

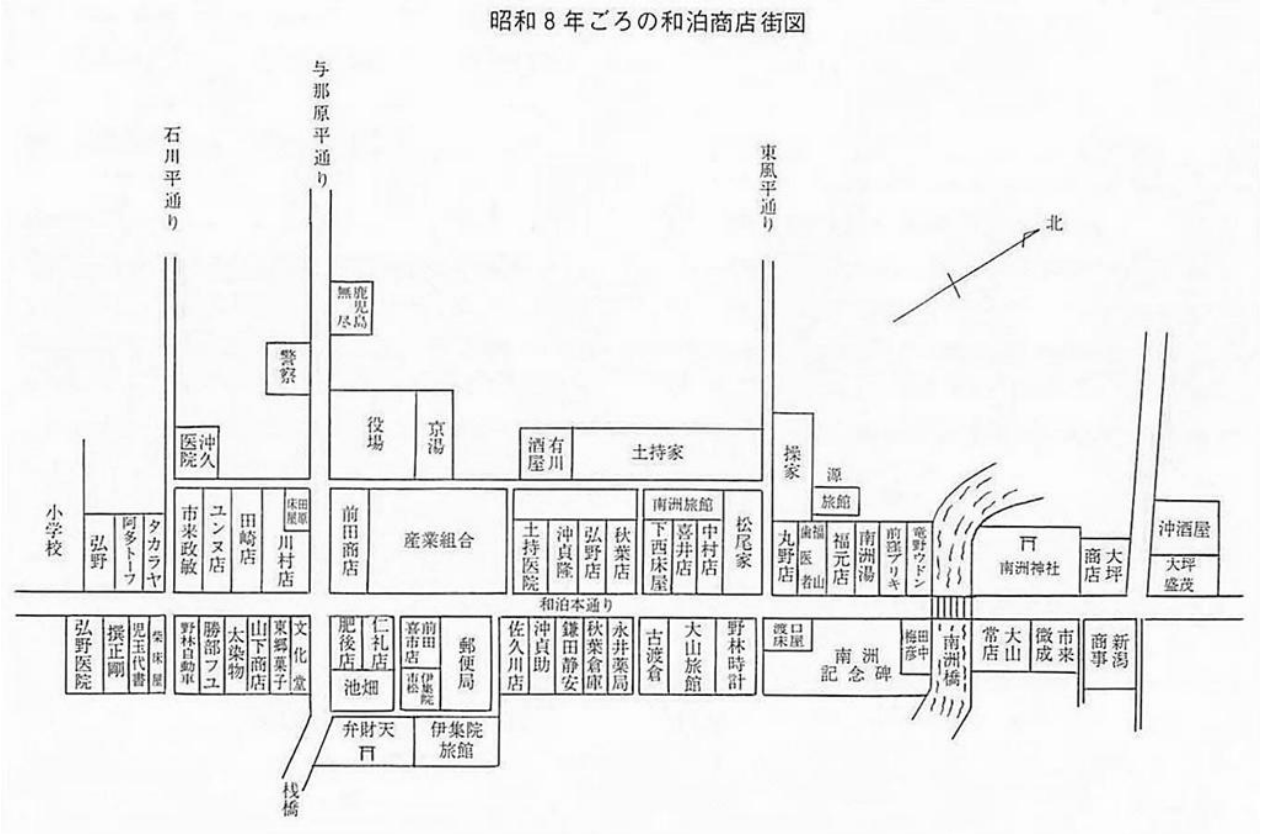

第九節　工・鉱業

一　工業

昭和二年に加世田市から黒瀬与之市氏が来て玉城字でかじ屋を始めた。その技術が優れていて沖永良部島民から信望された。また戦時中は越山の部隊で技術指導に当たり、その教え子たちが終戦後各地でかじ屋を始めた。

二　鉱業

和泊町における昭和初期の鉱業は和字のミジシヤにおけるアンチモニーの採掘であった。

大野勉正氏によって発見された鉱山は沖縄県出身の古城富太郎氏と通称「久ヘイ屋」が共同で権利を譲り受け、当時沖縄県宮古島で鉱山の仕事としていた柏誠之介氏（茨城県出身）に鉱脈調査を依頼した結果、良質のアンチモニー鉱であると判明したので採掘一切を柏氏に委任した。沖永良部島には鉱夫がいないので、姶良郡出身の神崎半次氏と四国出身の横川某氏の両名が鉱夫として来島し、地元の若者（特に和字出身者）は見習い鉱夫として働いた。また女は選別（色分け）・運搬役として出夫した。

昭和十八年まで続いたがその後戦時中で輸送ができず閉鎖した。

ヒージョ一帯のマンガンやアンチモニー採掘のために奥川の水量が減ったと言われている。

第十節　交通・通信

一　海上交通

奄美群島は地理的に不便で台風常襲地帯であることなどの特殊事情があり、地方支弁に係る事業においても本土と異なることの理由で、明治二十一年から昭和十五年までは県財政において「大島郡経済」として独立財政の取り扱いを受け、県本土と分離した予算が施行されていたが、翌十六年からその区分は廃止され県一般会計に編入された。

群島経済建て直しのため、昭和四年に「大島郡産業助成五か年計画（実際は六年）」が樹立され、さらに昭和十年から十九年までの十ヵ年間の大島郡振興計画が樹立されて、名瀬港や亀徳港・和泊港の修築など基礎的な施設整備が行われることとなった。

しかし、途中日華事変が起こり、さらに太平洋戦争が激化したため国の財政支出が減少し、事業費は計画額千八百万円のうち六百五十八万円（三十六％）しか実施されず、しかもその大部分は人件費で占めたため、群島経済の根本的建て直しは行われないまま戦災で壊滅的打撃を受け終戦となった。（県史四巻）

いっぽう海運界は、大正九年ごろから続いた不況で倒産が相次ぎ大阪商船の独占時代となった。航路を独占した大阪商船は奄美航路を最高の「金蔵」航路と見て利潤追求に余念がなかった。しかも船員の乗客に対する態度は横暴で、特に三等室などは豚小屋同然、人間扱いではなかった。

昭和五、六年ごろの汽船で最も利用の多かった三等室は上下二段に仕切られ、座れば頭が天井につくほどの低さで、しかも照明も換気設備もなくうす暗い船室が船腹の両側に並び客室の中央には船倉があってクレーンによる荷物の上げ下ろしでほこりが立ちこめ、また船倉からの臭気が室内にただよい、船酔いによるおう吐物の臭気も加わって、現在では想像もつかないみじめな船旅であった。このような横暴に対して郡民の憤りは激しく、会社に改善要求をしたが受け入れられなかったようである。

昭和五年八月、これを見兼ねた竜郷村出身の川畑當築が川畑汽船株式会社を創設し、汽船平壌丸（千九十トン）を購入して阪神と奄美各島間に就航させた。当時、徳之島・沖永良部・与論から阪神に行くには名瀬まで行って阪神行きの船を待つか、鹿児島から汽車で行くしかなかったので、平壌丸の就航は「郡民の船来る」として大歓迎された。特に徳之島・沖永良部・与論出身の乗組員が多かったこと、大阪商船よりも運賃が安かったこと、サービスがよかったことなどで郡民はこぞってこれを利用し、徳之島では平壌丸が姿を現すと、小旗を打ち振りながら「千と二百の平壌丸は、神のめぐみの助け船」と串本節の替え歌を斉唱してこれを歓迎するなど熱狂的ともいえるほどであった。

いっぽう、関西でも郡出身の青年団が、大阪商船ボイコット、川畑汽船支援を呼びかけて大阪商船をゆさぶった。

しかし、これを大阪商船が黙って見過ごすはずはなかった。大阪商船はこれに対抗して八百～千トン組の宮古丸・久吉丸・正吉丸を交互に運航し、運賃を半額にし、さらに四分の一、最後には名瀬―鹿児島―阪神間を無料にしたうえ、浴衣一枚あるいはこうもり傘一本を景品として乗客に与えるまでにエスカレートした。

こうなると弱小資本の川畑汽船に勝ち目のないことは火を見るよりも明らかである。そこで南三島（徳之島・沖永良部・与論）で川畑汽船を支援する体制づくりが進められた。まず、大島汽船の大株主でその所持船、「東成丸」を大阪商船に委託経営させている大島信用組合に、貨物の半分は平壌丸に積むよう要請することにした。特に沖永良部では、和泊・知名両村が一丸となって振興会をつくり、要求が入れられない場合は信用組合から脱退も辞さないという決意であった。当時の信用組合の預金高は二十七万円、うち過半の十六万円余が沖永良部両村からのものであったので、和泊・知名両村が脱退すると大きな打撃を受けざるを得ない状態であった。

しかし、大島信用組合としては支援できない事情があったようである。すなわち、大島信用組合が東成丸委託先である大阪商船から年四～五千円の利益配当を受け

ていたこと、また大島汽船の株三千（約九万円）を所持しており、東成丸が委託経営を解かれると大株主である信用組合が窮地に追い込まれるからである。

このとき、また一つ問題が起きた。奄美汽船株式会社が創設され、瑞鳳丸（千二百トン）が奄美航路に登場したことである。

奄美汽船側では、平壌丸だけでは郡民の需要を満たすことができないといい、川畑汽船側では郡民が瑞鳳丸を支持するか否か疑問であると主張した。しかし、両船とも大阪商船の運賃値引きに対抗して値引きせざるを得なくなったのであるが、これまで熱狂的な支持をしていた郡民の心がそろわず、川畑汽船の経営は悪化し、ついに昭和六年十月わずか一年四ヵ月で倒産した。

そのころ沖縄航路には、大阪―鹿児島―大島各島―那覇間に嘉義丸（二千五百トン）、鹿児島―名瀬―那覇間に開城丸（千八百トン）が就航していた。

また離島航路には、厦門丸（七百トン）が鹿児島―大島各島間を月四回定期航海し、ほかに宮古丸・久吉丸・正吉丸・昭勢丸などが不定期に航海していた。これらの船は昭和十六年ごろから大東亜戦争のために漸次軍事徴用され、正吉丸は古仁屋で、宮古丸は面縄南方海上で米潜水艦に撃沈されるなど、昭和二十年の終戦までに大型船はまったくなくなり、海運は空白状態となった。

なお、数え歌にまで歌われた東成丸は昭和六年十月徳之島の平土野港で沈没し、代わって奄美丸が就航したのである。

昭和五年、東成丸に係る次の事故が起きている。

東成丸で小米港から沖縄に向った山口鹿児島県知事、小林大島支庁長を見送っての帰り、小米港口に於てはしけが転覆し、県議沖元綱翁、清藤沖永良部警察署長、外五名が溺死した。吉松知名村長は沖縄在の小林支庁長あて次の電報を送っている。「ミオクリノトキ、ハシケテンプクシ、オキゲンコウキヨフジショチョウホカ五名ユクエフメイトナリ、ソウサクチュウ」

昭和十年ごろの命令航路（補助航路）は別表のとおりであるが、当時は各島の陸上交通が不便なため寄港地が多く、しかも船足が遅く月間航海数も少なかった。

なお、ハシケの航路標識として、沖合い（フーグチ）の一号瀬（シ）・二号瀬（シ）（その間は百メートルくらい）に水脈（ミヨウ）木（ギ）（枝をつけたままの松の木、直径十五センチ、高さ五メートルくらい）を立て、ハシケは、長浜に立っている導標二本（木でやぐらを立て本船入港時に「船ランプ（ヒナ）」をともす）を目印に、水脈木（ミヨウギ）の間を通って湾内に入り、それから後は真っ暗な海を感で桟橋までこいでいたので、乗客は浅瀬にのり上げて転覆するのではないかとひやひやしたものである。

昭和 10〜11 年ごろの離島航路

航路名	起終点・寄港地	事業者	月間航海数
大島各島航路	亀徳―古仁屋―久慈―瀬武（隔航）―西古見―田検―名瀬―鹿児島（往） 鹿児島―早町―湾―赤木名―名瀬―供利（又は赤佐）―和泊―小米―鹿浦（又は面縄）―平土野―母間（又は山） （復は名瀬まで往の逆）	大阪商船（大洋商船・鹿児島郵船は中途廃業）	4 回 以 上 年 52 回以上

当たり、みにくい争いごとなどはなくなった。ハシケ大工は、鹿児島の丸野金之進という人で、現在の福元金物店敷で明治時代から行っていた。

これより先、明治三十九年ごろ鹿児島に開業した大阪商船の代理店、池畑回漕店は大島各島、沖縄までその支店をおいて業務を行わしめた。和泊は、沖元成氏・松尾璞元（はくげん）氏らであった。なお当時の名残か現在でも運送店のことを「池畑」と呼ぶ人もいる。

二　陸上交通

昭和二年沖永良部に初めて自動車が導入された。

「奄美の自動車史」によると、昭和二年鹿児島の池畑回漕店に勤めていた知名の安田常氏が島に帰るとき、いちばん珍しいものをということで、一九二八年式の四気筒エンジン、シボレーツーイングのオープンカーを初めて沖永良部に導入している。降ろすときはハシケに厚い板を横に並べウインチでつり下げて降ろしたが、初めての自動車とあって遠い部落からも見物人が集まりそれこそ黒山のような人だかりだった。値段は九百円であった。

安田氏は安田定期を運行し知名―和泊間が五十銭、部落間が一区間五銭であった。続いて三年に瀬利覚の吉田里二氏が一九二九年式六気筒、シボレー（二トントラック）を導入した。昭和五年には安田氏が乗り合い自動車と小型バスを、吉田氏が貨物自動車を導入、さらに六年には田皆の福留納利氏がシボレートラックを導入して運送業を始めた。

和泊では昭和六年、和泊の沖貞隆氏がグラハムページツーイングのトラックを、沖貞助氏がシボレーのトラックを、また、七年には和泊の山口通志氏がシボレートラックを入れたことで沖永良部島内の自動車も十数台を数えるようになった。そして昭和九年には和泊の医師、沖久清茂氏が乗用車（A型フォード、ツーイング）を買って往診に使うようになり、小さな島も一躍して自家用車が走り回るようになった。

しかし、当時の道路は幅員が一間半から二間しかなくしかも赤土の上に砂利を薄く敷いた程度であったから、雨後は土砂が流れて道路真ん中に溝ができたり、あるいは水たまりにめり込んだり、また路肩の欠壊など自動車

の運行には大変危険が多かった。

また、当時は車の修理も運転手が行っていた。

「鹿児島県史」によるとこのような道路事情を改善するため次の施策が講じられている。

わが国は、昭和初期の経済恐慌によって失業者の激増と疲弊がその極に達した農村の救済策として、国は匡救土木事業と農村振興事業を全国的に実施した。大島郡においても匡救土木事業（昭和六～九年）と旱害対策事業（昭和九～十年）が実施され、国費で奄美で十線の道路整備が行われた。これらの道路は当時その大部分が町村道であり、構造規模も貧弱であったが、この事業の実施で道路体系がおおよそ形成され、道路事情は大幅に改善された。また、昭和十年からは道路法に基づく国庫補助事業が始まり全国の道路整備が急速に進展することとなった。

さらに「大島郡郷土地理」（昭和十年五月県立大島中学校発行）には、郡内の陸上交通の状況が次のように記されている。

「本郡の交通は、他地方に比較すれば甚だ不完全で、陸上は島嶼であるのとその地形の関係からして、電車・汽車の文化的交通機関は皆無で、海上も位置の関係上、全く不便である。

然し文化の発達に伴い陸に国道・県道が通じ奄美群島は与論島の外は皆自動車の便があり、沖永良部島は和泊―知名を中心として全島を一周している。与論はいまだ実施されていないが、近い内に其の運びになる模様である。」

とあり、地形の平たんな沖永良部島は郡内の他島よりも比較的道路整備は進んでいたようである。

道路の維持管理も村が各地区ごとに道路夫をおいて毎日見回らせ、欠壊個所などがあれば村役場へ連絡し、村役場は地域の区長に指示して地区民による道普請をさせていた。

昭和二年に谷山の西安則氏が乗り合い馬車（三人乗り）を谷山―和泊間に運行したが長続きせず、その後は普通の馬車に切り替え、仁志の和気西一氏らが毎日一回定期運行し、各店や個人からの買い物、配達などを行った。後に王城の伊村植熊氏、瀬名の中村生明氏らも同じように馬車を定期運行した。

このほか、荷物の運搬は牛馬に積んだり、ヒカシヤマに積んだりして運んでいた。医者や産婆の往診もヒカシヤマで行うものであった。また男は乗馬する者が多かったが婦女子は頭に物を載せ、馬の尻尾(しっぽ)をつかまえて引かれながら歩く光景をよく見かけたものである。

わら草履をはいても二～三日で擦(す)り切れたので、はだしがほとんどであった。

第十一節　治安・消防・防災

一　警察制度

(一)　藩政時代の概要

藩政時代の本島における刑法・治罪法および民事訴訟法について、島伊名重氏は「沖永良部島郷土史資料」で次のように述べている。

序　文

維新前に於ける本島の刑法治罪法及民事訴訟法に就ては不肖等の如き浅知薄識且つ未経験者の敢て知る所ではない。且又書類の参考に資するものもなければ当時其職に当りし人一人もないので、それこそ空中楼閣を描くが如く杳として雲を掴むが様な感じがしまして筆を投ずること再三でありましたが、先づ幸には一人の操学兄と文盲なるも当時の実際の事実に精通せる老翁数氏に幾度となく反覆糾問研究したる結果恰も暗黒なる暗夜

を出てて朦朧たる月夜の如くなるを得たれば聊か物して後の碩学法家を待たんとす同時に其道に明かなる世の博識多才の眼界に触れ叱責の栄を蒙らば何の幸か之に若かんや。

抑々維新前我が国に於て刑罰の最も峻厳苛酷なりしは、第百八代明正天皇の朝即ち三代将軍徳川家光の時代、耶蘇教禁止のための渡航禁止高札を長崎市に建て斬首、手裂、餓殺、火刑、磔刑等の法、発布せられし余流にてか本島の如きも随分と惨酷なる刑の執行もあったそうに聞いてゐます。其一例を挙げますれば田皆村（村とは現在字と同じ以下準ず）の九人の斬首、根折の叔母殺し斬首、西見の継父殺の磔刑等其他逐一数ふるに遑がない位である。

維新前に於ける刑法治罪法民事訴訟法の手続

(一)　維新前本島に於ても第百六代後陽成天皇の慶長十四年島津家久琉球国を御征伐してから八年目即ち第百七代の後水尾天皇の元和二年以来は現代の如く判検事の如き司法官あり即ち鹿児島藩庁より本島に遣す詰役の内代官の次に横目という役目ありて主に法律上の事を司り又当地の役人にも間切横目とて与人の次に居て一間切の一役所に二名づつ本島六名与論二名ありて刑の種類に依り各担任横目の職権内にて執行、命令及宣告を決定するものと又其職権内にて決定致し難き場合は夫々手続を経由して詰役の横目と立合協議の上、代官や与人に諮詢し刑の軽重に因り、一は当地にて刑罰の執行命令宣告を為すものと、又藩庁に伺出の上其命令を待て然る後に其宣告を朗読して聞かしめ然る後に執行すと、刑の執行前即ち藩庁より執行命令宣告の来るまで現代の未決監内は（其書類の到着までは）無論当地の牢屋に留置し執行の即日朗読して聞かしめて刑を執行す。又遠島人等の粗暴なる無頼漢にして手段の致し方なき者は改悛するまで牢屋に入れ置くこともある。因みに記す牢屋は現今の御倉浜（小学校南東の小浜）の稍西方に、斬首場は目下の「首斬俣」にて代官横目以下立会の上全島の見物人の中にて遠島人刀をとりて斬首すと。

(二)　維新前本島に於ける刑罰の処分即ち執行命令宣告は個人なる被害者より其命令に制裁的に服従せしむるあり、又村（今の字）集会協議の上やはり制裁的に処分命令するあり、或は掟作見舞以上夫々の役人の職権内にて処分命令するもの多し、前述の加く当地の間切横目代官立会の上執行命令をなすものと、藩庁の命令を待ちて執行するものありと雖も多くは犯罪の種類と軽重に依り其担任役人の職権内にて命令処分す。左に其部類を大別せん。

一、各個人の執行命令若くは制裁的宣告に属する部
二、村内（字）集会協議の上制裁的に執行命令に属する部
三、作見舞、掟の職権内にて処分及執行命令に属する部
四、津口横目、目差、筆子之職権内にて命令執行に属する部
五、黍横目、山方横目の権限内に属する部
六、間切横目及与人之権限内に属する部

1、間切横目及び与人各部下の職権内にて決定致し難き場合

の申告
2、代官及詰役の横目と立会協議する上に就いて
3、藩庁の執行命令を待ちて執行する方法に就いて
右六ヵ条についての種類・項目
一、個人の執行命令及制裁的宣告に属する部
1、諸作物を損害せられたるときの損害賠償に関する件
2、家宅侵入者捕獲の手続処分
3、窃盗犯者捕縛の処分方法に関する件
4、喧嘩口論及負傷又は殺害せられたる時の処分方法の件
5、其他其筋の命令を待ち得ざる場合の手段方法に関する件
二、村内（大字）集会協議の上の刑罰及執行命令に属する部
6、遠島人に関する社会的制裁
7、個人にて決定致し難き場合の諸作物の窃盗せられたる時の手続処分
8、民事上取引上に関し訴訟を受けたる時の執行命令
9、個人にて決定致し難き家宅若くは山林の竹木等窃盗せられたる時の手続及処分命令
10、土地境界に関する訴訟を受理したる時の命令処分
11、共有財産の山林に関する処分方法
12、諸上納怠りたる者あるときの制裁的方法
13、夫役老者里主（現在の使丁）に関する制裁的処分法
三、掟作見舞の職権内にての制裁処分に属す部
14、掟は村民に於て諸税怠納者ある時は村民と共に協議の上「塞（フサグ）」（俗にウサシ）米麦砂糖其他諸税一切を以て上納せしむる件
15、掟は村民集会協議に与みする件
16、作見舞甘庶一切、其除草手入を怠りたる者に関する処分方法（但し本個条を二つに分けたり）
17、作見舞の従前水田及麦畑等の鋤耕上に関する件
四、津口横目及目差筆子の職権内に属する部
18、津口横目は船舶出入の届なく又手形を有せざるものの処分
19、仝上流行病患者を船中にて発見したる時及其嫌疑者ある時の処分
20、禁止物品、密売品等船中にて発見したる時の処分
21、筆子は倉庫の管理上火の用心及倉庫内の物品の取扱上に関する処分
22、目差は人夫の過不足等計算上に関する件
五、山方横目及黍横目の職権内に属する部
23、山方横目は造林竹木の盗伐に関する件
24、仝上植付方及保護上に関する件
25、黍横目は甘蔗圃一切に関する件
26、水田並に溜池に関する件
六、与人、間切横目の職権内に於て執行命令及宣告する時に属する部
27、個人及部下の掛り役人より申告を受理したる時処分する件
28、遠島人に対する処分の件
29、最大なる窃盗犯に関する件
30、其他藩庁の命令を待つこと能はざる時の執行命令宣告に関する件
以下逐条其細目及種類を述べん
維新前の刑法治罪法並に民事訴訟法
(一) 個人の執行命令及宣言に属する部
第一条　牛馬其他家畜を逃がして甘庶穀類其他の諸作物を損害せしめたる時自ら謝りて詫を言うものは宥恕することありと雖も、謝らずして被害者の親族又は村の十組に申出されたるに於ては第三者立会の上被害者は加害者に対し其損害を賠償せしむることを得。
第二条　人の住宅内に夜中又は昼間侵入したる者を捕へたる時は其女子姉妹を害せんとすると窃盗の嫌疑者たるとを問はず捕えたる時は叱責して事実を白状せしむ。若し白状せざるに於ては壇に縛りつけ翌日までも留置し改悛の情あるものは将来を訓誡するに止まるも人に因りては寺入して寺坊主を頼み入りて漸く和解することを得るも甚だしき者は遠村に流すことを得たりき。
第三条　窃盗者を夜中捕えたる時は現品の返附は勿論、庭木に縛りつけるも両手を後に取り結びおき即時又は翌朝村全部の集会をなさしめて其協議に任かすも又は其人一人の随意に内証に免許することもあり。
第四条　過失に依り人を負傷せしめ又は殺害したる時は、過失なると故意に出てたる行為とを弁明し二人宛の詫び人、又は寺入して寺坊主を以て詫びたる場合は加害者自己の随意に宥赦することを得。
①　本条第一項の実例、明治三年三月三日節句の日、屋者村の宇津津の湊の内の泊に吉川、下平川、屋者連合して毒流を企てて其の毒流せし中を屋者の中里前間の長男「山原」と言うが游泳せしに、如何なる機（はずみ）にや、吉川の治右衛門「大良小」という者が全く大魚の游泳せると過りて魚突もりを腹に立て非常に当時を騒がしめたり。
②　本条第二項の実例、手々知名の或人が上平川の田芋田に田鶏の居るを見て発砲せしに豈に図らんや人にて流罪に処せられたと。
第五条　喧嘩口論及過言よりして人を負傷せしめ殺害を加へ死に至らしめたる時は藩庁の命令を待たず其筋へ訴訟を提出すると同時に被害者の父兄家族及親族より加害者に対し其筋の命令を待たずして社会制裁的に切腹又は死を促がすことを得。
実例、皆川古里の婦人関係事件の如し。
(二)　村内（今の大字）集会協議の上刑罰及執行命令に属する部
第六条　遠島人に対して不正行為をなしたる時は慎重の態度を

以て村民熟議の上、与人又は横目に申告するが通例なりしが字即ち村によりては協議決定の上擬馬をなさしめ両手と膝にて腹這はしめくつわを含ましめ其上に壮年の強力を載せ走らせて苦しむ。

第七条　各個人より村に甘蔗の首を切ったり諸作物を損害せられ又は窃盗せられたることを申出でられたる時は、村は直に十人組（とーぐみ）又は五人組の組合を随意に組織せしめ、其組合に刎ねつけられたる者ある場合は嫌疑者として、四方八方より集会の中にて諮問の矢を雨の如くに放ち若し夫にても白状せざる時は直に家宅探索をなすことを得現品発見せられたる時は過米を出さしむる命令をなす。高倉盗とて高倉より穀類を盗みたる場合は罪の軽重に依り其筋へ申出づること。

第八条　各個人より米及砂糖等取引上に関し起訴せられたる時は掟、案内（あんね）其外の村役人及び理窟家より被告者及原告の口振を聞き糾し然る上に「両側」といふ人（所謂今日の弁護士の如き者にて取引上の計算を為したり弁護をなす者）ありて証文上や計算上に関し又は其自己の依頼せられたる方の弁護をなす其の各々の弁ずる処を参考に資して掟以下村役人は執行命令を下す。

尚命令に服せざる者は間切横目及び与人へ申告すること。

第九条　個人の家宅若くは山林原野に於て窃盗せられたる時、加害者発見せられざる場合村に申出られたる時は第七条に同じく十人組を組織せしめ其他の方法も全く同じ。

第拾条　土地境界に関する訴訟を提出せられたる時は其道に明かなる人及び両側の立会人を立会せしめ実地検査せしめたる上掟、村役人多数の可とする処に善と執行命令を下す。尚服従せざる時は田地横目を経由して間切横目及び与人に申し出て其執行命令にて決定す。

第拾壱条　村の共有山林より樹木の枝を盗まれ又盗伐せられ現行犯者を取押へたる場合には現品を没収し其上後日の盗伐を押へるまで其山林の保護を命じ樹木の多少に依り刑の軽重を論じ重き者は第廿三条の官有山同様の処分をなす。

第拾弐条　穀類砂糖及藺莚、酒、芭蕉布、棕梠、鶏の羽根等に致るまで怠納すること能はず若し怠納者ある場合は村内にて相互に有る人の物を以て怠納者に貸して必らず上納せしむ之を俗に「塞（うさし）」といふ。太古上納のことを首斬御物（くびきりぐむち）という。

第拾参条　人夫（即現夫）夫役即ち老者、里主（今の使丁）男子拾五六才に至らば一ヶ月八、九日以上十二日まで御上の夫役とて奉公に仕役せらる（嘉永六年改革後は一ヶ年に十二日位）各村人員の多少に依り異れ共概して拾五六才に至らば村より命令して之を勤めしむ若し苦情を申出づる者あらば一ヶ年米何俵にても買はしめて御用を弁ずることを得、若し又男女十六才に至らば男は狩夫代米二升、女子は布代米六升といって米を官へ上納せしむ。

(三)　掟作見舞の職権内之処分に属する部

第拾四条　掟は民事上の取引に関し各個人より申出られたる時は村会の協議に参与して村民と共に宜しきに随ひ決定して命令を下すことを得。

第拾五条　担当区域内の諸税怠納者ある場合は余計ある者を以て無き者に互いに相補ひ「塞（うさし）」をなす等の手段をなす。

第拾六条、甲、作見舞は自分の甘庶を食べたる皮を、甘庶園又は甘庶圧搾場（クルマンド）に散乱したるを作見舞功才に見当る時は作主又は代理監督者を呼び其子供又は子弟の中より現在の犯罪者を出さしめ地上に跪かしめ叱責して将来を訓誡す。

乙、作見舞は甘庶の挿付反別の丈量、除草及草葉見賦、正葉見賦の時の其筋よりの黍の検査札建等の注意を村役員と決定の上之を怠りたる者の処分をなすことを得（但し是を怠りたる者ある時に村役場に出して重石を負はしむ）

第拾七条　作見舞は従前は水田及麦畑の手入より耕耘上の注意をなさしめ一般水田の水枯渇する旱魃の際には田地横目と謀り其筋の許可を得て雨乞をなすことを得たりと。

(四)　津口横目及目差筆子の職権内に属す部

第拾八条　津口横目は各要港の洋見番より通知のある時は直に出張して船舶の出入の届の有無、手形即ち旅行券を改めそれを怠りたる時は相当の処分をなし出港停止を命することを得。

第拾九条　津口横目は入港船舶の乗組員又は乗客に流行患者の嫌疑者又は其患者ある時は上陸禁止を命じ放逐を命ずることを得。此の外自己一人にて決定致し難き時は其筋に申告をなす。

第弐拾条　津口横目は出入の船舶内に禁止物品及密売品等を積みたることを発見したる時は其船舶に碇泊を命じ其筋に申出て其処分を待つべきことの命令を下すことを得。

第弐拾壱条　筆子（てんぐ）は船舶より卸されたる諸物品の保護上即盗難の防禦及倉庫取締上に関する一切の手続処分をなすことを得。

第弐拾弐条　差司（おいびじゆう）は人夫に関する諸帳簿の計算過不足等一切の任務を果す可きこと。

(五)　山方横目及黍横目の職務内に属する部

第弐拾参条　山方横目は官有山より竹木を盗伐したる者を山当りに現行犯押へられたる時は現品を没収し旦つ次ぎの犯罪者の見当るまで其山全部の保護を命じ罪の軽重に依り懲役に服せしむることを得。

第弐拾四条　造林、竹木の植付方及保護上に関し人夫を使用せしむることを得。

第弐拾五条　黍横目は作見舞より申し出られたる田地及畑地の耕耘上に関する処分並に甘蔗一切に関しての処分方法をなすことを得。

第弐拾六条　中古より黍横目と唱へども往古は田地横目と称へ

たり其頃は苗代田及本田且つ溜池の水に関する種々の執行命令は田地横目之をなすと云ふ。

(六)　与人間切横目の職権内に於て執行命令及宣告に属する部第弐拾七条　個人及部下の掛り役員よりの申告を受理したる時には其意見を参照して執行命令を下す若し決定致し難き場合は詰役の横目と立会の上命令又は宣告を下すそれにても決定致し難き場合は藩庁に上申して其命令を待つて処分す。

第弐拾八条　遠島人の不正行為をなし良民を害したる時も第弐拾七条に同じ。

第弐拾九条　最大なる窃盗犯、御倉盗人等も第弐拾七条に同じ。

第参拾条　当地の与人詰役に於て藩庁の命令を待つこと能はず有罪と認めたる場合、即ち特別の場合には当地のみにて命令をなすことを得たるものの如し。

因に記す、仇打の如し、即ち皆川と古里事件の如し。

(二)　警察行政の変遷

藩政時代、警察や裁判所と同じ役目を持っていたのは、前述のとおりであるが、維新以後、明治初期における警察行政について、坂井友直氏は「沖永良部島史」で次のように述べている。

鹿児島県に於ては明治四年廃藩置県と共に薩摩、大隅の二国を鹿児島県と定められ県に捕亡、捕亡長を置き鹿児島市六日町に警察屯所を設置して捕賊防火の任に当らしめた之が本県警察制度の嚆矢である。明治六年四月県庁内に聴訴課なるものを設けて訴訟、裁判、処刑、捕亡等に関する事を掌らしめ更に同八年四月捕亡、捕亡長を廃して見張、見張長を置き同年十二月之を廃して警部、巡査を置くやうになつた。然るに明治十年西南の役が起り県令大山格之助氏以下始んど免黜(ちゅつ)せられ同時に本県警部巡査も廃滅に帰した。

同年九月城山遂に陥落したので軍隊は撤去せられたが尚三州舎の蜂起を慮りて敗残の浪党鎮圧、県内秩序維持の為め同戦役参加の警視庁警察隊を鹿児島市、外数箇所に駐屯せしめ警戒に当らしめた。明治十一年九月警察隊は引揚げ其代りに同年十月十五日より県庁内に警察課を設置し、同十二年五月之を警察本署と改め同十九年八月警察本部と改称し、更に同二十三年十月警察部に同三十八年四月第四部に改めしも同四十年七月に又警察部と改め以て今日に及んで居る。

大島郡に於ては明治十年八月六日警視庁三等少警部斎藤挙が警部一名巡査三十名を率ひ大島に出張し金久村百三十三番地押川義摩方を借家し大島警察出張所となし赤木名及古仁屋に其派出所を置き警察事務を執行し仝年十月頃大島警視署と改称した。明治十一年十月本県に警察課を設置すると同時に名瀬村金久に大島警察署を設置す、此時警視庁出張員は全部帰還す、明治十五年四月亀津村亀津に徳之島分署を、明治十八年十二月西方村久慈に西方分署。喜界村赤連に喜界分署、和泊村和泊に沖

永良部分署を設置し、明治二十年一月に喜界分署並に沖永良部分署を廃して巡査派出所を置き、更に明治二十六年十二月沖永良部分署を、仝三十二年一月に喜界分署を設置して巡査派出所を廃す。

而して大正十五年六月三日地方官々制改正に付古仁屋、徳之島、喜界、沖永良部の各警察分署廃止せられ仝年七月一日各々警察署となった。

大正七年天城平土野に、仝八年住用村西仲間及び笠利村赤木名、西方村湯湾に、大正十二年与論島に、昭和四年伊仙村鹿浦に各々巡査部長派出所を新設して居る。

(三)　沖永良部警察署の沿革

明治十年（一八七七）八月、和泊村和泊に大島警視出張所沖永良部派出所として創設され、警視庁警部山下兼道・巡査国島博ほか一名が本島に巡遣された。これが警官来島の始めである。明治十八年十二月大島警察署沖永良部分署と改称、同二十年一月分署が廃止されて、大島警察署巡査派出所となったが、同二十六年十二月再び大島警察署分署となり、大正十五年七月一日、沖永良部警察署に昇格、沖永良部および与論島を管轄した。

昭和二十年八月終戦となり、同二十一年二月奄美群島は行政分離されて琉球政府の管下となり、沖永良部地区警察署と改名され、与論地区警察署は分離された。

昭和二十八年十二月二十五日奄美群島の本土復帰に伴い、国家地方警察沖永良部地区警察署と与論地区警察署となったが、昭和二十九年七月一日警察法改正により、与論地区警察署は廃止され、沖永良部地区警察署に統合、名称も沖永良部警察署と改称され現在に至っている。

(四)　庁舎の変遷

1　設立当初の庁舎

明治三十一年度に和泊村和泊石川平七〇七番地（現、瀬川操氏宅地、瀬川編物店）に新築。庁舎面積二十二坪玄関一坪五合、建築予算千八十八円九十二銭五厘で、県費で支出した。敷地坪数は二畝二十二歩で、全部沖永良部島民の寄附によるものである。

2　旧庁舎

前記庁舎は、年数も経過し風雨および虫害により腐朽破損、署員の増員に伴い庁舎と敷地も狭あいとなり、時代の変遷と共に不便となったため、大正十一年十二月十七日和泊字東風平五四四の一番地に新築移転した。

その後空襲による被害、白蟻被害等のため崩壊に頻したが、そのたびに順次補修を続けながら使用してきた。昭和四十七年十月二十三日に単車車庫、昭和五十二年三月二十六日車庫を増築し、昭和五十九年六月二十六日まで使用した。

敷地面積　千二百五十五・六九平方メートル
庁舎面積　三百九・九一平方メートル
道　場　四十七・九三平方メートル
車庫および単車車庫　四十九・一七平方メートル
総工費　九百十二万五千円

3　新庁舎

旧庁舎は、度重なる台風や白アリ被害のため補修を繰り返してきたが、老朽化が著しく、加えて運転免許人口が増え自動車保有台数等の増加その他により事務処理上狭あいとなって、免許更新・法令講習等にも支障を生ずるようになり、しかも駐車場等も狭あいで公衆処遇上でも問題が見られるようになったため、和泊町和泊一二〇番地に移転計画が決定。昭和五十八年十月三日着工。昭和五十九年六月五日、鉄筋コンクリート二階建の近代的堅牢優美な新庁舎が落成、同月二十七日移転して業務を開始した。

敷地面積　四千九百十七平方メートル
庁舎総面積　千三百五十・三七平方メートル
本館　九百九十四・三七平方メートル
武道場兼車庫　三百十七・〇平方メートル
（一階　車庫　二階　武道館）
自転車置場　十六・五平方メートル
倉庫　二十二・五平方メートル
総工費　二億八千三百九十四万二千円

(五)　派出所・駐在所の沿革

1　内城巡査駐在所

大正十一年内城巡査駐在所を設置したが、借家住まいであったため、昭和二十二年十二月駐在所庁舎を内城小学校実習地に建築した。昭和二十三年八月、大城巡査駐在所設置に伴い受け持ち区域の一部を大城巡査駐在所に分割した。昭和二十五年十一月十六日台風のため倒壊したが、同年十二月住民の寄付によって古家を改築、翌二十六年十二月事務所を増築したが、昭和三十四年四月一日鹿児島県公安委員会規則第四号により廃止された。

2　大城巡査駐在所

昭和二十三年八月設置。当時、大城七三番地谷山植重氏宅を臨時庁舎とした。昭和二十五年五月、大城六二三番地（現、幸山光秀氏宅）に管内住民の寄付により古家を購入して建設した。同年十二月台風被害を受けたが管内住民の負担によって改築した。昭和三十四年四月一日、内城巡査駐在所廃止に伴い、その受け持ち区域を吸収し、従来の受け持ち区域の一部であった古里・皆川字は、本署に吸収された。この駐在所も古家を改築したものであり老朽化したため、移転改築を余儀なくされ、玉城一三二六番地（和泊町が購入した土地）に、県費で庁舎を新築し、昭和三十九年三月移転した。昭和五十年三月機構改革により廃止され、受持区域は本署に統合された。しかし、昭和五十一年三月まで大城巡査連絡所として存置した。

3　国頭巡査駐在所

大正十四年和泊町喜美留（現公民館敷地）に設置。その後昭和十七年国頭（現萩原俊茂氏宅）に移転。古家を国頭部落民が寄付して設置した。昭和二十三年受け持ち区域の一つである喜美留は、本署所在地の受け持ちに移管、新たに出花部落が編入された。庁舎の老朽化に伴う維持補修は、管内住民の奉仕に頼っていたが、昭和四十二年三月、現在地（敷地は町有地、国頭二九九八番地の一）に県費で庁舎を建設して移転、現在に至っている。

(六)　巡査駐在所の名称・位置・受け持ち区域

昭和十三年九月現在の派出所および駐在所の名称・位置・受け持ち区域は、次のとおりである。（「県警察史」より）

沖永良部島警察署

区分	派出所駐在所名	区順	位置	受け持ち町村
共同勤務区	署所在地	第一区	和泊町和泊、和、根折	
		第二区	和泊町手々知名、出花、畦布	
単独勤務区	和泊村喜美留巡査駐在所	警察署内	和泊村喜美留	和泊村西原、喜美留、国頭
単独勤務区	和泊村内城巡査駐在所	警察署内	和泊村内城	和泊村玉城、皆川、古里、大城、内城、瀬名、永嶺、後蘭、田含平
単独勤務区	知名村上平川巡査駐在所	知名村上平川		知名村余多、赤嶺、久志検、上平川、屋者、芦清良、下平川
単独勤務区	知名村知名巡査駐在所	知名村知名		知名村黒貫、瀬利覚、知名、屋子母、大津勘
単独勤務区	知名村田皆巡査駐在所	知名村田皆		知名村徳時、島尻、正名、田皆、上城、下城
単独勤務区	与論島巡査部長派出所	与論村足戸		
単独勤務区	与論村茶花巡査駐在所	与論村茶花		与論村茶花、立長、那間
単独勤務区	与論村足戸巡査駐在所	与論村足戸		与論村足戸、麦屋、古里

(七)　歴代署長の氏名・在任期間

（官職）	（氏　名）	（在　任　期　間）
警部	鮫島貞治	自明治二六年一二月二一日 至〃二八年一月九日
同	石神　嘉	自明治二八年一月九日 至〃〃　七月一六日
同	千田民之助	自明治二八年七月一六日 至〃　八月七日
同	徳田昌幸	自明治二八年八月七日 至〃　三〇年四月一日
同	林　静治	自明治三〇年四月一日 至〃　一二月七日
同	久米矢市	自明治三〇年一二月一七日 至〃三一年八月一九日
同	鬼丸壮次郎	自明治三一年八月一九日 至〃三三年三月六日
同	吉国　好	自明治三三年三月六日 至〃三五年十月二三日
同	小田原平七	自明治三五年十月二三日 至〃三八年二月十日
同	市来助八郎	自明治三八年二月十日 至〃三九年十月十日
巡査部長	村山源八郎	自明治三九年十月十日 至〃四二年一月一九日
同	堀　誠一	自明治四二年一月一九日 至〃四四年四月一三日
警部補	鮫島丑之助	自明治四四年四月一三日 至大正六年六月一二日
同	松下栄蔵	自大正六年六月一二日 至〃八年九月三〇日
同	元　正熊	自大正八年九月三〇日 至〃一一年四月一七日
同	原田半次郎	自大正一一年四月一七日 至〃一三年二月六日
同	有馬休七	自大正一三年二月六日 至〃一五年七月一日
同	下深迫勇吉	自大正一五年七月一日 至昭和二年八月一五日

同	徳永実治	自昭和二年八月一五日 至〃四年五月三〇日
同	清藤蒼海	自昭和四年五月三〇日 至〃五年八月一五日
同	藤元藤兵衛	自昭和五年八月一五日 至〃七年一月一九日
同	松元休七	自昭和七年一月一九日 至〃八年五月二三日
同	児玉繁雄	自昭和八年五月二三日 至〃十年二月二一日
同	南　辰彦	自昭和十年二月二一日 至〃一一年三月一四日
同	坂下宗太郎	自昭和一一年三月一四日 至〃一二年六月七日
同	山内榮蔵	自昭和一二年六月七日 至〃一三年三月二六日
同	長野實徳	自昭和一三年三月二六日 至〃一三年九月二二日
同	美戸善助	自昭和一三年九月二二日 至〃一四年一一月二一日
同	下津　吉	自昭和一四年一一月二一日 至〃一五年九月一七日
同	山口仲吉	自昭和一五年九月一七日 至〃一七年六月二七日
同	水間才藏	自昭和一七年六月二七日 至〃一八年八月二三日
警部	西七兵衛	自昭和一八年八月二三日 至〃二一年十月
同	盛田純雄	自昭和二一年十月 至〃二三年四月九日
同	池上清雄	自昭和二三年四月九日 至〃二四年六月二七日
同	栄　忠徳	自昭和二四年六月二七日 至〃二五年四月一四日
同	永田好光	自昭和二五年四月一四日 至〃二六年九月一二日
同	南　一喜	自昭和二六年九月一二日 至〃二七年三月三一日
同	森　道春	自昭和二七年三月三一日 至〃二九年一月二〇日

同	速永軍吉	自昭和二九年一月二〇日
		至〃二九年七月三一日
警視	大倉野政美	自昭和二九年八月一日
		至〃三〇年六月三〇日
同	岩川源市	自昭和三〇年七月一日
		至〃三三年一二月一二日
同	梅木　初	自昭和三三年一二月一二日
		至〃三五年三月二一日
同	満枝義盛	自昭和三五年三月二一日
		至〃三七年三月二〇日
同	松田義盛	自昭和三七年三月二〇日
		至〃三八年四月一六日
同	福田光志	自昭和三八年四月一六日
		至〃四〇年八月一六日
同	中脇英幸	自昭和四〇年八月一六日
		至〃四二年二月二八日
同	松元忠高	自昭和四二年三月一日
		至〃四三年八月六日
同	永野義光	自昭和四三年八月七日
		至〃四五年三月二日
同	瀬川清純	自昭和四五年三月二日
		至〃四六年二月一日
同	内田俊信	自昭和四六年二月一日
		至〃四八年二月十日
同	川添正辰	自昭和四八年二月十日
		至〃五〇年一月二一日
同	宮脇正市	自昭和五〇年一月二三日
		至〃五一年三月一四日
同	原口育夫	自昭和五一年三月一五日
		至〃五二年四月三〇日
同	万膳兼重	自昭和五二年五月一日
		至〃五三年九月一日
同	宮田　稔	自昭和五三年九月一日
		至〃五五年三月一日
同	池頭忠儀	自昭和五五年三月一日
		至〃五六年九月一日
同	井上満義	自昭和五六年九月一日
		至〃五八年三月一日
同	犬童正清	自昭和五八年三月一日
		至〃五九年九月九日

同	原口敏男	自昭和五九年九月十日
		至〃　現在

二　消防防災

(一)　和泊町消防の沿革

1　公設消防のできるまで

明治初期までの消防の在り方については、公式資料がなく詳しいことは分からないが、明治中期のころから統一された消防・防災活動が行われていたようである。

ア　和泊村大字自修組合規約

（島嶼町村制時代の和泊村内法より）

本組合は大字の秩序を維持し従前の弊害を改善して組合員相互の利便を増進するを以て目的とする。

第五節　風習

一、本組合の組合員（現在の字民）は常に良習美俗を斉し左の通り実行すべきものとす。

二、左の各項に違反する者は一回につき金弐拾銭の違約金を徴収し大字の費用に充てる。

1、不時の災難ある時は直に遭難場所に趣き救助すること。

2、火災の時は各戸共桶に在合せの用水を入れて遭難場所に赴くこと。

3、火災後の家造りは字において建築すること。

イ　火災予防に関する県訓令

明治四十三年三月十一日、鹿児島県告諭第一号をもって火災予防に関する訓令を発し、防火自衛の強化を図った。

ウ　防火活動

前記の自修組合規約および火災予防に関する訓令に基づいて、各字単位で区長が中心となり、字民総出で防火活動が行われ、各家庭には次の消火用具が備え付けられていた。

命綱・杭・はしご・タング（ぼけつ代用）・火たたき

この防火用具のうち、命綱・杭・火たたきは、家の床の間の裏に間口一尺・奥行き六尺ぐらいの保管庫を作って納めておき、いつでも取り出して使用できるようにし、タングは、満水状態にして防火態勢を備えていた。

これら用具の使用方法は、火元の風下の家にはしごを掛けて登り、屋根の上に杭を打ち込み、命綱をかけて体

をくくりつけ、水をふくませた火たたきで消火活動をした。当時は木造かやぶきの燃えやすい家屋構造でこのような消火活動は決死の作業だった。

2　和泊村私設消防組

鹿児島県は、明治二十一年四月十八日県令第四四号をもって、消防組編成規則を制定して各市町村に一組、もしくは数組、あるいは数町村連合して一組を編成すべきことを規定している。一方、国においては、明治二十七年二月九日、勅令第十五号消防組規則が公布され、市町村負担による公設消防制度が正式に確立し、この規則によって消防に対して法的根拠が与えられ、消防に対する指揮監督が警察にあることも明らかにされている。

明治二十七年五月七日、鹿児島県は消防組規則に準拠して、県令第三九号消防組規則施行細則を制定、消防体制の整備を図っているが、当時本村には、国や県の規則に基づく消防組は編成されていなかった。

しかし、国・県の施策等諸状勢から消防組の設立気運が高まり、大正年代にようやく私設消防組が誕生したのである。

ア　和泊私設消防組

大正五年、和泊商店街が発達するにつれて、消防組組織編成の意識が強まり、市来政興氏・尾辻藤助氏・前田喜恕氏・肥後徳二氏・大坪政熊氏ら青年層が中心となって、組織委員会を作り、警察署長の指導のもと商店街および地域住民の協力を得て、和泊私設消防組が創設された。

同時に区域民の寄付金で、腕用ポンプ一台購入した。初代組頭に尾辻藤助氏が就任した。

(注)　当時組織は、県細則に「組頭一・小頭一・消防手三十二人を以て組織す」とあり、和泊私設消防組も、各店および区域の若者が組員となり編成された。

イ　玉城私設消防組

昭和三年、松元西美氏を組頭として玉城私設消防組が創設された。腕用ポンプ一台を区域民の寄附金で購入し、若者が組員となり活動した。

ウ　国頭私設消防組

昭和四年、池下沢元氏を組頭に国頭私設消防組が創設された。腕用ポンプ一台を区域民の寄附金で購入し、若者が組員となって活躍した。

エ　和泊村私設婦人消防組

昭和四年十二月「漁村その他特別の事情がある地域では、女子消防組又は女子消防手を採用してもよい」との国の通達があり、これに基づき女子消防組または女子消防手が全国的に誕生することとなった。

和泊村産業組合婦人会は、昭和三年十二月結成以来、伊集院周国組合長の指導で飛躍的発展を遂げ著しい業績を挙げていたが、女子消防組の採用通達に基づいて、昭和六年、和泊村産業組合婦人会員を即「和泊村私設婦人消防組員」としても組織し、初代組頭に伊集院カネ氏、副組頭に名島スエ氏と川畑スエ氏を任命、全会員を婦人消防手とした。

昭和七年、和泊村婦人消防組規約を制定し、それぞれの役割分担を明確にして、組織の充実強化を図った。

和泊村私設婦人消防組規約

第一条　和泊村私設婦人消防組ト稱ス

第二条　火災の場合左記各項ニ依リ公設消防組ヲ補佐シ平常火災防止ニ努ムルヲ以テ目的トス

1、給　水

2、消防手其他負傷者ノ救護

3、罹災者ノ救護

第三條　本組員ハ和泊村産業組合婦人會員タルコト

第四條　本組合ヲ十八班二分チ各大字區域ヲ一班區域トシ左ノ名稱ヲ冠ス

和泊班	和泊字	一圓
和　班	和　字	一圓
手々知名班	手々知名字	一圓
喜美留班	喜美留字	一圓
國頭班	國頭字	一圓
西原班	西原字	一圓
出花班	出花字	一圓
畦布班	畦布字	一圓
根折班	根折字	一圓
玉城班	玉城字	一圓
内城班	内城字	一圓
大城班	大城字	一圓
皆川班	皆川字	一圓
古里班	古里字	一圓
後蘭班	後蘭字	一闕
田舎平班	田舎平字	一圓
永嶺班	永嶺字	一圓
瀬名班	瀬名字	一圓

第五條　各班ヲ更ニ九十四小組ニ分チ報効農事小組合區域ヲ一小組區域トシ該名稱ヲ附ス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

組　頭　一名　和泊村産業組合婦人會長ヲ以テ之ニ充ツ
副組頭　二名　同上　副會長ヲ以テ之ニ充ツ
班　長　十八名　各字産業組合婦人會長ヲ以テ之ニ充ツ
副班長　十八名　同上　副會長ヲ以テ之ニ充ツ
小　頭　九十四名　同上　小組合評議員ヲ以テ之ニ充ツ
給水掛長　九十四名　同上　小組合幹事ヲ以テ之ニ充ツ
救護掛長　十八名　同上　小組合副會長ヲ以テ兼任セシム

第七條　消防手ハ各班産業組合婦人會員婦人全部トシ之ヲ給水掛ト救護掛ニ分ツ

第八條　組員ノ消防服ハ和泊村産業組合婦人會作業服ヲ兼用スルモノトス

第九條　組員ハ火災ノ警報アリタルトキハ直ニ服装ヲ整ヘ専用ノ器共ヲ携帯シテ現場ヘ、現場不明ノ場合ハ警察署ヘ集合シ各自小頭ノ指揮ヲ待ツコト　但自己小組内ニ火災アリタル場合該組員及隣接小組員直チニ現場ニ参集消防ニ努ムルコト

第十條　組員ノ服装及携帯用品ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條　役員ノ職務権限左ノ如シ

一、組頭ハ警察署長又ハ警察官吏ノ命ヲ受ケ組員ノ指揮ヲナシ事務ヲ總理ス

一、副組頭ハ組頭ヲ補佐シ組頭事故アル場合ハ之ヲ代理ス

一、班長ハ各受持班内ノ事務ヲ總理シ其ノ班内ニ火災アリタル場合ハ組頭代理ヲナシ小頭及掛長ヲ指揮命令シ應急措置スルモノトス

一、副班長ハ班長ヲ補佐シ班長事故アル場合ハ之ヲ代理ス

一、小頭ハ其ノ受持小組内ノ消防手ヲ指揮監督ス

一、給水掛長ハ給水掛ヲ指揮命令ス

感謝狀

和泊村私設婦人消防組

昭和十年陸軍特別大演習海軍特別演習竝ニ地方行幸ニ際シ協力一致奉公ノ至誠ヲ捧ケ警衛警備ニ援助シタルハ感謝ニ堪ヘス仍テ茲ニ謝意ヲ表ス

昭和十年十一月三十日

鹿児島縣知事　従四位勲四等　早川三郎

褒狀

婦人消防服

和泊村産業組合婦人会

最優等賞

右者岡山縣高梁高等技藝女學校創立第口周年記念開設ノ家庭博覧會ニ於テ前記ノ出品ニ對シ審査ノ結果其成績最優等ト認メ茲ニ褒狀ヲ授與ス

昭和十年十一月三日

岡山縣高梁家庭博覧會長　従六位勲六等　金岡助九郎



産業婦人消防組員の制服姿



婦人消防組による腕用ポンプ操法訓練風景

一、救護掛長ハ救護掛ヲ指揮命令ス

第十二條　地域ノ都合ニ依り數班聯合シテ消防ノ必要アル場合ハ組頭ノ承諾ヲ得テ聯合班ヲ組織スルコトヲ得

第十三條　班ノ事情ニ依り本規約以外ニ必要ト認メル事項ハ各班協定事項トシテ各班ニ於テ協議決定シ組頭ノ承諾ヲ得ルコト

第十四條　本規約ノ改廃ハ和泊村産業組合婦人會評議員會（會長會）ニ於テ之ヲナシ警察署長ノ認可ヲ得ルモノトス

3　和泊村公設消防組

昭和七年、和泊・玉城・国頭の各私設消防組は和泊村公設消防組として発足、和泊（手々知名を含む）組頭以下五十名・玉城四十名・国頭四十名、合計百三十名で編成した。初代団長に肥後徳二氏が任命され、各組頭は次のとおり。和泊消防組組頭肥後徳二・玉城消防組組頭松元西美・国頭消防組組頭池下沢元

4　和泊村警防団

昭和十四年四月一日勅令により警防団令が施行された。同日付けで、和泊村消防組を和泊村警防団と改称して新体制を確立した。

顧　問　伊集院周国　　和泊校区団長　肥後徳二
初代団長　沖　元成　　大城校区団長　伊集院勇
　　国頭校区団長　川間富安
　　内城校区団長　村山大業

警防団は、知事の監督を受け警察署長の指揮に従って行動し、軍や警察に協力して防空・消防の業務を行った。具体的業務は、軍の防衛に即応して行う警報伝達・灯火管制・消防・消毒・避難・救護などの業務のほか、平時には水・火災の予防鎮圧、天災地変等の警戒警備に当た

る。特に、米軍の沖縄本土上陸以降は、越山の陣地構築・避難訓練・竹槍訓練・消夷弾の消火訓練指導など、終戦に至るまで幅広い警防団活動を行ったが、昭和二十三年三月解散した。

5　和泊町消防団

ア　米国軍政下に消防団誕生

昭和二十三年四月、米国軍政下、青壮年があつまって、新しい和泊町消防団を組織した。しかし、戦後の物資不足時代に加えて町の財政力が乏しく、消防機材の整備更新は至難の状況であった。

イ　機材の整備

警防団時代の腕用ポンプ・ホースはほとんど使用不能の状態であり、これを年次的に修理して使用した。

○消防ポンプ車の配備

米国民政府は、沖縄・奄美各島の消防機材が貧弱なため、ガリオア資金で消防ポンプ車を日本から購入し、各町村に無償で配備したが、本町は昭和二十五年三月第一回目に一台の配備を受けた。その後可搬動力ポンプ（三・五馬力）一台が配備され、消防機械化への布石を作った。

ウ　自治体消防団の誕生

昭和二十八年十二月二十五日悲願の祖国復帰を果たし、消防行政も軍政下の琉球政府行政から日本行政に移行して消防組織法・消防法の適用を受けることとなり、ことに自治体消防として新しく和泊町消防団が発足した。

消防組織法は、昭和二十三年七月制定され、消防は、警察制度より分離して地方自治の本旨に基づいて市町村消防を建前とし、市町村において任務の独立と責任を有し、消防事務を処理するため消防本部・消防署又は消防団の全部または一部を条例の制定により設置する事とし、その管理は市町村長が統括すると現定されており、この法に基づいて和泊町消防条例を制定するとともに、団員の身分も保障された。

○条例・規則の制定

昭和二十九年四月　和泊町消防条例

昭和　三十年四月　和泊町消防団員公務災害補償審査会規則

昭和三十九年八月　非常勤消防団員に係る退職補償等の支給に関する条例

昭和四十一年九月　和泊町消防団員等公務災害補償条例

○歴代消防団長、副団長

初代団長　森枝川弘　昭和23年4月1日～（8年）

〃副団長　川辺隆義　〃31年3月31日

二代団長　福崎秀頼　昭和31年4月1日～（1年）

〃副団長　町田実孝　〃32年3月31日

消防業務が幅広く量も加わり、一段と広範に及ぶようになったので、団の機能を強化するため、昭和三十二年度より副団長を二人制とする。

三代団長　脇田清太郎（昭和32年4月～45年4月）

〃副団長　田原義照（昭和32年4月～51年3月）

森　喜一（昭和32年4月～45年4月）

四代団長　森　喜一（昭和45年5月～現在に至る）

〃副団長　徳永隆生（昭和45年5月～54年3月退任）

宮内為明（昭和51年4月より現在在任中）

副団長　前　浜重（昭和54年4月より現在在任中）

○分団の編成と団員数

消防団の組織編成は、小学校区割りを原則とするも各集落間の遠近、道路交通網の利便性等を考慮して当初七分団制としたが、町内の道路網が各種事業によって著しい発達を遂げ、また消防機材・防火施設も整備されたので、昭和四十九年度より内城小学校区を一分団に統一して、六分団制とした。同様な趣旨によって、団員の定数も条例を改正して漸次縮減し、当初百七十一人から百五十三人となり、現在は定数、現員共に百人である。

第一分団　和泊・手々知名・喜美留・上手々知名・出花・伊延（26人）

第二分団　和・畦布（13人）

第三分団　国頭・西原（15人）

第四分団　玉城・根折（15人）

第五分団　大城・皆川・古里（10人）

第六分団　内城・上内城・後蘭・谷山・瀬名・永嶺・仁志（18人）

○歴代分団長

第一分団長　第二分団長　第三分団長　第四分団長

初代　喜坂義忠　山元建樹　脇田清太郎　松本西美

2代　高瀬俊一　前　浜重　末川寅吉　島田浦島

3代　大山信孝　皆川浅雄㊞　宮内為明　玉松常信

4代　川添貞雄㊞　山下　実㊞　伊井秀吉

5代　伊村　繁㊞

(二)　常備消防の設置

1　消防組合設立までの経緯

社会経済の発展に伴い、離島住民の生活様式も一段と都市化が進み、特に当地区は春から夏にかけて南国特有の観光地として全国から多くの人々が訪れている。

したがって、旅館・ホテル等の防火対象物の増加による火災予防体制の強化は急務となり、また交通事故や救急患者の発生は年々増加の傾向にあって、もはや非常備体制では対応できない状況となり、和泊町・知名町・与論町の各町議会においても町民の強い要望にこたえ、これを三町で共同処理することを議決、昭和五十七年五月広域消防推進協議会が発足し、和泊町役場内にその事務所を設置、昭和五十八年二月には、沖永良部与論地区消防組合として知事の認可を得、同年四月一日、



沖永良部与論地区消防組合

第五分団長　第六分団長　第七分団長
初代　徳永末吉　芋高才三　池村清秀　第六分団に
2代　徳永隆生　内山富秀　瀬川純一　統合される。
3代　美野建志㊞　高田芳男
4代　中村徳男
5代　伊地知進㊞

○消防車等の配備状況

和泊役場、水そう付消防ポンプ自動車　一台
小型消防ポンプ自動車　一台
小型動力ポンプ付水そう自動車　一台

国頭校区、昭和四十八年、国頭公民館北側に車庫を建設し、水そう付消防ポンプ自動車一台配置する。

大城校区、昭和四十九年、玉城公民館前に車庫を建設し水そう付消防ポンプ自動車一台配置す。

内城校区、昭和五十八年、永嶺公民館北側に車庫を建設し、水そう付消防ポンプ自動車一台配置す。

国の政令指定を受け、同日付けで沖永良部与論地区消防組合消防本部を発足させ、和泊町体育館の一室をその仮事務所として借用し、庁舎の建築・消防施設の整備をすすめ、同年十月一日沖永良部に消防本部・消防本署、与論にその分遣所を設置し、本格的な消防業務を開始した。

なお、その業務をつかさどる消防職員にあっては、四月一日付けで初代消防長に県消防防災課から辻三郎氏を招へい、総務課長に和泊町から松下元文氏、署長に知名町から村田辰哲氏、与論分遣所長には与論出身者で東京消防庁勤務の平田宗孝氏を任命、また庶務係として知名町から先間政美氏をそれぞれ起用し、業務開始の準備作業を行った。他の隊員にあっては同年二月に一般の応募者百二十八人の中から試験により二十三人を採用、四月に県消防学校に初任科教育のため入校させ、九月末日、六ヵ月の課程を卒業するのを待って、それぞれの部署に配置した。

さらに六十年四月から三名増員し、現在職員定数三十一名。

2　消防組合・消防本部（署・所）の組織

組合・本部・署・所の組織

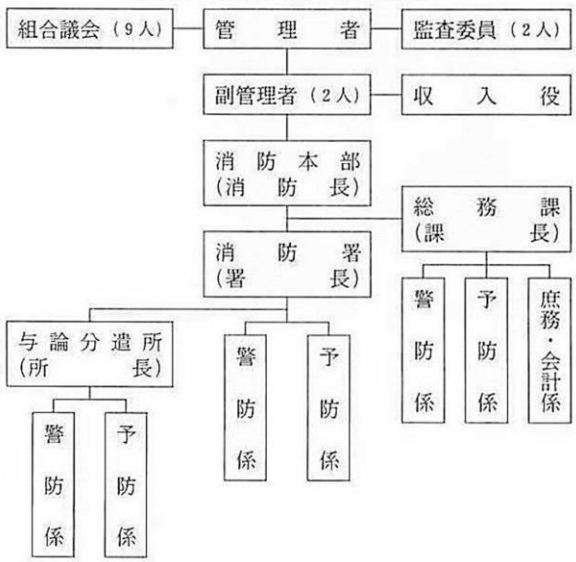

3　施設の概要　（昭和六十年八月現在）

施　設	本部・署	与論分遣所
所在地	知名町余多1319番地	与論町茶花1190番地
敷地面積	6,164.12㎡	3,544.05㎡
建　物	鉄筋2階建(塔屋2階)・訓練塔	鉄筋2階建(塔屋2階)
消防無線	基地局　1局 中継局　1局 陸上移動局　6局 携帯局　3局 遠隔制御装置(役場無線)	基地局　1局 中継局　1局 陸上移動局　4局 携帯局　3局 遠隔制御装置(役場無線)
車　両	消防車　2台 救急車　2台 指令車　1台 査察車　1台	消防車　1台 救急車　2台 指令車　1台
119番回線数	2回線	1回線

(三)　防　災

1　和泊町防災行政無線の設置

奄美大島は日本を襲う台風の最前線であり、毎年数個の台風が襲来し、家屋・農産物・道路・港湾等に大きな災害を受けてきた。

本島の最近における災害は、昭和五十一年九月の台風十七号、昭和五十二年九月九日の台風九号（沖永良部台風）と相次いでみぞうの大型台風に見舞われ、家屋や公共施設・農作物は壊滅的な災害を被った。

このような大災害となった原因は、台風の規模が観測史上まれにみる大型であったことと情報の伝達遅れがあげられる。名瀬測候所や沖永良部測候所で観測、予報業務を行っているが、その情報を住民に伝達する機能は十分でなかった。


町内全域に無線放送

本町では、これら災害の予防と住民へ各種情報を提供する施設として、昭和五十四年に和泊町防災行政無線を設置して、防災対策と意識の高揚および各種情報の伝達が行われている。

2　九月九日「和泊町防災の日」を設定

昭和五十二年九月九日、突如として襲来した台風九号は、みぞうの被害をもたらしたので、このような被害を再度繰り返すことのないようその教訓を想起し、後世に伝承するため、和泊町防災条例を制定し、九月九日を防災の日と指定した。

3　和泊町防災条例

○和泊町防災条例（昭和五十四年三月二十二日条例第九号）

沖永良部島は、昭和五十二年九月九日突如として襲来した台風九号（以下「沖永良部台風」という。）により町内全住宅の八十パーセント以上に及ぶ前古未曽有の被害を被り、その復興のため多数の町民が多額の負債を蒙る結果となった。

近年、和泊町の建築物は台風及び地震等による災害（以下「災害」という。）を被らなかったことと建築様式の近代化により多層化又は開放的な構造となり、また、祖先が築いた防風垣の除去等、過去における歴史的教訓を軽視する傾向を生じ、災害に対する防備が十分でなかったことが指摘される。

（目的）

第一条　この条例は、町と町民が一体となって、その英知と技術と努力を結集し、災害による被害を未然に防止し、町民の生命及び財産の被害を最少限にくいとめるとともに町民の防災意識の高揚と自主自立の精神を助長して、農かで明るく平和な町の建設に資することを目的とする。

（防災の日の指定）

第二条　和泊町防災の日は、毎年九月九日とする。

二　町長及び町民は、沖永良部台風の悲惨な被害を再度繰り返すことのないようにあらゆる機会を通じてその教訓を想起し、後生に伝承するよう努めるものとする。

（町の責務）

第三条　町長は、あらゆる施策を通じて町民の生命及び財産を災害から保護し、その安全の確保に努めなければならない。

二　町長は、沖永良部台風被害による経済的負担の償還が完全に達成されるよう指導しなければならない。

三　町長は、第一項の目的を達成するため和泊町防災会議条例（昭和三十八年条例第八号）第二条第一号の規定に基づく和泊町地域防災計画（以下「防災計画」という。）の内容の補完に努めその推進を図らなければならない。

四　町長は、前項防災計画の内容の補完及び実施については、町民の意見を聞くことに努め、これを施策に反映するようにしなければならない。

（町民に対する指導助言）

第四条　町長は、災害の防止に関する事業（以下「防災事業」という。）の実施にあたっては、町民の協力を求めるとともに町民が行う災害防止のための自主的活動に対し、積極的に指導助言を行なわなければならない。

（他の地方公共団体等との協力）
第五条　町長は、防災計画、防災事業等の実施にあたり他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要であると認めるときは当該団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。
（町民の責務）
第六条　町民は、災害を防止するため相互に協力するとともに、町が行う防災事業に協力し、町民全体の生命及び財産の安全確保に努めなければならない。
（耐風圧性、耐震性耐火性等の配慮）
第七条　町民は、建築物その他の工作物を建設するときは災害を防止するため、関係法規の遵守はもとより指導基準を守る等耐風圧性、耐震性耐火性及び水害等について配慮しなければならない。
（事業者の責務）
第八条　各種事業者は、町長その他の行政機関が実施する防災事業に協力するとともに事業活動にあたってはその社会的責任を自覚し、災害を防止するため最大の努力を払わなければならない。
（設計者等の責務）
第九条　設計者又は工事施行者は、建築物その他の工作物を設計し又は施行するにあたっては災害を防止するため耐風圧性、耐震性耐火性及び水害等について十分配慮しなければならない。
（防災措置の勧告）
第十条　町長は、建築物その他の工作物の倒壊飛散等災害が生じ、又は災害の拡大のおそれがあると認めるときは、当該建築物その他の工作物、土地又は土石、竹木その他の物件の所有者、管理者又は占有者に対して防災措置をとることを勧告することができる。
（町民等による監視）
第十一条　町民は、地域の安全性について監視し、災害に対して危険性のあるものについて、町長に意見を述べることができる。
（委任）
第十二条　この条例の施行について必要な事項は町長が定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

4　沖永良部台風

ア、超大型の台風第九号は、昭和五十二年九月九日午後十一時ごろ沖永良部島を直撃し、島の民家約五千戸のうち八割が全半壊などなんらかの被害を受け、また公共施設・農作物に至るまで大被害を受けた。最低気圧は二十二時五十分に九〇七・三ミリバールを記録し、


倒壊家屋


一夜明けた和泊商店街


早速かけつけた自衛隊


和泊中学校体育館

日本観測史上最低の値となった。
イ、この世の物とも思われない恐ろしい台風が去り、一夜明ければ島は変わり果てた壊滅状態であった。どの家もトタンははぎ取られ、屋根ごと吹きとばされたり、家は傾き、あるいは倒れ、木造の家は言うに及ばずコンクリートの家も窓はめちゃめちゃにやられ、鉄骨だての大きな建物も押しつぶされ、被害のない家は一軒も見あたらなかった。商店街はじめ道路という道路は吹きとんだトタンや板切れ・看板などがうず高く積もり、電柱が倒れ電線がたれさがり、折れ倒れた木々が道をふさぎ、危険この上なく交通はまったく不能な状態であった。風速七十メートルに堪えるように設計された役場の無線塔や、風速八十メートルまで大丈夫と言われていた警察署の鉄塔も折れまがり、四月に完成したばかりの町民体育館も窓ガラスが割られ、屋根がめくられ台風の驚異的な破壊力の前には、町民が永年かかって築き上げた財産も一瞬のうちに吹きとばされてしまった。和泊町二千六百八十六世帯のうち八十パーセントにあたる二千百十三世帯が被害をうけ、重軽傷者百名を出し、誰もが変わり果てた自分の家の前

でぼう然とし、また前年の十七号台風とダブルパンチを受けた人たちも多く、せっかく新築した家や、多額の借金で建てた家が破壊され、なんと慰めようもなかった。水はなく電気もない、また電話は不通、天気もその後荒れ、雨もよく降り、家の中は吹きさらし雨さらし、船は何日も接岸せず、復旧資材はおりず、被害総額九十億余円の大被害を前にしては、平和で美しかったこの沖永良部島も二度と立ち直ることができないのではと懸念された。

ウ、沖永良部台風災害復旧促進委員会を中心に、全町民が総力を結集して災害復旧に立ち上がった。

エ、みぞうの被害に対し、県知事をはじめ多くの調査団・報道関係者が来島し、うちひしがれた島民を慰問した。マスコミの方々の活躍で、被害状況の的確な報道がなされ、電話不通で安否を気遣う島外在住者も情報を得ることができた。また被災者の救援も広く全国に呼びかけられ、北は北海道から南は沖縄まで愛の手が私たち島民に差し延べられ復興の活力となった。

オ、対策本部は、被害調査をおえた後、ただちに救助活動にうつり、自力で家を再建できない人・老人世帯・母子世帯を対象に、全壊世帯には応急仮設住宅（プレハブ住宅―家族数に応じて、六坪・八坪・十坪の三種類）二百戸を建設し、また半壊の二百二世帯に一戸平均十五万三千円を応急修理費として助成した。全壊・半壊の世帯には、毛布・マットレス・タオルケット・掛布団・洗剤等の日用品等を配布し、教科書をなくした児童・生徒五百二名に教科書を配給し、さらに六百七十三名にノート・鉛筆等の学用品を支給した。また重軽傷者八十二名に医療費等を助成し、被災者の救助活動に全力を尽くした。

カ、壊滅的な打撃を受け、無きずの家は一軒もない状態の中で大工は確保できず、復旧は自分の腕だけが頼り、隣近所助け合って応急修理にかかったが、長期間にわたる悪天候のため船が接岸できず、建材店には資材を手に入れようとする人たちが長い列をなし、トタンやタルキは瞬く間に売り切れ、釘さえも底をつく状態で、心配して駆けつけた本土在住の島内出身者は、釘や大工道具等を持参して帰り、にわか大工に早がわりした。住宅金融公庫から災害復興住宅資金を長期で借り入れ島始まって以来の建築ブームとなり、島の大工だけでは間にあわず、島外からも多くの建築会社が入ってきた。

キ、九月十五日午前五時水道が復旧した。

ク、九月二十一日電気が復旧した。

ケ、十月十日電話が復旧した。（工事人延べ二千六百余名）

コ、災害復旧作業、島外からの応援。

○自衛隊　二百九十一名

○職業訓練校生徒――二十名――十五日間

○建設大学産業開発青年隊　延七百七十五名

第十二節　教　育

一　学校教育

(一)　和泊尋常高等小学校

教職員名簿（昭和元年～十一年）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村皆川	代用教員	中原武三郎	二・一二	四・八
〃　和泊	訓　導	武山　初枝	二・一二	一〇・三
〃　〃	〃	撰　正剛	二・一二	一一・一二
〃　手々知名	〃	菅村　ミネ	二・一二	一三・三
与論村	代用教員	山　武一	二・一一	三・三
和泊村皆川	〃	美野　入安	二・一〇	三・三
知名村屋子母	〃	藤村　前徳	二・一一	三・三
和泊村手々知名	訓　導	武田恵喜利	三・三	四・三
大和村名音	准訓導	川畑　栄助	三・三	四・三
和泊村和泊	訓　導	橋口　猛尚	三・三	四・六

和泊村和泊	代用教員	有川 貞辰	三・三	五・八	三方村仲勝	訓導	戸田 熊吉	八・三	一一・三
〃 手々知名	裁専訓	川辺マツエ	三・三	九・一〇	和泊村和泊	〃	市来 ヨネ	八・三	九・八
〃 〃	訓導	町田 実美	三・三	九・三	〃 手々知名	〃	源 瑞良	八・三	一五・三
〃 国頭	〃	前原 隆俊	三・三	一二・三	実久村嘉入	〃	加藤 忠孝	八・三	一一・三
〃 手々知名	代用教員	沖 彬	三・三	五・三	和泊村玉城	代用教員	山 窪秀	八・四	九・一〇
〃 皆川	准訓導	皆吉 平	四・三	五・三	知名村屋子母	農専訓	桑野 信	八・五	一〇・八
〃 和	訓導	和田 義廣	四・三	六・八	和泊村国頭	訓導	佐々木トヨ	八・一〇	九・五
〃 和泊	代用教員	山口 エイ	四・三	七・三	〃 手々知名	〃	沖 菊枝	九・三	一二・三
〃 和泊	訓導	市来 ヨネ	四・七	八・三	〃 和泊	〃	土持 博	九・三	一一・三
〃 手々知名	訓導	園田 仲英	四・八	五・三	知名村田皆	〃	今井 文雄	九・五	一二・三
〃 和泊	〃	田中 宮久	四・九	一一・三	和泊村国頭	裁専訓	中屋 力子	九・一〇	一〇・八
〃 皆川	〃	相良 タケ	五・三	五・一〇	笠利村佐仁	代用教員	奥 信雄	九・一〇	一一・四
〃 畦布	〃	永吉 実亮	五・三	八・三	知名村田皆	訓導	泉 上徳	九・一〇	一〇・三
〃 手々知名	〃	町田 実一	五・八	一一・五	〃 屋子母	〃	中山 ハル	九・一〇	一〇・三
〃 和泊	〃	有川 妙	五・八	一二・三	和泊村手々知名	〃	東 武義		九・一一
〃 和	〃	東 ヨネ	五・一〇	八・三	〃 〃	〃	福山 郁	一〇・三	一三・五
〃 国頭	〃	長崎 仁	六・三	九・一〇	知名村芦清良	〃	高元 民窪	一〇・三	一九・四
〃 和泊	〃	梶原源太郎	六・三	一四・三	〃 上平川	〃	城村 ハル	一〇・三	一一・三
〃 手々知名	〃	大内山友安	六・八	八・三	伊仙村伊仙	〃	樺山 吉郎	一〇・三	一三・一
徳之島	〃	田畑 武秀	六・八	七・三	知名村屋者	〃	林 清良	一〇・八	一五・三
和泊村手々知名	〃	沖 フミ	七・三	一三・三	和泊村玉城	裁専訓	玉野 静子	一〇・九	一三・三
知名村田皆	〃	新納 ツヤ	七・三	九・三	川辺郡加世田町	訓導	貴島 初男	一一・三	一四・三
和泊村和泊	〃	川畑 一郎	七・三	一二・三	知名村田皆	〃	今井 隆造	一一・三	一五・一
〃 手々知名	〃	武田 八重	七・一一	一五・三	〃 余多	〃	安田 ヒデ	一一・三	一四・三
伊仙村伊仙	〃	樺島 資満	八・三	九・一〇	天城村兼久	准訓導	永 誠良	一一・三	一四・三

和泊村内城	訓導	豊山 英敏	一一・五	一二・三			
〃 和泊	〃	肥後 業昭	一一・四	一二・三			

(二) 国頭尋常高等小学校

1 沿革

「国頭尋常高等小学校沿革誌」には、昭和初期（昭和元年～昭和十一年）の年度毎の沿革概要・重要行事・学級編成等について、次のとおり記録されている。

ア 昭和二学年度

○ 昭和二年八月　東校舎増築して八〇坪となり普通教室四を置く。

○ 昭和二年十一月　西校舎新築八〇坪　普通教室四トタン葺

○ 本門の位置変更

イ 昭和三学年度学級編成

科	学年	卒業・修業児童数 男	女	計	学級	担任
尋	第一学年	三七	四四	八一	二	西村 米悦
	〃二〃	三一	二六	五七	一	鍋田 ツル
						山下 窪義

常科		高等科				訓導兼校長
〃三〃	二八	三〇	五八	一	福島 義直	
〃四〃	三八	三四	七二	一	村山 上信	
〃五〃	三三	二六	五九	一	佐々木ウメ	
〃六〃	二六	三一	五七	一	甲 東寿	
計	一九三	一九一	三八四	七		
第一学年	一七	二三	四〇	一	山畠 力子	
〃二〃	二五	二〇	四五	一	脇田 清澄	
計	四二	四三	八五	二		
総計	二三五	二三四	四六九	九		
島 義智						

2 教職員名簿

(出身地)	(職名)	(氏名)	(就任年月)	(離任年月)
和泊村国頭	訓導	山畠 力子	二・四	五・三
〃 玉城	〃	大屋 仲英	二・四	三・三
〃 国頭	〃	鍋田 ツル	二・四	七・一
〃 後蘭	代用教員	山下 窪義	二・二	一二・三
〃 国頭	訓導	福島 義直	三・四	七・三
〃 〃	〃	南 イシ	三・四	一二・三
〃 〃	〃	脇田 俊良	四・四	六・八
〃 手々知名	〃	菅村 幸	四・四	六・八
〃 和泊	代用教員	秋葉 マス	五・四	五・八
〃 国頭	訓導	先田 茂悦	五・四	七・三
〃 西原	校長	東 貞良	六・四	一三・三

〃	国頭	訓導	福島 忠綱	六・九	一一・三
知名村芦清良	〃	〃	窪田 アキ	六・九	九・五
和泊村和泊	〃	〃	土持 六男	七・四	一四・三
〃	国頭	〃	森田 武勝	七・四	九・一
〃	手々知名	〃	玉江 美祢	七・四	一四・三
和泊村畦布		代用教員	三島 安隆	七・四	七・四
西方村西古見		訓導	肥後 西生	八・四	一〇・三
〃	篠川	准訓導	慶 貞親	九・二	一一・八
和泊村国頭		訓導	佐々木トヨ	九・五	一二・三
知名村上平川		〃	富久 窪助	九・一〇	一一・三
〃	芦清良	訓導	窪田 アキ	一〇・四	一二・三
大和村恩勝		〃	長田 淳	一〇・四	一一・三
伊仙村目手久		〃	赤崎 福祐	一一・四	一二・三
和泊村手々知名		〃	伊集院キヨ	一一・四	一五・一〇
〃	国頭	〃	西村 米悦	一一・四	一一・一一
亀津町尾母		〃	安 健助	一一・四	一五・三
喜界町		〃	岡島 憲二	一一・一一	一三・三
		代用教員	清村 薫一	一一・九	一二・三

(三) 大城尋常高等小学校

1 沿革

ア昭和二年度までの校地拡張及び校舎の新改築

○ 校地

創立当時の敷地坪数九〇〇坪（明・三一）
第一回拡張　七〇六坪（明・三七）
第二回拡張　九八七坪（大・二～三）
第三回拡張　一二〇坪（昭・二）
計　二七一三坪
内、運動場　一一九七坪

○ 校舎

大正十五年校舎新築一三〇坪
改築一〇〇坪
全校舎の内訳
・東校舎　四四坪（明・四二）
・西校舎一〇〇坪（昭・二）
・南校舎　五〇坪（大・三）
・北校舎一三〇坪（昭・二）
計　三二四坪

イ昭和三年

○ 東校舎四四坪を六〇坪に増築
観賞園設置（北校舎の東空地）
水生動植物池（西校舎の西校庭に）

○ 奉安庫建設

御大典記念として奉安庫建設

建設費

町費　三〇〇円
区民寄附　二二円五〇銭
職員〃　三二円五〇銭

小石・砂の運搬は学校児童の奉仕
伊延浜から四回（小石）
与和浜から二回（砂）
区民は砂、与和浜から一回宛奉仕
労力奉仕二五〇名

鮫島十平次氏（川内の人）は奉安庫の柵（さく）建設に二五日間奉仕した。

ウ昭和六年　南校舎の東に便所建築
エ昭和八年　井戸並にタンク設置
オ昭和九年　後援会事業として、南植美氏の畑地二反七畝八歩購入、農業専科教員配置さる。
便所改築　予算額七二〇円
奉安殿周囲の整備美化（卒業生）
畜舎一棟新築
青年訓練所並に農業補習学校を統合して青年学校発足

○奉安殿前に青年訓練所生徒有志にて記念事業として池を造る。

○学校後援会に於て、実習地として栄池久氏の畑地一反八畝一二歩購入す。

○行幸記念林の造林
学林地を整理して、杉五三〇本、桧七〇〇本、モッコク三六〇本、計一五九〇本植付。

○畜牛一頭購入　六〇円

キ昭和十一年職員住宅建築　工事費四一一円四七銭

2 教職員名簿

（出身地）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村和	東　ヨネ	二・三	五・一一
天城村	宮里　健	二・三	四・三
和泊村皆川	市成　直悦	二・五	五・三
〃　皆川	相良　タケ	三・三	四・四
〃　玉城	大屋　中英	三・三	四・三
〃　手々知名	町田　さゑ	三・三	五・四
知名村上城	山下　上秋	三・四	一二・三
和泊村皆川	川平　植美	三・五	八・三
〃　皆川	平　オト	四・三	九・三
〃　和泊	大内山友安	四・三	六・八

和泊村瀬名	中村　静造	四・三	一二・三		
〃　和泊	源　瑞良	四・三	八・三		
〃　古里	重村　中間	四・八	一二・三		
〃　手々知名	中村　良明	五・三	一二・九		
〃　古里	林　スミ	五・三	八・一〇		
〃　手々知名	沖　彬	五・三	五・八		
〃　玉城	玉野英一郎	五・三	一〇・三		
〃　和泊	操　百合	五・五	七・三		
〃　皆川	相良　タケ	五・一〇	一三・三		
知名村屋者	俵原　宏	五・一〇	一二・三		
和泊村和泊	秋葉　マス	五・一二	六・三		
〃　後蘭	前田　フユ	六・三	九・三		
〃　大城	橋口　富一	六・八	一四・三		
〃　和泊	秋葉　マス	七・三	一二・三		
〃　皆川	川平鎌三郎	七・三	一四・三		
知名村余多	甲斐　董翠	八・三	一八・三		
和泊村皆川	中原　トミ	八・三	一三・三		
〃　和泊	武山ユキノ	八・一一	一三・三		
伊仙村	永喜　佐伯	九・三	一一・八		
和泊村大城	橋口　初枝	九・三	一六・三		
〃　和泊	窪田　アキ	九・五	一〇・三		
西方村	中島　善一	九・一〇	一一・三		
知名村正名	伊井　内元	一〇・三	一二・三		
	松村　隆成	一一・八	一五・三		

(四)　内城尋常高等小学校

教職員名簿

（出身地）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
和泊村大城	橋口　富一	二・三	四・三
〃　内城	橋口　豊重	九・一〇	一三・三
〃　瀬名	市来　俊一	二・三	一二・三
〃　皆川	川平　リウ	三・三	三・八
〃　谷山	大江　里弘	三・三	三・九
〃　手々知名	沖　彬	三・三	四・三
〃　皆川	恵一	三・八	九・一〇
〃　和泊	大坪　アキ	三・一〇	五・二
〃　出花	泉　義重	四・三	八・一二
〃　手々知名	中村　良明	四・三	五・三
〃　内城	村山　植元	四・三	一二・三
〃　内城	川畑　ツル	五・三	八・六
〃　瀬名	山畠　力子	五・三	一〇・二
〃　大城	大朝　初枝	七・三	九・三
〃	関　正三	八・六	九・八
〃　和泊	梶原　まつ	八・六	一〇・三
〃　後蘭	前田　フユ	九・三	一五・三
知名村住吉	島　元広	九・三	九・一〇
天城村岡前	田畑　武秀	九・一〇	一一・三
和泊村後蘭	朝戸大屋治	九・一〇	一二・九

和泊村玉城	東　武志	九・一〇	一〇・三		
知名村屋子母	栄　ナツ	一〇・三	一三・三		
〃　田皆	栄　薫允	一〇・三	一二・三		
〃　余多	先田　実芳	一〇・三	一八・三		
伊仙村伊仙	宮當　一枝	一〇・三	一二・三		
	政　政金	一一・三	一六・三		
	南　繁隆	一一・五	一三・三		

二　社会教育

(一)　青年訓練所

「鹿児島県教育史」は青年訓練所について次のように述べている。

第一次世界大戦が終わると、ヨーロッパでは、国際連盟の成立で、戦争回避の気分が高まり、また戦後の荒廃を早く復興するために、常備軍の縮少や現役兵の在営期間短縮を図った。そのために生ずる兵力の減少については、青年に軍事教練を施すことによって、これをカバーすることにした。

日本も大戦後は、大正九年に早くも過剰生産、輸出貿易の不振におち入り、不況が慢性化してきたので、民力培養の立場から軍縮論がやかましくなり、陸軍を四個師団廃止した。そこで政府は大正十四年に「陸軍現役将校学校配属令」を公布し、現役将校を中学校以上の男子の学校に派遣して、生徒・学生の軍事教練を強化し兵力縮少の欠点をカバーすることにした。それに呼応して、小学校を卒業して職業に従事する勤労青年に対しても、二十歳まで兵式訓練を実施することを計画し、大正十五年、青年訓練所令を公布した。

青年訓練所は、おおむね十六歳より二十歳までの男子を収容し、訓練時間は、四年を通じて、修身および公民科百時間、教練四百時間、普通学科二百時間、職業科百時間を下らないことにした。実業補習学校に比較して教練の時間が多く、職業訓練は時間が少なくなっている。設立は、公立の場合、実業補習学校または小学校に併設することを常例とし、工場・鉱山・商店などで人数の多い所は、私立をもって設立することもできた。そしてこの青年訓練所を卒業した者は、在営期間を半年短縮するということで入学を勧誘した。こうして大多数の勤労青年は、実業補習学校と青年訓練所の両方に在籍して教育

(二)　産業組合婦人会

1和泊村産業組合婦人会の発足

昭和三年、天皇陛下の御即位の式典が挙行された。翌四年、和泊村産業販売購買組合の記念事業として、産業組合婦人会を結成した。わが和泊村では、村婦人会員即産業組合婦人会員であった。

ア和泊村産業組合婦人会の組織

(1)各大字ごとに産業組合婦人会を組織し、その連合体として和泊村産業組合婦人会を組織した。

(2)役員

○各字の役員

会長　一名。副会長　一名。
評議員　各報効農事小組合ごとに一名宛。
幹事　仝右。労働部長　一名。

○村の役員

会　長　一名（評議員に於て選挙）
副会長　一名ないし二名（仝右）
評議員　一八名（各字会長をもってこれに充つ）
幹　事　九四名（各字幹事をもってこれに充つ）

大正十五年に公布された青年訓練所令を受けて、和泊村では村内四つの尋常高等小学校に青年訓練所を附設した。すなわち、和泊青年訓練所・国頭青年訓練所・大城青年訓練所・内城青年訓練所である。島にいる一般青年（男子）を集めて大正十五年四月から始まった。実業補習学校に比べて教練の時間が多く徴兵までの予備教育的な内容であった。この教練の指導に当たったのは、現役を終えた在郷軍人で指導員とよばれていた。当時大城青年訓練所の指導員であった伊集院武一氏（大城在住）によると、

「大城青年訓練所では、週一回、午後から訓練に当り、学科は「公民」と「社会」で小学校の教室を借用し、教頭がその授業に当った。そのころの指導員には、和泊訓練所に福島清英氏、内城訓練所に村田道実氏、国頭訓練所に西村常明氏などがいた。訓練の成果をあげるために、知名村との合同演習も行なわれた。」

を受けることになった。

○和泊村の青年訓練所

イ和泊村産業組合婦人会の事業

(1)貯金の奨励

○毎月貯金日を定めて、貯金係が集金して産業組合へ貯金する。

○チョク米といって、ご飯を炊くたびに使ったつもりで盃一杯ずつの米を取りわけ、それを売った金や、その他各自で色々工夫して貯金を励行した。

(2)婦人消防

婦人消防組合長は農協長の伊集院周国氏で、副組合長は産業組合婦人会長の伊集院かね氏であった。火事の際男子の活動だけでは災害を最少限に防ぎとめられない場合があるので、婦人の協力が重要視された。活発な動作をするには、まず軽装が必要であった。そろいのハッピにモンペ、消防ずきんを目ぶかにかぶったきりりとした姿は、男の消防夫に少しもひけを取らないいでたちであった。消防ポンプの操作も熱心な練習で熟達し、とてもきびきびして、非常時色を帯びつつある時局に適切な組織であった。夜間火事の際、水くみに困り各部落名入りの弓張りちょうちんをそろえた。

(3)奉仕作業

○　各墓地内の共同の場所、無縁墓地、告別式場など会員が協力しあって清掃し、字の人達から感謝された。お盆と正月前に年二回行った。

○西郷南洲銅像建立の奉仕作業

鹿児島市の西郷南洲銅像建立のための土台作りに、和泊村産業組合婦人会長伊集院かね氏ほか十三名が、村の婦人会代表で参加した。作業は土運びだった。その時、新聞記者の「この奉仕作業は竜郷村が最初にやるのが当然だと思うのに、なぜ和泊がさきになったのか。」との質問に対し、会長の伊集院かね氏は、「なるほど竜郷には子孫は残されたが、和泊には西郷精神が立派に受けつがれている。和泊が最初にはせ参じるのが当然だと思う。」と答えた。

○各字での敬老会の行事は婦人会が中心になり、青年男女の協力で盛大に行なった。

(4)かまど改善

本島は昔から三つ石かまどを使用していたが、このかまどは原始的で火の手が三方に出て危険であり、その上熱源が逃げて非能率的で燃料も不経済であったの

で、今平技手の指導で改良かまど造りが始まった。村婦人会は「かまど改善互助会」等をつくって、その普及発展に努力した。

○かまど改善互助会について

昭和七年七月二日、有限責任大島信用組合長より表彰された記念事業として、報効農事小組合ごとにかまど改善互助会を組織し、毎月五十銭ないし一円の講金を出金せしめ、抽せんで無利息貸与した。かまどを造る砂や砂利は月夜を利用して、会員が共同で運搬し、輪番に改善した。一小組合中八割以上改善した場合は、部落の会よりこれを表彰し、全部改善した時は、本会よりその小組合を表彰することにした。

⑸ 産業組合婦人会の基本金作り

○産業組合婦人会基本金規程

第一条　○○部落産業組合婦人会は、第二条の目的に使用するため、基本金を造成蓄積するものとす。

第二条　基本金は会長之を管理し、次のことに使用するものとする。

一、本会の目的を達成するため必要なる費用。

一、会員の娯楽費又は社会奉仕的事業費拠出。

一、その他会長に於いて必要と認めたる費用。

第三条　基本金は会員の共同作業又は拠出により造成するものとす。

第四条　基本金は所属産業組合に預金しておくものとす。

第五条　基本金は役員会の決定を経て収支するものとす。

第六条　会長は毎年一月又は二月の総会に於て前年一月より十二月の収支決算を報告すること。

第七条　基本金は○○部落産業組合婦人会存続中配当処分をなすことを得ず。但し、やむを得ず処分をなす必要起りたる場合は総会の同意を得て之を行うことを得。

第八条　本規定の改廃は総会の決議を得ることを要す。

第九条　本規程は昭和四年六月より之を実施す。

○産業組合婦人会の事業成績

昭和九年度の事業成績は別表のとおりであった。

⑹ その他

○産業組合婦人会全国大会（長野市）に伊集院かね会長が出席し、和泊町産業組合婦人会について事例発表した。

○婦人会員の舞踊練習

沖縄舞踊指導者　名島スエ氏

日本舞踊指導者　平瀬ヒデ氏

和泊村産業組合婦人会事業成績一覧表

（昭和9年12月31日現在）

部落名	会員数	貯金総額(円)	会員1人平均額(円)	順位	労働部人員	消防組員数	竈改善済戸数	同左互助会数	家計簿記入試練者数	作業服着用数	茶配付数	製袋数	製莚数	基本金(円)	共同作業	同左作物
	人	円	円		人	人								円		
和泊	224	2,313.180	10.320	12	100	100	118	7	69	180		239,751	169	97,840	1町歩	貸地、大茎種百合、甘藷
和	142	601.330	4.230	17	61	34	23	4	109	36	420			46,250	1　反	落花生
手々知名	151	2,167.040	14.350	7	40	59	88	7	40	83	68	156,852	139	91,960	8　畝	百合
喜美留	141	1,940.720	13.760	8	40	48	30		65	40				24,290	1　反	甘藷
国頭	235	2,520.340	10.720	11	27	44	7		100	129	268	7,000		252,220	2　反	〃
西原	81	1,654.710	20.420	2	18	10	8		20	15	110			139,280	2反3畝	〃
出花	57	258.450	4.530	16	35	8	8	3	24					42,410	5　畝	落花生
畦布	172	945.440	5.470	15	38	10	7	4	42	40				84,320	4　畝	
根折	108	701.090	6.490	14	51	30	25	3	90	52	90			70,360	6　畝	甘藷
玉城	202	2,624.360	12.990	9	74	40	17		120	80			11,136	131,970	7　畝	〃
内城	47	851.980	18.120	3	20	30	11	5	67	15	510			61,970	5　畝	大茎種
大城	100	395.330	3.950	18	15	10	6		48	12	400			56,620	5　畝	落花生
皆川	90	1,595.880	17.730	4	25	40	43		81	16	380	143,214	791	64,200	4　畝	〃
古里	101	1,514.150	14.990	6	30	20	34	4	43	30	1,481		1,900	105,700	7　畝	〃
後蘭	35	548.640	15.660	5	27	25	1		31	25	305			17,210	3　畝	
田舎平	56	618.850	11.050	10	20	35			29	30	60		220	50,690	1反9畝	大茎種、甘藷
永嶺	51	1,116.210	21.880	1	34	21	10		33	30	540			33,810	4　畝	甘藷、百合
瀬名	69	604.510	8.760	13	30	30	20	4	13	50	3,108			52,210	6　畝	甘藷
和泊村	2,063	22,973.210						41						1,337,700		
計	2,063	22,973.210	11.130		685	594	456		1,024	863	1,540	546,817	14,255	2,761,010		

第十三節　昭和初期諸事

一　昭和一新会

昭和二年八月六日、七日、八日の三日間にわたって、天皇陛下の奄美大島行幸がなされた。

八月六日、名瀬に上陸なされ、松本学鹿児島県知事、中島楽大島支庁長はじめ奄美出身各功労者および北大島、喜界島住民が奉迎した。七日は瀬戸内町古仁屋において南大島、徳之島、沖永良部、与論の町村長以下郡民がこぞって奉迎した。

天皇は瀬戸内の瀬相にて海中微生物御研究の後、八日沖縄へ行幸なさった。

天皇の行幸は奄美の歴史始まって以来初めてのことで郡民は非常に感激した。これまで、藩政以降長い間「島人（しまんちゅ）」と侮べつ的言辞をなげられ、自他ともにややもする

と僻遠の住民として卑下した気持ちが多少あったようであるが、これを機会に郡民二十余万は一斉に立ちあがり、大島支庁が中心となって「昭和一新会」を結成し、各町村に支部を設け、支部長に町村長が就任、町村議員、各団体代表、学校長らを役員として発足させた。

一新会は精神的、教育的要素の多い会で、各町村支部では八月六日と七日の行幸にちなんで、毎年八月六日あるいは七日のうち一日を行幸記念日として、昭和一新会の支部総会をひらいた。これは行幸当時の感激を新たにして、更始一新の気分を振興し、あわせて産業、教育、自治の進展を期するというもので、その主なる事業としては、精神作興、奉安殿の建設、納税義務の振興、村道農道の開設および修理、産業の奨励および研究、貯金の実行とその利用など七項目をあげていた。

特に、精神作興については、各町村ではその歴史を知ることによって自覚を高めるものとして、郷土史の研究熱が高まってきた。また先人の業績を表彰する記念碑を建てて住民の自覚を促すという計画も進み、町村では耕地整理事業記念碑や水路開拓記念碑を造ったところもある。

昭和六年二月十一日紀元節には、天皇・皇后両陛下の御真影が各小学校に下賜され、各小学校では鉄筋コンクリート造りの奉安殿を造り、教育勅語とともに奉安して、学校教育に影響を及ぼした。終戦後は御真影を奉焼したり、奉安殿も取こわさざるを得なくなり、魂のよりどころを失ったと嘆く教師たちもいたといわれる。

昭和六年には、大島郡教育会により、次の「奄美大島振興歌」が募集制定された。これは昭和十五年ごろまで全郡の小学校や社会教育団体等で機会あるごとに歌われたものである。

奄美大島振興歌　　作詞　北郷善良

一、大みめぐみに　よみがへりたる
　昭和の二年　肝に銘じて
　玉歩の跡を永久に飾らむ
　魂の奥　深くも醒めて
　二十余万の力を合わせ
　ふるひおこさむわが大島を
二、辺土の民をあはれみたまふ
　尊きみさとし高くかざして
　夕に省み　朝に励み
　勤倹治産業を興し
　二十余万の力を合わせ
　ふるいおこさむわが大島を
三、暴風怒濤これわが試錬
　孤島の苦しみ世に深くとも
　つらぬきとほせ大和魂
　天は自力の人をば助く
　二十余万の力を合わせ
　ふるひおこさむわが大島を
四、御稜威かがやくわが日の本の
　使命は重き奄美健児等
　新興の意気燃ゆるところに
　一新会の旗ひるがえし
　二十余万の力を合わせ
　ふるひおこさむわが大島を

二　経済恐慌

昭和四年、米国での株式暴落を契機に世界各国は経済恐慌に陥った。日本も同様で国内産業は不振におちいり、輸出産業も伸びず、農漁村の生産物は暴落また暴落、特に奄美諸島の基幹産業たる黒砂糖は、昭和四年に一斤七十七銭、五年は七十三銭五厘、六年は六十九銭六厘、七年は五十九銭五厘と暴落を続け、大島紬は一反平均値段、昭和四年には十四円八十七銭、五年には十四円四十一銭、六年には十三円十六銭、七年には十円八十二銭とこれまた暴落を続け、これがため倒産が相次ぎ、農地の少ない人たちや、運営資金のない人たちは、わずかの家財や農地を売り払って、阪神や京浜の工業地帯へ出稼ぎに行った。

しかしながら、阪神や京浜工業地帯も受け入れる企業が少なく、特殊な技術者以外は人手が余り、失業者が激増していった。当時の大阪市統計書によると、大阪における自立者以外の地方からきた単工、すなわち単純労働者の日給は、男子一日六十銭、女子四十銭、高等小学校卒業の女子は三十銭という状況であった。そして職を求めて職業紹介所の門に殺倒する失業者群は、新聞・雑誌をにぎわした。特に四国の阿波地方と奄美からの女子失業者群は多く、一定の職業のない女子は転々と飲食店やカフェー等に住み込み、転落する者が多かった。これら

の女子は「阿波くずれ」あるいは「奄美くずれ」などと、呼ばれていた。阿波とは四国を総称して使われていた言葉である。

関西奄美会はこういう「奄美くずれ」を防止して、専業につかしめようとする人々が集まって、指導に乗りだしたのであった。しかし集団指導はできても適当な職業がなく、かつ財源的に裏付けがないため救済は思うように進まなかったが、景気の回復につれて、奄美会の発展と指導で次第に解消していった。

当時の人口流出状態をみると、出稼ぎ者は増加の一途をたどっていた。昭和六年の満州事変を契機に満蒙開拓がはじまったので、阪神から満州や朝鮮あるいは台湾に進出し、定着して事業をなしそれぞれ活躍していた。

三　自力更生運動

昭和四年よりつづいた日本の経済恐慌は、昭和六年にさらに深刻となり、日本全国をあげて「なべ底景気」とよばれ、同時に奄美諸島では「蘇鉄地獄」と喧伝された。米を買う金がなく、食生活はすべて蘇鉄の実から幹まで粉にして食べるようになったので、蘇鉄地獄と自他ともに平然と言えるほどたがいにこれを当然としていたのである。

当時農林省が中心となって農山漁村の自力更生運動が起こった。内務省・農林省と県が一体となり、時局匡救運動がおこり全国各府県は一斉にたちあがった。鹿児島県でも一斉に自力更生運動を推進した。その第一段階として、失業救済のために土木事業が始まった。

昭和七年から九年までの大島郡に時局匡救事業、旱害救済事業費として百三十六万六千円が交付され、各町村では一斉に県道工事をした。これは三年間の時限法とでもいうべきもので、匡救事業は終わった。

各町村では、自力更正計画を樹立するように命ぜられた。昭和一新会の趣意を強力にすすめるとともに、増産貯畜を奨励し、報効農事組合の活動を積極的にすすめ、さとうきび・甘藷の増産共進会、堆肥共進会、畜産品評会を各校区ごとに春秋二回開かせ、入賞者に賞状や賞品を贈り、たびたび農道を整備補修し、各字では戸主会・婦人会・青年会を開き農事思想を普及するとともに五銭会・十銭会と貯畜会を開き、ご飯を炊くたびに猪口米と

称して米を杯一杯ずつ竹筒に入れて蓄えるなど精いっぱいの努力が続けられた。

昭和八年には世界的経済恐慌も薄らぎ、支庁の郡政要覧によると、黒砂糖の値段も平均一斤七十五銭一厘にもちなおし、九年には七十七銭三厘、十年には七十八銭六厘と上向きになり、大島紬も平均一反、昭和八年には十二円三十七銭、九年には十三円五十九銭、十年には十四円と値が上がるようになり、住民の蘇鉄地獄は一応消えた形となったのである。

県史五巻によると、当時大島郡では黒糖消費税の免税を政府にたびたび陳情したが、政府は免税はせず、昭和三年以降免税相当の国庫補助金を交付した。これを財源に「大島郡産業助成五ヶ年計画」を樹立した。その補助金は昭和四年から八年までの五年間で、糖業奨励金として百万八千円、産業助成金として六十四万六千円を交付されたが、それでは不足であるとして、さらに一年間延長した。

大島支庁、郡勢要覧によると、自力更生のため、昭和八年に鹿児島県は農山村経済更生計画を樹立実行させるため、郡内二十一カ村より毎年一カ町村ずつを選抜指定し、経済更正計画を樹立させ、昭和八年の実久村に続いて九年は宇検村、十年は東天城村・天城村と指定したが、十年度より大島振興計画によって実施した。

四　大島郡振興計画

昭和九年で時局匡救事業や産業助成事業が終わるので、せっかくこの予算で本郡の道路・港湾・耕地などの施設整備が進められながら、途中で打ち切られるのは大島郡にとり大きな問題であった。そこで、大島郡の恒久的対策を樹立する必要が郡民の声として強く叫ばれ、大島郡振興計画が樹立されるにいたった。鹿児島県は振興計画を策定して政府に提出した。政府は郡民の要望に答えて昭和十年度から十九年度までの十年間で、事業費総額一千八百万円を計上した。これには国費ばかりでなく県費も含まれているのである。その総事業に対する割合は、鹿児島県版「奄美群島復興・振興の成果」によると、教育費二・五%、産業振興費〇・三%、経済更生費一・九%、農事糖業費十三・一%、畜産改良費二・四%、水産振興費四・三%、林業改良費四・八%、蚕糸業振興費

五・六%、土木費四十一・二%、工業振興費三・五%、保健施設費一・四%、大島支庁臨職費一・三%、通信施設改善費〇・三%その他となっていて、道路港湾の新設改修の土木予算が最高で、土地改良、基幹産業である農事糖業費の順になっている。

この振興計画は、これまでの国の助成事業になかった教育・衛生・交通・運輸などの基礎的施設にも助成されるようになった。

大島郡振興計画は昭和十年を初年度として実施されたが、十二年七月から支那事変が起こり、十六年十二月太平洋戦争と戦争が激化したために、国の財政支出は大きく減り、当初計画の三十六・四%の六百五十八万円達成されただけで、最後は戦災で壊滅的打撃を受けて終戦となった。

この計画の当初予算に対する達成比率は、もっとも実積をあげたのが農事糖業費八十・三%で、次に蚕糸業振興費五十九・三%、畜産改良費五十七・一%、工業振興費が五十六・七%、林業改良費五十四・九%、経済更生費五十二・五%、水産振興費四十二・七%、土地改良費二十四・四%、土木費二十二・六%、保健施設費七・五%が達成されている。他に当初計上された教育・大島支庁臨職・通信施設改善には助成がなかったとみえて「奄美群島復興・振興の成果」には記していない。

このように、当初土木費や土地改良費が最高に計画されたものが、戦争遂行のために物資が不足して産業費に多く助成され、産業振興に大きな役割をした。土木費は国道・県道の開通、名瀬・亀徳港の改修があって、ほかに通信関係予算で奄美五島航路、与論那覇間航路、与路請島古仁屋航路に補助があった。この奄美五島航路補助によって、汽船は七百トン以上、速力は毎時九海里以上、月五回以上とし、島ごとに汽船発着港が指定された。

このほかに振興計画予算は、県では特別会計として審議はしたが、港湾関係の内務省土木関係予算に限って内務省が直轄して支出、工事現場に出張所を設けて国営で施行し、名瀬港・亀徳港の防波堤、和泊港の新設がなされた。

大島郡振興計画のような大計画は、戦争、軍政下という悪条件のため中断はしたが、復帰後さらに復興事業の基礎となり、振興開発事業へと発展していくのである。

五　共通経済

大島郡は鹿児島県に属しながら、明治二十一年（一八八八）から県財政と大島郡財政は分離されてきた。これを大島経済といった。経済分離の動機は大島郡は民情、風俗を異にし、地方税支弁にかかる事業の上においても、県本土と異なるというほかに、当時県本土においてはばく大なる費用で道路開設の事業を続々とすすめていたので、なんら恩恵を受けない大島郡民にその税の負担をかけるのは忍びないという理由で経済分離が行われてきたのであるが、昭和に入り大島経済が疲弊するにいたり、県本土と同様に引きあげるために、大島経済を県の経済と共通にすべしとの世論が高まり、昭和十六年度から、県と大島郡とはじめて一本化した共通経済となったのである。

〇　参考文献　「伊仙町誌」

第九章　太平洋戦争時代

第一節　議会

議員名簿

昭和十五年六月～二十一年七月　定数二十五人

市来政興(泊)　有川貞辰(泊)　市来政敏(泊)　陽　兼生(泊)
東　忠人(和)　前　久茂(和)　川辺隆熊(手)　逆瀬川助直(手)
和　中秀(喜)　伊地知季蔵(喜)　喜　利徳(喜)　池田池富(出)
永吉池治(畦)　先田先業(国)　深見富方(国)　東　一熊(西)
撰　正隆(根)　中山前福(玉)　栄　新熊(玉)　中原春吉(皆)
重村中信(古)　沖　蘇廷賢(内)　平　島弘(後)　徳田前安(永)
瀬川前吉(瀬)

任期中の欠員次のとおり。応召―有川貞辰。戦死―池田池富。死亡―東一熊・喜利徳・先田先業。その他―重村中信。

(注)　戦時体制の一環として議決機関の範囲が縮小されるとともに、市町村長の就任には県知事の認可が必要となった。

第二節　沖永良部駐屯部隊

一　守備隊駐屯の経緯

日米の戦雲急を告げるに及んで、昭和十六年（一九四一）九月に、奄美要塞守備のため第六十要塞歩兵隊が、古仁屋に創設された。この部隊は、鹿児島歩兵第四十五連隊補充隊で編成された西村大尉を隊長とする歩兵四個中隊であった。

十六年十二月八日に日米が開戦し、次第に戦争が激烈になり米軍が南洋方面に迫るや、十九年（一九四四）五月に、奄美守備隊として球第三十二軍の独立混成第六十四旅団が編成された。旅団長は高田少将で、独立混成第二十一連隊長が井上大佐、同二十二連隊長が鬼塚大佐で、徳之島大和城山を中心に展開した。

十九年六月十二日、第二十一連隊の第三大隊（隊長吉

岡勝少佐）の第七中隊（隊長藤田大尉）と第八中隊（隊長清木中尉）が、沖永良部島守備隊として派遣されて和泊に駐屯し、当座は各学校に宿営した。第六十要塞歩兵隊から要塞第二十八中隊に改編され、さらに、独立混成第二十一連隊の第三大隊に編入されて、引き続き古仁屋に駐屯していた第九中隊（隊長久木留大尉）は、遅れて八月二十一日に、沖永良部守備隊に加わり、さらに大隊副官和田中尉以下百三十名が十一月四日に到着して、沖永良部守備隊はその陣容が整った。

二　高田旅団長の巡視

十九年八月十六日に、高田旅団長の沖永良部島巡視が行われ、第二十一連隊本部の有川中尉が随行した。旅団長は南洲旅館に投宿し、十七時から地方側（民間人）を招待して懇談した。これに先立って昼間、旅団長は南洲神社ならびに高千穂神社を参拝して、神のご加護による島の安全を祈願した。

十七日は、越山、大山の陣地を視察後、知名国民学校で講演し、十八時から和泊で、地方側の招待を受けて懇談し、同夜は、沖夏（元綱夫人）宅に宿泊した。

十八日は、喜美留、国頭、西原方面を視察後、和泊国民学校で講演し、戦局を説き、町民の軍への協力に感謝した。聴衆約千人で盛会であった。同夜は池里（有川中尉宅）に泊った。

二十日は、和泊国民学校において開催された将校団の慰安会に出席され、二十一日、巡視を終えて徳之島の司令部へ帰隊した。

奄美守備隊の兵は、山口県・鳥取県で編成され、門司港を出発して八日目にやっと奄美大島に到着したので、てっきり南洋の島に来たと思い、ここの土人は日本語を話すと驚き、島民を軽んずる風があった。高田閣下は、島には私の叔母や親類がいるし、私よりも偉い人々が沢山輩出していると聞かせていた。今回の巡視で、沖家や池里に泊ったのも、そういう配慮があったからであろう。（註―操松と沖夏は閣下の叔母で、操坦道、有川とよ、沖元達、沖カネは従兄弟である。）

この島を愛する気持ちは終戦時にも発露した。米軍が、奄美地方を北部琉球であると主張して、沖縄と一括して処理しようとしたのに対して、閣下は、命を賭して抗弁

拒絶して、ここは鹿児島県であると主張して一歩も譲らなかった。これが、奄美大島が沖縄より一足先に祖国復帰できた一因であると思われる。

三　守備隊の編制

十九年（一九四四）七月二十八日に、現地召集が行われて、守備隊の総員は六百余名になった。兵の出身地は、第七中隊は山口県六十五名、沖永良部六十五名、与論二十六名、郡内他島十名、将校下士官二十四名の計百九十名。第八中隊は、島根県の第二十連隊で編成されたので、島根県が主力で、現地召集兵約五十名。第九中隊は、三分の一が鹿児島県、三分の二が宮崎、大分県で、現地召集兵が約三十名。この他に、機関銃隊と野砲小隊があった。また、現住民で組織する防衛隊員が約三百名いて、陣地構築などに協力した。

武器は十分な装備がなく、数門の野砲、重機関銃と、各中隊の軽機関銃、擲弾筒、歩兵銃、手榴弾などで、対戦車爆雷はダイナマイトを探してきて手製した。防衛隊は、玉城の黒瀬鍛治屋で作った粗末な槍で装備し、槍の訓練に励んだ。

食糧も、和泊丸沈没後は輸送が途絶して、米は底をつき、カライモ、ズイキなど現地産物だけに頼る状態であった。

四　隊長の交替

二十年一月二十九日吉岡守備隊長が、徳之島の本隊へ打ち合わせに行くとき、母間沖で敵機の銃撃を受けて戦死したので、第九中隊長久木留国夫大尉が守備隊長となり、平中尉が第九中隊長になった。その後、五月三十日に久木留隊長が病死したので、第七中隊長藤田彦治大尉が守備隊長になり、第七中隊長には、連隊本部から有川中尉が六月二十七日付けで赴任した。

五　陣地構築

敵の上陸攻撃に対しては、上陸の際の混乱時に、水際で撃滅するのが最良である。しかしアメリカ軍は、豊富な物量にまかせて、上陸地付近を地形が変わるほど猛烈に砲爆撃した後に、上陸を敢行するので、海岸や平地での邀撃は不可能なので、越山と大山に、洞窟陣地を構築することにした。

住民や防衛隊の絶大な協力によって、戦車壕・攻撃用交通壕・抗道式陣地・機関銃や野砲の掩蓋陣地・蛸壺および兵の待避洞窟などができた。（有川隊陣地図参照）

作業中は、「二万五千の里人と共に築きし防禦陣、アー越山や大山の守りは堅し守備部隊」と歌って士気を鼓舞し、かつ住民に感謝した。

しかし、コンクリートを使用した堅固な陣地ではないから、敵の砲爆撃の直撃には耐えられない。二十年（一九四五）四月一日に、敵が沖縄に上陸以来の戦闘経過を見ると、玉砕を覚悟しなければならなかった。死力を尽くして敵に大きな打撃をあたえるため、戦車爆破用の爆雷を作った。それは和泊港で座礁沈没した輸送船から引き揚げたダイナマイトを、二十センチ立方の木箱に詰め、火縄を付けたものであった。一兵一戦車破壊の訓練をし、戦車が来襲しそうな内城入り口の三さ路など数ヵ所に、戦車肉薄攻撃陣地も構築した。

各中隊の守備分担地域は、大体越山の東と東北方面を第七中隊が、北西と西方面を第八中隊が、残りの世之主神社付近から内城入り口方面までを第九中隊（松延小隊は、大山の海軍に協力して頂上付近に布陣）が守備した。

世之主神社付近谷間に、医務室、第八中隊、第九中隊、機関銃隊、野砲隊などの待避洞窟が三十ぐらい、第七中隊の洞窟が楠谷付近に十五ぐらい構築された。

敵機の偵察に対しての射撃は禁止していた。射撃することによってわが陣地を敵に知らせることになるし、射撃すると、それに対して百倍の反撃で徹底的にやられ、住民にも危害が及ぶからである。大山の海軍基地が散々な目に会ったのがその例である。

六　医療活動

十九年六月、守備隊が上陸した当初、和泊に屋根も壁も茅で造られた部隊医務室と療養所が設置された。軍医平井中尉・桑原少尉と山元曹長以下衛生兵五名が勤務していたが、療養所は毎日たくさんの病人で多忙であった。

主なものを取り上げると、二十年三月一日、中等学校受験生の乗った機帆船が、和泊港出帆間際に敵機の機銃

治療手当ての助手として、女子青年衛生隊を組織し、軍医平井中尉、桑原少尉が生理衛生・伝染病・一般疾病の予防や治療法を教育し、包帯術や担架法などを指導実習させて、各中隊に配属した。隊員の熱心な学習によって相当な成績が上がった。

七　終戦

十九年十月十日の南西諸島空襲を皮切りに、二十年四月一日の沖縄上陸に伴って、空襲はいよいよ頻繁となり、敵機が空をわがもの顔に乱舞して、各地で犠牲者が続出する困難な状況になった。住民自身食料不足している中から、唐芋や野菜を供出し、農作業は夜間にして、昼間は陣地構築から薪運搬などの雑用まで必死に協力し、軍民火の玉となって島の防衛に全力を尽くした。しかし、八月十五日無惨にも敗戦に終わった。

九月二十六日、守備隊長が、各学校の御真影を越山に集めて、焼き奉ったのは誠に恐懼（きょうく）の極みであった。

終戦後間もなく、旅団司令部から中溝中佐が来て、米軍に武器弾薬を引き渡して海中に投棄した。その武装解除の際、有川大尉の十五センチくらい伸ばしたアゴヒゲが珍しかったらしく、米軍将校が、写真を撮りたいが差し支えないかと承諾を求めたので驚いた。米軍は鬼畜といわれていたのに、敗者の人権を尊重して礼をつくしたからである。元来このヒゲは、戦死したときに死体が有川大尉と分かるようにと伸ばしたのに、とんだ結末になった。

この人権を尊重する米国の民主主義が、今日の日本の繁栄につながり、国民の八十パーセントが中流意識を持ち、平和な生活を楽しんでいることや、和泊町民の文化的な豊かな暮らしを見ると、あのとき玉砕せず無条件降服して良かったと、感慨無量である。

九月十六日の台風で、民家が被害を受けたので、住民への恩返しの気持ちで、兵は毎日その復興と農業の作業を手伝った。

現地兵は、十月二十日に召集を解除し、部隊は輸送船の都合で、十一月三十日、小米港から引き揚げた。後には、有川大尉と兵数名が残り、残務処理して、十二月三日召集解除された。

終戦時の将校

守備隊長　藤田大尉　　副官　和田大尉
第七中隊長　有川大尉　　第八中隊長　清木大尉
第九中隊長　平中尉　　機関銃隊長　原田大尉
野砲小隊長　岩崎中尉
軍医　平井大尉　桑原少尉
その他の将校
河野中尉　山根中尉　浅野中尉　小野中尉
弘野中尉　藤村少尉　植村少尉　松延少尉

沖永良部守備隊の歌

上村　義男　作詞
武田恵喜秀　作曲

一　神武のむかし東征の
　　たけき心をうけついで
　　ここ南西の島のうえ
　　守りはかたし守備部隊

二　死なばもろともいつとても
　　明朗なれとおしえたり
　　この隊長をいただきて
　　血もて守らん沖永良部

三　二万五千の里人と
　　共にきづきし防禦陣
　　ああ越山や大山の
　　山河あらたに生気みつ

四　祖国の急にえらばれて
　　この島守るつはものぞ
　　うちてしやまん大和魂
　　よせくる敵をいざうたん

五　ゆるがぬとりで守りては
　　君が辺にこそ花と散れ
　　ああ南海の朝風に
　　その名かがやく守備部隊

沖永良部守備隊の歌（神武の昔）

上村義男 作詞
武田恵喜秀 作曲

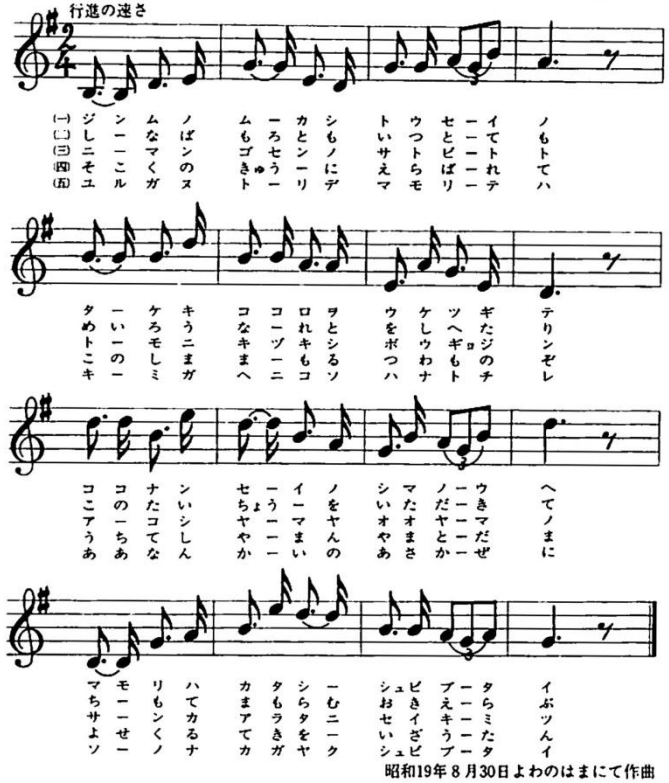

有川隊（第7中隊）陣地

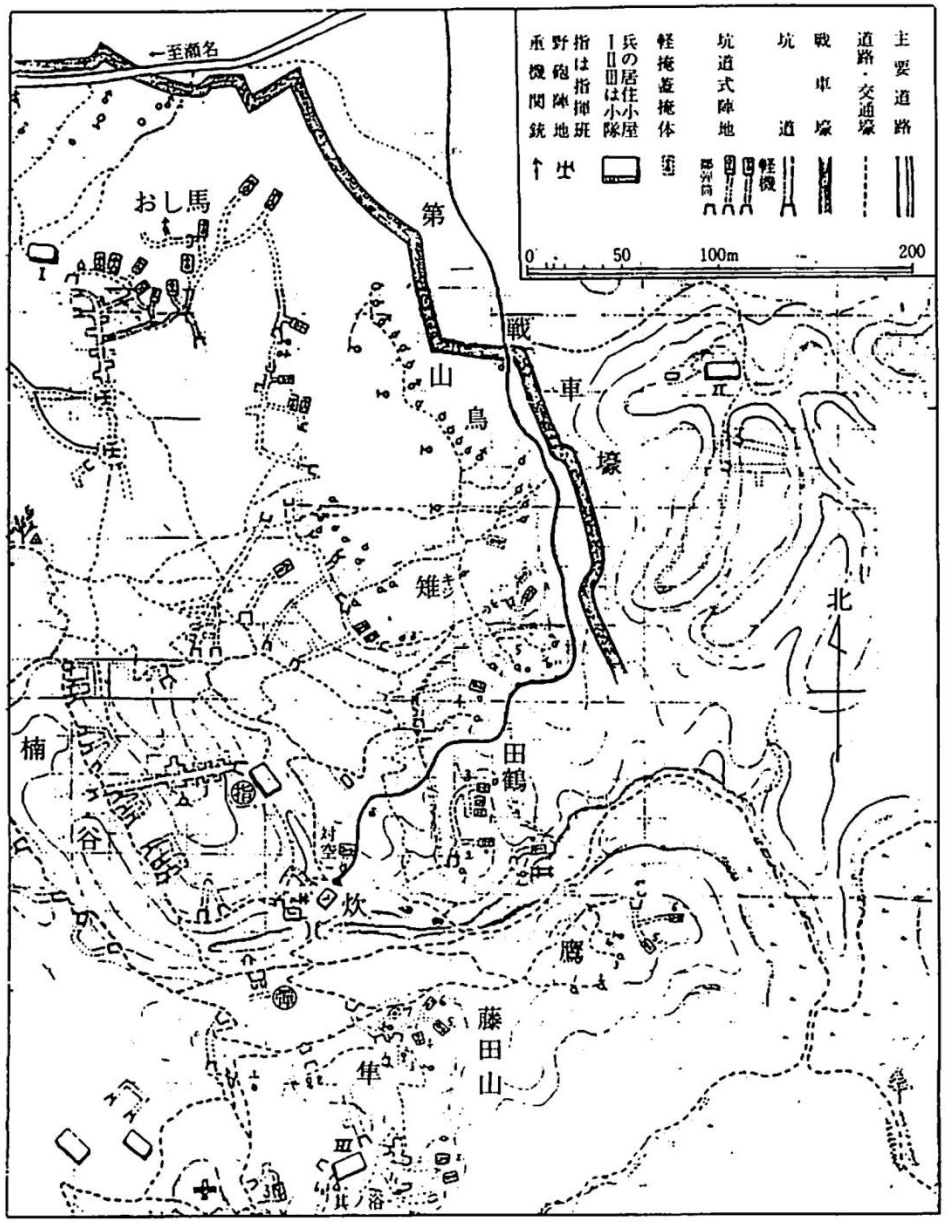

第三節　戦争災害

一　昭和十八年（一九四三）

十一月五日、午後六時十分ごろ、米潜水艦一隻によって、小米港約ニキロの沖合いより、小米市街地へ二十数発の砲撃があり、即死一人、負傷一人、被害家屋四棟に及んだ。これが本島での最初の敵襲である。そのため七日まで灯火管制をし、海上警戒を厳にした。

二　昭和十九年（一九四四）

十月　十日　午前七時、空襲警報発令。
喜美留の「マハダグムイ」沖に停泊中の輸送船六～七隻めがけ、グラマンニ機で空襲、幸い撃沈されたものはなかった。午後三時ごろ、空襲警報は解除された。
沖縄方面に爆音あり。米国機動部隊、沖縄付近に来攻の報を受けた。
十二日　空襲警報発令。
十三日　空襲警報発令、午後六時解除。
十七日　空襲警報発令。
＊役場は十月中に和字の和野さん宅に疎開。
前後して、農協、郵便局、警察、和泊国民学校も和字に疎開。書類保管のため、防空壕を掘ったり、ソージゴーの山に、簡単なかやぶき家を建てたりした。
十二月十九日　空襲警報発令。
二十二日　大城校で部隊葬あり。

三　昭和二十年（一九四五）

一月　九日　警戒警報発令。
二十二日　十一時五十分、空襲警報発令。十三時敵戦闘機三、爆撃機五機来襲。被害なし。沖縄島へ百三機、喜界、徳之島、大島本島へ三十五機内外来襲。輸送船、港湾、飛行場、市街地等に被害を受く。
吉岡部隊長、徳之島よりの帰途、亀津沖で機銃弾を受け、戦死す。
二十三日　十四時、空襲警報解除。
三十日　グラマン四機で初空襲あり、北東より進入。監視哨から大隊本部に「撃つか」と照会したら「撃つな」とのことだった。
二月十四日　午前十時、空襲警報発令。
十五日　午後三時、空襲警報解除。
十八日　午前十一時警報なしに敵双発機来襲。輸送船を爆撃す。
三月　一日　午前八時、米艦載機十四機来襲。島内各所襲撃一時間にわたる。
和泊沖船舶泊地（フーグチ）に停泊中の輸送船四隻をグラマン四～七機で襲撃す。輸送船乗客の前田池義医師、梶原冬さん、受験のため上鹿予定の内城小六年後蘭の平忠彦君、和泊小高二喜美留の伊地知ユキさんほか数名死亡す。
午後再び来襲。和泊青年学校全焼し和泊、手々知名で火災。畦布北アタイで炎上するも消し止む。島尻、正名、田皆の民家炎上す。
午後艦砲射撃もあり上手々知名で二棟焼失す。
六日　午後二時半、日本陸軍戦闘機屋子母海岸に不時着す。
十五日　敵機来襲。
二十日　グラマン機が皆川、古里を銃撃す。
二十三日　午前七時、空襲警報発令。
米軍沖縄作戦開始。
二十四日　砲声沖縄島付近より終日聞こゆ。
敵機来襲。和泊・喜美留で火災を生じたるも消し止む。
艦砲射撃を受け喜美留の喜ハルさん宅全焼。山本新森さん宅屋根の一部焼失。
国頭校およびその周辺に二百五十キロ爆弾八個投下あり。同じころ和泊の与名原平の農協倉庫と道一つ隔てた南側の畑に二百五

十キロ爆弾の投下あり。また内城校北側の田圃にも爆弾の投下があった。いずれも人畜の被害はなかった。

二十五日　本島各地襲撃を受く。
敵は二十三日慶良間列島の一部に上陸せり、という。

二十六日　朝より敵機来襲。南東海上に砲声聞こゆ。

二十七日　敵機各地に来襲。和泊二百五戸炎上。国頭四戸、永嶺八戸、機関砲・焼夷弾投下、晴天続きにて炎上す。

二十八日　敵機来襲。沖縄方面より砲声終日聞こゆ。

二十九日　敵艦四隻沖縄方面より現れ、本島南海上を哨戒す。砲声いんいんと沖縄方面より聞こえる。敵機たびたび来襲。

三十日　敵機来襲。砲声沖縄より聞こゆ。
敵艦四隻南海面を哨戒す。

三十一日　敵機来襲。夕刻大部隊の空軍西南海上に去る。砲声沖縄方面より聞こゆ。
敵艦四隻本島南方海上哨戒の様なり。
夜間日本機と米艦との戦闘あり。

＊三月下旬から四月上句にかけて「よくも弾丸があるものだ」とか「もう沖縄には人間は一人も生きていないぞ」と思うくらい、艦砲射撃が激しかった。その艦砲射撃もいくらか下火になってくると、特攻機による敵艦攻撃がはじまる。

四月　一日　米軍はついに沖縄に上陸したという。（約十八万とか）

四日　早朝より与論島周辺に艦艇出没し哨戒の模様。十時ごろ駆逐艦らしき二隻大山基地を砲撃す。その後駆潜艇二隻が、沖永良部島を一巡しながら艦砲射撃を加えた。
国頭校も艦砲射撃を受けたが、砲弾は北側の土手に当たり、建物に被害はなかった。

五日　昨日に続き本日も、駆潜艇は島を巡り砲撃を加えてきた。
敵機より爆弾投下あり。和泊校大部分火災炎上す。国頭字に被害あり。大城校第一回目の機銃掃射を東・南校舎に受く。

七日　敵機来襲するも投弾せず。
敵哨戒艦、与論島東西海面に各一隻ずつ終日現る。哨戒の模様なり。

午後四時ごろ、友軍特攻隊二百機余り南方へ飛ぶ。

八日　早朝より敵機本島上空警戒。午後与論島東方に哨戒艦現れる。午後二時過ぎ和泊に爆弾投下あり。

九日　敵機来襲するも投弾せず。敵哨戒艦、南の水平線上に三～四隻現る。
南方水平線の彼方で空中戦あり。

十一日　与論島西方海上において敵艦二隻、黒煙をあげながら沈没す。
友軍双発爆撃機一機、グラマン四機の攻撃を受けながら北方へ飛び去る。

十二日　与論島空襲の模様にて、盛んに黒煙あがり、敵機上空を旋回す。

十三日　与論島付近の地平線上に、敵哨戒艦六隻終日現る。
グラマン機旋回す。

十四日　与論島は空襲の模様にて黒煙のあがっているのが見える。敵機上空を旋回す。

十五日　午後一時半ごろ空襲あり。知名方面燃える。
役場全焼の由。
大城校銃撃を受く（二回目）。東校舎燃えず。

十六日　午前十時、友軍爆撃機出動し交戦あり。
午後、グラマン海上哨戒す。

十八日　午後、シコルスキー四機編隊が後蘭の田志木名俣から南方へ。田植準備のため苗取り中の人々目がけ銃撃した。幸い人に被害はなかったが、後蘭の平島弘さん宅茅葺き屋根が炎上したが消し止めた。西島仁さんの飼牛が銃弾で斃死した。
当日は赤嶺、久志検でも空襲による、死傷者が出た模様である。

十九日　早朝来、敵機来襲。
午前十時ごろ、知名校空襲を受く。

二十日　敵機来襲。屋子母の西方面、空襲により五十四戸焼失。

二十二日　早朝来、シコルスキー十二機来襲。午後四時再来襲。正名、屋子母、知名に被害あり。

二十三日　シコルスキー来襲。

二十六日　大城校機銃掃射を受く。本校舎、三回目。
二十七日　敵機来襲。
二十八日　敵機来襲。
五月　九日　敵機来襲。大城校本校舎に機銃弾を受く。
これで四回目。幸い炎上せず。
＊連日のように民家を機銃掃射していた敵機も、四月下旬ごろから作戦を変更したのか、五十キロ爆弾、百キロ爆弾、時限爆弾等を投下するようになり、ロッキード機や他の双発機の単機による低空爆撃が目立つようになった。朝六時ごろ、沖縄を基地とするB24、B29の重爆撃機の大編隊が戦闘機の護衛なしで北上するのが何日も続いた。またB29の編隊が沖永良部上空を北へ飛んでいくのが見えるようになった。
敵機が二機ずつで三層になり、終日沖永良部上空を旋回し、また北海岸の瀬名、ハン崎の黒瀬をめがけて、編隊で日に何回となく繰り返し爆撃をする日が続いた。黒瀬を軍艦と見間違っているのではないだろうかとか、爆撃の練習をしているのだろうなどと話したものであるが、爆撃目標を想定して爆撃訓練をしていたのかもしれない。
それにしても惜しげもなく投下する爆弾!!物量の豊かさを誇示するかにも見え、ねたましい限りであった。
この黒瀬を軍艦岩などと呼称するようになったのはこれによるのである。
沖縄戦の不利が報ぜられるとともに、五月には敵軍の沖永良部上陸が伝えられ、それを想定し、それに備えて、越山の周辺やその他主要な箇所に戦車壕を掘ることになったが、その作業はほとんど夜間だった。その作業中に照明弾や曳光弾等の投下があり不気味なものだった。
十六日　敵機来襲。大城校機銃撃を受く。五回目。
二十二日　敵機来襲。B29三機編隊の一機が瀬名の阿美川の一軒家大山さん宅を銃撃し、大山中興氏、市来ツルさん（二十六歳）即死す。
二十六日　敵機来襲。大城校西校舎、小使室、便所等に銃撃を受く（六回目）。
六月　六日　敵機哨戒中銃撃なし。
七日　夜間各所に照明弾や曳光弾を投下す。爆弾

投下せし模様。
沖縄島彼我激戦中なりという。
八日　敵機数次にわたり飛来す。夜間東方に爆発音あり。
九日　敵艦載機シコルスキー終日哨戒。
沖縄南方地区激戦中なり、と。
十日　敵機の爆音絶えず。正午ごろ空中戦の銃音聞こゆ。
十七日　敵機来襲。
十九日　敵機来襲。知名校に爆弾投下。
二十三日　沖縄戦終わる。（牛島司令官摩文仁で自決）
七月　七月になって敵機は「大東京上陸五分前」などの宣伝ビラをまいた。
五日　敵機来襲。戦闘機の銃撃により知名青年学校全焼す。
六日　敵機来襲。大城校全校舎銃撃を受くるも炎上せず。（七回目）
八日　敵機来襲。大城校銃撃を受く。（八回目）
十六日　敵機来襲。大城校西校舎銃撃を受く。（九回目）
十七日　敵機来襲。大城校西校舎銃撃を受く。（十回目）
二十一日　夕方B29が来襲し、手々知名付近に爆弾や空中で炸裂する爆弾を投下した。沖元綱屋敷の防空壕に避難していた六人のうち五人が爆死した。すなわち、大坪盛茂氏スギ夫妻、有川タキ、ヨシエ母娘、柴清則（通称ヘーグワジヤジヤ）の五人である。有川カネさんが一人生き残った。
また、手々知名の小字ビシジョウ付近で、谷元義和さん、伊集院周熊さん、川辺隆泉さん（通称ヤグ）、内間久善（通称カナ・四十一歳）さんらが死亡した。
手々知名のタガミ屋（上別府氏宅）に艦砲射撃を受けた。
その後敵機の哨戒は少なくなり、それに比し、重爆撃機の大編隊が北上する日が続いた。また夜間、沖縄から軍人が小舟で来るようになった。
八月十五日　終戦詔書の玉音放送があったが、軍部は事

町村名＼区分			人物危害				住宅危害				非住宅危害			
			死	行方不明	傷	計	全潰焼	半潰焼	計		全潰焼	半潰焼	計	
名瀬	一一	—	二六	三七	二、九七九	戸	八六	戸	三、〇一三	戸	三八一	三八	四一九	棟
三方	三三	—	一九	五一	五四四	六	三	一四	五五〇	二七六	八	二八四	棟
大和	一四	—	九	二三	四五九	三	八	二三	四六一	三七一	—	三七一	棟
宇検	一五	—	一九	三四	二三〇	八	二三	一一五	二三八	一一五	六	一一二	棟
西方	六	—	五	一一	一四一	二三	一四七	二五	一六三	一四七	一七二	棟
実久	五	—	六	一一	三三四	一三	三四七	八〇	三四七	八〇	棟
鎖西	一二	—	七	一九	五三二	一四	五四六	九九一	五四六	九九一	六八一	〇五九	棟
古仁屋	九	—	十八	二七	一、〇三一	五四	一、〇八五	五三五	一、〇八五	五三五	五三五	五三五	棟
住用	一二	—	一二	一二	一五一	八	一七	一六六	一五九	一六六	一六六	一六六	棟
竜郷	七	—	十三	二〇	二二五	一七	二一	三〇	二四一	三〇	六一〇	三〇	棟
笠利	五九	—	一六	七五	三五七	二一	三七八	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	棟
喜界	六四	—	二八	九二	一、〇七〇	九〇	一、一六〇	一、四四九	一、六五八	二〇九	一、六五八	一、六五八	棟
早町	四七	—	五〇	九七	一、〇四七	一〇〇	一、一四七	一、六八一	一、六八一	一、六八一	一、六八一	一、六八一	棟
亀津	二八	一二八	一一	一六九	七三六	一四	七五〇	六三九	六三九	六三九	六三九	六三九	棟
東天城	一〇	三八	二	五〇	一七九	一	一八〇	—	—	—	—	—	棟
天城	四五	—	一八	六三	四二五	三	四二八	七五	一八七	一八七	七五	七五	棟
伊仙	一八	—	一七	二五	一二八	六一	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	一八七	棟
和泊	一九	五	一三	三七	三四一	二五	三六六	一四五	三六六	一四五	一四五	一四五	棟
知名	一三	—	一六	三九	一、一〇八	一三	四二一	—	一、一二一	四五二	—	—	棟
与論	四	—	六	一〇	四五二	—	二五二	五七	三〇九	三〇九	—	—	棟
十島	二〇	—	一〇	三〇	二五二	五七	三〇九	—	三〇九	—	—	—	棟
計	四六一	一七二	二九九	九三二	一二、六六九	六一六	一三、二八五	八、〇九九	三八一	八、四三三				

「大島郡戦災風水害復旧戦後緊急対策資料」による。

の重大さに驚き、これを秘めて発表しなかった。当時沖永良部の民間にはラジオもなく終戦を知らなかった。徳之島からの帰還兵を脱走兵と間違える一幕もあった。終戦が発表されたのは八月二十八日である。

第四節　戦死者芳名録

日清戦争および日露戦争で、出征し、戦死された方々が和泊町にもおられる。

太平洋戦争でも和泊町から数多くの人々が、現役軍人・応召兵または軍属として出征し、各地の戦線で戦功をたてた。そして数多くの軍人が、祖国の弥栄（いやさか）を念じ、また故郷沖永良部の山河や、肉親の姿を思いおこしつつ、南方の海に島に、また大陸の曠（こう）野に散華した。

これらの勇士の英霊は招魂社に葬られ、越山頂上に戦没者慰霊塔が建立され、遺族会を中心に毎年春秋二回祭典が行われている。

ここに日清戦争以来の戦死者の芳名を謹写し。英霊を永遠に弔うことにしたい。

一　日清戦争戦死者（二名）

玉江友鶴　手々知名
陸軍憲兵上等兵　明治二八・一一・一八　於台北

前原大屋富　西原

二　日露戦争戦死者（十名）

（戦没者名）	（字名）	（階級）	（戦死場所）	（戦没年月日）
伊集院周長	手々知名	上等兵	遼寧	明三七
中田　東友	国頭	伍　長	遼陽首山堡マエウトン	
山田　前沢	根折	上等兵	娘子街	明三七・一〇・一一
撰　正仲	根折	上等兵		明三九・九・二三
玉野　島信	玉城	上等兵	満州	明三八・三・三
松元　西美	玉城	上等兵	遼陽首山堡	明三七・八・三一
中原　安隆	皆川			
豊山　保徳	内城	伍　長	遼陽	
瀬川　川弘	瀬名			
野村　池吉	永嶺	上等兵		

三　太平洋戦争戦死者名（六百六十三名）

（戦没者名）　（籍階級）　（戦死場所）　（戦死年月日）

○　和泊　（七十六名）

有川　光彦　陸・少　尉　自宅　二三・四・二五
有川　芳賀　陸・軍　属　秋田県　二〇・七・二八
有川　芳賢　陸・軍　属　日本海東北　二〇・七・二八
有川　　勇　海・三空曹　東支那海　二二・八・一九
浅川　国明　海・上水兵　東支那海　一九・九・二七
安藤五十一　陸・上等兵　関東省　二〇・八・二五
阿部　直吉　海・軍　属
伊集院饒三　陸・上等兵　ニューギニア　一九・五・一九
伊集院義郎　陸・伍　長　ルソン島　二〇・一・二八
伊集院光季　陸・大　尉　硫黄島　二〇・三・一七
伊集院重綱　海・軍　属　マニラ沖　一七・一一・一八
伊東　吉兼　陸・兵　長　ブーゲンビル島　一九・四・一七
伊村　中勝　陸・兵　長　ルソン島　二〇・三・八
伊地知　正　陸・少　尉　山東省　一九・二・一四
市来　敏夫　陸・伍　長　ルソン島　二〇・三・一
磯部　安盛　陸・上等兵　西部二七八二部隊　一七・九・二三
撰　重吉　海・二兵曹　長崎　二〇・八・二九
撰　正己　陸・上等兵　広西省　一九・一二・二〇
撰　正道　海・軍　属　本島南西海域　一七・三・二七
撰　正之　陸・伍　長　ルソン島　二〇・一・三〇
撰　初明　海・一兵曹　南洋諸島　一九・二・六
撰　正盛　海・軍　属　本島南西海域　一八・二・三
撰　正介　陸・上衛兵　フィリピン　二〇・二・二六
沖田　義雄　陸・准　尉　支那　一六・一二・八
岡元　盛里　陸・軍　属　南洋諸島　一八・一一・一九
沖野　中保　海・上兵曹　バリックパパン　二〇・一二・一五
川　　進吉　海・（嘉義丸船長）　笠利沖　二〇
川畑　実満　陸・上等兵　自宅　二五・一一・一一
川畑　種鷹　陸・少　尉　沖縄　二〇・五・二三
川畑　節雄　陸・伍　長　ボルネオ島　一九・五・一一
川畑　忠義　海・兵曹長　南洋群島　一九・二・一
加納　純義　海・軍　属　黄海　二〇・五・一
加納　純憲　海・軍　属　唐津沖　一八・一〇・二八
加納貞四郎　海・軍　属　一七・九・一七

門松　経春　海・軍　属　南太平洋（ボルネオ島タロキナ）　一八・四・一五
坂元　盛勝　陸・伍　長　一九・三・八
栄　　正経　海・軍　属　本州南方海　一九・八・四
島　　重雄　陸・伍　長　熊本陸軍病院　一八・三・二〇
重信　六郎　陸・医少尉　自宅　二三・四・八
瀬川　浦利　陸・兵　長　ボルネオ島　一九・三・二四
菅村　為彦　海・少　尉　ニューギニア島　一八・八・一九
谷山　道政　陸・伍　長　ルソン島　二〇・一・二九
田畑　実重　陸・軍　属　南西諸島　二〇・六・一〇
種子島貞義　海・一兵曹　南洋群島　一九・五・一〇
土持　政綱　陸・伍　長　立川病院　二一・三・二
中山　新秀　海・兵曹長　ウェーキ島
中山　忠雄　陸・伍　長　フィリピン（与論・沖永良部中間海上）　二〇・六・三〇
西　　長寿　陸・軍　属　二〇・二・一八
西　　綱隆　陸・軍　属　南西諸島　一八・一一・一〇
原野　安元　陸・准　尉　フィリピン　二〇・四・二五
橋口　　寛
林　　安明　陸・軍　属　本州南西海域　一九・二・二七
弘野　常信　陸・大　尉　パラオ島　一九・九・二〇
平山　惟文　陸・上等兵　中支　一三・一・一六
東　　久賢　陸・軍　属　本州南西海域　一九・一・一四
福山　義雄　陸・伍　長　ソ連　二一・四・二三
福山　納吉　陸・軍　属　本州北方海域　一八・一〇・九
福元　武志　陸・兵　長　フィリピン　二〇・一・二〇
松田　博文　陸・兵　長　沖縄　二〇・三・二六
松田　忠恕　陸・伍　長　ソ連（イルクーツク）　二〇・二・一八
松田　恕益　陸・少　尉　南支那海　二〇・四・六
松元　虎熊　海・軍　属　東径一二七・北緯三九　二〇・一・六
前田　喜志　陸・軍　属　知名町　二〇・二・一八
前田　ミヨ　陸・准軍属　長崎　二〇・八・九
陽　　誠一　陸・准軍属　名古屋　二〇・四
源　　伸男　海・軍　属　テニアン島　一九・八・一
本部　浜安　　軍　属　南洋群島　一八・一二・二〇
本部　上盛　陸・伍　長　ボルネオ島　一九・三・二四
本部　植介　海・水　兵　西部太平洋　二〇・四・七
元栄　秀雄　　軍　属　南洋群島
山口　　力　陸・中　尉　マライ　二〇・二・九
山口　嘉典　陸・中　尉　台湾南方海域　一九・一一・一九
山田　良三　陸・伍　長　ニューブリテン島　一九・三・一六
柳元　龍英　陸・兵　長　マリアナ群島　一九・七・一八

盛　安正　陸・伍長　ブーゲンビル島　一九・一一
本部　浜澄　海・軍属　シンガポール　一九・五・一六

○　和　（四十四名）

上田　敏男　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
上田　穆　海・軍属　土佐沖　一八・一一・二
上田　中清　海・軍属　小倉陸軍病院　一五・一一・一六
大福　富明　陸・軍曹　ソロモン諸島　一八・一二・六
大福　清宣　陸　沖縄　二〇・六・一五
大福　富茂　海・軍属　フィリピン　一九・一〇・一八
大吉　清勝　陸・伍長　ボルネオ島
大吉　政哲　軍属　本島西方海域　一九・二・一五
大吉　政裕　軍属　伊豆神子元島沖　一八・二・二八
大野勉次郎　陸・伍長　ビルマ　二〇・七・七
梶原　景信　陸・伍長　ルソン島　二〇・四・二五
梶原　景俊　陸・上等兵　ノモンハン　一四・八・二七
梶原　景正　陸・軍曹　自宅　二一・一〇・一五
梶原　景裕　海・軍属　バシー海峡　一九・一一・一
鎌田　輝　海・軍属　南支那海　一九・一〇・一五
鎌田　国政　海・上曹　ニューブリテン島　一九・一・三〇
飼田　義博　海・一兵曹　自宅　二五・一・四
前　久綱　陸・軍曹　中支　一三・八・二七
前　久彦　軍属　バブヤン島　一九・九・二四
前　久吉　軍属　東支那海　二〇・三・二四
前　平三　軍属　一八・一・二〇
徳山　康明　陸・伍長　ボルネオ島　一八・九・二
林　繁　海・軍属　南洋群島　一九・三・二〇
林　米富　軍属　神戸　二〇・一〇・九
林　安明
林　義経　海・二兵曹　南洋群島　一七・八・五
林　上久　海・軍属　台湾方面　一九・一一・二三
林　久一　海・軍属　ガダルカナル島　一七・一二・一五
東　米則
東　武吉　海・二整曹　南西諸島　二〇・六・一
東　光俊　海・二兵曹　フィリピン方面　一九・一一・二五
東　良人　海・軍属　南支那海　一九・九・二七
福元　英正　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
福元　源高　陸・兵長　広東省　二〇・八・二
福元　新常　陸・伍長　湖南省　一七・五・二四
福元　利安　海・軍属　兵庫方面　二〇・五・三〇

宮里　良仁　陸・上等兵　ブーゲンビル島　一九・一〇・一〇
村栄　季和　海・軍属　南支那海　一九・三・八
村栄　良雄　海・二兵曹　マラッカ海峡　二〇・五・一六
和田　池利　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一〇・一
和田　川継　陸・軍曹　中国　一三・八・一一
和田　清綱　軍属　長崎病院　二〇・四・一八
和田　安元　軍属　フィリピン　一九・一一・一〇
和田　安広　軍属

○　手々知名　（二十五名）

有川　浩輔　陸・兵長　ビルマ　二〇・四・一〇
大坪　政広　陸・兵長　中国　二〇・八・二五
大坪　政憲
沖　宗房　海・軍属　テニアン島　一九・八・一
沖　隆義　海・軍属　テニアン島　一九・八・一
大坪　為文　嘱託　朝鮮沖日本海　一八・一〇・六
川辺　文夫　陸・兵長　中支　一二・九・二二
小浜　綱吉　軍属　ルソン島　一九・九・一
里平　一男　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・一一
先　守定　陸・兵長　沖縄　首里　二〇・五・一二
高田　中重　陸・上等兵　中支　一三・九・二二
中村　隆重　海・三主曹　ミッドウェー島　一七・六・五
西田　弥一　海・一兵曹　佐世保　二一・一二・二五
林　植一　陸・上等兵　ノモンハン　一四・七・二三
平瀬　益村　陸・伍長　ルソン島　二〇・七・一五
日置　武茂　海・軍属　大阪病院　一七・八・二三
福山　隆皓　陸・上等兵　北支山西省　一二・九・一一
町田　実康　陸・曹長　沖縄　二〇・五・二二
町田　良久　陸・兵長　ブーゲンビル島　一九・五・二〇
町田　武夫　海・機曹長　ソロモン群島　二〇・三・一九
町田　実健　海・二水兵　ミッドウェー島　一七・七・五
源　瑞良　中国　二七・八・九
宮田　勇　台湾　一八・一二・二一
大坪　盛正　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二四
上別府　功　陸・兵長　箱根　一九・二・一七

○　上手々知名　（十五名）

伊東　義文　陸・上等兵　南方沖　一九・一一・一五
大山　克仁　陸・兵長　沖縄　二〇・六・一四
大山　昇　海・一飛曹　ソロモン群島　一八・六・三〇

大内山富照　陸・兵長　沖縄　二〇・六・ニ
菅村　富保　海・軍属　西南太平洋　一九・一一・九
関根　直起　海・上整曹　西南太平洋　一九・一一・一七
関根　清一　海・軍属　本州南岸　一九・一一・七
関根　直治　郵便局員　西部ニューギニア　マノクワリ沖　一九・二・二八
武田　益信　陸・兵長　湖北省　一五・一二・八
武田　行国　陸・曹長　ノモンハン　一三・七・六
武田　行貞　海・軍属　本州南岸　一九・一一・七
田浦　中盛　陸・伍長　戦病死(和泊)　一九・一一・二七
田原　宏　陸・伍長　南方沖　一六・九・一八
中村　道徳　海・軍属　バシー海峡　一八・七・二八
東　国男　陸・曹長　ラバウル　二〇・四・一四

○ 喜美留　(五十四名)

井手龍実徳　陸・兵長　沖縄　二〇・五・三
入村　実重　陸・軍属　フィリピン　一九・九・二一
岩切　武熊　陸・軍属　南太平洋　一九・一〇・六
大里　安茂　陸・軍属　北海道方面　二〇・七・五
大脇　幸安　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二四
川上　武　陸・伍長　ルソン島　二〇・六・一〇
川上　富秋　海・二兵曹　南洋　一九・一・二五
川上常次郎　海・二兵曹　沖縄　二〇・六・一三
川上　忠志　海・軍属　ニューギニア島　一九・四・一七
川上　恭一　陸・上等兵　嫁島西南四里　二〇・六・一八
川上　前治　海・軍属　広東第一陸軍病院　一八・一二・二〇
川上　シズ　準軍属　会社で被爆(満州)
川畑　納吉　陸・上等兵　中支　一二・一一・一九
喜　一秋　海・軍属　大分方面　二〇・五・二三
喜　利秀　海・軍属　レイテ島　一九・一一・一〇
先山　先秀　陸・上等兵　湖北省　一四・一二・一五
島田　盛秀　海・軍属　土佐沖　一八・一一・二
平　中則　海・軍属　南洋群島　一八・一一・二八
平　経文　陸・伍長　ボルネオ島　一九・九・一五
高田　実文　陸・兵長　ルソン島　二〇・二・一五
高田　実悦　海・上機曹　二〇・五・一六
高田　清文　海・二機曹　自宅　二四・三・一七
高田喜美悦　軍属　一九・一・一六
徳田啓一郎　陸・兵長　沖永良部島近海　二〇・三・二〇
中山　清　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一〇・三
根島　重久　軍属　西南太平洋　一七・九・一九

根島　先則　軍属　フィリピン　一八・六・一五
根島　先英　陸・伍長　ボルネオ島　一九・九・一六
林　勲　軍属　本州南方面　一九・一一・七
林　秀秋　陸・兵長　ニューギニア島　一九・四・二三
林　純広　陸・伍長　フィリピン　二〇・五・二八
福山　英輔　軍属　朝鮮南方海上　二〇・七・一〇
福山義一郎　陸・兵長　大原陸軍病院　一六・八・二七
福山　実貴　陸・兵長　フィリピン　二〇・四・一三
福山　道弘　陸・伍長　興安北省　二〇・八・九
福山　則明　陸・上等兵　中国　一四・一〇・一〇
福山　義忠　海・上主曹　南太平洋　一九・二・六
福山　清富　海・軍属　ラバウル　一七・一〇・一二
前田　実義　海・二工曹　フィリピン　一九・九・一四
村田　道定　陸・伍長　ソ連　二〇・一一・七
村田　道一　海・二兵曹　南京　二〇・一・九
村山　島秀　海・軍属　南洋群島　一七・一二・二四
村山　松上　海・軍属　瀬戸内海　二〇・四・三
山口　秀吉　陸・兵長　湖南省　一九・九・二三
山下　新秋　軍属　本島西南海域　一九・一・二九
山田　信吉　軍属　一九・二・八
山田　盛定　陸・一等兵　宮崎県　二〇・九・一六
山田三十利　海・軍属　二〇・三・二〇
山本　新治　軍属　朝鮮海峡　二〇・三・一一
山本　重明　陸・伍長　湖南省　一九・五・一六
山本　岩夫　軍属　南支那海　二〇・一・二三
和田　隆造　陸・兵長　台湾　二〇・五・二二
和田　清綱　軍属　長崎病院　二〇・四・一八
和田　実定　海・二兵曹　ラバウル　二〇・八・二〇

○ 国頭　(九十一名)

池田　淳卓　陸・伍長　ルソン島　二〇・四・三〇
池田　実　海・兵曹長　西南太平洋　一七・一一・三〇
池田　純哲　海・軍属　フィリピン　一九・一一・一一
池下　沢照　陸・上等兵　中国　一四・一二・二〇
池下　次郎　海・兵曹長　マニラ湾内　一九・一一・五
池下　重二　海・軍属　大阪　一九・四・五
今井　吉久　海・軍属　ルソン島北部　二〇・七・二四
今村　正吉　佐世保　一七・一二・九
川間　直　陸・上等兵　ノモンハン　一四・七・三
川間　光　陸・伍長　ニューギニア島　二〇・四・六

川間　重義　陸・伍　長　北朝鮮　二一・二・一六
川間　秀吉　海・二機曹　永田病院（名瀬）　二〇・一一・二
川間　西盛　海・軍　属　マニラ近海　一九・一一・一
川畑　秀穂　海・軍　属　門司港　二〇・七・一〇
川上　清　海・軍　属　一八・六・二九
国村　忠義　海・軍　属　ニューギニア島　一八・一一・二五
国村　秀吉　陸・兵　長　湖南省　一九・四・二九
国分　養弘　陸・兵　長　大原陸軍病院　一六・九・一一
国分　保　海・上水兵　フィリピン　一九・七・二四
佐々木貞保　陸・兵　長　ブーゲンビル島　一九・七・二〇
佐々木保蔵　陸・伍　長　沖縄　二〇・六・二〇
先田　稔　海・曹　長　ボルネオ島　二〇・八・一〇
下町田名村　軍　属　フィリピン　一九・一〇・二四
新屋　宮園　軍　属　千島列島　一九・一一・一
末川　白久　軍　属　福岡方面　二〇・七・三
末川　恵富　軍　属　黄海　一九・一一・一七
末川　影三　軍　属　ニューギニア島　一九・三・一九
関口　米常　陸・兵　長　レイテ島　二〇・六・三〇
田代　沢則　陸・伍　長　湖南省　一五・一二・二〇
田代　先沢　海・軍　属　土佐沖　一八・一一・二
田中　宗富　海・水兵長　フィリピン沖　二〇・二・三
田中　松治　海・軍　属　本島西南海域　一九・三・一六
田畑　西盛　海・軍　属　南洋群島　一九・一・一六
武　次郎　海・軍　属　フィリピン　一九・九・九
高石　清道　海・軍　属　南支　一五・一・五
坪山　尚吉　海・軍　属　瀬戸内海　二〇・六・六
中田　米吉　海・軍　属　樺太　一九・六・二一
中屋　常吉　陸・兵　長　レイテ島　二〇・七・一
中屋　忠吉　海・軍　属　中部太平洋　一九・一〇・三〇
名島　一直　陸・兵　長　ブーゲンビル島　一九・九・一〇
名島　直久　海・二兵曹　黄海　一九・七・一
名島　剛　海・軍　属　千島列島　一九・三・一三
名島　芳雄　海・二兵曹　沖縄　二〇・六・九
西村　米一　陸・兵　長　硫黄島　二〇・三・一七
新田　治昭　陸・伍　長　満州　一四・七・二八
新田多志三　陸・兵　長　ニューギニア島　一九・八・一
新田　定則　海・軍　属　奈留神沖　一八・一・六
萩原　勲　陸・兵　長　湖南省　一九・八・二八
葉棚　賢元　海・軍　属　朝鮮海峡　二〇・五・二五
東　元俊　海・上水兵　菲島　一九・九・二二

東　米富　海・軍　属　沖永良部と与論の間　二〇・二・一八
東　輝重　フィリピン　一九・九・二二
福島　治経　陸・上等兵　中国　一三・八・三〇
福島　照四　陸・上等兵　中国　二〇・四・二九
福島　重春　陸・上等兵　奄美大島　一七・三・三
福峯　末治　陸・上等兵　ノモンハン　一四・八・二八
福峯　則一　海・軍　属　東支那海　二〇・六・三〇
太　浩　陸・一等兵　鹿児島の南方　一九・四・八
太　実文　陸・兵　長　ボルネオ島　一九・三・二四
太　英元　陸・伍　長　徳之島陸軍病院　一九・一〇・三〇
太　実英　海・軍　属　土佐沖　一八・一一・二
前原　隆三　陸・少　尉　マレーシア海域　一九・二・二四
前田　安弘　海・軍　属　小笠原諸島　一九・八・三一
松村希太郎　軍　属　沖永良部島西南海面（知名町出身）　一九・五・三
通村幸之一　陸・上等兵　徳之島陸軍病院　二〇・八・三
南　重義　陸・兵　長　熊本陸軍病院　二〇・一・一七
南　窪秀　陸・兵　長　沖縄　二〇・六・一九
南　省吾　陸・上等兵　山西省　一八・七・八
南　正雄　二〇・七・一
南　米重　陸・兵　長　ルソン島
南　重憲　海・水兵長　南西諸島方面　二〇・五・二一
南　米憲　陸・上等兵　山西省平定県南方高地　一二・一〇・一八
宮内　重男　陸・曹　長　中千島　一九・五・三
宮原　武熊　陸・曹　長　ブーゲンビル島二〇・五・一二
盛田　実秀　陸・伍　長　レイテ島　二〇・七・一七
森田　隆次　海・軍　属　東支那海　二〇・四・二
森田　高綱　海・軍　属　ソロモン群島　一八・一・二三
森田　中富　海・軍　属　南支那海　一九・三・一八
森元　利久　海・軍　属　南太平洋　一九・二・一九
安田　源起　陸・兵　長　ルソン島　二〇・五・七
安田　義文　軍　属　本島北方海域　一八・一〇・九
山口　正広　陸・兵　長　天津陸軍病院　一九・一二・五
山下　武夫　軍　属　南支那海　二〇・三・二四
山田　米　軍　属　二六・六・二〇
行田　保仁　海・上兵曹　サイパン方面　一九・七・一二
吉田　清秀　陸・兵　長　ルソン島　二〇・四・二
脇田　勉　陸・一等兵　満州　一五・四・一
脇田　吉英　海・軍　属　自宅　二〇・一〇・二三
脇田　稲造　海・軍　属　東支那海　一九・一・一〇
脇田　栄　海・軍　属　ニューギニア島　一八・七・二

南　毅　陸　朝鮮慶尚南道　二〇・五・九

○ 西原（十六名）

池田　為徳　陸・上等兵　中国　一四・一〇・九
池田　民二　陸・上等兵　熊本陸軍病院　一四・二・一七
勝男　新信　軍属　日本海　二〇・六・一三
勝男　中綱　海・少尉　台湾方面　一九・一〇・一六
北野　正二　海・一機曹　南洋群島　一九・七・八
田畑　勇吉　軍属　東支那海　一九・三・一八
名越　達夫　陸・曹長　ボルネオ島　一九・三・二四
名越　米治　軍属　朝鮮　一九・三・五
西村　広　海・二水兵　セレベス島　一七・二・九
林　与名則　軍属　フィリピン　一九・九・二九
東　一俊　陸・曹長　ルソン島　二〇・四・一五
東　盛治　軍属　本州東方海域　一九・三・五
東　一仁　海・工兵長　北太平洋　一九・一〇・二五
東　一昭　海・上水兵　マラッカ海峡　一九・七・二三
東　一成　海・丁王兵　ロンボック海峡　一九・三・二
久富　晋　陸・伍長　ボルネオ島　一九・六・一四

○ 出花（三十一名）

池田　池富　陸・兵長　中国　武昌　一九・一〇・二七
池下　新吾　陸・伍長　ボルネオ島　一九・五・四
池下　鉄雄　陸・上等兵　バギオ　二〇・三・二四
池下　祝人　陸・曹長　ビルマ　二〇・四・八
池下　四郎　海・上水兵　サイパン島　一九・七・八
泉　中重　陸・上等兵　中国　一四・四・二二
泉　中利　海・軍属　南支那海　二〇・二・六
芋高　鉄一　陸・兵長　バシー海峡　一九・八・一九
上山　宮森　海・軍属　本島西方海域　一九・二・一五
上山　宮則　海・軍属　朝鮮方面　二〇・五・五
大山　俊雄　陸・曹長　ビルマ　二〇・五・一〇
大山　池義　陸・上等兵　中支　二〇・一二・五
大山　富秀　海・軍属　南支那海　一九・一二・四
沖山　晃　陸・伍長　中国　二〇・一〇・五
川畑　利生　軍属　南洋群島　一九・六・一二
木之下中利　軍属　下関海峡　二〇・六・二五
竹下　清隆　海・上水兵　南支那海　二〇・三・一三
竹下　金友　海・二兵曹　釜石近海　二〇・七・一四
竹下　敏夫　陸・兵長　ボルネオ島　一九・五・五

出花　重利　海・上主兵　南洋群島　一九・二・六
出川　次郎　海・軍属　東印度洋　一七・五・一三
出村　中重　陸・兵長　天城町　二〇・七・二〇
西　新沢　軍属　一九・一・一五
前原　武雄　軍属　一八・一・七
宮元　屋澄　陸・兵長　済州島　一九・一一・一七
宮元　宮村　軍属　本島西南方海域　二〇・五・一五
宮元　宮安　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一二・二四
宮元新一郎　軍属　フィリピン　一八・一〇・一一
山下　前秀　軍属　本州東方海域　一七・九・四
山下　朝彦　海・一主曹　南洋群島　一九・二・六
山下　朝利　軍属　セレベス島　一八・二・一四

○ 伊延（五名）

伊東　吉俊　海・水兵長　ソロモン沖　一七・一一・一五
大内山乗左衛門　陸・兵長　レイテ島　二〇・七・一
鄭　明秋　海・上兵曹　ジャワ方面　二〇・二・一三
松田　貞瑞　海・船長　沖縄沖　二〇・一・三〇
森田　義和　海・上水兵　南洋群島　一八・一二・三一

○ 畦布（三十七名）

赤理　順一　陸・軍曹
朝　忠男　陸・上等兵　西合志村療養所　二〇・七・六
池野　清弘　海・軍属　黄海　一九・一一・一七
国場　行利　陸・軍曹　ブーゲンビル島　一九・三・一七
国場　昌幸　陸・軍属　マラッカ海峡　一八・一一・二九
島　武照　陸・軍属　ニューギニア島　一九・二・一七
前　浜元　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一二・一三
竹之下元助　陸・兵長　ボルネオ島　一九・三・一一
永野　朝重　陸・伍長　広東省　一九・五・一五
永吉　省三　海・二兵曹　豊後水道　一四・二・二
永吉　具憲　陸・兵長　東京第一陸軍病院　一七・七・一一
永吉慶四郎　陸・准尉　ラングーン　一九・一二・二三
永吉　清　陸・伍長　ルソン島　一九・一二・二三
永吉　喜道　海・軍属　東支那海　二〇・三・二四
永吉　晃　海・大尉　九州方面　二〇・五・二七
中村　中範　海・上水兵　南洋群島　一八・一二・三一
西　茂　海・軍属　南支那海　二〇・一・二
速水　清克　海・軍属　セレベス島　一八・二・一四
速水　俊雄　陸・伍長　フィリピン　二〇・一・一九

前里　重盛　軍属　南支那海　一九・五・四
宮田　新業　陸・上等兵　赤嶺　徳重　海・軍属　一九・八・八
宮田　安則　陸・准尉　ルソン島　池田　吉澄　陸・一等兵　鹿児島県立病院　一九・一〇・二七
三島　池政　海・軍属　北太平洋　一八・九・二〇　池田　武義　陸・兵長　河南省　一九・五・六
三島　時男　海・二兵曹　函館近海　二〇・七・一五　池田　忠顕　陸・兵長　自宅　一三・一〇・三
三島　キヨ　準軍属　神戸川崎寮　二〇・六・五　池田　則義　陸・上等兵　ソ連　二一・四・二〇
三島　茂造　海・軍属　東支那海　一七・一〇・二一　大山　重夫　陸・曹長　ボルネオ島　一九・一二・二〇
三島　窪勝　陸・上等兵　赤嶺山　一四・一〇・一五　大山　前友　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一〇・二七
森　実業　陸・兵長　ルソン島　二〇・一・二四　大山　安治　陸・曹長　マニラ付近　二〇・二・二三
森　実安　陸・上等兵　カムラン湾　一七・七・九　大山　安秀　海・一兵曹　南支那海　二〇・一・一四
森　重成　陸・曹長　台湾東方　一九・一一・一五　大山　吉明　海・二機曹　対馬　二〇・一一・一六
森　茂盛　陸・伍長　武昌　一七・八・二九　大山　元男　海・軍属　熱田島沖　一八・二・二〇
森　定明　海・軍属　北海道近海　二〇・三・一〇　大野　里明　海・軍属　ルソン島　二〇・七・二八
森　実秀　海・三兵曹　アリューシャン　一七・九・一五　柏原　禎元　海・軍属　三宅島近海　二〇・三・三
山　植秀　海・一機曹　南洋群島　一九・四・八　栄　綱秀　陸・伍長　ボルネオ島　一九・六・五
吉野　盛照　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・一五　曽木　茂夫　陸・上等兵　湖北省　一七・八・二〇
吉野　盛秀　海・軍属　北太平洋　一八・九・二〇　曽木　曽義　準軍属　ノモンハン　一四・八・二四
三島　安隆　陸・兵長　曽木　曽政　海・軍属　テニアン島　一九・八・二四
○　**根折**　（三十二名）　玉江　正綱　陸・伍長　マウンテン　二〇・七・二八
田中　植清　陸・兵長　タロキナ　一九・三・一
ボルネオ島　一九・三・七

田中　助武　陸・兵長　フィリピン　二〇・六・二五
田中　新安　陸・曹長　フィリピン　二〇・七・一三
竹下　池重　陸・伍長　ルソン島　二〇・三・二〇
竹下　池業　海・軍属　フィリピン　一七・七・一
田畑　池沢　海・軍属　四国東北海域　二〇・五・一三
松田　一雄　海・軍属　仏印(ベトナム)　一九・四・二三
前田　忠吉　海・軍属　本島南方海上　一七・一二・二七
前田　忠光　海・軍属　済州島沖　二〇・五・一五
山下　中富　陸・兵長　ボルネオ島　一九・四・一二
山下　中篤　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二四
柳　池元　陸・兵長　硫黄島　二〇・三・一七
山下　窪重　陸・兵長　河南省　一九・一一・八
伊村　中勝　陸・兵長　ルソン島　二〇・三・八
伊村　英吉　海・軍属　チモール島　一八・一二・一五
伊　玉秀　海・軍属　四国東方海域　二〇・八・二
大里　義信　陸・伍長　二〇・三・一九
大里　福英　陸・軍曹　ボルネオ島　二〇・八・二〇
大里　宮沢　海・上水兵　マニラ湾　一九・八・二三
川畑　浦吉　陸・兵長　ボルネオ島　一九・三・一五
川畑　武夫　陸・兵長　フィリピン　一九・八
木脇　富一　海・軍属　自宅　三五・三・一四
宜喜　原吉　陸・伍長　ニューギニア島　一八・九・二〇
宜喜　原秀　陸・准尉　沖縄　二〇・六・九
宜喜　正徳　海・上水兵　マニラ湾　一九・八・二三
小村　恵三　陸・兵長　沖縄　二〇・六・八
小村　禎勇　陸・曹長　台湾高雄　一七・二・一〇
栄　福照　陸・曹長　フィリピン　二〇・六・一九
栄　達夫　陸・伍長　ルソン島　二〇・六・一五
栄　義英　陸・上等兵　南方第一陸軍病院　二〇・九・一三
栄　隆三　陸・上等兵　鹿児島陸軍病院　一九・五・二
栄　窪明　海・一兵曹　南支那海　一九・九・一二
田中　繁

○　**玉城**　（四十九名）

有馬　一男　陸・上等兵　中国　一六・一・八
有馬　勝義　陸・上等兵　中国湖北省　一二・一〇・八
伊井　正成　陸・上等兵　中国興安北省　一四・八・二五
伊井　重秀　陸・軍曹　ボルネオ島　一八・六・一四
伊井志磨行　陸・上等兵　中国山西省　一五・六・九
伊井　重網　陸・上等兵　ニューギニア島　一九・六・二三

玉里吉次郎　軍属　二〇・三・五
玉松　中安　陸・兵長　ルソン島　二〇・二・八
玉利　川盛　海・二主曹　菲島　二〇・三・二九
永野　俊高　陸・上等兵　ニューギニア島　一九・五・一九
長野　元照　陸・伍長　ボルネオ島　二〇・六・二五
長野　善成　海・軍属　東支那海　一九・一二・二
西田　松窪　陸・兵長　硫黄島　二〇・三・一七
花田　吉盛　陸・兵長　ジャワ島　二〇・六・五
花田　義勝　陸・兵長　南京　一九・一〇・二七
花田　栄美　陸・一等兵　自宅　二四・一一・二一
花田　栄勝　海・軍属　朝鮮　二〇・五・五
春　達雄　海・軍属　西南太平洋　一九・八・二一
松伊　甫元　陸・伍長　印度支那　二〇・四・一
前田　慶一　海・軍属　フィリピン　二〇・一・六
松元　義昭　海・上水兵　フィリピン　一九・一〇・二五
前田　治則　海・軍属　東経一二七・一七　北緯一三・一五　一八・一・一六
南　利隆　陸・兵長　沖縄　二〇・五・二六
南　幸吉　海・軍属　蘭印　一九・一・一八
村山　勝　陸・伍長　南方諸島　一八・三・三
盛山　中義　陸・上等兵　湖南省　二〇・七・二六
安田　前吉　海・軍属　壱岐対馬沖　二〇・一〇・一四
吉野　川俊　陸・兵長　ボルネオ島　一九・八・二三
吉田　実照　海・一兵曹　マニラ湾　一九・一一・五

○ 大城　（二十九名）

大城　元一　海・三兵曹　ソロモン群島　一七・一〇・二五
児玉　池富　海・軍属　本島東方海域　一七・一〇・一四
児玉　精良　陸・兵長　フィリピン　二〇・七・一〇
児玉　中明　海・軍属　台湾近海　二〇・四・一
児玉　貞良　海・軍属　ラバウル　二〇・八・一
谷山　健一　陸・兵長　沖縄　二〇・五・二七
谷山　富元　陸・上等兵　小笠原諸島　一九・九・一九
谷山マツエ　準軍属　三菱重工業　二〇・六・一五
谷山　茂四　軍属　南支那海　一九・一〇・二九
中野　清一　陸・伍長　ボルネオ島　一九・八・一六
中野　忠三　軍属　ニューギニア島　一八・一・一三
中野　道亮　海・三兵曹　自宅　二一・一一・二三
内藤　忠恕　海・機兵長　フィリピン　一九・一〇・二七
野山　植行　陸・兵長　フィリピン　二〇・六・七
野山　富広　陸・伍長　ルソン島　二〇・五・一

野山　池三　軍属　本島東方海域　一八・五・二六
野山　植久　軍属　朝鮮南方海域　一六・六・一九
野山　貞彦　軍属　スラバヤ　二〇・三・三
野山　植隆　軍属　西ニューギニア　一九・一二・一三
橋口　盛一　軍属　フィリピン　一九・一〇・八
橋口　盛定　海・上整曹　フィリピン　一九・一〇・一五
平山　窪明　軍属　南太平洋　一九・二・一九
柳　元俊　陸・兵長　湖北省　一九・五・一
柳　経夫　海・一兵曹　印度支那　二〇・三・二六
柳　好英　海・軍属　一九・七・八
柳川　敏忠　海・軍属　黄海　一八・一一・二〇
柳川　哲郎　海・水兵長　フィリピン　一九・一一・二〇
山崎　祝人　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二四
村山　富綱　軍属　野母崎灯台沖　一九・六・二四

○ 皆川　（二十二名）

市成　玉秀　陸・兵長　ボルネオ島　一八・七・二三
植松　誠好　陸・少尉　硫黄島　二〇・三・一七
大朝　栄玖　軍属　台湾近海　二〇・四・一
川平　和雄　陸・伍長　中支　二三・七・四
栄　英明　軍属　朝鮮海峡　二〇・五・二五
重　吉直　徳永　恵利　陸・曹長　沖縄　二〇・六・二七
徳永　勇介　陸・上等兵　一六・一一・八
中原　尚孝　陸・伍長　台湾高雄　二〇・七・二五
中原　勇雄　軍属　二〇・六・二二
中屋　納吉　軍属　南方
東　米則　軍属　一九・一〇・二三
皆川　敏文　陸・兵長　中国　二〇・七・八
皆川　亘　軍属　東京　二一・一一・九
美野　恵助　陸・伍長　ルソン島　二〇・四・二〇
美野　義綱　軍属　天城町　二〇・六・二九
美野　正治　陸・曹長　熊本陸軍病院　一六・五・七
皆吉　中広　軍属　ルソン島　一九・七・三一
皆村　末孝
村山　秀男　陸・伍長　ルソン島　二〇・六・六
村山　光照　軍属　若松港外　二〇・七・二三
村山　勝友　軍属　仏印　二〇・二・一八

○ 古里　（二十七名）

池田　保平　陸・伍長　ブーゲンビル島　一九・三・一六
上村　璋夫　陸・兵長　バルチ海峡　一八・八・二七
勝間　庸典　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
菊池　中寛　陸・兵長　満州　二〇・八・一六
菊　武一　軍属　東支那海　二〇・四・二
木下　松重　陸・兵長　レイテ島　二〇・六・三〇
小山　光義　陸・伍長　中国　一三・一二・二〇
里村　好孝　陸・上等兵　中支　青海老　一三・一〇・二一
里村　利康　海・軍属　南支那海　二〇・三・一八
里村　中照　海・軍属　南西諦島東方海域　一九・五・四
重村　栄仁　陸・兵長　ルソン島　二〇・六・八
重村　俊夫　軍属　オホーツク海　二〇・六・一八
重村　川秀　軍属　西南太平洋　一九・二・一四
碩　啓介　陸・曹長　ボルネオ島　一九・三・一九
碩　秀雄　軍属　台湾　二〇・一・八
碩　正利　海・二衛曹　南支那海　二〇・四・五
碩野　吉智　陸・上等兵　印度支那　二〇・七・一〇
田中　喬夫　陸・兵長　ルソン島　二〇・一・二〇
田中　国重　軍属　朝鮮西方海域　二〇・六・一二
林　徹　軍属　本州東方海域　一八・一一・二九
林　繁　軍属　西南太平洋　一九・二・二五
林　信勝　軍属　南支那海　二〇・三・二四
林　忠盛　軍属　沖縄　二〇・四・一二
古村　実保　陸・伍長　ボルネオ島　一八・一〇・二一
古村　英利　海・一兵曹　南支那海　一八・二・八
皆吉　植吉　陸・軍曹　福岡県　二〇・六・一
皆吉　孝　海・一兵曹　沖縄　二〇・六・一四

○ 内城　（十七名）

内　植森　陸・上等兵　朝鮮　二一・八・二
内　西元　海・軍属　東二三・三北三　海域　一七・一二・三〇
内山　繁　海・軍属　一七・九・一四
川畑　川信　海・軍属　カムラン湾　一七・五・六
白吉　中生　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二五
田原　吉雄　陸・伍長　ソ連　二一・三・二
保　武雄　軍属　ガダルカナル島　一八・七・二八
寺原　植利　海・上水兵　ルソン島　二〇・四・二四
豊枝　春吉　軍属　ソロモン群島　一八・一〇・三〇
橋口　光隆　軍属　一八・七・六

村山　哲夫　陸・兵長　フィリピン　二〇・五・一
村山　進　軍属　青森方面　二〇・六・九
村山　勝夫　軍属　東支那海　二〇・四・二
村山　実輝　海・二機曹　フィリピン　二〇・四・二四
村山　元勝　軍属　東一五四北三〇・二四　海域　一八・一・二〇
村山　政吉　軍属　ルソン島　二〇・四・八
森　仲綱　軍属　黄海　一九・一一・一七

○ 上内城　（十三名）

沖　利成　軍属　本州南西海域　一八・三・二九
沖　利勝　海・機水長　西部太平洋　二〇・四・七
大城　政俊　陸・兵長　レイテ島　二〇・六・五
桂　忠徹　軍属　ソロモン群島　一九・一・二一
片山　孝吉　軍属　金沢　民綱
宗　武勝　陸・上等兵　湖北省　一三・九・二七
宗　末男　海・水兵長　マニラ湾内　一九・一一・五
田畑　一郎　豊山喜美元　陸・一等兵　島根療養所　二〇・六・一六
村山　業忠　陸・中尉　山東省　一九・三・九
村山　正夫　陸・伍長　ボルネオ島　一九・一一・二二
村山　宗元　海・水兵長　南洋群島　一九・二・六

○ 後蘭　（十三名）

朝戸　前広　陸・兵長　ボルネオ島　一九・三・二六
朝戸　武山　
朝戸　前島　
金元　広　陸・兵長　河南省　一九・四・二〇
金元　本重　陸・兵長　ニューギニア島　一九・五・二六
川當　窪秀　海・軍属　台湾海峡　二〇・四・一
川畑　島富　海・上主兵　フィリピン方面　一九・一〇・二五
福　義輝　陸・一等兵　沖縄　二〇・六・五
福　宏　陸・上等兵　南京第二陸軍病院　一九・一・七
福　兼熊　海・軍属　太平洋　一七・一二・一二
前田　重光　海・軍属　黄海　一七・一一・一一
前田　富弘　海・二水兵　嬉野病院　一三・五・二二
前田　重久　海・水兵長　沖縄　二〇・六・二〇

○ 谷山　（十五名）

大江　順正　陸・曹長　ルソン島　二〇・四・三〇

大江　里澄　軍属　フィリピン　一九・一一・一一
大江　安弘　　リンガエン湾　一七・一・一
田畑　信秀　陸・一等兵　古仁屋町　一九・五・一〇
中山　茂　陸・曹長　ミンダナオ島　二〇・六・二九
中山　貞夫　軍属　南支那海　一九・一〇・七
西村　正章　陸・上等兵　小倉陸軍病院　一八・八・一八
西　清澄　陸・兵長　河南省　二〇・七・二四
原山　義治　陸・一等兵　　一九・二・八
原山　朝吉　陸・兵長　ニューギニア島　一九・七・二六
平村島宜志　軍属　南支那海　一九・一〇・七
平村　前三　海・主計曹　中国　一五・三・一〇
平島　綱吉　海・水機長　　一九・一二・一二
源　巌　海・水整長　南支那海　二〇・二・八
三和　島里　軍属　本島西南海域　一八・三・一九

○　仁志　（三名）

宗　久一　陸・兵長　ソ連　二一・二・二二
武　吉仁　陸・兵長　ブーゲンビル島　一九・三・一二
宮永　清志　陸・兵長　ピナロナン西二〇〇高地　二〇・一・一六

○　永嶺　（二十五名）

池田（野村）　池吉　海・一水兵　太平洋　一九・七・二〇
金森　正重　陸・曹長　自宅　二五・七・三
高田　吉弘　軍属　西南太平洋　一九・二・一四
高田　清蔵　海・一兵曹　フィリピン　一九・六・六
高田　末広　海・二飛曹　北太平洋　一九・一〇・二五
徳田　定義　陸・兵長　中国　二〇・九・二
徳田　香　陸・一等兵　中国　一八・四・二五
徳田　宮信　　長崎市　二〇・八・九
徳田　好功　海・上兵曹　西南太平洋　一九・六・一五
徳田　二郎　軍属　蔚山沖　二〇・八・一〇
中野　義健　陸・曹長　フィリピン　二〇・五・二一
永野　禎作　陸・伍長　朝鮮海峡　二〇・七・一二
永野　勲　陸・兵長　ビルマ　二〇・三・二三
永野　和貢　陸・伍長　ニューギニア島　一九・六・二五
永野　通敬　軍属　東支那海　二〇・三・二四
野村　寛文　陸・兵長　山西省　一六・三・一八
福嶺　則一　軍属　東支那海　一九・六・三〇
宮永　典夫　海・上主曹　鹿児島病院　二一・七・二四
安田　固　陸・上等兵　ルソン島　二〇・二・一九

安田　新安　軍属　東支那海　一九・一一・一五
山元　源勝　陸・兵長　谷山・上福元　二〇・六・一九
吉峯　重忠　陸・伍長　満州　二八・六・三〇
吉峯　新秀　軍属　中国　一三・一〇・七
吉峯　重雄　軍属　南太平洋　一九・一・一四
吉峯　実　軍属　南洋群島　一九・六・一五

○　瀬名　（二十四名）

阿我礼安治　軍属　蘭印　一九・五・一七
阿我礼富明　軍属　タンピン沖　一八・一二・一五
市来　池登　陸・上等兵　　一八・一・二六
市来　俊安　教員　サイパン島　一九・七・八
沖田　俊綱　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
住田　早介　軍属　フィリピン　一九・九・二八
瀬川　純弘　　　
瀬川　哲誠　軍属　川内市　二一・七・二七
瀬島　俊文　軍属　ルソン島　二〇・七・二八
関山　川則　軍属　フィリピン　一九・六・一七
外山　秀利　陸・曹長　ビルマ　二〇・七・二三
外山　香明　陸・兵長　ブーゲンビル島　一九・一・二二
中村　純生　陸・上等兵　沖縄　二〇・六・一七
中村　正吾　陸・中尉　サイパン島　一九・七・一八
中村奥之助　陸・伍長　湖北省　一五・一・九
中村　昌生　海・上水兵　自宅　二一・三・一
中村　新蔵　　　
中村　文正　　　
松元　賢翠　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
松元　新作　陸・伍長　ボルネオ島　一九・三・二四
松元　中一　軍属　本部方海面　一九・一・四
村山　栄茂　陸・兵長　沖縄　二〇・六・二〇
森　武雄　陸・上等兵　沖縄　二〇・五・一〇
山内　義武　　　

以上　合計　六百六十三名

第五節　糖業事情

太平洋戦争のぼっ発とともに、食糧増産対策が強くうちだされたため、さとうきびの栽培は急速に衰退し、終戦の昭和二十年には鹿児島県全体で八百四十四ヘクタール、翌二十一年には七百六十三ヘクタールと激減した。しかし熊毛地方は戦後の甘味源の極度の窮乏から黒糖ブームを現出し、昭和二十五年には昭和初期の栽培面積にまで回復した。

いっぽう、奄美大島は終戦とともにアメリカ軍の管理下に入り、本土から隔絶されていたため、生産の回復はおくれていたが、昭和二十八年十二月二十五日の本土復帰によって奄美糖業の新しい時代が開けてきた。

太平洋戦争時代の和泊町におけるさとうきびの生産状況は次のとおりである。

期間	栽培農家戸数	栽培面積	生糖量	操業状況	
				釜力(個人)	動力(共同)
年　年	戸	町歩	t	台	
15～16	一、五八五	三一二	一、二三〇	九〇一	一六
16～17	一、五七〇	三一九	一、四二四	八九五	一六
17～18	一、五五二	二九九	一、五九〇	九〇三	一六
18～19	一、五一四	二五六	七〇一	八七九	一三
19～20	一、三八二	一八四	九五	七九四	一六
20～21	一、二六五	五三	八五	八五四	一三

以上のように昭和十九年、二十年にかけては本土への出荷が難しくなり、生産量は急激に減少しヤミ販売や自家用程度であった。また販売ルートは終戦まではほとんど大島郡農業会を通じて本土に出荷していた。

第六節　ゆり事情

一　昭和十二年（一九三七）

(一)　輸出百合根組合中央会設立、ゆり輸出量最高四千万球をこえる。

(二)　支那事変勃発、蘆溝橋事件

(三)　取り引き価格

小五寸―二銭　五寸―三銭　六寸―五銭　七寸―七銭　八寸―九銭　九寸―十一銭　尺以上―十三銭

二　昭和十三年（一九三八）

(一)　国家総動員法施行。

(二)　勤労動員始まる。

(三)　取り引き価格

小五寸―一銭　五寸―二銭　六寸―四銭　七寸―六銭　八寸―八銭　九寸―十銭　尺以上十二銭

三　昭和十四年（一九三九）

(一)　青軸テッポウユリの栽培禁止がとかれた。

(二)　九月、英国駐在重光大使からの通信によると、「外貨獲得に貢献しているが今次欧州大戦により英国がゆり根の輸入を禁止した。したがって輸出量の三〇パーセント約百万球の英国市場を失う。その結果産地に及ぼす影響が大きいので至急適当な措置をとられたし。」

この報によって恐慌をきたしたが、植村青軸は輸出先が米国のみに限定していたのでなんらの影響もなかった。

(三)　昭和十四年度鹿児島県永良部ゆりならびに沖縄県早生黒軸鉄鉋ゆりの産地販売に関する協議会が開催された。

1　とき　五月十八日

2　ところ　東京

3　出席者　農林省清水重弘・鹿児島県課長鶴田義隆・児玉義人・山崎吾一・永正義麿・古市美弘技師・沖縄県農林技師安保愛楽・日本輸出百合根組合代表植木会社古川嘉英・浅見隆一・鈴木利吉・打木辰雄・新井商店岡崎安永・永良部百合同業組合長皆

川恵三・副組合長安田森信・沖縄県読谷村喜名百合栽培組合長重久行治・同村長比嘉幸太郎・北谷村野国千東百合組合長福地時新。

(四)

協議事項

1　昭和十四年黒軸鉄砲百合の栽培反別ならびに移出予想数量

県別	栽培面積	輸出予想数量
沖縄	三一町三八セ	二〇〇万
鹿児島	一五七町〇〇セ	四五〇万～五〇〇万
計	一八八町三八セ	六五〇万～七〇〇万

主産地は、沖縄県読谷・北谷村・鹿児島県沖永良部

2　代金予約に関する件

百合代金は必ず百合組合に予納すること。永良部は特に百合組合定款に依り予納せざれば取引きなさず、将来肥料代其の他の契約金は百合組合を通して行ない個人的にせざること。本年度までは従来のゆきがかり上商館の個人貸は百合販売精算の場合、組合にて便宜差し引き商館の希望に応ず。

3　価格に関する件

別紙協定価格は、本県並に沖縄県同一とし、商館側は右協定価以下では取引せず。なお、生産者も協定価を厳守し、商館も生産者も同一歩調をとること。

4　別紙協定事項を厳守せしめるため各商館と生産者代表が捺印し、日本百合根輸出組合と永良部百合同業組合、沖縄県百合生産販売組合聯合会に各一部宛保存すること。

5　商館側の希望

従来の実績にかんがみ五寸球輸出不可能なるものあるに付、本年は五寸球総体の二割程度購入する。取引状態によっては此れ以上取引する。よって、検査規格は従来の五寸七分～六寸二分を五寸九分以上より検査せられたし。

6　価格

小五寸―二銭五厘	五寸―三銭五厘
六寸　―五銭五厘	七寸―七銭五厘
八寸　―九銭五厘	九寸―十一銭五厘
尺以上―十三銭五厘	

四　昭和十五年（一九四〇）

(一)

日本輸出百合根中央会から食糧増産協力のためと生産を統制するため栽培面積を減反するように指示があった。

(二)

日本輸出百合根中央会から割り当て数量の通知があった。十月一日永良部百合根同業組合副会長赤地納寛より左記のとおり連絡があった。

第一統制品種	三五七〇千球	沖永良部　沖縄 徳之島　与論
第二統制品種	八七一五千球	九州産
第三統制品種	三四六五千球	関東産ゆり
第四統制品種	一二五〇千球	鹿の子ゆり
計	一七〇〇〇千球	

第一統制品種の内訳

永良部	三〇〇五八〇〇球	
沖縄	四七一四〇〇球	
徳之島	四九八〇〇球	
与論	四三〇〇〇球	
計	三五七〇〇〇〇球	

(三)

永良部百合生産費概況（反当たり）

人夫賃	男　三八人×一円二〇銭	＝四五円六〇銭
	女　四四人×　七〇銭	＝三〇円八〇銭
肥料配給	七袋×五円	＝三五円
借地料	一反	＝三〇円
農薬費		＝六円二九銭
雑費茶菓他	八二人×　二〇銭	＝一六円四〇銭
検査料及組合費四〇〇〇球×二厘		＝八円
計		一七二円〇九銭
収入反当合格数	三九五五球×五円三銭	＝二〇九円六一銭
差引利益		三七円五二銭

(四)

九州産生産費概況（反当たり）

人夫費	男　二〇人×二円	＝四〇円
	女　二〇人×一円二〇銭	＝二四円
肥料	一〇袋×五円	＝五〇円
借地料	一反	＝四五円
計		一五九円

(五)

永良部百合販売状況

	（一箱球数）	
永良部原価一球六銭七厘	二七〇球	一八円〇九銭
永良部経費一球一銭	二七〇球	二円七〇銭
横浜経費一球一銭	二七〇球	二円七〇銭
横浜着運賃一球一銭五厘	二七〇球	四円〇五銭
検査保険料一箱		六〇銭

ニューヨーク まで運賃三ドル（一ドル四・三五円）　一三円〇五銭

出荷奨励金一球　五四銭

計　四一円七三銭

組合相場　一箱平均一二・五ドル五四円三七銭五厘

一箱利　一一円一四銭五厘

(六) 昭和十五年ゆり生産状況

輸出球栽培面積　一四四町六反

検査合格球数　五七一九二〇四球

販売球数　四五四二〇三四球

過剰球数　一一七六八三〇球

販売代金　三〇四九〇三円四四銭六厘

反当合格球数　三九五五球

反当販売球数　三一四一球

反当代金　二一〇円

販売一球平均価格　六銭七厘

(七) ゆり取り引き価格（単位銭）

	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸
九州産		六・五	一二・五	一八・五	二四・五
沖永良部産	四・二	六・二	八・二	九・二	一二・二

五　昭和十六年（一九四一）

(一) 五月五日、和泊町政が施行された。

(二) 五月二十日、東京丸の内会館において統制協議会開催。

1　昭和十六年度統制種別輸出総数決定に関する件。

「輸出数量一七〇〇万球に決定してあるが米国より五〇〇万球以上注文が来ている。輸出数量より増加してよいか。（日本輸出組合鈴木組合長）」

「統制協議会にて三割減となし食糧増産に協力するとのことで輸出組合も同意しているのではないか、今更この決議を崩すという事は重大な問題である。断じて出来ない。（農林省係官徳永健太郎技官）」

「五〇〇万球以上生産してあるのに三〇〇万球しか売れないという事は、せっかくの生産物を捨てるか潰すかという事になり、誠にもったいない事になる。今年だけは認容しては如何。」

「いったん決議して方針を決定した以上、今更これを変更するということは無意味になる。生産を統制し輸出を統制するという事は政府の重大方針である。百合組合が卒先して実行することが国策に順応

する事である。今更変更する考えはない。」

「統制数が決定するまでに永良部百合組合の生産者は売れるものとして植えてある。あとから中央会や農林省の方針を諒とすることは、本島だけに気の毒であり別に考慮してもらいたい。（輸出組合側）」（以下略す）

2　ゆり根価格

五寸―七銭　六寸―十銭　七寸―十三銭

八寸―十六銭　九寸―十九銭　尺以上―二十二銭

出荷奨励金を含む。

3　商社別希望数量

植木会社　一四七三七〇〇球

新井清太郎商店　七八六八二〇〇球

京浜ブロック　六二〇四二〇〇球

長崎ブロック　一二四八六〇〇球

計　三〇〇五八〇〇球

4　商社別希望する寸法別

五寸―六〇一一六〇　六寸―一二〇四三一〇

七寸―七四九四六〇　八寸―　八五〇八七〇

計　三四〇五八〇〇

(三) 戦争食糧対策強化令が出され花卉（かき）園芸も食糧増産の国策にそうように切りかえられた。

(四) 永良部ゆり年度別寸法比率一覧

年(昭)	五寸%	六寸%	七寸%	八寸%	九寸以上
八	三八	四〇	一九	四	—
九	三九	三七	一九	四	一
一〇	三二	三八	二四	六	一
一一	三七	三七	二二	四	一
一二	三二	三六	二四	七	一
一三	三八	四一	一九	三	—
一四	三五	三五	二五	五	一
一五	二九	三六	二六	八	一
八ヶ年平均	三四	三八	二二	五	一
九州産平均	—	六〇	三五	五	—

(五) 商人希望組合わせ（%）

五寸二〇　六寸四〇　七寸二五　八寸以上一五

(六) 昭和十六年全国百合根輸出数量ならびに一球あたり価格

	球数	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸	尺以上
第一統制品種	三、五七〇、〇〇〇	七銭	一〇	一三	一六	一九	二二
第二統制品種	八、七一五、四〇〇	八	一一	二二	三二	四二	五一

第三統制品種	三、四六五、四〇〇	九	一二	一〇	三一	四二	五二
第四統制品種	一、二五〇、〇〇〇	三五	五	八	一一	一三	一五

(七) 中央会より送金額ゆり代金一七四三六円四〇銭

(八) 永良部ゆり受け取り状況

十六年七月一日取り引き開始、七月十七日取り引き終了。

(九) 代金支払約束

1 取引開始十二日前に代金半額は前納すること。

2 取引終了十二日迄残額精算すること。

3 残額精算期日七月二七日迄とする。

4 米国資産凍結令発布、七月二七日。

(十) 輸出百合根中央会との交渉

1 中央会より永良部百合組合あて電報。「アメリカの資産凍結により今後輸出の見込みたたず、従って政府の輸出補助を受ける関係上先に送金せし金を中央会に保留し置く必要あり、三〇〇八〇〇〇球分一三八二六六円八〇銭をすぐ本会宛送金せられたし、返乞う。」百合中央会

2 永良部百合組合返電。「電見た、半金個人に支拂済、取引終了、今日栽培者より精算請求、はなはだしく困却す。割当数量は受渡し完了に付残金急ぎ送金乞う。」永良部百合組合長

3 八月十二日中央会より来信、輸出不能にこまる。丙種補償並に乙種補償の検討。

(十一) 販売数量と価格第一統制品種（永良部産）

	契約球数	引渡数量	代金
植木株式会社	一、四七六、一五五	一、〇七六、一五五	一六二、四七四円六九銭
新井商店	七六六、八二〇	二六六、八九二	八三、九六七〃三八〃
京浜ブロック	六二〇、四二〇	六二〇、五二二	六七、八八六〃六二〃
九州ブロック	一六二、〇〇〇	一六二、三〇一	一七、六五二〃二四〃
計	三、〇二四、三九五	四、一二四、八六九	三三二、九八〇〃九三〃

(十二) 不足金

ゆり代金　三三二、九八〇円九三銭　四一二四八六九球代

送金額　一七四三三六円四〇銭他に中央会に保留の金あり

不足金　一五七六四四円五三銭

(十三) 輸出数量

高木商会　二五〇箱
長谷商会　一五〇箱　四〇〇箱は米国に着荷

(十四) 持ち戻し

米国の資産凍結令により持ち戻し三千余箱。

(十五) 輸出組合の支払いしたゆり代金

1 永良部ゆり半額　二〇七〇六〇円

2 九州ゆりの半額　六九七二三二円（一球八銭）

計　九〇四二九二円

輸出用土代・箱代三〇万円、合計支払額一二〇万円。

(十六) 輸出不能による政府のゆり補償金額、輸出業者に補償すべき金額七十四万円、内ゆりに対して七十万円の補償。

(十七) 輸出組合の購入したゆり数量

第一統制品種（永良部）三五七万球

第二統制品種（九　州）新井商店一貨車、植木会社四貨車、約一五〇〇箱にして他は取り引きせず。約三五〇万球

(十八) 沖永良部ゆりが他地方と事情を異にする理由

1 経済生活はゆりに依存し換金物産の約四割を占む。砂糖二七万円、畜産一二万円、ゆり二四・五万円也。

2 他に換金作物なし。

3 統制協議前の栽培につき六八二万球の内三〇〇万球しか売却できず、一球平均二銭の手取りで、生産費に達せず。

4 永良部ゆりは売渡済。他地区は売渡未済。

(十九) ゆりの栽培法

1 木子繁殖法　二寸の木子を畝幅一尺五寸、株間二寸とし、苗床栽培にする。

2 鱗片繁殖法

ア 病斑なきもの。

イ 無傷のもの。

二寸平方に一片くらい挿し、二寸覆土し、ワラをかぶせる。

3 植え付け

球種	畝高	畝幅	株間	球数　箱数
三寸	三寸	一尺五寸	三寸	二万四千　一四～一五
四寸	五寸	一尺八寸	四寸	一万五千　一六～一九
五寸	五寸	一尺八寸	五寸	一万二千　二四～三〇

木子の七分ぐらいのものは、一尺五寸の畝幅に二寸株間、一反歩四八〇〇球、石油箱六～八箱。

4 栽培法

まず畝を作り、その頂に約四寸幅の溝を設けて薄い人尿を施す。球を前記の距離に並べ球のかくれる程度に周囲の土をよせ、次に球列の側一寸をはなして後記の元肥を施し、これをくわにて球列と共に一～二寸覆土をする。

ア　肥料（反当たり）

○　元肥

・　大豆粕四枚　・　堆肥　二〇〇貫

・　魚搾柏一〇貫　・　過燐酸六～七貫

○　追肥

第一回　一～二月中旬　やや浅く

第二回　二月　中旬　深く土寄せ

第三回　三月　中旬　やや浅く

イ　蕾が一寸に伸びたとき、手を以て基部より除去する。

ウ　○　病害虫

立枯病・葉枯病・腐敗病・蚜虫。

○　防除法

・　栽培前にフォルマリン液、または石灰乳液で消毒。

・　窒素を節し燐酸加里肥料を比較的増す。

・　連作をさけ、少なくとも二～三年休圃、または輪作する。

・　三斗式ボルドー液を発病時に数回茎葉に散布する。

・　蚜虫は煙草エキスを十倍に薄め、三回にて十分効果あり。

5　収獲　五寸球を一反歩に植え付けた場合

八寸球一〇〇〇球　一箱一四〇入　七箱

七寸球三〇〇〇球　〃　一八〇入　一六箱

六寸球四〇〇〇球　〃　三七〇入　一五箱

六寸以下二〇〇〇球

○　販売球数八〇〇〇球

○　木子　七分以上一六〇〇　七分以下二八〇〇

(二)　昭和十六年分　請負者に対する各字割り当て

和泊　九八・〇万球　市来政敏、陽兼生・重信・伊集院義隆・秋葉泉川

和　二六・二万球　前久茂・東忠人

手々知名五六・五万球　前久茂・福山清定・沖

喜美留　八三・五万球　伊地知四郎・伊地知季忠・伊地知季蔵・井手実通

国頭　一三二・〇万球　名島中治・新里忠経・末川白鶴

西原　二八・七万球　伊地知季蔵・伊地知四郎

出花　一二・二万球　伊地知季忠

畦布　二五・三万球　永吉池治

皆川　五・二万球　伊井中厚

古里　一一・一万球　大里宮元

玉城　一三・三万球　伊井中厚

封印　根折二・七　永嶺二・〇　瀬名〇・二

後蘭〇・四　内城一・四　大城〇・二

(二)　昭和十六年十二月八日、太平洋戦争ぼっ発。

(三)　凍結令で滞貨となった二五〇〇～二六〇〇万球のゆり根を集めて乾燥させて粉にひいた。この作業が進められたのは十六年十一月、四ヵ月余り後のことで、横浜市戸塚区瀬谷の川口製糸株式会社の工場を使ってリンペンをこわして十五分ぐらい熱湯につけ、水をきって乾燥機で乾燥させた後、粉にして代用コーヒーや澱粉の原料にした。

これが、永良部ゆりがコーヒーの原料になった話である。

(三)　ゆりの取引商社

横浜植木株式会社・新井清太郎商店・田野井利一郎・ポーマ商会・大瀧商会・田中幸太郎・高木商会。

六　昭和十七年（一九四二）

(一)　沖永良部島においては、ゆり栽培はスパイ行為とか国賊だと言われ軍の圧力を受けた。しかし玉城大里宮元氏・和泊市来政敏氏・知名町神川盛重氏・新山松吉氏（盛山繁氏父）他、心ある人々は軍の圧力を受けながらもひそかにキビ畑・芋畑または空地にリンペンをまいて種子ゆりを守ってきた。戦後のゆり栽培の回復が早かったのは、心ある人がゆりを守っておられたからである。

(二)　米国は戦争中日本からの輸出が途絶したため、自国で栽培をし品種の改良および増殖に努めた。オレゴン・フロリダ・ジョージア・ルイジアナ・アラバマ・バミューダ・ロングなどで積極的に栽培がおこなわれるようになって、品種の改良や生産が伸び、七百万球

の生産があった。

七　昭和十八年（一九四三）

島民は食糧増産いちずに精励した。

八　昭和十九年（一九四四）

制海権・制空権とも米軍の手におち、島は船の交通もなく孤立状態に陥った。

九　昭和二十年（一九四五）

八月十五日、太平洋戦争終結。

玉城大里宮元氏・和泊市来政敏氏・知名高山守実氏・新山松吉氏・神川盛重氏他、心ある人々がゆり栽培を始めた。

第七節　食糧事情

昭和十二年日中戦争が起こると、政府は国民精神総動員運動をはじめた。「八紘一宇」「挙国一致」「堅忍持久」などのスローガンのもとに、消費節約・貯蓄奨励・勤労奉仕・生活改善などの運動を進めていった。

昭和十五年九月、日中戦争の長期化に備えて、政府は部落会・町内会・隣保班の組織など市町村常会整備要項を示達し、国策遂行のための命令系統を確立した。隣保班（となり組）は十戸内外をもって組織し、配給・供出・回収・生産増強・貯蓄・公債の消化のことなど、また家庭防空・防空訓練・待避壕構築など広い範囲の実践活動に努力した。

昭和十四年四月、米穀配給統制法が公布された。

昭和十五年二月に米の配給切符制が実施された。

戦争の長期化に伴い食糧その他生活物資の不足が目立ってきた。

昭和十七年一月食塩も通帳配給制となり、十八年ごろから島内各地の海岸で自家用製塩が行われるようになった。

昭和十九年八月には砂糖の家庭への配給は停止されたが、沖永良部島においては各家庭で黒砂糖を製造していたので影響は受けなかった。また沖永良部では焼酎は正月前に限り一世帯一合ずつの配給であったが、そのころ飛行場建設のため徳之島へ徴用された人たちが徳之島で焼酎の作り方を修得して帰り、沖永良部島でも密造酒が作られるようになった。海上交通途絶のため煙草も入手困難になったが、自家用煙草を生産していた人々のお陰であまり不自由はしなかった。

昭和二十年三月一日から毎日のように敵機が来襲し、島民は昼間は田畑に出る事ができず、農作業は朝か夕方か、月の晩に行っていた。「いつ死ぬか分からない命」と口癖のように言い、豚や鶏や小牛なども次々につぶし、隣同士分けあって食べた。

主食はほとんど唐芋であった。沖永良部島は昔から農業の島として高く評価され、他の島に比べて土地条件が良く、特に毒蛇ハブがいないため、空襲下でも唐芋の夜間植え付けができ、他の島々のようには食糧に困らなかった。

しかし、終戦前の空襲による農作業のおくれが農業生産に響き、また終戦後引き揚げ者が増え島の人口が二倍になったことから沖永良部島にも食糧難時代が到来した。

第八節　交通・通信

一　海上交通

これまで順調に運行していた鹿児島を中心とする遠洋近海航路は、昭和十六年政府が船舶運営会を組織してすべての船舶を掌握し、軍事輸送等に配置したために、外地との貿易が不能に陥り、遠近海航路は漸次自然消滅となった。

和泊産業組合が、大島からのクリ木や沖縄からの生活物資、タイ米やカマド改善用のレンガ等、貨客の輸送に充てていた「和泊丸」（初代、木造二十トンぐらい）も昭和十九年軍に徴用された。

また、当時、鹿児島―奄美各島―那覇間に就航していた廈門（あもい）丸、琉球丸、金十丸等も軍事徴用されて大型船がまったくなくなり、昭和十九年末には本土・奄美間の交通は完全に途絶した。このため物資が入らなくなって物価が高騰、島の経済は大混乱した。

したがって当時の海運は、これら軍人の輸送や食糧・弾薬等の運搬のみに使われたのである。また、これらの輸送船は数隻で船団を組み、一～二隻の護衛艦に守られて航行していた。

「七島灘を越えて」（水野修著）によると、昭和十七年から十九年にかけて東南アジアの国々や中南部太平洋の島々など、南方の諸戦地へ軍需物資を運ぶ輸送船団は当初の大型船が日ごとに姿を消し、昭和十九年末に至っては漁船と見間違うほどの木造小型船に代わってしまった。

しかも、それらの輸送船の何隻かは、島人たちの目の前で米潜水艦の魚雷攻撃を受けてあっけなく海底のもくずと消えた。また、輸送船の煙突や船体に生々しい砲弾の傷痕をとどめていた。

二　陸上交通

昭和十六年、太平洋戦争が勃発してからは、これまで資産家の間で進められていた自動車導入もほとんど行われなくなった。十六年和の前久茂氏が澱粉（でんぷん）工場を建設し、原料のサツマイモ運搬に三輪車を導入したのが最後であろう。

昭和十六年ごろから、和泊の沖貞助氏が毎日一回和泊―田皆―知名―和泊線に運行していた乗合自動車（木炭車）も十九年に軍に徴用され、バス事業を廃止している。

昭和二十年一月三十日、和泊の街が初空襲を受けてからは、昼間の外出はほとんど停止、これまで行われていた道普請もなし、赤土や石ころが露出して欠壊個所が目立つなど戦争のために道路事情はますます悪くなったのである。

第九節　教　育

一　学校教育

(一)　尋常高等小学校

1　世相と教育

昭和十年代の教育について記述をすすめるに当たっては、特に当時の時代的背景を考える必要がある。

ア　戦争の推移

昭和六年の秋、旧満州の奉天（いまの瀋陽）郊外での鉄道爆破事件を契機として、日本と中国の衝突が起こり、関東軍はたちまち全満州を占領した。この満州事変以後、翌昭和七年の上海事変へと、日本は戦争の泥沼に落ち込んでいった。そして昭和十二年日中両国の全面戦争へと発展し、戦場は華北から華中さらに華南へと拡大した。

中国は徹底抗戦を続け、イギリスとアメリカは中国を助けて日本に当たり、いつ終わるとも知れない長期戦の様相を呈し、しだいに国際戦争の姿を示すようになった。ついに、昭和十六年十二月八日「大本営陸海軍部発表、帝国陸海軍は本八日未明、米英軍と戦闘状態に入れり。」という、ラジオの臨時ニュースが流され、太平洋戦争に突入したのである。

イ　学徒動員

日米開戦のころまで大学生・専門学校生徒は、徴兵検査に合格しても、卒業までは兵役につくことを延期することができた。ところが昭和十八年に東条内閣は、これをやめて学生・生徒を猶予せず兵役に服せしめた。また学校報国隊といって学徒の軍事教練を強化し、ついには文科・法科などは戦争に役立たない学問であるとして、その学科の統合あるいは廃止を命じた。また在学期間中の三分の一は、勤労動員といって国防のための土木工事や、軍需品生産工場の労務につかせた。

ウ　国民精神総動員

当時の政党はまったく有名無実になったが、近衛内閣は新党運動を起こし、軍人・官吏をも含む政治団体として、昭和十五年十月大政翼賛会というものをつくった。これは政府に協力する全国機関であり、政党はすべて解散した。

大政翼賛会の下部組織として、隣組をつくり、町内会や部落会を通じて、役所の指示を各戸に伝える仕組みにした。隣組は毎月何回か常会を開き、出征兵士の見送りや防空演習などについて打ち合わせを行い、必要品の配給などを回覧板で通達した。

2　学校のようす

ア　教科書の改訂

当時の教科書は国定で文部省が著作権を有していたが、昭和八年の改定版から軍国調に変わっていった。小学一年生の国語教科書は、それまで「ハナ　ハト　マメ　マス」で始まっていたが、改訂版は「サイタ　サイタ　サクラガサイタ」として、日本の国華としての桜をとりあげた。次に「ススメ　ススメ　ヘイタイススメ」となり、兵士の勇ましいようすを小学一年生にうえつけ、あこがれを持たせようとした。

イ　西暦と皇紀

キリスト生誕四年後を紀元とするヨーロッパの西暦に対し、日本では神武天皇即位の年を紀元とする皇紀を使用していた。昭和十五年が皇紀二千六百年に当たるということで、記念の式典や行事が盛大に行われた。

内城校沿革誌によると、皇紀二千六百年記念事業として、校門の改築が行われている。

ウ　私の学校時代

末川　てる子（国頭）

私は、昭和九年四月に尋常科一年生に入学し、同十七年三月に国頭国民学校高等科卒業生として巣立ちましたが、四十年余り昔の学校生活をふり返って、述べてみたいと思います。

「サイタ　サイタ　サクラガサイタ」と読み書きを始めたのが、当時の西校舎のはずれで、男女とも着物にはだし、ふろ敷に教科書やノートを包んでの登下校でした。男女共学の二学級編成で、オルガンが唯一の楽器で、その伴奏に合わせて「きれいにかざった飛行機が」と歌いながら踊ったものでした。二年生の時は教室不足で、午前と午後に分けられた授業が続き、三年生の時に、男女別の二組に編成され卒業まで続きました。

昭和十二年、四年生の時に日支事変、高等科二年の時太平洋戦争となり、卒業するまで戦時体制下の学校でしたので、戦争につながるいろいろな行事が行われました。この時代独特の用語として「一億一心、正午の祈念」「挙国一致」「興亜奉公日」などを習字の時間に書いたものです。また「綴り方」や「唱歌」も戦争にまつわるものが多く、戦勝のたびに昼は旗行列、夜はちょうちん行列が行われ、出征兵士が出て行く時には、軍歌を歌って港まで送り、各小学校で催されていた戦没者の町葬にも参加しました。健児団訓練でのラッパの音に合わせた勇ましい分列行進、学校対抗の舟漕ぎ競走、それに備えての溜池での猛練習など、思い出はつきません。校庭拡張工事の際には、父母とともに土を入れたザルを頭にのせて運びました。

当時はさつま芋が主食でしたので、学校での昼食も、いもをハンカチに包み、塩か漬物がおかずで、時々、黒ざとうや落花生に塩を少しまぜたものが持てると大喜びでした。遊びとしては、「国取り」「チャーシャ」「ケンボ」「ジャンケン遊び」「ゴムとび」「ベースボール」「頭（あたま）切り」「こままわし」「竹馬」などでした。

学習資料に乏しく、教科書のほかに参考書を一冊持て

ればよいほうで、先生方の教えと教科書で、がむしゃらに勉強したものです。

生活面では、夏になると飲料水が不足がちで、井戸や暗川（クラゴー）では、晩おそくなるまで順番を待っての水くみの苦労もありました。学校でも、暗川から学校のタンクに水を運び入れたこともあり、一升びんに水を詰めて学校に各自持参したこともありましたが、私どもの卒業後、学校に井戸ができ、その難が解消されたようです。

3　教職員名簿（昭和十二年四月～十六年三月）

ア、和泊尋常高等小学校

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
鹿児島市	訓導	初　英四郎	一二・三	一三・一〇
和泊町手々知名	〃	逆瀬川セツ	一二・三	一七・三
瀬戸内町阿室釜	〃	泰江　禎良	一二・三	一五・三
和泊町古里	〃	古村　安熊	一二・三	一四・三
鹿児島市	〃	富田　松二	一二・三	一四・三
伊仙町阿権	代用教員	島岡　盛蔵	一二・三	一二・八
和泊町和泊	校長	橋口　盛隆	一二・三	一五・三
〃　瀬名	訓導	中村　静造	一二・三	一三・三
〃　和泊	〃	安藤佳一郎	一二・三	一三・五
天城町兼久	〃	和田　隆喜	一二・八	一六・八
和泊町和泊	〃	中村　良明	一二・九	一九・三
〃	〃	玉城	一三・三	一三・三
〃	〃	皆川　手々知名	一三・三	一六・三
〃	〃	和泊	一三・五	一四・八
知名町上平川	〃	笠利町手花部	一三・一一	一六・三
伊仙町犬田布	訓導	和泊町和泊	一四・三	二三・三
〃	〃	後蘭	一四・三	一九・三
名瀬市伊津部	代用教員	伊仙町伊仙	一四・三	一五・三
喜界町上嘉鉄	訓導	藤岡　実基	一四・三	一七・三
和泊町和泊	〃	有川　みね	一四・三	一九・八
〃	〃	和泊　手々知名	一四・四	一八・三
伊仙町	代用教員	沖　次子	一四・九	二二・三
和泊町和	訓導	宇検村阿室	一五・一	一八・三
〃	〃	和泊町和　田畑　勝二	一五・三	一八・三
伊仙町	〃	和泊　梶原　松	一五・三	二〇・三
和泊町和	校長	川畑　一郎	一五・三	一六・八
知名町上城	訓導	富　江規良	一五・三	一八・一〇
和泊町和泊	〃	東　仲一	一五・三	一八・三
知名町芦清良	〃	橘口　富一	一五・三	一八・三
伊仙町阿三	代用教員	神崎　西国	一五・三	二三・三
		土持　六男	一五・三	二〇・三
		清原　カネ	一五・三	一六・三
		永井　清之	一五・三	一九・三
		玉野　英一	一三・三	一五・三
		中原　トミ	一三・三	一六・三
		沖　貞	一三・三	一六・三
		武山　雪乃	一三・五	一四・八
		城村　ミツ	一三・五	一五・三
		松元　新彦	一三・五	
		慶　末吉	一三・一一	一六・三
		柴　喜与博	一四・三	二三・三
		朝戸大屋治	一四・三	一九・三
		伊地知吉敏	一四・三	一五・三
		義原　福慶	一四・三	一六・一一
		藤岡　実基	一四・三	一七・三
		有川　みね	一四・三	一九・八
		梶原　いね	一四・四	一八・三
		沖　次子	一四・九	二二・三
		田畑　勝二	一五・一	一八・三
		梶原　松	一五・三	一八・三
		川畑　一郎	一五・三	二〇・三
		富　江規良	一五・三	一六・八
		東　仲一	一五・三	一八・一〇
		橘口　富一	一五・三	一八・三
		神崎　西国	一五・三	一八・三
		土持　六男	一五・三	二三・三
		清原　カネ	一五・三	二〇・三
		永井　清之	一五・三	一六・三

和泊町永嶺　代用教員　豊枝　サエ　一五・四　一六・一二

イ、国頭尋常高等小学校

和泊町古里	訓導	上村　前富	一二・四	一三・三
知名町大津勘	〃	徳田　英亮	一二・四	一四・三
和泊町手々知名	〃	玉起寿芳	一二・四	二一・八
〃　古里	〃	重村　邦英	一二・四	一九・三
笠利町喜瀬	〃	牧井　達雄	一二・四	一五・三
和泊町和泊	〃	丸野　フジ	一二・四	一三・三
知名町田皆	〃	窪田　キク	一二・四	一四・一
和泊町和泊	代用教員	川畑　義仁	一二・四	一三・一〇
徳之島町諸田	〃	栄喜　隆徳	一二・四	一七・三
伊仙町	〃	仲　岩忠	一二・四	一二・八
与論町那間	校長	竹下直宜見	一三・四	一六・三
和泊町手々知名	訓導	田浦　中澄	一三・四	二一・三
〃　国頭	〃	今井　島忠	一三・四	一五・三
知名町久志検	〃	富江　ツル	一三・四	一五・三
和泊町西原	〃	東　一雄	一三・四	二三・三
〃　喜美留	代用教員	伊地知実茂	一四・一	一五・四
知名町正名	訓導	伊井　内元	一四・四	一六・三
和泊町和泊	代用教員	川畑　義仁	一二・四	一三・一〇
徳之島町諸田	〃	栄喜　隆徳	一二・四	一七・三
伊仙町	〃	仲　岩忠	一二・四	一二・八
与論町那間	校長	竹下直宜見	一三・四	一六・三
和泊町手々知名	訓導	田浦　中澄	一三・四	二一・三
〃　国頭	〃	今井　島忠	一三・四	一五・三
知名町久志検	〃	富江　ツル	一三・四	一五・三
和泊町西原	〃	東　一雄	一三・四	二三・三
〃　喜美留	代用教員	伊地知実茂	一四・一	一五・四
知名町正名	訓導	伊井　内元	一四・四	一六・三
和泊町瀬名	〃	中村　カネ	一四・六	一六・三
知名町上城	〃	英　シズ	一四・四	一九・三
和泊町和泊	〃	橋口　クミ	一四・四	一六・三
笠利町	〃	大瀬　忠三	一四・五	一六・三
和泊町和泊	訓導	先田　茂悦	一五・四	一八・三
伊集院町	〃	野元　親弘	一五・四	一八・三
知名町芦清良	〃	泉川　中文	一五・五	二二・三
和泊町和泊	〃	本部　アキ	一六・一	二一・三
伊仙町	代用教員	大山喜正二	一五・四	一五・一一
和泊町喜美留	〃	井手籠敏子	一五・四	一八・九
〃　手々知名	〃	福山　文恵	一五・七	一八・三
知名町瀬利覚	〃	植村　ハル	一五・一一	一六・三

ウ、大城尋常高等小学校

伊仙町面縄	訓導	永井　実栄	一二・三	一七・三
天城町手々	〃	園田　啓良	一二・三	一四・八
和泊町内城	〃	豊山　英敏	一二・三	一四・三
〃　和泊	〃	山口　正文	一二・三	一八・三
知名町芦清良	代用教員	奥山　直樹	一二・四	一二・八
瀬戸内町俵	訓導	田原　初雄	一二・三	一六・三
喜界町	〃	星村　源熊	一二・九	一四・三
和泊町手々知名	〃	菅村　ミネ	一三・三	一三・一二
〃　手々知名	〃	逆瀬川トキ	一三・三	一七・三
〃　玉城	〃	玉野　シズ	一三・三	一五・三
知名町上平川	〃	城村　ハル	一三・一二	一六・八
和泊町国頭	〃	脇田　清澄	一四・三	一六・八
〃　永嶺	〃	竹　玉寛	一四・三	一五・三
〃　国頭	〃	福島　義直	一四・三	一九・三

和泊町皆川　訓導　皆吉　フサ　一四・三　一九・七
知名町上平川　代用教員　幸山頼朝　一四・九　一九・三
和泊町玉城　訓導　伊井　中直　一五・三　一八・九
知名町笠津　〃　佐伯　植美　一五・三　二一・三
和泊町畦布　〃　鳥　盛文　一五・三　一九・三
〃　瀬名　瀬川　キク　一五・三　一六・一〇

エ、内城尋常高等小学校

知名町屋者　訓導　俵原　宏　一二・三　一二・八
和泊町古里　〃　中付　里明　一二・三　一四・三
〃　手々知名　〃　川辺　節　一二・三　一六・三
〃　和泊　〃　南　明善　一二・四　一六・三
天城町兼久　〃　和田　隆善　一二・四　一二・八
知名町田皆　〃　根釜　富彰　一二・八　一八・三
和泊町古里　〃　上村　前富　一三・三　一五・三
知名町赤嶺　〃　赤地　トヨ　一三・三　一五・八
名瀬市　代用教員　泉　祐憲　一三・三　一四・三
和泊町喜美留　訓導　衛村　三郎　一四・三　一四・八
〃　王城　〃　井手籠敏子　一四・三　一五・三
知名町久志検　〃　玉野　芳久　一四・三　一八・三
和泊町出花　〃　富江　ツル　一五・三　一七・三
〃　玉城　〃　泉　中安　一五・三　一七・七
知名町赤嶺　〃　栄　マツエ　一五・三　二二・三
〃　嶺元　ツル　一五・八　一六・一

(二)　国民学校

昭和十六年四月に国民学校令が公布された。すなわち「皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成を成すを目的とする。」である。

国民学校には初等科（六年）と高等科（二年）がおかれ、義務教育年限が八年になった。この改革により町内の和泊・国頭・大城・内城の各尋常高等小学校はそれぞれ国民学校と名称が変わった。

和泊尋常高等小学校（昭和十六年）

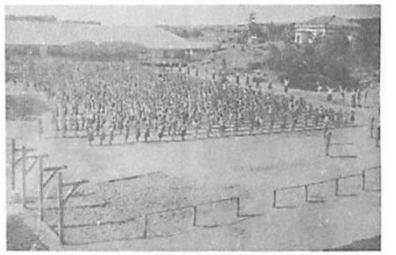

学校全景

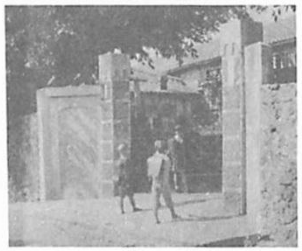

校　門

1　学校のようす

ア　国民学校時代の教育は、「戦争完遂」が大目的であり、そのため、各学校では教室正面に「天照皇大神宮」の大麻を掲げて、朝夕教児ともにこれを礼拝した。

イ　鹿児島独特の武道である「示現流」がとり入れられ、気合も鋭く、立木または横木打ちが行われた。

ウ　昭和十七年度からは、「話しことば」の教育が盛んになった。

エ　戦争の拡大に伴い、食糧増産、防空演習、応召兵の見送り、戦勝祝賀行事、戦死者英霊の出迎え、慰霊祭、町葬などが相ついで行われるようになり学習に励む時間も少なくなっていった。海洋少年団の訓練もこのころである。

オ　そのうち、教師の中からも入営、応召が相つぎ、昭和十九年になると、戦況は日を追うて不利となり、本土への疎開者も出はじめ、学校の児童数も減っていった。

カ　大城校沿革誌によると、昭和十九年八月に、沖永良部守備隊（吉岡部隊）の藤田・原田両中隊は、大城国民学校の西校舎と南校舎に居を定め、校舎は兵隊の宿舎となった。そのため学童は、校区内の各集会場で分散授業を受けることになった。

初等科一、二年は　玉城集会場
〃　三、四年　皆川　〃
〃　五年　古里　〃
〃　六年　大城　〃
高等科　一年　根折　〃
〃　二年　古里　〃

キ　空襲の被害状況（大城校沿革誌）

昭和二十年四月五日　銃撃を受く　東校舎
〃　四月十五日　〃　本校舎
〃　四月二十六日　〃　本校舎
〃　五月　九日　〃　本校舎
〃　五月　十六日　〃　校庭
〃　五月二十六日　〃　西校舎、小使室
〃　七月　六日　〃　全般
〃　七月　八日　〃　全般
〃　七月　十六日　〃　西校舎
〃　七月　十七日　〃　西校舎

ク　戦時下　国頭小学校の思い出

国頭　山下　実（昭和五年十月二十四日生）

私は、昭和十二年四月一日、国頭尋常高等小学校の尋常科第一学年生として入学した。当時の校長先生は、西原出身の東貞良先生でした。新一年生は男女共学でイ組とロ組に分けられ、イ組の担任は古里出身の上村前富教頭先生、私はロ組で担任の先生は、和泊字の有川ミネ先生でした。男女混成組で勉強したのは一年の時だけで、二年生時代以後は完全に男子組と女子組に分けられました。受け持ちの先生は、男子組が二年牧井達雄先生、三年伊地知実茂先生、四年東一雄先生、五年六年泉川中文先生、高等科一年二年玉起寿芳先生、女子組は二年伊地知実茂先生、三年中村かね先生、四年橋口クミ先生、五年福山文恵先生、六年佐々木トヨ先生、高等科一年池下孝子先生、高等科二年本部アキ先生でした。尋常一年から高等二年までの八年間に、校長先生も竹下直宜見先生、神川盛蔵先生、大平武雄先生へと変わりました。

私どもを直接担当された先生方のほかに、教頭先生として田浦中澄先生・村山上信先生、また徳田英亮・重村邦英・丸野フジ・川畑義仁・仲岩忠・今井島忠・大瀬忠三・富江ツル・英シズ・先田茂悦・福島義直・窪田キク・野元親弘・大山喜正二・植村ハル・前原隆俊・安田タキ・阿多エイ・平瀬忠経・森貞助・伊集院キヨ・名越八重・高野ユキ・井手籠敏子・伊井内元・栄喜隆徳・市来ツネ子・義山正市・中島道真・龍野チエ・皆内貞三・泉中安・秋田スエ・保重安・重村玲子・脇田光夫・川畑ノブなどの先生方がおられました。

入学当時の児童の服装はほとんど和服でした。男子の中には、店で買ったかすりの着物を着ている人もいましたが、大部分は母の手織りの着物で、ひざまでの短い着物に小さな黒帯をしめて登校したものでした。学用品の持ち運びも、カバンやランドセルなどと名のつく物は少なく、ほとんどの者がふろしきに教科書や学用品を包んで登校しました。五年生のころから、ぼつぼつ洋服をつける人がふえてきました。洋服といってもその生地は、各自の家庭で母親が蚕を飼い、それからとった絹糸とばしょうの糸をまぜて布を織り、それをカーキー色に染め上げたものでした。国頭字にミシン一台もなかった時代のこと、仕立ても一切母の手縫いでしたから、皆パンツのような半ズボンとだぶだぶの上衣を着ていました。戦

争が激しくなるにつれて衣料品はますます乏しくなり、着物も洋服もパンツも皆つぎはぎだらけのものばかりになりました。しかしそれでも「欲しがりません、勝つまでは」の標語のもと、歯を固く食いしばって頑張り通しました。かぜなどをひく児童もほとんどいませんでした。

そのころの学童の最高の理想は軍人になることでした。そうしてゆくゆくは陸軍大将か海軍大将になりたいと考えていました。軍人として大成するためには学問が大事だということで、三月末の卒業式や修業式に優良賞をいただくように頑張らなければといって努力したものです。

私どもが一年生として入学した昭和十二年に日支事変が起こり、たくさんのおじさんたちに召集令が下りました。昨日まで畑で土だらけになって働いていた真黒い身体にカーキー色の在郷軍人服をつけて赤いタスキをかけ、らんらんと輝く目にその決意を示しながら応召して行きました。勇躍応召して行った軍人軍属の中には「護国の鬼」となって、生きてふたたび郷里の土を踏むことが出来なかった人たちもたくさんいました。戦争が激しくなるにつれて戦死者が続出し、今日も明日もというふうに村葬が行われました。村葬に参列するのは上級生でした。村葬も最初の程は多くの村民が参列して盛大に行われましたが、あまりにも村葬の数が多いので、だんだん淋しいものになってしまいました。

戦争が拡大するにつれて、いろいろな物が不自由になって来ました。その中でも一番こまったものは米です。国頭は沖永良部の島でも一番水利に恵まれない所で、米がとれないのです。「今年こそは」といって、充分に堆肥を入れたりそ鉄葉を切り込んだりして、一期作も二期作も植えるのですが、水が続かずせっかく植えた稲が全部枯れてしまうのです。和泊町では毎年旧暦の九月十九日に郷社高千穂神社の例祭を催し、その後で町内四尋常高等小学校の奉納相撲が行われていました。各学校、尋常一年から高等二年まで、各学年三名ずつの選手が出るのです。国頭校から出る三名の選手の中、一人は和泊校の選手と一人は大城校と、一人は内城校と対戦するのです。私どもが一年生の時の選手は、田中賢吉君と原野徹三郎君と村山良直君の三名でした。国頭校は児童数は割に多かったが、相撲の成績はあまり芳しいものではありませんでした。そのたびごとにお父さんやお母さん方が

「他校の選手は米のご飯を食べているので肥えていて力も強いが国頭の子どもたちは米がなくて、から芋ばかり食べているからやせて弱いのだ。」と言って残念がっていたのを思い出します。

昭和十六年の末、日支事変は大東亜戦争へと発展し、「勝った　勝った　また勝った」と勝ち戦の勢いに乗って、戦線は次から次へと拡大されていきました。十二月八日の開戦を契機に、政府は今まであった「興亜奉公日」を「大詔奉戴日」と改めました。「大詔奉載日」には全校児童に対して校長先生が訓示をしました。その後で私たちの担任の先生が「もう日本人には優劣の差はない。日本人は世界の最優秀民族だ。君たちは良い時代に生まれた。戦争に勝った暁には、世界各国に行って日本語の先生になるのだ。」と言われ、私たちも「どこの国へ行って日本語の先生になろうか。」と真剣になって考えたものでした。そのころは全国民挙げて必勝の意気に燃え、大人も子供も、口を開けば「滅私奉公」「一億一心」「国民皆兵」「鬼畜米英撃ちてし止まん」とかいう言葉ばかりでした。

心身鍛練のため、学校では毎日乾布摩擦や団体訓練、それに示現流の練習、後は竹やり訓練まで行われるようになりました。全国民は必勝の信念に燃えて、全力を尽して頑張りました。特に若い男女の意気は物すごく、男子は志願兵や産業戦士として、女子は看護婦や産業戦士として、次々に応募して行きました。私たちが高等二年のとき、現在の町役場、当時の和泊国民学校で、海軍志願兵の採用試験がありました。町内の男子が先を争って受験、私もその一人でした。最初の学科試験には大部分の者が合格しました。次の身体検査で合格、不合格に分けられました。私は身長が一センチメートル足りないために不合格でした。徴募官が「お前たちの愛国の至情は誠に尊いものであるが、今入っても小さなお前たちに合う洋服がない。これからも一生懸命勉強し、身体を鍛えてまた来年受験しなさい。」と言われました。予期していたことではありましたが残念でたまりませんでした。私たちの同級生から四名だけ合格しました。

昭和十六年四月から、学校の名が「国頭国民学校」と変わりました。そのころ一番強調されたのは食糧増産で学校では高等科はもちろんのこと、尋常三～四年まで畑を借りて芋や麦を作りました。末川白秋氏、田中宗治氏・

通村幸英氏・福峯哲麿氏等が畑を無料で貸して下さったので、合計二町歩程の耕地を耕して食糧増産に励みました。なおその上に、高等科の男女生徒は、遠く皆川字の下まで出かけて行き、荒地を開墾して麦を作りました。また出征軍人や軍属の家庭では働き手がいないために思うように食糧増産が出来ません。農繁期の都度高等科の生徒が手分けをしてその留守宅に奉仕作業に行きました。

越山に守備隊が駐屯するようになってから、高等科の生徒は、一週間のうち三日ずつ陣地構築作業に行くようになりました。その作業に行く時は、暗いうちに起きて朝食をすませ、鍬やヒヤーギ、それにから芋弁当を持って出かけ、八時ごろまでには越山に到着したものでした。越山では兵隊さんの指示に従って、横穴掘り、縦穴掘りに協力し、竹やり訓練の指導を受けたことも度々でした。作業の終了は午後四時ごろで、国頭の自宅に帰り着くのは日暮れ時でした。

沖縄戦が始まろうとするころからは、空襲で学校は危険だということで、ヒジヤゴ山で学習したこともあります。昭和二十年三月、数千隻の米艦隊が沖縄を取り囲み、終日、何万発という無気味な艦砲射撃の音がきこえ、沖永良部の沖にも米艦が姿を現すようになり、それと同時に本格的な空襲が始まりました。沖永良部の上空には、常時グラマン機が数機飛来し、絶えず機銃掃射を繰り返しました。空襲と同時に学校は休校になりました。島民は老若男女全部、鐘（しょうに）乳洞（ゆうどう）くつや防空ごうに待避し、から芋植え等の増産活動は、夜間に徹夜で実施しました。米軍機の焼夷（しょうい）実砲射撃の前に、カヤぶきの住宅は一たまりもなく燃えてしまうので、屋根のカヤを全部はがし取って骨組みだけにし、家族は砂糖小屋や防空ごうなどで生活するようになりました。沖縄戦は日一日と激しさを増し「米軍は沖縄を制圧してから次は山が少なく平地の多い沖永良部島に上陸しそうだ」というわさが流れるようになりました。最後の死に場所として、全島民が各町内会単位（国頭は現在の一・二小組合を合わせて第一町内会とよんでいた）に越山に待避ごうを掘ることになりました。私たち高等科生も両親と共に待避ごう掘りに行きました。午前十一時ごろでしたか兵隊さんが「国頭の学校が燃えている」と言ったので、学校の見える高い所まで夢中で駆け上りました。学校一帯は黒煙に包ま

れ、トタン屋根の西校舎が火をふいて燃えているのが見えました。町内会員一同、声を発する者もなく、皆両眼に涙をいっぱい浮べ、すすり泣きしながら見ていました。国頭の学校は高台にあるのではっきりと見え、その上偽陣地も掘ってあったせいか殊の外空襲がはげしく、学校が焼失しただけでなく、校地内やその周辺に二百五十キロ爆弾が十数発落下し、直径十数メートル、深さ十メートル程の大穴がたくさんできました。ただ一つだけ残っていた南校舎の板壁等も全部爆風で吹きとばされて裸になってしまいました。私達が指折り数えて待っていた卒業式も無期延期になり、空襲下で四月・五月と重苦しい毎日が続き、六月の終りのある雨上りの暑い夕方、卒業生とその父母だけがヒジャゴ山にあつまり、米軍機の爆音におびえながら、淋しい卒業式をすませた。

2　教職員名簿（昭十六・四～昭二一・三）

ア　和泊国民学校

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊畦布	訓導	永吉　毅	一六・三	一九・八
〃　和泊	〃	川　ヨネ	一六・三	二〇・一二
〃　和泊	〃	佐土原　常	一六・三	二一・三
〃　和泊	〃	橋口　クミ	一六・三	二一・八
〃　根折	〃	新里　窪秀	一六・三	一九・三
〃	〃	栄　哲義	一六・四	二一・八
和泊町国頭	〃	脇田　清澄	一六・八	一六・一〇
知名町田皆	〃	松元　内熊	一六・一一	八・三
和泊町国頭	助教	宮原　重義	一六・一二	二一・八
知名町小米	訓導	山崎　宏	一七・三	一八・三
和泊町和泊	〃	中原　トミ	一七・三	二三・三
〃　手々知名	〃	逆瀬川トキ	一七・三	二三・三
〃　王城	助教	安田　静枝	一七・四	一九・三
知名町屋子母	訓導	木脇　祐勝	一八・三	二〇・二
和泊町和泊	〃	武宮　恭子	一八・三	二一・八
〃　和泊	〃	秋葉　フミ	一八・三	二四・八
知名町小米	〃	森　高秀	一八・四	一九・八
和泊町内城	〃	村山　本吉	一八・四	二一・三
知名町瀬利覚	助教	植田　ソル	一八・四	二一・三
和泊町和	訓導	大山　茂博	一八・九	一九・一
〃　和泊	校長	新納　盛定	一八・一〇	二一・三
〃　国頭	助教	脇田　光夫	一八・一二	一九・三
〃　喜美留	訓導	井手龍敏子	一九・三	二二・三
知名町上城	〃	山口　鳥嶺	一九・三	二二・一
和泊町畦布	〃	島　盛文	一九・三	二二・三
〃　内城	助教	森　西元	一九・三	二二・三
〃　国頭	教頭	前原　隆俊	一九・三	
〃　和泊	訓導	甲　東寿	一九・三	二二・一
〃　和泊		南　明善	一九・三	二三・三

〃　国頭　助教　福嶺　ツル　一九・八　二〇・一二
〃　根折　訓導　大山　安弘　一九・九　二三・三
知名町余多　〃　今栄　テル　二〇・三　二三・三
和泊町根折　〃　池田　スミ　二〇・三　二三・三
〃　和泊　〃　大山　ウメ　二〇・三　二〇・一二
〃　和泊　〃　甲　東哲　二〇・九　二七・四

イ、国頭国民学校

知名町知名　校長　神川　盛蔵　一六・四　一九・三
和泊町国頭　訓導　前原　隆俊　一六・四　一九・三
知名町余多　〃　安田　タキ　一六・四　一七・四
和泊町和泊　准訓導　阿田　エイ　一六・四　一六・九
知名町余多　助教　平瀬　忠経　一六・四　一六・六
与論町　〃　森　貞助　一六・一一　一七・八
知名町下城　〃　市来ツネ子　一六・四　一八・三
和泊町西原　訓導　佐々木トヨ　一七・四　二三・三
知名町瀬利覚　〃　高野　ユキ　一七・四　二一・三
伊仙町　助教　義山　正市　一七・五　一八・一二
〃　〃　中島　道貞　一七・一一　二一・三
和泊町西原　馴導　村山　上信　一八・四　二一・三
〃　西原　〃　名越　八重　一八・四　二三・三
〃　出花　〃　池下　孝子　一八・四　二六・三
〃　和泊　〃　龍野　チエ　一八・四　二一・三
〃　和泊　助教　新納　照子　一八・一〇　二二・三
知名町上城　〃　皆内　貞三　一八・一〇　一九・三
〃　屋子母　校長　大平　武雄　一九・四　二三・三
和泊町国頭　訓導　福島　義直　一九・四　二六・三
〃　出花　〃　泉　中安　一九・四　一九・一二
〃　国頭　〃　秋田　スエ　一九・四　二三・三
〃　内城　訓導　保　重安　一九・四　二一・三
〃　古里　〃　重村　玲子　一九・四　二三・三
〃　国頭　助教　脇田　光夫　一九・九　二〇・一
〃　和泊　〃　川畑　ノブ　一九・一二　二〇・一二
知名町　〃　大野　チカ　二〇・四　二三・三
和泊町西原　〃　徳留助四郎　二〇・四　二三・三

ウ、大城国民学校

天城町松原　訓導　春山　文夫　一六・三　一七・三
和泊町王城　〃　玉野　フミ　一六・三　一七・三
〃　和泊　教頭　甲　東寿　一六・八　一八・三
〃　古里　訓導　上村　文枝　一六・八　一七・三
知名町赤嶺　助教　赤地美津子　一六・一一　八・八
〃　芦清良　訓導　清原　ツル　一七・三　二三・三
和泊町和泊　〃　武宮　恭子　一七・三　一八・三
〃　和泊　〃　橋口　トシ　一七・四　一七・七
〃　内城　助教　宮里　マツ　一七・四　一九・三
住用村城　〃　福元　俊雄　一七・一〇　一九・九
和泊町根折　〃　池田　スミ　一八・一　一九・三

和泊町手々知名	校長	武田恵喜光	一八・三	二一・三	々	和泊	一六・三	一七・一二
徳之島町母間	教頭	小林 秋応	一八・三	二一・三	〃	知名町屋子母	一七・三	九・八
和泊町和	訓導	東 愛久	一八・三	二二・三	〃	余多	一七・三	二二・三
〃 和	〃	鎌田 時秀	一八・三	一八・一〇	〃	和泊町玉城	一七・三	一八・一一
〃 玉城	〃	栄 ナツ	一八・三	二一・三	〃	瀬名	一七・三	二五・三
〃 和泊	〃（裁専）	川辺 節	一八・三	二二・三	〃	徳之島町亀津	一七・一〇	一八・一〇
〃 和泊	〃	福山 文恵	一八・九	二〇・八	〃	和泊町内城	一七・一二	二三・三
〃 永嶺	〃	永野 忠敬	一八・九	一九・一	〃	与論町	一八・三	一九・三
和泊町根折	訓導	新里 窪秀	一九・三	二三・三	教頭		一八・三	一九・一二
古里	〃	爪村 邦英	一九・三	二五・三	知名町下平川	訓導	川元 フミ	一八・三	一九・三
〃 玉城	〃	大屋 中英	一九・三	一九・九	〃	屋子母	青木 徹志	一八・五	一九・三
和泊町皆川		皆古キミ子	一九・三	二三・三	和泊町皆川	〃	中原 尚文	一八・一二	一九・一二
〃 和	訓導	大山 ウメ	一九・三	二〇・八	知名町上平川	〃	村山 茂	一九・三	二一・三
〃 皆川	〃	中原 梅乃	一九・八	二三・三	和泊町内城	〃	寺原 政夫	一九・三	二一・三
〃 古風	助教	里村 富久	一九・八	二〇・一一	〃	和泊	中村 良明	一九・三	二一・三
〃 王城	訓導	玉野 本治	一九・九	二六・五	〃	内城	村山 植元	一九・三	二一・三
知名町竿津	助教	東 みつ	一九・一一	二〇・一一	〃	瀬名	中村 カネ	一九・八	二〇・一〇
和泊町古里	訓導	重村 達志	一九・九	二一・一	〃	和泊	永吉 毅	一九・八	二二・三
〃 国頭	校長	前原 隆俊	二〇・三	二一・一	知名町竿津	〃	宗村 ツル	一九・一〇	二一・五
〃 西原	訓導	東 一之	二〇・一二	二一・一	和泊町古里	〃	爪村ヨシエ	二〇・三	二三・三

エ、内城国民学校

和泊町国頭	訓導	石原 茂吉	一六・三	一七・三			
和泊町和泊	訓導	中原 トミ	一六・三	一七・三			

(三) 青年学校

鹿児島県教育委員会編「鹿児島県教育史」は青年学校教育について、次のように述べている。

「文部省が国体明徴を訓令した昭和十年から、実業補習学校と青年訓練所を統一して青年学校が設けられた。

青年訓練所と実業補習学校は、おおむね小学校に併設したので、この両者の相互関係の調整は青年訓練所発足当初からの課題であった。昭和九年度の統計では、青年訓練所生徒八十一万八千六百八十一名、実業補習学校男生徒八十五万七千四百四名となっているが、その五十%は二重在籍であった。両者の教育内容は五十歩百歩で、校長・教員は両方を兼任し財政的にもむだが多いので、昭和十年、両方を統合して青年学校をつくった。」

さらに、目的等について次のように述べている。

青年学校は、「男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的」とするもので普通科・本科・研究科・専修科の四科をもって構成され、施設は独立校舎を要望し、小学校などに付設する場合は、専用教室を設けることにした。

教授訓練期間は、普通科二ヵ年、本科は男子五ヵ年女子三ヵ年とし、土地の状況によって各一ヵ年を短縮することができ、研究科は一ヵ年以上、専修科は別に期間を設けなかった。なお本科は一部と二部に分かれ、一部は定時制で男子は五年、女子は三年で卒業し、二部は男子においては最初の二年を全日制で出校し、あとを二年定時制で通学して卒業する。女子は二年を全日制で通学すれば本科を卒業ということにした。

尋常小学校六年卒業者は普通科に、高等小学校卒業者は本科に入学し、本科卒業生はこれと相当の教養ある者とともに研究科にはいることができるようにし、専修科は特別の事項を専門に希望する者に対して許可した。教授訓練の内容は、普通科は修身および公民・普通学科・体操とし、女子には家事および裁縫科を加え本科の男子には体操の代わりに教練を課したが、女子は教練を省いて家事・裁縫および体操科を加えた。

なお普通学科・職業学科に関しては、土地の状況および学校によって、適切な内容をもたせ得ることにした。

このようにして勤労青年は、小学校を卒業するとその後七年間引続き教育を受けることになったが、就学率が前の青年訓練所時代とあまり変わらないので、政府は、昭和十四年、青年学校を義務制にすることに踏み切った。これは大正六年に設置された臨時教育会議で、また、昭和十年の文政審議会でも「速ニ青年学校義務制ノ実施ヲ期スルコト」を答申していることであったが、義務制に

走らせた直接の原因は、日華事変であった。昭和十二年の日華事変は、戦争の長期化を予測させ、あげて青年を壮丁化することになったのである。青年学校の義務制は、昭和十四年四月に入学した普通科生徒からこれを始め、逐次入学する者を義務化し、昭和二十年には全部の勤労青年を、義務制の中で収容することにした。と同時に、青年学校には、国から教員の俸給・手当に補助金を出すことにした。しかし、戦局が緊迫化するに従って、青年学校の生徒も生産増強に動員されて勉強できず、教育内容も後退していった。

鹿児島県の青年学校は、政府の奨励に即応して県当局が大いに力を入れた。昭和十三年、県は、高等農林に付設されていた青年学校教員養成所を伊敷（今の市立鹿児島農芸高校）に移して独立させ、伊敷村立青年学校を同所内に移転新築して県立とし、同養成所の附属青年学校とした。県は、青年学校発展の礎石をここに置いたのである。のち昭和十九年に青年学校教員養成所は、青年師範学校となった。昭和十四年、男子青年に義務制がしかれると、鹿児島県は、女子にも準義務制をとった。またその振興については、青年学校独立校舎の建設に努力を傾けた。昭和十六年の統計によると、鹿児島県の青年学校は百八十四校で、専任校長が百十一名置かれている。また専任教員は一校当たり七名の平均で、他県に比してその数が多い。鹿児島県の青年学校は規模が大きく、内容が充実していることで全国的に有名であった。

○　和泊村立和泊青年学校

昭和十年四月青年学校令が公布、諸規程が定められ実業補習学校と青年訓練所が統合されて青年学校となった。和泊町（当時は村）の場合、昭和十年に和泊村立和泊青年学校として発足したが独立校舎はなく、和泊尋常高等小学校に附設され、その後昭和十一年に、現在の和泊小学校の敷地に新校舎を設立して移転した。

当学校に関する書類は戦時中の空襲によって焼失し、記録に基づく著述は不可能なので、当時の教職員や生徒の記憶によってまとめた。

昭和六年の満洲事変に端を発した戦争は、拡大の一途をたどり、昭和十二年の日支事変、昭和十六年の太平洋戦争へとひろがった。このような戦時下の青年学校の教育内容は、戦争遂行のためのものと言ってよい程で軍事教練と食糧増産・生産教育が主になっていた。

ア　軍事教練

軍事教練は本科生に課せられ、一週四、五時間で、上級生は銃を持ち、手製の背のうを背負っての教練であったが、下級生は、二メートルぐらいの竹やりを持っての訓練であった。各個訓練や全生徒による閲兵分列等も行われた。年に一回は、奄美要塞司令官や同副官等により、査閲や講演も行われた。また知名青年学校との連合演習も実施された。

イ　精神高揚

校内で訓話の時間が設定されたほか、外部から軍の高官・関係官庁の視学・主事や有名知識人の視察や講演が数多く持たれた。

その内容としては、時局を反映して皇軍の奮戦の模様とか青年としての戦時下における心構え等を説くのが多く、この戦争の大義名分をよくわきまえ、皇民として各自の分に応じて積極果敢に行動することが大切であるということが強調された。

ウ　御親閲

昭和十六年五月二十二日、宮城前広場において青年学校生徒に対する御親閲が行われた。朝日新聞は当日の模様を次のように伝えている。

「青年訓練実施十五周年を記念する青年学校生徒御親閲式は二十二日午前十時から、畏くも天皇陛下の御親臨を仰ぎ、宮城二重橋前広場で壮厳盛大に挙行された。内外地の一万八千余校から集まった代表生徒男子三万六十名、女子四千二百五十名の栄光は、この日津々浦々にて盛事をしのぶ全国三百余万全青校生の胸にも通う。

青少年学徒に勅語を賜りたる佳き日に、次代の国防の勇士・産業の戦士たちは固き御奉公の誠を誓い奉ったのである。男生は執銃着剣の武装で分列行進……鹿児島のワラジ部隊は断然光った……。分列行進に続き女子部隊が奉唱歌を斉唱した。この日の感激はここに極まる。」

（以下略）

和泊青年学校から代表として参加したのは脇田清（国頭）福嶺ツル（国頭・現姓脇田）の両名であった。

エ　増産・家事

和泊町後蘭字に田んぼを借りて米作りをしたり、谷山の松林を開墾して茶作りにも励んだ。校内では「やぎ」「ぶた」の飼育も行われた。家事の時間には代用食の作

り方等に力を入れ、食料事情が悪化していく中で、郷土産の農作物に加工した食品を工夫した。

オ　兵役

徴兵検査の適令に達した生徒あるいは卒業生には検査に行く時に必ず青年学校の卒業証明書を持参するよう指導した。戦争の拡大につれて、生徒の中から検査を待たずに志願で入隊する者も出てきたが、彼らの出発に際しては生徒自身の考えで壮行会を催し激励した。

このような状況の中で、昭和二十年三月一日の朝、喜美留沖に停泊中の徴用輸送船が米軍機の銃撃を受けて沈没し、その日の銃爆撃により和泊青年学校は焼失した。

昭和二十年四月以降になると、米軍機や米艦による銃砲撃、爆撃はますます激しくなり、官公署をはじめ、学校、民家の大半が被害を受けた。やがて八月十五日の終戦を迎えることになるが、無条件降伏という戦争終末は打撃が大きく登校する生徒も皆無という状態になった。

二　社会教育

○　婦人会活動

太平洋戦争開始後間もない昭和十七年二月一日に閣議決定に従って「大日本婦人会」が結成された。それまで活躍していた「愛国婦人会」「国防婦人会」「大日本連合婦人会」の各団体を全国的に合同したもので、総裁に皇族、会長に華族、各県ごとの地方支部長に知事夫人を充て、会員は二十歳以上の全婦人であった。会の目的は、「高度国家体制に即応し、皇国伝統の婦道に則り、身を修め、家を整え、奉仕の実をあげる」であった。

和泊町では「大日本婦人会和泊町分会」を結成し、全員一丸となって銃後の守りを固めた。

服装も活動的になり、もんぺに地下たび、防空ずきん姿だった。出征兵士の見送り、戦地への慰問文や慰問袋、千人針、守備部隊の慰問演芸、戦車ごう掘り、野菜類の供出、南方への輸送船寄港の折の慰問、戦没者遺家族、出征軍人留守家族への奉仕作業等、一致団結して尽力した。

空襲に備えて天井板をはずし、大きなおけに水を満たし、ぼろ布を水にぬらした火たたき等準備して、火災から家を守るようにした。夜間には守備部隊の幹部軍人によって竹やり訓練が行われた。

第十節　戦時下諸事

一　旗行列とちょうちん行列

日中戦争当初は、日支事変といっており、その事変を大きくしない方針であったが、現地の日本軍は授軍により大軍にふくれあがり、その勢いで北京、天津、首都南京と次々に攻めて占領した。

次々報道される勝利のニュースに国民は沸き立ち、旗行列やちょうちん行列をして喜んだ。

南京を落とせば降参すると思っていたのに、中国政府は武漢そして重慶と、奥地へ奥地へと移り、長期戦になってきたので、それに備えて国内の戦時体制を整えなければならなくなってきた。

二　国家総動員法

政府は長期戦に備えて、国内体制を整えるため、昭和十三年（一九三八）国家総動員法を制定した。

三　大政翼賛会と隣組

昭和十五年（一九四〇）七月、米内内閣が倒れ、第二次近衛内閣ができると、近衛首相は新体制運動をおこし、十月に大政翼賛会ができた。長期戦となった戦争を勝ちぬくために、全国民が力を一つに合わせる新しい体制、つまり国民統制組織で、天皇の大政のもとに軍官民がこぞって強力な日本をつくっていこうというもので、各政党は解散し翼賛会に参加した。これで日本に政党はなくなった。

政治に協力する全国機関として、知事を支部長にして、最下部に隣組をおき、全国のすみずみまで通知がいきわたるようになった。

隣組は大戦中、戦争協力を能率よく行わせるためつく

られた地域組織で、五―十軒の家を一組としてつくられた。隣組では月に一度、順番に組員の家に集まって常会をもち、上意下達・下意上達・万民翼賛・承詔必謹・国策遂行のため、縦の命令系統としての組織であった。供出のこと、回収のこと、生産増強のこと、貯蓄のこと、公債の消化、家庭防空、勤労奉仕等々、町会からの知らせを徹底するとともに、いろいろ話し合いをし、急の場合は回覧板でもって知らせた。退散のときは、隣組の歌を、

一、とんとんとんからりと隣組
　格子をあければ　顔なじみ
　回してちょうだい回覧板
　知らせられたり知らせたり
二、とんとんとんからりと隣組
　あれこれ面倒　味噌　醤油
　ごはんの炊き方　垣根越し
　教えられたり　教えたり
三、とんとんとんからりと隣組
　地震や雷　火事どろぼう
　互に役立つ　用心棒

助けられたり助けたり
と斉唱して別れるものであった。

四　紀元二千六百年の祝典

昭和十五年（一九四〇）二月十一日は、紀元節でちょうど日本紀元二千六百年にあたるというので、十一月二十日に「紀元二千六百年の祝典」が盛大に行われた。

これは「神話」に基づいた日本紀元で、科学的に根拠はないものである。この式典は「皇国精神」や「永久にさかえる天皇国日本」を宣伝するためのものであったといわれる。

その数日後の大政翼賛会のポスターは「祝いは終わった。さあはたらこう」というものだった。

五　産業報国会

全国の工場や会社などに設けられていた労働組合がなくなり、昭和十三年から二十年まで戦争協力のため全国の工場や会社などの労働者組織は報国会になった。絵かきは美術報国会、小説家は言論報国会などをつくり、国民はみんなそれぞれの報国会に入り勝ち抜くために働いていた。

また、愛国婦人会や国防婦人会は、昭和十七年（一九四二）二月これを合併して「大日本婦人会」を結成し、出征兵士の見送り、奉仕活動等に活躍した。「欲しがりません勝つまでは」「戦線にいるつもりで生産にはげもう」を合言葉に苦しい中でも皆笑みを忘れず頑張っていたのである。

青年学校の勤労報国隊や国民学校の上級生は応召兵や徴用の家庭の勤労奉仕に出動した。

六　価格等統制令と国民徴用令

昭和十四年（一九三九）になると、一般物価だけでなく、賃金、俸給まで釘づけにする「価格等統制令」が布かれた。また「国民徴用令」で軍事工場などに強制的に働かせることのできる法律もでき、産業戦士として軍需工場への徴用をされることになった。沖永良部島では徳之島（浅間）飛行場の建設や三浦・瀬相海軍基地の建設に数次にわたって徴用があった。

七　千人針をたのむ婦人

戦争が長びいてくるにつれ、村でも町かどでも道行く人々を呼びとめて、千人針をたのむ婦人の姿がめだってきた。出征兵士に送るためのものである。「千人針の歌」という流行歌もはやった。

○　千人針

タオル大の白木綿に、千人の婦人が一針ずつ糸を通して結べば、敵弾にあたらないという民間信仰があり、ことに寅年の婦人は自分の年の数だけ結んでよいということだった。また、五銭玉を結びつけておけば死（四）線を越え、十銭玉を結びつけておけば苦（九）線を乗り越えるといわれ、出征軍人は皆「千人針」を腹に巻いて出征するものであった。

○　千人針の歌

(一)　橋のたもとや町角に
　並木の路に　停車場に
　千人針の人の数

心をこめて運ぶ針

(二)
とび行く号外　鈴の音に
胸はわきたつ　ひきしまる
どうぞひとつと　兄のため
背の君のため　叔父のため

(三)
人はかわれど　真心は
みんな一つに　国のため
わたしも一針縫いたいと
じっと見ている昼の月

八　関門海底トンネル開通

昭和十一年に工事を開始した関門海底トンネルは、昭和十七年六月完成、十一月十五日の運転開始は「特急富士」で行った。

九　苦しい食糧事情

昭和十四年（一九三九）四月、米穀配給統制法の公布があり、米穀通帳により、大人一日二合三勺と定められた。六月一日からマッチ・酒・木炭の切符制も採用された。

太平洋戦争にはいる前、昭和十六年（一九四一）四月から、東京、大阪などの六大都市で米の配給制がはじまり、やがて全国どこでも配給制になった。大人一日分の配給が二合三勺で、年よりや子供はそれより少ない量であった。

やがて、その二合三勺は米だけでなく、ムギやイモ・コウリャン・大豆かすなどをまぜて配給された。ドングリ粉が配給されたこともあった。野菜・魚・肉・卵はもちろん、砂糖・みそ・しょうゆ・塩・食用油・酒・木炭・綿製品も製造販売が統制され何から何まで配給であった。しかもその量はますます少なくなっていった。

配給だけではとてもたりないので、都市の人たちはリュックを背負って田舎へ買い出しにでかけた。汽車は買い出しの人たちでいつもごったがえしていた。町では空地ももちろん庭まで家庭菜園にして、カボチャや白菜などを作っていた。

配給の値段は定められていたが、配給以外のものを買うときは「ヤミ値」といって何倍も何十倍もする値段であった。「ヤミ」の売買はきびしく取り締まられたが、取り締まる方も「ヤミ」で買わなければ生きていけない時代であった。

十　衣料切符、その他

昭和十三年（一九三八）三月、綿糸配給の切符制が実施され、昭和十七年（一九四二）二月、衣料配給切符制点数制となり、男子は詰め襟、ゲートル巻き、国防色国民服、女子はズボン、モンペ服が推奨され、昭和十八年になると女着物の長袖切り実行、防空頭巾着用を奨励した。

煙草　十九年一月、煙草配給制となる。成人男子一日六本。

焼酎　一人一合ずつ配給となった。十九年ごろから密造酒が出まわってきた。

砂糖　十九年八月には砂糖の家庭配給停止となる。

塩　十七年一月、食塩は通帳配給制となり、十九年ごろから各地で自家製塩が行われるようになった。

十一　防空訓練

昭和十四年十月、警防団を中心に防空訓練を実施。

昭和十五年十二月には隣組に防空退避壕の構築を督励。

昭和十六年三月、県下一斉第一回防空訓練を実施。

昭和十八年一月、女子竹槍訓練が始まり、以後常時行われた。

昭時十九年一月、隣組等防空演習を開始。それ以来空襲に備えて、各戸に防空壕を掘り、隣組ではバケツリレーでの消火、焼夷弾をたたき消す演習にかりたてられた。

十二　学徒出陣

戦争がはげしくなって、兵隊の数が足りなくなると、まだ卒業前の学生までが前線に引っ張り出されることになった。学生は満二十歳になっても、徴兵検査を先に延ばすことができたのであるが、昭和十八年（一九四三）九月、これが停止されて、翌日から学生の徴兵検査が行

われた。

十月二十一日明治神宮外苑競技場で、学徒出陣壮行大会があった。校旗を先頭に角帽（大学生）に巻きゃはんをつけ、小銃を担って小雨降る中を行進する学生の姿は人々の胸をうった。数万の学生がペンを銃にかえて、ぞくぞくと前線に向かった。

十三　根こそぎ動員

国内では「飛行機をつくって前線に!!」と必死の航空機増産がつづけられ、昭和十九年（一九四四）のころ、日本の飛行機の月産は約三千機までになっていた。しかしアメリカの月産は一万機を超えていた。すべての工場は二十四時間ぶっとおしに動き、徴用された男や女が働いていた。

この年四月、中学生以上の生徒、学生に「学徒勤労動員令」がくだった。学校での勉強をやめて、軍需工場で働くことになったのである。その数はおよそ二百万人ほどであった。翌年三月満十二歳から四十歳までの未婚の女性、およそ四十七万人が「女子挺身隊」として軍需工場に動員された。

全国で兵士や軍属として、戦場に出ている者の数は一千万人をこえていたから、働き手の不足は大変なものであった。それで残った人たちを根こそぎ、工場へ動員したのである。それでも足りなくて一百数十万人の朝鮮出身者や中国人捕虜までつれてきて鉱山や炭坑で働かせていた。

十四　供出時代

農村も人手不足で、耕地面積は減少し、化学肥料もなくなり米の増産どころではなかった。政府は農民に対し「米の供出割当て」をし、全耕地食料だけを作るよう奨励した。

だから養蚕業などは、ほとんど全滅し果樹栽培などもやめさせられていた。米、麦ばかりでなく、昭和十三年七月から金属回収週間がはじまり、「金属類を供出せよ」という命令も出た。昭和十四年五月から鉄製品回収、金買い上げ運動となった。金属の資源に乏しい日本では、戦争になくてはならぬ鉄、そのほかの金属類が満洲のほかは、どこからもはいらなくなり困ってしまったからである。昭和十七年には全国の寺からは梵鐘（ぼんしょう）が供出され、銅像・仏具・橋のらんかん・鉄さく・めいめいの家にあるなべ・かま・鉄びんからかやのつり手・子供の三輪車、小学校から二宮尊徳像まで供出させた。

また、白金やダイヤモンドなどは政府が買い上げた。神社の「神木」も木造船をつくるといって、神主ののりとに送られて供出されていった。

十五　集団疎開

昭和十九年（一九四四）七月、米軍はサイパン島を占領するとB29約三ヵ月で大きな飛行場をつくりあげ、そこからをつかって日本本土を爆撃し、ゆうゆうと引きあげていくようになった。

空襲をうける前に、大都市ではたくさんの家を命令でこわしてしまった。これは火の燃えひろがるのを防ぐためである。

一方また、老人や子供は地方へ縁故をたよって疎開した。その数は一千万人といわれる。十九年十二月政府は縁故疎開のできない大都市の小学生を疎開させることにし、三十一万をこえる小学生が、親と分かれ先生につれられて、地方の寺や温泉旅館などに集団疎開し、慣れない生活のうえ、地方もやはり食べ物が少なく、つらい悲しい生活を送った。親のところが恋しくなって逃げ出す子供たちもいた。

本県では、柴山博知事が七月十五日奄美諸島民に対し本土への疎開を命じた。希望疎開で七月から十月までに疎開せよ、というものだった。

疎開できる者は満六十歳以上の老齢者、一般婦女子、国民学校児童、その他病弱者等で、生産に従事可能な者の疎開は認めなかった。

十月初め徳之島の疎開者百六十余人の乗った船が十島村付近航行中、敵魚雷の攻撃を受け轟沈したことがあったが、そのことから疎開を思いとどまる者が多かった。

昭和二十年三月二十五日、金十丸が疎開者を乗せ鹿児島へ行ったのを最後に本土との交通は途絶した。

第十章　米国軍政時代

第一節　終戦

一、ポツダム宣言(Potsdam Declaration)

一九四五年（昭和二十年）七月二十六日、日本に無条件降伏を要求したこの米英支三国の共同宣言は、ソ連が同年八月八日の対日参戦とともに加わり、四主要連合国の共同宣言となった。宣言は後に日本の降伏文書のなかに取りいれられ、連合軍の日本占領管理の基礎となった。

ポツダム宣言全文

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席およびグレート・ブリテン国総理大臣は吾らの数億の国民を代表し協議の上日本国に対し、今次の戦争を終結するの機会を与うることに意見一致せり。

二、合衆国、英帝国および中華民国の巨大なる陸、海、空軍は西方より自国の陸軍および空軍による数倍の増強を受け日本国に対し、最後的打撃を加うるの態勢を整えたり。右軍事力は日本が抵抗を終止するに至るまで同国に対し戦争を遂行するの一切の連合国の決意により支持せられ、かつ鼓舞せられをるものなり。

三、決起せる世界の自由なる人民の力に対するドイツ国の無益かつ無意義なる抵抗の結果は、日本国民に対する先例を極めて明白に示すものなり。現在日本国に対して集結しつつある力は、抵抗するナチスに適用せられたる場合に於て全ドイツ国人民の土地、産業及び生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力に比し、測り知れざるほど更に強大なるものなり。吾等の決意に支持せらるる吾らの軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全なる壊滅を意味すべく、また同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし。

四、無分別なる打算により日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者により日本国が引続き統御せらるべきか、又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は到来せり。

五、吾らの条件は左の如し。

吾らは左の条件より離脱することなかるべし。之に代

る条件存在せず。吾らは遅延を認むるを得ず。

六、吾らは無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は永久に除去せられざるべからず。

七、右の如き新秩序が建設せられ且つ日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至るまでは、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾らのここに指示する基本的目的の達成を確保するため、占領せらるべし。

八、カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は本州・北海道・九州及び四国ならびに吾らの決定する諸小島に局限せらるべし。

九、日本国軍隊は完全に武装を解除せられたるのち、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的に生活を営むの機会を得しめらるべし。

十、吾らは日本人を民族として奴隷化せんとして又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも吾らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重なる処罰が加へられるべし。日本国政府は日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去すべし。言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし。

十一、日本国は公の経済を支持し且つ公正なる実務賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。但し日本国をして戦争のため再軍備を為すことを得しむるが如き産業はこの限りにあらず。右目的のため原料の入手（其の支配とは之を区別す）を許さるべし。日本国は将来世界貿易関係への参加を許さるべし。

十二、前記諸項目が達せられ且つ日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立せらるるに於ては、連合国の占領軍はただちに日本より撤収せらるべし。

十三、吾らは日本国政府がただちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつ右行動における同政府の誠意につき適当かつ充分なる保障を提供せんことを同政府に

対し要求す。
　右以外の日本国の選択は迅速かつ完全なる壊滅あるのみとす。

昭和二十年（一九四五）四月一日、沖縄に上陸した米軍は二ヵ月余の激戦の末、六月二十一日全島を制圧占領した。米軍の被害は死者約一万一千人、日本側は島民義勇兵を含めて約十万人であった。
　これより先、沖縄作戦の目途がついた六月十八日、トルーマン大統領は、日本を確実に降伏させるための、十一月一日九州上陸案を承認した。したがって米軍の軍事行動は沖縄本土間に点在する薩南諸島の直接占領は考えず、もっぱら本土上陸の態勢に移行していったのである。
　しかし総ての戦闘能力を喪失していた日本は、八月十四日ポツダム宣言受諾を御前会議で決定し、翌十五日、日本国民は、ラジオ放送による詔勅朗読によって、終戦を知った。

二　終戦のご詔勅

日本のポツダム宣言受諾に関する対連合国通告は昭和二十年八月十四日、スイスを介して緊急電報で発送された。同じ日に終戦を告げる詔勅の録音が行われ、八月十五日正午のつぎの玉音放送となった。

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ収拾セムト欲シ、茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク
　朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ、抑々帝国臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共栄ノ楽ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ、朕ノ挙挙措カサル所嚢ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ亦実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス、然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閲シ朕カ陸海将兵ノ勇戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転

セス、世界ノ大勢亦我ニ利アラス加之敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻リニ無辜ヲ殺傷シ惨害ノ及フ所眞ニ測ルヘカラサルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ、終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神霊ニ謝セムヤ是レ朕カ帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ
　朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸同盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ノ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ哀情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス
　朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神世ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシテ誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

三　沖永良部における終戦

当時、沖永良部島の民間にはラジオがなく、終戦の玉音放送を聞いた者はいなかった。守備隊の幹部は終戦を知らされていたようだが、住民は知らなかった。ただ、十五日以後も敵機は来襲し低空飛行をしたが、全然発砲しなかった。また御真影の奉焼について赤地信氏は「軍政下の奄美」で次のように述べている。
　9・26、全生徒出校、御真影奉遷式を午前十時挙行。午前十一時校長職員護衛し、生徒に見送られて、御真影

は越山の戦後処理委員和田孫弐（副官）に奉遷を完了せり。時に午後二時半なり。戦後処理委員は、式典を挙行し午後四時三一分全島から奉遷した御真影・詔書の奉焼を完了せり。立会人、陸軍大尉藤田彦治（部隊長）・署長代理巡査部長田中弘・和泊町長東仲一・知名村長代理江里真哉。

愈々和田副官・藤田大隊長の手によって火は放たれた。御真影は青い煙に包まれて静しづと焼かれてゆく。たまらなくなって私は涙ながら「君が代」続いて「海ゆかば」の音頭をとった。立並ぶ職員全部がそれに和して、慟哭の中に歌い終った頃、御真影は灰燼と帰していた。

また当時和泊国民学校長であった新納盛定氏は、和泊小学校沿革誌に次のような顚末書を残している。

顚末書

天皇陛下御眞影
皇后陛下御眞影
大正天皇御眞影
皇太后陛下御眞影
明治天皇御眞影
昭憲皇太后御眞影
教育勅語
戊申詔書
皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ労セラレ……
精神作興ニ関スル詔書
勅語　朝見ノ儀ニ於テ下賜
勅語　健全ナル国民ノ養成
令旨
青少年学徒ニ賜ハリタル勅語

ヲ小職ハ日夜恐懼シテ奉護シ来リシニ昭和二十年九月二十四日大島郡和泊町大城国民学校ニ於テ戦後処理委員　沖永良部島地区隊副官陸軍中尉和田孫弐ヨリ口頭ニテ学校ニ奉戴セル御眞影並御勅語ハ奉還ノ精神ヲ以テ奉焼スヘシトノ命ヲ受ケタリ　事ノ重大ナルト緊急ナルトニ恐懼措ク能ハズ　長官ノ指示ヲ仰ガントスルモ電報通信ノ便ナク上官ノ命ヲ待タズシテ奉焼スルハ責任ノ重キニ鑑ミ部下職員ト共ニ奉護シテ沖永良部島地区隊陣地内ニ致リ同隊長代理陸軍大尉藤田彦治　沖永良部島警察署長代理巡査部長田中弘　和泊町長東仲一　知名村長代理助役江里眞哉立合ノ下ニ昭和二十年九月二十六日午後二時戦後処理委員和田孫弐ニ奉還ヲ完了セリ

戦後処理委員ハ前記諸員ノ参列ヲ求メテ式典ヲ挙行シ同日午後四時三十分

御眞影並勅語ノ奉焼ヲ完了セリ

謹ミテ顚末書如斯御座候也

昭和二十一年一月十五日

大島郡和泊町和泊国民学校長　新納盛定

鹿児島県知事　殿

四　戦後処理

玉音放送から幾日かがすぎた。

奄美は大きな混乱もなく、平穏にさえみえたが、巷の不安は蔽うべくもなかった。八月二十日、大島支庁は各町村長、各学校長を集めて合同会議をひらいた。

連合国の〝対日処理〟ということと関連して、種々雑多な〝情報〟が巷に錯綜した。〝戦時中の法律は無くなった〟といふ主のない声は〝食糧供出の義務も必要なくなった〟と、たちまち具体的になった。そのうち、帰属問題をめぐる〝情報〟が人びとの不安を駆りたてた。

本土はもちろん、郡内の交通さえまたとざされたままの状態であった。合同会議は空席がめだったが、それでも大島本島はほとんどの町村が出席した。池田支庁長が座長席について、「承詔必謹」を冒頭に、内閣告諭の趣旨微底など事態収拾の指示事項を提出して、国家再建の耐乏生活を説いた。民心の安定と治安確保の問題、食糧、金融、経済の問題、さらに教育をふくむ復興の問題等質疑は真剣だった。就中食糧問題では支庁長がとくに発言し、管理米供出の促進と最低配給量の確保について協力をもとめた。これにたいし三方村長重武嘉玖郷（後に改名克彦）、笠利村長有川清蔵、宇検村長大林米太郎、実久村助役栄信篤らが情況を報告、地方の窮迫も甚しいが、割当は完遂したいと反応をみせた。

この会議は結果からいうと、奄美の「戦後処理」に一応の方向づけをした点でまさに歴史的であった。その特徴は、町村長の自治権が前面におしだされた点にあったが、それは同時に、町村長がより厳しい立場に立たされたことを意味するものであった。再建への耐乏強調の裏

には窮迫した食糧事情があったが、九月から十月にかけて全郡を襲った三度の台風に、たのみの食糧供出は膠着するばかりだった。とくに九月中旬、二度目の台風は沖永良部島など南離島に猛威をふるい、被害も四十年ぶりといふ惨状。そして三度目（十月九日）は大島本島を縦断、名瀬町では奄美高等女学校寄宿舎などが倒壊し、女子学生三名が圧死するという惨事をうんだ。全郡の農作物は烏有に帰し、食糧の需給計画は根っから崩れ去り、食糧事情は急傾斜で悪化した。買い出し、売り惜しみ、ヤミ取引きは一夜あけるごとに増えていった。

合同会議を境として、奄美はいわゆる手さぐりの戦後処理にはいっていった。

昭和二十年九月十日、大島支庁に「戦後処理事務室」が特設され、翌十一日には管内各警察署長、各町村長あての終戦第一号公文「民間の武装解除」にかんする通牒が発せられた。前後して名瀬町をはじめ各町村にも同じ名の「事務室」又は係が設けられた。支庁の「処理事務室」には大中、奄美高女校の英語教諭陣が動員された。奄美群島最高司令官―正式には独立混成第六四旅団長・高田利貞陸軍少将の依頼による米軍あての書類作りがおもな作業だった。

まだ目に見えぬ米軍はこうして奄美の暮らしのなかに入りこんできたが、人びとにとってやはり気がかりなのは、こんご指定される「戦後日本の領域」の問題であった。

奄美は果たしてどのように処置されるのか、この不安を反映したというか、まもなく訪れた奄美駐屯部隊の武装解除は、日本側の劇的な〝抵抗〟のなかにようやく調印ということになる。

九月二十一日、すなわち玉音放送の日から三十七日目のこの日、沖縄から来航した米第十軍司令部のカンドン大佐一行十名は、奄美における日本軍降伏の手続要務をおびて平土野港（天城村）に上陸した。一行をむかえた高田少将は、直ちに公式手続にはいった。

ところが米軍側か提示した「降伏文書」の Northern Ryukyu「北部琉球」の呼称に眉をくもらせる。「奄美群島は北部琉球ではない」と同少将は言った。「ここは九州・鹿児島県に属する奄美群島である、この点をはっきりしていただきたい。」

米軍がこれを拒んだところから高田少将は Northern Ryukyu「北部琉球」では署名できない、として有名な「北部琉球問答」となる。

会場はとっさの間不穏の空気につつまれたが、高田少将の決意は固く、「鹿児島県の奄美群島」をくりかえし強調した。押問答約三時間の後、米軍側がやっと譲歩する。そして無電をもって沖縄経由マニラの米第十軍司令官スチルウエル大将に指揮を求めることになった。

地名の訂正は諒解され、奄美群島の降伏文書は北部琉球（Northern Ryukyu）から鹿児島県奄美群島（Amami Gunto Kagoshima-ken）と書き改められた。

こうして奄美における降伏文書の手続きは、あとは順調にすすんだが、署名をおわった高田少将が最後に「ねがわくば奄美群島をして、第二のアルサスローレンたらしめることのないように」と希望を申し添え、米軍側も「その旨を本国につたえる」と肯いたということは、あとで余りにも有名となった。

第二節　行政分離

一　行政分離の前ぶれ　プライス通告

一九四六(昭和二十一)年一月二十九日の正午ちかく、米軍のＬＳＴ（上陸用舟艇）が名瀬港の岸壁に姿をみせた。上陸してきた米将兵の一団は、沖縄基地司令官兼軍政府長官ジョン・デール・プライス海軍少将、同副長官シー・アイ・ムレ大佐一行五名であった。一行は支庁の正面玄関にジープを乗りつけ、まっすぐ支庁長室に入った。支庁長は重大な通告を受けたのである。いわゆる「プライス通告」であるが、これこそ歴史的な二・二宣言の前ぶれであった。

プライス通告の内容

1、奄美諸島は近く鹿児島県から分離し、米軍政官監督の下に単独行政区に切替えられる。

2、軍政官は沖縄地区から派遣されるが、この事は沖縄への直属を意味するものではなく、独自の管理を受ける。
3、分離は二月か或は三月中に行なわれるが、米軍はその前に宣言を行なう。
4、行政機構は現在の大島支庁の機構が認められる。
5、法律は軍関係を除き、日本の法律を適用する。
6、通貨は日本貨が使用される。
7、食糧は米軍が直接斡旋する。

二　歴史的な二・二宣言

一九四六（昭和二十一）年二月二日、日本政府は連合軍最高司令部（略称ＧＨＱ）から重大な覚書をうけとった。「日本の領域」に関する指令である。覚書はその日の午後四時半、太平洋米軍総司令部民間情報教育部から発表された。日本の版図は大きく塗りかえられ、除外地域となった古来の領土、委任統治領等における日本政府の政治、行政上の権限は停止された。歴史的な「二・二宣言」である。北緯三十度以南の琉球、奄美大島をふくむ南西諸島は、日本の領域から除外された。

現実はさらに冷厳に進展した。二月四日、龍野県知事は、鹿児島地区米進駐軍政官バーリー少佐、沖縄軍政本部コードウェル少佐と個別会議、発表されたのは、本土、奄美間の「海上封鎖」であった。指令は次のごとくである。

1、本土、奄美間の一般旅行、この指令の日から禁止する。
2、本土、奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限って許可される。
3、渡航を許可された者は、計画輸送に従わなければならない。

分離宣言につづく海上封鎖のショックはどうしようもなかった。

三　受け入れ体制

大島支庁は二月六日「大島郡連絡委員会」（略称・連絡会）を発足させた。連絡会はその名のごとく連合軍との連絡をはかり一面民意を代表しながら、指令の円滑な実施をはかるというのがその目的で、委員長に支庁長、副委員長に大島郡町村会長（名瀬町長）がすわり、挙郡体制をとった。運営は委員制で全郡関係官公署団体及び民間人から推薦された委員二十二名で構成、常置委員に正副委員長をふくむ八名を互選して、支庁に事務局を置いた。二月から五月までの混乱期の奄美の情勢収拾に役割を果たした。沖永良部からは、知名村長藤村前吉氏が委員として加わった。

大島郡戦災復興委員会の発足

大島支庁長の諮問機関であり、会長に支庁長、委員として、和泊町長東仲一氏が加わっている。

第三節　軍政府

一　軍政府設立の経過

一九四六（昭和二十一）年三月十三日午後二時、合衆国軍政官ポール・エフ・ライリー海軍少佐は、副官クラーク中尉以下十九名を随えて上陸した。

翌三月十四日は早朝から登庁、支庁長室を開放して「臨時北部南西諸島米国海軍々政本部」の開庁を宣言、特別布告、命令を公布した。こうして奄美群島における米国軍政の幕があいた。支庁の門柱に臨時北部南西諸島米国軍政本部を標示する横文字の看板が立ち、構内の国旗掲揚台に星条旗が翻った。

米国海軍軍政府特別布告第二号

南西諸島及ビ其ノ近海ノ居住民ニ告グ

米国太平洋艦隊司令官ニ依リ発セラレタル命令ニ従

イ、本官米国海軍少将ジョン、ディル、プライス、ハ沖縄軍略基地ノ司令官タルノ特権ヲ以テ軍政府長官ノ任務ヲ執行ス、而シテ夫ニヨリ軍政府ニ関スル総テノ問題ニ対シ、本官ハ米軍太平洋艦隊司令長官代理官トナル、米国海兵隊大佐チャールズ、アイラ、ムレ、ハ茲ニ軍政副官トシテ指名ヲセラレタリ、軍政府ニ依ッテ先ニ発セラレタル布告、命令、法令等ノ総テノ条項ハ其全効力ヲ継続スルモノトス。

此布告ハ一九四六年九月二十五日ヨリ有効トス。

米国海軍沖縄基地司令官兼軍政府長官、米国海軍少将、ジョン、デイル、プライス。

米国海軍軍政府布告第一・A号

南西諸島及其ノ近海居住民ニ告グ

日本帝国ニ対シ戦争遂行上、米国軍ハ南西諸島及ビ其ノ近海ヲ占領スル必要ヲ生ゼリ、且ツ治安維持及ビ米国占領軍並ニ島民両方ノ安寧福祉確保上南西諸島及ビ其ノ近海ニ軍政府ノ設立ヲ必要トス、故ニ本官ハ南西諸島及ビ其ノ近海ノ軍政長官、米国海軍少将、ジョン・デイル・プライス、ハ茲ニ左ノ如ク布告スル事トナレリ

第一条　北緯三十度ノ南ニアル南西諸島及ビ其ノ近海並ニ其ノ居住民ニ関スル総テノ政治及管轄権並ニ最高行政責任ハ米国海軍軍政府ノ権能ニ帰属シ、軍政長官トシテ本官ノ監督下ノ部下指揮官ニ依リ行使サル。

第二条　日本帝国政府ノ総テノ行政権ノ行使ヲ停止セリ。

第三条　全住民ハ本官又ハ部下指揮官ノ公布スル総テノ命令ヲ敏速ニ遵守シ、米国軍ニ対シ敵対行為ヲ為サズ、且ツ不穏行為又ハ其ノ程度如何ヲ問ハズ治安ニ妨害ヲ及ボス行動ニ出ヅ可カラズ、如可ナル者トイエドモ本条ニ違犯シタル者ハ特定軍事法廷ニ於テ定罪ノ上其ノ判決ニ従ヒ死刑又ハ罰金、禁錮、其ノ両刑又ハ其ノ刑罰ニ処セラル可シ。

第四条　本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限リ居住民ノ風習、宗教、信仰並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持続ス。

第五条　本官又ハ本官ノ使命ニ依リ解除サレタル者ヲ除ク総テノ官庁支庁及ビ町村又他ノ公共事業関係者並ニ雇庸人ハ本官又ハ特定サレタル米国軍士官ノ命令ノ下ニ其ノ職務ニ従事ス可シ。

第六条　占領軍ノ命令ニ服従シ平穏ヲ保ツ限リ居住民

ニ対シ戦時必要以上ノ干渉ヲ加ヘザルコトトス。

第七条　爾今、布告、規則並ニ命令ハ本官又ハ本官ヲ代理スル官憲ニ依リ逐次発表サレ、之ニ依リ居住民ニ対スル我要求又ハ禁止事項ヲ明記シ、各警察署並ニ部落ニ掲示サル可シ。

第八条　此ノ布告ハ以前ニ発表セラレタル事ヲ有スル故ニ沖縄島ヲ除イテ本布告ハ北緯三十度ノ南ニアル総テノ南西諸島ニ適用ス。

第九条　本官又ハ本官ヲ代理スル官庁ニ依リ発布サレタル本布告、他ノ布告並ニ命令又ハ法規等ニ於テ、英文ト其ノ他ノ訳文ノ間ニ矛盾又ハ不明ノ点生シタル場合ハ英文ヲ以テ本体トス。

一九四五年（昭和二十年）十一月二十六日

南西諸島軍政長官、

米国海軍少将、ジョン・ディル・プライス

公　文　南西諸島軍政副長官、

米国海兵隊大佐シ・アイ・ムレ

米国海軍軍政府北部南西諸島命令第一号

北部南西諸島ノ居住民ニ告グ

南西諸島ノ米国海軍軍政府ハ北緯三十度以南ニアル南西諸島ノ全島嶼ノ行政統轄ニ当レリ、而シテ北部南西諸島ノ行政ハ沖縄及其ノ南部ニアル島嶼ト分離シテ設立スルコトヲ適当ト認ム、故ニ茲ニ左ノ如ク命令ス

一、米国海軍少佐ポール・エフ・ライリヲ北部南西諸島軍政府官ニ任命シ、此ノ職権ヲ以テ同小佐ハ北部南西諸島ニ於ケル軍政ニ関スル総テノ問題ニ対シ本官ノ代理官トス、北部南西諸島トハ鳥島並ビニ口之島ヲ含ムトカラ群島、奄美群島ノ全島嶼ヲ指スモノナリ。

南西諸島軍政副長官

米国軍海兵隊大佐　シ・アイ・ムレ

米国海軍軍政府、北部南西諸島命令第二号

北部南西諸島ノ居住民ニ告グ

北緯三十度以南ニアル南西諸島ハ大日本帝国政府ヨリ分離シテ行政ヲ行ハレツツアリ、故ニ茲ニ左ノ如ク命令ス

一、大島郡ニ於テ従前大日本帝国政府又ハ鹿児島県庁ニ依リ施行セラレタル全政治権能及ビ活動ハ今後南西諸島米国海軍軍政ノ統轄監督ニ依リ大島支庁長ノ行政権内ニ置ク。

二、本命令及ビ布告第一ノA号ニ規定セル以外ニ大島

郡ニ於テ大日本帝国政府又ハ鹿児島県庁ニ納付サルベキ全金額及債務ハ大島支庁ニ納付スベシ

南西諸島軍政副長官
米国海兵隊大佐シ・アイ・ムレ

二　米軍政府の機構

奄美群島を統轄した軍政官は、沖縄の軍政本部より任命された。派遣されたのは佐官級で、はじめは海軍少佐であったが、後に軍政が陸軍に移譲されると中佐・大佐級が赴任するようになった。その下にこれを補佐する尉官級の副官がいて、将校は若干名で、以下大体二十歳代の下士官級がそれぞれの分野の係官として勤務していた。このほか二世の通訳や尉官級の法務官・軍属等がいた。

一番怖れられていたのは、C・I・Cと称する情報官で警察や民間人と協力して、密輸や思想・政治運動・集会・報道関係等の情報を主として集め、特に政治・思想問題の取り締まり機関として活躍した。このため島ではスパイ活動がさかんで、善良な官公吏や一般民があらぬことを密告されて、軍政府の嫌疑をうけ、迷惑をこうむる事件がしばしば起きた。C・I・Cの活動はそれのみならず、軍政府部内の軍人・軍属の行動にも目を光らせ、悪辣な者に対しては、素行を調査の上、本部へ情報を送り、沖縄に召換させた。

このほか、都民の生活を左右する食糧・復興資材をあずかる補給官や文教関係にたずさわる教育官等がいたが、いずれも尉官級の将校であった。

来島した米国軍人の中には、いろいろのタイプの軍人がいた。酔った勢いで深夜に、公用だと称して中江知事を軍政府宿舎に呼び出し、四ツ這いにはわせて興にふけった酒乱のシールス軍政官。英語会話の普及や教育施設のために私財を投じたり、病母と幼い妹をかかえアルバイトをしながら無事に小学校を卒業した児童、南直美子さんをたたえて晴衣を与え、激励してやったブリッジ教育官。愛人との恋におぼれて公私を混同してしまった補給官ジャコブソン。島の娘と愛のロマンスで結ばれた軍属シーハン、日本語をじょうずに使いこなしたミルス法務官、それに巨漢レートン氏等々。分離期間中のアメリカ軍人の行状記は、われわれの記憶だけでも枚挙にいとまがない。

歴代軍政官氏名

代	階級	氏名	着任年月
1	海軍少佐	ポール・F・ライリー	一九四六・三
2	海軍少佐	ジョン・A・ポーター	一九四六・四
3	陸軍中佐	ロス・H・セントクレア	一九四六・六
4	陸軍少佐	カール・B・ローターバーク	一九四六・一一
5	陸軍少佐	フレッド・M・ラブリー	一九四六・一一
6	陸軍中佐	ヘンリー・B・ジョセフ	一九四七・五
7	陸軍大佐	ヒュー・D・アデア	一九四八・八
8	陸軍大佐	レイモンド・C・バーロー	一九四九・一〇
9	陸軍少佐	ロックウェル・A・デヴィス	一九五〇・七
10	陸軍中佐	ラバット・M・シールス	一九五〇・七
11	陸軍大佐	レイモンド・C・バーロー	一九五〇・八
12	陸軍大佐	ウィルソン・ポータージュニア	一九五一・一一
13	陸軍大佐	ホワード・H・デヴィス	一九五二・

三　臨時北部南西諸島政庁の誕生

三月に軍政が施行されて以来半年、支庁では種々の機構改革を行ってきたが、十月三日「大島支庁」の名称を変更して「臨時北部南西諸島政庁」と呼称することとなり、同時に支庁長は知事、次長を副知事と称することとなった。ここに久しく郡民が呼びなれていた「大島支庁」の名称は廃され、鹿児島県の出先機関ではなくなり、また奄美全島における政治機能および活動は知事の行政権内におかれた。

このように、行政上ではあたかも一国の形体を整えたのであったが、自治権は与えられず、知事は監督機関である軍政府の政策命令に従い、政庁は軍政命令によってその政策を代行する機関にしかすぎなかった。

知事は、軍政府がこれを任命する。知事は、軍政府の政策命令に従い、管下の諸官署を督励して適当にこれを実施遂行する様直接その責任を負うものである。

知事は、軍政府長官の認可を得て、官吏・部長・委員等を任命する機能を有する。

奄美に対する行政の内容

1　戦災をこうむれる財産及び諸機関の実際的復旧。
2　保健衛生の向上。
3　自治社会の早急なる確立。
4　健全なる経済政策の樹立。
5　本部の特殊事情と環境に適し、しかも右記諸目的の早急なる達成に役立つ教育制度の確立。
6　民主警察の確立と法律の改正。
7　健全なる金融制度の確立。

8　出版自由の限界。
9　信教自由の限界。
などである。

機構改編の概略
一九四八年（昭和二十三）
四月　与論に警察署新設（署長・林道春）
十一月　中央企業免許局設置
一九四九年（昭和二十四）
三月　通信部工務課は有線工事局と無線工事局に改編
　改称
四月　大島高等学校設置（三部に改編、校長・泉有平）
六月　庁内機構改革、一局十部三十七課に改編
九月　労務課新設
十月　一九四八年一月、指令第六号により、琉球列島米穀生産土地開拓庁大島連絡所を、中之島および伊仙に設置
十二月　軍政府指令第六号により、琉球農林省が設置され、全琉の食糧・農業・水産資材等の保管取り扱い配給ならびに農業・水産・林業の諸計画の樹立・実行管理は、すべて琉球農林省に権限を移管した。
一九五〇年（昭和二十五）
四月　琉球郵政庁設置により、政庁管下のすべての郵政機関は琉球郵政庁に移管。
　琉球農林省大島支部設置。
　琉球列島米穀生産土地開拓庁大島連絡所は、農地課に吸収。林務係は、琉球農林省林野庁大島支庁営林所・徳之島営林所となる。
七月　庁内の機構改革、八部二局三十一課三所。
九月　奄美群島公選知事立候補のため、中江知事・笠井副知事両氏とも現職を辞任、行政法務部長吉田嘉氏が臨時知事に任ぜられた。
十一月　臨時北部南西諸島政庁解消、奄美群島政府誕生す。

四　法制改訂委員会

法制改訂委員会は、二・二宣言によって奄美群島が日本本土から分離され、戦前の法令がそのまま放置されて日常生活に施行されていたものを、本土なみに改訂しようというのがねらいであった。幸い要求はききいれられ、一九四七年六月軍政府指令第二十一号をもって認可された。

委員会は、委員二十六名をもって構成され、そのうち知事任命の委員五名、各市町村からの選出委員が二十一名であり、沖永良部からは、和泊町長東仲一氏・知名町長藤村前吉氏選出任命されている。

日本の旧法のうち、人民を圧迫している悪法の撤廃、ならびに必要と認められる法の復活に関する進言をなすことにあり、それも行政法・刑法等という面に専念するよう軍政官から要望があった。このようにその範囲は限定され、立法機関ではあるが、新しい法律をつくることのできない一種の奇形児的存在であった。したがって郡民の中には、郡議会設置の一日も早からんことを切望する声が膨湃として起こった。

設置以来満四年会を重ねて、一九五〇年十月、群島議会の誕生とともに、発展的解消をした。

第四節　議　会

昭和二十一年三月十五日から米国軍政が施行され、軍政府の統轄監督のもとに町村法が施行された。本土においては昭和二十二年四月に地方自治法が制定されたが、本町における地方自治法の完全実施は復帰後の二十九年からである。復帰までの議会変遷の主なものは次のとおりである。

1、選挙は臨時北部南西諸島軍政府令により従来の公民制を廃止し、二十歳以上の成年男女に参政権を与えた。

2、二十一年七月、二十三年六月および二十七年九月の選挙は記号連記制投票で、二十三年五月選挙管理委員会が設置された。

3、二十三年十一月から昭和の年号を使用せずに、西暦を使うようになった。また「町会」の名称を「町議会」と改め、「議会委員会設置規程」を制定した。

4、二十六年九月二十五日議長・副議長は議員の互選で

決めるようになり、議会の開・閉および議事運営を議長が行い、町長は開・閉会を宣告するようになった。

5、二十年十月従来議員は名誉職とされ無給であったが、議長・副議長の日額報酬議案が提出可決された。

また会議ごとに定めていた議席番号を任期を通じて一定することになった。

議員名簿

昭和二十一年七月～二十三年七月　定数二十二人

福嶺哲麿(国)　末川白秋(国)　福島義直(国)　森田吉勝(国)
脇田清太郎(国)　中屋利秀(国)　新村宮甫(国)　大栄奥富(国)
東　一意(西)　大山大経(根)　栄　清一(玉)　中山前福(玉)
松元仁志美(玉)　伊集院武一(大)　皆川恵二(皆)　重村嘉俊(古)
上村前富(古)　沖蘇廷賢(内)　板鼻清保(内)　山下崖義(後)
大江吉順(谷)　中村静造(瀬)

(注)　皆川議員二十三年二月死亡。二十三年一月十二日軍指令4号沖縄新選挙法制定により議員は四年に一回、九月の第2日曜日を選挙日と定められ、同年五月十五日和泊町議員増加条例を可決。同年七月改選。

昭和二十三年七月～二十七年九月　定数二十六人

市来政興(泊)　森枝川弘(泊)　市来哲次郎(泊)　梶原介徳(和)
井手籠実道(喜)　池下前宜志(出)　永吉池治(畦)　池下沢元(国)
脇田清太郎(国)　竿田吉秀(国)　東伊志郎(西)　池田池富(根)
安田前間(玉)　伊井重保(玉)　内藤好忠(大)　徳永末吉(皆)
碩　前智(古)　村山大業(内)　金元本吉(後)　中村源吉(仁)

二十七年十月六日、議長に市来政興氏、副議長に安田前間氏を選出するとともに懲罰委員会を削除し、三常任委員会とする旨条例を改正、また議長・副議長の日額報酬議案が提出可決された。

沖　治(手)　逆瀬川助直(上)　伊地知季一(喜)　池下前宜志(出)
永吉俊夫(畦)　永吉実定(畦)　池下沢元(国)　福嶺哲麿(国)
福　秀頼(国)　東　一意(西)　大山大経(根)　栄　清一(玉)
安田前間(玉)　松元仁志美(玉)　伊集院武一(大)　皆川耕吉(皆)
碩　前智(古)　坂鼻清保(内)　金元本吉(後)　大江吉順(谷)
池村清秀(永)　沖田俊一(瀬)

二十三年十一月十五日、食糧対策委員会九人、社会教化対策委員会九人、自治振興対策委員会八人を設置。

二十四年十月、沖永良部学校組合議員六人を選出。

同年十二月、学校校舎補修改築のため調査委員会設置。

二十六年九月二十五日、議長に市来政興氏、副議長に安田前間氏を選出するとともに次の委員会の設置を条例化した。総務委員会八人、経済委員会六人、財務委員会四人、懲罰(ちょうばつ)委員会四人。

二十七年八月三十一日、和泊町議会議員増加条例を廃止し、次回から二十人とする。(新市町村制施行による)

※　二十五年十月二十九日、奄美群島議員選挙、逆瀬川助直氏当選。

○昭和二十七年九月～三十一年九月　定数二十人

市来政興(泊)　本田義明(泊)　梶原介徳(和)　関根直秋(上)

第五節　琉球銀行

一　戦後の通貨と琉球銀行の設立

沖縄の戦後の歴史を通貨の面からみると次の四期に大別することができる。

1　一九四〇年代後半の三次にわたる通貨切り替え期
2　一九五〇年代のB円時代
3　一九六〇年代のドル時代
4　一九七〇年代

○　第一次通貨切り替え。一九四六年四月、B円と新日本円を法定通貨とし、旧日本円は、新法定通貨と一対一の割合で交換された。

○　第二次通貨切り替え。一九四六年八月、沖縄本島と周辺離島のみB円から一対一で新日本円に切り替えら

二　奄美における琉球銀行五支店の設置

○　終戦に伴い、北緯三十度以南の南西諸島が、わが国から分離され、昭和二十二年五月、大島・古仁屋両支店が米軍政府に接収され、同年十一月両支店を母体として大島中央銀行が設立された。

○　大島中央銀行は、翌二十三年五月、琉球銀行に合併され、琉球銀行の大島支店と古仁屋出張所（二十四年五月支店昇格）になった。

○　その後、琉球銀行は、昭和二十五年八月に徳之島支店・昭和二十六年十月に沖永良部支店・昭和二十七年四月に喜界支店を開設し、奄美群島内の店舗は、五支店となった。

三　琉球銀行から鹿児島銀行への営業譲受の経緯と契約

ダレス声明直後、総理府に「奄美大島群島事務引継連絡協議会」が設置され受け入れ体制が検討された。

れ、奄美大島でも同じ措置が行われたが、新日本円の不足のため、全面交換にいたらず、B円が併用された。

しかし、一九四七年九月には、全琉的に新日本円とB円の二本立てに復帰した。

○　第三次通貨切り替え。一九四八年七月、B円軍票が唯一の法貨として全琉的に統一された。

第三次切り替えに先立つ一九四八年五月、全琉的金融中枢機関として琉球銀行が設立された。

つまり軍政府は、通貨の一本化と琉銀を通じる通貨管理によって、インフレを収束しようとしたのである。

当時、本土からの帰還者の所持金は、一人千円以内であったが、ヤミの持ち込みもあり、密貿易などと相まってインフレが激化し、法貨二本立てでは、インフレ抑圧や統一的通貨操作が不可能であった。

琉銀設立とB円一本化によって新日本円の流入がとまり、その後の軍政府予算の均衡化と相まって、漸次インフレが収束され、戦後沖縄は復興の緒についたのである。

琉球銀行五支店の処置もその一つであった。

大蔵省は、昭和二十八年八月、琉球銀行に対し、五支店の処置方針を打診した。

これに対し琉球銀行は、五支店を分離して日本の金融機関に引き継ぎたい。ただし、五支店の行員九十名の地位保全のため、次の順位に従って処理されたい旨を提案した。

(1)　五支店をもって大島地区一円を営業区域とする新銀行を設立すること。

(2)　新銀行設立が不可ならば、新信用金庫を設立すること。

(3)　(1)・(2)とも不可ならば、鹿児島銀行支店とし引き継ぐこと。

これを受けた当局は、新銀行・新信用金庫設立は、いずれも認め難いとして、鹿児島銀行への引き継ぎを決定した。

そこで、当局からの招請に応じて、川添常務取締役が上京し、池畑嶺里琉球銀行総裁を交えて、営業譲受問題を協議した。その結果、

(1)　五支店の資産・負債の一切を引き継ぐ。

(2)　人員は、五支店在籍者九十名中六十名を引き継ぐ。

(3)　営業譲受日は、奄美群島の日本復帰の日とする。

ことに決定した。

鹿児島銀行は、九月の取締役会において、大島・古仁屋・徳之島・沖永良部・喜界の五支店設置を決議し、十月七日支店設置認可を申請、十月二十八日認可を得た。

一方、営業譲渡契約は、鹿銀案を一部改修のうえ、十月十七日合意に達した。

参考資料　沖縄復帰の基本問題

鹿児島銀行百年史

第六節　L／C貿易と密航

L／C（LETTER OF CREDIT）

一　経済の窮乏

戦災によって基本産業の生産手段を失い、さらに昭和二十一年二月以後は、母国政府の補助援護が切断されると同時に、生産品の市場を失い、本群島の経済はまったく行き詰まり、住民生活は日を追って窮迫の度合いを加えていった。

その間、軍政府の復興予算による補助（ガリオア資金）があったが、これは戦災の痛手を被った本群島の経済再建には程遠いものであった。年々受ける災害のため奄美群島経済はひっ迫の度を加えていった。

そればかりでなく食糧を主とする生活必需物資の輸入は、輸出をはるかに上回り、累年輸入超過の結果、極度の金詰まりを招いた。生産は減少し失業者は増大し、住民の生活水準は低下し、購買力は減退して群島経済は窮乏の極に達した。

したがって住民の中には、甘藷や蘇鉄だけで露命をつなぐ者も漸増し、庶民生活を本土に比べてみると相当の格差があった。すなわち、家計費中食糧費の占める割合が高ければ高いほど、生活水準が低いといわれるエンゲル系数は、日本の勤労者が四十五パーセントであるのに対し奄美大島では五十五パーセントであった。

二　窮乏の原因と貿易の不均衡

奄美大島経済は戦前、大体において輸出入の均衡がとれており、むしろ貿易面では黒字の経済であったが、戦後の本群島の対外収支勘定は著しい不均衡をみせている。すなわち、累年輸入超過の結果、奄美大島の経済は後退の一途を辿り、わずかに軍政府の復興予算・補助金および沖縄に対する木材・家畜類の移出等によって、かろうじて維持してきたのである。

しかし、昭和二十八年以降は、その補助金も打ち切りとなり、貿易面の欠陥を補うことができなくなったため、

経済の窮迫は昭和二十七年後半以降、急激に住民生活の上に現われてきている。

また、当時の輸入のうち、二億一千七百二十万円が、ガリオアによる輸入で、その七十七パーセントを食糧品が占め、他の輸入品も、ほとんどが消費資材で、生産資材はわずかに十七パーセントにすぎない。

これを品目別にみると、戦前を一〇〇とした場合、生糸が十八・七、石油が二十六・一三、木材が十九・二四であるのに対し、消費的なビールが四〇二・七三、ソーメン類五十七となっている。

輸出面においては、昭和二十七年末で、黒糖が五十五、大島紬十四にすぎず、わずかに朝鮮戦争ブームの関係で枕木が一五一となっているだけである。かくのごとく貿易の不振と不均衡を来しているのは、日本政府と琉球政府のドル放出の抑制のための輸入ドル枠にしばられていたからでもある。

すなわち、奄美大島の物産を日本が輸入制限したのは、日本のドル保有の動向にかかっていた。

また、輸出手続には、L／C（信用状）開設の手続きが必要だったからである。

L／C開設には、多くの手数料と手間を要し、開設と共に多額の担保を払い込まねばならず、また、輸出品は、すぐ代金が受け取れないので、生産者も貿易業者も多くの資金が必要であった。運賃高と価格の不安定のため、消費者は勢い高いものを買わされ、農民は原価を割って売らねばならないこともあった。

戦後の貿易収支　（単位：B円）

年次	輸　入	輸　出	入　超
1947（昭22）	15,129,460	—	15,129,460
1948	31,293,523	—	31,293,523
1949	40,369,771	7,034,431	33,335,340
1950	140,605,426	6,049,753	134,555,673
1951	491,685,360	274,328,040	217,357,320
1952	655,455,614	237,645,228	317,810,386

※B円対日本円換算率は1：3に当たる。

戦前の貿易収支　（単位：円）

年次	輸　入	輸　出	輸出超
昭和 6	5,941,717	6,125,332	183,615
7	5,609,267	5,582,566	△26,701
8	5,840,083	6,041,675	201,592
9	6,097,695	6,420,948	323,253
10	6,210,494	6,349,631	139,137
11	5,951,574	6,038,005	86,431
12	不	明	—
13	7,639,714	7,728,272	88,558

※昭和元年～13年までの国内取引による移出入額の年平均を比較すると、移出額が移入額の1.3倍となっている。

三　やみ取り引き

昭和二十一年二月二日午前七時、連合軍司令部の発表により北緯三十度以南（口之島を含む）の大島郡は行政分離された。

いわゆる二・二宣言といわれる軍政府布告で、日本復帰によって自由航行が認められるまで、日本本土との航行はすべて密航といわれた。

二月十七日、本土政府は悪性インフレ対策として金融緊急措置令を公布し、現行通貨を新券に切り替えることになった。そのため、一定の交換期間を定めて流通を禁止、預金は二月十七日現在で仮払いも停止、新券との引き換えがおこなわれた。

また、三月三日午前零時現在で財産の申告をさせ、その日の財産を基準として財産税を新設、同じ日に食糧緊急措置令・隠匿物資等緊急措置令が公布され、戦後初の経済旋風にまき込まれていった。これら一連の緊急措置令の圏外となった奄美は、本土とは別の意味で混乱した。

すなわち、北緯三十度線の「国境」を舞台にヤミ商人が跋扈（ばっこ）し旧券が氾濫（はんらん）した。

密輸さわぎは堰（せき）がきれたようにひどくなり、永住引き揚げ者も増えていった。

○　参考資料　「奄美大島の概況」鹿児島県

「奄美復帰史」村山家国著

第七節　B円・低物価政策

一　B円について

昭和二十一年四月六日、北部南西諸島軍政府本部は、特別布告第七号と財政命令第一号を公布した。

これによって、新旧通貨の切り替えが行われ、奄美の通貨は「軍票時代」へ移行した。特別布告および財政命令によって、奄美の法貨は、日本銀行の新券(証紙を貼った旧券を含む)および硬貨、それに米軍のB軍票と決まり、奄美は四月二十九日からいわゆる「軍票時代」に入ったのである。

B円とは、米軍が日本進駐の準備として、ワシントン紙幣印刷局で製造した軍票で、当初作戦A・B二種が準備されていた。

なお、当初レートは、一ドル十B円であった。

二　復帰に伴うB軍票と日本通貨の交換

当時、奄美群島の通貨は、米国軍政府布告によるB号軍票であったので、日本復帰に伴い、日本円に切り替える必要があった。

そのため政府は、昭和二十八年十一月「奄美群島の通貨及び債権等の措置に関する政令」を公布（施行は復帰日）した。

主な内容は、次のとおりであった。

(1) B号軍票は復帰日から七日以内に日本円と交換する。

(2) 交換業務は、日本銀行が担当し、大蔵大臣の指定する機関に一部を代行させる。

(3) 交換比率はB号軍票一円につき日本円三円とする。

これに基づいて、鹿銀大島支店は、開業と同時に、日本銀行名瀬代理店となり、他の四支店は、名瀬代理店の延長窓口として、いずれも通貨交換事務に従事することとなった。

通貨交換事務は、昭和二十八年十二月三十一日に終了

B号軍票















(拾銭は五拾銭と形、デザインとも同一であるが紙幅の都合で割愛した) (琉球銀行所蔵)

したが、沖永良部島のみ翌年一月三日まで延長した。
昭和二十八年十二月交換当時の奄美群島内流通貨額は日本円で五億八一九二万二二六一円であった。

○参考資料　奄美大島の概況（大島支庁）
沖縄復帰の基本問題　（鹿銀百年史）


通貨交換風景　鹿児島銀行大島支店

三　低物価政策について

臨時北部南西諸島政庁がとった著名な政策に「低物価政策」の実施がある。
物価統制の方針は、昭和二十二年三月軍政府から示された。
まず、食糧部門から規制価格を設定、順次全体的な物価体系をととのえていった。
五月十一日「大島郡生鮮食糧品販売取締規則」を公布、即日実施した。
この支庁令によって、生鮮食糧品の最高販売価格が指定され、鮮魚と野菜の販売価格表が公布された。
そして、この表にない物品の価格は、所轄警察署長が定める事を規定し、販売の代金として物品を要求するいわゆる「物々交換」を禁止し、違反したものは、三十日未満の拘留、または二十円以下の科料。前項の場合は漁獲物および漁具・販売物・販売用具を没収することもあり得るという罰則を定めた。
この運用に悪性インフレ抑制の希望をかけた支庁は、

一週間後には、八時間労働を原則とする業種別労務者の最高賃金の基準額を公示した。
この賃金は、米価一升（約一・五Kg）三円十五銭を基準として決めたもので、大工・左官・石工・セメント職工等が各十五円（日給）、一般労務者男子十円、女子八円というように格付けされた。
五月十四日には、政庁令第二十七号を公布。
知事を本部長とする緊急物価調整本部を政庁において、公定価格を最終的に調整。六月に入って政庁はさらに価格統制令第七号の規定ならびに食糧管理法第十条同施行令第十二条の規定を発動、それまで未改定となっていた奄美産の穀類を含めた食糧品・燃料・雑品等の最高の販売価格を指定。新聞も「全物価体系確立さる」としてその展開を注目した。
実施は当初予定より遅れ七月二十日ようやくスタートした。こうして、奄美の物価は、食糧・衣料をはじめサービス業を含む労使にいたるまで軍政管理の枠内に吸収、違反者には配給停止や体罰で臨んだ。
しかし、生鮮食糧品販売取締規則公布いらいの一連の低物価政策は、その裏をささえた食糧放出の不調をきっかけに早くも破たんの様相を露呈してしまった。
低物価政策に異常な力を注入した軍政府は一方「自給自足」の開発を促進、その気運盛り上げの手だてとして、八月以来島内産業振興を柱に、復興博覧会の準備を急いだ。
「北部南西諸島復興博覧会」は十一月十日名瀬市で開幕。博覧会は、「自給自足体制の開発」というその目的に一歩を記したかにみえたが、博覧会が産んだ「博覧会景気」はやがて低物価政策にひび割れの影響を与える皮肉な結果を招いた。
ひとたび崩れかかった需給のバランスをとりもどす唯一の方途として放出物資の増発とその円滑な配給が望まれたが、政庁の努力にもかかわらずそれは単なる希望に終わった。したがって、せっかくの是正価格も、昭和二十三年には再び跛行（はこう）症状をあらわし、放出物資の「特配制度」をめぐって大小の背任行為が横行、「低物価」の枠はあってもこのような物資の枯渇は必然的に物価の暴騰を誘発した。「低物価」は事実上破たんしていた。
しかし軍政府は、それでも価格統制政策を公式にはまだ放棄しておらず、物価にからまる厳しい取り締まりは、

昭和二十三年暮れ、特別布告第三十三号による全琉自由経済への新経済政策が打ち出されるまで続いた。

政庁令第二十七号

臨時北部南西諸島における産業・経済の核心をなす物価の調整を急速に確保するため当分の間政庁内に緊急物価調整本部を設置し軍政府長官の認可を経て同本部令を左の通り定め茲に公布する。

一九四七年（昭和二十二年）五月十四日

臨時北部南西諸島知事　豊　島　至

大島郡生鮮食糧品販売取締規則（支庁令）

第一条　大島郡内に於て生鮮食糧品を販売せんとする者は別表（最終最高小売価格）以上の価格をもって販売することを得ず。

第二条　前条別表に記載なき生鮮食糧品の価格は所轄警察署長に於て指定するものとす。

第三条　生鮮食糧品を販売せんとする者は其の代金を金銭に依らず物品を以って要求することを得ず。

第四条　前条の規定に違反したる者は三十日未満の拘置又は二十円以下の科料に処す。

前項の場合に於ては漁獲物・販売物・販売用具及び漁具を没収することあるべし。但し前記物件の全部又は一部を没収すること能わざるときは其の価格を追徴することあるべし。

付則・本則は昭和二十二年五月十日より之を施行す。

最終最高小売価格

一、鮮魚価格（括孤内は地方名とす）

一級品―一斤八円

鯛・ハタハタ（ネバリ）・カンバチ（ソージ）・イトヨリ（松鯛）・ヘダイ（チン）・鯖・鮪（マハダ）・タチビタイ（タマミ）・海老・イカ（シライカ）・蛸類

二級品―一斤七円

鰹類・シイラ（万引）・タカサゴ（赤ウルメ）・ムロアジ（白ウルメ）・カマス・ムチ・メジナ（シチ）・スミイカ・ヤガラ（シジ）・テンス（マクブ）・メアジ（ガツン）類

三級品―一斤六円

ブタイ（イラブチ）・カワハギ（フクルビ）類・スズメダイ（ヒチ）・トビ魚・ニザダイ（フスク）類

名瀬市・古仁屋町大字古仁屋以外の地域においては、本表価格一斤当たり一円下がりとす。

二、蔬菜価格（百又当たり単位銭）

馬鈴薯二九・里芋六七・コーシャ七〇・胡瓜六五・冬瓜三〇・南瓜三八・西瓜四五・夕顔三三・トマト六七・午旁七五・ネギ七五・生ツワブキ二五・百合二〇・キャベツ三五・春菊三〇・糸瓜三二・ニンニク一五・筍三〇・ニガウリ三二・ラッキョ六五

名瀬市以外の地域においては本表価格より一割下がりとす。

三、昭和二十二年七月二十日実施の和泊町公定価格表

（※次ページ参照）

和泊町公定価格表

(S.22.7.20 実施)

品名		卸値	小売値	品名		卸値	小売値
		円銭	円銭			円銭	円銭
籾	100	140.00	147.00	春菊	100匁	24	30
玄米	1升	5.00	5.25	ズイキ		30	32
精米・糯米	1升	5.00	5.25	豚 血統付	15斤以下		180.00
裸麦・小麦・大麦		2.80	2.95	〃	15斤		250.00
粟	1升	3.50	3.67	〃	20斤		330.00
大豆・小豆	1升	3.00	3.15	〃	40斤		600.00
豌豆・蚕豆		3.00	3.15	蘇鉄実 赤	100斤	30	45.00
落花生（皮つき）		1.60	2.00	〃 白	〃	90	123.00
〃 (実)	1升	4.80	6.00	黒砂糖	1斤	5.3	6.78
白ゴマ	〃	8.00	10.00	下駄	大人 男	4	4.40
黒ゴマ	〃	7.00	7.35	〃	〃 女	3.5	3.85
芋	10斤	3.00	4.80	木炭	20Kg		10.00
小麦粉	1Kg	2.00	2.00	薪	2.5尺×2.4		1.40
澱粉	〃	3.00	3.15	焼酎	1升		10.50
里芋	100	53	65	醤油	1升		3.10
コシャ芋		56	70	バナナ	幹付 100匁	.90 なし	1.30
キウリ		52	55	海人草	1斤	12.00	14.50
冬瓜		24	30	塩	1升(3斤)	3.00	3.60
カボチャ		30	40	鍬	1丁		22.00
西瓜		36	50	二つ又			26.00
夕顔		26	30	三つ又			29.50
トマト		53	60	斧			27.00
ナス		52	60	包丁・鎌			7.50
人参		35	50	畳 縁付			25.00
カブ		20	30	〃 耳付			20.80
法蓮草		24	35	馬 2才			1,500.00
ラッキョ		52	65	〃 3才			1,900.00
ニンニク		60	65	田打鍬			29.50

第八節　糖業事情

奄美大島は、終戦とともにアメリカの軍政下に入り本土から隔絶された。食糧の不足に加え、昭和二十五年までは砂糖の本土移出ができなかったため、さとうきび作よりも主食の米・麦・甘藷等の生産に主力を注ぐようになった。

生産糖は、沖縄で米と交換したり、一部は本土へヤミ移出したりもしたが、ほとんどは焼酎の原料として管内での取り引きであった。昭和二十五年四月以降、L／C貿易で本土への出荷ができるようになってから生産量も上向いてきた。

販売方法は大島郡農業会または名瀬市の久保井産業株式会社、有村商事等を通じて本土に出荷していた。

米軍政時代におけるさとうきびの生産状況は次のとおりである。

期間	年	栽培農家戸数	栽培面積	産糖糧	操業状況	
	年	戸	町歩	t	畜力	動力
21～22		一、一九一	四五	九三	八七二	八
22～23		一、二六八	六〇	八六	五九〇	六
23～24		一、二九八	五八	六六	五五九	四
24～25		一、一五四	四九	八七	六〇五	四
26～27		一、三六四	九二	四三五	六九六	六
27～28			一七六	九五一	六九六	一〇
28～29		一、五九五	二〇〇	二、二九一	六八七	一一
29～30		一、五七五	三二七	一、五一〇		
30～31		一、七八五	三六四	二、七二五	一四一	四六
31～32		一、七八五	四〇九	一、六七八	一九	四三
32～34		一、八五七	四三四	二、六三二	一一	四二

第九節　ゆり事情

一　昭和二十一年（一九四六）

(一)　連合国最高司令部マッカーサー元帥の二・二宣言によって、北緯三十度以南の奄美群島は日本本土から行政分離、臨時北部南西諸島となった。

(二)　米軍政府は名瀬市の元県立養蚕試験場の跡におかれた。

(三)　心ある人々が畑や山野にはえているゆりを掘り取り増殖を始めた。

(四)　日本本土ではゆり根の輸出が再開された。各社は独自で輸出することができず、横浜植木商会と新井清太郎商店が政府貿易の実務代行として指定を受け二万千球を十二月三十日アメリカ向け輸出した。これが戦後のゆり輸出の始まりである。そのほとんどは九州産の黒軸テッポーであった。

(五)　九月一日、知名町に町政が施行された。

二　昭和二十二年（一九四七）

(一)　知名町ゆり生産出荷組合結成。森山繁氏組合長となる。

(二)　臨時北部南西諸島副知事笠井純一氏、大島運輸株式会社社長有村治峯氏一行は貿易促進のため日本政府への陳情等いろいろ努力された。

(三)　和泊市来政敏氏は沖縄駐留軍農務担当官カトリン大尉と話し合い、軍政官エバレント少佐を動かして米国バークレイ商会あてにゆりを直接輸出する計画をした。二万球を沖縄に出荷したが交渉がまとまらず沖縄農協連の庭に野ざらしに積まれたままとなった。
　知名町高山守実氏も沖縄にゆりを運び、アメリカに売る交渉をしたが失敗に終わった。

(四)　前記のゆりの件で臨時北部南西諸島知事は米国駐留カトリン大尉と交渉したが、「今年は輸出を中止し、ゆりは郡内に配布、栽培増殖をさせ来年度直接米国に輸出するよう計画している。」と豊島知事から連絡があった。

(五)　七月二十六日　貿易庁輸出局長通達により、当時は

完全な米軍統制下にあり個々の商社が独自で輸出することは許されなかった。

(六)　九月十六日　農林省農政局長より、「外国貿易業者と輸出契約が成立し、所定の荷造及び手続きの能力を有するものは総て行ってよい。」この通達によって輸出取り扱いが自由となった。

(七)　各商社とも戦前の栽培者をたよって、ゆり球根の栽培を奨励した。

三　昭和二十三年（一九四八）

(一)　ゆりの栽培熱高まり、栽培面積も増してきた。町としても採種圃を設置して種子の配布を行い増殖を奨励した。

(二)　昭和二十一年～二十二年（一九四六～一九四七）
　アメリカでのゆり栽培状況―オレゴン州が栽培面積が広く、クロフトリリー（復活祭用）の鉄砲ゆりが広く栽培されている。戦後間もなく栽培面積が急激に増加し、九百六十五エーカー（三百九十町歩）に達したが、一九四六年終わりに価格が暴落したため多くの栽培者が翌年植え付けを中止した。
　鉄砲ゆりは南北オレゴンの海岸に沿って作られている。北カリフォルニアの海岸地方にも百二十二エーカー（五十町歩）のイースターリリーが栽培されている。

(三)　新井清太郎商店藤田定雄氏が戦後初めて商社の出張員として来島した。ゆり栽培ならびに取り引きについての指導がなされた。

(四)　前田喜恕氏・名島中治氏・永吉池治氏・東忠人氏・伊井中厚氏・末川白秋氏・東嘉一氏・関根直秋氏によって集荷業者の新井グループが結成され増産に励んだ。

四　昭和二十四年（一九四九）

(一)　ゆり栽培の意欲が高まり増産されたので組合の組織が必要となった。そこで東仲一町長を中心に市来政興氏・福山清定氏・前田喜恕氏・伊地知季蔵氏・大里宮元氏・森山繁氏が中心となって永良部ゆり根出荷組合を結成した。組合長東仲一町長、副組合長市来政興氏・町田実彦氏・森山繁氏、事務局勧業係大里宮吉技手、知名町支部勧業係春田植直技手が担当することになっ

た。検査長に有川石治氏が任命された。

(二) ゆりの取り引き始まる。

日本政府から切り離されて米軍政下にあったため、二十四年四月二十三日米軍総司令部から一ドル三百六十円として公式レートを実施することになりエルシーが開設されたのでゆり代金はエルシー取り引きとなった。

本土に自由に渡航ができないため、ゆり価格協定は電報によって連絡をし価格の取り決めをした。

(三) ゆりの価格協定

ゆりの取り引きはドル取り引きである。商社側は一球平均価格を三セント要望してきたが、新井商店出張員藤田定雄氏が来島中で氏の助言により組合側は四セントを主張した。商社側は四セントで了解した。

荷渡し場所は税関と輸送船の都合で名瀬港本船積み渡しとなった。

(四) 輸出検査は臨時北部南西諸島政庁農務課が栽培地検査と球根検査売を実施した。

(五) 取り引き商は管理貿易の指定を受けた政府貿易の実務代行として、横浜植木株式会社と新井清太郎商店の二社が、戦後初めて取り引きをなし輸出した。これが戦後のエラブゆりの輸出の初めである。

(六) 沖永良部から名瀬港本船積み渡しの諸経費

本船運賃	一箱	六〇銭
水揚げ	〃	一五〃
積み込み	〃	二五〃
倉庫料	〃	六〃
積み込み出張旅費	〃	一〇〃
計		一一六〃

五　昭和二十五年（一九五〇）

(一) ゆり取り引き価格は一球平均価格三セント（一ドル＝三六〇円）で協定し、荷渡し場所は、名瀬港本船積み渡しとする。

(二) 臨時北部南西諸島政庁農務課がゆりの奨励をするとともに栽培地検査と球根出荷検査を実施することになり、当時農務係長武山信夫氏（現奄美社長）と当時係官系政敏氏（現東京で弁護士開業）および奄美群島振興審議委員が検査・取り引き改善指導監督のため取り引き期間中駐在された。

(三) 群島政府が全島から検査員を採用し検査の公平と厳正を期した。

(四) 検査は群島政府の検査員が当たり費用は政庁もちであった。

(五) 日本復帰運動が始まった。

(六) ゆりは戦前の歴史をみても今日においても、国内国際競争に十分勝つ自信があり、経済発展と生活向上のための必要品であり、今後伸びる可能性もあるので、ゆりの採種圃を設置して増産奨励を積極的にすすめた。

(七) 和泊町の沖永良部ゆり根出荷組合係に喜井利一氏が任命された。

六　昭和二十六年（一九五一）

(一) 日本政府通産省は十二月十五日からゆり根を輸貿易管理令による輸出承認品目としてチェックプライス制とし、輸出の振興を図ることになったので、生産と輸出が安定することになった。

(二) 群島政府物産検査所長武山信夫氏と係長系政敏氏がゆりの栽培地検査ならびに輸出球根検査、取り引き改善指導監督のため取り引き期間中駐在された。

(三) 日本政府の管理貿易のわくがはずされた。

(四) ゆりの生産意欲が高くなり増産になった。

(五) 名瀬税関から係官が沖永良部に出張し輸出手続きをすませ、十勝山丸にゆりを積み込んで横浜港へ直行した。これが横浜直行の初めである。

(六) 取り引き価格は一球平均三セントで名瀬港本船積み渡しとする。

(七) 新井清太郎商店がジョージア種を導入し栽培させた。前田精造氏・末川白秋氏・関根直秋氏らが栽培した。

七　昭和二十七年（一九五二）

(一) 四月一日琉球政府植物防疫所奄美支所が名瀬市に設置された。ゆりの栽培地検査ならびに球根の輸出検査を実施することになった。

(二) 琉球政府物産検査所奄美支所が設置され、ゆり球根の規格検査が実施された。

(三) 取り引き商社

新井清太郎商店・横浜植木株式会社・野崎産業岩元

嘉平商会・多崎貿易商会・大洋物産株式会社・旭商会本店・坂田種苗株式会社・第一種苗株式会社・高木商会・大和農園・長谷川商会

(四) ゆり根取り引き方法および価格

1　一球平均価格三セント

2　受け渡し場所名瀬港本船積み渡しとする。

3　十勝山丸がゆりを積んで横浜へ直行した。

八　昭和二十八年（一九五三）

(一) 琉球政府植物防疫所奄美支所がゆりの栽培地検査輸出球根検査のため植物防疫官を派遣された。

(二) 琉球政府物産検査所奄美支所から係官が球根検査の指導監督のため取り引き期間中駐在した。

(三) 昭和二十八年八月八日のダレス声明によって、十二月二十五日奄美群島が日本に復帰した。

(四) 十二月二十四日で琉球政府植物防疫所と物産検査所が廃止となった。

(五) 十二月二十五日復帰と同時に日本政府農林省門司植物防疫所和泊駐在が設置され、初代駐在官に三宅雄植物防疫官が二十九年四月一日着任した。

(六) 国頭末川白秋氏・池下沢元氏の圃場にゆりの栽培改善展示圃を町が設置して、栽培改善指導を行った。

(七) ゆりの取り引き商社

新井清太郎商店・坂田種苗株式会社・東京第一種苗株式会社・高木商会・大和農園

(八) ゆり取り引き価格（一セント三・六円に換算）

1　五寸―五円　六寸―七円　七寸―九円　八寸―十一円　九寸―十三円　尺以上―十五円

2　名瀬港本船積み渡しの価格とする。

(九) 検査長に伊地知季雄氏任命。知名支部検査長辻文吉氏任命。

(十) 知名町支部事務局長に奥間信昭氏就任。

九　昭和二十九年（一九五四）

(一) 一月二十九日農林省門司植物防疫所長八木次郎氏が名瀬出張所長津浩介氏の案内で来島。一月二十日和泊農協会館において、二十一日午前国頭集会所、午後知名町において植物防疫事業および栽培地検査・移出検査・病害虫防除・緊急防除事業等の話があり、また、圃場調査指導があった。

(二) 四月一日農林省門司植物防疫所名瀬出張所和泊駐在三宅雄植物防疫官が着任した。（名瀬市出身）

(三) ゆり栽培地検査講習会を開催し、生産者も病害虫防除に対する認識を高めた。

(四) 日本復帰に伴い町当局もさらに積極的に増産計画をたて、原種圃・採種圃を設置した。

(五) 第一回ゆり花の展示会を南洲神社境内において実施した。

(六) 日本輸出ゆり根中央会主催によって、初めてゆりの価格協議会が開催された。場所、東京都参議員会館第三会議室。

出席者

○政府ならびに県側　農林省横井宗生課長補佐・野尻勲係長・中村銀治技官・通産省農林水産課鈴木事務官・大和田祐次事務官・鹿児島県特産課今村正雄技師。

○商社側　新井清太郎商店尾島敏夫・市川政次・藤田定雄、横浜植木会社稲波泰吉・宮地正蔵、高木商会高木常治・竹尾章治、他数名。

○地元組合代表　市来政興・森山繁・喜井利一。

(七) 沖永良部ゆり取引協議会

1　取り引き価格　（単位円）

	小五	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸以上
取引価格	七・〇	九・〇	一一・〇	一三・〇	一五・〇	一七・〇
生産者手取	四・〇	五・五	七・〇	九・〇	一一・〇	一三・〇
荷造経費	三・〇	三・五	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇

2　全面現金供託とし、取り引き五日前にゆり組合事務局に供託すること。

3　名瀬港本船積み渡しとする。

(八) 日本復帰により検査長伊地知季雄氏と喜井利一が農林省、各取り引き商社および長崎・佐賀の生産地検査のため派遣された。

(九) 二十九年六月奄美群島復興特別措置法が制定され、ゆりの原種圃・採種圃を設置しゆりの増産体制ができたので増殖更新用に各部落にゆり配布した。

(十) 集荷責任者の取り扱い数量

氏名	数量（球）	代金（円）
福山清定	七四、四八五	五三七、二六一
市来政興	一九五、六一〇	一、二六二、七九七
山田三十茂	二一八、四〇八	一、二三八、三一七

伊地知季蔵　三一五、四四八　一、七六三、六一五
大里宮元　二九七、〇五八　一、七〇五、三七七
前田精造　八二一、一三九　五、二三〇、八五五
（新井代表）

（十一）農林省植物防疫所名瀬出張所小林宏義植物防疫官と三宅雄技官がゆり栽培地検査と移出検査の講習会を開催した。

（十二）移出ゆり球数一、九三九、〇三四球
代金一九、八八四、〇六六円
過剰球　五二、九七二球（集めて粉砕した。）

（十三）永良部ゆり根出荷組合委員選出は生産者の推薦による。
委員長　市来政興
副委員長　伊地知季良・森山繁
委員　池下沢元・東一意・川村安盛・竿田吉秀・栄寿綱・福山清定・大里宮元・前田精造・伊地知季蔵
事務局　和泊町経済課に置く。係喜井利一
知名町支部経済課に置く。係奥間信昭
検査長　和泊伊地知季雄・知名辻文吉

（十四）昭和二十五年米国務省調（百ドル以上の生産者）米国における花ゆり球根の需給状況

州	栽培者数	球数	卸売高(ドル)
カリフォルニア	四一	一、七六九、九七五	二八四、二四六
フロリダ	五	四一、九五五	八、一七九
ミシガン	一	一、〇〇〇	二〇〇
ニューヨーク	二	一四〇、〇〇〇	二三、二〇〇
オレゴン	一二三	二、九七八、〇八二	五七〇、一六二
ワシントン	二二	三三〇、六七七	六二、〇八五
その他	二六	三三四、二〇五	六〇、四六九
計	二一八	五、五九五、八九四	一、〇〇七、五四一
平均	一球		五四円

（十五）太平洋戦争のため米国の球根栽培者は、まったく日本からゆり根を買い入れることはできなかった。各業者はその必要上ゆり根の交配種を作り出した。栽培業者は米国産球根栽培になじんで、これを他の品種に変更しようとは考えていない。日本産の品種が値段も安く数量も思いどおり入手でき、品種も米国産のものより優秀であるという魅力がない限り戦前の状態に戻すことはむずかしい。米国産の球根が不満足なものであれば日本球根にくらがえするであろうが、このことは、早急には困難であると考える。

（十六）米国では、クロフト・エース・ジョージア・フロリダ・エステート・クレオール等の優良品種が育成され栽培されている。

（十七）永良部ゆり根出荷組合総会と生産者大会開催
日時　五月四日
協議事項
1、昭和二十九年ゆり根取り引き価格決定について。
2、ゆりの取引をせんとするものは現金を組合長に供託するものとする。
3、現金供託なきものはゆり根の取引をなさざること。
4、供託金の不足したる場合は検査員を派遣せざること。
5、検査員の日当は生産者が負担すること。
6、検査員の任命は組合長が委嘱する。
7、検査員の日当は合格ゆり代金から検査手数料として徴集すること。検査料、五寸以上三〇銭、五寸以下二〇銭とする。
8、委託ゆり根申請者ありたる場合は絶対に検査員を派遣せざること。
9、過剰球の補償については、検査合格球は全部連帯補償とすること。但し、小五寸は除く。
10、過剰球の検査は、取引終了後七日以後に一斉に検査を行うこと。
11、協定価格以下にては絶対取り引き出来ぬ様に組合長に権限を委任する。
12、検査員の検査を受けたゆり球根でなければ絶対に移出は出来ない。
13、過剰球の処分は、買取見込なき場合は検査員立合の上粉砕する。
14、植物防疫所の栽培地検査合格数は一二三万球である。
15、検査員の日当。監督検査員三〇〇円、班長二八〇円、検査員二五〇円とする。
16、知名町支部の検査員の日当が不足した場合は、組合が補填。生産者への支払いを同額とする。
17、ゆり代金支払方法について。ゆり組合は七月二十三日各業者にゆり代金を支払い、業者は組合員

○政府および県側　農林省横井宗生課長補佐・野尻勲花卉係長・通産省大和田祐次事務官・平林哲夫通産省事務官・鹿児島県庁特産課今村正雄係長。
○商社代表　新井清太郎商店専務尾島敏夫・市川政次・藤田定雄、植木会社部長稲波泰吉・宮地正蔵、高木商会社長高木常治・竹尾章次、佐伯農園社長佐伯登、坂田種苗株式会社奈良岡喜代治、他数名。
○地元代表　市来政興・町田実彦・森山繁・喜井利一。

2、協議事項

ア、取り引き価格について。（円）

	小五寸	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸以上
取引価格	七・〇	九・〇	一一・五	一三・五	一六・〇	一八・〇
生産者手取	四・〇	五・五	七・〇	九・〇	一一・〇	一三・〇
荷造経費	三・〇	三・五	四・五	四・五	五・〇	五・〇

イ、名瀬港積み出しの経費について。

○　生産者手取り価格は昨年並とする。

○　和泊港積み出しの場合は、名瀬経由経費の差し引き残額を生産者に支払うこと。

ウ、ゆりの取り引き開始は六月十日とし、終了は七

月二日とする。

エ、業者が手を付けた生産者のゆりは、その業者が責任を負うものとし、過剰球としての補償はしない。

オ、立山売りをしたゆりの残りのゆりを他の業者が買った場合は、補償の責任は前に立山買いをした業者がその責任を負うこと。

カ、復興事業による原種圃・採種圃設置事業は継続実施する。

キ、第二回ゆりの展示会開催。生産者のゆりに対する認識が高まり出品物の栽培管理も良くなった。出品数も多くなり展示会の見学者も多くなった。

ク、鹿児島県庁特産課今村正雄係長と大島支庁農務課長補佐蒲牟田喜之助氏が奄美群島復興事業のゆり原種圃・採種圃およびトマト栽培出荷指導のため来島。

ケ、植物防疫所名瀬出張所津浩介氏と大島支庁農務課長補佐蒲牟田喜之助氏が門司植物防疫所矢部課長を案内し、ゆり関係緊急防除取り締まり特殊病害虫関係の調査のため来島。

コ、検査員の日当の件。監督検査員三百二十円、班長三百円、検査員二百八十円。

サ、検査料。輸出球一球三十銭、内販用一球二十銭とする。

シ、国頭末川白秋氏圃場において、ゆりの植え付け圃場の耕転砕土の実演を久保田式耕耘機で実施した。これが久保田式耕耘機導入の初めである。

ス、貿易の自由化が世界的な流れになっていたため、ゆり根についてもチェックプライス制を七月十日に廃止することになったが、自主規制で輸出の安定を図った。

セ、栽培地検査補助員および球根検査長として、和泊伊地知季雄氏、知名盛山奥茂氏任命。

ソ、昭和二十九年産エラブゆりの輸出状況

輸出国	数量（球）
○アメリカ	六四〇、二三五
○オランダ	一、三七〇、七三五
○ドイツ	二六、六七〇
○フィンランド	一一、二二五
○カナダ	四、三二〇

十　昭和三十年（一九五五）

(一)　四月、植物防疫所和泊駐在三宅雄技官が転動のため、後任として門司植物防疫所梅林三智也植物防疫官が着任された。

(二)　栽培地検査・病害虫防除指導のため各部落において講習会を開催し、生産者の指導に精励された。特に無病球根の生産指導に励んだ。

(三)　植物防疫所名瀬出張所小林宏義技官の案内で門司植物防疫所長河合克己氏がゆりの現地調査指導と復興事業によるアリモドキゾウムシの一斉防除事業および緊急防除取り締まり指導調査のため来島した。

(四)　日本輸出ゆり根中央会本田佐七副会長主催で東京参議員会館第二会議室において、永良部ゆりの価格協議会開催。

1、出席者

にゆり代金を支払うこと。

18、畦布高黒種は昭和三十一年から廃止することに決定した。

以上の事項を協議決定した。

○その他　一一、二二〇
（ベルギー・フランス・スイス・ビルマ）
合計　二、六〇四、四〇五

十一　昭和三十一年（一九五六）

(一)　永良部ゆり根出荷組合の委員選出の件。

1、生産者代表の委員は各部落の栽培面積等を勘案して委員数を部落に割り当て、部落の推薦により定数九名とする。

2、業者の代表委員は業者から選出し五名とする。

3、生産者代表委員

国頭	池下沢元・竿田吉秀
喜美留	伊地知季良
西原	東一意
和泊	栄寿綱
手々知名	町田実彦
上手々知名	白山友光
出花	池下前宜志
大城内城校区	川村安盛

4、業者代表委員

市来政興・福山清定・前田精造・大里宮元・伊地知宏

(二)　門司植物防疫所所長がゆり栽培地検査補助員を任命した。

補助検査員　伊地知季雄・伊集院武一・脇田清太郎・福島英良。

(三)　第三回ゆりの展示会開催

日時　四月二十五日

場所　和泊町農業会館

会を重ねるたびに出品数が増し、出品物も優秀品が出品され、見学者も多くなった。

(四)　復興事業による原種圃・採種圃とも継続実施。アンゴ種・ジョージア種・佐伯三十号の原種圃を設置することになった。

(五)　四月二十四日日本ゆり根中央会主催で参議院会館第四会議室において永良部ゆり根価格協議会開催。

1、出席者

○政府および県側　日本輸出ゆり根中央会副会長本田佐七・農林省清水課長補佐・野尻動花弁係長・通産省大和田祐次事務官・平林哲夫事務官・鹿児島県庁

園芸係長蒲牟田喜之助・鹿児島県東京事務所川添隆技師。

○商社代表　新井商店専務尾島敏夫・藤田定雄、植木会社稲波泰吉・宮地正蔵、佐伯農園社長佐伯登、高木商会社長高木常治・竹尾章治、坂田種苗奈良岡喜代治、大和農園橋本恒夫、他数名。

○産地代表　市来政興・伊地知季良・森山繁・喜井利一。

2、価格協議会、難航をきわめたが、前年どおりの価格で決着した。

五寸―五・〇円	六寸―七・一三円
七寸―九・一五円	八寸―一一・一五円
九寸―一三・一五円	

3、六月十五―十六日

久留米市御井町国立園芸試験場久留米支場においてゆりの品種比較検討会が開催され、組合代表として副組合長森山繁氏と喜井利一氏が出席した。

4、三十一年生産販売実績

品種名	面積(反)	国内用(球)	輸出用(球)	計
川畑1号（佐伯30号）	三・〇	八、三一四	四、四〇三	一二、七一七

佐賀県				
品種名	面積(反)	作付球数	輸出見込数	
東郷	四・〇	一二、〇〇〇	五、〇〇〇	
黒軸	一〇〇・〇	一、三〇〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	
クロフト	二〇・〇	二八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
ジョージア	一・〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	
計	一二五・〇	一、五九五、〇〇〇	九九七、〇〇〇	

長崎県				
黒軸	一三三・六	一、八二〇、〇〇〇	九八八、〇〇〇	
青軸	〇・七	六、〇〇〇	五、〇〇〇	
クロフト	一一・一	一三六、〇〇〇	二八、五〇〇	
ジョージア	〇・五	三、〇〇〇	二、五〇〇	
フロリダ	〇・五	三、〇〇〇	二、五〇〇	
計	一四六・四	一、九六八、〇〇〇	一、〇二六、五〇〇	

実正	〇・二	五八五	二、五七四	三、一五九
青軸	四・四	四、二八一	一〇、一〇九	一四、三九〇
高黒	四・〇	五二八	八、八二四	九、三五二
アンゴ	三三三・〇	一、三六二、六四一	一、三二四、三〇四	二、六八六、九四五
計	三四四・六	一、三七六、三四九	一、三五〇、二二四	二、七二六、五六三

熊本県			
	面積(反)	作付球数	輸出見込数
	一二一・〇	一三三、〇〇〇	九五、五〇〇

6、球根検査員を増員して六十五名とする。

十二　昭和三十二年（一九五七）

(一)　鹿児島県特産課園芸係長蒲牟田喜之助氏（現鹿屋市長）の御高配により、沖永良部において永良部ゆり振興対策協議会ならびに講習会を開催することができた。

講師として農林省特産課花卉係長野尻勲技官（現日本花市場協会常務理事）と農林省九州農業試験場園芸部種苗検査室長阿部定夫農林技官（現農学博士東京農業大学教授）を招へい。同時に第四回ゆりの展示会を開催し、両先生の審査、講評を受けた。生産者もゆり栽培ならびに草姿・花容についての知識を深めた。両先生は日本の花卉関係においては最高の権威者である。

復帰直後で交通不便なときに、御多忙ななかを本島のゆり栽培振興のために、わざわざ御来島なされ御指導、御教示下された御高配に対し深甚の謝意を表したい。

(二)　講演の題名

○永良部ゆり根の栽培改善対策について

農林省園芸試験場種苗検査室長　阿部定夫先生

○日本輸出ゆり根の輸出現況と今後の問題点

農林省花卉係長　野尻勲先生

○市場に於ける永良部ゆりの現況と対策

鹿児島県特産係長　蒲牟田喜之助先生

以上の演題で講演がなされ、生産者に新しい知識を与えるとともに、認識を深め生産意欲をもり上げて、今日の永良部ゆり発達の基礎を築いた。

(三)　ゆりの生産に対する目標を設定し、生産振興の申し合わせを決議した。

1　優良品種の増産と優良球根の生産向上に努めましょう。

2　病害虫防除の徹底を強力に推進し、純度の高い球根を生産することに努力しましょう。

以上二項を採択、講演会を終わった。

(四)　両先生から、フリージア・アマリリスの適地であるとの指導があり、久留米試験場阿部定夫室長と現地和泊で連絡試験をすることになった。フリージアの品種とアマリリス・アイリスの球根が送られ試作した。これが導入フリージアの試作の始まりである。

(五)　講演会は和泊農業会館と国頭中学校講堂において開催、会場は熱心な生産者で満員であった。国頭会場では、国頭・西原の生産者が、各人一重一瓶持参、講演後、歌と踊りで先生方の歓迎の宴になった。参会者が列をなして、先生方に焼酎をあげたので、焼酎を飲みなれない両先生、たじたじの一幕もあった。

(六)　九州農業試験場久留米支場に喜井利一氏が留学し、永良部で栽培しているゆりの品種を全部（二十六品種）持参し、阿部定夫室長・田村輝夫花卉研究室長・松川時晴技官の御指導を得て、ゆりの促成比較試験を実施した。

(七)　阿部定夫種苗検査室長の御高配により久留米支場において永良部ゆりの促成検定協議会が開催され、商品価値の低い品種は淘汰（とうた）することになった。

出席者＝農林省野尻勲花卉係長・九州地区各県特産課長と花卉係長・各県農業試験場花卉関係者・九州地区花卉園芸組合および花卉園芸家・永良部ゆり取引各商社・地元代表者ら七十余名が出席。福岡県花卉園芸農業協同組合横竹組合長が座長として会を進め、有意義な会であった。これによって商品価値の低い品種は淘汰し、優良品種を栽培することになった。

(八)　ゆりの価格協議会

1、主催　日本輸出ゆり根中央会。

2、日時・場所　四月十二日、東京尚友会館。

3、出席者

○政府および県側　農林省横井宗生課長補佐・野尻勲花卉係長・通産省大和田事務官・日本輸出ゆり根組合青山常務・鹿児島県園芸係長蒲牟田喜之助技師。

○商社代表　尾島敏夫専務・佐伯登社長・稲波泰吉部長・宮地正蔵・藤田定雄・高木常治社長・竹尾章次・奈良岡喜代治・橋本恒夫、他数名。

○地元組合代表　市来政興・伊地知季良・森山勲・喜井利一。

4、取り引き価格

	小五寸	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸
一箱詰球数	二四〇	二一六	一六〇	一四〇	一〇〇	七二
一球価格（円）	七・〇	九・〇	一一・七	一三・七	一六・〇	一八・〇
向う二ヶ年品種改良助成金	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五	〇・一五

(九) 農林省門司植物防疫所長清水恒夫氏ゆりのアリモドキゾー虫の一斉防除および緊急防除等調査指導のため御来島。

(十) 三十一年度輸出ゆり根の生産ならびに輸出状況等情報交換協議会概要（三十二年十二月十五日於参議員会館）

1、早出の注文があるので、この面の研究が必要である。

2、鉄砲ゆりの品種の混合が多いとの指導があった。鉄砲ゆりは、その使途から見て百パーセント純粋であることが必要なので、一層純度の高い鉄砲ゆりの生産が望まれる。

3、昨年の輸出は、スエズ動乱のため海外市場の不安、船運賃の値上げで困惑されたと思う。

4、鉄砲ゆりは、米国の需要が減った。

5、埼玉県生産者側は現在の産地価格を下げたのでは、生産は減退するであろう。

6、米国の市場の不振を取りもどすことが先決であるから、米国産の品よりよい品種を作る様に心掛けねばならない。

7、輸出を増すためには、品質の改良と価格維持の二つが大事である。

8、ゆり根の輸出振興には鉄砲ゆりの輸出が期待され、このためには品質の改善と純度を高めることと適正な価格の維持が必要である。

以上のような協議会の意見があった。

十三　昭和三十三年（一九五八）

(一) 鹿児島県庁特産課園芸係長蒲牟田喜之助技師の御高配によって九州農業試験場園芸部長秋谷良三農学博士と全国花卉生産協会々長清水基夫先生を招いし、沖永良部においてゆりの生産振興対策協議会ならびに講演会が開催され、両先生から沖永良部におけるゆり栽培と園芸作物および農業経営全般についての指導がなされた。

秋谷先生は園芸作物、清水先生は花卉生産界における最高権威者である。両先生の講演によって、ゆりおよび園芸作物・農業経常全般についての基礎知識を得ることができ、有意義なお話だったと生産者は感銘し

た。

(二) 第五回ゆりの展示会を開催、両先生の審査と講評があった。

(三) 海上風波が高く時化（しけ）のため、上り船の入港が延期になり先生方が帰れなくなったので、夜間、国頭・喜美留・玉城で講演会をお願いした。各会場とも満員で、会場に入れずに庭で話を聞いている人も多かった。

秋谷先生の講演の中で石川早生芋、エンドウなどの奨励があり、園芸に対する基礎的知識を得ることができ有意義な話であった。現在の石川早生芋が盛んになったのは先生のおかげである。その後、蒲牟田喜之助園芸係長の御配慮で指宿温泉熱利用組合から石川早生の原種を斡旋（あっせん）してもらい増殖を図った。

当時は、夜間十時になると薄暗い電灯が消え、カーバイトやランプをつけての講演会であった。

(四) 清水基夫先生から第一園芸株式会社のもっているフリージアの品種でラインベルトゴールデンエロー（現在栽培されている品種）を導入栽培試験をしたらどうかとの御指導があり、さっそく導入試作をした結果球根肥大も良好で作りやすく、二ヵ年試作した結果成績も良好だったので有望産地になりえると確信を得て奨励したのが、今日栽培されているフリージア、ラインベルトゴールデンエローの栽培初めである。両先生の指導によって今日のようなフリージアの生産地になることができた。感謝にたえない次第である。

(五) 二月二十日第七代和泊町長武田恵喜光就任、永良部ゆり根出荷組合長となる。副組合長市来政興・伊地知季良・森山繁。

(六) 農林省門司植物防疫所名瀬出張所和泊駐在梅林三智也植物防疫官は数々の功績をのこして、おしまれながら転勤され、後任に藤井富男植物防疫官が着任した。

(七) 日本ゆり根中央会の主催で、永良部ゆり根価格協議会が東京尚友会館において開催された。

1、出席者。

○政府および県側　農林省横井宗生課長補佐・野尻勲係長・中村銀治農林技官・通産省係官・鹿児島県特産課長前原辰夫・特産係長蒲牟田喜之助・農産物輸出組合青山乗彦。

○商社代表　新井商店専務尾島敏夫・市川政次・藤田定雄、植木会社稲波泰吉・打木辰雄・宮地正蔵、坂

田種苗会社奈良岡喜代治、佐伯登社長、福花園吉田薫、大和農園角和敬・兵藤国治・村上達三、高木常治社長・竹尾章治、千葉県連会長伊藤省次郎・千葉県小野正一。

○永良部ゆり組合代表　市来政興・伊地知季良・森山繁・喜井利一。

(八) 価格協定は難航したが、やむなく前年通りの価格で決定した。

(九) 国立園芸試験場（平塚）九州農業試験場久留米支場・福岡県農業試験場園芸分場・鹿児島県試験場において品種改良促成検定栽培改善等の試験が始まった。

(十) 九州農業試験場園芸部種苗検査室長阿部定夫技官が鉄砲ゆりの球根生産における問題点の究明、野生ゆりの調査のため奄美群島および沖永良部島に来島された。

(十一) 昨年よりゆりの栽培面積十町歩減反し百四十万球の減収となった。原因は甘蔗の反収増加と甘蔗の増産意欲が盛り上がったためである。また、乾田地帯も甘蔗作に切り替えられ始めた。

(十二) ゆり組合委員長選出について

委員長市来政興、副委員長伊地知季良・森山繁。委員会は組合長と相談のうえ召集する。

(十三) 内販用の栽培地検査は組合で検査することになった。

(十四) 球根検査員は和泊町役場に集合していたが、能率を高めるため生産の多い地区に集合することになり、中心地である喜美留集会所に集合することになった。

(十五) 九州農業試験場久留米支場において全国鉄砲ゆりの選抜協議会があり、種子田三千世経済課長が出席した。

(十六) 下五寸の検査料を二十銭徴集することになった。

(十七) 栽培地検査補助員の推薦について。

各商社別に栽培地検査補助員を選出することになった。定員十五名。

新井組、山下猛二・佐々木進・永井道有・名越西秀・伊井中常・田浦中利

植木会社、前田利基・高石清厚

佐伯農園、武田辰夫・福島辰夫

大和農園、田浦健三

高木商会、大里章幸・中山前福

タキイ種苗、宮内福利

坂田種苗、池下亀太郎

以上を植物防疫所栽培地検査補助員として発令、日当は植物防疫所から支給、不足分をゆり組合から補助することになった。

(十八) 福岡県園芸分場で松川時晴技師がゆりの冷蔵処理をして和泊役場に返送し、促成試験を実施した。

これが、永良部でのゆりの促成試験の初めである。当時は冷凍庫のない時代であった。

(十九) 鹿児島県園芸係長蒲牟田喜之助技師がゆりの取り引き・生産・販売・検査指導のため来島。

(二十) 検査員の日当

監督検査員三百四十円　班長三百二十円

検査員三百円

(二) 新井清太郎商店がジョージアの改良品種E号を米国から導入、名島中治氏・伊地知季利氏・先田茂成氏に栽培させた。

十四　昭和三十四年（一九五九）

(一) 第六回ゆりの展示品評会開催

出品数も増し、生育草姿花容も会を重ねるたびに優秀品が出品され、生産者の目も高くなり、栽培技術も進んできた。

(二) ゆり価格協議会

1、日本ゆり根中央会主催で東京参議員会館において開催。本田佐七副組合長が座長となる。

2、出席者

○政府および県側　横井宗生課長補佐・野尻勳花卉係長・中村銀治技官・通産省大和田事務官・鹿児島県庁前原辰二課長・日本農産物輸出組合常務青山乗彦。

○商社代表　尾島敏雄・市川政次・藤田定雄・稲波泰吉・打木辰雄・奈良岡喜代治・角和敬・佐伯登社長・長谷和三郎・兵藤国松・高木常治社長・竹尾章治・村上達三・吉田薫。

○永良部組合代表　市来政興・伊地知季良・森山繁・末川白秋・喜井利一。

(三) 協議事項

1、取り引き価格

	小五寸	五寸	六寸	七寸	八寸	九寸
基本価格	円銭 六・五〇	円銭 八・五〇	円銭 一一・五〇	円銭 一三・五〇	円銭 一六・〇〇	円銭 一八・〇〇
品質改造奨励金	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇
出荷奨励金	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇六	〇・〇七	〇・一〇	〇・一二
計	七・〇四	九・〇四	一二・〇六	一四・〇七	一六・六〇	一八・六二

2、付帯事項

ア、生産者の要求に応ずるが、寸法基準を厳正にすること。

イ、内販用はできるだけ輸出商社に優先すること。

ウ、品質の低下に十分注意をはらうこと。

エ、荷渡し場所は和泊本船積み渡しとする。

オ、品質改良奨励金として一球当たり五十銭加算すること。

カ、集荷奨励金一箱に十円を加算すること。

キ、クレームは三パーセント以上は鹿児島県または、代理人立ち合いにより認定する。

ク、掘り取りおよび検査、佐伯三〇号・ジョージア・クロフトの早生種は五月二十五日を初めとし、アンゴ系は六月五日から取り引きを開始すること。

(四)　沖永良部島と永良部ゆりの宣伝などのため、ゆりの切り花をダンボールの規格箱を作って五本入れにして、農林省および各省庁・県庁・支庁の関係者・国会議員・郷土出身の大先輩の方々に郵送で贈呈し、島とゆりの宣伝に大いに役立ち認識を深めて喜びの御礼状をたくさんもらった。これが沖永良部の切り花出荷の初めである。

(五)　十月がゆりの植え付け適期であるが、草がはえるので、十一月下旬～十二月に植えていた。そこで、除草剤数種を取りよせ、畦布の三島健男氏と国頭の末川白秋氏圃場で試験した。結果、草ははえずに球根の肥大が良好で増産になった。薬剤はシマジンが安全で効果も良かった。これが除草剤使用の初めで、ゆり除草の省力化になった。

(六)　委員会開催

1、議題

ア、内販用栽培地検査の件

○　植物防疫所栽培地検査補助員に内販用の栽培地検査をお願いすることになった。

○　栽培地本検査前後に内販用栽培地検査を実施

すること。

○　内販用栽培地検査は班を編成し実施すること。

イ、ゆり組合の委員、部落別割り当て数および選出について。

委員は部落の推薦による。

○　生産者代表

・国頭四名、中屋利秀・竿田吉秀・池下沢元・今井一吉。

・喜美留二名、伊地知季良・井手実通。

・西原一名、村山上美。

・出花一名、東前窪。

・上手々知名一名、田浦信義。

・手々知名一名、町田実彦。

・和泊一名、重信饒秀。

・大城内城校区一名、川村安盛。

○　業者代表　市来政興・福山清定・末川白秋・関根直秋・大里章幸・末川寅吉。

○　委員の任期は二ヵ年とし再任をさまたげず。

○　検査長推薦について

国頭山下猛二を検査長に推薦、就任した。

○　検査手数料

小五寸―二十銭、五寸球以上―三十銭。

○　検査員の日当

検査長三百六十円、班長三百四十円

検売員三百二十円

(七)　植物防疫所栽培地検査補助員の任命について

門司植物防疫所所長の任命による。

山下猛二・佐々木進・池下亀太郎・福島辰夫・高石清厚・前田利基・永井道有・武田辰夫・田浦中利・名越西秀・田浦健三・中山前福・大里章幸・伊井中常、以上が任命された。

(八)　和泊町ゆり栽培戸数

農家戸数二〇一七戸、ゆり栽培戸数八六三戸。

(九)　過去における主要産地ゆり根輸出状況

年度(昭和)	沖永良部(球)	南部産(長崎佐賀)(球)
12	七、九〇〇、三四七	二〇、六二八、六五九
28	七八二、二三五	七九三、二五一
29	八四一、七一三	一、二六四、一八三
30	九七六、三六八	一、二一三、〇八一

32	31	一、〇九七、八九五	一、一九八、二八一
		一、二三五、九九一	一、二三九、九九四

(十) 昭和三十四年　メートル法施行

寸別を記号に改め、寸法をメートルに改定した。

旧記号(寸)	改定記号	規格(センチ)
四・五	五	一六・〇～一七・二九
五	五	一七・三～一九・〇九
六	六	一九・一～二二・〇九
七	七	二二・一～二五・一九
八	八	二五・二～二八・一九
九	九	二八・二以上

(十) 沖永良部には冷凍庫がないため、名瀬養蚕試験場の蚕卵貯蔵庫においてゆりの品種比較試験用を冷凍処理してもらい、返送させて、町経済課において促成試験を実施した。その結果、商品価値の低い品種を淘汰(とうた)した。

(十一) ビニールパイプハウス六坪一五二〇〇円で買い入れ、町役場庭でゆりの促成栽培に利用、品種別促成検討会を開催し商品価値の低い品種を淘汰(とうた)した。

これがビニールハウス導入の初めである。

十五　昭和三十五年（一九六〇）

(一) 第七回ゆり展示品評会開催。

永良部ゆり根価格協議会開催。

(二) 1、日本輸出ゆり根中央会主催、会長本田佐七、会場東京参議員会館会議室において開催。

2、出席者

○政府側　農林省横井宗生課長補佐・野尻勳花卉係長・中村銀治農林技官・通産省大和田祐次事務官・輸出ゆり組合青山乗彦。

○商社代表　球根部会長尾島敏夫専務・佐伯登社長・石後勇吉・宮地正蔵・藤田定雄・高木常治・竹尾章次・押元静夫・奈良岡喜代治・村上達三、他。

○組合代表　武田恵喜光組合長・伊地知季良・森山繁・末川白秋・名島中治・末川寅吉・喜井利一が出席した。

3、価格協議会は難航したが、前年並の価格で決定し、別途一箱当たり三十銭を集荷経費として加算することに決定した。

(三) 除草剤使用の安全性と効果について、二ヵ年試験の結果除草剤の使用を奨励、講習会を開催し普及につとめた。

(四) 植物防疫所名瀬出張所小林宏義技官の御配慮によって炭疽病(ヤケ)その他病害防除試験用に各種農薬が送られてきた。その中でチウラム剤チオノックが最も効果が良かった。

(五) 第九回全国日本花卉園芸大会が福岡市において開催され、ゆり組合から末川寅吉氏と喜井利一氏が出席した。

(六) 球根検査員の増員について

1、監督検査員三名、倉庫係七名、検査員七十名にすることに決定した。

2、日当、検査長三百九十円、班長三百七十円、検査員三百五十円とすることに決定した。

(七) 昭和三十五年栽培地検査申請調

町					
品種名	栽培者数	筆数	面積(反)	栽培株数
アンゴ	七八三	三六二・六	四、一四六、一九〇
佐伯30号	一二三	一三三	六三・三	七九八、一〇一
青　軸	一三二	一三九	四四・六	五五〇、七〇〇

和泊				
殿下(とのした)	佐伯青	佐伯15号	ジョージア	計
四一	四	一〇	二六九	一、三六一
四五	四	一〇	三二五	一、四八一
一八・九	一・七	二・七	一四七・九	六四三・七
二三四、七五〇	二〇、三〇〇	二八、三〇〇	一、六一五、二一〇	七、三八三、四六〇

知名町					
アンゴ	白浜1号	佐伯30号	青　軸	殿　下	計	合　計
一三一	一〇	九	二一	二	一七三	一、五三四
一四五	一〇	九	二一	三	一八八	一、六六九
五七一	四三	一九	四五	一二	六九〇	七、一二七
五四九、七〇〇	五〇、五〇〇	一九、六〇〇	五三、五〇〇	七、五〇〇	六八〇、八〇〇	八、〇六四、二六〇

(八) 昨年より申請球根が増加した理由は、アンゴ種よりもウィルスに強い商品価値の高いジョージア・佐伯三十号・殿下等が急に伸びたからである。

(九) 輸出ゆりを伸ばすためには球根の品質を向上させることと適正価格で輸出すること。無病健全球の生産と優良品種の増産が必要であるため、特に病株の抜き取り徹底と植え付け前の球根消毒を重点的に指導督励した。

(十)福岡県園芸分場松川時晴技師から糸島青（ひのもと）・岡垣・松隅、その他佐賀県の鎮西系を五品種送ってもらい、現地で品種比較試験を実施した。

(十一)促成試験用として左記品種を栽培し比較調査を実施した。

永良部一号・二号、安盛青、季良青、松川、糸島、蒲牟田、城山、アンゴ、佐伯三〇号、白浜一号、ジョージア、殿下、市来青、植村青、大島、桜島、有川一号、E号、角二号・三号、定利青、久留米山下号、久留米五号、森山一号の二十五品種。

十六　昭和三十六年（一九六一）

(一)第八回ゆり展示会開催。

(二)四月八日、日本ゆり根中央会主催で参議員会館三号室において、永良部ゆり根価格協議会開催。

1、出席者

○政府側　農林省野尻勲課長補佐。

○商社代表　球根部会長尾島敏夫専務・佐伯登社長・石後勇吉・宮地正蔵・藤田定雄・高木常治・押元静夫・奈良岡喜代治・吉田薫・佐藤正雄・角和敬・村上達三。

○地元組合代表　武田恵喜光組合長・森山繁・末川白秋・伊地知季良・市来哲次郎・喜井利一。

2、価格協議会（円）

	㊀	㊁	㊂	㊃	㊄
㊀		六、〇	七、〇	九、〇	一二、〇
㊁	六、〇		七、〇	九、〇	一二、〇
㊂	七、〇	七、〇		一四、〇	一六、五
㊃	九、〇	九、〇	一四、〇		一八、五
㊄	一二、〇	一二、〇	一六、五	一八、五	

3、新たに㊀の規格を設定した。

(三)昭和三十七年の価格協議会を鹿児島で開催することになった。

(四)鹿児島県立農業試験場に輸出ゆり新品種育成網室五十六坪が二分の一国庫補助で建設された。一部永良部ゆり根出荷組合も寄付した。

(五)奄美群島復興事業で輸出ゆり根品質改善研究施設二十一坪のガラス温室と冷蔵庫と製氷施設が十二月末完成した。これが沖永良部におけるガラス温室施設の初めであり、冷蔵庫・製氷機導入の初めである。

(六)農林省植物防疫所沖永良部駐在藤井富男植物防疫官の活躍。

1、ゆりの栽培地検査は補助員による。第一回検査は二月下旬に終わり、第二回検査を三月中旬までに終わる計画である。

本年は検査補助員は十八名で期限内に検査を終えるよう、特に指導方針として次のようなことを実施した。

ア、共同抜取の徹底を図り、不合格圃場を出さないこと。

イ、栽培地検査をとおしてウィルスを撲滅し無病球の生産に努力すること。

本年の申請数は三千二百四十七筆、百三十ヘクタール、千六百五十万球で昨年の五割増である。今年から国内向けも栽培地検査をすることになった。国内用圃場からも輸出球が出るからである。連日緊急防除の取り締まりや琉球関係の取り締まり業務で多忙な上、船の入港は夜中になるので睡眠はもちろん休養も十分とれない状況であるが、日常仕事の合間をみては自転車で石ころ道を生産者の指導に精励されている。

2、各部落から講習会の依頼があると、寸暇をさいて巡回指導に精励した。

指導内容

○　ウィルスのおそろしさ。

○　ウィルスの見分け方。

○　アブラ虫の駆除。

○　種子母球の選定。

○　鱗片、中作り圃場のウィルス淘汰。

○　共同抜取の実施、主に栽培地検査については階層検査の公平性等を指導した。

三宅技官・梅林技官も同様、数々の実積を上げた。

3、藤井技官がゆり炭疽病（ヤケ）の薬剤防除試験を実施し、チオノックの粉衣処理が著しい効果を示しジョージア種は八十パーセント以上の無病球を得た。これによってヤケが少なく優良球根の生産ができるようになった。現在チオノックを球根消毒に使用しているのは藤井技官の功績である。球根はまっ白で検査合格率も良くなった。その後、水和剤の試験結果が良好だったので、チオノックの水和剤を使用する事を奨励した。

(七)新井清太郎商店藤田定雄氏の案内で米国カリフォルニア州オークランドのサニーサイドナーサリ会社社長吉田栄作氏（七十三歳、石川県出身、創立者で温室経

営二十五町歩、雇人七十人、永良部ゆり一万球取り扱いの経営者）が、取り扱い球根の中に十七本のバイラス罹病株があったので、ゆりの栽培状況調査のためわざわざ来島。戦後外人バイヤー来島の初めである。

(八)　球根消毒にはチオノック、除草剤にはシマヂンを使用するように各部落で講習会を開催し、普及指導にあたった。

(九)　町長武田恵喜光組合長が深耕用として、鹿児島県機械公社から運転手付きでホイルトラクターを借用した。これがホイルトラクターの初めである。

(十)　ゆりの生産費調査（反当たり）

項目	数量	単価(円)	金額(円)
種球費	一二、〇〇〇球	一・五〇	一八、〇〇〇
購入肥料	四〇貫	九〇・〇〇	三、六〇〇
自給肥料	四〇〇貫	五・〇〇	二、〇〇〇
耕起	四回	六〇〇・〇	二、四〇〇
整地畝立	男三	四〇〇・〇	一、二〇〇
追費施費	男一 女二	四〇〇・〇 三〇〇・〇	一、〇〇〇
球根調整	女二	三〇〇・〇	六〇〇
種子消毒	男二	四〇〇・〇	八〇〇
植付	男三 女六	四〇〇・〇 三〇〇・〇	三、〇〇〇
除草	女八	三〇〇・〇	二、四〇〇
薬剤費ボルドー			六三〇
薬剤散布	男三	四〇〇・〇	一、二〇〇
摘蕾	女三	三〇〇・〇	九〇〇
病株抜取	男一	四〇〇・〇	四〇〇
収穫調整	男五 女九	四〇〇・〇 三〇〇・〇	四、七〇〇
運搬	男一		七二〇
賄費	五〇	六〇・〇	三、〇〇〇
検査費	五	一〇〇・〇	五〇〇
土地資本利子			一二、〇〇〇
流通資本利子			七、五〇〇
計			六六、五五〇

十七　昭和三十七年（一九六二）

(一)　永良部ゆり根生産販売改善協議会を鹿児島市城山荘において開催（鹿児島で初めて開催）

1、出席者

○政府および県側　農林省課長補佐野尻勲農林技官・国立園芸試験場久留米支場田村輝夫技官・同鈴木基夫技官・福岡県園芸試験場松川時晴技師・鹿児島県庁特産課長前原辰二・同課長補佐小浜新蔵・園芸係長今村正雄・同係長下池肇技師、大島支庁次長蒲牟田喜之助・農務課長山崎宏・試験場小林正芳技師・植物防疫所鹿児島支所長。

○商社代表　球根部会長尾島敏夫・藤田定雄・石後勇吉・宮地正蔵・佐伯登・佐伯誠春・高木常治・竹尾章次・佐藤正雄・村上達三・橋本恒夫・乾貞男・角和敬・川畑寅三郎・松尾喜市・押元静夫。

○組合代表　武田恵喜光組合長・市来政興・伊地知季良・山田三十茂・森山繁・他集荷責任者三十余名。

2、協議事項および申し合わせ事項

ア、今後の計画にあたっては、出荷組合は事前に商社と話し合い、計画生産・計画出荷を行うこと。

イ、輸出用・内販用の栽培地検査を一本化すること。

ウ、流通機構を改善するため、集荷責任者と商社を指定制にすること。

エ、商社の指定条件、既存の取り引きを条件とし、経験度合い・取り引き量・種苗商であること等を勘案して三月末日までに組合が指定すること。

オ、過剰球の補償は組合一本化として、その処理は組合が責任をもつこと。

カ、買い手代金は全面供託として、供託金の十パーセントを九月十五日まで保留する。

キ、規格をメートル法に改正する。

ク、㊦を新しいサイズとして規格を正式に認める。

ケ、価格は昨年同様とする。

コ、クレームは従来どおりとして三パーセントとする。その期間は入港後十日以内とし、三パーセント以上は県またはゆり組合立ち合いの上認定する。

サ、乱売防止のため違反者は供託金を没収する。もし買い手であれば指定を取り消す。売り手の場合は供託金の十パーセントを引き上げて業者に返納し、さらにゆり組合に十パーセントを罰金として納める。

シ、指定商は積立金として一箱当たり三十円をゆり組合に支払うものとする。この積立金の運営については基金制度を設け、その運営委員会を三月末までに結成する。

ス、取り引き開始を五月二十一日からとする。

以上のように多くの改善のあった年である。鹿

児島で初めての会合であり、有意義であった。

(二) 武田町長引きつづき第八代町長に就任、同ゆり組合長に就任された。

(三) 二十余万球の過剰球が出たので、ハシケに積んで沖の海中に投棄した。

(四) 第九回ゆりの展示会開催。

国立園芸試験場久留米支場花卉研究室長田村輝夫技官と県庁樹園芸課花卉係下池技師を招聘して、ゆり振興対策協議会とゆりの展示会を開催した。

(五) 昭和二十九年から昭和三十六年まで輸出用だけ植物防疫所の栽培地検査を実施し、内販用は組合検査であったが、三十七年から輸出用も内販用も同一栽培地検査を実施する事になった。

(六) 農林省は植物防疫所沖永良部駐在を廃止することになった。

(七) 植物防疫所沖永良部駐在を存続させるように陳情したが、認められなかった。

(八) 藤井富男技官の配慮によって輸出用・内販用の栽培地検査の一本化ができた。また、炭疽病（球根ヤケ）の防止がチオノックの薬剤でできるようになり、病害虫の防除指導などにも数々の功績を残した。和泊駐在廃止とともに惜しまれながら転勤した。

(九) 商社と集荷責任者の指定について

生産者大会を何回か重ねて、指定商社と集荷責任者を左記のとおり指定することに決定した。

指定商社名	集荷責任者
1、横浜新井清太郎商店＝末川白秋・名島中治・村山	上美・伊地知季利・永吉俊夫・東嘉一・森山繁・山茂樹・伊井中厚・東忠人・川村安盛・伊地知斉一
2、東京佐伯農園＝市来政興・福島辰夫	
3、横浜植木株式会社＝喜原利政・末川寅吉	
4、名古屋福花園種苗株式会社＝新里忠経・川上曽一郎	
5、京都タキイ種苗会社＝関根直綱・木佐貫武重	
6、奈良大和農園＝市来哲次郎・佐々木敦・永吉実弘	
7、坂田種苗株式会社＝山田三十茂	
8、押元農園＝山田三十茂	
9、高木商会＝大里章幸	
10、鹿児島松尾生花市場＝長田納平	

11、箱根屋商会＝中屋一吉
12、奈良平和園＝行田弘
13、京都園芸株式会社＝末川利定
14、高知中村農園＝竿田吉秀
15、徳島殿下農園＝沖シズ・川畑国文
16、福岡花卉農協組合＝泉貞吉・関根直秋
17、京都角農園＝池田順造・芋高宗信・大栄善利
18、東京園芸＝森山繁

以上が永良部ゆり指定商と集荷責任者となり指定登録された。

(十) 三十六年末に輸出ゆり品質改善研究施設ができたので、ゆりの品種の促成検定試験を実施し、商品価値の低い品種は淘汰し商品価値の高いのを奨励することになった。

(十一) ゆり品質改善施設でゆりの促成試験を実施し、ゆりの切り花を七十三歳以上正月の年の祝該当者に、組合長武田恵喜光氏がお祝いに贈呈した。

(十二) ゆりの収穫は六・七月の炎天下の重労働であり、また、労力不足のため収穫の省力化を図ろうと鹿児島県農業試験場場長原田哲治先生にお願いし承認を得て、機械部の吉富浩技師と小林正芳技師が研究することになった。

(十三) ゆり組合の今後の発展のために専任の事務局長をおくことになり、国頭中屋利秀氏を採用した。

知名町支部事務局長は福永一夫氏が兼務した。

(十四) 検査長に伊集院入徳氏が就任した。

十八　昭和三十八年（一九六三）

(一) 一月二十三日・二十四日

永良部ゆり根生産販売改善協議会が鹿児島市城山荘において鹿児島県と日本ゆり根中央会共催で開催された。

1、指定商組合から産地組合に対する要望および協議事項としての提案

○ 才法落ちがあるため規格の厳守。
○ 品種の混合がある。
○ 荷造りを完全にする。
○ 輸出内販圃場の栽培地検査体制を整えるため栽培者が防除体制を確立すること。
○ 優良品種の普及と計画生産・計画出荷を確立す

ること。

○　取引指定商社と指定証をとりかわすこと。

○　価格は基本価格を向こう三ヵ年はすえおくこと。

(二)　永良部ゆり振興積立運営委員会を設立した。永良部ゆり組合から六名、商社側代表六名、学識経験者三名（県庁担当課長・大島支庁担当課長）計十五名で委員を構成し運営にあたる。

(三)　鹿児島県果樹園芸課園芸係長今村正雄技師の配慮により福岡県園芸分場花卉研究室長松川時晴技師を招聘し永良部ゆりの講習会を開催した。

(四)　鹿児島県農業試験場の製作したゆり掘取機の実演を実施したが、補強と改良が必要とされた。

(五)　福岡県花卉農協の指定を取り消し、鹿児島市鹿児島種苗株式会社森直一氏を指定することになった。

(六)　四月十九日、横浜新井清太郎社長の案内で米国シカゴ、ポオンシード株式会社販売部長ミスター・セバードと二世吉田正司氏、米国加州へイワード市各種生花輸出入商株式会社吉田養樹園取締役、経理部長が来島、全島のゆり栽培状況を調査した。組合長武田恵喜光氏と懇談があった。米国の植え付け期間は十月で開花は七月、収穫は九月で、米国では栽培者が五十人くらいで七百万球生産している。一人当たり六十万～七十万球栽培しているとの話であった。

(七)　大旱魃（かんばつ）のため不作となり、大減収となった。他作物も大減収のため県庁種子田種雄課長一行、国・県の係官が被害調査のため来島。

古老の話によると、九十三年ぶりの大旱魃とのことだった。

(八)　十一月十七日・十八日

東京日本テレビ主催全国民謡コンクールに鹿児島市沖州会演芸部部長前宜志隆氏他十七名が鹿児島県代表として出演することになり、全国に永良部ゆりの花の歌と踊りを放映し、沖永良部と永良部ゆりの宣伝に大好評を博した。東京・千葉の沖州会が合同で歓迎会を盛大に行った。

(九)　佐伯組合から集荷責任者の増員について申請があり、白山一郎・町田充・藤井勝好・福島英良を集荷責任者として指定することになった。

(十)　昭和三十二年以降、主な品種別作付け状況（特定品種のみ）

（単位千球）

品種名	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
アンゴ	七、〇九〇	七、〇七〇	五、〇五〇	四、九〇〇	三、〇〇〇	三、〇一三	三、〇九二
ジョージア	六〇	二五〇	五五〇	一、六〇〇	三、八五〇	四、九〇七	五、四七二
佐伯30号	一五〇	六一〇	六一〇	八〇〇	一、二三〇	一、七七二	二、六六六
殿下			八〇	三三〇	一、三五〇	二、二〇〇	二、〇一五
計	七、三〇〇	七、九三〇	六、二九〇	七、五二〇	九、四二〇	一一、八九二	一三、二四五

(十一)　ゆりの功労者として市来政興氏が表彰された。

十九　昭和三十九年（一九六四）

(一)　二月五・六日、鹿児島市さつま荘において永良部ゆり根生産販売改善協議会開催。

(二)　永良部ゆり積立運営費の資金で手々知名墓地前の臨海道路側に、ゆりの集出荷倉庫（鉄筋コンクリート五十坪）が建設され、四十年四月完成した。

(三)　本年は雨量も順調で球根の肥大もよかった。上球が多く下球が少なかったため六寸球を内販用にまわした。

(四)　八月二十九日南日本新聞記事より転記

「永良部ゆり根戦後最高の豊作一億円かせぐ。五輪（東京オリンピック）用に国内外から受注、アメリカを初め諸外国に輸出してドルをかせぐ。永良部ゆり根は今年は戦前・戦後の豊作でついに一億円台を突破した。ゆり根は一月上旬から七月中旬にかけて出荷した。オリンピック用国内買い付けや外国商社の取り引きに応じきれないほどで、沖永良部はゆりブームにわいた。今年は天候に恵まれ病害虫の発生も少なく、一〇七七万球、一一八〇〇万円をかせいだ。昨年に比べると約四割増の大豊作、その上価格も五％高で取引きされたため農家はほくほく。」との記事。

(五)　ゆりの功労者として町田実彦氏表彰される。

二十　昭和四十年（一九六五）

(一)　一月十三・十四日、鹿児島市城山荘において永良部ゆり生産販売改善協議会開催。

(二)　農林省種苗登録品種（ひのもと）育成者福岡県糸島郡前原町多久の中原喜右衛門氏と譲渡交渉のため、組合長武田恵喜光氏と県農試場小林正芳技師と喜井利一氏が、福岡市において福岡県園芸分場の松川時晴花卉研究室長・福岡県花卉農協組合専務理事黒木久太氏・

吉原鉄男氏の斡旋で、権利一切を二百万円で譲り受ける契約をした。

(三) 副検査長山下猛二氏と喜井利一氏が福岡県糸島郡前原中原氏をたずね、ひのもと号の収穫荷造りを手伝い、全球根を引き取り鹿児島港までトラック便で運搬し、船積みにて送った。

(四) ひのもと種配布、副検査長山下猛二氏が中心になって、配分委員によって配布した。基準は商社取り引き球数と金額によって算定し、集荷責任者に配布した。

受領球数および配布数量

㊎	四、九八〇球	八	六一九球
㊏	七、〇五三〃	九	三〇〇〃
五	六、八六八〃	計	二九、四一〇球
六	六、九三〇〃	木子	一、一四〇リットル
七	二、九三〇〃	鱗片	一二〇リットル

(五) ゆりの植え付け後一月三日まで雨が降らず、その後も雨が少なかったため肥料の吸収悪く、生育は例年に比較して見おとりがした。

(六) 集荷責任者の組合が正式に結成された。ゆりの生産販売改善が期待される。

(七) 和泊の某氏がゆり組合に加入しないで、指定を受けていない某会社と独自の取り引きを始め知名港から早期出荷した。これがアウトサイダーの取り引き初めである。

(八) ゆり開係功労者として末川白秋氏が表彰された。

二十一　昭和四十一年（一九六六）

(一) 一月十八・十九日、指宿市大山荘において、永良部ゆり根生産販売改善協議会開催。

○組合代表　武田恵喜光組合長・伊地知季良・山田三十茂・竿田吉秀・町田充・森山繁。

○生産者代表　東利秀・福山道澄。

○集荷責任者代表　末川白秋・大里章幸・関根直秋。

(二) 申し合わせ事項

1、殿下六寸以上の大球は、必要に応じて規定の価格で取り引きする。

2、九寸の価格を削除して、八寸の規格で取り引きする。

3、ジョージアの奨励金一箱百円は本年度限りとし、四十二年度から廃止する。城山については従来のとおりとする。

4、取り引き期間は六月一日から七月五日までとする。

5、生産者および集荷責任者は早期出荷に協力する。

6、流通の円滑化を図るため、取り引き期間中内販輸出の臨時商社組合を現地に設け問題を処理する。

7、種子球や規格外のものの島外移動は、組合員も商社も絶対に行わないように約束する。

(三) 本年は特に生産者もゆり栽培に力をいれ、気温も雨量も順調で生育が平年より早かったため球根の肥大も良かった。上球の生産が多く内販用に六寸球を使用した。収穫期に雨量が多く排水不良地に腐敗球がでた。

関東行きは腐敗が多く、関西送りは少なかった。各社とも被害程度が異なり組合としては調査員を派遣した。特に第二旭丸に積んだ関東行きのゆりに腐敗が多かった。各商社別に三パーセント、五パーセント、十三パーセントを見舞い金として負担した。

(四) 県農業試験場小林正芳主任研究員を招聘し、腐敗対策講習会を九月三十日和泊中学校体育館、十月一日知名町中央公民館において緊急総会を開催し腐敗対策を取り上げ、徹底するよう申し合わせた。

(五) 新井清太郎商店と植木株式会社が労力不足のため、輸出荷造り作業に生産者が横浜まで手伝いに出た。昭和三十七年から毎年交代で四十八年まで続いた。

(六) ゆり組合委員改選

○生産者代表　伊地知季良・撰正蔵・東郷実正・東文男・田原義照・大内山友則・福山道澄・林吉蔵・名越義忠・山下前富・東利秀・清水栄蔵・島田川秀・林茂彰・早瀬宮順・今井忠一郎・福島義直

○集荷責任者代表　末川白秋・名島中治・前田精造・米川寅吉・市来哲次郎・大里章幸・町田充・福島辰夫・森山繁・山田三十茂・竿田吉秀・池田順蔵

○検査長　伊集院饒徳

(七) 中屋利秀、都合によって事務局長を辞任。

二十二　昭和四十二年（一九六七）

(一) 一月二十五・二十六日、鹿児島市自治会館において永良部ゆり根生産販売改善協議会開催。

(二) 申し合わせ事項

1、二芽球は六寸以上とする。
2、補助検査員は各グループから推薦された者を、組合と集荷責任者が話し合いの上任命する。
3、四十二年度球根の価格は昨年どおりとする。
殿下種についても同じ。
4、クレームについては従前どおりとする。
5、取引規約八の八の指定商社に対する罰則供託金十パーセントを支払うの項（昭和三十七年決定）を削除する。

(三) 五月二十三日、組合委員、集荷責任者合同会開催。腐敗防止対策について協議会開催。和泊町、知名町中央公民館において、腐敗防止対策講習会を開催し、申し合わせ事項を強調し厳守することを決議した。

(四) 労働力不足と炎天下でのゆりの収穫作業を省力化し改善するため、ゆりの収穫機の研究を名瀬市隈元工業社長隈元清重氏に依頼、製作させ、実用化の見込みがついたので、掘取機五台を鹿児島県今村正男係長の配慮で暖地球根省力栽培事業の補助事業で導入した。同事業で鹿児島ヰセキ常務西中園俊一氏に依頼してゆりの選別機・防除機を導入し、省力化への基礎ができた。

(五) 四十一年、腐敗球が出たので県の補助事業で土壌消毒を実施した。

1、実施計画面積	六十町歩
2、薬剤名	ガスパー
3、補助事業費反当たり負担金	
県補助金	二三七五円
町組合負担金	二四五四円
生産者負担金	二〇〇〇円
計	六八二九円
4、総事業費	四〇九八〇〇〇円
県補助金	一四二五〇〇〇円
町組合負担金	一四七三〇〇〇円
生産者負担金	一二〇〇〇〇〇円

(六) 農林省門司植物防疫所岩切所長、ゆり病害虫栽培地検査緊急防除関係調査指導のため来島。

(七) 指定商社現地取引委員会が設置された。
指定商の出張員代表者と現地において取り引きについての話し合いができるようになった。

(八) ゆり組合事務局長に国頭末川曠氏を採用した。

(九) ゆり関係功労者として伊地知季良氏が表彰された。

二十三　昭和四十三年（一九六八）

(一) 一月十八・十九日、鹿児島市自治会館においてゆり生産販売改善協議会開催。
1、腐敗病防止についての話し合い。
異常低温のため超促成栽培で不発芽が多く、切り花産地にめいわくをかけたが、腐敗はなかった。
2、ゆり根の取り引き価格は前年と同価格に決定した。
3、検査規格の改正（単位センチ）

	（旧）	（新）
㈫	一五～一六	一五～一六
㈬	一六～一七	一六～一八
五	一七～一九	一八～二〇
六	一九～二二	二〇～二二
七	二二～二五	二二～二五
八	二五以上	

(二) 国立園芸試験場久留米支場において育成されたゆり品種一一系統をゆり組合で委託試験を実施した。

(三) 十一月四日中央公民館において、ゆり組合総会開催。
ゆりの切り花出荷が問題となった。

(四) ゆりの生育が遅れているため、取り引きを六月五日から七月十日までと決めた。

(五) 欧州花卉園芸においてエラブゆりの状況調査視察のため、元農業試験場長原田哲治先生と組合長武田恵喜光氏、末川白秋氏、山田三十茂氏が欧州視察をした。

(六) 門司植物防疫所国内課防疫管理官児島司忠技官（現名古屋植物防疫所所長）がゆり栽培地検査指導のため御来島。全島のゆり栽培状況を調査指導された。

二十四　昭和四十四年（一九六九）

(一) 一月二十二・二十三日、鹿児島市自治会館において永良部ゆり生産販売改善協議会開催。
農林省野尻勲課長補佐が出席。

(二) 申し合わせ確認事項
1、永良部ゆりの新規格の採用について。
今後の販売の拡大合理的生産を図るため新規格を採用することに決定した。単位センチ。

㈫	一五～一六	二〇～二二
㈬	一六～一八	二二～二五
五	一八～二〇	二五以上

2、取引規約第三項及び売買契約第六条中の三パーセントの解除について。

ケース当たり三パーセントとする件については、組合としては改める必要はないとし取引規約のとおりとする。

3、不良球防止を図るため、出荷者の氏名を明示することによって末端まで指導の徹底を期する。

4、下㈱の出荷については、指定商社組合で検討した結果不要であるとのことで決定した。

5、不測の事故による損失発生の場合指定商社および産地組合においてその責任を折半する件。

どのような事故が予想されるかわからないが、事故が生じた場合は双方で協議することを確認した。

6、指定商社すり込みマーク再登録について。

一社マークとする。双方とも合意決定した。

7、新規格に対する新価格について。

生産費の上昇を若干でも補っていくこと。

8、取り引き期間について。

六月一日から七月十日までの四十日間とする。

ゆりの生育状況によって、永良部ゆり組合と指定商社組合の話し合いによって決定する。

9、手形取り引きについて。

取り引き近代化の方向として手形取り引きを採用することとし、その割合は現金供託七十パーセント、手形供託三十パーセントとするが全額現金供託でもよい。

ア、手形の決済期日は七月末日までとする。

イ、手形を切る場合は永良部ゆり生産出荷組合長宛とする。

ウ、手形回数は商社の実情によるが、できるだけ回数を少なくしていく。

(三) 城山品種の圃場が不合格になったため、来年度から枝培を中止することになった。

(四) ゆり終了祝いを沖永良部空港において全島の生産者大会をかねて開催することになり、商社別に余興を一題ずつ出演することになった。全島から生産者が集まり飛行場の駐車場は人でうずまり盛大で有意義な催しであった。

(五) 本年度ゆり取り引き価格（円）

規格	㈱	㈮	五	六	七	八
単価円	五・三〇	六・五〇	八・四〇	九・九〇	一三・四〇	一五・四〇
上昇額	○・二〇	○・七〇	○・七〇	○・四〇	○・四〇	○・四〇

(六) 鹿児島花卉種苗会社不渡り手形をだした。

(七) 鹿児島ヰセキ常務取締役西中園俊一氏の御高配によって松山農機株式会社の掘取機を導入し、それを基にして経済課三島義徳氏と西中園常務の共同研究製作でゆりの掘取機ができた。

(八) ゆり球根検査員不足のため検査能率があがらずこまっていたので、西中園俊一氏と三島義徳氏が共同研究し選別機を作った。

これを基にしてクランク式、チェーン式等の選別機が改良され、里芋・ニンニク・フリージアなど園芸作物の選別にも大いに活用されている。

(九) 門司植物防疫所国内課防疫管理官（現名古屋植物防疫所長）児島司忠技官がゆり栽培地検査指導啓蒙のため来島、病害虫防除の徹底を期した。

二十五　昭和四十五年（一九七〇）

(一) 一月十二・十七日、鹿児島市自治会館において永良部ゆり生産販売改善協議会開催。

1、協議事項

ア、左記の二社については双方協議の結果指定商を取り消すことに合意決定した。

○　鹿児島園芸株式会社

○　東京園芸株式会社

イ、指定商社と関係集荷責任者の再確認について。

昭和四十五年一月十六日の協議会において指定商社十六社、指定集荷責任者四十名、出先責任者十名を確認した。

ウ、サービス球の取り扱いについて。

商社側の要望によって、サービス球は別箱に荷造りするよう合意決定した。

エ、下小球および五寸二頭球の規格を設定し、佐伯三〇号を除いて商社の要望する品種について取り引きする。その場合補償の対象にはしない。五寸二頭球は商品価値がないとのことで取り引きしない商社もあった。

オ、供託金は現金七十パーセント、手形三十パーセントとし、手形の決済期日は七月末日とする。ただし、銀行の信用調査を実施し、その結果によっ

ては全額現金供託をお願いすることもある。

カ、規格別価格

規格	サイズ（cm）	一箱当詰数（旧）（新）	旧価格(円) 新価格(円)
小下	一四～一五	四三〇―五〇〇	五・九五―五・九五
(小)	一五～一六	三五〇―四〇〇	七・一〇―七・四〇
(五)	一六～一八	二八〇―三二〇	八・七〇―九・一〇
五	一八～二〇	二二六―二五二	一〇・九〇―一一・四〇
六	二〇～二二	一六〇―一九二	一三・一〇―一三・四五
七	二二～二五	一四〇―一六八	一六・九〇―一六・九〇
八	二五以上	一〇〇―一〇〇	一九・四〇―一九・四〇

キ、春光園を指定商として指定することについて、現在の十六指定商社で取り引きしていることを原則とし、このことについては三月の指定商社組合の総会で意向をまとめ永良部ゆり組合長に連絡する。

一月十七日、(甲)永良部ゆり生産出荷組合長武田恵喜光、(乙)水良部ゆり根指定商組合長佐伯登、立合人鹿児島県庁果樹園芸課長湯地信夫

(二) 沖永良部観光と物産展開催。

日時　四月二十一日～二十六日

場所　鹿児島市山形屋六階催場と七階三号室

主催　和泊町・知名町・南日本新聞社・東亜国内航空株式会社

後援　鹿児島沖州会・鹿児島郵船株式会社・大島運輸株式会社

「写真コーナー」

1、観光映画　永良部の海、自然のアルバム他。

2、観光写真コーナー　昇竜洞・水連洞・大山・田皆岬・アバの滝・その他。

3、西郷南洲と沖永良部島コーナー

4、農産物の展示即売コーナー

永良部ゆり九百本、クロトン四千本、ソテツ・トラノオ二千六百株、フリージア球根千五百六十袋・ヤジ豆・田芋四百キロ、パパイア漬・豆腐の漬物、エビ・カメの剥製、ヤドカリ、熱帯魚、民芸品などを販売した。

5、永良部茶屋コーナーでは、永良部紅茶に永良部銘菓、サニ餅・田芋・ユキミシなどを出した。鹿児島沖州会婦人部も応援したので、好評を博し盛況だった。

6、永良部の踊りは七階三号室で次の日程で行われ盛況だった。

二十一日　鹿児島沖州会婦人部の出演

二十二日　知名町婦人部の出演

二十三日　和泊舞踊同好会の出演

7、特に鹿児島沖州会婦人部の活躍と、関係各位の協力によって、沖永良部観光・物産展は盛況裡に終了した。

(三) 四月五日、神奈川県大船フラワーセンター園長清水基夫先生の案内で、アメリカミネソタ大学の教授でテッポウゆりの研究家ウィルキンス博士がゆり調査のため来島、全島を案内した。ゆり畑や山野に咲き乱れているゆりの花を見て、ウィルキンス博士はワンダフル・ワンダフルの連発で非常に喜んだ。

(四) 四月十六日、横浜新井清太郎社長の案内で、ニューヨーク市グラック社長ベツン氏と米国在住二世吉田氏がゆり圃場調査のため来島した。

(五) 国立園芸試験場久留米支場長大和茂八氏と久留米市場理事山下太弼氏がゆり・フリージア等輸送園芸の調査指導のため来島、種々指導があった。

(六) ホイルトラクター用の掘取機が、国分市西中園商事社長西中薗俊一氏と松山農機開発部長西尾和実氏と経済課三島義徳氏三者の、なみなみならぬ研究努力によって完成した。ここに、三島の姓を取って美島号と命名、実用化することになった。

二十六　昭和四十六年（一九七一）

(一) 一月十九・二十日、鹿児島市自治会館において永良部ゆり生産販売改善協議会開催。

(二) 申し合わせ確認事項。

1、取り引き規格の改定について。

ゆりの取り引きを単純化し、業務の能率化を図るため従来の球根取り引きをケース（箱）単位に改め取り引き規格と価格を次のとおり決定した。

2、取り引きと価格

規格	サイズ(cm)	一箱詰数	価格(円)
L	二二	一四〇	二、九〇〇
M	一八～二二	二二四	三、三五〇
S	一五～一八	三六〇	三、六〇〇
SS	一四～一五	五〇〇	三、二〇〇

辻義男

(三) 門司植物防疫所所長川崎倫一氏がゆり栽培状況、ミカンコミバエ防除指導調査のため来島。

(四) 市来政敏氏顕彰碑建設

場所　和泊南原（ーバル）市来氏の旧家に近い県道側にゆり組合と寄付金によって建立した。

碑文表面　エラブユリ守りの親、市来政敏之碑

元鹿児島県知事金丸三郎書

裏面　市来政敏は明治二十年和泊字に生まれた。エラブユリ栽培に全生命をかけ、大東亜戦争の悪条件下で球根を死守し、百合生産の土台をつくった。

昭和四十六年十一月建立　永良部ユリ生産出荷組合

(五) ホイルトラクター用ゆり掘取機とゆりの選別機の実演検討会開催。

国分市西中薗俊一社長と長野県松山農機株式会社西尾和実開発部長・同九州出張所長緒方昭二氏が来島し、検討の結果、改良すれば実用化できるとの生産者・関係者の好評をいただいたので実用化にふみきった。

今日までは炎天下一鍬（くわ）一株の掘り起しであったのでホイルトラクターによるゆりの収穫作業ができるよう

3、軸抜球および脱リン球の取り扱いについて。

生産ならびに選別の機械化に伴い、軸抜球ならびに脱リンペン球の取り扱いについて次のとおり申し合わせ、合意決定した。

ア、圃場検査に合格した球根で軸抜を生じた場合合格球として取り扱うこと。

イ、球根の外側のリンペンが脱リンした程度の球根は合格球として取り扱うこと。

4、各商社ごとの必要数量の把握について。

ゆり根栽培地検査申請書を勘案して、各商社が永良部ゆり根生産出荷組合に対して、できるだけ早い時期に報告すること。

5、価格の据え置きについて。

昭和四十六年に決定した価格をもって昭和四十七年度も取り引き価格とすることに双方合意した。

前記の通り申し合わせた。

昭和四十六年　甲、永良部ゆり根生産販売組合長

武田恵喜光

乙、永良部ゆり指定商組合長佐伯登

立合人、鹿児島県庁園芸蚕糸課長補佐

になったのは栽培改善省力化の大きな革命である。これにより生産も伸びた。昭和五十九年までに掘取機三百台が導入使用されている。

このことは、三者の共同研究の賜（たまもの）である。完成まで数年の間幾度本島に足を運び指導された西尾和実開発部長・緒方昭二所長・西中園俊一社長に深甚の謝意を表したい。

(六) 鹿児島県経済連において、ゆり取り引きについての話し合いをもった。ゆり組合代表として和泊町農協長平新利氏と知名町農協長松村秀熊氏と喜井利一氏が派遣され、鹿児島県経済連の塚越参事と本山部長・吉里課長・松本係とゆり取り引きについて話し合い、県経済連側は全販連を通して取り引きをしてみたいとの意向であった。

(七) 指定商社側からは経済連を指定しないようにとの要望があった。商社組合は認めなくてもゆり組合は経済連を指定したいと説明し、経済連を認めるように検討してもらいたいと発言した。商社側はそこまで十分協議してないので時間をかしてもらいたいとの事で二十二日午前九時から鹿児島市消防会館で再会することにして散会した。

(八) 農林省指定試験事業、輸出向けテッポウゆり品種育成試験、沖永良部試験圃を鹿児島県農業試験場が担当することになり、和泊町長武田恵喜光組合長の圃場で実施することになった。

(九) 干害対策協議会のため県園芸課長補佐今村正雄氏が来島し、協議会を開催して指導の徹底を申し合わせた。

(十) ゆりの功労者として小林正芳主任研究員と三島義徳氏が農業祭において表彰された。

二十七　昭和四十七年（一九七二）

(一) 一月二十二日　鹿児島県消防会館において永良部ゆり根生産販売対策協議会開催。

(二) 申し合わせ事項。

1、鹿児島県経済連を指定商社として指定する事について双方合意決定した。

2、鹿児島県経済連の取り扱い数量については総販売量の十パーセントとすることを双方合意決定した。

3、鹿児島県経済連の取り扱い荷造りならびに集荷方法については、現在指定されている集荷責任者に

よって集荷荷造りすることに決定した。

4、取り引き価格については、昭和四十六年価格をもって四十七年度取り引き価格とする。

(三) 永良部ゆり根生産出荷組合役員改選。

組合長　武田恵喜光

副組合長　福峯哲麿・森山繁・末川寅吉

監事　町田充・田原義照

生産者代表　東文男・福山道澄・大山大元・中村徳男・森島吉・末川恵三・名越義忠

集荷責任者代表　山田三十茂・福島辰夫・関根直綱・末川白秋・佐々木敦・川上曽一郎・林茂彰

(四) 四十七年花弁モデル集団産地育成事業実施

場所　知名町西部地区（田皆）

生産出荷近代化施設整備計画

○集出荷施設一棟二百六十四平方メートル

○掘取機四台

○土壌消毒機二台

○選別機二台

○コンベヤ六台

○事業費計二二、〇六八、〇〇〇万で実施

(五) 二月十四日県経済連本山部長と古里課長来島。県経済連の今期ゆり取り引きについて協議会がもたれた。

(六) 東京銀座ソニービル玄関前の展示場においてゆりの展示を行い、沖永良部と永良部ゆりの宣伝を行った。（ゆり組合と東亜国内航空共催）。展示にさいしては、佐伯農園の協力を得、組合から町田充氏を派遣して栽培展示にあたった。

(七) 四月十一日、神奈川県湯河原において、商社代表と永良部ゆり組合代表が取り引きについて協議会を開催した。

(八) 農林省植物防疫課長福田秀夫氏と課長補佐小畑泳志氏来島、ゆり栽培状況ならびに栽培地検査状況を調査指導した。

本省の課長が来島したのは初めてである。

(九) 第一園芸株式会社社長佐藤正司氏が来島。山田三十茂集荷責任者の主催で全島の山田組合総会を開催し、生産意欲を盛り上げ、優良品の生産等申し合わせ有意義な会であった。これが生産グループの全島の集まりの初めである。

二十八　昭和四十八年（一九七三）

(一) 一月十九・二十日　鹿児島市自治会館において、永良部ゆり生産販売改善協議会開催。

(二) 協議事項

1、ひのもとのLサイズの取り引き期間について。

Lサイズの取り引き期間は取り引き開始後二十日間とするが、その時の生育状況により現地において双方協議のうえ十五日間とすることもある。

2、永良部ゆり生産出荷組合検査要綱の改訂について。

「再芽の場合は芯の健全なものは認める」を「再芽の場合はサイズにかなう健全な発芽芯のあるものは認める」に改める。

3、アウトサイダーの取り扱いについて。

今後商社はアウトサイダーとの取り引きは絶対にしないことを確約する。これに反した場合は別途に定めるところにより措置するものとする。

4、容器の改善について。

双方開発改善につとめ四十八年度は試験的に実施する。

5、従来合格証紙を貼付（てんぷ）していたが、ゴムのスタンプに改善する。なお規格は直径七・二センチ円形のものとし事務局案のとおりとする。

6、出荷規格は次のとおり改める。（単位センチ）

「栽培地検査合格証之印」

規格	現サイズ	改訂サイズ
SS	一四～一五	一四～一五
S	一五～一八	一五～一九
M	一八～二二	一九～二二
L	二二以上	二二以上

7、ひのもとのウィルスについては、今後十分指導を徹底することとするが、万一被害を生じた場合の補償についてはアウトサイダーの球根を指定商が取り扱わなかった時点で双方協議の上善処する。

8、昭和四十八年度価格　（一箱当たり・円）

規格	SS	S	M	L
価格	三、二〇〇	三、九〇〇	三、四五〇	二、五〇〇

9、その他

生産出荷組合はスリップスと腐敗球、扁平球の厳選とウィルスについて指導を徹底し、今後は遺憾の

ないよう品質の向上と対策に努力する。
永良部ゆり生産出荷組合長　武田恵喜光
指定商組合長　吉田俊雄代理
立合人鹿児島園芸課長補佐　徳重那雄

(三) 永良部ゆり生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項

1、知名町農協のゆり根取り扱いについて。
知名町農協のゆり根取り扱いについては、県および県経済連の斡旋により永良部ゆり生産出荷組合に一本化する方向で進めることにし、その合意を得た場合には指定商社組合は知名町農協生産グループのゆりも組合同等の取り引きをすることを確約する。

2、規格別詰め数

		SS	S	M	L
現行	五〇〇	三六〇～三一〇	二三四	一四〇	
改定	五〇〇	三四〇	二三〇	一四〇	

3、取り引きの時期は原則として毎年六月一日から開始する。

4、殿下種の生産については、原則として淘汰することにして商社の要望する生産量だけ認める。

5、指定商組合の圃場調査は双方話し合いのうえ永良部ゆり生産出荷組合および関係者合同で効率的に実施する。

(四) 四十八年度から知名町農協がゆりの集荷荷造りを始め県経済連と取り引きをすることになった。

(五) 四十八年花卉集団産地育成事業実施（現農協埋立地集荷場）

事業　原種圃・採種圃設置、土壌消毒機二台
　　掘取機一〇台
集出荷施設　一棟五〇一・六㎡　選別機一セット
　　自動梱包機一台
国の補助金　一三、二九三、〇〇〇円
県の補助金　六、六四五、〇〇〇円
町負担金　一二、九三五、〇〇〇円
その他　七、〇〇七、〇〇〇円
計　三九、八八〇、〇〇〇円
場所　埋立地の農協敷地に建設

(六) 和泊町青年団主催によって第一回永良部ゆり祭り開催。青年団長本部忠孝氏・産業部長福山峯之氏が中心になって計画実施した。

1、ゆりの花を南洲神社境内に展示、品評会開催。
2、ゆりの花車で町内一周パレード
3、南州神社境内で全町踊り大会等盛大であった。

(七) 第二十二回全国花卉生産者大会が名古屋において開催され、花卉功労者として組合長武田恵喜光氏が表彰された。

(八) 和泊港に三千トン級の船が接岸出来るようになり、球根輸送船積みに非常に便利になった。

(九) 検査員日当、検査長二千五百円、副検査長二千四百円、球根検査員二千四百円と決まった。

二十九　昭和四十九年（一九七四）

(一) 永良部ゆり生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項（四月三日、鹿児島市自治会館）

1、昭和四十九年度ゆり根取り引き価格（一箱当たり・円）

規格	SS	S	M	L
生産者価格	二、六〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、五〇〇

2、ゆり代金供託について
指定商は必要量にともなうゆり代金ならびに荷造経費を取り引き三日前までに現金五十パーセント、約束手形五十パーセントを組合に供託するものとする。ただし、金融引き締めが正常にもどった場合は従来の比率（現金七十パーセント、約束手形三十パーセント）にするものとする。

3、約束手形の決済期日は八月二十日までとする。

4、荷造経費については次のとおりとする。（円）

規格	SS	S	M	L
荷造経費	一、六二五	一、五七五	一、五二五	一、四七五

(二) 四十八年度花卉集団産地育成事業の調査のため、農林省果樹園芸課花卉係長鈴木司農林技官と西村正己係長が来島、種々指導があった。

(三) 集荷所は四十八年十月以降石油ショックのため物価が高騰し、現在の設計では落札できず、県庁・九州農務局と話し合いの結果中二階をカットし設計変更で許可を得て落札した。

(四) 四十九年花卉集団育成事業
原種圃　六ヘクタール、土壌消毒機三台、掘取機十台、冷蔵施設　一棟一八一・四四平方メートル
電子計算機一台を導入
国補助金　一二、八一〇、〇〇〇円

県補助金　六、八〇五、〇〇〇円
町負担金　一〇、一八〇、〇〇〇円
その他　九、〇三五、〇〇〇円
計　三八、八三〇、〇〇〇円

(五) 第一園芸株式会社の集荷責任者山田三十茂氏が和泊の埋め立て地シーワールド横山田倉庫においてゆりの輸出検査を実施し、門司植物防疫所国際課長平田亨氏が入庫検査、輸出検査を実施した。これが永良部での輸出荷造りと輸出検査の初めである。品質・鮮度も良かった。

(六) 永良部ゆり根生産出荷組合の役員改選

組合長　武田恵喜光
副組合長　福山道澄・森山繁・末川寅吉
監事　東文男・町田充
生産者代表　新屋喜助・福島源友・名越義忠・福山道澄・東文男・田原義照・碩森常・中村徳男
集荷責任者代表　末川白秋・竿田吉秀・末川寅吉・山田三十茂・町田充・佐々木敦・中屋利秀・関根直綱

以上が決まった。

三十　昭和五十年（一九七五）

(一) 永良部ゆり根生産販売改善協議会開催

場所　隼人町日当山温泉ねむの湯荘

1、申し合わせ確認事項

昭和五十年度ゆり根価格決定。（一箱当たり・円）

	SS	S	M	L
生産者価格	二、七三〇	三、五七〇	三、二五五	二、六二五
取引価格	四、三七五	五、一六五	四、八〇〇	四、二二〇

2、ゆり代金供託については昨年どおりとする（現金五十パーセント・約束手形五十パーセント）。約束手形の決済期日は八月三十日までとする。

3、ゆり取り引き時期についてはゆりの生育状況およびその他の情勢等を勘案し、取り引き前に現地で双方話し合いの上決定する。

前記のとおり申し合わせたことを確認する。

(二) ゆりの生育は良好で、取り引きは六月一日から七月十七日までとなっていたが、取り引き中に雨が多く収穫が遅れたので七日延びた。多雨のため腐敗球が三百

万球くらい出た。ゆりは不足だった。

(三) さとうきびの価格が一トン当たり一万五千円に上昇したので、ゆりの生産意欲が減退した。

(四) 九州農政局花卉係長佐伯昭彦技官が花卉集団産地育成事業の調査のため来島。

(五) 知名町農協の取り扱いゆり四千箱が残った。

(六) アウトサイダーができたため価格協議会が難航した。

(七) 和泊町役場とゆり組合が共同で原種圃・採種圃を設置し優良種球の生産に努めた。

面積　四十五・六ヘクタール　事業費　二百二十八万円

(八) 福岡県園芸試験場花卉研究室長松川時晴農学博士と県農試小林正芳技官を招聘（しょうへい）し講習会を開催した。

(九) 永良部ゆり生産出荷組合長から、永良部ゆりの振興に功績のあった松川博士に感謝状を贈呈した。

(十) ゆりの掘取機・選別機の完成、省力化等に種々功績のあった西中園俊一社長に表彰状を贈呈した。

三十一　昭和五十一年（一九七六）

(一) 永良部ゆり根生産販売改善協議会開催（一月二十三日、鹿児島市城山共済会館）。

1、申し合わせ事項

ア、ゆりの取り引き価格（一箱当たり・円）

規格	SS	S	M	L
取引価格	五、九二五	七、〇六五	六、八〇〇	五、二二〇
積立金	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費	一、八七五	一、八二五	一、七七五	一、七二五
生産者価格	四、〇三〇	五、二二〇	五、〇〇五	三、三七五

イ、ジョージア種の生産対策について。

○　価格差は設定しない。

○　必要とする商社は、各グループごとに計画的に生産させるよう努力する。

ウ、手形決済について

手形の割合および決済期日は前年どおりとし、現金五十パーセント、約束手形五十パーセント、決済期日は八月三十日までとする。

エ、早掘奨励金については設定しないが、双方協力し計画的に集荷につとめる。

オ、ゆり根の品質改善対策について。
　良質球根の生産をはかるため栽培管理の徹底と圃場検査および球根検査を厳重に実施する。特に腐敗のおそれのある圃場および球根については、あらかじめこれをチェックして再検査をしたうえで健全な球根の出荷に万全を期す。
カ、乱売防止について
　乱売を防止するために取引規約を厳守することを基本とし、商社・集荷責任者・生産者の団結を固くしてこれにあたる。
　アウトサイダーに対しては毅然たる態度で臨み、組合に加入するものについては組合員として同様の取り扱いをする。
キ、協議会開催について。
　協議会の開催場所は沖永良部、または鹿児島市および指定商組合の所在する場所で、事前に双方協議のうえ決定する。
ク、山本定利氏検査長に就任。
　前記のとおり申し合わせ、確認した。

三十二　昭和五十二年（一九七七）

(一)　一月二十六日、和泊シーワールドホテルにおいて、昭和五十二年度産永良部ゆり球根生産販売改善協議会が開催された。

(二)　申し合わせ事項

1、永良部ゆり根指定商社は次のとおりとする。

新井清太郎商店　　佐伯農園
タキイ種苗株式会社　　角農園
大和農園園芸部　　鹿児島園芸
大和農園外国部　　館山農園
中村農園　　高木商会
植木株式会社　　春光園
養香園株式会社　　第一園芸株式会社
福花園種苗株式会社
以上十五社

2、指定商は永良部ゆりの生産および流通等、永良部ゆりの振興に対し積極的であること。

3、永良部ゆり取り引き規約を厳守すること。

4、ゆり球根の生産者価格については、沖永良部島における他作物とのバランスのとれた価格であること。

5、永良部ゆり指定商社の指定はフリージアも含めたものとする。

6、ジョージア種の増産については、前向きの方向で検討していくこと。

7、指定商社組合は一本化が望ましいが、今後両グループ間における諸問題が産地に波及しないこと。

8、供託金の割合および決済期日は前向きで検討していくことにする。

9、永良部ゆりの取り引き規約は双方合意の上で決定した。

10、永良部ゆりの売買契約は双方合意の上で決定した。

11、次の協議会の開催について。
　ゆりの価格協議会は四月上旬鹿児島市で開催する。
　右記のとおり申し合わせたことを確認し決定する。

(三)　沖永良部ゆり生産出荷組合球根取り引き規約改正

1、沖永良部ゆり球根価格の決定

2、永良部ゆり取り引き条件

ア、荷渡場所　沖永良部両港岸壁渡しとする。

イ、代金供託取り引き　商社は必要量に伴う代金ならびに荷造経費を取り引き前三日までに現金五十パーセント、約束手形五十パーセントで組合に供託するものとする。

ウ、ゆり取り引き開始は、ゆりの生育状況およびその他の情勢を勘案し取り引き出荷については現地で双方話し合いのうえ定める。

3、出荷ゆりのクレーム取り扱いについては、品質不良または規格外品は取り引き終了後十日までの期間内において双方話し合いのうえ処理する。
　その負担割合はその都度関係者で協議決定する。

4、圃場検査および球根検査

ア、永良部ゆり生産出荷組合は出荷を目的としたゆり圃場の栽培検査を植物防疫所に申請し圃場検査を受けなければならない。

イ、圃場検査申請を組合に提出するときは、必ず指定商社ならびに集荷責任者を記入する。ただし、一品種一集荷責任者に限定する。

ウ、栽培地検査に合格しない圃場の球根は球根検査

を受けることはできない。

エ、球根検査を受けないゆり根は出荷販売することはできない。

オ、指定商社および産地検査員が病害等で出荷不適格と認め生産出荷組合に報告された球根については、生産出荷組合はその詳細を指定商組合に通知するとともに出荷をさしとめることとする。

5、過剰球の補償

ア、過剰球は各商社別の補償とする。

イ、補償の対象は栽培地検査合格球の範囲内とする。

ウ、一斉検査については、取り引き状況により委員会でその日程を決定する。

エ、過剰球の保管球は球根検査後十五日を過ぎた場合は再検査して受け渡しするものとする。

6、流通機構について

ア、組合は取り引き商社ならびに集荷責任者を指定するものとする。

イ、指定商社は一定規模の能力・取り引き経験の度合・取り引き量・種苗商等を勘案して選定する。ただし、指定期間は三ヵ年とする。

ウ、指定商社および集荷責任者以外の取り引きはできない。

エ、今後新たに集荷責任者を認めるには、一定の規模能力等勘案し組合役員、集荷責任者合同審議の上決定する。この場合、事前において取り引き商社の了解をうるものとする。

オ、指定商社、指定集荷責任者は名儀を貸借することはできない。

カ、指定商社は組合と取り引き売買契約書を締結するものとする。

キ、組合員は取り引き規約を守り、指定商社、指定集荷責任者にめいわくをかけてはならない。

7、集荷および集荷方法

ア、ゆりの集荷にあたっては、組合の諸規約を守り正規の取り引きを行わなければならない。

イ、現金買い、または組合の規約に違反して集荷してはならない。

ウ、集荷に際しては、他の集荷責任者にめいわくをかけてはならない。

エ、過不足を生じた場合は、組合の斡旋(あっせん)をうけるか、または集荷責任者間でゆずりあうものとする。

オ、集荷責任者がゆり根を出荷するときは、必ず出荷申請書を組合に提出しなければならない。

カ、組合の合格印をおしてないゆり根は、島外に移出することはできない。

8、永良部ゆりの乱売防止および罰則。

ア、組合は、取り引き規約に違反した商社・集荷責任者は直ちに指定を取り消すものとする。

イ、指定取り消しを受けた商社・集荷責任者は、いかなる理由があっても復元を認めない。

ウ、取り消し処分を受けた商社・集荷責任者関係のゆり根は、組合の責任において処理し生産者にめいわくをかけない。

(四)　昭和五十二年沖永良部ゆり価格協議会開催（四月六日、鹿児島市自治会館）

1、昭和五十二年度ゆり協定価格ならびに経費（円）

記号	SS	S	M	L
取引価格	七、五〇〇	八、九〇〇	七、五〇〇	六、五〇〇
荷造経費	二、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇
積立金	二〇	二〇	二〇	二〇

生産者価格	五、四八〇	六、九三〇	六、五八〇	四、六三〇
組合運営費	一〇〇	八五	七七	五六
一球生産手取価格	一〇・七六	二〇・一三	二九・五六	三二・六八

2、ゆり代金供託について

ゆり代金の供託は、現金五十パーセント、約束手形五十パーセントとし約束手形の決済期日は八月三十日とする。

3、ジョージア種について

ジョージア種に対する生産奨励金は昭和五十三年度産から生産者価格の十パーセントアップとする。

前記のとおり申し合わせたことを確認し決定する。

(五)　花卉集団産地育成事業テッポウゆり優良原母本圃設置、委託面積五十ヘクタール　事業費六百万円

(六)　腐敗球が多かったので、ゆり組合から関東地区（埼玉・千葉等）に副組合長末川寅吉氏と山下忠弘課長補佐を派遣、関西・四国・九州地区に泉貞吉・東一徹委員と平豊事務局長を派遣し調査させた。

三十三　昭和五十三年（一九七八）

(一)　二月二十七日、神戸市神戸ホテルで、永良部ゆり根生産販売改善協議会開催。

1、商社側提案事項

ア、五十二年産出荷球根が腐敗とバイラス病発生のために大きな被害を受けた。温室生産者から商社は三十パーセントの補償を要求されている。沖永良部ゆり組合も補償球の半分は責任を負わないと五十三年産ゆりは売れない。

イ、輸出ゆりについてはドル安、円高の影響を強く受けている。五十三年ゆり価格は二十パーセント引き下げなければ、海外国内ともに注文は取れないと強い熊度であった。

2、沖永良部ゆり組合の対応

ア、五十二年出荷球にバイラス病が多く発生したことには道義的責任は感じるが、取り引き確認事項規約違反であり補償に応ずることはできない。

イ、ドル安、円高の影響はわかるが、価格引き下げの件には応じられない。

ウ、双方平行線のまま二十八日午前一時三十分協議会を打ち切り、四月上旬沖永良部において再開することを決め散会した。

(二)　昭和五十三年五月十八日、和泊シーワールドホテルにおいて永良部ゆり価格協議会再開。

1、申し合わせ確認事項

昭和五十三年産ゆり球根価格は、ひのもと種とジョージア種の価格の二本立てにし、次のとおりとする。

〈ひのもと取り引き価格〉〈ジョージア取り引き価格〉

	SS	S	M	L
ひのもと	七、二五〇	八、四〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇
ジョージア		八、七二〇	八、三〇五	六、二一〇

2、ひのもと種諸経費差し引き手取り価格

規格	S	M	L
サイズ（cm）	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	三四〇	二二〇	一四〇
取引価格（円）	八、四〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇
積立金（円）	二〇	二〇	二〇
荷造経費（円）	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇
生産者価格（円）	六、〇八〇	六、〇〇三	四、〇七四
組合費（円）	八五	七七	五六
生産者手取価格（円）	六、三四五	六、〇〇三	四、〇七四

3、ジョージア種諸経費差し引き手取り価格

規格	SS	S	M	L
サイズ（cm）	一四～一五	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	五〇〇	三四〇	二二〇	一四〇
取引価格（円）	七、二五〇	八、七二〇	八、三〇五	六、二一〇
積立金（円）	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費（円）	二、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇
生産者価格（円）	五、二三〇	六、七五〇	六、三八五	四、三四〇
組合費（円）	一〇〇	八五	七七	五六
生産者手取価格（円）	五、一三〇	六、六六五	六、三〇八	四、二八四
一球取価格（円）	一〇	二〇	二九	三〇

4、ひのもとのSSは取り引き対象外とする。

5、積立運営費に一箱当たり十円を加え、その十円は品質向上振興費とする。

6、ジョージア種の生産奨励金として五十三年は生産額の五パーセントアップとする。ただし、五十四年以降は生産額の十パーセントアップとする。

7、計画生産のため、栽培契約を五十三年度植え付けから実施し栽培契約に対する取り引き価格については、毎年双方協議の上決定する。

8、取り引き開始時期は現地の気象条件およびゆり生育状況等を勘案し、六月十日からとする。

9、末川寅吉氏と喜井利一氏がゆり関係功労者として農業祭で表彰された。

10、永良部ゆり組合知名支部事務局長に河田兼彦氏就任。

三十四　昭和五十四年（一九七九）

(一)　昭和五十四年度ゆり取り引き価格および規格・諸経費・生産者手取り額

1、ジョージア種

規格	SS	S	M	L
サイズ（cm）	一四～一五	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	五〇〇	三四〇	二二〇	一四〇
取引価格（円）	七、五〇〇	八、九〇〇	八、五〇〇	六、五〇〇
積立金（円）	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費（円）	二、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇

生産者価格（円）	五、四八〇	六、九三〇	六、五八〇	四、六三〇
組合運営費（円）	一〇〇	八五	七七	五六
一球当手取価格（円）	一一	二〇	三〇	三二

2、ひのもと、その他の品種を含む。

規格	SS	S	M	L
サイズ（㎝）	一四～一五	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	五〇〇	三五〇	二二〇	一四〇
取引価格（円）	七、〇〇〇	八、四〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇
積立金（円）	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費（円）	二、〇〇〇	一、九五〇	一、九〇〇	一、八五〇
生産者価格（円）	四、九八〇	六、四三〇	六、〇八〇	四、一三〇
組合運営費（円）	一〇〇	八五	七七	五六
一球当手取価格（円）	一〇	一九	二九	二九

(二)　昭和五十四年度ゆり・フリージア価格協議会における申し合わせ確認事項（四月二十四、五日、鹿児島自治会館）

1、ゆり球根価格について

昭和五十四年度産ゆり球根価格は次のとおりとする。

前項(一)の1、2、取り引き価格参照。

○　ひのもとのSSも取り引き対象とする。

○　その他の品種の価格は、ひのもと種に準ずる。

2、不合格圃場の取り引きについて。

昭和五十五年度以降の植物防疫所による圃場検査で不合格となった圃場は廃耕する。

3、補償について。

五十三年度補償については個人別、グループ別に差があるので、組合立ち合いで商社ごとにグループと話し合って決める。

ア、ウィルス病

生産者別に確認できる圃場について五十パーセント以上発生している圃場を十一月と二月に集荷責任者と生産者に確認させたうえで補償額については相互話し合いできめる。

確認できないものについては補償しない。

輸出球については生産者別に確認でき、政府機関のレポートがあるものの補償については相互話し合いで決める。

イ、腐敗球については、岸壁渡し後十四日以内において生産者別着荷量の三パーセントを越えるものについて確認のうえ相互話し合いをもって補償を決めるものとする。また、大量に発生した場合は集荷責任者が確認のうえ同様な方法によって補償を決めるものとする。

4、取り引き開始時期は現地の気象条件およびゆりの生育状況等を勘案し後日取り決める。

5、フリージアの取り引き価格について。（単位・円）

規格	㊙	小	中	大
取引価格	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二二、〇〇〇	一六、〇〇〇

○　一箱当たりの容量については、正味二十六キログラム（出荷時）詰めとする。

三十五　昭和五十五年（一九八〇）

(一)　昭和五十五年度産ゆり球根生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項。（四月十六・十七日、鹿児島市自治会館）

1、ゆり球根価格について

昭和五十五年度産ゆり球根価格は次のとおりとする。

○ジョージア種（単位・円）

規格	SS	S	M	L
取引価格	九、一五〇	九、八〇〇	九、〇五〇	六、三五〇

○ひのもと種（単位・円）

規格	SS	S	M	L
取引価格	九、〇〇〇	九、五〇〇	八、七五〇	六、二〇〇

その他の品種の価格はひのもと種に準ずる。

2、一箱当たりのサイズ並に詰め数については従来どおりとする。

3、補償について。

取り引きした品目で万一不良品が発生した場合は、昭和五十四年度協議会において確約したとおりの方法で決めるものとする。

4、Lサイズ上限の規制

本年度については従来どおり取り引きし、五十六年度以降については改めて検討する。

5、供託金について。

従来どおりとする。

6、取り引き開始時期について。

取り引き開始時期は、現地においてゆりの生育状況や熟度等を勘案して決める。

(二)　昭和五十五年度えらぶゆり品種別販売実績表

	生産球数	生産箱数
ジョージア	一二、九七五、五〇〇	四五、四五一
ひのもと	一八、七二五、六四〇	六八、二八〇
えらぶの光	四三、〇六〇	一五九
佐伯40号	五八、九二〇	一九〇
植村青軸	五、五〇〇	一九

○和泊　八二、〇一九箱　一三二、六六〇、一四〇球
○知名　三三、〇八〇箱　九、一四八、四八〇球

(三)　昭和五十五年産ゆり取り引き価格および諸経費生産者手取り価格

1、ジョージア種

規格	SS	S	M	L
サイズ(㎝)	一四～一五	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	五〇〇	三五〇	二二〇	一四〇
取引価格(円)	九、一五〇	九、八〇〇	九、〇五〇	六、三五〇
積立金(円)	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費(円)	二、一五〇	二、一〇〇	二、〇五〇	二、〇〇〇
生産者価格(円)	六、九八〇	六、八〇〇	六、九八〇	四、三三〇
組合運営費(円)	一〇〇	八五	七七	五六

(四)　昭和五十五年産永良部ゆり反省検討会における申し合わせ確認事項(九月八日、和泊シーワールドホテル)

1、生産者は永良部ゆりの品質向上を図るため栽培基準を遵守する。

2、ウィルス病対策として親子リンペン繁殖と罹病株の早期抜き取りの徹底を図る。

3、腐敗球防止として腐敗球の出ない球根作りをする。もし腐敗球発生のおそれのある圃場については技連会の指導の下に処理する。

2、ひのもと種(その他の品種)

一手取球当価格(円)	一五	二二	三一	三一
規格	SS	S	M	L
サイズ(㎝)	一四～一五	一五～一九	一九～二二	二二以上
詰数	五〇〇	三四〇	二一〇	一四〇
取引価格(円)	九、〇〇〇	九、五〇〇	八、七五〇	六、二〇〇
積立金(円)	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費(円)	二、一五〇	二、一〇〇	二、〇五〇	二、〇〇〇
生産者価格(円)	六、八三〇	七、三八〇	六、六八〇	四、一八〇
組合運営費(円)	一〇〇	八五	七七	五六
一球手取額(円)	一四	二二	三〇	三〇

4、現在の永良部ゆり根指定商組合・新永良部ゆり根指定商組合、その他指定商社は統合一本化する。もし、規約に違反した場合は指定を取り消すものとする。

5、テッポウゆりの切り花については原則として勧めない。他品目の切り花栽培については商社も指導助言するものとする。

6、ひのもと種の生産量については、昭和五十五年産取り引き数量を原則とする。ただし各商社、集荷責任者間で決めるものとする。

7、ゆり取り引き時期については六月一日を原則とする。ただし、生育状況を観察して双方話し合いで決めるものとする。

8、フリージアの生産量については、商社、集荷責任者間で話し合って決めるものとする。

以上のことを申し合わせた事を確認する。

(五)　昭和五十五年花卉中核産地育成整備事業で、集出荷施設鉄筋コンクリート二階建て延三百五十二・八平方メートルとプレハブ冷蔵庫二十坪設置、事業費四千五百万円なり。

三十六　昭和五十六年（一九八一）

(一)　集出荷施設が設置されたので、永良部ゆり生産出荷組合と切花組合が合併して沖永良部花卉園芸組合を設立した。昭和五十六年四月一日事務所を和泊町手々知名一五五番地の集出荷施設に移転した。事務局長喜井利一・技術員田原宏・事務員和田幸子が発令になった。

(二)　昭和五十六年産ゆり根生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項（四月八・九日、鹿児島市自治会館）

1、ゆり球根価格について

昭和五十六年度産ゆり球根価格は次のとおりとする。

ジョージアの価格については、ひのもとと同一価格とする。ただし、為替ルートが好転しまた品質が向上した段階で従来どおりの価格差を考える。(円)

規格	SS	S	M	L
取引価格	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇	六、三〇〇

2、ウイルス病対策として、生産者側・商社側一体と

なってその根絶を期するものとする。

3、掘取前に生産者・集荷責任者・商社出張員による合同検査を実施し、完熟した圃場から掘り取るものとする。

4、指定商社は常に関係集出荷場の指導監督をする。

5、圃場の階級ごとの買い上げ価格に格差をつけることについては前向きに検討する。

6、木子球植え付け圃場の球根は取り引き対象外とする。

7、バイラス病の補償確認のための鹿児島県のしかるべき機関における検定および供託金の保留については今後検討する。

8、取り引き開始は六月一日を原則とするが熟度をみて現地において双方話し合って決める。

以上のことを申し合わせたことを確認する。

(三)　昭和五十六年度永良部ゆりジョージア種取り引き改善協議会における申し合わせ確認事項（七月十二日、シーワールドホテル）

1、昭和五十六年度の取り引き価格は四月に決定した価格であることを確認した。

2、供託金は決定価格によること。

3、残量球根を全部買うこと。

4、取り引きは組合員の生産による球根に限定し、組合員外の球根は買わないことを約束する。もし組合員外の球根を買った事実が生じた場合は全量を決定価格で精算するものとする。

5、今後の取り引きにおいては計画生産を前提として、今回のような事態は今後ないようにする。

6、今年に限りジョージアについては取り引き全量の十パーセントを奨励金として約束手形決済後生産組合から商社に還元する。

以上のことを申し合わせたことを確認する。

(四)　昭和五十六年度ゆり球根取り引き価格

1、ひのもと種（一箱当たり単位・円）

規格	SS	S	M	L
価格	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇	六、三〇〇
積立金	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費	二、一五〇	二、一〇〇	二、〇五〇	二、〇〇〇
生産者価格	六、九三〇	七、四八〇	六、七八〇	四、二八〇
組合運営費	一〇〇	八五	七七	五六

一球手取額	一四	二二	三〇	三〇

2、ジョージア種（一箱当たり単位・円）

規格	SS	S	M	M二頭球	L
取引価格	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇		六、三〇〇
奨励金	△九一〇	△九六〇	△八八五		△六三〇
差引支払額	八、一九〇	八、六四〇	七、九六五	七、二四〇	五、六七〇
積立金	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
荷造経費	一、六九五	一、六二〇	一、〇八〇	一、七六二	一、六八五
生産者額	六、四七五	七、〇〇〇	六、三三七	五、三八八	三、九六五
組合費	一〇〇	八五	七七	五六	七〇
一球手取額	一二	一二	二八	二七	二八

3、供託金は現金五十パーセント・約束手形五十パーセント

決算期日　八月三十日

4、組合員会費は一戸当たり千円

(五)　昭和五十六年度産永良部ゆり品種別販売実績表

	箱数	球数
ジョージア	五二、五三三	一三、七一八、八九〇
ひのもと	八三、八〇一	二〇、七五二、四二〇
計	一三六、三三四	三四、四七一、三一〇

和泊町	九二、二九〇	二三、九〇六、一一〇
知名町	四四、〇四四	一一、五六五、二〇〇
計	一三六、三三四	三四、四七一、三一〇

三十七　昭和五十七年（一九八二）

(一)　昭和五十七年度産ゆり球根生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項（六月一日、鹿児島市城山共済会館）

1、ゆり球根価格について。（一箱当たり単位・円）

	SS	S	M	L
ひのもと種	八、九〇〇	九、四〇〇	八、六五〇	六、一〇〇
ジョージア	八、一九〇	八、六四〇	七、九六五	五、六七〇

2、指定商社は割り当て数量の全量を引き取るものとする。

3、ウィルスの防除については、ゆり生産組合・指定商社ならびに鹿児島県が一体となってその絶滅を期するよう努力することとする。

4、ゆりの切り花については、極力これを抑制することとし、あくまでも球根産地として生産に努力する。

5、取り引き開始は六月五日とする。

6、軸抜け球根はすべて不合格とする。
7、二頭球については従来どおり二十センチ以上とするが、正常な形状を有するものであること。
上記のことを申し合わせ、確認した。

(二) 本年は第一回栽培地検査、第二回栽培地本検査に不合格となった圃場は全部廃耕すること。

(三) 商社と組合による合同圃場調査に不合格になった圃場も廃耕することになった。

(四) 生産状況

箱数	球数	代金（千円）
六六、八四一	一六、六四一、二〇〇	六八一、七〇〇

(五) 品質が低下したため、組合も生産者も総力をあげ、商社も一体となって品質向上のために一致協力した。病害虫の防除・バイラス株の抜取・不合格圃場の廃耕の徹底を図って、優良球根の生産に全力をあげて努力した結果、品質も良くなった。

(六) ゆりの無病球根メリクロン球を千球、協和醱酵工業株式会社から試作用として導入し植え付けた。
バイラスは全然発現しなかった。

三十八　昭和五十八年（一九八三）

(一) 昭和五十八年ゆり球根生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項(五月二十三日、鹿児島市吹上荘)

1、取り引き価格について
ジョージア種の振興対策と、ゆり球根取り引き価格の一本化を図るため次のとおり取り引き価格を定める。

○ジョージア種、五十七年度取り引き価格の五パーセントアップとする。

○ひのもと種、五十七年度取り引き価格に各サイズとも二百円プラスする。（一箱当たり単位・円）

規格	SS	S	M	M二頭
ひのもと種	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇	八、〇四五
ジョージア	八、六〇〇	九、一〇〇	八、三五〇	七、六〇〇

2、不良球根補償について
ウィルス病や不良球の防止対策には最善をつくし、双方その絶滅を期するよう努力するが、万一不良球がいちじるしく発生した場合、その確認が明確であるものについては集荷グループの責任において処理する。

3、取り引き時期について。
取り引き時期は六月六日から七月五日までの三十日間とする。
以上のとおり申し合わせ確認した。

4、ゆり取り引き価格および支払い価格
ア、ひのもと種（一箱当たり単価・円）

規格	SS	S	M	M二頭	L
取引価格	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇	八、〇四五	六、三〇〇
支払価格	八、九〇〇	九、四〇〇	八、六五〇	七、八六四	六、一〇〇

イ、ジョージア種（一箱当たり単位・円）

規格	SS	S	M	M二頭	L
取引価格	八、六〇〇	九、一〇〇	八、三五〇	七、六〇〇	六、〇〇〇
支払価格	八、九〇〇	九、四〇〇	八、六五〇	七、八六四	六、一〇〇

○ ひのもと種の価格二百円プラスをジョージア種に上乗して生産者に支払うことにし、品種の支払い価格の差額を是正した。

5、生産状況

生産者数	生産球数	販売代金
五四、二八九	一三、八三七、七〇八	四五〇、四八一、三五八

6、ゆり、メリクロン無病球根十万球一千万円導入し栽培した。商社別の取り引き数によって集荷グループごとに配布した。

三十九　昭和五十九年（一九八四）

(一) 昭和五十九年度産ゆり球根生産販売改善協議会における申し合わせ確認事項(五月十七日、鹿児島市自治会館)

1、ゆり取り引き価格（一箱当たり単位・円）

規格	SS	S	M	M二頭	L
価格	九、一〇〇	九、六〇〇	八、八五〇	八、〇四五	六、三〇〇

ひのもと・ジョージア種とも同一価格とし、一本化する。

2、不合格圃場の取り扱いについて。
原則的には廃耕とするが、六十年度以降指定商とその関係の集荷責任者において完全に隔離し、掘取後合格圃場品と混入させないようにして、価格差をつける方法で取り引きを行う。
ただし、クレームの対象品としては取り扱わないものとする。

3、取り引き時期について。

取り引き開始日は六月十日とし、七月十日までの三十日間とする。

以上のことを申し合わせたことを確認する。

(二) 永良部ゆり・フリージア優良種球対策協議会を設置して、優良種球の改良と品質の向上を図り生産販売を促進して、ゆり・フリージアの振興発展に寄与することになった。

生産者代表十一名、和泊・知名町経済課長、普及所で組織した。

(三) 協和発酵工業株式会社より、ジョージア十三万球、ひのもと種七万球を導入し、和泊十二万球、知名七万球を分配し栽培した。二千万円分である。

(四) メリクロン購入代金の負担割り当て

一球百円に対し、和泊町・知名町で三の五十円、残り1―2の五十円を生産者二十五円・集荷責任者十円・商社十五円の負担とする。

(五) ゆり生産販売実績（和泊町のみ）

品種名	出荷箱数	出荷球数	販売代金(円)
ジョージア	一八、八六六	三、一一一、五八〇	
ひのもと	三六、七八三	九、四九七、三四〇	
計	四五、六四九	一二、六八〇、九二〇	四二〇、三六三、五二七

(六) ゆりの品質も町・組合・商社・生産者の一丸となった努力によってしだいに良くなり、海外・国内における永良部ゆりばなれをだんだんと取り戻しつつある。今年は海外輸出用は不足ぎみであった。

(七) ここ六～七年ゆりの品質が悪かったため、米国には輸出していなかったが、新井清太郎商店が米国にも見本を送るようになった。

これが、戦後米国への輸出の始まりである。

(八) 農林省植物防疫法七十周年記念式典が東京農林年金会館であり、左記の感謝状が贈られた。

1、農林大臣から永良部ゆり生産出荷組合へ感謝状。

2、農林省園芸局長から、栽培地検査補助員としての功績にたいし左記の諸氏へ感謝状

和・村田行一氏、伊延・松田定矩氏、出花・竹下秀雄氏

3、農林省門司植物防疫所所長から左記の諸氏へ感謝状。

喜美留・平秀雄氏、西原・名越義忠氏、東盛清氏

○「ゆり事情」については沖永良部百合生産出荷組合の記録を中心に、島伊名重氏・島義智氏・花田吉浦氏・藤田定雄氏・鈴木一郎氏・新井清太郎商店・市来崎佐一郎氏・市来政興氏・伊地知季良氏・大里宮元氏・町田実彦氏・森山繁氏、その他の記録や話をきいてまとめた。

第十節　工・鉱業

一　鉄工所

奄美大島は終戦とともにアメリカの軍政下に入り本土から隔絶されたため、食糧品をはじめすべての生活物資は不足し島民は自給自足を余儀なくされた。本土で、または兵隊で技術を修得した人たちが帰郷し、かじ屋、鉄工所などの新設が目立った。主な鉄工所は次のとおりである。

向井鉄工所　和泊　　山田鉄工所　和泊
名村鉄工所　和泊　　梶原鉄工所
山本鉄工所　和泊

二　戦前戦後の澱粉（でんぷん）工場の概要

太平洋戦争に入り島の重要な換金作物であるゆり球根

が輸出禁止になった。和字出身の前久茂氏はゆり代金にかわり島を潤す換金作物はないかと考えた末、それは「年間通じて収穫できる甘藷を原料にした澱粉工場である」との結論に達し、直接農林省特産課に出向いて許可を取り、昭和十七年十三万円で建物機械の据え付けをして操業を開始した。当時年間処理量は甘藷八十万貫であった。また従業員も最盛期には八十名雇用していたとのことである。しかし戦争が激しくなり甘藷の植え付けが思うようにいかず原料不足をきたした。そこで沖永良部島に豊富にあるソテツの幹を原料にした澱粉工場に切り替えた。

澱粉の販売は和泊町産業組合（現農協）を通じて大島郡の連合会に納入し、販売は連合会が引き受けていた。島民はその澱粉を買って主として味噌をつくり、また焼酎の原料としても使用した。あまりおいしくはなかったが戦争中または終戦後の食糧不足の時代であり島の人々から喜ばれた。また極端に食糧事情の悪い大島本島の人たちには特に喜ばれた。終戦前後の食糧難時代の大島郡民に食糧を供給した功績は大きい。

第十一節　食糧事情

戦後の世相について赤地信氏は「知名町誌」で次のように述べている。

敗戦苦の波は、本土から我が大島郡にも押し寄せ、日を追うてひしひしと迫ってきた。食糧不足・衣類の不足・戦災による住家復旧・引き揚げ者の問題、次から次へとかつて経験しない難題が襲い、物資不足とインフレから来る闇取り引きは裏から裏を潜って横行し、あらゆる物の値段は今まで想像だにしなかった馬鹿値段に上昇し、持てる者はこの世を我が世と思うほどの富をほしいままにし、持たざる者、馬鹿正直者はそれこそ四苦八苦して一日一日の命をつなぐにきゅうきゅうとしている現状である。当時の物価を示せば次のとおりである。

籾（もみ）一俵は昭和十八年には十二円であったのが、二十年には五、六十円から百円・二百円と昇り、次に五百、八百、千円と騰貴し、二十一年・二十二年の五、六月ごろ

には三千円に売ったと豪語する者さえ出てきた。

砂糖は終戦となるや、一斤五十銭、一円、三円、五円、十円と上昇し、二十一年八月ごろは最高騰に達して一斤五十円、一樽六千五百円にまで上がった。二十三年九月の通り相場は一斤二十円。

牛肉は、一斤四十円～五十円。

豚肉は、一斤八十円～九十円（籾六升ないし七升と交換）

子牛（牝）、五、六千円から八千円台。

子豚は籾一俵。煙草は一斤七、八十円～百円。

焼酎は一升百円～二百円。卵は一個二円～二円五十銭。

すべての物価がこのような調子で、経済界は景気がよいと言うか、混乱というか、正常でなかった。

したがって人夫賃、大工賃も高騰して金銭よりも米を要求するようになった。人夫賃一日米一升、大工賃一日米二升、石工賃一日米三升。（これはいずれもまかなわれてのことである）

消費者には町から管理米の配給があるが、その量は二階から目薬で、まったくお話にならない。さらに消費者に対しては、アメリカの放出食料（メリケン粉・グリンピース・缶詰類）の配給があるが、それのみに頼って生活できる量ではない。衣類はすべてアメリカのストック品の配給で、世帯主、男女、長幼別に点数制の配給を行っていたが、配給といえば食糧・衣類、いずれも物のいかんを問わず競ってとる状態で、貧困な者は衣類を闇で流して食糧を求める者もいた。区長会の都度アメリカ配給品が渡り、それをもらって喜び合う態は、情けない日本人だと心の底でつぶやくのであったが致し方はなかった。メリケン粉の配給品で手打ちウドン作りを手伝ったことも、文数の大きい靴の配給を受けて我慢してはくより仕様がなかったことも、ラシャの洋服地の配給で飛びあがって喜んだことも思い出される。その手縫い洋服は今でも持っている。

心身ともにつかれ切った時代に教育は特に重点的に扱わねばならぬときであったが、背に腹はかえられぬので転職のやむなきに至った教育者も出た。ヤミ取り引き密航船は当時の流行語であった。教職員は出身地以外に転勤でもしようものなら食ってはいけなかった。米が一升百二十円で、校長の給料は三百五十円か高い方で、米三升も買えなかった。焼酎は皆自家製のものであり、原

料にはソテツの実を用いたのが多かった。

農作物の植え付け時期である昭和二十年三月一日から終戦の八月にかけての空襲によって農作業が思うようにできなかったことと、引き揚げ者が多く本島の人口が約二倍になったうえ、また昭和二十一年二月二日に奄美群島は日本本土より行政的に分離され米軍政下に置かれたため、本土からの食糧品や生活必需品も入らず、我が沖永良部島民は引き続き食糧難になやまされた。米軍から小麦粉・Kレーション（携帯食）・アスパラガス・ハッシー（肉と野菜のごった煮）・ベーコン等の配給はあったがそれは微々たるものであった。名瀬市に比べて農村には食糧の配給が少なかった。沖永良部島民は自給自足を余儀なくされ、からいもを主食として、ソテツの実や幹、海藻などを食べて生活した。

昭和二十二年から主として小麦粉が配給され、各家庭では「うどん」を作って腹の足しにした。生産面では米・麦・甘藷・粟（あわ）・タビオカ・豆類などの主食の増産に力が入れられ、さとうきびはやはり二次的なものになっていた。また冬野菜類は豊富に作られたが夏野菜は不足していた。

焼酎は昭和十九年徳之島の飛行場建設のため徴用された人たちがその製法を覚えて帰り、各家庭でつくるようになった。原料は米・麦・粟（あわ）・からいも・ソテツの実などが主であった。

煙草は沖永良部島と与論島は戦前・戦後を通じて専売制が布かれていなかったので、戦前から作られていた。終戦後は各家庭で作るようになり、品質が非常に良くてエラブ煙草の名声は高く、換金作物の一つであった。簡単な方法で巻煙草が作られたが巻煙草に使われる美濃白紙が全々手に入らず、巻煙草には辞典の紙がよく使われた。

製塩は沖永良部島の各地で行われており、特に稲作をしていない人たちは米と物々交換するため盛んに作っていた。

昭和二十五年加州米が配給されるころには沖永良部島の食糧事情も良くなってきた。

第十二節　衛生事情

「郷土史年表（内城小学校編）」によると沖永良部島においては、寛政元年（一七八九）、はじめて天然痘流行の記録があり、明治十四年畦布村・喜美留村に疑似コレラ流行死者二十数名とある。

当時の辞令書および免許状写しが和泊町皆川の皆吉竜馬氏宅に所蔵されている。

辞令書及免許状寫

皆吉庸熙

本島畦布村ニ類似虎列刺患者有之候ニ付
一時衛生係申付候条豫防方ハ勿論醫療消毒等之儀
精々注意可致事
明治十四年十月七日
大島郡役所

皆吉庸熙

本島畦布村類似虎列刺病流行ニ付
一時衛生係申付置候處該村患者全治療致シ候段
届出候ニ付キ係差免候事
明治十四年十月監廿六日
大島郡役所

敗戦から引き続き行政分離期間中における本島の保健衛生行政は、貧弱な施設と予算の制約などから著しく立ち遅れ、生活の窮乏とともに極度に低下していた。

このような生活環境下において、不良飲料水に起因する、アミーバー赤痢・風土病（フィラリア）その他の伝染病や寄生虫（ノミ・シラミ等）がまんえんし、住民の健康状態は悪化し、その対応としてＤＤＴを人家・人体に散布するなどした。

昭和二十八年度における歳出予算四千四百九十万二千円（Ｂ円）のうち衛生費はわずかに八十四万八千円で一・八パーセントである。社会労働費は四・五パーセントが充てられていたが、社会保障・生活補助・失業対策・衛生施設等施すに術ない状態であった。

※本島における医療関係者の分布状況

区分 / 町	医者	歯科医	保健婦	看護婦	助産婦	X線
和泊	四	二	○	○	二六(○)	一
知名	四	○	一	一	六(一)	○
計	八	二	一	一	三二(一)	一

( )は開業助産婦

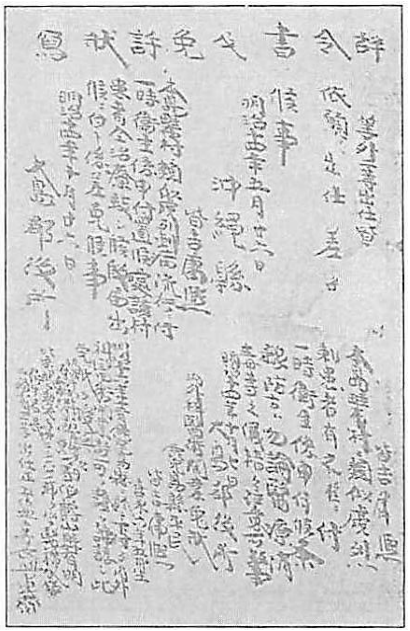

※年度別法定伝染病患者調（大島郡）

年度 / 病名	ジフテリア	アメーバー赤痢性	日本脳炎	腸チフス	パラチフス	備考
22	二八	三四七	○	○	二	パラチフスは疑似症
23	三五	一、六五七	○	○	三	〃
24	五九	二、七九三	○	○	二	〃
25	七七	二、七六九	七	○	○	
26	九〇	三、五一〇	二	○	○	腸チフスは疑似症
27	一〇	七四七	二	二	○	
28	一五	一三七	二	○	○	

一　伝染病棟

復帰当時、伝染病棟がなかったため、患者が発生した場合、自宅隔離以外に方策がなく、憂慮すべき状態にあったが、昭和三十八年、復興事業により、伝染病予防法設概基準に合致した伝染病棟が、和泊に設置された。

本島は亜熱帯地域で伝染病の発生も多かったが、これらの施設整備も保健衛生の向上に寄与し、昭和四十年代の後半には、伝染病発生は皆無になった。

現在は、沖永良部衛生管理組合で管理運営されている。

※伝染病棟設置状況

設置年度	建物面積	床数	利用範囲	総事業費	国庫補助率
三十八年度	七十坪	十五	和泊・知名	五〇一五(千円)	3／4

※沖永良部島での伝染病発生状況

昭和二十九年	昭和三十五年	昭和三十八年	昭和四十年	昭和四十三年
一七五	一七八	二一二	一二四	四八

二　屠畜場

復帰当時の屠畜場は、戦前からの建物で老朽化し、給水施設も悪く、環境衛生上考慮すべき状態にあったので、復興事業により、屠畜場基準に合致した屠畜場を設置し、増大する食肉需要に応え、環境衛生の向上に努めた。しかし、市街地にあったためと広域行政の立場から、昭和四十六年度に、和泊・知名両町による屠畜組合を設立、近代的屠畜場施設を知名町余多に整備した。

現在は、沖永良部衛生管理組合（昭和五十一年四月一日設立）により管理運営されている。

※屠殺頭数の推移（沖永良部島の分）

種別 / 年度	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五
豚	一、二一九	二、五八	四、八二	五、一〇五	四、九〇九	四、四三	四、六八二	四、五七一	四、〇九三	三、二四五
牛	○	三	○	二六	二七	二八	三	三〇	一六	二三
山羊	○	○	○	○	○	三	五	三	一九	六七
計	一、二一九	二、六二一	四、九〇八	五、一三三	四、九五六	四、四五三	四、七一九	四、六二四	四、二八	三、三五

※屠畜整備事業実績

実施年度 / 項目	事業内容	総事業費(千円)	国庫補助率	備考
28～33	建坪四十一坪	一、三三〇	1／2	廃棄
45～46	屠畜場新設	二〇、三〇〇		
54	屠畜場増設 冷蔵庫　他	四七、四〇〇		
54	屠畜場 場内舗装	六、一〇〇		
		計七五、一三〇		

三　火葬場施設

本町は、戦前から土葬であったが、公衆衛生の向上をはかるため、振興事業で昭和四十三年度に、和泊・知名両町で火葬組合を設立して、竿津山に火葬場を設置した。

昭和五十一年度から沖永良部衛生管理組合が運営している。

※　火葬場整備事業実績

実施年度 ＼ 項目	事業内容	総事業費（千円）	国庫補助率
43	火葬場新設一炉	四、二八〇	起債
53	〃　増設他	三〇、七四〇	〃
計		三五、〇二〇	〃

四　ごみ処理施設

従来、家庭から排出されるごみは、堆積して堆肥にしたり、家畜の敷料・台所のたきつけ料および個々に焼却されていたが、昭和三十年代に入ってプラスチック等の不燃物や生活様式の多様化でごみ排出が増え、その処理が社会問題化してきた。

このため、昭和四十一年度、和泊字南原（へーばる）に町営ごみ焼却炉を設置し、処理に当たったが、悪臭等の公害発生と、日増しにふえ続けるごみ量に対応できなくなり、昭和五十二年、沖永良部島全域のごみ処理を行う近代的な広域ごみ処理センターを越山に設置し、現代に至っている。

※　ごみ処理量の推移（単位・kg）

町別 ＼ 年度	昭和五三年度	昭和五四年度	昭和五五年度
沖永良部島	二、三四四、三〇〇	三、三二五、八二〇	二、一八八、五四〇
和泊町	一、三〇〇、八九〇	一、二七三、四一〇	一、一六五、七七〇

※　ごみ処理センター整備実績

施設名	清掃施設ごみ処理センター
建設年度	51～52
日処理能力	20t／日
処理方式	機械化バッチ
総事業費（千円）	三、五〇〇、二五〇、三三四
国庫補助率	1／3　1／3
備考	用地　三、二〇〇㎡ 敷地　二、三八三㎡

五　し尿処理施設

し尿処理は、復帰当時まで有機質肥料として、そのままたは一時貯溜した後、農地還元するというきわめて非衛生的処理であったが、時代の進展とともに、生活様式もかわり、昭和四十年代には、水洗トイレが普及しはじめ、全域的な処理の近代化が望まれている。

昭和五十五年度に綾方式の無臭・固型分離方式による全域的処理施設（自給肥料供給施設）が完成し、熟成後、液体肥料として農地還元し、地力増進と農村環境の浄化

がはかられている。

※　し尿処理施設整備実績

事業名	事業内容	建設年度	総事業費（千円）	国庫補助率
さとうきび生産拡大推進対策事業	自給肥料供給施設設置	55	七九、一一〇	1／2

六　疾病等の状況

本町の死因別の状況を、昭和四十三年と昭和四十八年を比較してみると、老衰・脳軟化症などの「その他」の死亡率については低下してきているものの、脳卒中・ガン・心臓疾患の成人病死亡率が高くなっている。

また、人口構造の老齢化や生活環境の変化に伴い、成人病のほか、救急患者の多発など疾病構造は多様化してきた。このような現状を打開して疾病から町民を守り、健康で明るい社会生活を保障するために、県の医療行政・関係医療機関と協調して、保健医療施設・予防衛生・環境衛生をより以上に整備充実する必要がある。

※　死因別状況の推移

年 ＼ 病名	脳卒中	ガン	心臓疾患	事故	伝染病	その他	計
43	四	二	五	〇	〇	老衰二七 七三脳出血四 脳軟化三	八四
45	二九	二四	二一	五	〇	四九老衰一三	一二八
46	三八	一九	一三	六	〇	四五老衰　九	一二一
47	二三	七	八	五	〇	四六老衰一四	八八
48	二八	五	一一	三	〇	二二老衰一一	六九
49	二八	四	一一	二	〇	五五老衰一五	一〇〇
50	四二	二四	一一	一一	〇	四七	一三五
51	六六	二六	一四	九	〇	七〇	一八五
52	三六	一六	一二	一一	〇	六七	一四二
53	四〇	二三	二三	六	〇	三五	一二六
54	三六	一八	一七	〇	〇	五九	一三〇

七　医療の状況

本町における医療施設・医療従事者・病床について、昭和三十九年と昭和五十五年を比較してみると相当に改善されていることがわかる。

しかし、昭和五十五年でも医師一人当たり人口は、二

千二百五十二人であったが、逐次医師の数もふえてきた。

医師や医療施設の不足などから本土に比べて医療水準は低く、入院を必要とする患者の半数近くは、県立大島病院や、本土の医療機関に依存している現状であり、経済的・精神的負担を強いられている。

特に救急医療は、第二次的機能を有する医療施設が存在しないことから、航空自衛隊にヘリコプターの出動を要請するなどして、県立大島病院や沖縄へ緊急搬送している。

また、眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科等については、県立大島病院や本土の医療機関による年一回の巡回診療に頼っている現状である。

○　参考資料　奄美群島復興・振興の成果
　県離島振興課資料
　沖永良部衛生管理組合資料
　徳之島保健所資料
　鹿児島県衛生行政概説

第十三節　交通・通信

一　海上交通

(一)　行政分離と管内海上交通

昭和二十一年二月二日、いわゆる二・二宣言によって奄美群島は沖縄とともに日本本土から行政分離され、米軍政下におかれた。

二月四日、龍野鹿児島県知事は、鹿児島駐在軍政官バーリー少佐、沖縄軍政本部コードウェル少佐と個別会談したが、会談後発表された内容は、本土奄美間の「海上封鎖」であり次のようであった。

1、本土・奄美間の一般旅行は、この指令の日から禁止する。

2、本土奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限って許可する。

3、渡航を許可された者は、計画輸送に従わなければならない。

また、昭和二十二年（一九四七）五月、アメリカ軍政府は「日本船舶運営会名瀬出張所」の財産を接収して、その全財産と経営権を臨時北部南西諸島政庁に移管した。

軍政府は「臨時北部南西諸島政庁は、海運行政を司ると共に船舶の運営・運行計画を策定し、即時実施せよ」との命令を発した。これを受けた大島支庁では、各業務も増大しつつあり、定期航路を求める郡民の声も高まってきたので、政府機関の大改革と大幅な人事異動を断行した。

これにより、経済部の中に「海運課」が新設された。事務所を名瀬町の海岸に設置して海運行政と共に、船舶の運航運営業務を開始した。

船舶は金十丸・十島丸・ＯＬ七号・ＬＣＭ（二隻）で、北は口之島から、南は与論島まで島民の足となって活躍した。やがて沖縄・奄美間に、ＬＳＴ六一〇（上陸用舟艇）、ＦＳ一九五等の船舶も就航し、さらに軍政府が没収した「ヤミ船」の払い下げで民間の運送事業も動き出した。

昭和二十五年（一九五〇）十一月、奄美群島政府が創設されて大島支庁海運課は、群島政府工務部公益事業課に吸収され、海運行政は群島政府で、船舶運営関係は琉球軍政府で行うことになった。

昭和二十六年（一九五一）二月、十島村が日本に復帰し、本土と奄美間の境界線が北緯三十度から二十九度に変更になった。琉球軍政府は、二十九度以南に点在する南西諸島周辺水域と公海との間に境界線を設定し、東西南北の境界線の枠内を「琉球諸島水域」とした。

さらに、その枠内の海面を奄美・沖縄・宮古・八重山の各群島別に分画して、それぞれ区域内船舶が他区域および公海への出入りを規制する指令を出した。これにより漁船等の公海への出漁も許可を受けることになり、航行の自由が大きく制限されることになった。

奄美群島水域は、北は二十九度から南は二十七度まで西側は東経百二十八度二十分と、北緯二十七度線の結ぶ線（与論島の西南西約七キロ）から真北に伸びる線（徳之島の西約六十キロ）が境界となり、東側は喜界島の東

約六十キロが境界線として定められた。

その結果、徳之島の真西にある鳥島は沖縄の水域になり、奄美の漁船が近海に出漁する時は許可が必要であり、前述の枠内航海だけが自由で、文字どおり「閉ざされた海」となったのである。

昭和二十七年（一九五二）四月、琉球政府が創立され、海運行政は琉球海運局奄美支局に移されて、根拠法規もすべて日本法規を準用して、船舶法・船員法・船舶安全法・船舶職員法等により各種検査・免許試験等が実施されるようになった。また、行政裁判の機関として、琉球海難審判委員会が設置され、それに伴って奄美海難審判委員会も設置された。

このころ、名瀬港は「特定港」となり、外国渡航者の東船地に指定されて外航船も姿を見せるようになって来た。日本郵船・大阪商船・日本海汽船・三井船舶・琉球海運・十島村船舶・中川水産等のほか、アメリカ船・北海道の水産試験船等も寄港した。

地元船舶も除々に整備されて百七十七隻とその数だけは増加したが、規模も六十トン以下の木造船で軍政府が没収した払い下げ船が多く、老朽船耐用年数も二～五年と短かった。（「軍政下の奄美」奄美郷土研究会編。「七島灘を越えて」水野修著）

一方、郡内の企業家による海運業も開かれていた。昭和二十一年度に有村商事株式会社（大正十一年、大島紬、黒糖等の製造卸問屋として創業）は、木造貨客船、共運丸（十五トン）・第一南西丸（六十トン）を建造して、名瀬―亀徳―和泊―知名―与論ならびに名瀬―湾―早町に就航させたのを皮切りに二十七年まで、三十トン～八十トンの第一、第二、第三、第五太洋丸、聯成号を、二十七年に鋼鉄貨客船、南州丸（三百三十トン）を次々建造し、名瀬―徳之島―沖永良部―

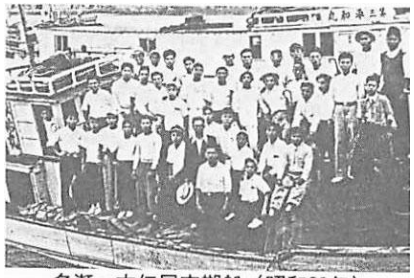

名瀬～古仁屋定期船（昭和29年）



和泊港（昭和25年．弘野裕氏提供）

与論―沖縄安謝間に就航させた。

また、本町でも二十五、六年ごろ和泊農協や前田利文氏らが前述のヤミ船の払い下げを受けて、沖永良部―沖縄間、大島―鹿児島間に小型汽船を就航させていた。

二代目、和泊丸（十九・五トン、和泊農協所有）は昭和二十五年七月購入、十一月徳之島トンバラ附近で沈没。

(二) 密航船と密貿易

分離後は、本土との往来、交易の途が絶たれたため、生活物資が島にまったく入らなくなり、そのため密航船が通うようになった。

密航船は、本土から生活物資を運んで来て島の黒糖と交換するのが目的である。また、島からも本土向けの密航船が出るようになった。これらの船を闇船（やみせん）、物資を闇物資と呼んだ。密航船は五、六トンの小さな漁船から大きいものでも、四十～五十トンの発動機付きの漁船であった。北緯三十度線を通過するときは密航取り締まり船に見つからないように、あるいはパトロールするなかを漁船に見せかけ、口之島を経由して鹿児島や串木野・枕崎などに密入したようである。

片道五～七日ぐらいを要し、取り締まり船に積み荷はおろか船もろとも没収されることや、時化（しけ）にあって遭難することもあった。

当時、島では戦時中からの食糧増産のためさとうきびの作付面積が少なく黒糖は貴重品であった。

二十四、五年ごろの黒糖相場は、沖永良部で一斤（六百グラム）十七円、鹿児島で二百円、神戸で四百円、また、一丁樽（いっちょう）二千八百円のものが、神戸で四万円、大阪で四万五千円と実に二十倍前後の価格だった。

密航船は物資だけでなく多くの人をも運んだ。運賃も砂糖で支払い、積み荷は二割五分を運賃として船主に支払うのが普通であった。このような砂糖の高値、ぼろもうけに目をつけ闇商売をする人も多くなった。耕作していたわずかばかりの土地を売って黒糖を買い一獲千金を夢見て船出はしたものの本土で検挙されて積み荷を没収され、丸裸になった者。あるいは一～二回の冒険で財をなした者など闇商人の興亡浮沈は数えきれないほど多かった。

また闇商売でない一般の密航者も多くおり、検挙され一ヵ月余りも収監され取り調べを受けた後、強制送還さ

れ、再び密航して本土へ渡ったという人もいる。運よく渡航に成功しても当時は食糧統制下で米も配給制だったので、米の配給を受けるために居住地への住民登録が必要であった。取り調べの後確かな身元引き受け人がいて居住を認められた者もいる。

「奄美復帰史」には、南日本新聞記事（昭和二十一年八月十九日付）として「大島署では軍政府の闇船取締りに関する方針に則り、六月下旬から七月末までに闇船八隻を摘発した。これらの闇船は神戸・大阪・鹿児島からのもので、例に漏れず黒糖を狙って忍び込んできたものである。その目的地は殆んど笠利・鎮西・徳之島・沖永良部方面であるが、中には前科一犯の鳴戸丸が再び徳之島の花徳にまい込み、遭難して十数万円の闇物資を積んだまま沈没してしまったという事故もある。なお同署ではこれらの闇船を引続き厳重取調べ中である」と。

さらに、昭和二十四、五年からは琉球との間でも密貿易が行われたようである。琉球の米軍基地から横流しされる物資（戦果品と言った）が出回った。クロロマイセチン等の新薬から、コーヒー・せっけん・缶詰・たばこ・衣服（ＨＢＴ）・メリケン粉の空袋・トタン・釘の日用品から、中古のジープや自動車部品・エンジン、中には米軍のトラックからガソリンを抜き取って持ちこんだという話もある。

なお、これらの闇物資は島の商店に並べられたり、あるいは闇行商人が各字を回って売りあるいた。

ここで二、三の本土密航者の航跡を記しておこう。

○昭和二十四年六月十日、和歌山県船籍のトロール漁船（四十八トン）で沖泊から四十三人脱出、口之永良部島を経て六月十七日、和歌山県由良港着、運賃は黒糖一丁（六十キロ）だった。

○二十五年五月二十七日、四国船籍の漁船、福島丸（十七トン）で知名港から夜十人が脱出（漁船は出港時、船名の標札を取り外し、北緯三十度、口之永良部島附近でそれを取りつけた）。二十八日朝加計呂麻島着、しけのため一泊、翌日沖合いに警備船らしき船が見えたので急拠出港。二十九日焼内湾へ、しかし湾内に摘発された闇船が二隻繋留されているということを地元青年が教えてくれたので別の場所へ移動する。機関故障で二泊（この間は船はアダン等で偽装していた）。六月二日夜屋久島沖へ到着船員が泳いで待っていた漁船に連絡。全員それ

に乗り荷物を積み込み闇船を放棄して上陸、永田から一湊港まで十二キロの道を歩く。四日の午後、十島丸（三百トンぐらい）に乗船し夜の十時ようやく鹿児島に上陸した。

(三)　海の事故

北緯三十度線で分離されてからは、密航・密貿易船があちらこちらに乗り捨てられ、または検挙されていた。その数は、昭和二十一年六月から一年間に四十隻にも上った。軍政府はこれらの船を没収して、各種団体や運送業者等に払い下げた。払い下げ船は、木造機帆船で五十～六十トンの中古船や老朽船が多かったが、船舶の需要が急速に増加したのでそれらの船を修理しながら運行を続けるという悪条件下におかれていた。

沖縄との交流が激しくなるにつれて、船も定員超過や悪天候運行を強行するようになり、勢い浸水・破損・沈没・座礁等の事故が多発するようになった。

1、昭和二十四年一月、旧正月近く沖縄から名瀬向けの機帆船が出港間もなく、沿岸航行中磯波を受けて転覆し三十数名が死亡した。

2、昭和二十四年十月、和泉丸（十三トン）は曽津高崎灯台北西三百メートルで沈没。死者行方不明計五名。

3、二十四年十二月、共運丸（四十トン）は、名瀬から沖永良部・与論島向けの食糧を満載して小米港に到着した。

沖永良部島の食糧を下して夜になり、船を岸壁に繋留していたが夜半に浸水をはじめ、与論向けの米八十俵を積んだまま沈没した。

4、二十六年十一月、二代目和泊丸（十九トン）は、名瀬向け航行中、与路島沖で船底がぬけて浸水沈没した。乗客、船員三十四名中十七名が死亡した。

5、二十七年、台風のため和泊港（旧桟橋）に避難中のグリーン丸（二十トン）が高波で奥川上流まで打ち上げられ大破した。

6、昭和二十八年二月四日、新生丸（木造十八・五トン、六十五馬力）事故がおこった。その日沖縄泊港には旧正月で帰省する奄美の人たちが、港にも船にもあふれ出していた。旅客七十三名、船員八名、計八十一名を乗せて沖永良部へ航行中、小米港まであと二十分の所で、追い波が船尾に覆いかぶさり瞬時にして沈没した。

生存者はわずか二名である。定員オーバーと悪天候下の無理な運行が原因だった。

なお、沖永良部では新生丸遭難者救援対策委員会（会長、岡本経良知名町長・副会長、東仲一和泊町長）をつくり、遺族に対する弔慰および救援対策を講じた。内外から寄せられた募金総額は九万二千六百二十四円六十銭（B券）、当時としては大きな金額であった。

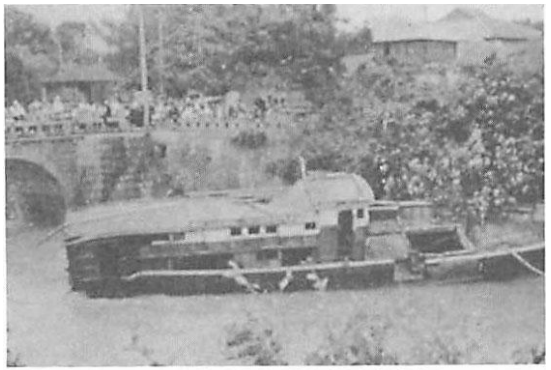

川におし上げられた沖縄航路の船
（グリーン丸）

(四) 引き揚げ船

奄美の戦後処理上まず第一に手をつけなければならないことは、疎開者や挺身隊などの生活援護とともに、定期航路の再開であった。

戦時中に奄美から本土へ疎開した者は、県の手続きを経た数でも一万九百八十名でそのうち六千百五十名が県内にとどまっていた。他に自由疎開の者が約一万人から一万五千人と推定されていた。これらの疎開者は鹿児島市が最も多く、ついで姶良・日置・薩摩・伊佐・曽於・川辺・出水・肝付・鹿児島・指宿および熊毛郡の各地にまたがっていた。

それが終戦になるや、永住疎開を除くほとんどの者が鹿児島市およびその近郊に移動し帰郷の船待ちで混雑した。しかも県外からの疎開者・復員将兵・徴用者・挺身隊等にまじって、海外からの引き揚げ者も日を追って増えていき、その数は四万人から五万人と推定された。

大島支庁では、本土・奄美間航路再開について強くその筋へ要望、十月二十日ようやく米第十軍から許可された。しかし、航路許可には往航（鹿児島から奄美へ）は

医薬品や生活必需品、復航（奄美から鹿児島へ）は復員将兵や引き揚げ者の輸送を認めるという条件がついていた。船舶は従来の定期船金十丸および十島丸、木浦丸が配船されていたがそれもまた条件がついていた。

すなわち、十島丸は鹿児島を起点として口之島・中之島・諏訪之瀬島・宝島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島へ航行、金十丸および木浦丸は同じく鹿児島、古仁屋間を航行、諸島への航行を許可する場合もあるが、三船とも指定地以外に寄港することは御法度であった。

待望の第一船十島丸が名瀬港に姿を見せたのは、航行許可があってから一週間目の十月二十七日、次いで第二船金十丸が古仁屋港に入港したが、両船とも貨物を陸揚げしただけで船客らしい者は一人も乗せておらず、出迎えた島人たちをがっかりさせた。ところが復航は復員将兵や一般人で満員であった。それに十月中旬には復員軍人の輸送に特別輸送艦も配備され、古仁屋港に集まっていた陸海軍の将兵五百数十名は二十一日博多港に上陸した。

特別輸送はこれを第一船として、軍艦・商船等で増強、指定航海の分散送還もあって十二月初旬には本土への帰還を終わった。

一方、本土からの奄美向け引き揚げ者送還は、昭和二十一年十一月二十四日、金十丸の往航に初めて乗船が許され、疎開者や挺身隊などの一陣が帰ってきた。これを皮切りに収容所に滞留を余儀なくさせられていた者も逐次郷土入りとなったが、なかには送還を待ちきれず小型帆船で七島灘越えを決行し、航行中行方不明になる悲しい事故も発生した。なお、沖永良部への帰還者は名瀬港および古仁屋港からは小型帆船に乗り替えなければならなかった。

また、鹿児島市で長期滞留を強いられていた引き揚げ者が早く郷土へ帰りたいと、米軍政官にあてた嘆願書（原文）がある。

「目ト鼻トノ間位ノ近距離迄来テ、鹿児島デ死ヌヨリハ、郷土迄辿リツイテ死ニ度イト叫ンデ居リマス。食糧関係ノミノコトデシタラ、早ク帰シテ、増産ニ努力サセテ下サイ。ソレ以外ノ事情デ引止メテオカレルモノデシタラ、吾々引揚民一生ヲ保テルダケノコトハ御取計ラヒ下サイ。堪エ難キ苦痛、軽蔑嗚呼一日モ早ク郷里ニ帰リタイ。御助ケ下サイ。」というものである。

以上のことからもわかるとおり、米軍統治下の奄美の海上交通はきわめて厳しかったのである。

二　陸上交通

終戦時、沖永良部で自動車を所持している者はいなかった。しかし、敗戦にめげず島の再興を志す人たちは、いち早く交通改善に取り組んだ。

昭和二十年十月、和の前久茂氏は越山駐屯の旧日本軍からトラック（四、五トン）一台を譲り受け和泊―田皆間に貨客を乗せて走らせた。また、徳之島の旧日本軍からも一トントラック三台の払い下げを受けたが、そのまま走れる車両はなく、方々から部品をかき集めて、しかも自分たちで修理してどうにか走れるというものであった。

なお同じ徳之島の部隊から、農業会に軍用トラックが割り当てられ使用した。知名農協の前田与名安氏は昭和二十三年に日産トラックを知名農協に入れたが、当時は軍政府の許可が必要で、しかも個人での商売はまかりならんということで、和泊は永吉実定組合長、知名は江里眞哉組合長を代表にして営業を始めた。

そのころ放置されていた米軍のポンコツ車を拾い集めて組み立てた改造ジープが島内を走っていた。（沖縄に米軍が捨ててあったジープを集めて島へ持ち帰り、商売している人もいた。）

和泊では、和中秀氏らが改造ジープで和泊―知名間を走っていたが、改造ジープのことをソーミン箱自動車とも言っていた。

昭和二十一年、前久茂氏が中心になって沖永良部自動車組合を発足させた。

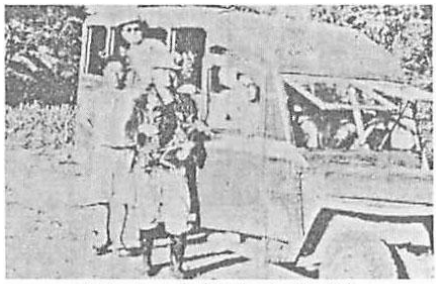

改造ジープ（和実秀氏提供）



改造バス

組合長　前久茂、副組合長　江里直哉、理事　山内大武・前田与名安、監事　永吉実定・新村吉光

組合員＝和泊町農業会トラック・知名町農業会トラック・沖永良部産業合資会社トラック・東光明トラック・新村吉光トラック・沖貞助トラック・東仲一ハイヤー・和中秀オート三輪車・沖久末秀小型四輪車

当時の道路は、道幅が狭く（二間）、その上戦争等で維持管理も悪く、ほんとのオンボロ道で特に雨後は大変であった。特に和の長畠（ナガバッテ）・石橋の坂・片平山などスリップしたり、めり込んだり、皆で押したり、他の車に引っぱらせたり、あるいは積み荷を全部降ろして車を動かしてから、また荷を積んだり、タイヤの下に木の枝を敷いたり、最悪の場合は天気がよくなるまでそのまま放置することもあった。

瀬名・永嶺・谷山などは雨あとに車を乗り入れると出れないといって皆から恐れられていた。

なお、道幅が狭かったので車が行き合うときは、広い場所で待避したり、あるいはどちらかがバックしたりしていた。

○自動車行政

昭和二十年、米軍政府は、日本の旧法を適用することを明らかにした。そして二十二年五月、政府機構が改められて郡島政府直営の自動車が経営され、ＧＭＣ車十台が配車された。十二月からガソリンは配給制になり、対象車両は七十九台であった。

昭和二十三年十月、企業免許の件が指令され運送事業の免許が簡易化されたので、われもわれもと運送業者が続出し、旧日本軍の遺棄車両や沖縄から手に入れた米軍廃車の改造などが活発になって車両は急激に増加した。

このような民間経済の活発な動きに伴い、昭和二十四年十一月新陸運政策の方針が打ち出され、運輸管理の政府移管と自動車運送、登録・検査についての立法およびガリオア資金による新車発注が容認されるようになった。

続いて十二月には、旧日本軍の遺棄車両の財産権が車を使っている人の物として決定されたのである。

昭和二十五年六月に戦後初めて新車トラック十五台が入荷した。

そして昭和二十五年十一月奄美群島政府が発足、二十

六年四月琉球臨時中央政府運輸局設置法の制定で、運輸局奄美支局が設けられ、陸運行政は当分の間沖縄群島陸運条例でするようになった。同年九月、今までの奄美群島政府は奄美地方庁となり、運輸局奄美支局は経済局運輸係になった。

旧日本軍の遺棄車両の登録については昭和二十六年六月、奄美群島自動車登録条例が出され、持っている自動車が「正当な権限に基づいて所有している」と認められたものについて登録がなされた。

また、米軍廃車の改造組立車両および与論島に座礁したＬＳＴの援助物資から手に入れた改造組立車両については、特に指示がなくその車両の登録については、奄美群島以外への運転地変更を認めない。本土からの輸入車両についてはＬ／Ｃ契約証明によって登録している。奄美の車両状況は昭和二十五年に日本から輸入した貨物自動車十五台と、小型車十九台、それに二十八年七月に入荷したバス二十一台がまともなもので、その他は前述の改造車がほとんどでスクラップ同然であった。（奄美の自動車史）

三　通信

(一)　歴史的な二・二宣言

昭和二十一年二月二日、ＧＨＱ（連合軍司令部）から北緯三十度以南の琉球・奄美大島を含む南西諸島を日本の領土から分離するという日本政府への指令である。この指令で、奄美の通信も種々変転した。

(二)　経過

○昭和二十一年三月十三日、大島支庁内に米国海軍軍政本部が開庁され、軍政府の行政下に管轄されることになった。

三月十六日、大島郡の全統治権能および活動は、大島支庁長の行政権内におかれ、郵便・電気・通信の各現場機関は大島支庁通信部の監督下におかれることになった。

十月三日、大島支庁の名称を「臨時北部南西諸島政庁」と改称することになった。

○昭和二十二年二月、戦時中制限されていた小包郵便物取り扱い再開される。

七月、古里郵便局で郵便集配事業を開始する。

○昭和二十五年十月、臨時北部南西諸島から分離し、沖縄の琉球郵政庁の指揮監督下に入った。

十一月二十五日、奄美群島政府の設置に伴い、琉球政府の監督を離れ、群島政府の監督下に入った。

○昭和二十六年四月、古里郵便局集配業務を廃止。

十二月、二代古里郵便局長に西武彦氏就任。

○昭和二十七年四月、琉球列島米国民政府（軍政から民政に移管）布告第十三号により琉球政府が発足し、その行政枠内に入る。

九月、古里郵便局は、内城校区民の要望で内城へ移転、内城郵便局となり同時に電話交換業務を開始した。

○昭和二十八年十二月二十五日、日本復帰。群島内の通信官署は熊本逓信局の管轄となる。

(三)　親子ラジオ

昭和二十五年、手々名知の源英蔵氏ら有志によって和泊有線放送社が現「中村こんにゃく店」敷地に設立され、町内全域に親子ラジオが取り付けられた。ＮＨＫのラジオ中継はもとより町内の各種情報が伝達され町の発展に大きく貢献した。

しかし、その後次第に各家庭にラジオが普及し、また昭和三十九年の東京オリンピックを契機にテレビが普及したことなどにより、契約戸数が六百戸から八十戸程度と激減したため昭和四十年に閉鎖した。

山から切り出したばかりの小さな丸太柱に張られた鉄線は、台風の都度柱の倒壊や断線などの被害が続出し、その復旧作業も大変な苦労であった。

(四)　その他

この時代になっても、ホラ貝は、広く活用されていた。町から町民への示達事項は、区長会が定期的に開かれこれを受けて字常会・組常会・団会・婦人会等の会合が多く開かれていた。住民への連絡は区長から使丁→組長→隣保班(五～十戸で組織)長を通して各戸へ知らされた。そして夕方になると使丁がホラ貝を持って字の高台に上り、長声・短声などで集会・道普請等の合図をしていた。

四　沖永良部測候所

昭和二十七年十月二十三日、知名に設置された。（初代所長重村康雄）、中央気象台では昭和十七年ごろから名瀬と那覇の間に測候所の必要を感じていたが、戦争中のことで放置されていたようである。

二十七年知名公民館の一部が測候所に当てられ、名瀬測候所から職員が派遣されて臨時気象観測所が発足した。その時の観測は午前九時・午後三時・九時の一日三回で天気図も手書きであった。

十月二十三日、向田神社前に新庁舎ができて開庁式が行われた。開庁式と同時に琉球政府は測候所設立を公示、職員四名で観測に当たり、観測回数も八回になり、天気図も電送となった。

昭和二十八年十二月二十五日、日本復帰で従来の「琉球気象台沖永良部測候所」を「沖永良部測候所」と改称した。

予報業務の経緯

○ラジオ天気図を作成して一般天気予報を十時に発表。



和泊有線放送社

○注意報・警報を和泊・知名両町に通報。
○六時の気象無線通報を受信して中型天気図作成。
○特区予報を十二時に名瀬測候所へ通報し、名瀬測候所の予報は九時・午後三時に受領（三十六年）。
○無線模写は（ファクシミリ）による天気図受電を開始（三十八年四月）。
○ＮＨＫで徳之島・沖永良部地方の天気予報発表開始。六時・十二時・午後九時は鹿児島で、九時・午後六時は名瀬で予報を作成することとなる（四十一年八月）。
○府県統合予報のための天気実況を鹿児島に通報（四十六年二月）。
○沖永良部空港の開港に伴い空港に移転する（四十四年四月）。

第十四節　沖縄との関係

昭和二十二年（一九四七）五月、アメリカ軍政府は「日本船舶運営会名瀬出張所」の財産を接収して、その全財産と経営権を、臨時北部南西諸島政庁に移管した。軍政府は「臨調北部南西諸島政庁は、海運行政をつかさどるとともに船舶の運営・運航計画を策定し、即時実施せよ」との命令を発した。

これを受けた大島支庁では、各業務任務も増大しつつあり、定期航路を求める郡民の声も高まってきたので、政府機構の大改革と大幅な人事異動を断行した。これにより、経済部の中に「海運課」が新設され、経済部長笠井純一が課長を兼務し、業務責任者に、農務部食糧課運輸係高田豊秀を発令した。

事務所を名瀬市の海岸（矢の脇、現大島石油㈱敷地）に設置して海運行政とともに船舶の運航運営業務を開始した。船舶は金十丸・十島丸・ＯＬ七号・ＬＣＭ（二隻）

で北は口之島から、南は与論島までの水域を島民の足となって活躍した。

やがて沖縄・奄美間に、ＬＳＴ六一〇・ＦＳ一九五等の船舶も就航し、さらに軍政府が没収した「ヤミ船」の払い下げで民間の運送事業も動き出してきた。海運課(課長豊田稔)では業務の増加に対応して事務所を新築移転(入舟町、現ハーバーホテル付近)した。

昭和二十五年(一九五〇)十一月、奄美群島政府が創立されて大島支庁海運課は解消し、群島政府工務部公益事業課に吸収され、海運行政は群島政府で、船舶運営関係は琉球軍政府で取り扱うことになった。

昭和二十六年(一九五一)二月、十島村が日本に復帰して本土と奄美間の境界線が北緯三十度から二十九度に変更になった。

琉球軍政府は、二十九度以内に点在する、南西諸島周辺水域と公海との間に境界線を設定し、東西南北の境界線の枠内を「琉球諸島水域」とした。さらにその枠内の海面を、奄美・沖縄・宮古・八重山の各群島別に四分画し、それぞれ区域内船舶が他区域および公海への出入りを規制する指令を出した。これにより漁船などの公海への出漁も許可を受けることになり航行の自由が大きく制限されることになった。

奄美群島水域は北は二十九度から南は二十七度まで、西側は東径百二十八度二十分と北緯二十七度線の結ぶ点(与論島の西南西約七キロメートル)から真北に伸びる線(徳之島の西約六十キロメートル)が境界となり、東側は喜界島の東約六十キロメートルが境界線として定められた。その結果徳之島の真西にある鳥島は沖縄の水域になり、奄美の漁船が鳥島近海に漁するときは許可を受けなければならなくなった。その後この水域の枠が取り除かれるまでは枠内航海だけが自由で文字どおり「閉ざされた海」となったのである。

昭和二十七年(一九五二)四月、琉球政府が創立された。海運行政は琉球海運局奄美支局に移され、根拠法規もすべて日本法規を準用して、船舶法・船員法・船舶安全法・船舶職員法等により各種検査・講習会・免許試験等が実施されるようになった。また行政裁判の機関として、琉球海難審判委員が設置され、それに伴い奄美海難審判委員会(委員長大原正己、委員原口・浜井・有馬)が発令された。

このころ名瀬港も「特定港」となり外国渡航者の乗船

地に指定されて外航船も姿を見せるようになってきた。

日本郵船・大阪商船・日本海汽船・三井船舶・琉球海運・十島村船舶・中川水産等のほかアメリカ船・北海道の水産試験船なども寄港した。

地元船舶も徐々に整備されて、百七十七隻とその数だけは増加したが、規模は六十トン以下の木造船で軍政府が没収した払い下げ船が多く老朽船で耐用年数も、二～五年と短かった。

こうして軍政下の海運業も行政も、二転三転して目まぐるしく移り変わる政府の機構改革と制度に振り回され、暗中模索しながら悪戦苦闘したが、昭和二十八年十二月、祖国に連なる海の二十九度線の壁が取り除かれ、晴れて「閉ざされた海」が開かれたのである。

※　海の事故

北緯三十度線で行政分離されてからは、密航・密貿易船が島のあちこちに乗り捨てられ、または検挙されていた。それらの船が、昭和二十一年(一九四六)六日から一年間に四十隻にもなった。

軍政府はこれらの船を没収して、各種団体や運送業者等に払い下げた。払い下げ船は木造機帆船で、五～六十トンの中古船や老朽船が多かったが、船舶の需要が急速に増加しつつあるのに船舶は不足しているため修理をしながら運行を続けるという悪条件下におかれていた。

沖縄との交流が激しくなるにつれて、船も定員超過や、悪天候運行を強行するようになり、勢い、浸水・破損・沈没、座礁などの事故が多発するようになった。

それでも貨客の移動はなお激しくなり、最も大きな事故とは、昭和二十八年二月四日の事故であった。当時沖縄泊港には旧正月で帰省する奄美の人たちが、港にも船にもあふれ出していた。旅客七十三名船員八名計八十一名を乗せた新生丸(木造十八・五トン、六十五馬力)は沖永良部島を目前にしながら小米港まで後二十分の所で、追波が船尾に覆いかぶさり瞬時にして沈没した。夕方で救助の術もないまま、船は波間に消え去った。浮流物と共に沖永良部島南岸にたどりついた二名だけが助けられた。

次に死者の多い事故は、昭和二十四年一月、この時も旧正月の近くであった。沖縄から名瀬向けの機帆船が出航間もなく沿岸航行中に、磯波のため転覆し三十数名が死亡した。

昭和二十六年十一月、和泊丸（十九トン）は、徳之島トンバラ岩附近で沈没、死者十七名。

昭和二十四年十月、和泉丸（十三トン）は曽津高崎灯台北東三百メートルで沈没、死者不明計五名。

昭和二十七年五月、名瀬鳩浜地先で座礁船極洋丸を解体作業中の海王丸（十九・四二トン、六十馬力）が焼玉機関始動用空気欠乏のため、かわりに酸素ボンベを使い機関が爆発一名死亡、四名重傷者を出すという特異な事故も起こった。

昭和二十四年十二月、共運丸（四十トン）は、沖永良部島・与論島向けの食糧を満載して小米港に到着した。沖永良部島の食糧を降して、夜になり、船は岸壁に係留していたが、夜半に浸水をはじめ、与論島配給の米八十俵を積んだまま沈没した。

その他、大小さまざまな海難や事故が発生しているが、当時の設備不備の小型木造・老朽船という事情もさることながら、海上交通需要供給の不均衡が、このような悲劇を生み出したものと思われる。

参考資料　軍政下の奄美（有馬三男氏）

第十五節　教　育

一　学校教育

(一)　大島郡の教育

1　分離期間中の主な事柄

20年8月15日　太平洋戦争終結
21年1月28日　連合軍最高司令部の覚書により、日本本土と行政分離された
21年2月2日　北緯三〇度線から切り離され、昭和二一年二月二八日国務省告示第二三号により沖縄に本部を置く米国軍政下に統治され臨時北部南西諸島の名称が付された
21年2月　奄美大島連合青年団結成
21年2月　行政分離に伴ない、大日本教育会鹿児島県支部大島郡分会が自然消滅、私設大島郡教育会を設立、続いて奄美大島連合教育会となる
21年3月20日　大重栄寛氏視学兼教学課長となる
21年3月30日　豊島至氏大島支庁長となる
21年5月23日　政庁告示第四号をもって大島郡教育審議会発足
21年6月1日　機構改正により、大重栄寛氏教育課長となる
21年6月4日　婦人に参政権が与えられる
21年10月3日　大島支庁の名称を臨時北部南西諸島政庁と改称、豊島至氏知事となる
22年4月1日　市町村立実業高等学校設立
22年5月17日　司法権独立
22年5月17日　政府指令第一三号により大重栄寛氏視学兼文教部長となる
22年9月26日　中江実孝氏知事となる
23年4月1日　六・三・三制実施
23年6月19日　教育資材収集のため、深佐源三・森田忠光両氏本土へ渡航
24年4月1日　新制高等学校発足。大島高校（一部・二部・三部）伊仙農業高校・喜界高校・古仁屋高校・徳之島高校・沖永良部高校
24年5月17日　奄美大島連合教育会が、奄美大島連合教職員組合となる
24年6月30日　大重栄寛氏奄美博物館長転出に伴い奥田愛正氏文教部長となる
25年2月　文部省主催、教育長・指導主事等講習会に、奄美代表として川畑統憲（東大へ）西武臣、有田清与、神崎西国（九大へ）の諸氏を本土へ派遣
25年4月　奄美大島学校体育連盟結成
25年6月10日　政庁訓令第一〇号により文教部に庶務課・教育課・指導課・成人教育課を設ける
25年8月1日　各市町村に公民館設置及び社会教育主事を政府職員として配置
25年9月27日　吉田嘉氏知事となる
25年11月22日　米軍政本部特別布告第三七号により奄美群島知事公選

25年11月25日　米軍政府令第二二号群島組織法により奄美群島政府設立・中江実孝氏知事となる
25年12月14日　奄美群島組織法により行政機構改正、文教部の外かくに、各種学校・図書館がはいる
26年2月13日　奄美大島日本復帰協議会結成、泉敏登氏議長となる。軍政府の認可（行政命令三六号）
26年4月1日　名瀬市立名瀬高等学校設置
26年4月　各小中高校にＰＴＡ発足
26年6月13日　奄美群島社会教育条例公布
26年6月18日　西山清良氏文教部長となる
26年6月19日　奥田愛正氏仮文教局長となる
26年10月　国民指導員として米国へ留学生を派遣（重稲稔・森貞磨・寺師忠夫諸氏）
26年10月19日　奥田愛正氏文教局長となる
27年1月　十島村日本復帰
27年2月28日　米国民政府令第六六号により琉球教育法公布
27年3月6日　大津鉄治氏知事代理となる
27年4月　第一回教職員本土研修生として石崎正・肥後敬・葉山俊一・大山安弘（一年間）諸氏を東京都内学校に派遣（昭二七年六月から六ヵ月間）
27年4月1日　双葉分校設置（和光園）
27年4月1日　琉球列島米国民政府布告第一三号により琉球政府創立
27年4月1日　名瀬市に琉球大学大島分校設置
27年4月1日　琉球列島米国民政府令第七六号により琉球公務員法公布
27年5月1日　琉球列島米国民政府令第七〇号により、教育区・教育委員及び会計係特別選挙法に基づき区（市町村）教育委員会計係公選・区および六地区に、区・地区教育委員会発足
27年7月　琉球政府機構改正により、各実業学校および普通高校設置
琉球政府立――大島女子高校・大島農業高校（笠利分校・与論分校）・名瀬高校・伊仙農林高校

27年9月22日　各連合教育委員会立――大島高校（一部・二部・三部）・喜界高校・古仁屋高校・徳之島高校・沖永良部高校
27年10月　立法第三五号琉球育英法成立
27年10月　奄美大島婦人会結成
27年11月　第二回教職員本土研修派遣（二七年一〇月から六ヵ月間）泉四郎・作井忠雄・山田勝蔵・森重元・田原初雄・竹下ミツ諸氏
27年11月　泉敏登・村山家国・原口純治諸氏復帰陳情のため本土へ渡航
27年11月　文教局長に真栄田義見氏任命
28年1月　本土における教育長講習会に寺師忠夫氏を派遣（昭和二八年一月から三ヵ月間）
28年4月28日　国旗掲揚許可される（軍政府）
28年8月　奄美大島日本復帰についてのダレス声明が発せられる
28年12月8日　第一回文部省無償配給学校給食用脱脂粉乳四〇袋着荷
28年12月25日　奄美群島に関する日米協定条約第三三条により、日本に返還され再び鹿児島県大島支庁が設置された
28年12月25日　琉球大学大島分校を県立臨時教員養成所と改める（二八年一二月二五日～二九年三月二五日）
28年12月25日　奄美大島の復帰に伴い大島教育事務局開設、上田太郎氏局長（大島支庁長兼務）丸野清司氏次長となる

2　分離期間中の教育

ア　戦後処理

二十年十月一日、ガービルド大佐以下六十名の米兵が来瀬。教育関係の実態調査をした。最も厳重であったのは青年学校であり、しかも軍事教練の指導者であった。その氏名を始め、住所・軍人階級・勤務年数・現在の様子等を記録したが、呼び出しが一度もなかったのは幸であった。また本土では、各学校長名・朝礼・皇城遙拝・国旗掲揚・君が代斉唱についても詳しく調査し、教育関係に対しては非常に厳しかったが、本郡においては奉安殿の取りこわしさえも命じなかったことは、極めて友好的であったといえる。

イ　行政分離後の教育状況

○　男女青年の学習意欲

戦争の末期から敗戦後にいたる荒廃した環境の中ではあるが、青年たちの向学心はおう盛なものがあり、本土に進学出来ない者に対し、いろいろな方法がとられた。名瀬市においては、小学校に各種の講座を設け聴講者を教育した。また大島中学校と奄美高等女学校には専攻課程を設け、各離島には実業高等学校等を新設するなどの処置がとられた。

○　専攻科設置の必要とその目的

昭和二十二年四月　大島中学校と奄美高女に修業年限二年の専攻科が併設された。この専攻科は、後に郡内の小中学校の中堅教員として活躍する人物を数多く送り出している。

進学の希望に燃えながら、島に生を受けたというだけで、本土進学の出来ない若者にとってはせめてもの学び舎であった。

○　教育審議会

昭和二十一年五月二十三日に大島郡教育審議会が発足した。まず奄美大島において六・三・三制をどのように実施して行くかについて審議を重ねた。第一に実施の時期を何年度にするか、全面実施か逐年実施かということであった。できることなら日本本土同様昭和二十二年から新制中学校を発足させたい空気であった。第二に各市町村の中学校を何校にしぼるか、また、どこに設置するかの問題であった。物質欠乏の上行政分離されていた大島郡だっただけに、議論百出、激論を繰り返したあげく、日本本土に一年遅れてやっと全面実施に踏み切った。

つぎに新制高等学校であるが、これもまた激しい論争を繰りかえした。議論の要点は、戦時中の青年学校を全部高等学校に切り替えよという意見と、そのような乱造高校をやたらに作っては実態と経済が伴わないから、むしろ精鋭主義が奄美には的を得た策だとの二つの意見である。結局次のように答申された。名瀬市の三中等学校は統合され、大島中は第一部、奄美高女は第二部、附属農学校は第三部として大島高等学校とする。

離島においてはそれぞれの実業学校・高女を喜界高校・古仁屋高校・徳之島高校・沖永良部高校とする。そして、昭和二四年四月に発足したのである。しかし統合大島高校は二年あまりで自己分解し、大島高校・大島女

子高校・大島農業高校の三校になった。

○　教員検定制度

平時においても教員の補充はきわめてたいせつなことである。行政分離後有資格者を補充することは引揚者を待つ以外なくなった。さらに、給料がきわめて低く他の職業への転職者が多く出て、有資格教員が甚しく減少しその補充に困った。

そこで、どうしても教員検定制度を確立する必要にせまられたのである。教員の検定は中等教員以上は国の検定委員会、国民学校教員は各府県の検定委員会で実施されていた。しかし臨時北部南西諸島は国及び県から切り離されているので、島自体の教員検定委員会を組織する以外には検定を実施することが出来ない。そこで国の教員検定委員会官制に準拠して「北部南西諸島教員検定委員会官制」を中等学校係で草案し、法制課を通して米軍政府に申請した。二十三年八月軍政府の認可があり、この官制にもとづいて同八月十九日国民学校教員検定委員の任命が発令された。こうして北部南西諸島の国民学校教員検定が実施されるようになったのである。

奄美の教員検定は、このように米国軍政府の正式認可を得た教員検定委員会官制に根拠をもつ検定委員会によって実施されたのであるから、検定に権成があったことは申すまでもない。

後に琉球の統一政府が成立し、二十八年五月、全琉の教職員の専門職確立のため、各群局で実施した教員検定を再検討することになった時に、奄美の検定については右記の官制によっているので、一指も触れえなかった。また日本復帰による奄美受け入れの際にも無条件で県に認めてもらったのである。

参考までに奄美の検定を否定すると米軍政府の正式認可を否定するという困難な問題を生ずるからだ。実施した検定試験は、無試験検定四回（昭二十三～二十七）試験検定三回（昭二十五～二十七）であった。

○　琉球大学

昭和二十五年四月、米軍政府の補助金によって首里市に琉球大学ができたが、その理事者は四群島代表・軍代表で構成されていた。後文教局長も理事となった。この大学は授業料を全然徴収しなかったばかりでなく、学生たちは諸建設工事などのアルバイトで親からの送金なしで学生生活が送れたので、奄美群島からも相当数の男女

青年が進学している。二十七年四月一日から名瀬市に琉球大学大島分校ができた。この大学の学歴によって教員免許を取得している教員もかなりいる。

(一)　和泊町の教育

1　小学校

ア　和泊国民学校・和泊小学校

○　沿　革

20年9月26日　越山にて御真影御勅語奉焼

20年12月　仮校舎（茅葺・茅壁）建つ

22年2月　学芸会を「源瑞三氏の芝居小屋」で行う。その後各字巡回公演

22年7月　全島学童相撲大会が下平川国民学校で行われた。

22年10月　和泊町連合運動会

22年11月　奄美大島復興博覧会において、学童相撲大会が行われ和泊町チーム優勝

23年4月1日　六・三・三制実施により、和泊小学校と改称し、高等科は和泊町立第一中学校として、もとの青年学校敷地現和泊小学校敷地に移転

23年　東校舎（建坪八〇坪・板壁・廊下付）建築

23年11月5日　下平川小学校で、行われた全島学童体育大会に出場

24年11月9日　郷社祭奉納相撲大会を例年どうり高千穂神社で実施、四小学校参加

25年10月30日　和泊町小学校体育大会

27年10月4日　沖高で行われた母国復帰全島民大会に代表参加

28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯（ちょうちん）行列に参加

○教職員名簿

（昭二一・三～二八・四）

和泊町手々知名	（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
全	手々知名	校長	武田恵喜光	二一・三	二三・三
全	手々知名	訓導	中村　良明	二一・三	二二・三
全	根折	全	池田　池広	二一・三	二四・一
全	手々知名	全	福山　光恵	二一・三	二四・八
全	和泊	全	本部　アキ	二一・三	二三・三
全	内城	農専訓	豊山　清	二一・三	二四・三
全	和泊	助教	新納　照子	二一・三	二三・三
全	古里	訓導	重村　達志	二一・四	二三・三
全	出花	全	池下　祐子	二一・七	二五・八

全	手々知名	助教	玉起　寿芳	二一・八	二三・三
全	喜美留	全	和　住一郎	二一・八	二五・三
全	畦布	全	池野　力子	二一・九	二三・三
和泊町手々知名		訓導	沖　タツ	二一・九	二二・三
知名町余多		全	平瀬　和枝	二二・九	二二・八
和泊町畦布		全	永吉　毅	二二・三	三一・三
全	和	全	大野　巌	二二・三	三一・三
全	手々知名	全	谷元　義功	二二・三	二五・六
全	国頭	全	森田　武勝	二二・三	二二・六
全	出花	全	泉　清	二二・三	二三・三
全	手々知名	助教	大坪　トシ	二三・六	二三・三
全	畦布	助教	宮田　忠憲	二三・八	二三・三
全	伊延	訓導	有川　カネ	二三・一〇	二四・三
全	和泊	助教	重信　森里	二三・一〇	二三・三
全	和泊	教諭	源　定明	二三・四	二六・一〇
全	手々知名	全	菅村　芳功	二三・四	二六・三
全	手々知名	校長	町田　実美	二三・四	二五・三
全	手々知名	教諭	沖　次子	二三・四	二四・三
全	手々知名	全	沖　タツ	二三・四	二四・三
全	和泊	全	市来　政仁	二三・四	二七・三
全	玉城	全	松元　啓造	二三・四	二五・四
全	手々知名	全	種子島フミ	二四・一	二七・七
全	手々知名	全	町田　アキ	二四・四	三一・三
和泊町和泊		教諭	肥後　東	二四・四	二七・八
全	和泊	全	田中　慶昭	二四・四	二六・三

イ　国頭国民学校・国頭小学校

全	手々知名	助教論	沖　知子	二四・九	二七・八
全	喜美留	教論	伊知地ツル	二四・九	二六・八
全	後蘭	校長	朝戸大屋治	二五・四	三〇・三
全	手々知名	教論	伊集院健了	二五・四	三〇・三
全	和泊	助教論	本田　慶子	二五・四	三一・七
全	喜美留	全	伊地知斉二	二五・六	三〇・三
全	出花	教論	池下　孝子	二六・四	二八・三
全	和泊	全	伊地知　稔	二六・四	二八・三
全	和泊	全	伊集院宜子	二六・四	二八・三
全	和泊	全	肥後ツル子	二六・四	二九・三
全	手々知名	助教論	上別府正吉	二六・八	二七・七
全	和泊	教論	宮当　タカ	二六・一二	二七・八
全	和	全	東　憲良	二七・四	二八・三
全	和泊	助教論	西　正資	二七・四	二九・三
全	大城	教論	橋口　豊彦	二七・八	三〇・三
全	畦布	全	池野　力子	二七・八	二七・一一
全	手々知名	全	伊勢　達一	二七・九	休　職
全	和泊	全	土持　博	二七・九	
全	和	全	村栄　トヨ	二七・九	
全	和泊	全	豊山　静枝	二七・一一	三六・三
全	手々知名	助教論	田浦　キヨ	二八・四	三〇・九
全	和	教諭	大吉　敏仁	二八・四	二九・一
全	手々知名	助教論	町田　精男	二八・四	四二・三

○　沿革

20年9月26日　越山にて御真影御勅語奉焼
20年10月　仮校舎建つ
21年　研究主題「学力をつけるには」についての研究発表会
22年　西校舎建築
23年4月1日　六・三・三制実施により、国頭小学校と改称し、高等科は和泊町立第三中学校として同じ敷地内に併設
24年　宿直室新築
24年11月9日　郷社祭奉納相撲大会において二位
25年10月30日　和泊町体育大会に出場
27年　新校舎建築・校門移転
28年　創立五十周年記念祝賀式挙行
28年　東側石垣積み工事実施
28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯行列に参加

○教職員名簿（昭二十一・三～二十八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊町西原	訓導	東　一之	二一・三	二三・三
仝　和泊	仝	土持　博	二一・三	二三・三
仝　根折	仝	新里　窪重	二一・三	二三・三
仝　喜美留	仝	井手龍敏子	二一・三	二二・三
仝　国頭	仝	先田　茂悦	二一・三	二六・二
仝　伊延	助教	鄭　ノリ	二一・三	二二・三
知名町新城	訓導	早瀬　勇造	二一・五	二二・三
和泊町国頭	仝	石原　茂吉	二一・一〇	三一・三
仝　和泊	仝	重信　初雄	二一・一一	二三・三
仝　国頭	仝	先田　吉秀	二一・一二	二四・三
仝　国頭	校長	福島　忠綱	二二・三	二七・六
仝　和泊	教諭	中村　良明	二二・三	二三・三
仝　手々知名	仝	伊集院健了	二二・三	二五・三
仝　手々知名	仝	逆瀬川　勇	二二・三	二三・三
仝　手々知名	仝	沖　タツ	二二・三	二三・三
仝　和泊	助教	加納　チズ	二二・三	二三・三
仝　喜美留	教諭	福山　ユキ	二三・四	二四・三
仝　国頭	仝	高石　ハナ	二三・四	二七・八
仝　和泊	仝	伊集院宜子	二三・四	二六・三
知名町知名	助教諭	高山　実	二三・四	二三・九
和泊町西原	仝	西村　徹也	二三・四	二六・三
仝　和泊	仝	山口　喜慶	二三・四	二六・三
仝　手々知名	教諭	小宮山賢照	二四・四	二四・一〇
仝　和泊	仝	宮当　タカ	二四・四	二六・三
仝　和泊	助教諭	龍野　洋子	二四・四	二五・三
仝　国頭	仝	福嶺　盟	二四・一〇	二七・四
仝　西原	仝	村山　英二	二五・四	三〇・三
仝　和泊	仝	西　正資	二五・九	二六・三
仝　西原	仝	東　和代	二六・一	三一・三
仝　手々知名	仝	伊勢　達一	二六・四	二七・八
知名町黒貫	仝	高風喜志文	二六・四	二七・三
和泊町和	助教諭	東　憲良	二六・四	二七・三
仝　喜美留	仝	永井　初枝	二六・四	二九・三
仝　喜美留	仝	先山　道澄	二七・一	三二・三
仝　西原	仝	西村テツ子	二七・一	二八・三
仝　国頭	校長	前原　隆俊	二七・七	三二・三
仝　和	助教諭	東　輝夫	二七・四	二八・九
仝　西原	仝	東　澄子	二七・四	二八・三
仝　伊延	仝	東　裕孝	二七・九	二九・三
仝　和泊	仝	土持　アツ	二八・九	三七・三
仝　国頭	教諭	先田　吉秀	二八・四	三六・三
仝　国頭	助教諭	森田　季勝	二八・九	二九・三

ウ　大城国民学校・大城小学校

○　沿革

20年9月16日　台風により東校舎（一二間）西校舎（二一〇間）倒壊
20年9月26日　越山にて御真影・御勅語奉焼
20年10月　授業を始める
22年6月　西校舎（四間に一五間六〇坪）を古材で建築・工事日数二五日・大工延五三七人・総工費四三〇〇円
22年7月　全島学童相撲大会下平川国民学校で実施
22年10月　和泊町連合運動会
23年4月1日　六・三・三制実施により、大城小学校と改称し、高等科は和泊町立第二中学校として独立（現在の城ヶ丘中学校）六月に新校舎に移転
23年11月5日　全島学童体育大会(於下平川)で、リレー男女とも一位・百米走一位・幅跳び一位復興助成金一四五四九円を受く
23年　砂場設置
23年　南校舎瓦屋根修理
24年　郷社祭奉納相撲大会で優勝
24年11月9日　即席会（於和泊小）で綴方6・図画2・硬筆6入選
25年1月28日　北校舎屋根のコールタール塗替、西校舎屋根の茅葺替、校舎戸壁及び机腰掛修理
25年　講堂校舎新築　工事日数三六日・大工延九六六人・人夫延七二五人
27年3月21日　校門建設竣工
28年3月20日

28年12月1日　創立五五周年記念式典挙行
28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯行列に参加
○　教職員名簿　（昭二十一・三～二十八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊町後蘭	校長	朝戸大屋治	二一・三	二三・三
仝　皆川	訓導	皆川　恵一	二一・三	二三・三
仝　古里	仝	重村　忠義	二一・三	二三・三
仝　和泊	仝	佐土原　常	二一・三	二三・三
知名町	馴導	安田　タキ	二一・三	二三・三
和泊町大城	初訓	橋口　豊彦	二一・六	二六・八
仝　古里	訓導	古村　安熊	二二・三	二四・一〇
仝　古里	仝	上村　富男	二二・三	二三・三
仝　手々知名	仝	町田　アキ	二二・三	二四・三
仝　瀬名	校長	中村　静造	二三・三	二五・三
仝　古里	訓導	重村　すず	二三・五	二三・三
仝　皆川	仝	皆村　英治	二二・一一	三〇・三
仝　根折	教諭	池田　スミ	二三・四	二六・五
仝　根折	仝	新里　窪重	二三・四	二七・三
知名町余多	仝	今栄　テル	二三・四	二四・三
和泊町玉城	仝	島田　信彦	二三・四	二五・二
仝　手々知名	仝	有川　加祢	二四・四	二五・三
仝　玉城	仝	前　マス	二四・四	二五・三
仝　瀬名	助教諭	市来　重利	二四・四	二六・三
知名町芦清良	校長	清石　重佳	二五・四	二六・一〇
和泊町瀬名	教諭	市来　俊一	二五・四	二七・七
仝　王城	仝	松元　啓造	二五・四	三二・四
仝　根折	仝	今栄　和子	二五・四	三三・三
仝　玉城	仝	花田　栄藏	二六・四	三二・四
仝　和	助教諭	村田　禎壮	二六・四	二八・三
仝　畦布	仝	中村　スエ	二六・六	二九・四
仝　仁志	仝	河地　保	二六・九	二八・四
仝　皆川	仝	川平　芳子	二六・九	三〇・三
仝　和泊	校長	源　定明	二六・一一	二九・三
仝　皆川	教諭	中原　梅乃	二七・四	三七・三
仝　王城	仝	栄　マツエ	二七・七	二八・四
仝　瀬名	助教諭	市来　重利	二八・四	三二・四
仝　王城	教諭	玉野　フミ	二八・四	三一・七

エ　内城国民学校・内城小学校
○　沿革
20年9月16日　台風により東校舎倒壊
20年9月26日　越山にて御真影・御勅語奉焼
22年7月　全島学童相撲大会に出場
23年4月1日　六・三・三制実施により、内城小学校と改称し、高等科は和泊町立第二中学校として独立（現在の城ヶ丘中学校）六月に新校舎に移転

23年10月18日　東校舎（五間に一六・五間・建坪八二・五坪、四教室）竣工、起工は六月一三日
24年　復興助成金九〇三四円を受く
24年11月9日　郷社祭奉納相撲大会に出場
25年　校章制定
25年10月30日　和泊町体育大会に出場
26年4月30日　東校舎の茅葺きを平木葺に改修
26年5月11日　軍政府検査官シーハン氏来校
27年9月12日　電話架設開通（午前六時）
27年10月4日　本土復帰町民大会
27年12月24日　創立五五周年記念式典挙行
28年1月5日　附属幼稚園開設
28年3月24日　宿直室（一〇・五坪）竣工
28年6月2日　母親学級開設・第一回蛔虫駆除
28年11月14日　発電機購入（一三〇〇〇円B券）
28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯行列に参加
○　教職員名簿　（昭二一・三～昭二八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊町永峯	訓導	柳　元則	二一・三	二三・三
仝　永峯	仝	永野　忠敬	二一・三	二四・三
仝　瀬名	仝	中村　静造	二一・三	二三・三
知名町竿津	仝	赤地　オト	二一・三	二三・三
和泊町根折	仝	池田　スミ	二一・三	二三・三
知名町余多	仝	元栄　初枝	二一・三	二五・三
和泊町根折	仝	池田　達雄	二一・三	二七・四
和泊町古里	教諭	重村　達志	二三・四	二八・三
仝　根折	仝	富江テツ子	二三・四	三二・三
仝　内城	仝	豊山　清	二四・四	二九・三
知名町下平川	校長	宗吉雄次郎	二五・四	三一・三
和泊町古里	教諭	重村　邦英	二五・四	二七・七
仝　皆川	助教諭	皆吉　松枝	二五・四	三〇・三
仝　瀬名	仝	市来　重利	二六・四	二七・四
仝　内城	仝	宗　利武	二七・四	三〇・三
仝　永峯	仝	河地　保	二八・四	二九・四
知名町芦清良	教諭	勝間　兼隆	二八・四	三〇・三
仝　余多	仝	今栄　俊	二八・四	三二・三

2　中学校

ア　和泊第一中学校
○　沿革
23年4月1日　和泊町立和泊第一中学校として、青年学校跡現和泊小学校敷地にて発足
旧青年学校校舎を利用して授業を行う
23年10月　仮校舎（茅葺・平屋・五間～一二間、六

○坪）を東校舎として建築
24年9月　名瀬市で行われた音楽コンクールに出場、「流浪の民」を合唱し好評を受く
26年　本校舎（平木葺き・五間～十六間・八十坪・職員室及び教室）を建設
26年5月　研究主題「生徒会活動」についての研究発表会
26年6月　発電機購入
27年10月4日　本土復帰祈願全島民大会に参加
28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯行列に参加

○　教職員名簿（昭二三・四～二八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊町手々知名	校長	武田恵喜光	二三・四	二六・三
仝 手々知名	教頭	玉起 寿芳	二三・四	二七・三
仝 出花	救論	泉 清	二三・四	二五・三
仝 和泊	仝	柴 喜与博	二三・四	二七・三
仝 和泊	仝	重信 初雄	二三・四	二四・三
仝 和	仝	東 愛久	二三・四	二六・三
仝 手々知名	仝	伊集院 達	二三・四	二四・三
仝 手々知名	仝	谷元 義男	二三・四	二四・八
仝 手々知名	仝	沖 優	二三・四	二七・三
仝 和泊	仝	重信 森里	二三・四	三〇・八
仝 瀬名	仝	瀬島 達栄	二三・四	二六・三
仝 和泊	仝	本部 アキ	二三・四	三〇・三
仝 王城	仝	玉野 フミ	二三・四	二五・三
仝 喜美留	助教論	伊地知ツネ	二三・四	二八・三
仝 利泊	教論	伊地知 捻	二四・四	二六・三
仝 和泊	仝	森 哲彦	二四・四	二七・八
仝 喜美留	仝	和 住一郎	二五・四	二八・八
和泊町手々知名	教論	小宮山賢照	二五・四	二九・三
知名町赤峯	校長	赤地 信	二六・四	二七・六
和泊町西原	教論	東 達男	二六・四	三二・三
仝 畦布	仝	永吉 次夫	二六・四	三二・三
仝 和泊	教論	甲 東哲	二七・四	三二・三
仝 手々知名	校長	町田 実美	二七・七	三二・三
仝 手々知名	教頭	谷元 義男	二七・四	三二・三
仝 手々知名	教論	日置 ミネ	二七・四	三二・三
仝 和泊	助教論	山口 喜慶	二七・四	三二・三
仝 和泊	仝	西 正資	二八・四	三二・三
仝 和泊	仝	能勢 高伸	二八・九	三二・三

イ　和泊第二中学校

○　沿革

23年3月　和泊町内城一六一番地に本校敷地を決定
23年4月1日　和泊町立和泊第二中学校として発足　大城小学校・内城小学校に分離して授業開始

23年5月8日　仮校舎起工
23年6月12日　仮校舎落成式、以来本日をもって開校記念日とする
24年6月　各戸三日間の奉仕作業、校庭づくり、越山・谷山から材木運搬
24年9月15日　第三仮校舎落成
25年11月　台風のため第二第三の茅葺校舎・宿直室・舎・便所の屋根がふきとばされ町費で葺替える。机一三二・腰掛一三二町費で新調
26年5月3日　ユニセフミルク給食実施
実習地約九畝購入
27年6月3日　校歌制定
27年8月7日　音楽講習会（講師鹿大教授武田恵喜秀氏）
27年10月2日　本土復帰対策委員会
27年10月4日　本土復帰祈願全島民デモ行進
28年9月1日　ブロック校舎竣工
28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列提灯行列に参加

○　教職員名簿　（昭二三・四～二八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
和泊町後蘭	校長	朝戸 国善	二三・四	二五・三
仝 内城	教頭	村山 植元	二三・四	三一・三
仝 後蘭	教論	山下 窪義	二三・四	二七・三
仝 古里	仝	重村 忠義	二三・四	三〇・三
仝 根折	仝	新里 窪秀	二三・四	二四・三
仝 古里	仝	上村 富雄	二三・四	二五・三
仝 根折	仝	大山 安弘	二三・四	三三・三
仝 皆川	仝	皆吉 平	二三・四	二四・三
仝 古里	仝	重村 克夫	二三・四	二六・三
仝 玉城	仝	安田 ユキ	二三・四	二五・三
仝 玉城	仝	前 マツ	二三・四	二四・三
仝 玉城	仝	伊井 中直	二四・四	二五・三
仝 瀬名	助教論	中村 候子	二四・四	二六・三
仝 皆川	講師	皆吉 平	二四・四	八六・三
仝 手々知名	校長	町田 実美	二五・四	二七・六
仝 永峯	救論	徳田 育稔	二五・四	二七・三
仝 手々知名	仝	有川 加禰	二五・四	二六・三
仝 皆川	仝	皆吉 龍馬	二五・四	二七・三
仝 玉城	仝	玉野 フミ	二五・四	二六・三
仝 玉城	仝	玉野 静子	二六・四	三三・三
仝 和	仝	大野 雄男	二六・四	二七・八
仝 永峯	助教論	吉峯 一男	二六・四	二八・三

全　瀬名　校　長　中村　静造　二七・七　三四・三
全　根折　教　諭　新里　窪重　二七・四　三二・三
全　根折　全　池田　達雄　二七・四　三〇・三
全　古里　全　古村　安熊　二七・四　二八・三
知名町上城　全　沖野　寿秀　二七・四　二八・五
和泊町玉城　全　栄　マツエ　二八・四　四一・三
全　和泊　助教諭　土持　博茂　二八・四　三〇・九

ウ　和泊第三中学校

○　沿革

23年4月1日　和泊町立和泊第三中学校として、国頭小学校（前国頭国民学校）東校舎を利用して発足する

25年11月　台風のため東校舎全壊、直ちに小板葺四教室を建築

26年3月　小使室・便所をつくる

27年10月4日　本土復帰祈願全島民デモ行進

28年12月25日　本土復帰祝賀旗行列・提灯行列に参加

○　教職員名簿　（昭二三・四～二八・四）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
知名町屋子母	校　長	大平　武雄	二三・四	二五・三
和泊町手々知名	教　頭	中村　良明	二三・四	二五・三
全　永峯	教　諭	柳　元則	二三・四	二五・三
全　西原	全	東　一之	二三・四	二四・三
全　手々知名	全	逆瀬川　勇	二三・四	二六・三
全　西原	全	名越　八重	二三・四	二六・三
全　国頭	全	秋田　スエ	二三・四	二四・三
全　永峯	全	徳田　育稔	二四・四	二五・三
全　喜美留	全	福山　ユキ	二四・四	二八・三
全　国頭	全	先田　吉秀	二四・四	二八・三
全　瀬名	校　長	中村　静造	二五・四	二七・六
全　国頭	教　頭	前原　隆俊	二五・四	二七・六
和泊町和泊	教　諭	前窪　正夫	二五・四	
全　根折	全	柳　安直	二五・四	
全　国頭	全	福島　義直	二六・四	
知名町住吉	全	盛山　幸	二六・四	
和泊町国頭	全	先田　茂悦	二六・四	
全　国頭	校　長	福島　忠綱	二七・七	

3　実業高等学校

終戦によって青年学校がすぐになくなったわけではない。昭和二十一年三月三十一日付で、大島支庁長名で青年学校教諭の辞令が交付されている。そして本科生の授業は引き続き継続されていた。これは敗戦国日本を建て直すには、教育の力に俟つことが大きいと期待した当時の行政の考えと、青少年の向学心を満たす処置であった。

しかし青年学校の主旨が、富国強兵・戦意高揚のためのものであったから、米国占領下にある奄美群島の青年学校は、早晩廃直しなければならない運命にあった。そこで新しい憲法にのっとった平和教育を目標として発足したのが実業高等学校である。こうして和泊町立実業高等学校が、昭和二十二年四月一日青年学校跡（現和泊小学校・和泊幼稚園）に設立された。しかし沖永良部高等学校が昭和二十四年四月に発足したのでたった二ヵ年で廃校になった。

学年縮成は三年・二年は旧青年学校本科生の二年・一年で充当したが、その数は敗戦時のショックですでに減っており、三年・二年は一学級ずつであった。新一年生は入学試験を行い当初三学級であった。三学級あった一年生は高等学校の第一回卒業生となったのであるが、その数はわずか十六人（男八人・女八人）であった。この十六人は向学心に燃え、教員検定試験を受けて、小・中学校の教師になっている者、又は本土に出てかなりの地位に上っている者が多い。

○教職員名簿

出身地	職名	氏名	着任
和泊町古里	校長	重村　中久	二二・三
知名町田皆	教頭	根釜　富彰	二二・三
和泊町和泊	教諭	川畑　一朗	二二・三
全　和	全	東　愛久	二二・三
全　手々知名	全	谷元　義男	二二・三
全　皆川	全	皆吉　平	二二・三
全　後蘭	全	山下　窪義	二二・三
全　喜美留	全	福山　ユキ	二二・三
全　和泊	助教授	高瀬　恒秀	二二・三
全　和泊	全	秋葉　ミヨ	二二・三
全　手々知名	全	逆瀬川トキ	二二・三
全　手々知名	全	沖　次子	二二・三
全　瀬名	全	瀬島　達栄	二二・五
全　手々知名	嘱託	平瀬羊之助	二二・五
全　手々知名	教諭	大坪トシ子	二三・三

右職員は実業高等学校教職員としては廃校になるまでの二ヵ年であったが、その後沖永良部高等学校和泊教室の教職員となった者が多い。

○教育課程は、一応、国語・社会・数学・理科・音楽・

体操・職業（男―農・女―裁）・英語であったが、教科書は青年学校時代の教科書でそれすらほとんどなく、先生の一方的な講義であったようだ。英語は、米国生活の経験をもつ和泊一中の伊集院達教諭が英会話を中心に指導していた。音楽は、オルガンすらなく三味線で伴奏し沖永良部民謡等もとり入れていた。女子の裁縫は、特別教室が設けられミシンも二台あって洋裁の指導もあり生徒に喜ばれていた。

4　沖永良部高等学校

終戦後、教育界で最も大きなできごとは、従来の教育制度を六・三・三制に改革した事であった。前述のように二・二宣言によって本土と切り離されたわが奄美群島は、独自で教育審議会を設け、まず新制中学校の設置を行い、続いて新制高等学校の審議を行った。激しい論争の末沖永良部島にも高等学校を設置することが決まった。進学の道を閉ざされていた島の青少年にとっては、大変な喜びであった。

しかし戦後極端な物資欠乏の時代に、学校を創立するということがいかに困難なことであったかはいうまでもない。昭和二十四年四月一日に発足した沖永良部高等学校は、両町にあったそれぞれの実業高等学校で、和泊教室・知名教室として発足したのである。すなわち、当時の認可者臨時北部南西諸島知事宛に認可申請を行い、沖永良部学校組合立として設置したのである。

ア　学校設置の申請

(1)　高等学校設置認可申請書類

一九四九年五月　日

沖永良部学校組合長　和泊町長　東　仲一

臨時北部南西諸島知事　中江実孝　殿

高等学校設置認可申請提出の件

首題の件に関し別紙の通り認可申請書並に関係書類相添えて提出しますから御許可下さるよう御願い申し上げます

(2)　高等学校設置認可申請書

一、目的　略

二、名称　略

三、位置　略

四、学則　略

五、経費及び維持方法　略

六、学校開設の時期　略

(3)　和泊・知名両町学校組合設立許可願

沖永良部学校組合規約十四ヶ条を記載し提出

（内容略）

(4)　新制高等学校設立の件

一九四九年四月　日

和泊町長　東　仲一

(4)　新制高等学校設立の件

一九四九年四月　日

知名町長　藤村前吉

(5)　その他

○　沖永良部高等学校学則

○　施設

○　学科別教員需要数（付学級編成）

○　仮教場使用認可申請書

（右それぞれの内容を略す）

以上による沖永良部高等学校設置認可申請は、政文教第二二号によって、一九四九年三月三十一日付で許可されたのである。

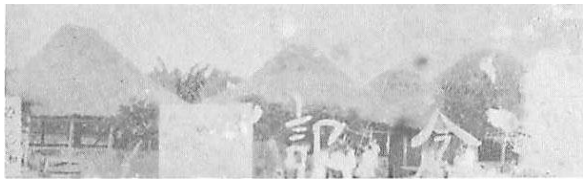

沖永良部高等学校和泊教室(昭和25年ごろ、当初は和泊一中も使用していた)

イ　沖永良部高等学校和泊教室

旧和泊町立実業高等学校で和泊教室として発足。実業高等学校二年の修業生を普通科二年として編入。新制中学校第一回卒業生から入学試験によって一年生を募集した。当時高等学校進学者は少なく、和泊教室での第一回卒業生(二十六年三月)は男八名女八名の計十六名であった。

ウ　沿革（二十八年度まで）

24年4月1日　沖永良部高等学校は、和泊・知名両実業高等学校を母体として沖永良部学校組合が設立され、和泊・知名両教室に分かれて発足した

24年6月13日　大島政庁立に移管、認可

25年6月13日　本校の敷地を現在地に決定した

26年6月25日　現在地に新校舎木造建二百四十万平方メートルが落成したので、和泊・知名両教室のかやぶきバラック六棟の移転並に備品を運搬した

26年9月10日　和泊・知名両教室の合回授業を開始した

27年3月1日　木造建百九十八平方メートル（講堂兼用）

仝　和泊	教　諭	梶原　俊雄	二四・六
仝　手々知名	助教諭	伊集院　達	二四・六
仝　和泊	仝	和　成子	二四・七
仝　伊延	使　丁	早川　登	二四・四

(三)　戦後教育の実態

1　校舎

太平洋戦争の敗戦により、完膚なきまでにいためつけられた学校の建物は、終戦直後二十年九月二十六日の猛台風により、さらに追い打ちをかけられたかのように壊滅的打撃を受けた。

和泊国民学校―東校舎（百二十坪）南校舎（百十坪）
　空襲により全焼、西校舎（八十坪）半壊
国頭国民学校―空襲により東校舎・本校舎・西校舎焼失　南校舎半壊
大城国民学校―全校舎機銃掃射を受け被害甚大
　台風により東校舎（六十坪）西校舎（百坪）倒壊
内城国民学校―台風により東校舎倒壊

戦争から開放され、一時閉鎖されていた学校を再開する

代	氏名	着任	離任	出身地
初代	重村　中久	24・4・1	25・9・29	和泊町
二代	肥後　業昭	25・9・30	28・8・31	和泊町
三代	大山　茂	28・9・1	29・3・31	知名町

オ　昭和二十四年度和泊教室職員名簿

出身地	職名	氏名	着任
和泊町古里	校　長	重村　中久	二四・四
仝　和泊	教　諭	川畑　一朗	二四・四
仝　和泊	助教諭	秋葉　ミヨ	二四・四
仝　和泊	仝	高瀬　恒秀	二四・四
仝　手々知名	仝	平瀬羊之助	二四・四

の校舎が落成した

27年7月　琉球政府機構改正により各実業学校及び普通高校設置
　沖永良部商等学校は両町連合教育委員会立となる

27年12月20日 沖永良部高等学校P・T・A結成

28年12月25日 奄美群島の日本復帰と同時に鹿児島県立として認可される

エ　歴代校長（二十八年度まで）


国頭国民学校の１教室（昭和21年ごろ）

に当たって、学校当局はまず校舎の整備を考えねばならなかった。しかし町財政は疲弊のどん底にあり、町民は食糧に事欠き、物資は窮乏し、とても以前のような校舎の復旧は不可能であった。当時の校長は、校舎建築に関する資材・労力を、自ら東奔西走してその確保に努めた。幸い教育に対する町民の熱意は高く、苦しさに耐えながら校舎建築に協力した。

　当時建てられた校舎はかやぶきで床はなく、土間に机・腰掛けを置いて授業を行った。中にはかや壁で雨戸もなく、雨が降ると風の強い時には教室の中までふきつけ授業が出来なかった。それでも校舎が出来て学校に行けることは、子供にとって大変な喜びであった。

　終戦直後の校舎建築は、校区民の協力により町有林（越山・松山・金毘羅（こんぴら））の松材を利用し、各字から持ちよったかやを使って建てた。大城国民学校沿革誌によると、

「昭和二十一年に前年九月二十六日の台風によって倒壊した東校舎（本校舎）西校舎の資材をあわせて東校舎一棟を建てた。又越山の兵舎三棟を移転して仮校舎を建てた。昭和二十二年に校区民の寄附金と労力奉仕で西仮校舎（六十坪）を建てた」とある。

　昭和二十三年、奄美群島にも本土に一年おくれて六・三制が施行され、新しく中学校を設置するようになった。和泊国民学校高等科で和泊第一中学校、大城国民学校・内城国民学校両高等科で和泊第二中学校、国頭国民学校高等科で和泊第三中学校を新設したが、和泊第一中学校は青年学校跡に、和泊第三中学校は国頭小学校敷地内に設置、ただ和泊第二中学校は大城・内城両小学校の中間にということでその用地確保が難航し、新しくできた中学校での授業開始は六月に入ってからであった。校舎建築は各学校それぞれに苦労している。和泊第一中学校に例をとって述べてみたい。

　和泊第一中学校は、青年学校の戦禍から逃がれたわずかの校舎（乾蚕室）「及び掘っ立て小屋を、実業高等学校と共同利用したが、廃屋同然でかろうじて使用していた。しかしそれでも教室不足は深刻で、直ちに校舎建築にと

くまねばならなかった。敗戦直後の経済破綻、二・二宣言による本土との分離で、校舎建築は不可能な状態であった。校長は自ら建築資材の確保や、大工工賃等の工面をしなければならなかった。東奔西走の結果、町議会議員、川辺隆義氏の紹介で西方村（現瀬戸内町）篠川の山林主と交渉成立、木材（杉・イジュー）を購入することができた。発動船を借り切り、行きは各字から集めた甘藷を費用の一部として船に積みこみ、帰りは木材を運んで建築資材にした。

桁・梁その他に使用する多くの松材は、谷山の町有林から伐採し、それを生徒と校区民が担いで運搬し、屋根ふき用のかや等は校区民が供出した。工事は棟梁大脇福寿氏はじめ大工一同が献身的に努力し、キンジは各字ごとに婦人が、から芋や手製の茶うけを持ち寄り、全校区民の協力で、東校舎（六十坪）が出来上がった。

机・腰掛けが不足したので、町有林の大きな松の木を伐採し、山吉盛氏その他の木引職人を頼んで製材し、松材の重たい机や腰掛けをつくった。



和泊第一中学校

右モクマオウの後にかくれている芽葺き（壁の一部が見える）が、昭和23年10月校区民の奉仕によって建てられた校舎。
中央から左の平木葺きは昭和26年に町予算で建てられた校舎。

2　学童の実態

奄美大島の教育（昭和二十八年四月　奄美大島教職員組合編集）は次のように述べている。

ア　就学の状況

○　学童数の増加

表1　児童数・生徒数の変化と指数　（指数　昭和26年度100）

校種＼年度	小学校		中学校		高等学校	
	児童	指数	児童	指数	児童	指数
昭和26	30,519	100.00	14,725	100.00	2,841	100.00
〃 27	31,665	103.78	15,213	103.30	2,969	104.51
〃 28	31,741	104.00	15,309	103.97	3,148	110.81

図1　未就学原因調

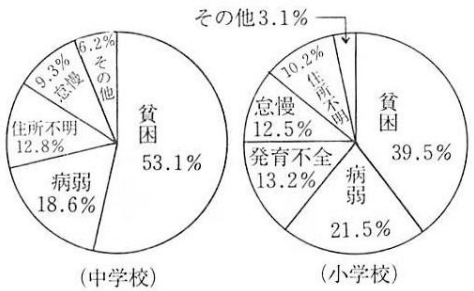

復帰前三ヵ年間の学童数の変化を示せば、表1のとおりであるが、人口の増加とともに、学童数は増加の一途をたどっている。このような増加傾向は、単に教室不足問題をおこすのみならず、教職員の定員増加の必然性と教員の質的問題も起きてくるのである。

○　学童の未就学状況

奄美群島学童の就学状況はどうなっているか。学齢になっても義務教育を受けていない学童の数は、逐年増加し、奄教組の統計の推定では、長欠を含む未就学学童は、全群島で小学校約三一〇人（全児童の一％）中学校約六〇〇人（全生徒の四％）で、群島経済の窮迫に比例して増加する一方である。なお戦前の義務教育就学率は九九・九七％（昭和十七年部勢要覧）であった。

○　未就学の原因

この未就学の原因を調べると第一図の通りである。小・中学校とも貧困のための未就学が圧倒的な比率を示している。これは、大島群島の経済生活が破綻をきたしつつあることをあらはすものである。次位は病弱であるが、これは食生活の窮迫と栄養不足に依る結米が考えられる。

家庭貧困のための未就学児童・生徒のほとんどが、子守・立売等を余儀なくされている。いたいけな小学校二・三年生か学校に行かずに子守をしているのをよく見うける。なお中学校では、家事に従事する生徒が殆どだが、中には大人に交じって日雇い労役に従事して、家計を助ける者もいる実状である。

イ　学力

壊滅的打撃を受けた上に、二・二宣言によって本土と分離された大島郡は、国・県からの補助費の杜絶、輸出入の不均衡等による経済力の極減によって、日常生活は脅かされ、精神的空白と経済的貧困から、戦後数年経っても中々立ち直れなかった。教育界もしかり、校舎復旧の遅れ・教育施設の不備・備品の不足・教科書の不足・

図2　本土学童との比較（昭和25年度）

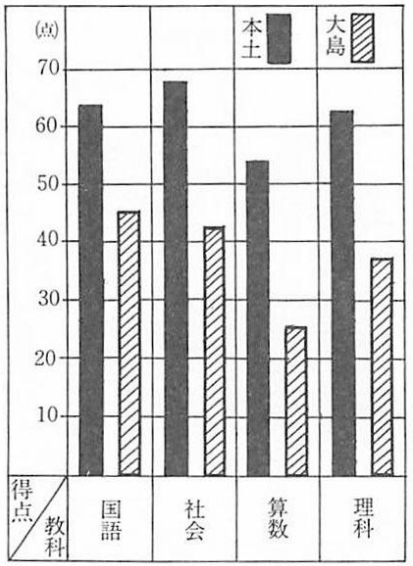

表2　小学校卒業生実力テスト成績表

検査人員　4,323 人（昭和 25 年実施）

教科＼得点	85 以上	55 以上	54 以下	0	平均
国 語	9.0%	35.1%	51.2%	4.7%	45 点
社 会	8.4	23.4	60.1	8.1	42
算 数	1.3	11.1	82.8	4.8	25
理 科	1.7	19.1	74.0	5.2	37
4 教科	5.1	22.2	67.0	5.7	

表3　本土学童との比較（昭和 25 年度）

	国 語	社 会	算 数	理 科
大 島	45	42	25	37
本 土	63	68	53	62

（注）＝本土とは鹿児島県枕崎市学童の成績。

指導要領の不徹底等により、本土で次第に正常化しつつある学力が伸びなやんでいる現状である。

昭和二五年に文教部が全郡一斉に実施した、小学校卒業生学力検査の結果があるので記載する。（表２）百点満点で平均点が、国語四五点・社会四二点・算数二五点・理科三七点である。これを八五点以上・五五点以上・五四点以下・零点と四つに区分してみると表２の通りである。特に四教科平均五四点以下が六七%、解決不能の零点が五・七%という甚だしい学力の低下ぶりである。

本土でも学力低下が社会問題としてクローズアップされているが、大島郡の学童の学力よりは、はるかに優秀である。同じ学力検査で本土の学童（鹿児島県枕崎市の学童）と比較して、大島郡の学童は国語一八点社会二六点算数二八点理科二五点と各教科ともものすごく低下している。（表３及び図３を参照）

この学力検査については各市町村別の記録があるが、他町村は省き、和泊町と名瀬市の成績結果を示す。和泊町は国語・算数に於て名瀬市より高く、社会・理科が名瀬市より低い。（表４を参照）、大島郡の政治的中心地名

図3　高校入試学力検査成績

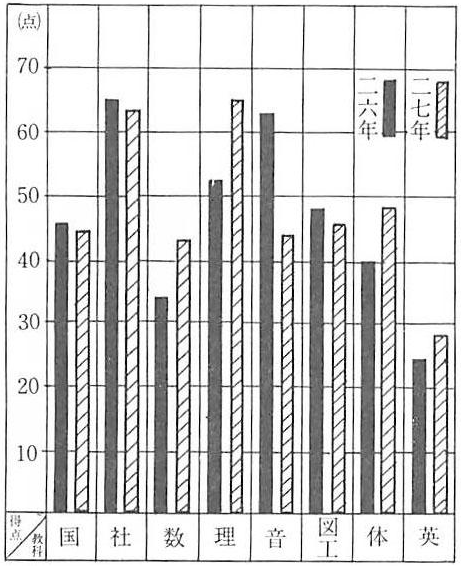

表4　小学校卒業生学力テスト市町村別抜すい成績表　（昭和 25 年度）

教科＼市町村別	人員	国語	社会	算数	理科	平均
和泊町	317	58	47	32	43	45.0
瀬名町	476	43	49	31	44	41.8
全　群	4,323	45	42	25	37	37.5
枕崎市		63	68	53	62	61.5

表5　高校入試学力検査成績

教科＼年度	国	社	数	理	音	図工	体操	英
昭和 26 年	46	65	34	52	63	48	40	24
昭和 27 年	44	63	43	65	44	46	48	28

表6　田中Ｂ式知能テスト成績比較

	最優	優	中上	中	中下	劣	最劣
大島郡	0	6	16	33	28	13	4
東京都	3	10	18	39	18	10	2

図4　田中Ｂ式知能テスト成績比較

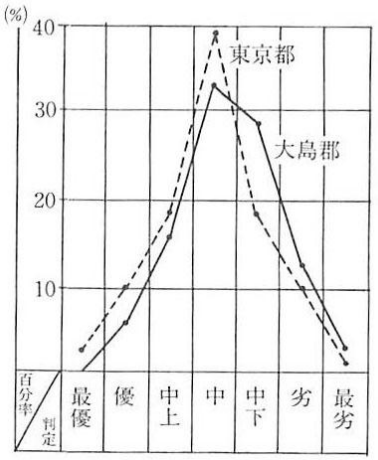

瀬市と比較して、本町が見劣りしない学力を持っていたということは、色々な原因があったろうが喜ばしいことである。

中学校生徒の学力低下も同様に甚だしい。昭和二六年二七年の高校入試の学力検査の結果（表５を参照）でわかるように一番目立つのは、外国語能力の不足である。これは教員組織の脆弱性が大きく作用している。英語教師の有資格者が少なく、時の校長が英語教師を求めるのに苦労した時代である。

しかし大島郡の学童の知能（田中Ｂ式による測定）は

本土（東京都）学童に比較して、極端な落差は認められない。（表６及び図４を参照）

ウ　体位

○　体位の低下

戦前戦後を通じて、大島郡の学童の体位がどんなに変ったか、興味ある資料があるので述べてみたい。昭和二二年度から二六年度までは、統計法に基づき群島政府時代文教部が実施した身体検査の統計が、大島の学童の体位を知る唯一の資料である。

さて全郡的に見て図５・６・７にもあらわれているように、昭和十八年度まで漸次上昇しつつあった学童の体位は、昭和二十一年度は著しく体位が低下し、その後二十三年度まで回復に向いつつあったようであるが、その翌年から再び低下し始めた。

昭和二十二年の大島郡と本土の体位の比較、昭和五十八年の和泊町と本土の体位を比較したのが表７であり、身長を折線グラフで比較したのが図８である。男・女とも現在の本町学童の体位が本土と比較して少しもそん色がないのに、終戦直後の学童はいかに劣っていたかがわかる。なお昭和二十二年度の十三歳は昭和九年生れ

表７　本土と大島郡の体位比較表

			年令	6	7	8	9	10	11	12	13
昭和二二年度	男子	身長	全国	108.5	113.8	118.2	122.0	126.4	130.6	135.5	140.5
			大島	104.0	108.8	112.5	117.0	120.2	123.9	127.0	131.8
		胸囲	全国	56.5	58.5	59.8	61.2	63.4	65.6	66.8	69.5
			大島	55.6	57.0	59.5	61.0	62.8	64.2	65.2	68.0
		体重	全国	18.6	20.4	22.0	23.9	26.1	28.2	31.2	34.9
			大島	17.8	18.8	20.8	22.6	24.7	26.0	26.7	28.8
	女子	身長	全国	108.0	112.5	116.8	121.5	125.6	130.8	137.0	141.8
			大島	102.7	106.8	111.2	116.0	119.0	123.5	128.2	132.6
		胸囲	全国	56.4	57.2	58.8	60.0	61.0	64.0	66.6	69.4
			大島	54.0	55.8	57.5	59.0	60.8	62.2	63.8	66.8
		体重	全国	17.9	19.5	21.6	23.6	26.0	28.4	31.7	36.2
			大島	16.0	18.8	20.5	21.7	23.8	25.1	28.8	31.0
昭和五八年度	男子	身長	全国	115.9	121.5	127.0	132.2	137.3	142.8	150.0	57.5
			大島	115.9	119.0	125.7	130.8	135.8	142.4	149.7	157.7
		体重	全国	20.9	23.0	26.1	29.1	32.3	36.1	41.7	47.2
			大島	21.7	22.7	25.6	27.5	31.0	36.9	41.2	46.8
		胸囲	全国	57.6	59.7	62.0	64.2	66.7	69.3	72.6	76.1
			大島	57.2	58.9	61.8	63.1	65.1	86.6	73.9	78.1
	女子	身長	全国	115.2	120.8	126.3	132.0	138.3	145.0	150.7	154.3
			大島	114.2	118.5	125.7	131.4	136.4	143.2	149.8	152.7
		体重	全国	20.5	22.8	25.6	28.8	32.6	37.4	42.6	46.0
			大島	20.2	22.4	27.1	29.6	31.7	37.5	42.5	45.8
		胸囲	全国	56.3	58.2	60.5	63.0	66.2	70.0	74.3	77.2
			大島	55.8	59.0	62.3	64.3	65.4	70.0	76.4	79.5

図５　身　長

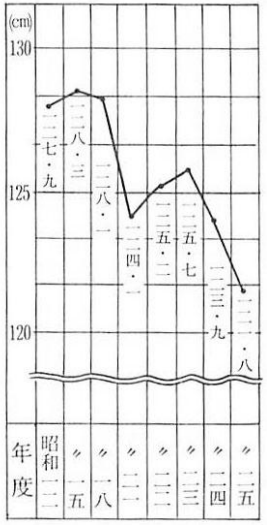

図６　体　重

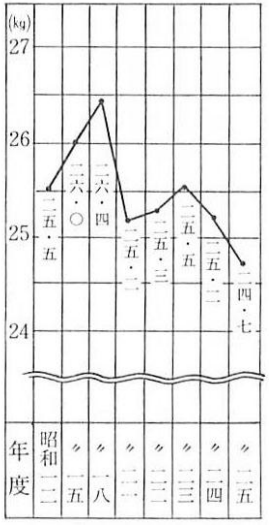

図７　胸　囲

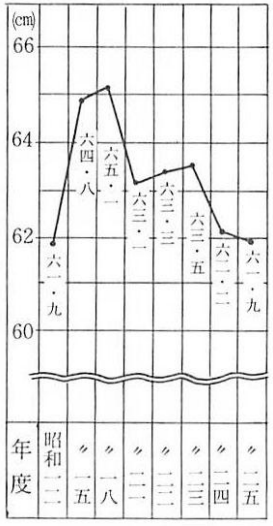

図８　本土と大島郡の身長比較

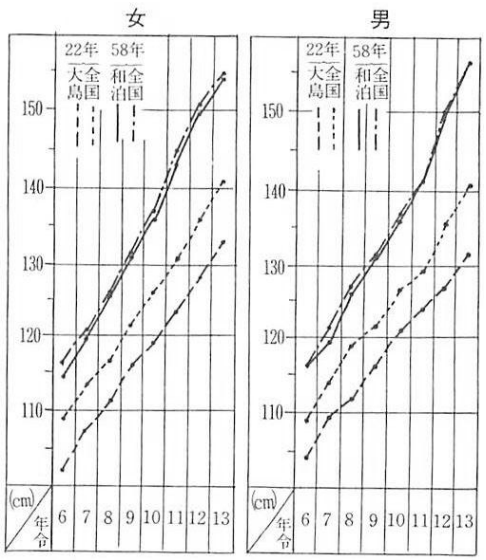

なので終戦前から劣っていたことが想像出来る。

3　教科書

戦後の授業再開に当たって急がねばならないものの一つに教科書の改訂があった。しかし、占領管理のもとにあって、また極端な物資不足のもとで、教科書の抜本的改編をただちに行うことは不可能であった。そこで、文部省はとりあえず二〇年八月二八日、「教科用図書・教材について、その取扱いの注意」を指示し、次いで、九

月二〇日、「終戦に伴う教科用図書取扱方に関する件」として、次のような通達を出した。

「中学校・青年学校及国民学校ニ於ケル教科用図書ニ付キテハ追而何分ノ指示アルマデ現行教科用図書ヲ継続使用シ差支ナキモ戦争終結ニ関スル証書ノ御精神ニ鑑ミ適当ナラザル教材ニツイテハ左記ニヨリ全部又ハ部分的ニ削除シ又ハ取扱ニ慎重ヲ期ス等万全ノ注意ヲ払ハレ度此段及通牒」

その中で、「省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ」として

「(イ)国防軍備ヲ強調スル教材

(ロ)戦意昂揚ニ関スル教材

(ハ)国際和親ヲ妨グル虞(おそれ)アル教材

(ニ)承詔必謹ノ点ニ鑑ミ適当ナラザル教材」

などをあげ、さらに、「削除スベキ教材又ハ取扱上注意ヲ要スル教材ノ一例ヲ国民学校後期用国語教科書ニツキ示セバ概ネ次ノ如シ」として、具体的教材の一部を次のように例示したのである。

「ヘイタイゴッコ・海軍のにいさん・病院のへいたいさん・にいさんの入営・満州の冬・金しくんしょう・支那のこども・神の剣・潜水艦・ゐもん袋・三勇士・広瀬中佐・水兵の母・朝鮮のいなか・ダバオ・シンガポール陥落の夜・輸送船・もののふの情…など。」

奄美群島も二十年十月一日、ガービルド大佐以下六十名の米兵が来瀬した際、教科書について、軍国色の教材は廃止または削除するよう指示が出されている。現場の教員は、これらの指示に基づいて、不適当な箇所を墨で塗りつぶさせ、古い教科書を使用させていた。このような古い教科書でもあればよい方で、大部分の子供は本を持たず学用品も乏しく、先生の話を聞くのみの授業であった。しかしこのような状態は、長くは続けられなかった。二十三年四月一日から発足した教育改革六・三制実施に伴って大きな問題の一つは教科書であった。

そこで、本土の教育資材収集のため、名瀬小学校の森田忠光教諭と名瀬中学校の深佐源三教諭両人が、教職員連盟の代表として二十三年六月十九日本土へ密航し、各種教科書を持ちかえった。その教科書をガリ版刷りにして、全郡の小・中学校に配ったのである。これは新聞教科書といわれ、まことにおそまつな教科書であった。しかしこれによって本土と同じ教育内容の教科書による教

育指導が出来たのは、両氏の苦労のたまものである。それすらも、インクと紙の不足から全郡の学童に配ることは出来なかった。

その前、永田教諭が教育課程に関する文部省通達の書類をもちかえったことがある。当時、学校教育法の内容はおぼろげながらわかっていたが、単位をどれくらいとればよいかという学校教育施行令の内容が全然不明であった。教育関係者が多数集まり、この書類を囲んで「施行令」を吟味したが、その内容がどうしてもわからない。それもそのはず通達書は後半分だけ持ちかえっていたという笑えぬ笑い話もあるが、当時の教育者のなんとかして本土並みの教育をしようとする熱意のあらわれであった。

表8　使用教科書受給状況

(昭和28年3月現在)

学年	児童数	受給教科書	不足教科書	不足%
1年	4,940	23,650	20,810	47
2年	4,740	18,550	28,850	61
3年	5,340	24,270	34,470	59
4年	5,640	33,060	62,820	64
5年	5,440	30,730	81,600	73
6年	5,641	32,870	51,745	61
計	31,741	163,130	280,290	63

教科書をかえなかった学童の内訳

○古本を使用するもの……42%

○教科書なしで学習するもの…21%

本土と同じ教科書を使用するようになったのは、復帰前の二十八年四月からであったが、絵本のような高価な教科書故、当時の豊かでない家庭にとって、それは大きな経済負担であった。二八年三月末の大島郡全体の受給状況は上記のようである。

二八年度になって始めて政府から、貧困児二〇〇三名分の教科書補助費が支給されたが、これは貧困児童数の半分にも満たない数でした。しかし復帰後二九年度には、小学校・中学校の全児童生徒に、教科書会社から無償で一年間配布するようになった。島民の喜びはいいしれぬものがあった。

二　教育委員会

奄美群島の教育委員会について、大島教育事務局は「戦後の奄美の教育」で次のように述べている。

昭和二十七年二月二十八日、民政府令六十六号として「琉球教育法」が公布された。その主な内容は次のとおりで、「第五章第一条　現在市町村の首長の管理する地理的境界は、法律に従って変更するまで、又は変更のない限り教育区の境界とする」によって市町村単位の教育区が出来た。

したがって「地区教育委員会」とは、一般行政区画と現在は同一であるが、市町村とは全然別の教育行政区画

であって、市町村教委とは呼ばない。区教育委員会は、その教育区に関しては、予算権も人事権も持つのである。区教委は五人または三人（人口五千以下の村が三人）の教育委員によって構成され、そのうち一人は市町村長が有識委員となり、一人は婦人委員である。有識委員以外は教育委員公選によって選ばれる。

「地区連合教育委員会」は二つ以上の教育区が連合して一つの地区をつくるのであるが、その地区の決定権は中央教育委員会にある。奄美群島内には次の連合地区が設定されていた。

名瀬地区―名瀬区・三方区・住用区・大和区
　後に与論区と宇検区が希望により、名瀬地区に編入された。
笠竜地区―笠利区・竜郷区
瀬戸内地区―古仁屋区・西方区・鎮西区・実久区・宇検区
喜界地区―喜界区・早町区
徳之島地区―亀津区・東天城区・天城区・伊仙区
沖永良部地区―和泊区・知名区・（与論区）

この地区連合委員会は、地区内の教育行政職員および指導主事を中央委員会に推薦する。教育長は連合地区に一人ずつ置かれ、連合委員会の推薦によって中央委員会が任命する。つまり、地区教育長は、その地区内のすべての区の教育長を兼ねていた。教育長は区委員会の被雇傭者ではなく、文教局職員である。（大島郡全体の教育行政責任者はなく、ただ、文教関係の支出について、奄美地区の支出検証官を、名瀬地区教育長が兼ねているだけである。）

区教育委員会は、琉球教育法により完全に予算を持つことになっていることは前述のとおりであるが、その成立の前に、公聴会を開いて適当なる修正意見をきくことが規定されている。かくて成立した予算により必要金額を教育税として賦課徴収の義務を負わねばならない。しかも怠慢によって賦課徴収に不都合があった場合は、市町村長は民政府令違反として罰則によって処罰されねばならない。しかし、教育税の賦課徴収に関しては、琉球の市町村制法規には何ら規定がないので、具体的に技術的に幾多の困難があるにもかかわらず、ただ民政府布令で教育税の賦課徴収を押しつけたことになっている。このことがかえって、教育税の適正な賦課徴収を困難ならしめる最大の原因でもあった。

前述のとおり教育税については、市町村制には何ら規定もないまま、教育法ではそれを規定してあるので、市町村長は有識教育委員との二重人格となり、市町村と区教委の板ばさみとなった。しかも布令による処罰の恐れもある。このような性格の教育税であるから、市町村ことに議会にとっては、はなはだ迷惑千万であり、不愉快なものであったと言わねばならない。教育税の賦課徴収には多大の困難があるばかりでなく、教育税というかつて聞いたことのない独立税によって教育をまかなうというので、区教委ができたために税負担が過重になったという不平も多く出てきた。

教育長事務所は各連合地区に置かれているものであり、中央政府文教局の出先の性格が強い。また行政権を持たないし、教育長は各教育区の教育長ではあるが、区教育雇用者ではない。このことは教育を地域住民の手にゆだねるという教育委員会設置の主旨にもとるのである。なお教育長事務所は各連合地区単位であるが、教育委員会は各市町村単位に置くよう条文化されている。

沖永良部地区教育事務所（二七年六月一日付）

教育長……赤池　信　（52歳）五八七〇円
主　事……重村邦英　（48歳）四四三〇円
給　仕……神田テル子（21歳）二〇〇〇円

和泊町教育委員会

議　長……柏　誠之助（57歳）五六〇〇円（年）
委　員……豊山英敏　（52歳）仝
仝　……中屋利秀　（36歳）仝
仝　……西田フユ　（40歳）仝
委　員……東　仲一　（64歳）
会計士……橋口俊良　（35歳）二五〇〇円

このようにして祖国復帰を迎えたのであるが、昭和二十八年度までは旧法のままの体制で行政は施行され、翌年四月から本土の新法へと移行されたが、昭和三十一年十月一日から市町村単位となり、地区連合教育委員会制度はなくなって、ここに新しく和泊町教育委員会制度が発足したのである。

三　教職員組合

敗戦後の教育界を、まず教職員自らの力で再建しよう

と、昭和二十二年笠利村の中堅教師、西・上田・荒田の諸氏が中心となって、笠利村教職員組合を結成した。これを全郡組織の足がかりとして、「全北大島教員組合準備会」を結成しようと、まず名瀬市・大和村両地方の有志教員によびかけた。しかし、結成まぎわになって、「軍政下における労働運動」についてさまざまな問題にぶつかり、いろいろな意見がでて、ついに結成を見るに至らなかった。その後、「北大島民主教育研究会」の結成を呼びかけたが、名瀬教職員の賛同を得ることが出来なかった。翌二十三年笠利村教員総会を開催して、教育再建のため教員の生活保障を確保しようとよびかけ、三十七名の教師たちがこれに結集した。ついで隣村の竜郷村でも教員組合が組織された。

一方、低物価政策が失敗におわり、ヤミ物価が横行して公務員の給与三〇〇円ベースではどうしても生活がなりたたないため、昭和二十二年七月になって、臨時政庁・名瀬市役所・郵便局・学校教職員らが、「名瀬市官公庁職員組合」を結成、臨時突破資金要求大会を開催して、公務員の賃上げ要求を決議した。これがやがて全郡的な組織結成のきっかけとなり、八月中旬軍政府に認可申請したところ、口頭で認可があった。この結成大会には、全郡二十町村の各公務員代表が参集し、スローガンには最低賃金制の確立・労働法規の制定促進・勤労所得税の撤廃などを掲げ、宣言には民主的大島建設のため軍政府に協力して云々と、常に軍政府に協力的な文句を入れた。委員長は竹山茂一、副委員長に文英吉、書記長は当喜島、事務局長は泉俊義であった。具体的なものとして、給与制度の改革・平均賃金二五〇〇円、完全カロリー（二四〇〇カロリー）配給の要求で、運動展開の結果、三〇〇円ベースから三六〇円に増額、その後七五パーセント増で六三〇円ベース、補給食糧一八〇〇カロリー、年四回の衣料特配があった。さらに同年十二月には越年資金として四割を要求し、もしこれがいれられない場合は、全公務員辞表を提出するという最終的決意をもって、当局と折衝を重ねた結果、この要求もかちとった。

当時の要求事項は、すべて知事を通して軍政府に提出することになっていたが、直接軍政府と対決することもあり。教職員・政庁・各町村役場職員・逓信従業員ら、全公務員が一つの組織のもとに結束して、要求貫徹に努力をしていた。

昭和二十四年九月、全官公組は第二回大会を開催し、①二四〇〇円ベースに給与引上げ、②労働法規制定促進をきめ、委員長に文英吉、副委員長に喜久圭吾、米田米為、書記長に曽我源蔵の諸氏を選出した。組合の闘争はつづけられ、その年の十一月には臨時食糧手当・扶養家族一人当三〇円、ただし一五〇円を限度とするをはじめ、十二月には年末手当十割支給、二十五年三月には退職・死亡・殉職給与支給規定の公布、同年六月二割増俸による九六〇円ベースの獲得、九月には一〇〇円のベースアップによる一〇六〇円ベースと、つぎつぎに組合運動の成果をあげた。

さて昭和二十四年五月十七日には「奄美大島連合教育会」が「奄美大島連合教職員組合」として発足し、連合逓信会とともに、二十五年十一月に、「全官公庁職員組合」より離脱して、独自の立場で組合運動を展開していった。連教組では、二十五年五月中旬の大会で、「教職員給与枠の引上げ」を要求することを決め、六月はじめの大会で、もしこの要求がいれられない時は、「五日制」を実施することを決議した。賛否両論はげしく対立する世論のわく中で、六月十七日実施にふみきった。二十八年四月一日には「奄美大島連合教職員組合」が「奄美大島教職員組合」となった。

奄美大島教職員組合機構（昭和二十八年度）

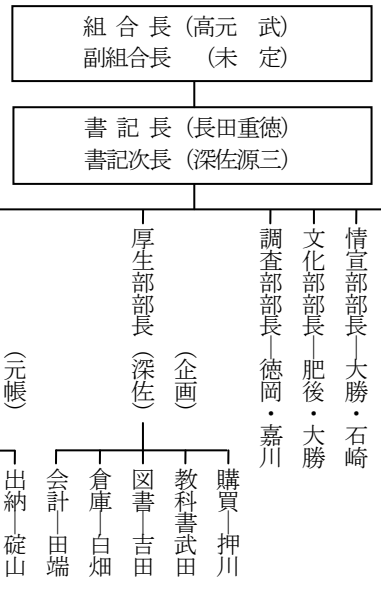

（「名瀬市誌」および「奄美大島の教育」による）

四　社会教育

(一)　青年団

敗戦により、一切のものが灰塵化し、すべてのものが根底から覆され、それに伴い政治・経済・文化・思想等すべての分野にわたって大きな打撃を受け、国民は虚脱状態と無気力になってしまった。我が和泊町も例外ではない。引き揚げ者による人口増加、加えて二・二宣言による行政分離は、経済的に極度の貧困をもたらした。将来を閉ざされた青少年は希望を失い、ただ食うため、飢えをしのぐための動物的生活を強いられた。このことは、自然青少年の非行を招来する大きな要因となった。このような時、このままではいけないと若い青年の有志が起ちあがり、青年の団結と行動によって青少年に希望を持たせ、町の治安を保ち復興に貢献しようと、青年団の組織がつくられていった。

1　青年団の組織

ア　和泊町青年団

内城校区は、終戦後間もなく青年団を結成し、金元良治を団長として活動していた。その他字単位に青年団を組織し活動していたところもある。

和泊町としては、団長・向井清直、副団長・沖治・福峯つる、校区団長に、和泊・重信森里、国頭・福秀頼、大城・玉井浦秀、内城・金元良治を推し、団員千四百余名の和泊町青年団を結成したのが、昭和二十一年四月十七日である。

イ　奄美連合青年団への加入

名瀬市の青年団が結成されたのは、昭和二十一年二月六日である。行政分離後、三月軍政府開設、名瀬市制施行に伴い、名瀬市青年団の本部機構を強化した。名瀬市を中心に、全郡的な青年団団結の声が上がり、各町村に呼びかけ、同年六月五日奄美連合青年団の結成をみた。団長に田畑謙介を迎え、今後の活動方針・組織等について意見がかわされ、青年団の団結が約束された。

我が和泊町からは、団長・副団長・各校区団長が参加し、青年団の強化に強い意欲を持って帰った。

2　青年団の活動

ア　行事

○　運動会

奄美連合青年団の結成は、各市町村青年団幹部の話し合いの場となり交流の機会ともなった。まず知名町山本青年団長に呼びかけ、両町青年団主催の運動会を計画した。これは過去に行われたこともあったが、色々な事情で立ち消えになっていた。しかし青年に活気と希望を持たせようとふたたび持ち上ったのである。そして計画は細心の注意をはらい、両町の全国民学校長の意見を求め、両町長の応援を得て、沖永良部青年団運動会が、昭和二十一年十月に下平川国民学校で行われた。しかしこの連動会は永続きしなかった。

なお、国民学校（学制改革後は小学校）運動会においては、各学校区ごとに必ず青年団の字対抗競技のプログラムも組まれ、各字ごとに組織を通じて練習を行っていた。

○　相撲大会

相撲熱は非常に盛んで、二十二年には前久茂氏を会長とする相撲協会が発足し、相撲に対する一般の関心はますます盛り上がった。そしてその運営は青年団が行っていた。

毎年高千穂神社境内において、四小学校区対抗の相撲大会が開かれていたが、特筆すべきことは、徳之島町の重村青年団長に呼びかけ、二十二年九月高千穂神社境内において徳之島の選手を迎えての相撲大会を行ったことである。現在の高砂親方（横綱朝汐関）も当時、米川の姓で徳之島代表選手として出場した。翌二十三年には徳之島より招へいを受け、和泊町選手団は徳之島における相撲大会に出場した。

昭和二十五年以降名瀬市において、各市町村対抗の相撲大会が催され、和泊町からも毎年多数の選手が出場した。大会前になると選手の練習が盛んで合宿までしたが、その賄い等はすべて青年団によって行われた。

イ　治安への協力

敗戦による精神的打撃、極度の食糧不足は、島民の道徳的意識の低下をもたらし、盗難・けんかその他の不祥事も発生しがちであった。団員は互いに自分の行動について自戒するとともに、進んで夜警を行い、社会の安寧秩序の保持に貢献してきた。

当時の警察署三島部長は、向井青年団長に安寧秩序の保持について、その協力を依頼していた。二・二宣言に

よって行政分離された奄美群島は、本土との交流を一切打ちきられ、物資の欠乏はヤミ舟の横行をうながした。米国軍政府のヤミ舟取り締まりの命を受けた当時の森田警察署長は、その手助けを青年団に依頼したこともある。

ウ　政治への関心

青年団員は、その資質の向上に努めるとともに、社会奉仕活動を行った。また政治についても深い関心を持ち、そのあり方についてかなり討議がなされた。まず強い団結力をもって議会議員に金元良治・沖治・福秀頼の三氏を、和泊町青年団推薦で送っている。

青年団は、常に民主的な政治のあり方に深い関心を持ち、二十二年五月には青年団幹部が、町議会議員と語る会を持ったこともある。

エ　復帰運動

二十八年二月一日から三日まで、亀津で全郡青年団長会が開かれ、今後の活動方針・組織問題や復帰運動に関することが検討され、最後に宣言文が採択された。その中で「直面せる民族の悲願、日本復帰貫徹に総力を結集する」と力強く宣言した。この会に出席した青年団長大脇達夫氏は、帰島後他の団体と協力して復帰運動を推進した。

(二)　婦人会

1　和泊町連合婦人会の誕生

昭和二十六年全町各部落の婦人会長が集まって、和泊町連合婦人会を結成し、初代会長に橋口初枝氏を選出した。橋口氏は昭和二十六年十二月一日付で農業改良局生活改善普及委員に任命され、婦人会とは密接な関係にあった。

この時から奄美群島連合婦人会が誕生しており、和部落婦人会の会計簿によると「昭和二十六年十月五日に奄美群島連合婦人会費として一人二円当、計一三六円支出、十一月十八日、群島婦連へ和泊町代表者出会旅賞として一人三円当、計二〇四円を支出」と記録されている。

2　和泊町婦人幹部会

部落婦人会を盛りあげるためには、まずリーダーの研修が必要であるとして、毎月四日を定例日として昭和二十七年四月に、和泊町婦人幹部会が発足した。

※　和泊町連合婦人会会則

第一条　この会は　和泊町連合婦人会と称す。

第二条　この会は　和泊町内に在住する婦人会員をもって組織する。

第三条　この会は　事務所を和泊町中央公民館におく。

第四条　この会は　会員の教養を高め日常生活の向上を計り、各部落婦人会相互の連絡強調を図ることを目的とする。

第五条　この会は　目的達成のために左記の事業を行う。

1　幹部の研修会

2　会員の生活改善ならびに農村文化向上をはかるための活動

①　幹部研修会

②　会員の生活改善ならびに農村文化向上をはかるための活動

イ　体験発表会・展示会・品評会

ロ　校区婦人総会

ハ　部落婦人常会

③　講演会・講習会の開催

④　その他目的達成のために必要な活動

第六条　この会に左の役員をおく。役員は幹事において選出し、その任期は一年とする。会長一名・副会長二名・書記会計一名・監事三名・顧問若干名

1　会長は会務を統轄する。

2　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務代行をする。

3　書記会計は事務処理並びに会計をあずかる。

4　監事は会計監査を行なう。

5　顧問は旧会長・官公署長・学識経験者を推載し、会長の諮問に応ずる。

第七条　この会の会合は次のとおりとする。

1　総会　会長これを召集し、毎年二月に開催する。

2　幹部会　幹部をもって組織し月一回行なう。例会日は毎月四日とする。

3　校区総会は年二回又は三回校区会長これを召集する。

第八条　この会の経費は会員の負担金・事業収入及び助成金又は寄付金をもってあてる。

第九条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終りとする。

第十条　この会の会則は昭和三十三年八月四日から施行する。

第十一条　会則の改廃は幹部会においてなすものとする。

第十六節　復帰運動

沖永良部・与論二島分離反対運動

昭和二十七年（一九五二）

◎九月二十六日、午後七時、N・H・Kはトップニュースで「奄美大島が日本に帰ることが有望になった」という一大朗報を伝えた。

◎九月二十七日、本日の旬日新聞はマーフィ大使と岡崎外相の会見記事を掲げ、マーフィ大使が「北緯二十七度半以北の奄美諸島の施政権を日本政府に返還するか、委任するかを考慮中である」と語ったと報じ、同日の朝日新聞は「奄美大島の行政権を返還する地理的な範囲はまだ話し合いは進められていない。」と報じた。

奄美社社長武山宮信氏はこの記事を見て直ちに、東和泊町長・岡本知名町長・竜野与論村長・名瀬沖洲会長・名瀬与論会長・名瀬奄美支社へ速報し、二島分離措置絶対反対大会を開いて、強く反対運動を起こすべきであることを提唱した。



奄美社長　武山宮信氏

◎昭和二十七年九月三十日、名瀬在住町田実文・高元武・坂元原澄の三氏より和泊郵便局長西政幹氏あての電信。

昨二十九日、下記の通り、鹿児島奄美社より、当地奄美社に入電あり。貴町長より閲覧依頼あるときは差支なし。大島・徳之島・喜界島の施政権日本に返還す。返還情報に歓喜あふれている。しかし具体的決定公表までは油断なく三権全部の公使権放棄・即ち条約三条の廃棄運動を切望する。同時に永良部・与論分離絶対反対を叫ばれたし。ここ沖洲会は三日総会を開き、大島郡南部祖国復帰同盟を結成、全国同胞に提唱することを決議する。

町田・高元・坂元

○同日、名瀬沖洲会及び与論会より入電。

日本復帰の件和泊局長へ電した。見られたし。大島在住沖永良部・与論島民は、十月一日午後七時より総決起大会を開催する。地元の奮起を熱望する。大会準備委員町田・高元・坂元

○同日、奄美大島連合教職員組合より入電。

「日本復帰の入電中、永良部・与論分離のことあり。遺憾にたえず。われら分離絶対反対を叫び運動に着手せり。貴地にても奮起せられたし。」連教組

○同日、奄美連合全国復帰対策委員会副委員長西田当元氏へ電請

「奄美日本復帰の中、永良部・与論分離のこと報あり。事実なりや。その真相を確かめ、至急返乞う」和泊町長

◎昭和二十七年九月三十日午前十時　緊急対策協議会開催。

参集者

町議会議員全員　　町内各部落会長全員
各学校長全員　　町連合青年団長
沖永良部警察署長　　各校区青年団長全員
和泊郵便局長　　各部落青年団長全員
社会教育主事　　町連合婦人会長
登記所所長　　各部落婦人会長全員
内城試験場長　　古里郵便局長
沖永良部高校長

協議決定事項

一　町民大会開催のこと

○三十日、突然の悲報に驚いた町民は仕事も手につかず、その真相を確かめようと町役場につめかけた。二十六日報ぜられた「奄美大島全域復帰可能」と言うラジオニュースや、本土在住の肉身・友人・知人からの通報で、天地もひっくり返るほど飛び上がって喜んだその直後のことだけに、住民の驚きと嘆きはその極に達した。

沖永良部高校生が、この悲報を聞いたのはちょうど授業中であったが、即刻授業を中止して生徒大会を開き、「祖国に帰れるか帰れないかの瀬戸際に学問どころではない。すべてのものを犠牲にしてでも祖国に帰らなければならない。そのためには学業の放棄もやむを得ない。」

と悲壮な決意を固めた。

◎　第一回和泊町町民大会
　日時　昭和二十七年十月一日
　場所　和泊小学校南校舎
(一)決議事項
　1 沖永良部・与論二島分離絶対反対の猛運動を展開する。
　2 断食祈願
　3 日本本土に復帰陳情委員派遣のこと
　4 宣言・決議文の採択
(二)決議文
　最近の新聞報道によれば、マーフィ米国大使と岡崎外相との会見に於いて、占領下の大島郡を北緯二十七度半を以て南北に両断し、その北部の施政権を返還するか、委任統治にするかを考慮中とのことである。委任統治などとは以っての外、速やかに施政権を全面返還すべきである。然るに依然として占領を続けることは承服出来ない。沖永良部には、米軍軍事基地があることを理由とするかも知れないが、現に島民はそれに対し心から協力し

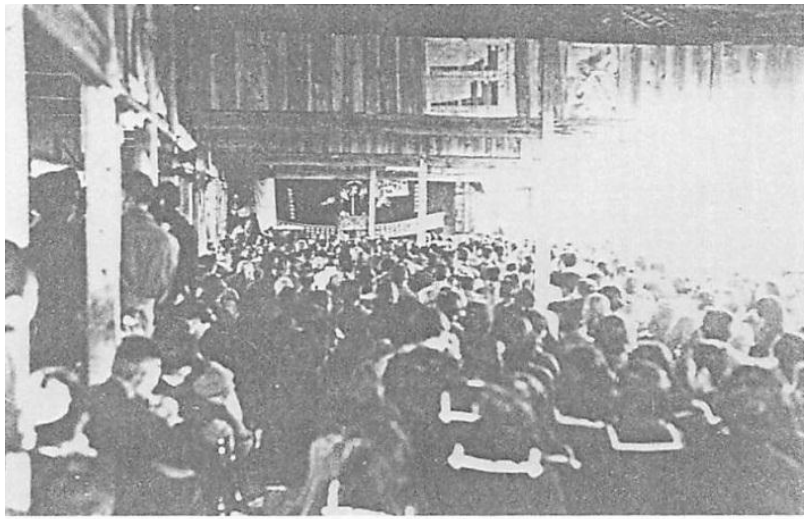

沖永良部・与論二島分離絶対反対大会　和泊小学校南校舎（戦災後再建した校舎）

て居る。たとえ今後占領を離れたとしても、基地施設に対しては協力こそすれ決して反対はしない。あたかも日本国内において、安保条約に基き、国民が米軍基地に対し協力を惜しまないのと全く同様である。従って南二島の永良部・与論を分離占領する必要を認めない。もし両島民が琉球政府治下にとどまるとすれば感情上からも実に忍び難いところである。

　今や軍政七年、深刻な生活苦に陥り、経済崩壊の寸前にある。この貧困に陥りながらも、祖国復帰の悲願だけが我等の生きる道である。

　世界永遠の平和と人類久遠の福祉を第一義として君臨する米国政府が、何時(いつ)までも住民を塗炭苦の中に押しつぶし、あくまでも二島の民心を傷つけ、更に日本国の民心を離反させる愚を、あえて続けるとは思わないが、我々は奄美群島全域同時返還の悲願がかなえられる日まで、鉄石の団結で血涙の叫びを続け、米国政府並びに米国民に訴えることを誓う。

　右決議する。

◎　沖永良部高校生の復帰運動について、当時の沖永良部高校教諭柴喜与博氏は次のように述べている。

「沖永良部・与論両島分離返還」の情報は、一大衝撃となって一夜の中に全島に行きわたり、両島民を悲嘆のどん底に陥れた。

　一夜明けて十月一日の早朝、沖永良部高校の職員室に生徒会の幹部と数人の職員が集まり、生徒会長の大吉敏仁君を中心に、「両島分離返還に対して、両島唯一の高校である沖永良部高校生はどのように対処すべきか」について話しあった。話し合いの結果は「両島分離反対の島内デモ行進の決行」であり、そのことは引き続いて開かれた職員会で承認された。

　デモ行進の実施にあたっては、全校生徒を出身町村別に二分し、それぞれ和泊・知名の両町別のコースを分担して実施した。デモ隊の掲げるプラカードには「悲願!!祖国復帰実現」・「奄美五島は皆兄弟」・「祖国復帰は五島手をつないで」・「パンは要らない、貧しくとも母の懐へ」等々大書されていた。さて両町に分かれて実施したデモ隊は、それぞれ夕闇迫るころ高校に帰着した。解散直後、数名の生徒会幹部が私の所に来た。「先生、知名町のデモ隊では佐伯先生(国語担当)が「復帰の歌」

日本復帰の歌

沖永良部高校教諭　佐伯　植美作詞
同　柴　喜与博作曲

一　なぜに返さぬ永良部と与論
　　同じはらから奄美島
　　友よ　うたおう復帰の歌を
　　我等血をはく　この思い

二　何で返さぬ永良部と与論
　　同じはらから返すのに
　　友よ叫ぼう我等の熱を
　　我等黙って居られようか

三　何で捨てよか復帰の希望
　　返す返さぬ熱次第
　　友よ励まし手に手をとって
　　強い熱意で進むのだ

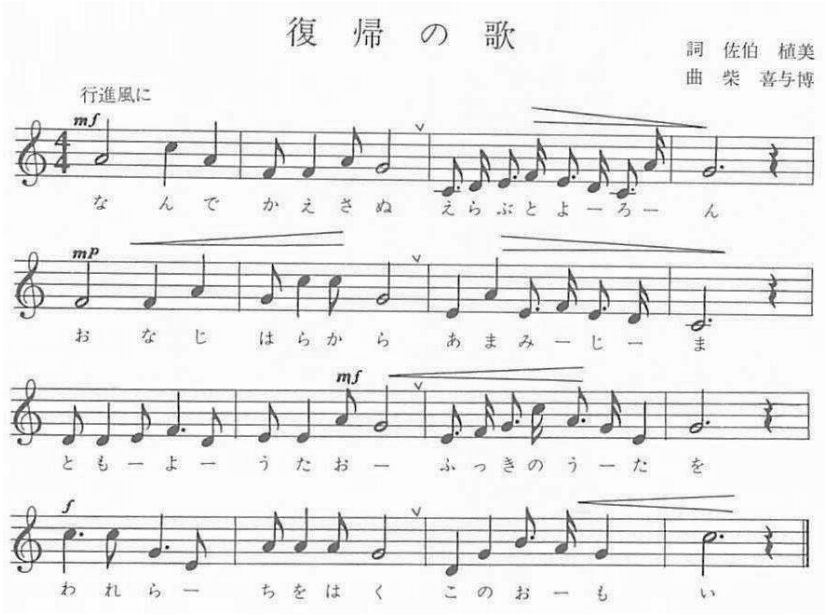

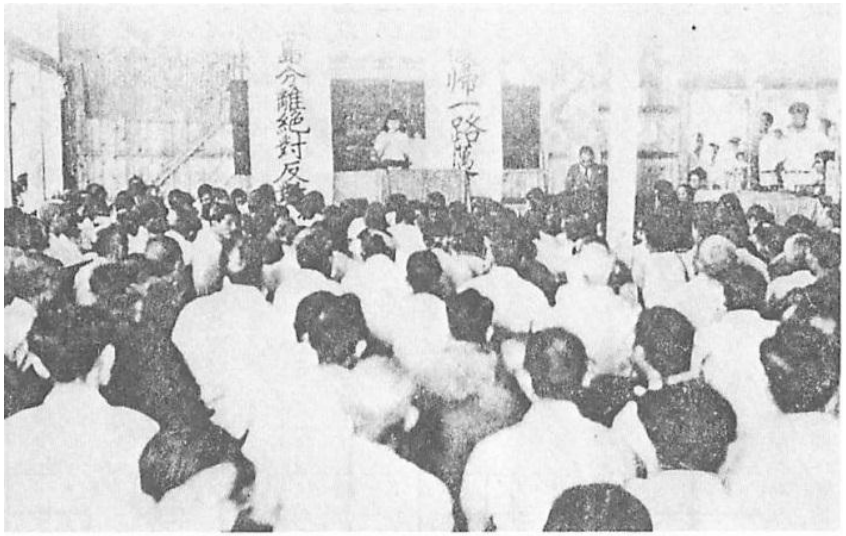

二島分離反対和泊町民大会で学童の意見発表（和泊小学校）

を作詞され、全員が取りあえず「異国の丘」の曲につけて、これを歌いながらデモ行進をしました。何とか先生の方で、復帰の歌にふさわしい曲をつけてください。」との申し入れでした。私は生徒たちの切迫した表情に強く心を打たれ、「よし!!何とかしよう」と即答。彼らの見まもる中で、オルガンに着き、出来た曲が「沖永良部・与論分離反対、復帰の歌」の曲でした。当時沖永良部高校には、米軍から貸与された小数の吹奏楽器が一応そろっていたので、早速それを使用して吹奏と歌唱の練習をした。このようにして出来た「沖永良部・与論分離反対　復帰の歌」は、高校生を通じて、またたく間に沖永良部全島に広がって行った。以後、日の丸を掲げることも、君が代を歌うことも禁じられていた、かわいそうな沖永良部島の老若男女が、白鉢巻きをしめて、桜の花の旗を打ち振りながら、あるだけの声を張りあげて、アメリカまでとどけと歌いつづけた。この悲壮な復帰運動は日一日とその激しさを増して行った。沖永良部島におけるこの復帰運動の状況は、大山の米軍電波基地から逐一米国に報告されていたのである。

○琉球立法院議員藤村前吉氏より入電。
奄美杜よりの電見た。本日議会にて議決し、其の筋へ請願する。藤村
○与論村長より入電。
復帰分離の報に接し、大混乱に陥る。団結して、今後の運動は両島含めて共に死闘せん。与論村長
○名瀬市復帰協議会より入電。
情報に動揺せず、三条撤廃による完全復帰に頑張れ。本部と共に最後まで死闘す。真相照会中。名瀬市復協
○名瀬市議会議長より入電。
徳之島以北の日本復帰の情報は、外務省は関知し居らず。名瀬市議会は条約三条撤廃を決議し、完全日本復帰のために死闘することを誓う。貴地においても初志貫徹のため共に死闘されたし。
○鹿児島在住沖州出身者、武山宮信・沖野盛起・大津栄嶺氏より入電。
北緯二十七度半以南の沖永良部・与論は、祖国復帰の地域より除く意向だとの報道あり。公報ではないが、貴町で議会の議決を以って二島の大島郡分離絶対反対の陳情を電報し、書面にて総理・外相・米大使へ陳情切望せよ。ここ沖州会は大会を三日に開き反対決議をなす。武山・沖野・大津
○鹿児島県知事・鹿児島県議会議長へ電報
奄美大島日本復帰の中、沖永良部・与論分離の報に接し、我等一同骨肉を断たれし思いにて悲憤に泣く。是非、もと通り鹿児島県に復帰せしむるよう、貴下の最大の御尽力を請う。和泊町長
◎昭和二十七年十月一日、電請。
奄美大島日本復帰の報に接し、歓喜その絶頂に達し感激に堪えず。ここに深甚の謝意を表す。然るに情報中、大島・徳之島・喜界の三島の名は見ゆるも、共に大島郡を構成する沖永良部・与論二島の名は見えず。願わくば人情・風俗・政治・経済・歴史を同じくする同一民族を分割することなく、沖永良部も与論も共に、日本復帰の栄誉を与えられるよう、貴下の最大の御尽力賜らんことを、全住民の名に於いて懇願す。奄美大島沖永良部島民一同
東京都国際連合最高司令官クラーク大将あて
東京都日本駐在米国大使館マーフィ大使あて

沖縄民政府長官あて
内閣総理大臣あて
外務大臣あて
沖縄民政府副長官あて
立法院議長あて
（次の両夫人に対しては和泊町連合婦人会名で）
クラーク大将夫人あて
マーフィ大使夫人あて
○十月一日、左記諸氏へ電報にてお願い。
今回の沖永良部・与論二島分離の情報をいち早く伝えると共に、今後の活動方針について、深甚なる指示や心からなる熱烈な激励を賜り、勇気百倍、完全復帰貫徹まで死闘の決意、今後とも強力な運動を懇願する。島民感謝感激の極み。沖永良部島民一同
床次徳二　二階堂進　上林山栄吉
宗前清　金井正夫　西田当元
奥山八郎　伊東隆治　築平二
武山宮信　沖野盛起　大津栄嶺
泉芳郎　名瀬市議会議長　与論村議会議長
町田実文　高元武　坂元原澄
○十月二日、名瀬市の泉芳郎・高元武・坂元原澄の三氏より。
次の電、泉議長あて来た。奄美全体につき好意的考慮する旨、マーフィ大使から岡崎外相に回答あった。これは次官と奥山・築が確かめた。永良部・与論各位へお知らせ乞う。なお最後まで頑張られたし。築平二
○十月二日、与論村長より受信。
陳情委員上京させる。そこ同道されたし。返請う。与論村長
○十月二日　与論村長へ返電
ここ出発の準備整えた。知名とも連絡をとり便次第立つ。沖縄で三者おちあい万事相談しよう。和泊町長
◎十月三日、鹿児島奄美社長武山宮信氏へ電請。
御尽力を謝す。今後絶えざる御奮闘を請う。当地も各関係に電報にて請願し、陳情のため、代表者を本土へ派遣する計画出来た。皆によろしくお伝え請う。和泊町長

◎十月四日　第二回沖永良部与論分離復帰絶対反対町民大会（午後二時より）

場所　和泊小学校校庭

秋晴れの日、第二回町民大会を開催し、その後の内外の情勢を報告するとともに、各方面から寄せられた激励電報を披露して、この運動の重大性を確認するとともに、分離絶対反対の決意を固めた。参集した町民五千余、次から次へと登壇して「悲願達成」への決意を披れきした。

奄美の島々は戦争終結まで、米兵に一歩たりとも踏み込まれ占領された事実はない。それなのに敗戦の痛手と責任は我々だけで背負わなければならないのか。五つの島々は近接し、二千年余の昔から一度も分離・分割されたことはなく、島と島との間には交易・人事交流が盛んで、昔にさかのぼれば、これすべて血縁のきずなでつながっている。鹿児島県大島郡民は全部血のつながった親せきであるのに、今にして二島分離とは、両島全住民に対して断罪の宣言を与えたことに等しい。母国を失って南海にさまようこと七年、生きるに食乏しく、求むるに職乏しく、道に迷うた小羊のように、前途に希望を失って路頭にたむろしている若人の姿は、亡国の民を思わし

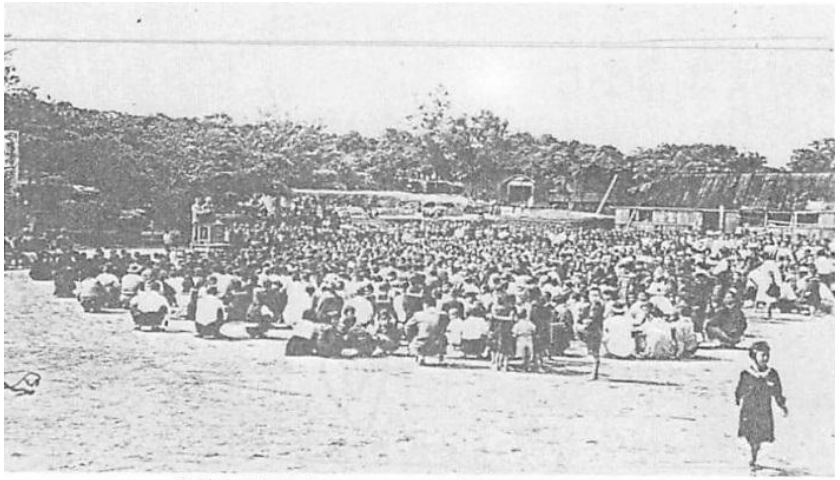

和泊小学校校庭における二島分離絶対反対大会

めるものがある。世界中でもっとも正義を尊び人道を重んずる米国、人類愛を第一義とし自由世界で最も輝かしい歴史を持つ米国、その米国がいたずらに占領を続けることは、今までの輝かしい米国の歴史をけがすことであり、決して先進国米国のとるべき道ではない。

我らはあくまでも奄美大島全域の完全復帰を要求し、沖永良部・与論二島分離絶対反対を絶叫し、この悲願達成の日まで米国民に訴え続ける。この決意を本大会で確認し誓いあい、日の丸の旗の下で君が代の歌える日まで頑張り抜こうと絶叫した。大会終了午後七時半。

大会終了後各小学校区ごとに旗行列に移った。老若男女手に手に「桜花の小旗」を持って、復帰の歌（沖永良部高校教諭佐伯植美作詞・紫喜与博作曲）をアメリカの天地までとどけとばかりに、声高らかに歌いながら、会場正門を出て各校区へと向かった。

◎十月五日　東京全国復帰対策協議会副委員長西田当元氏より受信。

永良部・与論も共に復帰出来るよう、外務大臣はじめ関係機関に、会長外役員共々、奄美の実情を開陳し、完全復帰を陳情した。西田当元

○十月五日、次の各氏へ電報発送。

東京全国復帰対策協議会会長
琉球立法院議員　藤村前吉
鹿児島市奄美社長　武山宮信
名瀬市奄美大島日本復帰協議会本部
沖縄タイムス社
南海日々新聞社
奄美タイムス社

昨四日午前十時より「南部二島分離絶対反対」「母国復帰一路邁進」のスローガンを掲げ、全町民総決起大会を開催した。町民各位の熱誠あふれる意見が続出した。町内各小・中・高校生がいっせいに唱えた「私たちは日本国民です。日の丸が日本の国旗です。君が代が日本の国歌です。」の声をかぎりの唱和は会場にとどろき、五千人を越す町民の感激はその最高潮に達した。運動資金拠出のことや今後の運動方針を協議、決死の覚悟で初志貫徹を誓い、我らの運動と決意を中外に表明する力強い宣言をした後、全大会員そろって市中行進に移り、南洲

神社境内で「復帰貫徹万歳」を三唱し、各校区ごとに旗行列を実施した。和泊町長

○東京全国復帰対策協議会副委員長築平二氏あて
○名瀬復帰運動本部　泉芳朗氏あて　電報

本土と呼応し、分離絶対反対陳情のため、本土へ委員を派遣せんとす。本部の意向お知らせ請う。和泊町長

◎昭和二十七年十月六日、鹿児島市在住沖永良部島出身者大会を開催し、左のことを決議した。

鹿児島県大島郡南部二島分離反対に関する決議

最近の新聞報道によれば、マーフィ大使と岡崎外相との会談において、占領下の鹿児島県大島郡を二十七度半も以って南北に切断し、その北部の施政権を返還するか、委任するかを考慮中であると。米国が遅まきながら、この事を考慮することは、世界平和と人類の自由のために至極当然のことである。委任など言わずに速やかに施政権を全面的に返還すべきである。然るに大島郡の南部はこれを返還せず依然として占領を続けると言うことは、全く理解することが出来ない。我が沖永良部が軍事基地なることを理由にするかも知れないが、現に沖永良部島民はこれに対し極力心からの協力をして居り、たとえ今後占領を離れたとしても、この基地施設に対しては協力こそすれ、決して反対はしない。あたかも日本本土において、安保条約に基いて日本国民が、米軍基地に対し協力を惜しまないのと全く同様である。従って沖永良部島を分離占領する必要を認めない。もし同島及び与論島の分離占領を続けるのならば、両島住民は従前どおり琉球政府治下におかれることになるが、このことは我々鹿児島県民の感情からしても実に忍び難いところである。占領七年にわたる米国軍政の結果、わが大島郡住民は前後未ぞ有の生活苦に陥り、将にその生活は崩壊する寸前にある。住民がこのような危機にさらされて居るにもかかわらず、琉球政府は何の対策もなく、両島住民の民心はすでに琉球政府を離れ、祖国復帰こそ唯一無二の生きる道であると絶叫し、帰心矢の如きものがある。それ故、今度二島分離説が伝ると、即刻名瀬市において大島在住の二島出身者が集って決起大会を開き、「絶対反対」を決議し、郡民代表者会及び二島三町村の町村議会も同様に反対意示を明らかにし、それ〴〵要求手続きをとった。

われ〳〵在麗沖永良部出身者一同も郷土と同調して大会を開き、「大島郡南部二島分離絶対反対」を主張し決議する。もし米国がこの二島住民三万六千余の固い意志を無視するならば、それは明らかに世界平和を乱す基となり、人類の自由を妨げるものであると確信し、われ〳〵は断固としてこれを排撃する。以上の理由に基づき、ここに大会一致を以って左記決議をし、その実現に向って、あらゆる支障を排除し、あくまでも突進することを固く誓い、ここに強く声明する。

決　議

一、平和条約第三条放棄要求
一、鹿児島県大島郡全域復帰
一、即時交通交易為替制限撤廃

右決議する

昭和二十七年十月六日
大島郡沖永良部島出身者大会

○　鹿児島県大島郡南部二島復帰に関する請願。

マーフィ駐日大使は、米国占領下にある我が鹿児島県大島郡諸島を、北緯二十七度半を以って南北に二分しその北部諸島の施政権を日本に返還するか委任するかを考慮中であると表明したと報道されています。

それは当然の措置でありますが、その南部二島を依然として米軍政下におく意向であることは、別紙決議の理由により断じて承服致し難いのであります。

よって日本政府は、現地住民とわれ〳〵出身者の意志とこれに同調する国民感情とに応えて、速かに大島郡諸島全域の施政権回復に向って極力善処されますよう、切に要望いたします。

右請願いたします。

昭和二十七年十月六日
鹿児島市在住
鹿児島県大島郡沖永良部島出身者大会
委員長　武山宮信
沖野盛起
沖　元達
沖　利雄
甲斐董翠
川南大安
森　森住

逆瀬川助熊
大津栄嶺
武山宮定

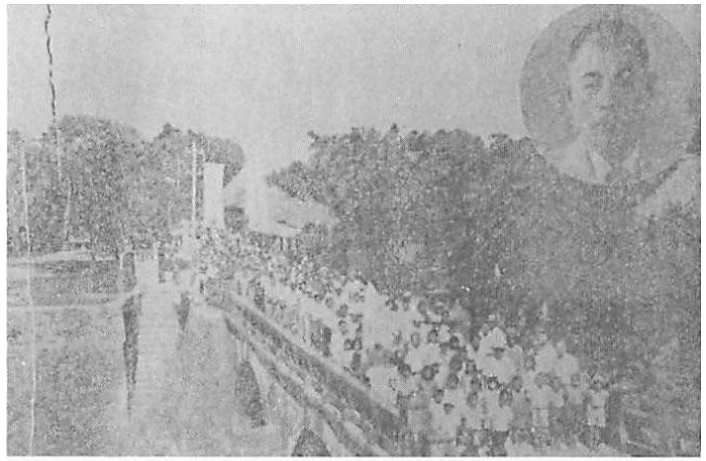

断食祈願祭を終えて桟橋に向かう町民の列
東町長はそのまま沖縄へ向け出発した。

○鹿児島奄美社社長武山宮信氏より来電。
見た。御決意の程を知り、御同慶に堪えず。特派員是非要るも、立つ時期此処へも知らせたし。武山
○与論村役場より来電。
見た。書類携行すぐ立て、其処上覇あるまで、村長待機させる。与論村
○十月六日、和泊町議会召集。
奄美大島南部二島分離絶対反対を、町議会において議決した。

○十月六日、日本本土派遣陳情委員東町長の壮行祈願祭を、南洲神社において執行した。祈願祭後、病を押して上京することになった町長は、悲壮な決意で全町民の前に立ち、次のように絶叫した。
「沖永良部島民の純粋一途な民族的悲願を訴えて、日本政府を動かし、日本の全国民を動かし、もって米国政

府と米国民に正しい認識と反省を与えたい。
これから万難を排して東京に上り、全島民の悲願を訴え、石にかじりついてでも『二島分離絶対反対・奄美群島全諸島復帰』を勝ち取って来ます。この最も大事な時に、天は私にこの重大使命を托した。私は全町民の代表として、精根の限りを尽して努力し、身命をとしてでも、この民族的大悲願を達成して帰ります。」
東町長見送りのため、全町民は整然と市中行進をして和泊旧桟橋へと向かった。
和泊町の運命を一身に担った東町長は、病軀(びょうく)を押し、悲壮な覚悟で、わずか二十二トンの老朽船新生丸（この船は二ヵ月後知名港沖で沈没、八十余名の人命を失った）に乗って壮途に上ることになった。町長を激励し悲願成就をお願いするため当時君が代を歌うことも日の丸の旗を振ることも禁じられていた和泊町民は、それぞれ桜花を彩った小旗を振りながら和泊旧桟橋を埋めつくした。肥後業昭沖永良部高校長の発声で、全町民が「悲願達成」を祈って、そののども張り裂けよとばかりに叫んだ万歳の声は、次から次へと和泊湾頭にこだまし余韻を残しながら波間に消えて行った。

東町長は紅地色の小布に千人針を縫いとったたすきをかけ、悲壮な決意で出発したので、さながら往時の出征兵士を思わせるものがあった。「石にかじりついてでも必ずこの悲願を達成する。」と言う必死の決意を、涙をいっぱいためた目と目で誓いながら、東町長は両手を高く挙げて出発した。全町民は「町長さんお願いします」と合掌しながら、新生丸が水平線に消えるまで見送った。

◎十月七日、町常置委員会を開き左の事項を決議した。
決議事項
(一)祈願黙祷
各人各職場で「悲願達成」を祈って一分間の黙祷をささげよう。（次の三回）
東町長が渡航許可を得て沖縄を出発する日
東町長が鹿児島着の日
東町長が東京着の日
(二)「断食祈願の日」の設定
一食（昼食）を抜くこと
右の決定事項は復協本部および各新聞社へ連絡した。

「奄美大島日本復帰に対する多年の御奮闘と、関東に於いての鹿児島県大会の開催に深甚の敬意と謝意を表す。今回南部二島分離の報に接し、政治・経済・文化を共有する民族分割の不合理に島民は悲憤こう慨す。願わくは県民各位の御協力を賜り鹿児島県大島郡としての地位獲得に一層の御尽力を賜るよう、島民の名においてお願いする。沖永良部島民」

◎昭和二十七年十月十一日、大阪市議会議員・福川政則氏より来電。

全面復帰に全力をつくされたし。福川

○昭和二十七年十月十一日、沖永良部高等学校において、小学校五年以上の全島児童・生徒大会開催。

◎昭和二十七年十月十二日、石井南方連絡事務局長飛行機にて沖縄到着、奄美各島の現況を視察した。

◎昭和二十七年十月十三日、沖永良部出身名瀬市在住者一同は、復帰期成会を奄美大島文化会館にて結成、町より激励感謝の電報をおくる。

◎十月八日、与論村長より来電。

渡航許可十日かかる。早く立たれたし。知名岡本氏にも連絡請う。竜野

◎昭和二十七年十月九日、本日島内の全車両を動員し、それに両町の全官公署・学校ならびに商工会の運動員が分乗して、「二島分離絶対反対」の行進をした。

○陳情委員（両町長）の上京を、郷土出身在京有志に通報する。

「復帰運動につき、貴下の御奮闘に対して深謝す。分離絶対反対陳情のため両町長上京す。よろしく。沖永良部島民」

松尾実友　沖久中信　沖利秀
宗前清　沖賢翠　東里秀
森文明　安田肇　沖貞利
前田茂　林雅代あて

◎昭和二十七年十月十日、大島郡行政権回復運動東京本部へ電報。

◎昭和二十七年十月十四日、神戸・尼崎両市沖州会より来電。

永良部・与論の危機を知り、神戸・尼崎両沖州会は決起大会を開催する。神戸　徳田格一、尼崎　沖貞長

○名瀬本部よりの来電

運動は新段階に入った。十五日午後四時より郡民大会を開き、引き続き夜を徹して断食を行う。貴地にても大会、断食されよ。名瀬本部

○神戸沖州会よりの連絡

本日神戸沖州会（会長徳田格一）では緊急幹部会を開き、奄美全諸島復帰促進運動を積極的に展開推進する必要を痛感し、十月十九日奄美諸島復帰促進総決起大会開催を決議した。

大会委員長　平　本則（神戸市議会議員）
副委員長　徳田格一（神戸沖州会長・知名町出身）
〃　東　保勝（神戸・瀬利覚会会長）
〃　谷山竜男（与論村出身）
〃　吉田美英（奄美連合大阪本部委員長）
〃　沖　貞長（尼崎沖州会会長・和泊町）
〃　福川政則（大阪市議会議員・知名町）
書記長　瀬川武文（神戸沖州会・和泊町）
副書記長　木脇祐勝（神戸沖州会・知名町）
〃　中屋竜蔵（神戸沖州会・和泊町）
〃　大屋盛秀（神戸沖州会・知名町）
〃　朝戸睦雄（神戸沖州会・和泊町）
〃　京田　稔（神戸沖州会・知名町）

以上を専任し、陣容を整える。

◎昭和二十七年十月十七日、郡民大会に出席し、名瀬滞在中の肥後業昭・神川盛蔵氏より来電。

全国県議長会において、岡崎外相は「小笠原と同緯度の島は、小笠原と共に帰らぬではないか」と発言したとの知らせあり。貴地における善処方たのむ。肥後・神川

○鹿児島市大島郡人会より来電

最高裁判所判事谷村唯一郎氏は、鹿児島在住大島郡人会において、復帰悲観なしとの発言あり。郡人会

◎昭和二十七年十月十八日、名瀬滞在中の肥後業昭氏よりの電報。

名瀬市風景旅館宿泊中の南方連絡事務局長石井光則氏あて、各団体より穏健切実なる復帰嘆願の電たのむ。青々寮肥後

○石井事務局長あて左記団体より電報にて嘆願した。

和泊町
和泊町議会
和泊町連合青年団
和泊町連合婦人会

○鹿児島市奄美社社長武山宮信氏より受信。

十五日の断食大会に感謝す。田中県議会議長は次のように語った。全国県議長会決議に依り、奄美復帰を岡崎外相に請願したが、外相は二十七度半南の奄美群島と小笠原は復帰困難と語った。これに屈せず運動す。知名にも知らせ請う。両町長いつ立たれるや、す返。武山

○右の電報に対する返電。

三町長とも、渡航許可証の下付を待ち沖縄滞在中。

○マーフィ米国大使への電請。

奄美群島全郡復帰について伝わる情報に依れば、日本の岡崎外相の全国各県議会議長会席上に於ける発言として、小笠原島と同緯度の島は小笠原と共に帰れぬではないか、と。若し此の発言が事実なりとせば、沖永良部島民及び与論島民の民族感情を無視し、大和民族の誇りをついばむ不法の措置たることは申すまでもなく、我等の断じて承服し得ざる悲惨事なり。又最も正義と人道を重んずる貴国のとらざるところなり。願わくば我等の衷情を御びん察下され、我等に祖国復帰の栄誉を与えられんことを切望し、閣下の格別の御尽力を賜わりますよう、沖永良部島三万島民伏して懇願します。

沖永良部島島民一同

○吉田総理大臣・岡崎外務大臣への電請。

沖縄島に近い沖永良部・与論二島の民衆は、戦事中日本国民として最大の犠牲にあえぎ、終戦後の七年間は行政分離の逆境にさらされ、あらゆる苦難と闘いつつ、ひたすら鹿児島県大島郡としての祖国復帰実現を悲願して今日に至る。然るに全国県会議長会席上に於ける外相閣下の御発言は、奄美民族の分割を意味し、大和民族の一

部としての奄美群島民の悲願を察知せず、政府当局として何等同情救援の念を持たざるは明らかにして、我等同一民族としての憤慨その極に達す。対外的交渉は両閣下の理解ある熱意と真心によってのみ解決すると思います。民主主義を標ぼうし民族自決を唱えるアメリカ当局を動かし得るものは、両閣下をおいて他にはございません。ここに於いて我等の悲境を打開する方途を講ずるは、政府当局の最大の責任なるが故に、両閣下は大和民族の一員として我等同一民族の血の叫びを諒とし、最大の努力を払われるよう切望し懇願する。

沖永良部島島民一同

◎昭和二十七年十月十九日、神戸復帰促進協議会より連絡。

神戸市葺合区筒井八幡神社境内において第一回総決起大会開催。参会人員約一千名、奄美群島完全復帰を内外に訴える。奄美連合大阪本部委員長吉田美英は十二日に上京し東京本部と協議、十五日帰阪、十九日の八幡神社における大会に出席して現況を報告したが、終了後直らに関西における情況報告のため上京した。

○和泊町対策委員会では、委員全員数台の車に分乗して町内全部落を巡回し、その後の内外における運動状況を報告した。

○マーフィ大使へ、町内各小学校児童からのお願い。

私たちは日本に帰るために断食をしてお祈りして居ます。どうぞ大使様のお力で、奄美の子どもたら、みんないっしょに日本に帰して下さい。アメリカの子供のように私たちも可愛がって下さい。おがみます大使様。私たちを日本に帰してください。沖永良部島の子ども会

◎昭和二十七年十月二十日、石井南方連絡事務局長へ和泊町連合婦人会から電請。

君が代を歌い日の丸を仰げる日が、何時かは必ず訪れることを信じて、日本から分離され次から次へと押し寄せる苦難に堪えつつ、「日本の宝」として育てて来た奄美の子等に「君が代」を歌わせてください。私ども、子供を持つ母たちのこの悲壮な思いに同情を賜わり、永良部も与論も、共々復帰出来るようにしてください。和泊町連合婦人会

○マーフィ駐日大使宛電請。

終戦以来七年、貴国政府の吾等島民に垂れた御援助に満こうの感謝を捧げるものであるが、母国より切り離された三万島民の祖国復帰の願望は民族の本能であり鉄石の決意である。それ故に過去七年間貴国政府や日本政府に対して泣訴嘆願を続けて来たのである。しかるに、我等の血涙の悲願未だ天地神明に通ぜず、今尚貴国の占領下におかれている。最近貴国のマーフィ大使と岡崎外相との会談において、「奄美諸島施政権の日本返還」と言う朗報が伝えられ、我等を欣喜せしめたのであるが、その中に北緯二十七度線半以南は除外される旨の報道あり。島民の驚きと悲嘆はその極に達している。特に日本復帰のみを唯一無二の生きる道として望みをかけていた青少年学徒の失望落胆は目もあてられず、学業継続の気力すらも失って居る現状である。我等のこの血涙の悲願の成るも成らぬも、一に貴国政府の御裁量にかかって居り、特に貴官の判断に大きな比重がかけられて居るものと思料する。願わくは、我等の心底の熱願をお汲み取り下され、奄美諸島分割等の悲惨事を招くことなく、全諸島完全復帰の栄誉を与えられんことを、沖永良部島全数職員の名において懇願す。沖永良部島・和泊町・知名町教職員組合

○マーフィ駐日大使あて電請

三十度で断たれ、二十九度で再び離され今回二十七度半で又断たれるとの情報を聞き、民族分離の悲劇と運命の数奇に泣く。終戦来七年、忍苦に堪え忍んで来た民族としての生き甲斐を失う。祖国なき哀れな者達を見捨てることなく、我等若人に祖国復帰の悲願が達成する日を与えて下さるようお願いする。和泊町連合青年団

◎昭和二十七年十月二十一日、沖戸沖州会会長徳田格一氏より受信。

陳情団立つたか、返請う。神戸・徳田

○名瀬市復協本部より来電。

二十三日重成知事をむかえ、日本復帰郡民大会開く。電請う。復協本部

○本日左記へ復帰運動要請電報を打電す。

自由党　　改進党

社会党右派　　社会党左派

◎昭和二十七年十月二十二日、神戸沖州会長あて返電

三陳情委員ともに渡航申請中。許可下り次第たつ予定。沖縄待機中。和泊町

◎昭和二十七年十月二十三日、東京奄美連合復帰協議会・副会長より受信。

二十二日外務省亜細亜局第五課から陳情の主旨了承した。与論・沖永良部両島を分離することは考えられないし、今後も分離して公表することはあり得ない。安心せよとの公報が発せられるはず。島民に不安を与えず、それぞれの業務に精励されるよう手配たのむ。奄美連合復帰協議会副会長築

○東京沖州会会長より受信。

分離復帰は考えられないとの公電が行くはず。なお全面的復帰運動は強力に継続され度し。東京沖州会会長

○東京滞在中の竜野通雄与論村長より受信。

二十七度半の報道は根拠なし。全群島復帰も確定にあらず。組閣待ち。関係方面へ運動する。竜野

○本日、鹿児島県知事重成格氏を迎えて、郡民大会開催沖永良部より、和泊町代表肥後業昭氏、知名町代表神川盛蔵氏、重成知事は分離占領中における、公式の大島郡視察は今回が最初である。

◎昭和二十七年十月二十五日、神戸市議会議員平元則氏より受信。

分離中の現時点では、あらゆる面で不便、不自由な現地での活動は、非常に困難を伴うものと想像するが、精根を傾け最大限の運動を希望する。ここ分離なしの復帰運動をする。平

○本日東・岡本両町長、鹿児島到着、県庁訪問、知事および県議会議長と面接、今後の運動につき意見を交換した。

◎昭和二十七年十月二十六日、鹿児島滞在中の東・岡本両町長よりの連絡。

二十五日県議会議長と面接、小笠原との緯度の件岡崎外相との談話につき問いただしたる処、十月八日小田原

市城の内高校における全国県議長会の席上にて明言されたと確言した。我等その言質のもとに東京にて猛運動展開せんとす。吉田内閣の秘密外交に迷うことなく、ます〳〵猛運動を展開されたし。東・岡本

○本日関西では、鳴尾武庫川公園において、尼崎沖州会主催第二回奄美大島完全復帰永良部・与論二島分離絶対反対大会を開催した。本町よりは感謝激励の電報を届けた。なお当日の大会に東京からは、全国運合復帰促進協議会本部副会長川上嘉氏が参加したとの知らせがあった。

◎昭和二十七年十月二十九日、上京途中の東・岡本両町長、神戸市に立ち寄る。

関西地方在住の大島郡出身者数千名が三の宮駅に参集して両町長を出迎えた。当時の神戸三の宮駅長が、「戦後最大の人出だ」と言って驚いたほどの奄美出身者の集まりであった。同日午後二時半より神戸沖州会館において、両町長は郷土沖永良部における、復帰運動の状況を詳細に報告した。引き続き今後の対策を協議し、さらに今後の全面復帰・二島分離絶対反対運動を協力して強力に推進することを誓いあった。



沖永良部・与論二島分離絶対反対陳情のため上神した東和泊町長・岡本知名町長を囲んで決意を固める阪神の沖州会員


三宮駅頭の東・岡本町長（27.10.29）

（竜野町長は白竜丸で横浜に直航した。）

◎昭和二十七年十月三十日、東・岡本の両町長は、本日神戸を出発東京に向かった。その日神戸から平元則・徳田格一・瀬川武文、大阪から吉田美英・福川政則の諸氏が陳情のため同行した。極東方面視察のため来日予定のアリソン米国務次官補の来日が実現するまで、東京にとどまって、復帰促進を懇願する予定である。

○昭和二十七年十月三十日、鹿児島より手紙。

拝啓、深秋の砌（みぎり）、益々御清祥の御事と慶賀申し上げます。陳者（のぶれば）、郷土の祖国復帰運動に関してはかねて甚大なる御尽力を成（な）し下され、誠に御同慶に存じ、併せて深謝申し上げます。

而して本会においては此の運動を拡大いたし度く、今回県・県議会・県下町村長会・同議会議長会等十団体代表に請い第二回県民大会開催、発起人の承諾を得、左記により大会を開催して、別紙請願及び運動本部設立趣意書を決議いたします。同時に県議会議長を運動本部長に事務所を県議会事務局内にお願いすることまで内定して居ます。右何卒御了承の上御支援なし下され度く御挨拶申し上げます。

昭和二十七年十月二十三日

鹿児島市築町八番地奄美厚生会館内
鹿児島市大島郡人会長　福島又二

○鹿児島県知事より来電

岡崎外相にあって、現地の状況を詳しく報告した。外相も善処方を約す。皆によろしく。知事。

◎昭和二十七年十月三十一日

東・岡本の両町長並びに阪神より同行の五氏は、本日午前八時東京着、宗前清氏経営の東京閣に旅装を解く。

○同日午前九時より両町長は、宗前清・沖貞利・安田肇・東里秀・今井直忠の諸氏を招いて、現地沖永良部の情況を報告するとともに、今後の復帰運動の基本的態度ならびに運動方針を協議決定した。

基本的態度

一、岡崎・マーフィ会談により「奄美大島の復帰については特別な考慮をする」とのこと、その現段階においては「講和条約第三条撤廃」は提言せず、旧鹿児島県大島郡全体の即時完全復帰を要望・陳情・請願すること。

（注）条約第三条撤廃を提言しない理由

(一)日米両国首脳の間で「奄美大島復帰については特別の考慮をする」と言う現時点において「条約第三条撤廃」を云々することは、比較的復帰困難と思われて居る沖縄と同一視される恐れがある。

(二)「条約第三条の撤廃」は、条約加盟国全体の同意を要するので、国連等の国際的諸機関や諸国に対して発言権を持たない日本及び奄美大島の立場上、不可能に近いと思われること。

(三)現在本土各政党の内「条約第三条撤廃」を叫んでいるのは社会党左派と米国が最も嫌って居る共産党である。純民族運動である我々の祖国復帰運動が「共産党に同調した運動」の如く誤解されるおそれがある。

(四)奄美連合全国復帰対策委員会としても、今後の運動方針として「条約第三条撤廃を掲げないこと」を決定して居ること。

二、沖永良部・与論二島の分離絶対反対、鹿児島県大島郡全諸島の即時完全復帰を要望するのが、最良策であること。

運動方針

奄美連合全国復帰対策委員会委員長を中心に、全委員が協力して、左の各方面に対し、陳情請願運動をする。

(一)開会中の衆・参両院並びに各政党に陳情するとともに、可能な限り、議員各個にも実情を訴え陳情する。

(二)日本政府（外務省・総理府等）に陳情する。

(三)米国大使並びにアリソン氏に陳情する。

(四)各新聞社・各ラジオ放送局等の報道機関に訴えて世論を喚起し、全国民による一大国民運動として盛り上げるよう努力する。

(五)状況によっては、時期を選んで、同志を募って集団断食を決行する。

○同日、総理府に石井南方連絡事務局長を訪問した。

石井局長「二十七度半分離説は新聞の誤報である。外務省としても誤報の旨公電を発している。」

岡本町長「九月二十七日の毎日新聞記事は誤報だと言われるが、去る十月八日、小田原市城の内高等学校における全国都道府県議長会の席上、岡崎外務大臣が、小笠原と同緯度の二十七度半以南は返還困難だろうと言われたことを、鹿児島県議会議長は、はっきり聞いたといっているが、その点について石井局長の御見解を承りたい。」

石井局長「それは初耳だ。何も聞いて居ない。」

吉田第二課長「この問題は、あくまでも沖縄を含めての復帰運動にした方が良い。奄美大島だけすると、それなら沖縄はいらないのかと思われるので、政府としては、沖縄・奄美大島全面復帰の運動をしてほしいとの見解である。」

東町長「私共も、日本領土であった沖縄も含めてと言う大前提のもとに復帰運動をしている。」

石井局長「現地視察の状況からしても、一日も早く日本に復帰させるべきだと思うが、相手があることだし、向こう様の憲志によって左右されることが大きいので、あまり米国を刺激するようなことは言わない方が良い。」

東町長「私どものこの復帰運動は、思想的なものとは何の関係もなく、ただただ日本政府に行政権を返して下さいと言う民族の血の叫びである。御高配・御尽力よろしくお願い申し上げます。」

以上を要請して退出した。

○全国都道府県議長会事務局において調査したところ、十月八日岡崎外相は祝辞をのべてから直ちに退出、二十七度半分離の記事は見当たらなかった。電話で、上京中の田中鹿児島県議会議長の来駕を求め、岡崎外相の二十七度半分離説を確かめたところ、「それは公式の席上ではなく、個人的な話であったから、その話は絶対に伏せておいてくれ。」とのことであった。

◎昭和二十七年十一月一日午前十時、外務省政務次官室に、奥山八郎委員長、池田・床次・迫水・中馬・赤路の各代議士、西田当元副委員長・東和泊町長・岡本知名町長・竜野与論村長・手島名瀬市議会議長・築平二・金井正夫・宗前清・東里秀・川上嘉の諸氏、それに関西代表の徳田格一・平本則・福川政則・吉田美英・瀬川武文の五氏を加えて、計二十一名参集の上、岡崎外務大臣に面会し次のように申し上げた。「奄美大島の復帰問題については格別な御尽力をいただき感謝に堪えない。そのお陰をもってマーフィ大使が『奄美大島の日本復帰問題については好意的に考慮する』と言明された。このことは全く閣下の御尽力の賜であり、二十余万全郡民のひとしく感謝にたえない処であります」と謝辞を述べ、あわせて現地の事情を説明した。

それに対し岡崎外務大臣は次のように述べた。

「二十七度半で切り離して交渉する意向はない。大島郡全体を一括して帰してもらうよう交渉するつもりだ。まず交通・貿易・恩給などの簡素化について交渉中である。一つ一つ実質的に復帰させ、いつの間にか、これはもう鹿児島県と同じではないかと言う既成事実を作ってから、米国に『もう帰しても良いではないか』と交渉するつもりでいるから、あまり急がないようにしてくれ。自分としては大島は必ず帰れると思っている。小笠原島民が小笠原島に帰る問題についても、十中の八、九まで話か進んで居たのに、新聞報道が早まったために一とん挫を来している現状だからあまり騒がないようにしてほしい。」

○名瀬滞在中の肥後業昭氏よりの連絡

十一月四日鹿児島では県民大会、名瀬では郡民大会を開き、それ〴〵復帰運動をする由、各種団体から両方へ激励電報発送されたし。肥後

◎昭和二十七年十一月四日、琉球立法院議員藤村前吉氏より左記議決請願書を提出した旨連絡あり。

琉球の即時完全母国復帰請願

首題に関し、本年四月二十九日、本院決議によって請願しておきましたが、日米両国は本院の願望に応え、奄美大島は日米両国の協定によって近く復帰するとの日本外務省の発表に接し、喜びに堪えないのであります。この方針を即時具体化せられ、沖永良部・与論など分離することなく、旧鹿児島県を一体として母国に復帰させ、なおこの措置に基き旧沖縄県も復帰を実現せられると共に、更に進んで国際情勢の現実に即応して、対日平和条約第三条の権利を放棄し、又は第三条の放棄による琉球の即時完全母国復帰の実現を熱望する次第であります。

右琉球立法院の決議の採決実施を請願致します。

請願書提出先

米国大統領
琉球列島米国民政長官　マーク・W・クラーク大将
同　ロバート・S・ビートラ少将
米国下院議長　サム・レイバー
米国上院議長　アンバアン・W・バークレイ
駐日米国大使　ロバート・リー・マーフィー
日本内閣総理大臣
日本外務大臣
日本衆議院議長
日本参議院議長
対日平和条約調印国

○右議決請願書に関する「琉球新報」の記事。

即時日本復帰請願十分間でスピード一致

立法院の「日本復帰に関する特別委員会」は十五日正午開かれ、十四日起草委は会により作成された案に、一部字句の修正を加えただけで全員一致で委員会案が成立した。本請願決議案は十七日の本会議で審議の予定。

○名瀬の復帰協議会本部よりの電報

東京派遣陳情団より次のとおり来電あり知らせる。

「一日岡崎外相・奥村次官其の他と会見した。二十七度半説根拠なし。行政権其の他の返還、時間の問題なり。達成に努力する。本部」

◎昭和二十七年十一月四日、元陸軍少将高田利貞氏との面接

第二議院会館に於いて、終戦当時奄美大島方面の軍司令官であった高田利貞元陸軍少将に会見し得たことは幸であった。高田氏は降伏当時アメリカ側か、奄美大島も琉球の一部として降伏文書に調印させようとしたのに対し、「歴史的・民族的に奄美大島は琉球の一部ではない」

旨を強く主張し、遂にアメリカ側の意見を撤回させ、西部軍司令官として琉球・奄美別個に降伏文書に調印し武器を引き渡した。又戦争中、奄美大島の各島には米兵を一人も上陸させて居ない。奄美大島と沖縄は自(おのず)から事情が違うので、独自の立場で復帰運動を進めた方がよいと語った。

○本日アリソン米国務次官補、東京着。

○第二回奄美大島復帰貫徹県民大会開催。

日時　昭和二十七年十一月四日(火)午後二時

場所　鹿児島県自治会館（山下町県庁前）

鹿児島県大島郡行政権回復に関する請願

わが大島郡は米軍の占領下にあること既に七年余、その結果、今や民力著しく疲弊して、大衆の生活は正に破たんに頻しています。その救済の道は外にはありません。只ひとつ、それは一日も早く大島郡を本県治下に帰し、日本政府の保護に頼ることだけであります。現地郡民も同様に祖国復帰こそ唯一無二の生きる道であると確信・強調して、帰心矢の如く誠に同情に堪えないものがあります。因って速やかに同郡民を救済し、又一面、県土を回復し独立国日本の面目を保つ上からも、この大島郡復帰問題の解決は実に緊急且つ重大な問題だと思います。

希(こいねがわ)くは、米国政府は現地住民と県民の意志と、これに同情する国民感情に応えて、早急に大島郡諸島全域の行政権回復に向って極力善処されますよう切に要望いたします。

別紙　鹿児島県民大会決議文を添え此の段請願いたします。

昭和二十七年十一月四日

鹿児島市山下町六十八番地

鹿児島県議会事務局内

奄美大島日本復帰協議会

大会議長　田中茂穂

○日本政府並びに米国政府に対する嘆願書

嘆願書

元鹿児島県大島郡（奄美大島）の二十二万を数える全住民にとって、祖国日本への完全復帰は、昭和二十一年（一九四六）二月二日の分離以来の切実なる願望であ

りました。このことは去る五月、現地住民十四歳以上、十三万九千三百四十八名（九九・八％）と言う圧倒的数字をもって作り上げられた血涙の請願署名録を関係方面に伝達して考慮を求めた事実によっても明白に立証されていることであり、又同じく七月、彼の米・英共同草案が発表されて以来、全島挙げて信托統治条約案に絶対反対の意志を表明して、島内各所に枚挙にいとまない程の人民集会を開き、数次にわたる集団断食祈願を行い、あるいは陳情員を日本本土に送るなど、文字通り血の叫びを続け、民族本然の心情を世界の良識に訴えて、今日に及んだ経緯(いきさつ)を見ても明らかな処でありましょう。しかるに過去六年にわたる私たらのこの民族的要望は、今回の対日講和条約の成立によって無残にも封殺され、全住民の意志に反する冷厳な条約第三条の規定を見たのであります。これによって現出された失望落胆は言うまでもなく、日本本土では日章旗を掲げてこの条約を祝ったのに反し、同じ日本国民でありながら奄美大島においては失意の弔旗が掲げられると言う極めて皮肉な民族的悲劇を展開したのであります。

しかし「和解と信頼に立脚した寛大なる講和」の名において、第三条の規制がなされただけに、私たち住民にとっては、大きな不満と疑惑の念を禁じ得ないものがあり、誠に耐えがたいらく印としてこれを受け取るほかなく、且つそれが耐え難いものであればある程、内には日本人としての熾烈な民族的意識が燃焼し、外には解放と完全復帰の要求を根強く表明し続けなければならない実情にあるのであります。けだし言語・信仰・風俗・慣習・生活様式等を同じくし、且つ民族的にも歴史的にも絶対に切り離すことの出来ない一心同体の同一民族である奄美大島住民として、これは極めて当然の感情と言わなければなりません。

それ故に私たち住民といたしましては、たとえ如何なる事態に立たされようとも、元鹿児島県大島部が本来の日本領土として完全に復帰安定するまでは、不動の決意のもとに此の純真一途な民族運動をあくまでも続行する外ないのであります。また奄美大島の信托統治は、国際連合憲章・カイロ宣言・ポツダム宣言其の他の国際条約に照して見たとき、理論的にも実際的にも、其の基本目的と基本原則に反する点が多く、したがって領土不可変と政治不可侵の根本原則によって世界の安全と幸福を保

障すべき国際正義は、当然「住民の自由意志に合致せざる領土変更はしない」と言う確信を、私たちは深く堅持して居るものであります。されば私たち二十二万の住民は本土在住十八万の同胞と共に、血涙の悲願、日本復帰の即時実現を、日米両国政府に対し重ねて切望するものであります。しかしてこの完全復帰を見るまで占領政策を緩和し、暫定措置として左記事項を日米両国政府間において即急に決めていただくよう、特に要望するものであります。

これ等の要望事項はすべて全住民の基本的生存権に関する問題であり、これが実現なくしては、住民の経済生活は破たんを招く緊急な問題ばかりですので、此の取り決めは即刻実現していただきたい。この嘆願は、日本人でありながら戦争の大罪を過酷にも一身に背負わされ呻吟し続けて来た無この民、元鹿児島県奄美大島全住民の最後の願いであることをここに強く申し添えて、貴政府の格別なる御高配と御尽力を懇願申し上げる次第であります。

要望事項

一、基本権に関する事項

(一)領土の主権及び住民の国籍を日本におくこと。

1、住民を日本国民と呼び、日本国民として待遇すること。

2、日本国旗の掲揚と国歌の歌唱を認めること。

3、年号の使用を、日本国内と同様にすること。

4、奄美大島を鹿児島県大島郡として、日本地図、其の他各種出版物によって明示すること。

(二)米国の軍事目的に反しない限り行政・立法及び司法の諸権能を日本政府に返還すること。

(三)日本・奄美大島間における旅行・居住の自由を認めること。

二、行政措置に関する事項

(一)行政・司法・教育、その他必要なる部面にわたる人事の交流をはかること。

(二)官公吏の身分保証について

1、日本本土への復職を保証すること。

2、恩給法を適用すること。

3、資格免許の認定を国内同様にすること。

4、分離後の官公吏の勤続年数を国内同様に取り扱うこと。

(三)日本奄美間の司法事務の共助法を取り急ぎ制定実施のこと。

(四)日本・奄美間に於ける「不法入国取り締まりに関する法令」は即時これを撤廃すると共に、現に検挙又は処刑されている者を釈放し、且つ前科の抹消をすること。

三、経済・財政・金融・産業・交易に関する事項

(一)日本との交通及び商取引を国内同様にすること。

(二)奄美大島住民（公・私）の在日資産及び権益の凍結を早急に解くこと。

(三)日本・奄美大島間の為替送金を分離前同様に即時復活のこと。

(四)日本と共通の貨幣制度を実施すること。

(五)黒糖・大島紬・水産・其の他基本産業に対する保護政策を実施のこと。

(六)産業・通信・金融・教育・衛生・災害等に対する補助並びに各町村への財政援助を分離前同様に実施すること。

(七)戦災地復興補助費を交付すること。

(八)民間航空路を奄美大島まで延長すること。

四、教育・文化・社会厚生に関する事項

(一)教育行政は鹿児島県に移管して、進学及び転学の自由を認めること。

(二)通信業務の一切を日本政府に移管すること。

(三)戦争による不具・廃疾者並びに遺家族に対し、国内同様に保護すること。

(四)移民其の他の政策による入国問題の解決を考慮すること。

(五)国立療養所並びに保健所を国内同様に設置すること。

(六)ハブ血清薬の交付を分離前同様にすること。

○県民大会に対する泉議長のメッセージ　（前文略）

顧みますれば昭和二十二年二月二日、連合軍司令長官の命により、歴史的に文化的に民俗的に厳然とした日本民族である鹿児島県大島郡民が運命の人為的緯度線により、民族の独立と自由を失い、辛酸を共にした鹿児島県の膝下を離れてここに七年、その間島内基本産業の破壊と、貿易為替送金・渡航の不自由により、島民の生活は経済的に文化的に道義的に転落の一途をたどり、もはや、

祖国なき民族の生きる道は日本復帰なくしてはあり得ない袋小路に追いつめられて居るのであります。

私たち二十余万郡民の自由と幸福をかち取るために、集団断食署名大会・陳情その他、あらゆる手段をもって、世界の人々に日本復帰の叫びと悲願達成のためには如何なる困難にも屈しないことを訴え、関係当局に要請し続けて参りました。然しながら、私たちが一縷の望を托した対日講和条約は、その三条において、無情にも二十余万郡民の悲願をじゅうりんして、私たちに屈辱の苦杯を強要しました。

対日条約は祖国日本には輝かしい将来を約束したかも知れませんが、私たちにとっては悲憤やる方ない恨みの条約となりました。条約発効の四月二十八日悲涙の中に心の日の丸を掲げて祖国の独立を祝った二十余万郡民は、ます〳〵日本復帰の運動を押し進め、ゆるぎない団結を固く誓い、完全日本復帰のために「条約三条撤廃」を大会に次ぐ大会で決議し、ここに全住民の署名を終えました。奄美大島の分離措置を法的に確認した条約三条撤廃なくして、奄美大島の完全日本復帰はあり得ないものと思います。

敬愛する同胞皆様による「条約三条を撤廃し、奄美大島完全復帰の栄光をむかえる為の県民大会」に深く感謝するとともにその盛会を祈り、ます〳〵奄美大島二十余万郡民の血の叫びを御支援下さいますようお願いします。なお又あらゆる国際的取り決めと民族団結の精神に則り、日本復帰の運動が正義と真理の闘いであることの確信のもとに、二十余万郡民は鉄の団結をもって、目的完遂の日まで死闘することを誓います。

○第二回復帰大島郡民大会ならびに鹿児島県民大会開催に対して、それぞれ感謝の電報を送った。

◎昭和二十七年十一月五日、東京滞在中の東・岡本町長より連絡

「二十七度半説根拠なし、実質復帰に努力する。」

旨政府の回答はありしも、これは日本国の方針で米国の意向にはあらず、故に安心出来ぬ。我等は各政党要員と面会し、今後の国会に提案させ、政府の意向を確かめさせるよう交渉中。なお米大使館要員とも面会するよう手配中、アリソン大使四日着いた。米大使館気付でアリソンへも全面復帰の要請電されたし。東・岡本

◎昭和二十七年十一月六日、米国アリソン国務次官補へ電請。

我ら二十二万奄美民衆はいわゆる二・二宣言により日本本土より切り離され、現に米国の占領下におかれている。それは日本の風土・国民を両断し、日本の独立を傷つけ、国民の感情を無視し吾等現地住民の意志をじゅうりんする措置として、明らかに平和条約の本旨たる和解と信頼の精神にもとり、且つ米国がしば〳〵世界に向って声明している領土不可侵・民意自由の公約に反するものである。我等は過去七年間止むに止まれぬ民族の至情から、母国完全復帰の血の叫びを訴え、貴政府をはじめ貴国出先機関に、又日本政府に対し、血涙の嘆願を続けて来た。最近の報道によれば、マーフィ大使は日本の岡崎外務大臣との会談において、奄美大島を北緯二十七度半の線で二分しその北半の施政権を日本に返還するか



米国務次官補アリソン大使

を考慮中であると伝えられている。しかし、奄美大島を何等分離などは行わずに、旧鹿児島県大島郡としての全面的な考慮なら、至極当然の措置であり、我等の感謝おく能わざる処なるも、人情・風俗・政治・経済・歴史を同じくして、かつて鹿児島県大島郡を構成せし同一民族を分割することは、現地住民の絶対に承服しがたいところである。若し軍事施設の故をもって二分の必要を主張されるとすれば、日本本土にも多くの軍事基地があることだし、日本の占領を解いた場合の米軍事基地のあり方と全く同様に考えられることであり、我等の理解に苦しむ処である。奄美諸島分離の情報伝わるや、全島民、悲憤こう慨その極に達し、生業も手につかずあらゆる機能は停正し、幾回となく町民大会並びに郡民大会を開き、我等の血の叫びを宣言し集団断食をなすこと数十回、民族生死の危機なりとし全島民の代表を東京に派遣し、即時母国復帰を陳情嘆願した次第である。

願わくば我等島民の衷情を憐察下され、奄美全域の完全復帰が出来ますよう、貴官の格別の御尽力を伏して懇願いたします。沖永良部島和泊町民一同

○全国奄美連合第二回復帰促進大会

本大会には、北は北海道南は福岡・鹿児島と日本全国からたくさんの会員が参集した。特に大阪から参加した平次郎・吉田美英・福川政則・石田豊定の諸氏と、神戸より参加の平本則・徳田格一・瀬川武文の諸氏は本運動の中核として、東京や鹿児島・名瀬の本部と密接に連絡する一方、また郷土沖永良部・与論と密接に連絡し、相互激励しながら署名運動や断食祈願など、悲願達成のため、家業も顧みないで、東奔西走、粉骨砕身努力した。

○全国連合第二回復帰促進大会に対し深く感謝するとともにその盛会を祈って打電した。

◎昭和二十七年十一月八日、名瀬市において「奄美群島完全復帰郡民大会」を開催した。本大会に対し東京本部から、次のような激励電報が寄せられた。

御盛会を祈る。　外務大臣・衆参両院議長・マーフィ大使・アリソン次官補に面会申し込み中、六日、全国対策委員会を持って、本月中に次会の大会も開催する予定。各位によろしく。全国復帰協議会東京本部築平二

◎昭和二十七年十一月九日、東京滞在中の両町長より連絡。

二十七度半説、新聞の誤り。実質復帰は全郡的。委細文した。知名にも知らせ。東・岡本

○神戸沖州会より連絡。

本日奄美復帰陳情のため上京中の阪神代表者各氏帰省し、神戸沖州会館において報告会開催。日本政府ならびに各政党とも奄美の復帰については、十分に理解を示し運動に共鳴したものの、米国の意向が明確に示されていない点を重視し、完全復帰までは運動を強化し、政府にも一層強力に働きかける必要を確認し決意を固めた。

◎昭和二十七年十一月十三日、町常任委員会を開く。

名瀬出張中の肥後業昭委員帰省につき、町常任委員会を開き、経過並びに内外情勢の報告をきき、今後の運動についての意見交換をなす。

○昭和二十七年十一月十三日、全国知事会議のため上京中の鹿児島県知事重成格氏に対し電請。

「十三日、十四日の全国知事会終了後、上京中の三町長と共に奄美大島復帰運動に御尽力方、よろしくお願いします。」

◎昭和二十七年十一月十五日、東京滞在中の両町長より連絡。

外相は「大島郡は皆同時に帰るよう交渉している。返還時期は明示出来ないが沖縄より先にかえる。経済的援助も考慮する。大使館政治部長は沖縄と奄美の相違点をよく知って居る。大島の返還は時期の問題である。分離して考えることはない。復帰の運動は大いにやれ。我等も水をさすようなことはしない」と語った。復帰については外務省と意見一致、我ら意を強くす。各政党は超党派的に大島復帰の決議をして、政府をべんたつする旨確約した。我ら議会答弁に期待をかく。重成知事は十三日上京十七日まで滞在、共に各方面に陳情するよう約束してある。

◎昭和二十七年十一月十七日、上京中の東・岡本・竜野三町村長より連絡。

昨日衆・参両院の国会対策委員一同は衆院第一クラブに参集、鹿児島県知事を交えて、奄美大島の日本復帰について話しあいの結果、国論として議会に提案することになった。

○代表者会議

出席者　重成知事・田中県議会議長・永野林弘県教育長・永田・迫水・東郷・尾崎各代議士・佐多参議・外鹿児島県議会議員数名

奄美大島側から、奥山八郎・築平二・宗前清・西田当元・金井正夫・川上嘉・篠原純治・上村清延・永野芳辰・現地三町村長・大岡亮義・大島信礼夫人・南日本新聞記者

一　重成知事の現地視察報告

二　永野教育長現地視察報告

三　田中県議会議長、県議会としての「奄美大島復帰運動」に対する意向発表。

大島郡の日本復帰については第一回目は昭和二十五年の第三回定例議会で、第二回目は昭和二十六年十二月の定例議会において各々決議し関係方面に各々送付

した。大島郡行政権回復運動本部を設置し田中議長を本部長として、今後の復帰運動を強力に推進して行くことになっている。

四　奥山八郎委員長あいさつ
五　現地代表東町長あいさつ
六　金井正夫氏あいさつ

鹿児島県選出代議士を中心にして、各党共同戦線を張り、目的貫徹に努力することを言明した。

○本日午後二時より大城小学校において、名瀬市における「全郡的な運動状況報告会」を開く。大城・内城校区民参集。

◎昭和二十七年十一月十八日、上京中の三町村長より連絡。

十七日重成知事と共に、鹿児島県選出の衆・参両院議員に、復帰運動対策について陳情し、十九日知事と共に、自由党総務会に陳情する。なお二十五日名瀬本部より上京の陳情員五名等を同行する予定。東・岡本・竜野

◎昭和二十七年十一月十八日、和泊町連合青年団・和泊町連合婦人会ならびに和泊校区一般民主催による第五回決起大会開催。

◎昭和二十七年十一月二十三日、外務大臣より町内各小学校児童への返電。


岡崎勝男外務大臣

皆さんのお気持ちは、よくわかります。御希望が実現するよう、今後も努力いたしますから、安心して勉強にはげんで下さい。

外務大臣

◎昭和二十七年十一月三十日、鹿児島県大島郡全諸島完全日本復帰国民大会開催。

満を持した国民大会――鹿児島県大島郡全諸島完全日本復帰国民大会は、東京都港区三田四国町戸板女子短期大学講堂で、その幕をあけた。主催者は奄美連合全国復帰対策委員会・鹿児島県大島郡行政権回復運動本部・鹿児島県市町村長会・後援は毎日新聞社・読売新聞社・産

業経済新聞社等。会場には開会前から奄美の民謡レコードが奄美情緒を流し、参会者約一千を数え午後一時すぎ開会。現地代表泉芳朗・村山家国・原口純治の三氏がそれぞれ火を吐く口調で悲願をアッピール、反響を呼んだ。特にトップに立った泉復協会長の「片腕をもぎとられた胴体」論は、その日のＮＨＫの週間録音ニュースで全国に流され反響は大きかった。泉復協会長は「北緯二十九度以南の民族全体がソ連の侵略の対象であるとしても、ただ単なる地理的位置や一方的な軍事的人為宣言によって、祖国日本と離された。われわれはその理由がいっさい分らない。」と痛憤。「奄美大島は、もともと鹿児島県の大島郡であります。祖先伝来の日本国の奄美大島である。今なお敗戦の痛手を最も深く感じている者は、先づ切り離されたこの片腕である奄美自体であると言えば言えるでしょうか。それよりも、そのもぎとられた母体の方が、少し位は痛いと言ってもらいたい」と絶叫。各政党代表も「解決に最善の努力をつくす」と約束、とくに星島二郎自由党代表は「奄美の希望に沿い得る日が必ずあることを確信する」とはげました。


二島分離絶対反対第５回決起大会(和泊一中校庭)27・11・18

大会は、日本の完全独立を熱望する全国民の力を結集して「信托統治絶対反対・完全日本復帰を完遂」するための戦いを宣言。応急的要求として「鹿児島県大島郡の行政権回復」を決議、悲願貫徹の決意を新たにした。

なお当日の会順は、次のとおりであった。

一開会の辞　金井正夫
二議長　奥山八郎
副議長　伊東隆治・平次郎・重野栄蔵・瀬田良市
(一)委員長あいさつ　奥山八郎
(二)あいさつ　鹿児島県町村会長　曽木隆輝
(三)本土における運動状況報告　副委員長　西田当元
(四)現地視察報告　鹿児島県知事代理　永野林弘
(五)あいさつ　自由党代表　星島二郎
(六)あいさつ　全国官公労組議長
　日教組委員長　岡三郎
(七)現地報告　泉芳朗、村山家国、原口純治
(八)宣言文朗読　宗前清
(九)決議文朗読　吉田美英
(十)あいさつ　自由党　迫水久常
　改進常代表　床次徳二
　社会党（右）代表　波多野鼎
　社会党（右）　富吉栄二
　社会党（右）参議院　島　清
　社会党（左）　佐多忠隆
　赤路友蔵
(十一)運動経過報告　三町村代表　竜野通雄
(十二)各地状況報告　大阪代表　平次郎
　神戸代表　重野栄蔵
　大牟田代表　朝岡恵武
(十三)閉会の辞　伊東隆治

各政党代表者は本運動に関しては、超党派で協力一致、総力を挙げて努力する旨を強調し、鹿児島県大島郡全諸島（分離絶対反対）即時完全日本復帰を決議し、付属決議として、当面する諸問題について本土同様の待遇をするよう、日本政府に対して要請決議し、本大会は午後六時有意義に終了した。

◎昭和二十七年十二月七日、奄美大島日本復帰促進兵庫県民大会開催さる。

神戸市灘区稗田小学校において、「奄美大島日本復帰促進兵庫県民大会」が開催され、兵庫県知事と神戸市長が出席して、「兵庫全県民・神戸全市民協力一致して奄美大島の早期日本復帰を促進する」旨、その決意を披れきした。

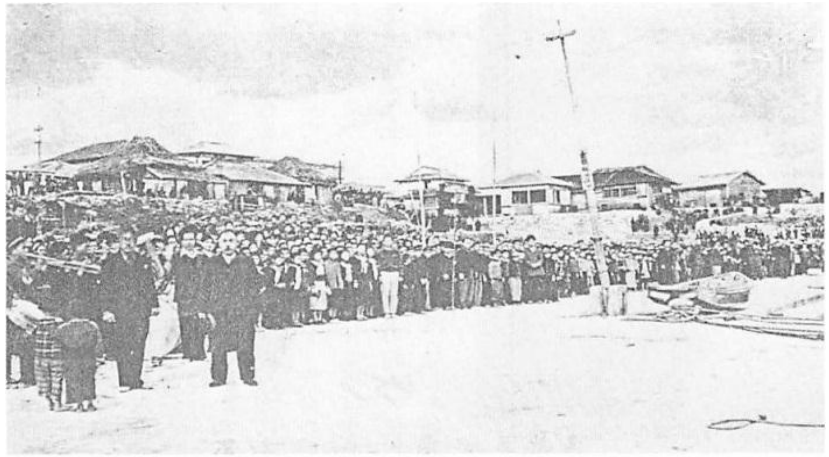

重大任務を終えて和泊桟橋に降り立った東町長

本大会には、現地代表として、奄美大島日本復帰協議会長泉芳朗ならびに原口純治・村山家国の三氏に東和泊町長・岡本知名町長・竜野与論村長の三氏が加わり、又東京から全国復帰協議会副会長西田当元氏と宗前清代議士が参加して、それぞれ感謝のことばを述べた。

昭和二十八年（一九五三）

◎昭和二十八年一月十八日、東町長東京より帰る。

思えば昨二十七年十月六日「沖永良部・与論二島分離絶対反対」の和泊町代表陳情委員として、病を押して悲壮な決意で上京した東町長は、三ヵ月余りの長い間、知名・与論二カ町村長と共に、夜を日についで東奔西走奮闘し、各関係方面に全島民の悲願を訴えて、所期の目的を達成して帰路についた。

この重大任務を果たした東町長を出迎えるため、和泊町内全部の小学生・中学生・高校生・青年団・婦人会はじめ多くの町民が和泊桟橋に参集した。高校生ブラスバンドの吹奏で町長の乗るはしけを迎えた。

東町長が和泊ふ頭に降り立つと同時に、誰叫ぶともなしに、万雷のような万歳がわき起こった。

◎昭和二十八年四月二十八日、米国軍政府より、国旗掲揚を許可される。

◎昭和二十八年五月三十一日、ルーズベルト前大統領夫人来日。重成鹿児島県知事と会談。

重成鹿児島県知事は、国際文化会の招待で来日された「世界人権擁護委員長ルーズベルト夫人」に会見を申し入れた。東京で会見の日程がとれず、異例の車中会談となり東京・沼津の間で行われた。日本側は重成知事と伊東隆治代議士ならびに通訳としての鈴木・住吉の四氏であった。知事はルーズベルト夫人に対し「奄美大島は元来鹿児島県の一部であって、現在の場合軍事基地としてはなんら価値のない所で、島民は日本復帰を熱烈に希望している。日米親善のためにも是非鹿児島県に復帰させるよう努力して下さい」とお願いした。

それに対しルーズベルト夫人は、

「よくわかりました。私は女で政治には関係していないけれども、友人を沢山もっているので、今日知事さんから聞いたこと、勉強したことを、よく皆さんに伝えて、御期待にそうよう努力いたしましょう。しかし私には復帰のお約束はできませんから、御承知下さい」と真心のこもったあたたかい返事をされた。



特急「つばめ」の車中で会談するルーズベルト夫人と重成鹿児島県知事

◎昭和二十八年六月八日、京都・大阪・兵庫三府県の復帰対策協議会がルーズベルト夫人に復帰陳情。

京都・大阪・兵庫三府県復帰対策協議会は、ルーズベルト夫人に対して、「奄美大島の祖国復帰促進を懇願する書簡」を呈することになった。その代表者として大阪府委員長平次郎氏（瀬戸内町出身）と瀬川武文氏（和泊町出身）が、その書簡を携え、八日午前八時四十分「築紫」車中においてルーズベルト夫人と会見。その陳情書を届けた。

陳情書

我等の尊敬するルーズベルト女史を大阪にお迎えして親しくお目にかかり、我等の生まれ故郷である奄美大島の日本復帰についてお願いする機会を恵まれたことは非常な光栄に存じます。

具体的な事柄につきましては、東京にある全国総本部から、既にお願い申しあげましたので、私たちは先生を煩わして、貴国のアイゼンハワー大統領初め両院議員其の他朝野の指導者並びに貴国民に対して、私たちの至情を訴えてその御高配と御善処をこいねがいたいと存じます。

即ち一九四六年二月二日以来、日本の行政権から分離された北緯二十九度以南に位する奄美大島の山河を、私たちの手に返して下さるよう、しばしば懇願して参りました。

しかし、之に対して未だに見通しもつかず、交通の制限さえ緩和されません。「母危篤」の飛電に接しても、渡航の自由を持たない私たちは、空しく二十九度線を隔てて、最愛の肉親と互いに血涙を飲んでいる惨状にあります。私たちの復帰運動は純然たる民族運動でありまして、決して施政権をつかさどる貴国に対して、不服を唱えたり敵意をもって反対するものではありません。その因って来る所以（ゆえん）は、離れ小島とは言え悠久の昔より、純然たる日本本土の一角をなして居た事実に因るものであります。そのため昔から同一民族であり、風俗・習慣も同一で地理的・経済的に密接不離な関係にあるからであります。故に私たちのこの血の叫びは、あたかも乳呑み児が慈母の乳房を求めるに等しく、母国を慕う至情よりほとばしる自然の発露であります。バイブルを手にされ



京都駅についたルーズヴェルト夫人

て人道を唱え、自由を尊び、世論を尊重される米国の皆様方は、必ずや太平洋の真っただ中に取り残された日本民族の片割れに、喜んで慈母の乳房を与えられるであろうことを私たちは期待します。奄美大島在住民の生きる道は、日本復帰以外には無いのでございます。何卒一日も早く奄美群島全域の日本復帰をかなえて下さいますよう、近畿在住八万五千余名の奄美大島出身者一同の名において懇願いたします。

一九五三年六月四日

奄美大島日本復帰対策協議会
京都府協議会
大阪府協議会
兵庫県協議会
代表　大阪府委員長　平次郎

○兵庫県「奄美大島日本復帰協議会」の口頭陳情

兵庫県奄美大島日本復帰協議会委員長平本則氏（知名町出身）はあらかじめ知的交流日本委員長高木八尺氏を介して、ルーズベルト夫人に会見を申し込んで、口頭陳述を行い、さらに前項三委員会依頼の陳情文を手渡した。



瀬川武文氏

また同行の瀬川武文氏（和泊町出身）は次のように陳情した。

奄美大島現地の実情は重成鹿児島県知事から詳しくお聞きのことと思うが、当兵庫県に在住する奄美出身者の意志を汲み郷土奄美大島の母国復帰についてお願いする。兵庫県民三百万の意志も又私たちと同様で、奄美大島の祖国復帰要望県民総決起大会をも催した。私たちのこの運動は純然たる民族運動であって、何等思想的・政治的・経済的な背景によるものではない。奄美大島出身男女老幼の別なき民族自然の感情であり血の叫びである。どうぞ貴国政府及び国民の了解を求めて下さるようお願いします。

これに対しルーズベルト夫人は、「重成知事から詳しく実情を聞き、非常にお気の毒に思っています」と答えた。

○関西入りしたルーズベルト夫人

五日三十一日京都に着いたルーズベルト夫人は、次のように語った。

「奄美大島復帰と戦犯問題について重成知事と会談した。経済上・教育上非常に苦しい奄美大島の実情や、日本復帰を願う県民の熱望もわかったが、現在私は政府とのつながりはなく、又政府に政治的影響を与える立場にもない。が、局外者として何とか援助したいので駐日米国大使にお伝えする。又戦犯については、若い兵士たちが上官の命令通りに動いたに過ぎないとしても、戦争にはこうした悲しい事実は常に伴うものなのだ。判決は事実調査に基いたものであるし、アメリカ以外にオーストラリア・フィリピン等とも深い関係があるので、米国だけの世論ではどうにもならないと思う。」

◎奄美大島連合婦人会代表、ルーズベルト夫人と面談し、奄美大島全諸島の完全復帰を請願した。

米国ルーズベルト前大統領夫人の来日を伝え聞いた奄美大島連合婦人会では、この好機に代表を送って直接



橋口初枝副会長・基八重子会長

ルーズベルト前大統領夫人に面接し、「女は女同士の話し合い」で「奄美大島の日本復帰の悲願」を請願しようということになり、ルーズベルト前大統領夫人との面接あっ旋を関係各方面にお願いしたが、いずれも「むつかしい」と断って来た。最後に毎日新聞福岡総局にお願いしたところ、「福岡での面接快諾」の返電に接することができた。喜び勇んだ奄美大島連合婦人会では、その代表として基八重子会長と橋口初枝副会長を送ることとなった。

六月六日、名瀬港を出発した奄美連合婦人会長基八重子氏（名瀬市）と同副会長橋口初枝氏（和泊町）の二人は翌七日鹿児島港着、保岡武久郡人会長外郷土出身者に出迎えられ、早速郡人会事務所で打ちあわせを行い、基

会長は三津間方に橋口副会長は皆吉方に旅装を解いた。
ルーズベルト夫人に提出する陳情書は邦文のままだったので、保岡会長が急きょ、県の清原秘書課長と住吉渉外課係長にその英訳を依頼して間にあわせた。六月八日は保岡郡人会長ならびに皆吉タケ社会教育委員の案内で関係方面を回り、夜十一時半の急行で福岡に向かった。
十日夕方福岡の渡辺電通ホールでルーズベルト夫人に面接して、奄美大島二十余万郡民の悲願を訴え陳情書を提出した。このとき九州大学学長大島直治氏・九州大学教授操坦道氏と森周六氏が同席して通訳をした。
それから両代表は東京・大阪・京都・神戸・鹿児島等の各地を回り、郷土出身の先輩・同胞に、奄美大島の悲惨な生活状況を訴え復帰運動への協力を懇請した。
また姫路で開かれた全国婦人会長会に出席し、奄美大島の現状と二十余万郡民の悲願を訴え、復帰運動への全国婦人の協力を懇請した。
両代表は名瀬出発以来六十日ぶりに帰省したが、「復帰運動・本土訪問報告書」と題する報告書を作製して全郡に配り、本土における復帰運動の状況を伝えるとともに郷土の内外に在住する全奄美大島出身者の奮起を要望した。

◎奄美大島日本復帰促進全国大会を開催した。
本土在住十八万奄美同胞の総意を結集して、昭和二十八年七月二十五日から三日間、横浜および東京において



東京における両代表(警視庁屋上にて)後列左から武山初枝氏(和泊町出身)、祈マツ氏(和泊町出身)、橋口副会長、1人おいて基会長、前列中央池田池秀氏(永嶺出身・警視庁警視正)

奄美大島日本復帰促進全国大会を開催した。全国各地より多数の代表者が出席して宣言・決議を行い、米国及びインド大使館ならびに政府・国会・各政党等への陳情運動を行った。三日間における復帰運動の状況は各新聞・ラジオ等によって全国に報道され、奄美大島の日本復帰に関する国民の世論を喚起し、復帰促進に大きな拍車をかけた。

○奄美大島日本復帰促進全国大会、横浜大会。
七月二十五日午後一時から横浜市の神奈川県議会議事堂で開催。次のように進行して、多大の成果をおさめた。
一開会宣言　平次郎氏（大阪府委員長）
二開会のあいさつ　奥山八郎氏（全国委員長）
三経過報告　西田当元氏（全国副委員長）
四感謝状及び記念品贈呈（前全国委員長昇直隆氏へ）
五来賓あいさつ
(一)神奈川県知事　内山岩太郎氏
(二)神奈川県議会議長　松岡正二氏
(三)横浜市長　平沼亮三氏
(四)横浜商工会議所会頭　平井清四氏

メッセージ
(一)吉田総理大臣
本日ここに奄美大島日本復帰全国大会の開催されるにあたり、一言御あいさつを申しあげます。奄美大島の同胞諸君が戦争によって物心両面にわたって未曽有(みぞう)の被害を受け、異常な困苦の中に月日を送って居られることに対し深く同情の意を表します。と共に、この困苦の中にあっても、なお祖国復帰の熱願にもえ、不断の努力を致されつつあることに対し敬意を表する次第であります。申すまでもなく、この問題は若干の時日を要することと予想されますが、私たちは、いささかなりとも心挫(くじ)けることなく、誠意と熱情を以って、これが解決を図りたいと考えて居ります。私は今後あらゆる努力を傾ける決意を申し上げます。奄美大島の同胞が希望をもって進まれるよう、心から祈念してあいさつと致します。
昭和二十八年七月二十五日
内閣総理大臣　吉田茂
(二)岡崎外務大臣
(三)堤衆議院議長
(四)河井参議院議長

(五)小田島日本新聞協会長
激励演説
(一)鹿児島県選出代議士総代　永田良吉氏
(二)南方連絡事務局長　石井光則氏
(三)鹿児島県知事　重成格氏
激励電報披露　川上嘉氏
田畑参議院議員　本田毎日新聞社長
産業経済新聞社　武山奄美社長
尾崎末吉代議士　田中鹿児島県議会議長
重成鹿児島県知事　麓京都復協委員長
在京鹿児島県大島郡人会　現地復協会長泉芳朗
奄美大島市町村長会　奄美大島教職員組合
奄美大島各市町村長　各市町村復協支部
各市町村青年団　各市町村婦人会
其の他奄美大島諸団体
六協議　議長―瀬田神奈川県復協委員長
各地区より提出の議案（いずれも完全復帰貫徹や緊急措置事項の解決に関するもの）を、麓健一氏が一括朗読して、これを可決し、この議案の調整は議案審議委員に一任と決定した。
七宣言・決議
宣言案を福岡県復協代表川畑里澄氏、決議案を兵庫県復協代表重野栄蔵氏が、それぞれ朗読し万場一致で可決した。

宣　言

われわれは、大西洋憲章、ポツダム、カイロ両宣言を一貫する領土不可変の世界的公約を固く信じて、旧来の日本領土たる、わが郷土奄美大島は、もとの鹿児島県大島郡として、母国日本への完全復帰を目指し、過去八年にわたって血みどろの奮闘を続けて来た。
然るに和解と信頼を銘打った平和条約は、右公約をじゅうりんし、現地奄美在住の二十二万、日本本土在住十八万同胞の母国復帰の悲願は、衆議院本会議における五回の決議となってあらわれたにもかかわらず未だに実現されない。しかも現在奄美大島の生活・住居・産業・教育・交通・交易等、各方面における窮迫した惨状は、寸時もその放置をゆるさない。
我々は、現地のこの窮状を救う緊急措置を速やかに実現するため、全力を挙げて奮闘を展開する。われ／＼の過去八年間の努力は、今や講和条約第三条にうたわれた信託統治の憂慮を一掃し得たものと確信する。
更に一歩を進めて我々は講和条約第三条の実施を排除し、母国への完全復帰の基本目的を完遂するために、不退転の決意を固め、全国民支援のもとに不断の広汎な闘いを続けることを誓うものである。

一九五三年七月二十五日

奄美大島日本復帰全国大会

決　議

一　平和条約第三条実施反対、日本完全復帰。
一　現地に於ける現在の惨たんたるどん底生活・教育施設の皆無に近き実情・外国扱いの交通・交易の制限を救う緊急措置の即時実現。

一九五三年七月二十五日

奄美大島日本復帰全国大会
八閉会のあいさつ　東京委員長　金井正夫氏
◎奄美大島復帰期成会総本部の設置。
（全国組織を統一強化するため）
○昭和二十八年七月二十六日午前九時半より、全国奄美連合総本部および奄美大島日本復帰対策全国委員会の合同会を開き、西田当元氏の司会で左記のとおり進行した。
(一)開会のあいさつ　奥山八郎氏
(二)協議　（議長　奥山八郎氏）
1 昭和二十七年度の決算及び事業　（承認）
2 昭和二十八年度の予算及び事業計画　（承認）
3 大阪府代表より緊急動議提案
全国奄美連合総本部と奄美大島日本復帰対策全国委員会を一本化して組織を統一強化してはどうか。
討論の結果、右両団体を一体化して「奄美大島復帰期成会総本部」を設けることに万場一致可決、規約を審議決定し、選挙により左記役員を選任した。
委員長　奥山八郎氏
副委員長　伊東隆治氏　宗前清氏
西田当元氏　瀬田良市氏
外に副委員長として、大阪・兵庫・福岡・鹿児島の各団体から各一名ずつを推薦する。
事務局長　西田当元氏（兼任）
監事・顧問・参与・委員については、奥山委員長に其の選任を一任する。


奥山八郎氏

この新団体は三十八万全国奄美同胞の親睦提携と、郷土奄美大島の復帰貫徹を二大眼目としている。各県の奄美団体は出来るだけ統合あるいは連合して、奄美大島復帰〇〇県期成会を結成して、総本部の地方組織として加盟する。未組織未加入の宮崎・熊本県等へは、加盟を勧誘する。

(三)閉会のあいさつ

〇米国大使館・政府・国会等に対し「奄美大島の早期完全日本復帰」について陳情。

昭和二十八年七月二十七日午前十時、奄美大島日本復帰期成会総本部の役員一同は衆議院第一議院会館に集合、全員を国会班・官庁班・大使館班の三班に分け、それ〴〵復帰全国大会の宣言文及び決議文・陳情書を携えて、左記方面に陳情運動を展開した。

政府関係―吉田首相・岡崎外相・塚田郵政相・小笠原農相・山県厚相・石井運輸相・大達文相・石井南方連絡事務局長

国会関係は堤衆議院議長・河井参議院議長・自由党・改進党・社会党（右・左）・外各政党

外国関係は米国・印度両大使館及び極東軍等に対し、強力に完全復帰緊急措置を要望した。

〇復帰問題懇談会を開催する。

七月二十七日正午より、衆議院第一議院会館食堂別室にて、鹿児島県選出国会議員および重成知事・其の他は、そろって昼食を共にした。続いて第一会議室において、迫水・尾崎・山中・床次・池田・永田の各鹿児島県選出代議士ならびに重成鹿児島県知事・石井南方連絡事務局長・各県代表、それに地元奄美大島側代表が集まって復帰問題懇談会を開催した。

西田副委員長司会の下に奥山委員長が開会のあいさつをした。引き続き、各代議士・石井局長・重成知事・大島側各代表より、それ〴〵隔意ない意見の交換が三時間の長きにわたって行われた。毎日新聞および南日本新聞が、その模様を速記写真に撮って、企国に向けて報道した。

要望事項

この懇談会で強く要望された主な事項は次の通りである。

(一) 行政権の鹿児島県への即時復帰。
(二) 渡航・為替送金・交易手続きの簡素化。
(三) 平衡交付金を鹿児島県の枠内に取り、これを大島に流して町村財政の窮乏を救うこと。
(四) 学校給食・教科書の無償配布。
(五) 目下、本土全般に公募中の琉球戦災校舎復旧寄付金を大島にも配分するよう、寄付者側より条件付きで寄付金を手交すること。
(六) 赤十字無料診療班の派遣。
(七) 黒糖の政府買い上げの即時実施。
(八) 国会内に「領土問題特別委員会」を設置して、議員が自主的に、領土に関する諸問題を逐次解決してもらいたいこと。

これに対して、各国会議員や重成知事は、大いに努力する旨答えた。

かくて三日間にわたる大会行事を全部終了し、復帰問題解決への拍車を加えた。

大会出会者

東京　奥山八郎　西田当元　金井正夫
　　伊東隆治　宗前　清　川上嘉
　　築平二　蘇我四郎　大岡亮義
　　岩切登　西元宏　麓健一
　　田中辰彦　元田彌三郎　森文明
　　安田重雄　城武司　奥山五七
　　朝穂精次　保坂一文　川畑清
　　長田宏　祈マツ　武山初枝
　　宗前清恒　その他
神奈川　瀬田良一　徳地久夫　重山英平
　　渡辺繁子　外三十名
大阪　平次郎　吉田美英　及川永保
兵庫　重野栄蔵
岐阜　大当宏
福岡　川畑里佳

二　ダレス声明

私はアメリカ政府を代表して、ただいま吉田首相に伝

えたことがらを、ここにあらためて東京で発表できることを喜んでいる。

アメリカ合衆国政府は、アメリカが平和条約第三条に基づいて、奄美大島郡に対して持っている権利を放棄する必要な取り決めが、日本政府との間におわり次第、これら諸島に対する日本の権利を復活させる用意がある。

平和条約第三条に規定された他の諸島については、極東に現在のような国際的緊張状態が続く間は、アメリカとしては現在行使している程度の管理権を維持することが必要である。アメリカはこれによって、アメリカが背負っている責任を友好的に果たして、この地域に平和と安全を保とうと考えている。またアメリカはこれら諸島住民の福祉を増進するために一層の努力を続けるであろう。

奄美大島の返還はその住民と日本国民を再び結合させるものであり、これはアメリカにとっても満足なことであり、また非常に喜ばしいことでもある。

ダレス米国務長官は、この声明発表前、八日午後六時半からアメリカ大使館で、吉田首相・岡崎外相とアリソン大使を交えて三十五分間にわたって会談。その後夕食会に先立って内外記者団と会見し、「アメリカ政府は奄美大島群（Amami Oshima Group）を日本に返還する用意がある」とのいわゆる「ダレス声明」を発表したのである。

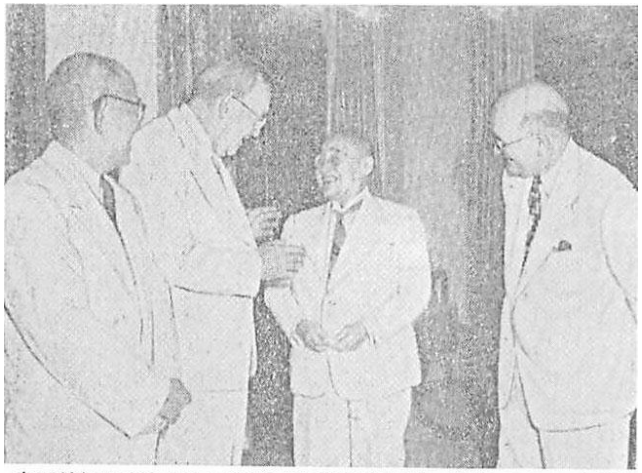

吉田首相と語るダレス長官（左端岡崎外相・右端アリソン大使）



ダレス声明感謝町民大会（28. 8. 20）

○昭和二十八年八月九日、名瀬復帰協議会本部よりの連絡。

ダレス長官は八日午後七時半声明を発表し、米国政府は必要協定が成立次第、奄美大島を日本に返還すると、町民にお伝え乞う。名瀬本部

◎　待望の日は到来した。

わが沖永良部島と与論島は、奄美群島の中で最も沖縄に近接していることは世界地図の示すとおりであり、第一に言語や風俗にしても沖縄色の濃厚な島であるが、行政的には昔から鹿児島県大島郡に属している。歴史の示すとおりそれが奄美群島の実態である。沖縄県とは全く別の道を歩いて来ている。

それなのに南二島だけが分離していまさら沖縄県と運命を共にするのは、古い歴史に照らしてもまた現実の姿からしても不合理であることは言を持たない。

幸いにして二島分離の報は間もなく岡崎外務大臣によって否定され、二島民はホットした空気に包まれたが、内外の同胞間に交わされた文書の示すとおり、絶望のどん底に呻吟したことは偽らざる実態である。昨八月八日

ダレス国務長官の「奄美群島を日本に返還す」の声明はまたたく間に奄美大島の津々浦々にひびき渡った。全郡の全住民は我と我が耳を疑いながらも「バンザイ」「バンザイ」を叫び、誰言うともなしに町内の全家庭に日の丸の国旗が掲げられた。奄美群島民の運命の決まった日である。奄美の天空高く旭日がくまなく輝いた。永久に忘れることのできない記念の日である。

この歓喜の中に、ようやく我を取り戻し、祝賀実行委員会を開いて感謝町民大会の開催を決議し、ダレス国務長官その他関係各庁へ感謝の電報を送ることを決めた。

当日東町長を先頭に、町民代表は高千穂神社・南洲神社、両神社の神前にぬかずいて、復帰実現と悲願達成を報告し、神の御加護に対し深謝した。

◎奄美群島全部返還か。

奄美群島返還の手みやげを持って日本に立ち寄った米国務長官は、これで五度目の訪日であるが、現職の国務長官が来日されたのははじめてのこととあって、その驚戒ぶりは物々しいものがあった。羽田空港と米国大使館で、二回内外記者団と会見したが、簡単なステートメントを読み上げただけであった。同夜米国大使館での夕食会では、最初ダレス長官・吉田首相・岡崎外相・アリソン大使の四名がサシで話しあったのはほんの短時間で、ロッジ国連代表ら随員も加えての夕食会であった。その夕食会の席上アリソン大使が音頭を取って「奄美大島の返還」を祝って乾盃をした。この日の吉田・ダレス会談でダレス氏は突然「クリスマスプレゼントを持って来ましたよ」と切り出した。吉田首相は「何かまた難題では?」とびっくりしたら、何と奄美大島返還の吉報であった。米国側は今まで度々「好意的な配慮をする」と約束はしていたが、「奄美群島返還」と言うだけでその範囲は明確に示されていなかった。一応の安どはしたものの、その奄美群島の中に「沖永良部・与論が包含されているかどうか」、その確認を求めるよう要望した。

○昭和二十八年八月十日、名瀬市および大島本島在住の沖永良部・与論出身者は、ダレス声明はあったものの、復帰の線がどこで引かれるのか不安で、東京の復帰期成会総本部あて「旧鹿児島県の全部を返還するよう交渉してほしい」と要請し、断食祈願を実施した。

○昭和二十八年八月十一日、鹿児島県知事よりの連絡。ダレス声明により、我等の悲願達成す。感無量。十一日上京万全を期す。知事

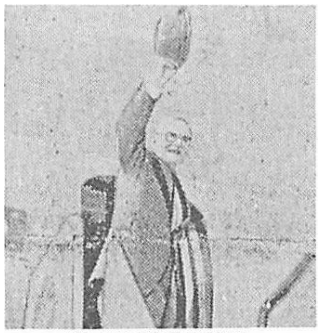
ダレス国務長官離日

○東京復帰期成会本部よりの連絡
おめでとう。ダレス見送り。其の他一切の処理を講じつつあり。築平二

○昭和二十八年八月十二日、宗前清代議士より。関係方面調査の結果、二島の線心配なし。万才。宗前

○鹿児島奄美社長武山宮信氏より。
安心あれ。記事共同通信のあやまり。大島郡五島の復帰を、外務省亜細亜局長より、はっきり声明した。武山

◎昭和二十八年八月十五日、大島郡民大会開催。
本日は終戦記念日、「平和の祭典」の日である。大島郡連合復帰協議会が主催して瀬戸内町古仁屋で郡民大会を開き、ダレス長官に感謝するとともに、これからの活動計画を決めて発表した。


新木大使

連合青年団・連合婦人会・教職員組合等の各種団体、その他一般民衆数千名が参加しはなはだ盛会であった。

当日の大会中に新木駐米大使から「沖永良部・与論を含めての復帰」との報が伝わった。二島分離の不安は解消し奄美群島完全復帰の喜びにわいた。

○昭和二十八年八月二十日、大島郡関係の予算は十一月一日で切り離すよう、軍指令が出たとの報が伝わり、いよいよ復帰の日が接近しつつあることを予想して喜びあった。

○昭和二十八年九月十三日、日本政府・鹿児島県調査団が名瀬市に到着したので、郡民大会を開いてこれを歓迎した。次から次へと伝えられる朗報に郡民の喜びはその絶頂に達した。

日本政府ならびに鹿児島県調査団の調査は九月二十六日を以って終了した。

○市・町・村財政がひっ迫した。

琉球政府の予算は七月以降成立せず、従って地方庁をはじめ市・町・村の財政は赤字つづきで行政運営に困難を来した。郡・市・町・村議会は鹿児島県知事に、特別交付金の前渡しを要請した。

○昭和二十八年十月六日、このころ、経済面のひっ迫、混乱は、日を追ってきびしくなる一方で、物価の高騰、インフレを招来した。

○昭和二十八年十月十三日、日本政府江口官房副長官の談話として「十二月一日を復帰目標としている。」との話が伝わった。

○昭和二十八年十月十四日、復帰協議会会長泉芳朗氏外役員数名、復帰促進運動のため上京した。続いて二十二日には大島郡教職員組合長高元武氏も上京した。

○昭和二十八年十月二十五日、鹿児島県議会調査団来島。郡民大会を開いて、復帰早期実現を促して気勢をあげる。

○昭和二十八年十一月三日、小滝外務次官が「復帰の日は十二月一日」と陳情団に語ったとの報道があり、島民安心する。名瀬市の復協本部では郡民大会を開いて気勢をあげた。

○昭和二十八年十一月二十八日、参議院調査団を迎え名瀬市で郡民大会を開催した。

岡崎外相が、「復帰の期日は十二月一日は無理だ」と語ったとのことで、島民の一部から「外務省の報道はまちまちで信がおけない」との非難があり、憂慮したが、「まあまあしばらくの辛抱」と落ち着いた。

○昭和二十八年十一月三十日、返還に関する交渉が不成功に終わったとの報道が、東京から伝わり、住民一同、失望落胆。

○昭和二十八年十二月六日午前九時から、名瀬小学校校庭において、奄美大島復帰期成会を開催し、会は翌七日まで続いた。数千人の島民が集まり、悲壮な面持ちで、「復帰の早期実現」について協議した。

○そのころ次のような明るい報道が伝えられて来た。

吉田首相が国会で、「沖縄に居る奄美人の強制送還はあり得ない」と言明。

十二月分の大島予算千二百万円が承認された。また鹿児島県では、大島関係の特別予算七億円を県議会に上程した。

三　祖国復帰

◎昭和二十八年十二月二十四日、奄美群島復帰に伴う日米両国間の協定は本日調印された。

交換公文

米国から日本へ

書簡をもって啓上いたします。本使は本日署名された奄美諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光栄を有します。奄美群島及び其の領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。

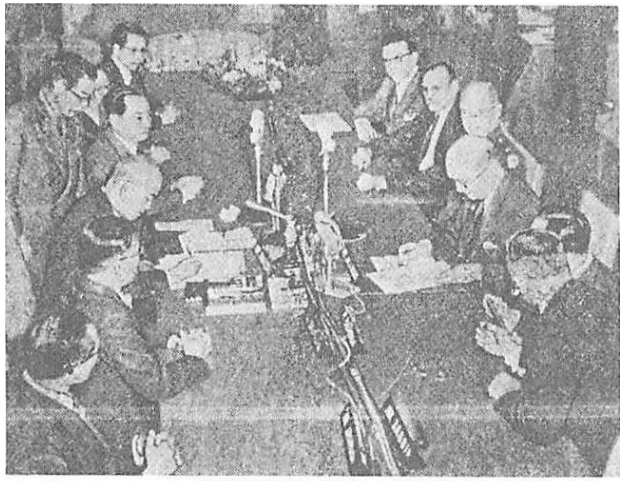

奄美群島返還協定の調印式
（左・岡崎外務大臣，右・アリソン大使）

防衛を保全し強化しおよび容易にするため、アメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。本使は以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

一九五三年十二月二十四日

ジョン・M・アリソン

日本国外務大臣岡崎勝男閣下

日本から米国へ

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、閣下が次のとおり本大臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光栄を有します。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の関係を有する。日本国政府はこの特異の関係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し強化しおよび容易にするため、アメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。本大臣は、更に、閣下が述べられたことを記憶にとどめ、且つ、前記に掲げる了解が日本国政府の了解であることを、閣下に対し通報する光栄を有します。

以上申し進めるに際し、本大臣はここに重ねて閣下に向って敬意を表します。

昭和二十八年十二月二十四日

外務大臣　岡崎勝男

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・M・アリソン閣下

○昭和二十八年十二月二十四日、国会で承認。

国会は本日衆参両院相ついで、本会議を開いて協定承認案件を上程した。岡崎外相の説明に次いで討論の後、協定に対して事前承認を与え、復帰祝賀案を可決した。

午後四時ごろ外務省で、岡崎外相とアリソン大使との間に調印が行われ、この調印式終了後、政府は特に首相談話を発表して、米国の好意に対し謝意を表した。このようにして予定どおり二十五日午前零時から発効し、終戦以来米国の施政権下におかれていた奄美群島全域は、八年ぶりに晴れて日本に復帰することになった。

○衆参両院で祝賀決議

本院は奄美群島・沖縄・小笠原諸島及び歯舞および色丹島の完全復帰について、しばしばこれを要望していたが、今や奄美群島は日米両国間の協定の調印により十二月二十五日をもって再び我が国に復帰することになった。待望久しい奄美群島の完全復帰はただ国をあげての喜びのみならず、また独立日本の前途に、限りない希望をもたらすものと言わなければならない。願くば全島民諸君は一斉に奮起し、祖国の再建に寄与されんことを熱望する。本院はアメリカ合衆国の好意ある措置にたいして、深甚なる感謝の意を表するとともに、この歴史的事実にたいし、特に院議をもって満こうの祝意を披れきするものである。

右決議する。

（参院でも右主旨の祝賀決議が可決された）

（なお日米協定文は第一条から第九条まであるが、本文を省略する）

◎奄美群島返還式典の挙行。

昭和二十八年十二月二十五日午前十時から、名瀬市の琉米文化会館において、日米両国代表列席のもとに、現地の返還式典が挙行された。

日本側からは外務省前田一等書記官・田上南方連絡事務所名瀬出張所長ほか十名、米国側からはアリソン大使代理マーチン福岡領事等十一名、鹿児島県側からは重成知事はじめ十四名、琉球政府側からは比嘉官房長・沖野支庁長等が出席した。返還式典は開会宣言に次いで、日米両国の国歌の吹奏で始められ、前田一等書記官が日本政府を代表して、米国政府へ感謝のメッセージをおくった。それにこたえてマーチン領事のあいさつがあり、最後に重成県知事が感謝の意を述べて、十時四十分式典を終了した。

戦後米軍政下に置かれてから七年十一ヵ月目、ダレス声明があってから五ヵ月目のことである。

◎和泊町における復帰祝賀

昭和二十八年十二月二十五日午前零時、サイレンを吹き鳴らして、全町民に復帰の瞬間を報じた。

各家ごとに待望久しかった日の丸の旗を掲げ、心の奥底から万歳を叫んだ。



昭和28年12月25日、町役場前で「復帰万歳」を叫ぶ町の幹部

老若男女、歩行のできる者は一人残らず、この日に備えて用意してあったちょうちんをかざして小雨の中を郷社高千穂神社へと参集した。暗夜の参道にはちょうちん行列の火影が長く長く続いて、夜空を色どった。

しんしんと更け行く深夜の高千穂神社境内で、誰人の音頭とも知れぬ万歳に、境内を埋め尽くした群集の叫ぶ万雷のような大歓声は、中天高く何回も何回もとどろいた。

二十六日午前十時から、小・中・高校生はじめ全町民、待望久しかった日の丸をかざし、沖永良部高校のブラスバンドを先頭に旗行列をし、町内は一日中、日の丸の波と万歳のどよめきに埋まった。

○奄美群島日本復帰記念祝賀式典の挙行

昭和二十八年十二月二十七日　名瀬市で挙行

日本政府側から　安藤国務大臣
青木自治庁政務次官
江口内閣官房副長官
中井地方行政委員長
床次代議士　山中代議士
赤路代議士　森代議士

門司代議士
丸山・曽根専門委員

米国側から
アリソン駐日米大使代理　福岡駐在
領事ジェームス・Y・マーティン氏
同文化交換課長
クリーフトン・B・フルボスター氏

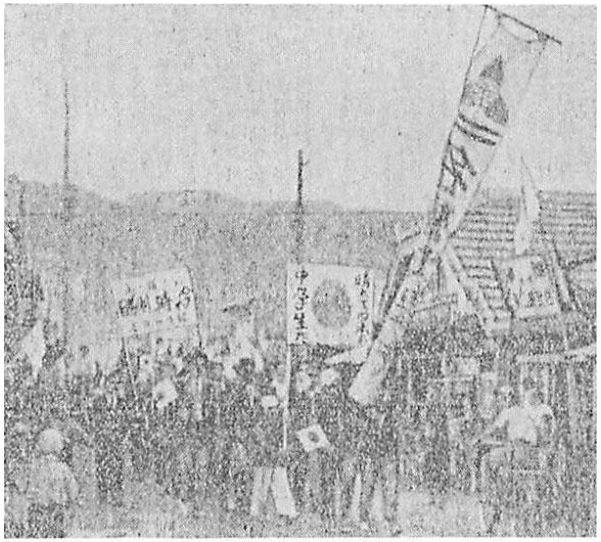
復帰祝賀　名瀬市街頭行進


神戸で奄美大島出身者５千名　復帰万歳（28．９．21）



神戸市民に車上から「復帰協力御礼」を申し上げる神戸沖州会員



鹿児島市で復帰万歳を叫ぶ沖永良部・与論二島出身者

第十七節　分離中の諸事

（年）　（主なできごと）

二十一　〇二月二日　奄美の歴史的転換―本土分離の日

二・二宣言によって日本の領域は北海道、本州、四国、九州及び一千にのぼる小島嶼と定義された。この定義によって、とくに指定された所は対島諸島、北緯三十度以北の口之島を除く南西諸島に限られ、鬱陵島、竹島及び済州島、それに北緯三十度以南の琉球、奄美大島をふくむ南西諸島は、伊豆南方小笠原諸島及び火山（硫黄）列島その他の外辺の太平洋諸島とともに日本の領域から除外された。さらに、前の戦いで日本が奪取または委任統治等によって占領した太平洋の島嶼及び満州、台湾、澎湖、朝鮮、樺太も除外された。

〇九月一日　知名村に町制実施。

〇七月二十日　低物価政策実施。

〇九月二十日　南西諸島知事豊島至氏知名で病死。後任中江実孝氏

二十三　〇一月一日　沖永良部巡回裁判所設置。（軍政府命令十六号）

〇四月一日　六・三制の学制が実施され、和泊町の四国民学校の初等科は各々四小学校に、高等科は和泊は和泊一中、大城・内城は和泊二中、国頭は和泊三中として発足した。

二十四　〇四月一日　沖永良部高等学校設置。

和泊・知名の両実業高等学校を母体として沖永良部学校組合立沖永良部高等学校が設立され、重村中久氏が初代校長となり、和泊知名両教室に別れて発足した。

旧和泊町実業高等学校教室において和泊教室を開設、実業高校一年修業生を普通科一年に同校二年修業生および三年卒業生を普通科二年に、同校卒業生および修業生を別科一年に編入した。

〇七月　戦後はじめてゆり根が本土へ輸出され

た。

二十四　○沖永良部警察署落成祝賀。北大島対南大島の角力大会が高千穂神社で行われた。

二十五　○七月一日　大山に米軍基地おかる。

米車のレーダー部隊が進駐して来た。約一個中隊で、テント兵舎とカマボコ兵舎を作った。兵力は時によって増減があった。

○十月二十二日　知事および民政議員公選（奄美群島政府発足に備えて）。

知事選挙（十月二十二日）。

中江実孝氏と笠井純一氏の一騎打ちとなったが中江氏が六万票余りを獲得当選した。

群島議員選挙（十月二十七日）。和泊町から逆瀬川助直氏、知名町から吉松軍八氏が当選した。

○十一月二十五日　奄美群島政府の開庁式挙行。（知事・議員の就任式を兼ねて）

二十六　○二月十四日　日本復帰の熱意高まり復帰協議会を結成活発な運動を展開した。

○三月三十一日　沖永良部巡回裁判所廃止。

書記官補　土持隆繁

二十七　○三月二日　琉球立法院議員選挙。

第二区より藤村前吉氏当選。

○十月二十三日　知名に測候所ができた。（琉球政府告示第四十二号）

瀬利覚、向田神社前三百五十九坪。

初代所長重村康雄氏。

昭和二十八年十二月二十五日、日本復帰に伴い、名称を「沖永良部測候所」と改めた。

昭和四十四年五月一日沖永良部空港へ移転した。

参考資料　1、永吉毅編　郷土史年表

2、和泊町編　和泊町勢要覧

3、知名町編　知名町誌

○四月一日　米軍特別布告第三十八号により、沖永良部治安裁判所設置。

○六月二十五日　沖永良部高校が現在地に合併移転した。

現在地に新校舎木造建二百四十五平方メートルが落成したので和泊・知名両教室の茅葺（かやぶき）バラック六棟の移転ならびに備品を運搬。

○九月十日　和泊・知名両教室を合併して授業を開始した。

○十月　琉球銀行沖永良部支店創設。和泊町和泊、旧産業組合倉庫跡地に建設。支店長沖野松盛氏。

○十二月十四日　庁舎着工、二十七年二月二十七日　竣工。

和泊町和泊字与名原五〇一ノ一

（和泊町農協所有地）

木造トタン葺平屋建二十六坪（一〇五一、五〇〇B円）

判事　富井信雄

書記官　撰　正敦

第十一章　日本復帰後

第一節　議会

一　議員名簿

○昭和三十一年九月～三十五年九月　定数二十人
市来政興(泊)　本田義明(泊)　梶原介徳(和)　（33・11死亡）川辺隆義(手)　伊勢福英(手)　関根直秋(宇)　伊地知季良(喜)　池下前宣志(出)　三島安澄(畦)　中屋利秀(国)　竺田吉秀(国)　末川寅吉(国)　東伊志郎(西)　竹下池光(根)　安田前間(玉)　伊井重保(玉)　美野義仁(皆)　池田内義(内)　岸田宣志則(谷)　（33・5死亡）　村山栄富(瀬)

三十一年から町長の施政方針演説が行われた。

三十二年から監査委員が設置され、従来決算認定に伴う議会代表による出納検査が廃止された。

三十三年十二月庁舎移転に伴い二階通路一角に議会事務局を設置し、二十九年から任命された書記長は事務局長となり、三十五年には農業委員会との兼任書記を含め職員二名となる。三十四年から六月・十二月に期末手当が支給されるようになった。

○昭和三十五年九月～三十九年九月　定数二十人
本田義明(泊)　（39・7依願退職）菅村芳憲(泊)　大吉正訓(和)　川辺隆義(手)　市来有三(手)　大坪政照(手)　関根直秋(宇)　伊地知季良(喜)　池下前宣志(出)　池野新秀(畦)　竺田吉秀(国)　末川寅吉(国)　東伊志郎(西)　竹下池光(根)　中山前福(玉)　伊集院武一(大)　重村邦英(古)　池田内義(内)　金元良治(後)　中村源吉(仁)

三十六年から施政方針に対する一般質問が行われ、三十七年から独立した日程で一般質問がなされ、三十九年から通告制を採用している。

三十六年七月に地方議会議員互助年金制度が発足。三十七年、第二室戸台風災害対策特別委員会・谷山地区農道対策特別委員会を設置した。三十七年十二月に地方議会議員年金制度が発足し、議会議員の通算就職年数十二年以上で議員でなくなった者は、五十五歳から年金が支給されるようになった。

三十八年四月議長が新規職員を一名任命し専任職員二名とする。

○昭和三十九年九月～四十三年九月　定数二十人
市来哲次郎(泊)　菅村芳憲(泊)　福秀伸(泊)　和宏(泊)　大吉正訓(和)　沖治(手)　川辺隆義(手)　大坪政照(手)　伊地知季良(喜)　泉貞吉(出)　池野新秀(畦)　福峯哲磨(国)　竺田吉秀(国)　末川寅吉(国)　福島忠綱(国)　伊井重保(玉)　伊集院武一(大)　皆川浅雄(皆)　西村内則(谷)　中村静造(瀬)

四十一年三月の第一回定例会および十二月の第四回定例会において一般質問を行い、その後四十三年から毎定例会（年四回）　一般質問を行うようになった。

四十一年から議会報告会（後の町民と語る会）が町内全字で実施されるとともに、四十二年から「議会報」が発刊された。四十一年、議事堂建設調査特別委員会を設置し、四十二年、和泊港改修促進特別委員会を設置した。

四十二年、議場・議員控室・議長室・事務局・湯沸室・書庫・便所を備えた議事堂が完成し、女子職員一名を採用して事務局職員が三人となった。

四十二年から議会活動中の災害について公務災害補償制度が適用されるようになった。

議員歴が十二年未満の場合議員共済会から退職一時金が支給されるようになった。

○昭和四十三年九月～四十七年九月　定数二十人
菅村芳憲(泊)　和宏(泊)　大吉正訓(和)　沖治(手)　川辺隆義(手)　大坪政照(手)　関根直秋(宇)　福山道澄(喜)　泉貞吉(出)　池野新秀(畦)　福峯哲磨(国)　竺田吉秀(国)　末川寅吉(国)　福島忠綱(国)　東一徹(西)　竹下池光(根)　谷山幸雄(大)　皆川浅雄(泊)　池田内義(内)　野村義広(永)　福永貞雄(仁)

委員会活動が活発になり島外視察調査が行われるようになった。

四十六年から陳情調査特別委員会を設置した。

○昭和四十七年九月～五十一年九月　定数二十人
菅付芳憲(泊)　福秀伸(泊)　和宏(泊)　川添貞雄(泊)　東文勇(和)　（49・7依願退職）　沖治(手)　川辺隆義(手)　（51・3死亡）　関根直秋(宇)　福山道澄(喜)　泉貞吉(出)　西宜俊(畦)　竺田吉秀(国)　末川寅吉(国)　末川曠(国)　東一徹(西)　竹下池光(根)

伊井恵保(玉)　皆川浅雄(泊)　森西元(内)　永山宜禎(谷)

四十七年から決算認定は全員による特別委員会で行うようにし、五十一年からは当初予算についても特別委員会で審議するようになった。

四十九年から議員年金受給者の年金額が物価スライドを実施し毎年改定されるようになった。

○昭和五十一年九月～五十五年九月　定数二十人

菅村芳憲(泊)　福秀伸(泊)　和宏(泊)　川添貞雄(泊)　前義一(和)
沖治(手)　竹佳貞(手)　福山道澄(喜)　泉貞吉(出)　森英吾(畦)
竿田吉秀(国)　時田信良(国)　中屋一言(国)　東一徹(西)　大里
章幸(玉)　柳川敏増(大)　皆川浅雄(泊)　森西元(内)　朝戸貞造
(後)　永山宜禎(谷)

予算・決算特別委員会の他次の特別委員会を設置した。

51・9　空港・港湾建設促進特別委員会　全員
52・9　沖永良部台風災害復旧促進特別委員会　全員
53　委員会室・傍聴席拡張のため議事堂増改築。

○昭和五十五年九月～五十九年九月　定数二十人

福秀伸(泊)　和宏(泊)　川添貞雄(泊)　皆川浅雄(泊)　前義一(和)
(57・5死亡)　沖治(手)　竹佳貞(手)　伊地知勇(喜)　泉貞
吉(出)　西宜俊(畦)　森英吾(畦)　竿田吉秀(国)　末川寅吉(国)
末川曠(国)　中屋一吉(国)　東一徹(西)　有馬賢吉(玉)　森西元
(内)　朝戸貞造(後)　永山宜禎(谷)

予算・決算特別委員会の他次の特別委員会を設置。

55・9　港湾・空港建設促進特別委員会　全員
57・9　農業基盤整備事業調査特別委員会　全員
58・1　農業基盤整備事業促進特別委員会　全員
58・1　航路対策特別委員会　全員
58・2　全国町村優良議会としての表彰を受ける。

○昭和五十九年九月～六十三年九月　定数二十人

和宏(泊)　(60・1死亡)　皆川浅雄(泊)　伊集院徳二(泊)　沖
治(手)　竹佳貞(手)　和田川松(和)　伊地知勇(60・6死
亡)　泉貞吉(出)　(60・7依願退職)　西宜俊(畦)　森英吾
(畦)　末川寅吉(国)　末川曠(国)　中屋一吉(国)　新屋秀喜(国)
東一徹(西)　新里誠次(根)　宮永謙二(永)　中田貫(内)　金元良
治(後)　(60・7死亡)　永山宜禎(谷)

和議員・伊地知議員の死亡による欠員および泉議長の

町長選挙出馬により三名の欠員を生じたため、町長選挙に合わせて補欠選挙が行われ次の三名が当選した。

昭和六十年七月～六十三年九月

安田克彦(玉)　朝戸貞造(後)　川添貞雄(泊)

二　歴代議会議長

(任期・四十七年九月までは二年間、その後は四年間)


三代　伊地知季良
(36.3～41.9)


初代　市来政興
(26.9～35.9)


四代　竿田吉秀
(41.9～47.9)


二代　本田義明
(35.9～36.3)


五代・七代　沖　治
(47.9～55.9)(60.7～　)


六代　泉　卓吉
(55.9～60.7)

三　歴代副議長

初代　安田　前間　26・9～31・9　任期満了
二代　本田　義明　31・9～35・9　〃
三代　伊地知季良　35・9～36・3　議長就任
四代　竿田　吉秀　36・3～39・9　任期満了
五代　池野　新秀　39・9～41・9　〃
六代　沖　治　41・9～47・9　〃
七代　末川　寅吉　47・9～51・9　任期満了
八代　泉　貞吉　51・9～55・9　〃
九代　皆川　浅雄　55・9～59・9　〃
十代　和　宏　59・9～60・1　1・16死亡
十一代東　一徹　60・1～

申し合わせにより副議長任期は二年

法定どおり任期は議員の任期となる（四年）

四　和泊町出身代議士・その他

※国会議員

第一回　明治二三年七月
第十一回　明治四一年五月　政友会　坂本元明（和泊村戸長）

※県議会議員

補欠選挙　明治二六年十一月　土持綱義
第十一回　二九・三　撰　正鋭
十二　三一・九　同
十三　三二・九　同
十四　三六・九　同
十五　四十・九　沖島曽徳
第二十回　昭和　二年　九月　沖　元綱
補欠選挙　五・十　沖　元隆
第二一回　六・九　同

○昭和二九年二月二十日大島郡復帰特別選挙当選　沖　元達（新政会）
第二六回　昭和三十年　四月　沖　元達（自由民主党）

第二節　教　育

一　学校教育

(一)　復帰前の教育状況

鹿児島県教育史（下巻）によると、復帰前の教育状況について、次のように述べている。

「昭和二十八年（一九五二）十二月二十五日、大島住民二十万の悲願がかなって、ようやく大島は日本に復帰することができた。復帰前の教育状況について見てみよう。

大島は終戦前までは、鹿児島県大島郡として鹿児島県の行政管下に属し、名瀬市に支庁が置かれていた。しかし、昭和二十一年（一九四六）二月二日連合軍司令官の命令によって、北緯三十度線をもって、立法・司法・行政のすべてが日本から分離されたのである。教育もその

よりどころがなかったが、一年遅れて、日本の教育基本法その他の法規をそのまま適用して来た。しかし、昭和二十七年（一九五二）三月奄美群島政府は解消され、琉球政府に統合されたため、琉球教育法の管理下に置かれるようになった。

学制は六・三・三制がしかれ、各市町村には地区教育委員会、中央には中央教育委員会がおかれ、形の上では日本内地と同様であるというものの、実質的にはいろいろな制約を受けていた。当時の大島連合教職員組合長高元武氏は県教委に手記を寄せている。

『わたしたちの法、わたしたちの教育には中心がないのです。すなわち国がないのです。国がないからもちろん国旗が許されない、国歌をうたうことができないのです。……なぜわれわれは自国の国旗を掲げ自国の国歌がうたえないのでしょうか。この悲しみ、この苦しみに立って、教育を続けねばならない奄美大島の教員の運命に一掬の涙をおよせください。』と。

祖国復帰のために、奄美教組組合員千五百名は大衆の中に飛び込んで、祖国復帰の世論をつくり上げていった。復帰協議会で資金がなくなると、組合費の中から立て替えたりしたこともあった。日本本土に渡航して帰って来ると、運動資金を持ち帰ったのではないかとアメリカ軍から調べられたこともあった。

『祖国に復帰できたのは、先生がたのおかげだ。』と老人たちも言っていたほどである。

教育施設・設備は、名瀬市で二十八・一パーセント、二十町村で五十七・二パーセントの復旧を示したにすぎなかった。全くの掘立て小屋で床もなく、土間で勉強し、黒板も紙製であり、机も寝台を改造したもの、腰掛けも五人用があればよいほうであり、教科書も二人で一冊という割合であった。」

(二)　教育制度

本土復帰に伴い、大島は終戦前までのように、鹿児島県大島郡として鹿児島県の行政管理下に復し、教育は日本の教育基本法その他の法規がそのまま適用されるようになった。

六・三・三・四制

新教育制度は小学校六年・中学校三年の義務教育の上

に三年の高等学校、それに四年の大学をおいて、六・三・三・四制という単線型の学校系統をつくっている。これは、「学校教育法」の施行(昭和二十二年四月一日)によって、国民学校は再び小学校と名を改めて出発し、そのうえに中等普通教育を施す目的で義務制の新制中学校が誕生した。さらに、二十三年度に新制高等学校が、二十四年度に新制大学が発足し、六・三・三・四制の新しい学校体系ができあがった。

学校教育に関するいっさいの事項を総合的に規定した新しい学校教育法は、古い学校体系を一新するとともに、従来の複雑な制度に改革を加えその単純化を図ったのである。すなわち、これまでの学校体系がいわゆる「複線型」の学制であったものを「単線型」の制度に改め、さらに義務教育年限を九ヵ年に延長するとともに男女共学制を実施した。

ア、小学校

「学校教育法」の第二章の第十七条（目的）に、「小学校は心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。」とうたい、その第十八条において、次のような目標を掲げている。

一　学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二　郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。

三　日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四　日常生活に必要な国語を正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五　日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと。

六　日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。

七　健康・安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八　生活を明るく豊かにする音楽・美術・文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

この目標が示すとおり、教育基本法の目的である「平和的な国家および社会の形成者として、真理と正義を愛し個人の価値を尊(たっと)び、自主的精神に満ちた心身ともに

健康な国民の育成」という基本精神をうけ、新制度の小学校では、次のことが強調されている。

1　児童の社会生活の経験を基盤にして、人間関係を重視する。

2　わが国の正しい理解の上に立って、国際理解と協調の精神を養う。

3　科学的な生活態度や情緒豊かな生活態度を養う。

イ　新制中学校

新制中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すこと（学校教育法第三十五条）を目的としている。

中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。（第三十六条）と規定している。

一　小学校における教育の目標をなお充分に達成して国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二　社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

三　学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

この新制中学校は、六・三・三制の中心であると同時に、義務教育年限が延長されたところに大きな意義がある。教育基本法第四条に、「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と規定し、学校教育法第二十七条は、「中学校の修業年限は三年とする。」と定めている。

(三)　教育委員会

祖国復帰明けて昭和二十九年三月までは旧法のままの体制で行政は施行され翌四月新学年度からは、祖国の新法への移行となったので、いままでの連合区におかれた教育長は各市町村単位におかれるようになった。

鹿児島県においては、昭和二十七年（一九五二）十一月一日には、全市町村に教育委員会が全面的に設置されることになった。五人の教育委員が公選され、新たに教育長を任命し、教育行政を地方教育委員会が行うようになった。

教育委員会制度の改正　任命制への移行

昭和三十一年（一九五六）六月三十日に「地方教育行政の組織および運営に関する法律」が公布され、十月一日から実施されることになった。この法律によって、わが国の教育行政は終戦後再び大幅に改正されることになった。教育委員の選任は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになり、教育委員会は学校教育の内容に全般的に関与することができるようになり、学校との関係が緊密になった。また、文部大臣は県教委に県教委は市町村教委に措置要求をすることができるというようなことが規定され、地方分権にも限界があることが反省されるようになってきた。

歴代教育長および教育委員・教育行政機構

◇教　育　長

代	氏　名	就任年月日	退職年月日	在職年数
初代	赤地　信	S二七・六・一	S三一・九・三〇	四・四
2	武田恵喜光	三一・〇・一	三三・一・三一	一・四
3	肥後　業昭	三三・二・一	三五・六・一八	二・四
4	朝戸　国善	三五・九・一	三九・八・三一	四・〇
5	〃	三九・九・一	四三・八・一六	三・一一
6	町田　実実	四三・八・一七	四三・一〇・一	〇・一
7	〃	四三・一〇・一	四七・九・三〇	四・〇
8	〃	四七・一二・二一	五一・一〇・五	三・九
9	関　正	五一・一〇・六	五一・一二・二〇	〇・二
10	〃	五一・一二・二一	五五・一二・二〇	四・〇
11	〃	五五・一二・二一	五九・一二・二〇	四・〇
12	重信　初雄	五九・一二・一	現　在	

◇教　育　委　員

二七年～三〇年	柏　誠之介	西田　フユ	先田　吉秀 中屋　利秀	豊山　英敏
三一～三五	〃	重村　中間	福島　清英	柳　元則
三六～三七	〃	伊井　中直	〃	〃
三八～四二	新納　定明	〃	〃	〃
四三～四七	〃	〃	東　伊志郎	中村　静造
四八	大吉　政訓	〃	〃	〃
四九～五〇	〃	橋口　初枝	〃	〃
五一	〃	重村　忠義	〃	〃
五二	〃	〃	竹　玉寛	〃
五三	〃	重村　康雄	〃	〃
五四	〃	〃	石原　茂吉	〃
五五	〃	〃	〃	〃
五六	〃	〃	〃	〃
五七	〃	〃	〃	〃
五八	森　力子	〃	〃	〃
五九	〃	〃	〃	宗　利武

(四)　各学校の沿革

1　和泊小学校

ア、沿革

○29年　鉄筋ブロック校舎　百七十二坪落成す

創立七〇周年記念式典ならびに事業実施

○32年12月　創立八〇周年記念式典挙行　記念事業を完遂す

○32年　学校給食施設完成、給食を開始す

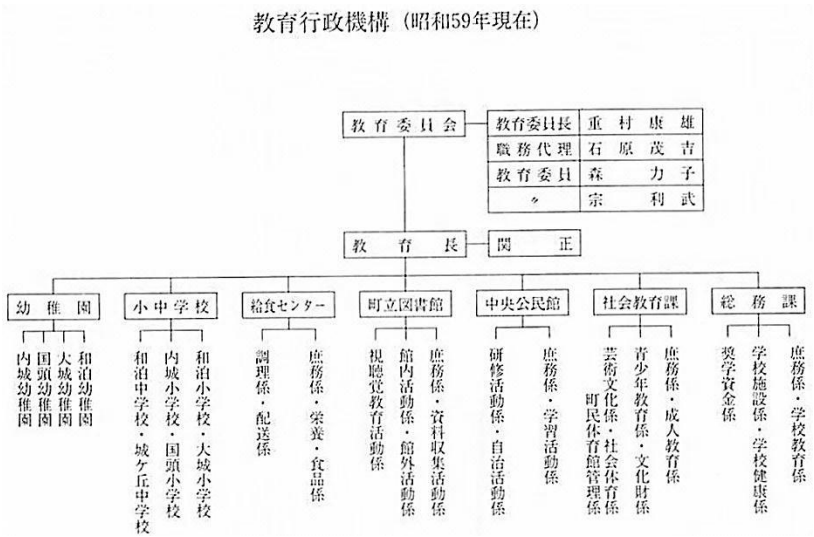

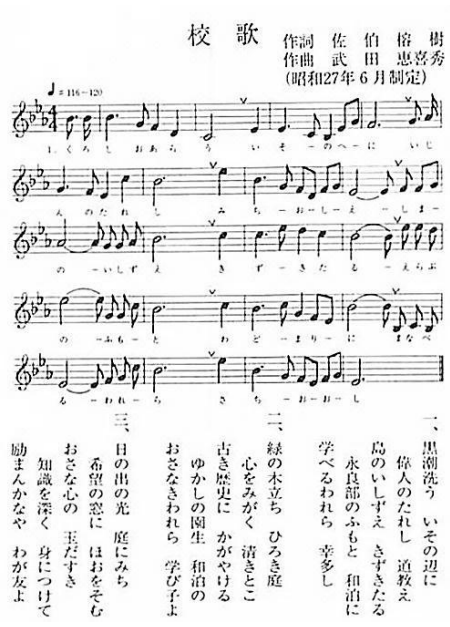

○33年　新敷地（旧青年学校敷地）に鉄筋校舎十一教室落成
○34年6月　五年生と六年生の六学級が移転す
○34年7月　新校舎二階建て落成
○34年9月　全学級が移転
○35年1月　本館東五教室落成
○35年5月　新校門建設
○36年5月　二宮尊徳の像建立
○37年12月　沖永良部教育研究会で算数教育の研究公開
○38年4月　校旗の寄贈を受く（東京在住の島義雄氏ほか）
○39年1月　学校給食優良校として表彰を受く
○39年3月　裏校舎三教室、便所、宿直室完成
◎昭和四十学年度
　学級数　二二学級
　児童数　八八一名（男子四六三名・女子四一八名）
○41年1月　理科センター研究公開
○41年5月　県主催給食研究協議会開催
○41年12月　秋季教育研究会
○42年9月　体育中心校研究会（本校）
○42年11月　本校創立九〇周年記念式典挙行記念事業（親子テレビ・ベルタイマーなど完備）
○43年5月　本年度より本校に特殊学級新設
○43年7月　鹿児島大学附属小出張公開研究会（本校）全島職員参加
○44年3月　体育館落成式挙行　祝賀学芸会
◎昭和四十五年度
　学級数　二〇学級（うち二学級は特殊学級）
　児童数　六三六名（男子三一九名　女子三一七名）
○45年11月　第三回大島地区教育研究会（国語研究会）開催
○46年2月　理科センター最終公開
○48年6月　六年生修学旅行（沖縄）
◎昭和五十年度
　学級数　一五学級（うち二学級は特殊学級）
　児童数　四七六名（男子二六五名　女子二一一名）
○50年2月　第一回校区内一周字対抗駅伝大会開催
○52年2月　大島教育事務局指定の特別教育活動（学級指導）研究公開
○52年4月　県教育委員会指定の学校給食研究協力校と

なる
○52年11月　創立百周年記念大運動会
　創立百周年記念事業として、放送スタジオが完成、各教室にカラーテレビとＯＨＰ各一台ずつ配置
○52年12月　創立百周年記念式典を盛大に挙行、記念祝賀パレード、記念学芸発表会実施
○53年3月　創立百周年記念誌の編集発行　記念碑の建立
◎昭和五十三年度
　学級数　一四学級（うち二学級は特殊学級）
　児童数　四五八名（男子二三三名　女子二二五名）
○53年11月　県学校給食研究協力校研究公開
○53年12月　図書館落成
○54年4月　大島地区研究協力校（学習指導法改善）に指定
○54年4月　学習農園を設置（一〇アール）
○55年6月　大島地区研究協力校（学習指導法改善）研究公開
◎昭和五十六年度
　学級数　一五学級（うち二学級は特殊学級）
　児童数　四七五名（男子二三四名　女子二四一名）
○56年4月　「山坂達者」実践推進校・町体育中心校に指定
イ、職員名簿（昭和二十九年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（就任年月）	（離任年月）
畦布	教諭	中村　スエ	二九・四	四四・三
畦布	事職	永吉　堅吾	二九・四	三六・三
玉城	養助教	前田恵美子	二九・一〇	三〇・五
与論町	校長	南　清秋	三〇・四	三二・三
西原	教諭	東　一之	三〇・四	三三・一二
根折	養教	前田ヨシ子	三一・一	四七・三
和泊	助教論	能勢　高伸	三一・四	三七・三
知名町余多	教頭	今栄　弥	三一・四	三八・三
和泊	教諭	田中　慶昭	三一・四	
国頭	助教論	行田　義三	三一・五	
上手々知名	助教論	菅村　初枝	三一・九	三六・三
国頭	校長	福島　忠綱	三二・四	三四・三
上手々知名	教諭	伊集院健了	三二・四	
瀬名	教諭	中村　智枝	三二・四	
	教諭	肥後不二磨	三四・一	
喜美留	教諭	永井　初枝	三〇・四	三五・三
喜美留	教諭	先山　道澄	三四・四	三七・三

手々知名	教諭	橋口　瑞枝	三三・四	三八・三	和泊	教諭	重信　初雄	四八・四	五一・三		
知名町大津勘	校長	大平　武勇	三四・四	四〇・三	喜美留	教諭	伊地知斉二	四二・四	五一・三		
伊仙町喜念	教頭	折田　一磨	三八・四	四〇・三	上手々知名	教諭	田浦　和子	四八・四	五一・三		
和泊	教諭	山口　智子	三八・四	四〇・三	上手々知名	教諭	田浦美枝子	四四・四	五二・四		
喜美留	教諭	和　カズエ	三六・一	四〇・三	皆川	教諭	皆村喜津子	四七・四	五二・三		
徳之島町母間	校長	坂木　玄一	四〇・四	四二・三	国頭	教諭	佐々木よし子	四九・四	五二・三		
手々知名	教諭	町田　アキ	三四・四	四二・三	手々知名	教諭	有川　裕子	四五・四	五二・三		
日置郡松元町	教頭	新福　国隆	四〇・四	四三・三	手々知名	養教	福山　光代	四七・四	五四・三		
上手々知名	教諭	田浦　弘子	三九・四	四三・三	玉城	教諭	玉野　本治	五〇・四	五六・三		
和泊	教諭	土持　博	三八・四	四四・三	和泊	教諭	沖野　芳子	五〇・四	五五・三		
内城	教諭	新久保重子	三八・四	四四・三	知名町	教諭	大屋　律子	四九・四	五五・三		
和泊	校長	玉起　寿芳	四二・四	四八・三	鹿児島	校長	福元　千治	五一・四	五三・一〇		
瀬名	助教諭	外山　義二	四二・五	四四・三	知名町	教諭	田原　静枝	五一・四	現在に至る		
根折	救頭	大山　安弘	四三・四	四七・三	国頭	教諭	高石多美子	五二・四	五九・三		
上手々知名	教諭	武田　芳枝	四三・四	四五・三	徳之島町	教頭	川畑　敏夫	五〇・四	五三・三		
根折	教諭	新里　芳之	四三・四	四八・三	徳之島町	教頭	皆美　文二	五三・四	五六・三		
和泊	教諭	本部　元則	四三・四	四八・三	根折	校長	大山　安弘	五三・一〇	五八・三		
和泊	教諭	本田　慶子	三五・四	四八・一二	和泊	講師	東郷　月子	五四・四	五五・三		
西原	教諭	東　一之	四四・四	四九・三	和泊	講師	永山　敏子	五四・四	五四・九		
玉城	教諭	島田　信彦	四〇・四	四九・四	喜美留	教諭	伊地知斉二	五五・四	六〇・三		
古里	司書補	東　百代	四五・六	四九・一二	和泊	教諭	明石恵美子	五五・四	現在に至る		
古里	教諭	重村　修	三八・四	五〇・三	喜美留	養教	早瀬　裕子	五五・四	〃		
後蘭	教諭	西　恵子	三八・四	五〇・三	大崎町	教諭	田原　一吉	五六・四	五七・三		
和泊	司書補	橋口　栄子	五〇・一	五〇・三	伊仙町	教頭	河地　昭七	五六・一一	六〇・三		
瀬戸内町	教頭	福元　恒大	四七・四	五〇・三	坊津町	校長	森　健一郎	五八・四	現在に至る		

和泊　教諭　山口　隆慶　五八・四　〃
知名町　教頭　高風喜志文　六〇・四　〃

2　国頭小学校

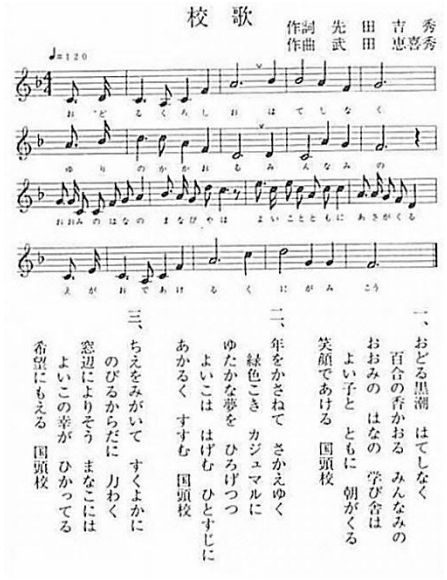

○32年　和泊三中と和泊一中統合して和泊中となり、三中校舎敷地を併せる
○33年7月　温食給食実施
○33年12月　生産教育研究公開
◎昭和三十四学年度
学級数　一二学級
児童数　四四八名（男子二二八名、女子二二〇名）
○35年1月　東鉄筋校舎落成（校長室・職員室・普通教室B型二）水道施設完成
○36年1月　完全給食実施
○36年11月　校門新設
○37年11月　鉄筋ブロック給食室新築
◎昭和三十八学年度
学級数　一二学級
児童数　四四八名（男子二一三名、女子二三五名）
○38年4月　鉄筋ブロック校舎B型四、A型二新築
○39年10月　オリンピックスタンド完成
○39年11月　体育中心校研究公開
○41年2月　特別教育活動研究公開
○41年4月　鉄筋ブロック校舎（特別教室）宿直室、西

ア、沿革
◎二十九学年度
学級数　一一学級
児童数　三六七名（男子一七五名、女子一九二名）
○29年　鉄筋二階建て（ブロック）本校舎新築落成

側便所落成

○43年11月　創立七〇周年記念式典、記念事業（南側ブロック塀・学級用テレビ・学校図書）

◎昭和四十四学年度

学級数　一一学級

児童数　三四五名（男子一八四名、女子一六一名）

○44年　北側ブロック塀・高倉・岩石標本園設置

○45年　第三回大島地区教育研究会で算数科研究公開

○46年　本校合唱団ＮＨＫコンクールに初参加、六年生島外修学旅行実施（徳之島）

○47年3月　体育館落成

○47年　ＮＨＫ合唱コンクール鹿児島大会へ出場、陸上記録会で五年川畑友代県一になる（走り幅跳び）

○48年　「しおほす母の像」建立、三味線学級開設

◎昭和五十学年度

学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）

児童数　二三四名（男子一二三名、女子一一一名）

○50年11月　沖永良部秋季教育研究会当番校として研究公開

○51年6月　一〇〇メートルコース完成

夜間照明灯設置

○54年2月　創立八〇周年記念式典、祝賀パレード、思い出を語る会、学芸会、演芸会、祝賀会

○54年11月　修学旅行隊鹿児島へ（町内小学校合同）

○54年12月　県Ｐ連委嘱研究公開

○55年11月　ＰＴＡ活動優秀として文部大臣より表彰状を受く

◎昭和五十六年学年度

学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）

児童数　一八九名（男子九七名、女子九二名）

○56年9月　プール用敷地購入（町）畑一五アール

イ、職員名簿（昭和二十九年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任）	（離任）
西原	教諭	西村テツ子	二九・四	三二・三
喜美留	教諭	伊地知斉二	三〇・四	三三・三
〃	〃	和　カズエ	三〇・四	三六・三
上手々知名	〃	田浦　キヨ	三〇・九	三四・三
内城	教頭	村山　植元	三一・四	三二・三
畦布	教諭	永吉　次夫	三一・四	三三・三

和　助教諭　東　輝夫　三一・四　三二・三　国頭　〃　脇田　和仁　三八・四　四八・三

国頭　〃　伊口　重一　三二・四　三二・三　和泊　校長　新納　定明　三二・四　三七・五　瀬名　教諭　市来　重利　三二・四　三六・三　玉城　〃　花田　栄蔵　三二・四　三六・三　国頭　〃　前原　功靖　三三・四　三六・三　畦布　〃　宮田　忠憲　三三・四　三六・三　西原　〃　西村　徹也　三三・四　三七・三　上手々知名　〃　逆瀬川雅子　三三・四　四〇・七　和泊　教諭　森枝　泰子　三四・四　三八・三　和泊　教諭　山口　智子　三四・四　三八・四　大和村　校長　井原　清寿　三七・四　四一・三　和泊　教諭　本部　元則　三七・六　四三・三　国頭　講師　高石　清子　四〇・一　四〇・三　〃　校長　脇田　ハル　四〇・一二　四二・五　西之表市　校長　狩野　友彦　四一・四　四四・三　手々知名　講師　堀江タカ子　四一・一　四一・四　根折　〃　山下　艶子　四一・九　四一・一〇　和泊　助教諭　肥後　洋子　四二・四　四四・三　天城町　教頭　中水　俊重　三六・四　四四・三　与論町　教諭　川村　俊武　四四・四　四八・三　国頭　教諭　末川ミヤ子　四四・五　四九・三　皆川　〃　中原　梅乃　三七・四　四六・三　和泊　〃　前　利悦　四五・九　四五・一二　西原　講師　村山　笑子　四六・一〇　四六・一一　〃

〃　森　ハナ　三三・四　四九・三　〃　教諭　佐々木よし子　三八・四　四九・三　〃　校長　先田　吉秀　四四・四　五〇・三　〃　教諭　沖野　芳子　四三・四　五〇・三　〃　養教　山下　文恵　三九・五　五〇・三　〃　教頭　龍園　福秀　四八・四　五一・三　〃　教諭　橋口　豊彦　四五・四　五一・三　国頭　校長　平良　清義　五〇・四　五二・三　国頭　教頭　染　光義　五一・四　五三・三　喜美留　養教　福山セイ子　五〇・四　五三・三　国頭　養助　川間　久子　四八・五　四八・七　限之城　校長　小玉　敬吉　五二・四　五五・三　名瀬市　教頭　作島　久雄　五三・四　五八・三　喜美留　教諭　先山　道澄　四八・四　五五・三　屋子母　〃　明石恵美子　四九・四　五五・三　国頭　〃　西村夕力子　四六・六　五四・三　竿津　養教　泉　泰江　五三・四　現在に至る　和　講師　前　勝裕　五三・四　根折　〃　平山寿美子　五三・四　五三・一二　瀬名　教諭　市来　重利　五四・四　五九・三　手々知名　〃　町田　潤子　五四・四　現在に至る　川内市　校災　南　栄二　五五・四　五九・三　西原　教諭　松岡テツ子　五六・四　現在に至る　国頭　〃　福島　寛忠　五六・四　〃

大城　教頭　橋口　豊彦　五八・四　現在に至る
皆川　校長　皆村　英治　五九・四　〃
西原　養助　名越ユミ子　五四・四　〃

3　大城小学校

ア　沿革

◎昭和三十学年度
学級数　一〇学級
児童数　三五九名（男子一九一名、女子一六八名）

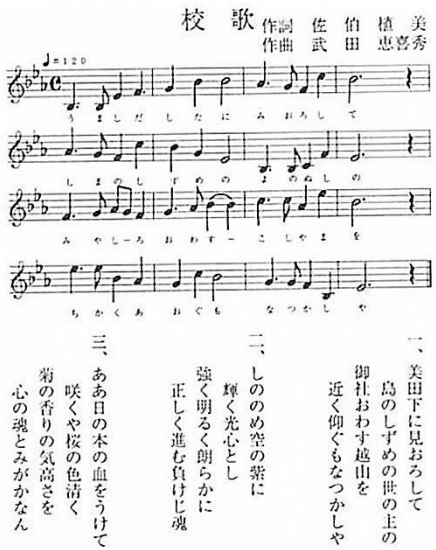

○30年　校内放送施設整備・東校舎修理
○32年3月　鉄筋ブロック校舎一二五坪落成
○33年11月　体育施設（ブランコ、シーソー、鉄棒その他）完成
○33年12月　創立六〇周年記念式典、学芸会
◎昭和三十五学年度
学級数　一二学級
児童数　四〇五名（男子二〇七名、女子一九八名）
○35年7月　校舎電灯施設完了
○35年12月　沖永良部秋季教育研究会（本校）
○37年3月　完全給食開始
○37年3月　鉄筋ブロック校舎一八六坪落成
○38年12月　復帰一〇周年記念式典・旗行列
○39年2月　大島教育事務局指定道徳教育研究公開
◎昭和四十学年度
学級数　一一学級
児童数　三二六名（男子一七一名、女子一五五名）
○41年4月　鮫島文男県教育長学校訪問
○42年8月　学校水道工事完了
○43年7月　宇都哲大島教育事務局長来校

○43年11月　創立七〇周年記念式典、祝賀会
○44年11月　校章・校旗制定
◎昭和四十五学年度
学級数　七学級
児童数　二二四名（男子一一五名、女子一〇九名）
○45年10月　一〇〇メートル直線コース完成
○46年4月　特殊学級開設、専科、養護教員配置
○47年12月　県外修学旅行はじめて実施、沖縄へ二泊三日、経費　六〇〇〇円
○48年3月　体育館落成　四八六平方メートル、工事費二二一四万円
○48年8月　グランドピアノ（四〇万円）
○48年11月　南側石垣工事完了
○49年5月　給食用混合牛乳飲用開始
◎昭和五十学年度
学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）
児童数　一五〇名（男子八五名、女子六五名）
○50年9月　溜池護岸工事完成
○51年7月　大島教育事務局総合訪問
○51年10月　校庭夜間照明施設完成
○53年5月　本年度から町内全小学校合同修学旅行実施、行き先　沖縄県（三泊四日）
○53年12月1日　創立八〇周年記念式典・教育記念事業
○54年5月　県理科教育研究協力校指定
○54年7月　校門改築工事完成
○54年9月　「負けじ魂」碑建立
○54年11月　沖永良部地区秋季教育研究会で理科教育公開
○54年12月　和泊町第一回総合学習発表会（町民体育館）
○55年12月　県指定理科教育研究協力校研究公開
◎昭和五十六学年度
学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）
児童数　一一〇名（男子六三名、女子四七名）
○57年2月　第1回ＰＴＡ校区一周親子駅伝大会

イ　職員名簿（昭和二十九年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任）	（離任）
知名町	校長	有川　武勝	二九・四	三四・三
古里	教頭	重村　邦英	二九・四	三三・三
根折	教諭	大山カズ子	二九・四	三三・三
和泊	〃	吉田　幸子	二九・四	三五・三

大城	教諭	橋口　豊彦	三〇・四	三七・三	知名町	校長　今栄　健喜　四九・四　五三・三
皆川	〃	皆吉　松英	三〇・四	四二・三	玉城	教諭　島田　信彦　四九・四　五三・三
根折	〃	池田　達雄	三一・四	三六・三	手々知名	教頭　伊勢　達一　四九・四　五二・三
和泊	教頭	永吉　毅	三一・四	三六・三	手々知名	助教　大脇　雅代　五〇・四　五二・三
喜美留	教諭	先山　道澄	三二・四	三四・四	喜界町	教頭　大畑　倫　五二・四　五五・二
和泊	〃	橋口　良枝	三三・四	三九・三	有明町	校長　牧　正巳　五三・四　五七・三
和	〃	村田　禎壮	三三・四	三六・三	手々知名	養教　福山　光代　五四・四　現在に至る
大城	〃	橋口　律子	三四・四	三九・三	知名町	教頭　中野　中沢　五五・四　現在に至る
玉城	〃	玉野　本治	三四・四	三八・三	隼人町	校長　末重　益雄　五七・四　六〇・三
知名町	校長	春　範男	三四・四	三八・三	上手々知名	教諭　逆瀬川逸子　五八・四　現在に至る
和泊	教諭	土持　博	三七・四	三八・三	玉城	校長　島田　信彦　六〇・四　〃
鹿児島	校長	鬼丸　良孝	三八・四	四一・三		
玉城	教諭	栄　タケ	三八・四	四〇・三		
西原	〃	西村　徹也	四〇・四	四六・三		
根折	〃	新里　智子	四〇・四	四四・一〇		
鹿児島市	校長	新川　梅吉	四一・四	四四・三		
国頭	教頭	石原　茂吉	四一・四	四九・三		
玉城	教諭	栄　マツエ	四一・四	五一・三		
手々知名	〃	町田　精男	四二・四	四九・三		
古里	校長	重村　忠義	四四・四	四九・三		
皆川	教諭	中原　梅乃	四六・四			
根折	助教	山下　和子	四六・四	四八・三		
玉城	教諭	松元　啓造	四七・四	五四・三		
根折	〃	西田　寛子	四八・四			
上手々知名	〃	菅村　律子	四八・四	五〇・三		

4　内城小学校

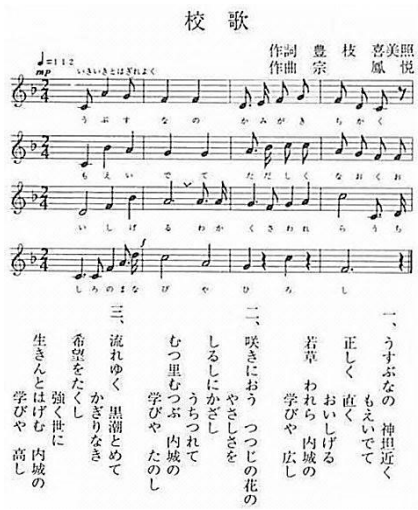

ア　沿革

◎昭和二十九学年度
　学級数　八学級
　児童数　二五四名
○29年5月　重成格鹿児島県知事和泊町初巡視
○30年2月　高校主催第二回珠算競技大会において第一位
○30年12月　校旗制定式並びに体育・珠算競技優勝祝賀会
○31年4月　鉄筋ブロック校舎落成
○31年4月　後援会解散、ＰＴＡ結成発足
○32年10月　創立六〇周年記念式典・祝賀会
○34年3月　はじめて昼食に温食を与える
○34年12月　水道工事完成
○35年12月　沖永良部教育研究会当番校、「基礎学力の向上」公開
◎昭和三十六学年度
　学級数　一一学級
　児童数　三五九名
○37年3月　給食舎工事完了
○38年12月　復帰一〇周年記念式および旗行列
○39年2月　鉄筋ブロック校舎落成
○39年12月　秋季教育研究会「基礎学力の向上」三年目発表
○40年10月　郡総合社会教育研究会、男子成人学級公開
◎昭和四十一学年度
　学級数　九学級
　児童数　二九一名

○41年4月　県教育長一行学校視察
○41年11月　郡指定体育研究会公開
○42年10月　創立七〇周年記念式典・祝賀会
○43年12月　沖永良部地区秋季教育研究公開
○45年4月　特殊学級新設
○45年11月　屋上校旗掲揚柱設置（神戸越南会寄付）
○HP備え付け

◎昭和四十六学年度
学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）
児童数　一五二名
○46年4月　専科教員配置、町より司書兼養護教諭配置
○46年12月　校区一周第一回駅伝大会実施
○47年4月　町学校給食センター開設
○47年10月　沖縄へ修学旅行（三泊四日）
○48年6月　教室の照明施設工事完成
○49年8月　一〇〇メートル直線コース設置
○49年9月　体育館落成（式典・祝賀学芸会）

◎昭和五十学年度
学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）
児童数　七三名
○50年5月　大島教育事務局学校総合訪問
○52年2月　県学校緑化コンクール優秀校に入賞
○52年4月　運動場に夜間照明施設設置
○52年11月　沖永良部地区秋季教育研究会当番校、理科学習指導法公開
○53年2月　創立八〇周年記念式典学芸会・祝賀会実施
○54年3月　県学校緑化コンクール優秀校に入賞
○54年7月　校庭西側ブロック塀工事完成

◎昭和五十五学年度
学級数　七学級（うち一学級は特殊学級）
児童数　七四名
○55年12月　体力づくり施設アスレチック設置
○57年3月　県学校緑化優秀賞受賞

イ　教員名簿（昭和二十九年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任）	（離任）
仁志	教諭	竹　スマ	二九・四	三〇・一〇
瀬名	〃	中村　智枝	三〇・四	三三・三
皆川	〃	皆村　英治	三〇・四	四〇・三
徳之島町	校長	坂木　玄一	三一・四	三四・三
後蘭	教諭	金元とみ子	三二・四	三五・三
知名町	教頭	清　英夫	三二・四	三八・

手々知名　教諭　伊勢　達一　三二・九　四六・三
玉城　〃　豊山久美子　三三・四　三九・三
根折　〃　池田　寛子　三三・四　四八・三
知名町　校長　原　正亮　三四・四　三六・二
瀬名　教諭　中村　純子　三五・四　三七・二
与論町　校長　山下　勇夫　三六・四　四一・三
和泊　教諭　土持　アツ　三七・四　四一・三
根折　助教諭　肥後　洋子　三七・五　四二・三
大分県　教頭　大垣　光雄　三八・四　四一・三
内城　教諭　上原　洋子　三九・四　四二・三
知名町　校長　東條　達雄　四一・四　四五・三
伊仙町　教頭　木場　秀延　四一・四　四七・三
永嶺　教諭　池田　キミ　四一・四　五三・三
仁志　〃　沖　利昭　四三・四　五〇・三
畦布　〃　中村　スエ　四四・四　五一・三
和泊　校長　重信　初雄　四五・四　四八・三
手々知名　教諭　町田　潤子　四六・四　四八・三
根折　〃　市来寿美子　四六・四　四八・三
手々知名　〃　沖　久子　四七・四　四八・三
喜界町　教頭　竹　寿吉郎　四七・四　四九・三
上手々知名　校長　伊集院健了　四八・四　五〇・三
知名町　教頭　根釜　正夫　四九・四　五三・三
後蘭　教諭　西　恵子　五〇・四　五一・三
国頭　校長　先田　吉秀　五〇・四　五二・四
和泊　養教　本部　栄子　五〇・四　五七・三

内城　教諭　田実　康子　五一・四　五八・三
大城　教諭　橋口　豊彦　五一・四　五四・三
瀬戸内町　校長　元田　作二　五二・四　五五・三
内城　教諭　寺原　政夫　四五・四　五六・三
鹿児島市　教頭　鎮西　昭人　五三・四　五六・三
垂水市　校長　島児　平　五五・四　五九・三
国頭　講師　葉棚　文雄　五五・四　五五・七
和泊　教頭　大野　巌　五六・四　現在に至る
玉城　教諭　玉野　本治　五六・四　六〇・三
手々知名　養教　永山美智代　五七・四　現在に至る
大和村　校長　城　照治　五九・四　〃

5　和泊中学校

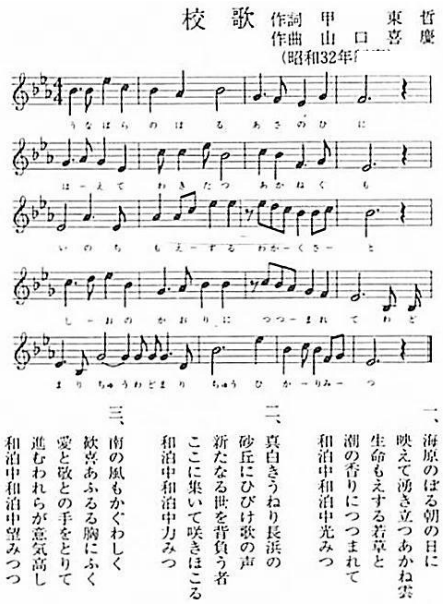

ア　沿革

○32年4月1日　和泊町立第一中学校と和泊町立第二中学校を統合し和泊町立和泊中学校として発足。開校式・入学式を挙行。ＰＴＡ結成式挙行。
学級数　九学級　教職員数　一三名
生徒数　四八二名
○32年4月　県の産業教育研究指定校となる
○32年5月　和泊中学校青少年赤十字団発足
○32年10月　製パン工場完成・完全給食開始
○33年　モクマオ植樹
○33年10月　校門完成
○34年12月　文部省指定産業教育研究発表会
○36年5月　ブラスバンド編成（商工会寄贈）
◎昭和三十七学年度
学級数　一五学級　教職員数　二二名
生徒数　六四四名（男子三〇五名、女子三三九名）
○37年9月　校庭拡張工事
○37年12月　沖永良部秋季教育研究会を開催
○38年2月　第三期建設校舎四教室落成
○38年12月　日本復帰一〇周年記念行事並植樹
○39年5月　本校初の本土修学旅行（三年）
○39年6月　大島教育事務局長学校巡視
◎昭和四十学年度
学級数　十六学級　教職員数　二三名
生徒数　七〇五名（男子三六六名、女子三三九名）
○40年6月　体育館（一八〇坪）落成式・祝賀会
○41年3月　給食室竣工

○41年4月　鮫島文男県教育長・中払指導課長一行学校訪問巡視
○41年12月　沖永良部地区秋季教育研究会公開
○42年7月　創立一〇周年記念として水族館竣工
○42年11月　創立一〇周年記念式典・祝賀会
○43年2月　新校舎落成（理科室、音楽家など）
○43年12月　県・郡指定学校給食研究公開
○43年12月　校門工事完成
○45年2月　新校舎増築（八八坪）竣工
◎昭和四十五学年度
学級数　一五学級　教職員数　二六名
生徒数　六〇六名（男子二九四名、女子三一二名）
○45年11月　第三回大島地区教育研究会公開
○46年8月　夜間照明施設設置
○48年11月　沖永良部地区秋季教育研究会の当番校として研究公開
◎昭和五十学年度
学級数　一一学級（うち一学級は総合学級）
教職員数　二三名　生徒数　三九六名
○51年2月　立志式
○52年5月　アナライザー整備
○53年6月　大島教育事務局学校総合訪問
○53年11月　地区協力校（生徒指導）研究公開
○54年7月　父親と語る会
○55年7月　プール設置
◎昭和五十六学年度
学級数　一〇学級（うち一学級は総合学級）
教職員数二〇名
生徒数　三三八名（男子一八三名、女子一五五名）

イ　職員名簿（昭和三十二年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任）	（離任）
手々知名	校長	町田　実美	三一・四	三六・三
名瀬市	教頭	幸田　正弘	三一・四	三六・三
国頭	教諭	石原　茂吉	三一・四	三三・一二
手々知名	〃	沖　優	三一・四	四五・三
和泊	〃	甲　東哲	三一・四	三三・三
西原	〃	東　幸男	三一・四	三七・三
出花	〃	池下　裕子	三一・四	三五・三
西原	〃	村山　英二	三一・四	五三・三
和泊	〃	山口　喜慶	三一・四	三三・八
国頭	〃	伊口　重一	三一・四	四四・三
和泊	講師	日置　ミネ	三一・四	四〇・三

国頭	教諭	福嶺　力	三三・四	
和泊	助教諭	能勢　高伸	三三・四	三七・三
手々知名	教諭	白山　忠志	三三・四	四〇・三
根折	〃	柳　安直	三四・一	五一・三
出花	〃	出村　功	三三・八	三四・三
谷山	〃	大江　節子	三五・四	三九・三
国頭	〃	先田　司	三四・四	四七・三
鹿児島	校長	前田　謙慥	三六・四	三九・三
瀬戸内町	教頭	三島　義雄	三六・四	四〇・三
玉城	教諭	花田　栄蔵	三七・四	四二・四
笠利町	校長	築島　一義	三九・四	四三・三
玉城	教諭	島田マツ子	三九・四	五〇・三
鹿児島	教頭	下鶴　卓一	四〇・四	四三・三
和泊	教諭	山口　喜慶	四〇・四	五〇・三
手々知名	〃	町田　慶子	四〇・四	五一・三
上手々知名	〃	逆瀬川勝久	四一・四	五二・三
西原	〃	東　幸男	四二・四	五三・三
伊仙町	校長	富山　秀次	四三・四	四七・三
竜郷町	教頭	浜田　光則	四三・四	四八・三
利泊	教諭	甲　東哲	四四・四	五〇・三
永嶺	〃	徳田　青稔	四四・四	五二・三
畦布	〃	宮田　忠憲	四五・四	五二・三
国頭	〃	森田　季勝	四五・四	五三・三
出花	養教	泉　泰江	四五・四	五〇・三
鹿児島	校長	馬場　清美	四七・四	四八・三

国頭	教諭	先田　光演	四七・四	五二・三
肝付郡	校長	木佐貫東海	四八・四	五一・三
与論町	教頭	川村　俊武	四八・四	五一・三
手々知名	教諭	小宮山賢照	四八・四	五四・三
上手々知名	講師	伊集院周克	四九・四	五〇・三
手々知名	教諭	白山　忠志	五〇・四	五三・三
喜美留	〃	永井　啓介	五〇・四	五三・三
根折	養教	山下　文恵	五〇・四	五三・三
和泊	校長	重信　初雄	五一・四	五五・三
天城町	教頭	宮上　善良	五一・四	五四・三
和	教諭	村田　禎壮	五三・四	五八・三
国頭	〃	岩城　峰男	五三・四	六〇・三
名瀬市	教頭	久野　忠茂	五四・四	五九・三
手々知名	養教	町田　正子	五四・四	五五・三
和泊	教諭	山口　喜慶	五四・四	五六・三
仁志	校長	中村源四郎	五五・四	五八・三
後蘭	教諭	朝戸　弘文	五六・四	現在に至る
西原	校長	西村　金蔵	五八・四	〃
天城町	教頭	重田　精一	五九・四	〃

6　城ヶ丘中学校

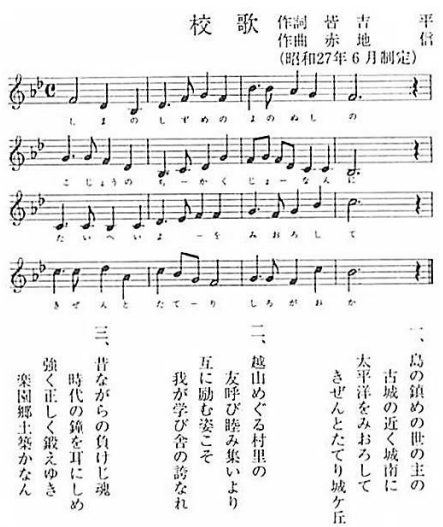

ア　沿革

◎昭和二十九学年度

学級数　八学級　　教職員数　一三名
生徒数　三〇四名（男子一五八名、女子一四六名）

○29年5月　重成格県知事巡視
○29年7月　県教育長永野林弘氏巡視
○29年10月　全島陸上選手権大会優勝
○31年4月　校名変更　城ヶ丘中学校発足
○33年3月　鉄筋ブロック校舎（一〇八坪）落成

◎昭和三十四学年度

学級数　六学級　　教職員数　一一名
生徒数　二六五名（男子一四一名、女子一二四名）

○35年6月　水道完成　ピアノ開き祝賀会
○35年12月　沖永良部秋季教育研究会公開
○36年6月　給食室落成　十月　完全給食開始
○36年12月　校門完成
○38年3月　第二期鉄筋校舎落成
○38年7月　修学旅行（鹿児島）
○39年12月　秋季教育研究会公開
○40年9月　裏門の土手をけずり校地拡張
○40年10月　放送施設完成
○41年3月　体育館完成

◎昭和四十一学年度

学級数　九学級　　教職員数　一六名
生徒数　三六一名（男子一七二名、女子一八九名）

○41年12月　新校舎落成式典　祝賀会
○43年7月　創立二〇周年記念式典　学芸会
○43年5月　東京へ修学旅行

○43年12月　沖永良部秋季教育研究会（本校）
○45年4月　特殊学級発足
○45年5月　修学旅行　鹿児島経由万博見学
○45年12月　プール落成式典・祝賀演芸会
◎昭和四十六学年度
学級数　八学級（うち一学級は特殊学級）
教職員数　一七名
生徒数　二七〇名（男子一三二名、女子一三八名）
○46年8月　国旗掲揚台設置
○46年11月　沖永良部秋季教育研究会（本校）
○47年4月　町給食センターによる給食開始
○47年5月　ブラスバンド部編成
立志式
○48年2月　夜間照明施設完成
○48年11月　県中学校駅伝大会に郡代表出場
○49年11月　県学校環境緑化コンクール優良校
○50年2月　理科センター研究公開
○50年11月　体育館増築落成式、祝賀会
○51年2月
◎昭和五十一学年度
学級数　六学級（うち一学級は特殊学級）
教職員数　一四名
生徒数　一五〇名（男子七四名、女子七六名）
○51年10月　郡中学校駅伝大会　優勝
○52年11月　理科センター三年目最終研究公開
○53年6月　創立三〇周年記念式典　記念講演会
○53年11月　第二グラウンド完成　祝賀会
町民体育大会開催
○54年9月　学習農園設置（県・町の補助）
○54年11月　沖永良部地区秋季教育研究会公開
○55年4月　文部省協力校　体育（格技）研究校になる
（五十五年～五十七年）
○55年11月　大島教育事務局総合訪問
◎昭和五十六学年度
学級数　四学級　教職員数　一名
生徒数　一〇九名（男子五四名、女子五五名）
イ　職員名簿（昭和二十三年四月以降）

（出身地）	（職名）	（氏名）	（着任年月）	（離任年月）
瀬名	校長	中村　静造	二七・四	三四・三
内城	教頭	村山　植元	二三・四	三一・三
古里	教諭	重村　忠義	二三・四	三〇・三
根折	〃	大山　安弘	二三・四	三六・三

根折	教諭	新里　窪重	二七・四	三二・三
根折	〃	池田　達雄	二七・四	三〇・三
永嶺	〃	徳田　育稔	二五・四	三六・三
玉城	〃	玉野　静	二六・四	三三・一二
玉城	〃	栄　マツエ	二八・四	四一・三
和泊	〃	土持　博茂	二八・六	三〇・九
国頭	〃	福嶺　力	三〇・四	三三・三
古里	教頭	重村　忠義	三一・四	三三・三
古里	教諭	碩　ツネ	三一・四	三二・三
根折	〃	柳　安直	三二・四	三四・一
和	〃	東　輝夫	三二・四	三七・三
大城	〃	橋口　慶子	三二・四	四〇・三
竿津	教頭	宗吉　正夫	三三・四	三九・三
知名町	校長	幸山　政義	三四・四	四二・三
和泊	教諭	高瀬　恒秀	三六・四	五〇・三
和泊	〃	能勢　高伸	三七・四	四五・三
根折	〃	新里　芳之	三七・四	四三・三
和泊	事職	有川　浩	三七・六	三九・三
上内城	教諭	沖　康子	三八・四	四〇・三
竜郷町	教頭	浜田　光則	三九・四	四三・三
和	教諭	村田　禎壮	三九・一二	五〇・三
手々知名	〃	小宮山賢照	四〇・四	四八・三
国頭	〃	先田　雅子	四〇・四	五一・三
国頭	校長	先田　吉秀	四二・四	四四・三
玉城	教諭	花田　栄蔵	四二・四	四九・三
瀬名	教諭	市来寿美子	四二・四	四六・三
与論町	教頭	福　富雄	四三・四	四七・三
国頭	教諭	名島　巌	四三・四	四六・三
知名町	〃	東條　優子	四三・四	四五・三
知名町	校長	田畑　栄達	四四・四	四七・三
瀬名	教諭	外山　義二	四四・四	四七・三
西原	〃	村山　信一	四五・四	四九・三
手々知名	養教	福山　光代	四六・三	四七・三
伊仙町	校長	實島　明良	四七・四	五〇・三
加世田市	教頭	松木田三郎	四七・四	五〇・三
根折	養教	前田ヨシ子	四七・四	五一・三
上手々知名	講師	伊集院周克	四九・四	四九・一〇
根折	教諭	池田　達雄	四九・四	五六・三
手々知名	〃	沖　幸代	四九・四	五二・三
上手々知名	校長	伊集院建了	五〇・四	五一・三
瀬戸内町	教頭	芝田　寿児	五〇・四	五四・三
加治木町	校長	西田　勲	五一・四	五三・三
天城町	校長	玉江　啓良	五三・四	五六・三
鹿児島市	教頭	岩瀬　昭房	五四・四	五七・三
和泊	教諭	伊口　重一	五五・四	現在に至る
出水市	校長	鬼塚　茂	五六・四	六〇・三
伊仙町	教頭	義山　彰宏	五七・四	現在に至る
古里	教諭	重村　徹郎	五七・四	〃
大口市	校長	満田　貞雄	六〇・四	〃

(五)　鉄筋ブロック校舎

1　復帰当時の概況

祖国復帰十周年記念誌には、復帰当時の教育施設の概況について、次のように述べている。

「本郡の教育施設は、戦災による焼失に加えて引続き八か年間の行政分離の悲境にあり、その荒廃はほかにその例を見ないもので、馬小屋同様の校舎、廊下も床板もない急造のバラック校舎で授業を行なっていた。

また、復帰前後県教育委員会が、名瀬市をふり出しに古仁屋・喜界・徳之島・(沖永良部と与論島は天候不良のため渡島できなかった)の小・中・高校を視察したのであるが、想像以上に荒廃し果てた校舎ばかりであり、特に印象に残っているのは、校区民の手作りのかやぶきのほっ立て小屋にかやの壁をめぐらしたうす暗い教室で、しかも地面に丸太棒をうちこんで枝を渡して作った腰掛と机で、児童たちが一心に勉強している光景であった。なお先生方の給料もある時期においては米五・六升しか買えない低いものであったと聞いたが、よくもこの苦しい生活に堪えてこの大島の教育を守ってくださったと、その崇高な教育精神に異常な感激を覚えたのであった。」

私は十余日にわたる視察中に身をもって得た尊い資料を帰庁後報告し、県教育委員会としては文部省と連絡の上次のような諸施策を樹立した。

根本の方針としては分離後の大島の教育水準を本土並にすることであった。復帰したら当然本土の教育法令が施行されることになるが、その実施に当たっては県教委として最善の努力と指導につとめたいということであった。特に荒廃しきった校舎の建築は祖国復帰の喜びの第一の贈物として、各市町村に一年に一校ずつ建ててゆくことにし、しかも台風常襲地帯で白アリ害のひどい地域であるから全部を鉄筋校舎にしてもらうよう本省に要望することにした。

当時の学校施設の状況は次表のとおりであった。

一般校舎の状況(昭和二十九年一月現在)

学校別	保有坪数	程度区分		
		健全なもの	要改築のもの	要補修のもの
幼稚園	二二七			
小学校	一四、八〇七	九四五	一〇、二九五	三、五六七
中学校	六、二三五			
高等学校	三、三七八			
計	二四、六四七	一、八三〇	一六、四七〇	六、三四七
中学校	六、二三五			
高等学校	三、二〇五			
計	二、三五五	四二五		

(注)①健全なものの小中学校分は、大部分が琉球政府補助によるブロック校舎である。

②要改築のものは戦前の老朽危険校舎、戦後に兵舎等を移築したバラック校舎、かやぶきの掘っ建て小屋などである。

③要補修のものは、その大部分が昭和二十六年前後に建築された琉球政府補助による木造校舎である。

一般校舎の不足状況(昭和二十九年一月現在)

学校別	最低基準必要坪数	保有坪数	最低基準必要坪数に対する不足
幼稚園	九二六	二二七	六九九
小学校	三、七五八	一四、八〇七	一五、九五一
中学校	二、三二八	六、二三五	一五、〇九三
高等学校	十三、五〇八	三、三七八	一〇、一三〇
計	六六、五二〇	二四、六四七	四一、八七三

(注)右表は文部省基準によるもので最低基準は幼稚園、小学校児童一人当たり補正付0・9坪、中学校一・二六坪、高等学校は課程別に基準が異なるので省略する。

2　復帰善後処理費

復帰と同時に文部省においては奄美群島復帰善後処理費として、一般校舎整備費二十三校一億六千百八十万円、設備整備費千四百六十八万八千円の予算措置を行ったが、年度末のため二十八年度内に工事着工に至らず、二十九年度に繰り越し工事に着手し、十月には白亜の校舎がつぎつぎに完成し、生徒・校区民の喜びはひとしおで盛大に落成式を行った。

3　復興計画の策定

その後本群島の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに、住民の生活の安定に資するため特別措置としての総合的な復興計画を策定し、これに基づく事業を実施することを目的として「奄美群島復興特別措置法」(昭和二十九年六月二十一日法律第一八九号)の公布をみたので、文教施設復興計画(左表)を作成し、奄美群島復興審議会を経て復興五か年計画の決定をみるに至った。この五か年計画は本群島の特殊事情である白アリの害および台風常襲を考慮し、小規模学校を除きブロック造りによる校舎建築とし、九割補助という高率の決定をみたことは、学校建築上特筆すべきことであろう。

文教施設復興五か年計画

事業名	事業量	事業費	国庫補助金
一般校舎整備	四二六三七坪	二二三〇四四三千円	一八八六六三八千円
設備整備		二三七三〇九	一七三三七二
用地購入		五〇〇〇〇	二五〇〇〇二六
寄宿舎整備	七五〇	三九〇〇〇	二六〇〇〇
給食施設	一一七〇	四二五四一	三一九〇〇
雨天体操場兼公民館	三〇〇〇〇	二〇一〇〇〇	一八〇〇〇〇
計		二八〇〇二九三	二三三三八一六

4　改訂十ヵ年計画

二十九年度以降復興五ヵ年計画に基づき実施してきたが、三十一年度計画を含めて事業進捗率はわずかに二十九%で、残り二ヵ年をもっては到底初期の目的を達成することが困難になり、貧困なる群島内市町村の財政事情から自己資金をもって教育施設の整備は不可能である。また本群島の総合的な復興対策を計画的に実施することを目的として計画の事業内容を補完改訂し、その実施期間を延長することになった。

復興計画改訂の方針

① 生徒数の増加の状況に応じ、校舎および教育施設の整備を促進することにし、特に校舎の建築に当たっては本群島の気象条件等にかんがみブロック建築とする。

② 教育効果の向上と市町村財政負担の軽減を図るため、学校の統合を促進するものとし、これに必要な用地の購入費について助成する。

③ 高等学校の実業課程の施設の充実を図るとともに、生徒の通学の関係上必要なものについて寄宿舎を整備し、また必要な地に公民館を兼ねた雨天体操場を設置する。

5　復興計画の実績（執行状況）

復興十ヵ年計画決定以後、校舎建築および設備整備は順調に進捗していたが、三十六年九月第二室戸台風の被害甚大で木造校舎のほとんどが全壊、半壊となりこれの復旧に文部省が補助金を交付する異例の措置であったが、生徒急増および単価増などの理由により雨天体操場兼公民館の整備は着手されず、財源を校舎建築に充当することになった。

この結果三十八年度末における小中学校の健全校舎の保有は四万四千六百四十五坪で暫定最低基準の八十・三%（新基準の六十一%）が整備された。また、高等学校は六千三百四坪で基準の七十七%が整備された。

6　本町における校舎建築の状況

和泊小学校

昭和二十九年　鉄筋ブロック校舎百七十二坪落成
昭和三十三年　鉄筋校舎十一教室落成
昭和三十四年七月　新築校舎二階建て落成
昭和三十五年一月　本館東五教室落成
昭和三十九年三月　裏校舎三教室、便所、宿直室落成
昭和四十四年二月　体育館落成

国頭小学校

昭和二十九年　鉄筋二階建て（ブロック）本校舎落成
昭和三十五年一月　東鉄筋校舎落成
昭和三十八年　鉄筋ブロック平屋建て校舎B型四教室
昭和四十年　A型二教室落成
鉄筋ブロック平屋建て校舎（特別教室）
宿直室　便所落成
体育館落成

大城小学校

昭和三十二年三月　鉄筋ブロック校舎百二十五坪落成
昭和三十七年三月　鉄筋ブロック校舎百八十六坪落成
昭和四十八年三月　体育館落成、四百八十六平方メートル、予算二千二百十四万円

内城小学校

昭和三十一年四月　鉄筋ブロック校舎落成
昭和三十九年二月　鉄筋ブロック校舎百一坪落成
昭和四十九年九月　体育館落成

和泊中学校

昭和三十一年十月　第一期工事北校舎落成
昭和三十二年三月　第二期工事南校舎落成
昭和三十八年二月　第三期工事四教室落成
昭和四十年六月　体育館（百八十坪）落成
昭和四十三年二月　新校舎落成（理科室　音楽室など）

昭和四十五年二月　新校舎増築八十八坪落成
城ヶ丘中学校
昭和三十三年三月　鉄筋校舎百八坪落成
昭和三十八年三月　校舎建築第二期工事完了
昭和四十一年四月　体育館落成
昭和四十一年十二月　新校舎落成


和泊小学校

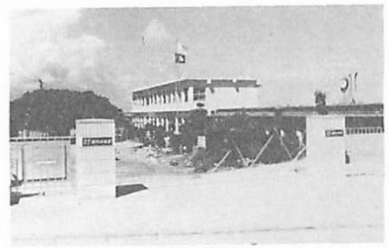
国頭小学校

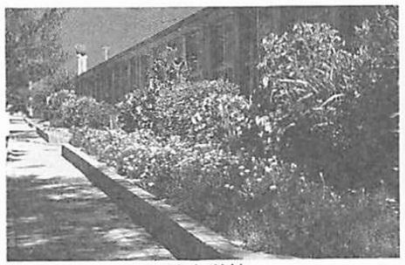
和泊中学校

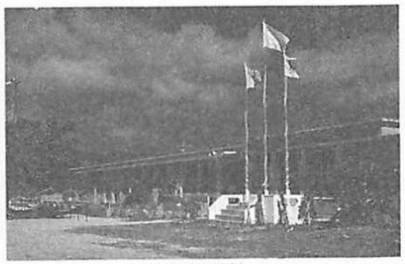
大城小学校


城ヶ丘中学校


内城小学校

(六)　学校給食

1　奄美群島における学校給食の概況

「戦後の奄美の教育」―祖国復帰十周年記念誌には次のように記述されている。

「　完全給食について

復帰当時の本群島の児童生徒の体位は全国平均に対して約一年半の低位にあり、健康も憂うべき状態にあった。その状況を一日も早く改善するためにユニセフの協力を要請して、ミルクの無償給与を受けたが、（昭和二十九年十一月十二日、第一回ユニセフミルク着荷）これが完全給食実施の足がかりとなり普及を早めた。

実施状況は次のとおり（昭和三十八年度現在）

実施年度	実施学校名
昭和三十年	和泊一中
昭和三十一年	名瀬中
昭和三十二年	和泊小、名瀬小、金久中
昭和三十三年	奄美小
昭和三十四年	小宿小、伊津部小、赤木名中、知名小
昭和三十五年	国頭小、朝日小、朝日中、笠利中、湾小
昭和三十六年	大城小、内城小、城ヶ丘中、小宿中、小野津小、笠利小、亀徳小、亀津小、亀津中、古仁屋小、古仁屋中、知名中
昭和三十七年	屋仁小、小湊小、西仲勝小中、篠川小中、岡前小、田皆中
昭和三十八年	伊仙中、面縄中、天城小、神之嶺小、俵中、早町小、節田小、緑ヶ丘小、竜南中、知根小、田検小中、住吉小、与論中、与論小、茶花小、那間小

普及率は、小学校六十一パーセント、中学校六十二パーセント、合計六十一・五パーセントである。なお、大島教育事務局は、昭和三十八年度より完全給食推進五か年計画を樹立し、昭和四十三年度にはほぼ完了する予定になっている。」

2　本町における学校給食

①学校給食の目的・役割

学校給食は「食事の正しいあり方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成し、児童生徒の心身の健全な発達に資する」というねらいのもとに、その生涯の活動の基礎をつくるものとして重視されてい

る。

学校給食が、児童生徒の健康増進、体力の向上に深い影響を及ぼしていることは周知のとおりであるが、児童生徒に栄養のバランスのとれたおいしい食事を提供し、教師と児童生徒、児童生徒どうしが相互に人間的なふれあいの中で食事をとり、学校生活を豊かにするものでなければならない。

また、本町児童生徒の体格・体力の実態からみて、学校給食の分野からも改善策が求められてくる。そのためには、地域や学校での保健活動と密接な連携を図りながら、積極的に学校給食を推進することが大切である。

このような意味からも、学校給食を正しく円滑に運営することは、食事の正しいありかたを実践し体得させるばかりでなく、ひいては食生活の改善につながるものとして重要な役割をもつものである。

②本町学校給食の沿革

本町の学校給食は、祖国復帰翌年の昭和二十九年、ユニセフミルクの無償給与によるミルク給食に始まり、三十年より年次計画で各学校に給食調理場を設け、パン・温食・ミルクの完全給食を行い、三十六年度には町内の全小・中学校で実施された。当時の苦しい財政の中、全郡の学校に比べて比較的早い時期に完全給食が実施されたということは、町当局をはじめ町民のすべてが学校給食の目的、役割をよく理解し協力したたまものである。

昭和二十九年度　ミルク給食開始
〃三十二年度　和泊小・和泊中完全給食
〃三十五年度　国頭小完全給食
〃三十六年度　大城小・内城小・城ヶ丘中完全給食
〃四十六年度　和泊町立学校給食センター設置
〃四十七年四月　給食センター開設
〃四十九年一月　月一回、米飯給食実施
〃五十二年四月　週二回、米飯給食実施

③和泊町立学校給食センターの概要

○施設・設備の概要

着工　昭和四十六年九月一日
完成　昭和四十七年一月三十一日
事業費　千八百八十六万二千円
（財源内訳）
建物
総事業費　一千六十七万五千円

1　機　構　図

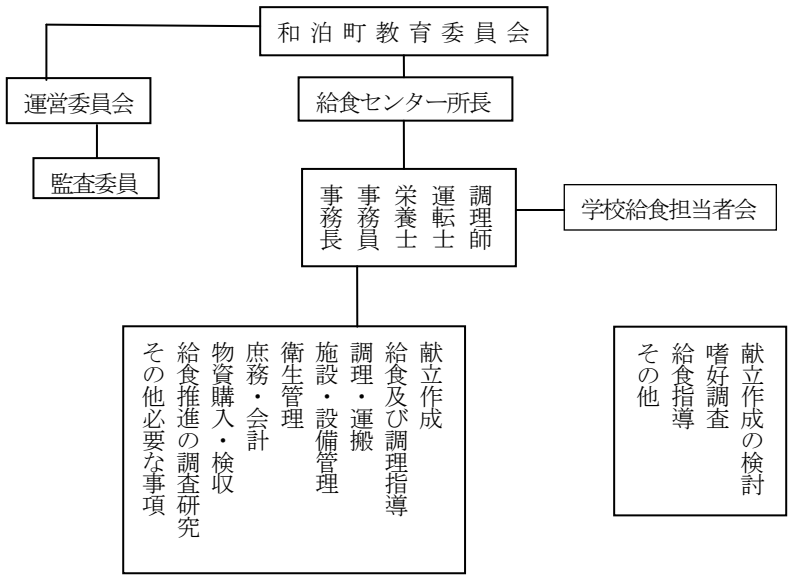

2　給食センター職員構成

職名	人数	備考
所長	一	教育長兼務
事務長	一	
事務員	一	
栄養士	一	県費負担
運転士	二	
調理師	七	
計	一三	

3　運営委員会（年３回開催）

職名	備考
教育長	
教育委員会（総務課長）	
教育委員長	
議会議長	
議会総務委員長	
農協長	
経済課長	
町総務課長	
和泊小学校長	
大城　〃	
内城　〃	
国頭　〃	
和泊中学校長	
城ヶ丘中学校長	
和泊小ＰＴＡ会長	
大城　〃	
内城　〃	
国頭　〃	
和泊中　〃	
城ヶ丘中　〃	
所長	

4　給食費（年額）の推移

学年分／年度	小学校 低学年	小学校 高学年	中学校
昭和 47	8,000 円	10,000 円	12,000 円
48	9,250	11,500	13,750
49	11,000	13,000	15,000
50	16,500	18,500	21,000
51	18,500	20,500	23,500

和泊町立学校給食センター



国庫補助　四百八十五万五千円
一般財源　五百八十二万円
備品
総事業費　八百十八万七千円
国庫補助　四百七十八万三千円
一般財源　三百四十万四千円

④運営機構・給食費（年額）の推移

（※前ページ図表1～4参照）

(七)　教職員組合（鹿児島県教職員組合　奄美地区支部）

鹿教組加盟三十周年記念として、昭和五十九年（一九八四）十二月二十五日付け南海日日新聞には、次のように記載されている。

一九四六、七年（昭和21、22年）　現在地の土地及び平屋瓦ぶきを奄美教育会が里栄助氏より買受ける。

一九四九年四月　奄美教育会を奄美大島連合教職員組合に改組する。

一九五〇年　米軍政下の教職員生活苦の解消と組織強化、日本復帰運動を全郡に広げるため専従役員の数を増やす。

一九五一年　木造二階建ての連教組事務局を新築、二月十四日結成の奄美大島復帰協議会に参画。組合員、児童生徒の福利厚生と相互扶助のため購買組合。共助会を設置する。

一九五二年　復帰運動の先頭に立ち（講和条約第三条撤廃、日本復帰希望者署名運動実施、運動資金カンパ運動等）を推進、復帰運動と呼応し本土と児童生徒の図画、作文を交換、交流を深め、復帰運動を全県民運動へ。

一九五三年（昭和28）八月八日　米国ダレス国務長官、奄美の日本復帰を声明。十二月二十五日復帰なる。

一九五四年三月　第七回奄教組臨時総会、鹿教組加盟決定。四月一日加盟し鹿児島県教職員組合奄美地区支部として発足。五月十七日第一回定期大会開催。厚生部の教科書、図書係が独立、奄美大島書籍株式会社設立。教組外十四単産が結集し、奄美大島労働組合評議会（奄労評）を結成。

一九五五年　文化講演会開催（講師、明大永田教授、長野県教育長、宮之原日教組副委員長）を招き、教師の意識昂揚を図る。大島教育事務局、地教委連、高教組大島支部の四者共催で第一次教育研究集会を開催した。

一九五六年　沖永良部大山基地拡張反対闘争。名瀬市議選挙で楠田豊春氏を当選させる。奄労評推薦の全員当選闘いとる。

一九五七年　教育予算削減。知事査定により百二十八名の教員首切り。松永文相教職員の勤務評定実施を言明。奄美大島民主勢力結集協議会結成に参画。

一九五八年（昭和33）二月　民主勢力結集協議会推薦の大津

鉄治氏名瀬市長に当選。共助会を移管し、労働金庫大島支店を開設。奄美大島学校生活協同組合が正式発足。県教委十二月から勤評実施を言明、数回にわたり勤評反対総決起集会やハンスト実施、名瀬市教育委員総辞職。

一九五九年　六〇年日米安保条約改定期をひかえ、安保阻止第一次第一波全国統一行動から第十四次第三波郡民大会開催。

一九六〇年　安保阻止第十五次第一、二波行動から第十八次統一行動まで実施。文部省の学力テスト実施に反対し、県教委・地教委交渉、全国統一行動を実施。

一九六一年　文部省学力テスト実施二年目、反対闘争全国統一行動、県、市、町村教委交渉続く、与論島を出発、島づたい北上し、広島、長崎大会へ。

一九六二年　沖縄早期返還要求総決起大会及び北緯二十七度線海上交歓会開催。高校全入問題協議会結成。第八次奄美地区教研集会亀津中で開催。

一九六三年　僻地手当増額、僻地級地引上げ請願運動開始。支部、高教組、教育事務局、地教委連の四者共催の教育研究集会後の二者引上げる。復帰十周年記念集会開催。

一九六四年　奄美にテレビ局開局、学校生協の売上げ増える。会場を名瀬市外に移して三年目の教研集会、赤木名中で盛会。

一九六五年（昭和40年）　米国のベトナム侵略戦争拡大、日教組定期大会で教え子を再び戦場に送るな!!スローガンのもと反戦平和、ベトナム平和アピールを可決、一〇〇〇万署名運動を展開。

一九六六年　公立高校の学級増陳情。人勧完全実施要求一〇・二一スト決行。ILO条約国内法改悪反対闘争。

一九六七年　県議選大島郡区で元支部長有川薫允氏当選。宿日直全廃闘争。沖縄返還要求奄美・沖縄交流団十二名派遣。

一九六八年　四・二八沖縄デー、第二次沖縄交流団派遣。沖縄三大選挙支援と元沖縄教職員組合長屋良朝苗氏の主席選挙勝利。

一九六九年　定員法・定年制法・大学管理法・教特法・靖国神社法反対集会反安保奄美地区共闘会議結成、新教育会館建設決定。

一九七〇年（昭和45年）五月　鉄筋コンクリート四階建・新教育会館落成。宮之原日教組委員長来島・歓迎集会開催。

一九七一年　参議院選挙・宮之原貞光前日教組委員長（全国区）当選。

一九七二年　公立高校授業料値上げ反対運動。名瀬市議選・教組推薦の泉祐憲氏当選。

一九七三年　名瀬市に対し教育費の父母負担禁止に条例制定要求運動実施。奄美の自然を守る公害反対郡民会議結成に参加。

一九七四年　枝手久島石油企業進出反対集会開催、参議院選挙・久保亘元高教組委員長（地方区）当選。

一九七五年（昭和50年）　県議選挙・大津幸夫元支部長名瀬市区立候補惜敗。校長・教頭任用試験制度反対運動実施。

一九七六年　主任制反対・山中県教育長追放奄美総決起集会開催。名瀬市議選挙・教組推薦泉祐憲氏当選。

一九七七年　参議院選挙・宮之原貞光氏（全国区）当選。沖永良部台風被害児童・生徒・教員に対し、県内各地及び日教済より救援活動実施。

一九七八年　民主教育を守る奄美郡民会議結成。

一九七九年　県議選挙・大津幸夫候補一歩で惜敗。芥川賞作家李恢成氏の教育講演会開催。

一九八〇年（昭和55年）　公立高校の学級現状維持を要求する市民集会開催。宮之原貞光参議院建設委員長就任祝賀会開催。教育評論家村松喬氏の教育講演会開催。

一九八一年　公務員二法（定年制・退職手当法）阻止全国統一行動実施。後期中等教育を保障する郡民大会開催。教育会館維持財団・労金大島支店跡を別館として買受ける。

一九八二年　琉球大学教授太田昌秀氏の教育講演会開催。人勧完全実施要求全国統一行動実施。

一九八三年　日教組中小路書記長を迎えて参議院勝利総決起集会開催。久保亘氏参議院当選。元鹿大教授高根氏による教育講演会開催。

一九八四年（昭和59）四月一日　鹿教組加盟三〇周年。十月二十日、教育評論家、永畑道子氏による三〇周年記念教育講演会開催。

二　社会教育

(一)　社会教育行政制度

1　新しい社会教育制度のあゆみ

わが国現在の社会教育行政は、終戦を契機として行われた行政制度の改革のなかで確立されたものであって、その組織および運営の基本は、すべて法律によって定められた。

すなわち、昭和二十二年三月には、新しい日本国憲法の精神にのっとり、教育基本法が制定公布され、ここに教育の目的・教育の方針・学校教育・社会教育・教育行政のあり方などが明示された。

なお、同年四月には、憲法の地方自治に関する規定をうけて、地方公共団体の区分ならびに地方公共団体の組織および運営に関する事項の大綱を定めた地方自治法が制定され、ここに地方自治制度が確立した。

さらに、二十三年七月には、教育基本法の精神にのっとり、教育委員会法が制定され、教育の民主化・教育の

自主性・教育の地方分権化を原則とする教育委員会制度が発足した。

続いて、二十四年には、五月に文部省設置法、六月には社会教育法が制定され、国および地方公共団体の社会教育に関する任務が明確にされて、ここに社会教育行政の基礎が確立したのである。

その後、二十五年四月には、社会教育法の精神に基づき図書館法が、二十六年二月には、博物館法が制定され、図書館および博物館の設置運営に関する規定が整備された。また、二十六年三月には、社会教育法の一部改正が行われ、地方社会教育の指導職員たる社会教育主事および社会教育主事補が、都道府県教育委員会事務局に義務設置とされ、市町村教育委員会事務局に任意設置とされた。

次いで、二十八年八月には、青年学級振興法が制定されて、勤労青年教育の一形態としての青年学級の開設および運営に関する規定が整備された。

さらに、三十一年六月には、教育委員会法の全面改正が行われ、新しい地方教育行政の組織および運営に関する法律が制定公布された。この改正は、教育の政治的中立性と教育の安定の確保・教育行政と一般行政の調和、ならびに国および地方公共団体の間の有機的連携の確立を図るため、教育委員会制度の欠陥を是正したもので、社会教育行政の運営にも相当の影響を与えることになった。

なお、三十四年四月には、市町村の社会教育指導職員の充実・公民館の整備・社会教育関係団体の健全育成・青少年教育の推進等を図るため、社会教育法等の一部改正が行われた。

このようにして、社会教育の行政制度は、一応整備をみたわけで、社会教育行政は、以上にあげた一連の法律によって運営されることになっている。

2　市町村教育委員会の社会教育事務

①公民館・図書館・博物館・青年の家その他社会教育に関する施設を設置し、管理すること。

②青年学級を開設し運営すること。

③公民館・青年学級に対し、禁止事業または禁止行為の停止を命ずること。

④都道府県の教育委員会に対し、公民館・図書館・博物館の設置および廃止等の報告、青年学級の開設および廃止の届出を行うこと。

⑤社会教育委員の委嘱に関すること。
⑥所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設およびその奨励に関すること。
⑦講座の開設および討論会・講習会・展示会その他の集会の開催ならびにこれらの奨励に関すること。
⑧職業教育および産業に関する科学技術指導のための集会の開催およびその奨励に関すること。
⑨生活の科学化の指導のための集会の開催およびその奨励に関すること。
⑩音楽・演劇・美術その他芸術の発展および体育レクリエーションの普及に関する事業を企画実施すること。
⑪社会教育関係団体の求めに応じて専門的技術的指導助言をし、財政援助を行うことができること。
⑫視聴覚教育・体育・レクリエーションに必要な設備・器材および資材の提供を行うこと。
⑬一般公衆に社会教育資料を刊行配布すること。
⑭社会教育のために必要な広報宣伝を行うこと。
以上のほか、情報の交換および調査研究を行うこと。
当該地方公共団体の長及び関係行政に対し、必要な資料の提供、その他の協力を求めること等の事務。

3　和泊町の社会教育行政

ア　昭和四十七年度

①　方　針

急激な社会構造の変化に対処して、町民ひとりひとりが、みずからの能力の啓発につとめ人間として豊かに生き、社会連帯感意識をかん養することをめざして、生涯教育としての社会教育を推進する。

このために、社会教育指導者の充実と社会教育施設の整備を促進し、関係機関団体との連携を密にして社会教育の振興を期する。

なお、町民の豊かな情操を育てるために、芸術文化活動の振興をはかり、また、開発の進みつつある今日、文化財保護管理体制の強化をはかる。

②　努力点ならびに計画

	努力点	事業名	趣旨
1　社会教育指導体制の整備強化	1社会教育関係職員の充実と資質の向上 2社会教育関係団体指導者の研修 3町理事者との連携 4民間における有志指導者の育成、拡充 5社会教育審議会答	ア社会教育主事研修会への参加 イ社会教育委員の研修 ウ町理事者との話し合い エ社会教育諸学級の講師名簿の作成	急激な社会構造の変化に対処するために社会教育の指導体制を整備し、社会教育担当者の研修の機会を拡充しその資質の向上をはかる

	申の趣旨の浸透	
2　社会教育施設の整備活用をはかる	1部落公民館の組織体制を整備する 2青少年研修センター、霧島青年の家の利用 3社会教育施設、設備の充実 4社会教育諸活動の総合的推進	ア部落公民館の組織体制の推進をはかる イ婦人、青年団の青少年研修センターにおける研修を促進する ウ本町総合社会教育推進協議会の活動促進 エ公民館運営委員の活動促進 オ部落研究会の開催
3　成人教育の拡充をはかる	1家庭教育特に乳幼児期の家庭教育の充実 2婦人教育の充実 3高齢者教育の充実 4ＰＴＡ・婦人団体等の活動の充実	ア乳幼児相談事業の実施 イ幼児の母親学級の開設 ウ家庭教育学級の充実 エ婦人学級の開設 オ成人学級とグループの育成 カ高齢者学級 キＰＴＡ連営研修会
をはかる	1少年教育の拡充と少年団体の育成 2少年教育の方法の	ア子ども会、育成会の結成 イ子ども会、親子会

4　青少年教育の充実	社会構造の変化に伴い地域に生じている産業経済、教育、文化等の課題に対処して郷土づくりに主体的にとりくむ住民の育成をめざして部落公民館の活動を促進し、公民館経営の近代化をはかる	改善と内容の刷新 3青少年のための文化的環境醸成 4青年団体指導者の育成
5　視聴覚教育の振興	地域課題を主体的に受け止めて、それぞれの学級にふさわしい学習意欲をもりあげるよう学習内容を精選し、学級経営の方法等を改善して魅力ある学習活動を推進し、諸学級の充実振興をはかる	の研修会 ウ子ども会指導者研修会 エ青年学級開設促進 オ地区青年大会 カスポーツ少年団の育成
6　芸術文化活動の促進	青少年教育の振興をはかるために青少年教育の機会の拡充を	1視聴覚教育指導者の資質の向上 2放送利用学習の促進 3社会教育施設における視聴覚教具の設備促進 4視聴覚教育団体の育成
理の強化	1指定文化の保護管理体制の確立 2文化財の保護思想の普及と文化財の	ア指導者研究会への参加 イ16ミリ映写機の操作技術検定参加 ウ視聴覚利用による研究会への参加

	はかり、その刷新と青少年団体の育成を推進する	ア文化活動の調査 イ郷土民芸発表会の促進 ウ諸コンクールの開催 エ芸術文化活動促進協議会の結成
	社会教育諸学級の学習活動を高度化し多様化をはかるために視聴覚教育の促進と施設設備の充実によってその活動をはかる	芸術文化の振興をはかり、その活動を促進するために、本町における文化活動組織の確立と各種文化行事等を推進する
		ア文化財保護施設の促進 イ文化財の現況調査 ウ文化財の記録保存
		文化財保護思想の普及につとめ、保護管理を強化し、文化財の活用を促進する

社会体育の振興	8　新生活運動の推進	7　文化財保護管
1社会体育指導員の組織の充実と活動の推進 2スポーツ少年団、青年団の育成、強化	1総合社会教育研究会の充実をはかるため推進体制を確立する 2明るい職場づくり運動の推進 3村づくり、町づくり運動の推進 4社会生活のルールを守る運動の推進 5生活改善運動の推進 6郷土奉仕活動の拡充 7「環境美化の日」の推進	活用 3文化財の調査記録と保存 4関係機関団体との連携 5銃砲刀剣登録の周知
ア体育指導員の研修会 イ審判、その他の講習会 ウ母子体力づくり運動の推進	ア花いっぱい運動の推進 イ村づくり、町づくり運動の交流会 ウ合同年の祝の推進 エ望ましい郷土行事についての共同研修会 オ「環境美化の日」の実施	エ指定文化財パトロールの実施 オ文化財保護思想の普及 カ文化財関係者の研修会の実施
体育指導員の指導力の向上と資質の向上をはかり太陽の子運動とあわせて本町民の健康増進と体力の向上につとめる	新生活運動の推進をはかるため地域における活動家を発掘し、その資質の向上をはかり村づくり、町づくりのための実践活動を推進する。	

9
3町民体育大会の推進
エ体力測定の実施 オ郡民体育大会及び駅伝大会への参加

③　教育委員会機関

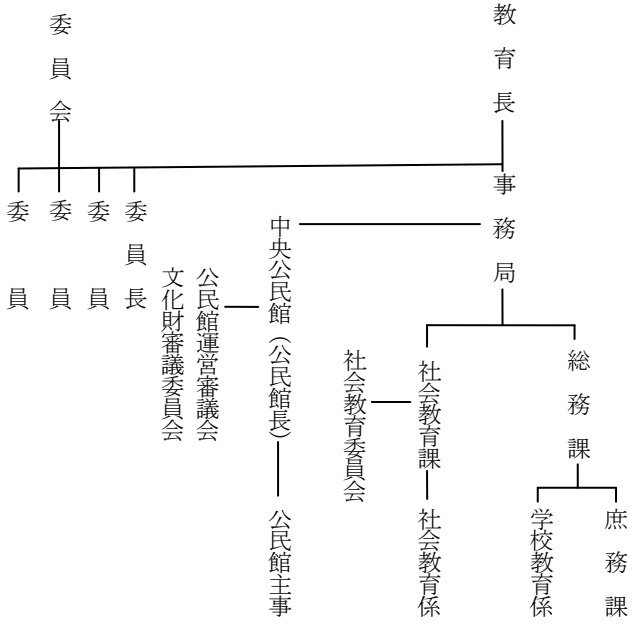

④　職員機構

和泊町教委　教育長　町田実美
社会教育　主事　永吉　毅
和泊町中央公民館　館長　町田実美（兼）
公民館主事　永吉　毅（兼）
主事　林　道明
指導員　日置ミネ
村山マツ子

⑤　社会教育関係委員

ア　社会教育委員及び公民館運営審議会委員

氏名	職名	住所	構成	任期	社教委	公民館
玉起　寿芳	和泊小学校長	和泊町和泊	法一五条二の一	二年	○	○
先田　吉秀	国頭　〃	〃　国頭	〃　一	〃	○	○
重村　忠義	大城　〃	〃　古里	〃　一	〃	○	○
重信　初雄	内城　〃	〃　内城	〃　一	〃	○	○
馬場　清美	和泊中学校長	〃　手々知名	〃　一	〃	○	○
実島　明良	城丘　〃	〃　内城	〃　一	〃	○	○
福峯　哲磨	農　業	〃　国頭	〃　三	〃	○	○
大吉　政訓	〃	〃　和	〃　二	〃	○	○
山下　窪義	〃	〃　後蘭	〃　三	〃	○	○
橋口　初枝	〃	〃　大城	〃　三	〃	○	○
脇田清太郎	〃	〃　国頭	〃　二	〃	○	○
伊地知季良	〃	〃　喜美留	〃　二	〃	○	○
平　新利	農協　長	〃　〃	〃　二	〃	○	○
前田　薫	商　業	〃　和泊	〃　二	〃	○	○
本部　忠孝	公務員	〃　〃	〃　二	〃	○	○
伊井　重保	農　業	〃　玉城	〃　二	〃	○	○

イ　文化財審議会委員

氏名	職業	住所	任意	備考
福峯　哲磨	農　業	和泊町国頭	三　年	
重信　饒栽	〃	手々知名	〃	
沖　かね	〃	〃	〃	
伊井　中直	〃	玉城	〃	
市来　俊一	〃	瀬名	〃	
山下　窪義	〃	後蘭	〃	

⑥　社会教育施設・設備の現況

(1)　和泊中央公民館

名称	所在地	別	構造	建物面積	敷地面積	建築年月	経過年	条例制定	対象人口
和泊町中央公民館	和泊町和泊五九一	独立本館	鉄筋建二階	一、〇三三㎡	一、一九八㎡	四一・七・九	六年	四一・四・一	九、八八五人

ア、職員館長は教育長兼任　公民館主事　社会教育主事兼任
その他専任一　公民館指導員一

イ　設備状況

長机五〇・いす四四四・黒板八・写真機一・一六ミリ映写機二、スライド映写機二・その他の映写機一・テープ録音機二・電蓄一・カラーテレビ一・拡声機四・マイク五・ワイヤレスマイク二・アンプ五・ピアノ一・楽器その他一・図書一、五八〇冊・体育レク用具二五組・ミシン三・家事用具四式・掲示設備五

(2) 公民館類似施設（へき地福祉会館・部落公民館）

施設名	所在地	構造	面積	敷地	建造年月	経過年数	対象人口	館長名
和泊字公民館	和泊	木造	四三二㎡	九〇坪	三一年一月	七年	一、六六九人	栄　寿綱
和　〃	和	鉄筋	三四	八〇	四三・一	四	四四八	大山　米道
手々知名〃	手々知名	〃	三二	一〇〇	四四・三	三	七四五	村山　忠茂
上手々知名〃	上手々知名	木造	一八	九〇	二七・四	二二	二七	白山　一郎
喜美留　〃	喜美留	〃	二八	二二〇	二八・	一九	五三四	伊地知季利
出花　〃	出花	鉄筋	二九	二一〇	四六・一〇	一	三五〇	木之下健雄
伊延　〃	伊延	木造	二〇	三〇	四四・一二	四	一一二	伊東　吉元
畦布　〃	畦布	鉄筋	三六	一八〇	二五・一二	二二	四三三	森　重勝
国頭福祉館	国頭	〃	六〇	三〇〇	四七・三	〇	一、六〇〇	脇田清太郎
西原字公民館	西原	〃	二八	四五	四二・一〇	五	三三六	名越　義忠
根折　〃	根折	〃	三三	三〇〇	四二・一〇	五	三〇八	山下　忠綱
玉城　〃	玉城	木造	三六	一二〇	二八・	一九	六三二	大里　利文
大城　〃	大城	鉄筋	三〇	一二〇	四五・一〇	二	二五三	谷山　利光
皆川　〃	皆川	〃	二七	一八〇	三九・	八	一五八	中原　安隆
古里　〃	古里	〃	一八	二五	三八・二	九	二〇二	碩　森常
内城　〃	内城	木造	一八	一二〇	五・三	四二	三二九	中田　実
後蘭　〃	後蘭	鉄筋	一八	九〇	三八・	九	一三七	朝戸　貞造
谷山　〃	谷山	木造	一八	五〇	一四・一一	三三	一一三	平村　島里
仁志　〃	仁志	〃	一二	一二〇	三〇・四	一七	九八	武　勇
永嶺　〃	永嶺	鉄筋	一八		三四・三	一三	一九〇	野村　義一
瀬名　〃	瀬名	〃	二二	一五〇	四二・一一	五	二三	中村　徳男

イ　昭和五十七年度

①　方　針

急激な社会変化の中で今求められているものは柔軟な対応力と自治能力をもつ住民であります。したがって、これからの社会教育は住民の学習要求を引き出し自主的学習に応えうる条件整備に努めなければならない。すなわち、社会教育は人間を大切にしてくらしを守り、ふるさとをより住みよくする住民の自主的・組織的な相互教育活動であるということを認識し、町民ひとりひとりを大切にする社会教育を目標に、町民の自治意識と連帯感を高めて豊かな町づくりに努力する。

②　基本目標

ア　社会教育体制の充実強化

イ　自治公民館活動の積極的な推進

ウ　社会教育団体の育成強化

エ　自主的学習グループの育成と指導者の養成

③　重点施策

ア　指導体制の確立

○　他の行政機関並びに社会機関及び団体との連携と研修活動の効率化

○　職員および社会教育指導者の研修充実

○　有志指導者養成事業の推進

○　有志指導者の活用促進

○　社会教育委員・公民館運営審議会委員・文化財保護審議会委員・体育指導員・図書館協議会委員の活用促進

イ　社会教育、社会体育施設設備の整備と活用促進

○　図書館の設備充実とその活用促進

・　献本運動の広報拡充

・　各字公民館の巡回文庫の設置

・　各字読書指導員の委嘱

○　中央公民館設備の充実と各字公民館との連携運営

○　町民体育館・柔剣道場・弓道場の活用と連携事業の促進

○　和泊町研修センターの活用促進

ウ　社会教育事業と活動の充実

○　各字公民館を中心とした学習活動の充実促進

○　学習活動の方法改善

○　生涯各期にわたる学習活動の拡充

○　読書活動の促進と読書グループの育成

○　スポーツ活動の促進

○　青年学級の開設

エ　社会教育関係団体の育成

○　団体の単位組織の強化

○　社会教育関係団体の連携活動の促進

○　高校生も参加した。青少年活動の推進

○　ＰＴＡ活動の促進

○　文化協会の育成強化

オ　芸術文化事業の促進

○　文化協会を中心とした文化活動の促進

○　芸術文化に接する機会の拡充

○　グループ活動の育成

○　文化祭の開催と内容の充実

○　郷土芸術文化の発掘と伝承の促進

カ　文化財保護強化

○　文化財保護体制の確立

○　指定文化財の保護および整備

○　文化財保護団体の育成

○　文化財保護思想の普及

○　文化財調査の促進

キ　スポーツの日常化・生活化

○　ファミリースポーツの奨励

○　未普及スポーツの普及奨励

○　運動広場・施設の開設

○　スポーツ教室の開設

○　運動広場及び施設の開放

ク　県民運動・新生活運動の推進

○　新生活運動推進協議会の体系強化

○　運動方法の改善研究

○　広報活動の充実

○　ふるさと美化運動・家庭の日の定着化

○　省資源・省エネルギー運動の推進

④　社会教育行政機構（※次ページ図表）

社会教育行政機構

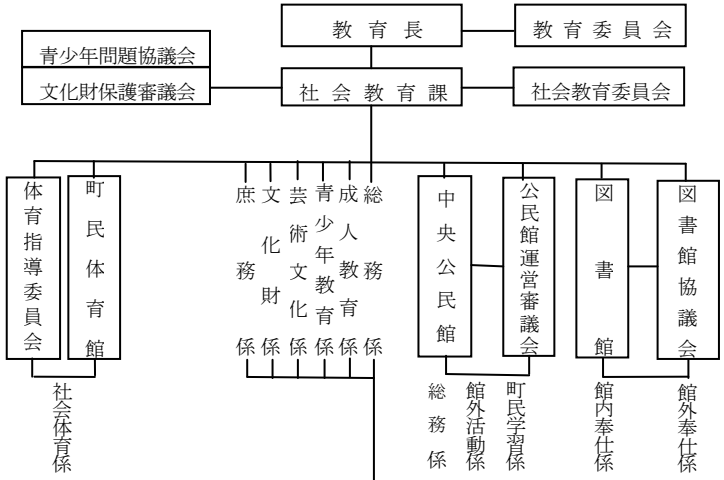

社会教育関係団体	社会教育課事業	公民館事業	図書館事業
・和泊町連合青年団 ・和泊町連合婦人会 ・和泊町ＰＴＡ連絡協議会 ・和泊町体育協会 ・和泊町青少年団育成協議会 ・和泊町文化協会 ・和泊町農村青少年クラブ ・和泊町老人クラブ連合会 ・和泊町商工会 ・和泊町栄養改善推進協議会 ・和泊町新生活運動推進協議会 ・和泊町区長会 ・和泊町壮年会	・社会教育諸学級の開設 ・社会教育施設設備の整備 ・社会教育関係団体の育成 ・成人教育の促進 ・青少年教育促進 ・家庭教育の充実 ・芸術文化の振興 ・社会体育の振興 ・文化財の保護 ・人材活用事業の推進 ・自治活動の推進 ・社会教育指導者の養成 ・視聴覚教育の推進	・学級・講座の開設 家庭教育学級 婦人学級 乳幼児学級 高齢者教室 ・町民教室の開設 茶道教室 生花教室 民謡教室 着付教室 音楽教室 手芸教室 習字教室 料理教室 美術教室 ・教育講演会の開催 ・展示会講習会の開催 ・新生活運動の推進 ・県民運動の推進 ・広報活動の促進 ・施設設備の利用促進	・図書館資料の収集整理 ・図書館及び資料の個人、団体貸出 ・読書案内 ・レファレンス ・読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会の主催・奨励 ・集会室の提供 ・館報・読書資料の発行・頒布 ・時事に関する情報及び参考資料の紹介、ならびに提供 ・他の図書館、学校、公民館、研究所との連絡及び協力 ・図書館資料の相互貸借 ・学校図書館への資料提供 ・読書団体との連絡、協力ならびに団体活動の促進 ・地方行政資料の収集ならびに貸出 ・視聴覚資料の収集ならびに貸出 ・移動図書館の運営 ・配本所の設置ならびに運営

⑤社会教育委員兼公民館運営審議会委員

氏名	所属・役職名	住所	電話	備考
大山　安弘	和泊小学校長	和泊町和泊	学校一〜〇〇〇四 自宅一〜一一四〇	社会教育法 30条1号による委嘱
末重　益雄	大城小学校長	〃　玉城	学校一〜〇〇七五 自宅一〜二六八六	〃
島児　平	内城小学校長	〃　内城	学校一〜〇〇七六 自宅一〜一一四三	〃
南　栄二	国頭小学校長	〃　国頭	学校一〜〇三〇一 自宅一〜二二六六	〃
中村源四郎	和泊中学校長	〃　手々知名	学校一〜〇〇三〇 自宅一〜一一四一	〃
鬼塚　茂	城ヶ丘中学校長	〃　内城	学校一〜〇三〇二 自宅一〜一一四二	〃
川添　貞雄	ＰＴＡ代表	〃　和泊	自宅一〜〇一五二	30条2号による委嘱
奥　村蔵	区長代表	〃　手々知名	自宅一〜〇八〇九	〃
宗　昇	農業団体代表	〃　内城	農協一〜一二二一 自宅一〜一〇三三	〃
皆川　充	体育協会代表	〃　皆川	自宅一〜一三七五	〃
永吉　治	青年団代表	〃　和泊	自宅一〜〇三三四	〃
森　カ子	婦人会代表	〃　畦布	自宅一〜一五五一	〃
本部　忠孝	壮年会代表	〃　和泊	自宅一〜一五七一	〃
重信　初雄	学識経験者	〃　和泊	自宅一〜〇三六二	30条3号による委嘱
国村　義厚	同	〃　国頭	自宅一〜〇〇〇七	〃
吉留ハツヨ	同	〃　和泊	自宅一〜三二八四	〃
前田トヨ子	同	〃　和泊	自宅一〜〇〇二三	〃

⑥文化財保護審議会委員

氏名	所属・役職名	住所	電話	備考
永吉　毅	学識経験者	和泊町和泊	自宅一〜一五二七	委嘱期間 五六・四・一〜五八・三・三一
伊集院健了	和泊校区代表	〃　手々知名	自宅一〜一〇八五	同
中田　実	内城校区代表	〃　内城	自宅一〜〇五八五	同
碩　森常	大城校内代表	〃　古里	自宅一〜二八六〇	同
日置　ミネ	学職経験者	〃　和泊	自宅一〜二四九三	同
名島　アイ	国頭校区代表	〃　国頭	自宅一〜一七〇二	同

4　昭和五十七年度社会体育行政

ア　重点目標

町民ひとりひとりが生涯体育の理念を理解し、進んでスポーツ・レクリエーション活動の実践に努め心身ともにたくましい豊かな人間性を培い、健康で明るく秩序ある生活を営むことを目標に、関係機関や団体と十分連携をとりながら、町民ひとりひとりにゆきわたる社会体育の振興を図る。

① 日常スポーツ活動の促進

○ みんなが参加するスポーツ・レクリエーション活動の振興充実

○ スポーツ少年団の活動促進

○ 壮年体力テストの実施

○ スポーツ教室の開設

② 組織の確立

○ 体育指導委員の効果的活用

○ 組織の機能化

○ 町内研修会の実施

○ 体育協会の指導育成

③ クラブの組織化

○ スポーツ教室終了生によるクラブ組織

○ 未普及種目のクラブ組織

○ クラブ対抗試合の開催

④ 社会体育指導者の養成・確保

○ 有志指導者養成講習会の開催
○ 各種講習会への派遣
○ 両町共催の研修会の開催
○ 有資格者の効果的活用

イ 体育関係行事予定

月	日	行事
四	一	野球春季リーグ戦(二五日まで)
	一八	第6回ＭＢＣ家庭婦人バレーボール大会(徳之島)
	二二	スポーツ少年団代表者会
	二二	第一回体育指導委員会
	二八	社会人ソフトボール大会(三十日まで)
五	三	第一回高千穂神社奉納さつき相撲大会
	九	青年女子バレーボール大会
	一五	青年バレーボール大会(十六日まで)
	二八	両町青年バレーボール大会(二九日まで)
	二八	水泳指導講習会(三十日まで)
六	五	和泊町連合婦人会ミニ運動会
	五	町内社会人バレーボール大会(六日まで)
	八	体育協会総会
	一三	両町社会人バレーボール大会
	一九	青年ソフトボール大会(二十日まで)
	二五	町内卓球大会(二六日まで)
	二七	壮年団ソフトボール大会(二九日まで)
	二七	町スポーツ少年団陸上競技大会
七	二	両町卓球大会(三日まで)
	三	町スポーツ少年団水泳大会
	一〇	第二回南三島野球大会(十一日まで)
	一八	大島地区大会ゲートボール予選会
	二四	第九回県少年スポーツ大会大島地区大会
八	一	世之主神社奉納相撲大会
	一三	高校生クラブバレーボール大会
	二一	第三六回県体第二三回大島地区大会(名瀬二三日まで)
	二四	第九回少年スポーツ大会(鹿児島市二五日まで)
	二八	壮年団ソフトボール大会(二九日まで)
	二九	青少年団ソフトボール大会
九	一	野球秋季リーグ戦(二五日まで)
	二	社会人ソフトボール大会(四日まで)
	二七	第二回体育指導委員会

十	二	町民歩こう会
	三	中学校体育大会
	一〇	小学校大運動会
	二一	小学校陸上記録会
	二四	陸上選手権大会
	二四	第一回青年団レクリェーション大会
十一	三	第十六回町民体育大会
	五	壮年バレーボール大会(七日まで)
	六	地区スポーツ活動指導者講習会(七日まで)
	七	高齢者ゲートボール大会
	一三	町内秋季バレーボール大会(十四日まで)
	一四	両町壮年バレーボール大会
	一五	秋季野球トーナメント(二六日まで)
十二	四	ママさんバレーボール大会(五日まで)
	五	大島地区駅伝競走大会
	八	第三回体育指導委員会
	一九	島内一周駅伝競走大会
	二	第十二回町内一周駅伝競走大会
一	一六	新春軟式テニス大会
	二三	南日本10㎞ロードレース大会
	三〇	青年バスケットボール大会
二	六	町内六人制バレーボール大会
	一二	青年団卓球大会(十三日まで)
	一三	剣道昇段審査
	二〇	町内バドミントン大会
三	七	第四回体育指導委員会
	一三	第二回フリージアジョギング大会
	二二	スポーツ少年団代表者会

ウ 社会体育施設分布図 (※次ページ参照)

(二) 公民館

1 公民館活動のおこり

公民館は社会教育活動の一分野として、社会教育主事の管掌事務とされていたが、実際に公民館が法的に規定されたのは昭和二十四年(一九四九)六月二十五日公布された臨時北部南西諸島政庁令第十四号教育基本法である。同法第七条によると、「……臨時北部南西諸島政庁及び市町村は、図書館・博物館・公民館等の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実施に努めなければならない。」とされている。

社会体育施設分布図

その後昭和二十五年（一九五〇）六月十六日に臨時北部南西諸島政庁訓令第十号が交付され、文教部の機構が決定しその中の成人教育課が公民館等に関する事項を管掌し、同年八月に各市町村に成人教育主事が政庁職員としておかれ、十一月には同じく政庁職員として成人教育主事補一名助手一名が増員された。成人教育の呼称は社会教育となったが、これら教育主事・同主事補にはたい てい現職校長がなった。和泊町においては、沖永良品高等学校長重村中久氏が任命されたのである。

成人教育主事会議が十月に名瀬市役所において開催され、主な議題として、①成人教育とは何か（理念）、②成人教育の経費（予算）、③成人教育の実際（内容）等二十項目について研究討議を行い公民館活動の基礎づくりを終えた。

翌昭和二十六年（一九五一）六月十三日、奄美群島条例第二三号で社会教育をうたい、社会教育主事についての条項はなかったが、公民館職員の身分および待遇は、公立学校職員に準ずるとし、人件費は政府がこれを負担する（第七条）ことになり、知事の監督下におかれ（第十条）、また、公民館の事業としては次のようなことを行うよう規定された。

1　成人の特別講座および一般講座の開設。
2　講習会・講演会・座談会・展示会・討論会その他の集会の開催。
3　運動会・競技会、その他体育指導のための集会の開催。
4　音楽・演劇・美術、その他芸術発展のための集会の開催。
5　視覚・聴覚教育の実施。
6　各種団体機関等の連絡。
7　その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること。
8　その他必要なこと。

禁止行為としては次の三点がある。

1　営利事業及び営利事業の援助。
2　特定政党及び特定候補者の支持。
3　特定宗教及び特定の教義・宗派・教団の支持。

本土では、昭和二十七年社会教育法が制定され、分離中の奄美では、前記の奄美群島条例に基づく社会教育を推進してきた。各市町村においては祖国の社会教育に遅

れまいと努力してきたのである。

2　和泊町中央公民館の推移

和泊町中央公民館は、手々知名の南洲神社境内の南洲文庫跡地から和泊小学校修養館（現紬織工養成所敷地）へ移り、次に現在の中央公民館が建設された。

昭和三十年代当初のころは、社会教育の制度や方法なども十分整備されていなかったので、当時の職員の苦労は大変なものだったと思われる。

3　新和泊町中央公民館（四十一年）の建設

和泊町中央公民館落成式における工事の概要報告。

奄美群島振興事業第二年目、昭和四十年度の事業として本町中央公民館の建築計画が決定したのは、去る昭和三十九年十一月であった。

そもそもこの敷地は和泊町の旧家、操坦勁翁の生誕地で、沖永良部最初の兄弟博士操坦水・坦道両先生誕生のゆかりの屋敷であり、担勁翁の孫、操敬氏が町文化向上のためにと寄贈したものである。

建築工事の概要については、設計は県土木課建築係においてなされ、施工は優秀な技術を誇る新生組が担当することになり、昭和四十年九月三十日に起工式を挙行した。以来七ヵ月余りその誠意ある良心的な施工により、堅牢豪華な近代建築が五月中旬に完工を見るに至った。

本館は、総建坪五百六十二平方メートル（百七十坪）二階建で一階に図書室・館長室・事務室・宿直室・調理実習室、二階に学習室兼結婚式場・教委事務室・郷土資料室・婦人集会室等となっており、最初の設計に建具一切も鉄サッシの予定であったが、町費百五十万円を追加して総アルミサッシに切り替えたために、永久にさびない建物となった。

これに、昭和三十九年十二月に業者から文化センター百四十坪を四百四十万円で購入、町費により一部改造して大ホールとした。これによって本館ホール合わせて三百坪を超える社会教育の殿堂が完成したのである。

（昭和四十一年七月九日朝戸教育長の報告による）

4　施設・設備・活動の状況

ア　昭和三十七年度

併設二十六坪、職員二（館長外一）

映写機一・ラジオ一・幻灯機一・録音機一・ミシン三

図書五百九十七冊、発電機一

学級講座開設

和泊女子青年学級三十二名　年間三百時間

婦人学級百六十名　〃　年間百十時間

母親学級二千百四十六名　〃　四十四時間

内城成人学級三十名　〃　十八時間

指定研究　国頭字　三百七十戸　千六百人

（環境衛生と生活美化）

イ　昭和三十九年度

独立三十五坪　職員（館長他二名）

映写機一・ラジオ一・幻灯機一・録音機一・ミシン三

図書九百十三冊、毛糸編物機二

学級講座開設

和泊女子青年学級三十四名　年間三百時間

和泊校区婦人学級四十名　〃　四十四〃

国頭〃　〃　〃　〃

大城〃　〃　〃　〃

内城〃　〃　〃　〃

和泊校区男子成人学級四十名〃　三十二〃

国頭〃　五十名〃　〃

大城男子成人学級五十名　年間三十二時間

内城〃　〃　〃　〃

和泊家庭教育学級八十名　〃　四十　〃

国頭〃　百名　〃　〃　〃

大城〃　〃　〃　〃

内城〃　〃　〃　〃

研究指定団体　国頭字公民館

ウ　昭和五十九年度

○社会教育施設

① 中央公民館

名称	所在地	構造	建物面積	建設年度	備考
中央公民館	和泊町和泊五九一	鉄筋コンクリート二階建	五六三㎡	四一	大ホール、調理室、婦人室、資料室、冶房施設

② 自治公民館

号番	名称	所在地	構造	建物面積	建設年度	備考
1	和泊字公民館	和泊町和泊	鉄筋コンクリート平屋	四二五㎡	五二	兼柔剣道場
2	和字公民館	〃和	〃	一三二	四六	
3	手々知名公民館	〃手々知名	〃	一九六・八	四〇	
4	上手々知名公民館	〃上手々知名	〃	二三九	四八	兼老人と子供の家
5	喜美留公民館	〃喜美留	〃	一三〇	四八	
6	出花公民館	〃出花	〃	一三二	五〇	
7	畦布字公民館	〃畦布	〃	一九八	五二	畦布生活館
8	伊延字公民館	〃伊延	〃	九九	五二	
9	国頭公民館	〃国頭	〃	三四一	五七	農村集落多目的共同利用施設
10	西原公民館	〃西原	〃	一三二	四九	
11	根折公民館	〃根折	〃	一五八	四七	
12	玉城字公民館	〃玉城	〃	二三二	五〇	玉城生活館
13	大城公民館	〃大城	〃	八〇	四九	

公民館は市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1) 方針

① 急激に変ぼうし進展していく社会情勢の中で、和泊町の実態に即した昭和五十九年度本町社会教育指導方針に則り、和泊町民憲章精神の具現に努力する町民の育成をはかる。

② 町民の実際生活に即する学習内容の充実と事業の高度化をはかり、科学的能力と実践力を養い、健全な精神をもって主体的・積極的に活動する町民の育成をはかる。

③ 各種の学習活動や事業を通じて相互の親睦と連帯意識を高め、住み良い地域・社会の建設を目指し、協力して福祉の増進や文化の向上に努力する町民の育成をはかる。

(2) 努力目標

① 公民館の目的（社会教育法第二十条）を確認し、これに対する全町民の理解認識と協力を高めるように努力する。

社会教育法第二十条

14	皆川公民館	〃	皆川	〃	一七二	三八	文化会館
15	古里字公民館	〃	古里	〃	一三二	五四	古里生活館
16	内城公民館	〃	内城	木造トタン葺	九九	五〇	
17	上内城公民館	〃	上内城	ブロック造トタン葺	四〇	四八	
18	後蘭字公民館	〃	後蘭	鉄筋コンクリート平屋	一三二	五四	後蘭コミュニティーセンター
19	谷山字公民館	〃	谷山	〃	一三二	五三	谷山生活館
20	仁志字公民館	〃	仁志	〃	一一五	五三	仁志生活改善センター
21	永嶺字公民館	〃	永嶺	〃	一三二	五四	永嶺コミュニティーセンター
22	瀬名字公民館	〃	瀬名	〃	六六	三九	

(3) 事業計画

①中央教室（中央公民館）

講座	学習内容	対象	人員	回数	時間
ローマ字	基礎的な読み書き	一般	二三	月一回	一〇：〇〇～三：〇〇
書道	毛筆の基礎学習	一般	二〇	〃	〃
茶道	作法・礼法の基礎的な学習	一般女子	二〇	〃	〃
琉舞	技能の修練	一般女子	八九	月二回	一六：〇〇～一八：〇〇 二〇：〇〇～三：〇〇
習字	基礎学習並びに技能の習練	小学生	七〇	毎週日曜	八：三〇～二：三〇
少年少女合唱団	合唱の基礎的学習	小学生	一五〇	毎週日曜	一五：〇〇～一七：〇〇

②移動教室（各字自治公民館）…月一回 一〇：〇〇～二：〇〇

講座	学習内容	教室数	字名・人数	対象
ペン習字	ペン習字の基礎学習並びに技能の修練	六	喜美留一〇、国頭二六 和泊一〇、根折一一 大城一六、玉城二五	一般
生花	生花の基礎的学習	五	和泊一二、内城一二 手々知名一九 出花一七、国頭一二	〃
民謡	基礎的練習	一	和一四	〃
コーラス	斉唱・合唱・基礎学習	二	大城校区一五 和泊校区一〇	〃
保存舞踊	技能の修練・伝承	三	永嶺一五 畦布一七(男一三・女一四)	〃
琉舞	技能の修練	三	西原一一、伊延一〇 喜美留一五	〃
着付	方の修熟着物の着方、帯の結び方の修熟	二	手々知名一〇 国頭一一	〃
三味線	技能の修練	一	国頭一二	〃
ローマ字	基礎的な読み書き	一	古里一三	〃
計		二四	三四一人	

(三) 図書館の活動

和泊町では、町政の発展はまず「人づくり」からということで教育環境の整備充実を町政の最重点施策に掲げ、「教育の町」を宣言するとともに、町民の生涯学習の拠点として図書館の建設を計画し、昭和五十五年三月に旧公民館大ホール跡地に鉄筋二階、冷房完備のモダンな図書館が完成した。三名の職員を配置し、利用者サービスに努めている。

1 図書館の概要

ア、図書館のあらまし

○昭和五十四年九月着工、昭和五十五年三月完成。

○昭和五十五年五月一日、町政施行四十周年記念式典の日にオープン。

総工費、九千八百万円。その内国庫補助、千八百万円。

○建物の構造、鉄筋コンクリート二階建。六百八十八平方メート



ル。全室冷房。

一階　三百九十九平方メートル、閲覧室・研修室。

研修室は、会議等で使用するが、普段は一般および生徒の学習室として使用させている。

二階　三百五平方メートル、児童室・視聴覚室。

児童室は、保育園の園外保育の時間に利用させたり、児童（特に幼児）が、自由な読書ができるように、ユニットマットにして、じゅうたんに寝ころびながらでも読書のできる部屋づくりにしてある。

視聴覚室においては、毎週土曜日に映写会等を行っている。

屋上　四十四平方メートル、機械室。

○休館日および開館時間

休館日　毎週月曜日・祭日・曝書（ばく）期間。

　　正月休み（十二月二十九日～一月四日）

開館時間　午前九時～午後五時。

イ、利用にあたって

○町内在住者は無料で利用できる。

○入館者数を把握するため、入館者は数取り棒を入れる。

（大人・…青、児童生徒…赤、幼・保…黄）

○図書はＮＤＣに準じて分類・配架してある。

ウ、主な活動

○貸出・開覧

○レファレンスサービス　○複写サービス

○研修会・集会　○映写会・紙芝居

○視聴覚機材の貸出

○巡回配本

各字に読書推進員を置き、各自治公民館に配本して全町民に読書の便宜をはかっている。

2　町立図書館の歩み

ア、予算

年度	図書館管理費	図書購入費
五〇		五〇、〇〇〇
五一		一五〇、〇〇〇
五二		四〇〇、〇〇〇
五三		一、〇〇〇、〇〇〇
五四		一、二二六、〇〇〇
五五	一〇、七二四、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五六	五、四〇六、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇
五七	六、二四三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

○五十四年度までは、公民館図書室であったので、図書購入費のみを計上してある。

○五五年度の図書館管理費が特に多いのは、書架・机等の備品費が大きかったためである。

○五七年度当初予算における図書購入費は、二百五十万円で、町民一人当たり約二百八十円である。

○図書購入費において変わっているところは、備品購入費と、需用費とにわけて計上し、千円以下の図書は需用費で購入し、消耗品扱いとし、千円以上の図書を備品として購入している。

これは、千円以下の本は、幼児向けの絵本等に多く、また利用も多く、傷みも早いためである。また、巡回文庫において、読書推進員に「破損や紛失したら……」というような心配をさせないために、配本用図書はすべて、消耗品扱いの購入にしている。

○このように、図書購入費だけをとってみても町当局が、図書館活動に力を入れていることがよくわかる。

イ、利用状況

(ｱ) 蔵書数

一般図書　八四八一冊

児童図書　八七五七冊　Ｖ計一七二三八冊

町民一人当り一九三冊

町費講入図書　一〇九七五冊

寄贈図書　六二六三冊

○この他に奄美分館からの配本図書も約七〇〇冊ある。

○五十六年度受入図書冊数

一般図書　一八五二冊　Ｖ計三四一八冊

児童図書　一五六六冊

町費購入図書　一七〇八冊

寄贈図書　一七一〇冊

○寄贈図書が多いのは、図書館開設と同時に献本運動を展開したためである。

(ｲ) 登録者数

	五五年度	五六年度
一般成人	二〇五	二五五
児童生徒	七九七	七四四
合　計	一、〇〇二	九九九

幼・保　一二六名　一三％

小学校　四三九名　四四％

中学校　一一五名　一二％

高校生　六四名　六％

一般成人　二五五名　二六％

(ｳ) 入館者数

五十五年度　一〇二三四名

五十六年度　一三〇三一名
(ｴ)貸出人数
五十五年度　五一〇九名
五十六年度　五五四八名
幼・保　六八九名　一二・四%
小学校　二八五〇名　五一・四%
中学校　四六五名　八・四%
高校生　一六二名　三・〇%
一般成人　一三八二名　二四・九%
ウ、貸出冊数
○五十五年度　一〇八六六冊
○五十六年度　一二三一八冊
幼・保　一五〇五冊　一二・三%
小学生　六六二九冊　五四・二%
中学生　八四一冊　六・九%
高校生　三一一冊　二・五%
一般成人　二九三三冊　二四・〇%
○多く読まれた本
一般図書
○窓ぎわのトットちゃん（黒柳徹子著）
○飛鳥へそしてまだ見ぬ子へ　（井村和清著）
児童図書
○ひみつシリーズ（学研）
○アニメファンタジー

3　図書館の活動

ア、閲覧、貸出について
○閲覧は、書庫資料以外はすべて開架書架で自由に利用できる。
○貸出はブラウン方式を採用している。
○貸出は一人三冊以内貸出期間は十日間である。
イ、レファレンスサービス
○郷土史関係を中心にかなりの問い合わせがある。
ウ、複写サービス
　郷土史関係の資料を中心に依頼が多い
エ、集会活動および研修会
○読書ボランティアの育成……派遣・育成講座
○読書推進員の研修会
○夜間の親子研修の実施
オ　映写会及び紙芝居
○毎週土曜日午後三時から映写会及び紙芝居、お話し会

等をしている。
カ、視聴覚機材の貸出
○保有機材
・十六ミリ映写機二台　・スライド映写機一台
・テープレコーダー二台　・紙芝居一四七冊
○十六ミリ映写機利用回数（含、スライド映写機）
五十五年度　三十六回
五十六年度　六十五回…一四二本
育成会・家庭教育学級・婦人学級・学校・老人クラブ・特別養護老人ホーム等がよく利用している。
フィルムは奄美視聴覚ライブラリーから借用している。
○紙芝居利用冊数
五十六年度…五五一冊
○上級生か下級生に紙芝居を読んでやっている。
○母が子に紙芝居を読んでやっている。
○紙芝居の貸出しが伸びている。
キ、巡回配本について
○和泊、手々知名を除く全字、二十二ヵ所に配本所を設置し、二ヵ月に一回の割合で本の入れ替えを行っている。
○配本冊数は人口比により百～百六十冊である。
○配本用図書は購入時において館内閲覧用とは区別して、消耗品扱いで購入する。
○現在配本用図書が二四九五冊、それだけでは十分でなく、奄美分館からの配本図書も活用している。
○図書の貸出、管理については、各配本所一名ずつの読書推進員と三名ずつの図書係があたっている。
○読書推進員は父兄の中から一名、図書係は高学年児童の中から依頼してある。
○推進員は、夜間、図書館で研修会を開き、学習したり、各地域の情報交換をしている。
○図書の貸出方法は、各係に一任してある。一例をあげると
和字……毎週日曜日、ラジオ体操後
古里、玉城……毎週土曜日、夕方、マイクで呼びかけ
大城……毎週土曜日、夜、親子読書会をかねて貸出をする。
○なお貸出には、個人ごとの貸出カードをつくり、記入

させている。

○また、グラフ等を作成し、よく読んだ子供には多読賞をあげるなどして、読書意欲を高めるよう努力している。

○推進員に対しては年額一人五千円の謝金をあげている。

ク、巡回配本によりかわった点

(ア) 父兄が読書活動に対して理解が深くなり、子供の読書に対して関心を持ち、図書館活動に積極的に協力するようになった。

その例としては、

◎ 自宅を配本所にして常時貸出をしてくれるところがでてきた。(国頭、西原)

◎ 配本所に本を借りにくる子供達を日曜日を利用して図書館へつれて来て、実際に図書館で学習をさせる父兄がでてきた。

◎ 貸出時に集まって来る子供達にお話をしたり、紙しばいを読んだりしてくれる父兄がでてきた。

(イ) 係になった子供達に、責任感がでてきた。

(ウ) 兄弟・友人同志すすめあって本を読むようになり、読書の時間が増えてきた。

4 年度別図書館活動の比較

◎図書館管理費及び図書購入費(円) (当初予算)

年度	図書館管理費	図書購入費
五五	一〇、七二四、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五六	五、四〇六、〇〇〇	二、七八〇、〇〇〇
五七	六、二四三、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
五八	四、六〇七、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五九	三、九七六、〇〇〇	一、六七五、〇〇〇
六〇	五、〇一六、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇

◎登録者数(人)

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
保育園幼稚園	一〇七	一二六	一一三	一三四	一四八
小学校	四二五	四二九	四七〇	四七三	四四七
中学校	一七八	一一五	一〇八	七三	八五
高校生	八七	六四	八三	七八	五一
一般	二〇五	二五五	二八七	二六四	二七五
合計	一、〇〇二	九九九	一、〇六一	一、〇三二	一、〇〇六

◎入館者数(人)

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
保育園幼稚園	一、〇九五	二、二〇七	二、二七八	二、三五三	三、〇二三
小中高	六、五九一	八、〇九一	八、八四三	九、二九六	九、〇三二
一般	一、二七五	二、七三三	三、八八二	三、〇七七	三、三〇一
合計	八、九六一	一三、〇三二	一四、四〇三	一四、七二六	一五、三五六

◎蔵書冊数(冊) 昭和六〇年度

区分	一般図書	児童図書	合計
町費購入	四、一五六	一一、一六四	一五、三二〇
寄贈	六、五三一	一、〇八八	七、六二九
合計	一〇、六八七	一二、二五二	二三、九三九

◎図書貸出冊数(冊)

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
児童生徒	九、二八二	九、二八六	八、七六一	一〇、八〇〇	一〇、四五九
一般成人	一、五八四	二、九三二	一、七六三	二、六五〇	二、六四三
合計	一〇、八六六	一二、二一八	一〇、五二四	一三、四五〇	一三、一〇二

◎図書貸出人数(人)

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
保育園幼稚園	六〇九	六八九	五五五	七六三	八六六
小学生	二、八〇〇	二、八五〇	三、〇一六	三、三八三	三、〇四七
中学生	七一八	四六五	三五三	三一八	三一四
高校生	二一九	一六二	二五五	三三五	二三八
一般	七六三	一、三八二	一、二六一	一、二〇二	一、二五九
合計	五、一〇九	五、五四八	五、四四〇	六、〇〇一	五、七一四

◎一六ミリフィルム及び紙芝居貸出数

区分	五五年度	五六年度	五七年度	五八年度	五九年度
フィルム	九〇本	一四二本	一九四本	二七〇本	二三二本
紙芝居		五五一冊	七一三冊	九二二冊	一、一七八冊

(四) 親子会

和泊町では昭和三十七年ごろから、各小・中学校が音頭をとって、各集落ごとに親子会を開設した。各集落における親子会の構成は「小学生とその親」「中学生とその親」または「小・中学生とその親」と区々であった。

当時大島教育事務局が募集した教育論文に、内城小学校教諭伊勢達一氏は「親子会運営の実践的研究」と題して、内城集落親子会の実態を述べているが、町内すべての集落に開設された親子会の活動状況は、いずれも内城字と大同小異であった。

論文の内容は次のとおりである。

1 内城校区における親子会結成の経過

本校区内の各集落には、以前から部落P・T・Aがあり、隔月ごとに開催されるその例会には、学校からも校長や字担当教師が出席して指導していた。その会の内容は、前半は児童の朗読発表、後半は学校側の指導が主なもので、会員相互の話しあいが少なかったため、大きな効果を期待することはできなかった。

そのころから全国的に青少年非行が多くなり、しか

も悪質化して来たので、昭和三十七年から部落Ｐ・Ｔ・Ａを改めて、各集落ごとに親子会を組織し、部落補導員が中心になって、これを運営することになった。そのころ親たちは日ごろの農作業に忙しく、子どもの教育は学校任せの状態で、家庭教育等も十分に行われていなかった。「不良化防止の第一歩は親と子の心のふれあいから」というキャッチフレーズのもとに、この親子会が結成されたのである。

2　親子会のねらい（目標）

ア、自分たちで考え、自分たらで実行する、自主的な生活態度を育てる。

イ、親と子・子と子・親と親が相手の立場を考えながら、相互に励ましあい、助けあって、皆で協力して、自分たちの生活を進歩させて行く態度を養う。

ウ、よい子になり、よい親になり、よい大人になるために、子としての自覚、親としての自覚を高め、家庭生活・郷土生活を向上させていく生活態度を養う。

エ、健全な余暇利用の態度を育て、心情を豊かにして人間相互の信頼感を深める。

3　親子会の運営

ア、毎月一～二回定期的に開会し、会場は集会所、または各家庭輪番とする。

イ、小学校児童およびその両親をもって構成する。

ウ、レクリェーションを取り入れたり、会の運営にできるだけ変化を持たせたりして楽しい会にする。また遅れている子に、劣等感を持たせないように配慮し、少しの向上や善行でも、つとめてこれを発見し、認め、褒めてあげる。

エ、子どもを指導する会でなく、子どもも親も共に発言し、共に実践して行く会を目指す。

オ、定例会だけでなく、誕生会・遠足・水泳会などの楽しい行事をもって、親子で行楽を共にする。

カ、会の進め方は、子ども会長を司会者とし、出席調へ・「親子会の歌」の斉唱・話しあい・記録の発表・レクリェーション等を行う。

キ、記録をとり、会を重ねることによって、積み上げていく。

4　内城字親子会

ア、内城字親子会の結成

昭和三十七年三月結成した。小学校児童およびその両親をもって会員とした。散在集落で、端から端まで三キロメートルも離れており、児童数も多かったので、三班に編制した。

	一班	二班	三班	計
世帯数	一六	一七	一六	四九
児童数	三一	二四	二八	八三

内城字Ｐ
ＴＡ会長
- 第一班補導員――第一班親子会
- 第二班補導員――第二班親子会
- 第三班補導員――第三班親子会

○会場は会員の家を輪番で会場にあてる。

○子ども会は、毎週土曜日の晩開会し、補導員がこれを指導する。

○親子会は月二回（農繁期は一回）開会し、学校の字担当教師も出会して指導する。

イ、内城字親子会の運営

昭和三十九年九月、和泊町Ｐ・Ｔ・Ａ連絡協議会主催の研修会が内城校で開催され、内城字親子会の実際を左記会順で公開した。この方法は、その後内城方式と呼ばれ、町内全集落の親子会に取り入れられていった。

○会順

親子会の会順も子ども会の会順も同一であるが、親会の場合は、補導員司会のもとに親同志の話しあいを取り入れる。

①今晩はの歌　②親子会の歌　③朗読発表　④朗読の反省　⑤話しあい　⑥レクリェーション　⑦記録の発表　⑧補導員のお話　⑨さよならの歌

◎　親会――（親同志の話しあい）

※　親子会の歌　作詞　山下勇夫　作曲　宗　鳳悦

一、めぐるくろしお　みんなみの
　しまのまなかの　さとさとに
　きれいに咲いた　親子会
　親がうたえば　子がおどり
　あすのしあわせ　きずくのだ

二、世の主さまの　おひざもと
　ふもとにつづいた　むつさとに
　たのしくつどう　子どもかい

親のなさけに　つつまれて
つよいこころを　きずくのだ
三、かおるゆたかな　でんえんの
森にだかれた　家々に
みんながなごむ　かぞくかい
こころひとつに　あわせつつ
明るいわが家を　きずくのだ

※「朗読」について

○学校で年数回行われる学級参観のとき、教科書の読めない子どもの多いのに気づいた母親たちが、毎月一回行われる部落婦人会の開会前に、子どもたちを集めて、本を読ませた。

○我が子の朗読を聞こうと言うので、婦人会の出席率は高くなるし、子どもたちの読書意欲は高まるし、一石二鳥の効果をあげた。

○その後朗読は、字P・T・A例会・親子会へと発展して、重要な位置を占めるようになった。

※「話しあい」について

○親子会の中核をなすものである。

○努力事項等前回の決議事項を記録係が発表し皆で反省する。

○新しい努力事項等をきめる。

※「レクリェーション」について

○のど自慢・合奏・歌合戦・ゲーム等を親子で実施する。

○たのしくて、ためになるレクリェーション活動を展開することによって、緊張した雰囲気を和らげ、次への活力を高める。

※「記ろくの発表」について

○記録係が反省事項・決議事項等を発表して、皆の確認を求める。

○今まで取り上げた努力点の分類

学校できめたことの再確認	二五回
生活一般に関すること	三〇回
方言禁止	一五回
礼儀に関すること	一八回
善行の賞讃	一〇回

※「補導員の話」について

○親子会や子ども会のことについて、補導員が指導する。

※「親会」について

○補導員が司会する。

○子どもたちがきめたことを、確認するとともに、それを推進させるため、親としての協力指導のあり方について話しあう。

○親子会の行事について話しあう。

5　親子会に対する学校の指導・協力

ア、学校では、毎学期一回、学校長を中心に各集落担当教師が全員あつまって、親子会について話しあい、その指導方法を検討した。

イ、学校長を中心に、各集落担当教師が協議して、親子会の年間活動計画の基準案をつくり、それを各集落に配布した。

ウ、学校でできた「親子会活動基準案」をもとにして、各集落では、補導員を中心に、子ども会の役員があつまって、それぞれの集落の特性に適応した年間活動計画を立てた。

エ、親子会は、どの集落でも夜間に開催されたが、各集落指導担任教師は、その都度、自発的に出席し、その自主活動に対し、指導助言を与えた。

(五)　青少年団

1　青少年団育成協議会

昭和四十八年九月「青少年の健全育成」について武田町長から「最近の新聞やテレビの報道によると、全国的に青少年の非行が多くなり、しかも悪質化している。このような風潮を防止し、和泊町の全青少年をより健全に育成するために、社会教育課として万全の方策を樹立し、青少年教育の充実・進展を期するように」　との要請があった。

町長の要請を受けて社会教育課としては、まず第一に、青少年の健全育成を期するための組織・機構を整備しようと思い、その手はじめとして、民生課の所管であった和泊町青少年問題協議会を社会教育課に移し、和泊町における青少年の健全育成を図るための研究・協議機関として位置づけ、その下部組織として四つの小学校区に○○校区青少年問題協議会を設置し、各校区内の各字に二十五の○○字青少年問題協議会を設置した。その後「青少年問題協議会」という名称は、自主的に、主体的に青少年の健全育成を図ろうとする本団体に、そぐわない名

称ではないかという意見があり、現在の和泊町青少年団育成協議会・〇〇校区青少年団育成協議会・〇〇字青少年団育成会と改称して、その活動を開始した。

青少年健全育成の方法としては、和泊町伝来の「いもこじ精神」で行こうということになった。すなわち各学校における「同年齢集団による共励切磋（せっさ）」と平行して、各集落における「異年齢集団による共励切磋」を、青少年たち自体の手で、自主的・主体的に実施させ、育成会の親たちが、その活動をあたたかく見守り育てていこうというのである。我が和泊町には明治中期、手々知名・和泊に創設された新進舎以来、夜学校・日曜学校から親子会・青少年団へと発展した「異年齢集団による共励切磋」の輝かしい歴史があり、父祖伝来の「いもこじ精神」の伝統がある。この「いもこじ教育」は薩摩伝来の「郷中教育の精神」とまったく同じものである。明治二十九年新進舎創設当時の村長が、操坦勁翁であったことを思うとき、その昔一年六ヵ月の間和泊の地に流されていた西郷南洲先生が、獄中からその愛（まな）弟子操坦勁に以心伝心、指導されたものではなかろうかと思料される。

このような輝かしい伝統に立つ和泊町の青少年団員であるとの自覚を持ち、自主的・積極的に異年齢集団活動に精励する青少年を育成しようと思い、和泊町社会教育課で「和泊町青少年団の手引」を編集した。各集落ごとに小学生・中学生・高校生の両親と字指導担任教師が集まって、「和泊町青少年団の手引」を中心にして、「青少年団活動のあり方」・「育成会活動のあり方」について勉強し、自信と責任をもって「異年齢集団の集団活動指導」にあたることになった。

ア　和泊町青少年団育成協議会の組織

イ　各字青少年団育成会（25）

①会員

小学校児童の父母全員　中学校生徒の父母全員
高等学校生徒の父母全員　その他育成会の趣旨に賛同する者

②役員会

〇役員

育成会長　育成会副会長　書記会計　各部長
各班長　小学校ＰＴＡ補導員　中学校ＰＴＡ補導員　高等学校生活指導員　小学校字担任教師
中学校字担任教師　高等学校字担任教師

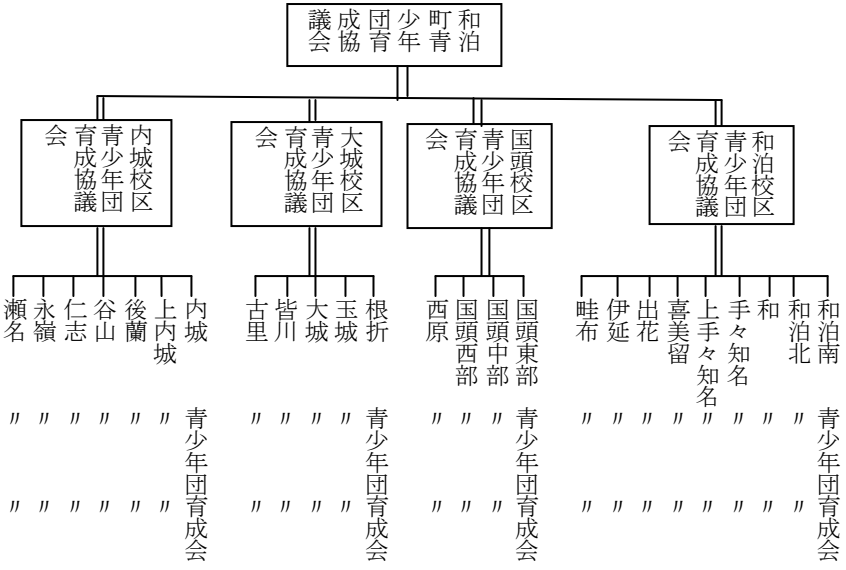

〇顧問

区長　婦人会長　児童委員　青年団長　壮年団長　老人会長　字出身の町議会議員

〇育成会長・副会長・書記・会計・各部長等は各字育成会で選出する。

③活動

〇小学生・中学生・高校生の父母全員が、積極的に育成会の活動に参加し、たがいに協力しあって、青少年団の自主的な集団活動を、あたたかく見まもり育てる。

〇校区青少年団育成協議会や、町青少年団育成協議会と、緊密に連絡提携する。

ウ　各校区青少年団育成協議会

①役員会

〇役員

校区青少年団育成協議会長　校区青少年団育成協議会副会長　各字青少年団育成会長　小学校長　小学校生徒指導関係教師　小学校ＰＴＡ会長　中学校長　中学校生徒指導関係教師　中学校ＰＴＡ会長　高等学校地区委員

○顧問
　各字区長　校区婦人会長　校区出身の町議会議員
※校区青少年団育成協議会長・校区青少年団育成協議会副会長は、校区青少年団育成協議会で選出する。
○活動
㋐　校区内各青少年団の自主的な集団活動を、あたたかく見まもり、指導し奨励する。
㋑　校区内各青少年団育成会や、町青少年団育成協議会と、緊密に連絡提携する。
エ　和泊町青少年団育成協議会規約
（名称）
第一条　本会は和泊町青少年団育成協議会と称する。
（組織）
第二条　本会は町内各字青少年団の育成会長・各校区青少年団育成協議会長・青少年育成推進指導員・各学校（七校）の生徒指導関係教師をもって組織する。
（事務所）
第三条　本会の事務所は和泊町教育委員会社会教育課内に置く。
（目的）
第四条　本会は会員相互の協力と研究により、青少年団の健全な育成をはかることを目的とする。
（事業）
第五条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1 青少年団育成者の研修会・講習会の開催
2 青少年団リーダー研修会の企画・指導
3 調査・研究・情報交換ならびに指導資料の作成配布
4 関係機関・団体との連絡・提携
5 その他目的達成のために必要な事項
（役員）
第六条　本会に次の役員をおく。
1 会長　一名
2 副会長　二名
3 事務局長　一名
4 監事　二名
（役員選出）
第七条　会長・副会長・監事は、総会において選出する。
2 事務局長は会長がこれを委嘱する。
（役員の任務）
第八条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

3 事務局長は会務・会計にあたる。
4 監事は会計の監査にあたる。
（顧問）
第九条　本会に次の顧問をおく。
町長・教育長・町内各小・中学校長・沖永良部高等学校長・町内各小・中学校ＰＴＡ会長
2 顧問は本会の相談に応じ、又会議に出席し意見を述べることができる。
（役員の任期）
第十条　役員の任期は一年とし再選をさまたげない。
但し補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
（会議）
第十一条　本会の会議は総会及び定例会とする。
2 総会は毎年一回会長が招集し、次の事項を協議する。
ア予算・決算の承認
イ役員の選出
ウ事業計画
エ規約の改廃
オその他目的達成に必要な事項
（会議の運営）
第十二条　会議の議長は会長があたるものとする。
2 会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会計）
第十三条　本会の経費は会費及び補助金・寄付金による。
2 会費については別に定める。
第十四条　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日をもって終わるものとする。
（付則）
第十五条　この規約は昭和四十九年五月十六日から施行する。
オ　和泊町青少年団育成協議会の活動
○定例会　年六回（隔月一回）中央公民館で夜間に開催し、次のことについて話し合う。
㋐　各字育成会の活動状況の発表とその反省
㋑　各字青少年団の集団活動状況の発表と反省
㋒　町青少年団行事についての話しあい
・青少年団リーダー研修会
・各字別青少年団員の研修会
・各字別親子研修会
・スポーツ行事
港まつりの舟こぎ競争・すもう大会（年三回）・青少年団ソフトボール大会・青少年団卓球大会・駅伝競走大会
○研修会　毎年一回～二回、和泊町研修センターで、

一泊二日または二泊三日の宿泊研修を実施し、「青少年団指導者としてのあり方」について勉強する。

2　和泊町青少年団

和泊町内の全青少年を、より健全に育成するためには、青少年の成長発達の段階に即応した適切な教育を、それぞれその適期に実施することが大事である。この適切な教育を心の糧として、青少年たちは、次代の和泊町を担う若者にふさわしく、高く大きく成長するであろう。

すなわち

家庭教育では……子どもを中心に、両親が責任をもって

学校教育では……児童・生徒を中心に、教師が責任をもって

社会教育では……青少年団を中心に、育成会が責任をもって

それぞれその完ぺきを期して、努力しなければならない。

家庭教育・学校教育・社会教育の三者は、青少年の健全育成を支える大事な三本の支柱である。三脚台のように、相互に支持し協力し連携し、青少年を中心に固くスクラムを組んで、三者連携の充実・徹底を期することが大切である。

すなわち、社会教育としては、青少年の日常生活の場である各字において、

・全部の小学生・中学生・高校生が自主的に、その字の青少年団に加入し、異年齢集団活動に参加する。

・和泊町の伝統である「いもこじ精神（自立自興運動）」を継承し、「たのしくて、ためになる青少年団活動」を積極的に推進する。

・そして、全団員がたがいに励ましあって、「和泊町青少年団憲章」の目指す理想像に向かって、努力精進するような雰囲気をつくる。

ア　和泊町青少年団憲章

わたくしたちは、和泊町青少年団員です。

わたくしたちは、〇〇字青少年団員です。

団のきまりをまもり、責任を果します。

せいいっぱい勉強し、すすんでおてつだいをします。

いつもにこにこ、礼儀を正しくします。

すすんで運動をし、心と身体をきたえます。

みんな仲よく力をあわせて。

社会のためにつくします。

イ　和泊町青少年団団則（準則）

①団の名前と事務所

この青少年団は〇〇青少年団と言い、事務所を〇〇字公民館に置きます。

②目的

和泊町青少年団憲章の精神をまもり、みんな仲よく、たがいにはげましあって、強く明るく、世の中の役に立つ青少年になることを目的とします。

③団員

〇〇字に住んでいる小学生・中学生・高校生をもって団員とします。

④活動

〇〇青少年団員は、次のような、団員や公共のためになる集団活動をします。

㋐　話しあい活動

定例会・部会・役員会等

㋑　文化活動

読書会・発表会・勉強会・作品展示会・映画フォーラム等

㋒　奉仕活動

公共施設の清掃・美化、花いっぱい運動等

㋓　行事活動

子どもの日・七夕まつり・クリスマス等

㋔　スポーツ・レクリエーション活動

ラジオ体操・持久走・球技会・キャンプ・ハイキング・サイクリング・オリエンテーリング等

㋕　町主催スポーツ行事への参加

舟こぎ競走　相撲（年三回）　卓球大会　ソフトボール大会　町内一周駅伝競走大会等

⑤役員

団に団長一名・副団長一～二名・書記一名・会計一名・部長（各一名）・班長（各一名）の役員を置き、毎年四月初めの定例会できめます。

㋐団長は団の代表者であり、団を盛りあげる責任者です。

㋑副団長は団長をたすけ、団長がいない時はその代理をします。

㋒書記は団の話しあいや行事などの記録をします。

㋓会計は団の会計事務をおこないます。

㋔部長は、それぞれの部の中心となって、その活動を盛りあげる責任者です。

㋕班長は、それぞれの班の中心となって、班の活動を盛り上げる責任者です。

⑥話しあい

㋐毎月〇日（又は第〇〇曜日）に定例会を開き、団員のすべてが参加して、一ヵ月間の行事の報告や反省をし、来月の行事や諸計画などについても話しあいます。

㋑四月の定例会には、父母や指導者も参加してもらい、前年度の活動結果の反省や会計の報告をし、新年度の役員や行事などもきめます。

⑰たのしくてためになる青少年団にするため、部や班をつくり、諸役割を分担し、みんなで力をあわせて、青少年団活動を盛りあげます。

⑦青少年団の経費

㋐団員は一人あたり、月○○円を団費として負担します。

㋑その他、団の経費には、みんなで働いたお金や補助金・寄付金などをあてます。

⑧団則の変更

この団則は定例会において改めることができます。

ウ　○○字青少年団のしくみ

（高校生はジュニアリーダーとしての役割をも持つ）

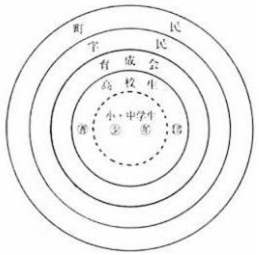

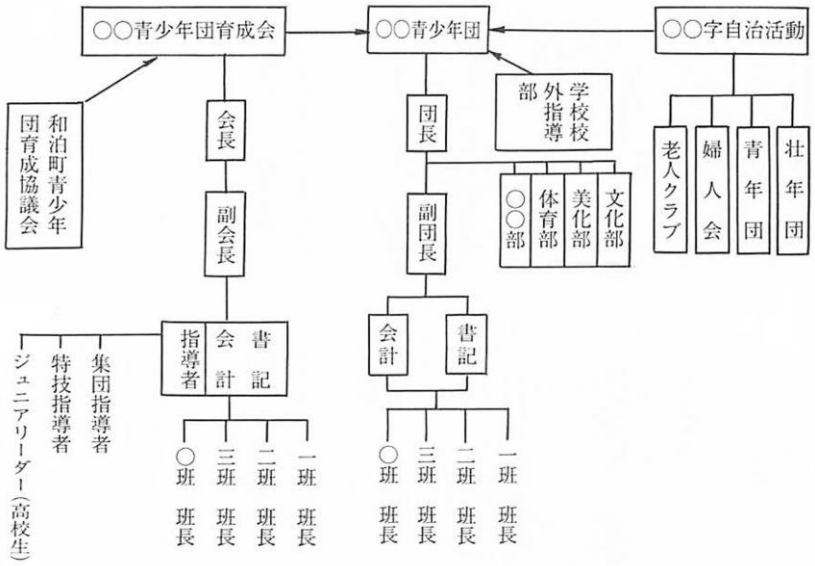

(六)　和泊町連合青年団

1　組織

和泊町連合青少年団組織図

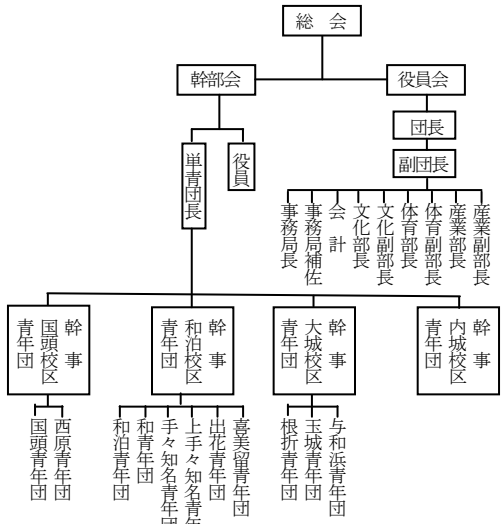

2　連合青年団規約

第一章　総則

第一条　本団は和泊町連合青年団と称し事務所を和泊町中央公民館におく。

第二条　本団は和泊町各小学校区青年団の連合体とし、校区青年団は字青年団をもって組織する。

第二章　目的

第三条　本団は郷土の文化・産業・経済の発展に努力し、団員相互の親密の度を高めると共に、団員個々の心身の鍛練をはかることを目的とする。

第三章　主要活動と事業

第四条　本団は第三条の目的を達成するために、次の専門部をおき、次の活動及び事業を行う。

文化部・産業部・体育部

1　団員の教養を高めるための活動をする。

2　新卒者の社会における集団生活の訓練につとめる。

3　専門部の活動を活発にし、その活動を円滑にするため資金確保につとめる。

4　他の民主団体との交流をはかる。

5　篤農家・農事研究会等との交流につとめる。

6　町議会・農協理事会の傍聴や政治講演会・討論会等の開催により政治意識の高揚をはかる。

7　各校区青年団相互の交流をはかり、更に町外青年団と積

極的に交流する。
8　体育やレクレーションに関する諸事業を行い団員の親ぼくをはかる。
9　奉仕活動を行いより住みよい郷土の建設につとめる。

第四章　役員

第五条　本団に次の役員をおく。
団長　一名　副団長　二名(男女各一)
会計　一名　事務局長　一名　同補佐　一名
部長　三名　副部長　三名　幹事　四名

第六条　団長以下その他の役員は幹部会で選出し総会においてその承認を得る。但し幹事は各校区団長をもってあてる。

第七条　役員の任期は一か年とし再任を妨げない。
役員に欠員を生じた時は役員会においてこれを選出し幹部会の承認を得る。これによって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条　役員の任務は次のとおりとする。
1　団長は本団を代表し総会の決議事項を執行する。
2　副団長は団長を補佐し団長事故あるときはその職務を代行する。
3　会計は本団の会計事務にあたる。
4　事務局長及び事務局長補佐は本団の庶務にあたる。
5　幹事は本団の活動を校区青年団に浸透させかつ諸連絡の任にあたる。又本団の事務及び備品の監査にあたる。
6　部長及び副部長は所轄の事業及び活動の計画立案を行いその連営にあたる。

第五章　会議

第九条　本団の会議は総会及び幹部会・役員会とする。

第十条　総会は本団の最高決議機関で年一回開催を原則とする。但し幹部会において構成人員の三分の二以上が総会開催の要請を行なった場合は臨時総会を開催することができる。
1　総会は団員の過半数をもって成立する。
2　総会は下記の事項を審議し決定する。
1　規約の改廃
2　役員の承認
3　経過報告及び決算の承認
4　活動計画及び活動方針
5　予算
6　他団体への加入脱退
7　字青年団の加入脱退
8　その他重要事項
3　総会の議長及び書記は総会において選出する。

第十一条　幹部会は本団の役員及び各字青年団長をもって構成し月一回定例会をもつものとする。
2　幹部会は前項の定められた構成員の三分の二以上の出席をもってする。

3　幹部会は次の事項を審議し決定する。
1　総会による委任事項
2　総会決議に基づく活動及び事業の運営に係わる必要な事項
3　総会へ提出する議案
4　本則に別に定めた事項
5　その他必要事項
4　幹部会の議長は幹部会において選出する。

第十一条の二　役員会は本団の役員で構成し必要に応じて行う。
2　役員会は次の事項を審議し決定する。
1　幹部会による委任事項
2　総会決議に基づく活動及び事業の運営に係わる事項の立案
3　総会及び幹部会へ提出する議案
4　本規約に別に定めた事項
5　その他の必要事項
3　役員会の議長は団長がこれをつとめる。

第六章　団　員

第十二条　団員は和泊町に居住する三十歳以下の社会人である青年男女を対象とする。
2　団員は定められた団員名簿に必要な事項を記載することでその資格を得る。
3　字青年団は前項の団員名簿を総会前に本団へ提出する。

第十三条　団員の義務と権利
1　規約を守り絶えざる修養によって高い品性を身につける。
2　団の団結を阻害し団を傷つける行動をしてはならない。
3　団外の人に団の性格を理解させ団の活動に対し協力を求めることにつとめる。
4　団の会議その他の討論の場に参加することができる。討論は自由で実際にかなっていなければならない。
5　団の活動について提案を行い十分創意性をもって活動すること。
6　団の中で選出し選出される権利がある。
7　団の会議で団のいかなる組織や個人に対しても批判することができる。但し批判する場合その創意性をおさえ団活動を委縮させるような批判はこれをつつしまなければならない。
8　すべての団員は1・2・3項に定められた団員の義務を守り、4・5・6・7項に定められた権利をおかしてはならない。義務を守らず又は権利を尊重しない者は批判し自覚させられる。

第七章　団の資金

第十四条　団活動の資金は団費・補助金・寄付金及び団の専門部の事業収入によってまかなう。

2　団費は幹部会において決定し、それの納入は第十二条二項に定めた時期と同じくして行う。

第十四条の二　本団の会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日で終わる。

第十五条　個人及び団体からの寄付金は幹部会の承認を得て受ける。

第八章　団の顧問

第十六条　本団に顧問若干名をおき諮問に応ず。

第九章　表　彰

第十七条　本団は次に該当する者を役員会の推薦と幹部会の承認により表彰する。表彰は総会において行うものとする。

1　第五条の役員を三ヵ年以上のもの

2　第五条の役員及び字青年団長を三ヵ年以上のもの

3　特に団活動への貢献のあったもの

第十章　加入及び脱退

第十八条　本団への字青年団の加入は文書又は口頭で申込み同時に団員名簿の提出・団費の納入を行う。

付則　この規約は昭和三十九年八月二日から施行する。

付則　この規約は昭和四十二年四月三十日から施行する。

付則　この規約は昭和五十一年四月一日から施行する。

3　昭和六十年度活動方針

①学習活動（文化活動）の推進

ア、リーダー研修会及び各種講習会の開催

イ、青年祭の開催

ウ、サークル活動の育成

エ、野外活動の開催

オ、女子部の育成（女子団員増）

交通安全青年部の育成（交通安全パレードの参加者増）

②単位青年団と連合青年団の連携と強化

ア、毎月一回定例会の開催（単青持ちまわり）

イ、単位青年団との交流会（青年のつどいの開催）

ウ、知名町・他市町村連青との交流会の開催

エ、単青行事の開催（連合青年団員の協力）

③体育レクリエーション活動の推進

ア、各種大会の開催（バレーボール大会、ソフトボール大会）

イ、女子レクリエーション大会の開催

④奉仕活動の推進

◎　昭和六十年は国際青年年です。参加　開発　平和

4　昭和六十年度行事計画

月・日	行事名	会場	内容
4・1	役員会	中央公民館	新旧役員引き継ぎ
5	定例会		各単青団長、副団長の紹介
29・28	第十三回ゆり祭り	町内	前夜祭　パレード
5・1	役員会	中央公民館	五月行事について
3	定例会		
12	女子レクリエーション大会	和泊小学校グラウンド	
17・18	青年ソフトボール大会	和中・和小グラウンド	
24・25	両町ソフトボール大会		各字対抗
31	役員会	中央公民館	六月行事について
6・3	定例会		
14・15	青年バレーボール大会	町民体育大会	
28	役員会	中央公民館	七月行事について
7・1	定例会	徳之島町	
	全郡青年大会		

27・26	盆おどり	特別養護老人ホーム	
	特老奉仕作業		
	役員会	中央公民館	8月行事について
	定例会		
8・24	港まつり	長浜ロングビーチ	パレード・盆おどり
30	青年のつどい	中央公民館	レクリエーション
	役員会		九月行事について
9・2	定例会	知名町	レクリエーション交流会
	両町青年団交流会	中央公民館	十月行事について
30	役員会		
10・3	定例会		
27	青年祭	中央公民館	十一月行事について
30	役員会		
10・1	定例会	役場	十一月行事について
27	農業祭	中央公民館	バザー
31	役員会		十二月行事について
12・2	定例会	特別養護老人ホーム	反省　十二月行事について
7	青年のつどい		
22	特老奉仕作業		
27	役員会	中央公民館	一月行事について
1・6	定例会	町民体育大会	
21・20	卓球大会		各字対抗

	役員会	中央公民館	
2・3	定例会		二月行事について
12	交通安全パレード	町内	パレード
			空カンひろい、ロードミラーみがき
24	役員会	中央公民館	総会について
28	第三回定期総会	中央公民館	年度反省、六一年度計画
3・6	定例会		三月行事について

5　歴代青年団長氏名（三十六年度以降）

年度	氏名
36	伊集院正典
39	松下元文
40	松下元文
41	大江澄夫
50	中稔晃
51	田晃志
52	森久美
53	森茂俊
54	豊枝秀俊
55	谷山秀治
56	三島慈
57	三島誠
58	永吉下恭
59	山下司
60	山本孝

(七)　両町婦人会幹部連絡協議会

沖永良部婦人幹部研修会

昭和二十八年十二月二十五日、私どもの悲願がかなえられて祖国復帰を遂げた。翌二十九年五月重成県知事の大島巡視があった。その時県の衛生部長を通じて島の環境衛生について種々指導を受けた。当時の町連合婦人会長橋口初枝氏は「この事は和泊町だけの問題ではなく、沖永良部全体の課題である。」と受けとめた。まず和泊町婦人幹部会でこれを取りあげ、知名町婦人幹部にも呼びかけた。その結果、早速六月に両町合同幹部会を開催する運びとなった。

第一回は和泊町公民館で開かれた。まず現状の把握・改善点・実施方法の話し合い、体験交換・協議、レクリエーション等も取り入れて楽しい集いにした。その時、手々知名部落の屋敷・住宅の整理、庭園の手入れ等を実地見学した。大変参考になり学ぶ点が多かった。三十年度は知名町の都合で開催されなかった。三十一年度からは知名・和泊両町交互に開催し、お互いに意見を交換しあい「島全体の推進力」となる事は婦人としての最高の喜びであった。

難関の旧正月の新正月への切り替え問題を解決して、和泊町は三十四年に続いて知名も新正月を祝うことができた。

生活改善面では、共通語の問題・行事食の献立の問題等があった。特に夏は田芋茎が野菜の中心だったのを、夏野菜園を視察して生産への意欲をもりあげた。また環境衛生の一環として、布団干し運動、蚊・蠅の駆除、便所の手洗い用器の備えつけなどを取り上げ、簡易水道の水源地視察をした。

生産面では石川小芋・養豚・養鶏場を視察し、婦人労働の激しい沖永良部では是非農休日を持ちたいと提案したが実施までには至らなかった。

新生活運動では、行事の合理化・記念品の廃止・持参金の問題・三ない運動の励行・飲酒運転の追放・島内での会葬礼状並びに葬式の花輪の撤廃等、多方面からの提案が多かった。

昭和四十四年九月八日の第十五回より、名称を沖永良部婦人幹部研修会と改称した。婦人会の組織強化と奄美振興計画遂行と婦人会の役割について話しあった。

両町共同の火葬場が完成したので、四十五年六月五日に両町婦人会幹部が各自花木を持ち寄って植樹美化し、沈みがちな人の心をなごませるよう努力した。

婦人の服装（和服や洋服の正しい着用法）について勉強した。

レクリエーションの他に親睦バレー等も盛んになり、四十七年には両町で十五チームが参加してバレーボール大会を開き、ママさんバレーのさき駆けとなった。

本土との交流が盛んになり、結婚も島内だけでなく本土の各地と行われるようになった。結納金の問題等も出てきたので、披露宴の案内客の人数なども併せて話しあいを持ち、両町の新生活運動推進協議会へ提案した。

観光に備えて、永良部の踊りや観光土産についても話しあいを持った。

四十八年には特に環境汚染（洗濯用洗剤・台所用洗剤の土壌に及ぼす影響・水質汚濁等）について勉強した。

五十年度は青少年の健全育成と母親の役割や、家庭教育・学校教育・社会教育のあり方などについて勉強し努力した。特に家庭教育の充実については、小・中・高校生を持つ母親三名の事例発表や、分散会や全体会で、自分たちの子供の家庭教育について、その自覚を深めた。

五十一年以後の新生活運動では、祝祭日の国旗掲揚・運転手に絶対に酒をすすめない・時間の厳守（開会・閉会・約束）等を話しあった。

五十四年・五十五年は婦人会組織の強化を取りあげそ

のことについて話しあった。特に五十五年には、青少年の健全育成について話しあい、和泊町中央公民館長の指導講話があった。

環境の美化・新生活運動については発会以来、毎年繰り返し取りあげられているが、いまだにこれで十分だという点まで達しえない。全島民の関心を高めるとともに、各組織の連携・家庭教育・学校教育によって「習い性となるまで」努力する必要がある。

私たちのすべてが近代化し、合理化するにつれ、家庭・学校・社会の生活もそれに順応しなければならなくなり、いろいろのひずみができている。この時こそ婦人・母親の団結が重大である。婦人会の組織の拡充強化・豊かな心を育てる家庭づくり・高齢化社会への対応・選挙の浄化・特に四ない運動（棄権しない・あげない・求めない・もらわない）は婦人の力で強力に推進することが必要である。

(八)　和泊町連合壮年会

1　連合壮年会規約

第一章　総　則

（名　称）

第一条　本会は、和泊町連合壮年会（以下「壮年会」という）と称する。

（事務所）

第二条　本会の事務所を和泊町中央公民館に置く。

第二章　目　的

第三条　壮年会は、会員の知識の高揚と、健康増進並びに会員相互の親睦を深め、高齢者及び婦人会・青年団・その他関係団体との協調をはかり、豊かで明るく住みよい郷土の建設と発展に寄与することを目的とする。

第三章　事　業

第四条　前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　会員の資質向上のため研修会等を行う。

二　体力づくりのため体育・レクリエーション活動の実施

三　地域青少年の育成。（後継者育成）

四　講演会及び発表会・展示会等の開催。

五　関係団体との連携と交流。

六　調査研究・実験活動の実施。

七　その他前条の目的達成に必要な事業。

第四章　組　織

（団　員）

第五条　本会は、和泊町に在住する三十歳以上六十歳以下の男子及び本会の主旨に特に賛同する者で各字における壮年会に加入したものをもって組織する。

（専門部）

第六条　本会に次の専門部を置く。

一　体育部

二　文化部

三　産業部

（役員及び人数）

第七条　本会に次の役員を置く。

一、会長　一名　二、副会長　三名

三、理事　若干名　四、事務局長　一名

五、書記　一名　六、専門部　正一名　副一名

七、会計　一名　八、監事　三名

第八条　本会に顧問を若干名置くことができる。

（役員の選出）

第九条　会長及び副会長は、役員会で推薦し、総会の承認を得る。

二、理事は、各字の代表一名とする。

三、事務局長及び監事は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

四、書記及び会計は、会長が委嘱する。

五、専門部の正副部長は、役員会で推薦し、会長が委嘱する。

六、顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第十条　会長は、本会を統轄し総務にあたる。

二、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三、事務局長は、会長の命を受け本会の企画運営にあたる。

四、書記は、事務局長を補佐し会議の記録事務を行なう。

五、専門部正・副会長は、専門部を代表し部活動にあたる。

六、会計は、本会の会計事務にあたる。

七、監事は、本会の会計監査にあたる。

八、顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見をのべることができる。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

二、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とし、増員のため就任した役員も同様とする。

三、役員が辞任し、又は任期満了となった場合においては、後任者が就任するまで前任者がその職務を行う。

第五章　会　議

（会議の種類）
第十二条　会議は、役員会と総会の二会議とする。
2、相互の連携を図るため、字会長会・部長会並びに、役員会等は、必要に応じて開くものとする。
（会議の招集及び議長）
第十三条　総会は、年一回定例会の外、必要に応じ会長がこれを招集する。
二、役員会は会長が招集し、議長は会長があたる。
（会議の定足数）
第十四条　会議は、会議を構成する者の過半数の出席がなければ開くことができない。但し、委任状を出してある者は出席数とみなす。
（議　決）
第十五条　会議の議事は、別に定める場合を除き、会議を構成する出席数の過半数をもって決する。
二、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
（役員会の付議事項）
第十六条　本規約に定めるものの外、次に掲げる事項は、役員会に付議する。
一、事業計画及び歳入歳出予算に関すること。
二、役員の選出に関すること。
三、諸規定の制定並びに改廃に関すること。
四、その他、会長が付議した事項。

（総会の付議事項）
第十七条　本規約に定めるものの外、次に掲げる事項は総会に付議する。
一、規約の改廃
二、歳入歳出予算並びに決算の承認
三、事業計画の承認
四、役員の承認
五、その他、会長が付議した事項
第六章　会　費
（会　費）
第十八条　会費は、毎年総会で定める額を納入する。
（経費の支弁）
第十九条　本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。
一、会　費　二、公共団体からの補助金
三、事業収入　四、寄付金
五、預金利息　六、その他
（会計年度）
第二十条　本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。
第七章　帳　簿
第二十一条　本会に次の帳簿を置く。
一、事業記録簿　二、会計簿
三、各種会議録　四、役員・会員名簿

五、その他補助簿
付　則
この規約は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2　昭和五十九年和泊町連合壮年会役員名簿

会　長	町　田	充
副会長	宮　永	謙二
〃	山　下	富秀
〃	池　下	龍邦
事務局長	池　田	利夫
書　記	伊地知	実利
会　計		
〃		
体育部長	林	義寛
産業部長	東	政次
文化部長	永吉	敏人

3　昭和五十九年度連合壮年会行事日程表

月	日	曜日	行　事
5	29	(火)	役員会（役員、字会長合同会）
6	10	(日)	バレーボール大会
	11	(月)	
7	14	(土)	ソフトボール大会
	15	(日)	
8	26	(日)	体力テスト
11	14	(水)	バレーボール大会
	15	(木)	
11			講師招へい（講演会）
12	11	(火)	卓球大会
	12	(水)	
12	中旬		役員会（役員、字会長合同会）
11	30	(金)	奄美地区総合社会教育研究大会

(九)　老人クラブ

1　単位老人クラブ

「和泊町社会教育の現状」（昭和四十七年度）には次のように述べてある。
昭和四十一年から部落ごとに老人クラブの発足をみ、現在、町内二十一か部落に二十の老人クラブが結成され、毎月定例日を設け会合を持っている。

和泊町老人クラブ

(昭和47年度)

クラブ名＼別	会長	会員 男	会員 女	会員 計	国県町補助	毎月会費	結成年月日
和泊老人クラブ	伊集院重義	23	57	80	25,200円	50円	41・10・ 8
和老人〃	和田 川盛	18	47	65	〃	50	44・ 9・15
吾館老人〃	町田 実彦	17	33	50	〃	100	44・12・10
上手々知名老人〃	田浦 中澄	18	21	39	〃	50	43・11・ 1
喜美留老人〃	伊地知季良	31	47	78	〃	50	42・ 9・15
出花〃	山下 前富	27	30	57	〃	50	43・ 9・15
伊延〃	赤理 保一	20	40	60	〃	50	44・ 9・15
畦布〃	速水 清亮	34	34	68	〃	50	45・ 1・15
国頭〃	中屋 利常	55	82	137	〃	50	41・ 9・21
西原〃	東 猛	13	19	32	〃	50	43・ 9・15
根折〃	田中 新清	18	27	45	〃	100	43・ 5・10
玉城〃	村山 勝二	29	58	87	〃	50	41・10・21
大城〃	橋口 豊秀	14	26	40	〃	50	43・11・17
皆川清水会	皆村 前清	8	26	34	〃	50	42・ 9・15
古里老人クラブ	川村 安盛	15	28	43	〃	50	43・ 9・15
内城鶴亀会	村山 大義	13	18	31	〃	50	42・ 9・15
後蘭老人クラブ	山下 窪義	15	22	37	〃	50	43・12・ 5
谷山・仁志老人〃	脇田 好英	20	40	60	〃	50	46・ 4・ 1
永嶺老人〃	中野 宮安	17	20	37	〃	50	41・11・ 5
瀬名老人〃	瀬川 重光	17	21	38	〃	100	43・ 9・15
計	20人	422	696	1,118			

和泊町○○字老人クラブ会則

第一条　本会は○○字老人クラブと称す。

第二条　本会の会員は和泊町○○部落に在住する部落民の七十才以上を会員とする。

第三条　本会の事務所を○○部落公民館におく。

第四条　本会は会員相互の親睦を図ると共に、健全で豊かな生活の建設を図るを以て目的とす。

第五条　前条の目的を達成するため、次の行事を行うものとす。

1　社会知識や時代感覚を深めるため講演会・座談会を行う。

2　健康保持増進のため衛生についての研究を行う。

3　見聞を深めるため、視察や見学を行う。

4　社会のためになる奉仕活動を行う。

5　慰安・レクリエーション行事を行う。

6　その他この会の目的達成に必要なことを行う。

第六条　本会に次の役員を置くものとす。

会長　一名　副会長　一名　会計　一名

書記　一名　監事　三名　余興係　一名

顧問　若干名

第七条　本会の費用は次の収入でこれにあてるものとする。

1　会員の会費　2　補助金　3　寄付金

第八条　会員の会費は一人毎月○○円とする。

但し事情により減免できるものとする。

第九条　本会の会計は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす。

第十条　本会の会則を変更せんとするときは、出席者の過半数の同意を得なければならない。

付則

第十一条　この会則は昭和四十一年十月一日から施行する。

2　和泊町老人クラブ連合会の組織と事業の内容

第三十回（昭和五十九年度）奄美地区総合社会教育研究会和泊町大会で第七分科会事例発表者　橋口俊良氏は次のように述べている。

ア　組　織

○設立　昭和四十一年四月一日

○構成　二十七単位クラブ

○会員　千三百十九名

男　五百二名（三十八％）

女　八百十七名（六十二％）

会員の約三分の二は女性が占めているので、その比重の高いことを重視し、婦人部長制を設け副会長と同格とし、同時に各単老にも婦人部長をおき会長を補佐し、単老の運営に当たらせている。

イ　事業の概要

○定期的月例会

①　役員会（各単老会長・婦人部長）

毎月一日に開催し、その月の行事や諸事項等について協議の上決定する。

②　交流会

各単老を組み合わせて、毎月一日ずつ「憩の家」に集まり、午前中は社会全般の学習をし、午後は民謡・舞踊等を楽しむ。

③　民芸クラブ

毎月十日を定例日と定め、手芸の諸講習会や実習を行い、町文化祭・県老連作品展示即売会に多数出品している。

④　演芸クラブ

交流会の都度、午後のレクリェーションに演芸を披露し、また特別養護老人ホームの友愛慰問を行っている。

⑤　体育クラブ

毎月二十五日を「体育の日」と定め、各単老チームのゲートボール練習試合を実施し、健康づくりと相互の心のふれあいにつとめている。

○年間行事について

① 総会

毎年五月下旬開催、午前中総会、午後は各単老から一芸以上老人自らの芸を出演している。

② 関係団体の諸行事に参加

県老連のすべての行事はもちろん、高齢者福祉等の行事には必ず参加する。特に三町幹部研修会には多数参加している。

③ 町内各神社の草刈清掃作業

町内に六つの神社と世之主の墓、西郷南洲謫居之地等があり、戦後は神仏・祖先崇拝の思想が薄くなり、神社の清掃美化等も十分出来ていない。沖永良部の歴史と伝統を顕彰することは我々老人クラブの一大目標でもあるので、年二回八月と十二月に草刈清掃作業を実施している。

④ 健康をすすめる運動

全国老人クラブ連合会で、本年度努力目標の一つとしてこの運動が提唱されたので、町老連でもこの運動を重点課題として取り上げ努力している。

○健康学習（講義・研修・医療のうけ方など）

○健康管理（疾病予防・健康診断・健康相談・健康手帳の活用など）

○健康増進（栄養・運動・休養・レクリエーションなど）

○事故防止（交通・火災・災害など）等について機会あるごとに研修し、「自分の身体は自分でしか守れない」という意識の高揚に努めている。

⑤ 世代間のふれあい事業について

昭和五十五年度から県老連がこの事業推進のため、二ヵ年間で二十万円の補助をすることになり、町老連では初年度に五クラブが指定を受け、今年度までに全単老が補助指定クラブとなった。町当局はこの事業の重要性に鑑み、毎年二十五万円を予算計上し、さらに継続的にこの事業を推進している。

⑥ スポーツ大会

○町老連スポーツ大会

毎年九月下旬に開催、千名位の会員が参加し、選手以外の会員も必ず一種目以上出場することにしている。参加者全員に賞品を授与、賞品は全額町予算でまかなわれている。

○南三町スポーツ大会

町老連は二つのチームを編成し、百五十名以上の会員が参加、毎年優秀な成績をおさめている。派遣費として町から多額の補助を受けている。

○ゲートボール大会

町体育協会、交通安全協会、郵便局、町老連主催のゲートボール大会がある。知名町老連との親善試合も年一回行われ、町老連から二十チーム前後が毎年参加している。

⑦ 研修・観光・慰安旅行（毎年実施）

明治・大正・昭和と永年にわたって和泊町建設に努力してきた老人たちが経済大国日本の一員として、子や孫に家事万端を譲りホッと一息ついた今日、多少の経費はかかっても、同じ世代に生を受けた仲間同志が、団体で国内の名所旧跡を訪ねたり、時には温泉につかって休養をとるのも、また老後の楽しみであり大きな生きがいである。

⑧ 花いっぱい運動

字公民館周辺、道路沿い等に草花を植え地域の美化を実施している。

⑨ 郷土芸能等の伝承

三味線・舞踊・民謡および手芸・子どもの遊び道具の作り方・島言葉や昔話等は、各単老で実施している。

⑩ 農協の定額貯金

農協の貯蓄増強の趣旨に賛同し、各自一定額を毎月定例日に持参、会計係がそれを取りまとめて農協に貯金している。

⑪ 愛の一円献金

現代は買物をしてもほとんど十円単位になっているので、一円の価値が薄くなり、所持していても有り難みがないばかりか、かえって財布の中で邪魔物扱いにすらされているので、これを収集して恵まれない人たちに少しでも役立てようと献金している。

⑫ ススキの箒（ほうき）

ぞうきんを各自で手作りし、それを町内の保育園・幼稚園・小中学校へ寄付したところ「おじいさん、おばあさん、ありがとう」という作文がたくさん寄せられ、またそのお礼として、老人クラブの総会に孫たちの演芸が披露されたことも度々である。このことは子供とのふれあい事業にもつながり、大きな成果をあげている。

⑬　町民歩こう会に参加

町主催の「歩こう会」は町民の健康増進と世代間のふれあいのため毎年行われている。老人クラブ員はその大多数が参加し、特に八十歳以上の高齢者も多く参加し表彰を受けている。

⑭　新生活運動推進に協力

この運動は老人の「年の祝」が特に論議される立場にあるので、老人自らの問題としてお互いが衆智をしぼって決めたことは、必ずこれを守るようお祝いを受ける側の老人が先頭に立って努力している。

⑮　和泊町の高齢者学級について

和泊町教育委員会では昭和四十八年度から高齢者学級を開設し、その名称は「西郷南洲先生謫居之地」にちなんで「南洲大学」と名付けてある。それ以来毎年継続的に開設し、毎月十七日を定例日と定め、七十余名位の有志高齢者が中央公民館で学習している。

ウ　和泊町老人クラブ連合会会則

第一条　この会は和泊町老人クラブ連合会と称す。

第二条　この会は和泊町内の単位老人クラブを以て組織する。

第三条　この会の事務所を和泊町老人憩の家に置く。

第四条　この会は和泊町内単位老人クラブの育成強化並びに会員の教養を高め老後の幸と福祉の増進及び地域社会との交流を計るを目的とする。

第五条　この会は目的を達成するため次の事業を行う。

1　単位クラブの連携・交流・育成強化
2　老人福祉の増進
3　研修会・講演会・交流会
4　作品展示会・即売会
5　その他目的達成のため必要な活動

第六条　この会に次の役員を置く

会長　一名　副会長　二名
婦人部長　一名　理事　十五名
監事　三名　書記　一名

第七条　役員の職務は次のとおりとする。

会長はこの会を代表し会務を総轄する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
婦人部長は婦人部の運営にあたる。
理事は理事会を組織し事業の執行をはかる。
監事は会計を監査する。
古記は会長の指示に従い席務・会計を処理する。

第八条　役員の任期は二ヶ年とする。ただし再選を妨げない。

第九条　この会の運営はすべて単位クラブの会長・婦人部長会

において協議・審査の上決定する。

第十条　単位クラブ会長・婦人部長会は毎月一日之を行う。

第十一条　総会は年一回定期的に行う。ただし必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第十二条　この会の年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る。

第十三条　この会の経費は分担金・事業収入及び補助金・助成金又は寄付金を以てあてる。

第十四条　会則の改廃は理事会において立案し総会の承認を受けるものとする。

付則　この会則は昭和四十五年十一月十日より施行する。

※　第六条二項「副会長一名」とあるを「副会長二名」に改訂することを昭和五十五年三月一日会長・婦人部長会で決定す。

※　慶弔規定（昭和五十五年八月一日会長・婦人部長会で決定す）

会長・婦人部長並びにその配遇者（死亡）の際は左記金額を弔慰金として贈る。

会長・婦人部長　五千円（現職）
その配遇者　参千円
但し町老連の会長・副会長は前任者も含む
病気見舞金（一ヶ月以上の場合）
会長・婦人部長　五千円（現職）

(十)　父母と先生の会（ＰＴＡ）

1　日本におけるＰＴＡの概況

ＰＴＡ年鑑（昭和三十一年ＰＴＡ新聞社）は日本におけるＰＴＡの概況について次のように述べてある。

◇　沿革

(1)　明治三十一年（一八九八）（アメリカにＰＴＡ運動が起った翌年）東京の小学校に父兄会ができてから、漸次各地の学校もなんらかの形と名称の学校―家庭の連絡機関ができていた。

(2)　ＣＩＥ（アメリカ占領軍の民間情報教育局）の助言により昭和二十二年（一九四七）三月よりＰＴＡ運動が始まった。これは日本に六・三・三・四制が実施された時でもあった。大部分の学校において、ＰＴＡが新たに生まれたのではなく、前記父兄会の発展であった。

◇現状

国・公・私立の幼・小・中・高のそれぞれの学校に

つくられている単位ＰＴＡの数はおよそ四万、会員数およそ千六百万人、四十六都道府県並に五大都市に地方の連絡協議会ができており、これは更に合して全国協議会をつくっている。

2　奄美におけるＰＴＡの状況

奄美におけるＰＴＡ活動は昭和二十五年度に始まる。戦災にあった学校が多く、その復旧工事の負担等公費支出を待っては子弟の教育に事欠くので、いきおいＰＴＡ活動の主力は後援会的な面へ注がれざるを得なかった。復帰後もその余韻は続き、ＰＴＡ本来の活動費と公費補助額の比は昭和二十六年で小学校二十三・二％対七十六・八％、中学校一九・四％対八〇・六％で、昭和三十八年にいたっても小学校二七・六％対七十二・四％中学校二十一・三％対七十八・七％となっており、今なお進展を示さない状態である。しかし一人当たり（平均）の出費が昭和二十六年の小学校三百七十二円、中学校七百七十八円に対し、昭和三十八年には小学校四百六十九円、中学校七百八十円と小差であるがのびて来ていることは活動が内容的に見て市町村内・郡内・県内・県外等の各種研修会に参加するなど会員の研修的面への支出が目立って増えつつあることは喜ばしいことであり、また希望のもてることである。

3　和泊町ＰＴＡ連絡協議会規約

第一章　総則

第一条　本会は和泊町ＰＴＡ連絡協議会といい　事務所を会長校内におく

第二条　本会は町内各ＰＴＡを単位とする連絡協議研究の会である。

第三条　本会に加入することのできるものは町内の小学校・中学校のＰＴＡとする。

２　本会の協議委員はＰＴＡ会長・副会長・校長・教頭とする。

第二章　目的

第四条　本会は町内ＰＴＡの緊密な連絡協調により相互の健全な発展を図ることを目的とする。

第三章　事業

第五条　本会は本会の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　ＰＴＡの運営に関する研究

(2)　教育振興に関する研究調査ならびに教育世論の換起に関すること

(3)　ＰおよびＴの研修に関すること

(4)　青少年の保護育成に関すること

(5)　その他目的達成に必要な事項

第四章　役職員

第六条　本会の役員は次のとおりとする

(1)　会　長　一名

(2)　副会長　二名

(3)　理　事　七名

(4)　監　事　二名

(5)　書記　会計　一名

(6)　顧　問　若干名（町長　教育長　議長　社会教育課長）

役員の任期は一年とする。

補欠により就任する役員は前任者の残任期間とする。

第七条　役員の任務は次のとおりとする。

(1)　会員は本会を代表し、会務を統理する。

(2)　副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。

(3)　理事は本会の企画にあたる。

(4)　書記はすべての会合の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。

(5)　会計は金銭の支出を明確にし、役員会において会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。

第八条　役員の選出方法は次のとおりとする。

(1)　会長・副会長・理事・監事は各学校長・ＰＴＡ会長をこれにあてその互選によって選出する。

(2)　書記・会計は会長が選任する。

第五章　集会

第九条　役員会は過半数以上の出会をもって成立し、決議は過半数の同意を得なくてはならない。

第十条　役員会は必要に応じて開き、主として次の事を行う。

(1)　事業の遂行に関すること

(2)　経費に関すること

(3)　規約改廃のこと

第六章　会計

第十一条　本会の経費は単位ＰＴＡの会費及び寄付金等による。

会費はＰＴＡ一戸一律五十円とする。

第十二条　本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとする。

付則

第十三条　この規約は昭和三十二年四月一日から実施する。

付則

第十四条　この規約は昭和三十五年九月十六日一部改正し、昭和三十五年四月一日から適用する。

付則

第十五条　この規約は昭和四十四年六月六日に一部改正し、昭

和四十四年四月一日から適用する。

付則

第十六条　この規約は昭和五十四年十一月二十六日に一部改正し、昭和五十四年四月一日から適用する。

付則

第十七条　この規約は昭和五十七年六月七日に一部改正し、昭和五十七年四月一日から適用する。

4　各小・中学校単位ＰＴＡ

(一)　会則（例）

第一章　名称及び事務所

第一条　この会は○○小学校ＰＴＡと称し、事務所を○○小学校内に置く。

第二章　目的及び活動

第二条　この会は父母と教師が協力して家庭・学校・社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第三条　この会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

(1)　よい父母、よい教師になるように努める。

(2)　家庭と学校との緊密な連絡によって、子どもたちの生活を補導する。

(3)　子どもたちの生活環境をよくする。

(4)　会員の研修親和に努める。

(5)　その他、目的を達成するための必要な諸活動を行う。

第三章　組織と運営

第一節　会員

第四条　この会は○○小学校の児童の父母、またはこれに代わる者と本校の職員、ならびに会の趣旨に賛同する者で組織する。

第二節　役員

第五条　この会に次の役員をおく。

会長　一名　副会長　二名　書記　一名

会計　一名　会計監査員　三名

第三節　役員の任務

第六条　この会の役員ならびに会計監査員の任務は次のとおりとする。

(1)　会長は、この会を代表して会務を総理し又総会・役員会を召集し、会議のとき議長となる。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3)　書記は、会長の命を受けてこの会の庶務を行う。

(4)　会計は、会長の命を受けてこの会の会計事務を行う。

(5)　会計監査員は、年一回以上前記会計事務の監査を行い、総会において報告する。

第四節　役員の選出

第七条　役員の選出は次のとおりとする。

(1)　会長・副会長は役員会において選出し、総会の承認を受ける。

(2)　書記・会計は会長が委嘱し、役員会の承認を受ける。

(3)　会計監査員は役員会において推薦し、総会の承認を受ける。

第五節　任　期

第八条　役員の任期は一ヵ年とする。ただし再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第六節　運　営

第九条　この会の運営を図るために次の機関を設ける。

(1)　総会　(2)　役員会　(3)　学級・学年部会

(4)　専門部会　(5)　地区部会

第十条　総会は年一回とし、その学年度始めに開催する。ただし必要に応じて、臨時にこれを開くことができる。

(1)　会則の改廃　(2)　役員の承認　(3)　決算の承認及び予算の審議　(4)　会務の報告　(5)　会計監査結果の報告　(6)　年間活動及び事業計画の審議　(7)　その他本会の目的達成に必要な事項

第十一条　役員会は、役員及び補導委員長・補導委員・学校代表・学級役員をもって構成し、次の事項を行う。

(1)　会則の改廃についての審議・検討　(2)　役員及び会計監査員の選考ならびに書記・会計の承認

(3)　活動及び事業計画の審議　(4)　予算、決算の審議・検討　(5)　専門部会の設定　(6)　総会に提出する議事の審議　(7)　総会を開く余裕のない緊急事項の審議決定

(8)　各学級部会、地区部会の連絡調整　(9)　その他必要な事項

第十二条　学級・学年部会は臨時にこれを聞き、学級・学年経営の充実を図る。

第十三条　地区部会は年数回これを開き、子どもたちの健全な成長と会員相互の研修を図る。

第十四条　専門委員会は、総務・生活指導・保健体育・事業の各部を置き、委員長が会長の承認を得て必要に応じてこれを聞き、次の事項を行う。

(1)　各部の年間活動及び事業計画の立案

(2)　決定事項の執行

第十五条　すべての会議は構成員の三分の一以上をもって成立し、決議は、多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決定する。

第四章　経　理

第十六条　この会の活動に要する経費は、会費・事業収入・寄付金によって支弁する。

第十七条　この会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終わる。

第五章　付　則

第十八条　この会に顧問を置くことができる。顧問は役員会に

おいて推薦し、会長がこれを委嘱する。

第十九条　この会則は昭和四十八年四月一日からこれを施行する。

慶弔規定

(1)　児童死亡の際は　五千円をおくる。

(2)　会員死亡の際は　五千円をおくる。

(3)　職員転退職の際は五千円をおくり、一年増すごとに一千円を加算する、ただし、一年に満たない場合は切り上げて一年と見なす。

十一　和泊町体育協会の歩み

本町のスポーツの歴史は、「えらぶ相撲」という語もあるように随分古いものである。

球技については本土で行われているものを次々取り入れたが、用具がないために自製の用具で実施していた。

草野球から始まり、ソフトボールやバレーボールが盛んになってきた。各職場対抗等で行われたバレーボール大会は、当時屋外競技だったが、炎天下ホコリにまみれた試合光景は壮観であった。

昭和三十五年から県民体育大会大島地区大会（郡体）が始まり、各市町村対抗の競技が行われるようになった。

昭和三十九年に民主団体である和泊町体育協会が発足して規約が制定され、初代会長に当時の町長、武田恵喜光氏が就任した。

昭和四十五年には、各競技部ごとに選手の強化をはかるため役員が選出された。当時の役員は次のとおりである。

会長武田恵喜光、副会長町田実美、副会長山田三十茂、相撲部長前久茂、柔道部長大坪政照、剣道部長竹佳貞、弓道部長福崎秀頼、水泳部長和宏、卓球部長東政次、野球部長池田利夫、バレー部長川添貞雄、陸上部長伊地知実利、庭球部長山下堅四郎。

1　第十一回郡体（昭和四十五年）以降の主な記録

※別表参照

2　町民体育大会

昭和四十一年十月十六日、初めての試みとして町主催、体協主管で和泊小学校区をA・Bに分けて、国頭・大城・内城の五チームを編成し、和泊小学校で第一回町民体育大会を実施した。

昭和四十五年から和泊A・Bを高千穂組・琴平組に分

別表　**第11回郡体（昭和45年）以降の主な記録**

種目 / 年度	陸上競技	相撲	バレーボール	弓道	軟式庭球	ソフトボール	卓球	野球	バスケットボール	剣道	柔道	水泳	空手
45年	女優勝												
46年	女優勝		男子優勝										
47年		青年優勝											
48年													
49年	男準優勝												
50年	男子優勝 女準優勝	一般準優勝 高校優勝		準優勝	女子準優勝			準優勝	女子準優勝				
51年	女準優勝												
52年	男準優勝 女 優 勝	青年優勝		優勝									
53年													
54年			男子準優勝							準優勝			
55年		青年優勝 高校準優勝		準優勝	男子優勝					準優勝			
56年		高校優勝	男子優勝		男女優勝					準優勝	準優勝	男子準優勝	少年準優勝
57年			男子準優勝	準優勝		優勝							
58年													
59年													
60年	女優勝	一般優勝	男子準優勝		女子準優勝		男子優勝				準優勝	男子優勝	

けて昭和四十八年まで実施した。

昭和四十九年からは、〃町民全員参加に意義あり〃という趣旨のもとに、A・B・Cブロックに分けて、字対抗の二十五チームが競う大運動会となり、現在に至っている。

3　町民歩こう会

昭和五十四年十月十日体育の日に、教育委員会と体育協会の共催で、全町民を対象に町民歩こう会を実施、各校区ごとに越山頂上へ五キロコースを往復した。一八一五人の参加で、初回としては、まずまずの滑り出しであった。第一回歩こう会の参加者で最高齢者は、上手々知名の菅村友一氏（八十七歳）で表彰第一号となった。

回を重ねるたびに参加者も増え昭和五十九年には二一四六人を数え、健康管理の基である「歩け歩け運動」が町民に浸透してきた。

4　フリージアジョギング大会

昭和五十七年三月十四日第一回フリージアジョギング大会を実施した。島外から八十四人、町民を合わせて三八一人で、初回にしては大成功であった。昭和十一年の第十一回ベルリン大会において一万メートルで日本新記録を出した村社講平選手（七十七歳）を招待して行われ、五キロ、十キロのそれぞれ自信のあるコースに、三八一名が挑戦した。

昭和六十年第四回大会には、一八三〇名のジョギング愛好者が集まり、回を重ねるたびに盛大になってきた。

5　派遣社会教育主事（体育担当）の就任

昭和四十九年、体育担当の社会教育主事（体育担当）稲本勝利氏が就任、体育協会の発展に大きな功績を残した。

6　体育協会機構の改善（昭和五十年）

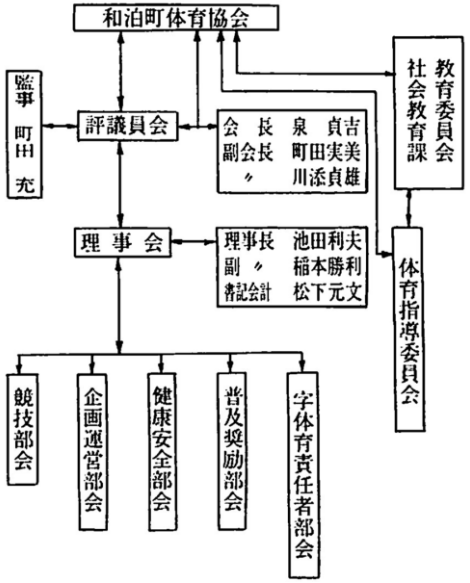

7　体育協会の経過

昭和三十九年　和泊町体育協会発足
昭和四十一年　第一回町民体育大会
昭和四十二年　沖永良部一周駅伝競走大会
昭和四十七年　町内一周駅伝第一回大会
昭和五十年　第二十九回県民体育大会第十六回大島地区大会
昭和五十二年　ユニチカ女子バレーボール選手招へい
昭和五十三年　第十八回南日本通信一〇キロ、五キロ、ロードレース大会
昭和五十三年　大島地区駅伝競走大会
昭和五十四年　第一回町民歩こう会
昭和五十六年　第三十五回県民体育大会第二十二回大島地区大会
昭和五十七年　第一回フリージアジョギング大会
昭和五十七年　第九回県少年スポーツ大会大島地区大会

十二　和泊町文化協会

1　文化協会の設立

昭和五十一年八月に文化協会設立準備会を開き、サークル活動を続けているグループを統合し、規約を作り役職を決め、初代会長に朝戸国善先生、事務局を中央公民館に置くことにして、同年十二月十四日結成式を行い、和泊町文化協会はその第一歩を踏み出したのである。

2　会則について

会則は、六章　十四条から成り、第一章（目的）の「第二条　協会は町内で活動している文化団体並びに同好会が相互に密接な連絡をとり、活動の発表、相互啓発等を通じて自主的な文化活動を促進し、併せて郷土文化の振興及び町民の文化創造の気運を醸成・推進する。」に従って事業を計画し、町内の諸祝賀行事に積極的に協力参加し、郡・県の行事にも参加するなど活動を続けている。

3　役職員

次のようなスタッフで、協会発足以来毎年その運営に当たっている。

役職名	昭五一～四	昭五五～六	昭五七～八	昭五八～九
会長	朝戸　国善	同上	重信　初雄	和住一郎
副会長	稲元　千治	山下　純利	和住一郎	宗　利武
竹　信子	同上	同上	同上	
事務局長	谷元　義男	同上	同上	大山　安弘
		町田　アキ	同上	
書記	東郷　重毅	同上	南　実一	同上

会計	有川　嘉男	同上	佐々木鉄雄	同上
組織強化係	南　実一	佐々木鉄雄		
渉外情宣係	栄　エイ子	南　実一	同上	同上
企画促進係	永吉　敏人	同上	川畑　一秀	同上
			田崎　綾子	同上
監事	大坪　盛仁	山口　隆慶	同上	同上
吉田千鶴子	同上	同上	同上	同上
顧問	武田恵喜光	同上	同上	同上
関　正	同上	同上	同上	同上
			山下　純利	同上

4　所属団体（昭和五十九年度現在）

団体名	人数	代表者
和泊コーラスグループ	一八	田崎　綾子・平　筋子
大城コーラスグループ	一九	山下　洋子・安田万須世
和泊民謡同好会	一七	松村　中重・撰　ヨネ
えらぶクラシック音楽同好会	一〇	佐々木鉄雄
和泊美術同好会	一五	梶原　実
写友会	一〇	山下　純利
和泊舞踊同好会	九	吉田千鶴子
和泊民謡愛好会	一〇	前田　芳子

綾木流秀豊衛会	一八	徳　愛子
太鼓同好会	一三	関　恵子・今井　房子
和泊句会	八	谷元　義男
盆栽同好会	四五	山田　秀鉄
手々知名遊踊保存会	二六	谷元　義男
国頭芸能保存会	二八	南　実一
玉城芸能保存会	二五	前田　愛子

なお、昭和五十九年度から、町民教室の生花・茶道・書道・着付・三味線・民謡等の二十数教室が加入することになった。

5　恒例の文化的年中行事

行事名	実施月日	開始年
新春演奏会	一月　一日	昭四六
フリージア・フェスティバル	三月　上旬	五六
ゆり祭り	四月　下旬	四八
農業祭	十一月二三日	三七
文化祭	十二月　上旬	五二
幼・小・中学校総合学習発表会	十二月　上旬	五四

これらは文化協会が共催し、また後援したり、あるいは、何らかの形で協力している行事である。

6　新春演奏会

島の人たちに名曲を聴かせることによって、鑑賞力を高め、ひいては島の文化向上に資するものとして、鹿児島大学教授武田恵喜秀先生の提案により、先生を中心に島外で活躍中の音楽教師や音楽専攻の大学生等の帰省者と島内音楽教師によって、昭和四十六年正月に始められたもので、和泊・知名両町で毎年催されている。

○　その主なメンバー（敬称略）

武田恵喜秀（上手々知名出身）
元＝鹿児島大学教授・前＝鹿児島女子短期大学教授
現＝鹿児島女子大学および鹿児島女子短期大学講師
鹿児島女子大学付属高校顧問　ＭＢＣ学園講師
鹿児島交響楽団理事長　鹿児島文化審議会委員
南日本ジュニア・ピアノコンクール委員長
ＭＢＣジュニア・オーケストラ顧問
沖永良部音楽コンクール委員長

前原　隆鋼（国頭出身）
鹿児島大学教育学部音楽科卒、ウィーン留学
鹿児島女子短期大学助教授

松崎　正美（西原出身）
宮崎大学教育学部音楽科専攻科卒、ウィーン留学

伊集院高等学校教諭
高風　勝治（黒貫出身）
東京音楽大学声楽科卒、ウィーン留学
川辺島等学校教諭
清村　杜夫（岩清良出身）
兵庫県立第二神戸工業学校応用科卒
東京音楽センター講師



新春演奏会



新春演奏会

折口　夏二（枕崎市出身）
鹿児島大学教育学部音楽科卒　元＝沖永良部高等学校教諭
藤尾　清信（垂水市出身）
鹿児島大学教育学部音楽科卒、沖永良部高等学校教諭
鳥田　葉子（玉城出身）
鹿児島大学教育学部音楽科卒、城西中学校教諭
伊口真利代（国頭出身）


武田恵喜秀先生のピアノ演奏

鹿児島短期大学音楽科卒、和泊町役場勤務

7　主な文化行事

昭和五十一年

7・11～14　沖永良部教師美術同好会作品展
8・16～17　文化協会設立準備会
12・14　文化協会結成式

昭和五十二年

1・1　新春演奏会
3・25　「子ども芸術劇場」の一環として、東京フィルハーモニー管弦楽団演奏会。落成式を控えた体育館の「コケラ落し」に招へい。
4・17　町民体育館（兼文化会館）落成式。「巡回県民劇場」の一環である「白鳥バレー団」落成祝賀行事として公演
6・13～16　重村三雄画伯（古里出身）個展
10・21　「九州芸術祭」坂元ミュージカルコンサート公演
11・18　盆栽同好会研修会。吉川講師指導
11・25～27　第一回和泊町文化祭　文化協会設立後初めての主催行事で、和泊町・教育委員会・老人クラブ・婦人会・青年団等の協賛を得て行う。

・展示会（二十五・六日）
美術（沖永良部教師美術同好会）　八〇点
生花（各字の生花グループ）　六〇点
盆栽（盆栽同好会）　三五点
手工芸・彫刻（青年団・婦人会・老人クラブ）　一五〇点
書画（小・中学生）　一三〇点
七宝焼（婦人大学）　二〇点
楽焼（老人クラブ）　四〇点
・バザー（青年団）
・文化祭式典（二十七日午前）
1　式辞　和泊町長　武田恵喜
2　表彰　民謡・舞踊の功労者七名に表彰状贈呈
3　来賓祝詞　和泊町議会議長　沖治
4　文化協会長挨拶　文化協会長　朝戸国善
・芸能発表会（二十七日午後）―青年団・各グループ同好会
第一部　民謡・コーラス・歌謡
（和泊民謡同好会・国頭少年三味線クラブ・ママさんコーラスグループ・役場農協南栄糖業職員・青年団）

（和泊舞踊同好会・国頭民芸保存会・手々知名遊び踊り保存会・玉城仲里節継承会、和泊・和・手々知名・畦布・国頭・西原・玉城・根折・内城・永嶺各青年団）

12・10　西郷南洲没後百周年記念式典並びに講演

昭和五十三年

1・1　新春演奏会

1・20～26　県指定文化財「世之主の墓」測量。九州芸工大教授沢村仁先生・奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター伊東太作先生ほか六名

3・31　文化協会機関紙「和泊文化」創刊号発行

8・12　西郷南洲先生立像建立除幕式並びに祝賀会

12・8～10　復帰二十五周年記念第二回和泊町文化祭

昭和五十四年

1・1　新春演奏会

3・9～11　沖永良部婦人大学美術作品展

5・31　機関紙「和泊文化」第二号発行

8・21～24　書道講習会　講師川上南溟先生

10・13　「県総合芸術祭」として、プルニエール・ブランシュ合唱団公演

10・27　「県総合芸術祭」に県文化センターで和泊民謡同好会出演

10・29　和泊太鼓同好会結成　会長町田実伴氏

昭和五十五年

1・1　新春演奏会

2・3　県美術協会移動美術教室

講師―油絵・児浦純太先生　染色・郡山昱先生

七宝焼・関好明先生

10・20　「県総合芸術祭」沖縄歌舞団公演

12・19～21　町制施行四十周年記念第三回和泊町文化祭

昭和五十六年

1・1　新春演奏会

3・8　写友会　和泊・知名合同撮影会

3・31　「和泊文化」第三号発行

11・22　玉城芸能保存会結成

12・18　第二回幼小中学校学習総合発表会

昭和五十七年

1・1　新春演奏会

幼小中学校総合学習発表会



文化祭

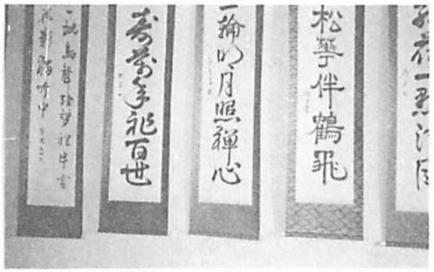





写友会撮影会



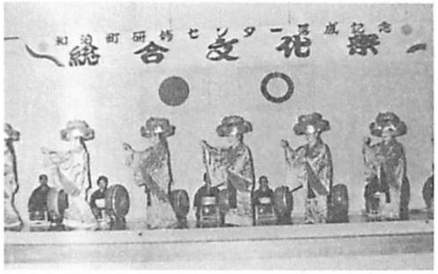



ふるさとの唄と踊りのタベ

弘中孝・久保陽子先生のジョイントリサイタル（写真提供　木下晃氏）

10・6～15　埋蔵文化財「爪型紋土器」知名町中甫洞
　県史跡調査会長河口貞徳先生発掘調査鑑定
12・4～6　研修センター落成記念総合文化祭（四回）
昭和五十八年
1・1　新春演奏会
2・10　「ふるさとの唄と踊りの夕べ」
　鹿児島県地域文化振興事業の一環として、和泊町独特の郷土伝統芸能の発表と、特別出演として県から派遣された弘中孝先生、久保陽子先生の独奏が催された。
（第一部）弘中孝・久保陽子ジョイントリサイタル
・ピアノ独奏　弘中　孝先生
・バイオリン独奏　久保陽子先生
（第二部）ふるさとの唄と踊り
・伝統芸能　和泊民謡同好会、和泊舞踊同好会、手々知名遊び踊保存会、国頭芸能保存会、玉城芸能保存会、畦布婦人会
・日本のうた・島のうた
　テノール　辻　優（県文化課）
　伴奏　ピアノ　折口夏二（沖高教諭）

十三　スポーツ少年団

スポーツ少年団は昭和三十七年、日本体育協会が創立五十周年の記念事業として創設を決定したが、その目的とするところは、日本体育協会の初代会長嘉納治五郎先生が生涯の命題とされた「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現させることであった。

この呼びかけは当時豊かな国づくりを目標とした社会情勢と相まって、大きな反響をまきおこし、全国的規模においてスポーツ少年団結成の気運が急速に高まり、創設当時わずか二十二団体、七百五十三人であったが、昭和五十七年現在では二万四千余団体、百万人に近い指導者・団員を擁する組織に成長した基礎が築かれたのである。

今日、日本体育協会がその重点目標の一つとする「国民スポーツの振興」の強力な担い手として、スポーツ少年団の活躍を見るとき、過去二十年間社会的使命感と情熱を支えとして孜々としてスポーツ少年団育成に精魂を傾けられた関係者の実績は大きいものがある。

※　本町スポーツ少年団の組織・運営

1　スポーツ少年団の機構図

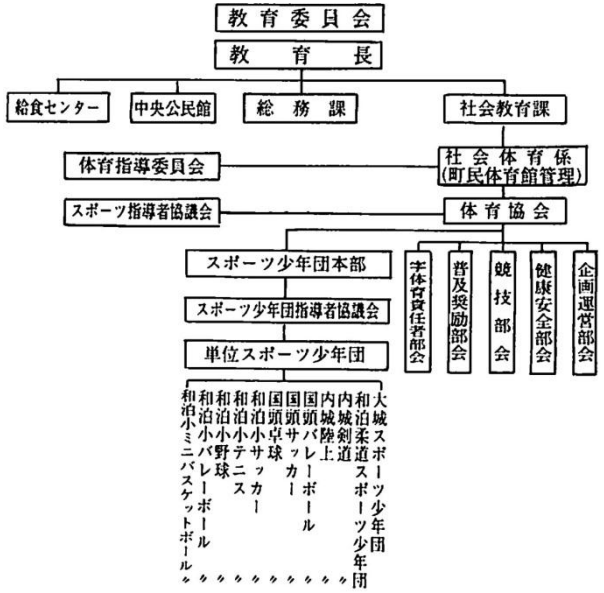

2　和泊町スポーツ少年団本部規程

昭和五三年十二月九日　制定

第一章　総　則

第一条　協会に和泊町スポーツ少年団本部（以下「本部」という）を設置する。

第二条　本部は、スポーツを通じて少年の心身を鍛練するために、町内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

第三条　本部に関する事務は、協会事務局において処理する。

第二章　事　業

第四条　本部は第二条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

(一) スポーツ少年団の登録と報告
(二) スポーツ少年団の指導者の育成
(三) 日本スポーツ少年団本部、県スポーツ少年団本部、郡スポーツ少年団本部が主催する行事への参加
(四) スポーツテストおよび町行事の開催
(五) 単位スポーツ少年団への指導および助言
(六) その他、本部の目的を達成するために必要な事項

第三章　組　織

第五条　本部は、次の各号に掲げる代議員〇人以上〇人以内をもって組織し、会長が委嘱する。

(一) 協会理事　　若干人

(二) 加盟団体のうち競技団体代表　若干人
(三) 学識経験者　若干人
(四) 指導者連絡協議会代表　若干人
(五) 関係行政機関の職員　若干人

第四章　役　員

第六条　本部に次の役員を置く。
(一) 本部長　一人
(二) 副本部長　若干人
(三) 常任理事　若干人

第七条　本部長は、会長が協会の理事のなかから指名する。
二　本部長は、本部を代表し本部の事務を統轄する。

第八条　副本部長および常任委員、本部長が委員のなかから指名する。
二　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従って、その職務を代行する。
三　常任委員は、常任委員の審議に参加する。
四　鹿児島県および大島郡スポーツ少年団代議員は、常任委員会で選出する。

第九条　代議員および役員の任期は二年とする。
二　前項の場合において、代議員および役員は再任を妨げない。

第五章　会　議

第十条　本部の会議は、総会および常任委員会とする。

第十一条　総会は、本部長が召集し、その議長となる。
二　総会は、年一回開催する。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時に開催することが出来る。
四　総会は、本部の重要事項を審議決定する。
五　総会は、代議員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席代議員の半数以上の同意で決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

第十二条　常任委員会は、本部長、副本部長および常任委員をもって構成する。
二　常任委員会は、本部長が召集し、その議長となる。
三　常任委員会は、総会の決定にもとづき、必要な事項について審議決定する。

第六章　事務局

第十三条　本部に事務局を置く。
二　事務局に事務局長および書記を置く。
三　事務局長は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
四　書記は、事務局長の命を受け本部の事務に従事する。

第十四条　この規程の施行に必要なことは、本部長が別に定める。

附　則

この規程は、昭和五十三年十二月九日から施行する。

3　和泊町スポーツ少年団指導者協議会規程

（昭和五三年十二月九日制定）

第一章　名称および事務所

第一条　本会は、和泊町スポーツ少年団指導者協議会と称し、事務局を和泊町スポーツ少年団本部に置く。

第二章　目　的

第二条　本会は、和泊町スポーツ少年団本部との緊密な連携により、スポーツ少年団指導者の相互協力を図り、会員の資質と指導力の向上に努め、スポーツ少年団の育成と発展に寄与することを目的とする。

第三章　事　業

第三条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
(一) 指導者の相互研修と資質向上に関すること。
(二) 指導者の交流と情報交換に関すること。
(三) 調査研究および広報に関すること。
(四) 関係諸団体との連絡調整。
(五) 和泊町スポーツ少年団の事業への協力に関すること。
(六) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第四章　構　成

第四条　本会は、和泊町内スポーツ少年団指導者協議会をもって構成する。

第五章　加盟および退会

第五条　本会への加盟および退会にあたっては、評議員会の承認を得なければならない。

第六章　役　員

第六条　本会に次の役員を置く。
(一) 会　長　一人
(二) 副会長　二人
(三) 理　事　若干人
(四) 監　事　二人

第七条　会長、副会長、理事および監事は、評議員の互選によって選任する。
二　評議員は各スポーツ少年団の代表者とする。
三　前項のほか和泊町スポーツ少年団本部および学識経験者より若干人、評議員を選任することができる。
四　評議員が会長・副会長および監事に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合、その者の所属スポーツ少年団は、その後任を選任する。

第八条　役員の任務は次のとおりとする。
(一) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。併せて、日本スポーツ少年団指導者協議会評議員および鹿児島県スポーツ少年団本部代議員を兼務する。また、大島郡スポーツ少年団本部代議員も兼ねる。
(二) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(三)　理事は、理事会を組織し、本会の会務を処理する。

(四)　監事は、本会の会計および会務を監査する。

第九条　役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

二　役員に欠員を生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第七章　会　議

第十条　本会の会議は、評議員会および理事会とする。

第十一条　評議員会は、評議員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

(一)　規程の改正

(二)　役員の選出

(三)　事業計画および収支予算の決定

(四)　事業報告および収支決算の承認

(五)　その他、会の業務に関する重要事項

二　評議員会は、毎年一回開催し、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めた場合および評議員の三分の一以上の要求があった場合、開催することができる。

三　会長、副会長および監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第十二条　理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要と認めるときこれを召集し、議長となる。

二　理事会は、評議員会の決定に基づき本会の会務を処理する。

第十三条　本会の会議は、構成員の二分一以上の出席によって成立する。ただし、出席できない構成員は、他の構成員に議決権を委任することができる。

この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

第十四条　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第八章　会　計

第十五条　本会の会計は、加盟団体の会費、寄付金、補助金その他の収入によって支出する。会費については別に定める。

第十六条　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十七条　本会の会計監査は、年一回以上行ない、評議員の承認を得なければならない。

第九章　規程の改正および解散

第十八条　本規程の改正および本会の解散は、評議員の三分の一以上の同意を得なければならない。

付　則

(施行)　本規程は、昭和五十三年十二月九日より施行し、昭和五十三年十二月十日から適用する。

4　昭和五十八年度行事計画

昭和五十八年度

月	日	行事名	場所	主催
4	28	各団代表者会	町民体育館	町本部
5	14	本年度本部登録〆切り		
6	12	町スポーツ少年団柔道大会	町武道館	町本部 町柔道連盟
6	26	町スポーツ少年団陸上大会	和泊小学校	町本部
7	2	町スポーツ少年団水泳大会	和泊中学校	町本部 水泳連盟
7	9	第10回県少年スポーツ大会 大島地区大会申込〆切り		
7	22	スポーツ少年団担当者研修会	名瀬市	奄体協
7	23	第10回県少年スポーツ大会	名瀬市	名瀬市教委 奄体協
7	24	大島地区大会		
8	4	第10回県少年スポーツ大会	鹿児島市	町体育協会
8	5			
11		スポーツ少年団体力テスト	各小学校	
S59 2	19	スポーツ少年団お別れ球技大会	城ヶ丘中学校	町本部 サッカー連盟

十四　新生活運動―県民運動

1　新生活運動のおこり

終戦後十余年も経過すると、かつての「貧乏国日本」は「経済大国日本」へと進展した。人々の物質的生活は豊かになり、情報接触の幅は広がり、余暇は著しく拡大したが、その反面、個性の喪失・人間疎外・世代間の断絶・地域連帯感の減退・交通災害・公害・自然破壊など好ましくない現象も次々発生するようになった。

このような変化の中で、国民の一人一人が新しい生活課題や学習要求を求めて、上から与えられたものでなく人間として主体的に豊かに生き、お互いの連帯感が求められるようになって起こった国民の自主的運動は、新生活運動となって全国に広がっていった。

2　鹿児島県の新生活運動

わが鹿児島県においては昭和三十一年次のような規約を設け、知事を会長として鋭意新生活運動を推進した。

鹿児島県新生活運動規約

第一条　この会は鹿児島県新生活運動協議会と称し、事務所を県教育庁社会教育課におく。

第二条　この会は新生活運動を推進する各種団体及び機関（以下協力団体という）の代表者ならびに学識経験者をもって構成する。

第三条　この会は協力団体が相互に連絡協調して県下における新生活運動を総合的に推進することによって、みんなが健康で明るい豊かな郷土社会の建設に寄与することを目的と

する。

第四条　この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1協力団体相互の連絡調整
2新生活運動に関する企画と実施
3協力団体の活動に対する協力援助
4新生活運動の啓蒙宣伝
5その他必要と認める事業

第五条　この会に次の役員をおく。

会長　一名　副会長　二名
理事　若干名　監事　三名

第六条　役員は総会で選出する。
2会長は会務を総理し、会を代表する。
3副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
4理事は理事会を構成し業務の企画運営にあたる。
5監事は会計及びその事務を監査する。

第七条　役員の任期は一ヶ年とし再選をさまたげない。

第八条　この会に顧問・参与をおくことが出来る
2顧問・参与は会長が委嘱する。

第九条　この会の事務局に次の職員をおく。

事務局長　一名　書記　若干名

2事務局の職員は理事会の承認を経て会長が委嘱しこの会の事務を掌理する。
3書記は事務局長の命を受け庶務に従事する。

第十条　この会の会議は、総会、理事会とし、いずれも会長が招集する。
2総会は年一回開催する。ただし必要に応じて開くことができる。
3理事会は必要に応じて開催し、緊急必要な事項を処理する。

第十一条　総会に付議する事項は次の通りとする。
1規約の変更　2事業計画及び収支予算
3事業報告及び収支決算
4その他協議会の運営に必要と認められる事項

第十二条　この会の経費は委託寄附金その他の収入をもってあてる。

第十三条　この会は昭和三十一年八月十一日より施行する。

3　和泊町の新生活運動

ア　和泊町ではいち早く新生活運動の必要性を痛感しており、その手始めとして、昭和三十二年の新年から従来旧暦によって実施していた一切の正月行事を、新暦で実施することになった。

沖永良部島の歴史はじまって以来なじんできた旧正月

を廃して新正月に切り替えることについては、ある程度の抵抗もあったが、教育委員会や連合婦人会が中心になって、和泊町新生活運動推進協議会を組織し、町単位の協議会はもちろんのこと、数次にわたって各集落ごとの会合や各団体ごとの会合をもって、全町民の協力体勢をつくり上げたものである。

イ　その後和泊町では、全国や県に歩調を合わせ年二回（春と秋）和泊町新生活運動推進協議会を開いて、努力・強調事項を決め、新生活運動を推進してきた。

○努力事項は、毎年印刷して、各字ごとに確認し合ってから町内の全家庭に配布して、家庭内の最も見やすい場所に掲示し全町民が時にふれ機にふれそれを見て日常を反省し努力している。

○毎年一月十日には町内全字の区長・婦人会長が集まって、一年間を反省して次年度に備えている。

○数年に一回、全町民を対象にアンケートを行い、その結果に基づいて次年度の努力・強調事項を決めている。

ウ　昭和四十六年には次のような申し合わせ事項を決めている。

和泊町新生活運動推進協議会申し合わせ事項（昭和四十六年）

① 祝祭日に招待客の範囲を八十八才以上は百人以内、その他の祝は八十人以内にしましょう。
② 招待客に対する記念品は廃止しましょう。
お祝の記念として、志のある方は、できるだけ公共施設に寄附をするようにしましょう。
③ 献立は工夫して派手にならないようにしましょう。
④ 持参金は参百円を基準とし、最高五百円までとしましょう。
⑤ 酒の持参、祝祭の二日座は廃止しましょう。
⑥ 宴会は早目にきりあげましょう。
⑦ 車を運転する人には、酒をすすめないようにしましょう。
⑧ 親子・兄弟間の贈物は工夫しましょう。
一般の贈物はひかえましょう。
⑨ 結婚式は、できるだけ簡素にしましょう。
里帰りのお祝は廃止しましょう。
⑩ 大工の接待については、起工式・上棟式・落成式以外は酒を出さないことにし、新築落成祝は大工と近親者だけでしましょう。
⑪ 節酒運動を推進しましょう。
年始廻りや忘年会は自粛しましょう。
⑫ 旅行・病気・出産その他の見舞は親子以外は精神的な見舞にとどめましょう。
⑬ 葬式の旗は二本にとどめ、香典料は百円を規準とし会葬礼

状と花輪は廃止しましょう。
⑭ 祝祭日には必ず国旗をかかげましょう。
⑮ 各家庭には必ず門札をかかげましょう。
⑯ 成人式の服装は洋服にいたしましょう。
⑰ あいさつ先手運動・親切運動・庭先清掃運動を推進しましょう。

※年の祝いは、その後、「各字単位に合同祝いをしよう」ということになった。喜美留・畦布・皆川・古里・上内城字などのように十年以上も続けて「合同祝い」を実施している字もあるが、大部分の字では、個別に「年の祝い」を実施している。

※成人式は、当初、一月十五日の「成人の日」に実施していたが、過疎現象のため、男女青年ともその大部分は島外で生活しており、町内在住の新成人はわずか二～三十人に過ぎなかった。そのころ女子成人の服装は全員「振りそで」であった。「これは派手すぎて新生活運動の趣旨にそぐわない。」という意見がたくさん出たので、昭和四十三年から「成人式の服装は洋服にしましょう」ということを強調し、次年度から全員洋服で成人式に参加するようになった。

その後、島外在住の成人該当者から、「自分たちも郷土和泊で同窓生といっしょに成人式をあげたい」という希望が多く出たので、一月十五日の「成人の日」を待たずに、正月の松の内に実施するようになり、二百名近くの新成人が一堂に会し、服装も全員洋服で有意義な成人式が行なわれている。

エ　新生活運動を、より強力に推進するため、昭和五十一年に次のような会則を定めた。

和泊町新生活運動推進協議会会則

（名称と事務所）

第一条　この会は和泊町新生活運動推進協議会と称し、事務所を和泊町中央公民館に置く。

（目的）

第二条　この会は親切運動・郷土奉仕活動や冠婚葬祭の合理化等を通じて家庭生活・社会生活の民主化を図り、全町民が協力して県民運動を併せて推進し、和泊町民憲章の精神に即した理想的な郷土社会を建設することを目的とする。

（事業）

第三条　この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①新生活運動の企画とその運営
②県民運動の推進とその運営
③その他　目的達成に必要と認める事業

（組織）

第四条　この会は、次の職にある者及び有志者をもって組織する。

町長　助役　収入役　総務課長　企画課長　税務課長　民生課長　保健課長　経済課長　耕地課長　土木課長　機械課長　水道課長　議会事務局長　農業委員会事務局長　教育長　各学校長　教委総務課長　社会教育課長　中央公民館長　中央公民館職員　議会議員　教育委員　農業委員　民生委員　社会教育委員　公民館運営審議委員　社会教育課職員　新生活運動地方推進委員　町体育協会長　町福祉協議会会長　農業改良普及所長　農協長　農協参事　商工会長　商工会副会長　商工会婦人部長　商工会青年部長　各字区長　各字婦人会長　各字青年団長　各字壮年団長　各字老人会長　町連合婦人会長　町老人会長　町連合青年団長　旅館業組合代表

2　新生活運動・県民運動を具体的に推進するため各字に支部を置き、次の職にある者をもって組織する。

区長　町議会議員　字委員　組長　民生委員　農業委員　青少年団育成会長　青年団長　壮年団長　婦人会長　婦人会副会長　老人会長　教育委員　社会教育委員

（役員）

第五条　この会に次の役員を置く。

会長一名　副会長二名　推進員四名　事務局長一名
書記会計一名　監査員二名

第六条　会長はこの会を代表し、会務を統理する。

会長は町長をもってこれに充てる。

2　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。副会長は教育長・和泊町連合婦人会長をもってこれに充てる。

3　推進員は新生活運動・県民運動の推進強化につとめる。推進員は鹿児島県新生活運動地方推進員をもってこれに充てる。

4　事務局長は会長の命を受けて事務を掌理する。事務局長は中央公民館長をもってこれに充てる。

5　書記会計は社会教育課長をもってこれに充てる。

6　監査員は本会の会計を監査する。監査員は町の監査員をもってこれに充てる。

第七条　役員の任期は二年とし再選を妨げない。

2　補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第八条　この会に次の会議を置く

1　総会　　2　役員会

第九条　総会は全員で構成し会長がこれを招集する。但し、緊急を要する事項については役員会の議決をもって総会にかえることが出来る。

2　総会は次の事項を審議決定する。

(1)　役員の選任に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること
(3) 事業計画に関すること
(4) その他重要事項に関すること

3　議長は会員の中からこれを選出する

第十条　役員会は会長・副会長・推進員・事務局長・監査員・書記をもって構成し、会長がこれを召集してその議長となる。

2　役員会は次の各号にかかげる事項を審議決定する
(1) 協議会の運営に関する事項
(2) 総会に付議すべき事項
(3) 総会を召集するいとまのない緊急事項
(4) その他　会長が必要と認める事項

（経費）

第十一条　協議会の経費は補助金及びその他の収入をもってあてる。

第十二条　協議会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

（付則）

この会則は昭和五十一年十一月十一日から施行する。

オ　昭和五十二年九月九日　史上最大といわれる「沖永良部台風」の襲来を受け、住宅・農作物・諸施設などに未曽有の大災害を受けた。災害復興のために借用した災害復興資金の総額は五十八億円（一世帯平均約二百十万円）に達した。全町民は協力一致新生活運動をより強力に推進することによって、この難局を乗り切ろうと誓い合った。

カ　鹿児島県では従来推進してきた「あすの鹿児島をつくる県民運動」の中で、「郷土を美しくする運動」と「サンライフ運動」を二本の柱として推進してきた。

昭和五十三年から「明るい生活づくり（生活を明るくする運動）」・「たくましい心身づくり（心身をたくましくする運動）」および「健康づくり（健康を高める運動）」を三本の柱として、「サンライフ運動」をより強力に推進するようになった。

キ　和泊町新生活運動推進協議会においても、サンライフ運動の精神を取り入れて、左記のように、従来の申し合わせ強調事項の冒頭に、新しく三つの項を設けて強調している。

昭和五十三年度和泊町新生活運動推進協誰会申し合わせ事項

① 明るいあいさつ・他人への親切・社会奉仕活動を推進しよう。
② スポーツを愛好し食生活を改善してたくましい心身をつくりましょう。
③ 花いっぱい・緑いっぱい町をきれいにいたしましょう。
○環境美化の日（第三日曜日）はみんなで宇内の清掃をしましょう。

第三節　農業協同組合・農業共済組合・農業開発組合

一　和泊町農業協同組合三十年のあゆみ

昭和二十九年度

六月十三日、農業協同組合法（昭和二二・一一・一九法律第一三二号）に基づく和泊町農業協同組合設立総会を開催、定款ほかの審議と役員選挙が行われた。

（理事九名）柳元則・安田前間・新村宮甫・永吉実定・皆古平・大江ふる吉順・柏誠之介・伊集院周国・福島清英

（監事三名）伊集院武一・平新利・竹玉江川

以上を選挙したが、六月十四日付けで福島清英理事就任辞退のため、六月二十一日選挙会をもち山下兼二氏就任

六月二十六日、第一回役員会において組合長互選および代表監事の選任を行い、組合長に伊集院周国氏・代表監事に平新利氏が選任された。

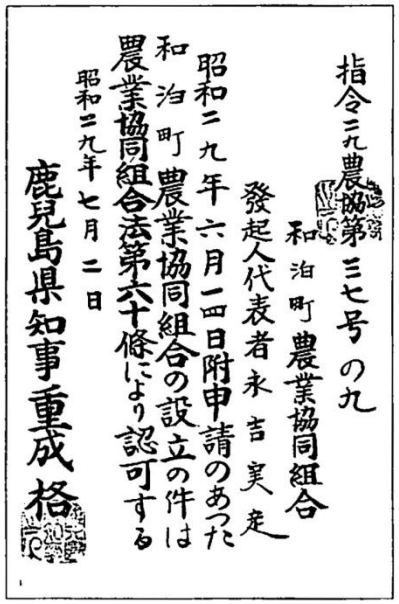
指令二九農協第三七号の九
和泊町農業協同組合
發起人代表者永吉実定
昭和二九年六月一四日附申請のあった和泊町農業協同組合の設立の件は農業協同組合法第六十條により認可する
昭和二九年七月二日
鹿児島県知事重成格

七月一日、伊集院周国氏健康上の理由で組合長理事を辞任

七月七日、理事会を開催し互選の結果、山下兼二氏が選任された。

七月二十一日、組合設立登記完了。

十月二十二日、理事会開催。十月十九日付山下組合長が老体のため辞任届を提出、これを承認するとともに理事全員総辞任することになった。

十一月二日、理事総辞任に伴い、定款の規定により、

監事による臨時総会の招集がなされ、役員選挙が行われた。

（理事九名）・島義智・柳元則・安田前間・伊地知季良・永山島宜志・大栄英富・永吉実定・川村安盛・市来哲次郎

（監事三名）竹玉江川・伊集院武一・平新利

「理事のうち一名は、町長として残る八名を選挙し、町長が断ったとき次点繰り上げとする」ということで選挙したが、重村中久町長が、兼職を固辞したので次点島義智氏が繰り上げられた。

互選の結果、組合長に島義智氏。参事に平新利氏が選任された。

後任監事は、次期総会まで欠員のままとした。

三十年度

五月二十九日、第一回通常総会開催、役員選挙

（理事七名に変更）島義智・永山島宜志・伊地知季良・山内大武・永吉池治・安田前間・竿田吉秀

（監事三名）市来哲次郎・竹玉江川・伊集院武一

国頭支所落成・永嶺製糖工場落成

三十一年度

国頭製糖工場落成・玉城製糖工場落成

農協婦人部結成総会・こども信用協同組合結成

三十二年度

農業倉庫（政府売渡米保管庫）落成

大島郡第一回家の光大会・村づくり定期抽せん会

三十三年度

和泊町農協再建整備協議会結成式

臨時総会を開催し再建整備計画の承認・定款変更・専務制の採用と役員改選

（理事七名）島義智・安田前間・重村中久・金元良治・平新利・村山大業・町田実彦

（監事三名）市来哲次郎・竹玉江川・東　一徹

互選の結果、組合長に島義智氏・専務理事に平新利氏が就任

・十一月二日臨時総会において理事定数を九名に変更、国頭校区から今井忠一郎氏・大栄奥富氏の二名を承認

三十四年度

営農指導員二名配置・養豚組合結成

・農協青壮年部結成総会・農協推進員制度導入

・県経済連より派遣参事受け入れ

・（理事九名）島義智・平新利・町田実彦・金元良治・村山大業・安田前間・重村中久・今井忠一郎・大栄奥富

・（監事三名）市来哲次郎・竹玉江川・東　一徹

三十五年度

・奄美興発K・Kに対し砂糖きび原木の共同出荷体制をすすめる。

・青壮年部の先進地研修と園芸作物の生産指導や養豚組合の育成指導と共同出荷体制を図る。

三十六年度

・生命共済・こども共済事業の実施。

・和牛登録検査を農協で実施・派遣参事辞任

・第七回通常総会で役員改選

（理事九名）平新利・町田実彦・市来哲次郎・安田前間・重村中久・村山大業・金元良治・今井忠一郎・大栄奥富

組合長に平新利氏就任

（監事三名）伊集院重義・竹玉江川・東一徹

三十七年度

・南栄糖業株式会社設立、砂糖きび一元集荷

・田原誠助県経済連副会長来島、砂糖きび生産者大会開催

・建物更正共済事業の実施

三十八年度

七月十日和田参事選任・九月二十七日事務所新築落成式

・奄美群島復帰十周年記念農業祭実施

・再建整備計画完了・繰り越し欠損を解消し剰余金計上

・金元・安田理事の補選で野村義広氏・伊井中直氏選任

三十九年度

・農業総合管理施設（肥料倉庫五十坪）新築

・六月十日全国共済連より特別表彰を受く。

・役員改選

（理事九名）平新利・町田実彦・市来哲次郎・今井忠一郎・大栄奥富・重村中久・伊井中直・野村義広・中村嘉昌

（監事三名）柏誠之介・竹玉江川・東　一徹

・精米業の廃止

四十年度

・与那原平に家畜市場新築
・奄美群島振興事業による堆肥（たいひ）盤・貯水槽設置
・住宅公庫資金による農村住宅・改良住宅資金融資
・農業近代化資金による畜舎・生産牛の導入を図る

四十一年度

・青果市場として鉄筋コンクリート二階建て五十七坪新築
・プロパンガス事業開始
・臨時総会を開催、自賠責事業計画の承認
・農業構造改善資金等制度資金の積極的活用
・竹監事死去に伴う補欠選等で池田内義氏就任

四十二年度

・九月二十一日田中茂穂県連会長来島
・東京観光旅行実施、二百五十名参加
・玉城・国頭地区構造改善事業の実施で補助残融資
・役員改選
（理事九名）平新利・市来哲次郎・町田実彦・今井忠一郎・大栄奥富・重村中久・伊井中直・中村嘉昌・平村島里
（監事三名）柏誠之介・東一徹・池田内義

・和泊町農業共済組合設立総会

四十三年度

・沖永良部畜産センター運営委員会
・第二回東京観光旅行実施。和田参事辞任大脇氏就任
・大島税務署長より納税貯蓄組合表彰を受く
・県肉用牛共進会へ三頭出品

四十四年度

・鹿児島県知事一行来島（四月九日および八月二十七日の二回）
・沖永良部空港開港
・喜美留地区構造改善事業・客土事業推進
・畜産センター種牡牛集中業務開始
・田原武雄県経済連・森文雄県共済連副会長来島
・農業基本構想研修会・和泊町基本構想説明会
・農林中金九州地区理事一行・九州各県共済連会長一行来島研修
・和泊町園芸振興会結成準備委員会開催
・臨時総会開催、共済規程変更並びに固定資産（客土用トラック）取得

四十五年度

・十一月八日沖永良部農業開発組合設立発起人会開催
・十一月十二日ミカンコミバエ防除打ち合わせ
・十二月二十九日農協職員労働組合結成報告書受理
・農業者年金説明座談会
・役員改選
（理事九名）平新利・町田実彦・和田季盛・末川恵蔵・今井忠一郎・中原安隆・大山大元・平村島里・中村嘉昌
（監事三名）伊集院重義・東一徹・伊井中直

四十六年度

・干害対策調査団一行来島
・全郡農業委員大会町中央公民館にて開催
・両町農業共済組合合同推進会議
・当房鹿児島県農業経済課長一行来島、広域合併問題について両町・両農協・両農業共済組合関係者会議

四十七年度

・瀬名支所の廃止
・台風七号で水害発生
・稲作転換促進特別事業で集荷場完成

四十八年度

・広域合併について職員研修会（県中央会　長倉・阿久根）
・役場庁庭において砂糖きび価格引き上げ陳情総決起大会、組合長政府へ陳情、トン当たり一万円に決定
・第四回奄美大島地区農協役職員大会（和泊町）
・長浜埋立地の取得、野菜集荷場の建設
・臨時総会開催、花き集団産地育成事業の導入
・南栄糖業K・Kにて大型脱葉機公開実験
・役員改選
（理事九名）平新利・菅村芳憲・森重勝・末川恵蔵・中屋一吉・中原安隆・大山大元・中村嘉昌・朝戸貞造
（監事三名）和田季盛・伊井中直・竿田吉秀

四十九年度

・農協畜牛の導入・冷蔵庫施設設置
・県中合併事務局川崎部長・西薗次長来島、研修会
・国頭支所落成
・十月一日砂糖きび価格大幅引き上げ和泊町総決起大会、砂糖きび価格引き上げ陳情団一行伊延港から出

発
十一月二十日価格　トン当たり一万五千円に決定
・金丸県知事来島　県政を語る会の開催
・県農協中央会・和泊農協・知名農協による農協合併について協議会開催・合併事務局による職員研修会
五十年度
・青果物低温輸送設備事業（保冷コンテナ）導入
・家畜セリ市場、近代化設備による新築工事
・事務所冷房施設設置、大脇参事辞任
・共済事務整備のため県共済連内田氏来所
・砂糖きび価格引き上げ大型陳情団知名港より出発
十一月一日価格トン当たり一万六千百円
・県中央会福山部長来所、農協合併研究会発足
五十一年度
・農機センター・格納庫・飼料倉庫・保冷コンテナ・貯金計算機の設置、事務所改築、旧せり市場付属施設の処分、ＬＰＧ貯蔵施設の処分、宗参事就任
・県経済連主催　自動車・農機具展示即売会
・九州理学医学主催・健康教室開催
・第四次砂糖きび価格引き上げ陳情　一万七千百円決定
・肉用牛研修会、健康教室、野菜重点農協検討会
・農村青年（４Ｈクラブ）と農協と語る会
・大島郡土物類流通対策協議会
・臨時総会開催
・水田転作事業でショベルドーザー取得
・組合員と語る会の開催
・役員改選（理事九名）平新利・新納定明・速水朝重・末川恵蔵・中屋一吉・中原安隆・大山大元・上原英元・中村嘉昌
（監事三名）和田季盛・東一吉・伊井中直
五十二年度
・町議会経済委員会との協議会　総会報告座談会
・野菜集出荷場・電算端末機の設置
・台風九号（沖永良部台風）襲来、大被害発生、災害対策
・県中央会山口副会長・県共済連神橋部長来所
・全共連業務部建物共済課土田課長外査定の為来島
・金融対策協議会、農舎・畜舎資金対策
・第五次砂糖きび価格引き上げ陳情、トン当たり一万八千三百七十円

・農協法公布三十周年記念・県厚生連創立記念大会
・農業危機突破・農畜産物輸入阻止　緊急鹿児島県農民代表者大会
・町議会経済委員との農業振興検討会
・電算共同利用の研修会（県中　長田・村上氏）
五十三年度
・沖縄県南風原農協組合員一行百六十三名来島
・電算システムについて研修会（県中　地蔵原氏）
・沖縄県佐敷村農協一行四十五名来島
・町議会経済委員との協議会
・役員と区長との合同会
・県信連平石会長・山口部長・中村主任来所
・県中央会古河主査を講師に女子職員研修
・県中央会浜田参事・折口次長・竹下課長出席のもとに南部地域（和・知・与）農業振興対策協議会開催
・第六次砂糖きび価格引き上げ陳情、トン当たり一万八千七百三十円
・九州オンラインシステム職員研修会開催
・臨時総会開催、野菜集出荷場外取得承認
・ファクシミリー設置、経済資金制度、両農協研修
五十四年度
・流通情報交換会（町会議室にて）
・大島郡内畜産技術員研修会、和牛登録検査
・経済資金制度先進地研修
・日中友好鹿児島県農民の翼で参事中国訪問
・健康管理委員会設置、健康診断で職員研修会
・県厚生連による健康診断実施
・経済資金移行システム、ＢＢ肥料展示圃設置
・肉用牛団地事業（肥育センター）谷山字松袋に設置
・広報誌掲載後継者との会
・役場庁庭において地場野菜の年末青空市場
・徳・沖・与三地区農協非常勤理事研修
・郡内農協長台湾糖業視察研修に参事同行
・平組合長全中総会において功労賞受賞
・砂糖きび価格トン当たり一万九千三百五十円
・役員改選（理事九名）平新利・松下新茂・速水朝重・末川恵蔵・中屋一吉・玉井浦秀・柳川勇一・中田実・池村清秀
（監事三名）和田季盛・東　一吉・橋口俊彦
五十五年度

・健康管理委員会開催、人間ドックの件
・町連合婦人会（農協婦人会）三十周年記念式典
・全中の石倉課長畜産状況視察のため来島
・奄美群島振興審議会一行来島
・組合員と語る会の開催、健康診断事業の実施
・平組合長病気のため組合長辞任、速水組合長就任
・砂糖きび価格トン当たり二万八百二十円

五十六年度

・農協青年部設立総会、県中の東部長来町
・野菜鮮度保持緊急対策事業現地説明会
・石川里いも試験成績検討会、リレー出荷説明会
・「農業破壊政策阻止・要求米価実現」県農民大会
・和泊町経済問題懇話会
・台風十八号、降雨なし、塩害発生災害対策会議開催
・石川里芋輸送実験結果検討会（県・県農試・経済連）
・第一回大島地区肉用牛振興大会（和泊家畜市場）
・昭和五十六年度巡回健診
・砂糖きび価格二万千四百十円
・県共済連仮屋園会長来島、南部三島農協共済研修会
・朝日農業賞関係調査員二十名来町
・鹿児島青果市場利用により市長より感謝状受く
・組合員と語る会の開催
・和・知・与　南三町農協地域農業振興計画策定
・昭和五十六年度朝日農業賞受賞式（朝日新聞社）
・奄美群島地区植樹祭（郷社高千穂神社）
・鹿児島県農民政治連盟総会、畜産危機突破大会
・内城地区野菜中継基地竣工

五十七年度

・オンライン用停電対策機器据付完了
・野菜集出荷場建設、馬鈴薯選別機・土壌分析器・コンテナ等導入
・六月十五日貯金業務九州オンライン開通式
・奄美群島振興開発総合調査団一行来島
・奄美群島野菜振興大会
・郡内農協長会
・第二回奄美群島和牛振興大会（於知名町）
・昭和五十七年度巡回健診
・砂糖きび価格二万千四百五十円
・農産物輸入自由化阻止全国大会へ東盛蔵氏参加
・昭和五十七年度組合員と語る会の開催

・沖永良部農業改良普及所昇格
・昭和五十八年度ばれいしょ集出荷対策会議
・役員改選（理事九名）速水朝重・和田季盛・山下純利・東一吉・末川恵蔵・林道明・玉井浦秀・中田実・池村清秀
（監事三名）橋口俊彦・中屋一吉・橋口豊仁

五十八年度

・和・知・与　南部三町農協野菜事業研修会
・年金共済「いきがい」研修
・原種牛選定調査
・昭和五十八年度巡回健康診断事業実施
・第三回大島郡肉用牛振興大会（徳之島町）
・谷山三重大学助教授・津野鳥取大教授講演会
・砂糖きび価格決定、二万千四百七十円
・農業祭記念講演川村・吉井先生(於町研修センター)
・第二十二回和泊町農業祭
・許すな自由化組合員緊急集会
・家の光協会からの表彰状・記念品伝達（こども家の光感想文）内城小学校
・第三十回和泊町婦人体験発表会、第二回婦人大会
・干ばつ緊急対策会議
・県経済連情報機器端末機設置
・野菜中核農家研修会、いんげん目揃(めぞろい)会
・為替オンライン総合テスト
・農林省小野食品流通局長一行砂糖きび状況視察、湯之前県経済連農産部長同行
・南栄ストの件で協議会
・昭和五十八年度組合員と語る会
・和泊町経済浮揚対策会議
・農業危機突破鹿児島県農民総決起大会
・南栄糖業ストに対する両町機関連記による要望書を事業所長・労組委員長へ発送（継続のため再送す）
・生活々動基本計画研修（県中　池田・赤塚・石川氏）
・農業者年金受給者設立総会（農委主催町研修センター）

五十九年度

・砂糖きび生産者総決起大会（南栄糖業）
・農畜産物輸入自由化枠拡大阻止農協代表者集会
・大島地区石川里芋生産流通対策会議(ホテルつるや)
・南栄糖業砂糖きび感謝祭ならびにきのこ類菌床工場

落成祝賀会
・六月十八日現金自動支払機（C・D）使用開始
・非常勤理事研修・職員研修会（講師永井部長・折口所長）
・健康づくり大会（県厚生連・東京女子医大指導）
・全国銀行為替制度加盟記念式典
・農協青年部と語る会
・税務部門管理者研修のため知名農協で合同研修
・松山県共済連・厚生連会長就任あいさつのため来所
・Aコープ和泊店設立で各字座談会
・第四回肉用牛振興大会を与論町で開催
・臨時総会を開催しAコープ店取得の承認を得る
・県条例検査で洲崎・松元主事来所検査執行
・昭和五十九年度巡回健診、七百六十八名受診
・59～60年期製糖打ち合わせと集中脱葉機置場地鎮祭
・第二十二回農業祭記念講演で東京青果川井常務招聘（へい）
・Aコープ店施設入札会（新生組・九電工落札）
・第三十一回婦人体験発表会・第三回婦人大会
・吉野大島税務署長・松本統括官・久保税理士臨席の下に和泊町農協農業青色申告会結成、研修を行う
・大型集中脱葉機置場施設完成祝賀式（ホテルつるや）
・鹿児島県主催による和・知・与農協役員研修会
・県経済連生活部開発指導課古里職員によるAコープ和泊店職員研修会開催
・役員改選（理事九名）速水朝重・和田季盛・山下純利・東一吉・川間元生・玉井浦秀・中原恒美・池村清秀・山下祐孝
（監事三名）橋口俊彦・中屋一吉・橋口豊仁
六十年度
・神戸大丸において沖永良部物産展開催職員派遣
・県中央会古河講師による女子職員研修会
・Aコープ和泊店開店、落成祝賀式挙行
・県中央会大原先生来島農協婦人部研修会

二　農業共済組合

(一)　和泊町農業共済組合の設立と推移

戦後の昭和二十二年、農業協同組合法等の施行と同時に、農業災害補償法も施行された。

同法は、昭和四年以来実施してきた家畜保険と、昭和十四年以来実施してきた農業保険とを統合したものである。戦後の経済事情の激変に即応し、食糧の確保および農地改革後における農家の自主経営安定を根本的に拡充強化した制度である。

組合は、市町村を区域として、農作物・蚕繭（さんけん）および家畜共済事業を行い、設立は農業者の自主的設立を原則とするが、「都道府県知事は、必要と認めるときは組合の設立を命ずることができる。」となっている。本町も奄美の他市町村と同じように、復帰後十四年にしてようやくその機運が醸成され、県の指導もあって、昭和四十三年三月二十五日に設立登記をし、同年四月一日より共済事業が実施されるようになった。

1　組合事務所

○大島郡和泊町和泊五七八番地の一（和泊町農協内）

○昭和四十五年四月一日大島郡和泊町和泊五〇〇番地の一へ家畜診療所移転。

2　設立時の役員

組合長理事　武田恵喜光
理事　平新利・町田実彦・今井忠一郎・大栄奥富・重村中久・伊井中直・中村嘉昌・平村島里
監事　柏誠之介・東一徹・池田内義

組合長理事を除き、全員農協の理事・監事が兼務した。残る農協理事一名は市来哲次郎氏。

3　実施事業

水稲・蚕繭・家畜・建物の各共済事業

(二)　沖永良部農業共済組合の設立と推移

昭和二十二年、農業災害保償法の施行以来、国はたびたびそれを改正して、国庫補助による農家負担の軽減、組合事業基盤の確立等をはかってきた。

昭和三十年に入り、市町村の合併に伴う事業区域の拡大がすすめられ、昭和四十年代は、水田転換事業が施行されるにつれて、転換作物である果樹・畑作物ならびに園芸施設等の共済に対する要望が広くなされ、これら新種共済の実施を強くせまられるようになった。

そのため、事業運営基盤の拡充と、効率的な運営をはかるには、広域合併を進めるほかないとの国の方針に沿

い、県は、本土においては郡一円の合併を、離島では島内の合併を指導し、昭和四十九年三月、徳之島三町組合が、昭和五十年二月一日に沖永良部島二町組合が合併し、沖永良部農業共済組合が発足した。

○　合併経過報告書

昭和四十八年二月二十六日、合併趣旨説明会を開催し、研究会・推進協議会設置等を協議した。

昭和四十八年五月二十四日～二十六日

和泊・知名両組合の通常総代会において趣旨説明協議した。

昭和四十八年十一月二十九日～三十日

合併推進協議会設置。定款・規約・予算等の審議。

昭和四十九年二月六日、第二回合併推進協議会。

合併経営計画の検討審議（主として、本所・出張所の設置）推進協議会長および副会長の選任、合併特別委員の選出。

昭和四十九年二月十三日、合併特別委員会。

合併経営計画の検討審議（主として、本所・出張所の設置）

昭和四十九年十月七日、第三回合併推進協議会。

昭和四十九年十月十七日～十八日

第四回合併推進協議会。

本所・出張所の設置について検討審議。

昭和四十九年十一月七日、第五回合併推進協議会。

合併後の機構（本所・出張所の位置等）と合併経営計画の承認。合併予備契約調印。合併設立委員会規程検討、審議。委員・会長・副会長選任。

昭和四十九年十一月二十七日、合併に伴う臨時総代会を両町組合それぞれ開催し、合併の承認・合併予備契約書の承認、合併経営計画決定、設立委員会規程の承認、設立委員の選任。

昭和五十年一月十日、合併設立委員会。

役員の選任、定款および諸規程の審議、事業計画・収支概算書審議決定。

○　設立委員は、両町組合理事十八名をあてる。

○　両組合理事ならびに監事は、昭和五十年五月三十一日開催の沖永良部農業共済組合第一回創立総代会まで就任。

○　本所・出張所は三年ごとに交互移転を申し合わせる。

○　昭和四十九年度より、さとうきび共済を和泊・徳之島・中種子の三地区で試験実施。本格実施は昭和五十四年度である。

○　合併時の役員

組合長理事　大平武雄。

副組合長理事　武田恵喜光。

理事　平新利・末川恵蔵・中屋一吉・菅村芳憲・中原安隆・大山大元・中村嘉昌・朝戸貞造・大平武勇・奥間上生・長谷川安弘・本部中吉・奥山真良・春日範男・山本正末・藤崎植吉。

監事　和田季盛・竿田吉秀・伊井中直・有田先鋭・林茂彰・高風栄智。

昭和五十年五月三十一日、創立総代会において、役員改選がなされ、理事十名、監事四名が選任された。

・組合長理事　大平武雄

副組合長理事　武田恵喜光

理事　平新利・末川恵蔵・中原安隆・中村嘉昌・前成富康・松元正憲・遠江東徳・山本正末。

監事　和田季盛・竿田吉秀・伊井栄清・池田光雄。

・組合事務所

組合の事務所、大島郡知名町知名三〇二番地の二従たる事務所　大島郡和泊町和泊五〇〇番地の一

昭和五十三年五月二十六日

組合事務所を和泊町和泊五〇〇番地の一へ移転。

○昭和五十六年五月二十五日、第七回通常総代会において、「定款の一部変更について」を議題として次のとおり改めた。

「この組合の事務所は、鹿児島県大島郡和泊町和泊五〇〇番地の一に置き、従たる事務所を、鹿児島県大島郡知名町知名三〇二番地の二に置く」

諸手続きを行い、昭和五十六年七月二十二日指令農経第一〇一の二二号で定款変更認可を得た。

これにより従前の申し合わせ事項は事後ないものとなる。

昭和五十六年八月十九日、組合の事務所および従たる事務所の移転を完了した。

○　昭和六十年六月現在の役員

組合長理事　林安盛

副組合長理事　武田恵喜光

理事　速水朝重・末川恵蔵・中原安隆・大平武勇・松元

正憲・秋山西文・園田通憲・田原富治雄。

監事　和田季盛・竿田吉秀・伊井栄清・神川窪栄。

○　現在の実施事業

水稲・蚕繭・家畜・さとうきび・建物等の各共済事業を実施しているが、近時園芸施設が増加し、その共済実施の要望も高まっている。

農業者の意向を確かめ、近々実施する予定である。

三　農業開発組合

(一)　昭和四十五年十一月八日設立発起人会開催

沖永良部島の農業経営の規模拡大と近代化の促進に寄与する目的で二十名の発起人が出席し、知名町役場会議室において、設立発起人会を開催し次のことをきめた。

※設立発起人氏名

和泊町長武田恵喜光。知名町長大平武雄。和泊町議会議長竿田吉秀。知名町議会議長栄池光。和泊町農業協同組合長平新利。知名町農業協同組合長松村秀熊。和泊町経済課長喜井利一。和泊町耕地課長前田義村。知名町経済課長島弘文。知名町耕地課長前田博文。和泊町農業協同組合参事大脇達夫。知名町農業協同組合参事要淳一郎。和泊町商工会長山田三十茂。知名町商工会長日吉得蔵。永良部百合生産出荷組合副組合長伊地知季良。永良部百合生産出荷組合副組合長森山繁。沖永良部さとうきび生産対策本部長根元金英。沖永良部さとうきび生産対策本部客土部長東郷豊。南栄糖業㈱沖永良部事業所長大貫明幹。南栄糖業㈱沖永良部事業所農務部長富永治。以上二十名。

1　和泊町・知名町・和泊町農業協同組合・知名町農業協同組合・和泊町商工会・知名町商工会・永良部百合生産出荷組合・南栄糖業株式会社が、基本財産を寄附し、財団法人を設立する。

2　その目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　農地の造成および土地改良事業の施行受託。

(2)　農業用機械器具の運営・管理。

(3)　農作業の受委託。

(4)　機械化実験農場の設置・運営。

(5)　前各号のほか、目的を達成するために必要な業務。

3　事務所を和泊町皆川八九一番地に置く。

4　役員理事十八人、監事二人。

理事の中から理事長一人副理事長一人を互選する。

(二)　事業の経過

昭和四十五年十二月二十八日、民法第三十四条に基づき財団法人の設立許可申請。

昭和四十六年一月二十七日、指令農政第一三七二号、鹿児島県知事の設立許可を受く。

※設立許可指令書

指令農政第一三七二号

住所　鹿児島県大島郡和泊町皆川八九一番地

氏名　財団法人沖永良部農業開発組合

設立発起人代表　根　元　金　英

昭和四十五年十二月二十八日付けで申請のあった財団法人沖永良部農業開発組合の設立は、民法第三十四条の規定により許可します。

昭和四十六年一月二十七日

鹿児島県知事　金丸三郎

昭和四十六年二月五日、法人登記。県営畑地帯総合土地改良事業・客土事業の受託施行。

昭和四十八年十一月、事務所を和泊町和泊十番地に移転する。

昭和四十九年十二月、さとうきび集中脱葉装置設置、脱葉事業受託。

昭和五十年二月六日、寄附行為の一部改廃により、役員を理事九人・監事二人に改める。

昭和五十一年二月、地力培養施設々置。堆肥の生産ならびに供給開始。

昭和五十二年三月、農用地整備（障害物除去事業）施行受託。

昭和五十四年四月五日、沖永良部農業機械銀行設立。

昭和五十四年七月、農地浸食防止事業（サンゴ礁排除事業）施行受託。

昭和五十五年四月、パワーショベルによる農地の深耕（天地返し）実施。

昭和五十五年十一月、客土事業終了。和泊町八四六ヘクタール、知名町五〇〇ヘクタール。

昭和五十八年二月二十五日、寄附行為の一部改廃によ

り、役員を理事十一人以内、監事二人に改める。

昭和五十八年三月、地力培養施設増設。

昭和五十八年八月、耕土改良事業による心土破砕（深耕）施工受託。

昭和五十九年三月、育苗センター設置、さとうきびとモクマオのポット苗を育てて供給した。

昭和五十九年七月、農地保全整備事業（団体営サンゴ礁排除事業）施工受託。

昭和六十年一月、さとうきび集中脱葉施設の老朽化により撤去。大型脱葉機新設。（屋内）

※昭和六十年六月一日現在役員氏名

理事　和泊町長武田恵喜光。知名町長日吉得蔵。和泊町議会議長泉貞吉。知名町議会議長松元正憲。和泊町農業協同組合長速水朝重。知名町農業協同組合長要淳一郎。沖永良部さとうきび生産対策本部長根元金英。南栄糖業㈱沖永良部事業所長富永治。学識経験者東郷豊・川畑進。

監事　和泊町商工会長関美統。知名町商工会長安田佳成。

第四節　復帰後の諸事

（年）　（主なできごと）

二十八　○十二月二十五日　ダレス声明により奄美大島日本復帰。
　重成知事・上田新支庁長来島。奄美返還式、大島支庁開庁式、午後から祝賀式典、夜提灯行列。
　全高校県立となる。（鹿児島県立沖永良部高等学校となる）
　琉大大島分校を県立臨時教員養成所とする。

二十九　○二月　第三代町長に重村中久氏就任。
　○二月十五日　衆議院議員選挙（奄美群島復帰に伴う暫定措置法に基づくもの）当選者なし。
　○四月三十日　衆議院議員選挙（奄美群島区再選挙）。当選保岡武久氏。
　○六月　奄美群島復興特別措置法公布。

三十　○二月二十七日　衆議院議員選挙（第二十五回）。奄美群島区定数一名、当選保岡武久氏。
　○四月　和泊港修築工事始まる。名瀬工事事務所沖永良部土木工事詰所が設置された。

三十一　○五月一日　沖永良部バス運行開始。（沖永良部島一部事務組合）
　・バス保有台数（昭和六十年四月現在）
　大型六台・中型三台・小型一台
　・バス運行（昭和六十年四月現在）
　知名発和泊・空港行　平日十一本
　日曜　八本
　〃　新城経由和泊行　平日　七本
　日曜　四本
　〃　内城・伊延・和泊行　平日三本
　日曜二本

三十二　○四月　和泊一中、三中が統合して和泊中学校に、二中が城ヶ丘中学校になった。

三十三　○二月　第四代町長に武田恵喜光氏当選。
　○五月二十二日　衆議院議員選挙（第二十六回）。奄美群島区定数一名、当選保岡武久氏。

三十四　○七月　和泊小学校、現敷地に移転。九月役場現在地に移転。（和泊小学校と役場入替）

三十五　○十一月二十日　衆議院議員選挙（第二十七回）。奄美群島区定員一名、当選保岡武久氏。

三十六　○四月　国民健康保険事業始まる。町内全校完全給食実施。拠出制国民年金事業開始。
　○七月　義宮様ご来島。
　○八月　第一回港祭り実施。

三十七　○一月　簡易水道給水開始、給水戸数四五七戸。
　○二月　町長に武田恵喜光氏再選。
　○十一月十二日　奄美興発㈱と共和産商㈱合併して、南栄糖業㈱設立。

三十八　○七月　大旱魃（かんばつ）があり、農作物の被害と飲料水が枯渇した。知名町に昇竜洞発見される。
　○十一月二十一日　衆議院議員選挙（第二十八回）。奄美群島区伊東隆治氏当選。

三十九　○四月　奄美大島群島振興特別措置法公布。

四十　○六月　電気、昼夜送電なる。（従来は深夜四時間停電）
　○七月　ＮＨＫテレビ塔完成。（大山に設置される）

四十一　○二月　町長に武田恵喜光氏三選。
○三月　瀬名―仁志間町道改良工事竣工。
○六月　名瀬土木出張所沖永良部工事詰所から沖永良部土木出張所へ昇格。
○七月　沖永良部空港着工。
○十月　交通安全町宣言。
四十二　○一月二十九日　衆議院議員選挙（第二十九回）。奄美群島区伊東隆治氏当選。
四十三　○一月　明治百年事業として町章・町民歌・町民憲章が制定された。
○四月一日　沖永良部バス―「沖永良部島一部事務組合」を「沖永良部バス企業団」と改称。
○五月十二日　衆議院議員選挙（第三十回）奄美群島区補欠選挙保岡武久氏当選。
四十四　○三月　農業構造改善事業、玉城・国頭地区ほ場整備六三・七ヘクタール竣工。
○四月　奄美群島振興特別措置法改定延長。
○五月　沖永良部空港開港。大阪航空局沖永良部空港出張所設置。
沖永良部測候所沖永良部空港出張所設置。
○県営畑地帯総合土地改良事業仁志地区（二百五十ヘクタール）事業開始。
○七月　農業振興地域の指定を受ける。
○十二月　大島地区総合社会教育研究会が開催された。
○十二月十日　衆議院議員選挙（三十二回）。奄美群島区当選保岡興治氏。
四十八　○三月　「老人いこいの家」完成。
○和泊港背後地埋立工事竣工。
○五月十三日　国頭小学校に「汐ほす母の像」完成除幕式。
○八月　きび価格大幅引き上げ総決起大会開く。
○十月　大型陳情団上京。
運動の成果は次表のとおり着実に伸びた。

農業手取価格の推移

年度	価格（円）	上げ幅（%）
48	10,000	43.9
49	15,000	50.0
50	16,100	7.3
51	17,100	6.2
52	18,370	7.4
53	18,730	1.9
54	19,350	3.3
55	20,820	7.6
56	21,410	2.8
57	21,450	0.2

○十一月　沖永良部島電報電話局開局ダイヤル式通話開始。
○十一月　三千トン級船舶「ひかり」和泊港に初接岸。
四十九　○二月　町長に武田恵喜光氏五選。
○四月　五千三百トン級船舶「神戸丸」和泊港に初接岸。
○五月　鹿児島銀行沖永良部支店強盗事件。
○八月　六千四百トン級船舶「クィンコーラル」和泊港に初接岸。
五十　○四月　和泊保育所完成。
○六月　七千トン級船舶「クィンコーラル2」和泊港に初接岸。
○八月　第29回県民体育大会第16回大島地区大会（本町にて）。
○九月　四千百トン級船舶「エメラルドあまみ」初就航。
○十一月　鹿児島県知事と町民と語る会（老人いこいの家にて）。
五十一　○二月　農業後継者育成大会。フリージア娘N

○九月　和泊町奨学資金貸付制度発足。
○十二月二十七日　衆議院議員選挙（三十一回）。奄美群島区当選豊栄光氏。
四十五　○二月　町長に武田恵喜光氏四選。
○四月　和泊町総合振興計画を策定。
○「沖永良部観光と物産展」鹿児島市山形屋デパートで開催。
○七月　和泊港に、はじめて千五百トン級（あまみ丸）船舶が接岸。
○九月　県営ほ場整備事業（二百ヘクタール）第一年度事業開始。
四十六　○一月　ミカンコミバエ防除事業はじまる。
○二月　地域集団電話開通。
○四月　過疎地域振興計画策定。
○県営畑地帯総合土地改良事業、和泊地区（二百八十ヘクタール）の事業開始。
○九月　和泊港背後地埋立工事着工。
○十二月　町より敬老年金が支給された。
四十七　○三月　空港―知名間県道舗装工事完成。
○四月　給食センターが完成し、運営開始された。

沖永良部台風

昭和52年（1977）9月9日午後10時ごろ

気　　圧	907.3ミリバール	（大山自衛隊の観測）
風　　速	60.4　m	
瞬間最大風速	80　m	
雨　　量	179ミリ	

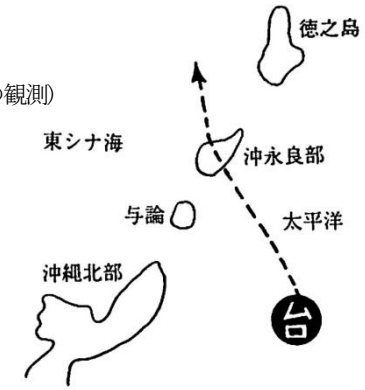

台風のひがい

両町5472世帯のうち

全壊家屋	1291戸	4377戸
半壊家屋	1358戸	80%のひがい
一部損壊	1728戸	

重軽傷者　133名

被害総額　155億7300万円

HKスタジオ102に出演。

○八月十七日　町民体育館着工。

○九月　特別養護老人ホーム（しらゆりの園）着工（19日）。

○越山焼却炉着工（24日）。

○十一月　和泊港待合所完成。

○十二月五日　衆議院議員選挙（三十三回）。奄美群島区当選保岡興治氏。

○十二月　沖永良部空港に自衛隊ジェット機初着陸。

五十二　○三月　和泊町民体育館完成。東京フィルハーモニー吹奏楽団公演。

○九月九日　沖永良部台風来襲し全島に壊滅的な被害を及ぼす。

○十二月　西郷南洲没後百周年記念行事を行う。

五十三　○二月　町長に武田恵喜光氏六選。

○八月　西郷南洲像建立（南洲神社境内）。

五十四　○三月　民放テレビ開局。

○四月　伊延港改修工事着工。

○八月　沖縄航空路開設。

○十月七日　衆議院議員選挙（三十五回）。奄美群島区当選保岡興治氏。

五十五　○五月　町制施行四十周年記念式典。農村情報無線開局。町花「テッポウユリ」町木「ガジュマル」指定。「教育の町」「交通安全の町」宣言。ミカンコミバエ絶滅に伴う甘きつ類移出解禁。

○十二月　戦没者慰霊塔建立（越山頂上）。

五十六　○三月沖永良部花卉センター完成。第一回「フリージアフェスティバル」開催。

○四月　鎌田知事との「車座対話」。

○七月　五千トン級船舶「あかつき」初就航。

○八月　第三十五回県民体育大会第二十二回大島地区大会開催。

○十一月　初の土曜夜市開催。

五十七　○一月　町長に武田恵喜光氏七選。

○二月　高千穂神社で奄美群島地区植樹祭開催。

○三月　第一回「フリージアジョギング大会」開催。

○七月　第九回少年スポーツ大会大島地区大会開催。

○十月　ウリミバエ不妊虫初の空中放飼。

○十一月　五千トン級船舶「ニュークィンコーラル」初就航。

○十二月　和泊町研修センター竣工。

五十八　○二月　沖永良部与論地区消防組合発足。

○四月　フラワー都市交流連絡協議会発足。

○五月　松くい虫、初の航空防除。

○八月　農村集落多目的共同利用施設落成。

○　参考資料　1郷土史年表　2和泊町勢要覧　3知名町誌　4藤原南風著「新奄美史」「奄美のきび戦争」

（付）　鹿児島地方法務局和泊出張所の沿革

年	月	日	事　項
明治二八	七	一	大島郡和泊町和泊字東風平五七九番地に大島区裁判所和泊出張所として開庁。
			（管轄）大島郡の内、和泊村・知名村。
明治四四	一	一	庁名を大島区裁判所沖永良部出張所と改称。
大正一一	四	九	大島郡和泊村字石川平一二番地の二（現在地）に事務所移転。
大正一一	一二	一	管内を分轄し知名村を管轄する知名出張所新設に伴い管轄変更。
			（管轄）大島郡の内、和泊村。
昭和一九	四	二三	知名出張所を合併により管轄変更。
			（管轄）大島郡の内、和泊町・知名村。
昭和二三	一二	一	知名出張所開庁に伴い管轄変更。
			（管轄）大島郡の内、和泊町。
昭和二八	一二	二五	日本復帰により鹿児島地方法務局和泊出張所と改称。
昭和三一	七	一	倉庫改築。鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、床面積二五・二八平方メートル。
昭和四〇	三	一八	町費支弁による庁舎新築。ブロック造鋼板平家健事務所・居宅、床面積一二九・六平方メートル。
			旧和泊合同庁舎との交換により昭和五一年三月五日庁舎、敷地共に大蔵省へ所有権移転。
昭和五一	三	一八	法務省へ所管換。
昭和五二	三	一八	屋根葺替工事。
			工費　金五〇万円
昭和五二	九	九	台風九号による被害。
昭和五二	九	二一	復旧工事着工、同一〇月一八日完工。
			工費　金百拾壱万九千四拾円。

第十二章　和泊町の発展

第一節　奄美群島特別措置法

一　奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針

昭和二十八年八月八日「奄美群島返還についてのダレス米国務長官の声明」後、日本政府は、同年十月二十三日「奄美群島の復帰に伴う暫定措置に関する基本方針」を閣議決定し、引継事務を円滑に行うとともに、同地域の民生の安定とその急速な復興をはかるため次の方針に基づいて必要な措置を講ずることとした。

(一)同地域の立ち遅れた状態を回復し、民生を安定するため、直接実効ある実質的施策を重点的かつ総合的に実施することを基本方針とする。

(二)昭和二十九年度以降の振興対策については、年度計画を樹立し、予算に計上する。

(三)奄美群島の復興事業は、同地域の自立経済を助長する如き事業に重点をおいて計画し、それに要する経費については、現地の実情と事業の性質を勘案して、国庫負担又は国庫補助につき特例を設けかつ金融措置も特別に講ずることを考慮する。

(四)昭和二十八年度の予算は、生活保護・失業対策・政府施設の整備・公共土木事業・産業振興事業等のうち特に臨時緊急を要するものについて、国庫負担を建前として必要な措置を行うものとする。

この基本方針に基づき十一月十六日、「奄美群島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」が国会で議決された。

二　奄美群島復帰前後処理費

昭和二十八年度事業については、前述の規定に基づき、道路・橋りょう・河川・港湾等の公共事業、公立学校の新築または改築等が実施された。

なお、昭和二十九年度以降の事業は、奄美群島復興特別措置法により施行されたが、同法の制定が年度途中になされたので、昭和二十九年度事業は、前後処理費に編成された。

三　奄美群島復興特別措置法

このような経緯にかんがみ「奄美群島復興特別措置法」は、昭和二十九年五月二十五日議員提案として国会に提案され、超党派的支持を得て同年六月二十一日制定された。

この法律は、群島の復帰に伴いその急速な復興と住民の生活の安定に資するために特別措置として、総合的五ヵ年計画を策定し、これに基づく事業を実施することを目的としたものであり、本土における一般公共事業及び離島振興法に基づく各種事業と比べ、手厚い補助率が適用され、また、補助対象も特別に配慮されている。

(一)　復興事業（前期）（昭和29年～33年度）

本法に基づく「復興五ヵ年計画」は、群島住民の生活水準を戦前（昭和9年～11年）の本土なみに引き上げるために必要な産業・文化の復興と公共施設の整備充実を図ることを目標として、総事業費百五十二億円（うち国費百十一億円）を計上し、昭和二十九年度から実施された。復興事業は、五ヵ年計画に基づいてスタートしたが、台風や季節風等の気象条件、輸送力や技術者の不足、市町村財政の貧困による地元負担の弱さ等の理由により、四年度目の昭和三十二年までの実施状況は、事業費で四十四パーセント・国費三十二パーセントの進捗率で、計画の五割にも達せず、五ヵ年の計画完了はまったく望めない状況であった。

(二)　復興事業（後期）（昭和34年～38年度）

そこで同計画の完遂をはかるため、実施期間の延長、事業内容改訂の必要性が認められ、昭和三十三年六月三十日同法の一部改正法が可決成立し、

1　五ヵ年計画の事業内容を補完改訂して実施期間を、昭和二十九年から三十八年までの十ヵ年計画とする。

2　各種産業の生産性の向上による群島経済の自立化を促進する。

3　産業資金の円滑な融通をはかるため、すみやかに

特別な金融対策を樹立する。

等を基本方針として改訂され、特に、金融対策として奄美群島復興信用保証組合が同信用基金に改組され、従来の保証業務に群島内の中小規模の事業者に対して融資業務を合わせて行うことになり、復興事業に伴う地元資金の確保に大きな役割を果たした。

(三) 復興十ヵ年計画の変更

復興十ヵ年計画の進捗状況およびその後の諸情勢の変化に対し計画内容を検討した結果、生産増強・民生安定等復興の基礎的条件整備をさらに強力に推進するためには事業費の配分調整を行うことが必要となった。

このため、十ヵ年計画は計画の補完調整が行われ、事業費二百十四億円となり、三十一億円余が増額された。

このように、奄美群島復興事業は昭和二十九年度を初年度とする十ヵ年計画に基づき着実に施行され、昭和三十八年度をもって全計画を完了した。復興事業の実施により、公共土木施設を中心とする各方面の復興はめざましく、群島住民の自立振興意欲の高揚と相まって、群島の経済活動もとみに活発化し、目標とされた生活水準の引き上げもほぼ達成された。

その後における本土の経済成長は著しく、群島の復興事業は基本的な公共施設の整備に重点をおき、産業振興については計画の後半において推進され、主要産業はようやくその方向づけをなされた段階に止まり、本土との所得水準の格差は縮まらなかった。

四 奄美群島振興特別措置法

(一) 前期振興事業（昭和39年～43年度）

復興事業が基礎的な公共施設等の整備に重点をおき、産業の振興は計画の後半の実施に移されたが、この間日本経済の伸長は著しく、郡民一人当たりの所得は全国平均の半分にも達しない状況であった。

これを是正するため、昭和三十九年三月三十一日、奄美群島復興特別措置法は改正され、その名も奄美群島振興特別措置法となり、同法に基づき、昭和三十九年度を初年度とし昭和四十三年度までの前期五ヵ年計画が策定

され実施された。この計画は、本土の著しい経済成長と群島の特殊事情を考慮し、主要産業の振興を重点として群民の経済的自立を促進し、生活の安定と福祉の充実を計ろうとするもので、復興計画に準じた特別措置を講じ、県本土の生活水準に近づけることを目標に、基幹産業を中心とする諸事業の振興計画が実施された。

その結果、産業・経済・社会生活等各方面に顕著な振興はみられたものの一人歩きできるには至らなかった。

(二) 後期振興事業（昭和44年～48年度）

前述のとおり、計画の目標とした本土なみの生活水準を確保するに至らなかったため、昭和四十四年五月九日法律は改正され、計画期間も五ヵ年間延長されて、昭和四十八年度までとなった。

事業費は、二百八十一億六千百万円、国費百三十三億六千六百万円が投資され、港湾・空港・道路等をはじめ産業の振興・社会基盤整備・国土保全等が図られ住民の生活水準も逐年向上してきたが、群島をめぐる諸条件はきびしく、本土との諸格差を是正するには至らなかった。

五 奄美群島振興開発特別措置法

(一) 振興開発事業（昭和49年～53年度）

振興事業(昭和39～48年度)によっても、奄美群島と本土との諸格差は是正されなかったので、振興特別措置法は一部改正され、奄美群島振興開発特別措置法となり、昭和四十九年度から五十三年度までの五ヵ年間にわたり、交通・社会・産業の三大基盤の整備を重点に振興開発事業を計画し、実施された。

(二) 新奄美群島振興開発事業（昭和54年～63年度）

奄美群島に対しては、昭和二十九年以来国の特別措置に基づく復興・振興・振興開発の事業を進めてきたことにより、社会経済の各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかし、我が国の社会経済の発展の中にあって群島をめぐる諸条件は厳しく、所得水準・公共施設整備水準等において、本土との間にはなお格差があり、後進性を克服するに至らないため、これまでの振興開発等の事業

の成果を踏まえて、新たな計画を策定し、群島社会経済の一層の発展を可能とする諸条件の整備を積極的に推進することを基本方針とし、計画期間を昭和五十九年度から昭和六十三年度までの五ヵ年間と定めた。

この中で、沖永良部群島の基本構想は次のとおり定められた。

1　和泊港等の港湾の整備を推進するとともに、主要地方道、知名沖永良部空港線等の道路整備を進める。

2　都市施設・社会福祉施設等の整備を促進する。

3　既存のため池の活用や地下ダムの調査を促進し、農業用水の確保を図る。

4　土地基盤整備を促進し、さとうきびを中心に輸送野菜・花き・畜産等を組み合わせた複合経営による生産性の高い農業の振興を図る。

5　漁港等漁業生産基盤や流通関連施設の整備を促進する。

6　観光関連施設の整備等受入態勢を充実するとともに沖縄や奄美各島との連けいを強化し、花や鍾乳洞などを活用した特色ある観光地の形成を図る。

「この計画を達成するためには、国の特別措置に加えて、県・市町村の積極的な取り組みはもとより、住民自身の自立自興の精神に基づく積極的な参加と努力が必要である。」と結んでいる。

奄美群島特別措置法に基づく昭和二十九年度から昭和五十九年度に至る三十年間の総事業費は、次表のとおりである。

奄美群島復興特別措置法各基の事業実績

種	業績			伸び率
	事業費	国費	地方負担	
	千円	千円	千円	
復興事業(29～38年度)	20,999,736	12,117,757	8,881,979	
振興事業(39～43年度)	15,649,925	7,715,304	7,934,621	
振興事業(44～48年度)	28,169,014	13,366,066	14,794,948	1.80
前期復興開発(49～53年度)	99,293,062	67,907,985	31,385,077	3.53
小計	164,103,737	101,107,112	62,996,625	5.33
後期振興開発54年度	39,124,020	27,510,513	11,613,507	
後期振興開発55年度	41,188,765	28,332,357	12,856,408	1.05
後期振興開発56年度	43,303,157	29,638,713	13,664,444	1.05
後期振興開発57年度	45,343,776	30,252,109	15,091,667	1.10
後期振興開発58年度	48,864,815	32,782,104	16,082,711	1.08
後期振興開発59年度	49,793,965	33,935,474	15,858,491	1.02
小計	267,618,498	182,451,270	85,167,228	5.30
合計	431,722,235	285,558,382	148,163,853	

第二節　和泊町の交通・産業・福祉基盤の整備

本町は、前記の復興・振興・振興開発特別措置法の趣旨を十分踏まえ、行政と住民が一体となって受け入れ態勢を整えて、計画的・積極的に各種事業を導入したことにより、着実な振興発展を遂げている。

一　和泊港

復帰当時までの和泊港は接岸施設がなく、利用客や荷物の乗降はすべてはしけで、しかも沖合い千メートルの洋上に停泊する本船との間を、遠浅のサンゴ礁の間を縫うように手こぎで往復したのである。その上夜間寄港の時のはしけ航行は、人命をも脅かすきわめて危険な状態であった。

昭和三十年度から本格的な改修工事が始まり、昭和五十九年度までに総工費七十七億三千万円余の巨額の国費を投じ、株式会社若松築港・九玉建設・大宮建設・町田建設・渡辺組によって施工された。

昭和三十八年には千トンバースが完成、同三十九年七月には貨客船あけぼの丸（六百十トン）が初めて接岸した。四十八年には五千トン、五十二年には六千トン級バースが完成し、当時最大級のフェリー船クインコーラル（六千トン余）が接岸したのである。

復帰当時の就航船は金十丸（五百トン）が最大であり当初の港湾計画は千トン級船舶の接岸を目指して進められたが、時代の進展とともに船舶が大型化し、港湾整備計画も船の後を追う形で次々変更されたのである。

さらに、沖に突き出ている和泊港の構造は、風波の影響を直接受けるため接岸し難く、将来の拡張工事は投資効率が悪いため抜本的見直しを行い、昭和六十一年度からスタートする第七次港湾整備計画で、現桟橋の北側で和泊中学校東側に面する内陸部へ掘り込み港湾（一万トン級バース）が計画されている。

二　伊延港

伊延港は、古い時代から本島の交易港として使用されてきたが、昭和四十二年度以来裏港（はしけ使用港）としての物揚げ場やはしけ航路の竣せつ、防波堤等の整備を進めていたが、昭和五十二年の沖永良部台風襲来後主要港である和泊港が風波のため十数日間も使用できず、島民の生活物資を始め災害復旧資材の陸上げができなかったため、その補完港として伊延港を整備する必要に迫られた。政府は、一島一港主義を貫いてきたが、外海離島における災害の悲惨な実態と島民を始め関係機関の強い要請により、昭和五十四年度から和泊港の補完港としての整備が認められ、昭和六十年度までに総工費三百六十六億六百万円（内国費三百二十三億七千百万円）を投じ、一万トン級バースの岸壁が完成した。

さらに、昭和六十一年度からの第七次港湾整備計画で、泊地浚渫（しゅんせつ）や防波堤建設等和泊港と合わせ全天候型港湾にする計画が進められている。

三　空港

昭和三十五年、東亜国内航空株式会社が、私設の飛行場建設を計画したので、町は、空港の設置は、島の産業・文化の発展上不可欠であると同意し、現在地周辺を候補地と選定してその計画に協力していたが、奄美群島振興事業で空港が建設される事になり、この計画は、鹿児島県に移譲された。

昭和四十二年七月工事に着手、四十四年三月完成し、同年五月一日第三種空港として開港したのである。

総工費　二億五七四八万七千円
着陸帯　延長一三二〇m　幅九〇m
滑走路　〃　一二〇〇m　〃三〇m
誘導路　〃　七〇m　〃一八m
エプロン　七〇〇〇㎡（YS11型用）二バース
駐車場　二二四九㎡（一二七台）
照明施設　進入角指示燈・滑走路末端識号
無線施設　NDB・通信施設・テレタイプおよび中断装置
気象施設　窒高計・無線模写学画装置・気象観測器一式

開港時は、東亜航空のヘロン機が奄美大島間を不定期便として就航、その後YS11型機となり、昭和四十七年二月から鹿児島間の定期便が就航、現在一日二便である。昭和五十四年八月、南西航空によるYS11型機が沖縄（与論経由）との間に週三便（月・水・金）就航している。また、五十八年十二月から奄美大島間にドルニエ機（十九人乗り）が毎日一便就航している。

四　道路

(一)　県道

本町内の県道は、和泊を基点とする知名沖永良部空港線、瀬名に通じる瀬名和泊線、内城に通じる下平川内城線、北海岸を通って知名に通じる国頭知名線があり、延長三万千三百五十二メートルである。すべて舗装されているが、拡幅すべき未改良部分が二千二百八十三メートル残されており、その整備計画が進められている。また、和泊市街地は道路幅が狭く、車も多く渋滞するので都市計画事業によって十二メートル～十六メートルのバイパス道路が建設されることになっている。

(二)　町道

町道は、各字を結ぶ幹線と字内線合わせて、百四十三線、延長二十六・七キロで、改良率六十六パーセント、舗装率五十一パーセントであるが復帰当時と比べ著しい発達を遂げている。

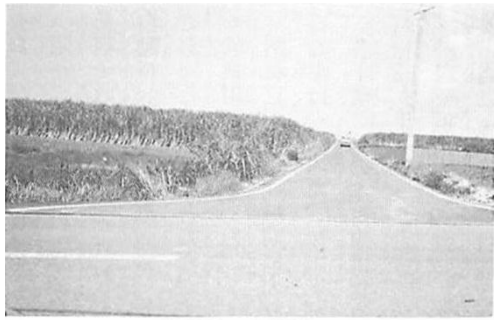
舗装された農道

(三)　農道

農道は、総延長十四・九キロ（三百五線）幅員四メートル以上は八十六線三・九キロである。

このように本町の道路は、町内全域にわたって整備が進み、人家はもとより、どこの畑へでも大型車両が容

易に通行できるようになった。

(四) 橋りょうの整備状況　（単位：m：㎡）

橋名	幅員	延長	面積	備考
南洲橋	五・〇	一九・〇	九五・〇	県有永久橋
石橋	八・八	二・〇	一七・五	〃
明治橋	八・〇	八・〇	四〇・〇	町有永久橋
みずほ橋	六・六	六・〇	三九・六	〃
西原橋	一八・〇	三・〇	五六・〇	〃
奥川橋	四・〇	一一・五		
大城橋	七・二	一一・〇	三六・〇	〃
昭和橋	四・五	一〇・〇	四五・〇	〃
大津美田橋	一二・〇	三・六	四三・二	〃
天神橋	三・六	七・四	二六・六	〃
松山橋	六・六	六・〇	三九・六	〃

五　車両・オートバイ等の普及

本町に自動車が初めて導入されたのは昭和六年、オートバイは同十四年である。昭和二十九年以降の車両の保有および普及状況は次のとおりである。

昭和二十九年には、普通自動車十八台（自家用二・営業用十六）、トラック九台（自家用二・営業用七）、特殊自動車一台、三輪車一台、軽自動車二台、合計三十一台であった。そのほとんどが中古車または改造ジープであり営業用が主であった。

昭和三十年代、後期に入り日本経済の高度成長に伴い自動車はもちろん、オートバイの普及は著しく伸びた。

各年代ごとの本町車両保有台数は次のとおりである。

昭和三九年　一一八台　昭和四八年　一一四〇台
〃　四一年　二三八台　〃　五二年　三八三七台
〃　四二年　三〇三台　〃　五三年　五〇三一台
〃　四三年　三七二台　〃　五四年　五〇六一台
〃　四四年　四二四台　〃　五五年　六八〇九台
〃　四五年　五三二台　〃　五六年　六六五七台
〃　四六年　六八四台　〃　五七年　六六七六台
〃　四七年　九五四台　〃　五八年　五六八四台
　　五九年　七二三〇台

我が国の自動車産業の革命的発達と免許年令の引き下げは、車社会を築き上げた。

農業機械（動力）の推移

農業用四輪車	モアー	ハーベスター	カッター	チョッパー	動力刈払機	散粉機	動力噴霧機	動力脱穀機	発動機	耕うん機	トラクター 30馬力以上	トラクター 30馬力以下	農機具名
318	10	16	582	207	125	18	613	25	109	1,223	112	489	54
361	22	17	585	191	158	167	800	35		1,391	246	321	55
369	18	22	716	234	153	81	690	36		1,758	378	369	56
448	31	19	706	256	219	41	644	11		1,755	423	345	57
524	57	13	680	212	251	122	775	6		1,155	371	367	58
500	76	18	646	245	322	139	670			1,703	368	669	59

本町においても、この国家的すう勢と、道路網の発達に加え、高校生のバイク通学が認められたことなどによって、昭和四十年代後半から著しい普及を示し、今では一世帯当たり平均二・五台保有していることになる。

○農業機械の発展

農業基盤の整備は、機械化農業へ進展し、その普及率および保有台数は県下第二位である。

六　河川・海岸・治山の整備

台風の常襲地帯である本島は、豪雨による河川の水害や暴風および高潮による海岸線や農作物の被害は甚大である。これらの災害を未然に防止するため、国土保全地域に次の個所を指定し、整備をはかった。（表1～5）

七　土地基盤の整備

農業経営面積の規模拡大と集団化を推進し、機械化農業体系を確立して農作業の省力化をはかるため、土地基盤は次のとおり整備されたが、整備率は依然として低い

(5) 治山事業実績

(単位：千円)

事業名			地区名	事業内容	実施年度	総事業費	国庫補助率
復興事業	治山	海岸砂地造林	西原、喜美留、手々知名	S29～33年 5.0ha 34 2.5ha 35 1.4ha 計 8.9ha	S29～35	2,938 .976	
		防風林造林	国頭 西原 喜美留	S 35年 1.8ha 36 1.3ha 37 1.0ha 計 4.1ha	S35～37	839 .283	
	計					3,788 .259	
振興事業(前期)	治山	海岸砂地造林	国頭	3.0ha	41	1,188 .516	
		防風林	瀬名	3.0ha	42	1,123	
			西原	2.0ha	43	793	
	計					3,104 .516	
振興事業(後期)	防災及び国土保全(治山)	海岸砂地造林	喜美留 国頭 伊延	4.0ha 1.0ha 2.0ha	45 46 46	1,884 1,292 646	
		計		7.0ha		3,822	
振興開発事業(前期)	治山	防災林	西原 防潮林西原伊野後	75.0ha 114.0ha	49 50	7,864 15,734	
		海岸防災林造成	西原伊野後	45.0ha	51	16,684	
			西原伊野後	0.61ha 140M	52	26,792	
			〃	0.23ha	53	1,112	
			国頭手附	1.70ha	53	5,716	
	計					73,902	
合計						84,606 .775	

(1) 2級河川の状況

期日:昭和55年4月1日

河名	指定延長	起点
奥川	1.1ｋｍ	右岸 和泊町 大字手々知名大川959の2番地先 〃 〃 大字和泊奥川953の1番地先 から海に至る
石橋川	3.5	右岸 和泊町 大字内城字島川1062番地先から 〃 大字皆川字長当78番地先の堰堤に至る

資料：県離島振興課

(2) 振興事業(昭和41～42年度)

単位：千円

事業名	事業量	事業費	国費	県費
河川整備	奥川 610.5m	3,730	3,356	374

(3) 海岸保全指定区域(建設省所管)

海岸名	地区海岸名	区域の起点、終点	延長(m)
和泊海岸	汐瀬海岸	起点 和泊町大字和泊石川平105 終点 〃 〃 汐瀬103	700
	美瀬海岸	起点 和泊町大字国頭字手附4385 終点 字白石572の1	330

資料：奄美群島の概況

(4) 海岸保全事業実績

(単位：千円)

事業名	地区名	事業内容	実施年度	総事業費	国庫補助率
海岸	和泊海岸	護岸工 53.5m	49	10,000	3／4
		73.7m	50	14,500	〃
		87.5m	51	15,000	〃
		65.5m	52	15,000	〃
		90 m	53	20,000	〃
県単海岸防災事業	和泊海岸	根固工 20.7m	53	1,000	県単
海岸	和泊海岸	護岸工 90 m	54	20,000	3／4
		80 m	55	20,000	3／4
計		540.2m		115,500	

ので、土地改良事業による圃場整備は、将来に向かって強力に推進されなければならない。

本町の耕地面積は、田六十三ヘクタール、畑二千九十一ヘクタール合計二千百五十四ヘクタールで、うち圃場整備面積は五百六十一ヘクタール、整備率は二十六パーセントである。（表６・７）

県営事業（上は工事前の現況。下は整備後の圃場）

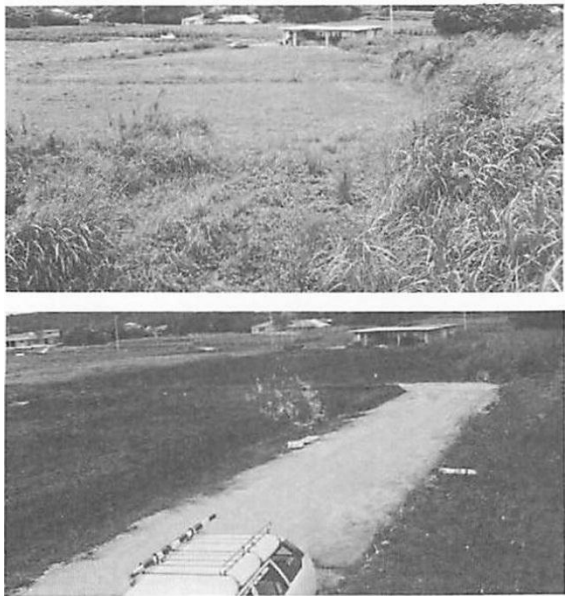

(6) 団体営事業(農業構造改善事業)

地区名	実施年度	面積(ha)	事業費(千円)	施行箇所
国頭地区	41	18.12	16,998	
玉城地区	42～43	15.52	26,680	
谷山地区	44	5.0	3,000	
和泊地区	54～60	31.86	278,000	上手・畦布・根折・内城・瀬名
(農地開発事業)				
永峰地区	51～53	14.99	102,000	
県単迫田等整備特別対策事業(喜美留)				
木場野地区	59	2.5	17,254	

(7) 県営事業(県営圃場整備事業)

地区名	実施年度	面積(ha)	事業費(千円)	施行箇所
和泊地区	44～48	187.4	264,996	喜美留・上手々知名・出花・西原
(水田転換特別対策事業)				
後蘭地区	48～52	95.52	704,290	後蘭・谷山（水田地帯）
(県営畑地帯総合土地改良事業)				
和地区(300ha)	55～60	156.4	1,593,000	玉城・大城・皆川・内城
	61以降	143.6	2,430,000	
筒岩地区(165ha)	57～60	25.3	210,000	喜美留・国頭
	61年度以降	139.7	1,856,000	
仁嶺地区(115ha)	59～60	8.8	130,000	仁志・永峰・瀬名
	61年度以降	106.2	1,484,000	

八　農業の発展

本町の基幹産業は農業である。台風常襲地帯という自然条件や外海離島のもつ辺地性等不利な条件下にあるが、亜熱帯圏の条件を生かした農業の振興を図るため、各種事業を導入して生産基盤の整備が進み、さとうきびを中心に肉用牛・花き・輸送野菜の複合経営が定着して生産性の向上は著しい伸長をみせている。

各部類毎の推移は、表７のとおりである。

昭和二十七年度を基準とし三十年以降五年周期ごとの農業生産状況は、表８のとおりである。

なお以下に、農業のようすを示す資料として、農産物生産額の推移(9)、農家所得の推移(10)、農業生産額の推移(11)を掲げる。

昭和六十年二月「和泊町農業振興重点推進一〇ヵ条」を制定し、農業振興の指針を定めた。

○和泊町研修センターの設置

豊かで活力のある農村社会を建設するため、多目的研修会館を昭和五十五年度から五十六年度の二年継続事業で完成した。

総工費三億四千万円、うち国庫補助一億七千万円、総面積千七百四十九平方メートル。

伸びゆくハウス園芸施設

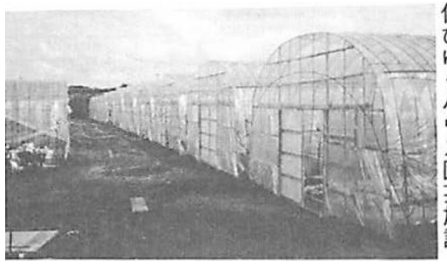

(8) 経営耕地面積規模別農家数の推移

規模＼年次	30.8.1	35.2.1	40.8.1	50.8.1	55.8.1	58.8.1	59.8.1
30ａ未満	491	407	325	226	255	259	357
30～50a	418	377	291	202	128	98	
50～70a	352	349	318	208	180	169	406
70a～1.0ha	406	430	397	302	235	240	
1.0～1.5ha	403	383	419	278	332	316	313
1.5～2.0ha	168	175	186	241	224	220	220
2.0～2.5ha	72	66	77	128	136	149	149
2.5～3.0ha		11	24	64	92	96	96
3.0～5.0ha	10	5	12	38	75	92	92
5.0～10ha					10	11	11
10～							
計	2,320	2,203	2,049	1,787	1,667	1,650	1,644

(11) 農産物総生産額の推移

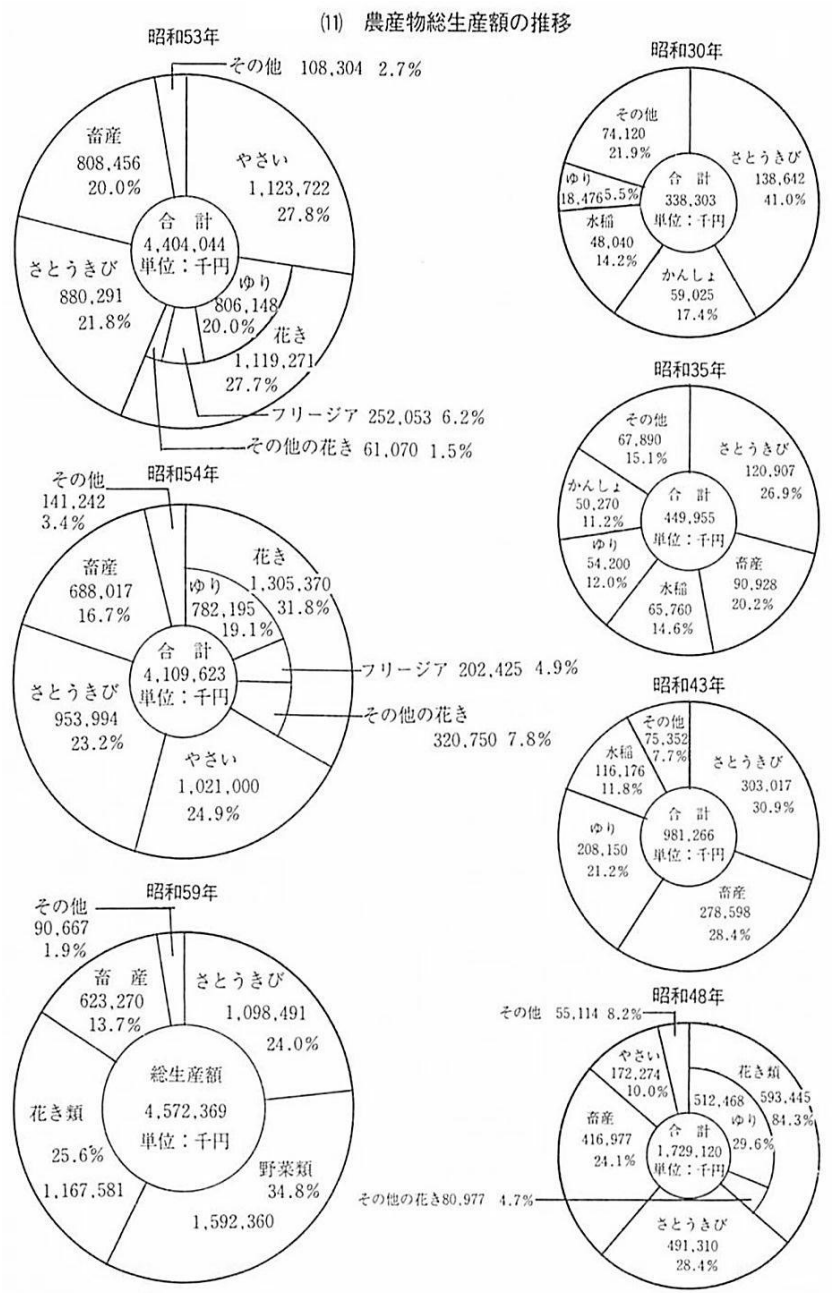

(9) 農業生産状況の推移

	単位	昭和27年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和59年
総世帯数	戸	(昭29年) 2,543	2,617	2,722	2,633	2,528	2,531	2,735	2,867
農家戸数	戸	2,315	2,320	2,203	2,049	1,986	1,789	1,667	1,644
専業農家数	戸		1,920	1,497	1,406	675	424	757	915
農家率	%	91.0	88.6	80.9	77.8	78.5	70.6	60.9	57.3
専業農家率	%		82.7	67.9	68.6	33.9	23.7	45.4	55.6
総面積	(町)ha	5,583 (町)	5,583 (町)	4,114ha	4,114	4,114	4,117	4,117	4,117
耕地面積	(町)ha	1,687.68(町)	1,769.2(町)	1,732ha	1,814	1,901	1,978	2,116	2,154
田	(町)ha	220.43(町)		259ha	160	160	152	81	63
畑	ha	1,467.25(町)		1,473ha	1,654	1,741	1,826	2,035	2,091
耕地率	%	30.2	31.6	42.1	44.0	46.2	48.0	51.4	52.3
農家一戸当り耕地面積	a	66	76	78	88	95	110	126	131
農業生産実績額	千円		338,303	449,955	897,734	1,125,045	3,051,475	4,553,642	4,572,369
農家人口			11,503	10,521	9,151	7,951	6,723	6,256	5,978

(10) 和泊町農家所得の推移

年次(昭和)		単位	和泊町	奄美	鹿児島県	全国	県下(96市町村)での順位
45	農業粗生産額	百万円	1,130	8,835	112,464	4,648,506	
	生産農業所得	百万円	580	4,536	50,272	2,457,883	
	農家1戸当りの農業所得	千円	302	202	222	460	14
	耕地10a当農業所得	千円	32	26	28	42	
47	農業粗生産額	百万円	1,294	7,787	136,598	5,075,977	
	生産農業所得	百万円	827	4,763	68,027	2,857,169	
	農家1戸当りの農業所得	千円	431	223	318	553	9
	耕地10a当農業所得	千円	46	28	40	50	
52	農業粗生産額	百万円	3,173	16,044	316,945	10,131,407	
	生産農業所得	百万円	1,968	10,206	145,357	5,214,094	
	農家1戸当りの農業所得	千円	1,205	644	781	1,078	6
	耕地10a当農業所得	千円	114	74	97	95	
53	農業粗生産額	百万円	3,713	20,140	336,865	10,367,022	
	生産農業所得	百万円	2,509	14,427	166,183	5,435,005	
	農家1戸当りの農業所得	千円	1,536	911	916	1,135	4
	耕地10a当農業所得	千円	148	105	112	99	
58	農業粗生産額	百万円	3,661	23,224	394,635		
	生産農業所得	百万円	1,891	12,953	125,567		
	農家1戸当りの農業所得	千円	1,344	931	768		5
	耕地10a当農業所得	千円	90	79	85		

(12) 当町における農業生産額の推移

(単位：千円)

作目名	35年度	40年度	45年度	50年度	55年度	59年度
1. 水稲	65,760	66,788	83,041	52,336	12,784	1,191
一期	44,160	35,150	46,194	30,738	8,976	858
二期	21,600	31,638	36,847	21,598	3,808	333
2. 落花生	3,132	377,781	5,000	21,000	34,800	8,320
3. さとうきび	50,270	42,619	318,262	999,955	1,076,644	1,098,491
4. たばこ				28,313	91,182	64,143
5. 野菜	23,500	30,022	60,953	601,479	1,376,871	1,592,360
(1) 自給野菜		28,492	14,989	73,870	96,498	56,250
(2) 輸送野菜			45,424	527,609	1,280,373	1,536,110
ばれいしょ		1,530	540			664,355
6. 花き	54,200	123,550	326,000	181,394	1,231,110	1,167,581
ゆり	54,200	123,550	286,000	484,688	752,579	525,723
フリージア			40,000	196,706	259,641	198,057
その他					218,950	443,801
7. 果樹	16,530	10,848	7,210	21,536	8,930	
ぽんかん						
たんかん				3,136	2,080	
すもも			90	1,003		
その他	16,530	10,848	7,120	17,397	6,850	
8. 畜産	90,928	189,809	322,946	644,697	720,132	623,270
9. 養蚕	1,200	1,146	1,633	765	189	
10. その他	144,435	7,013	−	−	−	17,013
計	449,955	849,576	1,125,045	3,051,475	4,553,642	4,572,369

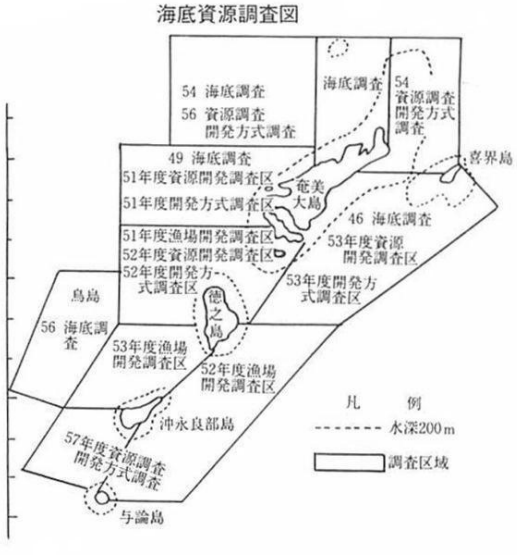

セリ市風景

九 水産業

復帰後、漁港の整備が進むにつれて漁船も無動力の板付舟から和船に代わり、漁具等の装備も近代化されて漁獲高も年ごとに伸びている。

漁業施設としては、昭和四十六年和泊港(ナビグムイ)に漁舟揚げおろし用の斜路と物揚げ場ができたのを皮切りに四十八年と五十三年に二・五トン、三・五トンの製氷冷凍施設がそれぞれ完成、さらに、五十六年から漁船対策としての舟だまり場が整備され、五十八年には物揚げ場の中に荷捌(さばき)施設が、また知名には漁業無線局が設置された。

一方、伊延港にも昭和四十二年から舟揚場や物揚げ場が整備された。このように漁業施設の進展によって漁業者(遊漁船業者を含む)が増加し、内喜名港整備の要請が高まってきたので、昭和五十七年から町費で整備を進めていたが、五十九年二月一種漁港の指定を受け、その後は国費による整備が進められている。計画総事業費は五億二千万円である。また、昭和五十一年から群島水域



の海底資源調査も行われ、これと並行して魚群探知機を装備する漁船も増え、無線機の装備と合わせて、安全かつ大量漁獲が可能となった。荷捌施設では毎月三百キロ前後の魚が水揚げされて、セリが行われている。

昭和五十八年の漁業状況は次のとおりである。

組合員数　一一七名　漁船数　八七隻（一〇四九馬力）

漁獲量　二〇八トン　漁獲高　二億一千万円

十　観光

「花と鐘乳洞の島」沖永良部への観光入れ込みがあったのは昭和三十六年ごろからである。

わが国の高度経済成長で国民の余暇活動が活発となり、しかも、離島志向が強まり本島を訪れる観光客も年を追って目立つようになった。しかし、その数は昭和四十一年に至ってもわずか九千人であった。本島の観光資源は、自然に生い茂る亜熱帯の植物群とこれを彩る太陽、ライトブルーに輝く海、そして、ゆり・フリージアなどの花々と、西郷隆盛や世之主にまつわる史跡、文化資源の他、島民の素朴な人情である。

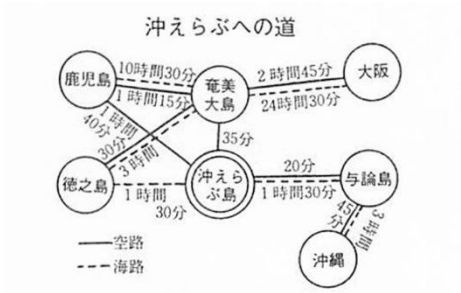



全国的になったフリージアジョギング大会

逐年増大する余暇需要に対応すべく、本町は四十八年からワンジョ海水浴場の整備を行ったのを始め、ソテツジャングル、奄振事業による越山公園の整備、路傍植栽等の花いっぱい運動を推進してきた。また、昭和四十九年からは「花の観光」をスタートさせ、両町および沖永良部観光連盟が一体となり、さらに東亜国内航空㈱の絶大なるご支援を得て観光キャラバン隊を編成し、鹿児島から北海道までの全国キャラバンを行ったのである。

一方、国においても奄美の豊かな自然を保護するために、海域を含む奄美各島の景勝地を「奄美群島国定公園」に指定した。またこれに並行して港湾の整備が進んで大型フェリーが就航したこと、空港が開港して交通が便利になったことなどで、本島への観光入れ込みも急増し昭和四十九年には五万四千六百人に達し、十億円を超える収入を見たのである。しかし、その後は沖縄の本土復帰に伴う南志向、さらには海外志向が増えて本島への入れ込みは漸減傾向にある。昭和五十九年の観光状況は次のとおりである。

宿泊施設＝ホテル五・民宿十四、収容人員千百人

イベント＝フリージアフェスティバル、フリージアジョギング大会、ゆり祭り、サマーフェスティバル、港まつり、農業祭

入込観光客数＝三万二千八百人

十一　社会福祉

社会保障制度や医療制度の拡充強化により経済的貧富の差は緩和の傾向にあるが、生活環境や社会環境の変化、高齢化社会への急速な進行によって福祉行政も複雑多様化している。このような情勢の中で、ぬくもりに満ちた福祉社会の建設に最大の努力が払われている。

(一)　老人福祉

国勢調査による人口は次のとおりである。総人口に対する老齢人口比率は、県及び国に対し異常に高い。そのため老人福祉対策も幅広い助成事業を行っている。

(二)　児童福祉

母親の職場進出で保育を必要とする幼児が増え各小学校単位に保育所を建設、二歳以上児を対象に保育行政を行っている。

(三)　心身障害者福祉

心身障害児（者）の生活相談・生業指導を実施して社会参加を促進する一方、経済的助成を行っている。

(13) 老人人口(65歳以上)

年次	和泊町			県の比率	国の比率
	65歳以上の人口	総人口	率		
昭和 30年	1,252	12,564	10.	6.1	
35	1,359	12,231	11.	7.1	
40	1,365	11,058	12.	8.4	
45	1,293	9,507	13.	10.1	7.1
50	1,344	8,615	15.	11.6	8.0
55	1,540	8,932	17.	12.7	9.0
59	1,680	8,754	19.	13.0	10.0

(14) 老人福祉施設設備状況

名称	定員	開設年度	建設年度	建物面積	総事業費	国庫補助率	備考
老人いこいの家		48	47	330㎡	15,000 千円	町債	
特別養護老人ホームしらゆりの園	55	52	51	1,359.34㎡(敷地5,040㎡)	232,010	無	社会福祉法人
内城老人福祉作業所		53	52	79.5㎡	7,950	町債	
計					254,960		

(15) 保育所整備状況

昭和56年4月1日現在　単位：千円

名称	定員	開設年度	建設年度	建物面積	総事業費	国庫補助率	備考
和泊保育所	60	50	49	300	26,659	2/3	
内城保育所	60	53	52	360	41,540	2/3	
国頭保育所	60	55	54	360	47,787	2/3	
大城保育所	50	58	57	309	47,853	2/3	
玉城へき地保育所	38	50					生活館利用
上手々知名へき地保育所	50	52					子供と老人の家利用
計					115,986		

十二　財政

財政規模の推移

昭和二十九年度以降の財政規模を五年周期で比較すると次表のとおりである。表に示されているように、財政規模も、奄振事業費の増額と我が国の急速な経済成長に伴って年々伸びているが、特に四十九年度以降、奄美群島振興開発事業が施行されてから急速に伸びており、これによって町内各種産業の基盤が整備されて、町民所得も向上し、将来に大きな期待がかけられている。

十三　町民所得

昭和五十五年から昭和五十七年までの町民所得は、別表のとおりである。これを昭和五十七年度についてみると所得額は前年度より五パーセント伸びており、県民所得の伸びと同率であるが、郡民および国民所得の伸びを上回っている。しかし、所得格差についてみると徐々に縮まってきているものの、いずれも低い位置にある。

町内純生産額については、農業の複合経営が定着したための伸びが目立っている。また、第三次産業も、金融・保険・不動産業および公務等の伸びに支えられているが、総体的には五・三パーセントの伸びとなった。

(16) 科目別歳入

（単位：千円）

区分	29年度		30		35		40	
	決算額	前年対比	決算額	前年対比	決算額	前年対比	決算額	前年対比
地方税	3,655		4,260	116.5	7,395	108.1	17,402	113.2
地方譲与税								
自動車取得税交付金								
地方交付税	15,557		14,946	96.1	25,230	121.0	84,973	113.7
交通安全対策特別交付金								
分担金及び負担金			255	—	2,518	—		
使用料及手数料	490		556	113.5	944	111.1	4,118	35.7
国庫支出金	11,967		19,690	164.5	18,573	84.6	4,061	235.8
国有提供交付金								
県支出金	1,682		224	13.3	2,733	80.9	22,346	854.5
財産収入	134				1,956	89.5	3,628	
寄付金	86		616	716.3	1,267	347.1	48,469	300.9
繰入金					136	89.5	2,874	84.5
繰越金	1,983		4,857	244.9	2,700	49.2	5,314	201.0
諸収入	316		336	106.3	1,127	108.9	2,602	126.1
地方債	4,200		4,400	104.8	5,600	119.1	27,900	125.6
計	40,070		50,283	125.5	70,179	103.2	223,687	132.3

区分	45		50		55		59	
	決算額	前年対比	決算額	前年対比	決算額	前年対比	決算額	前年対比
地方税	28,667	112.9	69,145	1.208	239,079	1.208	346,727	106.8
地方譲与税			15,587	1.259	48,399	1.039	58,065	94.8
自動車取得税交付金	3,505	113.4	13,567	1.416	20,779	0.802	25,748	101.7
地方交付税	222,053	124.8	576,725	1.117	996,217	1.101	1,301,857	104.0
交通安全対策特別交付金			303	—	443	1.016		
分担金及び負担金	18,442	136.8	12,821	1.122	27,281	1.017	36,649	129.6
使用料	4,068	106.1	12,895	1.379	32,492	1.295	57,197	108.9
手数料	6,104	137.4	185,258	1.513	2,753	0.978	3,108	102.2
国庫支出金	39,340	77.8	1,306	1.207	562,567	1.569	1,058,176	105.5
県支出金	67,707	121.6	220,209	1.487	584,850	0.995	501,038	92.4
財産収入	4,471	68.1	56,298	2.137	10,815	0.462	16,023	92.5
寄付金	7,702	149.0	13,141	2.115	3,250	0.199	10,932	144.0
繰入金	272	125.9			45,000	皆増	1,963	皆増
繰越金	8,453	84.2	31,273	1.502	47,003	0.906	86,884	106.9
諸収入	4,980	114.9	7,402	0.964	59,217	2.787	180,364	103.9
地方債	25,800	161.2	124,700	1.010	483,400	0.869	444,400	126.9
計	441,564	117.4	1,340,625	1.254	3,163,545	1.118	4,129,101	105.3

(17) 町民所得・郡民所得・県民所得・国民所得の推移

項目＼年度	実数			対前年度伸び率(%)	
	55年度	56年度	57年度	55/56年	56/57年
町民所得（千円）	9,245,586	9,746,422	10,262,510	105	105
郡民所得（百万円）	175,159	183,436	189,991	105	104
県民所得（百万円）	2,202,705	2,337,906	2,444,141	106	105
国民所得（億円）	1,940,362	2,030,837	2,118,283	105	104
町総人口（人）	8,932	8,855	8,781	99	99
町民一人当たりの所得（円）	1,035,108	1,100,668	1,168,717	106	106
郡民一人当たりの所得（円）	1,122,284	1,181,098	1,232,337	105	104
県民一人当たりの所得（円）	1,234,269	1,303,862	1,358,383	106	104
国民一人当たりの所得（円）	1,658,642	1,723,751	1,785,697	104	104
対郡格差（%）	92.2	93.2	94.8	—	—
対県格差（%）	83.9	84.4	86.0	—	—
対国格差（%）	62.4	63.9	65.4	—	—

(18) 町内純生産

項目＼年度	町内純生産(単位：千円)			構成比(%)			対前年度比(%)	
	55年度	56年度	57年度	55年度	56年度	57年度	55/56	56/57
1.第1次産業	2,548,358	2,247,536	2,406,625	26.7	20.7	22.5	88.2	107.8
(1) 農業	2,422,219	2,143,147	2,292,948	25.3	19.7	21.4	88.5	107.0
(2) 林業 狩猟業	1,663	1,033	6,840	0	0	0.1	62.1	66.2
(3) 水産業	124,476	103,356	106,837	1.3	1.0	1.0	83.0	103.4
2.第2次産業	2,328,943	3,294,962	2,821,814	24.4	30.3	26.4	141.5	85.6
(1) 鉱業	72,532	49,945	48,337	0.8	0.5	0.5	68.9	96.8
(2) 建設業	1,661,437	1,668,642	1,594,579	17.4	15.3	14.9	100.4	95.7
(3) 製造業	594,974	1,576,375	1,178,898	6.2	14.5	11.0	74.8	74.8
3.第3次産業	5,082,899	5,719,308	5,873,782	53.2	52.6	54.9	112.5	102.7
(1) 卸,小売業	1,071,538	1,314,271	1,373,580	11.2	12.1	12.8	122.7	104.5
(2) 金融・保険 不動産業	753,458	798,394	916,777	7.9	7.3	8.6	106.0	114.8
(3) 運輸 通信業	534,045	605,832	577,198	5.6	5.6	5.4	113.4	95.3
(4) 電気・ガス 水道業	43,980	39,450	40,842	0.5	0.4	0.4	89.7	103.5
(5) サービス業	1,922,796	2,156,024	2,085,980	20.1	19.8	19.5	112.1	96.8
(6) 公務	757,082	805,337	879,405	7.9	7.4	8.2	106.4	109.2
帰属利子(控除)	403,132	382,568	408,494	4.2	3.5	3.8	94.9	106.8
町内純生産	9,557,068	10,879,238	10,693,727	100.0	100.0	100.0	113.8	98.3
町外からの純生産	△311,482	△1,132,816	△431,217	—	—	—	363.7	38.1
町民純生産	9,245,586	9,746,422	10,262,510	—	—	—	105.4	105.3

和泊町史年表

和泊町史年表

村栄政美編

西暦	年号	時代	島治者 村長 町長	事項
五九三	推古 元	飛鳥時代		聖徳太子が摂政となる。
六〇〇	推古 八			このころ、按司が発生する。(沖縄)
六〇三	十一			聖徳太子が冠位十二階を定める。
六〇四	十二			聖徳太子が十七条の憲法を定める。
六四五	大化 元			大化の改新
				このころ、多禰(たね)、夜玖(やく)、菴美(あまみ)などがよく大和に入貢していた。
七〇一	大宝 元	奈良時代		大宝律令ができた。
七〇二	大宝 二			多禰(たね)の隼人が反乱を起こした。
七一二	和銅 五			この乱がしずめられて後、戸籍法がしかれた。
七一三	和銅 六			「古事記」ができた。
七二〇	養老 四			大隅の国が置かれた。
七三五	天平 七			南島人二三二人に位を授ける。「日本書記」が完成。
七六九	神護景雲三			南の島に島名や距離などを書いた札を立て、遣唐使の便をはかった。
				和気清麻呂が大隅に流された。

八〇〇	延暦 十九	平安時代		大隅・薩摩に班田を行う。
八二四	天長 元			多禰国が廃止され、大隅に属することになった。
八九四	寛平 六			遣唐使を廃止する。
一一六〇	永暦 元			源頼朝、伊豆に流される。
一一七七	治承 元			僧都俊寛など、鬼界島に流される。
一一八五	文治 元			平家滅亡。平資盛、有盛、行盛ら逃れて鬼界島に着く。
一一九二	建久 三	鎌倉時代		源頼朝、征夷大将軍となる。
一二六〇	文応 元			琉球英祖王即位する。
一二六六	文永 三			大島など、初めて琉球に入貢。
一三一四	正和 三			このころから三山が対立する。
一三五〇	正平 五	室町時代		琉球察度即位して中山王となる。
一三九五	応永 二			世之主、このころ島主になる。
一四一六	応永二十三			北山滅亡。
一四二九	永享 元		世之主	世之主このころ自殺と推定さる。
一四五八	長禄 二			尚巴志、三山を統一。
一四六六	文正 元			護佐丸の乱。阿麻和利の乱。
一五三七	天文 六			尚徳王、喜界島を討つ。
一五四三	十二			尚清王、大島を討つ。
一五四九	十八		大屋子時代	ポルトガル船、種子島に流れつく。鉄砲伝来。
				フランシスコ・ザビエル、鹿児島に上陸。キリスト教伝来。

一五七一	元亀 二		尚元王、大島を征服する。
一六〇〇	慶長 五	安土桃山時代	関ヶ原の戦い。
江戸時代			
一六〇五	十	大屋子時代	からいも琉球に伝わる。
一六〇九	十四		薩摩藩が琉球をくだし、大島、徳之島、喜界島、沖永良部島・与論島を直轄地とした。
一六一〇	十五		琉球検地をおえる。
一六一三	十八		直川智が大島大和浜で砂糖きびを試植する。
一六一六	元和 二		薩摩藩、大島の代官を任命する。
一六二三	九		大島に奉行を置き、道之島全体を管轄させる。
一六九〇	元禄 三	奉公時代 島役用人時代	徳之島奉行を置き、徳之島、沖永良部島、与論島を管轄させる。
一七八六	天明 六		沖永良部の行政区画を三間切（大城間切、喜美留間切、徳時間切）とし、与人三名をおき、また掟、目差、筆子の副役をおいた。
一八〇〇	寛政十二		儀間真常を福建に派し、製糖法を学ばせる。
一八一〇	文化 七		徳之島と分立して代官ならびに附役三名を本島定詰にし、与論は本島に属した。
			沖永良部の人口調査をする。（九、一四五人）
		与人時代	人口調査（九、五〇八人）
			麻疹流行し、多数の死者が出た。
			文化、文政のころ、和泊の薫尾子（とうびし、安永八年生、安政元年逝去、享年七十六、余多、有川薫尾子の曽祖父）と、手々知名の盛平（大坪盛徳曽祖父）は、甘蔗苗を徳之島から求めて挿植し製法を伝習した。

一八三〇	天保 元		調所笑左衛門、財政改革一切の責任を委任され、この年、大島・喜界・徳之島三島の砂糖惣買入れを始めた。砂糖の専売である。
一八三五	六		永良部、与論に痲疹流行し、多数の死者が出る。
一八五七	安政 四		従来与人役所は、和泊村の三ヵ所にあって、大城間切、喜美留間切、久志検間切と称した。大城間切は、和泊、和、大城、赤嶺、田舎平、後蘭、下城、田皆、島尻、屋子母、瀬利覚の十一村。喜美留間切は、手々知名、出花、畦布、根折、玉城、内城、瀬名、永嶺、上城、大津勘、知名、上平川、下平川皆川の十四村。久志検間切は、喜美留、国頭、西原、古里、久志検、余多、屋者、芦清良、黒貫、徳時、馬鹿の十一村であった。大城間切、喜美留間切、久志検間切を和泊方、東方、西方と改称した。
江戸時代			
一八五八	安政 五	与人時代	和泊方は、和泊、手々知名、喜美留、国頭、西原、出花、畦布、根折、内城、大城、皆川、古里、玉城、和の十四ヵ村。
一八五九	六		東方は、余多、屋者、上平川、下平川、芦清良、黒貫、瀬利覚、知名、屋子母、大津勘、徳時の十一ヵ村。
			西方は、瀬名、永嶺、田皆、馬鹿（正名）、島尻、下城、上城、田舎平（谷山）、後蘭、久志検、赤嶺の十一ヵ村。
			与人役所を、和泊（東北端）、芦清良（東北端）、上城（東端）に移転した。
			伊延港築造。
			沖永良部島人口調査、一一、九七五人（男五、六一七人、女六、三五八人）、郷士格四家部九三人。流罪人九五人。

一八六〇	万延	元	
一八六二	文久	二	
一八六三		三	
一八六四	元治	元	
一八六六	慶応	二	
一八六九	明治	二	
一八七一		四	
一八七二		五	
一八七三		六	

江戸時代

明治時代

与人時代

従来甘藷は赤白の二種類であったが、琉球より「サンダ種」を移植する。
大暴風あり。徳之島犬田布騒動あり。
西郷隆盛、本島に禁錮せられる。
義盛、与人に任ぜられる。
初めて全島に種痘を行う。
政照、与人に任ぜられる。西郷隆盛、帰鹿する。
甘藷新品種「赤カンダ」および「鳥島」を、琉球より求めて植える。
沖永良部島人口調査、一三、三三六人（男六、三四六人、女六、九九〇人）。
郷士格九三人。流罪人七五人。

高千穂神社建立。
人口調査、一四、四六三人（男六、八六六人、女七、四七一人）。
世之主・四並蔵神社建立。ヒダワシ解放。
女子の入れ墨の習慣が禁ぜられた。
弁天を厳島、金毘羅を大物主、天神を菅原神社と改号する。
廃藩置県。
暴風により民家、伊延波止、西方役所大破し、西方役所を田舎平へ移転する。
砂糖二三二万斤産す。
戸籍調査
太陰暦を廃し、太陽暦を使うようになる。
人口調査、一四、七二七人

一八七四	明治	七	
一八七五		八	
一八七六		九	
一八七七		十	
一八七八		十一	
一八七九		十二	

明治時代

戸長時代

戸長土持政照がランプを東京から持ってきた。
与人を戸長、間切横目を副戸長と改称する。
与論島、沖永良部から独立する。
貨幣融通開始。鮫島中属支庁長となる。
沖島曾謙、操坦栽、沖利有　戸長に任命。
東西二戸長役所を和泊方に合併。
初めて学校設置。平民にも名字使用が許される。商店開始。
撰玄碩戸長に任ぜられる。島尻暗川の入り口修築。
福永信治、支庁長となる。西南の役起こる。
全島に十七の小学校を設置。
和泊学校（和泊）、国頭学佼（国頭）、畦布学校（畦布）、花実学校（西原）、玉城学校（玉城）、内城学校（内城）、皆川学校（皆川）、余多学校（余多）、平川学校（上平川）、清良学校（芦清良）、覚知学校（瀬利覚）、徳風学校（大津勘）、島尻学校（住吉）、田皆学校（田皆）、下城学校（下城）、後蘭学校（後蘭）、永誉学校（永嶺）の十七校。
女童の就学が始まる。
風葬が禁止され埋葬に改められた。
郵便局設置。
琉球に沖縄県を置く。
大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島をもって大島郡とした。

郡役所を名瀬に置き、各支庁を廃して郡役所出張所を置いた。
郡長心得郡書記・向井新兵衛。郡書記・土持政照、操坦栽。
全島を十二区に分割、各戸に戸長を置く。
沖島曽謙（国頭役場）、沖利有（和泊役場）、撰玄碩（手々知名役場）、沖利経（玉城役場）、町田実矩（大津勘役場）、安藤佳竹（田皆役場）、東一元（内城役場）、市来惟信（上城役場）、矢野忠正（芦清良役場）、本城宗元（瀬利覚役場）、甲東生（後蘭役場）、操坦勁（余多役場）
全島を六区に改割し、各戸に戸長を置く。事務は、和泊役場一ヵ所で取り扱う。
畦布村、喜美留村に疑似コレラ流行し、死者二十数名を出す。
和泊正則小学校に初等科と、中等科が設けられた。
全島三ヶ方に復旧、三戸長となる。正則小学校全焼、社倉資金で和泊に病院ができた。
大島郡役所の各島出張所が廃止された。
沖永良部徴兵適令者受検大島出頭の始まり。（二六四名）
大島郡役所を廃止し、支庁を設置した。
戸長所轄を二区分して、
一つは和泊村ほか十七村、戸長役場を和泊村に置く。
一つは知名村ほか十七村、戸長役場を知名村に置く。
節検申合により、生年祝、年日祝などを廃止する。
徴兵により、和村・大吉政宜志、畦布村・森里宜志入営する。

一八八〇	明治	十三
一八八一		十四
一八八二		十五
一八八三		十六
一八八四		十七
一八八五		十八

全島を和泊、知名の両方に分かち、各所在地に役場を置く。
和泊村ほか、十七村戸長・土持政照
知名村ほか、十七村戸長・操　坦勁　それぞれ任命
巡査派出所設置する。
このころより改良鉄車流行する。
全島戸籍改正・戸数三、三二六戸。人口一八、七一七人（男九、一二三人、女九、五九四人）
大日本帝国憲法発布。
教育勅語発布。沖永良部高等小学校設立。
屋者にカナダ船漂着。
大島各島定期航海開始。（朝日丸で月一回）
甘蔗「読谷山種」このころより普及する。
カナダ政府より望遠鏡をおくられる。
山内県知事および大島信衆議院議員来島する。
沖永良部警察分署設置。正義会同志会が対立する。
操坦勁和泊村戸長に、沖利経知名村戸長に、それぞれ任命される。
日清戦争が起こり、初めて出征軍人あり。
大島分教場設立。
台風襲来。

一八八七	明治	二十
一八八八		二十一
一八八九		二十二
一八九〇		二十三
一八九一		二十四
一八九二		二十五
一八九三		二十六
一八九四		二十七
一八九五		二十八

一八九六	明治二十九	和泊に大島区裁判所が置かれ、登記事務を行う。
		和泊、知名両方とも道路一新の大修繕をなす。
一八九七	三十	知名郵便局設置。
		和泊知名各尋常小学校新築。
一八九八	三十一	徳之島、和泊間に海底電線敷設。九月一日から電報取り扱い開始。
一八九九	三十二	大暴風雨襲来。日根野侍従が勅使として来島。
		社倉解散される。
一九〇〇	三十三	沖永良部高等小学校が、和泊高等小学校、知名高等小学校に分かれる。
一九〇一	三十四	二月十二日、沖永良部に初めて雪が降った。
		操坦勁、知名方戸長に任命される。
一九〇二	三十五	南洲神社および南洲記念碑建立。
		沖島曾徳、和泊村戸長に任命される。
一九〇三	三十六	郡品評会展覧会、和泊において開催。
一九〇五	三十八	土持綱安、和泊戸長に任命。
		小米港口暗礁除去工事起工。
一九〇六	三十九	土持政照彰徳碑建立。
一九〇七	四十	百合栽培始まる。大島信用販売購売組合認可。
		下城沖泊道路竣工。
一九〇八	四十一	島嶼町村制施行。六年制義務教育実施。和泊知名間に電話開通。
		和泊村長に土持綱安、知名村長に操坦勁、それぞれ任命される。

明治時代

戸長時代

一九〇九	明治四十二	知名白浜港において、平安座人の佐多巡査殺し事件あり。
		坂本元明、代議士となる。
一九一〇	四十三	福岡富隆、知名村長に任命される。
		南洲神社に西郷文庫設けられる。
一九一一	四十四	韓国併合。販売組合与和倉庫人工石をもって建設。
		和泊尋常高等小学校新築開校。腸チフス流行。
一九一二	四十五	大地震あり。
	大正元	明治天皇崩御。
一九一三	二	九月十三日兼久原において和泊村遙拝式。
		土持綱義和泊村長に、龍田佐隆史知名村長に任命される。
一九一四	三	風疹流行。与和港開さく工事。
		百合価格暴騰。新納直定知名村長となる。
一九一五	四	昭憲皇太后崩御。欧州大戦始まる。第三十五議会解散。
		田中省三、本郡より代議士に選出される。
		新納政吉、県会議員に再選される。
		御大礼に付き、三日間大祝。和泊記念桟橋築造。百合暴落。
		夏降雨続きのため甘庶未曾有の繁茂。永嶺線里道成る。
一九一六	五	和泊村青年団成立。
		第五部青年団発会式挙行。
一九一七	六	林為良、代議士となる。

大正時代

土持綱義村長

明治時代

土持綱安村長

一九一八	大正	七	
一九一九		八	
一九二〇		九	
一九二一		十	
一九二二		十一	
一九二三		十二	
一九二四		十三	
一九二五		十四	
一九二六	昭和	元	
一九二七		二	

大正時代

	沖元網村長	沖島曾徳村長
国頭大城線里道成る。紬業繁盛。		
戦後景気により、百合砂糖高値。南洲橋、余多橋竣工。		
大島郡に町村制が布かれ、町村会議員が選挙により選出され、議員により町村長が選出されるようになった。		
沖元綱、和泊村長となる。		
初めて飛行機が島の上空を飛んだ。		
沖島曾徳の頌徳碑が後蘭に立てられた。		
大島警察署沖永良部分署新築移転。		
知名局に無線新設。知名与論間無線電信開始。		
大島区裁判所知名出張所開庁。		
関東大震災。和泊港の開さく工事を行う。		
沖島曾徳、和泊村長となる。東前広、知名村長となる。		
内喜名港開さく工事。		
普通選挙法公布。このころから米の二期作が普及する。		
大正天皇崩御。		
大島島庁が廃止され大島支庁となる。		
沖永良部分署が沖永良部警察署に昇格。		
天皇、奄美大島行幸。沖元綱、県会議員となる。		
伊延に南洲上陸記念碑建立。		

一九二八	昭和	三	
一九二九		四	
一九三〇		五	
一九三一		六	
一九三二		七	
一九三四		九	
一九三五		十	
一九三六		十一	
一九三七		十二	
一九三八		十三	
一九三九		十四	
一九四〇		十五	

昭和時代

	沖島曾徳村長	禎山口善村長	饒信重丕村長	皆川恵三村長	道兼長山下村
このころ初めて、沖永良部に自動車がきた。					
吉松総照、知名村長となる。甘蔗「大茎種」が試植された。					
沖永良部電気株式会社（発電所古里）が点灯を開始した。					
県議沖元綱、小米港で遭難死去。					
満州事変起こる。					
上海事変起こる。山口禎善、和泊村長となる。					
百合生産過剰のため百万余球を海に投ず。百合騒動あり。					
学校で、石盤石筆時代が消えた。					
重信饒丕、和泊村長となる。					
和泊、知名両村に青年学校が創設された。					
皆川恵三、和泊村長となる。					
明治四十五年以来小学校に設置されていた高等科三年が廃止された。					
日華事変起こる。					
国家総動員法成立。張鼓峰事件起こる。					
安田森信、知名村長になる。					
小学校で健児団の訓練が盛んになった。					
山下兼道、和泊村長となる。					
日独伊三国同盟成立。					
紀元二千六百年奉祝行事あり。					

			東仲一町長
一九四一	昭和	十六	兼長
			下町
一九四三		十八	山道
一九四四		十九	
一九四五		二十	
一九四六		二十一	
一九四七		二十二	
一九四八		二十三	
一九四九		二十四	

太平洋戦争起こる。学制改革により小学校が国民学校となる。
和泊村に町制施行（初代町長山下兼道）。昭和橋竣工。
アッツ島玉砕、ガダルカナル島撤退。
東仲一、和泊町長となる。
知名に米潜水艦からの砲撃があった。
島にエラブ守備隊が駐屯した。米国機による空襲が始まった。
日本本土が空襲を受けるようになった。
第二次世界大戦終了。藤村前吉、知名村長となる。
二月二日をもって鹿児島県から分離し、米軍政府下におかれた。
大島支庁は臨時北部南西諸島政庁と改称され、支庁長は知事と改められる。
（初代知事、豊島至氏）
知名村に町制施行。
臨時北部南西諸島知事豊島至、知名で病死。後任に中江実孝が任命された。
四月、六・三・三制の学制が実施され、国民学校が小学校になり、中学校が
新設され、和泊一中、二中、三中、知名中、下平川中、田皆中が創立された。
南西諸島の決定通貨をB票として切り替えをした。
知名藤村前吉町長再選。
沖永良部警察署落成する。北大島対南大島の相撲大会が高千穂で行われた。
戦後初めて、百合球根を積んで金十丸本土へ出航。
琉球政府統計事務所設置。沖永良部高等学校創設。

			東仲一町長
一九五〇	昭和二十五		
一九五一	二十六		
一九五二	二十七		
一九五三	二十八		
一九五四	二十九		

市町村制公布
臨時北部南西諸島政庁を奄美群島政府と改称。
奄美群島政府知事に中江実孝再選される。
奄美群島議員選挙。吉松軍八当選。
大山に米軍基地が置かれる。
復帰協議会が生まれ、活発な運動が行われる。
沖永良部高等学校が現在地に移転統合される。
戦後再び電灯がついた。琉球銀行沖永良部支店創設。
サンフランシスコ対日講和条約調印。
群島政府が廃止され、琉球政府が発足する。
知名に沖永良部測候所開設。
岡本経良知名町長となる。十島村が日本へ復帰する。
十二月、ダレス声明により奄美大島日本復帰なる。
琉銀支店が鹿銀支店になる。
農業改良普及所動物検疫所置かれる。
統計事務所日本政府に引き継がれる。
沖永良部高等学校県立となる。
重村中久、第三代和泊町長となる。保岡武久、衆議院議員当選
食糧事務所税関出張所置かれる。
奄美群島復興特別措置法公布。

一九五五	昭和　三十	
一九五六	三十一	
一九五七	三十二	
一九五八	三十三	
一九五九	三十四	
一九六〇	三十五	
一九六一	三十六	

昭和時代

重村中久町長

和泊港改修工事始まる。
大型製糖工場帝国物産、屋子母に設立。
名瀬工事事務所沖永良部土木工事詰所設置。
鹿児島入国管理事務所、和泊駐在員を置く。
「沖永良部郷士史料」発行。
沖永良部バス運行開始。
奄美興発ＫＫ和泊に設立。
和泊一中と三中が統合して和泊中学校に、二中が城ヶ丘中学校になった。
第四代町長に武田恵喜光就任。
和泊町役場、和泊郵便局、和泊小学校、それぞれ現敷地へ移転する。
土木改良事業始まる。家畜保健所置かれる。
神川盛蔵、知名町長となる。岡本経良、県議会議員当選。
簡易水道、畦布揚水施設工事着工。
このころからＮＣＯ（甘蔗）が普及した。
知名町大山に茶工場完成。
国民健康保険事業始まる。町内全校完全給食実施。
拠出制国民年金事業開始。義宮様御来島。
第一回港まつりが開かれる。赤地信、知名町長となる。
第二室戸台風（十八号）来襲、被害を受ける。
福祉駐在所が福祉事務所となる。

武田恵喜光町長

一九六二	昭和三十七	
一九六三	三十八	
一九六四	三十九	
一九六五	四十	
一九六六	四十一	
一九六七	四十二	

昭和時代

武田恵喜光町長

簡易水道給水開始（四五七戸）
町長に武田恵喜光再選される。
奄美興発㈱と共和産商㈱が合併して南栄糖業㈱となる。
知名町役場庁舎完成。
昼間送電実施。異常寒波および異常干ばつあり。
昇竜洞発見される。世之主神社、南洲神社改築。
入国管理事務所出張所に昇格。
和泊市街地の護岸工事完成。伝染病棟建設。
高千穂神社、菅原神社鉄筋に改築。
奄美群島振興特別措置法公布。
和泊中学校に屋内運動場完成。六月、電気昼夜送電なる。
ＮＨＫテレビ中継塔、大山に完成。
大平武雄、知名町長となる。
町長に、武田恵喜光三選される。
城ヶ丘中学校に屋内運動場完成。
名瀬土木出張所沖永良部工事詰所、沖永良部土木出張所へ昇格。
和泊町中央公民館落成。金毘羅神社改築。
沖永良部空港着工。ＮＨＫテレビ中継局開局。
農業構造改喜事業始まる。
知名に国民宿舎えらぶ荘完成。和泊町議会議事堂完成。

昭和時代

武田恵喜光町長

一九六八	昭和四十三	大島紬織工教習所開設。
		明治百年記念事業として、町章、町民歌、町民憲章制定。
		国の合同庁舎竣工。住民基本台帳法施行。
一九六九	四十四	衆議院議員補欠選挙（保岡武久当選）。町民プール完成。
		奄美群島振興特別措置法改定延長。
		沖永良部空港開港。大阪航空局沖永良部空港出張所設置。
		沖永良部測候所設置。沖永良部畜産センター完成。
		和泊町奨学資金貸付制度発足。
一九七〇	四十五	知名町長に大平武雄再選される。
		町長に武田恵喜光四選される。和泊町総合振興計画策定。
		「沖永良部観光と物産展」、鹿児島市山形屋デパートで開催。
		和泊港に一五〇〇トン級船舶（あまみ丸）初接岸。
一九七一	四十六	県営圃場整備事業着工。町全域に水道布設。
		城ヶ丘中学校にプール完成。
		ミカンコミバエ防除事業始まる。農村地域集団電話開通。
		過疎地域振興計画策定。和泊港背後地埋立工事着工。
		町単敬老年金制度創設。
一九七二	四十七	国頭部落に、へき地保健福祉館完成。
		県営圃場整備事業完成。空港―知名間県道舗装工事完成。
		給食センター完成。農業振興地域の指定受ける。

昭和時代

武田恵喜光町長

一九七三	昭和四十八	ＮＨＫカラー放送の中継開始。保岡興治、衆議院議員当選。
		大島地区総合社会教育研究大会開催される。
		大山米軍基地が航空自衛隊に移管。
		「老人いこいの家」完成。和泊港背後地埋立工事竣工。
		大城小学校屋内運動場完成。
		国頭小学校に「汐ほす母の像」完成。
		常陸宮殿下、妃殿下御来島。
		南栄糖業ＫＫ知名工場閉鎖。きび価格大幅引き上げ総決起大会。
		第一回老人クラブ運動会。
		沖永良部島電報電話局開局、ダイヤル通話開始。
		三〇〇〇トン級船舶「ひかり」和泊港初接岸。
		知名町長に大平武雄三選される。（無投票当選）
		県合同庁舎手々知名に竣工。
一九七四	四十九	町長に武田恵喜光五選される。
		第一回フリージア全国キャラバン隊出発。
		五〇〇〇トン級船舶「神戸丸」和泊港に初接岸。
		第十八回奄美群島市町村議会議員大会開催。
		鹿銀沖永良部支店強盗事件。
		六〇〇〇トン級船舶「クィーンコーラル」和泊港に初接岸。
		内城小学校体育館完成。

一九七五	昭和　五十	
一九七六	五十一	
一九七七	五十二	
一九七八	五十三	

陸上自衛隊による道路新設工事竣工。（和―根折線）
徳永運輸大臣一行和泊港等視察。
和泊保育所開設。
七〇〇〇トン級船舶「クィーンコーラル2」初就航。
第十七回奄美群島福祉大会開催。
第二十九回県民体育大会第十六回大島地区大会開催。
知事と語る会。玉城生活館完成。
農業後継者育成大会。
和泊町港湾、空港拡張整備促進期成会発足。
町民体育館着工。越山焼却炉着工。
天皇在位五十周年。和泊港待合所完成。
沖永良部空港に自衛隊ジェット機初着陸。
衆議院議員選挙。（保岡興治当選）
和泊町民体育館完成。
特別養護老人ホーム（白ゆりの園）完成。
ユニチカ女子バレーボールチーム来町。
沖永良部台風（九号）来襲し、全島に壊滅的被害を及ぼす。
西郷南洲没後百周年記念行事。畦布生活館完成。
知名町長選挙（林　安盛当選）
町長に武田恵喜光六選。

一九七九	昭和五十四	
一九八〇	五十五	

柔剣道場落成。伊延集会所落成。
南洲神社境内に西郷南洲像建立。
復帰二五周年記念式典。越山公園開き。
大島地区駅伝大会開催。谷山生活館完成。
仁志生活改善センター完成。
民放テレビ（ＭＢＣ・ＫＴＳ）開局。
伊延港改修工事着工。
南西航空、沖永良部―那覇間開航。
「防災の日」（九月九日）制定。第一回町民歩こう会。
古里生活館落成。
町立図書館完成。国頭保育所落成。
後蘭コミュニティーセンター落成。
町制施行四十周年記念式典。
農村情報無線開局。町立図書館開館。
町花「てっぽうゆり」、町木「ガジュマル」指定。
「教育の町」「交通安全の町」宣言。
ミカンコミバエ解禁。
「自然環境保全条例」制定。
新農業構造改善事業多目的研修館（和泊町研修センター）着工。
過疎地域振興計画（五十五年度～五十九年度）策定。

一九八一	昭和五十六	第二次和泊町総合振興計画策定。
		水道創設二〇周年記念式典。
		越山頂上に戦没者慰霊塔建立。
		有機物供給センター完成。
		第一回「フリージアフェスティバル」開催。
		五〇〇〇トン級船舶「あかつき」初就航。
		第三五回県民体育大会第二二回大島地区大会開催。
		第一回大島地区肉用牛共進会開催。
		初の土曜夜市開催。
		第一回身障者母子福祉スポーツ大会開催。
一九八二	五十七	町長に武田恵喜光七選される。
		奄美群島地区植樹祭。（高千穂神社にて）
		第一回「フリージアジョギング大会」開催。
		和泊保育所増築落成。
		第九回県少年スポーツ大会大島地区大会開催。
		大島地区輸送野菜生産推進大会開催。
		ウリミバエ不妊虫、初の空中放飼。
		五〇〇〇トン級船舶「ニュークィーンコーラル」初就航。
		地域別家庭教育総合セミナー開催。
		知名町長選挙（日吉得蔵当選）

一九八三	昭和五十八	和泊町研修センター竣工。
		沖永良部与論地区消防組合発足。
		大城保育所開設（これにより全校区に認可保育所が完成）。
		フラワー都市交流連絡協議会発足。
		和泊町（鹿児島県）　砺波市（富山県）　長井市（山形県）
		下田市（静岡県）
		松くい虫初の航空防除。
		農村集落多目的共同利用施設落成。

和泊町誌（歴史編）　執筆者一覧表

（章・節）　（題　目）	（執筆者氏名）	（備　考）
はしがき	武田恵喜光	町　長
第一章　時代概説	甲斐不二男	元鹿児島市教育長
第二章　先史時代	河口　貞徳	県考古学会長
第三章　古　代	中村　明蔵	鹿女子短大助教授
第四章　中　世	永吉　毅	元町中央公民館長
第五章　近世（大和世）		
第一節　島津氏の琉球入り	永吉　毅	元町中央公民館長
第二節　統治の基本	同右	同右
第三節　代官所の機構	同右	同右
第四節　沖永良部島代官系図	同右	
第五節「間切制度」から「方制度」へ	同右	
第六節　糖業政策	甲　東哲	中学校教頭
第七節　交　通	喜坂三千春	町企画課長
第八節　教　育	玉起　寿芳	前町中央公民館長
第九節　西郷隆盛の流謫	同右	
第十節　藩政治下の諸事	永吉　毅	元町中央公民館長
第十一節　人　物	同右	
第六章　明治時代		
第一節　諸制度の改革	伊勢　達一	元小学校長
第二節　沖永良部社倉の沿革	同右	
第三節　行政区画と和泊村の発足	同右	
第四節　正義会と同志会	同右	
第五節　糖業事情	甲　東哲	中学校教頭
第六節　ゆり事情	喜井　利一	元町経済課長
第七節　水　産　業	喜坂三千春	町企画課長
第八節　工・鉱業	前田　義村	前町経済課長
		研修センター総務課長
第九節　商　業	有川　貞辰	元陸軍大尉
第十節　出稼ぎ	橋口　文雄	町役場主事
第十一節　交通・通信	喜坂三千春	町企画課長
第十二節　教　育	玉起　寿芳	前中央公民館長
第十三節　明治時代諸事	伊勢　達一	元小学校長
第七章　大正時代		
第一節　議　会	中田　喜勲	消防組合総務課長
第二節　世界大戦と景気	伊勢　達一	元小学校長
第三節　糖業事情	甲　東哲	中学校教頭
第四節　ゆり事情	喜井　利一	元町経済課長
第五節　水　産　業	喜坂三千春	町企画課長
第六節　交通・通信	同右	
第七節　教　育	玉起　寿芳	前中央公民館長
第八節　大正時代諸事	伊勢　達一	元小学校長
第八章　昭和初期		
第一節　議　会	中田　喜勲	消防組合総務課長
第二節　天皇の行幸	伊勢　達一	元小学校長
第三節　産業組合	宗　昇	町農協参事
第四節　沖永良部電気会社	同右	町農協参事
第五節　和泊町の発足	伊勢　達一	元小学校長
第六節　糖業事情	甲　東哲	中学校教頭
第七節　ゆり事情	喜井　利一	元町経済課長
第八節　商　業	前田　精造	商店主
第九節　工・鉱業	前田　義村	前町経済課長
第十節　交通・通信	喜坂三千春	町企画課長
第十一節　治安・消防・防災	伊集院　健	町総務課長
第十二節　教　育	伊勢　達一 日置　ミネ	元小学校長 （元中学校教諭 元町婦人会長）
第十三節　昭和初期諸事	永吉　毅	元町中央公民館長
第九章　太平洋戦争時代		
第一節　議　会	中田　喜勲	消防組合総務課長
第二節　沖永良部駐屯部隊	有川　貞辰	元陸軍大尉
第三節　戦争災害	永吉　毅	元町中央公民館長
第四節　戦死者名簿	同右	
第五節　糖業事情	前田　義村	前町経済課長
第六節　ゆり事情	喜井　利一	元町経済課長
第七節　食糧事情	前田　義村	前町経済課長
第八節　交通・通信	喜坂三千春	町企画課長
第九節　教　育	東　一之 日置　ミネ	元小学校長 （元中学校教諭 元町婦人会長）
第十節　戦時下諸事	永吉　毅	元町中央公民館長
第十章　米国軍政時代		
第一節　終　戦	伊勢　達一	元小学校長
第二節　行政分離	同右	
第三節　軍政府	中田　喜勲	消防組合総務課長
第四節　議　会	宗　昇	町農協参事
第五節　琉球銀行	同右	
第六節　L／C貿易と密航	同右	
第七節　B円・低物価政策	前田　義村	年町経済課長
第八節　糖業事情	喜井　利一	元町経済課長
第九節　ゆり事情	前田　義村	前町経済課長
	山下堅四郎	研修センター総務課長
第十節　工・鉱業	前田　義村	元町経済課長
第十一節　食糧事情	宗　昇	町農協参事
第十二節　衛生事情		

第三節　交通・通信　喜坂三千春　町企画課長
第四節　沖縄との関係　宗　昇　町農協参事
第五節　教　育　和　住一郎　元中学校長
第六節　復帰運動　花田　吉浦　元町助役
第七節　分離中の諸事　伊勢　達一　元小学校長
第十一章　日本復帰後
第一節　議　会　中田　喜勲　消防組合総務課長
第二節　教　育　大山　安弘　町中央公民館長
日置　ミネ　元町婦人会長
農業共同組合・農業共済組合・農業開発組合　宗　昇　町農協参事
復帰後の諸事・(付)登記所沿革　伊勢　達一　元小学校長
第十二章　和泊町の発展　伊集院　健　町総務課長
和泊町史年表　村栄　政美　町図書館主事
執筆者一覧表　永吉　毅　元町中央公民館長
あとがき　同右



和泊町誌編集委員

(枠内右から)　喜坂三千春
山下堅四郎　宗　利武
佐々木鉄雄　大山　安弘
伊集院　健　和　住一郎
前田　義村　東　一之
重信　初雄　橋口　文雄
花田　吉浦
有川　貞辰　(下段右から)
前田　精造　喜井　利一
宗　昇　甲　東哲
中田　喜勲　永吉　毅
永吉　敏人　甲斐不二男
竹　王寛
(上段右から)　日置　ミネ
伊勢　達一　玉起　寿芳
村山　英二　谷元　義男

おわりに

和泊町は昭和五十五年五月に、町政施行四十周年を迎えた。これを機会に記念事業が企画され、いろいろな事業があげられたが、中でも町誌刊行ということが冒頭にとりあげられた。

このことは、真に当然というべきであろう。というのは、和泊町にはまだ町誌と銘打ったものがないからである。むしろ遅すぎた感さえしたくらいである。

しかし、町誌と銘打ったものはないが、それに代わるものとして、郷土先輩方の蘊蓄(うんちく)を傾けた貴重な研究の玉稿、尊い労作に基づく「沖永良部島郷土史資料」というA五判四百二十ページにのぼる、質量ともに重厚な書冊のあることはすでに周知のとおりである。これは、昭和三十一年に初版刊行され、昭和四十三年に明治百年記念事業の一環として改訂増補されたもので、郷土についての調査研究に不自由さは感じさせなかったものである。

改めて町誌刊行となるにしても、この「郷土史資料」を主軸として稿を進めねばならないことは、だれしもが認めるところであり、委員一同もそのように話し合ったが、それにしても、さらに追加せねばならぬものも相当予想された。であるとすると町誌を一冊だけに収録することは到底無理である。そこで話し合いの結果、思い切って民俗編と歴史編とに分けることにしたのである。

そのことが決まった後で、町誌編さんのための資料収集に県考古学会長河口貞徳先生の来島を仰ぎ現地を視察・調査中、昭和五十七年八月六日、和泊・知名両町境に近い久志検の中甫(なかふ)洞穴で爪型紋土器を発見し、沖永良部島に旧石器時代から、つまり一万年前から人類が住んでいたことが確認され、これで沖永良部島の先史文明は数千年もさかのぼることになったのである。

またその後、昭和五十九年六月に発見され十二月確認された、掩美島や伊藍島（沖永良部島の可能性が強い）等の木簡が出土して、沖永良部島の先史解明に新しい手がかりが見つかった。

さい先よい、これら（爪型紋土器の発見、木簡の出土）のことどもに歓声をあげたのは、私どもばかりではあるまい。不明だった沖永良部島の先史が除々にではあろうが究明されつつあるからである。

話は変わるが、沖永良部島の郷土史を調べていて頼りなさを感ずるものの一つは、なんといっても古い史料がないということである。それは、この島の文化度が、文献時代に達していなかった、否、達するのが遅かったということとかかわりがあるのではあるまいか。

たとえば、永良部世之主は応永二十三年（一四一六）に自殺したと推定されている。それなのに、宝永八年（一七一〇）藩命を受け与人平安山以下五名によって、世之主死後の由来等を調査し藩庁に上書せし書類は、世之主死後二百九十四年後のことである。また世之主由来書は、嘉永三年（一八五〇）に平安統が「私先祖より代々申伝御座候」と述べているが、世之主死後四百三十四年後の記述である。この空間はこの島の文化度が文献時代に達していなかったことを物語るものであるといえる。

南島で鉄器を使い、文字を使用する、いわゆる文化段階に達したのが、沖縄では十三、四世紀、沖永良部島では十七世紀以後ではなかろうか、との見方をする向きもあるが、史料がないとか、少ないとかいわれる原因はここらにあるのではなかろうか。

それゆえに、執筆者は広く関係文献をあさり、資料を収集し、それをもとに原稿を書き、検討しては書き直し、修正を経ながら内容の充実に努力したのであるが、学識経験共に乏しく、各委員それぞれ本務のかたわらの原稿執筆であるため無理な点が多く戸惑い、いたずらに日時のみを重ねる結果となってしまった。

とは言いながら、執筆に当たっては各々誠意をもって鋭意努力してきたことは事実である。だが本誌全体を通じ原稿の推敲も十分でなく、内容・表現ともに不備不適なところ、補正しなければならないところもあろうかと思う。本町誌が町民みなさんの郷土への理解を深め、あすへの町政発展の資となるならば、望外の喜びとするところである。

本誌編さんについて各方面の御協力と指導をいただいたが、特に終始ていねいに指導下さった甲斐不二男先生、先史解明に当たられた県考古学会長河口貞徳先生、古代史の解明について中村明蔵先生、郷土史について有川貞辰先生、それに町内有志の方々、終始激励を賜った町当局に厚く御礼を申し上げるしだいである。

昭和六十年五月六日

永吉　毅

和泊町誌（歴史編）

印　刷　昭和六十年六月　一日
発　行　昭和六十年六月二十日
編集者　和泊町誌編集委員会
　　鹿児島県大島郡和泊町教育委員会
　　（電話〇九九七九―②―〇〇〇九）
発行者　鹿児島県大島郡和泊町長武田恵喜光
発行所　鹿児島県大島郡和泊町教育委員会
　　振替口座　鹿児島④―六一九〇
印刷所　渕上印刷株式会社
　　鹿児島市南栄三丁目―一
制作　有限会社三立舎